

第二章

平成一五年度から平成一八年度



2003 ～ 2006

〈概観〉

1 世界

(1) 国際テロの頻発とグローバル戦争

二〇〇一（平成一三）年九月一日のアメリカ同時多発テロ事件が起きると、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」とグレイトブリテンおよび北部アイルランド連合王国（以下「イギリス」）などの有志連合は、アメリカ同時多発テロ事件を首謀したアルカイダなどの国際テロ組織との戦争を開始した。テロとのグローバル戦争（G W O T）と呼ばれるもので、中東情勢は緊迫の度を深めた。

有志連合は、一〇月七日、アフガニスタン・イスラム首長国に侵攻して、十一月三日、アルカイダの指導者のウサマ・ビン・ラディンを匿^{かくま}っているとみなされていたタリバン政権を崩壊させた。続く二〇〇三年三月一九日には、大量破壊兵器の開発、アルカイダとつながるとの理由でイラク戦争を開始し、十二月一日のイラク共和国（以下「イラク」）のサダム・フセイン元大統領の拘束（死刑判決確定後の二〇〇六年二月三〇日に死刑執行）により事実上終結した。その後は、二〇〇四年六月二十八日の連合国暫定当局（C P A）によるイラク暫定政権への主権移譲、二〇〇五年一月三〇日のイラク

国民議会選挙、一〇月一日のイラク新憲法草案の国民投票、二五日のイラク新憲法の承認、そして二〇〇六年五月二〇日の正式政府の発足と続いていた。しかし、国際テロは、終息するどころか、地域を拡大させていった。

中東では、二〇〇三年五月二日、サウジアラビア王国（以下「サウジアラビア」）・リヤドの外国人居住区で自爆テロが起きた。日本関係では、一月二九日に、イラク北部でイラク日本人外交官射殺事件が起きた。二〇〇四年五月一七日には、イラクの統治評議会のイッズッディーン・サリーム議長が、バグダードでの自爆テロで暗殺された。二月八日には、サウジアラビア・ジッダのアメリカ総領事館で自爆テロが起きた。日本関係では、四月七日にイラク日本人人質事件が発生した。五月二七日に、イラクで取材中の日本人フリージャーナリスト二人が殺害された。一〇月三〇日には、イラクで武装組織拘束の日本人男性の遺体が発見された。二〇〇五年二月一日、レバノン共和国・ベイルートでは、シリア派イスラム主義のヒズボラによる爆弾テロ事件が発生し、ラフィク・ハリリ前首相が暗殺された。イラクでも、四月に、テロが相次いで発生した。七月二三日には、エジプト・アラブ共和国のシナイ半島のシャルムエルシェイクで同時爆破テロが発生。アルカイダを名乗るグループが犯行を表明した。二〇〇六年二月二四日、サウジアラビアの石油関連施設に、アルカイダとみられる自爆テロが発生した。他方、日本関係では、五月三十一日、イラク・サマールワで陸上自衛隊を狙った爆弾が爆発した。

一月二三日、イラク・バグダードのサドルシティーとその周辺の六か所で爆弾テロと砲撃が起き、死者二五人、負傷者二五〇人の大惨事となった。二〇〇七年二月三日、イラク・バグダードで自爆テロが発生し、一三五人が死亡、三三九人が負傷した。三月二二日に、イラク訪問中の潘基文国連事務総長の近辺で迫撃砲弾が炸裂し、二三日には、イラク・バグダードで、サラム・ゾバイ副首相の自宅付近のモスクで爆弾テロが発生した。南アジア、東南アジアでは、二〇〇五年一〇月一日にインドネシアのバリ島二か所で同時多発爆弾テロが、一〇月二九日には、インド共和国（以下「インド」）・ニューデリーで同時爆弾テロが発生した。二〇〇六年七月九日には、インド・ムンバイで鉄道駅や走行中の列車など、七か所で同時多発爆弾テロが発生した。二〇〇六年九月一六日には、タイ王国・ソンクラール県ハートヤイで、同時多発爆弾テロ事件が発生し、外国人を含む四人が死亡、八二人が負傷した。

アフリカでは、二〇〇三年五月二六日、モロッコ王国・カサブランカで同時爆弾テロが発生し、三三人が犠牲となった。二〇〇四年一〇月七日、シナイ半島のタバで、ヒルトン・タバ・リゾートを標的とした自爆テロが発生した。二〇〇五年七月二三日には、シナイ半島のシャルム・エル・シェイクの市場やホテルの近くなどで連続爆弾テロが発生した。

欧米では、二〇〇四年三月一日、スペイン王国・マドリードの三駅で、通勤時間中の四列車の同時多発爆弾テロ事件が発生し、死者一九一人、負傷者二、〇〇〇人以上の被害がでた。

八月二四日、ロシア連邦（以下「ロシア」）の国内線航空機二機が爆破されて墜落した。九月一日～三日には、ロシア・北オセチア共和国・ベスランで、チェチェン共和国独立派など多国籍武装集団がベスラン第一中等学校を占拠。銃や爆発物等による犠牲は、死者約三三〇人、負傷者七〇〇人以上だった。二〇〇五年、イギリス・グレンイーグルズの主要国首脳会議開催中の七月七日、ロンドンで鉄道、バスの同時多発爆弾テロが発生し、死者五六人、負傷者約七八四人の惨劇となった。二〇〇六年八月九日には、イギリス・ロンドン警視庁は、アメリカへ向かう複数の旅客機の大規模テロ計画を未然に阻止。二〇〇七年一月一二日には、ギリシャ共和国・アテネのアメリカ大使館に携行式ロケット弾が打ち込まれた。

こうした中、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」）、フランス共和国（以下「フランス」）、イタリア共和国（以下「イタリア」）、カナダ連邦（以下「カナダ」）のG7（先進国首脳会議）にロシアを加えたG8（主要国首脳会議）では、テロ対策などが議題となった。二〇〇三年六月一日～三日のフランスのエビアン・サミットでは、「テロ対策・大量破壊兵器の不拡散・地域情勢」で、G8間の協調と結束が再確認された。二〇〇四年六月八日～一〇日のアメリカのシアーランド・サミットでは、「安全かつ容易な海外渡航イニシアチブ（SAFTI）」行動計画が採択された。二〇〇五年七月六日～七月八日のイギリスのグレンイーグルズ・サミットでは、七月七日のロンドンの同時多発爆弾テロへの声明が急

きょ
遷出された。二〇〇六年七月一日―一七日のロシア・サンクトペテルブルク・サミットでは、G8としてテロとの闘いを断固として継続していくことが確認された。

(2) 続くEU（欧州連合）の東方拡大と混迷化

EUの東方拡大では、二〇〇四年五月に、一九九九年に加盟交渉開始が決定されたラトビア共和国、リトアニア共和国、スロバキア共和国、マルタ共和国と、二〇〇〇年に加盟交渉が開始されたエストニア共和国、ポーランド共和国、チェコ共和国、ハンガリー、スロベニア共和国、キプロス共和国の、中・東欧諸国八か国、地中海諸国二か国の計一〇か国が一挙に加わった。二〇〇七年一月一日には東欧のブルガリアとルーマニアが加盟し、ヨーロッパ連合の東方拡大が一段と進んだ。

この東方拡大では、東西の貧富の格差、資本主義社会と旧社会主義社会などでのさまざまな矛盾が露呈した。それにまつわる動きが、拡大路線を走るEUの機能不全への懸念からの「欧州のための憲法を制定する条約」（以下「欧州憲法条約」）の批准手続きの顛末だった。二〇〇四年一月二十九日、加盟国二五か国が署名し、その後、二〇か国が批准、承認した。ところが、二〇〇六年五月二十九日にフランスで、六月一日にオランダで、その賛否を問う国民投票が行われ、国民は否決を選んだ。この時点で、批准プロセスは終了した。その否決理由では、フランスが「雇用、企業移転、失業への悪影響」（三一％）、「経済

状況の弱さ、失業の多さ」（二六％）、「憲法条約が自由主義に傾斜しすぎているとの印象」（一九％）、「政府や特定政党への不満」（二八％）、「社会的側面への配慮が十分でない」（二六％）などで、オランダが「憲法条約に関する情報の不足」（三二％）、「国家主権喪失への恐れ」（一九％）、「政府や特定政党への不満」（二四％）、「欧州は費用がかかりすぎる」（二三％）などだった。批准否決には、国家主権喪失への恐怖、無制限な門戸開放への恐れ、グローバル化への反発などがあつたようだ（『朝日新聞』平18・6・11）。

一方、EUの東方拡大に対して苦々しい思いを募らせていたのが、ロシアであり、ウラジーミル・プーチン大統領だった。そしてこの動きが、その後のウクライナ内戦などの国際情勢に続いていった。

(3) AU（アフリカ連合）の組織化とアフリカ人権裁判所の設置

アフリカ大陸五四の加盟国によるAU（アフリカ連合）は、現在、ここに掲げている組織図の通り運営されている。二〇〇一年五月二十六日に設立、二〇〇二年七月九日発足の後、二〇〇三年四月から二〇〇七年三月までの間、組織化が進んでいた。

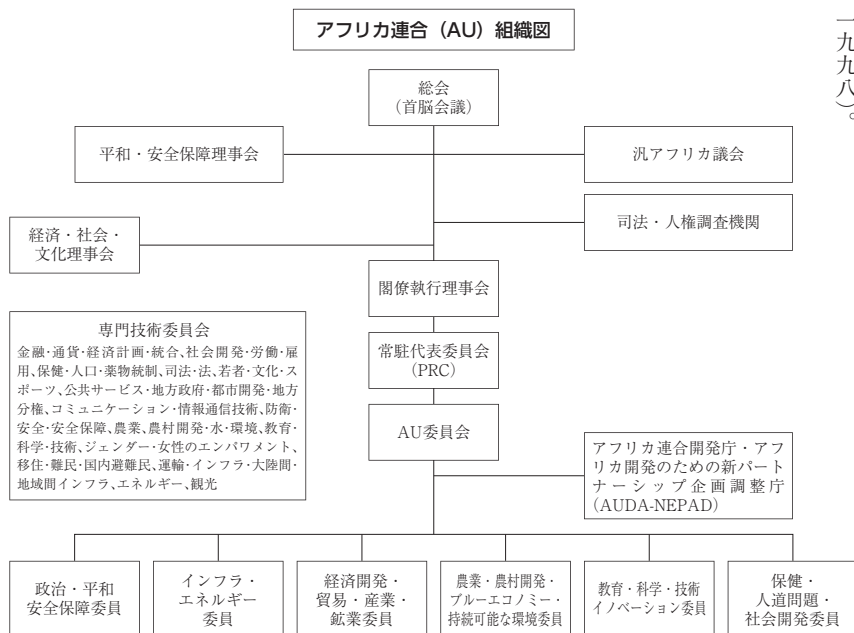
最高決定機関の総会（加盟国政府首脳会議）は、二〇〇五年に年一回開催から年二回開催となった。AU委員会（AUC）は、

委員長、副委員長を含む七人の委員で構成され、対外的な代表として、政策・法案の提案、決定事項を執行する機関である。これらの組織に加え、二〇〇四年三月には、二二九人の議員からなる、汎アフリカ議会（PAP）が設置された。二〇〇四年五月には、平和・安全保障理事会（PSC）が設置された。アフリカを東西南北と中央の地域に分け、各地域での虐殺行為や戦争犯罪の抑止を目指すものである。二〇〇五年三月には、経済・社会・文化理事会が諮問機関として設置された。

アフリカ人権裁判所の設置は、一九七〇年のジミー・カーターアメリカ大統領政権の誕生に伴い、人権外交が実践され、人権問題が注目されたことがきっかけで、一九八一年に『人及び人民の権利に関するアフリカ憲章』（バンジュール憲章）が採択され、一九八八年に決まった（エル一九九八）。その後、二〇〇三年七月一日、政治的権利、社会的、政治的な平等、生殖における自律性の向上、女性器切除の根絶など、女性のあらゆる権利の同権を定めた「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書」（マプト議定書）がモザンビーク共和国・マプトで採択され、二〇〇四年一月二五日には、「アフリカ人権裁判所に関する議定書」が採択され、二〇〇六年七月三日にアフリカ人権裁判所がようやく設置されることになった（青木二〇一一）。

なお、遅れた理由は、現専制的独裁政治や開発至上主義の社会・政治状況にあったアフリカ諸国では、人権よりも、植民地支配の遺制の除去が優先だったことが背景だという（エル

一九九八）。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) への取り組み

二〇〇三年四月から二〇〇七年三月までの間、地球の各所で異常気象が起こった。二〇〇三年八月二十九日に、フランス全土の記録的な猛暑で、死者一万一、〇〇〇人以上と発表された。二〇〇六年七月一九日には、ヨーロッパで熱波が発生し、各地で一三人が死亡するとともに、イギリスでは九〇年ぶりに七月の最高気温記録を更新する事態となった。また、二〇〇四年には、三月に大西洋南部としては史上初めてとなるサイクロンがブラジル沖で発生したほか、八月から九月にかけて、アメリカとカリブ海諸国をチャリー、フランシス、アイバン、ジーンの四つのハリケーンが相次いで襲い、被害総額二七〇億ドルから二九〇億ドルにも達する甚大な被害、避難者数百万人の被害となった。二〇〇七年二月二日には、アメリカ・フロリダ州オーランド近郊で大規模な竜巻が発生し、一九人が死亡、被害地域四郡に非常事態宣言が発令する事態となった。さらに、二月四日には、インドネシア・ジャカルタで二月一日からの豪雨で、洪水が発生し、八〇人が死亡した。

二〇〇二年九月、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で採択された、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と「ヨハネスブルグ実施計画」にかかわる動きは、これら一連の災害とも関係して、G8でも議論の一つとなっていた。

二〇〇三年六月一日～三日のエピアン・サミットでは、「持

続可能な開発のための科学技術G8行動計画」が採択され、一〇年間の全球観測戦略による新たな観測の特定、大気・大地・淡水・海洋・環境の基礎データの取得、二〇〇四年春の東京サミットまでの実施計画の開発などが確認され、全球観測についての国際協力の強化が合意された。また、二〇〇四年六月八日～一〇日のシェーアイランド・サミットでは、気候変動の対策として、省エネやクリーン・エネルギーの活用などを実施する、「グレンイーグルズ行動計画」に合意した。これは、主要エネルギー需要国、新興経済諸国が気候変動問題などで責任を果たすことが求められたものだった。

こうした議論の延長線上の動きとしては、二〇〇七年二月二日、フランス・パリで開催された国際連合気候変動に関する政府間パネル(IPCC)があった。そこでは、一〇〇年後の地球の平均気温が二〇世紀末比で、一・二℃～六・四℃上昇し、約二億人が難民となるという予測が発表され、世界に衝撃をもって発信された。また、一九九七年に採択された京都議定書が二〇〇四年秋のロシアの批准によって、二〇〇五年二月一六日に発効した。そこでの先進国各国の温室効果ガス排出量削減目標という約束が、国際公約になったという意味で重要なイベントとなった。

(5) ソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)の進展

一九九九（平成一一）年から開始されたNTTドコモのiモード（アイモード）の携帯電話IP接続サービスは、携帯電話を端末にインターネット等へ接続できるという意味で、情報化社会の進展に大きく寄与するものだった。しかし、端末の技術革新のスピード感も相まって、それは、世界標準になり得なかった。そして、携帯電話は、二〇〇七年六月発売のアップル製スマートフォン、iPhone、一月発表の基本ソフト、Androidの、気軽にパーソナルコンピュータの機能を利用できる携帯電話のスマートフォンに置き換わっていった。

こうした技術的な背景の中で、二〇〇三年四月から二〇〇七年三月までの間、急速にサービスを拡大させたのが、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）だった。SNSとは、社会（人のつながり）をインターネットでつなげるためのシステム（ネットワーク）を活用したサービスで、日本の利用者数は二〇二二（令和四）年時点で約一億二〇〇万人とされている（総務省、令和四年五月二七日報道資料「令和三年通信利用動向調査の結果」）。

株式会社MIXIが運営するmixi（ミクシイ）のサービスを平成一六年二月に開始すると、会員数は七月二六日に五万人超、九月一六日には一〇万人を、一月二五日には二〇万人を突破（CNET Japan、平17・1・21）。このように、日本国内でユーザーは、急速に延び、平成二二年三月時点では、一、九八五万人（二〇代五二％、三〇代二七％、四〇代八％）となっている（『日本経済新聞』平22・6・22）。同じく二月か

らサービスを開始した、グリー株式会社のGREE（グリー）は、平成二二年三月時点で、一、八四三万人（二〇代三五％、三〇代二六％、四〇代以上一七％）（『前掲紙』同）。

ハーバード大学の学生だったマーク・ザッカーバーグ（Mark Elliot Zuckerberg）は、二〇〇四年二月、学生間の交流のためのツールとしてThe Face bookを公開した。その後、Facebookと名前を変えて、二〇〇六年九月二六日以降は一般にも開放された（日本語版の一般公開は二〇〇八年五月一九日）。オンライン動画共有プラットフォームのYouTubeは、二〇〇五年二月一五日にアメリカ・カリフォルニア州・サンブルーノに設立され、アメリカのグーグルが二〇〇六年一〇月九日にYouTubeを買収し、現在は自らの傘下に置いている。日本では二〇〇七年二月には、利用者が約一、〇〇〇万人に達したという（民間調査会社ネットレイティングス・二〇〇七年二月インターネット利用動向調査）。ツイッター（現・X）、二〇〇六年七月にObvious社（後・Twitter社）によって公開された（日本語版サービス平成二〇年四月二三日）。

情報化社会の進展の中での情報の氾濫は、今日、偽情報か否かが問われる事態を生み出しているが、それはまさに、二〇〇三（平成一五）年度～二〇〇六（平成一八）年度に起きたSNSの進展に始まったものと思われる。

2 日本

(1) 平成の大合併と構造改革

平成の大合併と「市町村の合併の特例等に関する法律」の施行

平成の大合併は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいて行われ、ピークは、平成一五年度～一七年度だった。市町村数は、平成一一年三月末時点の三、二二三が平成一八年四月時点で一、八二〇にまで減少した。その後、法律が平成一七年三月三十一日に失効すると、それに代わって、四月一日に「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行され、平成一八年度の合併市町村数は、一二市町村（合併前一九市町村）となった。

道路公団民営化と郵政民営化―聖域なき構造改革― 小泉純一郎内閣総理大臣（以下「小泉首相」）の構造改革では、平成一六年六月二日に道路関係四公団民営化関係四法が成立し、平成一七年一〇月一日、日本道路公団が東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の三社に分割され、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が設立されて、それぞれ運営が引き継がれた。「改革の本丸」の郵政民営化は平成一七年度だった。

郵政民営化関連六法案が提出されると、多数の自民党国会議員が造反し、七月五日の衆議院本会議で僅差で可決されたものの、八月八日の参議院本会議で否決された。その結果、実施されたのが「郵政解散」で、九月一日の衆議院議員総選挙では、自民党と公明党の政権与党が三分の二以上の議席で圧勝。一〇

月一日、郵政民営化関連六法案が可決、成立した。

三位一体の改革

平成一四年六月閣議決定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（以下「骨太の方針2002」）に基づき、三位一体の改革が進められた。それは、平成一五年度～一八年度に、①国庫補助負担金の見直し、②地方への税源移譲、③地方交付税制度の改革を一体的に進めるものだった。しかし、現実には、財政力の弱い地方の自治体ほど税源移譲が確保できない状況になり、都市と地方の財政力格差の拡大につながったという。

(2) 介護保険法の改正

平成一七年六月二日、介護保険法等の一部を改正する法律が成立した。これは、平成一二年四月一日の介護保険法施行後の初めての改正で、「明るく活力ある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」をポイントに、予防給付の導入。地域支援事業の創設、居住費用・食費の見直し、低所得者に対する配慮、地域密着型サービスの創設、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実、介護サービス情報の公表、ケアマネジメンツの見直し、第一号保険料の見直し、保険者機能の強化が図られた。

(3) 外交・防衛

農産物自由化

平成一一年四月一日から始まった米の市場開放に伴い七月一六日に「食料・農業・農村基本法」が公布された。そして、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた食料・農業・農村基本計画が平成一二年三月に策定された。その見直しは五年ごとで、平成一七年三月二五日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。そこでは、「担い手」の農業経営への各種施策の集中的・重点的な実施が示され、品目横断的政策への転換も出された。平成一八年六月一四日には、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」が成立し、平成一九年度から品目横断的経営安定対策が導入されると、全国で認定農業者二万四、六四六経営体、集落営農組織三、〇五四経営体が申請を行った。ただし、認定農業者は北海道で一〇ha以上、都府県で四ha以上、特定農業団体または特定農業団体と同様の要件を満たす組織（集落営農）は二〇ha以上の限定で、野党から「小規模や兼業農家の切り捨て」と批判された。

靖国神社参拝についての諸動静

平成一八年七月二〇日付の日本経済新聞は、「A級戦犯合祀 昭和天皇が不快感」という衝撃的な見出しで、「富田メモ」の存在とその内容をスクープした。その中の最後の行には、「だから私あれ以来参拝してないそれが私の心だ」とあり、この生々しい昭和天皇の発言もまた、大きな話題となった。

まさにその直後の、平成一八年八月一五日、小泉首相は、任期最後の靖国神社参拝を行った。それは、自民党総裁選の公約「毎年一回の靖国神社参拝」の一環でもあった。

こうした行動は、その都度中華人民共和国（以下「中国」）や大韓民国（以下「韓国」）の反発を招き、例えば中国国内では反日ムードが蔓延し、平成一七年春の北京や上海などでの反日暴動などを誘発した。おそらくそのことが憂慮の中にあつたためだろうか、小泉首相も太平洋戦争の終戦六〇周年という節目の参拝は見送った。それにかかわったのは、七月前後の、阿南惟茂中国大使からの小泉首相への参拝中止要請の公電だった。

緊急事態に備えて

平成一五年度～平成一八年度は、緊急事態対応に関する動きとして、個別的自衛権や基本的人権制限の議論で反対意見が強かった、武力攻撃事態関連三法が平成一五年六月六日に、有事関連七法案が平成一六年五月二〇日に成立した。武力攻撃事態関連三法で謳われたのは、「国家として基本的な対処要領に係る法制」「自衛隊が行動することに係る法制」「米軍が行動することに係る法制」で、有事関連七法案は、自由民主党、公明党、民主党で共同修正された。

自衛隊のイラク派遣

平成一五年度～一八年度は、二〇〇一年九月一日のアメリカ同時多発テロ事件に伴う、自衛隊のインド洋やイラクへの派遣が本格的に実施された時期だった。平成一五年七月二六日、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」以下「イラク特措法」が、四年間の時限立法として成立し、戦闘地域への初

めての陸上自衛隊派遣の法的根拠が整備された。そして、二月九日、「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」が臨時閣議で決定され、平成一六年一月一九日に、陸上自衛隊先遣隊がイラク国内に入った。二月八日には、陸上自衛隊本隊第一陣がイラクのサマーワに入った。その後、平成一九年三月三〇日にイラク特措法の二年延長案が閣議で決定され、平成二二年二月まで続くことになった。

(4) 社会問題

北朝鮮日本人拉致問題 平成一六年五月二二日、小泉首相は朝鮮民主主義人民共和国を平成一四年一〇月に引き続き再訪問し、平壤で日朝首脳会談を行った。それに伴い、拉致被害者の子どもら家族五人が帰国した。

BSE（牛海綿状脳症）感染牛 平成一五年二月二四日、アメリカでのBSE（牛海綿状脳症）感染牛の発見で、アメリカ産牛肉・牛肉製品の輸入を停止した。この措置は、内閣府食品安全委員会がアメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を容認する答申を受け、政府が輸入を再開した平成一七年二月一二日まで続けられた。一方、国内では、平成一五年一〇月六日に栃木県で確認され、以後、一一月四日（兵庫県）、平成一六年二月二二日（神奈川県）、三月九日（北海道）、九月二三日（熊本県）などと続いていった。

(5) 事件・事故

原子力発電所事故問題 平成一五年度・一八年度も、原子力発電所の事故が続いた。平成一六年八月九日には福井県三方郡美浜町の関西電力美浜発電所三号機で二次冷却系のタービン発電機付近の配管破損で高温高圧の水蒸気が漏れ、逃げ遅れた作業員五人が熱傷で死亡する事故が発生した。また、事故隠蔽事例として、平成一九年三月一五日に明らかになった、平成一六年六月の石川県志賀町の北陸電力志賀原子力発電所での定期検査中の一五分間臨界事故があった。

関連した行政の対応としては、平成一八年二月七日、古川康佐賀県知事が九州電力の玄海原子力発電所三号機のプルサーマル（ウラン燃料のリサイクル）計画を容認する発言をしたことがあった。その中で述べられたことは、「（前略）安全性では県民から不安の声も出されたため、公開討論会を重ね、様々な意見を聞いてきた。これにより安全性の論点は出尽くし、県として様々な論点を整理するとともに、九州電力が国の定期安全管理審査において国内で初めてA評価を受けるなど、高い信頼性を確保している事も踏まえ、総合的に安全性は確保されると判断した」（『原子力産業新聞』平18・2・9）というものだった。

(6) 教育問題

教育基本法の改正 平成一八年九月二日に青森県八戸市で開

かれた、日本政府主催の「教育改革タウンミーティング」での「やらせ問題」について、民主党は、「やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問主意書」を一月九日に提出したが、一五日の衆議院教育基本法特別委員会の理事会で、午後のしめくり質疑と改正案採決が表明された。これに対して、野党はそれを拒否したが、与党は、野党欠席の中、衆議院教育基本法特別委員会で、教育基本法改正案を単独可決した。野党四党は、国会審議に応じない方針を確認するも、一六日の衆議院本会議で与党の賛成多数で可決。一七日には、参議院で審議入りし、二二日の国会正常化後は、一月一四日に、参議院教育基本法特別委員会で、教育基本法改正案が可決した。これに野党側は反発し、一五日、野党四党が、安倍内閣の内閣不信任決議案と、麻生大臣の不信任決議案、伊吹文明文部科学大臣の問責決議案を提出したが、参議院本会議で教育基本法改正案が成立した。

日韓両国の歴史認識問題 歴史教科書問題は歴史認識にかかわる問題で、日中韓では、それに関する動きが見られた。平成一三年の日韓首脳会談の合意に基づいて、平成一四年～一七年度の期間の動きであった。平成一七年五月六日に、日韓両国の歴史研究の合同会議が開かれ、歴史認識の違いが鮮明になった。そのため、六月九日に、日韓間の歴史共同研究で歴史教科書を研究対象に加える方向で調整に入ったものの、六月二〇日、日韓首脳会談で合意されなかった。

3 熊本県

(1) 県知事選、県議会の改選と議員の異動

県知事選 任期満了に伴って、第一六回熊本県知事選挙が平成一六年四月四日に実施された。当日有権者数一四七万三、三九七人で、最終投票率は過去最低の三八・六七％だった。

潮谷義子 無所属現 四九万三、三三五票（八八・一〇％）
後藤道雄 無所属新 六万六、六〇五票（一一・九〇％）

平成一五年四月改選 熊本県議会議員選挙は、二三選挙区五五議席に対して七十七人が立候補して、平成一五年四月四日に告示され、第一五回統一地方選挙の前半戦の四月一三日に実施された。焦点は、「合併特例法に基づく市町村再編の動きが加速する中、地域の将来像や合併に伴う県議会のリーダーシップの在り方」、「川辺川ダム事業の是非」（『熊本日日新聞』平15・4・14）だった。

選挙戦は、八選挙区九人が無投票当選で、残る一五選挙区六八人により行われた。党派別の立候補者数では、自由民主党三一人、民主党一人、公明党三人、自由党一人、共産党三人、諸派一人、無所属三七人だった。有権者数一四七万二、三九人中の投票者数七九万五、三八九人の、投票率は六三・六五％で、前回（六六・五二％）を二・八六ポイント下回り、過去最低となっ

た。それについて、「長引く不況の出口が見えず、有権者の政治への期待感が低下したこと」などの影響とみられた（『前掲紙』同）。党派別の当選者では、自由民主党が三人（現職）で単独過半数を堅持し、「自民系の無所属議員を含めれば、改選前より勢力拡大できそうだ」（『前掲紙』同）とされた。民主党は、一人（現職）で、「公認・推薦の全員当選を逃したのは残念。しかし、熊本市では各候補の健闘が光った」（『前掲紙』同）との認識が示された。公明党は、三人（現職）で、「連立与党に加わりながら、福祉や環境問題で、生活者、庶民の目線を忘れずに活動が続けた」姿勢が共感を呼んだとされた（『前掲紙』同）。共産党は、一人（新人）で、「熊本市で四年ぶりに議席を回復できて満足している」（『前掲紙』同）という。新社会党は、改選前と同じ荒尾市区での一人（現職）の議席を維持した。「荒尾地区で勝利できたことは大変意義がある。庶民の立場に立った党の政策を広げる自信につながった」（『前掲紙』同）とのことだった。

県議会の勢力図は、三人の確保と無所属当選者の会派入りも加えた自由民主党の安定多数に対して、公明党三議席、民主党一議席、日本共産党一議席、新社会党一議席という状況となった。

議員の異動 選挙直後の平成一五年五月七日付で自由民主党の会派代表者が池田定行議員から山本秀久議員に変更された。また五月七日付で会派異動があり、池田秀男議員、永田昂生議員、佐藤雅司議員、重村栄議員、松永真一議員、守田憲史議員、

池田和貴議員、小早川宗弘議員、溝口幸治議員が自由民主党に入会した。改選後の臨時県議会が五月一日に開催され、議長に西岡勝成（牛深市・自民）が、副議長に前川収（菊池市・自民）が選出された。その後、西岡議長下では、七月二日付の会派異動で中原隆博議員が自由民主党に入会した。八月一八日には坂本哲志議員（菊池郡）が自由民主党から離脱し、一〇月一日に衆議院選立候補のため辞職した。

平成一六年三月三日の定例会では議長に児玉文雄（上益城郡・自民）、副議長に早川英明（鹿本郡・自民）が選出された。そのもとでの会派異動で、四月四日には、坂本議員の議員退職に伴い、県議会議員補欠選挙（菊池郡選挙区）が実施され、無所属の東充美議員が当選した。

平成一七年三月二三日の定例会では議長に島田幸弘（玉名郡・自民）、副議長に坂田孝志（八代郡・自民）が選出された。そのもとでの会派異動では、七月三十一日付で八代市長選立候補のため、坂田議員が辞職した。九月二八日には、玉名市長選立候補のため、島津勇典議員（玉名郡・自民）と築森守議員（玉名市・無所属）が辞職した。同日に会派異動があり、東議員が自由民主党に入会した。一月一三日には、築森議員の議員退職に伴い、県議会議員補欠選挙（玉名市選挙区）が実施され、無所属の森浩一議員が当選した。

平成一八年三月二二日の定例会では議長に松村昭（球磨郡・自民）、副議長に小杉直（熊本市・自民）が選出された。そのもとでの会派異動では、四月二七日付で、九谷弘一議員（宇土

市」と森議員が自由民主党に入会した。

(2) 行財政

三位一体の改革と県行財政改革 平成一五年度～一八年度は、まさに三位一体の改革の実施時期だった。県では、平成一三年二月策定の財政健全化計画に基づき、財政健全化を着実に進めてきたが、この改革で、地方交付税等の減少四〇〇億円以上で合わせて六〇〇億円余の一般財源総額が減少することとなった(熊本県二〇一八)。

こうした状況を予測した潮谷義子知事等は、他の三女性知事とともに、平成一六年一〇月二九日に「三位一体の改革に関する緊急アピール」を行った。こうした動きは、ほかにも全国知事会などで幾度も行われた。また、平成一七年二月一〇日には、三位一体の改革などで、県の財政がさらに厳しくなるおそれがあるとして、「熊本県行財政改革基本方針」を策定し、「行政改革」「財政改革」「意識改革」の五年間の行財政改革が始められた。

男女共同参画社会への取り組み 平成一五年度は、平成一四年四月一日施行の「熊本県男女共同参画推進条例」の本格始動の年で、全県的に普及活動が展開された。それらを実施日ごとに列記する。平成一五年九月二七日の男女共同参画人吉球磨フォーラム(錦町くらんど公園)、一一月八日の男女共同参画地域フォーラムin宇城(宇土市民会館)、一六日の男女共同参画地域フォーラムin阿蘇(国立阿蘇青年の家)、二一日の

男女共同参画地域セミナーin竜北(竜北町民文化センター)、二二日の男女共同参画地域セミナーin産山(産山村基幹集落センター)、三〇日の男女共同参画地域セミナーin小国(小国町山村開発センター)。

「主に女性の『能力向上』『自立のための支援』等を目的とした実学的な講座」として、熊本県、熊本大学、熊本学園大学、熊本県立大学が主催しての男女協働政経塾が、一八歳以上の県民を対象にくまもと県民交流館パレア(熊本県男女共同参画センター)で平成一五年度から始まった。同じく、男女がともに働きやすい職場づくりの推進を図るための男女共同参画企業トップセミナーが、県内各所の施設を会場に平成一七年度から始まった。

そして、平成一八年三月には、「第二次熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」として改定され、一〇月一三日には、「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ」が策定された。

熊本セミコンダクタ・フォレスト構想と半導体企業の立地

平成一五年三月策定の「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」は、半導体生産拠点の形成で、平成二二年までに製造品出荷額一兆円を目指すとするもので、そのための熊本県半導体産業特区の認定申請を熊本県が行い、同年の八月二九日に認定された。また、平成一六年八月三二日構想の推進体制として、民間企業、大学等で構成するセミコンフォレスト推進会議と、県の方策を検討するセミコンフォレスト本部が設立され、その

第一回総会が開催された。

半導体企業の立地も進んだ。平成一六年一月一日には、富士写真フイルム株式会社（菊陽町）に液晶表示装置用フイルム工場の建設を決定し、平成一八年一月三〇日に、富士フイルム九州株式会社の第一工場が竣工した。平成一七年八月二十五日には、富士電機システムズ株式会社が南関町にアモルファス太陽電池工場の建設を決定し、平成一八年一月二七日に、熊本工場が竣工した。平成一八年九月二〇日には、本田技研工業株式会社が国内の二輪車生産を大津町の熊本製作所に集約すると発表し、同年の一月一日には、熊本製作所内に太陽電池製造を行う株式会社ホンダソルテックを設立した。こうした企業立地の動きを後押しする制度として、熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金が平成一八年四月三日に創設され、平成一八年度の企業立地件数は過去最高の四〇件となった。

市町村合併 平成一四年三月の知事の「あさぎり町」設置の決定、五月二三日の総務大臣告示を受けて、平成一五年四月一日にあさぎり町が正式に誕生した。その後は、平成一六年三月三十一日に上天草市、一月一日に美里町、平成一七年一月一日に芦北町、一日に山鹿市および宇城市、二月一日に阿蘇市および山都町、一日に南阿蘇村、三月二日に菊池市、八月一日に八代市、一〇月一日に氷川町、三日に玉名市、平成一八年二月二七日に合志市、三月一日に和水町、二七日に天草市と続いていた。その結果、合併前九四市町村が、四八市町村となった。

（３）農林水産

揺らぐ食の安全 県は、「食の安全一〇番」を平成一五年四月二一日に設置し、二二日・五月九日、熊本県食品表示ウオッチャーを募集した。これは、「熊本県内における販売店の適正な食品表示を確保するために、食品表示のモニタリング活動をするボランティア」で、「普段の買い物で、食品表示の気になる箇所を見つけた場合に、県への連絡」をするものである（熊本県くらしの安全推進課）。また、食の安全安心を確保し、県民の生命および健康の保護を図るための「熊本県食の安全安心推進条例」を平成一七年三月二四日に公布した。そして、「熊本県食の安全安心推進計画」を策定して、具体的な施策が実施されていた。

これに関連して、当該期間中、アサリやトマトの産地偽装による県内業者への改善指示と公表が、同年四月二〇日（アサリ、二業者）、九月五日（アサリ、一業者）、平成一八年一〇月五日（トマト、一業者）などに行われた。

一方、BSE（牛海綿状脳症）感染牛が、平成一六年九月一三日、菊池郡泗水町（現・菊池市泗水町）で確認された。その検査機関は、昭和四八（一九七三）年に設置された熊本県食肉衛生検査所だった。ここでは、平成一四年二月末に、BSEスクリーニング検査専用検査棟が完成し、検査が開始された（原田・大迫外二〇〇四）。

有明海・八代海の再生のために「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が平成一四年一月二二日に成立し、有明海・八代海の再生への動きが本格化していった。熊本県議会では、平成一五年六月定例会の六月一八日、「有明海及び八代海の環境の保全・改善及び公共事業に関する件、有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興に関する件を調査するため、一七人の委員をもって構成する有明海・八代海再生特別委員会（村上寅美委員長）が設置された。また、平成一六年二月二六日に有明海・八代海再生にかかわる提言を行った。

県では、平成一六年八月三十一日、有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会を設置した。それは、地域特性に応じた再生方策を諮問するもので、その検討のため、既存資料の収集・整理、聞き取り調査、アンケート調査、現地調査、干潟等沿岸海域の再生方策に関する事例や文献の収集・整理、ケーススタディー地区での意見交換会が実施され、平成一八年三月に、地域特性に応じた再生方策等について提言が行われた。その中の聞き取り調査は平成一七年八月二四日～一月四日に行われ、意見交換会は荒尾、熊本市松尾、熊本市川口、芦北、八代海北部沿岸域、御所浦の六地区で実施された。

(4) 交通

九州新幹線全線開業に向けて 平成一六年三月一三日、九

州新幹線の新八代駅―鹿児島中央駅間が部分開業し、並行在来線の鹿児島本線八代駅―川内駅が第三セクターの肥薩おれんじ鉄道に転換された。九州新幹線の全線開業については、平成一六年二月一六日、政府、与党整備新幹線検討委員会が九州新幹線鹿児島ルート完成の二年前倒しを決定した。これによって弾みが付き、熊本駅周辺地域整備と玉名駅周辺整備が本格化していった。

ソフト事業では、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部が設立された。そして、平成一八年五月二五日に「新幹線くまもと創り戦略及びプロジェクト」が策定され、各種事業が展開された。



肥薩おれんじ鉄道開業
(H16.3.13)



新幹線新八代駅開業
(H16.3.13)

(5) 医療・福祉

高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進

平成一八年六月八日制定の「住生活基本法」に基づき、「熊本県住生活基本計画 熊本県住宅マスタープラン」が平成一九年二月に策定された。その中の基本目標の一つに、「ユニバーサルデザインの理念に基づき誰もが安全・安心・快適に暮らせる住まいづくり・まちづくり」が掲げられた。それまでの足取りは、平成一四年二月の「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」に基づいた「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」の策定（一五年二月）、これを受けて開始されたユニバーサルデザインの住まいづくり支援（一五年六月一六日）、既存建築物のユニバーサルデザイン評価マニュアルの作成（一六年一月）、熊本県ユニバーサルデザイン住宅推進制度の創設（一七年一〇月一日）だった。普及啓発では、平成一六年一〇月二〇日の「くまもとユニバーサルデザインものづくりフォーラム」や、平成一九年二月一日～二日の「第四回ユニバーサルデザイン全国大会 ふれあいの大地くまもと」熊本から広げるユニバーサルデザインのこころ」があった。

高齢者・障害者福祉政策では、一五年四月二一日認定の「福祉コミュニティ特区」が特筆される。「身近なところでより多くの福祉サービスを受けられるコミュニティづくり」をキャッチコピーに、熊本県、宇土市、三角町、不知火町、城南町、富

合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町、砥用町が申請した。概要では、「障害児・者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指し、指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業を実施するとともに、障害児・者及び要介護高齢者等移動制約者に対する低廉な移送サービスを実施することにより、地域福祉の充実等を図り、もって当該地域の活性化を図る（地方創生HP掲載シート）」とされた。

県は、平成一五年三月に「第三期熊本県障害者計画 くまもと障害者プラン」を策定した。また、その期間中の平成一九年三月二七日に、「くまもと障害者プラン」を見直し、「第一期熊本県障害福祉計画」を、平成一六年三月三一日には「第一期熊本県地域福祉支援計画 地域ささえ愛プラン」を策定した。こうした施策のものや各種の事業が展開されていった。

ハンセン病差別問題としての宿泊拒否事件

ハンセン病への誤った認識、誤解に基づく偏見や差別の解消のための啓発活動として、平成一五年七月一日～九月一五日、熊本近代文学館で企画展示「ハンセン病と文学展」が開催され、七月と九月に特別講演会も行われた。こうした中、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者の宿泊拒否事件が発生。県は、一月一八日に熊本地方検察庁へ報告し、人権侵害ならびに旅館業法違反の疑いで熊本地方検察庁が調査を開始した。そして、県はホテルに平成一六年三月一五～一七日の営業停止の処分とした。その後、熊本地方検察庁は三月二九日、旅館業法違反容疑で、アイ

スター元社長、総支配人、アイスターを略式起訴し、熊本地方裁判所は三者に罰金三万円の略式命令を下した。

(6) 水俣病問題

水俣病公式確認五〇年 平成一七年七月二九日、水俣病公式確認五〇年事業実行委員会が発足した。そのPRでは、平成一七年一月～一八年一月二〇日、ロゴマークとポスターが募集され、その結果が二月一四日に発表された。また平成一七年一二月三一日～一八年一月一日に、水俣病公式確認五〇年事業「水俣Y.E.A.R」が始まった。二月一八日に環境省が「水俣病経験者を次世代に伝えるセミナー」を東京の丸の内で開催。一九日には、水俣病公式確認五〇年事業の第一回地域福祉シンポジウムが芦北町のきずなの里で開催された。三月一七日には、熊本県庁で職員対象の水俣病問題啓発セミナーが開かれた。二二日には、水俣病情報センターで「みなまた塾」の講座が始まり、一月一四日の第五回まで続けられた。水俣病の公式確認から五〇年の節目の五月一日には、水俣病犠牲者慰霊式が開催された。ここでは割愛するが、以後、年末まで各種イベントが開催された。

政治的な動きでは、四月二五日に、衆議院本会議で「水俣病公式確認五〇年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」が可決され、二六日には参議院でも可決された。熊本県議会も四月二七日に臨時会を開催し、「水俣病公式確認

五〇年を迎えるに当たつての宣言決議」を可決した。

賠償責任確定後の動き

平成一六年一〇月一五日の水俣病関西訴訟最高裁判決で、国と県の賠償責任確定を受け、国は、平成一七年六月一日に、水俣病関西訴訟、熊本水俣病二次訴訟の判決が確定した被害者への医療費等の支給を開始した。しかしながら、水俣病不知火患者会は、県、国およびチッソ株式会社を相手に、一〇月三日に損害賠償訴訟、二八日に水俣病認定義務付け訴訟、一月一四日と二月一九日には損害賠償訴訟を提起した。

こうした提訴のほか、「公害健康被害の補償等に関する法律」の認定申請が急増した状況の中、県は、平成一七年七月八日に「水俣病問題に関する今後の取り組みについて」を国に要望した。また、平成一八年五月一九日には、与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム（座長・園田博之衆議院議員）が第一回会議を開催した。さらに、熊本県議会では、五月二九日に、第一五回水俣病対策特別委員会、国に「水俣病問題早期解決のための要請」を行うことが決議され、五月三〇日に、県議会水俣病対策特別委員会委員長と知事等は、環境省、県選出国会議員等に要請書を提出した。これを受け、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、新たな救済策の検討と被害者の実態調査を国、県に求めた。そして、平成一九年三月九日の第六回与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム会議で、被害者の実態調査を実施して、新たな救済策の取りまとめについて整理することになった。

(7) ダムの建設問題と撤去問題

川辺川ダムを考える住民討論集会

平成一五年度の開催は、第七回（五月二四日）、第八回（七月一三日）、第九回（一二月一四日）だった。それぞれのテーマは、第七回と第八回が環境で、第九回が治水と環境。その中で、重要な論点となった森林の保水力については、国土交通省とダム反対側住民団体が平成一六年二月六日に共同検証することで合意。平成一六年九月六日～一〇月二一日と平成一七年七月五日～七月一一日に川辺川流域（五木村）で実施された。

川辺川利水訴訟と漁業権収用

平成一五年五月一六日、川辺川利水訴訟で、福岡高等裁判所（以下「高裁」）は、原告農家勝訴とする判決を下した。亀井善之農林水産大臣は、一九日に上告を断念し、三〇日に判決は確定した。その結果、平成六年に策定された計画は白紙に戻り、新たな利水計画を策定することになった。

平成一三年一二月一八日付で申請された漁業権等の収用裁決も、平成一五年五月一六日の福岡高裁の判決を受け、収用委員会裁決も大幅にずれ込み、その結果、平成一七年九月一五日、国土交通省は収用裁決申請の取下書を提出した。

新利水計画

九州農政局は、福岡高裁判決を踏まえ、川辺川土地改良事業新利水計画の策定に向けた関係農家との意見交換会を平成一五年七月一一日～八月四日に開始し、以後第二回

（九月二三日）、第三回（一一月二四日～一二月一三日）、第四回（平成一六年七月三日～八月二三日）、第五回（六月四日～七月一一日）と進めていった。また、平成一五年八月二日～三日には現地調査、一〇月二〇日には亀井大臣の現地視察と意見交換会を実施した。さらに、平成一七年六月～八月一九日には、国営川辺川土地改良事業に関する意向調査（アンケート）が実施された。

九州農政局は、こうした意見交換やアンケートの結果を踏まえ、平成一七年一二月に新たなダム案と非ダム案を提示し、平成一八年八月までに新利水計画をまとめる方針を表明。平成一八年一月に国営川辺川土地改良事業に関する事前協議（以下「事前協議」）を開始したが、絞り込みは難航。県は、打開策として新たな考え方を三月九日に出すも、農家の反発で事前協議は中断した。三月二四日には、県、県議会、川辺川総合土地改良事業組合が共同で国営川辺川土地改良事業の新たな案の策定を農林水産省に要望した。六月一二日に事前協議が再開され、そして、県は、七月一四日の事前協議で、農水省新案に絞っての土地改良法の手続き入りで整理した。その後、相良村は、七月三一日に国営川辺川土地改良事業への不参加を表明し、一月七日に川辺川ダム建設反対を明らかにした。さらに、一月一七日には、相良村議会が「川辺川ダムによらない治水及び利水事業の早期実現に関する意見書」を採択するに至った。

なお、県議会の動きでは、平成一七年一〇月二七日に自由民主党熊本県連合会は「川辺川ダム問題プロジェクトチーム」を、

一二月二七日に県民クラブ、新社会党、共産党、無所属の議員八人は「ダムによらない治水・利水を考える県議の会」を発足させた。

荒瀬ダム撤去問題 荒瀬ダムの撤去問題も平成一八年三月二十九日に「荒瀬ダム撤去方針」が策定され、大きく進展した。それにかかわる議論の推移をみると、県は、平成一五年六月一〇日に「荒瀬ダム対策検討委員会」を設置し、第一回を七月二日に県庁で開いた後、坂本村、八代地域振興局なども会場にしながら、平成一九年二月七日の県庁での第八回まで続けられた。また、「ダム撤去工法専門部会」も、平成一五年七月一日から一八年一二月二日まで一〇回実施された。

(8) 環境問題

産業廃棄物税条例と新税の導入 県は、平成一六年九月三〇日の県議会で可決された熊本県産業廃棄物税条例を一〇月一日に公布し、一九日に総務省と法定外目的税の産業廃棄物税の新設について協議を始めた。これに対し、総務省は、平成一七年二月八日付で同意し、その結果、四月一日に産業廃棄物税と水とみどりの森づくり税が導入された。

産業廃棄物税は、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用にあてられる目的税」で、産業廃棄物一トンにつき一、〇〇〇円が課せられるもの。水とみどりの森づ

くり税は、森林の持つ水源涵養^{かんよう}、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るために導入された税で、県内の個人と法人などに年額五〇〇円が、個人県民税均等割額一、〇〇〇円に上乘せられた。

公共関与による産業廃棄物処理 平成一三年度策定の「熊本県廃棄物処理計画」を踏まえた「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」が平成一五年三月に策定され、熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会が七月一七日に開催された。その後、平成一六年二月五日まで、六回にわたり検討が重ねられ、二月九日の「公共関与による産業廃棄物処理施設の建設候補地について」で候補地八か所が提言された。県では、それらをさらに検討して、平成一八年三月二七日、第一番目の候補地を南関町と決定した。

(9) 災害

相次ぐ土砂災害 平成一五年七月二〇日、県南集中豪雨災害により水俣市をはじめとする県南に甚大な被害が発生して、水俣市に災害救助法および被災者生活再建支援法が適用された。

また、各所で大規模な土石流災害が発生した。平成一七年七月一〇日には、梅雨前線豪雨によって小国町で土石流災害が、九月六日には、台風14号の豪雨により八代市泉町と多良木町^{つぎぎ}で土石流災害が発生した。平成一八年六月二五日～二六日には、梅雨前線豪雨により益城町と山都町等で土砂災害が、七月二一

日（二三日には、梅雨前線豪雨により五木村築切の国道445号損壊、人吉市と球磨村と天草市等で土砂災害が発生した。

こうした頻発する土砂災害を受け、県では、平成一八年八月二十九日、熊本県統合型防災情報システムの土砂災害情報をリニューアルした。

【参考資料】

青木豊 二〇一一 「アフリカ人権裁判所の発足」『法政理論』四三―

三・四、新潟大学法学会・新潟大学人文学部

岩城成幸 二〇〇七 「拡大EU論―なぜ東方拡大を推進したのか―」『拡大EU 機構・政策・課題 総合調査報告書』所収

エル・ハジ・ムボジ、翻訳福田邦夫 一九九八 「アフリカにおける

人権について―成果と展望―」アフリカ文庫設置二〇周年記念講演会

熊本県 二〇一八 『熊本県財政の現状と課題』

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 二〇〇一 『e-Japan戦略』首相官邸

金子絵美 一九九二 「アフリカ統一機構研究の現状と展望―欧米・

アフリカの研究を中心にして―」『アフリカ研究』第四〇号

菊池一隆 二〇一一 「教科書問題の歴史と共通歴史教科書」『愛知学

院大学文学部紀要 愛知学院大学論叢』第四一号

須藤晋 二〇一八 「牛海綿状脳症（BSE）対策の経緯と現状」『レ

ファレンス』第八〇四号 国立国会図書館

中川淳司 二〇一七 「グローバル化と国際経済法の変容」『世界法年

報』第三七号

日本銀行 二〇〇一 『2001年3月19日開催分 金融政策決定会

合議事要旨』（二〇〇一年四月二五日開催、政策委員会・金融政策決

定会合で承認）

原田誠也・大迫英夫・松本一俊・永田悦生・文藤繁樹・秋山雄介

二〇〇四 「熊本県食肉衛生検査所における牛海綿状脳症スクリーニング検査対応とデータ解析」『日本獣医師会雑誌』五七―二、日本獣医師会

第1節 平成15年4月県議会議員改選

平成一五年（二〇〇三）四月一三日に行われた第一五回統一地方選前半戦となる熊本県議会議員選挙は、平成一七年三月の合併特例法の期限切れを前に現行の選挙区割りで実施される最後の県選となる可能性が高く、地域経済の浮揚策や雇用対策、「政治とカネ」の問題、そして川辺川ダムの是非などをめぐって論戦が繰り広げられた。年が明けたばかりの一月、小泉純一郎首相が靖国神社を参拝した。三月には大和銀行とあさひ銀行が合併し、りそな銀行が発足した。米国がイラク戦争に踏み切り、小泉首相は米国支持を表明した。四月には郵政事業庁が日本郵政公社となった。中国でSARS（重症急性呼吸器症候群）が流行し、日本でも旅行のキャンセルが相次いで社会を不安に陥れるなど、日本は政治・経済をはじめ、国内外で起こるさまざまな出来事に目まぐるしく揺れ動いていた。そんな中、県議

会議員選挙が四月四日に告示され、同日午後五時で立候補の届け出を締め切った。二三選挙区・五五議席に対し、七十七人が立候補した。県内一市選管と一〇地域振興局で、全二三選挙区ごとに立候補を受け付けた。そのうち八選挙区（玉名市、本渡市、牛深市、菊池市、宇土郡、鹿本郡、葦北郡、天草郡下島）は定数と同じ候補者しか届け出がなかったため、九人の無投票当選が決まった。八選挙区のうち、鹿本郡区の定数は二、他は定数

一であった。内訳は自民現職七人、無所属現職一人、無所属新人一人である。残る一五選挙区が一三日の投開票日に向けて選挙戦に入った。党派別の立候補者の内訳は、自由民主党三一人、民主党一人、公明党三人、自由党一人、共産党三人、新社会党一人、無所属三七人であった。平成三年に次いで立候補者の少ない少数激戦となった。

四月一三日投票、即日開票の結果、一四日午前一時半までに全五五議席（前回比一減）が確定した。無投票の八選挙区を除く一五選挙区の当日有権者数は一二四万九、六四三人であった。投票率は一五選挙区平均で六三・六五％（前回六六・五一％）。前回を二・八六ポイント下回って過去最低を記録した。選挙区別でみると、最高は球磨郡の八一・八一％、最低は熊本市の五四・一一％であった。有権者数が五十一万人を超える熊本市だが、長引く不況の出口が見えず、有権者の政治への期待感が低下したことが影響したとみられる。党派別の当選者は、自由民主党二九人、民主党一人、公明党三人、共産党一人、諸派（新社会党）一人、無所属二〇人であった。自民党は阿蘇郡と宇土市で現職が落選したが、改選後も単独過半数を堅持した。民主党、公明党、新社会党は改選前の議席をそれぞれ確保した。共産党は前回選挙で失った一議席を奪還した（『熊本日日

新聞』平15・4・14)。結果的に現職や党公認候補らが強みをみせ、県議会の勢力に大きな変化はなかった。女性候補は過去最多の五人だったが、当選したのは熊本市区の一人のみだった。

注目の選挙区をみると、川辺川ダム建設の是非を最大の争点に四人が争った人吉市は、ダム推進を掲げた無所属新人が当選した。球磨郡も、ダム建設推進の自民現職二人が当選した。熊本市は、一八議席を二一人が争う少数激戦となったが、現職一七人(自民七、民主一、公明三、無所属六)全員が当選した。

山鹿市は、市議会の議長経験者同士の新人二人が激突したが、県農業者政治連盟などが推薦した候補が逃げ切った。一騎打ちとなった宇土市は、県職員出身の新人が自民現職を下した。八代市は、自民党が一七年ぶりに組織を一本化して、公認・推薦計三候補の当選を狙ったが、元職は届かず、民主・社民推薦の現職が一議席を守った。唯一、定数三から二へと削減された阿蘇郡は、無所属元職と無所属新人が自民現職に競り勝った。また、玉名郡は自民現職二人が圧勝した。菊池郡も自民現職三人が新人を退けた。下益城郡は定数三に五人が立候補した。無所属の現職と新人二人が当選し、一二年ぶりの返り咲きを狙った元職は惜敗した(『前掲紙』同)。

党派別の得票率をみると、二九議席を獲得した自民党は四三・五一%と、前回より四・三五ポイント低下した。次いで、現職三人を手堅く当選させた公明党が五・三一%、四年ぶりに議席を回復した共産党は二・三七%で、いずれもほぼ前回並みの得票率を記録した。一方、国政第二党の民主党の得票率は、

前回比〇・三八ポイント減の一・九三%で、県内第四位となり、地方レベルの組織づくりに課題を残した。これに対し、前回選挙で自民党に次ぐ四二・〇二%の得票率だった無所属候補は今回、自民党を上回る四五・〇一%の得票となった。一五選挙区で前回より六人多い三五人が出馬した結果、前回より約三ポイント上昇した。ただ、ほとんどの政党は今回、公認候補を前回並みかそれ以下に抑えており、候補者数がそのまま得票率に反映された側面もある(『前掲紙』平15・4・15)。中央政界に端を発した「政治とカネ」「政治不信」問題で、県選の候補も既存政党とは一定の距離を保ちたい、あるいは政党のカラーに染まりたくないとの表れだったのだろうか。いずれにせよ、党公認を必要とせず、無所属で挑む候補が増えてきたのは間違いない。

選挙結果を受けて、各党の代表は次のように談話を述べている。木村仁・自民党県連会長は「自民系の無所属議員を含めれば、改選前より勢力拡大できそうだ。川辺川ダム問題など個別の争点でなく、地域の課題を有権者が相対的にとらえた結果だろう」と述べた。大江政久・民主党県連代表は「熊本市では各候補の健闘が光った。無党派層の目が民主支持に向き始めた」とらえている。川辺川ダム問題など大型公共事業の継続を有権者が支持した結果とは見ていない」とした。西泰史・公明党県本部代表は「熊本市区で現有の三議席を確保できたことを評価している。連立与党に加わりながら、福祉や環境問題で、生活者、庶民の目線を忘れずに活動をつづけた。こうした党の姿勢

が、少数激戦の熊本市区で共感を呼んだとみている」と述べた。久保山啓介・共産党県委員長は「医療費などの値上げで生活に苦しむお年寄りから激励を多く受けた。国民の暮らしを守ろうとする党の姿勢が理解されたと思う。川辺川ダム事業への不満も強かった」とした。森川生朗・社民党県連合代表は「イラク戦争問題で平和憲法の大切さなどを訴えたことが、今回の結果につながったとみている。ただし、公認候補を立てられなかったことは、最大の反省点」と述べた。岩中伸司・新社会党県本部委員長は「保守系の二人を相手にした荒尾市区で勝利できたことは大変意義がある。今後は荒尾市だけでなく、県内各地で攻めの活動をしたい。県議会では引き続き、革新の立場で県政をしっかりとチェックしたい」とした（『前掲紙』平15・4・14）。

最後に、本選挙の特徴としては、合併特例法に基づく市町村再編の動きが加速する中、地域の将来像や合併に伴う県議会のリーダーシップのあり方、川辺川ダム事業の是非などが論戦の焦点となったことだ。県議会では圧倒的多数を占めてきた自民党は改選後も単独過半数を堅持した。民主党をはじめ公明党・新社会党も、ほぼ改選前勢力の維持にとどまった。共産党が四年ぶりに悲願の一議席を奪還したが、総じて県議会の勢力分野に変化は起きなかった（『前掲紙』同）。全国注視の川辺川ダム事業は、人吉市（七六・二六％）、球磨郡（八一・八一％）の投票率が示すように流域住民の関心は高く、今後の潮谷（義子）県政の重要課題の一つだ。また、中央政界の「政治とカネ」の問題や長引く景気低迷などが有権者の審判材料となったのも間違

いない。さらに、地域の雇用対策、少子高齢社会に向かう熊本
の未来像をどう描くのかなど課題は山積し、熊本県も待ったな
しの状況だ。潮谷県政とともに県議会の果たす役割は大きい。

党派別当選者数

	現職	新人	元職	計	改選前
自民党	29	0	0	29	42
民主党（県民クラブ）	1	0	0	1	6
公明党	3	0	0	3	3
日本共産党	0	1	0	1	0
新社会党	1	0	0	1	1
無所属	9	10	1	20	7
計	43	11	1	55	59

選挙区別投票率

選挙区	当日の有権者数（人）	投票者数（男）	投票者数（女）	投票率（％）
熊本市	510,619	123,447	152,855	54.11
八代市	83,252	24,159	29,764	64.77
人吉市	29,863	10,041	12,733	76.26
荒尾市	46,114	12,218	15,610	60.35
水俣市	24,386	6,784	8,137	61.19
玉名市	無投票			
本渡市	無投票			
山鹿市	26,272	7,914	9,734	67.17
牛深市	無投票			
菊池市	無投票			
宇土市	30,044	9,546	11,130	68.82
宇土郡	無投票			
下益城郡	67,566	23,072	27,453	74.78
玉名郡	60,934	18,790	21,055	65.39
鹿本郡	無投票			
菊池郡	101,880	30,330	35,273	64.39
阿蘇郡	62,663	22,876	26,127	78.20
上益城郡	70,405	21,849	25,066	66.64
八代郡	39,774	14,531	17,291	80.01
葦北郡	無投票			
球磨郡	52,440	19,680	23,222	81.81
天草郡上島	43,431	15,484	19,218	79.90
天草郡下島	無投票			
計	1,249,643	360,721	434,668	63.65

選挙区別候補者別得票数

選挙区	候補者名	当落	党派	別	得票数
熊本市 (一八・二二)	大西 一史	当	無所属	現	二一、四九四
	平野みどり	当	無所属	現	一九、二三九
	村上とらみ	当	自民	現	一六、三七八
	馬場せいし	当	自民	現	一五、九七五
	かまたさとる	当	民主	現	一五、〇七九
	小杉 直	当	自民	現	一四、七〇六
	ひむろ雄一郎	当	公明	現	一四、四〇一
	城下こうさく	当	公明	現	一三、八七八
	倉重つよし	当	自民	現	一三、七三五
	松岡とおる	当	共産	新	一三、六三一
	竹口ひろき	当	公明	現	一三、二二五
	井手のぶお	当	自民	現	一一、七三〇
	藤川たかお	当	自民	現	一一、四九〇九五
	田上やすひろ	当	無所属	現	一一、六〇〇
	中原たかひろ	当	無所属	現	一一、八六七
	渡辺としお	当	無所属	現	一一、三三五
宇土郡 (一一・二二)	八浪 知行	当	自民	現	一〇、四三一
	荒木 章博	当	無所属	現	一〇、一三九
	はまだ大造	落	無所属	新	八、八一〇
	下城孔志郎	落	無所属	新	五、五〇七
	井手ひろし	落	自由	新	四、一三六・九〇三

宇土郡 (一一・二二)	篠崎 鐵男	当	自民	現	無投票
宇土市 (一一・二二)	林田ひろみち	落	自民	現	八、八〇五
宇土市 (一一・二二)	九谷 弘一	当	無所属	新	一一、〇一七
菊池市 (一一・二二)	前川 收	当	自民	現	無投票
牛深市 (一一・二二)	にしおか勝成	当	自民	現	無投票
山鹿市 (一一・二二)	ながさこ忠弘	落	無所属	新	八、一五九
山鹿市 (一一・二二)	池田ひでお	当	無所属	新	九、一四五
本渡市 (一一・二二)	ふなだ直大	当	自民	現	無投票
玉名市 (一一・二二)	つきもり守	当	無所属	現	無投票
水俣市 (一一・二二)	よしなが和世	落	無所属	新	六、三一九
水俣市 (一一・二二)	よしまつ健三	当	自民	現	八、二三四
荒尾市 (一一・三三)	島田 稔	落	無所属	新	七、五〇三
荒尾市 (一一・三三)	しげむら栄	当	無所属	新	九、三三四
荒尾市 (一一・三三)	岩中 伸司	当	新社会	現	一〇、五二二
人吉市 (一一・四四)	前田たもつ	落	無所属	新	四、二七九
人吉市 (一一・四四)	たかせ清春	落	無所属	新	四、六八一
人吉市 (一一・四四)	本田 せつ	落	無所属	新	五、九九二
人吉市 (一一・四四)	みぞぐち幸治	当	無所属	新	七、六三九
八代市 (二一・五五)	橋本としお	落	共産	新	二、八七九
八代市 (二一・五五)	田方はつみ	落	無所属	元	一一、七八一
八代市 (二一・五五)	小早川宗弘	当	無所属	新	一一、八五六
八代市 (二一・五五)	福島かずとし	当	無所属	現	一二、八六七
八代市 (二一・五五)	中村ひろお	当	自民	現	一三、八二五

下益城郡 (一―五)	さかい洋一	当	無所属	現	一一、八七九
	もりた憲史	当	無所属	新	一一、四五一
	松永 真一	当	無所属	新	九、六四九
	水田 伸三	落	無所属	元	九、一四四
	とうやたけ子	落	無所属	新	七、六一四
玉名郡 (一―三)	島津 勇典	当	自民	現	一五、四三九
	島田 幸弘	当	自民	現	一四、四九三
	宮本 孝一	落	無所属	新	八、九五六
鹿本郡 (一―二)	早川 英明	当	自民	現	無投票 無投票
	古閑 三博	当	自民	現	
菊池郡 (一―五)	荒木よしゆき	当	自民	現	二〇、三五五・七九四
	坂本てつし	当	自民	現	一八、〇四一・三九四
	荒木かつゆき	当	自民	現	一四、六四九・二九九
	坂本さなえ	落	無所属	新	九、三三三・五九九
	福山こうし	落	共産	新	一、九九七
阿蘇郡 (一―三)	つつみ泰宏	当	無所属	元	一七、四九〇
	佐藤まさし	当	無所属	新	一六、四六一
	草村ひかる	落	自民	現	一四、二七四
	児玉ふみお	当	自民	現	一七、九五一
上益城郡 (一―四)	吉本けんじ	当	自民	現	一二、九六一
	永田たかなり	当	無所属	新	一一、六四九
池田 哲也	落	無所属	新	三、〇七三	

八代郡 (一一三)	さかた孝志	当	自民	現	一三、三二二
	たかの誠一	当	自民	現	一一、五六三
	こうやま真理子	落	無所属	新	六、五四二
葦北郡(一一二)	山本ひでひさ	当	自民	現	無投票
球磨郡 (一一三)	松村 昭	当	自民	現	一九、六二九
	松田 三郎	当	自民	現	一六、四一六
	丸山ひろし	落	無所属	新	六、四五二
天草郡上島 (一一三)	すぎもりたけお	当	自民	現	一一、六六六
	こたにくにはる	当	自民	現	一一、五一〇
	中原さとし	落	無所属	新	一〇、六三〇
池田 和貴	当	自民	新	無投票	

候補者の氏名表記は「平成11年4月11日執行 熊本県議会議員一般選挙結果調」(熊本県戦況管理委員会)の立候補者届け出の受け付け状況による。通称使用の者については通称により、それ以外は本名)は、(定数ー立候補者数)	

候補者の氏名表記は「平成11年4月11日執行 熊本県議会議員一般選挙結果調」（熊本県戦況管理委員会）の立候補者届け出の受け付け状況による。通称使用の者については通称により、それ以外は本名によった。

（ ）は、（定数－立候補者数）

第2節 平成15年5月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一五年五月一二日
閉会 平成一五年五月一五日（会期四日間）

2 正副議長及び役員

議長 荒木 詔之 辞職 西岡 勝成 就任
副議長 高野 誠一 辞職 前川 收 就任
常任委員長

総務 小杉 直 厚生 馬場 成志
経済 荒木 義行 農林水産 篠崎 鐵男
建設 坂田 孝志 文教治安 船田 直大

3 議員の異動

常任委員会

総務 ◎小杉 直 ○小谷 邦治 西岡 勝成
島田 幸弘 鬼海 洋一 坂本 哲志

4 議員一覧

厚生	◎馬場 成志	○藤川 隆夫	島津 勇典
池田 和貴	兒玉 文雄	高野 誠一	渡辺 利男
中 隆博	岩中 伸司	城下 広作	守田 憲史
水室雄一郎	◎荒木 義行	○井手 順雄	杉森 猛夫
佐藤 雅司	村上 寅美	前川 收	福島 和敏
	松岡 徹	小早川宗弘	溝口 幸治
	◎篠崎 鐵男	○中村 博生	古閑 三博
	荒木 詔之	田上 泰寛	大西 一史
	築森 守	池田 秀男	松永 真一
	◎坂田 孝志	○松田 三郎	山本 秀久
	倉重 剛	吉本 賢児	荒木 章博
	堤 泰宏	鎌田 聡	永田 昂生
	◎船田 直大	○吉永 和世	八浪 知行
	松村 昭	竹口 博己	早川 英明
	平野みどり	九谷 弘一	重村 栄
建設			
農林水産			
◎篠崎 鐵男			
◎荒木 義行			
◎馬場 成志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			
◎篠崎 鐵男			
◎坂田 孝志			
◎船田 直大			
◎松田 三郎			
◎井手 順雄			
◎藤川 隆夫			
◎馬場 成志			
◎荒木 義行			

選挙区	氏名	会派	当選回数
八代市	井手 順雄	自民	2
	倉重 剛	〃	6
	小杉 直	〃	3
	藤川 隆夫	〃	2
	馬場 成志	〃	3
	村上 寅美	〃	5
	八浪 知行	〃	7
	鎌田 聡	県民タ	2
	田上 泰寛	〃	3
	平野みどり	〃	3
	渡辺 利男	〃	4
	城下 広作	公明	2
	竹口 博己	〃	4
	氷室雄一郎	〃	2
	松岡 徹	共産	1
	荒木 章博	無所属	3
	大西 一史	〃	3
	中原 隆博	〃	3
	小早川宗弘	自民	1
	中村 博生	〃	2
	福島 和敏	無所属	2

人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市	本渡市	山鹿市	牛深市	菊池市	宇土市	宇土郡	下益城郡	玉名郡	鹿本郡	菊池郡
溝口 幸治	重村 栄	岩中 伸司	吉永 和世	築森 守	船田 直大	池田 秀男	西岡 勝成	前川 收	篠崎 鐵男	松永 真一	守田 憲史	鬼海 洋一	島田 幸弘
自民	自民	新社会	自民	無所属	自民	自民	自民	自民	無所属	自民	〃	県民タ	自民
1	1	3	2	2	3	1	7	4	1	3	1	1	4

阿蘇郡	佐藤 雅司	自民	1
	堤 泰宏	無所属	2
上益城郡	児玉 文雄	自民	6
	永田 昂生	〃	1
	吉本 賢児	〃	5
八代郡	坂田 孝志	自民	3
	高野 誠一	〃	5
葦北郡	山本 秀久	自民	7
球磨郡	松田 三郎	自民	2
	松村 昭	〃	5
天草郡上島	小谷 邦治	自民	2
	杉森 猛夫	〃	6
天草郡下島	池田 和貴	自民	1

(注) 県民ク 県民クラブ。「議会の概要 平成一五年版」(熊本県議会事務局)による。

5 県執行部

知事	潮谷 義子	副知事	黒田武一郎
出納長	安田 宏正	総合調整局長	北川 正
総務部長	古田 勝人	企画振興部長	田島 淳志
健康福祉部長	中村 義彦	環境生活部長	上村 秋生
商工観光労働部長	片岡 楯夫	農政部長	和田 秀雄
林務水産部長	堀 文昭	土木部長	今坂 堅三

公営企業管理者	永田 昭三
教育委員会委員長	岡畑 寛
公安委員会委員長	本田 嵩良
人事委員会委員長	松尾 隆樹
監査委員	山本 豊孝
	豊孝
	議會事務局長
	永田 明紘
	田中 力男
	警察本部長
	折田 康徳
	監査委員
	松本 和彦

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

5月12日	本会議	臨時議長挨拶、開会宣告、知事挨拶、執行部紹介、議席指定、会期決定
15日	本会議	議長選挙、副議長選挙、議会運営委員の選任、常任委員の選任、監査委員の選任同意、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙、荒尾競馬組合議会議員の選挙、知事提出議案上程、議決、閉会宣告

本臨時会は、平成一五年四月一三日に実施された県議会議員選挙後、最初の議会であり、正副議長の選挙、常任委員の選任をはじめ、主として議員の構成を定めるために開かれたものである。加えて、監査委員の選任同意、知事専決事項処分の報告や承認案件についての提案と審議も行われた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	監査委員の選任について	同意
2	監査委員の選任について	〃
3	専決処分の報告及び承認について	承認
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	専決処分の報告及び承認について	〃
7	専決処分の報告及び承認について	〃

3 知事挨拶

議員各位におかれては、さきの県議会議員選挙において、県民の信任を得られ、めでたく当選されたこと、心よりお喜びを申し上げます。現在、わが国景気の先行きには依然として不透明感が漂い、雇用情勢も極めて厳しい状況が続いている。また、国、地方を通じて財政状況は一段と厳しさを増しており、県政を取り巻く状況は決して楽観を許さないものと考えている。こうした中であって、将来の県政発展の礎を築くため、財政の健全化をはじめ、地方分権時代にふさわしい行財政体制の整備に着実に取り組みたいと考えている。また、喫緊の課題である雇用対策、有明海・八代海の再生をはじめ、少子高齢社会への対

応、交通基盤の整備や、商工業、農林水産業の振興、高度情報化の推進、環境の問題、教育の振興などの県政の諸課題に、真摯に、かつまた積極果敢に取り組みたいと考えている。私は、知事就任以来、県政は、県民から負託された、そして未来社会からの預かり物であるとの信念に基づき、一人一人の命、存在が大切にされ、さまざまな芽吹きが育まれ、創造が行われることを目標に県政を進めてきた。今後とも、地域社会に漂う閉塞感を打破する意気込みを持って、県民とのパートナーシップの下、県政を運営するので、どうか、議員各位の格別の支援と協力を賜るようお願い申し上げます。なお、監査委員の選任同意、知事専決処分の報告・承認案件について提案するので、審議をお願いする。

第三項 重要議案の審議

1 条例等議案

(1) 議案第2号、第3号 監査委員の選任について

【説明・審議】議員のうちから選任された監査委員、八浪知行および吉本賢児は、四月二十九日に任期が満了したので、新たに倉重剛および早川英明を選任する。五月一五日採決の結果、原案の通り同意された。

第3節 平成15年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一五年六月一八日

閉会 平成一五年七月二日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（六月一八日）に特別委員会の設置が決定し、六月二三日に各特別委員の選任が行われ、各委員長がそれぞれ次の通り決定した。

特別委員長

財政対策

高野 誠一

産業廃棄物対策

松村 昭

有明海・八代海再生

村上 寅美

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動 中原 隆博（七月二日、無所属→自民党入会）

特別委員会

財政対策

◎高野 誠一 ○馬場 成志

山本 秀久 荒木 詔之

田上 泰寛 中原 隆博

平野みどり 堤 泰宏

藤川 隆夫 松田 三郎

松永 真一 溝口 幸治

産業廃棄物対策

◎松村 昭 ○小杉 直

児玉 文雄 鬼海 洋一

船田 直大 岩中 伸司

小谷 邦治 城下 広作

吉永 和世 九谷 弘一

佐藤 雅司 守田 憲史

有明海・八代海再生

◎村上 寅美 ○篠崎 鐵男

島津 勇典 島田 幸弘

渡辺 利男 荒木 章博

築森 守 井手 順雄

中村 博生 松岡 徹

古閑 三博

吉本 賢児

荒木 義行

氷室雄一郎

永田 昂生

八浪 知行

坂本 哲志

大西 一史

鎌田 聡

池田 秀男

杉森 猛夫

竹口 博己

坂田 孝志

福島 和敏

重村 栄

4 県執行部

池田 和貴 小早川宗弘

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月18日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
23日	本会議	一般質問
24日	本会議	一般質問
25日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
26日		特別委員会
27日		常任委員会
30日		常任委員会
7月2日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会では、川辺川ダム・利水訴訟問題、国の構造改革（三位一体改革）問題、市町村合併・熊本市の政令指定問題、新幹線建設問題、福祉問題、観光問題などについて議論された。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決
2	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	財産の処分について	〃
9	財産の処分について	〃
10	工事請負契約の変更について	〃
11	工事委託契約の変更について	〃
12	市町の廃置分合について	〃
13	専決処分の報告及び承認について	承認
14	人事委員会委員の選任について	同意
15	公安委員会委員の任命について	〃

（議員提出議案）

1	地方税財政制度の「三位一体改革」に関する意見書	可決

3 知事の提案理由説明

2	熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例の制定について	可決
3	郵便投票制度等の改正を求める意見書	〃
4	外国人入学校への大学入学資格付与早期実現を求める意見書	否決
5	WTO農業交渉及び自由貿易協定に関する意見書	可決
6	米政策改革大綱に基づく新たな水田施策の充実強化に関する意見書	〃
7	日本人拉致事件の早期解決のため、北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書	〃
8	防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書	〃

(1) 平成八年に提起された川辺川利水訴訟は、五月一六日に福岡高裁判決で、国営川辺川土地改良事業に係る三つの事業のうち農業用排水および区画整理事業の計画変更について、受益農家の三分の二以上の同意という計画変更の要件を満たさない旨の事実認定がなされ、国は上告せず、五月三〇日に確定した。県としては、まずは現時点の関係農家の意向を把握するため、国、地元市町村との協議を進め、国や関係農家等を含めた事前協議の結果、今後は県が総合調整の役割を担い、国や地元市町村と一体となって関係農家の意向を把握することなど、基本的事項に合意した。事業地域を一〇地区程度に分けた意見交換会を開催する。川辺川ダム事業は、利水事業の計画見直し、収用委員会の審理の行方など、多くの要素が絡み、不透明な状

況である。今後、住民討論集会で議論を深め、利水事業の見直しも重点的に取り組む。(2) 四月の有効求人倍率が〇・四八倍と低い水準にとどまっており、雇用創出対策を喫緊の課題ととらえ、国や関係団体等と連携し、若年層の就職支援、中小企業のセーフティネットの充実等に重点的に取り組む。中長期的には、産学行政の連携を図り、地域の特性に応じた産業の集積、環境・福祉分野での新事業の創出、農林水産業の振興など、地域経済の活性化に努める。(3) 国の構造改革は、三位一体の改革の論議が大きな山場を迎えており、その行方は、今後の地方行政運営はもとより、地方自治のあり方にも大きな影響を与える。真に地方分権の推進に資する改革にしていくため、税源移譲を含む国と地方の税源配分のあり方の見直しを軸に、国库補助負担金の廃止、縮減および地方交付税の見直し、相互にバランスよく一体的に行われるよう、全国知事会等の機会をとらえて国に対し意見を述べる。(4) 構造改革特区は、四つの特区構想を提案しており、本県と宇城地域一市九町が共同申請した福祉コミュニティ特区および菊池市が申請した菊池市福祉サービス応援特区の計画が、国の認定を受けた。今後は、計画内容の着実な実施を図り、さらにより多くの特区が実現し、地域経済の活性化と県民福祉の向上につながるよう、市町村や関係団体と連携する。(5) 重症急性呼吸器症候群(SARS)は、県民の不安も大きいことから、SARS対応マニュアルを策定し、患者搬送専用の車両や装置の整備など、患者発生に備えた準備を進めてきた。県民の不安の解消に向け、相談窓口を

設置し、関連情報の積極的な提供に努める。(6) 市町村合併は、四月にあさぎり町が誕生したほか、現在、県内一七地域において法定または任意の合併協議会が設置され、合併の枠組み、地域の将来のあり方等さまざまな論議がなされている。一七年三月の市町村の合併の特例に関する法律の期限を考慮すると、一五年度は、具体的な合併協議の正念場になる。なお、天草上島四町においては、一六年三月末の上天草市の発足に向け、先般、各町議会の議決を経て、県に対し廃置分合の申請がなされており、県内の市町村合併に一層の弾みをつける。(7) 九州新幹線鹿児島ルートは、新八代ー西鹿児島間において、新水俣駅、新八代駅等の駅舎整備や関連工事が進められており、一六年度には開業の見込み。博多ー新八代間は、県内部分は用地取得および工事とも着実に進捗しており、引き続き、日本鉄道建設公団および関係自治体と連携し、早期完成に向け全力を傾ける。今後、新八代駅以南の新幹線開業に合わせた記念事業等により県民参加の機運を高め、新幹線の開業効果を最大限に享受できるよう取り組む。熊本駅周辺整備は、熊本市と連携し、国の合同庁舎の熊本駅周辺への移転、ユニバーサルデザインに配慮した県都の玄関口にふさわしいまちづくりに努める。新八代以南の新幹線開業に合わせてJR九州から経営分離される八代ー川内間の並行在来線肥薩おれんじ鉄道株式会社は、九州運輸局へ鉄道事業許可申請がされており、県としても、来年春の開業に向け万全を期し、開業後の利用促進に取り組む。(8) 熊本空港の国際線は、九年六月から運休していた熊本ーソウル線

にアジアナ航空の就航計画が発表された。国内線は、八月からスカイネットアジア航空が熊本ー東京線に新規参入する。韓国をはじめアジア地域との交流を促進する国際定期便の定着に努め、国内線の新規参入により熊本空港利用者の一層の利便性の向上を図る。(9) 食の安全、安心対策は、三月に策定した「くまもと食の安全安心のための基本方針」に基づき、今後、(仮称)くまもと食の安全県民会議を設置し、食品の適正表示と監視指導の徹底、学校給食における地産地消等に取り組む。トラフグ養殖のホルマリン使用問題は、調査の結果、新たに一業者が、ホルマリンを使用していた。今後は、生産者への指導、監視を強化し、再発の防止に努める。(10) 有明海、八代海の再生は、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、三月に「熊本県計画」を策定した。今後、国や関係県、市町村等と連携し、海域環境の保全と改善、水産資源の回復等による漁業振興を図るため、計画に掲げた事業を着実に実施する。(11) 大規模年金保養基地グリーンピア南阿蘇は、五月末をもって運営を停止した。野外劇場アスペクタは、予約が入っているイベントが終了する一〇月までは運営を継続する。現在、地元久木野村がグリーンピア南阿蘇を取得する方向で検討を進めており、九月をめどに活用計画を作成する。(12) 廃棄物対策は、産業廃棄物管理型最終処分場が平成一七年度中にも不足すると予想されることから、三月に策定した「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」に基づき、今後、建設候補地検討会を設置し、建設候補地の選定に向けた調査検討を行う。産業廃棄

物税の構想は、五月に熊本県産業廃棄物税制検討会議を設置して検討を進めており、今年度中には、具体的な導入案を固めた。 (13) 藤本発電所・荒瀬ダムは、河川環境等に配慮したダムの撤去工法等について専門的な検討を行う荒瀬ダム対策検討委員会を六月に設置した。国の支援も求めながら、ダム管理対策および環境対策を実施し、計画的にダムを撤去できるよう取り組む。

4 一般質問及び答弁の要点

六月二三日に八浪知行(自由民主党)、渡辺利男(県民クラブ)、城下広作(公明党)、二四日に馬場成志(自由民主党)、大西一史(無所属)、藤川隆夫(自由民主党)、二五日に荒木義行(自由民主党)、鎌田聡(県民クラブ)、坂本哲志(自由民主党)の各議員が、それぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

(1) ①三年間を振り返って、県行政をどう変革し、再構築したか。②お役所の体質、職員の意識改革はどれくらいできたか(渡辺)。(2) パートナリシップと県政の進め方について。パートナリシップの理念がわかりにくい、もっと具体的に生活に密着した政策の展開を優先して考えるべきではないか(坂本)。(3) ①今回の一連の地方分権改革、三位一体の改革の動きの受け止めについて。②税源移譲、分権後の熊本県の姿は。③全庁的なプロジェクトチーム等の設置について。④望ましい

改革のあり方について(大西)。

これに対する知事の答弁は、次の通りである。

(1) ①私自身が理念とする県民中心、現場主義、成果主義の実現のためには、縦割り行政では不可能であることを意識し続け、機会あるごとに、その重要性について職員にも言い続けてきた。組織体制の検討あるいは職員の意識改革として、平成一四年四月に総合調整局を設置した。成果重視型行政として、一三年度に策定した行政システム改革プランでは、各種計画の策定の段階において、成果目標を設定し、達成状況を確認し、総合調整局には、常にその施策や事業の立案、課題への対応について、県民の視点からしっかりと目配りをするように求めてきた。評価の過程で明らかになった課題については、次年度の予算要求、査定各段階で検討を加えて、事業の見直しや新たな施策の立案につなげている。財政課における予算査定は、要求部局と財政当局との協働作業と位置づけ、一方的に財政課が予算を査定するのではなく、そのやりとりの中で、要求部局と一緒にやって作業を進め、県民へよりよいサービス、ニーズ対応型の県政のあり方につなげる。②職員一人一人が業務の成果、コストを認識して、既存の枠組みや既成概念にとらわれず、前向きでかつ柔軟な発想で県行政を推進していかなければ、変革と再構築の時代的なニーズに対応できないことを職員自身も認識している。県職員出前講座、改革セミナーの実施等、意識改革に向けて重点的に取り組んでいる。(2) 私が目指す県の姿は、年齢差、性差、障害の有無を超えて、一人一人の存在を大事に

し、すべての人たちが生活しやすい社会を創造するユニバーサルデザインの考えの下で県政を進めていく。一二年に、県総合計画「パートナーシップ21くまもと」を策定し、パートナーシップの理念は、県民の間に理解され浸透している。例えば、パートナーシップによる起業化支援では、産学行連携の下に、ベンチャー企業に対するバックアップの中で上場を果たし、その成果は、日本のみならず世界も注目するような成果を上げている。

健康商店街では、タクシース会社、行政、商店街と連携した高齢者宅配サービスを実現した。白川中流域では、農家、企業、関係団体が一体となって、地下水涵養対策に取り組んだ。また、民間病院、NPO、行政の連携の下に展開している妊娠葛藤相談やドメスティックバイオレンスに係る援助等、パートナーシップのもとに展開されている姿は多様にある。今回策定するパートナーシップの指針は、このような取り組みを踏まえ、将来社会に向かってよりよい形で、パートナーシップの内容、質、共有化を進めていくために策定する。(3) ①去る六月一八日、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003の原案が明らかにになり、国から地方への基幹的税目の税源移譲の基本的方向が示され、地方団体がこれまで主張してきた考え方がある程度受け入れられたものと認識している。しかし、改革の具体化はこれからであり、国庫補助金の見直し、精査は、国と地方の役割分担のあり方を踏まえた税源移譲を含む税源配分、地方の意見が反映されるよう、国に対して意見を述べ続けたい。②国庫補助負担金が廃止、縮減され、税源が移譲されることにより、

行政だけではなくて、県民や地域にとっても、これまで以上に自己責任と自己決定が求められる時代が始まる。身の丈に合った県政を行う中では、情報公開、説明責任、費用対効果をより徹底して、政策選択の場に県民も主体的に参加しなければならぬ。同時に、多様なニーズに対応するためにパートナーシップを確立し、納税者である県民の監視のもと、経営感覚を持って運営することが、行政には一層求められる。③すでに、総合調整局および総務部を中心に、国の地方分権改革推進会議において示された重点的に推進すべき一項目、社会保障、教育、文化、公共事業について、庁内関係課が連携して情報の収集、整理を行っている。④おおむね四兆円とされる国庫補助負担金の廃止、縮減の具体的な対象、あるいは国から地方へ税源移譲される基幹的税目の具体的内容は、年末の国の予算編成等に委ねられている。こうした内容の具体化をにらみながら、財政運営への影響を詳細に把握し、熊本県の実情を踏まえて、生活者の視点の軸足を置いて、具体的に県としての対応を検討したい。

行財政・県政全般

(1) 平成二三年度から五年間の財政健全化計画を策定し、とくに一三年度から本年度までの三年間を緊急集中取り組み期間として取り組んできたが、予想に反する景気低迷により、財政再建は難航している。①現状における県財政の見通しについて。②地方税財政の三位一体の改革に対する考え(渡辺)。(2) ①平成二六年度の予算編成の要求段階から公表する考え

はあるか（大西）。②目標の達成を意識した重点的な予算配分について（荒木義）。③①市町村合併を見据えての市町村の事務権限の移譲。②地域振興局のあり方。③民間委託の検討状況、部局横断的なプロジェクトチームの編成について（鎌田）。

（4）①個人情報保護法が五月に成立したが、防衛庁が、自衛官募集を行うための募集適齢者の個人情報をも、いくつかの自治体から提供してもらっていることが明らかになった。自衛官募集に当たっての住基情報の提供の県の考え方、自衛官募集以外に住基情報を提供している事例。②市町村におけるセキュリティ対策の強化について。③住基ネットの第二次稼働に向けた市町村職員の研修について（鎌田）。⑤世間を騒がせたいわゆる白装束集団は、一九九四年以降、電磁波の調査研究のためと称して、各地を集団で移動しており、今年四月頃には、白ずくめの衣装と渦巻き状のステッカーを張った白い車両で、岐阜県の山奥の路上に滞在し、付近の樹木や構築物にも白い布を巻くなど、常識では理解できないような行動をしている様子が報じられた。このように県民に不安を与えるような団体への対応について（荒木義）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（1）①平成一五年度の県税収入の見込みに当たっては、国による経済成長見込みや本県の厳しい経済状況等を踏まえて、一四年度当初予算に比べ一八億九、〇〇〇万円、八・五％の減収を見込んだ。現在は年度が始まってまだ三か月で、今後とも景気動向等注意深く見守りながら収税対策に取り組む。財政健

全化期間中の財源不足額は、本年度の一九一億円をピークとして徐々に減少していくものの、最終年度である一七年においても、なお七七億円生じると見込んでいる。今後の景気動向や地方財政制度改革の動向をはじめ、不確定な要素が多く、現時点で断定することは難しい。期間内で財源不足額の解消は極めて厳しい状況にある。財政健全化債の発行は、財源不足を補うための地方交付税措置がない県債であることから、できる限り発行を抑える必要があるが、財政健全化を進めるに当たっては、県内経済への影響等も勘案して、健全化の取り組みなどを行ってもなお、財源不足を補えない場合のみの対応方策と考えている。今後の景気動向や地方財政制度改革の動向も踏まえながら、一六年度の予算編成過程の中で対応方針を決定したい。②国と地方を通じた多額の長期債務残高は、これまで地方団体の歳出規模と地方税収入とに大きな乖離があること、それを国庫補助金等という形で地方に配分することで埋めてきたことから、国と地方の責任の所在が不明確になってきている。三位一体の改革は、地方にできることは地方に委ねるという地方分権推進の観点、また、地方が自主的、自立的な財政運営を営むことができる地方財政基盤の充実強化を進めることが大切であり、国に意見を述べてきた。税源移譲については、整理見直しの対象となる国庫補助金の八割程度を目安に税源を移譲する方向が打ち出されるなど、これまでより歳入は減少する見込みであり、財政運営に少なからず影響があるが、現時点での本県歳入への影響額を試算することは困難である（知事）。（2）①

県民が求める予算編成過程に係る情報、情報公開によって得られる効果、コストなどを総合的に判断し、公開すべき情報の内容、時期、手法などについて、一六年度当初予算編成までには方針を出したい（総務部長）。②財政健全化の取り組み、あるいは政策評価の実施や行政システムの改革プランに基づく取り組みを通して徹底した事務事業の見直しを行う一方、県政の喫緊の課題である雇用対策や有明海、八代海再生、あるいは新幹線を活かしたくまもとづくりプランなど、優先的に取り組むべき施策、事業を厳しく選別し、限られた財源の重点的な配分に努める。こうした重要施策において、例えば、雇用創出対策では、平成一五年度での一万人程度の雇用創出、熊本セミコンダクタ・フォレスト構想では、二二年までに半導体関連産業の製造品出荷額一兆円、シルバーヘルパーでは、二二年まで三万一、〇〇〇人養成など明確な数値目標を示し、熊本県の将来の姿を県民と一緒に共有するように努めている。予算の重点的かつ効率的な配分に合わせて施策の数値目標をできる限り明示し、決算面からも徹底的に成果を検証していくことは三位一体の改革にもつながる（知事）。③①地方分権一括法の施行を機に、独自に市町村に対して事務権限を移譲するため、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例を制定し、平成一三年四月に、病院の開設計可など五四項目を新規に移譲している。その後、一三年度および一四年度にも市町村や庁内各部に対する調査結果をもとに、現在、新たな事務権限移譲について、具体的な取り組みを進めている。②上天草の四町が合併し

て新市が発足するならば、県から福祉事務所機能が移譲される。このほか、町村数が減少するので、連絡調整に係る事務量が減少するなど、地域振興局の業務にも直接影響が出てくる。昨年度は、一部の振興局をモデルに、合併による業務への影響等の基礎的な調査を検討チームで行った。本年度は、市町村合併に伴う事務権限の移譲、地域振興局のあり方を含めた県組織の見直しを検討するため、人事課内に行政体制整備班を設置した。現在地域振興局のヒアリングなども実施しており、今後合併の進捗状況も注視し検討したい。③これまで、道路維持補修をはじめ、工事の施工監理、あるいは情報システムの維持管理業務、そのほか各種データの入力業務や検査業務など、多方面にわたって随時実施している。本年度も新たに、保健所が行う水質検査や中小企業高度化事業に係る運営診断業務の民間委託を開始した（総務部長）。④①防衛庁への情報提供は、自衛官募集に必要な資料の自治体からの提供を規定した自衛隊法施行令に基づき行っており、住民基本台帳法の趣旨に反しないが、自衛官募集に関する情報提供を今後依頼する場合には、最低限必要な氏名、性別、生年月日、住所の四情報のみとすることが全国の自衛隊地方連絡部に徹底されている。ほかに住民基本台帳の情報を自衛官募集のように国の機関等に対して提供している事例はないと認識している。今後とも、市町村の住基情報については、個人情報保護の観点に立って、適切な取り扱いがなされるよう周知徹底する。②住基ネットとつながった庁内LANがインターネットに接続している市町村は、県内に一〇団体あるが、

外部からの不正侵入を防ぐ対策が講じられており、住基ネットは極めて安全なシステムで侵入されるおそれはないと考えており、総務省も同様に明確な見解が示されている。機器の操作等運用面では、各市町村でセキュリティに関する規程を整備し、サーバー室への入室許可、ＩＣカードによる機器操作など、情報保護に留意した厳格な管理、運用が行われている。今年八月から住民票の写しの広域交付など第二次稼働が始まるので、機器やセキュリティ対策の再点検を行い、適正な管理と運用のさらなる徹底を図る。③これまでも、会議や研修会を実施し、システムの適正運用と個人情報保護意識の向上につなげてきた。五月と六月にも第二次稼働に向けた研修会を実施した。稼働開始直前の八月には「電子自治体と未来の暮らし」をテーマに、学識者や住民の代表を迎えて、電子自治体フォーラムを開催する（総務部長）。(5) 県では、昨年四月に設置した危機管理監を中心に、常日頃から全庁的な危機管理対応を行っている。この場合、危機という概念はいまいちな点も多いが、幅広くとらえて対応すべきと考える。質問のような団体において違法な行為がない段階では、他県の例でも見られるように、具体的にまた強制力を持った解決策が見当たらないのが実情であり、憂慮すべきことである。少なくとも県民に不安を与えないようにするため、法令が適用されるかどうかにかかわらず、県警など関係機関との連携の下、可能な範囲で情報の収集と県民への情報の提供に努めていく（総合調整局長）。

市町村合併・政令指定都市

(1) 日本の国土政策から見ても、また九州全体の発展から考えても、九州のど真ん中に、もう一つ中心となる政令市がぜひとも必要である。熊本県も一緒になって、熊本市の政令市を目指して戦略的な行動を起こすべきと、機会あることに訴えてきた。①地方分権の流れの中での政令市移行について。②県土全体の発展の観点からの政令市移行について。③県経済の振興という観点からの政令市移行について。④高規格幹線道路等の社会資本整備促進という観点からの政令市移行について。⑤知事は、昨年の二月議会において、慎重な姿勢を示されたが、それ以降、熊本市を取り巻く環境は大きく変わっている。八月の益城町の住民投票次第という状況になっているが、現時点における総括的な所見を問う。(更問) 県は、今までずっと自主合併という建前で来たため、政令市に反対だと感じている県民もいるが、打ち消してもらいたい(馬場)。(2) ①地方分権が進む中で、市町村の人口や財政規模、期待される行政サービスについて、県の考えを市町村にあらためて明確に示すことにより、あとわずかとなった合併特例法期限内(平成一七年三月末)での合併につながると考えるが、どうか。②住民も含めて具体的に合併の適否の検討を行うには、それぞれの地域で共同して合併後の将来ビジョンを作成することが重要である。県内各地域での確な将来ビジョンづくりが進むよう、助言などを行う考えはあるか。③すでに合併に背を向けてしまった市町村も各地にあるが、こうした自治体の行財政運営は一層深刻となる

ことが予想される。県としては、どのような予測を立てているのか。合併をしなかった単独市町村に対して、何らかの対策を講じていくのか。(3)①今回の益城町における住民投票の結果、熊本市との法定協議会設置に賛成する票が過半数を占め、法定協議会が設置されたと仮定した場合、県はどのようにかわっていくのか。②万一、法定協議会設置が否定された場合は、現在の周辺地域の動きから判断すると、合併特例法期限内に、熊本市が周辺町と合併し政令市に移行することはほぼ不可能となる。人口六六万を超える熊本市としては、その後も当然ながら政令市移行に向けて努力をしていくものと考えられるが、県として熊本市の政令市に向けた動きをどのように支援していくのか。③幸山熊本市長は、先日の市議会政令指定都市実現に関する特別委員会において、益城町長とトップ同士で公開討論会等を開催したいという意向を示している。さらに、熊本市議会も、益城町議会との意見交換を実施したいと表明しているが、今後、県に対して合併や政令市に関する情報提供や調整、協力など、具体的な要望がなされた場合は、どのように対応するか(大西)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①熊本市は、平成八年に中核市に指定され、県から、福祉や都市計画関係の分野を中心に、五二の事務と八七六項目の権限移譲がすでに行われている。さらに、政令市になると、中核市の事務権限に加えて、国県道の管理や児童相談所の設置等二七の事務が都道府県から移譲され、その処理に対応した財源等が保障されるなど、ほぼ都道府県と同様の権限を持つ、

現行の地方自治制度の中では最も充実した基礎的自治体となる。そのような意味では、今回、市町村合併の特例として設けられた政令市指定要件の弾力化を機に、熊本市が政令市実現に向けて取り組むことは、地方分権の大きな流れに沿うものである。現在、周辺町村においては、熊本市との合併も含め、地域の将来のあり方について住民発議や住民投票が提起され、議会、住民も交えた活発な議論がなされており、県としては、これらの議論の行方を見守っている(総務部長)。

②九州新幹線が全線開通すると、福岡市、熊本市、鹿児島市の主要都市が短時間で結ばれることから、都市間競争に拍車がかかることが予測される。県では、熊本駅周辺整備、交通体系の整備、中心市街地の活性化、産業振興、教育、福祉サービスの充実など、現在熊本市と共同して取り組んでいる。政令市移行については、県土の均衡ある発展との整合を検討する必要があるが、他方、熊本市において、政令市として強いリーダーシップを発揮し、他地域とのパートナーシップを進めれば、都市機能の強化とともに、県内各地域の発展に資すると考える(企画振興部長)。

③政令市になることで、都市機能が強化され、九州における拠点が向上すること、都市機能が強化され、九州における拠点が向上することにより、コンベンション開催数の増加やこれに関連するサービスの展開が期待される。さらに、生活環境の魅力が向上すると、企業で働く人たちのメリットとなる。一方、周辺市町村が熊本市と合併した場合、合併特例法による課税の特例等はあるものの、その地域で操業する企業に

は、新たに事業所税等の負担が生じ、競争力の低下を懸念する声もある。政令市への移行を民間企業等がどのように企業経営に生かしていくかが重要なかぎである（**商工観光労働部総括審議員**）。④熊本市が九州の中央に位置するという地の利を生かして、今後さらに発展していくためには、九州新幹線や九州縦貫自動車道が着実に整備される中で、九州の横軸となる九州横断自動車道延岡線や中九州横断道路の早期整備が重要な課題である。高速道路等の整備は、現在国で、道路公団民営化や整備効果の評価手法など、さまざまな観点からの議論が進められており、これからの高速道路等の整備は厳しい状況になるものとして予想している。一般論として、政令市になることにより、現在県が管理している国道や県道の管理が政令市に移譲され、都市基盤整備が一体的に行われれば都市機能が強化され、熊本市の拠点性が高まり、広域的な交流連携を支える高速道路等の早期整備の必要性が高まると考える（**土木部長**）。⑤熊本市が政令市の指定を受けることで拡大する権限等を生かして、都市圏の社会資本整備に統一的一かつ集中的に取り組むことによって、九州の拠点としての機能がさらに高まり、県内の経済活性化や県土全体の発展につながる意義や効果等については、十分に認識している。現実問題としては、政令市制度の一般的な意義を踏まえた上で合併の枠組みが固まり、関係市町村間でどのような都市づくりを目指していくのか、それが見えてこない、具体的な検討を進められない。自主合併の推進を基本スタンスとして、引き続き、熊本市、関係町の要望をしつかり聞きなが

ら、対応していきたい。（**更問**）熊本市の政令市移行には、前提として合併が条件である。合併は、関係団体の意思がない限り、なかなか前に進めない。相手方から、自主合併に県は介入しているではないかといった反論が起きてくるので、関係団体の意思の合致がない限り前に進めないということを理解いただきたい（**知事**）。②①今回の合併は、地方分権や少子高齢化など、さまざまな環境変化を市町村自身が自ら受け止め、市町村の規模や地域の将来のあり方などを判断する自主合併を基本としている。県としては、積極的に合併を推進していく立場に立ち、平成一二年に、合併パターンを議論のたたき台として提示した。その後、各地域の任意または法定協議会への委員や職員の派遣、説明会など、地域振興局を中心に、積極的に合併の推進を図ってきた。その結果、本年四月にあさぎり町が誕生したほか、現在一一の法定協議会と六つの任意協議会が設置されており、六九の市町村が参加して、合併協議が進められている。しかしながら、それぞれの地域の実情から、合併の動きがまだ見えない市町村が相当残っている。県としては、合併特例法の期限を念頭に置き、市町村が合併の必要性や意義を正しく認識し、多くの合併成就につながるよう、さらなる働きかけを行いたい。②これまで、新しいまちづくりについて、地域振興局を中心に積極的な助言等を行ってきた。とくに、本年度は市町村建設計画づくりの山場を迎えることから、市町村合併推進室に新市町村づくり支援班を設置して、計画策定の視点や方法、合併を契機に充実する行政サービスの内容や国、県の支援

策の活用方策などを盛り込んだ「市町村建設計画策定の手引き」を作成し、配布する。この中で、新しい町村づくりが進むよう、重点的な支援をしていく。③本年四月に示された地方制度調査会の中間報告では、現行の合併特例法期限後も新しい法律を制定し、一定期間財政支援措置によらない手続きで合併を推進するという方向が示されている。この期間を経た後もなお残った小規模市町村については、県やほかの市町村への事務処理移管なども検討する。秋には最終的な答申が出されるが、合併しない市町村には大変厳しい行財政運営を迫られることが予想されるので、あらためて合併の必要性や意義、国の動きなど、情報を提供し、市町村長や議員との直接意見交換などを行い、合併に向けた最終的な働きかけを行いたい（総務部長）。(3) ①熊本市と益城町が法定協議会を設置し、具体的な検討を進める段階になれば、県としては、ほかの合併協議会と同様に、両市町村からの要請を踏まえ、必要な対応を図る。②国の市町村合併支援プランにおける政令市指定要件が八〇万人から、合併特例法で七〇万人へ弾力化され、合併特例法の期限である一七年三月までに合併が行われた場合という条件がある。それ以降の政令市の指定要件の取り扱い、おそらく従来の八〇万人に戻っていく可能性が高い。あくまで益城町における住民投票後の仮定の話になるが、熊本市が政令市の指定に向けて、引き続き検討を続けていくということになれば、県としては、熊本市の意向を踏まえ必要な対応を図る。③現在も、熊本市の求めに応じて、情報提供あるいは職員の派遣等できる限りの対応を行っている。

さらに、具体的な要望があったら、必要な対応は当然図っていかねばならない（知事）。

川辺川ダム問題

(1) ①利水訴訟控訴審での国側敗訴により、今後の新たな利水計画の策定は、どのような基本方針の下に、いつまでに手続きを了とするのか。農家の意向把握においては、利水事業の水源をダムに求めるのか、ダム以外の井戸水や小河川等に求めるのか。②川辺川ダムの行方が不透明になった中で、知事の判断時期、判断の方針について。③五木村、相良村の地域振興の取り組みについて（八浪、渡辺）。

これに対する知事の答弁は、次の通りである。

(1) ①関係農家の個々の意向を把握し、地域の対立を招かないよう、農家と向き合って臨むという基本方針に立ち、これまで国や地元市町村と協議を進めてきた。六月一六日には、国や関係農家等を含めた事前協議において、県が総合調整の役割を担い、国や地元市町村と一体となって、関係農家の意向を迅速かつ丁寧把握すること、約一年をめどに新たな利水計画を策定することなど、基本事項について合意した。この合意に基づいて、まずは約四、四〇〇戸の関係農家を対象に、事業地域を一〇地区程度に分けて意見交換会を集中的に開催し、情報の提供と共有を行い、水源や営農計画等について意見を提出してもらう。その結果を分析した上で、さらなる意見交換や農家一戸一戸に対する個別の意向把握を進めたい。あわせて農家の相

談に対応する総合相談窓口の設置を提案している。水源については、ダムとともに、ほかの水源も予断を持たず調査検討を行う。今後一年間で新たな利水事業計画を策定するにはかなり厳しいスケジュールであるが、集中的に取り組みたい。②川辺川利水訴訟で国敗訴が確定したことにより、利水事業の計画見直しやそれに伴う収用委員会の審理の行方等、本体着工のための法的な条件は、不透明な状況となっており、その時期を明確に示すことは難しい。今後は、新たな利水事業計画の策定に重点的に取り組み、引き続き住民討論集会における科学的論議を深めるなど、一つ一つの取り組みを積み重ねて、事業主体である国の判断等を見極め、県議会と一体となって判断したい。③五木村では、これまでダムの進捗と連動する形で生活基盤整備が抑制されてきたいささつを踏まえ、中学校、高校の移転や頭地大橋等について、ダム本体工事の進捗とは関係なく、早期に完成されるよう国に要望を続けている。昨年一二月に両村と県で策定した五木・相良地域振興計画を着実に実行し、両村の地域振興に引き続き取り組む。

企画・地域振興

(1) 平成七年八月に、熊本広域都市圏整備の将来的課題として提言されたメデイカルポリス構想の検討状況、都市圏東北部の核拠点の形成について(荒木義)。

これに対する企画振興部長の答弁は、次の通りである。

(1) 県としては、同構想も踏まえて、平成一二年に策定し

た県総合計画において、医療・福祉、バイオテクノロジー等の分野の研究の集積と産業の展開を重要課題と位置づけ、現在産学行政が連携して取り組んでいる。本構想では、菊池台地などが広がる熊本都市圏東北部地域において拠点の形成が将来的な課題とされたが、同地域には、広大な国公有地が存在し、また、九州沖縄農業研究センターなどの研究施設や国立の医療施設等が立地しており、研究・開発拠点の形成を図る上でのポテンシャルの高さは今も変わっていない。現状では、当該地域の国公有地上にある施設等について、新たな展開等の計画はないが、これらの施設のほか、民間施設も含めた動向等も把握しつつ、地元の情報、また専門家の意見等も聞きながら、長期的な観点に立って検討を続けたい。

医療・福祉

(1) ①予防接種の過誤接種対策について。②予防接種の個別化、広域化の現状と今後の方針について(大西)。(2) 平成一二年度に始まった介護保険制度は、今年四月から第二期となり、六五歳以上の一号保険者の保険料の改定や介護報酬の見直しが行われた。今回の介護報酬の見直しに当たり、国は施設介護より居宅介護を推進したいと思われる。①知事が、将来、要介護者となった場合、施設介護か在宅介護のどちらを選択するか。その上で、在宅重視および自立支援推進の考え方と現実とのギャップをどのように考え、今後介護保険制度をどのようにするのがベストと考えているか。②介護保険財源は、保険方式

と税方式のいずれがよいのか。③一七年度には制度全般の見直しが行われるが、どのように対応するか。(3)今年七月一日から、特別養護老人ホームへの入所に際し、点数制の評価が導入されることになる。要介護度や痴呆^{ちほう}の度合いに加え、介護者の有無などの家庭背景等を点数化し、点数の高い順に入所させようとの考えである。(4)①県では、熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要項に基づき、平成二二年一月から四歳未満の子どもを対象に、月額上限三、〇〇〇円の自己負担および所得制限を設け助成しているが、県内のすべての市町村において、最低でも医科、歯科ともに就学前までの助成拡大を願う。昨年一〇月に国の医療保険制度が改正され、三歳未満の自己負担割合が三割から二割に軽減された。これにより、県においては、乳幼児医療費助成の財政負担が年間約二億一、〇〇〇万円軽減すると聞く。この財源を用いて、現行の医療費助成の対象年齢を延長するとか所得制限をなくすとか、あるいは子育て支援の新たな事業に充てる考えはないか。将来的には、対象年齢を延長していく考えはないか。②乳幼児医療費助成の支給方法には、カードを持って受診すれば窓口で現金が不要となる現物給付と、一旦窓口にて費用を払い、一か月分の領収証を役場に提出し、その後費用が返却される償還払いの二つの方法がある。多くの市町村では償還払い方式を採用しているが、利用者の利便性を考え、すべての市町村で現物給付、カード方式にすべきと考える。(5)四月より施行された障害者支援費制度では、これまでの行政が障害者に対しサービスの質や量を決めるのではなく、

障害者が自分に合ったサービスを選択し、事業者と直接契約してサービスの提供を受け、負担能力に応じた分だけ負担金を支払う。支援費制度の対象サービスには、身体・知的障害者を対象とした施設サービスと、身体・知的障害者、障害児を対象としたホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、知的障害者を対象としたグループホームがある。①制度の周知について。②障害者ケアマネジメント従事者の身分の保障、位置づけについて。③障害者グループホームについて。現在、知的障害者で施設に入所している人は何人いるのか。待機者は存在するのか。いるとすれば何人か。施設からグループホームへの移動を希望しているのは全体のうち何人いるのか。保護者の考えは。グループホームが建てられる地域住民の理解は。(6)①肝がんによる死亡者数は年間三万人以上となっていて、悪性新生物の死因順位で三位を占める。肝がん患者の約九五%には肝炎ウイルス感染が見られ、このうちC型肝炎ウイルス感染によるものが七五%から八〇%を占めている。②感染者へのフォローについて。(7)動物由来感染症対策について。①動物の取り扱い業者やペットショップ、動物美容院等、動物に直接接触している施設、事業所が県内にどの程度存在し、そこでの動物の飼育状況はどうなのか。②顧客への感染症の情報提供や飼育指導について。③今回、SARSに対し、県、市、医療機関、保健所、消防署等による対策のためのネットワークが構築されており、これらのネットワークを存続させ、定期的に県内で訓練を行うべきと考えるが、どうか(藤川)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ① 昨年の期限切れワクチンの接種など一連の過誤接種
 事案の発生を受けて、事業主体である市町村とともに、県保健
 所、県医師会が一体となって、再発防止に向け直ちに取り組み、
 本年一月に「予防接種間違い防止の手引き」を作成し、各市町
 村等に対する説明会を実施した。昨年度から、過誤接種事案が
 発生した場合、市町村から県へ報告するよう依頼しており、個
 別の過誤の原因を究明し、再発を防止するための指導を行って
 きた。県からの公表は、これまでは市町村の事業ということ
 で積極的な公表は行っていないが、今後は、再発防止に向け
 た注意喚起という観点から、事案の発生した市町村名、過誤の
 内容等について公表する。② 予防接種の個別化、広域化を進め
 れば、被接種者の自己選択により、ほかの市町村のかかりつけ
 医や小児科専門医での接種も可能となり、より適正な予防接種
 の実施に有効と考えている。本年一月に開催した予防接種担当
 者研修会の中で、各市町村の担当者に、予防接種広域化に対す
 る研修会を実施し理解を求めてきた。市町村ごとに予防接種の
 委託料金がまちまちであることなど課題もあるが、早期実施に
 向けて、市町村、県医師会と協議を進めたい(健康福祉部長)。
 (2) ① 本来、介護保険制度は、保健、福祉、医療を総合的に
 一体としてサービスを提供するという仕組みを持っている。し
 たがって、最初の段階からケアマネジャー、ドクター、ホーム
 ヘルパー、看護師、リハ関係者がチームを組むという仕組みが
 ある。施設が在宅かということは、二者択一では答えることが

できない。各種アンケート調査から把握すると、在宅志向が非
 常に高いが、現実には、施設を選択している。今後持続可能な
 よりよい形でのサービス展開、制度として育っていくためには、
 高齢者本来の望みである在宅生活を可能な限り支える基盤整備
 が必要である。② 必要な給付費の半分を税で、残り半分为保険
 で賄うという今日の仕組みになっている。この背景には、高齢
 者を含めて世代間みんなで支え合う保険制度の中で動いてきた
 し、また、そこには国の財源状況とも関連している。高齢者を
 含めて世代間で支え合っていく保険制度を維持しながら、より
 よい制度に育てていくことが今後とも必要と思う。③ 将来的に
 介護保険制度の中で予想される課題としては、今後増加が予想
 される痴呆性高齢者の問題、ケアマネジャーの機能、市町村の
 権限、障害者を介護保険の中で対象とするかなどがある。(3)
 予約的な入所を改善していくためにも、県は、四月に入所取り
 扱い指針を策定して各施設に示した。要介護度、介護者の状況
 とあわせて生活環境を入所希望者の特別な事情という形で点数
 評価する。試行では、要介護度4、5の人たちだけが入所する
 という結果にはなっていない。入所した人たちがとうとう特別
 養護老人ホームに入れられたという感覚ではなく、新しい生活
 環境の場に一日も早く慣れて、生きがいを持って楽しく過ごし
 ていくことが大事で、地域にあつては、施設の文化的な活動あ
 るいは地域との交流に目を注いで、ボランティアやNPOのか
 かわりを展開していただきたい(知事)。(4) ① この補助金
 は、利用者が支払うべき医療費の自己負担分について市町村が

助成した場合に、一定の要件を満たす対象経費の二分の一の額を市町村に対して補助するもので、平成一四年度は延べ六九万件、約六億九、〇〇〇万円の補助を行っている。すでに多くの市町村が、県の定める対象年齢以上に拡大したり、自己負担なしあるいは所得制限なしとするなど、県の基準を上回った助成を行っており、県が要件緩和を図ることが、より一層の子育て支援につながるかどうか、さらに、県と市町村の役割分担という観点から適切かどうか、慎重に検討すべきと考える。医療制度改革に伴い、一五年度予算の乳幼児医療費助成に係る県負担は減少したものの、少子化対策プラスワン推進事業や新生児聴覚検査事業等の新規事業をはじめ、子育て支援の充実に係る事業のために約三億八、八〇〇万円が増額となっている。②乳幼児医療費助成制度研究会で検討を重ねた結果、利用者が市町村窓口に向かわずに医療機関の窓口で医療費助成申請書を提出し、その申請書を医師会が一旦取りまとめた後、関係市町村へ送付する方法に改善する方向で調整中である。(5) ①本年四月からの円滑な実施に向け、市町村とも密接に連携し、説明会、広報誌等による制度の周知に努め、市町村に対しては、措置制度から支援費制度への移行がスムーズに行われるよう、必要な助言を行った。引き続き制度の周知徹底を図り、これまでサービスを利用されていない障害者の利用促進について、市町村へ助言を行う。市町村職員向けの研修等を充実する。②障害者ケアマネジメント従事者の法令上の位置づけはなく、今後の事業展開に当たっての課題となっている。研修修了者の活用促進には、

県独自の事業として、一〇月から実施予定の市町村障害者ケアマネジメント支援事業の中で、市町村が相談支援業務を委託する際、市町村助成の対象となる委託先を研修修了者配置施設に限定する予定である。今年度の事業実施状況を踏まえ、障害者ケアマネジメントの従事者の制度化を含めた障害者ケアマネジメントのあり方を国に提言したい。③県内の知的障害者施設入所者数は、四月現在二、二五五人。施設入所者のうち、グループホームなどの地域生活への移行を希望している人は、一四一年一月の障害者基礎調査によれば、おおむね六割に達している。一方、入所施設の待機者は、三月末現在、将来の入所予約的なものも含め三一人となっているが、施設入所者の地域への移行が進展することによって解消していくと考えている。しかし、保護者の中には、地域での生活に対する不安からグループホームに消極的な意見もあり、また、その設置には、地域住民に十分な理解が得られない状況も見受けられる。県としては、施設入所者の地域への移行を推進するため、グループホームの整備促進に努めており、公営住宅の活用や、全国に先駆けて重症心身障害者に対応できるグループホームなどを展開してきた。(6) ①老人保健事業では、一四年度中に結果が判明したもので、一万七、九四八人、うち二五五人、構成比で一・四二%の人が、感染の可能性が極めて高いと判定されている。政府管掌健康保険では、一四年度から生活習慣病予防検診の中で、検診受診者は六、二六三人、県内各保健所においても、一四年度から特定感染症検査等事業、HIV相談検査等の事業の中で、ウイルス

性肝炎検査を実施している。②市町村等の検診の各実施者が、早期の医療機関受診を指導するとともに、健康教育等の保健指導を実施している。県は、保健指導に当たる市町村担当者を対象とした専門研修等を実施し、早期治療につなげるため、各地区の専門医の紹介等、治療を受けやすくするシステムづくりを県医師会と協議中である。(7)①三月末現在の届け出施設は、県全体に二七〇、そのうち、届け出受理、立入調査等の権限を移譲している熊本市の分を除くと一七八ある。内訳は、ペットショップなどの販売施設が一四五、次いで保管施設、訓練施設となっている。取り扱われている動物も、犬、猫などの哺乳類、インコ、ブンチョウ等の鳥類、カメ、トカゲなどの爬虫類の順となっている。また、一四年度の保健所の立入調査では、これらの動物が逃げ出した際の対応マニュアルが策定されていない施設や衛生管理面で不十分な施設には改善指導を行った。②動物取扱施設へは、動物由来感染症に関する情報や適正飼育の啓発資料等を提供し、顧客への感染症に関する情報と適正な飼育管理方法の説明が十分行われるよう指導しており、立入調査を実施した施設では、顧客への情報提供や飼育指導が行われていた。熊本県獣医師会に対しても、動物病院への受診に際して、飼い主への動物由来感染症の正しい知識の普及を依頼するなど、適正飼育が行われるよう努めている。県のホームページにも動物由来感染症の項目を追加した。③SARSに関しては、今回新たに対応マニュアルを策定し、医療提供体制や保健所、医療機関における実際の対応手順を定め、保健所ごとに消防本部や

感染症指定医療機関などとの連絡協力体制を確立し、搬送車両およびトランジットアイソレーター購入など、患者の搬送体制を確立した。この対応マニュアルや搬送体制は、SARSに限らず、エボラ出血熱等のほかの人類感染症や未知の感染症発生にも共通して活用できることから、必要の都度、その内容について確認、更新を行うとともに、毎年度、人類感染症等の発生を想定した情報伝達訓練や患者搬送訓練を実施していく(健康福祉部長)。

環境・県民生活

(1)①本年一月一日に施行された自然再生推進法は、過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家などが保全、再生、創出などを行うことにあり、基本理念の中に科学的知見に基づいて実施することと示してある。ある地域で、よかれと思った自然再生行為が、専門家の意見が反映されていなかったり、科学的根拠のないまま取り組みが進められたりしていた場合の県の対応、自然再生推進法の周知徹底について。②外来種の水草、アマゾンチドメグサやウオーターレタス、動物ではブラックバスやブルーギル、ジャンボタニシ、アカミミガメ、ワニ、大蛇、ハクビシンなど、環境や生態系、そして事故や感染症を起こす可能性のある動物は数え切れない。生態系を壊す影響力の強い動植物は、何か。駆除を視野に入れた今後の対応について(城下)。②放置自動車対策について(荒木義)。(3)NPOやボランティア団体

との協働について（鎌田）。（４）パチンコ店で、存在感アピールのために空に向かって突き刺すようなサーチライトを照射する行為が増えてきた。夜空の光景、または夜の環境を守るために、県全体を網羅するような光害防止条例を早急に制定すべきではないか（坂本）。

これに対する環境生活部長の答弁は、次の通りである。

（１）①科学的、専門的な問題点を示し、理解してもらうことが大切であり、専門家などの意見も参考に、市町村や関係機関などとも連携を図り、適切な対応をしていきたい。市町村、NPO、自然保護団体など、広く県民に周知し、県のホームページでの情報提供などにも努める。②環境省が昨年作成した外来種への対応方針の中では、ブラックバスやブルーギル、タイリクバラタナゴ、アカミミガメなど、六十数種が生態系などに影響を与える動物とされる。これとは別に、県内では、ウオーターレタスやアマゾンチドメグサ、セイタカアワダチソウなどの植物も影響がある。ブラックバスやブルーギルは、アユなどの漁業資源への被害を防ぐため、熊本県内水面漁業調整規則ではかの場所から移動して放流する行為を禁止しており、また、漁協が行う駆除への支援も行っている。そのほかの生態系の影響が懸念される外来の動植物は、日頃から市町村や関係団体などと連携し、効果的な対策を講じる。（２）路上などでの放置自動車は、放置した者が回収、処理などの措置を構すべきだが、現実には、放置した者を特定できないなどの理由により、市町村または放置場所の管理者が、一般廃棄物としてその処理に当

たる場合が多い。放置自動車対策として、まず、熊本県ごみゼロ推進県民会議などを通じて、周知に努め、県の情報誌やホームページを活用した広報を行う。また、放置した者に対する責任追及手順、あるいは代執行による強制的な撤去手続き、放置自動車の処理経費に対する財源措置等についての手引を作成し、市町村の取り組みを支援する。使用済み自動車の再資源化等に関する法律の本格施行に伴い、放置自動車対策にも一定の効果が見込まれ、関係機関と協力し、放置自動車対策に引き続き取り組む。（３）今日のように住民のニーズが複雑多様化する中にあるのは、行政の対応にはおのずと限界があり、柔軟かつ機動的に活動できるNPOやボランティアと協働していくことが大事になる。具体的には、道路や公園の美化清掃、地域福祉の計画づくり、空き店舗を活用して大学生らが中高校生の相談を受ける町の保健室事業など、いろいろな分野でNPO・ボランティア団体との連携を推進していく。NPOやボランティアの自主性を尊重し、相互理解を深めながら進めることが重要である。また、市町村には、各分野で活動している団体に関する情報提供を行ったり、本年度から、県民交流館パレアのNPO・ボランティア協働センターに市町村研修員を受け入れ、人材養成を図るなど、市町村におけるNPOやボランティアとの協働の取り組みを支援したい。（４）環境省が平成一〇年に策定した光害対策ガイドラインによると、光害とは、照明対象の範囲外に漏れる光や強い光などによって、人間の諸活動や動植物への影響、エネルギーの必要以上の浪費などの問題が引き起こさ

れることとされている。県としても、光害対策の必要性を認識し、現在、県内の光害の実態を調査するとともに、近日中には、関係団体に対して過剰な照明の自粛について協力を要請する。今後、全国の先行事例や環境省のガイドラインなども参考に、関係機関や関係団体、県民の意見なども聞き、今年度中の熊本県生活環境の保全等に関する条例の改正により光害を規制することを目指したい。

商工・観光・労働

(1) 一〇年後を目指した観光戦略について。①県民への観光振興について。②官と民が一体となって集中的に取り組む体制について(渡辺)。(2) 中小企業支援対策について。信用保証協会による一般保証、セーフティーネット保証、特別保証を利用して融資を受けた中小企業を対象にした資金繰り円滑化借換保証制度が今年二月一〇日から始まった。保証協会付の融資が三本あったとすれば、それを一本にまとめ、支払い期間も最高一〇年まで延ばせるという制度で、月々の返済が軽くなるので、企業にとっては大変好評を得ている制度と聞くが、特別保証はほかと一本化できない。①本県における同制度の周知、利用状況、利用者の反応はどうか。②この制度の特徴は、複数口の融資を一本化することにあるが、おのおの金利が違った場合、借り換え後の金利に関して金融機関への県の対応について。③今回、国が熊本商工会議所に委託し設置した熊本県中小企業再生支援会議の今までの利用状況。今後の県のかかわり方について。

て。(3) 政府は、わが国に訪れる海外旅行者の数を平成二二(二〇一〇)年度までに倍増する本格的な観光立国計画を立ち上げた。①観光立県の名のもとに、県の責務と県民、事業者や団体の役割を明確にし、官民一体となり熊本の観光意識を高める観光条例を設定できないか。②今後の県観光戦略の基本となる観光客来訪促進計画の策定に早急に取り組むべきと考えるが、どうか。③県としてフィルムコミッションの設立をどのように考えているのか、また、県を含めて県内の市町村の中で設立を考えている自治体はあるか(城下)。(4) 障害者を多数雇用する事業所の新規設立への支援について。県の新しい障害者プランでは、障害者実雇用率を、平成二二年度までに法定雇用率一・八%まで引き上げる数値目標を掲げるが、既存企業における障害者雇用の増加は難しく、新たな受け皿づくりが必要である(荒木義)。(5) 新卒者も厳しい雇用状況の中で、そのまま定職につけず、アルバイト等を収入源としている若い人たちが、いわゆるフリーターも増加しており、全国のフリーターの数はいわゆるフリーターは四一七万人、本県は約四万人と推計される。①平成一三年には四一七万人、本県は約四万人と推計される。①新卒以外の若者の雇用促進につながる新たな施策について。②職業能力開発への支援策の充実、ヤングジョブスポットやジョブカフェ等の設置について。③就職支援キャリアアドバイザーのこれまでの成果と問題点、意見交換会などの取り組みについて。④高校生インターンシップの充実について(鎌田)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①観光産業の重要性を県民一人一人が認識し、熊本を

訪れる客を県民全体で歓迎しようという環境づくりが重要である。このため、県では、さまざまな広報媒体や機会を通じて、県民に対して地域の観光資源の紹介に努め、熊本県観光連盟では、ふるさと寺子屋塾を開催するなど、一体となつてふるさと再発見の機運を高める。また、平成一三年度からは、くまもと観光賞を創設し、本県の観光振興に貢献している団体や個人の地道な活動を表彰するなど、県民の観光振興に対する意識の高揚を図っている。②観光振興は、基本的には民間が主体となつて取り組むものであり、行政の役割は、広報宣伝や観光素材の開発、基盤整備等、民間の取り組みが困難な分野での事業展開と考えている。地域間競争が激化する中で、黒川温泉に見られるような大きな成功をおさめている地域もあり、民間自らが、このような事例をモデルとしながら先進の取り組みを模索していくことが、より一層の観光振興につながる。県としても、このような民間の自主的な取り組みに対し、積極的に支援する。推進体制については、民間で構成している熊本県観光連盟と県・各自治体・商工団体で構成しているくまもと観光推進協議会等が一体となつて、観光素材の開発や旅行商品のルートづくりに取り組んでいる。今後は、地元経済界と連携を図りつつ、一〇年後の九州新幹線全線開通も視野に入れて、一層の観光客誘致に力を入れたい。(2) ①県と信用保証協会が一体となつて、県内金融機関、商工団体等を対象に、延べ一回説明会を開催し制度の周知を図っているほか、個々の中小企業者に対して、各種広報誌、パンフレット、ホームページ等に

より制度の活用を促している。これまでの利用状況は、本年二月の制度開始以降五月末日までに、保証承諾は二、四〇九件、三三二億一、九〇〇万円となっており、九州各県の中では、件数で第二位、金額で第三位の実績となっている。利用された中小企業者からは、月々の返済が軽減され、資金繰りが楽になったとの声が聞かれ、中小企業者の資金繰りの円滑化に大きく寄与している。②貸付金利については、国では金融機関の所定利率とすると定めており、具体的には、金融機関と中小企業者との話し合いを通じて決められることとなっている。県としては、金融機関との各種情報交換の場において、中小企業の厳しい経営環境を考慮し、貸付金利について一層配慮するよう、引き続き要請したい。③三月一七日の業務開始以降五月末までに、一社から相談があつたと聞いている。本協議会は、地域、政府系の金融機関、商工団体、県等からの委員で構成されており、それぞれの機関がその機能を十分に生かし、連携を図りながら、中小企業の再生支援を迅速かつ的確に行うこととしており、中小企業の再生に果たす役割は大きい。(3) ①②平成一二年に策定した県総合計画「パートナーシップ21くまもと」の中でも、観光産業を重要産業と位置づけ、県の責務と県民、事業者や団体の役割を明確にし、長期かつ戦略的視点を持つて取り組んでいる。具体的には、関係機関と連携して観光振興に対する県民の意識の高揚を図るとともに、九州新幹線の新八代駅以南の部分開業に合わせて、JR九州、鹿児島県等と共同して、大型観光キャンペーンを全国規模で展開する。今後は、大都市を対象

とし、航空会社とタイアップした情報発信事業を行うほか、南九州三県、ＪＲ九州等、民間と行政が一体となり、広域観光ルートの企画やユニバーサルデザインに対応した観光地づくりなども、福岡、大阪、東京、さらにはアジアまでを視野に入れた施策を研究、提案していく。今年度から観光物産課を観光物産総室へと体制を強化し、経済団体、観光関係者、県民とのパートナーシップの下、多様な地域観光資源を活用した観光戦略を展開していく。観光条例の制定や観光客来訪促進計画の策定についても、必要性、有効性を含め、幅広く情報収集に努めたい。③フィルムコミッションは、観光振興、地域づくり、人材育成においても極めて有効な手段であり、それぞれの地域の実情に沿ったフィルムコミッションが設立され、活発に活動されることは大変有益なことである。今回の「武蔵」の天草ロケ決定についても、当初、県にNHKから照会があったことをきっかけに、天草フィルムコミッションとの十分な情報交換と連携の下、地元の迅速な対応によって実を結んだ。なお、現在県内のフィルムコミッションは天草のみであるが、阿蘇地域振興デザインセンターでも同様の活動をされており、また熊本市でも民間を中心に設立の準備が進められている（**商工観光労働部総括審議員**）。（４）本県では、これまで熊本労働局と連携して、事業主に対する奨励金制度の紹介や啓発活動に取り組んできた。今年度からは、県独自の施策として、障害者と事業所等との橋渡しを行う障害者雇用コーディネーターを四人から六人に増員した。物品調達契約等における障害者雇用企業等に対す

る優遇制度を創設した。県発注の工事関係でも、工事入札参加者の格付で障害者の雇用状況による加算措置を行う。ＩＴ技術を活用して、障害者が自宅にいながら働くことができるように、昨年度から、チャレンジド・テレワークプロジェクト事業を試行的に展開している。熊本市内において、NPO法人とスーパードパートナード・テレワークプロジェクト事業をターゲットにした店舗づくりが進められていると聞く。行政だけでなく、民間でも障害者雇用支援の動きが活発化しつつある。障害者雇用における事業主等への助成措置や融資制度等の支援には、継続性の確保、障害者雇用の実績、対象事業所の経営基盤の安定性、将来性が、認定要件に加えられ、ハードルが高くなっている実態がある（**知事**）。（５）①本年度から、県単独の新卒者以外の若年者の雇用促進施策として、過去三年間に中学校または高校を卒業した者を常用雇用した事業主に対し、一定条件の下奨励金を交付する事業を創設したほか、若年者の就職希望者が企業の採用担当者前で自己PRを行う若年者自己PR事業を新たに設けた。②現在、国からの委託を受け、雇用・能力開発機構とあわせ、三、四〇〇人程度を対象に各種職業訓練を実施している。昨年までは、一定年齢以上の人を優先していたが、今年度からは、年齢枠を撤廃し、若年者の受講機会を広げた。雇用・能力開発機構においても、ＩＴ関連コースを中心に、若年者を対象としたコースを三から一一へと大幅に拡充するなど、安定した就労への移行に力を入れている。ヤングジョブスポットは、若年者に対する情報提供等を行うもので、雇用・能

力開発機構の各都道府県センターの下に設置され、平成一四年度と一五年度を合わせ、全国で一五か所設置される予定である。ジョブカフェは、若年者を対象とした就職支援、創業支援等のための場であり、地方公共団体による主体的な設置が求められている。本県には、類似の機能を有するものとして、国の機関である熊本学生職業相談室があるが、今後、国とも協議を進めながら、ヤングジョブスポット等の必要性を含め検討したい(商工観光労働部総括審議員)。

③就職支援キャリアアドバイザーは、現在、県立学校四〇校に配置しており、配置校の就職内定率は、徐々に改善されている。議員指摘の通り活動しやすい環境づくりにも努め、一人でも多くの生徒が就職できるように、より一層の就職指導の充実を図りたい。

④インターンシップは、一四年度四四校が実施し、大きな成果を上げている。今年度新たに高校生インターンシップ総合推進事業を立ち上げ、より一層の充実を図っていく(教育長)。

農林水産

(一) 国は、昨年一二月に米政策改革大綱を制定し、現在食糧法の改正審議が進むなど、米政策の大転換が図ろうとしている。県は米政策をどのように進めていくのか(馬場)。

(二) ①農業振興地域整備計画の見直しなど農振制度の運用についての基本的な考え方は、②農業の革新的な技術開発を行う県の試験研究をどう位置づけ、今後どのように試験研究を推進していくのか(荒木義)。

(三) 長崎県のトラフグ養殖業者の六割以上が、

寄生虫駆除にホルマリンを使用していたことが判明し、本県でも、トラフグ養殖業者への聞き取り調査により芦北郡内の養殖業者が使用していたことを認めた。県内へのホルマリンの販売は、一業者だけではなく、約四〇の業者に販売されていたことが、県外の薬品流通関係者の証言で明らかになっている。①ホルマリン使用発覚から今日までの県の対応。②再発防止対策。③養殖トラフグの安全、安心を確保するための対策について(鎌田)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(一) 国の米政策が、生産調整を中心とした米政策から、消費者や市場重視の政策へ転換することを受け、県としては、今後、消費者重視の需要動向に即した売れる米づくりを推進する。このため、立地条件を生かした高品質、良食味の米づくりをはじめ、消費者の関心が高い減農薬栽培や生産履歴記載等、近年需要が伸びている外食向けの業務米の生産など、多様な消費者ニーズに対応した米づくりを進める。担い手の育成では、大規模な稲作専業農家だけでなく、本県の特色である米と園芸作物や工芸作物等を組み合わせた生産性の高い複合経営、集落営農の確立等を推進する。新たな米政策指針を作成し、市町村、農業団体が年度内に作成する地域水田農業ビジョンづくりなどに対する支援チームを地域振興局に設置し、助言、指導を行う。

(二) ①農用地区域の設定と農業振興の基本方向等を内容とする農業振興地域整備計画を策定した市町村は、策定後の社会経済情勢の変化と市町村全体の土地利用の動向等も勘案して、お

おむね五年ごとに計画全体を見直す。県としては、市町村との見直し協議に当たって、非農業的土地需要に配慮しつつも、農業振興地域の整備に関する法律の趣旨に基づき、優良農地の確保や農振地域へ施策の計画的、集中的な実施が図られるよう努める。今後、農業振興地域整備計画の策定、見直しに当たっては、農業上の土地利用とあわせて、農産物の価格低迷や担い手の減少等農業情勢の変化も見据え、地域の実情を踏まえた営農類型の確立等明確な農業振興ビジョンとなるよう、各市町村に助言したい。②優良品種の育成、高品質、低コスト栽培技術の開発等、試験研究機関の果たす役割は極めて重要。これまでも、水稲の森のくまさんやミカンの豊福早生等の新品種の開発、あか牛の種雄牛、第一六光重等の優良家畜の改良等は、熊本オリジナルブランドの確立や農家所得の向上に寄与し、全国的にも高い評価を受けている。さらに、試験研究機関の高度化と研究成果の農家への迅速な普及、定着を一層促進するに当たり、大学や地元企業との連携強化や、農家現場で開発段階の新技術を試し、普及上の問題点等を把握する農家サポーター制度の創設、あるいは研究成果の外部評価制度の導入等に取り組む（農政部長）。（3）①本県においては、全国で初めて海区漁業調整委員会がホルマリンの使用を禁止し、県としても、監視、指導や代替薬の開発等を行うことにより、ホルマリンを使用しない養殖漁業の推進に努めてきた。ホルマリンの使用が明らかになった後も、すべての養殖業者を対象としたホルマリンの所有等に関する現地確認調査や販売、流通に関する調査等を、各当局が連

携し実施している。ホルマリンを使用した養殖業者に対しては、廃棄要請を行った。要請に応じない場合は、県産トラフグへの信頼を確保するため、氏名の公表もある。②生産者自らルールを守ることが、海を守り、養殖漁業全体の信頼を回復することにつながる。海を守り、関係団体、漁業者に対する指導、啓発を強力に推進する。漁業取締船によるトラフグ養殖場の監視も強化する。今回の薬事法の一部改正に伴い、ホルマリンに限らず、水産用医薬品以外の薬剤の使用が禁止される見込みであり、養殖業者への周知徹底を図り、薬事監視員等による養殖現場の監視を行う。さらに、より使いやすい新たな代替薬の開発に県と製薬会社とで共同で取り組んでおり、夏をめどに国への承認申請を目指す。③七月中に第三者による認証機関を立ち上げ、本格的な出荷が始まる一〇月までには、養殖履歴の証明を行いたい（知事）。

土木・建築

（1）国・県の予算が減少する中、道路整備におけるPFI（民間資金を活用した公共事業）の活用について（八浪）。（2）①JR鹿兒島本線等の連続立体交差事業の進捗状況は。②JR鹿兒島本線鉄道高架化工事の地方負担に見合う分について、県内企業の参加をJR九州に要望していただきたい。（3）熊本市東部地域の道路整備について。①武蔵ヶ丘ニュータウン光の森団地の中を走る県道住吉熊本線は、朝夕の渋滞がひどいが、豊肥本線をまたぐ跨線橋はそのままにしておくのか。②今後予想

される交通渋滞対策として、事業中の国道443号がタッチする第一空港線から北側に向けての計画はこうなっているのか。

③嘉島東部土地地区画整理事業に関連して計画が進められている六嘉秋津新町線の事業化について（馬場）。（4）熊本市圏の渋滞はますます深刻な状況であり、熊本市圏総合都市交通計画協議会から「熊本市圏の目指す21世紀の都市交通」と題する都市交通マスタープランが平成一三年五月に提示され、県では、これらの提案を具体的に実現するため今年六月に熊本市圏都市交通アクションプログラムを取りまとめた。①その特色部会や懇談会での議論について。②今回のプログラムで時期を明確にできなかった検討課題。どういう事情で盛り込めなかったのか。どのように進めていくのか。③住民参加の工夫について。④進捗管理とプランの進め方について（大西）。（5）立野ダムは、昭和二十八年、白川大水害を契機として同四四年から予備調査が着手された。同五八年に建設事業に着手し、現在までに家屋移転が一〇〇％終了。用地買収も国有地を除いてほぼ終了し、ダム関連道路も七四％が終了している。洪水のとき以外は水のたまらない自然調節方式の穴あきダムであり、平常時の貯水機能がない。治水専用としてみんなが待ち望んでいる。立野ダム建設の現状、本体着工の時期、完成時期について。（6）県営住宅の家賃滞納、不法駐車問題について（坂本）。（7）安全面に重大な問題がある船舶が本県の港に入港しようとした場合、国が行う船舶の安全検査と連携し、港湾の機能確保のため接岸を認めないなど適切な対応を要望する（要望）（馬場）。

（8）県から、国等の公共事業発注機関に対して、県内企業の活用をこれまで以上に徹底して要望してもらいたい（要望）（荒木義）。（9）今後交通量の増大が予想される三里木駅東側の竹迫踏切、原水駅の西側、肥後大津駅東側の県道矢護川大津線の陣内踏切など、JR豊肥線の跨線橋の建設をお願いしたい（要望）（坂本）。

これに対する土木部長の答弁は、次の通りである。

（1）PFI発祥の地であるイギリスでは、一九八七年から二〇〇一年までの一五年間に、全体で四五〇件ほどあるが、道路事業では二〇件の実績がある。国内の実績は、文化施設、まちづくり関連施設、廃棄物関連施設等の収益が見込まれる施設が多く、道路事業に関する実施例はない。当面、道路整備に限らず、実施事例等について研究を進める。（2）①熊本駅付近の鹿児島本線約四kmと豊肥本線約一kmは、平成一四年三月に事業認可を受け、用地取得を進めており、現在約四〇％の進捗。二八年の完成をめどに、引き続き事業の推進に努める。上熊本駅付近への約二km延伸は、一五年度の早い時期に事業認可を受け、約四km区間と合わせ、全体の約六km区間を一体的に取り組みたい。②これまでも機会あるごとにJR九州に要請を行ってきた。営業在来線の施設および近接工事については、安全性の確保が優先されることから、軌道工事管理者の配置が求められるなどの課題はあるが、新幹線建設工事への県内企業参入の例もあり、また、本格的な鉄道工事着手は一七年度の予定であることから、引き続き、県内企業の受注機会の確保につい

て、ＪＲ九州に対し強く働きかけたい。(3)①光の森団地を通る県道住吉熊本線の渋滞対策として、豊肥本線をまたぐ橋梁の拡張の検討に着手した。住吉熊本線に流入する交通を分散させ、渋滞緩和を図るために、都市計画道路麻生田三里木線の整備を進めている。今後、道路整備だけでなく、ＪＲの新駅設置やパーク・アンド・ライドなどの公共交通利用促進のためのソフト面を含めた取り組みも必要と考えている。②国道443号は、熊本市圏の南北方向の交通量の増加に対応するために、現在、第二空港線から第一空港線までの改良を行っている。第一空港線と国道道路東西線を結ぶことにより、交通分散効果や利便性向上を図ることができると考えており、本区間の改良計画の策定に向けて、早期にルート調査等に取り組む。③昨年から本年にかけて、県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの調査を実施中で、今後は、嘉島東部区画整理事業の進捗に合わせ、都市計画決定へ向けた作業を進める。(4)①九州新幹線開業等のおおむね一〇年後を目標に、事業の成果を重視し、住民ニーズを踏まえ、事業の実現性も考慮しながら策定した。策定に当たっては、住民アンケート調査を実施し、政策目標や一〇年後まで達成すべき目標値を設定して、必要施策の抽出を行うとともに、五年以内に事業の成果が見えるもの、一〇年後までに成果が見えるもの、それから一〇年後までに事業に着手しているものと、それぞれ優先度をつけ、着実に成果が見えるようにした。部会の取りまとめには、外部の懇談会との意見交換会も行い、交通渋滞の解消あるいは公共交通利便性の向上等

の課題について、環状、放射道路の整備による都市内交通の渋滞緩和、熊本駅周辺等の公共交通結節点の整備の必要性等が議論された。②抽出された施策の中で、整備の必要性は認められるものの、調整がまとまらず引き続き検討を要するものとして路面電車の延伸、熊本電鉄の都心結節、国道57号東バイパスの部分立体化等があるが、今後早急に方向性を出し、結論が出たものからプログラムへ追加、修正を行っていききたい。③ＰＩ（パブリックインボルブメント、施策や事業の計画・実施の過程で、関係する住民や利用者などに情報を公開して意見を聴くこと）方式による住民参加など、可能な限り住民意見を反映させ、住民や地域の視点から評価、検証し、成果を重視した事業の実現を図っていききたい。④このプログラムは、おおむね五年ごとに全体的な見直しを行うとともに、その中間年でも、各施策や事業の進捗状況を把握し、確実な進捗管理に努め、目標達成に向けて取り組みたい。(5)立野ダムは、国の直轄事業として、熊本市の市街地をはじめとする白川沿いの地区を水害から守るため、長陽村立野地区に建設されるもので、これまで用地取得や工事用道路等が整備されている。本年度も、引き続き工事用道路等の整備を進めるほか、骨材採取のための原石山や捨土箇所文化財の発掘調査、保安林解除等の諸手続を行っていくと聞いている。本体着工時期は、国の今後の財政状況にもよるが、こういった諸手続を完了した後、仮排水路工事に着手し、この工事の完成が見込まれるおおむね四、五年後が目標とされている。本体の完成までには、本体工事着手後、さら

に七ないし八年を要すると聞いている。(6) 県では、滞納者の相談に応じるとともに、滞納が発生した時点で速やかに督促等を実施している。納入指導に従わない滞納者については、公平性の観点から、新たに連帯保証人への支払い請求を行っており、さらに、明け渡し訴訟、強制執行等の法的措置を講じるなど、滞納対策を強化している。現在、入居者のうち、明け渡し訴訟を提起し、判決を受けている者は二一二人で、そのうち滞納の改善が見られない七六人に自主退去等を指導し、強制執行申し立てに向け手続きを進めている。悪質な滞納者には、熊本地方裁判所と協議し、住宅明け渡しの強制執行を迅速にできるような処理基準を見直す。不正駐車対策も、車の所有者に指導を強化し、改善が見られない場合には駐車させない対策を講じる。

教育

(1) ①教職員採用のあり方について。提案として一割を本採用にして、後の九割は臨採にして、各学校一校ずつ三年間渡り歩かせて、三人の校長の採点によって本採用に切り替えていくのはどうか。②教職員に官公庁と並ぶ職階制度を設定して、モチベーションにしてはどうか。③僻地もマンモス校の校長も退職金と同じなのは不公平でないか。給与、ボーナス、退職金の不公平をなくし、一般社会通念として万民が納得のいく報酬とすべきと考えるが、どうか。(2) 農家が亡くなったとき、その農地で農業高校の生徒につくってもらい、学校給食で使うことはできないか。生徒に農業技能士としての免許をや

り、勤労意欲を持った人を育てる(八浪)。(3) 障害児教育のあり方について。①小学校の養護学校教諭免許取得者数は、県内の特殊学級数をはるかに上回る三五二学級に対して四二三人の教諭なのに、なぜ四割に満たない配置になっているのか。中学校では、一四四学級に対して九一人だが、これでも免許取得者の特殊学級に対する配置割合は六割弱という。なぜこのような配置になっているのか。②小学校の養護学校教諭免許取得者数は、すでに人員を満たしているが、中学校においては、まだ現状の学級数と対比しても四割程度足りない。この問題にどのように取り組んでいくのか。また、担任ならびに関係者の障害児教育の向上にどのように取り組むのか。③養護学校等教諭の採用者は、養護学校の専願となっている決まりを解き、小中学校の特殊学級の担任を認める制度に変更した方が、より障害児に幅広く貢献できるのではないか。また、今回の採用枠の決定が何の前ぶれもなく急速決定したことで、受験者の中には、養護学校枠と普通学校枠との受験対策の変更を強いられた(城下)。(4) コンドームを使用しない無防備な性行為の増加が見られ、エイズ、HIVを含む性感染症も増加している。現在の小中高校での性感染症への対応を含め、性教育の実態について(藤川)。(5) 本年度は、飲酒運転や体罰などで、すでに四人の教職員が処分され、先週には新たに盗撮の事案も発生した。不祥事に対する見解と防止対策の早期実施について(鎌田)。(6) 平成一四年二月に、県立高等学校入試制度検討委員会が設置され、一五年三月三十一日に、教育長に対し報告書が手渡さ

れた。その報告書によると、改善点の特徴は、前期、後期に分けた二段階選抜方式と各高校の実態に合わせた入試問題、通学区や学区外区域の見直しと緩和という大きく二点に絞られる。受験機会の拡大、各高校の個性化、受験者の機会均等性と適性重視という視点から見れば、今回の改善案は一応評価できるが、現在の少子化と受験競争の実感からすると、熊本市内の高校への集中、郡部の高校の定員割れをさらに促進することになると危惧する。①今後どのような手順で平成一七年度からの高校入試制度を定めるのか。この報告書にどのくらいの重きを置いているのか。②前期、後期の二回に分けた選抜試験について現時点でどう考えているのか。(7) 昨年度から、学校週五日制の下、全国の小中学校で新しい学習指導要領が全面实施されている。この学習指導要領では、すべての子どもが共通に学ぶ内容は、基礎、基本に厳選され、以前の学習指導要領に比べて三割程度の内容が削減されている。学校週五日制に合わせて授業時間も減っている。このように教科の学習内容や授業時間が削減されたことにより、学力の低下を心配する声がある。①子どもたちの新学習指導要領下での学習状況等を調査する考えはないか。調査するのであれば、どのような方法で調査し、どのように活用するか。②学習内容を十分に身に付けている子どもたちに対する手だてについて(坂本)。(8) 障害者と健常者が一緒に普通高校で学ぶため、知的障害のある生徒の特別枠をつくってもらいたい(要望)(馬場)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①提案のように合格者に臨採を経験させ、その勤務状況を採用に当たった際の判断材料とすることは、合格者を最大三年間、身分上不安定な状況に置くことになり、現行の法制度上も問題がある。公務員の採用には条件付き採用制度があり、教員は一般の公務員よりその期間が延長され、一年間とされている趣旨を踏まえ、その間に教員としての適格性をより厳密に見極めるよう運用したい(教育委員会委員長)。②学校教育法施行規則の改正を受け、本県でも昭和五一年度に主任制が制度化されたが、この主任は、中間管理職や上司という性格のものではない。教諭等に対する監督権限がないこと、毎年選任する必要があること、管理者としての意識が育ちにくいなどの制度上の限界があった。新たに中間管理職を置くことは、組織的な対応が図られ、保護者や県民の要望に迅速かつ的確に対応することができ、部下である教諭等を指導育成し、計画的な人材育成が可能となることから、今後具体的に検討したい。③退職金は、熊本県職員等退職手当支給条例に基づいて支給しており、学校の規模は反映されないが、児童生徒や教職員の数が増えれば、それだけ校長の負担が増すことも事実である。現在、国では、公務員制度改革の検討が進められており、この改革において、能力、職責、業績等を反映した新しい給与制度の導入が検討されており、教員の退職手当についても、給与制度全般のあり方の中で検討したい。(2) 現在、県内一校の農業関係高校では、将来のスペシャリストとして必要な農業の基礎的かつ基本的な知識と技術を習得させるとともに、農業の持つ教育力

を生かした人づくりに取り組んでいる。これまでも、各学校では、農業体験学習の場を提供したり園芸講座を行うなど、地域に開かれた特色ある学校づくりに取り組んできた。生徒は日々の学習活動や資格取得等に積極的に取り組んでおり、昨年度は、農業クラブの全国大会において意見発表と農業鑑定の部で最優秀賞を受賞するなどの成果を上げている。今後とも、本県の農業を支える地域リーダーの育成と地域から信頼される学校づくりを推進したい。農業高校が、遊休農地を活用するに当たっては、各学校のカリキュラムの編成あるいは授業時数の確保、科目における位置づけ等の課題もある。今後、地域と連携しながら、高校としてできる活用の方法等について研究したい。遊休農地で生産する農産物を学校給食で使用することは、農業教育の中での位置づけのほかに、食材の数量や価格等の安定性の確保等が課題である。当面は、農業高校において生産した農産物を学校給食の食材として活用することを検討したい。(3) ① 特殊学級については、設置を求める声が年々増大しており、平成一〇年度の三三三学級に対して、一五年度は四九六学級と、約一・五倍になっている。県教委では、ここ五年間で約二〇〇人の教員を新たに配置した。特殊学級の担任は、特殊教育教員免許状の所有が義務づけられていないこと、教員全体に占める免許状所持者数の割合が少ないこともあって、これまで特殊教育に長年携わり、また意欲のある教師を配置するように努めてきた。② 特殊教育教員免許状の取得を促進するため、県教委では、意欲のある現職教諭が特殊教育教員免許状を取得できるよ

うに、認定講習を実施している。平成一四年度は、延べ三三〇人程度受講したが、本年度も開設科目数を増やすなどの措置を行う。特殊学級等を担当する教職員の専門的な知識や指導技術を高めるために、さまざまな研修会等を実施している。今後とも、これら研修会の一層の充実を図り、校長を中心とした研修体制の充実など、管理職や教職員が、特殊教育および障害児に関する理解を一層深めるよう取り組みたい。③ 近年の児童生徒の障害の重度化、重複化等を踏まえ、特殊教育教員免許状の保有者で高い専門性を持った教員を確保するため、本年度から新たに専願制度を導入したが、今後その成果を見極めたい。また、小中学校の特殊学級担当者については、今後ともさらなる研修の充実を図り、人事交流を通して、盲学校、ろう学校、養護学校を経験した教師の専門性を生かすことなどによって対応したい。なお、専願制度の導入は、本県の特殊教育に情熱を持った受験者にとっては、選択肢が新たに増えるが、その公表が採用試験の約二か月前であり、受験者への配慮が必ずしも十分ではなかったと、反省している。(4) 保健学習の時間とはとより、いろいろな学習の時間を活用して、学校教育全体を通して行う。小学校では、従来の五、六年生に加え、平成一四年度から三、四年生でも取り扱っている。中学三年生では、性器クレンジアなどの性感染症について新たに指導している。高等学校では、性をより身近な問題としてとらえるために、必要に応じて養護教諭や学校医等による個別的な指導の一層の充実に努めている。(5) 教職員による相次ぐ不祥事の発生に強い危機

感を持ち、平成一二年一二月、緊急アピールを発し、教職員一人一人に対して厳しく自覚を求めた。一四年一二月には、県内全教育事務所長と県立学校長合同会議を開催して、指導の徹底を求めるなど、不祥事の防止に向けて全力を挙げている。昨年度、検討委員会を設置し、今年三月、不祥事防止の具体的な対策について、六項目の報告をまとめた。そのうち、研修の充実では、本年度、小中学校および県立学校の管理職を対象に、教職員が陥りやすいストレスや相談への対処方法等を学ぶメンタルヘルス研修を実施する。教員採用の工夫、改善では、条件付き採用制度の趣旨を踏まえて、教員としての適格性等をより厳密に見極め、よりふさわしい人材が確保できるよう取り組む。懲戒処分基準も、早期に作成する。なお、この処分基準は公表し、教職員一人一人の公務員としての自覚や使命感、責任感を醸成し、不祥事の防止につなげる。各学校においても、校長のリーダーシップの下で、いま一歩踏み込んだ対応をするよう、引き続き指導する。(6) ①教育委員会では、入試制度を具体的に策定するに当たって、この報告書を尊重するが、報告書の内容に対するさまざまな意見があり、関係機関等の意見を十分に聞きながら、慎重に進めたい。なお、新しい制度は、受験者や関係者にできるだけ早く周知する必要があるため、大卒については、遅くとも年内に、詳細な内容については、一六年度の早い時期に公表する。②前期選抜においては、受験者のさまざまな能力、適性や意欲、関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価するため、各高校が選抜方法を工夫する。普通

科も対象とすることで受験機会を拡大すると同時に、各高校それぞれが重視する観点、選抜の基準等を示すことにより、受験者が自ら進路を決定するのに役立ててもらおう。各高校が教育目標を明確にする過程の中で、学校の特色化、活性化が一層進み、本県教育の充実に資することができると考える。一方、後期選抜は、高校への進学率が九七％を超えている状況を踏まえ、選抜問題を導入することによって、現行の一律の学力検査問題に比べ、受験者が持っている能力等をより適正にはかることができるようになる。二度の選抜を異なる方法で行うことによって、受験者の能力等をさまざまな視点から評価し、生徒一人一人が自分の個性や能力等を発見して、将来の目標や可能性に挑戦していくことを支えることができる。前期選抜、後期選抜の導入については、その趣旨を県民にも理解いただけると考えているが、前期選抜における募集人員の割合、学区外の取り扱い、高校の充実など、考慮すべき課題もあるので、関係機関の意見を聞き、私立学校等へも十分配慮しながら、さらに検討を進めていきたい。(7) ①昨年度実施した本県独自の評価問題「ゆうチャレンジ」は、市町村教委から、学習内容の定着状況の把握や指導に生かすことができると高い評価を得た。本年度は、このゆうチャレンジを利用して、学校規模等を考慮して、県内小中学校のそれぞれ三割程度を無作為に抽出して教育課程定着状況調査を実施する。調査結果を分析し、学習状況の成果や課題、新たな取り組みの方向性を明らかにし、市町村教委と連携しながら、さらに児童生徒の基礎、基本の確実な定着を図りたい。

②習熟度別学習など個に応じた指導を一層充実していく方法の一つとして、県内の中学生の中から希望を募り、新たに開発中の問題「まいチャレンジ」を実施したい。これは、学習指導要領に示された基礎的、基本的事項はもとより、発展的な学習内容にも関心、意欲を持ち、挑戦する喜びあるいはやり遂げる喜びを味わい、さらに自分を高めていこうとする態度を養うことをねらいとする。この問題の実施後は、全員に級別認定証を交付することによって、教科学習への意欲を一層喚起していけると考えている（教育長）。

警察

（１）交通安全協会の加入率が近年減少の一途をたどり、予算も減っている。各地域の交通安全協会の存在を必要不可欠と認識するなら、条例により免許更新料の加算や法定外目的税など、財源をしっかりと確保すべきと思う（渡辺）。（２）法定利息を大幅に上回る違法な高金利で金を貸し付け、強引な取り立てを行うヤミ金融被害の多発が、大きな社会問題となっている。①本県において悪質な取り立て事例はあるか、今後の対応について。②事件や事故に関する情報提供者の安全確保について（城下）。

これに対する警察本部長の答弁は、次の通りである。

（一）県の協会は、自動車運転免許証の更新事務や違法駐車車両等に関する委託事業による収入等を主な財源としている。また、各地区の協会は、市町村から一部助成を受けているもの

を除くと、各地区の会員からの交通安全協会費を主な財源としている。地区協会活動の財源をなす交通安全協会の加入問題は、今後とも、ドライバーの自由意思による任意加入を前提に、交通安全協会の活動の内容を適時適切に広報するなど、その理解と協力を得た上で加入の促進が図られるよう、協会を指導、助言に努める。（二）①ヤミ金融を含めた悪質商法や貸借問題に関して警察に寄せられた相談件数は、昨年は約五、四〇〇件、今年は五月末で約六、四〇〇件と急増している。このような相談に対して、業者への対処方法や金利の計算方法等のアドバイスを適切に行い、相談の内容によっては、金融業者に対して警告、指導を行っており、昨年は二五九人、今年は五月末までに二二五人に警告等を行っている。県警では、ヤミ金融事犯の取り締まりを強化し、暴力団員が無登録で法定利息の約五〇倍で貸し付けていたケースなど、昨年から今年にかけて、貸金業の規制等に関する法律違反事件を七件、一四人検挙している。県民の被害防止という観点からは、ヤミ金融の違法広告物の撤去も重要であることから、行政や民間ボランティア団体等と連携して、違法広告物の撤去活動等を、昨年は一回、今年も九回行い、昨年八月以降、ヤミ金融業者が電柱等に違法に張り紙などをした屋外広告物条例違反事件で六件、一二人検挙している。さらに、最近では、東京など遠隔地のヤミ金融業者が携帯電話や電報等を利用して勤務先に押しかける、親兄弟のところに取り立てに行くなどと、脅迫的な文言で返済を迫る悪質な事案が後を絶たないのが現状である。県警としては、今後とも引き続

き、悪質な業者に対する取り締まりを強化していく。②事件の検挙には、県民から提供される情報は極めて重要であり、ちなみに、昨年の刑法犯検挙件数約八、八〇〇件のうち、約三割が県民からの通報等を端緒としたものであった。一方、通報者等の安全確保が県民からの協力を得る上で極めて重要であり、県警としては、これまでも、情報提供者や関係者が特定され危害等が加えられることがないよう、広報のあり方を含め特段の配慮を行ってきたが、今後さらに細心の注意を払いたい。また、万一情報提供者等の身辺に危害が及ぶおそれがある場合には、事件としての確な対応をとることはもちろん、危害防止のため、組織的、継続的に万全の保護対策を講じる。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議

【説明・審議】すべての議案は、六月二五日に各常任委員会に付託、七月二日の本会議にて各常任委員長から報告があった。馬場成志厚生常任委員長は、次の通り述べた。委員から、今回の組織の改編で、食の安全・消費生活課や交通安全・青少年課ができていますが、他部局に同種の業務を行う部署があるように思う、役割分担、連携はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、食の安全、安心は、消費者行政の立場から消費者の意見を取り入れながらやっていくべきものと考え、環境生活

部に食の安全・消費生活課が設置された、各部の関係課がそれぞれの施策の中で役割を果たしていくが、当課は総合的な窓口を担当することとしている、また、青少年健全育成については、警察は、主に事件の検挙等を通じて青少年健全育成を進めるのに対し、交通安全・青少年課は、これらを含め、関係機関、団体と連携を図りながら、総合的な健全育成を進めていくとの答弁があった。平成一七年度にも産業廃棄物管理型最終処分場の不足のおそれがあり、これから公共関与の施設整備をするが、間に合うのかとの質疑があり、処分場の早期整備に向け最大限努力し、処分場が不足となった場合には、法律の範囲内で現実的な対応を検討していくとの答弁があった。DV対策に係る健康福祉部と環境生活部の役割分担について質疑があり、DV問題そのものは環境生活部で所管し、そこから派生する心の問題や妊娠葛藤については健康福祉部で所管しているが、現場における個々の相談は連携して対応しているとの答弁があった。障害者の社会参加促進事業の現状と取り組みについて質疑があり、小規模作業所数は、補助の対象外も含めて、平成一一年度は二五か所、一四年度末で四二か所になっている、補助の対象も、一一年度は六か所だったが、本年度は二三か所の予算措置をしている、小規模作業所等は、地域で障害者のために貢献しており、相談があった場合には対応したいとの答弁があった。組織のフラット化実施後の感想について質疑があり、フラット化実施に伴い、若い職員が生き生きとしていると感じる、ただ、実施期間が短いので、検証する期間が必要であるとの答弁があっ

た。このほか、夜間に産業廃棄物の不法投棄事案等を目撃した場合の通報方法、県民交流館バレアの管理運営費、精神保健福祉センターの建て替え、日本看護サミット熊本大会についての質疑、ホルマリン調査の要望があった。

荒木義行経済常任委員長は、次の通り述べた。大型店舗進出による地域商圈等への影響について、県として法の枠内で影響調査など最大限の取り組みができないか、また、商店街の活性化への取り組みの事例について質疑があり、大規模小売店舗立地法は、周辺地域の生活環境を保持することを目的としており、交通や騒音など生活環境への影響は指導しているが、小売業の需給は勘案しない、地域経済の活性化については、熊本市のチャレンジショップや八代市の高齢者コミュニティ事業等での取り組みなど、ハード面、ソフト面の両面から支援しているとの答弁があった。環境、福祉分野の新産業振興の新たな取り組みについて質疑があり、環境、福祉分野の推進策として、コミュニティビジネス立ち上げ支援など、新規および既存の事業をより一層振興していきたいとの答弁があった。八月からスカイネットアジア航空の新規就航に関して大都市圏からの誘客対策、韓国のアジアナ航空の年度内運航開始に関して県内の観光産業への情報提供や連携の取り組みについて質疑があり、大都市圏からの誘客対策として、これまでの福岡重視とともに、東京、大阪などからの誘致を一層充実させるため、すでに航空会社に働きかけを行っている、また、アジアナ航空の新規就航を機に今年度は韓国に力を入れ、誘客に努めていきたいとの答

弁があった。阿蘇と天草の宿泊客を含めた年間の観光客数の状況はどうか、天草海洋リゾート基地建設構想に触れ、リゾート予定地の土地の状況について質疑があり、平成一三年の入り込み客数は、阿蘇が一、八〇〇万人、天草が五五二万人である、また、リゾート開発地は全体で九〇haあるが、そのうち約六haを町が開発し、誘致に努めているとの答弁があった。県から補助金を受けている商工団体は、農業、林業、漁業団体が合併努力しているようにスリム化を行い、基礎的な維持経費削減を行う必要があるとの質疑があり、商工会については、市町村合併の機運に合わせ商工会法の改正があり、合併がしやすい環境が整い、さきに町村合併したあさぎり町では、すでに商工会の合併がされた、さらに、商工会においても組織体制について検討が行われているとの答弁があった。このほか、県の新規事業等の周知、竜門ダム建設費用増加に伴う有明工業用水道事業への国の支援、荒瀬ダム撤去後の八代の農業用水の不足問題、鹿児島空港を利用して都市圏から本県へ入る観光客への対応策についての質疑、観光キャンペーンについて要望があった。

篠崎鐵男農林水産常任委員長は、次の通り述べた。家畜排せつ物処理法が改正されているが、その内容はどのようなものかとの質疑があり、法律の改正に伴い、平成一六年一月から、家畜排せつ物の野積みや素掘りによる処理が禁止される、違反者に対しては、最高五〇万円の罰金が科されとの答弁があった。関連して、畜産農家が個人で処理施設を整備する場合の助成について質疑があり、個人に対する支援策としては

畜産環境整備リース事業があり、建設費の二分の一に国の補助がある、そのほか、近代化資金、公庫資金等の融資制度が活用できるとの答弁があった。関連して、畜産農家の経営環境は大変厳しい、家畜排せつ物処理問題は、今後、県が市町村等を指導するなど、公共関与も含めて推進してほしいとの要望があった。ホルマリンの水生生物への影響を含めた環境調査について質疑があり、環境調査は、従来から行っており、一三年から有明海、一四年から八代海で水生生物等の調査を拡充してきたとの答弁があった。またホルマリンの稚魚等に対する影響試験は、県、国において室内実験を実施した経緯がある、国においては、八代海で、ホルマリンの残留等について、水質や底質の調査を実施する予定と聞いているとの答弁があった。関連して、ホルマリンを使用したトラフグの廃棄についての県の方針を確認したいとの質疑があり、本県養殖トラフグの信頼回復を図るとともに、食の安全、安心を確保するため、廃棄については、相手方に強く要請したいとの答弁があった。土地改良施設の更新のための新たな制度の創設等について質疑があり、今後は、施設を計画的に診断しながら予防保全計画を立て、長寿命化を図る農業水利施設保全対策事業等の新しい取り組みが始められているとの答弁があった。関連して、国営造成施設管理型整備促進事業は、一七年度で終了するののかとの質疑があり、最近の制度の適用は三年から五年と認識しているが、国営造成施設は、地域の基幹的施設として定着していることから、制度存続については、関係者と十分相談しながら対応したいとの答弁があった。

た。量表価格安定制度はいつまで継続するのかとの質疑があり、セーフガードの関係で、一三年度から一五年度までとなっているが、一六年度以降についても、国の制度としての実施を要望したいとの答弁があった。このほか、ナフサク、トマトの黄化葉巻病、農業集落排水事業、学校給食への県産品の使用について、質疑があった。

坂田孝志建設常任委員長は、次の通り述べた。県民参加の道路美化事業の内容と対象となる団体数について質疑があり、ボランティア団体の道路清掃や植栽の際の用具支給や傷害保険の支援であり、県内に約一五〇の対象団体があるとの答弁があった。関連して、河川を清掃するボランティアにも考えられないかとの質疑があり、河川も道路と同様のやり方を考えていきたいとの答弁があった。CALS／EC事業の整備に関して、運用まで時間がかかるのはなぜかとの質疑があり、平成一五年度に基本構想と基本設計等を、一六年度から開発および試行を行うが、関係者も多く、問題点の抽出や改善のため時間が必要との答弁があった。経営事項審査の格付について、主観点の公表を急いでもらいたいとの質疑があり、格付基準については今年四月に公表し、本人の点数については通知している、主観点を含めた全体的な公表については、次回、一七年度の格付の中で検討していきたいとの答弁があった。立野ダムの構造と県の役割について質疑があり、立野ダムは昭和五四年から着手している、洪水時に代継橋地点で四〇〇トンの水をカットする、工事用道路等もほぼ終了したが、骨材採取のための原石山などに文

化財が確認されたため時間がかかっているとの答弁があった。第二空港線のクスノキの管理について質疑があり、根本的対策を検討するため、検討委員会を立ち上げて年度内に結論を出したいと思っている、委員の人は現在検討中であるとの答弁があった。これに関連して、地元の声が県政に反映されるように、地元の代表者を入れるように考慮してほしいとの要望があった。このほか、熊本西環状道路の池上インター・花園インターの用地取得の進捗状況、春日池上線の整備状況、県営住宅の滞納者対策について質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

船田直大文教治安常任委員長は、次の通り述べた。指導力強化研修事業について、研修終了後に改善が見られない場合はどうするのかとの質疑があり、教員のどこにどのような課題があるのかを明確にして、その課題解決に向け集中して研修を行い、学校現場へ自信を持って全員復帰してもらえよう全力を挙げたい、また、現場に復帰するのに若干問題がある教員は、再度六か月の延長を認め、さらに研修していくとの答弁があった。指導力強化研修を受けるのは、小中学校の教員何人かとの質疑があり、本年度、小中学校の教員七人、県立高校の教員三人の計一〇人で、そのうち九人が指導力不足教員等に該当するとの答申を受けたとの答弁があった。教員の不祥事が発生するのは、各市町村教育委員会と県内一〇の教育事務所があり、二重構造になっており、県からの指示が徹底されないのではないかと、学

校現場の管理体制を強化するために、校長、教頭のほか、県独自の中間管理職を設けてはどうか、教育委員会と学校の風通しをよくする必要があるのではないかと、あるいは、教員の研修は、技術力だけでなく、人間としての人格形成や人権教育を再度行つてほしいとの意見があった。少人数学級が実施されて二か月になるが、現場の反応はどうかとの質疑があり、五月に少人数学級を実施した学校を含めアンケートをとったところ、担任として、一人一人の子どもに言葉かけや耳を傾けられるなどの時間が増えてきた、子どもの状況把握が的確にできるようになった、校長として、授業を進める場の空間的ゆとりができたなどの回答があるとの答弁があった。国道3号迎町交差点の安全対策について質疑があり、短期的対策として、国道3号が世安町から進行して左に曲がっていることを周知させるための道路標識や路面表示、中期的対策として、国道3号のカラー舗装による方向性の明示、長期的対策として、国土交通省において構造的な面の改良等が検討されるよう協議していきたいとの答弁があった。菊池高校の校舎改築や松橋高校の体育館の改修において、人間形成、環境の問題からも、県産材を使うようにしてもらいたい、また、建材や接着剤でのシックハウス症候群もあるので、安全なものを使つてほしいとの要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

小杉直総務常任委員長は、次の通り述べた。公用車の任意保険への加入の経緯について質疑があり、平成一四年二月の熊本

県行政システム改革プランにおいて、公用車による事故発生時等に適切に対応できるような体制を構築するため、一五年度から知事部局の公用車は任意保険へ加入し、業務の改善を図ることとしたとの答弁があった。私立高等学校授業料減免補助のリストラ関係分の内容と対象者数について質疑があり、リストラの範囲は、勤務する会社を解雇された者、勤務する会社の経営悪化による収入減少、個人事業主であれば廃業等で、その所得が市町村民税非課税程度としている、昨年度一四人との答弁があった。くまもと新幹線ゆめ県債の発行額三〇億円の根拠は何かとの質疑があり、九州新幹線鹿児島ルートは平成一五年度の県内事業費約四七九億円の県負担一五六億円のうち、三〇億円を県民から借り入れる、速やかな販売、消化が可能な額として、決定したとの答弁があった。県立大学の教授スタッフ陣の充実について質疑があり、教授スタッフ陣は、ほかの大学に比べて劣るものではないが、高齢化があるのも事実であり、今後の人材確保に当たっては、変化する社会のニーズに合った教育ができるよう、その流動性、柔軟性などに配慮していきたいとの答弁があった。一二月をめどに産業廃棄物処理施設の候補地が提案されるが、それまでに熊本県産業廃棄物税制検討会議の中で、産業廃棄物税の取りまとめをしていただきたい、また、産業廃棄物税の用途は、地域振興という観点から、幅広く使えるよう考えてもらいたいとの要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

3 条例等議案

採決の結果、各議案は、各常任委員長の報告通り可決された。

- (1) 議案第7号 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

定について

【説明・審議】六月二五日本会議において松岡議員から、学校医などには、できれば通常の業務に加えて、養護教諭、学校保健室と連携して、病気、薬物、性等について多様なかわりが求められているが、そのような中で公務災害補償の減額は、現場の実情、要請に逆行するのではないかと質疑があり、これに対して、**教育長**から、学校医等の公務災害補償は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。今回は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたこと、さらに、人事院規則の一部が改正され、国家公務員の公務災害補償制度における介護補償の金額が改定されたことに伴う政令改正を受けて条例を改正するとの答弁があった。

- (2) 議案第9号 財産の処分について

【説明・審議】熊本港の臨海用地を港湾関連企業等の事業用地として処分するもの。面積 九万八、〇〇一・二二㎡、予定価格 三一億八、三八〇万円。

六月二五日本会議において松岡徹議員（日本共産党）から、地盤の沈下が予想され、観測値がとられていないのは重大な手落ちではないかと質疑があり、これに対して、**土木部長**から、

熊本港の臨海用地は、地盤改良工事が完了してから約八年が経過し、予想される地盤沈下はほぼ終了しており、地盤沈下は収束段階にある、造成が完了し、起債の償還もすでに始まっており、できるだけ早い時期に売却する必要がある、なお、分譲に当たっては、購入を検討する企業に対して、ボーリング調査結果等の情報を提供したい、との答弁があった。

建設常任委員会において、委員から、熊本港臨海用地について、地盤沈下調査のボーリングをしなかった理由、売却の見通しについて質疑があり、執行部から、近くのフェリーターミナルの地盤調査を分析した結果、地盤改良実施後八年を経過すると収束段階に入る、ただ、埋立地ということもあり、ボーリング調査を五月下旬から七月にかけて実施する、売却については、約一万社の企業にアンケートを実施し、うち約八〇社が興味を示しており、今後早期の売却に努めたいとの答弁があった。

(3) 議案第12号 市町の廃置分合について

【説明】市町村合併により、天草郡大矢野町、松島町、姫戸町および龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって上天草市を置く。

【審議】採決の結果、各常任委員長報告の通り、原案で可決された。

(4) 議案第14号 人事委員会委員の選任についておよび第15号 公安委員会委員の任命について

【説明・審議】人事委員会委員原田卓の任期満了に伴い、同氏を再任する。公安委員会委員松村敏人の任期満了に伴い、同氏を再任する。七月二日追加上程され、採決の結果、同意する

ことに決定された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
15・6・23	北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書提出に関する請願	倉重剛 馬場成志
15・6・23	防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書の提出に関する請願	倉重剛 馬場成志
15・6・20	WT0農業交渉及び自由貿易協定に関する請願	古閑三博
15・6・20	米政策改革大綱に基づく新たな水田施策の充実強化に関する請願	古閑三博

第4節 平成15年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一五年九月一日
閉会 平成一五年一〇月一日（会期二二日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 児玉 文雄

同日、市町村合併に伴う選挙区問題検討特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

市町村合併に伴う選挙区問題検討特別委員長 八浪 知行
ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動

坂本 哲志（八月一八日、自民党→無所属）

議員辞職

坂本 哲志（一〇月一日、衆議院選立候補のため）

決算特別委員会

◎児玉 文雄 ○中原 隆博 八浪 知行

竹口 博己 渡辺 利男 小杉 直

荒木 章博 坂田 孝志 馬場 成志

藤川 隆夫 井手 順雄 松田 三郎

松岡 徹

市町村合併に伴う選挙区問題検討特別委員会

◎八浪 知行 ○高野 誠一 山本 秀久

杉森 猛夫 倉重 剛 島津 勇典

島田 幸弘 荒木 詔之 児玉 文雄

松村 昭 村上 寅美 吉本 賢児

鬼海 洋一 大西 一史 堤 泰宏

城下 広作 福島 和敏

4 県執行部

企画振興部長 鐘水 洋 警察本部長 大山 憲司

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月11日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
17日	本会議	代表質問
18日	本会議	代表質問
19日	本会議	一般質問
22日	本会議	一般質問
24日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
25日		特別委員会
26日		常任委員会
29日		常任委員会
10月1日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会では、県南集中豪雨災害対策、川辺川利水訴訟判決後の利水計画策定、三位一体改革・財政問題、市町村合併・熊本市政令市都市移行などが焦点となり、活発な議論が行われた。開会に先立ち、五五人の議員によって、七月二〇日、水俣市の豪雨災害で犠牲となられた方々に対する黙祷もくたうが行われた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成15年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	可決
2	平成15年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成15年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
4	専決処分の報告及び承認について	承認
5	熊本県部設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
6	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県緑資源公団事業特別徴収金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
14	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	平成15年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16					
専決処分及び承認について													可決				
平成15年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営農業集落排水事業及び水と緑ふるさと保全対策事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港改良事業、漁港漁場機能高度化事業、単県漁港改良事業及び単県維持しゅんせつ事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度道路事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について																	
平成15年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経にに対する市町村負担金について																	
平成15年度九州新幹線鹿児島ルート博多・西鹿児島間の建設工事の経費に對する市負担金について																	
工事委託協定の變更について																	
有料道路事業変更許可申請に関する同意について																	
専決処分の報告及び承認について																	
承認																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	
〃																	

47	平成14年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
48	平成14年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
49	平成14年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
50	平成14年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
51	平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
52	平成14年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
53	平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
54	平成14年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
55	平成14年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
56	平成14年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について	〃
57	平成14年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
58	平成14年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	〃
59	教育委員会委員の任命について	同意
(議員提出議案)		
1	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決
2	「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 県南集中豪雨災害報告

潮谷知事は、議案説明に先立ち、県南集中豪雨災害土石流災害の犠牲者に冥福を祈り、被害者に見舞いを述べ、被害状況を報告した。去る七月一九日から二二日にかけての大雨は、水俣・芦北地域を中心として、各地に甚大な被害をもたらし、死者一九人、重軽傷者七人、家屋全半壊二五棟、農業関係被害二五億円、林業関係被害四二億円、公共土木施設被害一〇五億円等、総額で一七六億円に上り、とくに被害が大きかった水俣市には災害救助法を適用した。県は、災害発生直後から、自衛隊、警察、消防、ボランティアの支援を受け、地元自治体と一体となって被災者の救助、救援に努めた。災害復旧対策では、災害救助法に基づく経費のほか、治山・砂防事業等の緊急を要

3	安定した公的年金制度の確立を求める意見書	可決
4	学校事務職員及び学校栄養職員等の person 費にかかる財源の確保に関する意見書	〃
5	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃
6	若年者をはじめとした雇用対策の充実強化を求める意見書	〃
7	警察官の増員に関する意見書	〃
8	来日外国人及び少年をはじめとする凶悪犯罪に対する取組み強化を求める意見書	〃
9	日米地位協定の見直し等に関する意見書	〃
10	遣伝子組換え食品の表示義務化を求める意見書	〃

する経費について四六億円の補正予算を専決し、実施に当たっている。ただ、市町村への防災情報伝達の一部に不備があるなど、県の防災体制が十分に機能しなかったことを大変厳しく受け止めている。速やかに防災情報伝達システムや防災体制全体の総点検を行い、職員の防災・危機管理意識の向上に努める。

(2) 最近の県政の動きと今後の県政運営の基本的方向

①県内の景気は、依然厳しい状況が続いており、国や関係団体等と連携し、産学行政が連携した新事業の創出、中小企業のセーフティネットの充実等、雇用創出対策に取り組む。とくに、六月に表面化した九州産業交通（株）等の経営悪化問題については、熊本市と連携し、同社に対する支援を産業再生機構に働きかけてきた。県内公共交通機関の重要な担い手で、県内経済へも大きな影響を及ぼす企業であることから、できる限りの支援に努めたい。②世界貿易機関（WTO）の農業交渉は、米を含む関税の上限設定や関税割り当て数量の拡大等、本県農業に大きな打撃を受けることが懸念される。九月三日に、関係四県知事とともに、国民の広範な理解のもとで、国益にかなう農業交渉が行われるよう国に緊急提言を行ったが、今後とも、交渉の動向を注視し、国に強く働きかけたい。③県内交通基盤の整備は、九州新幹線鹿児島ルート・新八代―鹿児島中央間が平成一六年三月一三日に開業することが正式に決定した。八代―川内間の並行在来線を引き継ぐ肥薩おれんじ鉄道線も同日の開業となる。七月に設置した九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道開業記念事業推進本部を中心として、関係団体・地元市町村等と

一体となつて記念事業を推進し、肥薩おれんじ鉄道（株）が万全の体制で開業できるよう支援する。博多―新八代間も、早期整備に全力を傾け、アクセス道路の整備を含め、熊本駅周辺整備の促進等に取り組む。熊本阿蘇幹線道路は、平成五年度から県道熊本高森線の俵山バイパス事業として整備を進めてきた俵山峠付近のトンネル・橋梁等が、一〇月一〇日に供用開始する。熊本都市圏と南阿蘇地域を結ぶ幹線道路として、両地域の交流促進、国道57号等の渋滞緩和も期待する。④川辺川ダム事業は、川辺川土地改良事業に係る利水事業の計画見直し、収用委員会の審理の行方等、不透明な状況となっているが、新利水事業計画の策定に最重点に取り組むとともに、住民討論集会においてさらに論議を深めていく。とくに、川辺川土地改良事業は、関係農家に公平な説明および情報の提供を行い、七月から八月にかけて、第一回目の意見交換会および現地調査を実施した。今後、総合調整の役割を担う県としては、新利水計画に基づく事業が平成一七年度から動き出すよう、一六年早々にも事業変更計画概要のたたき台を関係農家に示し、同年四月までには事業変更計画概要を作成することを目指し、国および地元市町村と一体となつて取り組む。⑤食の安全、安心対策は、七月の食品安全基本法施行を受け、くまもと食の安全県民会議を核として、消費者、食品関連業者、行政等が連携して、農産物の生産履歴の記帳推進、残留農薬等の検査やその体制の整備、ボランティアと連携した輸入食品等の巡回指導、学校田等を活用した食育の推進等に取り組む。⑥市町村合併は、現在、県内一六地域に

において法定または任意の合併協議会が設置され、合併の枠組み、地域の将来のあり方等について論議がなされている。本年度は、具体的な合併協議の正念場であり、引き続き、合併に向けたそれぞれの地域の検討の熟度に応じ、地域振興局を中心として課題の解決に取り組むなど、的確な支援に努める。⑦国の構造改革は、三位一体の改革の基本的方向性が、六月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において示された。その内容は、改革を平成一六年度から一八年度までの三年間で行うこと。国庫補助負担金は、四兆円程度をめぐりに廃止・縮減等を行うこと。その八割程度を目安として基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこと。ただし、義務的な事業は、徹底的な効率化を図った上で、所要の全額を移譲する。その上で、地方交付税は、財源保障機能の縮小等を図る。⑧構造改革特区は、すでに計画認定を受けた特区では具体的な取り組みが始まっており、先月末には、新たに、熊本県半導体産業特区、阿蘇カルデラツーリズム推進特区、森林の郷農林業げんき特区、富合町小中一貫教育特区の四つの特区計画が国の認定を受けた。関係市町村・関係団体等と連携し、その推進に取り組む。

(3) 補正予算

県南集中豪雨災害の復旧等、市町村合併の推進、交通・情報基盤の整備等に要する経費について補正を行うこととし、総額で三五億円を計上し、現計予算と合算すると七、七三三億円となる。主な内容としては、①県南集中豪雨災害復旧等では、水俣市宝川内集地区ほうがわちあきがの土石流災害により殉職された三人の消防団

員に対し、殉職者賞しゅつ金を授与する。被災箇所調査等により必要となった林道施設、道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧を進める。②市町村合併推進では、合併に際して必要となる電算システムの統合や関係市町村の要望に基づく事業を追加する。③交通・情報基盤整備では、九州新幹線の一日も早い全線開業に向けて取り組むとともに、熊本駅周辺整備における重要なアクセス道路の整備等を推進する。また、住民サービスの向上と地域間格差の是正を図る電子申請等に、平成一六年度中の一部運用開始を目指し、県と市町村とが共同してシステムの開発に着手する。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月一七日に自由民主党の坂田孝志、県民クラブの鬼海洋一、一八日に公明党の氷室雄一郎の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

坂田議員は、次のような内容の質問を行った。

(1) ①今回の災害対応を踏まえた今後の危機管理体制のあり方について。県南集中豪雨災害の初動対応で、警報が発令された当日の雨量や河川の水位などの水防情報が的確に水俣市に送られなかったこと、本庁水防本部の待機職員が大幅に遅れて配置に就いたこと等、県側の不手際が県民の厳しい批判にさらされている。②災害対策・危機管理のノウハウと経験を持つ自

衛官の県への受け入れについて。③水俣市宝川内集地区と深川新屋敷地区の災害復旧および二次災害防止の取り組みについて。④災害防止への取り組みについて。(ア)危険箇所に対する緊急的な取り組みについて。(イ)土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等指定について。(ウ)今後の雨量計・水位計の整備計画について。(エ)土砂災害予報の精度向上に向けた気象庁との連携について。(エ)①三位一体の改革への対応について。②平成一三年二月に「熊本県財政健全化計画」を策定し、財政健全化に取り組んでいるが、厳しい状況は変わっていない、今後の財政運営について。(3)教員の不祥事が続く中、職員採用の改善や資質向上策など不祥事防止の具体策について。(4)川辺川ダム問題について。①今般の福岡高裁判決で、農家の三分の二の同意を満たしていないという事実認定がなされ、工事も中止となっているが、農業の基盤整備が遅れることは許されない。利水計画への基本的認識と今後の進め方について。②新利水計画の行方がダムの基本計画へ及ぼす影響について。③五木・相良両村の地域振興について。(5)①今年七月に次世代育成支援対策推進法と少子化社会対策基本法が成立したが、少子化対策、子育て支援事業をどう進めるのか。②不妊治療・妊婦健診に対する支援について。(6)全国的に犯罪件数の増加傾向が続く中、本県の警察官一人当たりの負担人口は六五四人と、九州で一番高い。治安維持・強化のための警察官の増員について。(7)WTOの農業交渉の行方いかんでは、本県農業は大きな打撃を受けかねない。水田農業やイチゴ・

トマト・イゲサ等を栽培する複合的農業経営の振興策について。(8)八代海北部海域の再生について。①樋門ひきどの機能回復について。現在、八代海の干拓地の排水のために設置された樋門は、堆積土砂の影響で全く機能不全に陥っている。防災上も早急に対応する必要がある。②昨年一月に有明海・八代海等再生特別措置法が制定されたことを受けた八代海北部海域の再生について。(9)九州産交の経営再建について。(10)熊本市生まれで、九州学院高校出身の末続慎吾選手が、世界陸上選手権で二つのメダルを獲得したことは歴史的偉業であった。末続選手に県民栄誉賞を贈ってはどうか。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①今回の災害対応に際し、市町村への防災情報伝達の一部に不備があり、また職員の参集の一部にも大幅な遅れが生じる等、県の防災体制が十分に機能しなかったことは、防災体制全体の責任者として大変厳しく受け止めている。こうしたことを二度と繰り返さないように、県と市町村を結ぶ情報伝達のシステムや運用マニュアルをはじめ、防災体制全体の点検を速やかに行った。また平成一四年度に総合調整局に危機管理監を設置したが、さまざまな課題があった。現在行っている防災体制の見直しとあわせて、危機管理監の権限や体制のあり方について、必要な見直しを行っていききたい。②現在、自衛官を採用した実績のある都道府県は、一都一四県である。他県の取り扱いを参考にし、自衛官の受け入れについて前向きに検討したい(知事)。(3)災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急治山事業、

施設災害復旧事業を組み合わせ、効率的・効果的な復旧を図る。(ア)土石流危険渓流、山腹崩壊危険地区等の緊急点検を八月末までに実施した。河川および海岸についても、水防活動上、最も重要な区間を、現在調査中であり、今月末までに完了予定である。(イ)平成一三年度から地形、地質、過去の災害実績等の調査を四市一七町村で実施してきた。今後、調査が完了した箇所については、検討委員会を設置し、早急に指定の手続きを進めたい。(ウ)一二年度に着手した河川情報基盤整備事業の全体計画に基づき、雨量観測局を九か所、水位観測局を二〇か所増設する予定である。(エ)現在、熊本气象台との間で、情報交換体制や新たな土砂災害警戒情報の作成方法、地方自治体や住民への情報伝達の方法等に関して、問題点や課題を整理している(土木部長)。(2)①三位一体の改革を実施する前提として、国と地方の役割分担について、きちんと議論した上で、単なる国の財政赤字のしわ寄せにならないような税財源の移譲を行うことが不可欠と考えている。そのために、次の三点に留意するよう、引き続き、国に求めている。一点目は、国庫補助負担金の廃止・縮減に際しての義務的な事業とそれ以外の事業との峻別(きんべつ)に当たって、地方の実情と意見を踏まえること。二点目は、税源移譲は、偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方消費税や個人住民税の基幹税充実により行うこと。三点目は、地域間の税源偏在による財政力格差については、財源の保障機能と調整機能とを有する地方交付税制度によって適切な正策を講じること。②県債残高の累増傾向の改善

等、県独自に取り組むことができる事柄は、一定の成果を挙げつつあるが、景気・経済情勢の回復が計画策定時の見込みより遅れているため、財政健全化計画期間終了後の一八年度にあっても、なお財源不足が生じる見込みである。これに加え、三位一体の改革の影響も考えると、今後の見通しは一層厳しくなるが、財政健全化期間中と言えども、本年度当初予算では雇用創出を喫緊の重要課題と位置づけ、種々の施策に取り組んでいる(知事)。(3)不祥事防止策として、第一に、教員採用において、今年度は人物重視の視点から、個人面接を二回に増やし、受験者の実践に裏打ちされた能力の把握に努めるようにした。今後、教育公務員としての倫理観や使命感を持った人材の確保に努めたい。第二に、今年度から新たに義務づけられた一〇年経験者研修では、あらかじめ研修を受ける教員の能力、適性を評価しておき、その結果に基づいて、それぞれに応じた研修を実施した。第三に、今年三月、県教職員不祥事防止対策検討委員会から提言のあった研修の充実、服務規律の徹底等、六項目の具体的対策を四月から取り組んでいる。第四に、各種研修の充実化、啓発パンフレットの作成等により、教職員の一層の自覚を促した(教育長)。(4)①五月の利水訴訟判決国敗訴を受け、新利水計画の策定に向けて、県が総合調整の役割を担っている。県としては、新利水計画とは関係なく、こうした地域の農家には、当面の措置として暫定水源による水の供給ができないか、農林水産省に要請する。(以下、知事提案理由説明と同じ)②利水事業の計画見直しや、それに伴う収用委員会の審理の行

方等、ダム本体着工の前提となる法的な条件は不透明な状況となっている。収用委員会は独立した機関であり、その判断は慎重に見極めていきたい。県としては、水を待ち望んでいる関係農家に對し、早急に水を確保すべきという視点に立つて、新利水計画策定を最優先課題としていきたい。③ダム本体の工事着工ができない状況の下でも、五木村の生活基盤整備が遅れることがあつてはならない。中学校、高校の移転用地造成や頭地大橋の道路の付け替えなどは、国土交通省の責任において早期に完成するよう、これまでも要望した。国としては、学校校舎の敷地は平成一七年度の完成を、頭地大橋は平成一九年度の完成を目指して工事を進めている。また、五木村および相良村の地域振興は、県はこれまで、川辺川ダム水源地域整備計画をはじめとする振興計画の策定や生活再建の支援を行っており、昨年には五木・相良地域振興計画を策定した。今年度から、物産館と連携した生産供給体制の確立や茶生産の効率化などの農林水産業の振興、道の駅等の交流拠点の整備、農家民泊の導入等によるツーリズムの推進、ヘルパー養成研修の実施による高齢者福祉対策の充実等、各種施策に取り組んでいる。(5)①県では、これまでも、多方面から積極的に少子化対策、子育て支援策を進めてきた。また産むという部分を支援するため、妊娠・出産から産後期の女性のケアにも力を入れる。妊娠葛藤などの悩みを抱える女性を対象に専門相談窓口を設置したほか、母親の心のケア推進事業、子育て安心ヘルパー事業等、新しい試みにも着手した。②不妊治療は、医療保険が適用にならない場合もあ

るため、当事者にとって大きな経済的負担となっている。現在国は、来年度に向け助成措置を検討しており、県としては、こうした動きを注視しながら、適切な対応ができるよう準備を進めていく。また平成一四年の人口動態統計によると、本県の乳児死亡率・新生児死亡率は、ともに全国最下位という残念な結果となっているため、妊婦健診も重視する(知事)。(6)県警察では、昨年度九〇人、本年度は五〇人と、二年連続で警察官が増員されたが、依然として、本県の警察官一人当たりの負担(県民人口は九州第一位と高く、刑法犯の認知件数が三年連続で過去最悪を更新する中、刑法犯の検挙率は七年連続で低下するなど、治安情勢は厳しく、本県警察官数の絶対的な不足が解消されたとは言えない。引き続き、徹底した合理化とともに、警察官の増員を進めていきたい(警察本部長)。(7)県では米政策指針を作成中であり、今後は、多様な消費者ニーズに対応した「売れる米作り」を推進するとともに、熊本型水田営農モデルを示し、複合経営や集落営農等、地域の実情に即した水田農業の担い手を育成する。施設園芸やイグサ等の複合経営部門は、新品種の普及が重要な課題であり、イチゴの新品種の現地試験を踏まえ、販売を念頭に置いたネーミングの検討等、早急な普及に向け準備を進める。(8)①堆積した土砂の排除を国庫補助の対象に加えるよう働きかけてきた結果、平成一五年度から海岸保全事業が制度拡充された。この制度を利用し、計画的に樋門の機能回復に取り組む(農政部長)。②三月に、特措法に基づく県計画を策定し、現在、沿岸漁場への覆砂や藻場の造成、

生活排水処理施設の整備等を推進している。とくに八代海北部海域は、県内海域の中でも、ヒラメやワタリガニ、クルマエビなど、魚類の生育の場として重要な海域の一つであるが、湾口部から遠いため生活排水等陸域からの影響を受けやすく、さらに湾奥部は、干拓地が張り出した特殊な地形であることから、土砂がたまりやすく、海水の交換が悪いという特性がある。再生策の検討に当たっては、これらの特性を踏まえた事業の手法や効果等について、土木工学や生物学等、さまざまな面を踏まえながら進めていかなければならない（環境生活部長）。（９）赤字路線への補助は、これまで、県単独補助としては、九州で最も手厚く、全国でも上位となる額を補助してきたが、今後とも、県民の生活交通の確保の観点から、適正な補助制度の運用に努める。雇用は、全体で七五〇程度の人員削減が計画されているが、撤退を予定している事業が引き継がれる形で売却が行われるよう、側面的な支援に努め、離職者に対しても、熊本労働局との連携を図り、就業支援等迅速な対応を図っていきたい。（１０）私も先般電話で話をし、大変さわやかな人格の青年であり、実技・競技の内容、そして人格ともども、県民榮譽賞に値する人物であると確信をした（知事）。

鬼海議員は、次のような質問を行った。

（１）①水保地域豪雨災害を経験して、教訓と危機管理体制の見直しについて。②退職自衛官の登用について。③土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所についてどのような

に対応しているのか。④災害防止のための森林整備の推進について。（２）①三位一体改革と県財政への影響について。②中期財政見通しと健全化計画について。一三年度から取り組んできた県財政健全化計画も、すでに三年目を迎え、この間、議員歳費の一〇％カット、県職員給与の二％カット、一〇億円を超える大規模施設整備を凍結する等、徹底した事業見直し等を行ってきたが、これ以上は不可能と思われる。（３）九州産交の再生計画は、バス路線の再編を中心に立てられるが、県はこの支援策のどの部分を担い、どのような役割を果たすのか。リストラを含めた再生計画と対応について。（４）①新利水計画の策定に向けた現状認識と今後の取り組みについて。②県営・団体営事業の現状と今後の取り組み方針について。③川辺川収用裁決申請、明け渡し採決申し立てについて。（ア）ダム建設のための漁業権収用に係る収用委員会の審理は、福岡高裁判決により事態が大きく動くことになった。洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の供給、発電の事業申請内容の著しい変化は明らかであり、土地収用法第四十七条第二号に基づき却下の裁決理由に当たるのではないか。（イ）漁業補償金鑑定作業の是非について。（ウ）今後の審理の進め方について。④ダムからの取水が計画として可能なのかどうか不確実な中で、鑑定費用の立て替えは認められるのか。また、知事として、国土交通省に裁決申請の取り下げを求めたらどうか。（５）宇城地域福祉コミュニティ特区の現状と今後の展開について。（６）①熊本県難病団体連絡協議会（仮称）に対する支援につ

いて。②一〇月一日から、特定疾患治療研究事業が制度変更され、軽快者は医療費の一部負担が求められる。患者団体は、基準の明確化や更新手続き上の日程に対する配慮等を強く求めているが、県の受け止めは。③難病相談・支援センターの設置について。④二次医療圏ごとに小児救急病院を指定し、二次、三次救急医療との連携を強めることが大切だと思いが、小児救急医療体制整備と今後の取り組みについて。⑤県立博物館建設に係る現状と方針について。県立博物館は、多くの県民が長年抱いてきた夢であるが、その夢が実現に向かってようやく動き出したとたん、県の財政危機により、建設計画は足踏み状態となった。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①坂田議員の「代表質問(1)①」に対する知事答弁と同じ。②坂田議員の「代表質問(1)②」に対する知事答弁と同じ。③県内の危険箇所は、これまで順次対策工事等のハード対策を進めてきたが、新たな宅地開発等に伴う危険箇所は、増加傾向にある。これらのすべての危険箇所をハード対策により安全な状況にするには、膨大な費用と時間が必要である。今後、限られた予算の中でソフト対策を充実させ、総合的な土砂災害対策を講じていきたい(土木部長)。④今回の水俣地域の災害を教訓として、最重要課題の間伐を積極的に推進するとともに、樹齢や樹高、樹種の異なる樹木で構成される複層林の整備や、ケヤキ・クヌギ等の広葉樹の造林や針葉樹と広葉樹との混交林への誘導等を従来にも増して推進していく。また林地荒

廃のおそれのある地域については、森林整備とあわせて、谷止め工や山腹工等の治山施設を効果的に整備することにより、災害に強い森林づくりを推進していく(林務水産部長)。(2) ①「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」では、国庫補助負担金の廃止・縮減に際して、義務的な事業とそれ以外の事業との峻別や都道府県分と市町村分の内訳、財源移譲の対象となる基幹税の具体的な税目、地方交付税の総額抑制等の具体的内容がいずれも明らかになってはいない。しかし、改革の具体化に当たっては、国と地方の役割分担について十分な議論がなされるとともに、改革が単なる国から地方への財政負担の転嫁とならないことが必要。②坂田議員の「代表質問(2)②」に対する知事答弁と同じ。③バス路線の再編は、熊本都市圏全体の路線バスの利便性の維持、向上とバス事業者の経営効率化の観点から、今月末までに、国、県、熊本市およびバス事業者による協議を始めた。以下、坂田議員の「代表質問(9)」に対する答弁と同じ(知事)。(4) ①知事提案理由説明と同じ。②これまで実施してきた関連事業は、農業用水の安定的な確保の前段として、労働生産性の向上を目指した区画整理を中心として進めてきた。現在、農家が償還している負担金は、農地の整備に関するものであり、新たな水手当てのための施設整備は含んでいない。ただ、将来の新たな水手当てを期待する農家も多く、安心して農業経営に取り組むことができる環境を早期に整えるため、今後の関連事業計画の立案に当たっては、新利水計画の検討と連携し、必要なかんがい施設の整備を図っていく

(農政部長)。(ア) 一般的には、申請に係る事業と事業認定を受けた事業との間に全く同一性を認めることができない場合、または、同一性を認めることはできるが、両者の間で事業計画が著しく異なる場合には、却下の裁決をすべきこととなる。本件裁決申請等においては、利水訴訟高裁判決の確定で、利水計画は、変更前の段階に戻ったことにより、利水計画は白紙に戻り、利水目的は消滅したことになり、却下要件に該当するとの見解もある。他方、利水計画が変更前に戻っても利水需要は依然として存在し、利水需要があれば事業認定は有効に成立しているため、却下要件に当たらないという見解もある。収用委員会としては、起業者の国土交通省、裁決申請において権利者の球磨川漁協、権利は組合員または漁民にあるとする権利を主張する者からの意見を聞いた上で判断する。(イ) 収用委員会としては、当初から、漁協に対し、補償額に対する意見を求めてきた。意見書および審理の席上においても、補償額についての明確な意見は述べられず、一方、権利を主張する者からは、補償額に対して異議が出ていたが、結審後、漁業権の権利帰属が権利を主張する者と判断されれば、審理を再開する予定であった。平成一五年五月の第一五回審理において、漁協から「補償額自体について異議はない」とする意見書が提出されたが、その後、八月の第一八回審理で撤回された。このため、漁業権の権利帰属が権利者または権利を主張する者のいずれになっても、補償額に同意する状態ではなくなったため、鑑定を実施する必要が生じた。(ウ) まず、却下事由に該当するか否かの判断を

して、次に、却下に当たらないと判断した場合には、漁業権の権利帰属はだれか、その権利帰属者に対して、漁業権の消滅等に係る鑑定を行い、正当な補償を確保する収用の裁決を行う(収用委員会会長代理)。(4) 収用委員会が今後どのように判断されるのか、慎重に見極めていく必要がある。今後の動向が不透明な状況である現時点で、鑑定費用の計上について述べることは時期尚早と判断している。事業主体である国交省の判断を見極めながら、県議会とも一体となって判断したい。(5) 事業実施に当たっては、一市九町と十分に意見交換を重ね、とくに有償運送の実施に当たり、有償運送協議会を設け、利用者や地域、公共交通機関の代表からも意見を聞き、実際に利用された人たちからは、喜ばれていると聞いている。なお、構造改革特区制度は、地域の自発的な立案によつて、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入するものであり、ストレートに経済活性化と結びつかない側面もある。今後、この福祉コミュニティ特区における取り組みは、全国的な規制のあり方、見直しにもつながっていく(知事)。(6) ①難病関係団体の全県的な組織化は望ましく、支援していきたい。②医療費の公費負担がなくなる軽快者については、国が示した基準に基づき、専門家で構成する特定疾患対策協議会の意見を聞いて決定する。軽快者の症状が悪化した場合は、悪化した日にさかのぼって公費負担の対象とし、患者の負担軽減を図る。③難病患者の相談・支援は、これまでも各保健所において、専門医による医療相談、保健師等による訪問相談を実施するとともに、拠点病院である熊本大

学医学部附属病院と国立療養所再春荘病院内に難病医療相談員を配置して、患者の相談に応じてきた。難病相談・支援センター設立は、患者や家族、関係団体等の意見を聞きながら今後検討したい。(7)今般策定した第四次熊本県保健医療計画の中でも、新たな項目として位置づけ、現在、小児救急医療拠点病院の整備等に取り組んでいる。小児救急医療は、病状が急変しやすいことや病状を的確に訴えることが子どもにとっては難しいことなどから、専門の知識や経験が求められるが、小児科医の数が不足している現状では、すべての二次医療圏ごとに、小児科医による休日夜間を含めた小児救急医療体制を整備することは困難である。そこで、現在、県内一の二次医療圏ごとに、小児医療関係者も含めた協議会等の場を設け、小児科開業医や小児科を有する病院の状況等、それぞれの地域の実情を踏まえた小児救急医療体制の整備のあり方について、検討、論議をしている。今後、この協議会での意見やモデル事業の成果も踏まえ、新たな小児医療拠点病院の展開等を考えたい(健康福祉部長)。(8)松橋町の旧運転免許試験場跡地およびその周辺について、地形測量、生態系調査を進めてきた。博物館資料は、三〇万点近い寄贈を受けており、その整理作業を進めている。基本計画を策定した段階であるが、財政健全化計画の緊急・集中取り組み期間としている今年度中までは一〇億円を超える施設整備は凍結することになっているため、現段階では明確に示すことができない。今後も、資料の収集・整理を進めつつ、自然観察会等の学習支援活動や普及啓発活動等に着実に取り組んでいきたい

(知事)。

水室議員は、次のような質問を行った。

(1)政局への所感について。この一〇年間の政治のあり方を振り返って、どのような思いを抱いているか。日本経済がなぜ一〇年間の長きにわたり危機的な状況から抜け出せないのか。その一端は政治にも責任があるとの指摘もあるが、どう考えるか。今後予想される解散・総選挙についての知事の所見は。(2)危機意識の醸成について。①職員の危機意識の覚醒と持続について。②トップリーダーとしての知事の危機意識と職員の危機意識の共有化が最も大事と考える。(3)平成一六年度から、資本金一億円超の法人を対象にした法人事業税に外形標準課税が導入される。従来の法人事業税が所得を基準とする応能課税であるのに対し、所得のない赤字法人に対しても課税するもので、応益課税である。①県内各団体、企業に説明し、実態調査したと聞いているが、結果は。②今回の導入では、資本金一億円超の法人で、赤字法人が最も影響を受けることになるが、どのように認識しているか。③本県の財政健全化への影響、とくに平成一七年度の税収への影響について。④本県の経済の活性化につながるか。⑤将来、対象範囲が拡大され中小企業にまで及ぶと、中小企業いじめにつながると考えるが、今後の対応について。(4)①少年犯罪の防止について。(ア)長崎で一二歳の少年が起こした四歳児児童誘拐殺人事件を知事はどのように受け止めているか。(イ)重大な触法行為を起こした児童に対

して、適切有効な対策を講じるための審理手続きとその後の教育手続きの整備について。(ウ)事件の凶悪化を背景に、刑罰適用年齢や少年法適用年齢の引き下げ、少年事件の捜査機関の権限強化等、厳罰化について。(エ)児童自立支援施設について、県として努力すべき点をどう認識しているのか。②文科相が、少年が絡む事件が相次いでいることを受け、県教委に求めた児童生徒の問題行動への指導体制の総点検の結果分析について。③スクールカウンセラー制度の充実について。(5)①昨今、教育現場が抱える課題の解決策として、二学期制の動きが生まれ、全国的に広がっている。②非常勤講師の不祥事に対する処分について。県教育委員会は、すでに懲戒処分の基準を作成しているが、これは一般職に対する処分基準であるが、非常勤講師が不祥事を起こした場合、この基準は適用できないのではないか。③教職員の表彰制度について。(6)行政対象暴力の本県での実態は。(7)①安全・安心のまちづくり条例の制定について。②全庁的な立場から、治安の回復と犯罪に強い県土づくりのため対策会議等の設置について。③管理番号システムの導入について。このシステムは、事件、事故の発生現場の特定に手間取るケースがふえてきたため計画されたもので、土地勘のない観光客等が通報しても、すぐに現場を特定できるほか、警察官の現場到着が早くなり、初動捜査の強化につながる。(8)少子化問題について。①女性の社会進出、若い世代の結婚観の変化が少子化の一因とされているが、北欧の例などを見ると、女性の労働率が高い国ほど出生率が高くなる傾向がある。

少子化の背景をどのように認識しているのか。また、結婚観の変化の背景をどのように認識しているか。②少子化社会に対しての備えは、男女が働きながら子育て可能な雇用環境の整備が強く求められているが、どのように取り組むか。③少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が成立し、今後は自治体にも具体的な行動計画の作成が求められるが、今後の取り組みについて。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 私自身の県政における視点は、一点目は「命にこうべを垂れる」ということ。性差、年齢差、障害のあるなし、それを超えて一人一人の命を大事にする。これをユニバーサルデザインという理念の中に託した。二番目は、県政は県民からの預かりもの、付加価値をつけて県民に戻すものであるということ。三点目は、同時に県政は未来社会からの預かりものであるということ。そして四点目は、県民中心主義、同時に現場主義でなければならぬということ。政局の動向については、まさに明後日の自民党総裁選以降、政局の動きが活発化しそうな状況の中にある。仮に総選挙があるとすると、国と地方の関係や今後の社会保障のあり方等、わが国の将来を左右する重要な選挙になると思う。ぜひ、将来を見据えた政策議論、とくに地方の産業や国民生活に血の通うような政策議論を、続けてほしい(知事)。(2)①行政としては、すべての仕事の中で常に危機意識を持ち、柔軟な発想と意識のもとで、さまざまな危機に的確に対処していかなければならない。このため、昨年度、総合

調整局に危機管理監を設置し、危機管理のあり方を専門的に考えるセクションを設けた。その一方で、一般職員に危機意識を持续させる方法としては、繰り返し訓練を実施することが有効で、各局にはマニュアル策定とともに持続した訓練の実施を求めている。②今回の災害により、職員には危機管理の重要性について共有化が図られたと思っている。これを忘れることのないよう、それぞれのマニュアルの再点検とより実戦的な訓練を重ねていくことによって、職員との危機意識の共有化を図り、適切な行政運営に努めたい（知事）。③①②県内主要企業六五社に対して平成一三年度に実施した実態調査をもとに、各社の税額を試算しているが、この中の赤字法人は、資本金一億円を超え三億円未満の法人では、平均一五万円の増、また資本金三億円以上一〇億円未満の赤字法人では、平均二九二万円の増となり、日本商工会議所等の試算額よりも税負担の増加分は少なくなっている。外形標準課税の導入により、税負担が増える法人が生じるのは事実だが、今回の制度では、報酬給与額の割合の高い企業に対しては、雇用や給与水準を維持する方が税負担が軽減される雇用安定控除の仕組みを新たに設けるなど、企業経営の影響をできるだけ小さくする措置が講じられている。③過去一〇年間の平均税収をもとに税収中立となるように制度設計がなされている。従って現行の課税方式と比較すると、好景気時には若干の減収になり、不況時には若干の増収となると予測している。一七年度の税収を現時点で見込むことは難しいが、外形基準に係る税率設定に関する総務省の考え方にに基づき

試算すると、五億円程度の増収が見込まれる。④今回導入する課税の仕組みは、所得への課税税率を現行の四分の三に圧縮しており、収益性の向上や経営の効率化を促し、企業経営の活性化に資すると考えている。⑤課税の対象は、地方税法の中で定められている。今回の外形標準課税の円滑な導入が図られるよう、制度の周知徹底と適正な課税の執行に努めたい（総務部長）。④①（ア）被害者が四歳の幼児であり、しかも加害者が一二歳の少年であったということに、大変大きな衝撃を受けた。二度とこのような事件が起きないとはだれも保証できない。子どもたちが今人間としての育ちが保障されているのか、それを見直していくことは、欠いてはならない。子どもたちは、心と体が一体になって成長する。そして、大人たちが本気になって子どもたちが生活している環境を問い直していくことが大事だと思う。子どもの出生から成熟に至る時間軸の過程で子どもの育ちにゆがみが生じている、親だけで子育てを担えない時代になっていること、社会全体で受け止めなければならないと思う。（イ、ウ）重大事件を起こした一四歳未満の触法行為を起こした児童は、児童相談所判定を経て家裁、状況によって国立児童自立支援施設で種々の判定と指導を受けて、更生、社会復帰に向けての援助が図られる。それが果たして未然防止と抑制力につながっているのか、疑問視している。明治時代、感化院制度の中で、留岡幸助という北海道の人物が「流汗悟道^{りゅうあせごとう}」という考え方を唱え、この考えが子どもを育てていくときの大きな視点であると言って、子どもに対しての感化院のあり方に対して問

題提起した。この中から、子どもたちは創意、工夫、知恵、達成感や成就感、それらを味わう中で意欲を持つ。法体系の見直し論議も大事だが、私たちは、もっと体を動かしたり、耐えたりして、そういったものを日常生活の中でしっかりと求めていくことも大事だと思う。(エ) 県の自立支援施設として清水が丘学園がある。この中での専門性や対応能力をますます高めていかなければ、今日の複雑化する子どもたちの状況に対応できないと思う(知事)。(2) 今回の調査によって、問題行動に関する教職員の指導のあり方、保護者および地域との連携のあり方等について、さらに改善の必要性があることがわかった。このため、県教委としては、引き続き児童生徒の研修の工夫、改善に努めながら、管理職のリーダーシップの向上等を図り、児童生徒の問題行動等に関する教職員一人一人の実践的な指導力を高めていくとともに、教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳規範、耐えることの大切さや命の尊さについての指導を徹底していきたい。(3) スクールカウンセラーとして、現在、県内三三の中学校に臨床心理士等を配置して、児童生徒からの相談業務等に当たっている。児童生徒の問題行動等を未然に防止する観点から有意義なもので、今後とも、人材の確保に努めながら、制度の充実を図っていきたい(教育長)。(5) ①単位制をとっている湧心館高校と翔陽高校では、すでに導入している。四月からは、すべての県立学校で二期制が導入できるように教育委員会規則を改正した。県内の小中学校では、現在、二期制を導入しているところはないが、仮に二期制を導入する

と、市町村教育委員会において学期等を定めた管理規則を改める等、条件整備を図る必要がある。同時に、各小中学校においても、学校や地域の実態等を踏まえながら、二期制の教育効果や課題を分析し、導入の是非について検討することが重要である。(2) 現在検討している懲戒処分基準は、地方公務員法に基づく懲戒処分を行う際の標準例を示すもので、適用対象は、基本的には常勤の教職員を考えており、地方公務員法が適用されない非常勤講師は含まれていない。仮に非常勤講師による不祥事があつた場合には、非常勤職員任用等取扱要領に基づいて対処することになる。(3) 教職員の意欲や努力に報いるための方策として、その必要性は認めている(教育長)。(6) 平成一四年には、本庁および出先機関からの被害報告はない。しかし、警察本部に対しては、公共工事や産業廃棄物関係等について、七件の相談や問い合わせがある。平成一五年七月には、出先機関職員が業務遂行中に刃物で切りつけられる事件が発生している。このような行政対象暴力は、公正・公平であるべき行政の健全性を著しく阻害するものであり、厳正な姿勢で臨む(知事)。(7) ①②平成一四年刑法犯の認知件数が二万八、六八四件と、一〇年前に比べると、六四・一%増加しており、厳しい治安情勢が続いている。安全で安心のまちづくりを進めるためには、警察行政のみならず、事業者、ボランティア、県民等が一体となつて良好な地域社会づくりに取り組むことが不可欠であり、警察、教育委員会等とも連携を図り、連絡会議等全庁的な取り組みを進めていきたい。条例制定についても今後検討し

ていきたい（環境生活部長）。③本年七月末までの事件・事故等の一一〇番通報の状況は、六万四、〇三七件で、前年と比べて七・一％の増加となっている。そのため電柱の管理番号から通報者の場所を検索するシステムを一〇月中旬に運用開始予定である。（８）①出生率低下は、直接的には、ライフスタイルや価値観の変化に伴って、結婚年齢が遅くなったり結婚しない人が増えたりしていること、また、一組の夫婦から生まれる子どもの数が少なくなっていることなどによると考えられる。その要因としては、教育費を含めた経済的な負担感、子育ての肉体的、心理的な負担感、出産、育児と仕事の両立が困難なこと、あるいは住環境の問題等が挙げられる。少子化は、こうしたさまざまな要因が複雑に絡み合って起こっている。また、結婚観の変化に関しては、女性の経済力の向上、仕事に対する生きがい、子どもを持つことに対する意識の変化等を背景に、近年個人の結婚観や価値観が変化していると感じる。結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきで、行政が介入するべきではないが、結婚、子育ては、人間の幅を広げ豊かにする大変貴重な経験であるので、この点はあらためて認識をしていただきたい。先ほど、氷室議員が指摘された中で、私としても、ぜひ認識を改めていただきたいことがある。それは、少子化と女性の社会進出、女性の労働力率との関連について、女性の社会進出が少子化に拍車をかけているのではないという点である。日本でも北欧の諸国と同じように、女性の労働力率が高い都道府県ほど出生率が高くなる傾向がある。②次世代の育成という

大変大切な仕事を出産適齢期世代の女性だけに委ねるのではなく、働きながら子育てできる環境づくりが重要である。そのため、行政においては、延長保育、休日保育等の保育サービスの充実に努めることはもちろん、企業がその実情を踏まえ、男性を含めた働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援等に主体的に取り組むことが必要と考えている。県においては、従業員の勤務時間等に配慮して両立支援に取り組んでいる企業の取り組み事例や両立支援のための助成制度等を紹介したハンドブックを作成し、啓発に活用するとともに、仕事と家庭の両立支援セミナーなどを開催している。③少子化対策は、何よりも社会全体で総合的に取り組むことが求められているので、県は、これまでもきめ細かな子育て支援策を進めてきたが、今後より一層、幅広い取り組みを進めていかなければならない。当面は、策定が求められている少子化に係る自治体の行動計画について、市町村において円滑な計画策定がなされるよう支援を行うとともに、県の行動計画についても、県民ニーズを踏まえた実効性の高い内容となるよう、全庁的な取り組みを進める。すでに子育て応援団推進事業やつどいの広場事業、特色のある子育て支援の取り組みや、都道府県初の女性専用の総合相談事業や母親の心のケア事業を実施している。今後は、少子化の流れを変えるために、県民ニーズに即した形で、「熊本発」と言われるような試みに挑戦していきたい（知事）。

【一般質問】

九月一八日に中村博生（自由民主党）、一九日に田上泰寛（県民クラブ）、岩中伸司（新社会党）、荒木章博（無所属）、二二日に溝口幸治（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、松永真一（自由民主党）、二四日に池田和貴（自由民主党）、福島和敏（無所属）、中原隆博（自由民主党）の各議員が、それぞれ次のような質問を行った。

県政全般・行財政

（１）地方政治の首長選においてもマニフェストを掲げることは、これまでのスローガンだけの選挙から実現可能な政策を示すことで、政策本位の選挙に転換する重要な位置づけになる。知事の見解を問う（中原）。（２）①四月に中球磨五か町村が合併してあさぎり町が誕生し、来年三月には上天草市が誕生する。現在、一二の法定協議会、四つの任意協議会が設置されている。その一方で、合併協議会からの離脱等の地域もある。今後の市町村合併の進め方について（田上）。②合併の枠組みが崩れるような兆しが見えてきた時には、県は率先して問題解決に当たる心づもりはあるか（溝口）。（３）平成六年の地方自治法の一部改正で広域連合が制度化され、県も一時は広域連合制度の活用を推進していたが、いつの間にか合併一本やりとなり、今では広域連合の声さえ聞かれない。県としては、今後とも合併オンリーの方針で臨むのか、それとも広域連合を目指していくのか。（４）来年から地方独立行政法人法が施行される。同法人をどのように認識しているのか（田上）。（５）①

東京都の大手銀行への外形標準課税、いわゆる銀行税に対する東京地裁の一番における違法判決は、東京都はもちろんのこと、全国の地方自治体にも大きな衝撃を与えた。二審判決においては、東京都の課税自主権による銀行税は認めしたが、従来の税負担と比較して著しく均衡を失っている可能性が大きいと指摘している。今回のこの判決を、地方分権のあり方を含めてどのように受け止めているか。②資本金一億円を超える企業への外形標準課税導入について。③赤字企業に対する課税について。④収益の少ない企業および従業員に与える影響について。⑤創業間もないベンチャー企業などに特段の支援策が必要でないか（中原）。⑥外形標準課税の課税客体の把握など、現場における税務職員の課税事務能力のアップや徴収体制が求められる（田上）。（６）①平成四年前後からの県政運営が、財源を考えた事業の推進になっていたのかどうか、県財政悪化の原因について問う。②財政健全化計画の現状と見通しについて。一三年二月に県財政健全化計画が策定され、一七年までに財政を健全化していく見込みであったのが、二年目には変更せざるを得なくなった。一三年度政策評価案では、〇・五%の事業が中止されたのみで、九九・五%が事業推進というまよかしの評価案になっている。（更問）事業の徹底した検証をしなければならぬと答弁があった。だが徹底して検証するのか。③政策評価と今後の事業見直しについて（岩中）。（７）①住基ネット導入に対する説明責任について。住基ネット反対者の多くは、情報の漏洩、プライバシーの侵害などを指摘している。②住基ネッ

トが電子政府、電子自治体に果たす役割について。③市町村における費用対効果について（中原）。④熊本県では、情報流出やウイルス対応等さまざまな危機に際して、住基ネットの一時的中断も含めた対応を考えているのか。⑤電子情報保全対策大綱（セキュリティポリシー）を現時点でいくつの自治体が策定していて、未策定の自治体には今後どのように対応していくのか（平野）。⑧熊本市役所一階ロビーで、六六歳の男性が、左手に刃渡り二・一cmのなた、右手にのこぎりを持って暴れ回り、熊本北署員に銃刀法違反の現行犯で逮捕された。今回の事件を教訓として、県庁舎における危機管理体制の現状、事件が起きた場合の対策について（中原）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）日本におけるマニフェストの導入は、本年一月末に、当時の北川三重県知事によって呼びかけられ、その後、統一地方選挙に際して、増田岩手県知事などによって、ローカルマニフェストが示された。マニフェストの効果としては、政策の内容と進め方を有権者が支持したことで、当選後に政策を進めやすいという利点がある。また、有権者との契約という性格が強まり、成果が検証しやすくなる。議論が分かれる政策課題に結論を下すことができる。官僚政治から脱却し、結果責任を明確にした政治が期待される。マニフェストの進捗状況をどう検証するか、その体制の整え方そのものも求められてくる。しかし、マニフェストに関する議論は、選挙公約が本来どうあるべきかという原点に立ち戻ったものという印象を強く持っている。地

方政治への活用については、今後さらにいろいろな角度の中で議論を深めなければならない大きなテーマだが、現状では、むしろマニフェストが求められるのは国政選挙においてではないかと感じている。住民に対する選挙公約は、候補者、とりわけ当選者にとって大変重いものであり、これを実行していくことは政治家の責務である。私も、選挙のときに掲げた公約を常に意識しながら行政運営に取り組んできた。（２）①現在、県内一六か所で、法定または任意の合併協議会で真剣な合併の協議が行われているが、一部の協議会で離脱の動きが出ており、大変残念に思う。そもそも合併協議は、個々の市町村の行財政の状況や行政運営の考え方の違いなどを乗り越えて、地方分権に対応できる市町村の行政体制を整備することを目的に進められている。合併協議の過程で困難な課題が生じることは予想されるが、常に相手方の立場や意見を尊重し、前向きに一つ一つの課題を乗り越えていくことが肝要と考える。今後、合併特例法の経過措置の扱いを見極めながら、引き続き地域振興局を中心に、懸念されている課題の解決に向けてできる限りの支援を行う。市町村にあつては、合併の実現に向けて最後まで粘り強く取り組んでもらいたい。②県としては、合併をしない方針を固めている市町村や合併協議会から離脱する市町村の選択と将来の姿に大きな危機感を持っており、これまで以上に積極的な働きかけを行っていく。市町村自身も、合併の実現に向けて、合併特例法の期限を見据えながら、引き続き尽力してもらいたい。（３）広域連合は、市町村の枠組みを変更せずに、広域に

わたる行政課題を効果的、効率的に共同処理する仕組みであり、市町村合併とは基本的に性格を異にしている。本県では、宇城、菊池、上益城、天草の四地域で広域連合が設立されており、広域消防や介護認定業務等の分野で一定の成果を上げており、その性格上、関係団体との連絡調整に相当の時間や労力を要するために、迅速、的確な意思決定を行うことができないなどの問題がある。そのため、県では、市町村合併を優先して推進し、必要に応じて、既存の一部事務組合の再編や広域連合制度の活用等によって、市町村の取り組みを支援していく（知事）。

（４）独立行政法人は、国の機関において先行して実施されており、これまでに各種試験研究機関や国立博物館など、来年度から国立大学や国立病院が新たに独立行政法人化される予定である。ただ、この制度をどのような業務に導入するかは、新たな法人設立に伴う諸準備や諸費用をどのように見るかなど、それぞれの業務ごとに導入のメリット、デメリットを整理し、詳細な検討をした上で判断する必要がある（総務部長）。（５）①銀行税の仕組み自体は認められたので、地方自治体の課税自主権が尊重されたという点で評価できる。一方、今回の地方税法の改正に則して、本県を含めて全国一律に導入しようとしている外形標準課税制度は、東京都が独自に銀行業のみに課税する銀行税とは性格を全く異にする制度なので、この判決の影響はないと考えている。②平成一二年一月に最初の具体案が明らかにされた時、本県においては、大手企業の倒産、撤退、そうした状況が大変厳しい経済環境の中にあつたため、制度導入に

よって企業経営への影響が懸念された。そこで、昨年一〇月の全国都道府県知事会議において、とくに中小企業の経営に対する配慮が行われるように、小泉総理にも直接申し上げた。その後、一五年度税制改正の議論の中で、課税対象が資本金一億円を超える法人に限られるなど、いくつかの配慮が示された。③外形標準課税部分の税率が、従来の導入案に比べ約半分に抑えられたことは、赤字企業の経営にも配慮されたものと受け止めている。また、一定の条件を満たす赤字企業には、最長六年間、税の徴収を猶予する制度も設けられている。④今回導入される制度では、雇用や賃金への影響を軽くする雇用安定控除制度を設け、給与の支払い総額の割合が大きい法人に対して配慮されている。⑤経済活力を生み出すためには、新たな分野に進出しようとする企業を積極的に支援する環境づくりが必要であり、創業から五年以内の赤字ベンチャー企業に対しても、税の徴収を猶予する制度が設けられている。外形標準課税制度の導入は、地方分権を推進する財政基盤を確立する上にも大変大きな意義を有している（知事）。⑥対象法人の報酬給与総額や支払い利子など、外形課税分に係る課税標準の調査を的確に行うため、税務職員には、地方税法や法人税法の知識のみならず、企業会計や商法などの専門的な知識が必要で、本年度から新たに数人の職員に簿記二級の通信講座を受講させている。今後、さらに課税実務や専門家による研修などを充実させ、職員の執行能力を強化、向上させ、制度導入に備えたい（総務部長）。（６）①県財政悪化の原因は、さまざまな要因が重なったもので、主

にはバブル崩壊後の経済の長期停滞による税収の低迷、累次の景気対策のための県債の増発等と認識している。ただ、その結果として危機的な財政状況を招いたことは事実であり、できる限り早く財政の立て直しを図るため、全庁挙げて財政健全化に取り組んでいる。②計画で掲げた緊急集中取り組み期間における歳入歳出の量的目標の達成をはじめ、県債残高の累増傾向の改善、財政調整用の四基金の増額等県独自に取り組むことができる事柄については、一定の成果を上げつつある。しかし財政健全化期間内での財源不足額の解消は、景気・経済状況の回復が計画策定時の見込みより遅れている。今後とも、必要な事業の実施に当たって事業の徹底した検証をし、優先度の峻別や徹底した重点化と効率化に努める。**(更問)** 事務事業の徹底的な見直しは、財政健全化に取り組んで以後、毎年しっかりとやってきているし、県債残高が累増しない点において見直しは進んでいる。政策評価等についても、決してお手盛りの感覚ではなく、県の税金を意識し、継続していくべき事業と、そうでない事業とを峻別し、優先順位をつけて取り組んでいる。**(知事)**。

③政策評価導入後、今年度で三年を迎えており、各部署ではこれまで以上に自己評価を厳しく行っている。この評価に対して、政策調整、計画、組織および財政の各部門を交えての多角的な検討、知事等三役との議論を交わせながら、全庁的に評価をしてきた。ただ、政策評価については、目標の設定や評価の方法など、さらに検討すべき課題があり、今後とも引き続き、工夫改善を加えながら、より客観的な評価を実施し、事業の見直し

に反映できるよう努めたい**(総合調整局長)**。**(7)** ①県はこれまでも、さまざまな広報媒体やシンポジウムなどで、その必要性や意義等について周知を図ってきた。本年八月からの第二次稼働により、住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カードの交付等、住民により身近なサービスが拡大され、本年度中に公的個人認証サービスの開始が予定されるなど、住基ネットの本格的な活用が始まる。住基ネットには、制度面、運用面、技術面、さまざまな安全対策が講じられているが、県民の一部には安全性に対して不安もあることから、県としては、安全性について理解を求めるとともに、これを大いに利用するよう、より一層啓発に努めていきたい。②電子政府、電子自治体の構想は、自宅や職場から、二四時間、パソコンとインターネットを通じて、行政サービスを受けることができることを目指している。届け出、申請等をインターネットで行うためには、確実に本人確認が可能となる公的個人認証サービスが必要であり、住基ネットはその重要な基盤となることから、電子政府、電子自治体の実現にとって不可欠なものである。③住基ネットの効果は、個々の事務の効率化の面もあるが、むしろ将来の電子自治体における住民の利便性の向上と行政の仕組み全体の効率化にある。住基ネットの活用については、現在のところ、パスポート申請の際などに住民票の写しの省略ができるサービスや、全国どここの市町村でも住民票の写しの交付を受けられる広域交付サービスなどに限られている。しかし、電子政府、電子自治体の実現により、住基ネットの活用範囲の拡大が今後見込まれるので、近

い将来、コストに比べても十分な効果が得られる（知事）。（④）

住基ネットには、さまざまな技術的な安全対策が講じられているが、仮に外部から不正な侵入等があった場合の対応策として、各市町村においては、都道府県で構成している住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会が示したモデルに基づいて、緊急時対応計画書を策定している。この中で、本人確認情報への漏洩、滅失、毀損のおそれがある場合など、本人確認情報の保護に脅威を及ぼすおそれがある場合には、ネットワークとの接続を切断することも含めた必要な措置を講じるとされている。（⑤）本県では、県内すべての市町村が、条例や規則などによって個人情報保護の制度化を行っている。さらに、住基ネットは、別途セキュリティに関する要項などの規定を設けて、厳格な管理運用が行われているが、市町村の情報セキュリティ対策全般の基本方針（セキュリティポリシー）の策定は、七月一日現在で二七市町村にとどまっているため、早期の策定を促している（総務部長）。（⑧）まず、不審者、不審物を早期に発見するために、庁舎内外を人による巡回、監視を昼間や平日では職員が行い、夜間や休日は警備委託先の職員が定期的に巡回している。二つ目は、機器器材による監視で、監視カメラに加え、県庁ロビーの受付窓口に通報装置を設置している。不測の事態が発生したときには、速やかに連絡体制をとる。異常を認めた場合は、緊急対応の措置を講じることができるように、日頃から警察と緊密な連携をとって、危機の未然防止と危機発生時の速やかな対応がとれるようにしている。また、関係職員が的確

かつ迅速な対応がとれるよう、危機管理対応マニュアルを策定している。さらに、今回の熊本市役所での事件を契機に、あらためて従来の危機管理体制の再確認を行い、巡回回数を増やすなど監視体制の強化を図った（知事）。

川辺川ダム・荒瀬ダム問題

（１）①新利水計画の策定に当たって、対象農家の意向を正しく把握するためにどのような方法で進めているのか。②県収用委員会の今後の方向について。ダムを必要としない農家が多数を占める現在、土地収用法が却下対象とする計画の著しい変更に当たるのでないか（岩中）。（２）球磨川流域の治水対策について。①平成八年一〇月に、五木村、相良村と熊本県との間で、川辺川ダム本体工事着工に伴う協定書に調印されたという事実について、どのような認識を持つか。②討論会を通じてのダム代替案に対する知事の見解と、極めて緊急性を伴う球磨川流域の今後の治水対策をどのように考えているか。（更問）今の答弁は、私には理解ができなかった。熊本県の責任者として、治水対策は、いつ、どのような方法で行うのか、判断する時期はいつになるのか、新利水計画策定後また検討するのであれば、いつ、どうするということを明確に示していただきたい。また協定書の認識についても答弁がなかった（溝口）。（３）①荒瀬ダム撤去費用は、過去の減価償却など保留している四四億円に、今後の売電の利益をプラスして四七億円を充てる、県費は充當しないとある。ダム湖にたまった大量の泥土の撤去や、五五か

所の洗掘された護岸整備費用などを考えると、果たして四七億円の費用で足りるのか。もし不足する場合はどう対応するのか。

②知事は、ダム撤去の着手は七年後とするが、国からの助成があれば、それより短くなる可能性があると明言された。現時点での国との交渉状況と知事の所見について（福島）。

これに対する知事の答弁は、次の通りである。

（一）①知事提案理由説明に同じ。②収用委員会は、独立した機関で、その審理に対して、私から予断を持った見解を示すべきではない。川辺川ダム事業については、新利水計画の策定に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き住民討論集会において科学的議論を深めるなど、一つ一つの取り組みを積み重ね、事業主体である国土交通省の判断等を見極めながら、県議会とも一体となって判断したい。（二）①川辺川ダム事業は、流域の命、財産を守る治水のほか、かんがい、発電を目的とする特定多目的ダムとして推進されてきた。平成七年から約一年間かけて、川辺川ダム事業審議委員会で議論され、八年一〇月には、国、県および五木、相良両村の間で、川辺川ダム本体着工に伴う協定が締結された。両村のダム建設に向けた理解を得たことは大きな契機であった。一〇年三月には県議会の議決も経て、同年六月にダム基本計画が変更された。しかしながら、ダム本体着工のために必要な漁業補償について、球磨川漁協が一三年の二月と一一年の二度にわたり補償契約案を否決したため、国土交通省が収用裁決申請を行ったという事態に至っている。②一四年一月には、民間の川辺川研究会から、治水代替

案が具体的な形で県民に向けて発表されたが、川辺川ダムについては、賛成と反対がいる一方で、何が問題なのか率直に知りたいと思っている県民も多いという状況がある中で、国とダム反対側の専門家が、県民に見える形で、討論方式で議論する意義は大きいと考え、住民討論集会の開催を決断し、これまで八回開催してきた。集会において、県は総合調整の役割を担ってきた。治水については、これまで五回にわたり討論集会で議論を行う中で、賛否双方の主張の論点は、ほぼ出そろった。ただし、川辺川ダムをめぐる問題は、治水だけではない。かんがいも目的としている特定多目的ダムであるため、利水訴訟国側敗訴に伴う新利水計画策定の行方も密接に関連することになる。このような中で、新利水計画を待たず、治水計画によるダム計画を推進するという趣旨の質問は、多目的ダムという大前提を変更するという意味なのか、私には理解が困難であった。今後は、新利水計画の策定を重点的に進めていくとともに、事業主体である国土交通省の判断等を見極めながら、県議会とも一体となって判断していきたい。（更問）まず、一点目の八年一〇月に行われたその認識については、冒頭述べた。それから、現在、新利水計画が多目的ダムの中に大きく関連を持っている状況にある。収用委員会の状況も不透明である。こういった中で、私自身が、いつ、どのような形でと、明確なことを答弁することはできない。（三）①荒瀬ダムの撤去には、河川環境等への配慮、経済的かつ効率的なダム撤去やダム内に堆積した土砂の処理等多くの課題がある。これらの課題に適切に対処していく

ため、本年六月、荒瀬ダム対策検討委員会を設置して、ダム撤去工法等について専門的に検討を進めている。荒瀬ダムの撤去費用は、この委員会による検討の過程で増減する可能性はあり、現在の見込みでは、電気事業全体の利益から捻出する。②撤去時期は、国から何らかの支援が得られると、収支の好転が見込めるため、本年六月の国の施策等に関する提案において、河川管理者による対策の実施や各種補助制度の充実について、提案を行った。少しでも撤去の時期が早まるように努力したい。

災害・防災、危機管理

(1) 矢部町の大矢野原演習場で行われる日米共同訓練に対する知事の見解は。(2) 総理府地震調査研究推進本部が進めた全国九八の活断層調査において、本県においても、長陽村から田浦を経て八代海南部までの延長一〇〇kmに及ぶ布田川・日奈久断層帯について、三〇年以内にマグニチュード七・五程度の大地震が最大六％の確率で起こると予想されている。今後の地震対策について(中村)。(3) ①昭和三十六年に制定された消防力の基準が、平成一二年に抜本的に改正され、これまでの整備すべき基準から地域の自主性に任せる緩やかな指針とされ、さらにその度合いを強める再改正が一六年度中をめどに行われる。現行の消防力の基準においてすら、人員の充足率が八〇％にも満たない中で、各市町村に対し、消防力の基準を充足できるような計画的な人的整備や資機材の整備を図るよう指導すべきでないか。②団結権が認められていない消防職員の団結権付

与に係る過渡的な措置として、平成八年一〇月から消防職員委員会が発足したが、全国の消防本部の四分の一が未開催となっており、県内での開催状況は。機能していない場合、ボトルネックは何か。充実に向けた取り組みについて。③消防職員のメンタルヘルス対策について(田上)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 訓練の実施に当たっては、極力、住民の理解と協力を得ることが望ましい。また、住民の安全と日常生活に絶対に支障がないよう配慮することが最優先事項と考えており、自衛隊に対し地元自治体とも十分に協議をするように申し入れた(知事)。(2) 布田川・日奈久断層帯は、大規模地震の発生確率が、全国の主な活断層の中では高いグループに属するという評価が出されたこともあり、本県の防災対策における課題の一つと認識している。本県における地震対策としては、阪神・淡路大震災を契機に、県内市町村からリアルタイムで震度情報を収集できる熊本県震度情報ネットワークシステムを整備しており、一〇年度からは、各地域の震度情報を熊本地方気象台から報道機関を経由して瞬時に県民に提供するシステムを整備している(総務部長)。(3) ①消防車両等の設備や消防団員数はおおむね基準どおりであるが、防火水槽などの消防水利や車両に対する消防職員数は基準を下回っている。市町村に基準達成を指導するとともに、国においては交付税や国庫補助による財政支援を行っており、県も本年度二、三〇〇万円の予算を確保し、一一市町村、三消防本部への補助を実施する。②県内一四消防

本部のうち、平成一四年度に消防職員委員会を開催したのは一二本部、未開催は二本部である。未開催の本部に対し指導を行い、本年度は開催する旨の回答を得ている。③惨事ストレスの問題事案は報告されていない。県としても、一五年一月から消防学校の初級幹部科および救助科において、惨事ストレスの科目を設けた。県独自の対応策として、臨床心理士等の専門家をリストを作成し、県内の消防機関に情報提供する制度の検討を行っている（総務部長）。

企画・地域振興

(1) ①県内携帯電話中継基地局の現状について。②問題解決に向けた県の対応について（岩中）。(2) ①合同庁舎は、熊本駅周辺におけるまちづくりの核施設となる。庁舎建設に係る地元の要望への今後の対応について。②鉄道高架下の利活用は、今後どのような方向で検討するのか。③一億円余の補正予算が計上されている春日池上線の整備について。④熊本駅周辺整備に係る公営住宅の建設について。各事業に協力された人たちが、住み慣れた地域を離れたくないという声にこたえるためにも、公営住宅の建設など住宅対策を考えてもらいたい。また、万日山の県営団地は、老朽化しているので取り壊して安全性を確保してほしい。(3) ①e-Japan戦略Ⅱとも呼応して、県として、今後のIT利活用をどのように進めるのか。②電子自治体推進事業について。九月補正予算に、電子申請等のシステムの開発経費として一億四、〇〇〇万円余が計上されている。

る。来年以降は二〇億円と大型の予算を組むと聞く。このシステムとはいかなるものか、どのようにして進めようとしているのか（荒木章）。(4) 熊本市圏のバス路線再編について。今回の産業再生機構による九州産交支援の条件の一つとして、熊本市バス路線の一部の産交への譲渡が提案された。①県は、検討会議において、単に調整役だけではなく、積極的にリーダー役を果たしていく意思はあるか。②協議の場における利用者代表や市民団体推薦の専門家の参加をどう考えているか。③協議会の透明性、公開性をどう実現していくか（平野）。(5) 本渡・五和地区リゾート用地の活用について（池田和）。(6) ①平成一四年度の県の行政情報化投資は一〇億円、市町村の行政情報化投資は六二億円で、一五年度の県の行政情報化投資総額は一四億円を計上している。情報システム調達の状況はどのようなになっているか。②地元IT事業者の参入促進に向けて（池田和）。(7) 来年三月一三日、新八代駅―鹿児島中央駅間の新幹線が開業し、同時に、八代駅と鹿児島県川内駅間を結ぶ肥薩おれんじ鉄道も開業する。今日は、その準備段階からかわつてきた黒田武一郎副知事に質問したい。①肥薩おれんじ鉄道の経営基本計画において、九年目までが黒字予想で、一〇年目から赤字予想になっている。この根拠と、赤字になった時に、だれがどのようにこれを埋めるのか。②乗客を増やすためには観光客の取り込みが不可欠と思うが、具体的な観光政策にどのような見通しを持っているか（福島）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①総務省によると、県内に本年八月末で一、〇〇二局が設置されている。中継基地局の設置に当たって、一部地域の住民の間で、基地局の発する電磁波の健康への影響等に不安や懸念が生じている。人の健康に対する電磁波の影響については、総務省において基地局設置の免許を行う際、国際機関における検討結果等に基づき、健康に影響が生じると考えられる値の約五〇倍の安全率を見た電波防護指針により対処されており、国としても必要な対応を講じている。②地域住民に基地局の安全性に関する懸念等がある場合には、携帯電話事業者が主体的に地域住民の理解を得るよう努めてもらいたい。(2) ①国では、こうした官庁施設の整備に当たっては、地域のまちづくりに寄与するよう、庁舎の設計段階から地元住民等の意見を聞く機会も設けていると聞いている。県としても、地域に開かれ、周辺のまちづくりと調和した魅力ある庁舎建設の早期実現に向けて、熊本市と十分に連携を図りながら、国に働きかけていきたい。②熊本駅周辺においては、所有者である鉄道事業者が自ら使用する施設部分を除いても、なお相当まとまった空間が新たに生ずる。これらの空間には、利便性が高く、また周辺のまちづくりに資するにぎわいのある施設等の配置が期待されている。今後、熊本市とともに、鉄道事業者に提案を行い、鉄道高架下の利活用方策やその検討の枠組みなども、協議したい(企画振興部長)。③全体延長約一、八〇〇mのうち、祇園橋から春日五丁目までの約六〇〇mはすでに事業に着手しているが、万日山のトンネルを含む残りの区間、約一、二〇〇mは、

早期の事業着手を目指して、国等関係機関と協議を重ねた結果、事業着手のめどが立ったため、調査設計費を補正予算に計上した。④新幹線建設や鉄道高架化事業等に伴い、移転を願う権利者は、自身で移転先を探すことが原則だが、高齢者や賃貸物件の居住者等にも早く事業に協力してもらうため、移転先の確保が重要な課題である。このため、民間の優良物件の斡旋や公営住宅の募集情報等の提供を行い、移転先の選定をお願いしている。県営住宅の建て替えについては、現在、熊本市が土地区画整理事業内の従前居住者用住宅六九戸ほど建設を進めている。これらの事業の推移を見ながら、熊本駅の周辺に伴う住宅対策に取り組んでいきたい。隣接の県営住宅万日山団地は、すでに補充入居を停止している。全入居者が移転次第、用途廃止を行い、その後、景観に配慮した跡地利用等を検討していきたい(土木部長)。(3) ①公共分野においては、熊本赤十字病院と僻地診療所の間での遠隔画像診断システム、NPO法人による遠隔地から手話や文字による同時通訳を映像で伝える取り組みに加えて、母子家庭等就業・自立支援センターによるホームヘルパー資格取得のための遠隔講座の実施等、IT特性を生かした取り組みが進められている。民間においても、社会的に有用と思われるさまざまなIT活用が具体化され始めており、さらに活発な取り組みを期待している。なお、今後、国のe-Japan計画Ⅱを踏まえて、現行のくまもとチャレンジITプランの見直しを行う。見直しに当たっては、県民が情報化の恩恵を具体的に享受できるようなITの利活用のあり方と

その実現に向け、産、学、行政、県民とのパートナーシップを大切に、多くの意見を集約しながら検討していきたい。②電子申請システムにより、例えばバスポートを取得する場合、手続きに要する時間や移動コストが大幅に削減されるなど、住民の利便性が向上するとともに、行政内部の事務効率化にも資する。システムの構築に当たっては、対象となる手続き数が約二、〇〇〇あり、コスト削減を図るため、県と市町村が協議会を設置し、共同で開発を行いたい。今回の補正予算にシステム開発費用を計上し、平成一六年度に一部運用を開始したい（企画振興部長）。(4) ①熊本市圏のバス路線の見直しの検討に際しては、バス事業者でもある熊本市としっかり連携を図って取り組んでいかなければならない。②バス利用者や県民の声を聞く機会を設け、利用者本位の再編が実現できるように努めている。③公開を原則として、関係機関とのパートナーシップの下、協議を進めていきたい（知事）。(5) これまで、企業誘致をはじめとした地域振興の観点から、県、本渡市および五和町が一体となって取り組んできており、引き続き連携して取り組む必要がある。現在の経済情勢や用地の形状等を踏まえると、企業の進出を見込むことは厳しい。このため、従来通り、自然環境との調和を図ること、天草地域活性化の核となること、地元の意向を十分に反映させることなどを基本線としつつ、さらに多様な観点から利活用策の検討を行う必要がある。(6) ①平成一四年度における県の行政情報システム関係の発注額の総額は、決算ベースで約九億四、〇〇〇万円。このうち、IT事業者へ

発注する情報システム開発や運用業務等の委託経費は、総額で約二億六、〇〇〇万円であり、その調達方法は、一般競争入札によるものが一二件で約一億三、〇〇〇万円、随意契約によるものが一件で約一億三、〇〇〇万円となっている。②委託経費約二億六、〇〇〇万円のうち、六八％は地元IT事業者が受注している。しかし、ここ数年の大規模システムの調達においては、技術力と価格競争力から、そのほとんどを県外大手事業者が受注する傾向にあるが、地元の中小IT事業者の参入機会を拡大することは、地場企業の技術力を高め、地域経済の活性化にもつながると認識している（企画振興部長）。(7) ①肥薩おれんじ鉄道の経営基本計画の収支試算においては、まず前提条件として、JR九州からの人的支援を当面の一〇年間としており、少子高齢化の進行に伴う沿線人口の減少等から、厳しい数値見込みを立てている。この対応策として、県としては、経営基盤の強化のため、災害が生じた際の復旧に対する支援強化、あるいは経営状況を踏まえたJR九州からの人的支援等について、国、関係機関に粘り強く働きかけを行っていく必要がある。また、会社としても、できる限りの経費の節減に努めることは当然として、収支が少しでも改善するように、沿線地域以外からの観光客の誘致に取り組み、利用しやすいダイヤ編成など沿線住民にとって利便性の高い交通手段としていくことが重要である。②とくに観光客誘致では、会社と共同で、来年三月一三日の開業に向けて、沿線地域でのスポーツイベントの開催、列車利用者への特典の提供、あるいはJR九州との共通切符の企

画、販売などに取り組み、新幹線開業記念の観光キャンペーンとともに、全国に向けた広報宣伝を行っていく（副知事）。

福祉・医療・衛生

（１）昨年、宮崎県日向市の温泉施設で、レジオネラ菌が原因で利用客七人が死亡したことを契機に、本県でも、入浴施設の衛生管理対策について取り組みが行われ、今後、レジオネラ症発生防止等に向けた条例等の整備を行うと聞いている。①循環式とかけ流し式、いわゆる本物の温泉が目の前にあるとしたら、知事は、どちらに入浴したいと思われるか。②条例の検討の中で、循環式とかけ流し式かの表示を含めて、利用者が選択する上で必要な情報の公開をどうするか（溝口）。②措置から契約へ福祉制度が移行し、その一環として、障害のある人に対する支援費制度がこの四月から始まった。これは、入所や通所の利用者が施設側と契約を結び、場合によってはほかの施設やサービスを選択できるというものである。①福祉施設等での苦情解決への現状認識と今後の取り組みについて。②福祉サービス運営適正化委員七人のうち、次期改選時に、しかるべき専門性を持った障害を持つ当事者を加える考えはあるか。③現在の施設監査のあり方と今後の工夫について（平野）。③介護保険制度における第一号被保険者の保険料問題について。①保険料の高額化について。六五歳以上の第一号被保険者の保険料は、生活保護受給者、また市民税非課税者にも賦課され、これが、わずかな年金で暮らす高齢者に加重な負担となっている。

②自治体間の格差について。③ペナルティー制度の見直しについて。保険料を一年以上滞納した高齢者は、介護サービスを受ける際に、通常事業者に一割分払えばよかったサービス料を、全額一括して支払わなければならない。後で市町村に請求すれば、保険給付分は戻ってくるが、まとまったお金が必要となるために、低所得者にとっては大変厳しい状況を強いられる（中原）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①どちらの温泉を私が利用するかは、個人の選択にかかわることなので、議場での発言は控える。②昨年の宮崎県内の施設におけるレジオネラ症の集団発生を機に、県内の施設の立入調査を実施した結果、衛生管理を徹底させる必要性を認識し、自主管理マニュアルの整備の徹底とそれに基づく衛生管理の実施、水質検査結果等の情報を公開するよう強く指導した。条例の制定に当たっては、衛生管理の一層の徹底を図るため、水質基準の遵守、水質検査の実施やその結果の公開等を義務づける方向で検討を行っている。循環式、かけ流し式の表示についても、この中で検討したい（知事）。②①苦情解決制度は、社会福祉法の規定に基づいて、本県では、平成一二年八月から、県社会福祉協議会において開始された。措置から契約へと変わった社会福祉基礎構造改革の中で、サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立を支える極めて重要な基盤の一つである。制度の広報は、毎年度研修会を実施するとともに、ポスターやリーフレットを県内すべての福祉関係事務所に配布することで、

徐々に周知されつつあるが、現状ではまだ十分には浸透していない面もある。このため、今後さらに、県社会福祉協議会に対し、親の会や当事者の会等の活用、ホームページの活用、事例集の作成等により周知の徹底を図るとともに、各事業所の受付担当者、責任者等に対する研修の充実を求めている。②公正性に留意しながら、多様な事例に対して適正に機能が発揮できるように、法律、医療および当事者団体や家族会等を含む社会福祉分野から学識経験者が選任されている。障害がありながらも、しかるべき専門性を有する人を加えるべきとの意見も踏まえつつ、今後とも、同委員会が公正、中立な機関として運営されていくよう、県社会福祉協議会と十分に連携を図っていくたい。③県の監査対象施設は、七六三施設となっており、限られた人員の中で、一施設一日の監査を原則としながらも、問題がある施設に対しては、派遣人数を増員してきめ細かく監査したり、監査後の改善状況を実地で確認、指導するなど、めり張りのある指導監査に努めている。(3) ①介護保険の財源は、二分の一が税金、残りが保険料であり、また、保険制度であることから、給付と負担の関係が明確な仕組みとなっている。本県市町村における第一号被保険者の第二期介護保険料の加重平均月額は一三、七九八円で、前期に比べ二・三・六％上昇したが、これは、介護保険制度の導入により、主に介護サービスの利用が大きく伸びた結果による。介護保険制度では、被保険者の所得に応じて、保険料は五段階に区分され、また、利用料については、利用者負担上限額に差を設けるなどの低所得者に対する配慮が

行われている。しかし、現在の保険料区分は、とくに低所得者にとつて過重な負担になっているとの指摘もあり、保険料の段階設定の見直しについて、国に施策提案を行っている。②介護保険料においては、提供されるサービスの量と保険料の額は関連する。保険料が高くても充実した介護サービスを求めるのか、あるいはサービス水準は低くても構わないから保険料を低く抑えることを求めるのか、住民参加のもとで市町村自らが決定する仕組みになっていることから、ある程度の保険料格差は生じる。③介護保険料は、災害等による収入の減少などがある場合には、保険料の減免や徴収猶予ができる。しかし、正当な理由がなく保険料を納めてもらえない場合は、国民健康保険と同様に、未納期間が一年間を超える場合には、償還払い方式に保険給付の支払い方法が変更される。こうした措置は、保険料をきちんと納めている被保険者との公平性から必要なものであるが、今後とも、保険料未納者に対し個別訪問を行うなど、保険料の納付についての理解を求めていくよう市町村に助言していきたい(健康福祉部長)。

環境・県民生活

(1) 今回の三重県にあるRDF(廃棄物から出される固形燃料)発電所の事故を受けて、県内で稼働している、あるいは建設されているRDF化施設を含めて、今後の熊本県一般廃棄物処理広域化計画に何らかの影響や支障が出るのではないか。RDF発電所の安全性の認識もあわせて聞きたい。(2) ①食

教育という立場から、学校給食をどのようにとらえ、強化していかうとするのか。②国は、食品安全基本法を制定し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する。消費者重視を主眼とする食品安全行政の確立を目指すため、食の安全基本条例（仮称）を制定し、食と暮らしの安全に関する情報公開を推進する必要がある（田上）。③男女共同参画社会への取り組みについて。①県立学校での男女混合名簿の推進と男女共生教育のあり方について。平成一三年三月に策定された熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」では、学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育の充実を打ち出し、男女混合名簿の推進が明記されている。これを受けて、小中学校では取り組みが進んでいるが、高校ではほとんど見られない。県教委に男女混合名簿等の取り組みについての実態調査を行っていただきたい。さらに、名簿のみならず、県の基本施策である熊本県男女共同参画プランに謳われた男女平等教育と整合性のある教育活動をどのように実践していくのか。②学校現場でのスクールハラスメント（教育現場で起こり得るセクシュアルハラスメント）に対する外部相談窓口設置について。③平成一三年に施行されたDV防止法によって、本県でも配偶者暴力相談支援センターが設置されるなど、DV防止と保護対策が進んでいる。本県が取り組むべき課題とDV法改正に向けての課題について（平野）。④資源循環型社会の構築について。①バイオマス資源（石油や石炭など化石燃料を除く動植物からつくられた生物資源。具体的には、間伐材や廃材、家畜排

泄物、水産業から出る廃棄物、下水汚泥、人間のし尿汚泥、生ごみ、食品廃棄物など）を利活用する国のバイオマス・ニッポン総合戦略について。②庁内組織の推進体制について。③下水道汚泥等の利活用について。④家畜排泄物の利活用について。⑤木材廃棄物等の利活用について（池田和）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）ごみ焼却施設は、ダイオキシン類の排出を少なくするため、一定規模以上の焼却施設を確保する必要があり、一定規模以上の焼却施設の整備ができない地域には、RDF化施設を整備することが有効と考えている。県内では、大牟田のRDF発電所への搬入を前提として、阿蘇広域行政事務組合と菊池広域行政事務組合がRDF化施設を整備するものとして、広域化計画に位置づけられている。RDF発電所の設置は、環境省において構造基準と性能指針が定められているが、今回の事故を受け、新たにごみ固形燃料適正管理検討会が設置され、さらなる安全性の確保に向けて、RDFの製造、品質管理、保管方法等について検討が進められている。大牟田市のRDF発電所の貯蔵サイロでは、内部の温度やガス濃度の常時監視対策等がとられ、阿蘇広域行政事務組合では一層の安全対策に万全を期しており、一般廃棄物処理広域化計画を着実に推進していきたい（環境生活部長）。②①児童生徒が望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたり自らの健康を保持していく自己管理能力を養っていくことは極めて重要であり、食教育の核となる学校給食の果たす意義、役割は大きい。本年度新たに食育推進事業を

立ち上げ、三つの小学校を研究推進校として指定した。学校給食業務の民間委託は、学校給食の果たす教育的意義の重要性にかんがみて、質の低下を招くことのないように、地域や学校の実態、保護者の要望等を十分考慮しながら進めるように、指導していきたい（教育長）。②四月に、環境生活部に食の安全・消費生活課を設置し、また、県民からの相談、苦情に一元的に対応する窓口として、食の安全一〇番も開設した。このほか、県の広報誌やホームページなどを活用し、迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供、公開を行っている。県としては、まず基本方針に沿って着実に施策を推進し、条例制定は、その必要性も含め検討したい（環境生活部長）。(3)①社会人になる前の子どもたちが男女共同参画社会の理念をきちんと理解するため、平成一四年三月に、すべての県立学校に「ハーモニープランくまもと21」を配り、その趣旨の徹底と理解を深めている。その後の状況を今月調査したところ、校内研修、職員会議、授業等では活用されているが、学校によって、やや温度差が生じているように思われる。また県立学校の男女混合名簿は、三六％の学校で導入されつつも、いまだに男女別名簿が多い状況にある。②各学校の相談員や県教育委員会の相談窓口が、相談しやすい雰囲気の中でその機能を十分発揮できるよう、さらに工夫を加え、管理職や相談員に対する研修のさらなる充実に努めていきたい。提案のあった外部相談窓口の設置については、各学校における相談状況等をあらためて検証しながら、その必要性の有無を検討していきたい。また、セクシュアルハラスメントを防

止するため、研修資料として啓発パンフレットを作成し、県内の公立学校の全教職員に配布するなど、校内研修の推進を図っている。仮にセクシュアルハラスメントが発生した際には、学校と緊密な連携を図りながら迅速な解決に努めるとともに、教職員のメンタルヘルスに関する相談機関である県立ころの医療センターなどを活用しながら、被害者の心のケアにも十分配慮したい（教育長）。③DV防止法の施行を受けて、昨年四月から、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者からの相談、医学的、心理学的な支援、一時保護および自立支援に取り組んできた。この間浮かび上がってきた課題としては、多様な相談内容に対応するため、相談員の能力の向上と相談体制の充実を図る必要があること、被害者の自立支援策の充実を図る必要があること、DVの根絶に向けて加害者への対策を講じる必要があることなどが挙げられる。県としては、ケース検討や研修を通じて相談員の能力向上に努め、性的被害やDVによる心的外傷後ストレス障害、あるいは妊娠葛藤^{からち}など特定の相談に対応する専門相談員を配置し、また、被害者の自立を支援するためのステップハウスを設置し、DV加害者に関する調査研究にも取り組んでいる。DV防止法は、施行後三年をめどとして見直しを行うこととされており、その検討を行う参議院共生社会に関する調査会に対して、北海道、千葉県、大阪府および本県知事が、連名により、保護命令の対象拡大や保護命令期間の延長等について、要望した。県としては、今後とも、被害者および関係機関等の要望や意見を踏まえて、DVを取り巻く状

況を把握し、相談体制のより一層の充実や関係機関との緊密な連携を図りながら、真に被害者の立場に立った支援に努めていきたい（**環境生活部長**）。（4）①県内においては、鹿本町での取り組みのほか、家畜排泄物の堆肥化、間伐材や廃材の燃料への再利用等の取り組みが行われ、支援を行っている。国の総合戦略は、農林水産業が盛んでありバイオマスが豊富な本県の特性から、あるいは新しい雇用創出という点からも積極的に活用を図っていきたい。②現在は各部局が個別に対応しているが、今後全庁的な推進体制も整備する必要がある（**知事**）。③平成一三年度の産業廃棄物実態調査によると、県内の産業廃棄物の総排出量は約六七三万トンであり、今後も緩やかな増加傾向で推移すると予想している。このうち、下水汚泥のようにバイオマスとして利活用し得る産業廃棄物は約六四％、四三万トンであり、さらにこのうち約五六％、二四五万トンが肥料化されるなど、実際に再利用されている。資源の有効利用や廃棄物の排出量の削減を目的として、資源有効利用促進法、食品リサイクル法等の法整備が進んでいること、あるいは焼却施設や処分場の新增設が困難となつていくことから、バイオマスとしての再利用をさらに進める必要がある。これにより、結果として焼却量や埋立量の削減につながる。利活用の事例として、人吉・球磨地域では、焼酎粕からアルコールを回収し燃料化を図る取り組みがなされている。県としては、このような取り組みがさらに広がるよう、排出事業者や処理業者に對し、助言、情報提供等を行っていきたい（**環境生活部長**）。④県農業計画チャ

レンジ21くまもとにおいて、自然循環型農業の推進を重点施策の一つとして掲げ、家畜排泄物や稲わらなどの資源の循環利用を推進してきた。とくに、家畜排泄物については、家畜排泄物の適用を目前に控え、これまで以上に堆肥化施設整備等を進めている。鹿本町では、家畜排泄物のみならず、生ごみ、集落排水汚泥を利用して、堆肥化と同時にメタンガスによる発電を行う先進的な取り組みを始めた。今後は、こうした先進的な取り組みも参考にしながら、バイオマス利活用に当たつての経済性や副生成物の利用方法等の課題を整理し、市町村や農業関係団体とも連携しながら取り組みを進めていきたい（**農政部長**）。⑤これまで、木材廃棄物のうち、とくに製材工場から発生する木くずの一部は、堆肥や家畜の敷き料、木材乾燥機のボイラーの熱源等として利用されてきたが、大部分は焼却処分されてきた。資源循環型社会を実現していくためには、木材廃棄物等をバイオマス資源として利活用することが重要であることから、平成一五年度の新規事業として、木質廃材有効処理調査事業に取り組んでいる。この事業の中で、製材工場から発生する木くずの利用実態を把握し、今後どのように利活用するか、その方策について検討を行っている。今後は、これらの成果を踏まえ、関係者と連携を図り、バイオマス資源としての利活用の促進に努めていきたい（**林務水産部長**）。

商工・観光

（1）①来年春の九州新幹線一部開業、肥薩おれんじ鉄道開

業を目前に、どのように観光客の誘致を図るのか。②九月二三日からアジアナ航空による週三便の定期便就航が始まる。韓国、中国からの観光客誘致について(中村)。(2)①九州産交および三井鉱山の今後の県内雇用状況について。九州産交グループは、今後三年間で一五〇人の希望退職者を募り、子会社の売却や自然減により七五三人を削減する計画と聞く。同様に、三井鉱山も産業再生機構の支援が決まり、今後の合理化による労働者の解雇問題が出てくる。②国は、平成一三年六月、雇用創出計画として五年間で五三〇万人の雇用機会の創出を打ち出したが、臨時的な雇用にとどまっている。県も、昨年度から、緊急地域雇用創出特別基金事業に取り組むが、あくまでも臨時的なものであり、もっと常用雇用につながる施策、事業が必要である。③高校卒業予定者の就職対策について(岩中)。(3)①誘致企業に対する進出後の県の取り組みについて。②誘致企業と地場企業の生産連携について。③今後の誘致企業と県のかかわり方に対する認識について、誘致企業製品の愛用も含めて(松永)。(4)今回認定を受けた半導体産業特区に対する認識と今後の取り組みについて(中原)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①九州新幹線の開業は、全国的な話題性があり、本県にとって観光客誘致の絶好のチャンスととらえている。来年四月から六月にかけて、鹿児島県やJR九州と一体となって、新幹線開業を記念したデスティネーションキャンペーンを実施する。②アジアナ航空の定期便就航を契機に、韓国からの観光客

誘致を一層推進するために、八月に現地旅行会社の担当者を招待し、県内観光地の視察研修を実施した。中国については、九州各県と協力し、北京や上海で開催される観光展への出展や現地旅行会社等を対象としたセールスおよび招待事業等を実施していきたい。(2)①九州産業交通関係では、全体で七五〇人程度の人員削減が計画されている。そのうちの多くは退職不補充等で、売却予定の子会社も、事業が引き継がれれば事実上離職しないで済むケースがあると思われる。三井鉱山関係では、一〇〇人程度の希望退職を募集すると聞いているが、現時点では、三井グリーンランドなど県内の関連会社は、雇用面への影響は少ないと考えている。県としては、今後両社の具体的な動きを見極め、離職者等に対する就業支援等について、熊本労働局等関係機関と連携を図り対応する。②本年二月に熊本県雇用創出対策を策定し、失業者等への臨時、緊急的な対応はもとより、中長期的な観点から地場産業の活性化と人材育成策の強化による雇用創出を基本に、各種事業に取り組む。これらの対策により、短期雇用を含め、今年度一万人程度、三か年で三万人程度の雇用創出を見込んでいる。今後とも、このような取り組みにより、常用雇用の促進をはじめとした雇用創出に取り組んでいきたい(商工観光労働部長)。(3)求人が少なく就職できないという厳しい状況に直面しており、教育委員会としては、関係機関と連携し、経済団体等に求人確保、採用枠拡大の協力要請を繰り返し行うなど、努力を重ねている。今年度は、養護学校四校を含む県立学校四〇校に就職支援キャリアアドバイザー

を配置して、積極的な求人開拓やきめ細かな就職相談等により各学校を支援している（教育長）。（３）①誘致企業に対して、進出後の県内定着が図られ、円滑な企業活動ができるよう、企業の抱える諸問題に対し個別に相談に応じるなど、支援に努めている。また、市町村、誘致企業、団体からなる熊本県企業誘致連絡協議会を設置し、情報交換や機関誌の発行を通じて、企業情報や製品の紹介を行うなど、企業活動の側面的な支援を行っている。②工業技術センターにおける技術指導、技術研修や今年度創設した試作品製作のための支援事業等を通じて、技術力の向上を図る。生産管理技術に関する専門家の派遣によるコスト削減等への取り組みや高精度加工、複合加工に対応するための共同受注体制の構築を支援している。県内下請企業の受注機会を確保するため、くまもとテクノ産業財団において、商談会の開催やＩＴ活用による情報提供等を実施し、専門調査員を設置して新たな受発注情報の収集に努めている（商工観光労働部長）。③誘致企業は、県経済、あるいは県勢の浮揚、発展に大きく貢献しており、地域企業との生産連携や技術移転等においても、本県工業振興を図る上で重要な役割を果たしている。また、水源涵養への先進的な取り組み、あるいは熊本県企業誘致連絡協議会による去る七月の豪雨災害時の被災地への支援物資の提供など、地域に貢献している。このような貢献に深く感謝し、さまざまな機会をとらえ、企業の本社や工場等を訪問し、役員や従業員との意見交換会の場を設け、県としても支援できることはないか、常に心がけている。誘致企業の製品を愛用す

ることは、地方公共団体としての制度的な制約もあるが、制度の範囲内での対応に配慮しつつ、県職員にあっても愛用に努めてほしいと願う。県民にも、誘致企業の製品の愛用を働きかけていきたい（知事）。（４）本特区は、本年三月に発表した熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の実現に資するために国に提案した。この構想では、平成二二年までに半導体関連産業の製造品出荷額一兆円を目指しており、今回の特区認定により、一層弾みがつくものと考えている。特区区内での規制緩和措置により、大学発ベンチャーの促進や土地開発公社造成地の企業進出、あるいは民間企業の研究開発の活発化が期待できる（商工観光労働部長）。

農林水産業

（１）荒瀬ダムが、平成二二年三月まで発電事業を行い、その後は直ちに撤去されることが決まって以降、農業用水の安定的な供給に不安の声が出ている。①八代地域の農業用水の安定的な確保について。②昭和四四年に改修された遙拝堰の機能の維持について。③栽培形態の変化による農業用水需要について（中村）。（２）①熊本市のトマト黄化葉巻病の対策について。対策として、七億円の国費で防虫ネットを導入できる事業が組まれたが、その情報が各農家に十分に伝わっていなかった。県は、熊本市をはじめ農協等にとのような対策をとってきたのか。（更岡）県はＪＡを通して対策をしているだけで、非共販の人には伝わらず、そこで発生した虫が蔓延した。②地産地消につ

いて、知事の考えは（荒木章）。（3）家畜排泄物処理について。①期限を切つて、新たな助成措置を設けるなど、不適切農家への救済策を講じるべき。②堆肥の広域流通の具体的な取り組みについて（溝口）。（4）①県は来期の漁獲確保に向けてどう対応しているのか、球磨川の今期のアユ不漁の原因をどう分析しているのか。②球磨川漁協への指導のあり方について。現執行部一人のうち、生計の糧としてアユ漁に携わっている理事はわずか一人という現状に対して、水産業協同組合法に基づいて、漁を行う総代から、理事の解任を求める臨時総代会の開催が請求されている。漁協現執行部は、いまだに総代会を開催していない。現状をどう認識し、この間どういう指導をしてきたのか。また、今後どう取り組んでいくのか（平野）。（5）①新規就農の積極的促進について。他産業からの就農希望者の就農を図り、市町村等の受け入れ体制の整備をどのようにするか。農業実習による育成支援事業の方向をどのようにするか。②トマト黄化葉巻病の現状と今後の対応、今後新たに発生するウイルス病や害虫に対応する備えについて（松永）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（1）①荒瀬ダム撤去後、その上流に位置する瀬戸石発電所が、電力使用量が多い時間帯に発電を行う方式を継続すれば、下流の遙拝堰からの取水に影響を与える可能性は否定できない。県としても、瀬戸石ダムを管理する電源開発株式会社や地元土地改良区等と連携を図り、荒瀬ダム撤去後においても、これまでどおり安定した農業用水の確保ができるよう努力したい。②遙

拝堰の適切な維持管理と長寿命化に向けた予防保全は、重要と認識している。③担い手への農地利用集積や大型機械化体系への移行等、農業構造の変化に伴う農業用水の需要パターンの変化が予想されるとともに、水田の汎用化に伴う多様な畑作物の導入や施設園芸の転換等に伴う用水需要の変化も想定される。こうした変化に適切に対応し、必要な時期に必要な水量を供給することは、地域農業にとって重要なことであり、今後とも、八代地域の農業用水の安定的確保について、地元土地改良区等とも連携を図り取り組みたい。（2）①病害虫発生予察情報の提供や対策会議の開催等を通じて防除法の周知を行い、この病気を媒介するシルバリーフコナジラミの防除の徹底を図られるよう指導してきた。具体的には、薬剤防除とあわせて、国の事業等を活用し防虫ネットや捕獲する粘着シートを導入したり、地域ぐるみで周辺雑草を一斉防除するなど、総合的な対策を指導してきた。とくに今年度は拡大が懸念されたことから、年度当初から市町村、農協等関係機関を通じて国の事業制度を周知し、五月以降順次事業希望を取り推進を図った結果、現在まで、事業費ベースで約一億六、〇〇〇万円の事業が承認され、引き続き追加要望の手続きを行っている。熊本地域においては、とくに八月末から個人出荷農家を対象に、熊本市、熊本農政事務所、農業改良普及センターによる地区座談会を開催し、周知を図ってきた。（更問）熊本市においては、個人出荷農家が多くマス式化（共販化）されていない。農家への周知が不十分であったと考え、現在では、対策を総合的に取り組むため、熊本

農政事務所を窓口に、市、J A、普及センター等からなる対策会議を組織し、情報提供と営農指導、支援対策等の検討を行うなど、関係機関との連携を強化している（農政部長）。②くま

もとふるさと食の名人による伝統料理の伝承、食育とあわせた学校給食への地域産品の導入等、多彩な取り組みを展開している。また、県の地産地消ホームページには毎月一万件を超えるアクセスがあり、さらには県民アンケートの調査結果からも、地産地消への関心は着実に高まっている。今後とも、生産者と消費者との共生関係づくりを促進し、活力ある熊本農業の構築、ひいては農林水産業と地域文化等を結びつけた新たな観光戦略の展開を図るため、引き続き地産地消の推進に努めたい（知事）。③①家畜排泄物の適正処理基準に適合していない

農家が、平成一四年度末で七五戸存在しており、施設整備や管理の早急な改善が必要となっている。県としては、このうちの約三五％について、共同利用施設として、国、県および市町村の補助事業で対応し、さらに、中小規模農家向けの処理施設について、県単独で助成する。この取り組みにより、来年一月までには、すべての畜産農家で改善が図られるよう努めていきたい。②水田、畑での堆肥の利用促進を図るためには、堆肥散布機の整備が必要であり、昨年度は、玉名、八代、球磨地域等で五〇台が導入された。今後は、堆肥の利用拡大を図るため、ペレット堆肥製造機の導入や、菊池、八代地域との間で始まっている稲わらと堆肥との交換を全県的な取り組みとして推進していく（農政部長）。④①漁が解禁された六月から不漁が続

いているため、内水面研究所により現地調査や聞き取り調査等を実施した結果、今年は天然稚アユの遡上が少なかったこともあり、漁協が稚アユの購入量を増やしたにもかかわらず例年並みの放流量を確保することができなかったことや、六月上旬まで雨が少なく、えさとなる附着珪藻が順調に生育しなかったことなどが主な原因であると考えている。また六月中旬以降雨が多く、川の水位が高い期間が続いたため、主要な漁獲法である刺し網漁ができなかったことなども影響していると考えている。今後とも引き続き、落ちアユ漁が終了するまで、状況を注視していきたい。②球磨川漁協執行部は、今回、組合総代から提出された臨時総代会の開催請求について、理事会において開催しないことを決定した。これを受け、県としては、この決定理由が、水産業協同組合法および組合定款に定められた開催しない正当な理由に該当するかどうかを確認するため、組合に対して理事会議事録等の提出を求め、検査を実施した。その結果、是正指導を行う必要があると認められたため、理事会に対し、早急に臨時総代会を開催するよう指導した（林務水産部長）。⑤①新規就農者が全体としては伸び悩む中で、他産業等からの就農希望者は増加していることから、全県的に、また各地域において、関係機関や農業者の代表等で構成する新規就農支援ネットワークを計画的に構築し、就農情報の一元化や就農環境の整備、就農後の経営支援等の体制づくりを進めている。県としては、新規参入を支援している地域の人たちとも連携し、受入施設の整備や、研修、融資等の制度に加え、新規就農窓口整備事業等

を活用し、受入体制の充実を指導していきたい。意欲の高い新規就農者を一人でも多く確保するため、JA熊本中央会を受け皿として、先進的農家や農業法人を巻き込んだ形で事業を実施している。②（前段は、荒木章議員の「一般質問 農林水産業（2）」に対する農政部長答弁と同じ。）こうした緊急対策とあわせて、中期的対策としては、国に対し抵抗性品種の育成等を要望していくとともに、県としても、天敵微生物等、新たな防除技術開発の試験研究を進めていく。また、トマトが周年的に栽培されている地域では、コナジラミが年間生息するため、農家の合意を得ながら、トマト栽培の空白期間を設けて、ウイルスや害虫密度を低下するような栽培法の検討も行っていく（農政部長）。

土木・建築

（1）建設業界は、公共工事の大幅削減により疲弊している。①県は、本年六月から七月にかけてアンケート調査を実施しているが、県内建設業の現況について。②建設産業の振興について。③（2）八代市南部地区の発展のために、都市計画道路南部幹線の今後の方針を聞きたい（中村）。③（3）小川町の県道下郷北新田線や中小野浦川内線、竜北小川停車場線等の今後の整備計画について。（松永）。④（4）①熊本天草幹線道路の大矢野町―三角町間の調査の進捗状況と整備区間への格上げの可能性と時期について。②天草五橋は、昭和四一年に供用開始して、すでに三十八年が経過したが、補修の必要性はないか（池田和）。

（5）八代港湾計画の見直しについて、強い決意を聞きたい。（6）イオン八代ショッピングセンターの出店に伴う不安要素として、水問題と交通問題を骨子とした要望書が、知事に提出された。規制緩和になったからといって、ルールを無視した、住民の意見を無視した開発許可が簡単に出来ないように、県は配慮してほしい（福島）。⑦（7）県道熊本浜線の歩道整備について（中原）。⑧（8）県道上漆田東間下線の早期整備について（要望）。⑨（9）県民体育祭の開催に伴う道路整備について（要望）（溝口）。

これに対する土木部長の答弁は、次の通りである。

（1）①約七割の事業者が、過去三年間の売上高や営業利益が減少し、また、大半の事業者が今後の売上高も減少すると予測している。その一方で、新規分野への進出を考えているのは一割程度である。②アンケート結果を踏まえ、建設業界や専門家の意見を聞いて、今年度中の建設産業振興プランの策定に向け、庁内の策定委員会で検討を進めている。（2）国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、新幹線駅周辺における各種関連事業等の整備に重点的に取り組んでいることもあり、調査中の同区間について、早急な着手は難しい状況である。（3）下郷北新田線は、大型ショッピングセンターなどによる交通量の増加に対応するために、現在、小川町の河江地区において、約一・三kmのバイパス工事を進めている。竜北小川停車場線は、JR小川駅へのアクセス向上や鹿児島本線で分断された地区との連絡強化を図るため、平成一三年度から跨線橋架設事業に着手しており、現在用地買収を行っている。なお、下郷北新田線

および中小野浦川内線の未整備区間は、現在取り組んでいる河江地区の進捗状況を見ながら、ルートや着手時期等について、小川町や松橋町と協議し、検討していきたい。(4)①1号橋を含む三角町から大矢野町間の約6kmは、現国道に自然災害や交通事故等による交通止めが発生した場合の代替機能を有する道路であり、平成一〇年二月に調査区間の指定を受け、現在、環境基礎調査、ルート検討および交通解析等の調査を進めている。今後は、現在工事中の松島町から有明町間の進捗状況を見ながら、地元市町村と連携して、整備区間への格上げに向け国に強く要望していく。②天草五橋は、定期的な点検、調査を実施しながら、適切な維持補修に努めている。そのうち、5号橋については、部分的に損傷があったために、補修工事にあわせて車両大型化への対策と耐震対策を実施した。そのほかの四つの橋は、大規模な補修は考えていないが、今後、耐震性について専門家の意見を取り入れながら、調査検討を進めていきたい。(5)現在の港湾計画は平成七年に策定したもので、策定時と現時点では、社会経済の状況や環境意識の高まりなど大きな変化が見られることから、八代港長期整備構想策定委員会を設置し、今後の八代港の望ましいあり方について、県内各港の分担関係を踏まえつつ検討している。八代港は、県内で最大の港湾で、八代地域のみならず本県にとって将来においても大変重要な港湾であり続けると思う。(6)今回の開発行為における治水、排水については、八代地域の雨量特性や県内の過去の降雨実績を踏まえ、開発区域内の降雨出水による周辺や下流

への影響を低減させるために調節池を設ける計画となっている。交通については、事故防止や渋滞対策として、事業者による右折レーンの新設や市道の拡幅等を行う計画となっている。県としては、開発許可に当たり、これらが基準に適合しているかどうか、審査する。なお、地元説明会については、事業者に要請したところ、再度、近日中に説明会を開催する旨の回答を得ている。(7)既存の用水路敷を利用した歩道整備を進めている。本年度から、託麻中学校前の出仲間バス停の前後約五〇〇mの区間に、道路に接している用水路にボックスカルバートを設置し、歩道とする工法で検討を行っている。現在、官民境界等の調査や設計を進めており、今後、関係者の協力が得られ次第、工事に着手する。

教育

(1)県内の先生方のさらなる意識を喚起して、教師としてのさらなる使命感を高め、勇氣と希望を持ち、誇りを持つて本県の教育活性化を図っていただくため、何らかの形で報いる方法を考えるべきではないか(荒木章)。(2)平成一六年度に小学校、一七年度に中学校の教科書採択が行われる。前回の教科書検定、採択のときには、国内が大変混乱した。とくに、採択に関しては、調査員や選定委員が調査研究したものに對して、各教育委員会が真剣に議論をした形跡がなく、教育委員会が形骸化しているのではないかという疑問も持っている。次の教科書採択では、採択時における教育委員会の任務の徹底と教科書

採択に関する情報公開を徹底的に行っていただきたい。(3) 球磨工業高校建築科伝統建築コースは、これまでに二二七人が卒業し、その六割近くが木造建築の道に進み、各地の神社の修理に当たる宮大工も生まれるなど、公立高校におけるユニークな取り組みの例として、全国的にも高く評価されている。その球磨工業高校に、新設される伝統建築専攻科の定員、スタッフ、施設設備などの概要について(溝口)。(4) 特別支援教育に向けての体制整備について。本年三月、文部科学省は、これまで障害児教育、特殊教育と読んでいたものを、特別支援教育と名称変更した。その上で、特別支援教育のあり方に関する調査研究会議の最終報告によると、特別支援教育とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するものと位置づけられている。本県では、特別支援教育をどのようにに展開していくのか、その準備状況について。(5) 三五人学級の小学二年次への導入について。通常一年から二年に進級する際はクラス替えを行わないことが原則であり、来春に三五人学級が二年次まで拡大されないと、現在の一年生が二年生になるときクラス替えが行われ、現場や子どもたちの間に混乱が起ることが予想される。そのためには三五人学級をせめて二年次まで拡大すべきである。その後も段階的に拡大させていく必要もあると思うが、現時点での見通しは(平野)。(6) ①指導力不足教員等に対する指導力強化研修について。県として、現状の指導体制での具申のあり方にもっと厳しさを加えなくてもいいのか、研修枠はどのように考えているのか。②免許外教

科担任の解消について。現在、都道府県教育委員会は、公立中学校において、ある教科について、免許状を有する教員を採用または配置することが困難な場合に、一年以内に限り、当該教科について、免許を有しない教員が担任することを許可できる。あくまでも例外的な特例の措置であるが、本年は二三二件が認められている。教員に対して各中学校間の兼務を発令する措置があるが、本県は考えていないのか(松永)。

これに対する教育長の答弁は、次の通りである。

(1) 頑張っている教職員を顕彰することは大変有意義なことと考えている。部内に検討組織を設けて、表彰を含めた具体的方策について検討したい。(2) 教科書の採択については、採択権者である各市町村教育委員会が、自らの責任と権限において、適正かつ公正な採択に努め、また、保護者や県民により開かれたものにしていくことが重要である。そこで、県教育委員会では、前回の採択時において、教科用図書選定審議会委員に保護者代表を加えるとともに、その委員の氏名、教科の専門的な調査研究を行う調査員の氏名、その調査結果をまとめた選定資料等をすべて公開した。市町村教育委員会に対しては、県の取り組みに準じて採択権者としての責任が果たせるよう指導した。その結果、すべての採択地区において、採択地区協議会委員の氏名、採択結果およびその採択理由等について公開された。また、採択地区協議会に対して採択に係る資料を提出する選定委員会においても、より透明性を高めるため、保護者代表が参画しており、委員の氏名については九地区、調査研究資料

については五地区で公開されている。県教委としては、引き続き市町村教委に、教科書採択の趣旨を踏まえ、主体的にかつ説明責任を十分果たすように、指導、助言していきたい。(3) この分野に関しては、ほかの職業学科と比較して、基礎技能の習得に多くの時間と経験を要するものであり、卒業生からの意見や寺社建築の専門家のアドバイス、就職先からの助言等を踏まえて、高校の三年間の学習に加え、さらに修練を積み必要があり、平成一六年度から伝統建築専攻科を設置して、専門性をさらに高め、宮大工および将来の棟梁を目指す人材を育成する。専攻科の修業年限は二年、募集定員は一六年度は五人、一七年度からは一〇人としている。教職員は、来年度は教諭二人、実習助手一人の三人体制でスタートし、施設設備は、現有施設を有効に活用していきたい。専攻科の修得単位は二年間で六〇単位を予定しており、主な科目は、日本建築設計製図、日本建築演習、実技中心の課題研究等を考えている。何しろ全国で初めての伝統建築専攻科であり、地元はもちろん、県民の熱い思いにこたえることができるように、優秀な人材を育てていきたい。(4) 今回、特別支援教育への転換という方向性が示されたことを受けて、去る七月に検討会を設置して、関係各課との連携のもとで、今後の本県の特別支援教育のあり方について研究を進め、各学校および市町村教育委員会等に対する周知を図ってきた。盲・聾・養護学校においては、特別支援教育センターの役割を果たせるよう、地域の支援体制づくりを進めている。さらに、小中学校においては、本年度から二か年間、文部科学省

の委嘱を受け、西合志町の小中学校三校が特別支援教育推進体制モデル事業に取り組んでいる。(5) 就学前教育のさらなる充実とともに、小学校低学年でのきめ細かな指導の充実が重要である。就学前教育については、「肥後っ子かがやきプラン」を策定して、具体的な取り組みを始めており、小学校一年生に三五人学級を導入した。小学校二年生については、本年度から、「くまもとはばたきモデル事業」により、きめ細かな指導を行っている。今後、これらの事業を総合的に取り組むことによつて三五人学級導入のねらいが十分達成されるよう、努力したい。(6) ①平成一五年一月に指導力強化研修制度を創設して、同年三月に指導力不足教員等の取り扱いに関する規則を制定するなど、関係規定の整備を行った。指導力不足等と考えられる教員については、まず、各学校において、校長を中心に関係教職員が総力を挙げて指導や校内研修等を行うことにより、指導力等の回復を図るとともに、各教育事務所等の助言を得ながら指導される。こうした指導にもかかわらず改善が見られない場合には、各学校からの実態把握をもとに本研修への申請が行われる。判定審議会での審議など、できる限り公正かつ公平な手続きを経て、受講者を決定している。現在、県立教育センターでは、各受講者の課題に応じた研修計画を作成して、全職員で指導に当たっており、受講者も積極的にこの研修に取り組んでいる。今後は、学校からの研修申請のあり方や研修人数等を含めて、研修の経過およびその結果を検証しながら、課題等を明らかにし、より充実した研修制度となるように改善に努めたい。

②これまで、解消に向けて、適切な教員採用とその配置および許可条件の厳正な適用等に努めてきた結果、許可件数は、平成五年度の八五三件に比べて、本年度は二三二件と、四分の一度に減少している。しかし、学校現場のさまざまな課題等に的確に対応するためには、免許外教科担任で対応せざるを得ない場合もある。県教委としては、生徒への教育に影響が出ないよう細心の注意を払いながら、真にやむを得ないと判断されるものに限り許可するなど、制度の一層厳正な運用に努めていきたい。また、免許保有者がいない他校と兼務させる兼務発令についても、市町村教委の意見等を聞き、今後検討していきたい。

警察

(1) ①本年を治安回復元年と位置づけ、総力を挙げて犯罪の抑止に奮闘しているが、街頭犯罪等の抑止にどのように取り組んでいるのか。②来日外国人犯罪の現状、対策について。③留学生や研修生が事件や事故に巻き込まれないための関係機関や学校、民間企業などとの連携について。(荒木章)。(2) ①警察官の増員は図られているが、どのような考え方で配置されているのか。②今後、市町村合併が進んでいく中、警察署の管轄エリア、組織的な見直しの考え方について。(松永)。

これに対する警察本部長の答弁は、次の通りである。
(1) ①県警では、県民の身近で発生するひったくり、車上ねらいなどの街頭犯罪、空き巣ねらいなどの侵入犯罪の抑止を治安回復の重点課題として取り組んでいる。昨年一二月に、

警察本部に総合対策本部を、各警察署にプロジェクトチームを設置し、身近な犯罪を抑止するための犯罪発生実態に応じたパトロールの強化、県民あるいは事業者の自主防犯行動に資するための犯罪情報、防犯情報の積極的な提供、緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した警備員によるセーフティパトロール活動など、総合的に対策を推進している。②県内においても、本年七月末現在で三九件、三〇人を検挙しており、これを昨年同期と比較すると約三倍に増加している。また、来日外国人グループによる犯罪も発生している。昨年三月、組織犯罪対策課を新設するとともに、入国管理局、海上保安庁等関係機関との連携を強化し、取り締まりに当たっている。③平成一四年中の外国人の窃盗等の被害件数は七三件、一〇三人が交通事故に遭っている。そこで、警察では、入国管理局、労働局等と連携して、外国人を受け入れている県内の企業や学校の管理者を対象にセミナーを開催し、各警察署において、管内に居住する外国人に対する防犯や交通安全のための指導を実施するなど、広報啓発活動に努めている。(2) ①毎年、事件、事故の発生状況や当面する重要課題等を勘案しながら、組織体制や警察署への人員配置の見直しを行っており、引き続き、必要な組織体制の整備に努めていきたい。②本年四月、あさぎり町の誕生に伴い、あさぎり交番を新設したが、今後とも、市町村合併の動向を踏まえながら、地域住民に不安や不便を生じさせることのないよう、警察署の管轄区域の見直し、交番、駐在所の配置等の検討を進めていく。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成15年度熊本県一般会計補正予算(第3号)〔第4号 専決処分の報告及び承認について〕

【説明・審議】詳細は冒頭の知事説明に譲る。九月二四日に各常任委員会に付託、一〇月一日の本会議にて各常任委員長から報告があった。

藤川隆夫厚生常任副委員長は次のように述べた。委員から、介護保険適正化推進事業について質疑があり、執行部から、介護保険料が全国的に高騰しており、このままでは介護保険制度の持続が心配であるので、無駄、または不要なサービスを抑制し、不適正な介護報酬の請求を是正することを目的とした事業であるとの答弁があった。大牟田リサイクル発電所のトラブルが多発している中、本県の一般廃棄物処理広域化計画への影響、当該発電所のトラブル発生時の情報伝達の状態、当該発電所にごみ固形燃料がたまってしまった場合の措置、さらに、阿蘇広域行政事務組合が設置しているごみ固形燃料化施設の技術管理者の配置、ごみ固形燃料の品質管理、保管状況について質疑があり、ごみ固形燃料発電は循環型社会の形成に役立ち、国も含めて安全対策をとっていくこととしており、県としても広域化計画を着実に推進したい、情報は直ちに、大牟田リサイクル発

電所から、県および阿蘇広域行政事務組合に同時に伝達されている、また、当該発電所は、もともと年間稼働率八割で運転しており、発電を停止しても、直ちにごみ固形燃料がいっぱいになってしまうことはない、阿蘇広域行政事務組合が設置しているごみ固形燃料化施設では、従来から、ごみ処理施設を担当している職員、プラントメーカーからの派遣職員が配置され、品質基準に基づいてごみ固形燃料を製造しており、保管は三日分であるとの答弁があった。また、ごみ固形燃料の技術は新しい分野であるから技術的に完成したものではない、しかし、ごみ固形燃料による処理方式は、市町村の一般廃棄物処理の苦しみの中から出てきたもので、試行錯誤はやむを得ない面もあるのではないかと、今後は、広域行政事務組合と十分連絡をとって、県民の不安解消という視点から対応してほしいとの要望があった。殺人事件を起こした長崎県内の中学生が発達障害であったという報道により、偏見を受けて困っているとの相談はないかと、また、教育委員会所管となるが、特別支援教育モデル事業は、本県は全国最下位の実施率であり、教育庁関係課との連携はできているのかとの質疑があり、昨年一月に支援センターを開設し、自閉症等発達障害の人たちからの相談への対応や学校関係者の研修会を実施している、今後とも、高校教育課、義務教育課との連携を一層強化していきたいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、すべて原案の通り可決または承認することに決定した。

井手順雄経済常任副委員長は次のように述べた。グリーンビ

ア南阿蘇の廃止に関連して、アスペクタの廃止、存続について質疑があり、アスペクタを建設した経緯は、文化施設という側面もあるが、基本的にはグリーンピア南阿蘇のホテル経営を支援するものであった、しかし現在は、経費に比較して一割以下の収入しかなく、施設も老朽化したことから、今後も維持していくには二億円程度の補修費が必要である、また、民間のスポンサーもほとんどつかないため、県が支援しても大きなイベントは年間数回しか開けない状況である等の理由から、県としては閉鎖を前提で検討を進めているとの答弁があった。昭和三七年ごろの荒瀬ダム上流域の洪水補償は、移転費用の一割となっているが、その後全額補償されていると聞く、この補償のあり方は不公平であり、見直すべきでないかとの質疑があり、昭和三九年ごろから洪水被害が発生し、当時、一割補償の背水線補償を行っていたが、昭和五四年から、移転費用の九割程度の嵩上げ補償を行っている、その都度地元と話し合い、合意の上補償を行ってきたものであり、それぞれすでに解決したものと認識しているとの答弁があった。関連して、水害は、瀬戸石ダムの放流の影響もあるのかとの質疑があり、洪水時には、ダムへ流入した水をそのまま下流に流している、影響はないと認識しているとの答弁があった。関連して、現在、企業局では、稚アユの放流事業を実施しているが、今後どうするのかとの質疑があり、稚アユの放流事業はしばらく継続するが、ダム撤去後どうするかは検討課題であるとの答弁があった。九州産交の経営再建について、産交労働者の収入が減少するなど、労働者

にしわ寄せが来ているが、経営責任者の責任についてはどう認識しているのか、また、事業再生計画について努力している部門もあり、売却譲渡する必要があるのかとの質疑があり、経営責任の明確化の下、県としての支援も考えていきたい、また、産交グループ全体で多額の負債があり、これを減少していくことが再生の大前提であり、金融機関等の債権放棄だけではなく、一部事業は売却することで資金等を捻出していく再生計画であり、再生機構の判断はやむを得ないとの答弁があった。熊本を代表する企業が相次いで倒産し、中小企業に対する金融機関の貸し渋りがある、県内の中小企業に対して約二、〇〇〇億円の国の中小企業金融安定化特別保証制度が平成一三年三月末まで実施され、その後県の制度融資の拡充も図られてきたが、中小企業の倒産件数等はどうなっているのか、効果はあるのかとの質疑があり、倒産件数は最近減っている、県内金融機関の貸し出しは、総額で相当減っており、地元中小企業に対する貸し出し量も減っている、このため、地元企業は資金繰りに厳しい状況にあると認識している、県としても、制度資金融資枠の拡大等に対応している、また、貸し渋りの解消は、地元金融機関に対し、協力をお願いしていくとの答弁があった。本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

中村博生 農林水産常任副委員長は次のように述べた。遠隔監視等を活用した高度処理促進実証実験事業の事業内容について質疑があり、既存の汚水処理施設に水質データを送信する装置

を付け、運転状況を遠隔監視し、収集した調査結果を九州五県からなる検討委員会で検討を行う、来年度以降、よりきめ細かい運転ができる状況をつくり、有明海、八代海の再生につなげたいとの答弁があった。関連して、今の処理施設では基準を満たしていないのかとの質疑があり、現在でも基準を満足しているが、測定精度を高め、より効率的な運転を目指していくとの答弁があった。水俣市宝川内集地区の災害復旧の計画について質疑があり、復旧計画全体は、学識経験者や地域代表者等による水俣市土石流災害復旧計画検討会および水俣市土石流災害検討委員会を設置し、検討を行う、今回計画した緊急対策は、林野庁の基準に基づいて行っているが、検討委員会の決定で変更も可能であるとの答弁があった。関連して、谷止め工と砂防堰堤との違いについて質疑があり、谷止め工は、溪流の勾配を緩和させて山脚の崩壊を予防するもの、砂防堰堤は、流出する土砂を受け止めるものとの答弁があった。関連して、山腹の土止め工は、小規模なものを五か所設置せず、大規模なものを一か所設置してはどうかとの質疑があり、山腹の土止め工を五基階段状につくり、斜面勾配を緩和させ、そこを緑化する必要があるとの答弁があった。関連して、災害復旧にかかる期間について質疑があり、緊急に実施するものは、一六年度末を予定しているとの答弁があった。トラフグのホルマリン使用問題について質疑があり、本県は、水産庁の通達をもとにホルマリンの使用禁止を指導するとともに、全国に先駆けて、漁業調整委員会指示を発令し、使用を禁止してきた、今年四月に国の要請を受

け調査を行ったところ、一社の社長が、平成一三年度と一四年度に使用したと言ったが、一四年度については、従業員は使用していないと言い、発言が食い違った、このため調査を行ったが、帳簿等の関係書類上も現場調査でも、一四年度のホルマリン使用の事実を確認できなかった、さらに、ホルマリンの流通調査を薬務課と連携して行おうとしたが、薬事法上は、調査の限界があつて実施できなかったため、任意で聞き取り調査と現地調査を行った、その結果、ホルマリンの流通の観点からも使用の事実を確認できなかったとの答弁があった。関連して、ホルマリンの代替薬品の承認はいつごろになるのかとの質疑があり、現在国の薬事審議会で検討されており、国には急いでもらうよう要望しているとの答弁があった。川辺川利水事業の意見交換会は、年内にもう一回実施するのかとの質疑があり、第二回目の意見交換会は、九月二日から一〇月二一日までに四三の集落で実施し、さらに関係者との事前協議を経て、もう一回年内に実施したいとの答弁があった。関連して、二回目の意見を集約する際は、もつと突っ込んだ中身の把握に努める必要があるのではないかと質疑があり、年明けには利水計画のたたき台を複数示す予定であり、農家や地域の具体的な声が反映できるような形式としたい、また、今回の意見交換会からは、事業の話だけではなく、営農も議論していくように努めているとの答弁があった。本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

松田三郎建設常任副委員長は次のように述べた。熊本港臨海用地の地盤沈下の調査結果および分譲の進捗状況について質疑があり、本年五月から七月にかけてボーリング調査を実施したが、地盤の強度および沈下については、とくに問題はないとの結果が出ている、分譲の進捗状況は、現在のところ、国土交通省の海洋環境整備船の資材倉庫等用地として約一、二〇〇㎡の用地を分譲する見込みであり、ほかの分譲地については現在交渉中であるとの答弁があった。さらに、熊本港臨海用地分譲の今後の取り組みについて質疑があり、企業立地課や熊本市と相談しながら、また、関係機関とのネットワークを使いながら、用地分譲に取り組んでいきたいとの答弁があった。県南集中豪雨災害に関して、災害後にどのような対策を行ったのかとの質疑があり、災害発生直後、文書による水防待機の通報連絡体制の徹底および職員の意識啓発を実施した、その後、地域振興局土木部の維持管理課長会議の開催、土石流の危険渓流および急傾斜地崩壊危険箇所等の緊急点検、防災情報伝達三系統のシステム等の点検および情報伝達訓練等を実施したとの答弁があった。地域振興局によっては待機までに時間がかかると思うがどうかとの質疑があり、地域振興局により状況が異なるが、待機班員の居住地による組み合わせの工夫や注意報での待機準備など、警報発令から三〇分前後での待機体制をとるように指示しているとの答弁があった。災害に対する指揮命令系統の一元化について質疑があり、組織体制のあり方は、来年度に向けて、総務部と一体となつて考えていきたいとの答弁があった。防災体制

の総点検の中で、警察や消防との連携はどうなっているのかとの質疑があり、水防計画書に規定しているが、警察情報等は、警察の方から水防待機班に連絡が入るようになってきているとの答弁があった。危険渓流ごとに雨量計や水位計が設置されていれば、土砂災害は防げると思うがどうかとの質疑があり、危険渓流ごとの設置は難しい、情報基盤整備事業で、今後も、水位観測局を二〇局、雨量観測局を九局増設していく計画を進めている、また、气象台と連携して、より精度の高い土砂災害情報の提供ができるように検討を行っているとの答弁があった。土砂災害情報システムに関して、水俣市では、災害発生の際、端末の故障で情報が得られなかったが、その後のマニュアル総点検で完全に直ったのか、また、水俣市以外の市町村はどうだったのかとの質疑があり、総点検により、三町村で端末の不具合が判明したが、現在は、水俣を含めすべて整備されているとの答弁があった。都市計画道路春日池上線の補正予算に関して、議会審議の前に地元説明会の準備が進められているとの質疑があり、工期を新幹線開通に合わせるため急ぐ必要があったが、今は適正に手順を踏みながら進めたいとの答弁があった。本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

吉永和世文教治安常任副委員長は次のように述べた。学校教育指導費の目指せスペシャルIST調査研究事業で、鹿本農業高校と鹿本町のバイオマスとの関連はあるのか、また、これまでの実績はあるのかとの質疑があり、鹿本農業高校にはバイオ工

学科があり、校内のバイオ研究会を中心に廃棄物の資源化に取り組んでおり、鹿本町のバイオマスとは別個ではあるが、この事業の中で、学校と地域との連携を図っていきたいとの答弁があった。学校給食に使用するすべての加工食品に表示義務はないが、遺伝子組み換え食品を使つてないものの購入はできないのかとの質疑があり、学校給食においては、遺伝子組み換えの表示義務のない食品もあり、県内産、国内産に限ると、価格の面で給食費への影響も心配されるとの答弁があった。学習指導要領で、中学校における評価が相対評価から絶対評価に変わったが、高等学校入試制度の改善に関連するのかとの質疑があり、昨年度から、自ら学び、自ら考え、生きる力を育むことを目指した学習指導要領となり、基礎的、基本的学習内容を確実に習得することを重視している、評価については、学習指導要領の目標等に照らし、教科ごと観点別に、児童生徒の学習状況の到達度を適正に評価するようにしている。絶対評価に変わったことから、高等学校の入試制度も変わっていかねばいけないとの答弁があった。農作物の窃盗事件の発生状況、対策について質疑があり、本年一月から八月までの認知件数が三五件、被害額が約一、〇六六万円となっている、内訳は、スイカ一六件、メロン一〇件、米二件、そのほか七件となっている、対策としては、まず検挙対策を進め、警ら、警戒活動を強化するとともに、防犯指導、民間との合同パトロール等の防犯対策を強化しているとの答弁があった。本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

小谷邦治総務常任副委員長は次のように述べた。外形標準課税導入による税収の増加見込み五億円の根拠について質疑があり、平成一七年度の税収を見込むことは難しいので、本年度と同程度の課税ベースがあると仮定し、過去一〇年分の平均税収をもとに試算したとの答弁があった。フィッシャリーナ天草の代表取締役社長等は非常勤となっているが、決裁権を持つ者が非常勤でよいのかとの質疑があり、常勤取締役のハーバースターは、ヤマハ発動機から出向しているマリナーのプロで、このハーバースターを中心に動いており、県の方でも側面的に支援を行っているとの答弁があった。関連して、フィッシャリーナ天草が厳しい経営状況のところに、宇土や三角にもマリナーができている、県が関係する事業なのに連携はとっているのか、また、道路等周辺整備について質疑があり、三角の波多マリナーは港湾施設に係留されている船を収容するもので、天草には影響は少ないと考えている、宇土マリナーとの調整は、時期的にずれた面はある、また、周辺の整備は、地元との調整が必要と考えており、今後の検討課題との答弁があった。熊本開発研究センターの各市町村からの受託状況、合併後の財政シミュレーションに関する受託について質疑があり、菊池市の農業振興地域計画の策定、鏡町の中心市街地活性化計画の策定などがある、合併関係について市町村から財政シミュレーションに限った受託はないが、宇城東部二町の合併による将来ビジョンの骨子策定などを受託しているとの答弁があった。市町村合併について、各市町村で一億円以上の公共事業が行われていた

ことが離脱の一要因になっているが、これらの事業に県の指導や許可などは行っているのかとの質疑があり、各市町村に助言は行っている、また、この七月から、中長期の計画がなければ起債申請の受け付けはしないことも含めて、将来の厳しい見通しの中でやってほしいとの助言を行っているとの答弁があった。災害等に当たっては指揮命令等が大切であるが、危機管理監の任務について今後どうするのか質疑があり、危機管理監は防災消防課長と兼務であり、総務部と総合調整局の二つの命令系統を持っており、連携は図っているものの、難しい面があるので、今後、危機管理体制について、命令系統がわかりやすいように改善を検討していきたいとの答弁があった。本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

採決の結果、各議案は、各委員長の報告通り可決された。

2 条例等議案

- (1) 議案第5号 熊本県部設置条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 地方自治法の一部改正により、知事の直近下位の内部組織の設置およびその分掌する事務を条例に定める必要があり、総合調整局を掲載した。

【審議】 一〇月一日本会議にて採決の結果、総務常任委員長の報告通り、可決された。

- (2) 議案第59号 教育委員会委員の任命について

【説明・審議】 教育委員会委員岡畑寛の任期満了に伴い、同氏を再任する。一〇月一日追加上程があり、委員会付託を省略して、採決の結果、原案の通り同意された。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
15・9・16	私学助成制度の充実強化に関する意見書の提出を求める請願	古閑三博 山本秀久 島津勇典 村上寅美
15・6・9	「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書の採択に関する請願	八浪知行 藤川隆夫
15・9・4	年金給付額の据え置き等に関する請願	吉本賢児 坂田孝志
15・9・18	若年者をはじめとした雇用対策の充実強化を求める意見書の提出に関する請願	坂田孝志
15・9・4	学校事務職員ならびに学校栄養職員等の人件費にかかる義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願	八浪知行
15・9・18	義務教育の根幹をなす義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願	平野みどり

第5節 平成15年11月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一五年一月二六日

閉会 平成一五年二月一日（会期一六日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

11月26日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12月1日	本会議	一般質問
2日	本会議	一般質問
3日	本会議	一般質問
4日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託 特別委員会
5日		特別委員会
8日		常任委員会
9日		常任委員会
11日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一五（二〇〇三）年一月二六日午前一〇時、五四人の議員全員が参加して、開会された。内容は、平成一五年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった。一期三年八か月を過ぎた潮谷義子知事が次回知事選挙への出馬を表明した議会であり、衆議院選挙でのスタンス、三年八か月の潮谷県政などについて活発に議論された。また、財政問題、ハンセン病患者ホテル宿泊拒否問題、トマト黄化葉巻病問題、県南集中豪雨災害復旧問題、三五人学級小学校二年

生への導入等が主な論点となった。

2 知事の提案理由説明

(1) 県政の動き

国政では、一月九日の衆議院議員選挙について、政権与党の基本的枠組みの継続とともに、二大政党制も意識させられる結果と評価し、県関係では、五選挙区と九州地区比例代表で衆議院議員一〇人の当選を取り上げ、県勢発展のための活躍に期待を寄せた。景気では、一月の政府の月例経済報告では持ち直しているとされているが、九月の有効求人倍率は〇・五〇と、県内景気は引き続き厳しいとの認識を示した。関連して、政府の動きとして、地域経済の活性化と地域雇用の推進のための地域再生本部が一月二四日に設置されたことを取り上げ、こうした動きに対応すると述べた。県政の動きでは、川辺川ダム事業を取り上げ、川辺川土地改良事業に係る新利水計画の策定に最重点で取り組み、事業が平成一七年度から動き出すよう取り組みとした。市町村合併では、一七年一月の新芦北町に向けた廃置分合関係の議案を提出しているとした。また、十一月三日の第二七次地方制度調査会の答申で、合併新法制定による、未合併の小規模市町村の合併を一定期間推進するとの方向性が示されたことを紹介して、地域の将来にとってよりよい選択をしてもらうよう、支援するとした。ハンセン病元患者のホテル宿泊拒否問題は極めて遺憾で強い憤りを感じる、ハンセン病や同和問題をはじめ、さまざまな偏見や差別の解消に努力したい

とした。農業関係では、トマト黄化葉巻病を取り上げ、さまざまな防除対策を講じており、今後、冬季にかけて地域レベルの体制で防除を図り、被害農家の経営再建の支援に努めるとした。九州新幹線鹿児島ルートでは、一六年三月一三日の新八代ー鹿児島中央間の開業に向けた取り組みとともに、博多ー新八代間の一日も早い完成に向け全力を尽くし、熊本駅周辺の整備事業、県内観光の振興、県内交通機関と九州新幹線との結節機能の強化など、開業効果を最大限に発揮できるよう努めるとした。これらのほか、県立大学の改革、食の安全安心対策、みどりの財産づくり、一九年度開催予定の第三一回全国育樹祭の招致を取り上げた。

(2) 補正予算の提案理由

平成一五年度補正予算は、県南集中豪雨災害の復旧等に要する経費、トマト黄化葉巻病対策に要する経費等、早急に実施することが必要な事業に要する経費等で、総額で二九億円を計上していると説明。主な財源は、国庫支出金一三億円、諸収入六億円、県債八億円であり、現計予算との合算で七、七五億円となった。続いて、歳出予算の主な内容を、県南集中豪雨災害の復旧等、トマト黄化葉巻病対策、公共事業発注の平準化を図るための県単独公共事業の順で説明した。併せて、九月三〇日の県人事委員会の勧告に伴う熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の各種条例案件、財産の取得および町の廃置分合等の事件議決案件、専決処分報告、承認案件等も提案し、職員等の退職手当に関する条例等も

追加提案を予定している。

3 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
2	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	平成15年度熊本県一般会計補正予算(第4号)	〃
7	専決処分の報告及び承認について	承認
8	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
9	記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の制定について	〃
11	熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	財産の取得について	〃

14	工事請負契約の締結について	可決
15	工事請負契約の締結について	〃
16	工事請負契約の変更について	〃
17	当せん金付証票の発売について	〃
18	町の廃置分合について	〃
19	専決処分の報告及び承認について	承認
20	専決処分の報告及び承認について	〃
21	専決処分の報告及び承認について	〃
22	専決処分の報告及び承認について	〃
23	専決処分の報告及び承認について	〃
24	専決処分の報告及び承認について	〃
25	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
26	熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
36	平成14年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(9月定例会継続審査事件)	継続
37	平成14年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
38	平成14年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
39	平成14年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
40	平成14年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃

41	平成14年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	継続
42	平成14年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
43	平成14年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
44	平成14年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
45	平成14年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
46	平成14年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
47	平成14年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
48	平成14年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
49	平成14年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
50	平成14年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
51	平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
52	平成14年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
53	平成14年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
54	平成14年度熊本県病院事業会計決算の認定について(シ)	〃
55	平成14年度熊本県電気事業会計決算の認定について(シ)	〃

継続

56	平成14年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について(シ)	継続
57	平成14年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(シ)	〃
58	平成14年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(シ)	〃

(議員提出議案)

1	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決
2	品種育成者の権利を侵害する「ひのみどり」豊表の輸入差し止めを求める意見書	〃
3	ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書	否決
4	イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書	〃
5	諫早湾潮受堤排水門を開けての中・長期開門調査を求める意見書	可決

4 一般質問及び答弁の要点

一二月一日に児玉文雄(自由民主党、鎌田聡(県民クラブ)、竹口博己(公明党、二日に馬場成志(自由民主党)、松岡徹(日本共産党)、佐藤雅司(自由民主党、三日に小早川宗弘(自由民主党)、堤泰宏(無所属)、吉永和世(自由民主党)、四日に渡辺利男(県民クラブ)、船田直大(自由民主党)の各議員がそれぞれ質問を行った。

潮合県政

(1) ①児玉議員は、トップバッターに立ち、冒頭、潮谷義子知事へ二期目の知事選について「ぜひ出馬されてはいいかがか」と要請した。②知事の、「力強い」と表現した出馬表明に対して、「今までやってこられた継続として必ずその実を結んでいただきたい」とエールを送った。そして「とくに熊本県として今後やっていただきたいこと」として次の四点について谈した。(ア)「間伐した木等を市場に出すことによって、私は七割は必ず還元」でき、「農林業が基幹産業である本県においてぜひそれを実施」してほしい。(イ)自民党の提言の「三五人の少人数学級を二年生まで拡大」してほしい。(ウ)川辺川ダムについて、「もう七割から予算を執行したこの問題を、また一から別の形でやるということとは、私は費用の無駄遣いにつながるのはないか」。(エ)今の経済状況は、本当に厳しい状況の中、「頑張っておられる皆さん方に明かりが見えるような、具体的な政策をとって」ほしい(児玉)。

③前回選挙公約の(ア)「(オ)ごとに、成果が上がったと感じるもの一つを聞きたい」(ア)「活力にあふれ二二世紀を力強く拓く産業の振興を図ります」。(イ)「熊本の発展を支える基盤を、生活者の視点で充実させます」。(ウ)「心豊かで健やかな福祉社会を実現します」。(エ)「環境立県くまもと」を目指します」。(オ)「パートナーシップを大切に新しい県政を進めます」。

④今後、県政の中で最も力を注ぐべきものは何か。⑤(ア)知事選挙で、各政党に推薦を請うのか、文字どおり県民党で戦うのか(鎌田)。(イ)知事が考える県民党について(渡辺)。

(2) ①第四三回衆議院議員

総選挙の結果が生んだ政治構図についてどのように感じ、何を期待するか(竹口)。

②(ア)マニフェスト選挙についての考え方を聞きたい。(イ)次期知事選でマニフェストを示す考えはあるのか(鎌田)。

③(ア)衆議院議員総選挙で特定候補を応援した理由について。(イ)実績や政策、人柄を評価した一区、三区の自民党候補者が落選したことは、知事と県民の評価にずれがあるのではないか。

④(ア)地方分権時代に入っている中、県選出の衆議院議員が二人増えたことをどう思うか、熊本日日新聞の選挙戦特集記事に載った「自民、民主、公明、無所属の国会議員の綱引きが激化すれば、県政運営も極めてやりにくい」との県幹部のつぶやきも含め、県選出国会議員の役割や県行政との関係について聞きたい(鎌田、渡辺)。

(イ)県政が中央政界の与野党対局の構図に引きずられることのないような知事の姿勢を聞きたい(渡辺)。

⑤県民の声を反映する立場から、現行の小選挙区制と、一方で浮上する中選挙区制復活論についてどのような考えを持つのか(竹口)。

(3) ①(ア)事前の質問原稿取りによる過度な根回しは、執行部と議会との正常な関係を築く上で厳に慎むべきと思うが。(イ)一部で質問原稿も答弁も県職員が作成していることをどう考えるか、やめるように指導する気持ちはないのか(鎌田)。

②県政運営の基本姿勢として、ユニバーサルデザイン、パートナーシップの理念と実践は、住民の安全、健康、福祉の保持を担う地方自治体の責任者としては大変大事だ。こうした理念、姿勢を変えることなく、県政運営に臨むのか。

③(ア)市町村合併はあくまで自

治体の自主的判断で、押しつけるべきものではないと考えるが（松岡）。（イ）天草地域の市町村合併について、もつと地域に出かけ、ひざを突き合わせて話をする必要があるのではないかと（船田）。④（ア）川辺川ダム問題の現状認識と見通しについて、今後の取り組みについて（松岡）。（イ）川辺川ダムが不要ならそれに向かつて努力すればいい。その辺をどう考えているか（船田）。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

（１）①児玉議員の出馬要請に対して、「次期出馬を表明させていただきます」との出馬宣言で応じた。その表明に至るまでの経緯では、まず「県議会、県職員、県民の皆様がどう評価をされているのか、それをしっかりと受け止めたい」との思いがあったこと、「昨日に至るまで、各方面の方々から、この三年八か月間をどのように評価されているのか」を聞いてきたことを明かした。その中で「今後とも、県民の皆様方からの支援承認を受けることができますなら、引き続き県政を担ってまいりたい」との「最終的な決心をするに至った」という。しかも、それはまさに「昨晚」のことで、その動機は、一期目の三年八か月を振り返り、「まだまだやり残したことがあると同時に、豊かな未来社会くまとの構築のために、やらなければならないことがある」というもの。具体的には、少子高齢化、財政健全化、九州新幹線開業、観光戦略、農業、産業政策、川辺川住民討論集会を挙げた。そして、抱負を「豊かな自然、おいしい水、食べ物、その安全、安心できる生産、そしてまた、交

通の利便性に富み、保健、福祉、医療、これが充実をしている、さらには治安がよい熊本県土づくり」を目指し、そこに「ユニバーサルデザイン」の考えを私はしっかりと生かしたい」と語った。②（ア）林業では、市町村や関係機関と連携して、森林環境保全整備事業や保安林整備事業等による間伐等を展開したいとし、林業の活性化に向け、林道等の基盤整備、担い手の育成、間伐材の流通促進や県産スギ柱材の提供等、みどりの財産づくりを展開したいとした。（イ）平成一五年度から導入した小学校一年生の三五人学級は、一六年度から二年生での導入に向け取り組みたいとした。（ウ）川辺川ダム問題では、球磨川流域の治水対策が行政の責務とした。その一方で、ダムによらない治水代替案が一三年一月に発表されたこと、漁業権補償が二度にわたり否決されたことがあり、県民に向けた議論も行政の責務と認識したことを明かした。このため、治水対策の手段が、ダムかそれ以外の代替案かについては、討論集会で科学的に検証しているとした。（エ）財政健全化では、事業の優先度の峻別や重点化と効率化に努め、県内経済の活性化をはじめとする必要な施策に重点的に取り組みたいと述べた。③（ア）産学行政連携による新技術、新産業創出への取り組み、半導体関連の大型企業の誘致と工場企業との生産連携や雇用創出等の成果、第一次産業では、売れる農林水産物づくりの展開、エコファーマー認定数や、学校給食への県産品活用目数などの成果を挙げた。（イ）平成一六年春予定の、九州新幹線鹿児島ルートの新八代―鹿児島中央間の開業、熊本天草幹線道路の松島道

路や熊本阿蘇幹線道路の俵山バイパスなどの交通基盤整備の推進を挙げた。(ウ) 県政の施策、事業にユニバーサルデザイン
の視点を生かしたことのほか、県独自の子育て・介護支援がくまもとモデルとして反響を得たこと、女性の健康支援への取り組みや小学校一年生三五人学級の導入等を挙げた。(エ) 県独自で策定した「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」が「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」の発端となったこと、小学校五年生対象の「こどもエコセミナー」を成果として挙げた。(オ) 熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」(以下「県計画」)の策定、情報公開制度の確立、県政パブリックコメント制度や政策評価システムの導入等を挙げ、くまもと県民交流館バレアの開館、熊本県男女共同参画推進条例の制定等も大きな成果とした。(4) (ア) (オ)の中からあえて挙げるならば、県財政の健全化をしつかりと図りながら、少子高齢化対策、川辺川ダム事業、農林水産業や観光、商工業等の振興、少人数学級等などを進めたい、とした。(5) (ア) 地方行政を推進する際には、一党一派に偏るべきではなく、県民党的なスタンスで県政運営に当たってきたが、一概に、どの政党にも推薦を求めないことイコール県民党とは認識していないとも述べ、今決心したばかりで、今後どのような形で立候補するか、しっかりと考えたいと述べるにとどめた。(イ) 県民党をどこまで厳格に定義し得るかは、それぞれ意見があるが、県民の利益の実現を図ることを第一に、三年八か月を歩んできた。(2) ①今回の衆議院選挙では、自民党

と公明党の連立与党が絶対安定多数を確保したとともに、二大政党制を意識させたものになった。一方、公明党が議席を増やしたことは、二つの政党だけでは補い切れない民意を示したのではない。政権与党の自民、公明各党の政権公約の具体化では、常に民意を把握し、与野党議員を交えた国会での十分な審議等で国民に説明しながら、生活者の視点に立つて進められることを期待する。(2) (ア) 今回の衆議院選挙で政党がマニフェストを掲げたことは、有権者に政治への関心を持たせるきっかけになったのではない。ただし、マニフェストの内容には明確でないものも見受けられ、今後さらに試行錯誤し、真に有権者の選択の判断材料となることを期待したい。(イ) マニフェストを使うかどうかはまだ決めてはいないが、次期知事選挙の際は、選挙公約はできるだけ具体的にわかりやすいものにした。(3) (ア) 今回の衆議院選挙への応援は、県政発展のための努力や功績、県民の利益などを考慮して、自分の責任で判断した。もし私の行動が一党一派に偏ったと見られたのならば、今後の自分の行動の糧としたい。(イ) 応援した候補者の落選にはさまざまな要因があり、それだけをもって県民と私の評価にずれがあるという見方は一面的ではない。(4) (ア) 熊本県の応援団が二人増えたことであり、地方の行政を預かる立場として、県選出国会議員には、国政の場で地域の視点、生活者の視点に立った活動をしてほしい。報道での県幹部の発言がどんな意図で出たのか、承知してはいないが、政策の実現には、県選出国会議員は心強い応援団だ。国会議員には、与野党を問わず、

それぞれの立場から、その意義をかみしめ、国民、県民のために力を尽くしてほしい。(イ) 県議会議員と知事は、直接選挙で選ばれており、互いに県政推進の役割を分担し合い、緊張感を保ち、切磋琢磨し、プロセスを共有しながら、県民に責任を負っていかねばならない。行政が議会等の圧力で政策、施策が進められることは決してあってはならない。情報公開制度の充実をはじめ、県政パブリックコメント制度や政策評価制度、知事への直行便、提言メール等の活用で、透明性の一層の向上、開かれた県政の推進に努めている。仮に、そういう事態があつたならば、リーダーシップを発揮して、対処することは当然で、県政が一党一派に偏ることがないように常に省みながら推進したい。⑤小選挙区制と中選挙区制にはそれぞれ一長一短があつて、そのどちらがよいかという明快な答えは出しかねるが、現行の選挙制度ですでに三回の総選挙も経験した現在で、小選挙区比例代表並立制を硬直的に捉えることなく、中選挙区制復活論も念頭に、絶えずよりよい選挙制度が国政の場で検証されることは大事である。(3) ①(ア) 議員と執行機関職員との事前のやりとりは、共通認識を得るためである。議員の質問は、各地域や各分野の声を代弁し、それぞれの問題意識に基づいて執行機関の考え方をただし、よりよい施策を提言するもので、執行機関はこれに真摯に対応し、答弁を通して県民への説明責任を果たし、施策のレベルアップを図っていくことが求められる。誤解を招くやりとりは厳に戒めるべきだが、議会での質疑の意義を踏まえたものは、議場での議論を実りあるもの

とするために必要ではないか。(イ) 執行機関職員の資料の作成、提供は、質問の論点を明確にし、事実関係の確認などの意味で行われてきたのではないか。議会と執行機関の一線を画した対応は必要だが、県民を代表する議員の求めに応じて、資料の作成、提供を行うことは、県の説明責任を果たす立場からと認識する。仮に執行部の一方的判断だけの提供ならば、それは戒めなければならない。②県民中心、県民主役という思いで県政を運営し、政策実現のために、平成一四年二月、「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」を策定し、県民や企業、団体、NPO法人(特定非営利活動法人)等とパートナーシップを組みながら、ユニバーサルデザインを展開してきた。その結果、県政にもユニバーサルデザインが浸透しつつある。民間でもニーズは高まつており、経済産業省の試算では、市場規模は二〇二五年には一六兆円になると推計されている。③(ア) 今回の市町村合併は、市町村長や市町村議会議員、地域住民が自らを取り巻く厳しい環境変化を主体的に受け止め、自らの判断で将来のあり方を選択することを基本としている。(イ) 天草は一つの理念の下、天草全体の二市一三町の枠組みがいち早く始められたことに県としても期待したが、その後、上天草四町、苓北町がそれぞれ離脱し、このたびの有明町、栖本町、新和町ならびに五和町の離脱方針の決定は、思いがけなかった。離脱に至る背景は複雑で、現地でひざを突き詰めてはいなかったが、県でも、地域振興局をはじめとした担当者が現地へ赴き、必死に提言、助言を行っている。地元でも課題の解決と信頼関係の

強化のための、首長や議会が率直に話し合える場が必要である。

④(ア)川辺川ダム事業は、流域の命および財産を守る治水のほか、灌漑^{かんがい}、発電等を目的に、国土交通省を事業主体に推進されてきた。現状では、収用委員会の審理が新利水計画の確定まで中断されるなど不透明な状況で、今後の手続きや所要の期間でも予断を許さない状況にある。利水では、農家の意向を反映した新たな利水計画を策定し、平成一七年度から新たな計画に基づく事業が動き出せるよう進めていくことが必要だ。治水では、総合調整役の県として、ダムとダム代替案といずれが妥当か、科学的検証を県民に向けて実施しており、しかるべき時期に、国土交通省とも協議の上、討論集会での議論を終結させた。イ)これまでの県と地元のかかわり、歴代の知事、県議会における判断、五木、相良両村の苦渋の選択を踏まえ、対応してきていると述べ、反対、賛成の意思を明確にと問われたことに関しては明確には答えず、(ア)の内容の説明にとどめた。

県政全般

(1)現在の財政健全化計画の進捗状況をどう認識しているか。(2)①三位一体の改革によって、県財政にどのような影響が生じると考えるか。②廃止、縮減された補助金の額に比べ、移譲される税額が少なかった場合、さらなる歳出削減の必要が生じるが、どのように対応するつもりか。(3)今後の県財政を考えると、さらに状況は悪化すると思われるが、その場合、引き続き投資的経費を削減しながら財源不足を補っていかうと

するのか、公共投資についてどのように認識するのか。(4)今後さらなる財源不足が予想される中で、人件費の取り扱いについて聞きたい(馬場)。(5)①一月一三日の地方制度調査会の最終答申に基づく市町村合併に関する経過措置が設けられれば、検討期間にどの程度余裕が生じるのか。②合併に向けた作業が大詰めを迎えた段階で、今後市町村にどのように働きかけていくのか(竹口)。(6)県退職者の民間企業への再就職について、五年間はしてはならないと再就職が規制されている国家公務員と同様に、ある程度の規制が必要ではないか。(7)県が出資している団体の理事長なり事務局長なり副理事長等の年報酬について、減らすように指導すべきではないか。(8)現在一部導入されている組織のフラット化について、今後ほかの課にも及ぼすつもりか(船田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)緊急集中取り組み期間の歳入歳出の量的目標の達成や県債残高の改善、また財政調整用の四基金の残高増額など、県が独自に取り組める事柄ではおおむね成果を上げつつあるが、計画期間内での財源不足額の解消では、景気回復が計画策定時の見込みより遅れ、地方税や地方交付税などの歳入の増加が見込めないことから、計画期間終了後の平成一八年度でも財源不足が生じる見通しである。財政調整用の四基金の増額も、財政健全化計画時点の見込みに比べ七三億円増加しているが、目標の約二〇〇億円には達していない。(2)①六月閣議決定の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003に基づき、各

府省庁で三位一体改革の具体的な内容が検討されてきた。一月二二日には、小泉総理が平成一六年度に国の補助金一兆円削減を関係省庁に指示し、二八日には、関係省庁から具体的な削減案が示された。今後、各省庁削減案や税源移譲の規模、税目、地方交付税総額の抑制の内容、規模などが、一六年度政府予算案の編成過程で明らかになっていく。現時点で本県財政への影響を見積もるのは困難だが、今後の財政運営が一層厳しくなることは覚悟せざるを得ない。②三位一体改革で財源不足が拡大する場合には、財政健全化計画や行政システム改革プランを踏まえ、事務事業全般にわたる見直しや再構築などを徹底する必要がある（総務部長）。③財政健全化計画に基づき、大幅な公共投資が始まる以前の水準までの事業量抑制を目指して削減し、現時点で目標は達成している。これは、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003に示された目標を先取りしたものである。このような状況と大都市圏に比べ遅れている社会資本整備の計画的、継続的な整備の必要性や、県内経済が公共投資に依存する度合いが高い現状を踏まえ、一六年度予算編成では、県単独の投資的経費を一五年度当初予算と同規模程度にしたい。④県でも、職員の給与制度や給与水準について人事委員会勧告制度を前提に、民間の賃金や国および他県の給与の状況と均衡を失することのないように、適正な執行に努め、職員数もその総数の抑制に努めてきた（知事）。⑤①最終答申によると、平成一七年三月末までに関係市町村から県知事への廃置分合申請を行い、一八年三月末までに合併すれば現

行法を適用するとされている。一四年三月策定の「市町村合併総合マニュアル」の中で、法定協議会設置のめどは、本年秋ごろまでとしてきたが、このたびの経過措置で六か月程度延伸される。②答申によると、新法では、現行法のような財政支援措置はとらないと明確にされている。こうした点を踏まえ、県としては、現行法による合併の利点や将来の財政見通しなどを説明し、経過措置を活用した現行法のもとの合併に向け、一度働きかけたい（総務部長）。⑥国では、地方公務員制度改革の中で、企業に再就職した元国家公務員の行為への規制が検討されており、県としても、これから退職する職員に常に節度ある行動に心がけ、元県職員としての品性を損なうことのないように対応を求めたい。⑦出資団体等に再就職した職員の給与水準は、それぞれの団体が自主的に判断している。ただし、とくに公益法人の役員の場合、団体の資産ならびに収支の状況、民間の給与水準と比べて不当に高額ならば、公益法人の設立許可および指導監督基準の運用指針に基づき、指導の一環として対応したい。⑧ほかの課にも及ぼすつもりには明確に答えず、「現在職員にアンケート調査を実施しており、今後、フラット化に伴う効果や課題の検証を行って、見直しに必要なところがあれば必要な見直しは行っていきたい。」と述べた（知事）。

地域振興・文化振興

①①まちづくりとしての、アートポリス事業に対する知

事の認識と今後の取り組みについて。②(ア)歴史的、文化的な町並み景観に対する県の認識はどのようなものなのか。(イ)まちづくりに対する地域住民の自発的活動の促進について。(ウ)景観形成住民協定のネーミングを愛称にするなど、県民に親しみやすいものにするなどの考えはないか。(2)地域計画においても政策評価を実施すべきだと思うが(小早川)。(3)①阿蘇観光、阿蘇地域の振興策についてどのような所見を持つのか。②阿蘇地域の振興で重要な課題の国道57号の四車線化促進について。③(ア)阿蘇カルデラツーリズム推進特区について、それがうまく定着し地域の中に生かされていくには人づくりが重要で、その推進体制について。(イ)海外、とくに中国や韓国でも、ツーリズムを学びたい、日本の豊かな風土や日本の心にも触れたい人がある。どう考えるか。④阿蘇の世界自然遺産について、何らかの価値をつけて自然や文化を保全し、未来へ引き継ぐ県民の思いがあると思う。どう考えるか。⑤仮に水前寺まで一〇分以上短縮でき、通勤時間が五〇分前後になれば、阿蘇は完全に通勤圏となり、経済の活性化も期待できる、JR九州豊肥本線の電化促進について聞きたい(佐藤)。(4)①今後、県計画に基づいた新八代駅周辺地区の整備を、どのようなスケジュールで、どのような推進体制で進めるのか。②(ア)県計画と現在進められている八代港湾計画の整合性について(イ)県計画に基づく八代港の機能充実とは具体的には何を指すのか。(ウ)貨物取扱量の増大を、今後どのような推進体制で、どのようなスケジュールで図っていくのか(小早川)。(5)①

天草地域の振興として、町山口川の祇園橋^{ぎおんばし}付近の整備について、やるのかやらないのか聞きたい。②天草の高規格道路の整備促進について何とかしてほしい(船田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)①くまもとアートポリスは、県内各地に文化的資産として後世に残り得るすぐれた建造物をつくり、地域の活性化に資する熊本独自の豊かな生活空間を創造する事業である。これまで、八代市立博物館、清和文楽館、県立装飾古墳館など、六三件が竣工^{きんこう}している。これらの建造物は数多くの賞を受け、アートポリス事業自体も日本建築学会の文化賞を受けており、海外からも多くの視察者が訪れている。今後、熊本の生活文化として根づくように、整備された建造物を啓発素材や地域活性化のストックとして活用したい(知事)。(2)(ア)町並み景観は、地域住民の郷愁を誘い、地域らしさを表現する有力な観光資源であり、まちづくりや観光ルート、産業の創出も見込めるなど、地域活性化の資源ともなり得るものと認識する。(イ)県では、昭和六二(一九八七)年制定の熊本県景観条例に基づき、良好な景観形成に寄与する取り組みを行い、県民の自発的な景観形成の取り組みを支援、促進してきた。景観形成住民協定、景観アドバイザーの派遣制度、くまもと景観賞、市町村景観条例の制定促進など、行政、住民一体となった取り組みを促進している。(ウ)景観形成住民協定のネーミングでは、わかりやすさ、取り組み促進の観点から愛称を考えたい(土木部長)。(2)地域計画での政策評価システム導入について、地

域振興局と検討を重ねてきた。取り組み状況の県庁ホームページでの掲載など、わかりやすく示す工夫をする一方で、評価手法などを検討しながら、政策評価導入につなげたい（企画振興部長）。（３）①阿蘇の魅力は雄大な自然で、豊かな湧水や良質な温泉で訪れる人々に癒やしやくつろぎを与えてくれ、千数百年の歴史を持つ阿蘇神社やそれにまつわる神話などの文化遺産も大きな魅力の一つだ。県の観光客の三割が阿蘇を訪れ、民間の都道府県別のイメージ調査でも、首都圏の生活者の連想は阿蘇がトップである。九州を代表する観光地で、そこに暮らす人々の営みが観光資源になっている。②国道57号の交通渋滞は、阿蘇観光の振興にとってマイナスで、沿線住民の日常生活等にも多大な影響を与えており、現在、国土交通省で天津町吹田地区の大津バイパス、長陽村の立野地区で、四車線化に向けた拡幅工事が進められている。大津バイパスは、平成一六年度完了を目標に事業が進められ、立野地区は、用地交渉を進めながら、可能などころから工事に着手すると聞いている（知事）。③（ア）農家民宿開業や市民農園開設などで都市と農村との交流促進を図ろうとする阿蘇カルデラツーリズム推進特区では、すでに農家の主婦グループなどの取り組みが始まっている。今後さらに人材育成を図りたい。（イ）多様なツーリズムメニューの開発、情報発信機能を高めるためのプロモーション体制の整備充実、受け入れ体制の整備を図っていく必要があり、地元一二町村、阿蘇地域振興デザインセンターと連携して、特区推進組織を立ち上げ、ニーズ調査やPRパンフレットの作成などに努め

たい。④阿蘇の世界自然遺産について、国の検討会では、優れた景観が評価された反面、自然景観を守るために厳しく規制される区域の割合が極めて低いことや、世界的には阿蘇より規模の大きなカルデラ地形があることなどが検討されて、最終的に国内候補地の選定が見送られた。しかし、最終選考対象の一九地域に残ったことは、阿蘇の価値が高く評価されたものではないか。⑤JR九州豊肥本線の電化は、阿蘇地域の振興にとって不可欠で、肥後大津から阿蘇、大分方面の電化について、毎年JR九州へ要望を続けている。一般に鉄道の電化には、コストに見合った輸送需要が必要だが、肥後大津―宮地間は、熊本―肥後大津間に比べて利用者が少ない。まずはこの利用促進のための取り組みが重要で、公共交通の利用促進を図る実証実験などの取り組みを進めている。（４）①九州新幹線新八代駅周辺の整備は、平成一二年五月に県と八代市が県市協定を締結し、それに定められた役割分担に従い推進している。現在、アクセス道路や駅前広場、在来線新駅の整備、新幹線駅への観光物産案内所の設置は順調に進んでいる。新八代駅周辺地区の開発は、協定で八代市が事業主体とされるが、協定締結後も、県市間の意見交換会の開催など、連携を図ってきた。このような取り組みの中で、埋蔵文化財調査による事業費の増加等の課題が明らかとなり、現在、八代市において、あらためて新八代駅周辺におけるまちづくりの整備内容や整備手法を整理し、本年度末をめどに、総合的なアクションプログラムを作成すべく取り組んでいる（企画振興部長）。②（ア）平成七年に作成され

た八代港港湾計画については、現在、八代港長期整備構想策定委員会で見直し作業を進めている。委員会には港湾諸機能の配備を提案しているが、大型船対応の港湾機能を早期に発揮させるため、既存施設の有効利用や港湾施設の適正配置を行い、県計画との整合性を図った。(イ)八代港での取り扱いが多い穀物、石炭、木材チップなどの輸送では、コスト節減のため船舶が大形化する傾向にあり、八代港港湾計画の改定では、岸壁や航路、泊地等について、船舶大型化や航行安全性への対応も検討する必要がある。港の使い勝手を向上するために、出入港のための諸手続きを一回で済ませるワンストップサービスの導入を図りたい。(ウ)八代港での取り扱い貨物量の拡大を目的に、平成九年に八代港ポートセールズ協議会を発足させ、コンテナ定期航路の誘致活動および振興等を行ってきた。こうした活動の結果、一年には釜山との国際定期航路が開設され、貨物量も順調に増加している。次のステップでは、一四年度から、中国とのコンテナ新規航路の誘致活動に取り組んでいる。また、一五年度からは、新規荷主に輸送費の一部を助成する事業等を創設し、開設した一〇月から二か月間の利用が一〇件と順調な滑り出しである。(エ)①本渡市中心市街地にある町山口川の祇園橋付近は、未改修で、早急な改修が求められる。また祇園橋は国の重要文化財である。このため、本渡市中心市街地における洪水の防止と文化財の保存の視点に立ち、事業着手に向けて検討を行ってきた。七月の豪雨時には、橋脚に捕捉された流木で河川の水位が堰上げられ、市街地への溢水、橋梁流失も危ぶま

れる状況になり、本渡市で流木の除去作業が行われた。このことから、河川改修の早期取り組みと祇園橋の流失防止対策の必要性をあらためて認識した(土木部長)。②熊本天草幹線道路は、第一義的には、県計画に掲げた九〇分構想のために整備するもので、中でも第二瀬戸大橋を含む天草上島と下島を結ぶ区間は、瀬戸大橋の洪滞解消や天草の一体的な発展を図る上でも、地域高規格道路として整備する必要がある。このため、国の施策等に関する提案活動でも調査区間指定を要望してきた(知事)。

観光振興

(一)九州新幹線の開業に関して、県は、鹿児島、宮崎両県とどのように連携し、国内外から観光客誘致を促進するつもりか(馬場)。(二)①平成一五年五月に運営を停止したグリーンピア南阿蘇について、現在の協議の進捗状況、支援の内容を聞きたい。②アスベクタについて、民間を巻き込むなど、もっと柔軟なやり方もあると思う、現時点での県の対応と見通しを聞きたい(佐藤)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(一)熊本、鹿児島、宮崎の南九州三県では、九州新幹線の開業や韓国、中国との定期航空路の開設等を背景に、新しい広域観光ルートを開発し、観光客を増やすという機運が高まっている。平成九年に組織した南九州広域観光ルート連絡協議会では、一五年度、国内旅行商品の企画、販売支援や中国上海からのモデルツアーの募集等で観光客の誘致を図っている(商工観

光労働部長）。(2)①グリーンピア南阿蘇の取得を検討してい

る久木野村では、民間企業に運営を任せたいと考えており、現在、二社を選定し、協議を進めている。取得では、資産を所有する年金資金運用基金に今後の利活用計画を提出する必要がある、村では、一・二月中に協議を終え、利活用計画を取りまとめるとしている。県では、利活用検討委員会を設置し、利活用計画に要する経費の一部を負担してきた。②熊本県野外劇場アスペクタは、県が建物を所有し、年金資金運用基金から土地の無償使用許可を受けたものだが、運営経費の問題、施設の老朽化、イベント数の減少等、これまでどおりの管理、運営は困難と、撤去方針を議会にも伝えてきた。しかし、現実には、撤去スケジュール上、平成一六年一〇月のアスペクタ利用は可能で、少なくとも平成一六年一〇月一七日のカントリーゴールドが実施できるよう、管理手法を検討したい。また、地元やファンの存続要望もあり、南阿蘇三村の合併に伴うまちづくりも念頭に現在のまま三年程度必要最低限の管理を行い、状況を見極めていくことなども検討したい(知事)。

災害・県民生活

(1)①今後の安全な県土づくりについて。川辺川ダムへの対応も含めて、どう取り組むのか(竹口)。②県南集中豪雨災害被災地の復興について。災害を踏まえての県、市町村における防災体制の今後の改善策等について聞きたい(吉永)。③被災者の生活面について、どのような支援を行ってきたのか、今

後どのように取り組むのか。(2)①生命に直結する大事な食

の安全、安心の確保について、今後どのように取り組むのか。②急増している犯罪から県民を守り、安全で安心できる生活を確保するための取り組みについて。(3)①県民の安心づくりに向け、未来を見据えた産業振興と雇用対策の取り組みに期待するが、どう考えるか。②少子高齢化への対応は次期県政の重要な課題の一つで、この深刻なテーマにどのように取り組むのか(竹口)。(4)県が実施しているシングルファーザー支援事業の内容と参加状況、周知方法の改善について聞きたい(鎌田)。(5)①同和対策事業特別措置法終了後も、部落解放同盟熊本県連合会や全日本同和会熊本県連合会に団体補助金が支給されていることについて。(ア)環境生活部長(イ)教育長をただし、その答弁後に、その内容に納得せず、再度、多額な補助金是不公平ではないかと追及し、再度の答弁を求めた。②(ア)一九七七(昭和五二)年策定の熊本県同和教育基本方針に「部落差別は拡大再生産されている」となっている。こんな時代逆行の認識に今も立っているのか。(イ)加配教員の実態について。(ウ)人権同和教育課の研究主事について、を教育長にただし、その答弁後に(イ)と(ウ)の答弁内容に異議を持ち、再度、民間団体で仕事をしている研究主事の教員配置は全面的に改めるべきではないか、と追及した。③菊陽町における生産振興総合対策事業での養豚畜舎の整備について、二億五、〇〇〇万円をかけて、使用料は四万五、〇〇〇円で、経緯、費用、事業主体、管理主体はどうなっているのかをただし、その答弁後に、その

内容に異議を持ち、再度、この事業の参加者は三戸以上と事業要綱にあるが、実態は夫と妻と父親で三戸だという、これは逆差別だという意見があるが、と追及した（松岡）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①安全な県土づくりは、行政運営の最も基本的な施策で、河川改修、海岸保全施設整備、治山・砂防事業等のハード施策に加え、雨量情報などのＩＴ提供などのソフト施策も進めてきた。とくに、県南集中豪雨災害の教訓を踏まえた防災体制の改善と、防災情報伝達システムの改善、本庁での二四時間防災危機管理体制の確立、防災センターの整備充実、危機管理の専門家の配置を平成一六年度には具体化できるよう検討している。また、土石流危険渓流等の危険箇所は、緊急点検を実施しており、優先順位をつけながら整備したい。川辺川ダム事業は、ダムとダム代替案のいずれが妥当な選択肢か、科学的議論を積み重ねたい。②県南集中豪雨災害の対応について、①の答弁内容を述べ、情報の受け手となる市町村側の防災体制について、次のような内容で答弁した。市町村の防災体制を調査したところ、警報発令時の参集体制の未整備や職員待機マニュアルの未策定が相当数で見られ、防災行政無線の未整備も残り、火災や災害時の自主防災組織の組織率も他県に比べ低い状況で、法的な義務づけではないが、防災マップを作成している自治体が少ないなど十分とは言えない。県では、自主防災組織についての啓発活動のほか、市町村防災行政無線の整備を国庫補助事業や単県補助事業で支援するなど、市町村の防災体制全般の強

化も助言したい（知事）。③県では、災害発生翌日の七月二一日、災害救助法の適用を決定し、仮設住宅の建設や飲料水の供給等の災害救助活動を実施した。二五日には、被災者生活再建支援法の適用を決定し、被災者生活再建支援金を住宅全壊の世帯主等に支給した。遺族には、水俣市を通じて災害弔慰金を支給している。これら以外にも、災害発生直後から、医師や心理判定員、保健師等の県職員を派遣し、被災者の心と体の健康管理に当たり、一月には、県内外からの災害義援金を水俣市へ贈呈した（健康福祉部長）。④①食は命と健康の基本であり、安全、安心な食の生産を推進し、食品の監視指導や試験検査の充実強化を図り、迅速でわかりやすい情報の提供、公開を進めている。施策推進では、仕組みづくりを含め、くまもと食の安全県民会議を核に取り組みたい。②治安の確保では、警察本部が平成一四年、一五年の二か年で一四〇人の警察官を増員しているが、治安状況は依然厳しい。県では、今後も犯罪が発生しにくい、安全、安心なまちづくりを進めたい。③①産業振興では、半導体関連産業の熊本セミコンダクタ・フォレスト構想を推進したい。それ以外の分野では産学行政による新事業の創出、地場産業の育成、商業分野では中心市街地の振興、宮崎、鹿児島両県とも連携した観光振興を展開したい。雇用対策では、三年間で三万人の熊本県雇用創出対策に取り組んでおり、平成一五年度目標の一人はほぼ達成の見通しである。とくに、国の若年者向けのワンストップサービスセンター設置の動きも踏まえ、若年者の就業支援等を強化したい。②少子高齢化の中で、とり

わけ、後期高齢者の増加では、痴呆性高齢者への対策が不可欠と考えている。生産年齢人口の減少も見逃せない課題で、とくに、女性、高齢者、障害者を地域経済社会に生かしていく必要がある（知事）。（４）平成一二年度の県の実態調査では、父子家庭の六四・二％の父親が、子どもの養育、しつけ、教育に困っていると回答している。このため、県では、一五年度から、玉名阿蘇、上益城、八代、杵北の五地域振興局で父子家庭支援事業を実施しているが、いずれも参加は少数で、周知方法や開催の時期や方法等で課題があると認識する。（５）①（ア）平成一一年度から一四年度までの各年度、部落解放同盟熊本県連合会に二、七〇〇万円、全日本同和会熊本県連合会に二、〇〇〇万円を支出し、一五年度は、財政健全化を踏まえ、一〇％削減した、と答えた。さらに再質問には、次のような趣旨で再答弁した。平成八年の地域改善対策協議会意見具申では、特別措置法失効後も、差別意識、人権侵害などの課題が残されており、適切な施策が必要と指摘された。一二年には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定され、国、地方公共団体の責務としての人権教育啓発に関する施策が盛り込まれた。一四年三月、特別措置法は失効したが、県では、同和行政は必要と認識している（環境生活部長）。（イ）県教育委員会では、平成一一年度から一四年度は、それぞれ部落解放同盟熊本県連合会に一、三〇〇万円、全日本同和会熊本県連合会に六五〇万円を補助し、一五年度は、財政健全化を踏まえ、一〇％削減した、と答えた。さらに再質問には、両団体には、補助金交付要綱に照

らし、必要に応じて支出していると、再答弁した。②（ア）現在、知事部局で検討されている熊本県人権教育啓発基本計画（仮称）の中で、教育委員会としての人権教育の方向性を示すことにしている。（イ）平成一四年三月末で同和教育推進教員の配置は終了し、四月から児童生徒支援教員を配置した。児童生徒支援教員は、指導計画に基づいて授業を担当し、学習進度の遅い児童生徒に補充指導、深刻な問題行動の児童生徒や不登校傾向への個別指導などの児童生徒支援をしている。一五年度は、市町村教育委員会や学校の要望にこたえて、小学校五二校、中学校五七校、高等学校三〇校に配置している。（ウ）人権同和教育課では、現在五人が研究主事として、課題研究や資料作成、進路保障の研究、情報収集、授業研究会への参加等に従事している。なお、平成一一年四月からは、教諭と研究主事の併任発令により、主な勤務場所を情報や資料等が豊富な熊本県人権教育研究協議会事務局にしてきた、と答えた。さらに（イ）と（ウ）に対する再質問には次のような趣旨で再答弁した。（イ）平成一四年から、児童生徒支援教員等に指導方法等工夫改善研修会を実施し、意識の高揚と指導内容の適正化を図っている。（ウ）研究主事について、一三年度から推進体制等について検討し、一五年度は職員数を七人から五人に変更し、一二月からは勤務公署を人権同和教育課とした（教育長）。③菊陽町が事業主体となって、国の生産振興総合対策事業を利用し、ふん尿のリサイクル体系のモデル施設として整備された。事業費は二億四、〇五〇万円、国の補助率は五〇％で、菊陽町が畜舎を

建設し、管理主体の菊陽町堆肥生産組合へ貸し付けた、と答えた。さらに再質問には、次のような趣旨で再答弁した。国のモデル施設整備事業の一つで、県では、事業主体、管理主体の要件や事業目的、内容が国の要綱、要領に適合するか、今後の畜産振興につながるかなどを審査した後、国の承認を得て実施された。畜舎の使用料は、事業主体の菊陽町が適切と判断し、町議会の議決を経て条例により定められた（農政部長）。

交通

(一) 九州新幹線関連街路事業に伴う上熊本商店街の移転について、代替地探しに責任を持つ必要があるのではないか（松岡）。(2) ① (ア) 三月三十一日に導入される公共車両優先システムの効果と今後の展開について聞きたい。(イ) すでに導入されている他県の実況も踏まえて、現場急行支援システムの導入について聞きたい（鎌田）。② 熊本市圏における熊本駅、市中心部、空港を結ぶ東西軸の交通機関の必要性について聞きたい。③ (ア) 熊本市圏バス路線の見直しについての基本的な考え方と検討のスケジュールを聞きたい。(イ) 利用者等の意見把握は、いつごろ、どのような方法で行うのか。(3) 熊本空港駐車場用地は、県が空港移転用地として先行取得していたものを、昭和四五年に一㎡あたり四三〇円で国に売却したもので、県が買い戻すか、空港ビル株式会社か県企業局などが国から土地を借りて経営できるように、国に申し入れるべきだと思うが（渡辺）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 上熊本法成寺線街路整備事業の用地買収は、平成一五年八月から本格的に着手し、現在まで権利者への全体説明会や個別説明を実施してきた。その中で、権利者から移転に関する不安や要望等が出された。家屋の移転先は権利者選定が原則だが、中には商店等や高齢者の移転先確保が重要な課題で、権利者の意見や要望を聞きながら、移転先の斡旋（あきせん）にも取り組んでいる（土木部長）。(2) ① (ア) 公共車両優先システムの効果は、一〇月の調査によると、六・三kmの運用区間におけるバスの運行時間が、導入前に比べて、朝で五二秒、昼で二分五三秒、夕方で三分四八秒と、平均二分四八秒、約一〇%の短縮である。このシステムの拡大には、路線バス搭載の送受信装置が不可欠で、本県では、熊本市内を運行する路線バス総数の八五%に搭載されており、平成一五年度は、国道3号の水道町交差点から浄行寺交差点までを整備し、一六年度には、国道266号の熊本市辛島町から上益城郡嘉島町中の瀬交差点までの導入を計画している。(イ) 現場急行支援システムは、東京、大阪、千葉、石川、岡山の五都府県で導入されている。大阪府の評価では、緊急車両の走行時間が平均一四%短縮し、交通事故の発生もないとの報告を受けており、今後導入に向けて検討したい（警察本部長）。② 熊本市圏の東西の基幹公共交通網は、平成一五年に策定した都市交通アクションプログラムの中で、市電の帯山・長嶺方面、益城・熊本空港方面への延伸が、早急に方向性を示すべき課題と掲げられ、現在熊本市で検討されている。し

健康・福祉

かし、事業費、採算性の課題があり、県としては、適切な空港方面へのアクセスについて、引き続き検討したい（知事）。③（ア）熊本都市圏の路線バスの見直しについて、国、県、熊本市ならびにバス事業者による熊本都市圏バス路線に関する検討会議を九月二十九日に立ち上げた。この検討会議では、平成一五年度内に競合路線を見直し、実施に移したい。バス路線網全体の見直し、バス運行体制の見直しは、年度末を目標に進めたい。（イ）利用者ニーズの把握は、平成一六年度に実施したい。アンケート調査、利用者代表を交えた会議の開催など、その実施方法は、検討会議で詰めたい。（三）熊本空港駐車場の用地を国から県などが取得または借り入れて経営することは、国が管理するほかの空港の駐車場の管理状況の関係から、事実上難しいのではないかと（企画振興部長）。

（一）①県内における男女別、年齢別喫煙者の現状はどうなっているのか。②たばこの煙は人の健康に具体的にどのような影響を与えているのか。③県は喫煙対策にどのように取り組んでいるのか。（二）①中山間地域における要介護者の通院介助についてどのように考えているのか。②福祉コミュニティ特区における有償運送サービスの現状について聞きたい。（三）①（ア）ハンセン病とはどういう病気なのか（堤）。（イ）ハンセン病問題に対する今後の取り組みについて聞きたい（馬場、堤）。（ア）株式会社アイスターのホームページの「恵

楓園入所の方々の人権問題と宿泊拒否問題に関しては別々の問題」、（イ）「恵楓園入所の方々であると知ったのは直前であり、ホテルの認識不足もあって、他のお客様との調整を取る時間がなかった」ので「ホテル業として当然の判断であった」、（ウ）「予約から二か月近くの間、ひた隠しにしていた県側に責任がある」との三点の記事内容に対する県の考え方を明らかにすべきと考えるが（馬場）。③（ア）ハンセン病患者の宿泊拒否問題について、国が消極的な姿勢を正すことを県に求めたいが。（イ）県作成のパンフレットが旅館などには渡っていたのだから聞いてほしいとの声があった。この点も含めて、県としての認識や今後の取り組み、決意等を聞きたい（松岡）。

これらに対する健康福祉部長の答弁は、次の通りであった。

（一）①県内の喫煙率は、平成一三年度の健康づくりに関する意識調査の結果では、男性四四・八％、女性七・八％、全体で二五・一％。男性は三十歳代で六三・四％と高く、女性は二十歳代が一五・七％と高い。②喫煙が健康に及ぼす影響は、厚生労働省の調査によれば、男性の喫煙者は非喫煙者に比べ、肺癌^{がん}四・五倍、食道癌二・二倍、喉頭癌三〇倍以上である。妊婦の喫煙は、未熟児出産や流産、早産等の原因となることが明らかになっている。禁煙の効果は、肺癌の死亡率が三分の一以下、男性の喫煙率を四分の一に減らせば、脳卒中は半分に減少することもある。③五月一日の健康増進法の施行に伴い、受動喫煙防止対策を進めるため、たばこをテーマにした健康づくり県民会議を九月に開催した。県庁舎での喫煙対策は、庁舎

における喫煙対策方針に基づいて、空間分煙を進め、健康福祉部では、一〇月一日から執務室のあるフロアでの禁煙を独自に始めた。(2) ①国土交通省は、NPO法人や社会福祉法人等の移送事業について、タクシー事業の許可がなくても認める方向と聞いており、中山間地域の通院等介助にも有効と、その実現に期待している。国庫補助事業の外支出援サービス事業に取り組む市町村も、平成一五年度は、一四年度に比べ一二市町村増え、合計の四四市町村となる見込みである。②福祉コミュニティ特区での有償運送サービスの取り組みは、中山間地域の通院等介助でも有効で、四月二日に認定を受けた後、運営協議会を開催し、運営指針を策定している。その後、社会福祉法人砥用町社会福祉協議会が、九州運輸局熊本運輸支局から道路運送法に基づく許可を得て、障害児や要介護高齢者等を対象に九月一日からサービスを開始した。事業開始後三か月間で延べ二〇一人の利用があり、利用者の中には、新たに就労が可能となった障害を持つ子どもの保護者も出てくるなどの効果も聞いている。福祉コミュニティ特区以外でも、県内では、菊池市が一月二〇日から有償運送サービスを開始しており、さらに玉名市でも、一月二八日から有償運送サービスを可能とする特区の認定を受けている。(3) ①(ア)ハンセン病に関して次の三点で説明した。第一に、遺伝する病気ではなく、感染症であること、第二に、治る病気であること、第三に、非常に感染しにくい病気であること。(イ)県のふるさと訪問事業で、ハンセン病患者がアイレディース宮殿黒川温泉ホテルから宿泊

を拒否される事態が発生したことを受け、県では、ホテルを経営する東京の株式会社アイスターに再三にわたって説得を行ったが、ホテルの宿泊拒否の方針は撤回されなかった。これは人権侵害として極めて遺憾なことで、一月一八日に熊本地方方法務局へ通報し、その事実を公表した。今回の件は、国民や県民のハンセン病に対する正しい理解が十分浸透していなかったことの表れで、県でも、この点を率直に反省し、より一層の普及啓発に努めたい。②(ア)ハンセン病患者を理由に宿泊拒否が行われており、まさに重大な人権侵害に当たる。(イ)旅館業法第五条では、伝染性の疾病を除いて、宿泊を拒否することができない旨規定されており、この旅館業法違反で、熊本地方法務局と連携の上、告発状を提出した。(ウ)恵楓園の人々が宿泊することは、予約の中でホテル側に伝えており、県がひた隠しにしていたという事実は全くなく、説明が必要と考える発想事態が偏見に基づいている。③(ア)国への働きかけは、知事が、一月一九日に法務省人権擁護局長、二〇日には坂口力厚生労働大臣を訪問して経緯を説明し、今後国と県が連携して対応していくことを確認した。国の平成一六年度予算に向けた国の施策等に関する提案で、普及啓発の充実強化を要望しており、引き続きハンセン病問題対策の充実を求めたい。(イ)県では、啓発パンフレットの配布、熊本のハンセン病関係資料展や「あつい壁」の映写会の開催等、普及啓発に努めてきたが、このような人権侵害が二度と起こらないよう、より一層普及啓発に努めたい。今後、啓発パンフレットを増刷し、旅館組合等

にも配布したい。

環境

(1) ①環境立県くまもととして、最重要課題の有明海、八代海の再生をはじめ、水などの環境問題にどのように取り組むのか(竹口)。②水環境の重要性を県民や事業者に訴えるためには、熊本県環境基本計画の柱として水環境の保全を打ち出すべきと考えるがいかがか。(2) 水俣湾埋立地の百間排水路の堆積土砂の処理が必要と考えるが、現在どのような取り組みをしているのか(吉永)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①有明海、八代海における海域環境の悪化は県の重要な環境問題の一つで、水質汚濁の防止や多様な生態系の回復策等を、県計画に沿って実施し、関係県にリーダーシップを発揮しながら取り組みたい(知事)。②水環境の保全は、熊本県環境基本指針の中で、健全な水環境の維持、回復、地下水の量と質の保全、きれいな川と海づくりという三つの方向性で示している。熊本県環境基本計画の中では、水源涵養機能の維持と増進、水質汚染の防止、川や海の浄化等の施策を掲げ、水環境保全対策に取り組んできた。県民生活や産業活動の上で、水環境の保全はますます重要で、今後の環境基本計画の見直しでは、水環境の保全対策の考え方を反映したものにしたい(環境生活部長)。(2) 平成一四年二月、水俣湾埋立地の百間排水路の土砂の調査で、環境基準を超えるダイオキシン類を含む土砂が検

出された。このため、県では、一四年度に、汚染原因の究明や汚染範囲の調査を実施し、水俣湾内の百間船だまりでも環境基準を超える土砂の存在が判明した。国は、汚染土砂の処理方法を検討し、一五年三月に港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針を取りまとめ、一五年四月発足の水俣湾底質ダイオキシン類対策検討委員会で土砂の適切な処理方法の検討を進めている(土木部長)。

土木・建築

(1) ①公共事業で、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、工事検査体制の確立等の諸対策を講じることを前提に、入札制度の改革をすべきではないか。②身近な生活道、自転車道、歩道の整備などの公共事業に力を入れて取り組んでほしいがいかがか。③公営住宅の改修、新規建設、さらに、民間の需要を促進するためのリフォーム助成制度を求めたい(松岡)。(2) ①小国町中原トンネルの改良では、中学生や高校生、高齢者等の安全確保を図るために何らかの対策が必要と思うが。②俵山トンネル開通に伴う県道熊本高森線の未改良区間のうち、とくに幅員の狭い久木野村上二子石から白水村両併間、高森町大字高森津留の改良見通しについて(堤)。③阿蘇中部広域農道の早期着工に向けた今後の取り組みについて(佐藤)。(3) 大規模災害時における応急対策として、地元の建設業にもボランティアで出てもらうような組織をつくり上げたかどうか(船田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①県では、公共工事に係る入札契約制度について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づいて、予定価格の事前公表、入札監視委員会の設置、格付基準の公表等に取り組んできた。今後とも入札契約制度の改善を検討したい。②公共事業は、道路整備、河川・砂防事業、県営住宅事業等、県民生活に密着した事業として進め、公共施設の整備は、ユニバーサルデザインの考えや住民参加による計画策定など、県民の視点に立つて取り組んでいる。③県営住宅は、県全体の住宅総数が世帯数を上回っており、建て替え事業に重点化している。今後の新規整備は、市町村の実施が望ましい。民間住宅のリフォーム対策は、住宅金融公庫融資制度と連携し、住宅情報の提供や相談窓口の設置等に取り組んでいる。(2) ①県道南小国上津江線は、中原地区の湯田集落から国道212号に向かって整備し、約一、七〇〇mが改良済みで、現在七〇〇mを整備している。平成一五年七月には、中学生の通学路としてトンネル改良の要望が提出されており、交通弱者の安全を確保するため、緊急性の高い中原トンネルの調査を行いたい。②県道熊本高森線の久木野村上二子石から白水村両併間は、平成一四年度から六〇〇mの用地買収を進めており、用地確保ができれば一六年度から工事に着手予定である。高森町の津留地区も、一〇月に事業説明会を行ったところで、一六年度内に用地買収に着手したい(土木部長)。③平成一四年度から一五年度にかけて、阿蘇谷を横断する基幹的な農道の必要性の見直し作業を行い、阿蘇中部広域農道の整備が適当と判断した。今

後、事業計画の策定に向けた基礎調査を検討したい(農政部長)。(3) 水俣市での土石流災害では、地元土木建設業者による道路の復旧や救助活動が大きな助けとなった。平成一年に発生した台風18号災害も同様で、災害時の県管理の道路、河川の応急対策では、地域振興局等の要請で地元土木建設業者がいつでも迅速に対応する体制を整えている(知事)。

商工業

(1) 新事業の創出に向けた、起業化や地域企業の新分野進出などへの支援について(吉永)。(2) 企業局では、長年電気事業のノウハウもある。今後の風力等の新エネルギー開発の取り組みについて(佐藤)。(3) ①ハローワークのコンピュター整備について。②県の職業紹介について(小早川)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 起業化や新事業創出のための人材育成では、創業者セミナーを実施し、平成一四年一〇月に旧運転免許センターをそのインキュベーション施設として整備した。資金調達では、財団法人熊本県起業化支援センターで四二件の直接投資を行い、創業者向けの制度融資や経営革新計画への低利融資等を実施している。技術開発では、工業技術センターでの技術指導や助成事業等を行い、産学官連携による共同研究への補助事業等も実施している。販路開拓では、熊本ベンチャーマーケットのほか、平成一六年二月六日から八日まで、グランメッセで環境・福祉ビジネスフェアを開催する予定である。経営革新では、一一年

七月の中小企業経営革新支援法施行以来、県内一二六社の中小企業の経営革新計画を承認して新分野進出等への支援を行い、フォローアップにも努めている（**商工観光労働部長**）。(2) 企業局は、風力や水力を利用した発電の開発可能性を調査してきた。このうち、風力発電は、平成八年度から県内一四か所で風向や風速などの調査を実施しているが、とくに阿蘇町の車埦地点では、風力発電事業の採算性の目安の地上高二〇mでの年間平均風速が毎秒五・八mを超える良好な結果が得られている（**公営企業管理者**）。(3) ①コンピュータによる求人検索システムは、混雑の解決に大きな役割を果たすもので、すべてのハローワークでの早急な整備を国に働きかけたい。②地方公共団体の無料職業紹介は、ハローワークと地方公共団体の二重行政を防ぐために、その対象を地方公共団体の附帯的なものとされている。このため、どのような形で関与が効果的かを判断した上で対処したい（**商工観光労働部長**）。

農林水産業

(1) ①WTO農業交渉と食糧自給率の向上に向けて、今後県としてどのように対応するのか。②牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の制定に伴う対応について（**堤**）。(2) ①農村地域における農業集落排水事業の推進について。②潤いと自然を取り戻す土地改良事業の推進について。③ふなっこの育つ環境づくり、安全面に配慮した事業への取り組みについて（**佐藤**）。(3) トマト黄化葉巻病対策

の実施では、一戸一戸の農家にまで周知を図り、撲滅に至るよう徹底した防除対策を進めることが重要で、その具体的取り組みについて（**馬場**）。(4) ①（ア）イ業振興について、海賊版「ひのみどり」の対策を今後どう進めていくのか。（イ）ほかの農産物も含めて今後どのような対策を考えているのか。②助成基準価格の引き上げを含めた平成一六年度以降の豊表の価格安定制度の継続について（**小早川**）。(5) ①（ア）県南集中豪雨災害の被災では、今後どのように農地の復旧を行うのか。（イ）多くの農家が農機具やトラックなど、営農に必要な施設や機械を失い、今後の営農再開のめどが立たない被災農家をどう支援するのか。②県南集中豪雨災害を踏まえ、山地災害防止対策を今後どのようにするのか（**吉永**）。(6) 社会全体で森林を守るための新たな財源確保が必要ではないか（**佐藤**）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①県は、ミニマムアクセス米の数量削減や特別セーフガードの創設等が盛り込まれるよう、国に要望したい。食糧自給率の向上に寄与するため、県農業計画に沿って、安全で高品質な売れる農産物づくりを進めたい。②県では、すでに生産から消費までのシステムが稼働する取り組みが行われ、南阿蘇畜産農協では、以前約二〇〇頭だったあか牛の産直頭数が約三〇〇頭へと順調に増加している。また、JAくま、熊本県酪連等でも、同様の取り組みを始めた。(2) ①農村地域の農業集落排水事業は、農村の生活環境の改善を図る観点から重要で、平成一五年六月に熊本県生活排水処理施設整備構想を取りまと

めた。②潤いと自然を取り戻す土地改良事業の推進では、土地改良法の改正を受け、各地域に環境情報会議を設置し、地域住民や有識者等との意見を事業計画へ反映させる仕組みを構築した。(3) トマト黄化葉巻病の対策では、緊急病害虫防除対策会議を設置し、一二月にトマト黄化葉巻病防除指針を策定する。一二月下旬から二月中旬の防除運動月間で、ハウス内の害虫の一斉防除や被害株の除去等の蔓延防止を図りたい。防除では、地区ごとに防除班を編成し、ハウス栽培農家の防除の徹底が図られるよう進めたい。被害農家には、経営再建や減収補填のための融資制度を創設し、一二月中の資金貸付けに取り組みたい。(4) ①(ア) 中国での「ひのみどり」無許可栽培は、業者への聞き取りやサンプルのDNA鑑定等からはば間違いない。このため、関稅定率法に基づく輸入差し止めの申し立てが最も効果的と判断し、一二月二日、長崎税関を通じて全国九税関長に申立書を提出した。(イ) 県が育成した他の農産物でも、品目ごとのDNA鑑定技術の開発など、将来を見通した対策を講じること、県のブランド農産物を守りたい。②現在の価格安定制度は、イグサ・畳表産地の構造改革期間中の平成一六年度まで適用されるもので、引き続き継続されるべきと考えている。現行の助成基準価格一、二二〇円は「ひのみどり」のシェアが一割に満たなかったセーフガード暫定措置期間の市場平均価格に基づいており、今後、国で価格安定制度が検討される際、基準価格の見直しなどについて国に働きかけたい。(5) ①(ア) 復旧上の技術面や被災農家の要望を踏まえ、被災していない周

辺農地等も取り込んだ区画整理を併せて行うこととして、現在、県が事業主体の農地災害関連区画整備事業を国に申請している。(イ) 農業被害や被災前の経営実態もさまざまであるため、被災農家が求める復旧支援の内容も多様である。このため、水俣市と連携し、現地の集落に向いて被災農家一戸一戸の経営実態や意向を聞き、今後の営農再開に向けた相談活動の準備を進めている。この中で、再び被災前のような営農ができるよう、技術指導等の支援を行っていく(農政部長)。②県内に約三、三〇〇か所点在している山地災害危険地区は、緊急に点検を実施し、対策が必要な箇所では早急に保安林に指定するなど、森林整備を進め、緊急度に応じて谷止め工などの治山施設も計画的に整備する。(6) 国では温暖化対策税が検討されており、平成一五年七月の中間報告で、その使途の一部を森林整備に活用することが適当とされ、現在、その創設に向けた説明会が全国で展開されている。県でも税を含めた新たな財源確保について検討したい(林務水産部長)。

教育

□。(1) 教育のさらなる振興を今後どのように推進するのか(竹田)。(2) ①(ア) 小学校一年生への三五人学級導入の評価について。(イ) 二年生へ三五人学級を導入した場合に学級数はどのくらい増え、それに対応する経費はいくら必要になるか。②教育長答弁を踏まえ、知事の考え方を聞きたい(鎌田)。(3) ①教職員の飲酒運転の防止について、努力してほしいが。②教

職員に対する記章の着用について、市町村の教職員も全部付けてほしい（船田）。（４）①総合型地域スポーツクラブと地域体協との役割分担はどうなるのか。②体育施設の活用について。③総合型地域スポーツクラブの運営では、当面、資金の助成や事務局の確保などが必要なのではないか、県として柔軟に進めていくべきではないか（渡辺）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）熊本の子どもたちがこれからの社会を担っていく人間として育っていくために最も大切なことは、就学前教育の充実と義務教育の充実である。とくに就学前から小学校前期までは、人間形成の基礎をつくる重要な時期。ここを土台に、小学校後期以降の学校教育で、確かな学力と豊かな心の向上を図ることが重要である。これらの教育の実を上げるためには、教職員の資質向上が重要で、併せて、市町村教育委員会の充実、学校評議員制度の普及など、教育環境の整備充実も必要である（知事）。（２）①（ア）五月末の県内全小学校一年生のアンケート調査等では、担任教師から、一人一人の子どもの確に把握できるようになった、子どもたちから、先生と話がたくさんできて楽しいなどの報告を受けており、基本的な生活習慣の確立に結びついていると考えている。（イ）平成一六年度、小学校二年生に三五人学級を導入した場合の概算経費は、四〇人学級編制した場合と比較して六二学級増加の見込みで、この増加分を単純に人件費に換算した所要額は、約二億四、八〇〇万円と見込み、来年度の一年生に伴う人件費の見込み分の約

二億一、二〇〇万円を合わせると、約四億六、〇〇〇万円となる（教育長）。②小学校の一年生と二年生は、教科や学習内容等の面からも、密接で切り離せない連続性がある。来年度から、小学校二年生への三五人学級の導入に取り組みたい（知事）。（３）①教育公務員の飲酒運転の防止は、職員一人一人の自覚はもとより、管理職の役割と責任が非常に大きいものがあり、一〇月にあらためて飲酒運転の撲滅に取り組むよう通知した。②教職員の記章を、教育に携わる職員としての品位を保持することなどを目的として、平成一五年度から導入し、着用も定着している。市町村教育委員会からは導入を希望する意見も寄せられており、任命権者としての立場から、小中学校の教職員への記章導入ができるよう検討したい（教育長）。（４）①総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までが、各人の好みや競技レベルに応じてスポーツを楽しむことができる新しい形態。平成七年度から文部科学省でモデル事業が開始され、平成一二年度策定のスポーツ振興計画で、全国各市町村に少なくとも一つを育成する目標が掲げられている。活動のための資金も含め地域住民の自主運営を基本に、スポーツを核とした新たな地域づくりを目指すものである。一方、地域体育協会は、住民の健康増進や体力の向上を目的とした各種のスポーツ大会やスポーツ教室を開催するなど、地域のスポーツ振興に多大な貢献をしてきた。現在、県には一一の総合型地域スポーツクラブが設立されており、それぞれ地域体育協会と協力しながら活動を行っているが、地域によっては、より以上の連携を求められていると

ころもある。②地域のスポーツ施設の利活用では、既存のスポーツクラブとの混乱が生じないよう、施設の利活用を図るための方策を考えたい。③総合型地域スポーツクラブは住民の自主運営を基本としており、県として財政的な支援はなかなか難しいが、広域スポーツセンターの指導者の巡回指導や人材養成等で育成に努めたい（教育長）。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第6号 平成15年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

【説明】 補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 補正予算案は、一月二六日に上程、一月四日、各常任委員会に付託され、一月二一日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

馬場成志厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、介護保険料の金額について質疑があり、執行部から、菊水町四、九〇〇円が一番高く、五木村二、八七〇円が一番安い、菊水町は施設サービス利用者が多いため、五木村は介護サービスが充実せず介護認定率も低いためとの答弁があった。これに対し、委員から、もう少し踏み込んだ検証が必要との指摘があり、執行部から、検証したいとの答弁があった。委員か

ら、デイサービス事業や訪問介護の競合について、地域の偏在性を考慮し、行政指導する姿勢が必要との意見があった。委員から、高齢者虐待防止等普及啓発事業に関連して、虐待の内容等について質疑があり、執行部から、八月の実態調査で相当数が判明した、在宅介護支援センターだけで一五一件の相談を受けた、虐待は、殴る、叩く等に加え、世話の放任や監禁等も報告されているとの答弁があった。委員から、ハンセン病患者宿泊拒否問題について、ホテル名の公表など、県の対応は的確だったが、公表の基準についての質疑があり、執行部から、今回は、極めて重大な人権侵害で、県が事実を把握したこと、黒川温泉への影響等を判断した、基準は今後勉強したいとの答弁があった。委員から、宿泊拒否したホテルを擁護する意見があるのではないかとの質疑があり、執行部から、県のホームページへの意見書き込みや県担当課への電話でホテルの行為を正當と主張する意見もあるが、電話の応対では、基本的な人権にかかわる問題で理解してほしいと相手方に説明している、電話は一日十数件で、県外から匿名の場合が多いとの答弁があった。委員から、問題の業者のホームページを見ると悪かったという気持ちがないと受け取られるが、どう考えるのかとの質疑があり、執行部から、啓発が足りなかった面もあり、短期的なもの、中長期的なもの等を整理し、啓発に取り組みしたいとの答弁があった。関連して、委員から、学生の頃から啓発することが重要で、マスコミの協力も必要、今後は前向きに啓発を進めてほしいとの要望があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の

通り可決することに決定した。

(経済常任委員会はなし)

篠崎鐵男農林水産常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、トマト黄化葉巻病対策の緊急防除対策会議、地域防除班の体制等について質疑があり、執行部から、緊急防除対策会議は一二月以降に設置し、被害防止ができるまで継続の方針で、地域防除班は農家代表、普及センター、市町村、JA担当者等で構成し、農家個々まで情報提供や巡回を行い、防除対策に取り組むとの答弁があった。関連して委員から、緊急的な病害虫にも同様に体制整備、危機管理をしてほしいとの要望があった。委員から、非共販農家の資金申し込み窓口の取り扱いについて質疑があり、執行部から、JA以外に、肥後銀行、熊本ファミリー銀行、信用金庫でも対応できるよう調整中との答弁があった。委員から、トマト黄化葉巻病の被害状況の総括について質疑があり、執行部から、主要な栽培地帯の玉名、宇城、熊本、八代を中心に発生している、今年度は、発生が山手の特徴があり、被害総額は約一億円との答弁があった。委員から、死亡牛のBSE検査の実施予定頭数について質疑があり、執行部から、年間三、四〇〇頭を予定し、二月一日〜六日に五三頭を検査したとの答弁があった。関連して、委員から、感染牛が見つかるなど、影響が懸念されるので、消費拡大のキャンペーンだけでなく、BSE対策が十分とられていることをもっとアピールしてほしいとの要望があった。委員から、中国産「ひのみどり」畳表の輸入問題について、別の名称で入るこ

とも考えられるとの質疑があり、執行部から、今回の輸入差し止めの申し立てにより、中国産「ひのみどり」を使った畳表の輸入が水際で阻止され、大きな警鐘になるとの答弁があった。関連して、委員から、輸入業者が独自開発と主張した場合についての質疑があり、執行部から、外観上判定できない場合はDNA鑑定を行う、「ひのみどり」は他品種にはないDNA配列があり、科学的にチェックできるとの答弁があった。関連して、委員から、中国での栽培規模について質疑があり、執行部から、現在、イグサの栽培面積は熊本県一、七八三ha、中国九、七八五haで、このうち「ひのみどり」は、熊本県五〇〇haであるが、中国八〇〇ha程度との推測もあるとの答弁があった。関連して、委員から、中国産「ひのみどり」は入っているのかとの質疑があり、執行部から、中国産「ひのみどり」の畳表の確認はないが、すでに流通している可能性はあるとの答弁があった。関連して、委員から国外流出の原因調査は行わないのかの質疑があり、執行部から、水際での輸入阻止に努め、製品が入った場合は種苗法に基づき対応したい、育成者の権利問題は啓発活動に努めたいとの答弁があった。関連して、委員から、今回の申し立てに対する中国側の反応についての質疑があり、執行部から、セーフガード暫定発動の際に設置された日中農産物貿易協議会交渉の中で、農林水産省から種苗法の強化等を中国政府に伝えているが、今のところ反応はないとの答弁があった。委員から、価格が低下している農産物がある、農業共済制度の見直しが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、

国で所得補償制が検討されているとの答弁があった。委員から、養殖トラフグの生産履歴の認証について、申請の三六業者のうち一五業者が適合しなかったとのことだが、安全、安心の観点からどう考えるかとの質疑があり、執行部から、一部で認証できなかつたのは、年度途中の立ち上げで、認証要件の作業日誌等が整わなかつたため、ホルマリン使用ではない、今後はすべてが認証できるよう指導していくとの答弁があった。委員から、川辺川利水事業について、農家の意向が正確に反映されるものとなるよう気をつけてアンケートを実施してほしいとの要望があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

坂田孝志建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告

委員から、本妙寺山緑地公園の和解までの経緯と今後の公園整備計画について質疑があり、執行部から、昭和四八年頃、民間業者の墓地開発計画があり、県に墓地経営等の許可申請があつたが、地元反対や風致地区で不許可処分とした、相手が処分取り消しを求めて提訴し、一番で県は敗訴したが、二番で和解勧告があり、昭和五六年に和解となつた、和解条項で、土地開発公社が一旦取得し、緑地保全地区とするため県が将来買い戻すこととなつており、今回取得するものである、公園整備は、現況を保全しながら、散策路や東屋など、必要最小限の整備を考えているとの答弁があつた。委員から、工事入札で落札価格が同額の場合、くじ引きで落札者が決まる、今後くじ引きばかりで落札者が決まると、業者は受注量の見込みができず、倒産も

出るのではないかと質疑があり、執行部から、平成一四年度にくじ引きで決まつたのは工事件数の約五％である、今後状況を見ながら対策を考えたいとの答弁があつた。委員から、継続工事に配慮した随意契約などは考えないのかとの質疑があり、執行部から、何年も同じ場所で工事が続く場合は継続工事だが、発注では適切な業者を指名しているとの答弁があつた。委員から、熊本駅周辺整備事務所は、連続立体交差事業が主たる業務だが、地元住民の相談窓口になるべきとの質疑があり、執行部から、熊本駅周辺整備は、企画振興部と土木部が連携して取り組んでいる、地元の相談には今まで以上に横の連携を図りながら対応したいとの答弁があつた。委員から、県営住宅の入居申し込み状況、今後の建設予定について質疑があり、執行部から、一、一〇〇世帯の入居希望のうち二〇〇世帯が入居している、県内住宅総数は世帯総数の一・一倍で、住宅戸数はほぼ充足の状況で、現在、県営住宅は建て替えに重点を置いている、入居希望者については、持ち家からの住み替え希望者や市営住宅との重複申し込み等があり、詳しく分析したいとの答弁があつた。委員から、県の住宅供給公社は、早期に廃止した方がよいとの質疑があり、執行部から、今後新規地区の宅地分譲事業には着手しない方針で、既存団地の早期販売に努めているとの答弁があつた。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

船田直大文政治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、警察署に拳銃射撃訓練ができる場所はあるのか

との質疑があり、執行部から、県内の警察署には一か所もない、今後新築する際に検討したい、現在特殊訓練弾を使用して各警察署で訓練しており、実弾訓練は、警察学校内の拳銃射撃場で定期的な訓練を実施しているとの答弁があった。委員から、宇土市には宇土交番があるが、全国各市で警察署がないのは一、二か所である、地元の強い要望もあり、富合町との合併後は、交番を警察署にしてほしいとの要望があった。委員から、車内のチャイルドシートの使用現況について、検挙されたら点数が引かれるのかとの質疑があり、執行部から、今年五月の調査で本県での使用率は六〇％、全国が五一・七％で、全国で一〇位であった、違反点数は一点で、今年の検挙数は三〇〇件を超えているとの答弁があった。委員から、中学校、高等学校での性感染症への取り組みについて質疑があり、執行部から、性感染症については、中学校では保健の学習やエイズ教育に関連づけて実施している、高等学校でも避妊法、人工妊娠中絶等に関連づけて実施しているとの答弁があった。委員から、民間団体や関係各課とも連携して、教育現場でも進めてほしいとの要望があった。委員から、天草工業高校の結核の集団発生について、県内の状況についての質疑があり、執行部から、生徒には投薬治療を実施しながら、経過観察中である、そのほか集団発生はないとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

小杉直総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、県立大学の清掃業務について、専門的なもの以外の清

掃は、学生自らが行うように大学への働きかけはできないのかとの質疑があり、執行部から、質問の趣旨を大学にも伝えたいとの答弁があった。委員から、公的個人認証サービス開始で県庁内の人事体制を見直す必要はないのか、サービスが完全稼働するとどのようなサービスになるのか、国の交付税措置等はあるのかとの質疑があり、執行部から、事務的には、委託先の認証機関への直接送信のため、県庁内に新たな事務は発生しない、電子証明書を発行された者は、インターネットで二四時間申請ができ、メリットがある、県の負担に交付税措置はあるとの答弁があった。関連して、委員から、インターネットでは改ざんされるおそれがあるが、改ざんされた場合、県の責任は発生するのか、問題が発生した場合はどう対応するのかとの質疑があり、執行部から、県が責任を負うが、事務を認証機関に委託するため、損害賠償は認証機関に求償することができる、問題が生じた場合、当該市町村を経由して認証業務情報の開示請求を行えるとの答弁があった。関連して、委員から、サービス開始で問題が生じないよう、市町村と連携してほしいとの要望があった。委員から、宝くじの運用を県では把握しているのか、時効金はすべて県の収入になるのかとの質疑があり、執行部から、県配分分は、歳入歳出予算に計上し、公共的な事業に充てている、時効金は、発売実績等に応じて案分して配分されるとの答弁があった。委員から、手数料条例の改正について、貸金業の登録申請手数料は全国一律かとの質疑があり、執行部から、各県とも登録審査の事務量が増えるので、手数料が見直される、

改定に当たっては、国が定めた標準政令で設定されるので、横並びとなると思われるとの答弁があった。関連して、委員から、例えば手数料を高額に設定するなど、安易に登録できないようにすることも検討してはどうかとの要望があった。委員から、本会議で知事の、危機管理の専門家を平成一六年度中に配置するという答弁があったが、どの程度検討が進んでいるかとの質疑があり、執行部から、災害や有事立法に備え、一六年度に具体化できるよう、最終調整中との答弁があった。委員から、アジアナ航空の国際線について他県との連携が必要で、今後の取り組みについての質疑があり、執行部から、熊本から韓国に出ていく人の需要の掘り起こしが重要で、その取り組みを進めたい、現在国際線は一路線のみで、他の路線について取り組みたい、アジアナ航空が就航する福岡県、宮崎県との連携も図りたいとの答弁があった。委員から、これまでの問題点を把握した上で市町村合併に取り組む必要があるのではないかとこの質疑があり、執行部から、問題は正確な情報が住民まで届いているのかで、首長と議会の連携、信頼関係が重要との答弁があった。委員から、県立大学の地方独立行政法人化のスケジュールについての質疑があり、執行部から、法人化も含め基本方針を策定する必要があるとの答弁があった。関連して、委員と協議していく必要があるとの答弁があった。関連して、委員から、法人化した後、保護者や学生への負担が増えないよう、授業料は県独自の考え方で決めてほしいとの要望があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認

することに決定した。

各常任委員長の報告後、一括して採決され、その結果、各常任委員長の報告の通り可決または承認された。

2 条例等議案

- (1) 議案第10号 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の制定について

【説明】熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関し必要な事項を定める必要があるものとして提案された条例案。

- (2) 議案第14号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 国道324号道路改築(有明1号トンネル) 工事、工事内容 トンネル工、契約金額二六億四、六〇〇万円、契約の方法 一般競争入札

- (3) 議案第15号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 国道324号道路改築(須子1号橋上部工) 工事、工事内容 橋梁上部工、契約金額 六億四、四七〇万円、契約方法 指名競争入札

- (4) 議案第18号 町の廃置分合について

【説明】市町村合併により葦北郡田浦町および芦北町を廃し、その区域をもって葦北郡芦北町を置くこととする。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第6節 平成16年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一六年二月一七日

閉会 平成一六年三月三日（会期一六日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（三月三日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長 西岡 勝成 辞職 児玉 文雄 就任

副議長 前川 収 辞職 早川 英明 就任

常任委員長

総務 中原 隆博 厚生 荒木 義行

経済 小杉 直 農林水産 馬場 成志

建設 篠崎 鐵男 文教治安 坂田 孝志

特別委員長

3 議員の異動

常任委員会

総務

◎中原 隆博

○井手 順雄

高野 誠一

平野みどり

守田 憲史

溝口 幸治

◎荒木 義行

○松田 三郎

島田 幸弘

田上 泰寛

堤 泰宏

水室雄一郎

経済

◎小杉 直

○小谷 邦治

荒木 詔之

船田 直大

築森 守

鎌田 聡

農林水産

◎馬場 成志

○吉永 和世

松村 昭

渡辺 利男

城下 広作

九谷 弘一

建設

◎篠崎 鐵男

○中村 博生

倉重 剛

村上 寅美

松岡 徹

池田 秀男

財政対策

高野 誠一

交通対策

廃棄物対策

前川 収

有明海・八代海再生

村上 寅美

坂田 孝志

島津 勇典

大西 一史

杉森 猛夫

早川 英明

重村 栄

西岡 勝成

岩中 伸司

佐藤 雅司

八浪 知行

前川 収

永田 昂生

山本 秀久

福島 和敏

池田 和貴

文教治安

◎坂田 孝志 ○藤川 隆夫 古閑 三博

吉本 賢児 鬼海 洋一 竹口 博己

荒木 章博 松永 真一 小早川宗弘

特別委員会

財政対策

◎高野 誠一 ○篠崎 鐵男 古閑 三博

杉森 猛夫 吉本 賢児 田上 泰寛

大西 一史 築森 守 氷室雄一郎

藤川 隆夫 松田 三郎 松永 真一

溝口 幸治

交通対策

◎坂田 孝志 ○荒木 義行 山本 秀久

倉重 剛 松村 昭 渡辺 利男

小杉 直 荒木 章博 平野みどり

小谷 邦治 九谷 弘一 佐藤 雅司

小早川宗弘

廃棄物対策

◎前川 收 ○馬場 成志 八浪 知行

島津 勇典 鬼海 洋一 堤 泰宏

城下 広作 吉永 和世 松岡 徹

池田 秀男 永田 昂生 池田 和貴

有明海・八代海再生

◎村上 寅美 ○中原 隆博 西岡 勝成

島田 幸弘 竹口 博己 岩中 伸司

井手 順雄 鎌田 聡 福島 和敏

中村 博生 重村 栄 守田 憲史

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月17日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
20日	本会議	一般質問
23日	本会議	一般質問
24日	本会議	一般質問
25日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
26日		特別委員会
27日		常任委員会
3月1日		常任委員会
3日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会は、平成一六（二〇〇四）年四月四日に知事選が実施されることから、骨格予算の内容について審議が行われた。主な質疑内容は、国の三位一体改革による県財政再建策や市町村合併、鳥インフルエンザへの対応、有明海の再生、釈迦院ダム工事中止に伴う地域への対応、九州新幹線の工事と熊本駅周辺整備等である。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成15年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	可決
2	平成15年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成15年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成15年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成15年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成15年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成15年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成15年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
9	平成15年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成15年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成15年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成15年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
13	平成15年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	〃

14	平成15年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決
15	平成15年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
16	平成15年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
17	平成15年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
18	平成15年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
19	平成15年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
20	平成15年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	〃
21	平成16年度熊本県一般会計予算	〃
22	平成16年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
23	平成16年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
24	平成16年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
25	平成16年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
26	平成16年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
27	平成16年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
28	平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
29	平成16年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
30	平成16年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
31	平成16年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算	〃
32	平成16年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃

33	平成16年度熊本県林業改善資金特別会計予算	可決
34	平成16年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
35	平成16年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
36	平成16年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
37	平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
38	平成16年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
39	平成16年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
40	平成16年度熊本県病院事業会計予算	〃
41	平成16年度熊本県電気事業会計予算	〃
42	平成16年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
43	平成16年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
44	熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
45	熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
46	地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
47	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
48	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
49	熊本県公債管理特別会計条例の制定について	〃
50	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃

51	上天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決
52	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
53	熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
54	熊本県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
55	熊本県立保育大学条例の一部を改正する条例の制定について	〃
56	熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の制定について	〃
57	熊本県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
58	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
59	熊本県特定食品衛生条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
61	熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
62	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の制定について	〃
63	熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
64	熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
65	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃

82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	
工事請負契約の締結について	工事請負契約の変更について	平成15年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する市負担金について	財産の減額貸付けについて	財産の減額貸付けについて	財産の処分について	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例の制定について	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

39	38	37	36	(決算認定議案)		96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	
平成14年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	平成14年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	平成14年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	平成14年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(12月定例会継続審査事件)			監査委員の選任について	監査委員の選任について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	上天草市の公平委員会の事務の委託を受けることについて	包括外部監査契約の締結について	工事請負契約の締結について	工事請負契約の変更について	工事委託契約の変更について	工事請負契約の変更について	工事請負契約の変更について	可決
〃	〃	〃	認定			〃	同意	〃	〃	〃	〃	承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

40	平成14年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	認定
41	平成14年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
42	平成14年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
43	平成14年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
44	平成14年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
45	平成14年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
46	平成14年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
47	平成14年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
48	平成14年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
49	平成14年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
50	平成14年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
51	平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
52	平成14年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
53	平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	〃
54	平成14年度熊本県病院事業会計決算の認定について(シ)	〃

55	平成14年度熊本県電気事業会計決算の認定について(シ)	認定
56	平成14年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について(シ)	〃
57	平成14年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(シ)	〃
58	平成14年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(シ)	〃

(議員提出議案)

1	高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書	可決
2	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃
3	熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例の制定について	〃
4	郵政事業民営化に当たっての意見書	〃
5	教育基本法の早期改正を求める意見書	〃
6	地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書	〃
7	イラクへ派遣された自衛隊の即時撤退と追加派遣中止を求める意見書	否決
8	七兆円の国民への負担増中止を求める意見書	〃
9	輸入牛肉の安全性確保に関する意見書	可決

3 知事の提案理由説明

潮谷義子知事は議案説明に先立ち、最近の県政の動向について次のように述べた。国は三位一体の改革として、平成一六年

度は、一兆円規模の国庫補助負担金の廃止、縮減、これに伴う地方への税源移譲等、地方交付税の総額一兆二、〇〇〇億円の削減を行う方針である。本県はこれによりおおむね六〇億円が税源移譲される一方で、地方交付税および臨時財政対策債を合わせ、一五年度に比べて三〇〇億円を超える額が減少するものと見込んでいる。予想を超える大幅な削減となったが、県としては、この改革にあらためてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えている。また、九州新幹線鹿児島ルートの新八代―鹿児島中央間が三月一三日に開業することとなり、今後、開業効果を最大限に生かしながら、県内各地域の振興に結びつける。川辺川ダム事業では、ダムの目的である灌漑について、利水訴訟の国側敗訴を受け、新利水計画の策定を進めており、県としてもこの新利水計画策定に重点的に取り組むとともに、住民討論集会において議論を深めていきたい。

次に、平成一六年度予算案について、次のように述べた。一六年度当初予算は、来る四月四日に知事選挙が実施されることから、骨格予算として編成している。このため、緊急に取り組むべき施策および年度当初から始まる新たな制度に要する経費を除き、人件費や扶助費等の義務的経費、経常的経費および継続的事業を中心として計上するにとどめている。この結果、一般会計予算総額は六、一六〇億円となり、一五年度当初予算額の八〇・五％となっている。主な内容は、まず依然として厳しい県内の景気・雇用情勢を踏まえ、雇用対策と中小企業対策を必要経費として計上した。災害対策では、昨年の県内集中豪雨

災害の教訓を踏まえ、防災体制の整備、防災情報システムの整備、各種災害情報の県民への積極的な提供等、防災体制の充実強化に取り組む。市町村合併の推進では、三位一体の改革の進展に伴い、市町村ではさらに効率的な行財政運営が求められることを踏まえ、財政支援措置を定めた現行の合併特例法期限である一六年度末までに合併が成就するよう支援する。また、制度的に年度当初から対応するものとして、国が進めている国民保護法制の整備に対応し、県として、県民の生命・財産を保護するための避難、救援等に関する計画の策定に取り組む。ほかにレジオネラ症の発生防止、被災世帯へ住宅再建資金を支給する制度創設に必要な経費等を計上した。

次に、知事は、継続して取り組むべき施策に必要な予算について、次のように述べた。まず、総合調整関係では、政策・施策・事業の成果を評価、検証し、予算や人員の効率的な配分を生かすため、新たに公共事業の事前評価に取り組むこととする。福祉関係では、こども総合療育センターについて、国の障害者プランに位置づけられた本県の拠点的な療育機関として整備を進めており、肢体不自由児および知的障害児の通園施設が今般完成することに伴い関係条例の改正を提案する。少子化対策では、次世代育成支援対策推進法の指定を受け、県として行動計画の策定に取り組むとともに、市町村の計画策定の支援に努める。農業関係では、本県農業振興のための柱と位置づけているくまもと21農業振興運動を継続して、次の新たな運動の展開に向けて準備を行う。懸案のトマト黄化葉巻病対策については、

引き続き関係機関と一体となって、被害防止に向けた総合的な予防対策を講じる。教育関係では、三五人学級編制を本年度の小学校一年生に引き続き、来年度から新たに小学校二年生へも導入する。またいじめ・不登校対策として、スクールカウンセラーの中学校への配置等を進める。警察関係では、国の地方警察職員定数の見直しに伴い、本県では二五五人の警察官が増員されることを踏まえ、関係条例の改正を提案する。

最後に、知事は平成一五年度補正予算案について次のように述べた。一般会計歳出予算の主な内容は、国庫補助事業等の内示増減や事業量の確定等に伴う予算補正、新規高卒者等の雇用創出支援対策、海上人命安全条約（SOLAS条約）改正に伴う重要港湾のテロ防止のための保安対策に必要な経費等を追加した。これらにより、一般会計の補正額は一五五億円の減額となり、今回の補正の結果、平成一五年度一般会計予算額は七、六一九億円となる。

二月二五日、松岡徹議員（日本共産党）から、議案第21号平成16年度一般会計予算にかかわる三五人学級について、昨年五月末に実施した小学校一年生の担任、保護者等に対する三五人学級についてのアンケート結果内容と、平成一六年度より導入する計画となっている小学校二年生までの三五人学級の意義について質疑が行われた。これに対して、**教育長**から、アンケート結果から、三五人学級導入校では、基本的な生活習慣の確立、学び方が速い時期に身につくとの評価が上がっている、小学校

二年生への導入については、一年生で身につけた生活習慣や学習習慣をより確実なものとして定着させるための措置であるとの答弁があった。

4 一般質問及び答弁の要点

二月二〇日に荒木義行（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、城下広作（公明党）、二三日に松田三郎（自由民主党）、岩中伸司（新社会党）、永田昂生（自由民主党）、二四日に守田憲史（自由民主党）、大西一史（無所属）、重村栄（自由民主党）、二五日に平野みどり（県民クラブ）、小谷邦治（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のように質問を行った。

三位一体の改革と財政運営

（１）これから先、予算増が見込めず、一方で高齢化等を背景に福祉・介護・医療等の義務的経費が増加することが予想される状況において、今後の歳出予算のバランス、予算重点化をどのように図っていく考えか（**荒木義**）。（２）三位一体の改革については①今回国から示された地方にかかわる一六年度予算には啞然とした。知事はこの事態をどのように捉え、かじ取りを進めていくのか。また、熊本における中期財政見通しと健全化計画の見通しを伺う。②地方交付税の配分が減少する中で、県は市町村との事業や財政の流れについて再検討する時期に来ていると思っているが、いかがか。③今後教育費にかかわる費用がすべて税源移譲されたとしたら、住民税をベースとして計

算すると、本県の場合、マイナス四〇％となる。やはり義務教育に関しては、国庫負担の堅持を図るべきではないか。④県内には、住宅供給公社等、県財政に影響を及ぼしている多くの出資等外郭団体が存在する。長野県では現在、団体の必要性について議論が行われているが、本県においても、出資等外郭団体検討委員会を設置して、議論を進めてはどうか（鬼海）。③知事就任後四年間の大部分は、財政再建にエネルギーを投じたと思っているが、現時点における財政再建化計画に対する認識を伺う（城下）。④平成一六年度予算は、肉づけ予算の編成で大幅な財源不足となることが明らかになっているが、財政調整基金の取り崩しだけでの対応では限界がある。今後の財政運営の取り組みを問う。⑤県では、臨時財政対策債と減税補填債を除いても、平成一四年度末現在高一兆一、二八一億円になっており、県民一人当たり約六〇万円と多額である。今後の県債発行についての考えを伺う（守田）。⑥①昨年六月議会で知事は三位一体改革に関して国に、地方の意見が十分反映されるように意見を述べると答弁しているが、これまでどのような対応をしてきたのか。②三位一体の改革の内容および国の姿勢に対する知事の評価を伺う。また改革が与える影響について。③改革によって財政健全化計画はどのように影響を受けるか、また計画を見直す考えはあるか。④行政改革に与える影響と現在進めている行政システム改革プランの見直しについて。⑤改革による県内市町村への影響と県が果たす役割は。⑥今回の予算案は、知事選を控えているために骨格予算での編成となつて

いる。しかし現実的に、知事選直後には肉づけ予算の策定に取りかからなければ間に合わない状況にある。現時点での肉づけ予算の方向性を問う（大西）。

これに対する知事の答弁は次の通りである。

①県政において、何を優先してやっていくのかと問われると、福祉の増進においても経済との連動性を持たせて図るべきだと考えている。また本県は高齢化率が高いことから、その支え手である子どもたちをしっかりと育てていくことが、今後の県勢発展の基盤づくりになると思っている。②①中期財政見直しについては、地方財政制度が大幅に変わるため、中期にわたる歳入の見直しを立てることは難しい。県としては、流動しながらもできる限りの見直しを示していきたいと思っている。また、財政健全化計画については、これまで県議会をはじめ県民の理解と協力のもとで取り組んできた結果、このたびの地方交付税等の大幅な削減にも、少なくとも来年度は何とか対応できるのではないかと考えている。県では、県政全般についても、地域経営という視点を持って、県行政改革と財政改革を進めるために、来年度から新たに行財政改革を総括する担当部署を設置して、しっかりと取り組んでいきたい。②今回の改革により、市町村の財政運営は非常に深刻な状態になると思っている。このため、市町村合併による行財政運営の強化は重要であり、現行の合併特例法の期限を控えて、より一層の取り組みが必要と考えている。県としても積極的に市町村合併に対しての支援を進めたい。③義務教育費国庫負担制度は、国が義務教

育にかかわる教職員の給与等の二分の一を負担する制度であるが、今後の制度の見直しに当たっては、単なる財政負担の転換とならないよう引き続き国に働きかけていきたいと考えている。

④財政対策特別委員会が出資団体等の見直しについて活発な議論をしており、その中で、財政援助を含めた県の関与のあり方、さらには団体の統合、廃止等、抜本的な見直しの意見が出されていると聞いている。県としては、今後出資団体等の具体的な見直しの方法について検討を進めたい。(3)これまでの三年間、県議会や県民の理解と協力の下、全庁を挙げて財政健全化に取り組んだ結果、歳入の確保、歳出の抑制の両面にわたる、計画に掲げた目標数値を上回るなど、県独自で取り組める事柄については相応の成果を上げた認識している。(4)財政状況が厳しさを増す中、単に歳出の抑制だけではなく、税財源の涵養を図るといったバランスのとれた行財政運営が重要になると考えている。県経済の基礎を支える農林水産業の振興や商工業の振興等による県内経済の活性化、県民生活安定のための福祉・環境・教育の充実強化、社会資本の整備をはじめ将来の県勢発展のための基盤づくりなど、各施策の優先度を峻別し、徹底した重点化と効率化に努めたいと考えている。(5)県債残高が累増しない財政体質を構築するため、本年度は臨時財政対策債と減税補填債を除いた通常債の新規発行額は、過去に発行した通常債の償還元金を二〇〇億円程度下回る額に抑制した。今後の予算編成においても、当然県債残高が累増しない適切な公債管理に努める。(6)①国に対しては、国庫補助負担金の

廃止、縮減に当たっては、まず国と地方の役割分担のあり方を見直すとともに、地方の裁量権の拡充につながらない廃止、縮減は行わないこと、それから税源移譲に当たっては、地方消費税や個人住民税の基幹税で行い、その規模は国庫補助負担金の廃止、縮減に見合ったものとする、それから、地方交付税の改革に当たっては、国の財政再建を優先することなく、財源保障機能と財源調整機能の意義、これを十分尊重して行うことを強く求めたところである。②国庫補助負担金の廃止、縮減の内容および決定までのいきさつについて疑問点が残るとともに、これに伴う税源移譲も十分ではなく、また地方交付税や臨時財政対策債が唐突かつ大幅に削減されるなど、三位一体の改革が目指した地方分権の実現にはほど遠い内容になったと思っている。また本県への影響については、地方の計画的な財政運営を著しく困難にするもので、財政保障の役割を担ってきた地方交付税が大幅に削減されることは、地方団体の基本的な行政サービスの安定的な提供を損なうものであると考えている。③改革によって健全化計画で目指していた平成一七年度までの計画期間内における財源不足の解消は見込めなくなっている。今後、これまでの健全化計画の取り組みに加えて、歳入、歳入の構造や予算編成のあり方を含む新たな視点からの見直しが必要と考えている。④来年度から新たに行財政改革を総括する担当部署を設置して、組織体制の強化を図ることとしている。その中で、行政システム改革プランの考え方を踏まえながら、緊急かつ重点的に取り組むべき課題を早急に絞り込んで、取り組ん

でいきたいと考えている。⑤改革が県内市町村に及ぼす影響については、鬼海議員の質問(2)②で答弁した通りである。次に、県の役割については、まず国は外交、防衛等、国家として存立にかかわる事務等に専念し、そのほかの行政サービスで地域に密着した事務については、住民に最も身近な市町村が県に優先して担う必要があると思っている。県は、市町村の区域を超える広域的な事務、国と市町村や市町村同士との連絡調整事務、高度な技術や専門的な能力を先導的に提供していく事務を行うことが必要であると考えている。⑥平成一六年度予算の方向性については、新規、政策的な事業を計上する一六年度前半の補正予算、つまり肉づけ予算において、私としては、本県経済の基礎を支える農林水産業の振興、商工業の発展および税財源の涵養という観点からの県内経済の活性化、県民生活の安定のための福祉、環境、教育および治安の充実強化、社会資本の整備等の将来の県勢発展のための基盤づくりなどの方向性に沿った対応が必要であると考えている。

行政問題

(1) 県外の企業から、本県は各種許可申請に時間がかかりすぎると言われている。企業誘致を進めて財政の改善を図るには、許可可事務手続きの簡素化、迅速化のための人員配置を検討すべきではないか(荒木義)。(2) 熊本労働局は来年三月で、鹿本出張所を菊池公共職業安定所に統合するとしていたが、さらに再来年三月末までに荒尾公共職業安定所と天草公共職業

安定所牛深出張所を廃止する方針を明らかにしている。完全失業率は四・九%と高く、職業安定所の存続は重要である。県としてもこれら三つの職業安定所の存続に向けた働きかけを願う(岩中)。(3) この四年間、県民から寄せられた意見や要望の中で、とくに多かった意見は何か。また、そうした意見や要望が県の施策に反映された事例はあるか。(4) このまま市町村合併により市町村数が減少すれば、地域振興局の対応業務の内容も減少するのではないかと考えているが、平成一七年四月からの地域振興局の業務内容と組織の再編について問う。(5) 小泉内閣の、民間でできることはできるだけ民間に委ねるという考え方の下、指定管理者制度が進められているが、県は、本制度をどのように受け止めているのか。また民間参入が可能な施設とはどこを想定しているか(城下)。(6) 職員への要請や要望等の働きかけを文書化し情報公開することについては、これまでほかの議員からも要望が行われてきた。文書化と情報公開によって、職員が情報共有することにより、的確な対応ができ、無理な口ききや働きかけを抑制することもできる。すでに導入している自治体もあるので、本県においても制度化を強く求める。(更問) 今の答弁の内容はこれまでのものと同じで残念である。職員からは、現在厳しい財政状況の中においても、相変わらず採択レベルで、議員からの横やりが入ってきて、心理的に仕事を進める上で大変という声が聞かれる。やはり徹底的に県政で何が起きているのかを県民に知ってもらおうよう努めることが県政の信頼につながらんと思っているので、知事の再

答弁を求める（平野）。（7）公営住宅の管理に今後民間事業者も参入できるようにあるが、効率化が追求される民間委託できめ細やかな対応ができるのか心配している。また熊本都市圏の公営住宅は、自治体や住宅公社等ではばらばらに管理されており、入居者の利便性から考えると、公的な団体による一元管理が望ましいと考えている。県には今後きめ細やかな対応と一元管理ができる体制をつくっていただきたい（要望）（小谷）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）答弁なし。（2）出張所等の存続を望む声が上がっていることは承知しており、地域の経済・雇用情勢を踏まえ、求職・求人等に関し、住民サービスの低下につながらないように、先般熊本労働局長に対して強く要望を行った。今後とも、国に対して、公共職業安定所の十分な機能確保に向けて強く働きかける（商工観光労働部長）。（3）知事への直行便、電子メールによる提言広場に寄せられた主な内容として、川辺川ダム問題やハensen病を理由とした宿泊拒否問題がある。ほかにその時々々の県政における課題に関する意見が寄せられている。また施策に反映した事例としては、障害児を持つ母親からの切実な要望があったことが、夏休み障害児預かり事業や看護師派遣事業への創設につながっている。（4）来年度、市町村合併の枠組みを十分見極めながら、地域振興局の体制について具体的な見直しを進める予定である。地域振興局の再編統合は、それぞれの地域の拠点機関の存廃にかかわる重要な問題であり、この見直し作業の中での検討課題と考えている。（5）指定管理者制度は、

施設の管理運営という行政サービスをより効率的に推進するための有効な手段の一つと認識している。他県において、都市公園や観光物産施設、研修センター等について、一部導入が予定されていることから、本県でもこれらに類似する施設は参入が見込まれているのではないかと考えている。（6）要望等があった場合、文書化の有無にかかわらず、真摯に受け止め、県政に生かせるものは生かし、困難なものは、その理由を的確に説明して理解してもらう姿勢が重要であると考えている。県では、これまで県政の透明性を高めるための取り組みを行ってきたが、今後も県民が主役の県政であることを念頭に置き、工夫を加えながら、県民に信頼される県政の運営に努めたい。（更問）この件については、大変悩ましい問題を含んでいると思っている。私は、県職員はいろいろな人からの話があったときに、それに対して真正面からきちんと答えていく能力があり、政策にかかわるプロセスの大事さを認識しているものと信じている。もし仮に、口きき的なことにかかわっているということがあれば、情報公開の中でそのプロセスを明確にしなければならないと考えている（知事）。

市町村合併問題

（1）市町村合併については、市町村の自主性を重視するのか、今後の市町村合併の進め方について問う（荒木義）。（2）人吉・球磨地域の市町村合併は、昨年四月にあさぎり町が誕生して以来、川辺川ダム問題も絡んで、進展していない。（3）今後、とく

に人吉・下球磨地域における合併について県の考えを伺う。②県としてしかるべき時期に、首長に対して、合併の是非について明確な回答を求めるべきではないか。③県が最初に示した枠組み、六市町村と三町村ではなく、近隣の二団体による小規模合併であっても県は支援する考えはあるか(松田)。(3)来月、新たに上天草市が誕生することとなり、同市は市町村建設計画を立てて、合併後の方向性を示している。しかし、三位一体の改革による地方交付税等の削減により同計画が着実に進むのか懸念している。①市町村建設計画の意義を問う。②同計画に掲げられた事業に対する県の支援について(小谷)。宇城西部五町では、新たな法定協議会の設置を求める住民請求や合併の可否について住民投票条例の制定を求める直接請求が住民から提出されている。また、富合町議会では宇土市との合併について廃置分合議案が否決されている。このように今になって、住民や議会から反対等の声が挙がっているが、今後の三位一体の改革により行財政運営は厳しくなると思われるので、県としても適切な情報提供や助言を行って、市町村合併を推進するよう要望する。また、今年一月一六日に、熊本県町村会、熊本県町村議会議長会から、来年度予算の編成が困難ということから、特段の配慮を求める要望書が出ているので、県には個々の団体に応じた適切な財政に関する助言を願う(要望)(守田)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 地方分権という流れの中で、市町村が自らの判断と責任で地域の将来を選択する、これが基本であると考えている。

県としては、各市町村の合併協議会を回って、よりよい選択をするよう支援したい。(2) ①人吉・下球磨地域は高齢化率が二七・八%と県平均を五%も上回っていることから、合併の必要性が高い地域であると考えている。県としては、合併協議に向けた主体的な動きが始まるように、市町村長や議員だけではなく、地域住民も含めて、忌憚(きたん)のない意見交換の機会をできるだけ多く持ち、合併に向けた方向性を見いだしたい。②現行合併特例法に経過措置が設けられる予定であることから、そうした動きも注視しながら、四月ごろまでには市町村自身の明確な意思を確認する。③合併の枠組みについては、市町村自身が関係する市町村と十分に話し合う中で固まっていくものであると考えており、それぞれの市町村が選択した枠組みを支援することが重要であると考えている(知事)。(3) ①市町村建設計画は、合併後の新しい市町村の姿や施策の方向性を示すマスタープランとも言えるべきものと考えている。またこの計画は合併関係市町村間の合意事項であり、変更を行うには議会の議決を必要とするため、合併後のまちづくりや行政運営に当たって、当然に遵守すべき重要な指針になると考えている。②県、市町村ともに財源の確保など厳しい状況下にあるが、計画の中に位置づけられた施策や事業については、県としても、市町村と協議し、できる限り優先的、重点的な実施に努め、合併市町村の着実なまちづくりを支援したい(総務部長)。

川辺川ダム問題

(1) 川辺川ダム建設は、福島譲二知事の急逝を受けて潮谷知事が就任してから、当選翌日の環境アセスメント発言、知事の発案による住民討論集会の開催によって、ダム反対派の間に意識の変化が現われたと思っている。そして昨年五月の福岡高裁の国側敗訴判決で利水計画が中断してからは反対派が主導権を握っているという状況である。潮谷知事のこの四年間は、ダムについては福島県政の継承だったかについて何う。また治水、利水を含めたダム問題についての総括を聞かせてほしい。(2) 知事は知事選に向けてマニフェスト的なものを出す意向のようであるが、この中に川辺川土地改良事業を入れる考えはあるか。また入れるとしたらその内容は(松田)。

これに対する知事の答弁は次の通りである。

(1) 川辺川ダムの問題については、県政を預かる立場の知事として、これまでの県と地元のかかわり、歴代の知事、県議会における判断等を十分踏まえ、尊重しながらこの四年間対処してきたところである。治水対策に関しては、漁業権補償が二度にわたり否決されたことを受け、県民に向けた議論を行うことも行政の責務と考え、討論集会を開いて、県民に見える形で科学的検証を実施している。また五木・相良両村の地域振興に関しては、ダム本体工事の着工ができない状況の中で、生活基盤整備が連動して遅れてはならないと考えており、学校の移転用地の造成や頭地大橋をはじめとする道路の付け替え等について、国土交通省の責任において早期に完成するよう今後も求める。(2) 選挙公約に川辺川土地改良事業を位置づけるのかと

いう問いには、公選法の差し障りがあると聞いているので、この場で触れることはできない。ただ、球磨地域、とくに北部の畑台地においては、灌漑用水等の営農基盤の整備が十分でなく生産性の高い農業の展開が遅れている状況にあるため、現在土地改良事業の新利水計画の策定を進めているところである。策定作業では、農家からの意見やアンケートにおける回答を踏まえたきめ細かい集落ごとの営農計画を行い、農家の意向を最大限に尊重した新利水計画となるように努めている。

釈迦院ダム建設中止について

(1) 知事は、川辺川ダムで揺れる五木村等に対して、日を当てたいとする思いを表明している。今回の釈迦院ダムの場合においても、建設計画の構想が示されてからこれまでの日々は、そこに住む住民にとって、例えばような重い年月であったはずである。知事は事業の責任者として現地に足を運び、地域の人たちに対して、中止の理由と今後について説明すべきではないか。(2) ①釈迦院ダムに代わる災害対策および上水道水源の確保について。②今後の建設予定地とその周辺地域の地域づくりについて。③今後低用町の地域振興を進めていく中で、中央町と連携した支援について県の考えを問う(鬼海)。(3) ①ダム建設は県が主体となつて進めた計画であり、中止に伴って生じた数多くの課題に対して、県は十分な支援が不可欠であると考えている。ダム中止に対する知事の見解と地元住民への対応を伺う。②中止に伴って生じた課題に対する対応策を問う(守

田。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 今回はやむを得ない理由とはいえ、中止となり、長期にわたるご心労を思うと大変申し訳ない気持ちである。今後の地域のあり方については、論議と意見をいただくようにお願いしているところである。また私自身も住民から直接声を聞くことも考えており、県として、誠意をもってできる限りの対応を行っている(知事)。(2) ①ダム予定地下流域の釈迦院川沿いの状況は、ダム事業着手時と変わっておらず、洪水対策は依然として必要であり、これから地元の声を聞きながら対策を検討する。また上水道水源の確保は基本的に水道事業の事業主体である町で検討するものであるが、県としても技術的な助言等の支援を行いたい。②地域のさまざまな課題の解決には地元の発意が重要であり、現在、地元において今後の地域のあり方について議論しているところである。③県としては、県の関係部局との連携はもとより、県と中央町がしつかり連携して、どのような対策がとれるのかを検討していきたいと考えている(土木部長)。(3) ①ダム建設が中止となったことで、地元住民の不安は本当に大きいものがあると受け止めている。ダム中止後の地域振興への取り組みが今後の重要な課題になるので、県としては、関係部局が連携をとり、地域からの要望に誠意を持ってできる限りの対応を行いたい(知事)。(2)ダム建設予定地周辺の国道をはじめとする社会資本のうち、整備が遅れた部分については、重点的に取り組む必要があると考えている。

また中止に伴う影響が大きいことから、地域振興において対応すべき課題が多いと認識しており、地元や中央町とも連携して、対策の内容を検討する(土木部長)。

九州新幹線の運行と工事に伴う諸問題

(1) 三月一三日、新幹線新八代―鹿児島中央間が運行を開始し、同時に八代―川内間に第三セクター方式の肥薩おれんじ鉄道が営業を始める。①肥薩おれんじ鉄道の事業目的は何か。また経営責任を明確にすべきではないか。②おれんじ鉄道の経営の将来展望と自治体の財政負担について問う。③新幹線利用客の予想について問う。また、新八代と新水俣駅は在来線と離れているが、新幹線開業によって在来線周辺の衰退が進むことが予想されるが、いかがか。(2) 新幹線の玉名トンネルの工事では、玉名市三ツ川の福山地区で、川や井戸水が枯渇する被害が発生している。また開業すると、騒音や振動等が懸念されることから、沿線住民の生活環境を守るための対策を問う。(3) 九州新幹線は、県内事業費だけでも約七、〇〇〇億円と言われている。公害問題や並行在来線への公費支出の問題も含めて、県民の立場に立って、新幹線事業についての所見と事業責任について伺う(岩中)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①事業目的は、地元住民の日常生活上の交通手段としての役割を果たすこと、さらには人の流れを促し、沿線の地域振興に資することである。経営責任は、まずは会社が最善の努

力をすることは当然であるが、県としても並行在来線の存続のために鹿児島県と連携して利用促進策を展開する。②少子化の進展に伴う沿線人口の減少等、厳しい経営環境が予想され、決して樂觀できるものではないと考えている。財政支援が必要となった場合は、県と県内沿線自治体が、それぞれの出資比率に応じて支援することとなっている。③新幹線開業による新規需要も見込まれることから、乗降客全体としては、八代、水俣とも増加するものと考えている。また在来線駅周辺は、新幹線開業を機に、行政や民間団体による地域おこしや駅前活性化の取り組みが行われている。県としてもこうした取り組みを支援したい（企画振興部長）。(2) まず建設過程で発生する渇水等の被害については、鉄道・運輸機構において、適切な対策を講じることとなっており、新八代―鹿児島中央間においてはすでに恒久対策の工事は完了している。また騒音、振動については、できるだけ発生しないよう対応がなされていると聞いている。県としても調査を実施し、国が定めた新幹線騒音の環境基準の達成を検証する予定である（土木部長）。(3) 九州新幹線鹿児島ルートは、地域の均衡ある発展のために必要不可欠な交通基盤であると考えている。また全線開通は、本県経済の活性化に大きく寄与するものであり、引き続き全力を挙げて取り組みたいと考えている。なお、並行在来線と環境対策については、それぞれの担当部長が先ほど答弁したように、県として取り得る対策に万全を期したいと考えている（知事）。

熊本駅周辺整備について

(1) ①県はパークステーション構想を打ち出しているが、その位置づけと具体的な内容を問う。②熊本駅周辺の整備を担当する部署が、いくつか分かれて進められているが、この状況だと駅周辺の一体的な整備どころか、どこがイニシアチブをとって事業を進めていくのか、責任の所在もはっきりせず、また行政にありがちな縦割の弊害も起きる可能性がある。やはり現在の組織体制を早急に見直し、部局横断的に検討できる新たな組織を検討すべきではないか。（更問）知事は今、熊本都市圏振興室の組織を強化すると答弁したが、来年度にはそうした組織が立ち上がって動き出すものと理解してよいか。③現在熊本駅周辺では、連続立体交差事業、街路事業等について準備が進められているが、県民から事業の進捗状況が見えないとの声が上がっている。工事の施工手順や進捗状況について県民に情報提供する必要があると考えるが、いかがか（大西）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①パークステーション構想は、本県の特徴、熊本らしさをアピールしていく構想の中に位置づけており、県都の玄関にふさわしい魅力ある駅づくりを進めたいと考えている。具体的には、バスターミナルの規模や配置、市電の停車場の位置、円滑な歩行者導線等について検討中である。また、森の都熊本をイメージした緑あふれる快適な癒やしの空間をどのように確保するかなども協議している。②県としては、できるだけ早い段階で熊本駅周辺整備に関する今後のタイムスケジュールやビ

ジョンを示せるよう、早急に熊本市圏振興室の組織を強化して、集中的に取り組む体制をつくりたいと考えている。(更問)振興室の組織強化については、機動的、弾力的に行うというもので、新たに組織を立ち上げて行うものではない(知事)。(3)工事の施工手順や進捗状況の情報については、説明会等を通じて関係住民へ説明を行ってきたところであるが、さらに幅広く県民への説明責任を果たすという観点から、例えばホームページを活用するなど、わかりやすい情報提供に努める(土木部長)。

有明海・八代海の再生

(1) 今年一月、九州大学等の調査で、諫早湾締め切り後に有明海潮流が最大三三％減速したことを確認し、諫早湾干拓事業が有明海の異変に影響していることがわかった。有明海再生のためには、異変の原因を徹底的に究明するため、中長期開門による調査を行うべきと考えるが、知事の見解を伺う(岩中)。(2) ①干潟漁場の再生と保全に向けた今後の展開について。②干潟の再生に向けて、現在覆砂が行われているが、これ以上海砂の採取によって覆砂を行うことは環境悪化に影響を及ぼしかねないとして、これに代わる対応策が急務となっている。覆砂の代替案について問う。③海の再生には次の世代にきれいな海を残すのだという沿岸住民一人一人の意識向上が不可欠である。有明海沿岸四県が協働して、沿岸住民の環境保全意識を高め、環境保全活動を促進するための共通のスローガンとして有明海環境憲章(仮称)の制定を提案する。ぜひ知事には他県に

働きかけて実施していただきたい(重村)。(3) ①平成一四年度公共用水域水質測定結果によると、環境基準類型に当てはめた四八河川水域中四一の水域がBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準に達していることがわかった。しかしながら、この環境基準は、県が独自に河川ごとに設定したもので、それに基づいて、その基準を超えれば目標達成と位置づけているシステムであるため、信ぴょう性に疑問が残る。今後は単に環境基準に達したかどうかではなく、各調査時点をBODのワースト順に並べて発表することで、その地点の順位と状況が県民にわかるようにしてはどうか。②海を再生するには、生活排水をいかに抑えるにかかっている。そのためには浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)を進めることが有効な手段であると考えている。浄化槽の整備方式には市町村設置型と個人が設置する方法があるが、市町村設置型は、市町村が管理者であるため排水管理が保証され、とくに整備が遅れがちな既存の住宅への浄化槽の整備が計画的に進むことが期待される。市町村設置型による推進に対する考えを伺う(城下)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。(1) 県としては、有明海再生の方策を見いだすためにも、有明海の環境変化の原因究明を行うことが重要であると認識している。そして中長期開門調査を行う際には、環境への影響に配慮しながら実施すべきと考えている(知事)。(2) ①県では、今後漁場の海水交換を促進する作滯事業により生ずる砂のうち、アサリの生息に適した砂を覆砂に活用する方針である。平

成一六年度は、緑川河口地区において作濤および覆砂の事業を実施するとともに、次年度以降に事業を予定している有明海北部漁場等において、実施に向けた調査を行う予定である。②三重県で実施されている乾燥処理した浚渫土を再利用する実証事業や本県の水産研究センターが行っている漁場改善に関する新たな試験の結果を参考にし、環境に配慮した効果的な干潟漁場の再生策について検討する（林務水産部長）。③県ではこれまで九州ブロック会議等を通じて関係県との意思疎通を図りながら、クルマエビの共同放流や漁業者による海浜の清掃を連携して実施してきた。今後も関係県と連携しながら、今提案があった環境憲章といった手法についても海域環境の保全方策の一つとして、関係県と協議したいと考えている（知事）。（3）①河川の水質調査については、基準値を下回ってもその河川の汚染実態を反映していない場合があり、実態に沿った類型指定の見直しも今後必要と考えている。また、測定値の公表については、汚濁の実態がわかりやすいように、例えば順位づけをするなど、十分に工夫したい。②浄化槽整備については、今後市町村にも積極的に働きかけ、適正な維持管理も徹底できる市町村設置型による整備を重点的に推進したいと考えている（環境生活部長）。

福祉・衛生問題

（1）介護保険制度のスタートに伴い、判断能力の衰えた人の意見を代行補完する成年後見制度と日常的な金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業がスタートした。しかし、成年後

見制度は司法書士の団体やリーガルサポート等が頑張っているが、報酬の面で厳しいものがあり、権利擁護事業も生活支援の充実も停滞している。今後の成年後見制度と権利擁護事業の進め方について問う（守田）。（2）雇用問題について。①ジョブカフェは、政府が若者自立・挑戦プランに基づき、来年度から本格的に実施されるようであるが、ハローワークのように職業紹介だけでなくどまらず、きめ細かなカウンセリングやインターンシップ、実務研修、就職セミナー等、就職が決まるまで総合的に支援する施設である。すでに京都では多くの利用者があると聞いているが、本県ではこのジョブカフェを設立する考えはあるか。②県内には障害者雇用未達成企業が約半数あるが、今後未達成企業に対してどのような取り組みをして改善を図っていくのか。また、他県では知的障害者や精神障害者が持続的に働くことができる環境を整えるために、ジョブコーチ制度を導入したと聞いているが、本県は導入する考えはあるか（城下）。（3）児童虐待防止について。①虐待の危機介入体制における現状と課題について。②保護された子どもに対する支援と親に対する支援について。③予防から回復に至る一連の流れの中で市町村との連携について。④早期発見対応の面での学校との連携について。⑤大阪の中三男子虐待事件を踏まえて、児童相談所や福祉事務所との連携、児童・民生委員やPTAを含めた地域とのネットワーク等の現状と課題について。（4）精神障害を持つ人の地域生活支援について。①昨年三月に策定されたくまもと障害者プランの進捗状況を問う。②ピアヘルパーは、

ホームヘルパーの資格を持った人が、一般のヘルパーと二人一組で精神障害を持つ人の家で家事等を行う支援である。このピアヘルパー導入についての考えを問う（平野）。(5) 性感染症について。①県内のエイズそのほかの性感染症の現状、啓発の状況、さらに今後の対策について。②学校における性感染症教育の取り組みを問う（小谷）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 地域福祉権利擁護事業の推進は、利用者に一番身近な市町村社会福祉協議会の取り組み姿勢が最も重要であると考えている。しかしながら、今年一月現在の利用は一一七件とまだ少ない状況である。今後、未利用市町村の社会福祉協議会に対して、制度の活用を広く働きかける。また、成年後見制度は、この制度の利用を支援する国庫補助事業の活用について市町村に助言するなどして、さらなる制度の普及を図る。加えて、元気なうちに代理人を選任し、財産管理や心身の保護を信頼できる人に任せることができる任意後見制度についても積極的にアピール、啓発したいと考えている(知事)。(2) ①ジョブカフェについては、設置する方向で検討を進めている。具体的には、受託団体について、雇用関係業務に実績のある公益法人を軸に調整を進めるとともに、場所については、ハローワーク併設や、利用者の利益性を踏まえ、ハローワークの出先機関である熊本学生職業相談室との併設を念頭に置き協議を進めている。②県では、本年度から、物品等の調達における障害者雇用企業に対する優遇制度を創設するなど障害者雇用の促進に努めている。

ジョブコーチについては、すでに国の関連機関である熊本障害者職業センターで実施されており、現在県内に一三人のジョブコーチが配置されている(商工観光労働部長)。(3) ①虐待の調査を拒否するなど対応が困難なケースについても、警察をはじめ関係機関の協力や援助を得ながら、立入調査等により子どもの現状確認を速やかに行うとともに、危険が切迫している場合は、まず児童の一時保護を行い、その上で施設入所等の必要な措置を行っているところである。②保護した子どもへの支援については、児童相談所や施設でのケアの充実や被虐待児を受け入れる専門里親の養成等に引き続き取り組む。また親に対しては、養育機能の再生に向けてカウンセリングを実施している。③現在県内二〇市町村で虐待防止に向けてのネットワークが構築され取り組みがなされている。県としては、今後も児童相談所による専門的支援を行い、ネットワークの構築と活動の充実をさらに働きかけたい。④学校との連携については、県内全小中学校に子ども虐待対応マニュアルを配布して、虐待発見のポイントや早期の通告等について周知している(健康福祉部長)。(4) ⑤今回の事件を受けて、各学校において虐待のサインを発見した場合、校長は速やかに市町村教育委員会へ報告するとともに、児童相談所や警察等に通告、相談しながら、問題解決に当たるようあらためて指導したところである(教育長)。(4) ①まず地域生活支援センターは、平成二二年度までの整備目標二一か所に対して、一〇か所、グループホームは二四〇人分の目標に対し九〇人分となっている。さらにホームヘルプは一八年度ま

での目標利用回数四万八、四一五回に対して約一万二、三〇〇回の進捗の見込みである。②ピアヘルパーについては、すでに取り組んでいる自治体の実施状況や課題を把握し、有識者の意見を聞いて勉強したいと考えている。(5) ①県内では、平成一五年末までの累計で、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)患者一五人、エイズ患者一人である。また性器クラミジア感染症は、一〇代から二〇代前半の女性の発症が多く、患者全体の半数を占めている。県では、マスメディアを活用した啓発活動等、さまざまな事業を実施し、とくに本年度の世界エイズデー熊本の開催に当たっては、若者に人気のある歌手グループのコンサートを組み込んで実施したところである。今後も若い世代に対する啓発に力点を置いて事業を進めたい。②学校では保健学習の時間のもとより、学校教育全体を通して行われるように指導している。現在こころの健康アドバイザー事業を行っており、今後性に関する専門家も加え、その協力を得ながら性教育の充実を図る(健康福祉部長)。

地域振興

(1) ①人吉・球磨地域に指定された森林の郷農林業げんき特区における取り組み状況と今後の方向性、さらに支援方法について問う。②現在県内には合計二〇程度の地域再生構想が提案されていると聞くと、支援地域が認定される時期と県の支援策について問う(松田)。(2) 昨年三月、県内地場産業の伝統工芸品である小代焼、天草陶磁器、肥後象眼の三品目が本県で

初めて国の伝統工芸品の指定を受けた。これを契機に各産地団体は自主的にさまざまな活動を展開しているが、財政基盤も弱いため十分な効果を上げるには厳しい面がある。県が考える三品目の振興策を問う。またそれ以外の伝統工芸品の振興策について。(3) 荒尾競馬は、地域の財政、雇用、娯楽に大きな役割を果たし、地方競馬全国協会への交付金の一部は畜産振興に回され、県の畜産振興にも貢献してきた。しかし、荒尾競馬は平成一〇年以降赤字経営が続き、存続の危機に瀕している状況である。①畜産振興の面からみた荒尾競馬の存在意義について。②昭和三〇(一九五五)年に県と荒尾市の間で交わされた覚書では、県からの財政的支援は行わないことになっているが、主催者として今後競馬事業をどのように支援していく考えか。(4) 荒尾競馬では、県知事賞となる火の国賞や不知火賞がある。知事がプレゼンターを務めることで、PR効果は上がるので、潮谷知事の二期目には一度競馬場へ来ていただきたい(要望(重村))。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①現在、徐々にではあるが、人吉、球磨特有の石倉を活用した農家民宿の開設、宿泊型ツーリズム体験の企画や市民農園の開設等、いくつかの市町村で動きが出ている。今後は、効果的に推進していくための組織を立ち上げ、まずは人づくりの支援という観点から、特区制度の周知徹底や各種研修会を開催するなど積極的な事業展開を図る。②地域の再生については、あらかじめ国が地域の要望を踏まえて支援措置を定め、地域が

その支援措置を活用して計画を策定、実施する手法がとられている。現在国は各提案で求められている支援措置が可能かどうか精査中で、二月二七日に具体的な支援メニューを決定する見込みである。今後は、今回決定される支援措置を生かして、各自治体が地域再生計画を策定し、五月に申請、六月には第一次の認定がなされる予定である（企画振興部長）。（2）平成一六年度は、製品の魅力アップを図るデザイン開発事業について補助を行い、全国的に名の売れた工芸品となるよう支援したいと考えている。また、平成一七年一月には、第二二回伝統的工芸品月間国民会議全国大会が熊本で開催される予定であり、この機会を活用して、本県の伝統的工芸品全体を全国にPRする（商工観光労働部長）。（3）①競馬の売上金の一部は、畜産振興のための補助金として交付されており、これらの補助金は、県内の農用馬の振興や阿蘇地域を中心とした公共育成牧場の整備等、本県畜産の振興に貢献していると認識している。②県では、荒尾競馬のホームページと県のホームページをリンクさせるとともに、県民生活総合サイトである「熊本いいねっ」とや県畜産協会の「熊本県畜産広場」からも競馬開催日や競馬の魅力を県民に発信している。今後畜産振興の観点を踏まえ、荒尾競馬の振興および広報に努める（農政部長）。

都市計画とまちづくり

（1）都市計画区域を、市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分ける線引き制度は、平成一二年の都市計画法改

正に伴い、これまでの義務制から一部地域を除き選択制に変わっている。①本県では、熊本市計画区域で、この制度が継続されているが、地域の実情を考えたとき、市街化調整区域の土地、規制のあり方を見直す考えはないか。②農業以外の土地利用を原則禁止する農業振興地域制度の運用について問う（永田）。（2）住宅・福祉・商業という総合的な観点から、例えば商店街という安心できる場所において、一階を店舗、二階以上を高齢者・障害者向けの住宅として整備すれば、高齢者等にとっては買い物の方がよくなり、商業者にとっては固定客の確保につながる。こうした考え方によるまちづくりの可能性について検討してどうか。（3）菊陽町の光の森団地周辺では開発が進んだため、新しいJ-Rの新駅がつけられると聞いているが、設置時期は（荒木義）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①本年五月をめどに市街化調整区域の土地利用方針を含む熊本市計画区域マスタープランを策定中である。その方針を受け、まずは土地利用の現況調査や都市的土地利用のあり方について検討を行った上で、調整区域の本来の目的を損なうことなく、地区計画制度の活用や開発許可制度の運用等について検討したい（土木部長）。②県では、農地の維持、保全に努めることはもちろんであるが、農業以外の土地利用についても、地域の活性化等の観点から適切に対応してきた。今回、市街化調整区域で都市計画法に基づく新たな土地利用の仕組みが検討されているので、制度相互の調整を図りながら、引き続き適切

に対応したい（農政部長）。（２）議員の提案は、事業化には検討すべき課題が多くあるが、商店街活性化のモデルとしては、望ましい方向にあると認識している。県としては、店舗部分については店舗共同化等の高度化事業、住宅部分については高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用も検討しながら支援していきたい（商工観光労働部長）。（３）光の森団地に隣接するＪＲ豊肥線の新駅は、平成一七年度末に駅舎等が完成する予定と聞いている。県としては、一八年中に営業開始できるようにＪＲと協議したいと考えている（企画振興部長）。

農林水産業関係

（１）鳥インフルエンザの対応について。①発生農場から半径三〇kmの移動制限をするのではなく、ワクチンによる感染防止を図るべきである。ワクチンを使えないならその理由を説明してほしい。②万一発生した場合、その農場の鳥は全部殺処分するとなっているが、農場に対する国の手当て、あるいは県の財政支援について問う。③移動制限区域内にある農場の卵と鶏肉は出荷自粛となっているが、その場合の支援策は。④大分県で発生して、現在移動制限等の防疫措置がとられているが、今後の防疫対応について問う（荒木義）。⑤大分県九重町の民家で飼育されていたチャボが高病原性鳥インフルエンザに感染した問題について、知事の所見を伺う（城下）。（２）農業支援センターはＪＡが主体となつて、市町村等の関係機関との連携により、農作業支援、農作業の受委託、農地の流動化等を行い、

さまざまな農家の経営を支援する組織である。当センターの組織図を見ると、県が当センターを支援する形になっているが、その支援内容とは（松田）。（３）米政策推進について。①米政策の改革により、行政主体の生産調整から地域みずからの発想や戦略によつて産地づくりを進めることになったが、地域では従来の転作助成金の仕組みがどう変わるかなど、米づくりの将来展望に不安感を抱いている。県ではこの二月にコメ政策指針を策定中と聞いているが、今後の取り組みを問う。②転作助成金が、水田を利用した作物の産地づくりを進める交付金に変わると聞いているが、県はこの交付金を使った産地づくりをどのように支援していくのか（守田）。（４）天草地域の水産振興について。①昨年八月に、県と県漁連は、ホルマリンの使用防止対策として、養殖トラフグの生産履歴の認証を行う制度を全国で初めて立ち上げ、市場から好評を得ている。しかし、認証トラフグとほかのトラフグでは価格差がなかったことから、今後認証制度をさらに定着させる必要がある。県産トラフグの振興策について問う。②天草地域の漁業者から、最近、イルカが増えて漁獲量が減っているとの話を聞いている。イルカの保護が世界的に叫ばれており、有害生物として駆除することは難しい状況である。イルカ食害の影響と対応策について問う。（５）熊本県林業公社の平成一四年度末の借入残高は二七三億円に達している。将来の公社経営のあり方を視野に入れながら、人的、財政的支援等の再検討、公社そのものの存在を含め、経営改善に向けた取り組みが必要と考えている。今後の経営方針につい

て問う（小谷）。（6）転作田の有効活用と食糧自給率向上を図るため、飼料米の生産を増やしてはどうか。現在輸入トウモロコシの価格とは大きな開きがあるが、研究を進めて、畜産農家が使えるようにしてほしい（要望）（荒木義）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①高病原性鳥インフルエンザについては、牛や豚の口蹄疫等と同じく海外悪性伝染病であり、これらの対策は国家規模で行うことが必要で、国際的な基準では、病気になった鳥をすべて殺して処分することで病気を撲滅することとしている。鳥インフルエンザのワクチンは、病原体の増殖を抑えることで、症状を出なくするタイプとなっている。このため、ワクチンを投与しても被害は少なくなるが、完全に防ぐことはできない。県では発生が少ない限定された段階では、かえって発生の機会を増やす危険があることから、ワクチンを使うことは適当ではないと考えている。②殺処分等に要した経費については、家畜伝染病予防法の規定により、鶏や物品の評価額の三分の一から五分の四の手当金が交付されることになっている。③今回の被害の内容が具体的にどのようなか実態調査を進めて、国への支援要請や農家の経営安定に向けた検討をしたいと考えている。④今後は、愛玩鶏等の飼育者に対しても市町村を通じて情報提供を依頼し、汚染されていないことの確認を行うとともに、正しい情報の提供、消毒の励行等、普及啓発を進める考えである。⑤県では、感染防止に努めるとともに、食の安全・消費生活課に総合相談窓口を設置して、この問題に関する正しい

情報提供を行うので、県民に活用してほしいと考えている（知事）。（2）県としては、農業支援センターが行う事業に対して、市町村、農業委員会等関係機関とともに、当センターを強力にバックアップしたいと考えている。（3）①県では農業団体等と連携しながら、米需給等に係る情報システムづくりなどの体制整備を行うとともに、安全、安心を基本に、良質米、高付加価値米、低コスト米等の消費者ニーズに対応した多様な米づくりを進めることとしている。また、大消費地に対するPR活動やインターネットによる取り引き等の新たな入札制度の活用を推進する。②産地づくりの支援については、集約型や高付加価値型の複合経営等、熊本独自の水田営農モデルを示した水田営農のあり方を策定したところである。今後、地域振興局ごとにプロジェクトチームを設置するなど支援体制を整備し、米と園芸作物等を組み合わせた複合経営や生産組織等、地域の実態に即した担い手の育成を支援する（農政部長）。（4）①現在トラフグの価格は大きさと外見等により決定され必ずしも認証の有無が価格に反映されていないが、養殖トラフグを安全、安心な熊本のブランドとして確立するには、さらに認証制度の定着を図っていくことが必要である。このため、養殖業者には、研修会を実施していく予定である。②漁獲量の減少は全国的な傾向で、その原因は水質悪化、藻場・干潟の減少、乱獲等によるもので、イルカがどの程度影響を与えるかについては、今のところ明らかでない。今後イルカの生息状況や漁業への影響について、漁業者等の意見を聞きながら把握に努めたい。（5）林

業公社は、昨年二月に出された林業公社経営検討委員会の提言を受け、現在、事務事業の改善、合理化等の自助努力のみならず、関係機関等の協力を得ながら、分収割合の変更や農林漁業金融公庫資金の借り換えによる金利低減等、経営改善に取り組んでいる。県としても、公社の公益的、社会的役割を踏まえ、今後の林業公社のあり方について、さまざまな角度から議論を尽くしたいと考えている（林務水産部長）。

商工業・観光の振興

(一) 中小企業の資金調達の問題について。①県の制度融資をもっと活用するために無担保で第三者保証人なしの制度融資をつくってはどうか（荒木義）。②企業再生ファンドは、中小企業、地域再生支援協議会の及ばない点をカバーするために経済産業省が立ち上げたもので、地域経済の再生と不良債権処理を同時に進め、中小企業の立ち直りを組織的に支援するものである。本県においても企業再生ファンド創設の検討を願う（荒木義・鬼海）。③県は中小企業対策として、もし再生ファンドを立ち上げるといふ銀行が現われたら、県は一緒になって始める考えはあるか（鬼海）。(二) ①新幹線をはじめとする高速交通基盤整備の効果を観光面から最大限に活用するためには、地域の観光素材を有機的に結びつけた新たな観光ルートを企画、開発していくことが必要と考えるが、いかがか。②昨年九月に熊本ーソウル線が復活した。外国から訪問する観光客に再度熊本に來たいと思ってもらえるような方策が必要であるが、こう

した外国人観光客受け入れ態勢の整備について（永田）。(三) 有明工業用水道について。①経営状況は非常に厳しいと聞いており、今後抜本的な経営改善に取り組む必要があると考えている。平成一四年度末における一般会計等からの補助金総額、借入金の残高およびその利息の状況を問う。②工業用水の有効活用について問う（重村）。(四) ①平成一四年度九月議会で、土地開発公社の改革について質問したが、その後の取り組みと進捗状況を問う。②住宅供給公社は全国的に厳しい経営を強いられているようであるが、本県の財務状況と収支状況を問う。また今後の経営の見通しは（小谷）。(五) 知事は福祉や教育には思い切って予算を投じて事業を進めるが、商工関係には今一つという声が聞かれるので、もう少し予算の割合を増やしてほしい。また、補助金も交付手続きに時間を要することや、収益が上がった場合に補助金の一部を納付する制度については、改善を願う（要望）（荒木義）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(一) ①県では制度融資の見直しを行っており、金融円滑化特別資金の融資限度額を一企業当たり三、〇〇〇万円から五、〇〇〇万円に引き上げ、融資期間も七年以内から一〇年以内に延長するなど、融資条件を緩和する方針である。議員が提案する無担保、保証人なしの融資については、解決すべき課題があるため、関係機関とさらに協議を進めたいと考えている。②再生ファンドは経営が悪化した企業が経営再建を図る上で有効な手法の一つとして認識しており、ファンド創設には、地方銀行

の主導的な対応が不可欠であり、これに関心を示していた地元有力銀行と協議を進めてきた。結果、地元銀行としては、経営が悪化した企業については、銀行の役員派遣等の支援による自主再建で対応し、必要があれば、既存の県外の再生ファンドと連携していく意向であり、現時点は県レベルでの再生ファンドは創設していない。県としては、地元企業とファンド創設に向けて協議を継続したいと考えている。③県としては、人的な問題があるため、地元金融機関の協力がなければ運営はできないため、ねばり強く金融機関に理解を求める。(2) ①九州新幹線をはじめとする高速交通体系の整備による時間短縮効果を観光面で最大限に活用するためには、広域的な観光ルートの開発が重要であると認識している。このため、県内各地の観光施設、温泉等を結ぶ観光ルートに加え、南阿蘇と高千穂、人吉と霧島といった県境を越えた観光ルートの開発について、旅行会社や航空、あるいは鉄道、バス等の輸送会社へ働きかけを行っている。②今年度から、阿蘇山上の観光案内板を、日本語・英語・韓国語・中国語の四か国語表記に変更するなど、外国人に人気の高い観光地での標識整備等に取り組んでいるところである(「**商工観光労働部長**」)。(3) ①平成一四年末時点で、一般会計からの補助金累計額が約三二億円、また借入金残高が約七一億円で、その利息が約一五億円となっている。さらに電気事業会社からの借入金残高が約五億円である。②県では経営改善を図るため、現在それぞれ日量一万㎡の水源確保を計画している荒尾、大牟田両市の上水道への転用について、庁内の関係部局と

連携して取り組んでいるところである。加えて、河川の水質、水量を改善するための環境利水という視点からの活用策も他県と連携して検討したい(「**公営企業管理者**」)。(4) ①土地開発公社廃止に向けた取り組みは、平成一五年三月に定めた長期保有土地の処分、活用についての処理方針に基づき、新幹線事業用地や本妙寺山緑地は県等で取得し、そのほかの土地は公社が民間へ売却を進めている。②住宅供給公社は、遊休地は抱えておらず、すべての団地はすでに分譲を開始している。これらの分譲資産の含み損は平成一四年度に特定準備金での処理を終えている。また収支状況も、一〇年度から黒字を計上し、一四年度は約四、五〇〇万円の黒字となっている。今後、計画的に分譲事業を推進するとともに、経営および組織のスリム化を進めていきたい(「**土木部長**」)。

道路行政

(1) 熊本市圏東部地域の道路整備について。①県道六嘉秋津新町線は、嘉島町南端の御船川に並行して走る国道445号を起点として、熊本市秋津新町で県道熊本高森線につながる道路であるが、とくに朝夕において著しい混雑が起きている。本路線の沿線には、区画整理事業も計画されており、今後さらに交通渋滞が激しくなると思われることから、早急に嘉島東部から高森線を結ぶバイパスの建設を願う。②県道小池竜田線は、益城町小池の国道443号から熊本市東部を縦断し、龍田町において、旧国道57号、現在の熊本菊陽線に接続する道路である。

一部改良事業が進められているが、益城小池・島田地区は手つかずの状態であり、危険な箇所もあるため、一日も早くバイパス計画を願う。③県道益城菊陽線は、益城町砥川地区と菊陽町の国道57号を結ぶ道路である。昨年俵山バイパス開通後に本路線は迂回路として利用する交通が増加し、渋滞が発生しているため、さらなる重点整備を願う(永田)。(2)現在、JRの東西を結ぶ県道竜北小川停車場線の改良が進行中であるが、この道路が完成すれば小川町から松橋町にかけての渋滞緩和はもとより、住民の利便性向上、産業の振興等に貢献するものと考えられる。当路線の改良事業の進捗状況と今後の見通しを問う(守田)。(3)熊本天草幹線道路について。①平成一四年に松島有料道路が開通し、現在有明町上津浦までの橋梁やトンネル工事が進められているが、今後の整備計画と完成時期を問う。②現在工事中の松島知十ー有明町上津浦間は有料道路にする予定か(小谷)。(4)佐賀県鹿島から熊本市までの有明海沿岸道路については、二期工事の大牟田ー熊本間がまだ計画道路にも上がっていないため、早急に計画路線に格上げを願う。次に、広域幹線道路荒尾海岸線、荒尾長洲線、荒尾南関線は工事が休止している箇所があるので、工事の再開を願う(要望)(重村)。

これに対する土木部長の答弁は次の通りである。

(1)①六嘉秋津新町線は、昨年度から今年度にかけて、県の環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの調査を実施中である。平成一六年度は嘉島東部台地土地区画整理事業の進捗と歩調を合わせ、地域住民の意見を聞きながら、都市計画決定

へ向け作業を行う予定である。②小池竜田線は、現在熊本市沼山津から桜木間二、一〇〇mと小峯地区の七五五mについては、事業を実施中である。益城町の小池・島田地区については、すでに着手している区画の進み具合を勘案しながら、今後事業化に向けた諸調査を行う。③益城菊陽線は、現在県道熊本高森線との交差点付近の用地買収を進めており、今後も地元住民の協力を得ながら早期完成に努める。(2)竜北小川停車場線については、平成一三年度から交通の隘路となっている川尻踏切の混雑解消を図るため、この跨線橋を含む延長六〇〇mの整備に着手し、現在土地所有者の約半数について同意を得ているところである。今後も用地買収を促進し、できる限り早く工事に着手できるように努める。(3)①松島町知十ー有明町上津浦間は、平成一五年度末の進捗状況は六七%で、今後残る用地の買収をさらに進めて、一八年度完成を目指している。②この区間は当初、有料道路として検討してきたが、国の有料道路制度の見直しに伴い、今は無料で供用したいと考えている。

災害・防災対策

(1)危機管理体制の強化について。①国は昨年七月、東南海・南海地震特別措置法を、同年一二月には地震対策大綱を策定し、東京都から宮崎県までの二一都府県、六五二市町村を防災対策推進地域に指定するなど、大規模地震を想定した災害対策を進めている。昨年の水俣土石流災害での初動対応の遅れを踏まえて、本県の大規模地震等に対応した初動体制の確保について知

事の見解を伺う。②昨年九月の議会で、知事は自衛官を防災危機管理体制の専門家として県に受け入れる意向を示しているが、具体的な採用の形態と業務内容を問う（荒木義）。(2) 大規模災害に備えて、広域防災基地を熊本空港周辺に設置してどうか。同基地は、備蓄している食料品、飲料水、医薬品等の物資を搬出する拠点、通信施設等を備えた地域住民の避難施設、県、県警、自衛隊等のヘリコプター等の緊急離着陸場としての機能、支援助資の集積、搬送拠点等といった機能を持ち、県全体をカバーする複合的な施設である。財政が厳しいからといって、決して災害は待ってくれないので、早急に整備する必要があるのではないか。(3) 緑川水系の河川整備について。①秋津川の未整備区間では、ごみ等の不法投棄が目立ち、生活環境の悪化が懸念されている。親水機能を兼ねた環境整備が進めば不法投棄を防止できると思うので、早急な整備を願う。②赤井川は益城町赤井地内で木山川と合流する一級河川である。本年度から流下能力が不足している赤井橋とその上下流の改修工事が行われていると聞いているので、とくに赤井橋上流二〇〇mは湾曲部で流れを阻止しているため改修を願う（永田）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①初動体制の確保については、平成一六年度から、夜間、休日の勤務時間以外に職員が県庁内の防災センターに常駐し、二四時間体制の確保を図ることとしている。またさまざまな状況に対応できるよう、迅速な初動体制の確立に努める。②平成一六年度から、退職自衛官を県の非常勤特別職として採用

し、危機管理監の補佐役として、災害をはじめとした各部署の危機管理対策および国民保護法制における自衛隊派遣に関する調整等の業務を担ってもらうことを考えている。(2) 広域防災拠点施設については、関東を中心とする一七都府県で整備されているが、こうした地域は東海地震、東南海・南海地震の被害が想定されており、特別措置法に基づき、防災対策推進地域に指定されている。本県は、これに指定されていないが、布田川・日奈久断層帯を抱えているため、広域的な防災拠点施設について今後研究を進めたい（知事）。(3) ①秋津川の整備は、本年度に国道443号上流の益城町寺迫地区から宮園地区まで約一、二〇〇mの区間が完了し、地域イベント会場としての利用やボランティアによる河川清掃等も行われている。引き続き、益城町と連携して整備に取り組みたいと考えている。②赤井川の改修については、本年度に赤井橋上流の湾曲部を含めた区間の工事に着手する予定であり、地元の協力を得ながら早期完成に努める（土木部長）。

建設業の振興と課題

(1) ①現在建設業は厳しい状況にあるが、具体的な救済策を問う。②議会でもこれまで議論してきた総合評価落札方式について、そろそろ導入を検討すべきではないか（鬼海）。(2) 建設産業振興プランは、現在パブリックコメントが行われ、今年度中に策定されると聞いている。①同プランに対する土木部長の評価を伺う。またこれを中身あるものにするための方策

は。②同プランの中に企業連携と新規成長分野参入への支援が盛り込まれているが、具体的な内容を問う（松田）。③建設業の不良不適格業者排除対策について。①これまでの対策の成果および今後の方針について。②不良不適格業者の情報入手策は。③格付基準は努力した企業とそうでない企業の差が出るように明確にすべきと考えているが、格付基準の見直しも含めて一七年度の格付方針を問う。④熊本市はすでに電子入札のスケジュールも県に先行して行われる予定であるが、県の電子入札制度導入についての方針を問う。⑤指名制度では行政で指名業者を決めることから、政官業の癒着等の不透明さが指摘されている。システムの透明性を図るため審査会の内容をできるだけ公開すべきと考えているが、いかがか。⑥建設業者は土木部や農政部に向いて名刺を配るなど営業に努めているが、こうした行為は指名制度に影響を与えることがあるか（大西）。

これに対する土木部長の答弁は次の通りである。

（１）①県では中長期的に建設産業の振興を図るために、建設産業業界と連携して、熊本県建設産業振興プランの策定を進めているところである。とくに県内企業の優先活用に関しては、可能なものについてはできる限り県内企業への発注に努めるとともに、これまで建築工事に係る特記仕様書の中に記載していた県産材の利用あるいは下請企業の県内企業の活用についての努力規定、これを土木工事その他の工事についても記載するなど、県内企業の育成強化に努める。②総合評価落札方式については、価格以外の技術力や環境、安全といった価格以外の要素

を総合的に評価した上で、優れた提案を行った企業を落札者とするもので、公共工事の品質を向上させるものと認識している。県では、現在導入しているVE（バリューエンジニアリング）方式に加えて、総合評価落札方式の導入を検討しているが、競争入札の公平性を損ねないよう、対象工事の選定や評価基準の設定等について検討を進めたいと考えている。（２）①熊本県建設産業振興プランは九州では初めてであり、建設産業の育成という視点で建設産業界と行政の役割を明確にし、より具体的な施策を体系的に示すことができた。今後の方針として、プランの実効性を高めるために、当面三年間のアクションプログラムを作成し、具体的な施策や事業に取り組み予定である。②まず企業連携では、合併企業に対して、格付における加點措置や指名における優遇措置を導入するとともに、協同組合等の制度の活用促進について検討を進める。また、新規成長分野参入への支援では、環境リサイクル等の新規成長分野へ進出する先導的なモデル企業に対して、専門アドバイザーの派遣・融資制度の活用等を行うこととしている。（３）①平成一四年度から警察職員を監理課に配置し、営業所への立入検査等を強化し、工事現場の施工体制の確認のため、年二回の一斉点検を実施した結果、一四年度以降、建設業許可の取り消しなどの監督処分を合計で四六件行うなど、成果を上げている。今後監督処分基準や指名訂正要項の運用基準について見直しを行うなど、より厳格な運用に努める。②不良不適格業者に関する情報は、現在県にも寄せられており、違反摘発の参考としている。今後各市町

村と連携して広く情報提供を求める。③平成一七年度の格付については、新たに会社の技術を評価するため、舗装施工管理技術者の資格、建設機械の保有状況およびVE提案の採択状況等を追加項目とした。④電子入札は、熊本県CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）構想において、県と市町村の電子入札システムの共同利用の方針が示されている。⑤指名制度については、現在指名業者、予定価格、指名業者選定理由等を公表しているが、さらに選定理由の公表内容の充実についても、他県の状況を参考にしながら研究を進める。⑥名刺配りなど営業努力については、指名業者の選定に影響を与えるものではない。

治安問題

(1) ①国は治安回復のため、警察官の数を来年度から三年間で、約一万人増員する計画を進めているが、本県にはどのくらいの増員が見込まれているのか。また今後の交番や駐在所の数、配置について問う。②犯罪抑止策として、地域での警察官やボランティア等によるパトロール活動を強化することが有効である。地域の自治体や防犯団体、防犯ボランティア等と連携した防犯活動の状況を問う。また、シートベルト着用日本一運動のように、防犯活動においても何か同じようなことができないか（城下）。(2) ①少年犯罪の防止について。②少年犯罪に対してどのような対策がとられているのか、現状と今後の課題を問う。③少年非行に対する立ち直りの支援体制と被害を受けた

少年への支援状況について。③学校と警察が連携した取り組みについて。④セーフティーパトロール隊等の地域と連携した取り組みの効果と今後の取り組みについて（重村）。

これに対する警察本部長の答弁は次の通りである。

(1) ①本県警察官は二五人の増員が認められており、増員に伴う配置は、パトロールや交番の夜間体制の強化等、緊急に必要な部署に配置する予定である。②自治体、民間ボランティア等との連携強化は、これまでさまざまな取り組みを行ってきた。今後、これらの活動をより効果的に推進するため、犯罪情報発信や民間ボランティアの結成促進、さらには県、市町村における生活安全条例の制定に向け、取り組みを強化したい。また本県では、現在かぎかけ日本一をめざした運動の推進について検討したいと考えている。(2) ①現在少年非行総合対策の推進を県警の重点施策に掲げ、少年の福祉を害する犯罪の取り締まりとともに、関係機関、団体と連携して、街頭補導、有害環境浄化活動、薬物乱用防止対策等を行っている。今後の課題としては、家庭、地域社会はもとより、学校、警察など少年の健全育成を担う関係機関がその役割を十分果たすとともに、お互いの連携活動を強化していくことである。②少年非行に対しては、少年事件の検挙、補導を通じて再非行を防止する働きかけを行っており、被害少年には、肥後っ子サポートセンターが中心となり、継続的なカウンセリングを実施している。③昨年、県学校等警察連絡協議会を設立、本年四月からさらに具体的な連携が推進されるよう、学校・警察相互連絡制度を開始す

る予定である。④犯罪多発地域や学校周辺の通学路等において警戒を行うセーフティーパトロール隊の活動は、犯罪防止等到大いに効果が認められることから、来年度も継続して推進する。

交通安全対策

(1) ①一昨年に改正された飲酒運転の罰則強化の効果は、②夜間における歩行者の安全性向上の対策について(小谷)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①飲酒運転の罰則強化後は、飲酒運転の違反検挙数は前年比で二〇％減少、飲酒運転に起因する交通死亡・傷害事故の発件数も前年比で二〇・八％減少しており、相応の効果が上がっていると考えている(警察本部長)。

②道路管理者としては、道路利用者が交差点状況や交通状況等を的確に把握できるよう、道路照明の整備を行っている。これにより運転手からも歩行者の発見が容易となるなど、交通事故の未然防止に役立つと考えている(土木部長)。

教育問題

(1) ①過疎地域の小規模高校は十分な教育水準が保てないとの指摘は理解できるが、それでも地域の核とも言える公的機関であり、地域でもこれまで真剣に支援してきたと自負している。なんとか存続できるよう、過疎地域における独自の熊本型の教育形態を考えていただきたい。

②今年度、県内では、小中学校合わせて一一校、二二三学級の複式学級がある。複式学

級は一人の教師が同一時間内に二学年の指導をするため、一方を指導しているときは、他方は自習にするなど、指導が徹底しない等の問題がある。県は、複式学級解消に向けて教員の配置を増やしてはどうか。また今後の複式学級の学習指導の充実について問う(小谷)。

これに対する教育長の答弁は次の通りである。

(1) ①現在小規模校においても十分な教育効果が上がるよう取り組みが行われている。まず学習面では、小規模校ならではのきめ細かい指導や豊かな自然を活用した体験型学習等、創意工夫している。また特別活動でも、郷土芸能の伝承、陶芸教室といった活動や、福祉施設での演劇活動等、特色ある学校行事に取り組んでいる。

②複式学級への対応については、中学校では専門性が高くなることから、教員を独自に加配するなどの措置を講じている。また、確かな学力を育むために、徹底して教える徹底指導と、じっくり考えて学ぶ能動型学習とのめり張りのある授業方法を提示して、指導方法の工夫改善を進めている。

人権問題と教育

(1) 国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者に対する宿泊拒否事件を踏まえて、県として、人権課題に対する認識ならびに一層の人権啓発へ取り組む決意について。

(2) 教育委員会においては、教育行政に当たる職員の業務分掌や人事、あるいは小中高校での管理職人事や学校行事や慣行等が、男女平等を

基本としているかという視点で見直す必要があると思っています。男女共同参画事業等を推進するための教育委員会の取り組みについて問う（平野）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）宿泊拒否事件により、あらためて人権とは何かを考えさせられた。私たちは自分の人権を守ることと同じように、他人の人権を侵してはならないことを強く認識したところである。県では、人権擁護委員など関係者あるいは関係機関をはじめ、教育機関、企業等の一層の連携を図り、人権啓発に粘り強く継続した取り組みを行っていきたいと考えている（知事）。（２）男女共同参画社会の推進をはじめ、知事部局と共通する課題で、かつ相互連携のもとに進める必要がある事柄については、担当窓口を定めて各課が連携して推進に努めている。例えば、教育委員会各課で構成する人権教育推進会議や人権教育のための国連一〇年県行動計画推進連絡会議を通じて、管理職研修会の実施等、具体的な施策に取り組んでいるところである（教育長）。

個人情報の取り扱い

（１）教育現場での個人情報について。①県立高校が生徒の同意なしに大学受験の合否結果を予備校に提供していたこと、また交通指導の名目で自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反の情報を同意なしに集めていた件は、個人情報保護条例に抵触するのではないか。また県はこうした個人情報の取り扱いについてどのように指導していく考えか。②県警と県教

委はこのたび少年非行を抑え、被害防止のために相互連絡制度の協定書を取り交わすようであるが、個人情報や情報共有者の範囲の点で不安が残る。今回の協定において懸念される個人情報保護の課題認識について伺う（平野）。

これに対する教育長の答弁は次の通りである。

（１）①交通違反等の個人情報の取り扱いについては、学校は、生徒と保護者に対して十分な説明を行い、同意を得て、運転経歴の証明書等の申請を行っていたものである。今回の情報収集は教育的指導の一環であるため、それをもとに生徒に対する懲戒が行われたとしても、そのことは事故防止や交通違反の抑止という教育目的を達成するものであると理解している。②学校・警察相互連絡制度の運用に関しては、制度の趣旨を逸脱した取り扱いには厳にこれを禁じるとともに、連絡責任者や連絡事項、方法等を特定するなど、個人情報保護条例を重視しながら、適正な運用を図ることとしている。

産業廃棄物処理

（１）使用済み蛍光灯は無機水銀が入っており、この数十年来、リサイクルも進んでいるが、大半が埋め立てと聞いている。今後の使用済み蛍光灯の処理について問う（荒木義）。（２）硫酸ピッチは、軽油引取税を免れるために、重油と灯油を混ぜて、不正軽油をつくる過程で生成されるもので、毒性が強い。この硫酸ピッチの不法投棄が近年増加しているので、本県においても対策が必要と考えている。本県の現状と今後の対策を問う（岩

中。

これに対する環境生活部長の答弁は次の通りである。

(1) 県としては、県内の廃棄物処理事業場に対して定期的立ち入り検査の際に、リサイクル促進を指導したいと考えている。(2) 本県では、硫酸ビッチの不法投棄等の処分はこれまでのところ確認されていない。国はこの問題を含めて、廃棄物処理法を改正する動きがあり、県においても去る一月に、消防、税務など県の関係部局、警察および業界団体等から成る熊本県不正軽油対策協議会を設置し、硫酸ビッチの不適正処分の防止に取り組むこととした。

自衛隊のイラク派兵問題

(1) 小泉政権は、一月一六日、自衛隊先遣隊をイラクへ派兵した。戦闘地域への陸上自衛隊を派兵するのは第二次世界大戦以来である。これからの日本の進むべき道が危険な方向へ動き始めたことを示している。①今回のイラク派兵は日本国憲法との整合性がとれないと考えているが、いかがか。②イラク特措法では、非戦闘地域での活動でなければならぬはずなのに、十分な議論が尽くされず、イラクに派兵されていることに対する見解を伺う。③イラクに大量破壊兵器が見つからない今、この戦争には大義がないため、政府にはイラクからの撤退を要求すべきではないか。(更問) 今の知事の答弁はマスコミ論調の報告のように感じた。もう一度自分の言葉で答弁願う。④去る二月二日、宮崎県の高校生が武力によらないイラク復興支援を

と、小泉総理宛ての請願署名五、三三八人分を提出した。これについて、小泉首相は、自衛隊は平和的貢献をする、学校で派兵の意義を教えるはしい旨の発言をしている。こうした首相の発言に対する教育長の見解を伺う(岩中)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①今回の派兵の決定には、イラク人道復興支援特別措置法に基づいて、非戦闘地域に限定して、あくまでも国際平和を実現し、人道復興支援のために行うものとされている。ただ、これまでの国連主導の枠組みの中で行われたものとは異なる点においては、日本の外交の転機になったとも指摘されている。今後、憲法との関係も含め、日本の国際貢献や安全保障のあり方について、国会での幅広い議論を行う必要があると考えている。②二月上旬の世論調査では、首相の説明が十分でないとする回答が約八割に上っていることから、政府には、引き続き現地の状況、活動内容を含め、広く国民への説明責任を果たしてもらいたいと考えている。③国は、自衛隊の派兵について、あくまで人道復興支援のためということであり、戦争への参加ではないとしている。私は、国連がイラク復興に向けて主体的な役割を果たすことが大事であり、日本も国連の行動に協力すべきと考えている。(更問) 繰り返しになるが、自衛隊のイラク派兵の問題は国の専管事項であり、国はしっかりと詰めた上での今回の決定であろうと思っている。ただ、憲法問題の一つということ、やはり国会でしっかりと論議していくべき役割があると思っている(知事)。④教育基本法では、学校教

育の政治的中立を定めており、県教育委員会としては、教育基本法の趣旨に留意しながら、学習指導要領にのっとった教育が行われるように今後とも努めたい（教育長）。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 財政対策特別委員会

調査事件は、①国の「三位一体改革」への対応に関する件、②独自の財源に関する件、③景気浮揚等に向けた歳出の重点化及び効率化に関する件である。

高野誠一 財政対策特別委員長は次のように述べた。まず、三位一体改革については、平成一六年度政府予算案において、国庫補助負担金一兆円の廃止、縮減、不十分な税源移譲等は、真の地方分権の実現に資するものとは言えず、国に対し積極的かつ具体的に提案、提言を行うこととした。次に、独自の財源に関する件については、法定外税等の全国の実施状況、本県における自主課税の現状と検討状況についてまとめ、あわせて、現行制度の見直しにより地方税源の充実が図られるものとして、三つの委員会意見を国に提言する。次に、景気浮揚等に向けた歳出の重点化および効率化に関する件については、経済発展や生活の安定に資する事業には、思い切った予算配分を検討することなど、ほか二つの事項を取り組むことを執行部に提言する。

また、三位一体の改革の影響を踏まえ、新たな視点から財政の健全化に資する重点化および効率化の取り組みについて六項目を提言する。最後に、本委員会に付託された調査事件については、今後も引き続き調査する必要があるため、次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに決定した。

(2) 産業廃棄物特別委員会

調査事件は、①産業廃棄物処理施設の公共関与及び候補地の地域振興に関する件、②不法投棄等不適正処理対策に関する件である。

松村昭 産業廃棄物特別委員長は次のように述べた。まず、産業廃棄物処理施設の公共関与について、執行部から、産業廃棄物処理施設建設候補地検討会による調査等により候補地を八か所とする提言があったとの説明があった。これに対し、委員から、処分場の箇所数に関し、公共関与基本計画では最大一四〇万㎡が必要と言われているが、提言された候補地の単体ではそれに満たない、複数の処分場建設を考えているのかとの質疑があり、執行部から、現時点では、一か所では所要の埋立容量を満たさないもので、複数の建設が必要になる可能性が高いとの答弁があった。次に、不法投棄等不適正処理対策に関する件について、執行部から、小国町西里地区で発生した不法投棄の対応として、昨年九月から撤去作業を開始したが、泥の混入が多く、選別に日数を要したため、三月三日まで期限の延長を認めたとの説明があった。これに対して、委員から、不法投棄

を再発させないためにも、期限までに完了するよう厳しく指導していくべきであるとの要望があった。関連して、委員から、他県の業者が不法投棄するのは、監視体制が不十分だからではないかとの質疑があり、不法投棄を防ぐには地域からの情報が大事であるため、監視体制の強化を図っていくとの答弁があった。最後に、本委員会に付託された調査事件については、今後も引き続き調査する必要があるため、次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに決定した。

(3) 有明海・八代海再生特別委員会

調査事件は、①有明海及び八代海の環境の保全・改善及び公共事業に関する件、②有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興に関する件である。

村上寅美有明海・八代海再生特別委員長は次のように述べた。昨年一二月に開催した第四回の本委員会において、調査報告に関する小委員会を設置し、三回にわたって調査検討を行った。そこで練り上げられた調査報告案を二月二六日の第五回委員会で審議し、調査報告書を取りまとめたところである。内容は、県は一日も早く有明海・八代海の再生を図るため、県計画に基づく施策について、引き続き着実に実施するとともに、生活排水対策を推進するため、熊本県生活排水処理施設整備構想における整備目標を着実に実現できるよう、市町村への支援を強化するなど、積極的に取り組むこと、ほか五項目である。また、県議会として、関係県との連携強化はもとより、国に対し

て財政支援等特別措置法の拡充について働きかけていくこととし、県においてもさらなる働きかけを要請する。最後に、本委員会に付託された調査事件については、今後も引き続き調査する必要があるため、次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに決定した。

(4) 市町村合併に伴う選挙区問題検討特別委員会

調査事件は、①上天草市設置に伴う県議会議員の選挙区及び定数に関する件である。

八浪知行市町村合併に伴う選挙区問題検討特別委員長は次のように述べた。本委員会では、上天草市を設置することに伴う県議会議員の選挙区の取り扱いについて、公職選挙法の原則どおり、上天草市設置の平成一六年三月三一日から、上天草市の区域を選挙区として取り扱うのか、あるいは市町村合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法を適用して、これまで通りの天草郡上島選挙区として取り扱うのかについて議論を進めてきた。審議の結果、県内の市町村合併が平成一七年三月までに進み、ほかの選挙区にも大きな影響を及ぼすことから、最終的な市町村合併状況を見て、必要な場合には、再度検討を行うことを前提として、合併特例法を適用することとした。その適用期間は、次の平成一九年四月の一般選挙で選出された県議会議員の任期終了日までということで、委員会としての意見の集約を図った。なお、本委員会は、今定例会をもって付託調査事件の調査を終えることとする。

【審議】三月三日本会議において、採決の結果、市町村合併に伴う選挙区問題検討特別委員長の報告の通り承認することに決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成15年度熊本県一般会計補正予算(第5号) から第43号 平成16年度熊本県有料駐車場事業会計予算まで

【説明】平成一五年度二月補正予算は、国の国庫補助事業の内示増減や事業量確定に伴うもの、県税等収入の見通しが明らかになったものなどについて編成されており、この結果、二月補正予算の総額は、一般会計で一五五億円の減、特別会計で一八億円の減、企業会計で一億円の減となる。また、平成一六年度当初予算は、四月に知事選挙が実施されることから、人件費、扶助費等の義務的経費、継続的事業に要する経費等を中心に、骨格予算として編成しているが、景気・雇用対策関連、防災、災害復旧関連等緊急を要する経費についても予算計上している。この結果、平成一六年度の予算規模は、一般会計で六一六〇億円の減、平成一五年度当初予算額の八〇・五％となっている。特別会計は三八三億円の減、企業会計は九三億円の減である。予算に関連する内容の詳細は、本議会冒頭の知事説明に譲る。

【審議】第1号から第43号は二月一七日に上程、同月二五日に付託され、三月三日、本会議において各常任委員長から次の

ように報告があった。

馬場成志厚生常任委員長は次のように述べた。委員から、牛深市民病院と上天草病院が医師確保のため大学病院に対して研究費等を支出していた件に関連して、県の僻地等の医師確保について質疑があった。これに対して執行部から、これまで自治医科大学制度を活用して取り組んだが、一般の病院については医療機関の自主努力による確保が基本と考えている、現在厚生労働省、総務省、文部科学省が連絡会議を設け、各県に協議会を設置する計画があり、県としても、国の動きに対応しながら何ができるか検討する旨の答弁があった。宮城県では、知的障害者の公的な施設を全廃する計画を立てているが、本県ではこれをどのように受け止めているのかとの質疑があった。これに対して、今回の施設解体宣言の真意は、知的障害者が地域で普通の生活を送れるよう条件整備を進めることである、本県も多くの障害者が地域生活を望んでいることから、くまもと障害者プランでは住宅支援サービス充実の方向で進めているとの答弁があった。ほかに、介護保険制度、レジオネラ防止条例、浄化槽の保守点検・清掃料金、女性相談センターについて質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

荒木義行経済常任委員長は次のように述べた。委員から、中小企業対策融資制度について、減額理由と県信用保証協会への保証申し込みの承諾率についての質疑があった。これに対して執行部から、平成一五年二月から国の資金繰り円滑化借換保証

がスタートして、県内では同年一二月までに六八一億円の利用額があったことなどによる減額である、また、一四年度の保証申し込み承諾率は九六％であるとの答弁があった。セミコンテックノパーク活用事業で、予定していた企業が進出しなかった理由と六〇〇万余の使用額の内容について質疑があった。これに対して、予定していた企業の今年度進出の意思決定がなされず、このため進出が延びている、また六〇〇万円余については、事業費と管理費であるとの答弁があった。県の補助制度について、補助を受ける企業等が新商品の開発や技術開発を行い、多額の収益が出た場合、県に還元されるのかという質疑があった。これに対して、一般的には、収益が発生すれば、事業税、県民税、あるいは雇用拡大という形で還元されているとの答弁があった。ほかに、名品浜工業用地^{めいしはま}の土地の処分、天草高等技術訓練校の廃止、女性労働実態調査事業について質疑がなされた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成または多数賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

篠崎鐵男農林水産常任委員長は次のように述べた。委員から、三位一体改革で、認定農業者を育成するソフト事業の補助金まで削減されようとしているが、認定農業者を多く有する本県としてどのように推進していくのかとの質疑があった。これに対して、執行部から、認定農業者の育成は本県の農業振興を図る上での重要な施策として位置づけており、その推進に支障を来すことのないよう、ハード、ソフト両面での事業量の確保に努めるとの答弁があった。減農薬の推進について質疑があ

り、減農薬については「有作くん」や有機農業等に取り組んでいる、農薬の中身も精査し、環境に優しい健康に配慮した使用推進をさらに図りたいとの答弁があった。鳥インフルエンザ等、突発的に発生する伝染病に対応する予算措置について質疑があり、家畜伝染病対策については、現在国との協議の中で必要な予算を確保しており、今後も十分対応可能と考えているとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

坂田孝志建設常任委員長は次のように述べた。委員から、住宅マスタープラン推進事業に係る住宅需要実態調査の実施状況について質疑があり、執行部から、調査は五年に一回実施している、今年度調査を行い、来年度に調査データの分析を予定しているとの答弁があった。高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の内容と今年度の実績について質疑があり、民間事業者が高齢者世帯を対象とした賃貸住宅を供給する場合の整備費の補助と家賃減額分の補助の制度である、今年度の実績は八〇万戸であるが、民間事業者からの申し込みはその約四倍となっているとの答弁があった。ほかに、県営万日山団地の除却工事、熊本港臨海用地の分譲状況と今後の取り組み、臨海工業用地造成事業特別会計の漁業振興費、九州新幹線建設について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

船田直大文教治安常任委員長は次のように述べた。委員から、警察活動費で留置人賄費、医療費が増額されているが、留

置人が増えているのか、また拘置所が受け入れないこともあるのかとの質疑があった。これに対して執行部から、平成一五年中の留置人数は延べ四万九、〇〇〇人余で、一年に比べると一万六、〇〇〇人余増えている、また警察での取り調べ終了後は拘置所へ移管するが、余罪の多い被告人等については、警察署での留置期間が長くなっているとの答弁があった。交通安全施設費の渋滞ボトルネック解消の推進とは何かとの質疑があり、幹線道路の渋滞解消、信号機の改良や天草、阿蘇の観光路線の渋滞解消など、交通管制システムの高度化を図ることとしているとの答弁があった。図書館の司書について、熊本市は非常勤職員を全校に配置しているが、県内の状況はどうなっているのかとの質疑があり、一二学級以上の学校には、すべて司書教諭を配置しているとの答弁があった。ほかに、図書館の司書、ゆうチャレンジとまいチャレンジの活用、若い教職員の養護学校での研修、交通安全協会への加入促進について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

小杉直総務常任委員長は次のように述べた。委員から、私学振興助成費の減額は対象生徒数の減少によるものなのか、また授業料が払えず退学した者もいるのではないかと質疑があった。これに対して執行部から、公私立含めて入学者が減少しているという実態はある、授業料等が払えない生徒の把握については、学校と連携を図りながら対応していきたいとの答弁があった。新幹線開業に対応する熊本駅周辺整備の企画推進費が

少ないとの質疑があり、六月の肉づけ予算で増える予定であるが、県全体では新幹線活用方策推進事業や土木部、交通対策総室および観光物産総室等で新幹線対策の事業を組んでいるとの答弁があった。ほかに、川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償、退職自衛官の採用、熊本開発研究センター運営補助金、消防学校の女子トイレ設置等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告後、直ちに採決に入り、賛成者多数により各常任委員長の報告の通り原案通り可決した。

3 決算認定議案

(1) 議案第36号 平成14年度一般会計歳入歳出決算、第37号

から第53号までの平成14年度各特別会計歳入歳出決算ならびに公営企業会計である第54号 平成14年度病院事業会計決算および議案第55号から第58号までの平成14年度企業局四事業会計決算の認定について（一二月定例会継続審査事件）

【説明】二月一七日、児玉文雄決算特別委員長は、審査方針について説明した後、次のように報告した。まず、決算の概要では、歳入予算現額八、五五五億九、六〇〇万円余に対し、収入済み額は八、一八億八、四〇〇万円余であり、歳入予算現額に対する収入割合は九五・〇％である。また、支出済み額は七、九四四億一、七〇〇万円余で、歳出予算現額八、

五五五億九、六〇〇万円余に対する支出割合は九二・八％、差し引き収支は一八四億六、七〇〇万円余となっている。この額から翌年度へ繰り越すべき財源八七億円余を差し引くと、実質収支額は九七億六、六〇〇万円余となっている。

次に、公営企業会計のうち病院事業会計では、総収益二一億六、四〇〇万円余に対して、総費用は二二億三〇〇万円余となつて、差し引き三、八〇〇万円余の純損失となっている。電気事業会計では、総収益二億五、三〇〇万円余に対し、総費用が二〇億四、九〇〇万円余となり、差し引き二億三〇〇万円余の純利益となっている。ほかに有料道路事業会計は一般会計からの補助金も含めて三億四、三〇〇万円余の純利益に、工業用水道事業会計は三億四、三〇〇万円余の純損失、有料駐車場事業会計は九、〇〇〇万円余の純利益になっている。

次に、歳入確保と予算執行については、財源確保と公平負担の観点から、収入未済の解消に向けて、より一層の徴収促進に努めるよう促したところである。また、予算の執行は、県の重要施策を中心に議決の趣旨に沿つて適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達したものと認められる。また、公営企業会計では、病院事業と工業用水道事業に対して、より一層の経営改善努力を促した。さらに平成一六年度には地方交付税の大幅削減が見込まれることから、諸施策の効果的な遂行を図るよう、求めたところである。

最後に審査の過程において各委員から出された施策推進上改善または検討する事項二八項目を掲げる。審議の結果、本委員

会に付託された議案については、全員賛成あるいは賛成多数でそれぞれ認定することを決定した。

【審議】決算特別委員長の報告終了後、松岡議員から、次の通り反対討論があつた。一四年度一般会計決算においては、県債発行額、財政調整基金の若干の改善は見られるものの、公債費負担比率は、一三年度二三・六から二五・〇、經常収支比率は、一三年度八八・一から九〇・一になっており、悪化している。このため県財政のあり方を根本的に検討する必要がある。具体的には、川辺川ダム関連事業をはじめとする大型の公共事業、あるいは同和事業への支出について見直すべきと考えている。

採決の結果、賛成者多数により特別委員長の報告の通り認定することを決定した。

4 条例等議案

- (1) 議案第48号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定等に伴い、使用済自動車解体業許可申請手数料等の新設等を行う必要がある。

- (2) 議案第55号 熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例の制定について ほか二件

【説明】熊本県立保育大学校、熊本県立技術短期大学校および県立学校の授業料の額を改定（値上げ）する必要がある。

- (3) 議案第77号 財産の処分について

【説明】 名石浜工業用地の一部を一般廃棄物焼却施設用地として処分する必要がある。

(4) 議案第82号 工事請負契約の締結について（ほか二件）

【説明】 工事名 砂原四方寄線道路改築（熊本3号トンネル）
工事、契約金額 一九億五、三〇〇万円、契約方法 指名般競
争入札。

(5) 議案第95号 監査委員の選任について（ほか一件）

【説明】 監査委員倉重剛は、平成一六年三月三日に退職し、欠員となるため、新たに荒木詔之の選任同意を求めるもの。

【審議】 三月三日、松岡議員から以下の反対討論があった。
議案48号、55号、65号、72号はいずれも手数料、授業料の新たな引き上げにより県民に負担を求めるものであり、すでに小泉内閣になってから医療費の負担増、介護保険料の引き上げが行われていることから、これ以上の負担増には同意できない。次に、第77号は、環境アセスメントが二月にスタートしたばかりであり、地元の反対の声もあることから、工業用地の売却を先行する県の対応に反対する。

討論終了後、直ちに、採決に入り、賛成者多数により原案通り可決された。

5 議員提出議案

(1) 議案第3号 熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を
議会の議決事件として定める条例の制定について

【説明】 昨今、県民の代表機関としての県の意思決定に携わ

る県議会の役割と責任はこれまで以上に重いものがある。このような中、地方自治制度の根幹である二元代表制を有効に機能させるためには、議会が、知事そのほかの執行機関の行財政執行に対する監視、牽制の役割を十分に発揮していくことが必要である。そこで、県行政に係る基本的な計画の策定や変更については議会の議決事件として定めようとするものである。

(2) 議案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書

【説明】 倫理観や使命感の喪失、規範意識や道徳心の低下、そして憂慮すべき青少年犯罪の増加、いじめや不登校、学級崩壊および家庭内暴力の問題等、日本の教育は多くの課題を抱えており、教育改革は今や喫緊の国民的課題となっている。そこで、教育の再建に向け、まずは教育基本法の改正を国に要望するものである。

(3) 議案第7号 イラクへ派遣された自衛隊の即時撤退と追加派遣中止を求める意見書

【説明】 松岡議員より、次の通り提案理由説明があった。自衛隊はイラクの人道支援復興支援に行くと言われているが、自衛隊がイラクで実際に行う任務は、米英占領軍が行う軍事作戦への支援である。またイラクでは、広い地域で無差別なテロ行為が連日のように発生し、多くの死傷者が出ていることから、イラク全土が戦闘地域となっている。イラク特措法の観点からも自衛隊は即時撤退すべきである。

(4) 議案第8号 七兆円の国民への負担増中止を求める意見書

【説明】 岩中議員より、次の通り提案理由説明があった。小泉内閣が発足してからの三年間で実行あるいはすでに決定されている国民負担増は約四兆円に達している。今後についても平成一六年度予算がそのまま通ればさらに約三兆円の国民負担増になる。そこで、国民負担増が七兆円に及ぶ計画は中止し、社会保障のための財源は、必要のない公共事業の見直し、軍事・防衛関係費の削減等によって確保することを国に要望するものである。

【審議】 三月三日、第5号教育基本法の早期改正を求める意見書について、次の通り反対討論があった。平野議員（県民クラブ）から、今日の教育の危機的状況は、同法に欠陥があるからではなく、憲法や同法をないがしろにし、その理念の実践に努めてこなかった政治や教育行政にこそ原因がある、公共の精神、国を愛する心などの理念を加える改正で教育の荒廃が改善されるかのような内容には同意できない。また、氷室雄一郎議員（公明党）から、教育基本法はその制定経緯と内容から、準憲法的な性格を持つものであり、改正のあり方については、もう少し幅広い国民的な議論が必要である、さらに松岡議員からも、憲法九条を中心とした憲法改正の動きと連動しているところに問題がある。これに対して小杉直議員（自民党）から次の通り賛成討論があった。倫理観や使命感の喪失、規範意識や道徳心の低下、そして憂慮すべき青少年犯罪の増加、いじめや不登校、学級崩壊および家庭内暴力の問題等、日本の教育は多くの課題を抱えており、教育改革は今や喫緊の国民的課題となっ

ている。教育の再建に向け、まずは教育基本法の改正を国に要望するものである。

討論終了後、採決に入り、議案第3号、第5号は賛成者多数で原案通り可決された。議案第7号、第8号は賛成者少数で否決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
16・2・10	郵政事業の民営化に反対を求める意見書提出に関する請願	八浪知行 早川英明
16・2・20	「教育基本法の早期改正を求める意見書」提出を求める請願	村上寅美 小杉直 坂田孝志

第7節 平成16年 4 月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一六年四月二〇日
閉会 平成一六年四月二〇日（会期一日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

補欠選挙当選（四月四日投票）

東 充美（菊池郡、無所属） 総務常任委員、廃棄物対策特別

委員

4 県執行部

知事	潮谷 義子	副知事	黒田武一郎
出納長	安田 宏正	総合調整局長	鏈水 洋
総務部長	北川 正	企画振興部長	鎌倉 孝幸

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

4月20日	本会議
開会宣告、知事就任挨拶、議席の指定、会期決定、常任委員会補欠選任の件、特別委員の補欠選任の件、議案上程、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告	

本会議は、去る四月一六日に再任された潮谷義子知事の就任挨拶および新たな副知事、出納長の選任、平成一六年度人事異動に伴う県執行部の紹介を主な内容として開催された。

健康福祉部長	原田 正一	環境生活部長	上村 秋生
商工観光労働部長	島田 万里	農政部長	和田 秀雄
林務水産部長	田川 勝稔	土木部長	松原 茂
公営企業管理者	永田 昭三		
教育委員会委員長	岡畑 寛		
教育長職務代行者	松岡 保行	警察本部長	大山 憲司
人事委員会委員長	松尾 隆樹	監査委員	松本 和彦
議会事務局長	永田 明紘		

午前一〇時二分、議員五四人の出席の下、児玉文雄議長が開会を宣言した。議事に入る前に、去る四月四日の菊池郡選挙区補欠選挙において当選した東充美議員の紹介があり、次いで、潮谷知事から次のように挨拶があった。

このたび私は、県民の皆様から再度の支持をいただき、引き続き県政を担当させていただくことになりました。県民の皆様からの負託を受けて、県政のかじ取りを担う知事という職責の重さ、とりわけ、これからの熊本県を取り巻く課題の大きさを改めて痛感いたしております。

選挙期間中、県内のすべての市町村を回り、県内市町村の五〇％強がすでに三〇％を超す高齢率を示している、そしてその平均は二二・八％の高齢化率を示す、実に熊本県そのものが超高齢化社会に入っているという実感を大変深くいたしました。そして、多くの県民の皆様方と県政について意見を交換していく中で、社会経済のさまざまな分野の中での構造的な変化をしつかりと見据えながら、あらゆる産業の元気づくりをはじめ、公約で掲げました施策を実効性あるものとして展開していかなければならないと強く認識をいたしました。

また、今後の国の三位一体の改革の動向、さらには、平成二二年度にも前倒しが予想されます九州新幹線の全線開業という極めて大きな課題を県政は抱えております。こんな中で、県政は県民からの預かり物、未来社会からの預か

り物という認識の下で、県民中心、この認識の中で、県民から未来志向の行財政改革に取り組みますとともに、あらゆる県政運営におきまして前向きな攻めの姿勢が必要と考えております。

以上、ごく一部の問題認識に絞って申し上げましたが、これからの四年間は、熊本県の将来を左右する大事な時期であると考えております。こうした認識の下、微力ではありますが、県議会の皆様方の格別の理解と協力をいただきながら、新たな四年間、県政の発展と県民生活の向上に全力を傾けてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 知事の提案理由説明

今臨時県議会には、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例のほか、専決処分の報告・承認案件等を提案している。まず、熊本県内部組織設置条例の改正では、政策・調整機能および地域振興機能についての組織体制の充実強化と役割分担の明確化を図るため、総合調整局および企画振興部を、総合政策局および地域振興部に改編する。併せて、危機管理に関する業務を総務部に移管するなど、所要の改正を行う。これからの四年間は本県にとって将来を左右する大切な時期であると考え、現在二人副知事制の導入を検討している。これは県財政の健全化という課題との整合を図る必要があり、それぞれの副知事にその職責をしつかり果たさせることで、県政全体としては、コ

ストに見合う成果が得られるよう努めたい。

3 付議案件

(知事提出議案)

番号	件 名	
1	専決処分の報告及び承認について	承認
2	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
3	専決処分の報告及び承認について	承認
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	副知事の選任について	同意
7	出納長の選任について	〃
8	教育委員会委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案・条例等議案

- (1) 議案第1号 専決処分の報告及び承認について(専第38

号 平成15年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

【説明】歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三〇億六、四三〇万円を追加し、歳入歳出予算の総額を七、六四九億九、〇五八万六、〇〇〇円とし、地方債の補正を行うもの。

- (2) 議案第2号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】「総合調整局」の名称を「総合政策局」に変更する機構改革を行うもの。

- (3) 議案第6号 副知事の選任について

【説明】副知事黒田武一郎は平成一六年五月一日に任期が満了するので、新たに安田宏正の選任同意を求めるもの。

- (4) 議案第7号 出納長の選任について

【説明】出納長安田宏正は平成一六年五月一日に退職するので、新たに古田勝人の選任同意を求めるもの。

- (5) 議案第8号 教育委員会委員の任命について

【説明】教育委員会委員田中力男は平成一六年三月三十一日に任期が満了し、欠員となったため柿塚純男の任命同意を求めるもの。

【審議】議案第1号から第8号は四月二〇日に上程、第6号から第8号は上程後、直ちに採決に入り原案通り可決された。第1号と第2号は同日、所管の委員会に付託され、本会議において次のように報告があった。

中原隆博総務常任委員長は次のように報告した。委員から、今回の組織見直しについて、総合調整局は総合政策局に二年で

変更することになるが、その効果と意義は何かとの質疑があり、執行部から、総合調整局では全体的な調整を行ってきたが、権限が一部不明確であった、総合政策局では全庁的な企画および調整等を行い、施策を総合的に進める体制をさらに強化していきたいとの答弁があった。これについて、委員から、県民から組織が変わるとわかりにくいとの指摘があるので、組織変更の意義を認識して取り組んでほしいとの要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって、原案の通り可決または承認することを決定した。

馬場成志農林水産常任委員長と**篠崎鐵男**建設常任委員長から、県債が確定したことに伴う財源更正を内容とする専決処分の報告および承認について、全員賛成をもって原案通り承認することを決定したとの報告があった。

採決の結果、第1号と第2号は異議なしにより、原案通り可決された。

2 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第8節 平成16年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一六年六月一日

閉会 平成一六年六月二七日（会期一七日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

副知事 安田 宏正
 総合政策局長 鎌水 洋
 出納長 古田 勝人
 教育長 柿塚 純男
 ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月1日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
4日	本会議	代表質問
7日	本会議	代表質問
8日	本会議	一般質問
9日	本会議	一般質問
10日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
11日		特別委員会
14日		常任委員会
15日		常任委員会
17日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会は、四月に再当选した潮谷義子知事が二期目に向けて、県政運営の基本となるユニバーサルデザインとパートナーシップのさらなる定着を図る最初の定例会であり、肉づけ予算となる平成一六年度一般会計補正予算等を審議した。議員から

は、主に知事の県政運営に対する姿勢、三位一体の改革に伴う行財政改革、九州新幹線開業に向けた取り組み、高校入試改革、諫早湾中長期開門調査、福祉問題、少子化対策等について質問があった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成16年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	可決
2	平成16年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成16年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成16年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成16年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
7	熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について	〃
8	熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県副知事定数条例の制定について	〃
10	熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について	〃
11	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃

12	熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	可決
13	熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定	〃
14	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県開発区域の面積の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
18	財産の減額貸付けについて	〃
19	平成16年度独立行政法人緑資源機構管轄特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金について	〃
20	訴えの提起について	〃
21	町の廃置分合について	〃
22	県道の路線認定について	〃
23	専決処分報告及び承認について	承認
24	専決処分報告及び承認について	〃
25	専決処分報告及び承認について	〃
26	専決処分報告及び承認について	〃
27	専決処分報告及び承認について	〃
28	副知事の選任について	同意
29	収用委員会委員の任命について	〃

30	収用委員会委員の任命について	同意
31	収用委員会委員の任命について	〃
32	収用委員会予備委員の任命について	〃
33	収用委員会予備委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書	可決
2	中山間地域等直接支払制度の継続・拡充に関する意見書	〃
3	北朝鮮の拉致による安否不明者の早期解決等を求める意見書	〃
4	いぐさ・畳表産地構造改革緊急支援事業の継続・充実に関する意見書	〃
5	将来にわたり安心して信頼できる年金制度の確立を求める意見書	〃
6	「年金改革法」の撤回を求める意見書	否決
7	WTO農業交渉等に関する意見書	可決

3 知事の提案理由説明

(一) 県政の動向

三位一体の改革については、昨年六月に、骨太の方針2003が示されて以来、地方団体としては、この改革が真の地方分権の実現に資する改革となるよう国に強く訴えてきたが、初年度を取り組みは、地方交付税および臨時財政対策債の大幅かつ唐突な削減、国庫補助負担金の廃止、縮減に伴う税源移譲

の規模が不十分であったことなど、私たちの期待に反する残念な結果となった。国は現在、骨太の方針2004をまとめる作業を行っており、県としては昨年と同じ轍を踏まないよう、九州地方知事会および全国知事会として緊急の決議、提言を行うとともに、県議会からの参加も得て、地方としての考え方を国に強く訴えてきた。今回の補正予算編成とあわせて策定した中期財政試算において、今後の国の三位一体の改革の動向、経済・景気情勢の動向によつては、県財政に大幅な財源不足が生じかねない状況を示した。県自らも、これまで以上の思い切った行財政改革を進め、地方分権の進展に対応するための取り組みを加速させるため、先月には熊本県経営改革推進本部を設置し、今年度中には現在の財政健全化計画および行政システム改革プランに代わる行財政改革の新たな基本方針を策定する。市町村合併では、現在、県内に十四の法定の合併協議会が設置され、五月一九日に合併新法が成立したことを受けて、平成一七年四月から五年間の時限立法として施行される。また、同時に成立した現行合併特例法の改正により経過措置が設けられ、一七年三月までに合併申請がなされた場合、合併成立まで最大一年間の猶予期間が生ずることとなった。県としては、合併新法では現行合併特例法のような財政支援措置が講じられないこと、また、国の三位一体の改革の進展に伴い、市町村においてもさらに厳しい財政運営が求められることなどから、できる限り現行合併特例法のもとでの合併成就に向けて取り組みたい。

川辺川土地改良事業では、昨年五月の利水訴訟国側敗訴によ

り、新たな利水計画の策定が必要であることから、事業主体である農林水産省、県および地元市町村が一体となって早期の計画策定に取り組んでいる。先月末に九州農政局から示されたスケジュールでは、平成一七年四月までに新利水計画の確定を目指しており、県としては、地元農家に、できるだけ早く、水を届けることができるよう、引き続き国と連携しながら取り組む。諫早湾干拓の問題では、先月、国が中長期開門調査の実施を見送る方針を示したが、漁業者の納得が必要であるため、国にはしっかりと説明してもらいたいと考えており、県議会と一体となってこの問題に対応する。

(2) 補正予算

今回の補正予算の編成では、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて、平成一五年度に比べ三三八億円の減少を見込み、これまで以上に厳しい財政状況を踏まえ、一六年度の当初予算および今回の補正予算を通じて、財政健全化の取り組みを引き続き進めるとともに、政策評価の結果等を踏まえた一層の事務事業の見直しなどに努めた。予算編成に当たっては、公約で掲げた施策を実効あるものとして展開していくため、「あらゆる産業の『元気づくり』」等六分野に財源を重点的、効率的に配分した。その結果、一般会計補正予算の総額は一、二五五億円となり、これと当初予算とを合わせた予算額は七、四一六億円であり、一五年度当初予算額に比べると、三・一％減となった。また補正予算編成時における財源不足額は、地方交付税および臨時財政対策債の大幅な減少の影響が大きく、結果として二九三億円

となった。このため、財政調整に活用し得る四基金を二四三億円取り崩すとともに、財政健全化債を五〇億円発行することにより収支均衡を図る。

当初予算および補正予算を通じた歳出予算の主な内容としては、第一「あらゆる産業の『元気づくり』」について。①農業は、地域水田農業ビジョンの実現の支援、県農業研究センターが開発、育成したイグサやイチゴなどの品種を保護し、市場における優位性の確保、新たに量販店との連携、大消費地への直販のシステムづくり、海外への輸出の試みなど、多様な流通ルートの開発による販路拡大を進める。認定農業者や農業法人等を育成し、女性の経営や社会への参画および起業活動の促進、幅広い新規就農者の確保等を推進する。林業は、県産材の新しい流通・加工システムの整備、県産材の商品開発、県民一体となった需要拡大の県民運動を展開する。水産業は、栽培漁業や資源管理型漁業を積極的に推進し、干潟漁場の作澄（さうじょう）・覆砂（ふくさ）、水産資源増殖のための藻場の造成等に取り組む。地産地消の推進では、くまもと21農業振興運動を通じた生産者と消費者の信頼関係の再構築を進め、学校給食等への供給に向けた県産シイタケの商品化、県産魚類の消費拡大や販売促進など、県民運動として展開する。②産業の振興では、熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の推進、起業化支援の充実強化、製品開発や技術開発等に対する支援の強化を図る。本県へ新たに立地する企業や誘致企業の増設に対する支援を拡充強化し、企業誘致活動を戦略的かつ強力に展開する。去る三月に策定した熊本県建設産業振興

プランに基づき、新規成長分野への進出、技術力の向上等、建設業者の経営改革を支援する。③観光くまもと再発見では、総合産業として観光の戦略的な展開を図るため、今後三年間に重点的に取り組むべき施策をアクションプランとして策定し、外国人観光客の積極的な誘致、地産地消による新たな魅力づくりに取り組む。④雇用のミスマッチ解消とセーフティーネットの充実では、職業能力の開発、若年就労支援を一元的、効率的に行うワンストップセンター（ジョブカフェ）を設置する。⑤中小企業のセーフティーネット対策として当初予算において制度融資の拡充を図り、さらに今回の補正予算では、新たに、信用力評価システムを活用した、無担保かつ第三者保証人不要の中小企業無担保クイック融資制度を創設する。

第二「暮らしの原点『安全安心なまちづくり』について。

①治安・防犯対策の充実では、地域の生活安全センターとしての交番に相談員やテレビ電話システムを設置し、空き交番状態の解消に努める。安全、安心なまちづくりのための基本方針および基本計画を策定するなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに取り組む。②防災対策、危機管理対策の充実では、防災情報の確かな把握および市町村や住民への確実な伝達・提供システムの整備を当初予算に計上しており、今回の補正予算では、緊急性の高い土砂災害等の危険箇所重点的に対応し、山地災害危険地区等の森林では、基礎調査や現地調査を実施して適正な管理に努める。林地荒廃のおそれのある箇所について、適切な森林整備とあわせて、治山施設を整備する。昨年七月に発生し

た水俣市宝川内集地区の大規模土石流については、水俣市土流災害検討委員会から、発生原因や今後の警戒避難体制のあり方に関する提言を受け、今後の防災対策に十分反映させる。③食の安全、安心確保対策では、本年度、新たに条例の制定を目指し、食品検査体制の充実に向け具体的な検討に着手する。

第三「豊かな人間性や実力」を伸ばす教育・文化」について。

①発育段階に応じた教育の充実、教育改革の推進では、当初予算に小学校二年生に三五人学級編制を導入したほか、今回の補正予算では、地域が主体となった教育改革を進めるため、市町村教育委員会や県立学校等からの自発的かつ個性ある教育改革の提案に基づき、その取り組みを支援する。青少年の非行や不登校の問題に対処するため、さまざまな体験活動等を通じた取り組みを行う。県立大学では、地方独立行政法人制度の導入に向け準備を進める。②今年三月に策定した熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、教育、啓発の推進に努め、県環境センターを中心として環境学習を支援する。③くまもと文化の創造と保存、活用では、昨年三月に国の伝統的工芸品に指定された小代焼、天草陶磁器および肥後象眼に続く特色ある伝統的工芸品産業の育成を目指し、新たな産地づくりに取り組む。地域における子どもたちの伝統文化活動を支援する。

第四「『支えあい、誰もが出番』の福祉社会」について。①

次世代育成支援対策の充実では、次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画の策定、特別保育の推進、ファミリーサポートセンターの設置を当初予算に計上し、補正予算では、小児救

急医療拠点病院の整備、小児救急医療の提供体制の充実、不妊治療に要する費用の一部を助成する。②生涯を通じた健康づくり、高齢者支援の充実では、中高生を対象とした健康診査や生活習慣アンケート調査の実施により、子供の時期からの生活習慣の予防、改善に取り組む。在宅医療を支える訪問看護サービスに関する実態調査や訪問看護師の専門研修に取り組む。痴呆性高齢者とその家族を地域全体で支え合うネットワークづくりなどに取り組む。③福祉のまちづくりでは、地域の縁がわづくり、第三者評価の検討に着手し、看護系大学院等の計画の検討を進める。なお、国の障害者プランに基づき、本県の障害児療育の拠点施設として再編整備を進めていることも総合療育センターに、肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設等からなる心身障害児総合通園センターを新設した。今後、外来棟等の第二期工事を行い、平成一七年度の全体完成を目指す。④男女共同参画社会づくりでは、各地域において取り組んでいる団体等のネットワーク活動に対して支援し、NPOなどの協働により、意識啓発等に取り組む。

第五「『未来に続く県土づくり』について。①九州新幹線鹿児島ルートの全線開業に向けた取り組みでは、一日も早い全線開業に向け整備を促進し、新幹線新駅周辺のまちづくりに向けた道路網の整備や連続立体交差事業、新駅へのアクセス道路の整備等を推進する。開業効果を最大限に生かして県内全域の活性化につなげるため、新幹線新駅周辺地域はもとより、県内各地の資源を生かした魅力あふれる地域づくりを推進する。熊本

駅および新玉名駅の駅周辺整備等を推進するため、新幹線新駅周辺整備推進会議を設置する。②ネットワークを最大限に生かす道路網の整備では、熊本天草幹線道路の松島一有明間の整備が平成一八年度に完了予定であることから、新一号橋を含む三角一犬矢野間のルートの検討に着手し、一九年度以降の事業着手を目指す。このほか、熊本阿蘇幹線道路、セミコンテクノパークなど企業集積地周辺の道路網の整備を推進する。③熊本市圏の交通円滑化では、熊本市圏都市交通アクションプログラムに基づき、熊本西環状道路等の整備、交通管制システムの高度化、公共交通機関の活用推進等を推進する。④高度情報化の推進では、県総合情報通信高度化プランに基づき、全県的な公共ネットワーク網の整備、公共事業支援統合情報システム、CALS/EC、ITを活用した高度な行政サービスの提供や行政事務の効率化を図る。

第六「美しい熊本『環境立県』について。①有明海、八代海の再生では、海域への汚濁負荷を削減するため、昨年六月に策定した生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道や浄化槽をはじめ、生活排水処理施設の整備を進め、工場、事業場排水に対する規制を見直す。なお、下水道の整備は、有明海の水質基準の達成に向けて、関係四県とともに基本計画の策定に取り組む。水産資源の回復を図るため、藻場造成や作濤、覆砂、稚魚の放流等の栽培漁業や資源管理型漁業を推進する。有明海、八代海の漁場環境について、年間を通じたモニタリング調査および赤潮発生や水産資源の減少の原因究明等に引き続き取り組

み、新たに干潟等沿岸海域の現況を調査し、必要な対策を検討する。②バイオマスの利活用では、全庁的な推進体制を整備し、県内のバイオマスの発生量や利活用の現状等を調査し、バイオマス利活用の推進に係る県の基本方針を策定する。③廃棄物の適正処理では、公共関与による管理型最終処分場の建設候補地八か所を昨年度決定した。今後、地元市町村や周辺地域住民等の理解を得ながら、できる限り施設整備ができるよう取り組む。④産業廃棄物に関する税では、九州地方知事会において、九州各県が、協調して取り組むことが確認されたことから、一七年度の導入に向け、今後条例の制定に向けた準備を進める。⑤水と緑の財産づくりでは、間伐の促進に重点的に取り組むこととし、間伐に必要な林道の整備を着実に進め、新たに、山地災害の危険が高い森林を対象とした緊急間伐対策に取り組む。社團法人熊本県林業公社には、経営改善支援の一環として、平成九年度以前に県が貸し付けた資金の無利子化を図るため、関係条例を提案する。

以上の六分野にわたる重点施策のほか、ユニバーサルデザインおよびパートナーシップを県政運営の基本として、一層の定着、具体的な取り組みの推進を図る。ユニバーサルデザインでは、高齢者や障害者をはじめだれにでもやさしい旅行商品の開発支援、中小企業等が行うユニバーサルデザイン関連製品の開発支援や販路拡大のための市場調査等を実施し、道路、建築物、住宅等もユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備を推進する。秋には、「くまもとアートポリス2004」と「(仮称)

ユニバーサルデザイン展」を開催し、だれもが利用しやすい建物の普及と豊かな生活文化を目指す本県の取り組みを内外に情報発信する。パートナーシップでは、去る三月に策定した「熊本県パートナーシップ指針」に基づき、ボランティア団体やNPO法人、多様な主体が自主性や能力を発揮できるよう、支援と仕組みづくりに取り組む。また、地域福祉の推進、子育て支援、環境保全活動等の各分野において、複数の主体が互いに目的を共有し、役割に応じて対等な立場で取り組む。

最後に、これからの数年間は、国の三位一体の改革の動向に的確に対処できる県行財政体制の構築、九州新幹線鹿児島ルート^{（一）}の全線開業という半世紀に一度の機会を見据えた県内地域の活性化と都市圏の整備は極めて大きな課題であり、行財政改革とあわせ、市町村合併の支援、さらには県境を越えた連携を念頭に置きながら、九州の中心となり得る力を発揮できるよう、攻めの姿勢での県政運営も求められており、これらの課題に的確に対応するため、二人副知事を導入する条例案を提案する。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

六月四日に自由民主党の前川収、県民クラブの渡辺利男、七日に公明党の水室雄一郎の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

前川議員は次のように質問を行った。

(一) 知事の政治姿勢について。①知事が標榜する県民党と

は、県内の各政党がこぞって推薦するというものではなく、常に県民の側に視点や軸足を置くという政治姿勢を表現した言葉だと思っているが、今回の知事選で自民党と公明党のみの推薦であった現状を踏まえて、今後の県政運営と政党との関係について問う。②知事はパートナーシップを県政運営の基本として、県民との直接対話を重視しているが、県民の声の代弁機関である議会とのパートナーシップについてはどのように考え、県政運営に当たっていくのか。③今年四月から、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例が施行している。この条例についての知事の率直な感想を伺う。(2)財政難の中でメリット、デメリットのある二人副知事制をあえて導入する決意と政治家としての覚悟を伺う。(3)①三位一体の改革の影響として本県では、今年度の臨時財政対策債を含む地方交付税額は約三三八億円削減されており、これは一般財源である。このため新たな財政健全化の基本方針を策定することだが、基本的な考え方、現在想定している検討項目、スケジュール、県出資団体の見直しについて。②三位一体の改革に対応した行財政を運営するには、行財政改革の県独自の取り組みを行うとともに、国においても地方財政基盤の充実強化の取り組みが必要と考えている。今後国に対してどのように働きかけていくのか。(4)①県内全域に新幹線の開業効果を及ぼすための取り組みと今後の方針について。②新幹線の建設工事を地元企業に発注するための方策について。③熊本駅を起点とする熊本都市圏交通ネットワークの再構築について。④熊本駅

周辺整備の具体的な取り組みについて。(5)①産業廃棄物に関する税制について。九州知事会において平成一七年度に導入する方針で合意がなされたが、他県は産業廃棄物の埋立段階および焼却段階で課税する方式で、共同案とも呼ばれる方式をとられている。本県では、埋立段階のみ課税する案が有力と聞く。②産廃税は施設を有する地域の実生活環境の向上に使うべきだと考えているが、いかがか。③今回菊池市から県に対して、同市の産廃最終処分場の継続を認める新たな解決案が提示されている。この提案は、産廃処分場確保という県内産業と市町村行政に不可欠な県政の重要課題を解決する唯一の方策と確信しているが、知事の所見を伺う。(6)①農業振興に向けての取り組みについて。②中山間地域等直接支払制度は今年度までとなっているが、多くの農家から継続の要望が上がっている。本制度のこれまでの成果に対する評価と継続の必要性について。③今年一月一日に家畜排せつ物法に係る畜産農家を守るべき管理基準の適用の猶予期間が切れる。今後大量に生産される堆肥の有効利用を図るために、堆肥の広域流通および耕種農家と畜産農家との連携について。(7)①県立大学の独立行政法人化によって、どのような大学づくりを目指していくのか。②看護系大学院の設置に向けた取り組みについて。(8)①県立菊池高校の具体的な改築計画について。②アートポリスに参加していると聞くが、当初は全面改築だったが、予算が削られて、一部古い校舎を残した部分改築に変わったので、アートポリスから外してもらいたい。(9)鹿児島や宮崎では環境税もしくは森

林税を導入する取り組みが始まっている。本県においても法定外目的税として新税の中に財源を見いだすことで、森林の涵養（かんよう）に努めてほしい（要望）。（10）引き続き、商工業の振興と雇用対策の実行を願う（要望）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①今回の知事選に際して、政策集団としての政党や団体からの推薦や政策提言を求めていくことは、多様な県民の声を聞く有効な手段の一つであると考えた。結果的に、さまざまな団体から推薦があり、その数は全体で一〇〇を超えている。また推薦した自民党と公明党の議員には、一期目の県政運営に前向きな評価を受けたと受け止めている。今後も政党からはさまざまな提言をもらい、県民生活の向上を目指した施策展開に理解と協力を願う。②県民との直接対話は県民の県政への積極的な参画を促すとともに、施策の質的な向上にもつながる。こうした中で得られた多様な意見も含めて、執行部がまとめた施策の案やその進捗状況について、議会がチェックすることは、幅広い視野での確かな施策を構築し実現していく上で重要だと考えている。③ともに県民からの負託を受けている知事と県議会とは、車に例えるなら両輪の関係と思う。それぞれ執行機関と議決機関として県政推進の役割を分担しあい、プロセスを共有しながら、県民生活の向上に責任を負うものとして、議員自らの提案によりつくられたものと受け止めている。（2）（前段は知事提案理由説明と同じ。）財政難での負担増であるが、それぞれの副知事にその職責をしっかりと果たさせることで、県として

これまで以上の成果が得られるよう努める。（3）①行財政改革については、平成一三年度からの取り組みにより、県債残高の減少、財政調整用の四基金の増加、中期定員管理計画の一年前倒しでの目標達成等、一定の成果を上げてきた。しかし、今回の三位一体の改革により、一七年度までの財政健全化計画期間内において財源不足の解消は見込めない状況にある。このため、地方分権の進展に伴う県と市町村との役割分担や県と民間との守備範囲等の見直し、事業の重点化、効率化の観点から、事務事業の総点検を行い、組織体制や職員数の削減計画等の検討を進め、総合的な行財政改革の基本方針として取りまとめる。県出資団体の見直しは、これまでも、団体の統廃合や役職員の削減等の見直しを進めてきた。今後は会計専門家などの意見を踏まえ、県出資団体見直し指針を策定する。②国は改革の全体像および行程表を速やかに明示するとともに、税源移譲の規模、内容をまず決定し、その規模に見合う国庫負担金の見直しを行うべきである。税源移譲は、税源の偏在性が少ない地方消費税や個人住民税の充実によって行うべきであり、国庫補助負担金の改革は、地方の裁量権の拡大につながらない生活保護費負担金の負担率引き下げなど、改革の対象とすべきでない。公共事業関係の国庫補助負担金も、廃止、縮減額に見合う税源移譲等の措置を行うべきである。地方交付税の改革は、税源移譲がなされた後も依然として地域間の税源の偏在は残り、法令等で定めた一定水準の行政サービスは維持する必要があることから、財源調整機能および財源保障機能を有する地方交付税制度

の堅持と必要額の確保は、必要不可欠なものである。(4) ① 国、市町村等と連携して、新幹線駅から県内主要都市や代表的な観光地を結ぶ交通ネットワークの整備、また海外までを視野に入れた観光振興、福岡都市圏を通勤圏とする定住交流の促進など、開業によって拡大する経済圏や日常行動圏を見据えた取り組みを進めている。② 鉄道建設・運輸施設整備支援機構に要望した結果、昨年度は九工区が発注され、そのうち八工区に九社が参入している。③ 熊本市電をはじめ、熊本駅から県内各地へ向かう長距離バスや高速バス、都市圏のバス網の見直しも視野に入れた交通結節機能の整備について、今年度をめどに国や熊本市、JR九州等の関係機関と協議を進める。また、熊本空港へのアクセス改善対策等も検討を行いたい。④ 熊本駅は、新幹線建設と在来線の高架化が同時に施工される全国でも初めての事例で、さまざまな施工方式の中から、新幹線先行方式を採用したいきさつから、新幹線と在来線高架の完成時期にずれが生ずる。利用者が不便を感じるようなことがないよう十分な対策を講じていかなければならない。去る五月、副知事、副市長等からなる新幹線新駅周辺整備推進会議を設置した。同会議では諸課題において具体的かつ精力的に検討を行い、本年度内に全体像を示せるように取り組む。(5) ① 産業廃棄物税制検討会議において検討した結果、埋立時および焼却時課税方式(共同案は、埋立時課税方式(本県構想)より税の負担が重くなる反面、リサイクル促進の効果が大きいとは言えない、埋立時だけでなく焼却時にも課税すると、排出事業者に一層の負担を強い、本県

に多い中小の事業者の経営に与える影響がより大きいなどの理由により、埋立時課税方式を採用したい。② 産廃税は、産業廃棄物の排出事業者のリサイクル技術開発への助成、排出の抑制および再利用、当該処分場の設置市町村における周辺環境整備等施設の設置、廃棄物の適正な処理を促進するための施策、排出の抑制、再利用、再生利用、適正処理等に関する啓発、環境保全活動に充てたい。③ 県から菊池市には、これまでの経過等を十分に踏まえ、会社が埋立処分を協定期限より五年間程度早期に終了し、これに伴い、菊池市が補償を行う場合、県は菊池市に対する財政上の負担を行うこと、さらにその負担については、操業短縮補償と平成三〇年以降の補償とを合わせた総額の二分の一とすることなどの大枠を示した。(6) ① 消費の減退や輸入の増加から農産物が低迷する中、流通販売対策が一層重要になってきており、量販店との連携による魅力ある商品づくり、大消費地での県産農産物の応援団づくり、輸出促進、認定農業者への施策の集中化、女性の経営や社会への参画、農産加工等の起業化活動を支援する。② 中山間地域等直接支払い制度の導入によって、耕作放棄の防止に加え、集落営農への取り組みなど大きな成果を上げており、国に対して制度の継続を強く働きかけたい(知事)。③ すでにJA菊池の堆肥とJA鏡の稲わらや飼料用稲との交換、阿蘇から菊池へ約三、〇〇〇トンの稲わらの供給等が行われている。水稻を中心とした農家は堆肥散布手段を持たないことから、現在JAあしきたやJA菊池等で活動している堆肥散布組織を今後県内全域へ普及するよう支

援する。平成一六年度から始まる水田農業構造改革対策において、耕種農家と畜産農家で飼料用稲等と堆肥とを交換する資源循環の取り組みへの支援制度が創設され、さらに、堆肥の運搬、散布に対する農畜産業振興機構の助成事業が拡充されており、これらの積極的な活用を推進していきたい（農政部長）。（7）

①今回の改革では、二一世紀の地域社会を担う人材育成の拠点および地域社会の発展に貢献する知的創造拠点、そして県民に開かれた学術、教育、文化等の学習・交流拠点としての大学像を目指している。実現に当たって、まずは、県立大学関係者のこれまで以上の意識改革、運営体制の構築が必要であり、地方独立行政法人化はそのための有効な方策であると考えている。

②看護職員の一層の資質向上を図る必要があることから、県では、保健、医療、福祉の幅広い視野を持ち、高度な実践能力を発揮する専門職業人の養成という観点から、看護系の大学院設置は有効な方策と考えており、具体的な検討を進める（知事）。

（8）①計画では、普通教室棟、管理棟、第一および第二体育館、武道場、プールを現在地に建て替え、概算総事業費は二八億円程度と見込んでいる。来年度着工、平成一九年度中に全事業を完了させ、二〇年からの供用開始を目指す。②基本計画の段階では現有の建物すべてを改築することとしていたが、実施設計に向けた検討過程において、普通教室棟など老朽化が進んでいる六施設の改築に限定するなど、事業内容を見直しており、発注の方法は、アトポリス事業に限らず、どのような方法が最も適切であるか検討したい（教育長）。

渡辺議員は次のように質問を行った。

（1）①これまで県政を変革し再構築していこうとする中で、何が一番困難な壁と感じたか。②三位一体の改革が進む中において、職員の意識改革について。（2）先日、佐世保市の小学校で六年生の女子児童が教室内で同級生を切りつけて死亡させた事件が起きている。学校現場では子どもたちの心が伸び伸びと育まれるようなゆとりのある教育が行われる環境になっているのか。（3）①昨年、国の三位一体の改革によって県はどのような影響を受け、県内市町村への影響はどうか。②改革の最終的なあるべき姿について。③交付税の都道府県の補正係数の切り下げなど財源保障機能の低下を見ると、国が責任を持つべき標準的な行政サービスの基準とは一体何なのかを明らかにさせる必要がある。④交付税の財源調整機能をしつかりと残すとともに、東京都に集中している法人事業税の分割基準の見直しも求めるべきではないか。⑤知事会会長は、一〇兆円の補助負担金の廃止を訴えているが、本県にとってはどの程度が妥当なのか。また、国は、生活保護費や児童扶養手当の負担率の削減を図ろうとしているが、地方の自立を促す三位一体改革の趣旨とは無縁の、単なる地方への財政負担の転嫁にすぎない。（4）①数年前から政策評価システムが導入されているが、事務量が増えただけで、予算に連動しないので無駄であるという声が聞かれる。今後の政策評価と予算編成のあり方について。②これから団塊の世代の退職時期が始まるが、現在の退職手当基金の残高と今後の予想される退職者数の推移について。（5）①

新幹線開業までに県が果たすべき役割は。②熊本駅前への再開発、バス網や市電、東西連絡道路の整備について。(6) 六年前に福岡事務所が開設されているが、職員三人に熊本市、本渡市、長陽村から四人の合計七人の体制となっており、少し物足りない。(7)「パートナースhipくまもと21」の基本目標に、「環境立県くまもとの形成を目指す」と書いている。そしてそのシナリオとして、環境基本指針、環境基本計画を策定しているが、その理念については触れられていない。環境立県は言葉だけが一人歩きしている感じなので、この際、一度整理して再スタートしてどうか。(8) 先月、亀井農水大臣は、諫早湾の中長期開門調査について、調査には長い期間を要し成果が明らかでないとの理由で実施しないことを正式に発表した。漁民と一緒に有明海再生に取り組んでいる本県としては、今後どのように対応するか。(9) 熊本が誇る美しい山や海や地下水といった自然環境を後世に引き継ぐためにも、県民参加の具体的システムとしての森林環境税を創設してどうか。(更問) 一〇月に他県の状態を見ながらということではなく、県の主体的な判断はどうか。(10) ①僻地や過疎地での医師不足は、昭和三〇(一九五五)年代から続いており、現在も解決していないのは、根本的な地域医療体制をシステムとして作ってこなかったからだと思う。県行政がリーダーシップを発揮して取り組んでもらいたい。②地域医療対策協議会の設置について、時期とメンバー、協議内容を問う。(11) 昨年から三年間で三万人の雇用創出計画がスタートし、すでに一万二、〇〇〇

人の成果があったと発表しているが、実態は非正規雇用が圧倒的に多いので、もっと常用雇用の創出に力を入れてほしい(要望)。(12)フリーター対策として、水前寺駅二階にジョブカフェを開設すると聞いているが、仕事を求める若者が情報を得たり、訓練を受けることができるよう使い勝手が良ように運営願う(要望)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①国が提示する全国画一的な行政制度の仕組みが地方の実態像と乖離していること、また国、地方含めて縦割りの論理に直面したときに壁の厚さを実感する。さらに県財政の厳しさを実感すればするほど、果敢に政策展開を考えたとときに、一つの制約として立ちはだかってくる。②明確に見えている政策課題については能力を発揮するが、新たな政策課題に挑戦する意識、創造性、スピード感、成果重視、コスト意識といった点では、意識の希薄さを感じることもあった。これまでも県民の視点に立った行政の推進やコスト意識の醸成を図るため、改革セミナーや各種研修等を重ねながら、機会あるごとに職員の意識改革に取り組んできたが、まだ不十分である。このため職員一人一人が、アンテナを高くして情報収集に努め、今後も県民の視点に立つこと、業務の成果およびコスト意識を常に意識すること、既存の枠組みや既存概念に捉われないことなく、前向きかつ柔軟な発想で県行政を推進していくことをさらに徹底したい(知事)。(2) 本県でも同じような事件が起きるかもしれないという不安感が走った。学校だけではなく、家庭や地域社会

で幅広く論議を深めていくことが大事である。児童生徒には、命の大切さはもとより、使い方によっては人を傷つける情報化の影の部分に対するＩＴ教育を含め、人間として必要な豊かな生き方が育まれる教育の展開が重要である（教育長）。（３）① 昨年の国の措置によって、地方交付税等三三八億円減少したため、予算編成作業に混乱を引き起こし、本年度予算の収支見通しに大きな影響を与え、市町村においても二四〇億円減、財政調整に活用できる基金の残高が大幅に減少するなど、財政状況は厳しさを増している。② 地方税中心の歳入体系を構築し、自主的・自立的な財政運営ができる地方税財政基盤を確立することによって、地方がそれぞれの地域の実績や県民ニーズに即した施策、事業が展開できるということが、この改革の最終的なあるべき姿と考える。③ 地方の標準的な行政サービスに要する経費は、法令等で義務づけしている経費やあるべき地方行政水準に必要な経費を積算した地方財政計画で示されており、国が責任を持って財源を確保すべきである。④ 税源移譲に伴い、住民の受益と負担の対応関係がより明確になることから、納税者である県民に対し、これまで以上に説明責任を果たすことが求められる。また、個人住民税への税源移譲が行われた場合でも地域間の税源偏在は残ることから、国は、これまで以上に地方交付税制度により適切に財源調整をすることが必要。それでもなお十分でない場合には、法人事業税の分割基準の見直しの論議にも及ぶのではないか。⑤ 昨年一月、全国知事会として国庫補助負担金約九兆円の廃止、縮減を提言したところであり、

引き続き改革を進めるべき。このうち生活保護費負担金や児童扶養手当給付費負担金については、国の基準に基づく統一的な対応を行うべきものであり、国庫負担率を単に引き下げるということだけでは地方の自主性拡大につながらず、不適当と考える。（４）① 政策評価における議論や結果が、事業の見直しや新たな施策、事業の立案につながるように、予算要求書に政策評価の概要を併記し、予算要求および編成作業の過程において活用している。今後とも、本年度設置した行政評価室を中心として、評価の結果が予算に十分反映されるよう、改善に努める。また予算編成については、本年度から、経常的または定型的な経費を対象として、各部署にあらかじめ一定の財源を枠配分する、枠配分方式を導入して、各部署の自己決定、自己責任を促進する。② 退職者数は、教員や警察官も含めて、ここ数年は六〇〇人前後の見通しであるが、今後次第に増加し、平成三三年度にはピークを迎え、九〇〇人近くには達すると見込んでいる。退職手当基金の残高は、一〇年度には八〇億円を超えていたが、現在一億三、五〇〇万円で、本年度の退職手当一七六億円のみならず、今後増加する退職手当を賄える規模ではない。（５）① 熊本駅周辺の整備では、行政が基盤整備を先導的に進め、民間の参画を促していくことを基本的なスタンスとして、必要な都市基盤の整備を進めている。平成九年の県、熊本市の協定を踏まえ、県は、鹿児島本線等の鉄道高架化に着手し、用地取得等の体制を整え、着実に事業を進めており、市は、駅西地区の土地区画整理事業を進めている。熊本市とは濃密な論議を行い、

相互の意思決定の迅速化を図るため、県の呼びかけにより、副知事、副市長等で構成する新幹線新駅周辺整備推進会議を設置した。(2)東口駅前広場整備完成は平成二九年度末を予定しており、県、市が連携して、道路機能の向上や駅前の景観にふさわしい町並み整備に取り組む。交通アクセス向上に向け、バスプール、ターミナル等の配置や市電の取り扱いを含めた公共交通機関の結節性向上についても検討を進める。さらに、水と緑、リフレッシュできるという観点からパークステーション構想を踏まえた駅前広場整備の最終の姿を見据えた上で、新幹線開業時における暫定整備も検討する(知事)。(6)事務所の組織を大幅に強化することは、財政改革の中では慎重な検討を要するが、観光をはじめ、県産品の販路拡大、福岡県経済界の人的ネットワークの強化等、分野ごとにきめ細かな取り組みを重点的に進めたい(商工観光労働部長)。(7)私は亡くなった福島知事の考え方を継承し、水俣病の教訓を生かすこと、環境は未来からの預かりものであること、今日の環境問題は私たち一人一人が被害者と同時に加害者にもなること、環境問題の解決のためには、気づきを学び、将来に思いを寄せる想像力と新たに作り出す創造力が重要であることを念頭に置いている。このような理念をもとに、新たな環境基本指針および環境基本計画を策定し、平成一三年度には、ISO14001の認証を取得し、小学校五年生が水俣に直接足を運び環境学習を展開している。(8)有明海の環境変化の原因を明らかにするため、これまで、中長期開門調査を、県議会とともに求めてきた。今回

の国の調査を見送るという決定については、まずは漁業者が十分納得することが大切である。国には漁業者に対して、しっかりと説明するよう伝えている。(9)森林保全に関する税は、県民に薄く広く負担してもらうことにより、県民すべてが連携して森林保全を進める機運を醸成する効果もあるが、強制的に徴収する税よりも緑の募金活動のような寄附金や協賛金を通して県民意識の高揚を図る方がふさわしいという意見もある。今年一〇月にある九州地方知事会の研究会から森林保全に関する税の報告を一つの目安とし、今年度をめどに税制導入について見極めたい。(更問)今議会では明確にいつということはないが、前向きに論議を進めている。(10)①これまで、自治医科大学制度を活用して医師を養成し、僻地の診療所を中心とした地域の医療機関に派遣する対策を講じてきたが、今後、県内医療関係者等により協議の場を設けて、地域の医療の実情に応じた対応策を検討するなど、この問題に積極的に取り組みたい(知事)。(2)県では、できるだけ早期に熊本大学をはじめとする関係団体、機関等と打ち合わせを始めたいと考えている。具体的には、医療提供体制の確保に関する重要事項を調査、審議するためにすでに設置している熊本県医療審議会を活用する方向で調整を進めている(健康福祉部長)。

氷室議員は次のように質問した。

(1)①今回の知事選の投票率は三八・六七％と、かなり低い数字であったが、知事の認識を伺う。また知事に対する県民の

期待感をどのように受け止めているのか。②知事の県政運営に臨む政治スタンスについて。③二期目に当たる県政リーダーとしての知事の偽らざる心境と決意を伺う。(2)①三位一体の改革が進む中で、どのような決意とビジョンを持って地方分権の推進と財政の効率化を図っていくのか。②財政健全化に向けての取り組みの姿勢と基本的な考え方について。(3)①一期目の知事はさまざまな施策を展開して、それなりの評価を得たと思っているが、県経済の浮揚を図るべき分野への有効な展開が不十分であったとの指摘がある。本県経済の活性化と雇用創出対策について。②今、地方自治体にトップの卓越した見識と決断力、柔軟な発想に富む施策の展開が求められている。県政リーダーとしてどのように指導力を発揮し、特色ある県政運営に取り組んでいくのか。(4)①出資団体等を取り巻く社会状況の変化とその実態に対する認識について。②関与の見直しに向けての新しい基本方針はどのような視点に立つて策定するのか。③見直しに向け、検討委員会等の設置はどうするのか。④県議会財政特別委員会での論議の結果をどう位置づけ、どのような形で見直しに反映するのか。⑤県退職者の県出資団体への再就職について、ある程度の基準や規範が必要ではないか。(5)①知事の一期四年間で四千数百万円という退職手当は、高すぎるという声もあるが、本県の制度はどのようなものか、見直す考えはないか。②総務省は、退職時に職員の基本給を引き上げ、退職手当を上積みする退職特別昇給制度を廃止するよう、各都道府県知事と政令市長に通達し、国家公務員は本

年四月から全面廃止されたが、本県の制度はどのようなものか。見直す考えはないか。③国は特別昇給制度も見直しを進めているようであるが、知事の見解を伺う。(6)①総合産業としての観光の戦略的な展開について。②本県の伝統文化、芸術を生かした観光振興について。③県内外のさまざまな組織とのネットワークづくりについて。④近隣諸国からの旅行者受け入れ拡大について。⑤九州各県の観光担当課の予算を比較したところ、本県の予算規模は九州の最下位であった。観光振興に係る予算と人材の確保について。(7)①今回の高校入試制度では、熊本市内と郡部の学校の二極分解が進む、逆に熊本市内の生徒が市外へ押し出される。また、郡部では、地元優秀な人材が残らず、活力が失われ、ひいては郡部高校の統廃合の流れに拍車がかかると懸念される。②後期選抜では、県教委が選択問題を作成し、各校長が指定するという制度を導入しているが、その意義はどこにあるのか。③さまざまな課題を残したままのこの制度が開始されるが、今回の制度が、恒久的な制度になり得ると考えているのか、実施後に問題点が指摘された場合、速やかに改善するのか。④定員割れの学校において、平成一四年度入試では一校で三二人、一五年度は六校で八人、一六年度は四校で一三人の不合格者が出ている。不合格とされた生徒の判断基準は何か。⑤課外授業に対して支払われる教員の雑収入について、各学校の状況は。⑥携帯電話に関する架空請求の被害状況は。⑦県教委も独自に小中高生に対する携帯電話の実態調査を行ってはどうか。(8)①本年四月、改正児童虐待防止法

が成立し、児童相談所と警察との連携強化や国民の通報義務の拡大などが盛り込まれ、より子どもの安全確保のための法規制が強化された。本県における実態とその内容、今後の具体的な対応について。②高齢者虐待の実態と防止について。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①今回の投票率の低さは、今後幅広い観点から向上させていく努力の積み重ねが求められる。前回を上回る四万九千三百三十五票に込められた私の県政に対する期待の大きさ、責任の重さに身が引き締まる思いである。②前川議員の「代表質問(1)①」に対する知事答弁と同じ。③多くの県民と県政について意見交換していく中で、社会経済のさまざまな分野での構造的な変化をしつかりと見据えながら、あらゆる産業の元気づくりをはじめ、元気で明るい熊本づくりに向け、施策を展開していかなければならないと強く認識した。(2) ①本年度の予算編成においては、あらゆる産業の元気づくりなど六つの分野の重点施策に対し、重点的、効果的に配分することに努め、また、歳出の徹底した見直しや再構築を行うなど、さらなる効率化を図った。今後も地方分権の進展に対応する行財政体制の見直しに努めながら、地域や県民のニーズを踏まえた施策を展開する。②前川議員の「代表質問(3)」に対する知事答弁と同じ。(3) ①施策の方向性として、まず、時代を先取りした魅力と個性ある農林水産業の構築を目指し、安全、安心なブランドづくりや県産品の良さの情報発信と販路拡大、地産地消等に積極的に取り組む。また、企業の競争力強化および地域

の特性を生かした商工業、建設産業の振興として、中小企業対策をはじめ、企業誘致や起業化支援の強化、半導体関連産業の集積、そして環境や福祉等、熊本の特性を生かした産業の育成等に努める。さらに九州新幹線の全線開業を見据えながら、総合産業としての観光を戦略的に展開する。雇用対策では、特に就職が難しい若年者、障害者、中高年齢者等の就業支援を重点的に進める。②知事選に当たり、さまざまな主体が、互いの特性を生かし、協力、連携するパートナーシップの下で、自己責任、自己決定による県づくり、そして、真に九州の中心となり得るような県づくりの歩みを進めると述べた。新しい県づくりの実現に向けては、生活者の声を聞き続け、だれもが暮らしやすく、よりよい社会を求め続けるというユニバーサルデザインの考え方の下、奇をてらうことなく、地域の現状や実態に即して施策を展開していくことが重要であると考えている。人や地域の力を結集しながら前向きな攻めの姿勢で、全国のモデルとなるような意気込みを持って施策を展開したい。知事として、先見性、決断力、行動力をしつかり意識し、そして協力と協調の中で生まれるリーダーシップを遺憾なく発揮しながら、今後の県政を進めたい。(4) ①行政の守備範囲の見直しが進む中、民間への委託等の流れが本格化している。県出資団体の役割は大きく変化してきており、事業の見直しが必要である。②新しい基本方針は、最も効率的、効果的なサービスの提供という県民の視点と、県の行財政改革の視点に立つて策定したい。③出資団体の見直しには、外部の方の客観的な意見や専門的な意見

を得たいと考えており、とくに団体の経営状況の分析等には、委員会という形式はとらないものの、公認会計士等、外部の有識者の意見を得ながら、新たな見直し指針の策定を進める。④当委員会の意見も十分踏まえて見直しの指針を策定したい。⑤再就職先での在任期間や退職年齢については、県から独立した組織である当該団体自ら判断することであり、県として統一的な基準を設けることは難しい。(5)①厳しい社会経済情勢の中、公務員の給与全般に対して厳しい目が向けられており、知事の退職手当についても、そのあり方を心に留めておく必要がある。熊本県知事の退職手当は、給料の月額に支給率および在職月数を乗じて算出した金額となっており、この計算方法は他の都道府県においても同じである。ただし、支給率は各都道府県によって異なり、熊本県と同じ支給率百分の七〇の団体が一三、本県を超える支給率の団体が二六と、全体の五五%余りを占め、本県の知事の退職手当は、全国平均をやや下回るものであるが、引き続き検討するよう指示している。②退職時の特別昇給は、国における廃止に至った経過および考え方を踏まえながら、見直しを検討したい。③特別昇給制度は、職員の意欲向上のために必要と認識しており、今後も制度の趣旨に従って、より職員の勤務成績を反映できる制度となるよう検討したい。(6)①県は、観光客の受け入れ体勢の整備、戦略的な観光客の誘致、国際観光の振興を三つの柱として、新幹線開業関連キャンペーンをはじめとするPRに取り組みほか、ユニバーサルデザインや地産地消等、新たな視点からの観光振興にも取

り組んでいる。こうした取り組みに加え、環境や健康等を含めた熊本ならではの総合的な観光戦略をさらに加速させていくために、その指針となるアクションプランを早急に策定し、今後三年間、集中的に観光振興に取り組んでいく。②十分に生かされていない観光資源については、地元と連携しながら光を当て、さらに磨きをかけるとともに、新しい観光ルートや旅行商品に組み込んで国内外へのPRを行う。③これまで、南九州三県による南九州広域観光ルート協議会等によって、広域的な観光客の誘致を図ってきた。加えて、昨年来、九州知事会と民間が連携した九州地域戦略会議による観光戦略の策定など、九州が一体となって観光振興に取り組む。また、県観光連盟、地域の観光協会、経済団体等との連携を深め、民間と行政が相互に協力しながら、観光振興に取り組む(知事)。④海外からの旅行者を増やすため、国では、韓国・中国等の東アジア地域に関するビザ発給要件の見直しが進められている。こうした動きを観光客誘致につなげるため、海外現地旅行会社へのセールスや招待事業を行っている。⑤本県の観光宣伝にかかる予算は昨年より増加しており、職員も本年度から、外国人観光客誘致担当職員を一人から三人に増やしている(商工観光労働部長)。(7)①各高校では今後自らの教育目標のもとで、生徒や地域の実態を踏まえた特色化を進めていくことで、中学生にとつて魅力ある学校づくりの実現が期待される。これにより熊本市への一極集中の懸念も払拭されると考えている。②選択問題を導入することで、多様化した生徒の能力等を各学校で適正にはかることが

できる。③実施していく上で問題点等が生じた場合は検討を行い、改善すべき点があれば改善したい。④可否の判断は、学校長が受験者の能力、適性等を総合的に判断している。定員に満たない学校、学科における入学者の選抜については、例年、高校に対して通知するとともに校長会等で指導するなど、多くの生徒が入学できるよう配慮しており、その数は、ここ数年減少傾向にある。⑤保護者からの強い要請を受け、生徒の進路希望の状況に合わせ、PTA主催で課外授業が実施されている。謝金が二〇万円を超える教員については、確定申告をする必要があるため、各学校において、指導がなされている。県では、実態の報告まで求めているが、適切に申告が行われているものと思っている。⑥昨年度、架空請求を受けたことのある高校生は七六九人である。そのうち七割が保護者等に相談しており、今後指導体制のあり方をより強化していく必要があると考えている。⑦小中学校では簡単な実態調査を行っているが、今後高校を含めたより詳細な調査について検討したい(教育長)。(8)

①新たな県の対応として、一点目の人材の育成、確保と専門的サービスの充実では、児童相談所において直接対応に当たる児童福祉司の一人増員、児童虐待対応の専門係の設置、弁護士や専門医師によるアドバイス体制の整備、虐待を行った保護者に対する精神科の医師によるカウンセリングなど、専門的対応能力の向上も図っている。二点目の地域での相談、保護指導サービス体系の再構築では、これまでに関係機関による県全体および地域振興局レベルの児童虐待防止ネットワークを構築し

てきたが、虐待への対応においては市町村の役割が重要であるため、市町村においてネットワークの構築を進める。三点目の虐待への適切、迅速な対応の強化では、まず、虐待の発生を予防する観点から、昨年度開始した子育て安心ヘルパー事業を活用し、産後の体調不良等で家事や育児が困難となっている母親に看護師等を派遣し、虐待のリスクを負った母親等を引き続き支援する。また、虐待の早期発見、通告という観点から、新たに主任児童委員等の児童福祉関係者を地域協力員として登録し、通告、相談、援助のための地域連絡網を整備する予定である。さらに虐待を受けた児童の自立支援という観点からは、家庭支援専門相談員による施設入所児童の家族関係の再構築に向けた連絡調整や虐待児童を受け入れる専門里親の養成に取り組む。②現場の在宅介護支援センター職員からは、介護者自身が痴呆の理解に乏しく、虐待の自覚がない、あるいは介護の方法がわからずストレスとなっているなどの意見が寄せられている。県としては、これらの実態、あるいは虐待を受けている高齢者の半数以上が痴呆性高齢者という調査結果を踏まえ、痴呆について正しい理解の普及と虐待防止を目的とした研修を行うとともに、新たに痴呆にやさしい地域ネットワーク支援事業に取り組みたい(健康福祉部長)。

【一般質問】

六月八日に鎌田聡(県民クラブ)、中原隆博(自由民主党)、松岡徹(日本共産党)、九日に松永真一(自由民主党)、荒木章

博（無所属）、池田和貴（自由民主党）、一〇日に井手順雄（自由民主党）、九谷弘一（無所属）、藤川隆夫（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問をした。

県政全般・行財政改革問題

（一）二期目に臨む知事のリーダーシップの意気込みと二人副知事制の導入についての心意気を伺う（中原）。（二）二期目に当たつての知事の基本姿勢と提案している肉づけ予算について（松岡）。（三）知事は、県民から要望があつた場合、県政に生かせるものは生かしたいと述べているが、そうした要望あるいは相談に対して、公正であるべき職員が有力県議の圧力に屈して、対応できていないことがあるのではないか（荒木章）。（四）①三位一体の改革を踏まえた財政基盤の強化について。②知事が考える地域経営感覚を持った行財政改革への取り組みについて。③五月中旬に知事数人と自民党の額賀福志郎政調会長ら幹部との会合の中で、国と地方の財政を健全化するには税収増が必要との認識から、消費税二五％にする案が出たと聞く。この消費税一五％に対する知事の考えを問う（中原）。（五）知事は行財政改革に向けて、効率的な予算執行をするために、部局を超えた連携を行うと言っているが、その具体的な内容は。また、予算編成や執行段階での具体的な連携の事例は（井手）。（六）行政システム改革プランについて。①昨年度から、組織のフラット化が健康福祉部では全面的に、その他部局では一部で導入されているが、効果はあったのか。健康福祉部

では権限委譲はだからだれに委譲したのか。さらにフラット化によって意思決定は迅速に進められているのか。県民からわかりづらいという声も聞くが、どのように評価し、今後どう展開するのか。②本年四月から行財政改革を進める行政経営課が総務部に設置されているが、行財政改革を進める組織は企画的な仕事として、現在総務部にある行政経営課や財政課は、総合政策局に入つて、行政評価室と一体となつて行財政改革を進めるべきでないか。③行政システム改革プランの中に対話型行政が入っているが、これを進めるためにも県民からの要望と回答を文書化するというルールに基づいて業務遂行するという考えはないか。④各部局でそれぞれ実施している庶務・経理業務は、集中処理を行うことで業務の効率化が進み、人員の再配置ができる。昨年度からの取り組み、進捗状況は。また教育庁や県警本部でも検討してはどうか（鎌田）。（七）①市町村合併を機に、開始以来四年が経過した地域振興局体制は、その業務を見直し、効率化を図るべきと考える。②現在でも一部実施されている特別条例によつて、新しく誕生した新市を中心に事務権限の移譲を実施すべきと考える（松永）。（八）①女性職員登用について。②職員の昇格に際して、地方公務員法の平等取扱の原則等に照らして疑問を抱かざるを得ない事例が起きているが、県の対応を問う（松岡）。（九）九州地方知事会は、今年二月に各県の部長級をメンバーとした道州制の研究会を発足させている。今後のスケジュールと本県のスタンスを問う（鎌田・中原）。これらに対する執行部の答弁は次の通りである。

(1)、(2) 知事の提案理由説明で述べた通りである。(3)

まずは職員一人一人が公務員として自覚と責任を持って事に当たることが大事である。もし仮に特定の個人、集団の圧力に屈するといった事実があるとすれば、全く遺憾であり、気を引き締めて事案に対応するよう、あらためて職員に注意喚起を促したい。(4) ①平成一七年度までの財政健全化計画期間内において、財源不足の解消は見込めない状況であるが、県財政基盤の強化を行うためには、県自らが行財政全般にわたり、思い切った改革を行っていかねばならない。また、三位一体の改革の本来の趣旨である地方分権時代にふさわしい地方税財政の基盤の確立を求める姿勢は欠いてはならない。②民間のノウハウに学ぶことも重要であり、民間経験者の採用については、専門的な知識、経験を持つ多様な人材を確保する観点から、平成一四年一月に、情報技術分野の課長級職員として、情報企画監を民間から採用している。任期付職員についても、一五年三月に、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等を制定し、本年四月に試験研究機関に任期付研究員二人を採用している。なお、企業の経営手法の習得等のために、県職員を民間企業や米国スタンフォード大学に派遣するなど、職員の経営感覚の育成に努めている。③今後、社会保障制度をはじめとする公的サービスの安定的な進展を支えていくために歳入構造を構築するには、消費税の役割を相対的に高めていく議論はあり得ると思っている。しかし、まずは国と地方公共団体が改革を行って、税制上の不公平感の是正に取り組むことが肝要ではな

いかと考えている。(5) 今年度予算においては、防災、危機管理体制の整備、バイオマスの利活用、食の安全・安心の確保、食育の推進等において、政策立案の段階から複数の部局が連携して予算編成に当たった。また、予算執行では、河川等の排水工事を行うに当たり、河川事業と農地防災事業とを組み合わせて構造物を一体的に施工することや、広報事業では、県政全体について重要な施策や県民生活にかかわりの深い情報を広報課が一括して取り扱うことなどにより、経費削減や効率化を図っている(知事)。(6) ①組織のフラット化は、意思決定の迅速化、責任の明確化などを図るために、平成一五年四月から、健康福祉部等にモデル的に導入した。具体的には、部長の権限の一部を次長や課長に委譲するとともに、各課を分割、再編し、課長補佐などのいわゆる中間職を置かない小規模な課を設置した。フラット化の導入についてアンケートをとったところ、決裁等の意思決定の迅速化が図られたこと、あるいは組織の目標や業務の成果に対する職員の意識が向上したことが効果として挙げられている。一方で、課の数が増えたことにより、調整を必要とする業務が増加したこと、あるいは組織の細分化により所管業務がわかりづらくなったことなどが課題として挙げられる(総務部長)。②四月の機構改革においては、総合政策局と総務部の役割分担という観点から、総合政策局には、複数の行政分野にわたる総合的な政策の企画立案と実施段階での総合調整、さらには各部局の政策、施策に関する評価を通して、県政の大きな方向性を定めるといふ機能を担わせることとし

た。また、総務部には、この大きな方向性を踏まえた上で、経営資源の効率的、効率的な配分という点から、予算や人員の査定等を通じて内部的なチェック機能を担わせている。行財政改革は、県の政策、施策の推進を支えし、限られた経営資源をどのように効果的、効率的に配分していくかという取り組みであり、その行財政改革を財政課および人事課と一体的に推進するため、総務部内に行政経営課を設置した。行財政改革にどのような組織体制で取り組むかについては、いろいろな考え方があるかと思うが、いずれの場合においても関係部局間の密接な連携を図り、県全体としてしっかりとした成果を上げていくことが重要と考えている。行政経営課は四月にスタートしたばかりなので、まずはその機能を最大限に発揮させることで行財政改革の着実な推進に努めたい。③文書での回答は、きちんとした説明が必要な事案について、これまでも通常業務の中で行っている。他県に先駆けて導入した知事への直行便は、すべて私自身が直接目を通した上で、担当課に指示し個別に文書回答を行っている（知事）。④平成一五年度から健康福祉部では、部内一九課のうち庶務担当班を五つの課に集中配置し、庶務・経理担当職員の削減を図った。今後、平成一七年度に本格稼働を予定している庶務事務システムの取り扱いとあわせて、さらに他県の状況などを参考にしながら、一元化の可能性を含め、庶務・経理事務の集中化を検討したい。また教育庁や各種委員会等の執行機関とも連携しながら、庶務・経理事務のさらなる効率化に向けて取り組みたい。（7）①来年三月までには、市町

村合併の枠組みについておおむねめどがつくので、現在さまざまなケースを視野に入れて、振興局のあり方について具体的な検討を進めている。②これまでも、県として独自に市町村に対して事務権限を移譲するため、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例を制定し、四〇五項目を移譲してきた。さらに、これからも、市町村合併に対応し、その規模、能力にふさわしい事務権限の移譲を進めていく必要がある。なお、これまでの県の判断で事務権限を市町村に移譲できる特別条例に加えて、地方自治法の改正により今回、市町村自らの判断で事務権限の移譲を県に要請できる制度が整備された。法制度の趣旨を踏まえ、地方分権の進展に伴う県と市町村の役割の見直しという観点からも、合併市町村に対する権限移譲に積極的に取り組みたい（総務部長）。（8）①近年の新規採用職員における女性職員の割合は三〇％を超えている。また、これまで女性職員が少なかった財政や企画、課税徴収、用地取得といった部門にも配置し、女性職員の職域を拡大し、その能力を十分に発揮してもらっている。その結果、平成一六年度の全役付職員の中で女性役付職員の占める割合は、一一年度の八・七％から約一一・二％まで上昇している。今後も県政のさまざまな分野での多様な業務を女性職員に担当してもらい、その能力を最大限に発揮してもらいたい。②職員の昇任、昇格については、熊本県人事管理・人材育成基本方針において「適正評価、評価に応じた適正処遇」との目標を掲げ、その目標の実効性を確保するために、平成一二年九月に熊本県職員人事評価実施要綱を策定

して、職員自らが業務成績を評価する自己評価制度の導入、あるいは役職ごとの評価項目の設定など、きめ細やかな人事評価を行い、より適正な昇任・昇格や適材適所への配置等に努めている。今後も所属長と部下職員との個別面接の充実を図り、職員の能力や実績を重視した人事管理となるよう改善に努める（総務部長）。（9）道州制の研究会の今後のスケジュールとして、まずは本年度中に道州制、県合併等の定義について意見を共有した上、メリットとデメリットを比較する作業を行い、道州制に移行した場合の課題の論点整理をし、来年五月に報告する予定である。道州制は、わが国の内政における統治システムの根幹にかかわる事柄であり、広範かつ十分な議論が必要である。県としては、地域の経済や住民の生活に影響を与えるものであるため、県民中心の視点でこの問題について議論を進め、それが実現するかどうかにかかわらず、今後とも九州の中心となり得るような活力と魅力ある県づくりを力強く進める。

企画・地域振興

（1）①新幹線的全線開業は経済浮揚の契機と捉えており、県都の玄関口である熊本駅周辺整備については必要な財源の手当てを行い、事業を積極的に推進すべきである。知事は、リーダーシップを発揮してもらいたい。②福島知事のように、合同庁舎を熊本駅周辺につくることを検討すると表明していたが、合同庁舎建設に対する地域住民の意見を聞く協議会をつくってはどうか。③鉄道高架下の利用について。④熊本駅を起点とし

た交通ターミナル機能の整備について。⑤ニューオータニ前の東A地区の道路網、熊本駅北部線工事の進捗状況は。⑥熊本駅から田崎方面に行くメイン道である熊本駅城山線工事の進捗状況は。⑦駅前から白川を渡る熊本駅新外線歩道整備について。⑧万日山トンネルを掘って熊本駅と西部地区を結ぶ春日池上線の整備について。（2）①農業試験場跡地の利用について。今回、県が公募した施設コンペで、最優秀として選ばれたのが、大手スーパーイオンと大和ハウスが出資した東京のデベロッパー、ロック開発である。近年大型商業施設の進出が後を絶たない中、県までが大型店舗を誘致するのが残念でならない。今回のコンペに際し、県が描いていたビジョンを問う。②地元産業の育成という観点から、コンペの白紙撤回を求めたいが、どうか（荒木章）。（3）農業試験場跡地の場所はJR近見高架橋の開通で車の増加が予想され、当該地に商業施設ができると、さらに車両交通量が増大すると考えられる。今後の交通量増大への対応、そして熊本港線の歩行者の横断対策について（鎌田）。（4）平成一二年からスタートした総合情報通信高度化プラン、「くまもとチャレンジITプラン」は、本年度最終年度となる。①高速インターネットである光ファイバー等が利用できるブロードバンド提供地域は、ある程度の利用人口が見込まれる地域となっており、現在、七村（産山村、波野村、白水村、泉村、坂本村、五木村、水上村）が利用できない。ブロードバンド提供地域の地域間格差解消に向けた取り組みについて。②新しいプラン策定に向けたスケジュールと推進期間の短縮化について。

③県民交流館パレアに設置した県民ＩＴ学習相談室には年間五〇〇〇件ほどの相談があるなど県民のニーズにこたえているが、年々この事業の予算は縮小傾向となっている。今後ぜひＩＴ学習相談室の継続を願う（要望）**鎌田**。（５）宇土市とその周辺に拠点を置く熊本県青年塾が、大王のひつぎ実験航海実行委員会を設立し、来年夏の実験航海に向けて着々と準備を進めている。こうした事業は地域おこしにとどまらず、熊本を全国に売り込む絶好の機会と思うが、こうした地域づくりや団体への支援について**（九谷）**。（６）天草エアラインは、当初は開業効果もあって、まずまずの滑り出しを見せていたが、五年目を迎えた今、就航のあり方を再考する時期にきている。熊本便の乗り継ぎに便利な時間に設定することにより、乗客の増加が見込める。天草空港の運用時間を現在の八時から一九時の一時間最大二時間超えない運用時間の延長はできないか**（池田和）**。（７）不知火海湾奥の将来構想は、早急に実施していただきたいと思っているが、数多くの関係課が複雑に絡み合い、今後関係部署の連携で進めるには限界がある。総合的構想を専門として取りまとめる部署の存在が必要と考える**（松永）**。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①熊本駅周辺の整備は、平成九年に締結した県・市協定において、役割分担を明確にし、それぞれが担当する事業を責任を持って着実に推進している。県では、本年四月に熊本市圏振興に係る組織体制の強化を図るとともに、去る五月には新幹線新駅整備推進会議を設置して、検討を行い、本年度内を

めどに全体像を示す。地域住民や駅周辺の民間事業者等で構成されるまちづくり推進協議会の設置が熊本市において予定されており、県もここに参加する。新幹線新駅周辺整備推進会議における検討を踏まえ、同協議会の中で地域住民の意見が反映できるよう努める。②合同庁舎は、副都心における主要施設という位置づけの下、その役割を発揮していくためには、地域住民の声を取り入れていくことが重要と考えている。今回、熊本市が住民の意見を反映していく新たな組織を設置することになり、県もそれに参加したいと考えている**（知事）**。③高架下は、新幹線新駅周辺整備推進会議において具体的な利活用方策の検討を進めるとともに、地域住民の意見も考慮して、鉄道事業者と協議を進めていく予定である。④現在、鉄道、バス、熊本市電といった公共交通機関相互の結節性向上を図るために、熊本市電停の位置や軌道位置のあり方、バスバースのあり方等について検討を進めている**（地域振興部長）**。⑤東Ａ地区の道路整備は、再開発事業での整備を基本とするが、経済情勢の悪化等により事業に着手できない状況が続いており、早期の事業化に向け、事業手法の見直しも含め、熊本市と協議を進めたい。熊本駅北部線は、祇園橋から熊本駅方向の約三二〇ｍを県事業として着手しており、一五年度末の事業ベースでの進捗率は九七％である。本年度は市電の移設等の工事を予定している。⑥熊本駅城山線は、事業認可取得の準備を進めており、新幹線開業時までには東口駅前広場から合同庁舎予定地までの完成を目指したい。⑦熊本駅新外線は、駅前広場から白川に至る緑豊かな歩

行者空間として重要であり、今後歩道の整備を検討する。⑧春日池上線は、祇園橋から古道踏み切りまでの一工区の用地買収を急ぐとともに、万日山トンネルから野口清水線までの三工区は本年度に事業認可を受け、用地買収に着手し、新幹線開業時までの完成を目指す。なお、熊本西土地区画整理事業区域内の二工区については、熊本市と早急に協議して進めたい（土木部長）。（2）①JR新駅設置の弾みとなる、あるいは周辺地域のまちづくりの核、さらに熊本市圏の西南部地域発展の起爆剤となるように検討してきた。そして昨年九月に、三区画一体の活用を条件とするともに、創造性の高い提案が得られるように、県内はもとより県外からも広く提案募集を行い、地域経済への貢献等の審査項目に基づいて審査、選定した。②今回選定した最優秀案は県外の事業者であるが、今後の当該事業との協議の中で地元発展に資する、そしてまた地元中小企業との共存共栄ができるよう強く要請しながら取り組む。公募を経て公正な審査により選定されたものであり、現時点において白紙撤回は考えていない（知事）。（3）今後、事業予定者が行う詳細な集客見込みの把握による交通量推計を踏まえて、周辺道路の交通の円滑化と歩行者の安全対策について、道路管理者あるいは県警交通管理者と協議を進め、円滑な対策が講じられるよう努める（地域振興部長）。（4）①県内全体で約一五％程度の世帯ではブロードバンドサービスが利用できない環境にある。今年度、県・市町村高度情報化連絡調整会議に、ブロードバンドの地域間格差の解消に関する検討部会を設置して、住民の二

重把握、需要喚起策、整備手法等について検討する予定である。②ITのさらなる利活用重点を置く方向で検討を進めており、計画推進期間を平成一七年度からの三か年としている。本年末をめぐって計画策定を進める。（5）今回の取り組みは、宇土市とその周辺地域を全国にアピールするよい機会になるものと期待している。このため青年塾あるいは石棺研究会の関係者と協議しながら、来年度の航海の際に寄港を予定している自治体における地域づくり団体との交流が効果的に行われるよう働きかける。また、この取り組みへの助成も積極的に進めていきたい。（6）天草エアラインは経営改善に向け、自前機長の育成による機長訓練費の節減、福岡への営業担当の配置による福岡便の利用促進向上など、さまざまな取り組みを積極的に進めている。提案の運用時間の延長は、現在のフライトの利用ニーズを分析しながら、関係機関と協議したい（地域振興部長）。（7）これまで、地域振興、干潟の環境保全、防災、海岸保全等、それぞれの課題に応じて、一〇以上の担当部署が対応してきた。この取り組みについては、総合政策局において、今までの取り組み状況を調査、整理して、全体の状況をしつかり把握した上で、どこが一番総合的な窓口としてふさわしいのか、検討を進めていきたい（知事）。

川辺川ダム問題

（1）川辺川利水事業は、農水省と九州農政局がダムに水源を求める案を導こうとしている。県は、今後総合調整役とし

ての県の役割が重要になってくると思うが、新利水計画を進める上での考えについて。(2)川辺川ダム計画が、当初の三五〇億円から二、六五〇億円に膨れ上がり、関連事業を含めると四、二〇〇億円を超え、県負担はすでに七三五億円を超え、今後さらに三〇〇億円の負担が求められる。新幹線と違って川辺川ダムは、大幅に安上がりで、地域経済の波及効果も高く、治山対策にもなる代替案があるわけだから、県としても、しかるべきときに中止するよう決断を求めたい。また、川辺川ダムに関しては、政治献金の問題がある。国民、県民の税金を使う公共事業の入札、契約のあり方について、県としてもさらに厳格に対応してもらいたい(要望)松岡。

これらに対する知事の答弁は次の通りである。

(1)関係団体による事前協議を開催し、策定の方針や進め方について協議を重ね、そこでの合意に基づいて取り組んでいるが、この数か月間、新利水計画たたき台案をめぐって協議が難航している。新たな利水計画に基づき平成一七年度から事業に着手するには、大変厳しいスケジュールであることは十分認識している。長年水待ち望んできた農家のために、新利水計画の策定に向けて、国や地元市町村との連携をより深めながら、引き続き総合調整役としての役割を担っていきたい。

福祉問題

(1)①障害者の介護保険給付について。高齢者と同様に、介護保険料の負担はあっても、保険給付は特定疾病に起因する

要支援、要介護の場合にしか適用されない。つまり、年を重ねるごとにかかった病气、例えば痴呆症とかの年齢を重ねるに従ってかかった病气がその対象となり、障害者は、介護保険の被保険者でありながら、給付の対象から外れている。第二号被保険者(四〇歳から六四歳まで)における障害者の介護保険料給付のあり方について問う。(2)介護保険料水準を引き下げると、被保険者の年齢を二〇歳に引き下げるとい議論がある(中原)。(2)六月四日、社会保障審議会障害者部会で、障害者支援費制度の課題解決には介護保険との統合が有力な選択肢とする中間報告素案が提示されている。ただ、統合にはガイドヘルプや手話通訳派遣事業等、障害者特有のサービスをどのように扱うのかなど多くの課題がある。(3)痴呆症の高齢者を介護するグループホームは、近年急増しており、そのため質のばらつきが指摘されている。(1)厚生労働省はグループホームの運営が適切になされているか、県に調査を求めているが、県内の状況と調査の方法について。(2)昨年度から実施している第三者評価の状況について。(4)①県は自殺予防を含め、心の健康に対してどのように取り組んでいるのか。(2)県庁職員の心の病による休職、自殺等の状況、メンタルヘルスケアについて。(3)高校生に対するメンタルヘルスケアについて。(5)高齢者が一定の額を超えて支払った医療費に対して市町村から支給される高額医療費の支給状況が、本県は全国ワースト三位と低い原因について。また、支給率に市町村間格差がある原因と未支給の解消について。(6)①次世代育成支援対策推進法により

本年度末までに各自自治体において、次世代育成のための行動計画を策定することが義務づけられている。これを受けて県は保護者や高校生に対して、育成支援に関するニーズ調査を実施しているが、調査結果について。②保育、子育て支援事業に関する一四事業については、国に目標数値を報告することになっているが、どのような状況か、今後の方針を含めて問う。③県内の新生児死亡率の全国順位は、年々悪くなり、一四年、ついにワースト一位となった。県は熊本市民病院を総合周産期母子医療センターに指定し、さらに地域周産期母子医療センターの整備を推進してネットワーク化し、周産期医療システムを構築すると聞いているが、市民病院に対する運営費補助を含めた財政支援について。④地域周産期医療センターの設置について。(7) 本県では、小児の重篤な患者を対象とした高次救急医療、小児集中治療室が未整備のままである。整備の検討を願う(要望)(藤川)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①介護保険の給付は、老化に伴う介護ニーズを対象としているものであり、障害者を給付対象とする問題は、制度の根幹にかかわるため、現在、国の社会保障審議会の介護保険部会や障害者部会で議論が行われている。②給付対象を拡大することなく、被保険者の範囲だけ拡大することについては、新たに保険料を負担する若年層あるいは企業の理解を得るのは難しいとの意見が国の介護保険部会で出ている。従って、給付対象のあり方を十分検討した上で、被保険者の範囲を設定する必要

がある(健康福祉部長)。(2) 障害者に対するサービスを介護保険制度に組み入れることは、介護保険制度を年齢、障害の種別、疾病の種類等を問わず、介護を必要とする人を国民全体で支え合うというユニバーサルな仕組みへ変えていくものであるため、私は基本的には望ましい方向であると考えている。しかし、高齢者と障害者の特性の違いから、解決すべき多くの課題があるため、財政問題だけを理由に早急に結論を出すのではなく、今後の高齢者や障害者に対する介護を社会全体でどのように支えていくかという観点から、十分な検証と議論を行い、国民的な合意形成を図っていく必要がある(知事)。(3) ①本県では今のところ不適切なケアといった苦情や情報は寄せられていないが、今後は地域振興局や所在市町村とも情報を交換し、連携して運営の状況と実態の把握に努める。②現時点で三〇のグループホームが外部評価機関と評価依頼契約を結び、評価結果は、インターネット等を通じて公表される。サービスの質の向上を図るとともに、利用者に事業者選択の情報を提供するという二つの効果を期待しているので、すべてのグループホームにおいて外部評価が早期に完了するよう促していきたい。(4) ①県では、うつ状態の早期発見、早期治療を促すため、精神保健福祉センターおよび保健所を窓口として、専門医師や臨床心理士等による精神保健相談を実施し、年間約一万件の相談を受けている。また、社団法人熊本精神保健福祉協会が開設している熊本こころの電話の取り組みでは、年間二万件の相談が寄せられ、自殺を考えている人を含め、多くの県民の悩みや苦し

を分かち合う活動が続けられている（健康福祉部長）。②過去一〇年間で、心の病による休職者が二七人、自殺者が六人である。県職員には、ストレス予防やその対処方法、あるいはメンタルヘルスの基礎知識等について研修を行っている。また平成一四年二月から、県庁地下一階の健康相談室にストレス相談窓口を開設して、精神科の医師や臨床心理士が個別に相談に応じている（総務部長）。③平成七年度から一二年度まで、文科省の委託事業を活用して小中高校にスクールカウンセラーを配置したが、本県にスクールカウンセラーとなれる臨床心理士等が少ないこともあり、現在高校への配置をしていない。現在高校では、学級担任等が、学習・進路、あるいは対人関係等に関する生徒の悩みの相談に応じている。またメンタルヘルスケアが必要な生徒には、教育相談係や養護教諭が中心となって担任とともに対応している（教育長）。⑤本県の高額医療費の未支給率は四割余りと高かったため、昨年一〇月各市町村に、申請手続きの簡素化と支給対象者への通知を働きかけたところ、本年四月時点では、未支給金額の率は約二割に半減した。一部の期間の対象者にしか通知を行っていないことや、領収書の添付を求めていることが改善の進まない原因と考えており、今後はそれらの原因を踏まえて働きかけを行う。⑥①保護者からは、子どもが安心して遊べる場所の確保や子育てに対する経済的支援、一時預かりサービス等のニーズが多いという調査結果が出ている。また、高校生へのアンケートでは、四割以上の生徒が乳幼児と触れ合う機会がない、八割以上の生徒が結婚を望み、

約六割が二五歳までに結婚したい、との結果が出ている。こうした結果を踏まえて、県行動計画の検討を進める。②現在各市町村において、実施したニーズ調査を取りまとめており、今後この結果をもとに市町村でそれぞれの目標値を設定し、県では市町村の目標値を取りまとめた上、九月末までに国に報告する。国は、この報告をもとに、本年度中に、いわゆる新々エンゼルプランを策定する予定であり、各市町村が設定した目標値に見合う財政措置を講ずるよう、要望していきたい。③熊本市民病院は、今年三月、総合周産期母子医療センターに指定されたことで、高い診療報酬を算定できるようになった。また、指定に伴い、新たに運営費が赤字になった場合、国と協調して赤字分の三分の二を補助する制度を活用することが可能となった。④現在、一般周産期医療機関では対応できない中程度の異常妊娠、異常新生児の比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センターの認定に全力を挙げて取り組み、熊本市民病院を核とした周産期医療体制の整備を急ぎたい（健康福祉部長）。

環境問題

①昨年三月に、諫早湾中・長期開門調査検討会議が設置され、九回の会合を経て報告書がまとめられている。この報告書を受けて、先月、亀井農水大臣は潮受堤防水門の中長期間調査見送りを表明した。①同報告書に対する所感と大臣の調査見送りについて。②今回農林水産省から、開門調査に代わる新たな調査や対策項目が提示されているが、この代替案に対する

所見。中長期開門調査とは別に、県として有明海、八代海再生に向けてどのように取り組むのか（**中原・松岡**）。(2) ①バイオマス利活用のための全庁的な推進体制は、どの部局が総括し、どのように進めていくのか。②民間企業への支援や民間企業と連携した取り組みについて。③本県の地理的条件から、九州各県と連携を図りながら、バイオマス資源を利活用してはどうか。④環境に配慮した農業推進の具体的な事業内容について。⑤木質系バイオマス事業の内容について。⑥下水道汚泥から発生する消化ガスを利用した発電施設の整備について（**池田和**）。これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①中・長期開門調査検討会議の専門委員会では、福岡県、佐賀県と共同で開門調査が必要である旨を述べてきた。しかしながら、同報告書では、調査を実施しても干拓事業との因果関係を明らかにすることは困難である、という記述がある一方で、中長期開門調査が必要、という記述が併記される状況が見られる。②漁業者が十分納得することが大切であり、国には今後漁業者に対し、しっかりと説明してほしいと言っている。今後は有明海・八代海再生特別委員会からの提言等を踏まえて、作滞で生じる砂を覆砂事業に活用するなど、干潟の漁場環境改善をはじめとした諸施策をさらに推進していく。(2) ①環境生活部環境政策課を、バイオマス利活用を総括する部署に定め、近く全庁横断的な推進体制を整備し、庁内の連携強化を図っていく。②バイオマスの利活用を具体的に進めていくには、新たな技術開発や資金、人材が必要である。このため、行政のみならず、

民間企業や大学、試験研究機関等がさまざまな形で連携して取り組んでいくことが重要であり、本年度、バイオマス利活用の促進方策の基本方針を策定する。③昨年一二月、九州各県と国の地方機関で構成する九州地域バイオマス関係機関連絡会議が設置された。一〇月には、バイオマス関係団体との共催によりバイオマス・ニッポンin九州を北九州で開催し、バイオマス関連技術の展示等を行う。今後はこうした動きの中で、情報共有や意見交換など、九州各県との連携を深めながら、本県での取り組みを進めていきたい（**知事**）。④農政部では、耕種農家のニーズにこたえられる良質な堆肥（たいひ）の生産に向けた耕種農家と、畜産農家の意見交換会やペレット堆肥実証等を実施し、バイオマスの有効活用を図る。家畜排せつ物法の猶予措置がなくなる一一月一日に向けて、畜産農家の堆肥製造施設、尿処理施設等の整備を重点的に実施する。また鹿本地区では、平成一五年度にバイオマス利活用フロンティア整備事業の全国第一号として採択され、家畜糞尿、生ごみ、集落排水汚泥を利用してメタンガスによる発電を行う施設、また堆肥製造施設が整備される計画である。球磨地域の焼酎酒造元から排出される焼酎かすのリサイクル施設についても、肥料や燃料への再利用を目的として昨年度整備され、近々稼働する（**農政部長**）。⑤林務水産部では、木質系バイオマス利用推進事業で、エネルギー需要や木質系バイオマスの供給可能性に係る課題や問題点を整理するとともに、エネルギーへの転換や製品利用等、多様な利活用に向けた計画を策定する。森林バイオマス活用施設整備事業とし

て、製材所等で排出される端材を畜舎の敷き料として活用するためのものが粉製造施設と、端材等をボイラー燃料として活用し、乾燥機の熱源とする木材乾燥施設の整備を支援する（**林務水産部長**）。⑥土木部では、下水道事業によって発生する汚泥や汚泥の減量化の過程で発生するメタンガスを主成分とする消化ガスの有効利用が課題と考えており、このうち、汚泥については、これまでもコンポスト化やセメント原料として再資源化を図ってきた。メタンガスを主成分とする消化ガスはこれまで大部分が焼却処分とされていたが、今年度から、これを活用する発電システムを整備する計画である。これにより、一時間当たり約四〇〇kWの発電量が見込まれ、汚泥処理場における電力経費が約四〇％節減できるほか、CO₂の削減により地球温暖化防止対策にも資する（**土木部長**）。

商工業の振興

（一）起業化支援について。①大学発ベンチャーの支援として、今回の補正予算で大学連携型起業家育成施設の運営方法を検討する経費があるが、この施設の概要、この施設を生かした起業家育成について。②夢挑戦プラザ21は、設立五年以内の中小企業を対象としたインキュベーション施設であるが、利用者からは大変好評を得ていると聞く。本年度で終わるこの事業を来年度以降も継続してどうか。また、創業準備や商品開発、研究を行うインキュベーション施設の入居期間六年の延長、貸出部屋数を増やしてはどうか（**鎌田**）。（二）運転免許センター跡地

は、インキュベーション施設等に使われているが、大部分は未利用のままとなっている。県には青少年センターに生かしてほしいという要望も寄せられているが、どうか（**松岡**）。（三）①県の制度融資の貸出残高がこの数年減少していることから、本年度、従来の制度融資方法の見直しを行ったと聞くがその内容について（**池田和**）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）①大学連携型起業家育成施設は、地域振興整備公団が地元自治体と連携し、整備、運営するもので、本県では、熊本大学を中心とした大学連携型施設として、熊本市内に建設される。熊本大学をはじめとした県内の大学が持っているバイオテクノロジー等の生命科学分野の研究成果を事業化に結びつけた大学発のベンチャー企業の創出を図っていく。②夢挑戦プラザ21は、平成一四年一〇月から一六年度末までの事業としてスタートしたが、開設以来多くの成果が上がっており、県では、空きスペースを改修して、企業用オフィスの拡充を図るとともに、事業期間も平成一八年度末まで延長する。創業準備プールの入居期間の延長は、現在入居希望者が多いため検討中である（**商工観光労働部長**）。（二）平成一八年度末までにはインキュベーション施設としての利用が予定されている。その後は引き続き県で活用を図っていくことを考えており、利活用のケースによっては、県政パブリックコメント手続き等を通して広く県民の意見を聞きながら対応したい（**総務部長**）。（三）①今回

主な改正点は、新分野への進出ならびに事業の多角化等に対応するために、新事業展開支援資金を創設、また金融円滑化特別資金の融資限度額を三、〇〇〇万円から五、〇〇〇万円に引き上げ、融資期間も七年以内から一〇年以内に延長したこと、創業者支援資金を除く九つの制度資金で重複利用を認めることである。②中小企業への資金供給のための新たな仕組みとして導入するもので、従来の不動産担保や第三者保証人を重視した融資方法から、企業の事業実績や経営データなどに基づく信用力評価システムを活用した融資の仕組みを構築する。県内では初めての試みであり、県、県内金融機関、信用保証協会の三者が連携し、それぞれ一定のリスクを負担する。これにより、従来一週間ほどかかっていた信用保証協会の審査を二日程度に短縮し、資金需要への迅速な対応を図る。運用について、現在関係機関と結めの協議を行っており、七月末をめどに開始する。今後、この制度の周知や借り入れ方法等について、関係商工団体への説明、経営指導員への研修会を実施する(商工観光労働部長)。

農業の振興

(一) 認定農業者の経営改善に向けて、各種の支援がなされているが、私が一番危惧しているのは、そうした支援を受けつつ、自己負担で借り入れた資金の膨大な残高である。県には、農家の負債の実態を把握し、負債整理予備軍と目される農家の破綻を防ぎ、関連した保証人倒れも防止する必要がある。その

ために、関連機関の連携はもとより、農業制度資金総合管理システム等を利用した農家の意識改革を行い、経営感覚を植えつけなければならぬ。県には把握調査の実施経費、専門の指導職員および指導経費に係る予算をつけて対応していただきたい(松永)。(二) ①本県農業は、担い手の高齢化や輸入農産物の拡大等による農産物価格の低迷から経営に対する意欲の低下が懸念されている。今後どのように本県農業の活性化に取り組むのか。②認定農業者は、一万二一五経営体を数え、本県農民生産の約四割を占めているが、認定農業者の育成と支援について。③現在、国は食糧自給率を平成二二年までに四五%まで引き上げるという目標を定めて、麦、大豆等の土地利用型作物の振興に取り組んでいるが、本県の振興策について問う。また、コンバインなど農業機械の導入に助成する考えはないか。さらに梅雨前に収穫ができる小麦の品種開発、安定栽培技術や新しい用途の小麦に関する試験研究の推進状況について。④現在農業改良助長法の改正が行われているが、二一世紀の県農業の振興方向をにらみながら、今後の普及事業は、どのように対応するのか。⑤宇土市には三五か所のため池があるが、市北東部の岩古曾にある曾畑ため池には流入した土砂が堆積し、ホテイアオイの繁茂の場となり、貯水量も少なくなり、下流では農家用水の不足が生じている。このため、維持管理や不足用水のポンプアップに多くの労力と経費を必要とし、農家にとって大きな負担となっている。また、ため池は下流域の災害防止、豊かな自然生態系、憩いの場にもなるなど、多面的機能を持つてお

り、ため池の維持、保全対策に、どのように取り組むのか（九谷）。（3）トマト黄化葉巻病の原因となるシルバーコナジラミの今年の発生状況と今後のトマト黄化葉巻病の防除対策について（井手）。（4）近年、BSE、食品の偽装表示、農薬、抗生剤の残留、ダイオキシンや内分泌攪乱物質の問題など食品に關しての信頼が低下している。今後、熊本の農畜産物が生き残るためには安全、安心のブランドを確立し、販売に直結させるための戦略が必要である（藤川）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）認定農業者への支援として、経営構造対策によるハウスなどのリース事業、低利資金の融資等の生産対策、また、新規就農者対策や認定農業者の組織の育成、研修会の開催のほか、農業改良普及センターによる生産技術および経営の指導を重点的かつ総合的に行ってきた。また、農協等の関係機関と連携して、既往債務の負担軽減のための借り換え制度の周知等の支援を行ってきた。本年三月に実施した約千戸の認定農業者の経営動向調査の結果について、現在専門家による分析を行っているが、今後は分析結果を踏まえて、庁内に設置した担い手対策プロジェクトにおいて、部門別、地域別の経営課題を明らかにして、改善に向けた方策を総合的に検討する。これらの検討を踏まえ、農業改良普及センターや農協等が参画して、市町村単位で構成する経営改善支援センターにおいて、個別農家の経営相談等の取り組みが強化されるよう働きかけたい。本年度からは、制度資金の新規借上げ者に対しては、借入れ後の経営状況

や既往債務の残高の報告を受け、農協等融資機関とも連携して、農家の経営改善を図る（農政部長）。（2）①担い手の確保、育成対策として、認定農業者の経営能力向上や経営の法人化等を推進するとともに、女性農業者の経営参画や起業化の促進、幅広い分野からの新規就農者の確保等を進めている。とりわけ担い手不足が深刻な地域では、集落営農に加え、広域受託組織等の育成強化を図る。域内での農産物の供給率を高めるため、くまもと21農業振興運動の推進を通して、特色ある産地づくりをはじめ、拠点市場との連携強化、物産館や直売所の充実等により、地産地消の取り組みを進める（知事）。②認定農業者の一層の経営安定を図るため、新たな米政策に対応した水田農業の担い手への支援やイチゴ・ミカンなど本県オリジナルの品種開発、付加価値の高い環境保全型農業の推進、さらには農産物の情報発信やリレー出荷など流通販売対策に力を入れ、収益性の高い農業の確立に努める。③県としては、平成一二年に策定した麦・大豆振興指針を見直し、農業団体と連携しながら、食品産業等のニーズに即した売れる麦・大豆づくりを基本とした生産の推進に当たる。生産面では、排水対策等の基本技術の励行や赤カビ病対策等を徹底し、食品産業等が求める高品質、安全、安心な麦、大豆づくりを推進するとともに、担い手農家の規模拡大や集落営農をはじめとする生産組織への作業委託を促進し、生産性の高い産地の育成を図る。また、需要拡大面では、パン用小麦「ニシノカオリ」の作付の推進や納豆用「すずおとめ」の学校給食への活用等を進めている。コンバイン等の機械の導

に力を入れたい（農政部長）。

入については、国の補助事業を活用し、県独自で機械の導入を支援する新たな事業にも取り組む。一方、試験研究については、九州沖縄農業研究センターと連携し、本県の気候と立地条件に適した技術確立に取り組む。

④法改正の狙いは、高度な革新技術への対応を強化するための普及職員の資質向上と普及活動に係る県の自主性の発揮である。この法改正に合わせて、新品種や革新技術に迅速かつ的確に対応できる専門性の高い普及員の育成、確保と地域特性に応じた普及課題や対象の重点化による効率、効果的な普及活動の推進という観点で基本方針を取りまとめ、来年四月の新法施行までに地域から信頼される新しい普及体制づくりに努める。⑤県では、老朽化し、緊急に整備が必要なため池や下流域の災害発生防止等に有効なため池について、堤防の改修や嵩上げ等を行い、安全性の向上に努めている。曾畑ため池については、宇土市と連携し、調査に取り組み、十分な現況把握と地元との協議を行いながら整備手法や工事時期について検討したい。③今後ともトマト黄化葉巻病の被害が懸念されることから、新しい防除技術の実証と普及に当たるとともに、引き続き、行政、農業団体、県民と一体となって、早期撲滅に努める。④安全、安心なブランドづくりを進めるため、農業団体と連携し、生産履歴のデータベース化やトレーサビリティシステム導入品目の拡充等を進めながら、消費者ニーズに対応できる供給システムの確立を図る。さらに、量販店との連携による魅力ある商品づくりや大消費地での応援団づくり等を通じて、安全、安心な県農産物の販路拡大や情報発信

林業・水産業の振興

①県は林業の新規参入者を増やし担い手を確保するため、さまざまな対策を打ち出しているが、効果の現状は。目標の林業就労者をクリアできるのか。また、対策の不足はないのか（松永）。②①間伐の促進に重点的に取り組むため、平成一二年より取り組んでいる熊本県緊急間伐推進計画の実施状況と本計画の評価について。また、当計画は本年度が最終年度となっているが、来年度以降はどうするのか。②国が平成一四年度に創設した森林整備地域活動支援交付金制度は、森林施業計画の認定を受けた森林所有者らが、森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等の活動について市町村と協定を締結すると、森林一ha当たり一百万円の交付金を受けることができる制度で、本県でも、一四年度から一八年度までの五年間実施されている。林業関係者からは、この制度は、林業版中山間地域等直接支払い制度のようなもので、ぜひ着実な計画実行を期待したいとの声を聞く。この二年間の実績と本年度を含む向こう三年間の実施計画について。中山間地域等直接支払い制度が財務省の諮問機関で制度廃止を含む抜本的見直しを提言されたと聞くが、この交付金と同様の性格である森林整備地域活動支援交付金も今後どうなるかわからないので、継続するよう国に要望する必要がある。③県産木材の需要拡大や公共施設等の県産木材利用促進について（池田）。③漁民の森づくり推進事業は、

漁業者が主体となって、山に木を植える活動に取り組み、良好な漁場を維持しようとする事業である。今後もこの事業を継続していく必要があると考えているが、県の考えを伺う（井手）。これらに対する**林務水産部長**の答弁は次の通りである。

（１）林業従事者の育成、確保のため、就業相談活動等により新規参入を促進し、従事者の定着に向けて、専門技能の習得研修や県林業従事者育成基金を活用した雇用環境の整備等を図っている。これらの取り組みによって、新規従業者は平成一三年度から三年間で一八二人が確保されたものの、定着率は七割程度にとどまっており、十分とは言えない。このため昨年から緑の雇用担い手育成対策事業により新規参入をさらに進めるとともに、機械化の推進、就業条件の改善や労働安全の確保等を図りながら、林業従事者の定着を促進する。（２）①間伐は、平成一二年度から五年間で、森林五万五、〇〇〇haを計画的に実施中で、これまでの四年間で単年度当たりの計画量の八割程度の水準で推移している。このため、本年度は、間伐対策の中核的事業となる森林環境保全整備事業について予算の重点化を図るとともに、間伐材の利用促進策とあわせて、総合的な間伐対策を進める。さらに、新たにくまもと森林再生緊急対策事業を創設して、山地災害危険地区等を対象とした間伐や簡易作業路の整備等、きめ細かな対策に取り組む。②本県では、昨年度、約六万二、〇〇〇haの森林における現況調査等の地域活動に対して、約六億二、〇〇〇万円の交付金が交付されている。この結果、森林所有者や森林組合、市町村との連携の下、

間伐等の森林施業に係る条件整備が図られ、森林に対する関心や森林施業の必要性に対する認識が高まっており、適正な森林整備の推進にもつながっており、当制度の森林所有者への普及に努めるとともに、国への要望もしたい。③これまで、県産材需要拡大県民運動推進会議やくまもと県産材総合展示会の開催、木材利用大型施設コンクルの実施、木の住まいづくり推進事業（杉柱九〇本プレゼント）などの施策を実施し、県産木材のPRに努めてきた。公共施設等への県産木材の利用については、県自ら積極的に利用することが木材の需要拡大を推進する上で有効と考え、平成一三年度に、知事を本部長とする熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部を設置し、全庁挙げて取り組んでいる。この結果、公共施設等での木材使用量は、同年度以降、毎年目標を達成し、着実に増加している。（３）事業に参加する団体は年々増加しており、今年度も白川や緑川流域をはじめ県内各地において、一〇団体による活動が予定されている。参加者からは、山と川と海の深いかかわり等を学ぶ契機となり、水源涵養等のさまざまな機能を持つ森林をはじめ、豊かな自然環境を守り育てていく大切さがわかったという意見を聞いている。今後も幅広い県民の参加による森づくり活動を支援する。

土木・建築

（１）県道田迎木原線は、国道57号東バイパスと緑川右岸の県道嘉島線とを結ぶ重要な道路である。将来、木原山トンネルが開通すれば、利用者の増加は確実なので、一刻も早い全線開

通が待ち望まれている（中原）。（２）県道三本松甲佐線は実延長一四kmの地域間連絡道路であるが、幅員が狭く、曲がりくねった道で見通しもきかず、非常に危険な状態になっている。現在、砥用町で二か所の道路改良が行われているが、進捗状況と今後の計画について（松永）。（３）①県発注工事の入札については、今年から最低制限価格を廃止するが、すでに廃止している熊本市では落札価格が予定価格よりかなり低い水準となっていると聞く。これは明らかに原価割れした製品が設計単価として計上されていると考えられるが、県の対応策を問う。②熊本県建設産業振興プランでは、入札制度や設計単価の問題について具体的な解決策が示されていないため、建設業の振興につながるのか疑問である。今後県は建設業の経営改革をどのように進めていくのか（井手）。（４）平成一〇年に、熊本港近隣の漁業組合から、熊本港に入港する際に発生する引き波が高くてノリの摘み取りができない。対策を取ってほしいとの陳情を受けた。すぐに国、県、船会社、漁業者の間で協議した結果、県が何らかの対応を早急に考えることになっていたが、これまでとくに対応がなされていない状況である。熊本港の防波堤完成までにはまだ時間がかかるので、早急に何らかの対応を願う。（５）昨年七月から熊本港臨海用地が分譲開始されているが、その説明会に参加した企業から港のコンセプトがわからない、軟弱地盤の割には地価が高いとの声が聞かれる。県はもっと夢のある将来構想を打ち出し、開発、分譲のアピールをすべきである。（６）米国同時多発テロ事件を契機に、港湾の保安確保

の要請が高まったことで、海上人命安全（SOLAS）条約が改正された。二月議会に、SOLAS関係の予算が三億、うち一億五、〇〇〇万円が県費で、計上された。その内訳は、フェンス、ゲート、照明、監視カメラを設置し、二四時間監視すること。これにより、本県では、熊本港、八代港、三角港にそれぞれ監視レーダーを設置して海上保安部、港湾課、漁港課、警察が一体となった安全管理体制をつくることになった。しかし、この程度の保安対策で県民の安全が本当に守れるのか疑問に思う。この事業の必要性和重要港湾の総合的な保安対策について問う（井手）。（７）江津湖の利活用について。県として、水深の問題、周回路の問題、加えて環境保護をどうするのか、市や関係者との連携の問題等を含め、将来を見据え、どのようなビジョンがあるのか（藤川）。（８）現在、富合町において、新幹線の車両基地が建設中であるが、地元住民からは、基地を横断する円滑な東西交通の確保、万全の用排水対策や地下水汚濁防止対策をはじめ環境対策等に関する要望が示されている。建設計画の進捗状況と地元との折衝状況を問う。（９）熊本市南部の木部川・旧天明新川流域一帯の浸水対策は早急に取り組む必要性を感じている。しかし、市街化区域の排水は下水道、農地の排水は農政部の所管で、河川についても、旧天明新川は熊本市の管理であり、木部川は県の管理、排水先の加勢川は国の管理とばらばらで、排水対策が進まない理由の一つと考える。早期に整備効果を上げるには、国と県と市がばらばらに取り組むのではなく、連携して同時に取り組むことが必要。土

本部長と農政部長にこの地域の排水対策を問う（中原）。(10)

県はこのほど、約一万二、〇〇〇か所を超える危険箇所を調査して、溪流の小規模な浸食、土砂の流出や堆積、がけ地のひび割れが認められる箇所三八三か所を公表した。十分対策を講じていたいただきたい（要望）（池田和）。(11) 昨年釈迦院ダム建設が中止したことを受け、地元ではこのほど地権者協議会に代わる旧釈迦院ダム予定地域振興協議会が立ち上げられている。県においても、早急に振興計画検討会議を立ち上げて、地元の要望を踏まえた振興計画を取りまとめたいただきたい（要望）（松永）。(12) 九〇年代、大型公共事業に予算をつぎ込んで膨大な借金をつくり、県財政を危機に陥れた経験は今こそ生かして、大口、大型の公共事業については大胆に見直し、財政立て直しを進めていくことを求める。そのために県は公共事業再評価監視委員会を設置し、進めているが、この委員会がとりわけ大型公共事業をチェックできるよう改革することを提案する（提案）（松岡）

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 現在、県道神水川尻線との交差点から緑川右岸の県道嘉島線までの未改良区間二・二kmの整備に着手しており、そのうち約一・八kmは舗装を残しおおむね完了している。残りの木部川から加勢川までの約〇・四kmは加勢川にかかる橋梁下部工を平成一四年度から施工中で、来年度からは橋梁上部工に着工する予定である。また、この区間の未買収地についても、地元の理解と協力が得られるよう協議を重ね、平成一九年度末の全

線完了をめどに整備促進に努める。(2) 現在、砥用町の二か所の改良工事のうち、甲佐平地区は用地買収が完了して、工事を進めており、約七割の進捗状況である。また、畝野地区は用地買収で約二割の方と契約が完了しており、今後も用地買収を進めて早期完成に努める。(3) ①公共工事の予定価格は、熊本県会計規則において取引の実例価格等を考慮して適正に定める旨規定されている。このため、予定価格を構成する生コン等の資材の設計単価については、地域ごとの各資材の市場での取引事例を専門の調査機関へ委託し、調査した取引事例の中で最も多い取引価格を設計単価としている。国も同様に市場での取引実例をもとに設計単価を定めており、今後も国と連絡を密にしながら資材の市場動向を注視する。②熊本県建設産業振興プランは、現在、今後三年間の取り組みを、アクションプログラムとして体系的に取りまとめている。具体的には、県内企業の育成策として、県内企業への優先発注、ジョイントベンチャー対象工事の拡大等を図るとともに、建設業の経営改革の支援として、経営相談の充実、経営者セミナーの開催、ISO

認証取得に対する助成、新規成長分野へ進出する事業者へのアドバイザーの派遣等に取り組む。また、業者間の連携を促進するため、合併企業に対する格付等での優遇措置の導入等に取り組む予定である。さらに、下請発注実態調査の実施等による元請、下請関係の適正化や営業所等への立入点検の強化等により、不良不適格業者の排除を徹底していく。また、入札制度の改善についても、本年度から、条件付き一般競争入札、公募型指名

競争入札の拡大等、より透明性、公正性、競争性の高い入札方式を試行し、今後、これらの入札制度について十分検証しながら、ダンピングや品質低下等が生じないように努めたい（土木部長）。（４）これまで漁業者の要望を踏まえて、周辺海域の状況等も勘案しながら、減速運航するなどの対策がとられていたが、議員が指摘するように解決には至っていないので、漁業者、運航管理者、海上保安部等の関係機関を含めた検討の場を、港湾管理者の県として早急に設けることを提案したい。また、現在建設中の南防波堤は、全体二、八〇〇mのうち本年度末に二、〇三六mが完成する予定で、これにより航路や泊地の波を静穏にする効果があると見込まれる（知事）。（５）臨海用地分譲の状況は、これまで一件の立地協定を締結しており、現在数社と交渉中である。本年度より早期売却を図るため、不動産業者による媒介制度を導入した。今後とも有明海の環境学習の拠点、あるいは九州横断ルートの海の玄関口、そして熊本都市圏における国際物流拠点としての大きな可能性について、関連する企業等に対してアピールしたい。（６）この保安対策の目的は貿易船を利用した他国へのテロの防止であり、港湾に停泊中の船舶や港湾施設に保管中の貨物への破壊工作を防止するためのものである。法律では、国際貨物船等が使用する港湾施設における保安対策が義務づけられており、熊本、八代、三角の三港が対象となっているため、フェンス等の設置工事を始めた。総合的な保安対策として、港湾施設利用者や関係行政機関による港湾保安対策協議会を設立し、あるいは危機管理体制の

強化を目的とした入国管理局、警察、海上保安部等による港湾保安委員会を設立して、関係機関が連携して港湾の保安対策を行う（土木部長）。（７）公園整備は市と県が協力して行っており、ほぼ完成に近い状態となっている。今後の江津湖公園のあり方については、熊本市と検討する場を設けたいと考えている。また、水深不足、周回路の整備等については、環境問題もあるため慎重に対応すべきと考えており、今後、環境と利活用との両立を目指し、幅広く検討したい。（８）事業主体である鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、平成一三年度から、車両基地の建設に伴う道路や水路の付け替えなどの事業計画や環境対策等について、町と協議を行い、地元住民への説明会等を実施し、地元から、車両基地を横断する東西交通の確保や用排水対策、地下水汚濁防止対策等の要望があり、現在、車両基地を横断する跨線橋の構造の見直し、富合町の用排水事業計画との整合性を考慮した用排水計画や環境対策等の協議が行われている。県としては、事業計画協議が早期にまとまるよう、今後とも鉄道・運輸機構に対して要請していきたい。（９）この地域は、平たん地で自然排水が難しいことから、これまでに木部川へ流入する水量の調節を目的とした無田地区の遊水地の整備に取り組んできたが、この地域のように広い範囲にわたる浸水に対しては、河川事業だけでなく、農地の排水事業や下水道事業など、さまざまな事業と連携して取り組むことが重要である。浸水対策の具体的な手法としては、河道や排水路の拡幅だけでなく、流域での貯留施設やポンプ場の設置等も組み合わせる進めてい

く必要がある。今後とも放流先である加勢川を管理する国土交通省と協議しながら、効果的な整備を進める（土木部長）。これまで県では、湛水被害の防止を目的に、熊本県南部地区湛水防除事業を実施し、元三地区に排水機場を設置してきたが、依然として、水田の湛水被害が発生していることから、畑作の振興や施設園芸の導入が思うように進まず、地域の将来的な営農ビジョン実現へのネックとなっている。このため、多様な農業経営の展開が可能となるよう、より一層の排水対策が必要と認識しており、国、県、市の関係部局と連携して排水の改善に取り組みたい（農政部長）。

国際問題

（１）日韓ワールドカップでベルギーチームが熊本に来た縁もあり、ベルギー王室から知事が招待された際、親書等を王室に送らなかったことは大変残念である。来年六月にベルギーの国王ないし皇太子が来日する際には、熊本に来てくださいと声をかけるなどをしてはどうか。（２）今年五月二二日、小泉総理大臣が一年八か月ぶりに拉致問題の件で北朝鮮を訪問、熊本出身の松木薫さんについて再調査する約束がなされている。今後の熊本県知事としての拉致問題への取り組みを問う（荒木章）。

これに対する知事の答弁は次の通りである。

（１）王室ベルギーサッカー協会の会長には、県サッカー協会の役員を通して、心から感謝の気持ちを伝えている。ベルギー王室を熊本に招待する案は、外交上の事案であるため、私

の一存では決められない。（２）日朝首脳会談の中で、五人の家族の帰国が実現する成果を上げられ、その一方で、今回松木薫さんら一〇人の安否が確認されなかったことは大変残念である。県としては、一県の立場でこの問題に介入することは難しいと考えており、引き続き国に対して、事件の真相究明と早期全面解決に向けて、具体的な結果を得るよう働きかけたい。

教育問題

（１）教員の指導力強化研修の現状について。指導力不足教員等とは、学習指導、生徒指導、学級経営等が適切にできない、または、教員としての資質に問題があるため、教育活動に著しく支障を来し、児童生徒への教育の責任が果たせない教員とされている。①本年度二人の教員が精神的な病気と判断され、通院しながら教壇に立っていると聞くが、休職させて治療に専念させるべきではないか。②研修中は本来の仕事ができていないのと、研修にかかる費用も発生しているのに、給与支払い額がそれまでと同額とのことだが、給与を減額すべきと考える。③研修後に改善が見られない場合は延長するようであるが、効果があるとは思えない。延長制度の必要性に疑問を感じる。④臨時採用の教員の中には魂を持って教育に当たっていないが、勉強時間に恵まれず採用試験に合格できない人がいる。こうした人をしっかり評価する仕組みをつくってほしい（松永）。

これらに対する教育長の答弁は次の通りである。

（１）①二人の教員は、治療を受けながらの勤務は可能とい

う診断により現在勤務につかせている。今後状況が変化したら、分限休職処分を行うなど適切に対処する。②研修中における教員の給与等の処遇については、今後十分検討したい。③半年間の研修延長は、研修生にもう少し期間を与え、さらに集中して取り組むことで、学校復帰が可能となる場合もあると考えて設けているが、厳正に運用したい。④昨年の教員選考考査では、合格者に占める臨時採用教員の割合が八四・七％となっていることから、学校現場の経験が試験結果に反映されている。今後も本県の教員としてふさわしい人材の採用に努める。

防犯・警察

(1) 宇土市は、松橋警察署の管轄下にある一交番と四駐在所が配置され、治安維持に努めているが、近年の交通量増加に伴う死亡事故や低年齢化、凶悪化する犯罪が多発しているため、さらなる治安維持を図ることが必要である。宇土市への警察署設置も含めて、今後の治安行政について(九谷)。(2) 新聞報道において、元県警幹部が空出張等で裏金をつくっていたと証言したことが明らかにされている。県警の内部監査の結果を問う。また、警察庁から保存を指示されていた会計書類の一部が紛失しているとのことだが。(更問)私の手元に昭和六一年に県警元幹部が県警の裏金問題を証言したときの熊本県警情報管理課の出納簿、それから天草郡大矢野署の出納簿のコピーがある。これを見ると、捜査費と旅費の両方から裏金がつくられていたことが伺われるが、本当にこうした文書一つ一つに適切な

監査がなされているのか。また、会計文書紛失の理由と内部監査のやり直しについて再度問う。(3) 県警本部長からは問題なかった、再度の内部監査はしないという趣旨の答弁であったが、県民は決して納得していないと思う。去る六月三日に監査委員に対して住民監査請求が提出されており、監査委員の所見を伺う(松岡)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 当面の宇土地域における治安対策は、宇土交番および各駐在所の地域安全センターとしての機能をさらに強化するとともに、警察本部の機動捜査隊や交通機動隊によるパトロールや取り締まりの強化など、治安対策を一層強化する。本年四月からは、「カギかけ日本一運動」に取り組むなど、地域との連動強化に努めたい。警察署設置については、各地域の人口、交通情勢、犯罪発生状況の推移等を踏まえ、長期的展望に立って、警察署管轄区域の見直しなどを含め、総合的な検討を進めたい。(2) 今回不適切な会計経理があったかのような報道があったことは、大変残念に思う。現在まで県警の定期的な内部監査では問題点は認められず、さらに国の会計検査院の検査、県監査委員の監査でも問題点の指摘はない。会計文書については、四所属で平成一〇年度以降の会計文書の一部が亡失していたことが判明したが、いずれも警察庁からの指示以降に廃棄されたものではなく、捜査報償費に関する文書はすべて残されている。今後は徹底して文書保存の管理に努める。(更問)ただ今議員から指摘を受けた件はかなり以前のもので、確認することがで

きない。また当時の会計検査院も問題点の指摘はなかった。会計文書の紛失については、文書ファイリングシステム的大幅な見直し作業や平成一四年等々で文書の整理をする際にどこかに紛れ込んだのではないかと思っている（警察本部長）。（3）県警に対する今年度の監査については、厳しい県民のまなざしが注がれていることを十分に踏まえて、監査体制の強化を図るとともに、監査手法を工夫することで、一層厳正かつ的確な監査を行いたい。住民監査請求については、法令に基づき適正に処理する（監査委員）。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成16年度熊本県一般会計補正予算（第1号）から議案第6号 平成16年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）まで

【説明】四月に知事選が実施されたため、当初予算は骨格予算として編成されており、今回の補正予算（肉づけ予算）と合わせたものが本格的な平成一六年度予算となる。内容の詳細は、本会議冒頭の知事説明に譲る。六月一日に上程、同一〇日に付託され、同一七日の本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

荒木義行厚生常任委員長は次のように述べた。委員から、公

衆浴場振興対策事業について、公衆浴場が自発的、ボランティア的に行っているものまで補助する必要があるかとの質疑があり、執行部から、公衆衛生の確保が当初の目的であったが、現在は健康増進や地域での交流の場の確保も趣旨としており、必要な事業であるとの答弁があった。老人クラブ活動推進事業の内容と継続について質疑があり、ボランティア活動や健康づくり等、重要と思われる活動を行っている老人クラブや老人クラブ連合会に優先順位を付けて補助している、今後、助成について、高齢者の生きがいづくりや健康づくりがさらに進むように、その内容を検討するとの答弁があった。子供ドック事業の内容と必要性について質疑があり、前回の中学生対象の調査で約一割の生徒に高脂血症や貧血が見られたことから、今回は検査を高校生まで拡大し、思春期の健康問題への早期対策に取り組むとの答弁があった。ほかにダンブカー協会に対する補助事業や干潟等沿岸海域再生調査事業、浄化槽整備事業、本県の出生率看護職員の再教育に関する基本構想（案）、公共関与による管理型最終処分場の整備等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

小杉直経済常任委員長は次のように述べた。熊本の豊かな観光資源を今一度見直し、観光と物産を結びつけていくべきではないかとの質疑があり、観光は農林水産業等を含めた幅広い視点から総合産業として捉えていくことが重要であり、全庁的に観光振興に取り組んでいくためのアクションプランを策定予定

であるとの答弁があった。阿蘇町車埦地区に建設が予定されている風力発電所の建設場所選定の理由、採算性、今後の展望について質疑があり、風況調査の結果や民間の取り組みの現状等を勘案して当該地区に決定した、また、風況や二〇年間の経営収支見通しから十分に採算性の確保は可能であるとの答弁があった。ほかに天草エアラインを活用した観光ルートやジョブカフェの位置づけ、荒瀬ダムの撤去、ならびに県農業試験場跡地の開発等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

馬場成志農林水産常任委員長は次のように述べた。県内に進出した大型量販店に地元の農産物を取り扱うよう積極的に売り込みを展開すべきではないかとの質疑があり、県産品の取り扱い割合は七割程度と聞いているが、大型店は本部一括仕入れもあり、不明な点もあるため、引き続き地場の農産物を取り扱うよう働きかけたいとの答弁があった。サントリービール工場の大麦の仕入れ先は調査しているのか、また工場近隣の農家のために県産大麦を使うよう売り込みに努めているのかとの質疑があり、ビール麦の買入れ基準が厳しく、現在は県産大麦の実績はない、ビールを生産するには品質・品種・栽培技術等の問題がある、今後、納入してもらうためにも、栽培技術等の向上に力を入れたいとの答弁があった。ほかに農業農村体験学習推進事業や木材漁礁設置事業、家畜排泄物の不法投棄対策、バイオマスの研究開発、水源環境機能等確保促進事業、全国農業青

年交換大会、川辺川利水事業等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

篠崎鐵男建設常任委員長は次のように述べた。予算の繰り越しが発生した工事の設計見直しについて質疑があり、当初の予測より地質が悪かった場合など、施工に不測の日数を要することがあり、設計では予測できなかった事態に対応するため繰り越しを決めたとの答弁があった。国直轄事業負担金の川辺川関係について、ダムができなかった場合に不要になる事業は、国と協議して精査すべきではないかとの質疑があり、今年度の事業は、五木中学校の敷地造成、付け替え道路の整備等、住民の生活環境改善のために必要な事業であるとの答弁があった。水俣港のダイオキシン対策について、防波堤の内側までは対策が取られているが、防波堤の外側はどうするのかとの質疑があり、昨年組織された水俣港底質ダイオキシン類対策検討委員会、どこまで対策範囲とするか検討しているとの答弁があった。ほかに新幹線建設の県内企業の受注やアートポリス事業の継続、公共事業支援統合情報システム、県営住宅、江津湖のウォーターレタス、県内企業の活用等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成または賛成者多数をもって原案の通り可決することを決定した。

坂田孝志文教治安常任委員長は次のように述べた。就学前教育の内容について質疑があり、これまで幼稚園、保育所、小学校相互の教員や幼児、児童の連携を図っており、本年度はそれ

ぞれの枠を超えた年間計画やカリキュラム作成の研究に着手している、今後は子育てスクール等における保護者同志の連携についても取り組みたいとの答弁があった。県立高校の入試制度が来年二月から大幅に変更されるため、受験生に不安が広がっているが、試験の方法、調査書の評価等、早急に決定し、公表すべきではないか、また難聴など障害を持った生徒の受験に際し、どのような配慮がなされているのかとの質疑があり、入試の概要については、決定され次第、速やかに中学校、高校に通知し、併せて中学校に対する説明会も例年より早く開催する、また、障害を持つ受験生に対しては、別室の単独受験を認めるなど、公正を失わない範囲で、適切な選抜方法を実施していくとの答弁があった。ほかに菊池高校の校舎改築や埋蔵文化財調査、教育改革支援事業、県立高校の学級数減等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

中原隆博総務常任委員長は次のように述べた。県の行財政改革の広報は、県民のほかにどのような団体に行う予定か、また三位一体の改革を含めて実施するのかとの質疑があり、市町村や農業団体、福祉団体等の関係団体に実施する、とくに三位一体改革の本年度の影響について、新聞広報等を含めてわかりやすく説明していきたいとの答弁があった。災害時の危機管理体制は、昨年の水俣土石流災害の危機管理のあり方の反省に立つて十分にできているのかとの質疑があり、県内全体の危険箇所の点検や対応等、県庁を挙げて対応体制をとっている、また土

本部など各部との連携など、さらに強化して対応していきたいとの答弁があった。本県の財政問題は、過去二〇年間を検証し、その上で財政健全化の強固な県の指針を示すべきではないかとの質疑があり、累積債務は、当時国の経済対策に応じて県経済の活性化のために努力したことが一つの原因と考えている、過去を分析し、その結果を今後策定する新しい財政健全化方針の中で詰めたいとの答弁があった。ほかに新幹線新駅周辺整備推進会議の体制や地域再生・構造改革特区、市町村合併、財政改革等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

各常任委員長からの報告終了後、**岩中伸司**議員（新社会党）から、議案第1号一般会計補正予算案について、九州新幹線建設事業負担金一三九億円余を含む新幹線関連事業に一八四億円余の補正予算が提案されているが、人件費の削減をはじめ、すべての分野で予算が切り詰められている財政状況の中で、新幹線建設だけが聖域として進められていることに強く反対する。続いて、**松岡**議員から、補正予算の中に、川辺川ダム関係が約一五億円計上されているが、ダムができなかった場合のことも考慮して、必ずしも必要ではない事業については精査し、現時点では除くべきである。また市町村振興資金貸付事業特別会計の資金運用のあり方についても再考すべきである。

【審議】討論終了後、直ちに採決に入り、各常任委員長の報告の通り可決することを決定した。

2 条例等議案

- (1) 議案第9号 熊本県副知事定数条例の制定について

【説明】副知事二人を置くことができることとするため、条例を制定する必要がある。

- (2) 議案第10号 熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続
きに関する条例の制定について

【説明】地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続きに関し必要な事項を定める必要がある。

- (3) 議案第16号 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

【説明】公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定する必要がある。改定後は減額となる。

- (4) 議案第21号 町の配置分合について

【説明】地方自治法第七条第一項の規定により、平成一六年一月から下益城郡中央町および同郡砥用町を廃し、その区分をもつて下益城郡美里町を置く。

- (5) 議案第23号 専決処分の報告及び承認について(他六件)

【説明】専第4号 和解及び損害賠償額の決定について。平成一五年三月七日、主要地方道熊本鈴麦線の鹿本郡植木町大字辺田野地内で発生した穴ぼこによる車両破損事故に関し、損害

賠償を決定し、和解するもの。

【審議】六月一七日、岩中議員から、議案第9号について、これからの数年間は特別な時期との認識は一致するが、潮谷知事は、二期目に入り、自信を持って県政のかじ取りをやつていくべきだし、新たに副知事として、県行政のベテランである安田宏正氏が就かれており、現行体制で乗り切れない課題だとは思えない。県財政健全化計画にも逆行する。松岡議員から、第10号は、税金でつくった施設で民間会社が利益を上げる。また利益を上げるために料金を上げていくという制度であるため、住民に対する公的責任という点で問題である。第11号は、老年者控除の廃止等により高齢者に新たな負担増を求めるもので容認できない。第16号は、昨年六月議会で、学校医の役割が増す中、公務災害補償の減額を実施することは、現場の実情に逆行していることを指摘した。今回の改正は見送り、国に対して是正を求めるべきである。

採決の結果、賛成多数により原案通り可決した。

- (6) 議案第28号 副知事の選任について

【説明】熊本県副知事定数条例の制定に伴い、新たに金澤和夫副知事を選任する。

- (7) 議案第29号 収用委員会委員の任命について(第33号)

収用委員会予備委員の任命について

【説明】収用委員会委員長任期満了に伴い、新たに斉藤修、中野和江、山本悦夫を収用委員会委員に任命する。収用委員会予備委員の任期満了に伴い、新たに磯田桂史、坂田久美子を収用

委員会予備委員に任命する。

【審議】六月一七日本会議において、追加上程され、採決の結果、賛成多数により原案通り可決した。

3 議員提出議案

(1) 議案第3号 北朝鮮の拉致による安否不明者の早期解決等を求める意見書

(2) 議案第5号 将来にわたり安心して信頼できる年金制度の確立を求める意見書

【審議】六月一七日、議案第3号について、松岡議員から、拉致問題をはじめとする諸問題の解決のかぎは、道理を尽くした粘り強い外交交渉にあるため、経済制裁をつきつけるのは拉致問題等の解決をむしろ困難にするとの反対討論があった。これに対して、馬場成志議員（自由民主党）から、今回の意見書は北朝鮮の対応次第で制裁を発動せよというものである、また現在の交渉は、安否不明者について正確な情報を明らかにせよというもので、仮に明らかになっても被害者の帰国が直ちに実現するわけでもなく、今後も長い交渉となる可能性が高い、このまま安否情報の確認に時間をかけるわけにはいけないため、政府を動かし、一刻も早い全面解決を願うものであるとの賛成討論があった。次に、議案第5号について、岩中議員から、政府の年金改革法は平成一四年度の出生率一・三二が一・三九まで回復することが前提になっているが、先日発表された数値は一・二九と下がっていること、また民主党は、三党合意はすで

に消滅していると主張しているなど、意見書に不備が多いとの反対討論があった。

採決の結果、第3号および第5号は賛成者多数により原案通り可決した。

別冊資料編に掲載

第9節 平成16年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一六年九月二四日
閉会 平成一六年九月三〇日（会期一七日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一四日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 島田 幸弘
ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

決算特別委員会 ◎島田 幸弘 ○荒木 義行
村上 寅美 中原 隆博 杉森 猛夫
堤 泰宏 城下 広作 鎌田 聡
吉永 和世 中村 博生 佐藤 雅司
守田 憲史 小早川宗弘

4 県執行部

副知事 金澤 和夫
ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月14日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
17日	本会議	一般質問
21日	本会議	一般質問
22日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
24日		特別委員会
27日		常任委員会
28日		常任委員会
30日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会では、主に三位一体の改革にあたっての国庫補助負担金廃止をめぐる問題、川辺川ダム建設をめぐる球磨川の治水

問題、市町村合併問題、さらに台風16号、18号の被害を受けての今後の災害対策等について質疑がなされた。また議員から潮谷義子知事に対し、県政に対する明確な態度を示すとともに、リーダーシップを発揮するよう注文が相次いだ。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
2	熊本県産業廃棄物税条例の制定について	〃
3	熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃

22	平成16年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
21	平成16年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
20	平成16年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
19	平成16年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	〃
18	平成16年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
17	平成16年度漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市負担金について	〃
16	平成16年度ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化事業、単県漁港改良事業及び単県維持しゅんせつ事業の経費に対する市町村負担金について	〃
15	平成16年度農地海岸保全事業の経費に対する市町負担金について	〃
14	平成16年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、一般農道事業、農道環境整備事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営農業集落排水事業及び水と緑ふるさと保全対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
13	平成16年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
12	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決

23	平成16年度九州新幹線鹿児島ルート博多・鹿児島中央間の建設工事の経費に対する市負担金について	可決
24	市町の廃置分合について	〃
25	村の廃置分合について	〃
26	市町の廃置分合について	〃
27	市町村の廃置分合について	〃
28	町村の廃置分合について	〃
29	郡の区域の決定について	〃
30	美里町の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
31	専決処分の報告及び承認について	承認
32	専決処分の報告及び承認について	〃
33	専決処分の報告及び承認について	〃
34	専決処分の報告及び承認について	〃
35	専決処分の報告及び承認について	〃
36	平成15年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
37	平成15年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
38	平成15年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
39	平成15年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
40	平成15年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

41	平成15年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
42	平成15年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
43	平成15年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
44	平成15年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成15年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
46	平成15年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成15年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成15年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
49	平成15年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
50	平成15年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
51	平成15年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
52	平成15年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
53	平成15年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
54	平成15年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
55	平成15年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
56	平成15年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃

57	平成15年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	継続
58	平成16年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	可決
59	平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
60	教育委員会委員の任命について	同意
61	公安委員会委員の任命について	〃
62	収用委員会委員の任命について	〃
（議員提出議案）		
1	熊本県産業廃棄物税条例の運用に当たつての決議	可決
2	抗がん剤治療専門医（腫瘍内科医）の早期育成を求める意見書	〃
3	有明海・八代海海域の再生及び赤潮対策に関する意見書	〃
4	中国における反日行動是正のための措置を求める意見書	〃
5	警察官の増員に関する意見書	〃
6	小児救急医療制度の充実強化について要望する意見書	〃
7	家電リサイクル料金の前払い制度導入について要望する意見書	〃
8	中小企業対策の充実を求める意見書	〃
9	北方領土問題の解決促進に関する決議	〃
10	国民のための郵政事業改革を求める意見書	〃
11	金融アセスメント法の制定を求める意見書	否決
12	介護保険制度改正に関する意見書	可決

3 知事の提案理由説明

八月三〇日の台風16号と九月七日の台風18号で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害を受けた方々に心からお見舞い申し上げます。県としては一日も早い復旧に向け、できる限りの対策を講じる。

昨日、本県で初めてとなる牛海綿状脳症（BSE）の感染牛が発生したことを受け、判明直後に食の安全対策会議を開催した。今後、県産牛肉および牛乳に対する県民の不安の解消、発生原因の解明等に努める。

国の三位一体の改革に当たり、国から要請されていた国庫補助負担金廃止等の具体案は八月の全国知事会において、総額三兆二、〇〇〇億円の国庫補助負担金廃止を含む案が取りまとめられ、地方六団体の最終調整を経て、八月二四日、国に提出した。また案を提出する前提として、知事会は国庫補助負担金改革と税源移譲および地方交付税措置とが一体的かつ同時に実施されること。奨励的な補助金等を除いて一〇割の税源移譲が確実になされること、税源移譲後に生ずる個別団体間の税収の偏在は地方交付税等できちんと手当てするなど七項目の条件を

13	ILO勧告を踏まえ透明で民主的な公務員制度改革を求める意見書	否決
14	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書	可決
15	治山・治水事業に係る財源確保等に関する意見書	〃
16	地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書	〃

付けた。加えて、こうした前提条件を担保するため、国と地方との協議機関を設置することも確認された。県は災害予防を目的とする公共事業や、今後重要性が増す次世代育成支援関係の負担金が含まれたことなど、いくつかの懸案はあったが、前提条件が反故にされた場合、改革案は引つ込めるという知事会の決意を確認の上、原案に賛成した。今後、一月中旬をめどに、三位一体の改革の全体像が示されるので、確実な税財源措置がなされるかどうか、地方交付税の総額が確保できるかどうかなど、その動向を注視していく。三位一体の改革に対応して、県は現在の財政健全化計画および行政システム改革プランに代わる行財政改革の新たな基本方針を、本年度中に策定する。また、庁内では、事務事業の総点検を実施し、事業の見直しや優先順位づけなどを行っており、来年度予算編成や組織、定数等に反映できるよう、来月末には新たな基本方針の骨格を示し、改革の一定の方向性を示したい。

雇用情勢は、依然として県内における地域間格差は大きいものがある。こうした中、地場産業の競争力の強化や新事業の創出、戦略的な企業誘致の推進、中心市街地等の商業の活性化等に取り組み、雇用創出対策に努めている。熊本セミコンダクタ・フォレスト構想については、県内の産学行政の代表者で構成するセミコンフォレスト本部を設置し、また半導体関連企業や大学関係者等が参加する民間組織としてセミコンフォレスト推進会議も設置された。今月、全国初のベンチャー企業向けに創設した「ベンチャー元気資金」も始まる。七月六日開設したジヨ

ブカフェくまもとは、八月末時点で、当初目標の一・七倍となる約二、八〇〇人の利用があった。今後とも若年者の雇用対策を積極的に推進する。

先月の世界貿易機関（WTO）一般理事会において、農業分野を含めた今後の新多角的貿易交渉の枠組み合意案が採択された。その中では、重要品目への配慮が盛り込まれた一方で、上限関税の設定が先送りされるなど、予断を許さない情勢が続いている。また、国内では、食料・農業・農村基本計画の見直しが進められており、先月の中間論点整理では、支援施策の対象を認定農業者等の担い手に明確に絞り込み、集約的かつ重点的に実施する方向性が示されるなど、農政は大きな転換期を迎えている。

市町村合併では現在、一四の法定合併協議会があり、今回、宇城市、南阿蘇村、山鹿市、阿蘇市、山都町の発足に向け、県に廃置分合の申請がなされている。財政支援措置を定めた現行の合併特例法に基づく合併が大詰めを迎え、各地域においてさまざまな課題の調整が行われているが、最後まで議論を尽くし、地域の将来にとってよりよい選択をするよう、県としても引き続き積極的な支援に努める。本県初となる法定外目的税として、熊本県産業廃棄物税を創設することとした。また森林環境税（仮称）についてもできる限り早い時期の導入に向け、鋭意検討を進める。

川辺川ダム事業については、ダム本体着工に必要な漁業権補償に関する収用委員会の審理が、新利水計画が確定するまで

の間中断されていたが、先月開催された収用委員会において、一月に審理を再開することが決まった。川辺川総合土地改良事業は現在、国および市町村とともに、事業実施地域の概定とそれを基にしたダムとダム以外を水源とする複数の変更計画概要案を作成中である。水を待ち望む地元農民のために、国および地元市町村と一体となって取り組む。

九月二二日、日本共産党の松岡徹議員から、知事の議案説明に対して、次のような質疑があった。(一) BSE対策について内閣府の食品安全委員会は、全頭検査から生後二〇か月以下の牛の除外を容認する報告を出している。同委員会は二〇か月以下の検出は困難と述べているが、これは現在の検出法では発見は困難というものであり、二〇か月以下は安全ということではない。実際に二一か月、二三か月の牛の感染が見つかっている。岐阜県は従来通り全頭検査を進めると聞くが、本県も全頭検査体制を維持すべきではないか。(二) 県内に大型商業施設が進出したことで、中心商店街が停滞、衰退しているが、小売商業調整法を活用することで、無制限な大型店の進出に歯止めをかけることができる。県は同法に基づく調査の申請が出された場合、対応する考えはあるか。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(一) 食品安全委員会は生後二〇か月齢以下の牛を検査対象から外しても、人への感染リスクは増えないという見解で全頭検査の見直しを検討しているが、これを不安視する声がある。こ

とから、現在国において消費者、食品関連業者および自治体関係者を対象とした意見交換会が開催されている。県は国の結論を待つことから、関係部局と検討する(健康福祉部長)。(二) 大規模小売店舗立地法との整合性の確保等、難しい面もあるが、小売商業調整特別措置法により調査や勧告の申し出があった場合は、法に沿って対応する(商工観光労働部長)。

(九月三〇日追加上程・補正予算関係)

台風16号および台風18号は、県内各地に大きな被害をもたらした。これまでに判明した被害は、死者一人、重軽傷者一三一人、住家の全半壊二〇七棟のほか、被害額は、農業関係約一一四億円、林業・水産業関係約七四億円、土木関係約七二億円等を合わせて約二九〇億円に上る。一日も早い復旧に向け、補正予算を追加提案する。今回の一般会計の補正予算額は五八億円を計上し、現計予算と合算すると七、四七三億円となる。歳出予算の主な内容は、遺族への災害弔慰金の支給、被災した中小企業者・農業者等への金融支援、施設園芸農家のリース用ハウスの整備ならびに果樹農家の樹園地等の災害復旧支援、道路・港湾等の公共土木施設、林道や漁港等の林業・水産業関係施設の災害復旧、再度の災害を防止するための治山施設等の整備、県有施設・社会福祉施設、国・県指定の文化財等の被災施設の早期復旧に取り組む。このほか港湾整備事業特別会計補正予算として、熊本港フェリーターミナル災害復旧費を計上する。なお、昨日九州南部を横断した台風21号は、これまでのと

ころ、重軽傷者一〇人のほか、住家の床下浸水等の被害が判明しており、引き続き被害状況の早急な把握に努める。

4 一般質問及び答弁の要点

九月一七日に小杉直（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、竹口博己（公明党）、二二日に福島和敏（無所属）、溝口幸治（自由民主党）、田上泰寛（県民クラブ）、二二日に佐藤雅司（自由民主党）、大西一史（無所属）、八浪知行（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県政全般・行財政問題

（１）三位一体の改革について。①全国知事会を含む地方六団体から提出された国庫補助負担金改革案の前提条件として確実な税源移譲、確実な財政措置等が掲げられているが、政府に必ず実行してもらう自信はあるのか。税源のばらつきが生じた場合、本県に影響はないのか、財政保障策としての県の対応は。②今回の案は、中学校の義務教育費国庫負担金が削減対象となっているが、本県教育レベルの低下、義務教育運営への支障はないのか。また、教育委員会との事前協議は十分になされているのか。③公共事業国庫負担金も削減対象となっているが、本県の公共事業に与える影響はないのか（小杉）。（２）三位一体の改革で、知事は、義務教育費国庫負担金を一般財源化しても教育の水準は低下しないと表明しているが、それは何を根拠にしているのか。国庫負担金の廃止の分を補う地方交付税は総

額が抑制基調である以上、ルール化されておらず、政府の裁量で増やしたり減らされたりするような不透明な状況があり、結果的に地域住民の負担を増額させる可能性が大きい。一般財源化により、地方の裁量が教育に加えられるというメリットを指摘する声もあるが、昨年すでに総額裁量制が導入されており、今後は自由度が増す流れはできた。しかし、この上あえて国の責任として一定教育水準を保つための国庫負担金が、ほかの公共事業等の補助金と同一視されて、一般財源化の対象とされようとするのか疑問である（平野）。（３）①知事は今の状況では再建団体転落もあり得ると述べているが、その厳しさの中身をもっと県民に分かりやすく伝えるべきである。そして再建に向けての具体的な取り組みを知事の言葉で示していただきたい。②財政健全化計画は今のままでよいと考えるのか。現状の変化に対応する計画の見直しはあるか。③エネルギーサービスカンパニー（ESCO）事業について、この事業は欧米で省エネルギー推進法として注目され、光熱費や水道費の経費の削減が期待でき、併せてCO₂排出量を削減できるという特徴がある。すでに大阪府は導入しているが、この事業を導入する考えはないか（竹口）。（４）①住民基本台帳ネットの導入時、住民票の広域交付や付記転入転出届をメリットとして挙げていたが、この一年間で住民票の広域交付は一、三六三件、転入時のカード利用は三四件にとどまっている。また、住基カードの交付枚数は、今年八月三十一日までの一年間で人口のわずか〇・一五％、二、八六六枚にすぎず、カードの利便性も疑問視せざるを得な

い。一方、この事業には年間二億六、〇〇〇万円の予算が投じられている。住基ネットの費用対効果について。②平成一四年七月に熊本県住民基本台帳法施行条例が公布され、同法に基づき、本人確認情報保護審議会が設置された。この審議会は、住民基本台帳法の規定に基づく調査、建議、また知事の諮問に応じて審議し、建議することになっており、日弁連の調査による十分に機能していないと指摘されているが、今後の審議会のあり方について。③住基ネットや公的認証制度の事務は法律問題や専門技術的な問題があり、各市町村が解決するには難しい。県のサポート体制について（田上）。⑤①今年四月から、工業技術センターの試験研究のため、二人の任期付き職員が採用されている。今後さまざまな分野に任期付き職員の採用を検討していくものと考えているが、任期付き職員に対する基本的な考え方について。②県の事業や予算の見直しと同時に、人の配置について、組織のパワーロスをなくすよう、もっと細かな工夫をする必要がある。今後の人事戦略について問う（大西）。

（6）①昨年九月定例会で、氷室議員から、行政を対象とした暴力行為について質問があり、知事は部局横断的な対応を図るため、要綱等の作成を今年度内に検討すると答弁しているが、その後の進捗状況は。②今年六月に公益通報者保護法が成立した。これは主に民間の内部告発保護を目的としているが、自治体でも、通報窓口としてのヘルプラインの設置など、公益通報への取り組みが進んでいる。公益を損なうと思われる事案について、まずは、庁内の通報にどう対応し、通報者保護も含めて、

どんな仕組みで対処していくのか。③県は、本庁で公益を損なうと思われる事例についてアンケート調査を行う考えはないか（平野）。⑦①二人副知事制の導入により、本年六月に総務省出身の金澤副知事が就任しているが、県政に臨むに当たっての心構え方針、優先的課題について問う（小杉）。⑧①県は総合情報通信高度化プランや行政情報化計画を策定し、地域の情報化、電子県庁構築に取り組み、今年度で第一次計画を終え、新しいプランを策定する。①平成一三年度から、総額で九二億円が投じられているが、厳しい財政運営の中、情報化投資のコスト削減、今後重点的に情報化投資を進めていく分野は。②投資効果検証の意義、投資効果が認められるもの、検証結果の公表時期、ならびに新しい情報化プラン策定に当たり、投資効果の視点をどのように反映するのか（大西）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（1）①地方六団体は前提条件が国に反故にされた場合、改革案を撤回する考えを示している。地方部と都市部の税源の偏在に対しては、地方交付税できちんと措置されなければ財政面で大きな影響を被ることになる。このため、税源移譲と地方交付税を合わせた財政措置が講じられるよう県議会や全国知事会と一体となって対処したい。②義務教育制度の根幹や全国的に確保すべき水準については、国が引き続き責任を持つべきと考えているが、その実施については、すでに地方の事務として定着しており、義務教育に係る教職員定数および給与費が地方財政計画策定を通じ、地方税、地方交付税で確保されるならば、決し

て本県の教育水準が低下することはない。③公共事業への影響は、災害対策関連を含めた確実な税源移譲、および地方交付税による財政措置が講じられることで支障はないと考えている。(2)(1)②と同趣旨。また税源の偏在については、地方六団体の改革案に盛り込まれているように財源調整、財源保障を担う地方交付税等によって調整される仕組みとなっているため、県はこうした財政措置が確実に講じられるよう対処する。本年度から導入された総額裁量制は、地方の裁量を拡充する方向は認められるが、本県においては、少人数等級に取り組んでいることなどから、予算額が国の定める交付額を上回っており、現状ではこの制度のメリットを活用できないこと、総額の決定はあくまでも国の判断で行われ続けることを考えるならば、むしろ所要額を確保した上で一般財源化を目指すべきと考えた。(3)①県財政の現状については「県からのたより」等の中で、家計に例えて、年収四七三万円の家庭が一、一〇〇万円のローンを抱え、毎年一二一万円のローン返済を行う一方、貯金は一四万円程度であるというような説明の工夫を行っている。今までも、平成一三年二月に策定した財政健全化計画に沿って、総人件費の抑制を強化し、給与面では特別職をはじめ、警察官、教職員を含む一般職員の給料の独自カットを行った。一三年度からは知事部局で年平均約五四人を削減、それまでの倍のスピードで削減に取り組んでいる。また、一般事務経費の約三〇％の削減に取り組んでいる。②今後の三位一体の改革や景気動向によつては、さらに厳しい財政状況となるおそれ

があるため、現在の財政健全化計画と行政システム改革プランを見直して、これに代わる新たな基本方針の策定作業を行う。③ESCO事業は、ビルや工場等の省エネルギーを民間の専門事業者者に包括的に委託するもので、本県においても、省エネルギー化による地球温暖化対策や民間活力導入による経費節減効果の観点から、今後研究したい(知事)。(4)①昨年八月からの一年間に本人確認情報を利用したことで、パスポート等の申請受け付け事務で住民票約三万三、〇〇〇件の添付省略を行うことができた。今後、国と地方公共団体で本人確認情報を利用する事務が増える方向にあることから、十分な効果がある。②本人確認情報保護審議会は、市町村も含めて幅広い分野の委員によって構成されており、今年度は住基ネットワークの安全性に関する監査について、体制や方法、規定の整備に関する審議を行い、さらなる安全性の構築を行うよう計画している。③平成一二年一月に、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム市町村連絡会を設置し、市町村間の連携を図るほか、市町村担当者や管理者を対象とした研修会や説明会、セミナー等を開催し、法律的、専門的な支援を行っている(総務部長)。(5)①県政の直面する課題は、高度化・多様化しており、職員の人材育成だけでは得られない専門的な知識や経験、または優れた識見等を有する人材が必要となる場合も生じているので、任期付き職員の採用は有効な手段と考えている。②今後、県の歳入見通しがますます厳しくなる中で県政を推進していくためには、これまでも増して、さまざまな行政需要の中から重要な政策を絞

り込んで、予算と人員を重点投資していくことが不可欠と考え
ており、そのためのシステム化を検討している。また、県政の
円滑な推進のためには、基礎的な定型業務の年間の業務量の増
減に応じた弾力的な職員配置が必要であり、そのために組織を
大きくし、年度途中での担当替えを容易にする工夫や、
各部局長の人員配置の裁量権の拡大といったことも検討してい
る（知事）。（6）①昨年一二月に熊本県行政対象暴力対策要綱
を制定した。これに基づき、所属ごとに責任者を定め、新たに
連絡会議を設けて、被害の防止や職員の安全確保について、組
織的に対応する方針である。②法令違反等の内部通報があった
場合、通報を受けた所属が、その内容に応じて所属部局に連絡
を行い、所属部局は事実関係を調査、確認の上、当該職員の保
護も含めて、必要な措置を講ずることとしている。③すでに本
県は所属長が日頃から良好な職場環境づくりを図り、部下職員
との面接や業務等を通して、情報収集に努めている。職員には
法令遵守の義務が課されており、今後とも職員一人一人が自覚
と責任を持って職務にあたるよう指導する（総務部長）。（7）
副知事としては、政府の動きあるいは経済社会全体の動向をい
ち早く的確につかんだ上で、先手を取って県政が回るように、
そうした方向で私が一助となるよう努めたい。また、現場感覚
を大切にして、市町村やそれぞれの地域の人たちから率直な思
いを聞いて、謙虚に耳を傾け、仕事に役立てていきたい。優先
的課題としては、県財政の中長期的な見通しが懸念されること
から、まずは行財政体制をしっかりとつくることが急がれる。

その上で新しい課題に対応する施策を着実に展開しながら、元
気で明るい熊本づくりを進めていけるような基礎づくりに全力
を挙げて取り組みたい（金澤和夫副知事）。（8）①これまでは、
電子県庁の基盤となる総合行政ネットワーク、文書管理やメー
ルシステムなど、各種システムの開発を行ってきた。今後は、
これらの基盤を活用した業務システムの構築、住民サービスの
向上につながる税や財務等のシステム開発、電子申請受け付け
や電子入札システムなど一層のＩＴ活用を図る。なお、情報
化には多大な投資が必要であることから、昨年一〇月、熊本県・
市町村電子自治体共同運営協議会を立ち上げた。県、市町村共
同でシステムを構築し、経費を大幅に削減するとともに、開発
から運用を含めた長期コストを意識した調達方法の導入に取り
組んでいる（知事）。②電子メールは業務の報告、連絡、協議
等に時間や場所に制約されることなく利用されており、国や県
の出先機関、市町村との資料のやり取りなど、迅速かつ効率の
よい事務処理に効果を上げている。本年度末までに全庁的なシ
ステムの効果検証をとりまとめ、来年度の早い時期に公表した
い。また、投資効果の検証は継続的に行う必要があることから、
新しい情報化プランの中に効果の検証について盛り込む予定で
ある（地域振興部長）。

市町村合併問題

（１）①合併を選択しない小規模の市町村の行く末をどのよ
うに考えているか。②これらの市町村は職員数や人件費の削減、

行政サービスのあり方など多くの課題に直面すると思うが、県の対応を問う（竹口）。（２）①県としての役割を踏まえてこれまでの中間的な総括を願う。②半年後に迫った合併特例法の失効を視野に入れた今後の見直しについて。③事務組合等から一部の自治体が脱退する場合、広域行政からの脱退、再加入では分担金の問題など深刻な課題も出てくる。とりわけ事務組合等の構成団体の大半が合併によって離脱し、自治体として再加入するとなれば、分担金の均等割部分が、他の構成団体に大きくなるのしかかってくるという問題がある。さらに、自立の道を選んだ合併協議会を離脱したことで、今まで一部事務組合で行っていた、例えば消防、ごみ行政等を単独で実施せざるを得なくなるという事態も全国で起きているが、県内でそうした事例はあるか（田上）。（３）①三位一体改革の進展に伴う県から市町村への権限と財源移譲の実績。②権限移譲について、住民にわかりやすい事例があれば教示願う。③さらなる行政サービスの向上を目指し、実りある合併を促進するためにも今後具体的にどのような権限や財源を市町村に移譲するのか、分権メニューおよびスケジュールをできるだけ早い時期に示すべきだと考えるが、どのような体制で、いつごろまでに取りまとめ、示すのか。④地域振興局の役割と今後の体制を見直す考えはあるか（大西）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①最終的に合併を選択しない市町村数は二五程度となる見通し。人口減少、少子高齢化の進展、国と地方の財政状況

等から、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想され、先行きを強く懸念している。このため、今回合併を選択しない市町村は、単独で将来に向けて持続的な行財政運営を行っていく方策を地域住民に示し、合併する市町村の行財政の効率化と遜色ない行財政改革を実施する必要がある。②県は引き続き、将来の行財政の見直しや行財政改革に向けた取り組みなどに関する情報提供や意見交換等を行って、地域の実情に即した助言を行う。なお、本年五月に公布された市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）により、平成一七年四月から二二年三月までの五年間、国は都道府県に対して基本指針を示し、自主的な市町村合併をさらに推進する。県は合併推進を図る地域に基本構想を示すことから、現行合併特例法による合併推進の経緯の整理と基本構想の策定に当たって、あらかじめ必要となる基礎的な調査研究等を進めたい。（２）①これまで県内各地域で合併に向けた真摯な取り組みがなされ、合併協議が具体化し、おおむね成果が現れてきている。②県内の市町村数は平成一二年の九四から一八年三月末に四一程度となる見通し。合併を決めている市町村に対しては、合併後のまちづくりなどについて、引き続き支援を行うとともに、合併成就に向けて最後の正念場を迎えている地域については、より多くの合併が成就できるよう働きかけを行う。また、合併を選択しない市町村は、合併新法のもとの合併の可能性も視野に入れ、自立した行財政運営を行えるための方策等について、地域振興局を中心に、適切な助言等を行う（知事）。③合併を選択しない市町村

が、共同で処理した事務を単独で処理することや多額の負担金を余儀なくされるといった事例は、これまでのところ県内では報告を受けていない。県としては、広域行政の趣旨を踏まえて、市町村合併の推進を図る中で、一部事務組合等の事務の共同処理が、合併後においても円滑に推進されるよう、関係市町村に対し引き続き適切な助言を行う。(3) ①平成二二年四月以降、健康福祉部や環境生活部の事務を中心に、四〇五項目の事務権限を市町村に移譲した。また事務の処理経費として、平成一五年度決算見込みで約一億三、〇〇〇万円を交付している。②他県では、私立保育所の設置の認可や身体障害者手帳の交付、農政分野における農地転用の許可、都市計画分野における開発行為の許可等の事務が移譲されており、これらも参考にしながら取り組むたい。③先日、熊本県経営改革推進本部の中に事務・権限移譲推進専門部会を設置し、全庁的な推進体制を整備した。今後は、本年五月に公布された地方自治法の一部改正法により、市町村自らの判断で事務権限の移譲を県に要請することができることから、本年度内には市町村の意向調査を実施して、協議を進めていく。④今後、市町村合併の進展に伴い、市町村数の減少により、地域振興局の連絡調整事務が減少することや県の福祉事務所機能が合併市に移管されることなどから、今後再編統合を含め、そのあり方について見直しが必要となる。まずは、各地域振興局の内部組織の一部変更を検討し、可能なものから順次取り組む(総務部長)。

川辺川ダム建設問題

(1) ①国交省の内部検討資料により、国は川辺川ダム事業を六五〇億円増額し、総額三、三〇〇億円として計画変更を試算していることがわかった。県財政が厳しい中、国の計画変更にそのまま同意することはないと思うが、県の考えは。②現在行われている住民討論集会は、公費で集会に臨む国に対し、ダム反対派は私費で参加しているため経費の面で厳しいところに来ている。もし事業計画が変更となり、新たな検証に入った場合でも、これまでと同じように住民側に負担を強いるのか。新たな段階に入った場合、県がイニシアチブを担うべきだと考えるが、県の考えは(平野)。② ①九州地方整備局調査官の川辺川ダム事業費増額に関するメモが出てきたとき、県は素早く反応し、厳しく対処したと聞いているが、その理由は。②もしそのメモにある通りに増額予算で国交省が最終まとめをしたら、県としてどのような見解、態度を示すか(竹口)。(3) ①先月の台風16号で、人吉市内を流れる球磨川は危険水位を超えるなど激しく増水し、国交省から流域全体に指定河川洪水警報が出されている。同省によると、市房ダムはこのとき、約一、〇九〇万トンの洪水を貯留し、最大流入量毎秒九二七トンに対し、放流量が約半分の毎秒五二四トンで、毎秒四〇三トンの洪水をカットしたと報告している。市房ダムは県管理ダムだが、同ダムの果たした役割についての知事の評価を伺う。②洪水警報の中、私も現場に行き、消防団の活動を見たが、知事は堤防から一・五mの余裕と言っているが、本当にいつあふれるかわ

からないという状況であった。このように極めて緊急性を要する球磨川流域の洪水対策についての知事の考えを問う。(更問)今の知事の答弁から、具体的にどうするかという話を聞くことはできなかった。洪水対策について、将来はこう進めていくというような意見を聞きたい。(4)①鎌倉地域振興部長は、企画振興部理事として川辺川ダム問題を担当して以来、住民討論集会や事前協議では、県を代表して総合コーディネーター役を引き受けるなどダム問題の担当者として欠かせない存在である。同部長の役割と権限について。②県がしきりに強調する総合調整役とは何か。また、これまで国および市町村と土地改良事業を進めてきた農政部の役割は。③新利水計画策定に向けた県の決意は(溝口)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①川辺川ダムの基本計画については、平成一〇年に事業費増や工期延長を内容とする変更が行われている。その際、県に対する事前の協議から法に基づく意見聴取、そして県から意見を述べるまでの間、関係部局において変更内容について十分精査し、川辺川ダム事業の必要性を認識した上で、県議会の議決を経て、同意の判断を行った。国交省は、川辺川土地改良事業がダムに水源を求めるか否かに応じて、現在のダム基本計画の変更が必要かどうか検討する。②川辺川ダム事業計画の検証については、一三年一月に住民団体から示されたダムによらない治水代替案が、流域の治水対策の手段として具体的かつ妥当な選択肢たり得るかについて科学的検証を行うため、国交

省の主催によって、県がコーディネーター役を務め、住民討論集会を開催している。このため、事業主体である国交省のみならず、約七〇億円という代替案を具体的に提案した住民団体に對しても、自らの主張については応分の説明責任を果たすよう要請し、そのための必要な経費についても双方の責任において負担することとなった経緯がある。ただ、二回目以降の住民討論集会においては、会場設営費や資料印刷費、さらには森林の保水力の共同検証における試験機器の費用等について、すべて事業主体である国交省が負担している。ダム事業の妥当性については、国交省が討論集会を通じて説明責任を果たし、最終的には事業主体としての国交省が判断すべきものと考えている。県としては同省と連携しながら、今後とも総合調整役としての役割を果たしていきたい(知事)。(2)①去る八月六日に川辺川ダム事業費の増加について、国交省が内部文書として存在していることを認めたことから、県としてはこの事業費が試算値であったとしても、県民が広く知るところとなった以上、この検討段階における事業費増加の要因や積算の前提条件等について把握しておく必要があると考えた。その後、八月一日と一八日の二回説明を受け、県としては、その説明の際に、約三、三〇〇億に増加するという試算の結論だけでなく、その大まかな増加要因、要因ごとの事業費増の内容等について概略説明をする必要があると意見を述べた。②国交省は新利水計画において、対象農地面積、水源がダムなのか、それ以外なのかによって具体的に固まった段階で、ダム基本計画の変更に向けて

事業費の最終的な検討を行う。その際には、県に対して正式に協議があるので、詳細かつ具体的な説明を求める（地域振興部長）。（3）①市房ダムは、球磨川の水位上昇を防止するという観点から、八月三〇日夜半から、増加する流入量の一部を貯留し、放流量を小さくする洪水調節を開始した。その後、ピーク時には流入量の約四割強を貯留し、放流量を低下させている。人吉市内では、堤防の天端から一・五mの余裕があったことで、本当によかったと思っている。②洪水対策に万全を期すことは、河川管理者である国とともに、県にとつては当然の責務と考えている。住民団体からダムによらない治水代替案が県民に向けて発表されたことを受けて、一三年一二月以降、住民討論集会に取り組んできた。今後は山場を迎える新利水計画の策定に向けて、国および市町村と一体となつて取り組みを進めるとともに、森林の保水力の共同検証、環境に関する議論等を進める。（更問）法的にクリアできない状況において、法的な根拠に基づいて行政運営する知事の立場から将来あるべし、どうなるであらうとか、そういった想定の中で発信することは無責任極まりないことと思っている。治水対策について、球磨川流域では、浚渫、改修、排水等の治水対策を早急に考えなければならぬ。（4）①地域振興部長には、川辺川ダム事業および新利水計画策定に係る総合調整を統括させているが、私も含め三役に随時報告を受け、対策を協議しながら進めている。したがって、その総合調整役が何らかの根拠に基づいて自ら決定するわけではなく、関係する複数の団体間で事前協議の場を設置し、事業の

進め方等について、一つ一つ協議、調整、合議を図りながら決定している。②治水については、ダムとダム代替案のいずれが妥当な選択肢か、県民に見える形で科学的に検証を行うため、国と協議を行い、住民討論集会を通じて、それぞれの主張が明確に浮き彫りとなるよう、県が総合調整役として論点を整理しながら、県民に理解を深めてもらうよう努めている。新利水計画についても、県が総合調整役となつて、賛成、反対を含めた多様な意見を持つ関係者間において合意点を導き出せるように事前協議の場で議論を重ねている。農政部は九州農政局とともに現在、農家に示す計画概要素案について、ダムとダム以外の案を策定している。農政部についても、三役と意見交換を交えながら仕事を進めている。③関係市町村長の了解を得た上で、新利水計画策定に向けて九州農政局、県農政部、地元市町村、事業推進団体、原告団農家、弁護団の関係六団体による協議の場を設置した。九州農政局および県農政部において、農家に示す計画概要素案のダム案およびダム以外案において、極力事業費、工期、負担金および水代を関係農家が比較し、選択に耐え得るような責任ある案を策定し、地元市町村には関係農家の三分の二以上の同意が得られるよう、関係農家間の相互理解や将来の地域営農について、一人一人の理解が深まるように努めてもらうことを願っている（知事）。

災害・防災対策

（1）①今回の大型で非常に強い台風16号、18号に関して、

県の災害対策、台風被害の状況、今後の被害防止対策について。②自主防災組織の組織率の現状と今後の向上方策について。③消防庁が今年六月に公表した本県の防災力、危機管理能力は全国三七位と全指標で平均を下回った。その理由と調査結果を受けた県の取り組みを問う（小杉）。（2）今年四月に自衛隊の連隊長を経験した人が危機管理監のもとに非常勤の危機管理特別顧問として採用されている。県の防災対策を含めて危機管理がどのように強化されたのか（田上）。（3）八代市球磨川の萩原堤防は、国が平成一二年から一六年度までに一億四、五〇〇万円の予算を付けて、水害防御の要として強化堤防（フロンティア堤防）に取り組んでいるが、これには七五億円かかると言われている。八代市民は、命と財産を守るために最強の堤防をつくってほしいと要望を続けており、早急に安全で強固な堤防の整備を国交省に働きかけてほしい（福島）。これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（1）①台風対策として、県防災センターの二四時間勤務体制のほかに、全庁的に待機職員を増員し、警戒体制の強化を図るとともに、市町村等への迅速かつ的確な防災情報の伝達に努めた。また、台風の九州接近に伴い、本庁、地域振興局において、それぞれ速やかに災害情報連絡本部を設置し、自衛隊、警察本部、消防本部等の防災関係機関と連携を図りながら、被害情報の収集等に努めた。さらに、台風16号により上水道施設の被害を受けた湯前町に対しては、速やかに自衛隊へ災害派遣要請を行い、直ちに対応してもらった。被害状況は九月一五日現在、

両台風を合わせ、死者一人、重軽傷者一八人、住家被害は全壊二六棟、半壊一六四棟を含めて九、八〇三棟である。被害総額は約二六二億円に上り、うち農業関係が約一〇八億円、林業関係が約五〇億円、公共土木施設関係が約五七億円である。なお、とくに農業関係被害が大きかったことから、庁内に農政部台風16号、18号農業被害対策本部を設置して、迅速かつ的確な対策の実施に努める（知事）。②本県の自主防災組織の組織率は二二・四％（平成一五年四月現在）で、全国平均の六一・三％に比べて低い状況にある。組織率が低い要因としては、全国的に見ても、消防団の団員数が多く、その活動が活発であることから、住民が自主防災組織そのものを必要と思う度合いが薄いことなどが考えられる。県は市町村とともに、県民を対象とした防災セミナーの開催、パンフレット作成等を通じて積極的な啓発を行っている。また、平成一六年四月一日現在で、県内における災害危険箇所は一万九、〇〇〇か所を超えており、本年度は、これらの全箇所についてデータベース化を進めており、市町村に対しても情報の提供を行っていく。③地域防災力の対応については、各都道府県にそれぞれ地域特性があり、取り組むべき課題も異なっていることから、消防庁は順位づけする性格のものではないと言っている。県としては、昨年の県南集中豪雨災害の教訓を踏まえ、本年度は、休日夜間における防災センターの二四時間勤務体制の確立、指定幹部職員の勤務地居住、防災情報システムの改善、インターネットによる情報提供機能の充実などに取り組んでいる。さらに、本年四月から、危機管

理室を設置するとともに危機管理特別顧問を設けて、退職自衛官を登用し危機管理体制の充実を図っている(総務部長)。(2)

今回の台風接近において、特別顧問は自衛隊への災害派遣要請に備え、休日、夜間も勤務を遂行している。台風16号では湯前町からの要請を受けて自衛隊に給水活動の要請を行ったが、特別顧問は派遣要請から撤収までの間、自衛隊との情報交換に当たり、その結果として、県と自衛隊との調整がこれまで以上にスムーズに進んだ。また、特別顧問には、こうした災害時の対応だけではなく、自衛隊における危機管理のノウハウを生かし、県が策定すべき国民保護計画への助言や危機管理室で実施している各部局の危機管理マニュアルなどの点検、評価業務も担ってもらい、今後とも、本県の危機管理体制の強化に大いに貢献してもらおう(知事)。(3) 国交省によると、現在の萩原堤防前面の川底は著しい深掘れを起こしており、さらに堤防の厚みも不足している。このため川底の補強工事を実施しており、今後は引き続き、洪水時に浸食されにくくするなど、堤防本体の質的強化にも取り組む予定と聞いている。県も早期に整備するよう国に要望する(土木部長)。

熊本駅周辺整備と交通

(1) ①JR九州の平成一八年度までの中期経営計画を見ると、博多駅の整備に重点が置かれ、熊本駅に関しては一切触れられておらず、今後の方針が見えない状況となっている。駅前開発やその他周辺整備について、これまで以上に積極的な参加

と協力を求めるべきではないか。②熊本商工会議所が今年三月にまとめた九州新幹線全線開通に向けての七つの提案の中に、JR豊肥線を延伸して空港と熊本駅を直結させる案がある。新幹線開業後の駅と空港とのアクセスについて現実的な案がない中で、今回の案は検討する価値があると思う。(更問) もっとJRのトップと会談する意義等、また豊肥線についてどのような考えているのか。③熊本電気鉄道は、熊本市電との結節が実現しなかった場合、電車部門を平成二〇年三月で廃止する考えを表明している。もし熊本電鉄と市電が結節されれば、九州新幹線全線開業に向けた熊本市圏の公共交通のネットワーク強化にもつながり、渋滞対策としても有効性があると思われる(大西)。(2) 肥薩おれんじ鉄道沿線の各自自治体が乗客を増やそうと対策に取り組む中、民間の開発業者から、「おれんじ村構想」という提案書が出された。関係者で勉強会を開催したところ評判がよかったので、県に上げたところ、沿線自治体のコンセンサスや多額の費用がかかり、容易に手をつけられないという回答であった。①おれんじ鉄道繁栄のための沿線地域活性化策について。②現在県の交通対策総室が窓口となっているが、まちづくり事業として捉えるならば、観光物産、農林水産、都市再生などの事業が絡むだろうし、国の予算の動きが見える研究会やプロジェクトが必要と考えるが、いかがか。③地域活性化は政治的判断が重要である。そのリーダーシップを取る意気込みはあるか(福島)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①現在、県と熊本市で構成する新幹線新駅周辺整備推進会議で意見集約を図っている。これを踏まえ、今後実務レベルでJR九州と経済界との協議、意見交換を行うことが必要である。それを受けてJR九州と行政が協働して熊本駅周辺の整備概要を示すことができるよう努める(知事)。②現在、JR豊肥線の延伸の可能性あるいはリムジンバスによるアクセス時間短縮の方策も含め、どのような手法が考えられるか、熊本市とともに整理している。今後、周辺自治体や交通事業者等とも協議しながら検討したい(地域振興部長)。(更問) JR九州とのトップ会談は必要と思っているが、まだその段階ではない。時機に応じてトップ会談を行いたい(知事)。今の段階で、空港へのアクセスは何が最有力候補という断言をするには至っていないので、もう少しばらく時間をいただきたい(地域振興部長)。

③熊本電鉄と市電の結節およびLRT化は、熊本電鉄の具体的な事業計画、採算見通し等が重要。現在、同社に対し、これらの課題について詰めていただくよう求めている。また、沿線自治体の意向も重要であるため、それを踏まえた上で今後詳細を検討する(知事)。(2) ①沿線自治体から、ダイヤが極めて不便だという指摘を受けており、来年三月のダイヤ改正に向けて、集中的に検討するよう取り組みたい。また、「おれんじ村構想」の提案については、まだ沿線自治体首長の合意がなされていないため、まずはこれについて研究することと、沿線自治体の合意形成を図る方向で進めている。②交通対策総室では商工部であれ、振興局であれ、連携を取りながら検証を

進めており、その行方をもう少しばらく注視してほしい。③沿線自治体の一年を通したイベント、そのほかの資源とか歴史とかそういうものをしっかりと把握し、現在沿線自治体の具体的な年間を通してアクションプログラムを把握しながら、これをどう結び付けていくのかという視点で、鋭意精査中であり、財源を含めて沿線自治体の理解が得られるような案づくりに努めたい(地域振興部長)。

医療・福祉対策

(1) ①市町村のエンゼルプランはほとんどの市町村が策定を終えているが、具体的な施策とその成果について。②国の少子化対策の大綱を含めて、この一年間の施策に対する県の自己評価、検証、課題の総括について。(2) 歯科口腔保健に係るフッ化物使用については平成一二年九月議会の答弁で、健康福祉部では、フッ化物使用は集団指導が行いやすく、虫歯予防に明確な効果があると答弁。一方で教育長は予防対策の一つとして考えられるが、歯磨きを中心として指導するとしており方針が異なっている。県として統一した指導を打ち出していくことが重要だと考えるが、それぞれの見解を伺う(佐藤)。(3) 戦後六〇年という節目に当たり、戦争を語り継ぐための取り組みを、民間団体とのパートナーシップによって検討する必要があるが、知事の考えは(平野)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①延長保育は七三市町村で、地域子育て支援センター

は五二市町村で実施されるなど、くまもと子ども未来プランに掲げた目標をおおむね達成している。また、つといの広場も、全国最多の九市町村で展開されている。②県では、平成一四年度から子育て・介護支援推進課を設置し、さらに本年四月には少子化対策推進課として再編し、子育て支援に関する各分野の施策を総合的、横断的に進めるとともに、今後の少子化対策のよりどころとなる県行動計画を作成している。市町村の支援については、次世代育成に大きな役割を担う市町村の取り組みに少なからず格差が見られるので、トップセミナーの開催や地域キャラバンの実施による市町村支援を引き続き行う。妊娠、出産から産後に至る連続したサポートや地域に根ざした子育て支援の取り組みとして、母親の心のケア事業や子育て応援団推進事業、子育てサークルのネットワーク化、サークルリーダーの人材養成等を展開する（知事）。（2）確立されている濃度、量等の使用方法のもとにおいては、その有効性と安全性について日本歯科医師学会の見解で明らかにされている。また集団指導が行いやすいことから、公衆衛生上有効な手段であり、虫歯予防の一つとして積極的に普及啓発に取り組んでいる。熊本県歯科医師会等の協力を得ながら、学校保健におけるフッ化物活用についての理解と協力を求めていく（健康福祉部長）。フッ化物使用については、保護者等の不安や反対の声さらには教育現場で安全、確実に実施できる体制が取れるかといった課題があることも事実である。現時点でフッ化物洗口については、家庭や子ども自身の意思や判断に基づくセルフケアとして行うこと

が適当と考えている（教育長）。（3）県は平和を祈念する日として、毎年八月一日に戦没者追悼式を関係団体および各市町村とともに実施している。小中学校も社会科の授業等で、戦争体験を聞いたり、戦争跡地や資料館を訪れる修学旅行等を行っている。戦後六〇年をきっかけとした一過性の催しよりも、むしろ行政をはじめ、さまざまな団体などがそれぞれ連携を取り、各方面で活動を継続していくことが重要と考えている（知事）。

環境・県民生活

（1）現在検討している森林環境税（仮称）の具体的内容について（小杉）。（2）県は有明海・八代海再生に向けて、生活排水処理施設整備構想をつくり、その中に下水道整備に比べて費用が安い浄化槽による整備を明記している。しかし、今回地方六団体が国に提出した国庫補助負担金等に関する改革案の中には、公共下水道、農業・漁業集落排水事業、浄化槽の三つの中から浄化槽のみが対象とされ、国に答申された。一般財源の方に含まれるといえども、今の財政事情で浄化槽に配分されるのか、熊本県生活排水処理施設整備構想の計画どおり実行できるのか、非常に心配している（福島）。（3）①去る九月一三日夜、本県はもとより、九州でも初めてとなるBSE（牛海綿状脳症）の発生が確認された。本県のこれまでの取り組みと今後の対応について。②本県で発生したことを受けて、県民から牛肉と牛乳の安全性について問題視する声が上がっているが、いかがか（小杉）。（4）今回県が制定しようとする食の安全、安

心確保条例の理念と方向性を問う（田上）。（５）①安全安心まちづくり条例の狙いと効果について。②条例制定の時期は（小杉）。（６）男女共同参画・パートナーシップ推進課はいろいろな団体との対応で部署を横断して行うことが多いため、総合政策のポジションに戻すことを願う（要望（平野））。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）森林環境税は、公益的機能を持つ森林を県民の財産として守り育てる意識の醸成、森林の公益的機能の維持、促進を目的に導入したいと考えている。課税方式は、県民に広く負担してもらうため、県民税均等割の超過課税とし、現行の県民税均等割に個人、法人ともに年間五〇〇円程度の税を上乗せする。税の使い道は、公益的機能を高めるための適正な森林保全対策、県民参加の森林づくりのための普及啓発等に充てる。来年二月定例会に条例案を提案し、四月施行、実際の納税は六月以降という方向で、鋭意検討中である（知事）。（２）過疎地域や中山間地域においては、費用が比較的安く設置できる浄化槽による整備が適しており、県も力を入れている。また、浄化槽の整備手法には、個人設置型と市町村設置型があるが、計画的かつ面的な整備ができ、しかも維持管理の徹底が可能な市町村設置型による整備に重点を置いている。今回の国庫補助金等の改革案の中には、浄化槽を含む廃棄物処理施設整備費補助金が含まれているが、あくまでも地方税および地方交付税によって、必要な財源は確実に保障されることが前提条件となっている。県としては市町村と緊密に連携を保ちながら、浄化槽をはじめ生活

処理施設の整備に取り組みたい（環境生活部長）。（３）①九月

一三日、国から確定診断の報告を受け、その後直ちに食の安全対策会議を招集し、情報の確認、今後の対応策について指示した。翌日、ＢＳＥ対策本部を開催するとともに、速やかな感染牛の焼却処分と保管施設の洗浄消毒を開始して、本日終了予定である。また県内の公立学校にＢＳＥに対する正しい理解を求め、風評被害を未然に防ぐための配慮を行うよう通知した。②牛肉は平成一三年一〇月以来、全頭検査が確実に機能しているため感染牛が市場に出回ることはない。牛乳も、ＢＳＥの感染原因となる異常プリオンたんぱく質は牛乳に出ることはないと言われ報告されており、牛肉と牛乳の安全性は私からも県民に伝えた（知事）。（４）昨年三月に策定したくまもと食の安全安心のための基本方針、および昨年七月に施行された食品安全基本法など関係法令に基づき推進している。しかし、ＢＳＥや鳥インフルエンザなど、食の安全性が脅かされている中、県民の食の安全性に対する意識をさらに高め、安全性に配慮した取り組みを強化するため、条例を制定することとし、来年二月議会に提案を予定している。条例の内容は検討中であるが、現時点では基本方針に沿ったものになると考えており、循環型社会、消費者の安心ならびにパートナーシップという三つの基本的な視点掲げている。（５）①安全安心まちづくり条例を制定すること、で、県民、行政、事業者等が連携、協働し、地域一体となった、犯罪が発生しにくいまちづくりが推進され、将来にわたって県民生活の安全、安心が確保されることを目指す。②条例の

制定時期は、現在基本方針を策定しており、その策定後、できるだけ早い時期になるよう進めたい（環境生活部長）。

商工観光・地域振興・国際戦略

(1) 小国町と南小国町のエリアとなる小国郷は年間二六〇万人の観光客があり、その多くは福岡、北九州から来ている。今後伸びていくポテンシャルを多く持ち合わせているが、国道212号、387号のアクセス道路の整備が急務となっている。①県は小国郷をどのように捉え、振興していく考えか。

②昨年、構造改革特区第二弾として、人吉・球磨地方と阿蘇のグリーンツーリズムの振興計画が認定を受けている。これからの観光の一つのあり方として、ツーリズムを振興させ、農林畜産業や既存の産業をベースにして、それらを組み合わせてゆとりと旅をしてもらう、いわゆるスローな阿蘇づくりに力を入れており、県として循環バスの取り組みをどのように考えるか、阿蘇地域の取り組みをモデルとしてシフトすべきだと思うが、どうか。

(2) 阿蘇町赤水の採石場は国立公園内にあることもあって、昭和五八（一九八三）年以降、採石場の終掘、緑化について業者と協定が締結され、現在二業者が平成二八年までを期限として採石を続けている。新幹線開業によって近畿、名古屋方面から多くの観光客が阿蘇に訪れると思うので、採石業者には阿蘇の景観に配慮した作業を行うよう指導を願う（佐藤）。

(3) ①世界的観光地である阿蘇を生かしながら、今後どのように振興を図っていくのか。②中国や韓国など東アジアから外

国人誘客と受け入れ態勢の整備について。③本県を訪れる外国人の五八％は韓国人である。古代に百済があった地域は今の忠清南道と忠清北道にあたるが、本県は忠清南道と姉妹関係にあり縁が深い。利用が低迷している天草エアラインを、忠清南道と結んで直接熊本へ誘客してはどうか（八浪）。

(4) 今年六月にシンガポールから県の駐在員を引き上げているが、その理由と今後の海外戦略について問う（小杉）。

(5) ①本県にはスイカをはじめ、メロンやデコポン等、国際的に誇れる農産物がある。デコポンはこちらで五〇〇円のもの上海では一、〇〇〇円で売れるそうである。県内農産物をもっと積極的に売り込む考えはないか。②午前中、上海事務所を視野に入れているとの答弁があったが、本当に事務所を構える意思はあるのか（竹口）。

(6) ①運輸事業振興助成交付金は、営業用バスおよびトラックの輸送力の確保、輸送コスト上昇の抑制等に資することを目的につくられた補助金制度であるが、トラック業界はこの制度を継続するため、運輸族に二、六〇〇万円もの多額の政治資金を提供していたことを朝日新聞は報じている。本制度によって、どれだけ実効ある施策がなされ、補助の目的が達成されたのか。②同交付金は、昭和五一年から始まり、すでに四半世紀を過ぎている。補助目的、趣旨は形骸化しているという指摘もある。また事務次官の通達という手法で支出を余儀なくされているシステムも不適切である。地方分権の視座から所見を問う（田上）。

(7) 農業試験場跡地については、県有地を、県外資本の、しかも大型店出店を手がけている開発会社に賃貸するという県

の姿勢は理解できない。①企画提案方式で審査委員会からの審査結果を受けて、県として了承するときに、地域振興部と三役で了承を決めたという説明があったが、商工観光労働部と商工関係の意見を聞いていないようであるが、それは本当か。商業施設と商店街の共存共栄とは何か。②本計画については県が近隣の町村、商工団体等にも説明する責任があると思うが、いかがか（溝口）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①小国郷は黒川温泉や杖立温泉等、全国でも有数の温泉地を有しており、宿泊客割合も高く、滞在型観光地として大きな経済波及効果をもたらしている。今後、九州新幹線の全線開通を見据え、九州あるいは西日本、あるいは全国から多く訪れてくれるようなアクセスの整備やグリーンツーリズムへの取り組みとの連携による魅力づくりが必要である。②スローな阿蘇づくりの実証実験として運行された循環バスは、現在分析と課題整理を進めている。近年は福祉バス、あるいはスクールバスの一般利用、交通空白地帯を埋めるコミュニティバスの運行等の施策も多面的に行われている。今後はこうした多様な交通施策を含めた総合的な生活交通施策が重要であり、循環バスについても、このような観点から進めていきたい（地域振興部長）。②阿蘇くじゅう国立公園特別地域内において、現在、二事業者が、自然公園法や採石法等に基づく許可を得て採石を行っている。この二事業者については、平成一一年に地元地権者から終掘の要請がなされたことを好機と捉え、県、環境

省、阿蘇町および地元地権者と協議を重ねた結果、一四年三月に、この二事業者と地元地権者の間で、阿蘇町を立会人とした採石場の終掘に関する協定を締結した。この協定では、災害防止と修景緑化の観点から、上部から階段状に掘削を行いながら同時に緑化も行う。環境省は、これまでの採取量を上回る採取は認めないという方針であることから、これまでの採取実績等を勘案し、終掘の期限を二八年一二月末までとされた。県としては阿蘇の優れた自然環境の保全、回復のため、関係機関や地元地権者と連携しながら、当採石場が防災上安全なものになるよう、また周辺の自然環境と十分調和する緑化が行われ、少しでも早い終掘が実現できるよう、二業者に対してさらなる指導を行う（商工観光労働部長）。③①県も阿蘇が持っているその魅力的な素材を生かして、地域の特色を生かした観光振興に取り組む。②外国人観光客の誘致は現地の旅行関係者を招待して、PRしている。パンフレット、外国語の表記、あるいはおもてなしの向上、行政と民間が一体となった受け入れ態勢の整備、こうしたことが重要になる。③韓国忠清北道・清州空港の路線開設の可能性については、熊本ーソウル線の状況、関係航空会社の意向、航空需要の動向を検証しながら、対応していくことが必要である。天草エアラインは、まずは経営改善を図っていくことが優先的事項である（知事）。④シンガポール駐在員は、平成一三年の設置以来、三年間で二四〇件の商談（あつせん）を行うなど、ASEAN地域を中心とした東アジア地域と本県との橋渡し役として、一定の成果を上げてきた。しかしながら、

近年、県内企業における経済交流の広域化、とくに中国への注目の高まりなどに伴い、シンガポール駐在員の活動も広域化してきている。このため、県では、中国、ASEAN地域を中心として、より多様化、高度化する企業ニーズに対応するため、ASEAN経済の拠点であるシンガポールだけでなく、中国上海にも拠点を設けることとした。具体的には、これまでの駐在員派遣に代えて、現地のコンサルタント等に現地の情報提供や専門性の高い相談等の業務を委託して、県内企業の海外展開を支援する（**商工観光労働部長**）。（5）①県では本年度から、輸出に関する情報収集と農産物輸出促進のための具体的な取り組みを始めている。また、JAW名、八代の二農協が、中国および台湾で、梨やミカンの試験販売を行うテスト輸出を支援している（**農政部長**）。②県は上海をシンガポールとともにアジアにおける経済交流の拠点として位置づけている。上海で、ビジネスミッションを企画、実施し、各種経済情報の提供、商談のアレンジ、トラブル発生時の相談窓口の設置等を支援する予定である。（6）①この交付金は、営業用バスおよびトラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資することを目的としたものであり、研修施設等の共同施設の整備、事業者の経営基盤安定のための融資、利子補給等の事業、物流に関する調査研究事業ならびに情報化対策事業等、幅広い事業に活用されている。こうした交付金を活用した事業が、バスおよびトラック事業者に経営の近代化や輸送の安全確保等に果たした役割は大きく、交付金の目的は十分果たされているものと認識してい

る（**商工観光労働部長**）。②この交付金に係る通知は地方自治法上、拘束力のない助言という位置づけとなっているが、現在もバスおよびトラック事業者が厳しい経営環境にあることから、国の通知の趣旨も考慮し、補助金を継続している。各種補助金は、その必要性と範囲について絶えず見直すこととしており、今後、同交付金も事業内容を精査し、十分に必要性を検討する。（7）①商工観光労働部の意見を聞いていない、ということはない。農業試験場跡地の活用については、県有地を民間活力を導入して開発しようとする初めての取り組みであり、地域の振興とにぎわいをもたらす施設の立地を目指して、業種を問わず広く提案を求めた。また、募集要項では、商業施設となる場合は、近隣商店街との共存共栄に配慮することを明記した上で募集し、審査の結果、最優秀案が複合商業施設となった。共存共栄のあり方については地産地消の観点から、生鮮品等の仕入れ、地元事業者のテナント入店、あるいは各種調査業務への地場企業の参入、施設建設工事から施設の維持管理業務等の各段階における地場企業の参入や県内資材の調達がある。②地元商店街をはじめ、そこに隣接する地域の商工団体に対しては、熊本商工会議所等との連携の下、説明の場を設けるなど必要な対策を行う（**知事**）。

農業振興

（1）①近年、農家レストランを開設して地産地消を高めていくという動きが見られる。今後県が推進する地産地消の拠

づくりについて。②従来農村には、家畜のふん尿など、自然の生態系を生かしたいいわゆる循環型の農法が存在していた。循環型農法の再構築について。③耕作放棄地の活用方法について、何かよいオリジナルはないか。④耕作放棄地や休耕田を利用した実践的な食農教育について（竹口）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①県内各地で物産館等の整備を進めており、現在一九六か所の物産館等で約一五二億円を売り上げるなど、地域の活性化に大きな役割を果たしている。また、各地域には郷土料理を提供する農家レストランの整備や県で認定した一五五人のくまもとふるさと食の名人による食文化の伝承、さらには学校給食への地元農産物の活用の推進等、地域の個性を生かした活動が展開されている。②今後、大量の堆肥生産が見込まれる中、畜産農家と耕種農家との連携による資源循環のシステム化を図ることが重要と考えている。このため、関係機関と連携しながら、稲わらと堆肥の交換や堆肥を活用した土づくり等を行い、特別栽培農産物等の高付加価値へつながる取り組みを推進したい。③県内五、〇〇〇haを超える耕作放棄地の活用としては、認定農業者への利用集積や生産組織への農作業受委託等を推進して、経営規模拡大と農地の有効利用を図っている。また、生産条件の劣る中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用した多様な取り組みが行われており、耕作放棄地の発生防止に大きな成果を上げている（農政部長）。④昨年度から食育推進事業として三つの学校を指定し、食農教育を実

践している。指定校では保護者や地域住民の支援のもと、休耕田等を利用して、栽培、収穫、加工、調理し、食するといった一連の活動を行っている。今後は各地域での食文化の継承につながる農業体験をはじめ、多彩な活動がより多くの学校で推進するよう努めたい（教育長）。

土木・建築

（１）現在、市街地を中心に電線類の地中化が進められているが、多額の費用を要するため、思うように進んでいない。観光立国を目指すには良好な景観形成を図るための電線地中化は必要であり、とくに阿蘇観光の中で自然景観を守っていく観点からも必要と考える。（２）昨年一二月定例会で、知事は阿蘇を本県観光の一つの柱として、交通渋滞解消策に取り組みと述べているが、国道57号の重点的な拡幅、あるいは中九州横断道路について、あらためてその実現に向けた県の姿勢を問う（佐藤）。（３）①昨年、新たな八代港港湾計画策定に向け、長期整備構想策定委員会が設置されたが、昨年八月に開催されて以来、中断している。県は県南振興の柱となる八代港の整備に対する熱意はあるのか。どのような港湾計画をいつまでに示すのか。②八代港大島地区の石油配分基地について、二年前、輸送コストの面で企業が撤退するかもしれないと述べたが、その後県は何らかの対応をしたのか。同基地には従業員約四〇〇人がいるため撤退すると大きな影響が生じる。現在のマイナス5mの最大二、〇〇〇トンしか入れない港では、行き詰まりになる

のは明白である。県は輸送コスト削減に向けた五、〇〇〇トンクラスの船が出入りできるような港湾計画を作る考えはあるか。

(4) 平成一一年度に、八代港および熊本港と韓国・釜山港との間に週二便の定期コンテナ航路を開設したが、貨物の中身は、中国や東南アジアからの輸入品であり、直接上海と八代を結んだ時の料金に比べて高くなる。今後、中国をターゲットとした経済戦略を進めるには、八代港―上海間の直行コンテナ船の就航を検討すべきである。

(5) 八代港のポートセールスは県の土木部港湾課の担当となっているが、ポートセールスは、港の機能に加えて地域の産業を売り込むので、企業との接触も多く、貿易も所管し、企業誘致も担当している商工部門がふさわしい。県のスリム化の観点からも商工関連部署に移してはどうか(福島)。

(6) 熊本港臨海用地はこのまま何もしなければ塩漬け土地となり、県財政をさらに圧迫する要因になるため、割賦納入制度等の優遇制度等を導入するなど、早期売却に具体的な工夫を実施する必要がある(大西)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 電線類の地中化は、昭和六一年から事業化を始め、熊本県電線類地中化協議会で策定した電線類地中化計画に基づき、都市部を中心に、これまで国、県、市合せて約三三kmの整備を図った。平成一五年に、海外から日本への旅行者を増加させる目的で策定された観光立国行動計画において、無電柱化による美しい町並みや快適な通行空間の形成が日本の魅力、地域の魅力を維持向上していくための施策の一つとして掲げられ

ている。国際的観光地である阿蘇地域の自然景観に配慮した地中化について、熊本県電線類地中化協議会で十分な議論を深め、検討したい。

(2) 国の構造改革が進められる中で、国道57号四車線拡幅工事と中九州横断道路の両事業を同時並行で整備し、効果を早期に発現させることは難しい。このため、まずは57号立野拡幅への事業の重点化を図ること、そして、中九州横断道路の阿蘇大津間は所要の調査等を継続し、工事着手に備えることなどを国に提言してきた(土木部長)。

(3) ①平成七年の港湾計画改定後、環境問題への意識の高まりや社会経済情勢等、港湾を取り巻く状況は大きく変化しており、一方、八代港の主要貨物である木材チップ、石炭、穀物等については、五万トンを超える大型船の場合、潮が高くなるのを待って入港しているなどの状況があり、より深い水深の岸壁が必要と感じている。今後、現在策定中の行財政改革の基本方針とも整合を図りながら計画を取りまとめていきたい。

②現在立地企業に対してヒアリング調査等を行っており、立地企業各社から三、〇〇〇トン級タンカーに対応した港湾整備の要望が寄せられている。今後、さらに立地企業との調整を行い、石油業界の動向を把握し、問題点、課題等を整理した上で、県としての対応策を検討する。

(4) 八代市と県は、平成一四年度から中国の船会社と交渉を行っており、航路開設の可能性は高まっている。県も航路開設に必要な貨物量を確保するため、県内外のコンテナ利用企業の掘り起こしや働きかけなどを実施しているが、時期を逃さないよう八代市や八代港ポートセールス協議会のメンバーと

連携し、航路開設に努めたい。(5) 県の体制としては、これまでも企業情報の交換や海外駐在員の活用等、土木部と商工観光労働部が連携して、ポートセールスを推進してきた。これまでに以上で成果が出せるよう縦割りではなく、横にしっかりとつなげながら今後も頑張っていきたい(知事)。(6) 早期の分譲促進のため、本年度から不動産業者による仲介制度を導入しているが、景気の低迷、分譲価格の割高感等により臨海用地の分譲は思うように進んでいない。割賦納入制度は企業倒産のリスク負担の課題等、来年度からの導入を目指した検討を早急に進めて、年度内に結論を出したい(土木部長)。

教育問題

(1) 教育現場における人事配置について、①クラス数が多い県立学校は教頭が二人体制になっているが、そうした学校は教頭も現場の課題を知る機会として授業を担当してもよいのではないか。②特別支援教育が平成一九年度から本格的に全県でスタートするが、県立の盲聾養護学校は、地域の学校を支援するためのセンターとして、教員にはますます高い専門性を求められるが、盲聾養護学校の中には、コミュニケーションの手段となる点字を覚えようとしない教員もいると聞く。障害を持つ子どもの教育に当たる教職員、とりわけ盲聾養護学校の教職員の現状を問う。③教職員研修、認定講習、免許取得の状況と今後の計画について。④障害児学校を一度も経験したことのない人が教頭や校長になるケースがあると聞くが、やはり一度は経

験したことがある人、対外的にも校内的にも、リーダーとしてふさわしい実践力のある人材を障害児学校の管理職として登用すべきではないか(平野)。(2) ①私の知り合いに三六歳でまだ本採用にならない人がいる。やはり、ある時期に別の道を選択させる仕組みをつくることも必要ではないか。試験では限界があるので、学校で実際に仕事をさせてみて、ふさわしい人物かどうか見極めることも重要ではないか。今後の教員採用の方について。②本採用後も本人の努力が続くよう県職員や警察官のように、階級制度を導入してはどうか。できれば七段階ぐらいつくっていただきたい(八浪)。(3) ①東京都教育委員会は、「新しい歴史教科書をつくる会」が執筆に加わった扶桑社の教科書を採用したそうである。今回の採択までの経緯と結果についての教育長の感想を伺う。②私は、文部省が定めた学習指導要領が求める「わが国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」という歴史教育目標に沿った教科書を採択すべきと考えているが、来年の歴史教科書採択に向けての心がけを伺う(溝口)。教科書の採択に当たっては、正しく書かれた教科書を選ぶ必要があるが、歴史教科書の中には誤った記述をしたものも見受けられる。例えば、南京事件は多数の中国人を殺害したと書かれているが、南京城は無血入城が事実ということである。今後はまともな教育ができるように、再び間違った教科書が選ばれないようお願いしたい(八浪)。(4) ①平成九年度から熊本市が取り組んでいる熊本城復元整備事業に県はどのようにかかわっていくのか。②昭和四九(一九七四)

年の熊本城整備研究会がまとめた報告書に、公共施設および民間建造物は城内施設としてふさわしくないので転出を図ると明記されている。合同庁舎と城内プールは今回、移転、撤去することになったが、藤崎台球場がまだ城内にあり、問題に挙げられている（竹口）。（5）①県教育委員会の青井阿蘇神社に対する評価について。②県内に所在するもので国宝はまだないが、指定を受けるには何が必要か（溝口）。（6）平成一八年四月から県立大学が独立行政法人への移行を受けて、どのように体制整備を進めるか。理事等の構成員には県内各地との関連が深い県議を入れてどうか（八浪）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（1）①現在、高等学校で一八校、特殊教育諸学校で四校において教頭を二人配置している。それによって学校経営が円滑に進むなど、導入の成果が上がっている。教頭が授業を持つことについて学校教育法は、教頭の職務を「校長を助け、校務を整理し、および必要に応じ児童の教育をつかさどる」と規定している。教頭は、特定科目の教諭が欠けた場合等に必要に応じて授業を担当することがあるが、学校が抱えるさまざまな課題に的確に対応するため、あくまで校長の補佐、学校の整理を優先させるべきものと考えている。②特殊教育諸学校には、大学の障害児教育などの専門課程を経た教員がいる一方で、小中学校や高等学校から転任してきた教員等もあり、とくに特別支援教育への転換期に当たり、教員の専門性向上に向け、大学や国立特殊教育研究所への国内留学生派遣や各種研修会、専門性向

上講座のほか、特別支援教育充実事業で各学校独自の支援をしている。③免許法認定講習については、養護学校教員免許状を取得するための科目に加え、聴覚障害の科目を増やすとともに、特殊教育に関する科目の数や受講者定数を拡大してきた。とくに視覚障害の科目については、教育課程を持つ大学が全国に四校しかなく、本県では現在開設できておらず、講師の確保に苦慮している。なお、盲聾養学校教員の特殊教育諸学校教員免許状の保有率は、平成一五年五月現在で約五八％である。④学校の管理職である校長や教頭の登用に当たっては、人物、教育的識見と情熱、学校経営能力、指導力等を備えた、管理職としてふさわしい人物を登用することに努めている。確かに勤務経験のない管理職の教員が盲聾養学校に配置されているが、そのような場合でも、当該管理職は学校経営に携わる中で、これまでの教職歴に加え、専門知識の習得に努め、それぞれ実績を上げている。（2）①真に優秀な人材を確保するためには、現行の採用選考の方法にも改善の余地があると考えており、内部にプロジェクトチームを発足させ、教員採用のあり方について多角的な検討を始めた。②昨年末から、教育庁内に研究会を設け、学校における中間管理職を含めた今後の学校組織のあり方について検討を始めた。今後この研究会を発展させる形で、新たなメンバーからなる庁内の検討会を設置し、現在の学校組織の問題点を洗い出し、先進的に導入あるいは導入計画のある都県における成果や課題をもとに、具体的に検討したい。（3）①関係法令等に基づき調査研究がなされ、採択権者としての権限と

責任の下で、厳正かつ公正に行われたものと認識している。②歴史教科書の採択に当たっては、将来を担う子どもたちが、郷土やわが国の歴史、文化や伝統等に対する理解を深め、郷土熊本を愛し、熊本で教育を受けてよかったと思えるような教育が実現できること。また、国際社会に生きる日本人として異文化を理解し、国際協調の精神を培うことのできるものであることなどを採択基準方針に掲げ、市町村教育委員会に明示したい。これを十分理解していただき、自らの権限と責任において、地域の子どもたちにとって最も適したものが、適正かつ公正に採択されることを期待している。(4)①県教委は、熊本市が進める整備状況に応じた適切な助言および協力を行っている。②熊本城復元整備計画の中で、将来市民の森として整備するといふ方針が示されていることや、球場一帯の交通渋滞、駐車場不足、サブグラウンドの未整備等の問題点がある。今後の藤崎台球場の展望については、熊本城復元整備計画を理解しながら研究したい。(5)①国宝の指定は、文化財保護法に基づき国が指定した重要文化財のうち、世界文化の見地から、その価値が高く、国民の宝に値するものを文部科学大臣が指定する。青井阿蘇神社は、昭和八(一九三三)年に国の重要文化財指定を受けており、早くからその価値は広く知られていた。建築様式も安土桃山時代の特徴を遺憾なく示した優れた建築物であり、国宝に値するものだと認識している。②国宝の指定を受けるには、同神社に対する研究論文等をまとめる必要がある。さらに全国にその価値を周知するためのシンポジウムの開催など、国

宝指定に向けた地元からの一層の盛り上がり極めて重要である。今後、平成一八年に創建一、二〇〇年祭を迎えるのを機に、人吉市と連携しながら文化庁に強く働きかける(教育長)。(6)県立大学関係者のこれまで以上の意識改革を図るとともに、機動的な組織運営体制とするため、本年七月に熊本県立大学改革基本方針を策定し、平成一八年四月に法人化する方針を決定した。今後、この方針に基づいて着実に進める。理事会等の構成員は、大学の教育研究面に理解が深いことはもとより、経営感覚の優れた人の登用が不可欠である(知事)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第58号 平成16年度熊本県一般会計補正予算(第2号)、第59号 平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

【説明】詳細は、冒頭の知事説明に譲る。九月三〇日に追加提案があり、同日付託され、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

松田三郎厚生常任副委員長は次のように述べた。委員から、BSEの全頭検査について質疑があり、執行部から、本県は肉牛の生産県で乳用種の肉用牛が多く、二〇か月齢以下では五、〇〇〇頭程度該当し、検査に相当の経費がかかると思われるの

で、食の安全、安心確保の観点から、総合的に判断されるべきとの答弁があった。レジオネラ症防止条例が本年一〇月から施行されるが、本来の温泉を維持する取り組みも必要ではないかとの質疑があり、条例にはすべての施設で塩素消毒を検討しなければならぬということではない、本県は全国有数の温泉地でもあるので、できる限り自然の温泉を活用できるよう温泉協会とも連携していききたいとの答弁があった。関連して、温泉アンケート調査で、温泉であると偽っている者はその事実を正直に言うはずがない、半年に一度程度の抜き打ち検査をするなどの対応をお願いしたいとの要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

小谷邦治経済常任副委員長は次のように述べた。くまもと県民交流館条例の一部改正について、従来から行ってきた地方公共団体の出資法人等に対する管理委託制度は今後廃止しなければならぬのかとの質疑があり、平成一八年度からは、直営または民間事業者を含む指定管理者制度に移行する必要があるとの答弁があった。県農業試験場跡地への県外事業者の参入に係るこれまでの商工観光労働部の対応について質疑があり、地元商店街や関係団体等に直接出向いて要望を聞くとともに、事業予定者に対しても、地元との共存共栄について地域振興部と一緒に申し入れを行ってきた、今後も地域振興部と一体となつて対応するとの答弁があった。中小企業対策融資制度について、増額補正額の根拠はどのようにして決定したのかとの質疑があ

り、平成一一年台風18号の際に設けた台風災害復興資金の実績を参考にしてのとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

吉永和世農林水産常任副委員長は次のように述べた。社団法人熊本県林業公社の平成一五年度決算で、一〇億七、〇〇〇万円余の費用のうち、六億四、〇〇〇万円余が支払い利息であるが、今後の見通しについて質疑があり、平成一六年度予算は県の貸付金について無利子化を図ったことで、支払利息は三億円余となり、軽減される見込みであるとの答弁があった。BSEの全頭検査にかかる費用について質疑があり、対象牛は約五、〇〇〇頭と推定され、一頭当たり二、五〇〇円を要するため、総額で一、二五〇万円になるとの答弁があった。韓国産梨の新高が台湾で売られていることについて質疑があり、韓国では梨の生産が増えており、台湾では日本梨と競合しているとの答弁があった。最近天草大王の人氣が高まっているが、天草では生産されていないと聞く、実態はどうかとの質疑があり、天草においても今年から供給する農家が決まり、来年二月頃から天草産の天草大王が出荷される見込みとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

中村博生建設常任副委員長は次のように述べた。新幹線沿線の騒音調査地点で約三割が基準値の七〇デシベルを超えた問題について質疑があり、鉄道建設・運輸施設整備支援機構とこれ

まで以上に連絡を密にして、対策を取るよう強く申し入れていくとの答弁があった。先の台風による川辺川の増水の問題について、国交省は、市房ダムが四〇〇トンカットしたことで、人吉では二〇センチ水位が下がったと説明しているが、県としてもそのような認識をしているのかとの質疑があり、球磨川は国交省が管理しているので、県としても、そのデータは確かなものとして認識しているとの答弁があった。関連して、今回、川辺川中流域で水があふれた地域は、築堤や宅地^{かき}嵩上げ等で防げるのではないかと質疑があり、県としても、宅地嵩上げによる効果が大いなので、早く整備してもらおうと国に要望しているとの答弁があった。ほかにパークドームの台風被害への対応や建設産業振興プラン、補正予算の財源問題、災害復旧事業の地場企業活用等についての質疑、熊本駅の整備の要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

藤川隆夫文教治安常任副委員長は次のように述べた。日本育英会が廃止され、奨学金に関する事務が県に移管されることに伴い、人員配置の準備は進んでいるのか、奨学金の滞納も県が対応するのかとの質疑があり、事務移管に伴う事務作業は、人員増により対応できる、滞納分は日本育英会から変わった日本学生支援機構が引き継ぐので、県が回収することはないとの答弁があった。市町村合併に伴う警察署の名称、位置、管轄区域の変更に住民への説明と広報について質疑があり、県の廃置分合の議決があった後、警察関係の団体、地元区長等に順次説明

する予定であるとの答弁があった。ほかに県総合体育館の改修、台風による文化財の被害状況、ジェンダーフリーへの理解、宇城警察署の増員、熊本農業高校の温室破損の復旧等について質疑がなされた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

井手順雄総務常任副委員長は次のように述べた。熊本県産業廃棄物税の減免について、条例案にある天災その他特別の事情とはどのようなことを想定しているのかとの質疑があり、基本的には天災等で産業廃棄物税を失ったり、工場等が被災して税を払うことができないなどで、また特別な事情については、リサイクル法との関係や自社処分を取り扱いについて検討し、規則等でその要件を定めたいとの答弁があった。関連して、行政の裁量で減免ということでは減免の幅が変動するが、少なくとも九州電力の石炭灰はリサイクル法の指定副産物として認識しているかとの質疑があり、九州電力の場合は通達で示している土地造成事業の主体が九電自身であり、公共団体ではないという点で通達と異なっている、リサイクル法の趣旨を考慮すると減免の対象としてもよいと考えているとの答弁があった。続いて、これに関連する多くの質疑が行われた結果、本委員会としては、同議案の採決に当たり、減免措置について税の趣旨に鑑み、^{かんが}県民の理解が得られるような基準を設け、適正な運用を図ることを内容とする決議を併せて行った。ほかにフィッシュアリーナ天草や蘇陽町の廃置分合等について質疑があった。審議の結果、

本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告終了後、採決に入り、異議なく原案の通り可決した。

2 条例等議案

(1) 議案第2号 熊本県産業廃棄物税条例の制定について

【説明】循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制等の施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する必要がある。

(2) 議案第5号 くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】くまもと県民交流館の物産、観光等の振興のための施設に指定管理者制度の導入を図る等のため関係規定を整備する必要がある。

(3) 議案第11号 熊本県有英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】独立行政法人日本学生支援機構の高校奨学金に係る事務が県へ移管されることに伴い、予約採用を実施するための関係規定を整備する必要がある。

(4) 議案第24号 市町の廃置分合について（ほか五件）

【説明】平成一七年一月一日から宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町および同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を置くこととする。

(5) 議案第60号 教育委員会委員の任命について（ほか人事案件二件）

【説明】教育委員会委員古川紀美子の任期満了に伴い新たに古川紀美子と同委員に、公安委員会委員本田嵩良の任期満了に伴い新たに武藤徳子と同委員に、収用委員会委員幸山繁信の任期満了に伴い新たに河端俊夫と同委員に任命するため、同意を得るもの。

【審議】九月三〇日、各常任委員長の報告後、採決に入り、異議なく原案の通り可決した。

3 議員提出議案

(1) 議案第4号 中国における反日行動是正のための措置を求める意見書

【審議】九月三〇日、松岡議員から、中国政府は事の重大性を受け止め対応しているため、あえて意見書を出す必要がない旨の反対討論があった。採決の結果、賛成多数により原案通り可決された。

(2) 議案第7号 家電リサイクル料金の前払い制度導入について要望する意見書

【審議】九月三〇日、松岡議員から、本議案はメーカーが製品の廃棄後まで責任を持つという仕組みを先送りするという点で同意できない旨の反対討論があった。採決の結果、賛成多数により原案通り可決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
16・9・16	「中国での常軌を逸する反日行動是正の為の外交措置を求める意見書」提出に関する請願	八浪知行 村上寅美
16・9・13	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律並びに関係法令の遵守に関する請願	八浪知行
16・9・14	抗がん剤治療専門医（腫瘍内科医）の早期育成を求める請願	高野誠一 坂田孝志 中村博生 小早川宗弘
16・9・15	青少年保護育成条例の一部改正等に関する請願	小杉直 吉永和世 倉重剛
16・9・16	大型店の出店が地域商業に及ぼす影響緩和措置を求める請願	村上寅美 中原隆博 井手順雄
16・9・15	有明海・八代海海域の再生及び赤潮対策に関する請願	坂田孝志 篠崎鐵男 井手順雄
16・9・13	航路維持のための支援措置を求める請願	西岡勝成 杉森猛夫 船田直大 小谷邦治 池田和貴

16・9・9	「くまもと教育の日」制定に関する請願	八浪知行 中村博生 松永真一 小早川宗弘

第10節 平成16年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一六年二月八日

閉会 平成一六年二月二二日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

12月8日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
13日	本会議	一般質問
14日	本会議	一般質問
15日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
16日		特別委員会
17日		常任委員会
20日		常任委員会
22日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会は、水俣病関西訴訟最高裁判決を受けての今後の対応について、また三位一体改革の全体像が明らかになったことを受けての対応について、さらに災害・防災対策や歴史教科書の採択をめぐる教育行政等について、多くの議員から質問が相次いだ。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成16年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	可決
2	平成16年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第3号）	〃
3	平成16年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	〃
4	平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）	〃
5	熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	〃
6	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県家畜保健衛生所条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	山鹿市、宇城市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村及び菊池市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
11	熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
14	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃

16	平成16年度県営畑地帯総合整備事業の経費に対する村負担金について	可決
17	工事請負契約の変更について	〃
18	工事請負契約の変更について	〃
19	工事請負契約の締結について	〃
20	工事請負契約の変更について	〃
21	工事請負契約の変更について	〃
22	当せん金付証票の発売について	〃
23	市町村の廃置分合について	〃
24	市町の境界変更について	〃
25	芦北町の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
26	宇城市の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
27	阿蘇市の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
28	山都町の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
29	南阿蘇村の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
30	専決処分の報告及び承認について	承認
31	専決処分の報告及び承認について	〃
32	専決処分の報告及び承認について	〃
33	教育委員会委員の任命について	同意
34	公害審査会委員の任命について	〃
35	公害審査会委員の任命について	〃

(決算認定議案)		36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
		平成15年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(9月定例会継続審査事件)	平成15年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	公害審査会委員の任命について	公害審査会委員の任命について	公害審査会委員の任命について	公害審査会委員の任命について	土地利用審査会委員の任命について	土地利用審査会委員の任命について	土地利用審査会委員の任命について	土地利用審査会委員の任命について	土地利用審査会委員の任命について	土地利用審査会委員の任命について
		認定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
平成15年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成15年度熊本県病院事業会計決算の認定について(ク)
認定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

55	平成15年度熊本県電気事業会計決算の認定について(シ)	認定
56	平成15年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(シ)	〃
57	平成15年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(シ)	〃

(議員提出議案)

1	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	可決
2	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃
3	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃
4	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃
5	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区及び県議会議員選挙区の早期見直しを求める意見書	〃
7	「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書	〃
8	北朝鮮への経済制裁発動を求める意見書	〃
9	介護保険制度の見直しに関する意見書	否決
10	定率減税の縮小・廃止、消費税の増税の中止を求める意見書	〃

11	自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書	可決
12	地方鉄道の維持・確保に関する意見書	否決
13	イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

一二月八日、潮谷義子知事は議案説明に先立ち、去る一〇月二三日の新潟県中越地震により亡くなった方々の冥福を祈るとともに、被災者に見舞いの言葉を述べた。次に、最近の県政動向について次のように述べた。

水俣病問題では、去る一〇月一五日の水俣病関西訴訟の最高裁判決において、旧水質法二法および県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使について国および県の国家賠償法上の責任が確定した。水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったこと、また、原告の方々に二二年という長い年月にわたり大変な苦痛を強いたことに対してこの場を借りて深くお詫び申し上げる。今後の水俣病対策については、先月二五日に全員協議会において、県の対策案を、国と協議するためのものとして了承いただき、先月二九日に国に提出した。今後国と十分連携を図りながら取り組む所存である。三位一体の改革では、先月二六日に全体像が決定され、所得税から個人住民税への税源移譲の道筋がつけられたが、全体としては地方六団体の改革案が十分に尊重されたとは言い難いと考えている。また地方が反対する生

活保護費の負担率引き下げが平成一七（二〇〇五）年度中の検討事項とされるなど、依然として不透明感が否めない。引き続き注視していきたいと考えている。川辺川ダム問題では、新利水計画の策定に係るダムとダム以外の水源とする複数の変更計画概要素案について、事業費・工期・工種・農家負担金等、主要な論点を絞り込み、関係農家が理解された上で選択できるよう、国と一体となって徹底した検証作業を進めている。企業誘致では、富士写真フイルム株式会社の生産工場が菊陽町に建設されることが決定した。半導体関連産業のさらなる集積を目指す熊本セミコンダクタ・フォレスト構想の推進に大きな弾みをつけるものと期待している。市町村合併では、新しい菊池市の発足に向け、菊池北部の四市町村から県に対し廃置分合の申請が行われ、今定例会に関係議案を提出している。現行合併特例法の期限を来年三月に控え、枠組みが揺れている地域もあるが、地域の将来にとってよりよい選択をしていただくよう引き続き支援に努める。

次に、今定例会に提案している補正予算について次のように述べた。今回の一般会計補正予算は、中小企業向け融資制度の融資枠の増額、白岩産業団地購入に伴う特別会計への貸付金、台風災害対策等、早急に実施することが必要な事業に要する経費について補正を行うこととしており、総額で約五十四億円を計上した。主な内容としては、中小企業対策融資制度のうち、金融円滑化特別資金については、景気の低迷や台風による売り上げ減少等から利用が増加していることを受け、貸付金の

増額を行うこととしている。また、くまもとファイト資金についても、本年度末に向けてさらに資金需要が見込まれていることから、融資枠の増額を行う。近年企業で土地のリースに対する需要が高まっていることを踏まえ、特別会計において、県土地開発公社保有の白岩工業団地を取得し、リース制度を導入することで企業誘致の促進を図る。今年四つの台風の被害対策として、果樹農家の樹園地、風倒木が発生した森林、道路、港湾等の公共土木施設、県有施設の災害復旧をはじめ、早期の復旧に向けた対策を講じる方針である。県単独の公共事業について、約二六億円の債務負担行為を設定し、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしている。

一月十五日、知事提出議案に対して、松岡徹議員（日本共産党）から、九月から一〇月にかけて実施された水俣湾魚類調査の結果では、カサゴの平均総水銀量、メチル水銀量が仕切り網撤去以来最高値を示している、なぜ水銀量が年々上がっているのか、現状の総合的かつ正確な把握、原因の徹底究明等について質疑があった。これに対して、環境生活部長から、今回の調査結果では、調査したササノハベラ、カサゴの二魚種とも、水銀の暫定的規制値を超えていなかったが、カサゴのメチル水銀値は規制値を上回ったため、年内に検討会議を設置し、水俣湾内の魚類・水質・底質の調査方法および調査結果の検証ならびに魚類中の水銀変動の要因検討を行うとの答弁があった。続いて、同議員から、「博多と張り合わず、熊本のある資源と

魅力を拡大した持続可能なまちづくりと連動した駅前開発のあり方を市民総出で考えたい」との地元紙に投稿された県民の声を例に挙げて、熊本駅周辺の整備を進めるようにとの質疑があった。これに対して、**知事**から、近いうちに新幹線新駅周辺整備推進会議の中間報告の内容を県のホームページに掲載して、県民の声を集約する、また、さまざまな機会と手段を通して、広く県民から意見を聞きながら、具体的かつ詳細な検討を進めるとの答弁があった。

4 一般質問及び答弁の要点

一月二三日に馬場成志（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、城下広作（公明党）、岩中伸司（新社会党）、一四日に東充美（無所属）、吉永和世（自由民主党）、鎌田聡（県民クラブ）、一五日に守田憲史（自由民主党）、荒木章博（無所属）、中村博生（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

知事の二期目に向けての取り組み

（一）県が直面している諸課題に対し、潮谷知事にはリーダーシップを発揮してもらいたい、県政のトップとしてさまざまな決断をしてほしいというのが私の思いである。今年四月に再選を果たし、二期目の半年を迎えるに当たって、これまでの知事の公約実現に向けた取り組みと自己評価を伺う。また今後の県政への意欲を示していただきたい（中村）。

これに対する知事の答弁は次の通りである。

（一）知事選に当たって、公約を具体化したマニフェストを示した。二期目を就任してまだ七か月であるが、成果のいくつかを述べる。まず、「あらゆる産業の元気づくり」では、農業は安全をブランドに、オリジナル品種の開発や発売、農産物サポーター制度の指導など販路拡大への取り組み、セミコン・フォレスト構想の推進、中小企業のセーフティネットとしてのくまもとファイト資金創設、若年者雇用のためのジョブカフェくまもとのオープン等ができた。次に、「誰もが出番の福祉社会の実現」では、不妊相談、不妊治療費助成事業を開始した。またこども総合療育センターの再編整備では、心身障害児総合通園センターを六月に開設した。ほかに一部成果が見え始めているものもあるが、まだ検討や準備中の段階で、成果を出すのはこれからだと思っている。今後も元気で明るい熊本づくりという県民との約束を実現できるよう全力を注いでいきたいと考えている。

行財政改革

（一）三位一体の改革について。①中期的な課題も含めた今回の全体像に対する評価と県としての対応を問う。②本年度実施された地方交付税三〇〇億円の削減に対する対応について。（二）行財政改革基本方針の骨格では、知事部局のみの削減目標が示されているが、やはり全体の六割以上を擁する教職員の削減についても検討すべきではないか。①検討の一つとして学校の統廃合が考えられるが、現在の中小学校の統廃合の現状と

県教委の市町村に対する指導について問う。②県立高校の統廃合について。③加配教職員の見直しについて（馬場）。③三位一体の改革について。①この改革によって県民生活がどのようにに影響を受けるのか、県民にわかりやすく説明することが必要ではないか。知事の所見を伺う。②改革の全体像が提案されたことで、現在県が策定している行財政改革基本方針にどのような影響を与えると考えられるか（城下）。④三位一体改革の税源移譲について。①仮に税による移譲がなされても、どうしても大都市との税収の差は生じてしまうのではないかと、そうであれば、どのようにしてその格差を埋めていくつもりか、今後の見通しを含め、県としての考えを問う。②平成一七年度以降、毎年三〇〇億円以上の財源不足になるとの試算結果が出ているが、これを解消するには思い切った歳出削減が必要であり、県民に十分な理解と協力を求めていくことが不可欠であるが、この点について県の取り組みを問う（守田）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）改革の全体像は多くの課題が先送りされ、地方六団体の改革案の考え方は十分に尊重されておらず、むしろ不安が残る不透明な結果となり、本県をはじめ県内の自治体の代表者は不満足の意味表示を行ったところである。結局、地方財政をさらに厳しい状況に追い込むことになり、県民サービスの低下につながるのではないかと不安を県民に与えるものと考えている。今後、国と地方の協議の場において国との対等な立場でさまざまな課題に向け、さらに結束を強化して国に強く働きか

けることとした（知事）。②地方交付税等の約三〇〇億円の減少に對しては、主に財政調整用に活用し得る四基金の取り崩しなどにより対応した。来年度以降も減少の影響が続くことから、入るを量りて出ざるを制するという歳入重視の行財政運営を徹底していく必要があると考えている（総務部長）。②①県内小中学校は、平成一四年度に分校を合わせて八校、一五年度一六校、一六年度一四校が閉校した。一七年度には二六校が閉校する見込みである。教職員数は一部の地域で学級数が増えることから、県全体では一六二人の減少が見込まれている。市町村教育委員会には個別に相談に乗るなど適切に助言していきたい。②県立高校は一定の教育効果を維持するためには、今後統廃合は避けて通れないと考えている。今年一月に設置した熊本県立高等学校教育整備推進協議会において、統廃合の基準等について協議する予定である。③チームティーチングや少人数指導等の指導方法の工夫、改善や初任者研修等に対応するため教職員の加配を行っているが、今後その必要性を十分見極めながら配置したいと考えている（教育長）。③三位一体の改革はこれまでの国と地方の関係を見直し、地方の本来あるべき姿を目指すものである。これにより、国の行き過ぎた関与が縮小され、地方は自らの創意工夫で、今まで以上に柔軟で細やかな行政サービスが展開できるようになるなど、より豊かな県民生活が実現できると考えている。しかしながら、約七〇〇億円もの一般財源が減少するという議論もあることから、県議会、県内自治体関係者が情報の分析や問題点、課題の共有を図ってき

たところである。②三位一体の改革の姿が徐々に明らかになってはいるが、決定が持ち越された部分があることや熊本県の事業への具体的な影響が明らかでないこともあり、基本方針への影響についても特定しがたい状況にある。(4) ①税源移譲後の財政格差については、地方六団体が国に対し適切な是正策を求めており、総務省では、個人住民税の所得割の税率を所得格差が反映しない一定税率に改めること、また法人事業税についても、事業活動と行政サービス受益の関係を、よりの確に反映させることで地方に手厚く振り向ける、いわゆる分割基準の見直しを行うこと等を関係省庁と協議していると聞いている。県としても、地方交付税の機能とその総額を堅持し、十分な財源調整措置を講ずることが必要と考えている。②三位一体の改革の内容や、これに伴う県の財政状況、あるいは行財政改革の必要性を県民に理解してもらうためには非常に説明が難しい。このため、経済界・学者、そして報道関係の人と勉強会を開催したり、市町村や農林水産業、経済団体、関係団体の会合に担当職員を派遣して、詳細に説明させるなど、さまざまな取り組みを行っている(知事)。

行政問題

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムが平成一五年八月から本格スタートしてから本年一二月末まで、県内では住民票の写しの広域交付件数が一、五五九件、転入転出の特例手続きの処理件数三五件、住民基本台帳カードの交付件数四、

〇〇五件で人口比率でみるとかなり低い数値となっている。総務省は住基ネットシステムの存在意義を説明しているが、私には国民を管理する総背番号制導入が目的のしか思えない。本格運用が始まって一年が経過した現状を見た上での、住基ネットの効果について問う(若中)。(2) 先月十一月一日、開発規制による地域の弱体化を懸念して、熊本市圏の西合志・合志・菊陽・益城・嘉島の五町から、知事に市街化調整区域の規制緩和について陳情がなされている。地域の特性に応じた地区開発、開発許可立地基準の条例化も含めて、今後熊本市計画区域マスタープランを踏まえての対応について問う(東)。(3) 政策的随意契約制度について。地方自治法施行令の改正により、随意契約の対象範囲が、障害福祉の推進や中小企業の育成といった一定の政策目的に合致する場合、障害者施設等からベンチャー企業まで対象範囲を拡大することになった。しかし、ベンチャー企業としての位置づけや製品の認定基準については、もう少し整理する必要がある。今回の対象範囲を広げるといふ改正を受けての県の対応を問う(鎌田)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 現時点では利用範囲が限られていることから、まだ住民に浸透しているとは言いがたいと認識している。しかし、このシステムによって共済年金給付事務やバスポートの申請事務等で、数多くの現況届や住民票写しの添付の省略ができています。まだ道半ばであり、今後の取り組みによって十分な効果が得られ、必要性の認識が広がっていくものと期待している(知事)。

(2) 本年度から、熊本市計画区域マスタープランの土地利用方針をさらに具体化するための調査に着手しており、この中で、土地利用の現状や開発が及ぼす影響および都市構造の変化等について調査検討を行い、地区計画制度の活用や開発許可制度の運用等、地域の課題に対応した今後の具体的な取り組みを明らかにしたいと考えている(土木部長)。(3) 改正の趣旨は、地方自治体との契約をさらに増加することによって、安定的な訓練機会や生きがい就労の場が確保され、収入の増加も図られるなど、各施設や団体の安定的かつ継続的な運営に資することを目的としており、大変有意義なものと考えている。県としては、対象事業所や対象製品の把握等に努めるとともに、契約の透明性、公平性を確保するための手続きを定めるなど積極的に対応したい(知事)。

水俣病問題

(1) 本年一〇月一五日関西訴訟の最高裁判決では国と県両方に責任があるとのことであるが、住民の生命、健康の保護を目的とする国の水質二法と水産資源の繁殖保護を目的とする県漁業調整規則では、水俣病の被害拡大を防げなかった責任は国の方が重く、県が取りまとめた水俣病対策の事業費は当然国の負担割合を多くすべきと考えている。①県は今後の対策内容について、県議会全員協議会において国と協議することを了承しているが、今後の協議の進め方について問う。②認定業務について、委員の任命等を含め今後の進め方を問う(馬場)。(2)

水俣病に対する被害の深刻さと大きさを考えるとき、今回の判決要旨を真摯に真正面から受け止めることが肝要であり、現状に対する責任を強く自覚し、問題解決に向けての努力を行うことが行政の緊急、最大の課題である。①一二月九日に、対応策について第一回の国との協議が行われているが、知事の協議経過に關しての所感を伺う。②認定審査会の現状について。③今回の判決では、感覚障害は脳皮質の損傷が原因とする原告団の主張を採用した高裁判決を是認できるとの判断が示されている。そうするとこれまでの判断基準を見直さなければならぬと思うが、いかがか。④財政問題等も含めて鹿児島県との対策連携について問う。⑤先般、松岡代議士が地元紙のインタビューの中で、チツソの分社化について触れていたが、知事はこれについてどのように考えているのか(鬼海)。(3) 水俣・芦北地域の住民にとって最大の願いは、水俣病被害者の救済と水俣病による社会的、経済的に疲弊した地域の再生、振興である。現在県は第四次水俣・芦北地域振興計画を策定中と聞いているが、地元の要望は国にしっかりと伝えることが必要である。それを踏まえて、今後の水俣・芦北地域の振興について問う(吉永)。(4) 県教育委員会は、県内の小学校五年生を対象に水俣病資料館等において水俣病患者の語り部から話を聞くこともエコセミナーを実施している。この事業は今年度で終了となっているが、水俣病を風化させないためにも事業を継続すべきと考えている。当事業の評価と今後の考えを問う(鎌田)。(5) 今回の判決で一番恐れることは、住民の間に再び混乱が生じるこ

とである。これまで進んできたやい直しが滞ることも考えられるので、ぜひ地域住民をはじめ患者団体とも意思の疎通を図って、県選出の国会議員・県議会・地元市町長と連携しながら十分な対応を願う（要望）（吉永）。

これに対する知事の答弁は次の通りである。

（一）①国との協議の中で、医療費や、はり・きゅう、これらの費用の自己負担分を支給する療養費については、支給対象者、内容、開始の時期等の課題を整理して具体的に協議することになった。また、八代海の現環境調査や八代海沿岸地域の住民等の健康調査については、必要性、有効性等に関して、さらに検討していくことになった。今後年内に二回の協議を行い、できるだけ早く対応策が取りまとめられるよう、県議会と十分連携を図りながら取り組む所存である。②今後は判断基準と最高裁判決との関係を国としてどのように考えていくのかも含めて、認定業務が円滑に行えるよう国と協議を進める。（二）①私としては、やっと国とのテーブルに着いたという受け止め方であり、またこれからが大変であるというのが率直な感じである。課題が多いので、今後も県議会と連携しながら国との協議にしっかり取り組んでいかなければならないと思ったところである。②現在水俣病認定申請は急増しており、審査委員の中には今回の判決によって従来通りのやり方でいいのかという戸惑いも生じている。こうした状況の中で、一〇月三十一日に認定審査委員の任期が満了して、現在も委員の選任ができていない状況である。③判断基準は国の所管事項であるため、そのあり方

については国で検討されるべきものと考えている。県としては国との協議において、従来と同じ形で処理することは困難な状況になっていると伝えたところである。④鹿児島県とは日ごろの情報交換を常に行っている。今後、国との協議の進捗内容について、必要に応じて適宜協議を詰めていきたい。⑤平成一年に分社化について、チッソから要望があったが、当時はいろいろ困難な問題もあり実現していない。その後チッソからの要望はなく、分社化に関してどのような議論が行われているのか承知していない状況である。（三）平成一八年度から二二年度までを計画期間とする第四次水俣・芦北地域振興計画を策定し、国に提案する予定である。計画では、水俣病という環境破壊から再生した経験に根差した環境との共生、海・山・川の恵まれた自然環境や豊かな農林水産資源の活用など、この地域の特色を十分に生かした振興策を盛り込みながら、交通網の整備、上下水道など生活環境の整備といった社会基盤の整備を引き続き推進したいと考えている。（四）エコセミナー参加校へのアンケート調査によると、事業を始めてから年度が進むにつれ、節電や節水をはじめ、クリーン作戦やリサイクル活動、ごみの分別収集等への取り組みを進める学校が増加したそうである。県としては、環境保全行動を推進する特色ある取り組みとして、効果を上げていると評価しており、来年度からも本事業を継続したいと考えている。

環境問題

(1) 森林環境税の導入に向けて。①税の使途について、これまで検討してきた内容を問う。②税額は、個人・法人ともに年間五〇〇円にすると聞いているが、法人の持つ社会的責任や貢献から考えると、法人に対する課税はその規模に応じて負担を求めるべきではないか。③税の名称は、目的や内容が聞いてすぐわかるような名前にするのがよいと思っているが、県の考えは。④森林環境税導入を県民に理解してもらうための取り組みについて。(2) 迷惑施設の代表と言われる産業廃棄物最終処分場の整備については、住民の理解を得るのは容易ではないと考えている。県は来年度から産業廃棄物税を導入しようとしているが、公共関与による管理型最終処分場の設置に際し、この税をどのように使う考えか(馬場)。(3) 地下水保全について。①昭和五七(一九八二)年から平成一二年までの約二〇年間で、平均地下水位は五〇cm低下しているとの調査結果がある。今後知事として地下水保全にどのようにかかわっていくのか。②節水対策の取り組みを問う(東)。(4) エコアクション21は、ISOと同程度の効果が期待でき、経費も四〇万円程度で安いと聞いている。①県のエコアクション21の普及に向けての取り組みを問う。②エコアクション21の認証取得を促進するため、建設業者の技術事項等評価項目として導入する考えはないか。(5) 家畜排せつ物の不適切処理の解消や堆肥としての利用促進を図るため、平成一一年に家畜排せつ物法が施行された。この法律は畜産農家が遵守すべき管理基準の適用で五年間の猶予が設けられていたが、本年一月一日から完全施行となつて

いる。現在畜産農家での家畜排せつ物の管理状況と今後の対応を問う(吉永)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①税の使途として、水源涵養(かんよう)地域等にある森林所有者が経営を放棄した人工林を、針葉樹と広葉樹が混在する自然に近い森林へ誘導するための間伐、それから皆伐後の放置により災害発生のおそれがある山への植栽など、これまでの施策でカバーできなかった新たな対策に活用することを検討している。②法人に対する税率については、現在の法人県民税と同様に考え、法人県民税の均等割の五%相当額を検討中である。③未来の子どもたちに森の恵みを引き継いでいくことが必要であること、また水と緑の財産づくりを県の重要施策として推進していることから、「水とみどりの森づくり税」という名称を考えている。④県民に税の趣旨を理解してもらうため、さまざまな方法を通して周知を図っていきたいと考えている(知事)。(2) 県では産業廃棄物税を活用して、立地促進策として、市町村への立地交付金等による支援を検討中である。また、最終処分場が設置されている市町村に対しても補助金等による支援を検討しており、来年度当初予算の中で具体的な内容を固めていきたいと考えている(環境生活部長)。(3) ①大津、菊陽町の白川中流域の水田は、とくに高い浸透機能を有しており、県として、この地域での涵養の取り組みについて、地元土地改良区をはじめ関係団体等との総合調整に当たったところ、ソニーやJ.A熊本果実連等が参加することになった。今後も民間からの新たな

参加を促すなど、この取り組みの拡充に努める（知事）。②県では、これまで節水コンクールや節水アイデア募集の成果を参考にしながら、具体的な方法や効果をまとめた節水マニュアルを作成し、県内の市町村や消費者、環境保全団体等へ周知するとともに、県のホームページでもその内容を紹介するなど、啓発活動に取り組んでいる。また、市町村担当者を対象とした研修会の開催や小中学校の教員を対象とした模擬授業の実施、さらには職員による小学校での出前授業を通して、節水意識の高揚を図っている。（４）①エコアクション21はこれまでの登録制度から、今年度、認証・登録制度へ移行した。この新たな制度がスタートしたことで、企業のイメージアップや取引先からの信頼の向上、企業の環境保全の取り組み自体の強化等が期待されることから、県としても周知と普及に努めたい（環境生活部長）。②建設業の格付基準の評価項目として導入するかにについては、ISO14000シリーズとの内容の比較や評価事項全体のバランス等の問題もあるため、まずはエコアクション21の県内での普及状況や国・県等の格付基準への導入状況も見ながら検討したいと考えている（土木部長）。⑤家畜排せつ物処理については、一月現在、対象農家二、四二六戸のうち六％が適切な処理がなされていないが、これらの農家についてはさらに指導を強化していきたいと考えている（農政部長）。

川辺川ダム問題

（一）川辺川ダム事業費が現在の二、六五〇億円から二五％増

の三、三〇〇億円に膨らむ見通しであることが、去る八月六日、国土交通省の内部資料で明らかになった。国は、数字は不確定で公表できるレベルではないと説明しているが、県としては重大な問題として対応すべきであると考えている。今回の増額に対する県の見解と今後のダム建設の対応を問う。（更問）今の答弁で事業費増加は認められないと明言したので、この際、議論にならないという立場を県として表明してはどうか（岩中）。これに対する知事の答弁は次の通りである。

（一）ダム事業費の増額については、詳細な説明を受けておらず、認められるものではないと思っている。今後新利水計画の行方がダム事業の内容に大きく影響していくと思われるため、まずは計画の策定に全力で取り組みとともに、収用委員会の審理の行方と国土交通省の判断を見極め、さらに県議会にも十分協議を行った上で対処したいと考えている。（更問）先ほど答弁したように、新利水計画がどのように決着するか次第で金額も変わってくるので、まずは当計画の決着を見守るべきものと考えている。

市町村合併と地域振興

（一）平成一二年の市町村合併推進要綱策定以来、県内九地域で合併が進む一方で、合併に向けた動きがまだ見られない地域がある。これらの市町村が合併と同じ効果を行政改革によって上げようとするならば、職員数や人件費の削減、住民の負担の引き上げなどの厳しい見直しは避けられない。県は市町

村の生き残り策として、合併新法下でも、引き続き合併を視野に入れた取り組みの必要性について積極的な周知啓発を行う必要があると考えている。知事が考える合併新法の意義を伺う。

(2) 本年10月、知事・地域住民代表者・美里町長(旧中央町長)の三者間で旧釈迦院ダム予定地域振興計画の合意調印式がなされている。今後の振興計画の着実な実施に当たっての取り組みを問う(守田)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 現行合併特例法は来年三月に失効し、四月以降は合併新法の下で市町村合併が進められることになる。単独を選択した市町村にあっては、行財政見直しなどをあらためて検討し、住民に対しても十分な説明を行い、理解してもらう必要がある。その上で、県も一緒になって将来のあり方を考えていきたい。県としては、新法の下での合併の進め方について引き続き検討する(知事)。(2) 振興計画実施に当たっては、対応可能なものから順次、県と美里町において取り組み予定で、比較的小規模で、用地買収を伴わない早期に着手可能なものについては、本年度から事業を進めている。県と町では、計画の進行管理を目的として、旧釈迦院ダム予定地域振興推進委員会を来年三月までに設置して、旧ダム予定地域の振興を図っていきたいと考えている(土木部長)。

医療問題

(1) 難病患者への支援について。①現在特定疾患に認定さ

れていない未指定難病疾患の人にとっては、個人の責任で治療を行い生活しなければならない状況になっている。今後の未指定難病患者への支援について問う。②難病相談・支援センター事業は、患者等の日常生活における相談、支援、地域交流活動の促進および就労支援等を行えるようにし、地域における患者等支援対策を推進する拠点とすることを目的とした事業である。しかし、この事業を着手する動きがまだ見られないが、事業を行う計画はあるのか。また、難病連絡協議会については、NPO法人の取得をすべきと考えているが、知事の考えは(鬼海)。(2) エイズの予防対策について。①鳥取県はエイズの即日検査を導入して、利用者を一・五倍に増やしたと聞いているが、県はこの即日検査を導入する考えはないか。また保健所の受付は現在平日午後五時までが多く、土日により行わないため、勤め人や学生は行きづらい時間となっている。この受付日時の見直しについて問う。②妊娠中のHIV(ヒト免疫不全ウイルス)抗体検査の昨年度実施率は全国平均で八九・七%であるが、本県の実施状況と完全実施に向けての取り組みについて問う。③全国的な傾向として、二〇歳代の新規患者が急増しているため、若年層への予防教育に力を入れるべきと考えている。効果的な予防啓発活動の取り組みを問う(鎌田)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①支援を求める相談内容には大変複雑で多岐にわたるものが多いため、県内二か所の難病医療拠点病院や協力病院とも連携しながら、どのような支援が行えるのか検討したい。②

難病相談・支援センター事業は、平成一七年度中の設置を予定しており、現在鋭意検討中である。またセンターの管理運営のあり方については、NPO法人に運営を委託する方式が利用者のニーズに応じたきめ細やかな運営ができると評価している。現在難病団体連絡協議会がNPO法人格の取得を考えていると聞いているので県としてはそれを支援したい（知事）。（2）①即日検査は、場合によってはその場で陽性の告知まで行うこともあるため、医師である保健所長を中心とした検査体制を整備する必要がある。今後、検査体制の整備についてそれぞれ検討を行い、めどがついた保健所から導入したいと考えている。検査日時については、一部の保健所で実施している予約制による随時の検査をほかの保健所に広げていくことで利便性を高める。

②妊娠時検査は昨年度の県内医療機関において八三・七％の実施率と、全国平均に比べて低位であるが、ここ数年で急速に向上している状況である。今後もエイズの母子感染予防という観点から検査が一層普及するよう努める。③本年度は幅広く県民にエイズについて考えてもらう機会を提供するため、テレビで一二月二五日に特別番組を、さらに来年三月には討論番組を放映する予定である（健康福祉部長）

福祉問題・少子化対策

（1）引きこもりへの対応について。①県内の社会的引きこもりの実態は。②引きこもりの本人やその家族に対する援助の強化について（岩中）。（2）子どもは国の財産であり、日本や

熊本の伝統文化を受け継いでいく未来と現在をつなぐ存在だと思う。児童虐待など子どもらしく健やかに育ちにくい環境にある今、もう少し少子化対策、子育て対策に予算を振り向け、真剣に取り組み進めていくべきと考えている。県の今後の少子化対策を問う（吉永）。（3）特別支援教育について。①幼稚園・保育園・小学校・養護学校間の連携について問う。②特別支援教育コーディネーターの養成について。③特別支援教育推進体制モデル事業の進捗状況は。④盲・聾・養護学校がセンターの役割をするが、特別支援教育の中心的役割の体制整備状況について。⑤特別支援教育の考え方を障害のない子どもたちへの教育にどう生かしていくのか。（4）小中学校におけるキャリア教育を通してのニート対策を問う（荒木章）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①平成一四年度に、引きこもりの本人および家族をはじめ、精神医療機関ならびに学校を対象にアンケートを実施した。その結果、主に思春期後半頃までに問題化していること、性別では男性が七割、引きこもりの期間は平均五年半であること、全体の六割が不登校を経験していることなどが明らかにになった。②本人同士の語り合いや仲間づくりをする場所として、引きこもりデイケアを毎月二回実施していたが、参加者が増えてきたことから、今年度から月三回とした。また家族に対しては、引きこもり家族セミナーを毎月開催するとともに、理解を深めるためのリーフレットも作成するなど、県民への啓発にも努めている（健康福祉部長）。（2）現在県では、次世代育成支

援行動計画を策定中で、これは当面の少子化対策のかぎになると言われている。内容は、地域ぐるみで支え合う子ども、子育てに優しい熊本、子育てするなら熊本でと言われる子育て先進県を目指し、教育や子どもの安全、生活環境等も含めた幅広い総合的な計画にするとともに、一五〇近い数値目標を掲げるなど、具体的な行動計画とすることを目指している（知事）。（３）①学校間の連携については、個別の教育支援計画を作成したり、あるいは教育相談等を通して進めていきたいと考えている。②本年度から四年間、県内すべての小中盲・聾・養護学校の担当者を対象にコーディネーターの役割等について、講義、実践発表等の研修を行う計画である。③西合志町・熊本市・荒尾市・宇城地区の四地域をモデル地域として指定し、研究を進めている。この地域では、一人一人の教育的なニーズに応じた支援体制の整備が進みつつあると感じている。④盲・聾・養護学校では、教務主任研修会等での校内の体制づくりや、あるいは小中学校への支援体制等の指導を進めているところである。⑤障害のあるなしにかかわらず、児童生徒が共に学ぶことにより、互いの個性を認め、共に生きるという人としての生き方を身につけることができるようになってきている。（４）ニート対策は社会全体でその対策が必要であると認識している。学校教育では、子どもたちの発達段階あるいは地域の実態に応じて、あらゆる教育活動を通して、一人一人の望ましい職業観や勤労観を育成するなど、キャリア教育の推進に取り組んでいるところである（教育長）。

新幹線新駅及び周辺の整備

（１）新幹線新駅周辺整備推進会議は二月七日に開催され、中間報告が発表された。内容は、駅を中心とした地域では、人と情報の交流ゾーンに指定するなど、各ゾーンで区分され、各地区は市街化形成として土地利用が細かく区分されている。①今回の将来ビジョンを実現するためにも、東Ｂ地区と南Ａ地区については法的に拘束力のある地区に指定して計画を進めるべきと考えているが、いかがか。②熊本市が東Ａ地区に仮称図書館情報センターを核とする再開発ビルを建設する構想を打ち出しているが、建物の位置にも配慮して森の都熊本を実感できるように坪井川や白川の水辺空間を連動させてはどうか（城下）。（２）駅のデザインは外観だけではなく、機能や利便性といった面もあり、デザイン・コンセプト・基本方針だけの提案にとどまらず、これらの面を含めた協議が必要である。知事が提唱しているユニバーサルデザインの手本となるような駅をつくってはどうか。また、すでに完成している新水俣と新八代のデザインについては、どの程度議論や検討がなされたのか。（３）鹿児島中央駅にＪＲ九州がアミュープラザ鹿児島をオープンし、本年一〇月には博多駅に新ＪＲ博多駅ビルを建設することが明らかになった。熊本では、熊本市が図書館機能等を持った情報センタービルをつくることになっているが、これとは別に他県同様に熊本駅ビルの建設を積極的に働きかけていただきたい。（４）熊本駅前広場整備および駅前から市内、市外を結ぶ交通

対策について問う。(5) 万日山には県の土地開発公社が所有している土地が7haある。その土地開発公社が二年後に解散する予定となっており、その跡地の利用を考えておく必要がある。熊本駅周辺整備の景観形成やアメニティー空間として重要な役割を担う万日山一帯の利用について問う(荒木章)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①町並み形成を推し進めていくに当たっては、熊本市が設置しているまちづくり協議会等を通して、地域住民の意向を踏まえ、熊本市とともに規制と誘導に関する手法等を検討する。②県では、東A地区に接する熊本駅新外線について、歩行者が快適さを感じることができるようなアメニティー軸と位置づけ、拡張整備していく方針である。さらに駅広場前交差点付近には、来訪者が水と緑を体感できる交流広場の整備を検討する予定である(地域振興部長)。(2) 熊本駅舎のデザインや機能の検討に当たっては、県民に親しまれる駅とするため、県ホームページに掲載し、県民から広く意見を募りながら進めている。今後、新幹線新駅周辺整備推進会議においても、県民から意見を反映したデザインコンセプト原案を作成し、熊本周辺地域まちづくり推進協議会の意見を聞きながら、県および熊本市のデザインコンセプト案として鉄道・運輸機構およびJR九州に提示したい。次に、新水俣と新八代の駅舎については、身体障害者をはじめ、県民から貴重な意見があり、それを反映していると同機構から聞いている。(3) 駅前のJR所有地については、基本的にJR九州自身が活用すると聞いているが、先

日の県、熊本市、JRの部長クラスの会議では、県と市のまちづくりの方向性の説明は行ったところである。今後JR九州の意向を聞きながら、議論を進めていきたい(知事)。(4) 東口駅前広場の配置計画については、高齢者および身体障害者の方の送迎にも便利のように、一般車およびタクシーの乗降場をコンコース出入り口近くに配置し、また路線バスを駅前広場内に集約し、電停位置をコンコース正面に配置する。西口駅前広場は、観光バスや団体バス等に対応できる施設にする計画である。この計画案をもとに、引き続き交通管理者等の関係機関と協議したいと考えている(土木部長)。(5) 万日山は、駅周辺に残された貴重な緑の空間として、花岡山とともに風致地区に指定され、乱開発が抑制されている。このため、土地利用においても、良好な都市景観の保持を念頭に置くことが基本であると考えている。県としては、今後の駅周辺地整備の状況を見据えながら、また風致地区の位置づけなども勘案しつつ、その利活用について検討を重ねたい(地域振興部長)。

農業問題

(1) 堆肥の利用拡大について。①耕種農家は畜産農家から堆肥を購入しているが、メロン農家等施設園芸農家では堆肥の品質に対する注文が厳しく、今後堆肥の利用拡大を図るには使う側のニーズに合った良質の堆肥をつくる必要がある。県内の耕畜連携の現状を問う。②県内の優良事例とその成功要因、さらに堆肥利用拡大に向けての対応について(守田)。(2) ①近年、

農業者の高齢化や農村の混住化等が進み、農業用施設の維持管理に対するマンパワーは減少し、地域の賦役による共同作業も困難な状況である。県が考える農地や農業用水等の地域資源の保全に対する取り組みを問う。②食の安全、安心を確保するための病害虫防除に対する取り組みと、農業取締法改正に伴う経過措置が終了することにより使用できない農薬が出てくることに對する県の取り組みを問う。③畳表の価格安定制度創設により、畳表の価格は平成一五年産の平均で一枚あたり一、三七六円まで上昇しており、この制度創設の関係者には大変感謝している。しかしながら、イ業経営を続けていくには現在の助成基準価格一、二二〇円は安いと考えており、また本制度が平成一六年産畳表までを対象としていることも生産者の不安材料となっている。本制度の継続と充実を図っていただきたいが、県の考えは（中村）。

これに対する農政部長の答弁は次の通りである。

（一）①堆肥の品質のばらつきや供給情報が少ないことに加え、耕種農家では、散布労力の問題等から利用拡大が進まない面がある。そのため堆肥共励会の開催による品質向上、ホームページでの情報提供、実証圃の設置等を行いながら、利用拡大を推進する。②JA菊池からJA鏡への堆肥供給協定によりイグサ等へ散布されている事例や、JA阿蘇の約一〇〇haの稲わらとJA菊池の約一、〇〇〇トンの堆肥を相互に供給する協定を結んだ事例がある。両者の十分な協議と相互のメリットの確保が図られたことが成功要因と考えられ、今後は福岡県等への

販売や農業以外の利用も視野に入れ、利用拡大を図る。（二）①国が来年度から農村における新たな資源保全施策を確立するための基礎調査に着手すると聞いている。県もこうした施策とも十分連携し、土地改良区を中心とした地域住民全体が協力して取り組めるシステムづくりを進めていきたいと考えている。②本県では、土づくりや適地適作による防除方法や病害虫の発生予察情報等を活用した総合的な防除技術の確立を図っている。こうした取り組みによって化学農薬の使用量は一〇年前の約六割に減少している。また、農業取締法の規制強化によって経過措置農薬の承認が受けられなくなる農薬も出てくるので、県としては、必要不可欠なものについては経過措置期間の延長を図るとともに、試験データの収集を行って、安全な農薬の登録拡大に努める。③畳表価格安定制度の継続と充実について、国の施策等に関する提案等を通じて働きかけた結果、現在国が検討を始めている。引き続き、県議会や農業団体と連携して、要望が実現するよう努める。

商工業・観光業

（一）熊本城では現在、本丸御殿大広間が建設中で、本県の魅力ある観光地へと変貌を遂げている。この熊本城と熊本駅の連動性を高めるため、現在坪井川の遊船計画が上がっている。熊本市は費用や景観の面で消極的であるが、工夫次第で新たな観光になる可能性がある。県は熊本市と連携して、本格的な実施を前提とした調査をする考えはないか（城下）。（二）富

士写真ファイルの熊本進出によって、セミコンダクタ・フォレスト構想の目標に大きく貢献できるのはもちろん、県経済に与える波及効果は大きいと確信している。今後の県経済浮揚の柱となる企業誘致促進への意気込みを伺う（東）。（３）セミコンダクタ・フォレスト構想にある半導体関連製造品出荷額一兆円の目標を達成すれば県経済に大きく寄与することは間違いない。本県半導体関連産業の振興に向けた知事の強い決意表明を伺う（守田）。（４）大規模小売店の県内への進出について。①ゆめタウン光の森を含めた大店舗の出店は、周辺商店街や中心街の商店街に大きな影響を及ぼしているが、こうした状況に対する知事の認識を伺う。②大型店の立地に対する対応策について。③市町村におけるまちづくりの観点からの規制方策について（荒木章）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）遊船計画は種々の課題があるが、今後熊本市の調査結果等を踏まえて、市と十分な議論を重ねつつ、指摘の趣旨を念頭に置きながら検討したい（地域振興部長）。（２）企業誘致については、トップセールス・トップセミナー等を通して、補助金等の優遇措置を生かしながら、優秀な人材、利便性の高い交通インフラ、水や緑に恵まれた自然、生活環境等が本県の持つ優位性を訴えながら、誠意をもって積極的に企業誘致に取り組むまい。（３）去る一〇月に、東京において、半導体関連業界に対するトップセミナーを開催し、関係者にセミコンダクタ・フォレスト構想のPRを行うとともに、熊本県の立地環境を紹

介し、本県への企業立地を強くお願いした。今後も本県の半導体関連産業がますますその強みを発揮するように、私自身先頭に立って、民間の組織等とも連携を図りながら、引き続き振興に取り組む。（４）①大型店の立地は、多様な買い物ニーズを持つ消費者にとっての利便性の確保や地域の開発ならびに交通渋滞や騒音等の生活環境への影響等、さまざまな側面から総合的に捉えていく必要があると考えている。県としては、地元商店街等が停滞することがないよう、地元商店街や関係団体の意見を聞きながら、TMO、タウンマネジメント機関等とも連携を図り、活性化の取り組みを支援する（知事）。②大型店の立地は、大規模小売店舗立地法の趣旨からすると、商業調整的な規制は難しいが、まちづくりの観点から何らかの調整ができないか、他県の取り組みについても、現在情報収集に努めながら、課題を整理しているところである（商工観光労働部長）。③市町村では、都市計画区域の中で、特定用途制限地域を定めることにより特定の建築物を制限することができる。県では、制度の趣旨を周知するなど、市町村と連携しながら、目指すべきまちづくりの実現に協力したい（土木部長）。

建設・土木関係

（一）行財政改革を進めるに当たって、公共事業は今後縮小する方向に進むものと考えられる。①すでに県中小企業支援センター等で建設事業者経営相談窓口を開設して、相談に応じているところであるが、異業種への転換や新分野への進出はどの

くらいあるのか、またそうした希望者に対する支援策について問う。②通常の工事業と異なり、業務委託の場合は、低入札価格調査制度や最低制限価格がないため、業務に支障を来すと思われるような低価格入札があると聞いている。県の所見を伺う(城下)。(2)セミコンテクノパークへのアクセス道路関連について。①都市計画道路麻生田三里木線陸橋より北への、県道辛川鹿本線を大津西合志線へ連絡する区間の進捗状況は。②県道新山原水線の終点からテクノパークへ延伸することで、テクノパークを熊本空港、そして益城インターが連結し、物流の一大幹線道路になると考えているが、いかがか(東)。(3)今後経済発展が著しい東アジア諸国との物流は、ますます活発になることが予想されるが、今後の港湾整備の考え方について問う(吉永)。(4)八代海最奥部を流れる大野川の改修について。

①大野川支流の港川は、台風時に防潮水門が閉ざされると、本川の大野川に直接排水できないため、排水ポンプを設置できないか。②大野川本川にかかる県道八代鏡宇土線・檜の柄橋上下の護岸整備について。(5)宇城地域と熊本市圏を結ぶ道路は、国道3号や国道266号、国道501号の三本の国道、それに数本の県道、農道があるが、とくに朝夕の通勤通学時間において渋滞が起きている。渋滞対策に関連する道路整備の取り組みについて問う(守田)。(6)公共事業は、私たちの生活や産業の基盤を整備するものであり、安全、安心な社会を実現するために不可欠なものである。しかし、長引く不況による地方経済の低迷等により、本県の公共工事は減少の一途を辿り、建設産

業は存亡の危機に立たされている状況である。①建設産業に対する現状の認識を伺う。②建設産業の振興に向けた来年度の取り組みについて(中村)。(7)水俣警察署の建物はすでに三六年経過しており、使い勝手が悪いと聞いているが、現状と対処方針を問う(吉永)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①本年一月末までの相談件数は延べ一九件で、そのうち三割が新規成長分野等への進出についての相談である。相談に当たっては、事業計画の検討、県の専門アドバイザー派遣事業や各種融資制度の紹介、国や県等の関係機関との連絡調整を行い、フォローアップに努めている。②これまで本県では業務委託のケースで価格が極端に低い事案は生じていないが、現在国が低入札価格調査制度の導入を検討していることを踏まえて、国等の情報収集に努めながら、導入について研究する。(2)①辛川鹿本線は、麻生田三里木線の陸橋から北側二九〇mの区間を今年度から着手し、現在用地買収を進めている。調整池をまたぐ区間については、用地買収を進めながら、一部橋梁の下部工に取りかかったところである。②町道菊陽空港線の延伸については、現在事業を進めている区間が完了した後の周辺道路の交通量等の状況を勘案しながら、企業集積地周辺の道路網づくりという観点で、地元町と協議していきたいと考えている。(3)平成一四年九月に取りまとめた県の港湾ビジョンでは、東アジアとを結ぶコンテナ輸送の促進、大型船による輸送コストの削減、広域的な地震災害発生時の耐震岸壁による緊

急物資等の輸送ルート確保および有明海、八代海における海域環境の保全や創造等を港湾政策の基本的方向としている。今後は、このビジョンを踏まえて、社会経済情勢の変化や実情等にも配慮しながら進めていきたいと考えている。(4) ①排水ポンプ設置については、地元の松橋町と不知火町とも調整を図りながら、まずは排水ポンプ能力の算定に必要な内水解析等の検討を進めていきたいと考えている。②現在の槍の柄橋は橋脚本数が多く、河道断面を狭めており、治水上の阻害要因となっているため、上流側に新たな架橋を整備中である。引き続き、治水上の安全を図るため、旧橋の撤去と護岸工事にも来年度着手して、早期完成を図る。(5) 国道266号は、平成九年度から、城南町坂野から嘉島町鯉間の約一・一kmの拡幅事業に着手しており、現在用地買収や改良工事を進めている。県道田迎木原線のバイパス事業については、加勢川にかかる橋梁工事を進めており、平成一九年度完了をめどとしている。これらの事業が完成すれば、交通量が分散することで渋滞緩和が図られると考えている。(6) ①建設産業は、社会資本整備の役割を担うとともに、地域の経済や雇用を支える本県の基幹産業の一つである。近年の経営環境については、大変危惧しているところである。県としては、事業者の経営基盤を強化するため、企業連携や異業種への転換等による建設産業の構造改革を促進するとともに、不良不適格業者の排除等により、技術と経営に優れた事業者が伸びていく環境整備に努めたいと考えている。②来年度は、先般策定したアクションプログラムに基づいて、事業

者の経営合理化や新規成長分野等への進出に対する支援に引き続き取り組むほか、新たに、合併等を行った企業に対して、格付や指名において優遇する支援措置の導入を考えている(土木部長)。(7) 水俣警察署は昭和四三(一九六八)年に建てられた県内で二番目に古い庁舎であり、耐震性にも問題がある。また、敷地面積が県内で最も狭いなど、治安・災害対策として、今後の警察署整備の中でも最優先かつ早急に整備すべき施設であると認識している(警察本部長)。

災害対策

(1) ①高潮災害対策検討会がこの二年半の中で検討した結果と今後の取り組みについて。(ア) 海岸保全施設整備水準の見直しについて。(イ) 現行堤防の点検について。(ウ) 海岸管理体制について。②近年の異常気象によって、高潮や津波が防波堤を超えて深刻な被害を起こす可能性が高まっている。ソフト面としての防災対策を問う。③不知火海湾奥の堤防改修は縦割行政のもと、漁港海岸、建設海岸、農地海岸に分けられ行われている。現在松橋町御船地区の建設海岸のみが取り残されているため、住民は不安を抱えているが、今後の工事の見通しは(鬼海)。(2) 災害に強い体制づくりについて。①災害時に庁舎が万全に機能するためには自家発電装置の設備が欠かせないが、まだ四割程度の市町村が装置を持たないと聞いている。県内の具体的な実態と今後の取り組みを問う。②災害時要支援者への対応について(城下)。(3) 防災対策について。①平常時

の警戒態勢を問う。②指揮命令系の訓練、あるいは市町村と県の情報伝達訓練といった即応体制について。③各地域振興局は耐震診断の結果、その多くが改修の必要ありとされているが、未改修のままとなっていると聞いている。地域の防災拠点となる各振興局の耐震化について問う。(4)今年四月、消防庁消防課長名で、都道府県担当部署宛に、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保についての通知がなされている。全国的に消防団員が減少し、市町村も合併する中で、消防団員の確保について問う(東)。(5)水俣湾の湾口は南西方面に向いているため、台風が来ると直接波浪が押し寄せ被害が大きくなる。親水護岸や百間船だまり、明神船だまり、フェリー施設では損壊、植栽の倒木等の災害が発生している。こうした災害を防ぐには、水俣港の沖合に防波堤をつくる必要があると考えているが、県の考えは(吉永)。(6)中越地震の際、上越新幹線が脱線する事故が発生した。幸い乗客にけがはなく大惨事につながることにはなかったが、これまでの安全神話が覆ったことだけは事実である。現在熊本は九州新幹線開通に向かって工事が進められているが、高架橋、トンネル等の耐震性の総点検と、新幹線沿線自治体に対して、高架橋沿線に緩衝地帯としての側道の設置を積極的に働きかけてはどうかと考えている。土木部長の所見を伺う(鎌田)。今の土木部長の答弁について、港湾ビジョンは一〇年間の計画となっており、港湾の多い本県にしては予算が少ないので、港の役割を果たせるよう重点的に整備を願う。また、水俣湾港に防波堤をつくる案については、海岸の土砂が

舞い上がらないようにするという理由もあるので、これも含めて検討を願う(要望)(吉永)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①(ア)県内の海岸保全施設の整備は、平成十一年の台風18号により八代海灣奥部で発生した潮位に対応できる水準で行うことが適当であるとされ、さらに避難誘導体制の整備などソフト対策を合わせて実施することの重要性が示されたところである。(イ)今年国が新たな堤防点検の要領を定めて、緊急の点検を行う予定と聞いているので、県もこれに基づき速やかに緊急点検を実施して必要な対策を講じたいと考えている。(ウ)本県では、海岸管理を四課で役割分担して担当しているが、これを一体として進めるため、関係部局で熊本県海岸行政連絡協議会を設けて、情報交換や協議調整を行っている。現在この協議会において海岸保全基本計画の策定等に取り組んでおり、より統一的な管理体制の構築に努める(知事)。(2)県では、関係市町に対し、台風等の接近時において早目の自主避難や避難勧告を行うこと、避難所等を明示した防災マップを作成すること、自主防災組織の結成を促進することなどについて、防災会議や担当者会議あるいは通知等を通して、機会あるごとに働きかけを行ってきたところである(総務部長)。(3)松橋町御船地区の豊川海岸については、不知火海灣奥部の新たな堤防水準となる六・二mに不足していることから、早期整備の必要性を認識している。現在高潮対策事業で新規に採択されるよう、国に強く要望する(土木部長)。(2)①非常電源設備、いわゆる

自家発電用設備の整備は、県内八六市町村のうち五二市町村が済ませており、整備率は六一％である。また、市町村防災行政無線に係る非常用電源設備の整備状況は、同報系無線、すなわち市町村役場に設けられた親局から各地区に設けられた子局に対して通報を行える設備を有する市町村が六五市町村、その設備を有しない市町村が二一市町村となっている。六五市町村のうち、予備電源として、バッテリーでの対応が四〇市町村、専用発電機の対応が一八市町村、庁舎の非常電源との共用が七市町村となっている。県では、市町村に対して、庁舎および防災無線に接続する自家発電設備の積極的な見直しを行うよう通知したところである。②今年九月に阿蘇地域で行った総合防災訓練において、初めて災害要援護者の避難誘導訓練を実施した。また本庁では、避難対策検討会を早急に立ち上げて、災害時要護者の避難体制のあり方についての指針を策定する予定である。

(3) ①本年四月から、休日の昼間は一人、夜間は二人の職員を二四時間体制で、本庁新館一〇階にある防災センターに常駐させている。また、本庁および各地域振興局の指定幹部職員に対しては、勤務地での居住を義務づけるなど、災害予防に向けた警戒体制に当たっている。②今年五月に県内全市町村との間で防災情報伝達、収集訓練を行い、迅速かつ的確な情報連絡の検証および徹底を図った。また阿蘇郡三町では防災関係機関との連携の下、指揮命令系統訓練を行い、即応体制の強化に努めたところである。③耐震診断の結果を踏まえて、防災拠点としての地域振興局のあり方について検討中である。(4) 現在財

団法人日本消防協会との連携の下、市町村担当者、各消防団長等を対象として加入促進研修会を開催し、消防団員の加入促進について働きかけている。また、市町村合併が行われたとしても、当該地域における必要な消防力に変化はないという考えから、市町村長会長や合併協議会等の場で消防団員の条約定数が削減されないよう、また団員確保について格別の配慮を要請している(総務部長)。(5) 現在被災した百間船だまりの防波堤はこれまでより安全度の高い工法で復旧に当たっている。また浸水被害が発生したフェリー乗り場の安全対策としては、港湾計画の中で、前面の防波堤を整備することとしており、なるべく早い時期に着手できるよう努める。さらに東議員が提案している湾口部の防波堤については、費用対効果や海域環境への影響等の課題もあると考えているので、今後検討したい。(6) 今般の新潟県中越地震発生を受け、全国の新幹線の安全性についての総点検が必要であるとの認識の下、現在、国土交通省が新幹線高架橋の耐震性の総点検の手順、方法を検討しており、まともり次第、JR九州においても総点検を実施する方針である。また、高架橋沿線の側道について、新幹線事業で寸断される道路は、鉄道・運輸機構が側道の整備を行うことがあるが、それ以外については、各市町村が地域の実情に応じて検討する問題と認識している(土木部長)。

教育問題

(1) ①近年の教職員の不祥事については情けない思いがす

る。教育長に不祥事防止への決意と対策を問う。②平成一六年一〇月三〇日現在、休職まで至った教職員は九一人、うち六四人が精神疾患と見られている。教職員のメンタルヘルスにかかわる現状と職場の改善について問う。③教育事務所は県教委と地教委（市町村教育委員会）、各学校を結び、地域での文化・体育・社会教育等の分野で全県的な効果の広がりのための役割を果たしているが、その教育事務所の現状と改革課題を問う。④平成一四年度から始まったほえみライフサポート事業は緊急地域雇用創出特別交付金事業として取り組まれ、関係校への看護師の配置を行い、現在九人である。それも今年度で終了すると聞いている。障害のある子どもたちにとって大きな喜びとなっているこの事業をぜひ継続してほしいと考えているが、いかがか（鬼海）。②①教職員採用試験は一次試験に合格したが、二次試験で不合格になった受験生に対して、翌年も一次試験を課しているが、これを免除することはできないか。②不登校の問題を解決するには窓口対応よりも訪問アドバイザー等の体制を充実したほうが、効果を発揮しやすいというデータがある。今後は家庭への派遣事業に力を入れてはどうか。③障害児の小学校入学に際しては、保護者に要望書や誓約書の提出等が求められているが、保護者の精神的負担を軽減するため、これを完全廃止する考えはないか（城下）。③長崎県佐世保市の小学校女児殺害事件後、県は、全小中学校に対して情報モラルの指導徹底を通知していると聞いている。今回の事件はインターネットによるチャットが大きな要因とされているが、今

後の小中学生に対するIT教育のあり方について問う（岩中）。④教育行政を進めるに当たつての教育長の所感を伺う（東）。⑤中山文部科学大臣は教員の資質向上を図る観点から、教員免許に一定の有効期限を設けて、適格性や専門性を評価して更新の可否を決定する教員免許更新制の導入を中央教育審議会に諮問している。県教委はこうした国の動向をみて、教員の資質向上にどのような方策を考えているか（吉永）。⑥中学校の成績評価について。①以前の相対評価から絶対評価に変わって三年が経過し、学校間格差の問題が表面化している。県教委はこの格差の広がりについてどのように認識しているのか。②成績評価について。学校間に格差が出ている現状も高校に認識させるなど、保護者や生徒の不安解消や不公平感を残さない取り組みについて（鎌田）。⑦県立高校全日制普通科における県内八通学区域の制限は時代の流れに合っていないと思っている。子どもたちが行きたい学校に行けるよう、農業高校や工業高校と同様に普通高校についても通学区域の制限を撤廃して全県一区にすべきと考えているが、教育長の考えは（守田）。⑧全国的に学力が低下していると聞いている。①本県の学力向上に向けた取り組みを問う。②教員の指導力向上に向けた取り組みについて。③幸山熊本市長は市内の小学三年生に三五人学級を導入することを表明しているが、県はこれを導入する考えはあるか（荒木章）。⑨家庭教育への支援においては、離婚や死別等の事情により仕事と子育てを一人で担っている親など、周囲の支援を必要としている親に対してこそ支援する必要がある

ると考えている。こうした親たちに対して、県はどのようにアプローチして家庭教育支援を行うのか。(10) 成長期にある児童生徒にとって、正しい食習慣の確立は、心身の健全な発達や将来の健康的な生活を築く上で大きな影響があると思う。①本県における食の教育について問う。②来年四月から始まる栄養教諭制度に対する県の対応について(中村)。

これに対する教育長の答弁は次の通りである。

(1) ①平成一五年に不祥事防止対策検討委員会を立ち上げ、その中で研修の充実あるいは服務規律の徹底など六項目にわたって具体的な対策を中心に提え、再発防止と信頼回復に向け積極的に取り組んでいる。今年度は、さらに外部の有識者を加えた熊本県教職員資質向上対策委員会を設置して検討しているところである。②昨年度から、管理職研修等でストレスに直面したときの対処方法等を学ぶために、メンタルヘルス講師派遣事業を始めている。本年度からは、臨床心理士によるカウンセリング事業を始めたところである。③教育事務所は、さまざまな教育課題に対応するため、市町村教育委員会をはじめとして学校や関係機関との連携を強化して取り組む必要があると考えている。今後どのような立場からその役割を果たしていくことが望ましいか検討を進める。④はほえみライフサポート事業については、その成果を踏まえて、今後も何らかの形で看護師配置ができるよう鋭意検討を進める。(2) ①県教育委員会では、現在プロジェクトチームを設けて、教員採用のあり方について多角的な検討を進めている。民間企業等での社会体験について

もプロジェクトの中で研究素材となっており、今後できるだけ早い時期に方向性を出したいと考えている。②肥後っ子・とーたるさばーと推進事業等の取り組みによって、不登校者数は減少傾向にあるものの、依然として不登校者の数は多い状態である。今後とも不登校生徒への初期対応ならびに訪問指導のさらなる充実など、効果的な対策のあり方を検討する。③これまで保護者から同意書等の書類を提出してもらっていたが、今後はその同意書を廃止し、保護者との面談等を通じた意思確認を確実に行って対処したいと考えている。(3) これからの情報社会を担う子どもたちに、さまざまな情報を活用する力を付けさせることは極めて重要なことと認識している。一方で、インターネットはコンピューターという機械が介在するため、人と機械との関係を思いがちであるが、その向こうには感情を持った人間がいることを決して忘れてはならない。そのことを十分理解させ、倫理観や規範意識が育まれるようIT教育の充実に努める。(4) 着任時、熊本の子どもたちが熊本で教育を受けてよかったと言ってもらえるような教育展開をやっていききたいと述べたが、これは地域の子どもたちが、その地域の学校で学べてよかった、また、あの先生に出会え、あの先生から受けてよかったと言えるような学校づくりがそれぞれの地域で行われることにより実現するものである。その基本となる教職員の資質向上に向けて関係機関および教職員と一丸となって取り組む所存である。(5) 教員の資質向上を図る方策として、新たに教職十数年の経験者を対象に、教育実践哲学を確認できるよう

な実践論文を提出させ、その論文に対し、多方面からの質問、あるいは喫緊の教育課題に対しての面接、集団討論を行い、厳しさの中から資質を高めるような研修を実施したいと考えている。(6)①鎌田議員から指摘があったように、学校間や教員間の一部に差があることが明らかになってきたため、今後は学校間や教員間、地域間の共通理解を図るとともに、評価活動のさらなる充実を目指して、より一層の指導、助言に努める。②

中学生や保護者が不公平感を抱くことがないよう、成績一覧表に順位百分率を添えることにした。この数値は各中学校内での相対的な位置を示すものであり、これを高校は選抜の資料とすることができ、今回の高校入試は新しい入試制度で最初のものであるため、信頼できるものにした。(7)通学区域の検討に当たっては、地方教育行政の組織および運営に関する法律の通学区域規定削除に際しての参議院の附帯決議にあるように、地域社会の意向あるいは地域の実態等を十分踏まえる必要がある。現在取りまとめている生徒、保護者等のアンケート結果等を踏まえて、今年十一月に設置した県立高等学校整備推進協議会において、現在検討中である。(8)①現在県内の小中学校三六校を学力向上フロンティアスクールとして指定し、研究発表会を実施している。その成果を県内すべての学校に普及するよう発表会等を通してながら生徒の学力向上に努めている。②熊本県教育課程定着状況調査の結果、とくに考える力や自分の思いを整理し表現する力などに課題があることがわかった。このため、基礎・基本的な力を定着させるよう徹底するとともに、

じっくり考えさせるような授業も実施したいと考えている。また読解力、表現力等を高めるための読書指導も今後力を注ぐ。③現行の法律では市町村立小中学校の学級編成は、国の基準に基づき県教委が定めた基準に従って市町村教委が行うことになっている。このため市町村教委が県の基準を下回る独自の基準で学級編成することはできない。先月の熊本市議会でもこのことは認識しているものと受け止めている。(9)県では、「愛としつけー子どもを育むキャンペーン」の一環として、家庭教育番組を企画し、テレビを通じて、できるだけ多くの人に家庭教育や子育て支援に関する多様な有益な情報が届くように努めている。今年度からは校区単位で、地域の人材を活用し、その実情に応じた子育て講座を実施するくまもと地域子育てスクールの呼びかけ、できるだけ多くの保護者が受講できるよう働きかけている。(10)①学校ではすでに学校栄養職員が食の指導の役割を実際に担っている事例も見受けられる。栄養教諭の導入に当たっては、栄養職員との業務の違いの明確化、あるいは新たな食教育に関する教育課程の開発など、整理すべき事項がある。②学校の配置は、法律上は任意となっているため、今後市町村教委とも十分協議しながら検討を進めたい。

歴史教育問題

(1)①歴史教育においては、わが国の歴史、文化や伝統に対する愛情を深めること以外に歴史の事実・文化・伝統を正しく見て考えるという立場こそ大切と思っているが、教育長の見

解を伺う。②教科書採択に当たっては、現場の教師の意見はどのように反映されるのか。③教科書展示会閲覧に対する教職員の研究時間は確保されているのか。④郷土熊本を愛する教育の具体的内容は。(更問) ただ今の答弁の歴史に対する愛情を深めるということは、わが国や郷土の歴史や文化、伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成することであると答弁されたが、なかなか理解しがたい。歴史を愛するということは、かつて日本が侵略戦争を起こしたことも含めて歴史を愛することではなくて、歴史を見て反省することだと思うが、そう理解していいか(岩中)。

これに対する教育長の答弁は次の通りである。

(1) ①中学校学習指導要領社会科の歴史分野目標に「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」と表記されており、これに基づいて社会科教育が展開されていると理解している。②教科書展示会において教師が記入したもののについては、各採択地区における教科書用図書選定委員会で参考にするなどして反映している。③展示会は毎年六月一日から二週間、五八会場で開催され、中には夜間や土日でも閲覧できる会場があり、その間の研究は随時可能である。④市町村教育委員会に示す教科書採択基準の中で、留意点として、「郷土や我が国の文化や伝統等に対する理解と愛情を深め、熊本で教育を受けてよかったと思うような教育を実現できる」ものであることを示し、機会あるごとにその趣旨の理解を図っているところである。(更問) 学校教育における指導の内容は学習指導要領

により拘束されているので、先ほど答弁したとおり、学習指導要領の「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ」という点で理解いただきたい。

その他

(1) 現在のアナログテレビ放送は、平成一三年七月二四日まで地上デジタル放送と並行して放送されるが、それ以降は全面的にデジタル放送に切り替わる予定である。アナログテレビは新たにデジタルチューナーを取り付ける必要があり、新たな負担が求められる。県内では、今のアナログ放送のままでよいという声も聞かれるが、このデジタル放送についての認識と県としての対応について問う(岩中)。(2) Jリーグを目指す熊本サッカートームをはじめ、プロゴルフトーナメント等への県としての支援について問う(荒木章)。(3) 平成一四年度から就職支援キャリアアドバイザーとして民間企業のOBが県立高校に配置され、就職が厳しい中、確実に成果を上げていると聞いている。しかしながら、この事業は今年度までの事業となっているため、今後も継続してほしいと考えているが、教育長の所見を伺う。(4) 学校で使用する制服や体操服、通学かばん、教材等の学校指定物品については、すでに県立高校で指定物品選定委員会や業者選定委員会を設置して、入札も含めた選定手順で行うように一定の指導がなされている。しかし、市町村立の小中学校では、そのようなシステムが確立されておらず、選

定経過が不透明な学校がほとんどである。市町村立の小中学校にも県立高校のようなシステムを確立すべきと考えているが、いかがか（鎌田）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）デジタルテレビ放送に伴う新たな負担については、全国共通の課題であることから、全国知事会議においては全世帯に地上デジタルテレビ放送を普及させるため、テレビ受像機等の低廉化の推進、現在のアナログ放送と同等の受信エリアの確保等、地上デジタル放送に関する提案、要望を国に行ってきたところである。今後も国に対して適時適切な対応を要請したい（地域振興部長）。（２）今回熊本にＪリーグのチームをつくる県民運動の特別顧問を引き受けることになったため、この運動がさらに盛り上がりしていくよう必要な支援は行いたいと考えている。またゴルフトーナメントも県内から多くの選手が輩出しているのも、元気をいただくスポーツと位置づけて応援したい（知事）。（３）雇用環境は先行き不透明で、学校によつては厳しい状況も続いている。そのため、今後も高校生の就職支援を継続していくことは極めて重要であり、何らかの形でアドバイザーの配置が継続できるよう検討する。（４）公立小中学校の物品指定については、県立高校の学校指定物品の選定委員会等を参考にしながら、適切な物品指定や業者選定がなされるよう、各市町村教育委員会に働きかける（教育長）。

第三項 重要議案の審議

１ 常任委員会における審議・予算関係議案

- （１）議案第１号 平成16年度熊本県一般会計補正予算（第３号）から第４号 平成16年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業特別会計補正予算（第２号）まで

【説明】 今回の一般会計補正予算は、中小企業対策融資に要する経費、台風被害に係る復旧等早急に実施することが必要な事業に関する経費等のほか、公共事業の計画的な発注や庁舎保守管理等に必要なる債務負担行為の設定について補正を行うもので、総額五三億五、八〇〇万円余の増額であり、現計予算と合算すると七、五二六億九、三〇〇万円余である。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 第１号から第４号は二月八日に上程、同月一五日に付託され、同月二二日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

荒木義行厚生常任委員長は次のように述べた。委員から、水俣病関西訴訟最高裁判決の国家賠償法上の国と県の責任割合について、国は旧水質二法、県は漁業調整規則で責任を問われており、大きな差があると思うが、国とのすり合わせは行ったのか、また司法と行政の認定基準が一元化しないと永久に訴訟が続くと思うが、その点について国とどのような話をしたのかと

の質疑があった。これに対して、執行部から、国と県の責任割合については、具体的な協議までには至っていない、また認定基準に関しては、県の対策案の前文にある内容の説明をするとともに、認定審査会の状況報告を行っているとの答弁があった。関連して、認定審査会の委員について、現時点における委員候補者に対する交渉と今後の見通しについて質疑があり、まだ国との協議が始まったばかりでどの時点で依頼に行くか難しい、状況を見ながらお願いしていきたい、現時点では委員候補者への接触は控えているとの答弁があった。ほかに小児科医と産婦人科の実態や水俣湾魚類の水銀水準調査結果について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

小杉直経 常任委員長は次のように述べた。委員から、制度融資の充実は重要であるが、金融機関のリスク分担に比べて行政のリスク分担が増えており、適切なリスク分担のあり方について検討する必要があるのではないかと質疑があった。これに対して、執行部から、制度融資は県全体の融資の二％程度であくまで民間の金融機関の補完と位置づけている、また国では、来年にかけて金融機関にもリスク分担を求める部分保証という方向で、信用保証制度の抜本的な見直しが進められているとの答弁があった。農業試験場跡地の利用について、地元商店街等が衰退しないように、県は地主としてもっと指導力を発揮すべきではないかとの質疑があり、これに対して、地元商店街等の活性化は大変重要であると認識しており、テナント選定など地

元商店街との連携について強く申し入れるとともに、ここに来た客を商店街へ誘導するよう方法等についても検討するとの答弁があった。ほかに緊急地域雇用創出特別基金事業の継続や工場等設置奨励条例の一部改正について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

馬場成志 農林水産常任委員長は次のように述べた。委員から、川辺川新利水計画策定について、素案の絞り込みが遅れているため、県としては収用委員会の判断の時期に間に合うように調整する必要があるのではないかと質疑があった。これに対して、執行部から、非常に厳しいスケジュールであることを認識している、農家にはダム案とダム以外の案の二つの選択肢を示し、判断を仰ぐことが大切であると認識している、また計画概要素案の絞り込みに当たっては、収用委員会の判断時期を念頭に置く必要があるとの答弁があった。家畜排せつ物について、野積み、素掘りのある農家のうち、約八割は平成一六年度補助事業等で整備予定であり、約二割は簡易対応を誘導していくと聞いているが、簡易対応とは何か、また法に基づき整備していない人に対する対応について質疑があった。これに対して、簡易対応は地下に浸透しないつくりにし、しかも雨に濡れないように防水シート等で覆いをするなどの対応である、また指導しても改善が進まない場合、立入検査を行い、改善計画等の作成を指導するとの答弁があった。水とみどりの森づくり税の使途について、間伐が進まない森林を県が所有者に代わって間伐を

行うと言っているが、その場合の優先順位あるいは実施地域についてはどのように考えているのかとの質疑があった。これに対して、基本的には現地を十分把握した上で、緊急性の高いところから実施することになる、また実施に当たっては、水土保持を優先的に実施していくことが考えられるが、具体的には今後検討するとの答弁があった。ほかに学校給食に国産大豆を使用してほしいとの要望等があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

篠崎鐵男建設常任委員長は次のように述べた。委員から、県の単独事業予算はここ数年大幅に減少しているようであるが、実態はどうかとの質疑があり、執行部から、平成七、八年をピークに減少していることは事実である、これは財政健全化計画と地財計画によるものであるとの答弁があった。大規模工事の施工段階においては、J・V（ジョイントベンチャー）が行われ、地場企業の技術向上および地域経済にも貢献しているが、コンサルタント業務においてもJ・Vができないかとの質疑があった。これに対して、執行部から、本県では実績がないので、他県の事例を調査するなど制度を研究していきたいとの答弁があった。災害復興について、繰り返し同じ箇所被害が出る場合があるが、現状回復以上の復旧はできないのかとの質疑があり、執行部から、現在国に対して、同じ箇所が災害を受けないような方法を模索しているとの答弁があった。ほかに熊本都市周辺高速道路活用社会実験や公共事業再評価について質疑

があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

坂田孝志文教治安常任委員長は次のように述べた。委員から、モア・タッチ計画の事業内容と成果について質疑があり、執行部から、内容は児童生徒が情報を処理し発信する能力を高め、また教員が各教科等の指導においてITを活用し、わかる授業を実現することを目的に、コンピューター整備、校内LAN整備、研修を行っている、成果として、生徒と教員の情報活用能力が高まっているとの答弁があった。阿蘇高千穂地域等歴史資料調査において、調査地区が増えた理由と他県の高千穂を調査する理由について質疑があった。これに対して、執行部から、調査中の本年二月に仏像盗難が頻発し、調査により正確な写真・記録を取ることが盗難防止に役立つという観点から調査箇所を増やした、高千穂地域は過去に熊本領だったこともあり、阿蘇地域と関連が深いことから調査しているとの答弁があった。ほかに交通信号機の設置、教員の不祥事、ゆうチャレンジ等について質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

中原隆博総務常任委員長は次のように述べた。委員から、水とみどりの森づくり税が新たな方策による森林整備に充てられる結果、従来の林務の予算が減額になることはないかとの質疑があった。これに対して、執行部から、税の使途については、これまで十分手が届いていなかった方策に充てるという議会答

弁を踏まえて対応したい、県民に負担を求めることになるので、予算編成の過程で議論していきたいとの答弁があった。関連して、県民が県の施策に参加するという観点から、水とみどりの森づくり税に関するパブリックコメントに税収の使途および経費に関する資料を追加してほしいとの要望があった。産業廃棄物税の減免基準の案に定める四分の一の根拠について質疑があり、執行部から、個人事業税等、ほかの税目に同様の規定があり、参考にしたとの答弁があった。ほかに熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業、私学振興助成費の就職支援相談員配置事業、熊本市の政令市移行、川辺川利水事業について要望や質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告終了後、採決に入り、賛成者多数で原案通り可決した。

2 決算認定議案

- (1) 議案第36号（第57号）平成15年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算および病院事業会計決算ならびに企業局三事業会計決算の認定について

【説明】 一二月二二日、島田幸弘決算特別委員長は、審査の経過ならびに結果について、審査方針を説明した後、次のように報告した。

まず、決算の概要について、歳入予算現額八、五七三億六、

九〇〇万円余に対し、収入済み額は八、三一九億七、一〇〇万円余で、不納欠損額は五億四、八〇〇万円余、収入未済額は九八億九〇〇万円余である。また歳出予算現額八、五七三億六、九〇〇万円余に対して、支出済み額は八、〇三三億二、三〇〇万円余である。その結果、歳入歳出差し引き額は二八六億四、七〇〇万円余で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源六三億八、二〇〇万円余を差し引いた実質収支額は二二二億六、四〇〇万円余となっている。

次に、病院事業会計では、総収益二〇億三、四〇〇万円余に対し、総費用は一八億七、五〇〇万円余で、差し引き一億五、九〇〇万円余の純利益となっている。その結果、平成一五年度末の累積欠損金は一四億五、七〇〇万円余となっている。電気事業会計では、総収益二二億七、三〇〇万円余に対して、総費用は二〇億七、一〇〇万円余で、差し引き二億一〇〇万円余の純利益となっている。工業用水道事業会計では、総収益一〇億五、八〇〇万円余に対して、総費用は二三億九、四〇〇万円余で、差し引き三億三、五〇〇万円余の純損失となっている。累積欠損金は三七億九、〇〇〇万円余である。有料駐車場事業会計では、総収益一億六、四〇〇万円余に対し、総費用は九一〇〇万円余で、七、三〇〇万円余の純利益となっている。

次に、歳入確保については、公平性の観点から、収入未済の解消に向けて、さらに徹底した徴収促進に努めるよう促したところである。会計ごとの予算執行については、おおむね所期の目的を達成したと認められるが、事務的経費の節約以外に多額

の不用額を出している事業もあるため、事業の必要性や効果等について十分精査した上で予算要求を行うとともに、執行に当たってはさらに工夫するよう促したところである。さらに施策推進上改善または検討を要する事項について二〇項目を掲げた。審議を重ねた結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもってそれぞれ原案の通り認定することを決定した。

【審議】決算特別委員長からの報告後、岩中議員から次のように反対討論があった。一般会計決算を見ると、九州新幹線建設促進事業に一九二億円が支出されている。この事業の陰で、八代―川内間の並行在来線はJRから切り捨てられ、第三セクター肥薩おれんじ鉄道として、将来にわたって公金の投入が必要となった。また島原・天草・長島架橋構想の調査費として一〇三八万円が使われているが、この事業の必要性についても再検討すべきであり、調査費の計上はやめるべきである。ついで松岡議員からも次のように反対討論があった。公債費が膨らんでいる大きな要因は、長年の大型公共事業による支出、借金であるため、川辺川利水事業の償還費一億二、〇〇〇万円も含めて大型公共事業の中止、休止、見直しを進める必要がある。また、部落解放同盟・同和会への多額の補助金が支出されているが、部落差別問題は特別措置法に基づく三三年間の取り組みにより大きく改善されており、厳しい財政状況においては、県民だれもが納得する公平さと節度が求められると考えている。討論終了後、採決に入り、賛成者多数により決算特別委員長の報告の通り認定することを決定した。

3 条例等議案

- (1) 議案第5号 熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

【説明】行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第九条第一項の規定の趣旨にのっとり、県の機関に係る申請、届出そのほかの手続き等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにする必要がある。

- (2) 議案第15号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 【説明】市町村の合併に伴い、警察署の名称、位置および管轄区域を改める必要がある。

- (3) 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 【説明】工事名 水俣田浦線緊急地方道路整備（女島トンネル）工事、工事場所 葦北郡芦北町大字女島、契約金額 九億二、二九五万円、契約方法 一般競争入札。

- (4) 議案第23号 市町村の廃置分合について
- 【説明】市町村合併により平成一七年三月二二日から菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村および同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を置く。

【審議】一二月二二日、各常任委員長の報告の後、採決に入り、異議なしにより原案の通り可決した。

- (5) 議案第33号 教育委員会委員の任命について（第49号

土地利用審査委員の任命について

【説明】教育委員会委員一人、公害審査会委員九人、土地利用審査会委員七人の任期満了に伴い、新たな委員を任命する。

【審議】二月二日に追加上程があり、委員会付託を省略して採決し、異議なしにより原案の通り可決した。

4 議員提出議案

(1) 議案第8号 北朝鮮への経済制裁発動を求める意見書

【説明】本議案は山本秀久（自由民主党）ほか二人の議員から提出された意見書である。内容は、北朝鮮による日本人拉致問題は、小泉総理大臣の二度の訪朝にもかかわらず、全面解決にはほど遠い状況が続いていることから、北朝鮮に対し、追加食糧の支援を行わない、また、拉致問題に誠実に取り組んでいないことを理由に経済制裁を発動するものである。

【審議】二月二日、岩中議員から、日朝間の国交関係がない中、拉致問題を制裁と圧力で進展させることはできないと考えている、韓国の盧武鉉大統領も経済制裁については慎重に行うという考えも明らかにしている、今一度対話を大切にして拉致問題の解決に努めるべきであるとの反対討論があった。これに対して、小谷邦治議員（自由民主党）から、共同通信社が実施した全国緊急電話世論調査によると、経済制裁を発動して厳しい態度で臨むべきとする回答が七五%を超えるなど、政府に強い姿勢で臨むことを求める声が大きくなっている、北朝鮮が真実を明らかにせざるを得ない状況をつくり出していくこと

は政府の責務であり、今こそ圧力を行使すべき時期に来ているとの賛成討論があった。討論終了後採決に入り、賛成者多数により原案の通り可決した。

(2) 議案第9号 介護保険制度の見直しに関する意見書

【説明・審議】本議案は岩中議員ほか一人の議員から提出された意見書である。二月二日、松岡議員は提案理由を次のように述べた。介護保険の現状は、在宅サービスの利用限度額に対する平均利用率はわずかに四割程度にとどまり、要介護認定を受けながら、サービスを受けていない人が八六万人いる。少ない年金から保険料が天引きされながら、低所得者を中心に利用負担が重いために、必要と認定された介護サービスを我慢せざるを得ない状況が広く存在している。介護保険に対する国庫負担を二五%から三〇%に引き上げ、利用料と保険料の実効ある減免措置をつくること、保険料と利用料のあり方を支払い能力に応じた負担に改めることなどを求める。討論終了後採決に入り、賛成者少数により否決された。

(3) 議案第10号 定率減税の縮小・廃止、消費税の増税の中止を求める意見書

【説明・審議】本議案は岩中議員ほか一人の議員から提出された意見書である。二月二日、岩中議員は提案理由を次のように述べた。定率減税は、景気対策の一環として導入されたもので、縮小・廃止を実施すれば増税となり、景気悪化の要因となる。消費税率引き上げは税収確保が理由となっているが、これまでの消費税歳入額の約一三六兆円は、平成四年から

一五年までの法人税減税額の約一三一兆円ではほぼ相殺されている。税負担は基本的に応能主義に立つべきで、極めて逆進性の高い消費税を強化し、利益を上げている大企業の税負担を軽減するのは租税制度の基本的原理に反する。討論終了後採決に入り、賛成者少数により否決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
16・12・8	三蔵川等の枯渇原因調査及び原状復旧・救済等に関する請願	築森 守

第11節 平成17年2月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一七年二月二五日
閉会 平成一七年二月二五日（会期一日間）

2 正副議長及び役員

水俣病対策特別委員長 杉森 猛夫
ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

水俣病対策特別委員会

◎杉森 猛夫 ○荒木 義行
倉重 剛 島津 勇典 山本 秀久
高野 誠一 前川 收 吉本 賢児
水室雄一郎 城下 広作 松田 三郎
鎌田 聡 吉永 和世 松岡 徹

4 県執行部

副知事命農政部長事務取扱 安田 宏正
ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月15日	本会議	開会宣告、会期決定、水俣病対策特別委員会設置、委員選任、知事提出議案上程、質疑、討論、議決、閉会宣告

本臨時会は、昨年一〇月一五日の水俣病関西訴訟最高裁判決で、国および熊本県の行政責任が問われ、国家賠償法上の責任が確定したことを受け、水俣病対策特別委員会を設置するため開催されたものである。

潮谷義子知事から水俣病対策について、国との協議状況に関して報告があった。次に、児玉文雄議長から国に提出した県の「今後の水俣病対策について」およびそれに関連する事項に関

する件を調査するため、水俣病対策特別委員会（委員一五人）を設置し、これに当該調査事件を付託し、閉会中の継続審査事件とすることが提案され、異議なく了承された。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	専決処分の報告及び承認について	承認

3 知事の報告

潮谷知事は水俣病対策について次のように報告した。水俣病は、昭和三一（一九五六）年の公式発見以来、来年で五〇年目という節目を迎えようとしている。この間、県としては常に水俣病問題を県政の最重要課題に位置づけ、さまざまな対策を講じてきた。平成七（一九九五）年には、政府解決策が示され、患者団体をはじめ多くの関係者の方々の大きな決断と苦渋の判断の中で、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決が図られた。しかし、その後も、唯一継続していた水俣病関西訴訟の昨年一〇月の最高裁判決において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについての国および熊本県の行政責任に関して、国家賠償法上の責任が確定した。県としては、この判決を真摯（まじ）に受け止め、その責任をきちんと果たすための対策案を取りまとめ、県議会の全員協議会において、国と協議を行う

ためのたたき台として、了承を得て、これを基に国との協議を重ねてきた。こうした中、先般、国から、今後の水俣病問題について検討を進めるにあたっての基本的な視点として、一、すべての方々を視野に入れること、二、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定や政治解決の経緯を尊重すること、三、地域の再生・融和と被害者救済を両立させること、四、高齢化など地域の実情を踏まえること、五、裁判による損害賠償や政治解決等の枠組みとの関係を整理することの五項目が示された。また、これらを念頭に置きながら、今後さらに県と具体的な事項について協議を重ね、この二月末までには調整を図りたいとの意向も併せて示されたところである。県としては、引き続き県議会とも十分に連携を図りながら、国との調整を図っていくので、議員各位におかれては、今後とも理解と支援をいただくようお願い申し上げる。

第12節 平成17年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一七年二月二八日
閉会 平成一七年三月二三日（会期二四日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（三月二三日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長	児玉 文雄	辞職	島田 幸弘	就任
副議長	早川 英明	辞職	坂田 孝志	就任
常任委員長				
総務	中村 博生	厚生	松田 三郎	
経済	藤川 隆夫	農林水産	吉永 和世	
建設	小谷 邦治	文教治安	井手 順雄	
特別委員長				
財政対策	馬場 成志	交通対策	早川 英明	

3 議員の異動

常任委員会

廃棄物対策	中原 隆博
有明海・八代海再生	篠崎 鐵男
水俣病対策	杉森 猛夫
総務	◎中村 博生
	○永田 昂生
	倉重 剛
	竹口 博己
	早川 英明
	大西 一史
	◎松田 三郎
	○池田 秀男
	杉森 猛夫
	小杉 直
	平野みどり
	荒木 義行
	堤 泰宏
	◎藤川 隆夫
	○松永 真一
	渡辺 利男
	島津 勇典
	村上 寅美
	岩中 伸司
	中原 隆博
	坂田 孝志
	東 充美
	◎吉永 和世
	○守田 憲史
	山本 秀久
	吉本 賢児
	船田 直大
	水室雄一郎
	鎌田 聡
	九谷 弘一
	池田 和貴
	◎小谷 邦治
	○重村 栄
	荒木 詔之
	高野 誠一
	鬼海 洋一
	篠崎 鐵男

前議会と同じ

4 県執行部

水俣病対策	◎杉森 猛夫	○荒木 義行	山本 秀久
松岡 徹	倉重 剛	島津 勇典	吉本 賢児
高野 誠一	鎌田 聡	前川 收	田上 泰寛
氷室雄一郎		城下 広作	松田 三郎
吉永 和世		松岡 徹	

1 本県議会の日程と動向

2月28日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
3月3日	本会議	議案等に対する質疑、委員会付託
4日	本会議	常任委員会
9日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
10日	本会議	代表質問
11日	本会議	一般質問
14日	本会議	一般質問
15日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託

16日	特別委員会
17日	常任委員会
18日	常任委員会
23日	委員会報告、質疑、討論、議決、閉会宣告 本会議

県は、今回新たな予算編成手法を導入して、事務事業の再構築の促進や一層の重点化と効率化を図るなど、県政の重要課題に対応できるように新年度当初予算を編成した。今定例会では、その予算編成をはじめ川辺川利水事業、水俣病問題、福祉問題、歴史教科書の採択等について主に質疑が行われた。また、自民党議員から新幹線建設の発注工事と県農業試験場跡地の問題に絡んで、一般会計予算の執行に係る附帯決議を求める議案が提出されると、野党三会派の議員から一斉に反対意見が上がるなど、与野党の攻防が激しさを増す定例会となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成16年度熊本県一般会計補正予算(第4号)	可決
2	平成16年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成16年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成16年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃

5	平成16年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	可決
6	平成16年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成16年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第2号)	〃
8	平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃
9	平成16年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)	〃
10	平成16年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成16年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第2号)	〃
12	平成16年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
13	平成16年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	〃
14	平成16年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
15	平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)	〃
16	平成16年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
17	平成16年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
18	平成16年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
19	平成16年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
20	平成16年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃

21	平成16年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	可決
22	財産の取得について	〃
23	工事請負契約の変更について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の変更について	〃
26	工事請負契約の変更について	〃
27	指定管理者の指定について	〃
28	指定管理者の指定について	〃
29	専決処分の報告及び承認について	承認
30	専決処分の報告及び承認について	〃
31	専決処分の報告及び承認について	〃
32	専決処分の報告及び承認について	〃
33	平成17年度熊本県一般会計予算	可決
34	平成17年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
35	平成17年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
36	平成17年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
37	平成17年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
38	平成17年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
39	平成17年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
40	平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
41	平成17年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
42	平成17年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
43	平成17年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算	可決
44	平成17年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
45	平成17年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
46	平成17年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
47	平成17年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
48	平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
49	平成17年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
50	平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
51	平成17年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
52	平成17年度熊本県病院事業会計予算	〃
53	平成17年度熊本県電気事業会計予算	〃
54	平成17年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
55	平成17年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
56	熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	〃
57	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
58	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
59	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃

61	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
62	熊本県水とみどりの森づくり税条例の制定について	〃
63	熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	〃
64	熊本県国民保護協議会条例の制定について	〃
65	熊本県統計調査条例の一部を改正する条例の制定について	〃
66	熊本県地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
67	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
68	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
69	熊本県結核診療協議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
70	熊本県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
71	熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
72	熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
73	熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
74	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
75	熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
76	熊本県産業廃棄物税基金条例の制定について	〃

77	熊本県食の安全安心推進条例の制定について	可決
78	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
79	熊本県労働相談情報センター設置条例を廃止する条例の制定について	〃
80	熊本県卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
81	熊本県改良普及員資格試験条例及び熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例の制定について	〃
82	熊本県水とみどりの森づくり基金条例の制定について	〃
83	熊本県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例の制定について	〃
84	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	〃
85	熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
86	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
87	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
88	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
89	財産の無償貸付けについて	〃
90	平成17年度独立行政法人緑資源機構特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金について	〃
91	包括外部監査契約の締結について	〃
92	全国自治宝くじ事務協議会への静岡市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 県政の動向

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
国営川辺川土地改良事業の推進に関する決議	「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書	障害者福祉制度の充実に関する意見書	無年金者の救済を求める意見書	定率減税の縮小・廃止を中止することを求める意見書	発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	容器包装リサイクル法の改正を求める意見書	中国を初めとする東アジア地域からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給要件の緩和等を求める意見書	犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書	遺伝子組み換え食品の全面表示を求める意見書	平成17年度熊本県一般会計予算の執行に係る附帯決議
〃	〃	可決	〃	否決	〃	〃	〃	〃	〃	可決

97	96	95	94	93
監査委員の選任について	監査委員の選任について	監査委員の選任について	熊本県次世代育成支援行動計画の策定について	市町の廃置分合について
〃	〃	同意	〃	可決

（議員提出議案）

紀宮清子内親王殿下の婚約内定について、県民とともに心からお祝い申し上げます。

県政運営は、今後とも、県民中心を揺るぎない軸とし、ユニバーサルデザインとパートナーシップを基本に据えながら、一人一人が個性や能力を発揮し自己実現できる社会、そして誰もが住みたいと思える元気で明るい熊本の実現に邁進していく。①水保病対策では、水保病関西訴訟の最高裁判決において、水保病の被害拡大を防ぐことができなかった行政責任が問われ、国家賠償法上の責任が確定したことを受け、できるだけ早期に成案が得られるよう、現在国と協議中である。②行財政改革では、県行政改革基本方針および平成一七（二〇〇五）年度実施計画を取りまとめ、これをもとに毎年見直しを行いながら着実に改革を進める。一三年の財政健全化計画は、人件費、一般事務経費、公共事業等の一律カットという量的な改革であったが、今回は、構造的に見直すという観点から、さらに、個別の課題や事業の見直しという質的な改革を加えた。③市町村合併では、現行合併特例法が本年三月末をもって失効するが、現時点までに四市四町一村が新たに誕生しており、今定例会にも天草市の発足に向け、天草二市八町の廃置分合議案を提出している。県としては、引き続き合併に向けた最後の調整が行われている地域に対して積極的に支援するとともに、本年四月から施行される合併新法の下での合併推進に向け、国から示される基本指針を踏まえ、構想策定等に取り組む。④川辺川ダム事業では、新利水計画の策定について、農林水産省、国土交通省、地元市町

村とともに、関係団体の協力を得ながら、農地への取水の前提となる水利権等の協議をはじめ、計画概要素案を取りまとめる。最終的に関係農家の三分の二以上の同意を得て利水事業を立ち上げるためには、ダム案とダム以外の案を公平に示し、農家自らの意思によって選択してもらうことが重要と考えている。

(2) 平成一七年度当初予算・補正予算

予算編成の基本的な考え方としては、国の三位一体の改革は、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税等の一般財源の総額を確保することとされ、本県における一般財源の総額は、平成一六年六月補正後現計予算から一・九％減の七三億円程度の減少と見込んでおり、昨年のような大幅減少という事態は避けられた。国庫補助負担金の見直しでは、国民健康保険制度の改革や、暫定措置ではあるが、義務教育費国庫負担金の一部税源移譲が行われた。本県では、スリム化等を除いた国庫補助負担金見直しの影響額が一七七億円程度と見込んでおり、これに伴う税源移譲額は、これまでの改革分を含めて、所得譲与税で九八億円程度、税源移譲予定特例交付金で一〇三億円程度を見込んでいる。本県財政は、引き続き厳しい状況にある。予算編成に当たっては、県行政改革基本方針に沿って、歳入と歳出の両面にわたり事務事業の徹底的な見直しを行うとともに、政策評価に基づく施策や事業の優先順位の峻別に努める。あわせて新たな予算編成手法を導入し、事務事業の再構築の促進や一層の重点化と効率化を図るなど、県政の重要課題に的確に対応できるように努めた。とくに、九州新幹線

の全線開通がもたらすさまざまな効果を県全土で活用できるよう、経済、観光、環境、これらを県勢浮揚に向けた共通の視点として、あらゆる産業の「元気づくり」、暮らしの原点「安全安心なまちづくり」、「豊かな人間性や実力」を伸ばす教育・文化、「支えあい、誰もが出席」の福祉社会、「未来に続く県土づくり」、美しい熊本「環境立県」の六つの分野に重点的に取り組む。この結果、今回提案している一般会計当初予算案の総額は七、二九六億円となり、平成一六年六月補正後現計予算と比べると一・六％減となる。

歳出予算の主な内容としては、第一のあらゆる産業の「元気づくり」として、①農業は、魅力ある農産品づくりや地産地消、熊本農業の再生と飛躍を目指す新たな運動を展開する。熊本オリジナル品種の開発、新たな種苗の探索、地域の食文化や伝統に根づいた農産物づくり、生産基盤や施設の整備、災害に強い産地づくりに取り組む。県産農産物の輸出促進や大消費地での応援団づくり、量販店と連携した商品づくりなど、熊本農産物の魅力の情報発信と販路拡大に努める。認定農業者の経営能力の向上や体質強化、農業大学校での長期研修やJA等と連携した新たな就農支援等、将来を担う人材の育成に取り組む。女性農業者の経営参画や起業活動を支援し、農業法人や生産組織の育成に努める。②林業は、林道等の計画的な整備や間伐の促進、県産材の供給体制の整備、社会福祉施設等における木材利用の効用の実証、公共施設の木造化の促進や県産杉柱材の提供等、林業の担い手育成等に取り組む。③水産業は、増殖場の造

成や干潟における作^{さぐれい}滞、種苗放流による栽培漁業と資源回復計画制度等による資源管理の一体的推進、新たに漁業協同組合における信用事業の存続に向けた支援、経営改善やノリ養殖の協業化の促進に努める。④商工業は、県工業振興ビジョンに基づき、重点五分野を中心とした振興を戦略的に進めるため、熊本セミコンダクター・フォレスト構想に加え、新たにものづくりフォレスト構想およびバイオフォレスト構想の策定、産学行政の連携やインキュベーション機能の充実等、地場中小企業に対する支援体制の充実強化を進める。半導体関連産業の立地を受け入れるため新たな工業団地の整備に着手し、企業立地補助金制度とあわせ、さらなる誘致の促進に努める。商店街への支援、中小企業向け制度融資の充実に努める。⑤建設業は、県建設産業振興プランに基づき、建設事業者の自助努力による取り組みを支援し、電子入札の導入や電子納品の推進に取り組み。⑥観光は、九州新幹線の全線開業を見据え、観光パートナーシップ・アクションプランに基づき、地域の観光資源の磨き上げや、歴史、文化、健康といったテーマ性を持った観光の推進、県内の観光地や観光施設におけるおもてなしの心の向上、国のビジット・ジャパン・キャンペーン等とも連携し、国内外からの観光客の誘致を積極的に推進する。⑦雇用対策は、平成一七年度雇用創出対策を策定し、引き続き、新たな雇用の場の創出、雇用のミスマッチの解消、県民を守るセーフティネットの充実、市町村等の雇用創造の取り組みの支援、若年者に対してジョブカフェくまもとを核とした支援、高校生や中高年齢者、障害者

の就職支援。くまもと県民交流館バレアのしごと支援センターの機能の充実、職業能力開発の支援にも取り組む。

第二の暮らしの原点「安全安心なまちづくり」として、①くまもとと食の安全県民会議を核に関連施策を総合的、計画的に推進し、県民の命および健康の保護を図るための関係条例を提案する。生産、流通、消費の各段階における農薬等の残留検査を集約・高度化して、全国トップレベルの食品検査体制の構築、農産物におけるトレーサビリティシステムの導入、養殖トラフグ等の生産履歴認証制度のさらなる充実と定着に努める。②食育の推進では、国の食育基本法制定の動きにもらみ、新たに県食育推進計画の検討に入り、食生活指針の普及啓発や地域の食育推進体制および食環境の整備に取り組み、学校給食における地産地消や食育ボランティアの活動も促進する。③犯罪の起きにくいまちづくりでは、現在策定中の基本方針に基づき、カギかけ日本一運動を展開し、広報啓発活動、地域防犯リーダーの育成等を通して、地域の連帯力の強化を図る。④災害対策では、高齢者等の要援護者の避難や避難所の運営等が円滑に行われるよう、避難体制のあり方に関する指針を策定し、市町村防災体制の強化と県の地域防災力の向上を図る。県立学校施設の耐震化、建築物の耐震対策、市町村のハザードマップ作成への支援等、土砂災害危険箇所等重点的な整備、保安林の指定や治山施設の効果的な整備、海岸保全施設の整備、ヘリコプターテレビシステムの整備を進める。⑤地域医療体制の整備では、在宅ホスピスケアの普及や訪問看護師の専門研修等を推進する。

⑥電子自治体の構築では、平成一六年度に策定したくまもとユニバーサルＩＴプランに基づき、市町村と共同開発した電子申請受け付けシステムの対象業務の拡充、県民のＩＴ学習や障害者のテレワーク就労を支援する。

第三の「豊かな人間性や実力」を伸ばす教育・文化として、

①人権教育、啓発の推進では、県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚や教育の充実、教職員の基本的認識の確立や実践的指導力の向上に努める。企業や地域と連携しながら、職業観、勤労観を育む教育に取り組む。就学前教育や義務教育を通して、地域文化や伝統文化を大切にする教育に取り組む。②基礎学力の向上では、教員の指導力の向上、「教育の日」を定め、教育力の向上に取り組む。③障害のある児童生徒への支援では、特別支援教育の推進、養護学校への看護師配置、障害のある子どもたちの自然体験活動や読書活動を支援する。④不登校児童生徒およびその保護者への支援では、中学校へのスクールカウンセラーの配置拡充、保護者の悩みの解消に取り組む。⑤県立大学が、平成一八年度に地方独立行政法人へ移行するための準備を進め、看護管理者を養成するため、大学院アドミニストレーション研究科に看護系コースを設置する準備を進める。

第四の「支えあい、誰もが出番」の福祉社会として、①県次世代育成支援行動計画を策定、この計画に基づき、幅広い分野で次世代育成に関する施策を推進する。②児童虐待では、児童相談所を核として、市町村をはじめ関係機関との連携を強化し、

虐待の発生予防から早期発見、早期対応、子どもの自立支援まで切れ目のない支援を強化する。③小児救急医療では、拠点病院の整備、夜間の小児救急電話相談、小児科医の不足を補うための内科医等の小児救急研修に取り組む。④地域福祉の推進では、地域福祉塾による人づくりを進め、県宮健軍団地におけるモデル的な取り組みや地域の拠点づくり、第一四回全国ボランティアアフェスティバル火の国くまもとを通して、ボランティア活動の普及を図る。⑤高齢者対策では、効果的な介護予防や地域特性に応じた健康づくりの普及に努める。⑥乳がんの検診精度の向上、シニアＩＴリーダーの育成等を促進する。国民健康保険制度財政の安定化に係る県の財政調整交付金が新たに導入される。⑦障害者の就業支援では、障害者就業・生活支援センターの拡充や関係機関のネットワーク構築、テレワークによる在宅就業の支援、企業等の現場を活用した実践的な職業訓練等に取り組む。⑧新たに難病相談・支援センターを設置する。⑨男女共同参画社会の推進では、県男女共同参画計画の中間見直しを行い、配偶者の暴力の防止および被害者の保護に関する法律の改正に伴い、ＤＶ対策基本計画の策定、企業トップセミナーを開催する。

第五の「未来に続く県土づくり」として、①九州新幹線鹿児島ルートでは、政府・与党間の合意による平成二二年度末の完成目標を受け、用地買収等を促進し、新駅周辺のアクセス道路や連続立体交差の整備、新駅周辺のまちづくりなど地域振興につながる施策を一体的に推進する。熊本駅および新玉名駅は、

駅前広場や幹線道路の整備、町並みの形成等における残された課題の検討を急ぎ、本年三月末までに整備の全体像を取りまとめる。新たに、熊本駅周辺への都市機能の導入を促進するため、民間企業等の進出促進に向けた検討に入り、新八代駅および新水俣駅周辺の振興策の検討を進める。地域振興戦略を構築し、その具体化に向けたプロジェクトを県内各地域に推進する。②熊本都市圏交通の円滑化では、環状道路等の整備や公共交通機関の活用等を推進し、熊本都市圏の鉄軌道系のネットワークに関する調査、熊本空港へのアクセス改善の可能性を探るための調査を実施する。③交通安全対策では、安全で快適な歩行空間の整備や安心歩行エリア、交通安全施設の整備を進め、交通安全教育や街頭指導にも取り組む。

第六の美しい熊本「環境立県」として、①引き続き有明海・八代海再生に向けた県計画に基づき、環境の保全・改善や水産資源の回復に向けた対策に取り組む。事業場排水の規制強化の関係条例を今定例会に提案する。②産業廃棄物の適正処理では、本県初となる法定外目的税として、本年四月から産業廃棄物税を導入し、税収を活用して産業廃棄物の排出抑制や適正処理を促進する。③バイオマス有効活用では、年度内に策定するバイオマス利活用の推進に関する基本方針に基づき、利活用に関する普及啓発に努め、事業化に向けた取り組みを支援する。農村地域におけるバイオマス利活用施設のモデル整備、木質系バイオマスの利活用への取り組み、廃棄対象海藻の利用方法の開発等を進める。④環境に配慮した農業の促進では、減農薬・減化

学肥料栽培やエコファーマーの推進、耕畜連携による土づくりなどくまもとグリーン農業を総合的に進める。⑤みんなで支える水と森づくりでは、新たに、水とみどりの森づくり税を導入し、重要な水源涵養地域等にある荒廃した人工林を、針葉樹と広葉樹が混在する自然に近い森林へと誘導する強度間伐、皆伐放棄地対策、森林ボランティアの活動支援等に取り組む。

このほか、ユニバーサルデザインおよびパートナーシップについては、県政運営の基本として、それぞれの分野で、その趣旨を生かしながら具体的な取り組みを進める。

平成一六年度補正予算では、国の第一次補正予算に対応した事業の追加、市町村合併特別交付金、県有林に係る施業転換資金への借り換え、国の補助事業の内示増減や事業費の確定等に伴うものであり、これらの結果、一般会計では三五億円増額補正となり、平成一六年度一般会計予算額は七、五六二億円となる。

知事の提出議案に対して、**荒木章博議員**（無所属）から、現在開業している新八代―鹿児島中央間の各駅の新幹線ホームの長さ二一〇mは八両編成しか対応できず、東京から一六両編成の新幹線「のぞみ」は停車できない。今後運行が予定される一二両編成の新幹線も停車できない。山陽新幹線の乗り入れもできず、すべて博多で乗り換えなければならないのではないかと質疑があり、これに対して**知事**は、JR九州は、少なくとも新大阪駅までの乗り入れが実現するようにJR西日本等と協議

を行っている。現在の博多―東京間の輸送実績等から、熊本―東京間については厳しい見方をされていると答弁した。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月九日に自由民主党の小杉直、県民クラブの田上泰寛、一〇日に公明党の氷室雄一郎の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

小杉議員は次のように質問を行った。

- (1) ①今後の行財政改革に取り組む基本的な考えを問う。
- ②今後五年間の財政状況を示す中期的な財政収支の試算が発表されているが、一部報道機関から、県は再建団体に転落するのではとの報道もあり、多くの県民から心配の声が上がっている。平成二一年度までの間に財源不足が生じるという厳しい試算が出ている。(2) ①平成一七年度当初予算編成の基本的な考え方について。②今回の予算編成では新しい方式を導入したと聞いている。今後もし引き続き工夫と改善に努めていく必要がある。(3) 水俣病関西訴訟最高裁判決が出てすでに五か月が経過している。県案をたたき台にした国との協議は、問題点の整理など大詰めに入ったところとみているが、国との協議の進捗状況と今後の協議方針について。(4) 新幹線建設工事の土木工事では、ほとんどの発注工区に地元企業が参入していると聞いているが、受注割合が大変少ない上に、新幹線建設工事

にかかる地元負担金に見合う分の工事に地元企業が参加していない。残り少なくなった新幹線工事の発注には、どうにかして県内企業の発注機会が拡大できるよう、JR九州と鉄道・運輸機構に強く要望すべきである。(5) 九州新幹線の全線開業に伴い、その時間短縮効果がマイナスに作用して、福岡都市圏へのストロー現象や熊本が通過県になることを県民は心配している。(6) ①観光パートナーシップアクションプランの基本的な考え方は。②プランを実施するには、真に行政と民間が一体となった推進組織の形成が必要である。(7) ①次世代育成支援行動計画は全国すべての自治体で作成されているが、本県の特色は。②今後の重点的政策は。(8) 昨年の選挙公約として、今回提案された熊本県食の安全安心推進条例の目的と主な内容は。(9) 水とみどりの森づくり税について。この税を活用した事業、中でも、森林所有者が管理を放棄し荒廃した人工林に対して県が間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混在する自然に近い森林に誘導する事業は、利益を受ける森林所有者が出るようなことがあつては、真面目に林業経営に取り組んでいる所有者の意欲をそぐことにならないか。(10) ①「教育の日」制定の趣旨。②一月一日の理由。③取り組みの効果は何か。(11) 近年学校内外で重大な事件が多発している。教育委員会が考えている安全対策と今後の組織的体制づくりについて。(12) 近年全国的にフリーターやニートと呼ばれる人が増え続けており、とくに若者に働く熱意が薄らいでいるように感じている。職業観と勤労観を向上させる教育について。(13) 安全安心なまちづく

り条例の基本方針が今月中にできると聞いているが、六年後には新幹線も全線開通するので、熊本は治安がよいと評判になるような実効性のある内容にしていきたい。さらに、国民保護計画には、自衛隊の役割と活動は最重要な任務として盛り込まれている。そうであるならばやはり憲法を改正し、自衛隊を明記すべきではないか。知事には九州全県の防衛協会協議会の会長という立場から自主憲法の制定について、県民に広く訴えていただきたい（要望）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ① 今回の行財政改革は、歳入重視の行財政運営、経営資源配分の重点化、産業の元気づくり、行政目標の明確化という四つの基本的な考え方に基づいている。平成二一年度までの五年間を推進期間とし、行政改革、財政改革および意識改革の三つの改革に取り組む。改革の推進に当たっては、行政課題を明確にし、事業の徹底的な優先度の峻別を行い、限られた経営資源を重点的かつ効果的に投資していく経営感覚による県政運営という観点から取り組みたい。具体的には、一般行政経費や公共事業等経費の性質ごとに一律削減する量的な改革に加え、個別の課題や事務事業の見直しを進めて歳出の削減を図ったことから、新たな行政需要や重点施策等へ経営資源を重点配分し、事業の再構築を図るなど、行財政構造の質的な改革を進めている。行政改革では、可能な限り数値目標と期限を明示し、県民への影響を踏まえて、段階的に実施する。財政改革では、景気の動向や地方税制改革制度の影響等、県だけでは決定できない

要素がある中で、その情勢変化に合わせて、適切かつ弾力的に対応していく。② 今回の試算は、県財政の現状を素直に示したものであり、今後行財政改革の取り組みを加速し、可能な限りの努力を行うために必要な県民への説明責任と理解してもらいたい。(2) ① 知事提案理由説明と同趣旨。重点施策事業に配分した予算は一、〇一四億円余あり、対前年度比四・六％の増となっている。また、各部署が知恵を出し、自らも予算編成にかかわるという意識をより高めるために、従来一律に示していた要求基準の適用の流動化や部局別枠予算の拡大を図った。さらに、既存事業の廃止や組み替えを進めて新規事業等を実施するために、一般財源で一〇億円の事業再構築枠をあらかじめ設けた。九〇の新規・拡充事業に予算措置することができた。② 来年度以降についても、次年度の大まかな収支の見込みを予算編成に合わせて示す方式や、各部署がより主体性を持って予算編成に参画できる要求方式を早急に検討する(知事)。(3) まず、県の対策案について県から説明を行い、考え方や人数および経費などの数値の根拠等を議論し、国からは、国として水俣病対策を進めるに当たっての基本的な考え方が示された。さらに、今朝の自民党水俣問題小委員会において、国の施策案として、判決確定原告に対する医療費の支給、総合対策医療事業の改善、水俣病発生地域の再生・融和の促進についての考え方が示された。今後は、対策の早急な成案化に向けて、県議会水俣病対策特別委員会と連携し、国と一体となって取り組みたい(環境生活部長)。(4) これまで、鉄道・運輸機構やJR九州に対し、

積極的に働きかけをした結果、新幹線工事では、平成一五年度には九工区のうち九社の県内企業が参入し、平成一六年度においても、二工区の発注に三社が参入している。在来線の工事に関しては、施工するJR九州から、営業中の鉄道に隣接する工事については、県内企業参入の条件として、在来線工事管理者の資格取得と同種工事の施工実績を積みこを求められている。このため昨年から県内企業二〇社以上が工事管理者講習会に参加している。県としては、今後とも建設工事共同企業体の参加資格の緩和や分離・分割発注等、県内企業に対する発注が拡大するようJR九州と鉄道・運輸機構に対し働きかけていきたい（土木部長）。（5）まず部分開業を見据えて、これまで設置していた現在の組織を来年度から再編統合し、新たに全線開業を見据えた新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部（仮称）を立ち上げる。この推進本部では、行政や県内各界も参画し、全線開業を見据えた全県的な戦略を策定する。また各地域振興局単位に地域戦略を策定し、地域に必要なプロジェクトを推進するため、民間と協働して地域推進本部を設置する。具体的な戦略構築に当たっては、交流、定住、雇用をキーワードに、新幹線と連動する交通体系の整備、観光をはじめとする交流の促進、農林水産業と商工業の振興、住みやすい熊本の実現の四つの視点が必要である。また国の出先機関や県外からのオフィス等の進出を促進するため、熊本市と共同で熊本市圏拠点性等向上方策（仮称）を策定する。さらに来年度以降は駅周辺の魅力を高めるために必要な民間機能の導入を検討する時期に入

ることから、JRや民間企業に対しては、具体的なモデルケースの提案を行うなど、都市機能のさらなる向上を図る（地域振興部長）。（6）①今回作成したアクションプラン「我がまちの宝」輝く観光くまもと」では、観光ニーズの多様化に対応して、新たに環境学習、地域づくり、地産地消や健康志向の視点に加え、九州新幹線全線開業を視野に入れ、ユニバーサルデザインの方に基づいた総合産業として新しい熊本の観光を展開する。このプランでは、平成一七年度から一九年度までの三年間に、とくに集中的に取り組む施策の具体的な行動計画を一一の重点プログラムとして取りまとめた。具体的には、地域が有する観光資源を掘り起こし、磨き上げ、地域の魅力アップに取り組むわがまちの宝探し、磨き上げ事業や、熊本にきた人たちが気持ちよく旅行することができるよう、もてなしのレベルアップを図る一万人のもてなしスタッフ育成等に重点的に取り組む。②現在、観光事業者を中心とした社団法人熊本観光連盟と県、市町村、商工団体等が中心となつて、大型観光キャンペーンなど宣伝誘客活動をしてきたくまもと観光推進協議会があるが、それぞれの役割が重複する部分もあるため、一元的な観光振興を図るためにも、両者の統合も視野に入れて、観光振興の核となる新たな組織を検討する。また、各地域においては、地域観光推進協議会のほか、観光協会や温泉旅館組合等の観光関連組織があり、それぞれが観光振興に取り組んでおり、これらの観光関連組織と情報の共有化や連携の強化を図ることにより、全国的キャンペーンの展開など、県内で一体的に取り

組むべき課題について一元的に推進できる体制を整備する（**商工観光労働部長**）。（7）①第一に一五一の数値目標を掲げ、目標設定の考え方を記載するなど県民が実感できること、第二に子育て支援に携わる人材の養成など本県独自の取り組みを位置づけたこと、第三に県だけでは実現困難な児童手当制度の拡充や税制の見直しなど、国レベルで取り組むべき事項について国に提案して社会へ発信すること、第四にパブリックコメント等を通じてより多くの県民に計画策定に参画してもらうことである。こうした県計画によって、子育てをするなら熊本と言われる子育て先進県を目指したい。②来年度は、子育て家庭元氣アップ、児童虐待防止、さらに小児救急医療体制の整備といったプロジェクトを掲げ、重点施策として取り組む（**健康福祉部長**）。（8）近年、産地表示の偽装や輸入品からの残留農薬の検出、無登録農薬の農産物への使用など、さまざまな問題が発生したことから、県民の食の安全、安心の意識をさらに高め、安全性に配慮した取り組みを強化する必要があることから、今回新たな条例案を提案した。内容は、食の安全、安心の確保に関する県および食品関連事業者の責務と消費者の役割のほか、今後県が取り組むべき具体的な施策について計画を作成すること、県が行う施策に消費者の意見を反映させること、さらには、生産から流通の各段階で一貫した監視、指導と検査を行うことなどが盛り込まれている。とくに検査に関しては、現在、生産段階では、農林水産物への無登録農薬や未承認動物用医薬品の使用が法令で規制されているが、これを使用した農林水産物の出

荷は規制されていない。このため、条例案では、当該農林水産物の出荷を禁止し、生産現場への立ち入り、違反者への措置勧告、公表を行えるようにした（**環境生活部長**）。（9）この事業の対象は、森林の公益的機能の確保に資するような水源涵養地域にある経営放棄された人工林であり、かつ林道から遠く採算性が確保できないなどの条件を満たし、事業を実施する際には、森林所有者の理解を得た上で、二〇年程度の伐採制限等とする協定を結ぶものとしているため、とくに問題はない（**林務水産部長**）。（10）①教育の日は、教育の重要性について県民のさらなる理解を得て、学校、家庭、地域が一体となって連携、協力し、互いの教育力を高めること、また教育関係者が新たな思いで教育に取り組む契機とする。②学校では、一二月ごろが公開になじむ行事が多く実施されており、現在のところ一月一日を想定している。③効果としては、多くの県民に学校の実情を知ってもらうこと、今後の学校、家庭、地域教育のあり方について、話題として取り上げってもらうこと、保護者や地域住民と学校との連携が図られ、お互いの教育力が高まること、教育関係者が自分の取り組みを見詰め直し、新たな思いで教育に携わる効果も期待している。（11）現在、すべての小中学校・県立学校で危機管理マニュアルが作成され、これに基づいて不審者等に対しての実施訓練がなされている。今後とくに情報の収集、発信や新たな課題解決のための対策を効果的にできるよう早急に検討する（**教育長**）。（12）今年度から、文部科学省の委託を受け、宇城地域を指定して、子どもたち一人一人の職業

観、勤労観を育む教育について、児童生徒の発達段階に応じた組織的、系統的な教育推進の調査研究を行っており、この成果を県内全体に広げていきたい（教育委員会委員長）。

田上議員は次のように質問を行った。

（１）今回の市町村合併は、これを契機に積極的に地域づくりや政策推進を図るというよりも、むしろ将来想定される人口減による高齢化、過疎化や財政難に対するやむを得ない選択であったと思う。合併を推進してきた知事のこれまでの取り組みの総括は。（２）今年四月から平成大合併の第二ステージとなる市町村合併の特例に関する法律（合併新法）が五年間の時限立法として施行する。そのポイントの一つは、市町村の組み合わせなどを定めた県の構想に基づく知事の合併協議会設置勧告である。この勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置を議会に付議する義務が出てくる。二つは、知事の合併協議の推進に関する勧告、三つは、合併で協議が調わなかった場合、知事が任命する市町村合併調整委員による斡旋、調停等が制度化されたこと。新法では、県の役割が強化されたことから、朝日新聞は「知事に国の名代として推進の旗振り役を担わせ、自治体を合併へと駆り立てる狙いだ」と論評している。県が今後混乱することなく合併を進めるためにも、構想の基本的な性格や策定方法、構想に盛り込むべき具体的な内容、知事による勧告などに県独自の規定を置くことが必要だと考える。（３）今回、坂本村における市町村合併の是非を問う住民投票を控えた中で、

法定協議会の事務局次長が文書で経済界や一部法定協議会委員等に対して、住民投票の参加と六市町村合併賛成に丸印をするよう文書で呼びかけるという事案が発生したが、自主合併をスタンスとしている知事の所見を伺う。（４）県はこれまで熊本市の政令指定都市移行について、積極的に関与することには慎重であったが、市町村合併の進展により県の補完機能が縮小する中においては、県はより広域的な役割を果たすことが求められ、政令指定都市となり得る熊本市と県が、互いに存在意義を認め合う中で、より次元の高い関係を構築していくことができる。県は熊本市の政令市移行、その前提となる合併推進に向けてできるだけ後押しすべきと考える。（５）①水俣病関西訴訟の判決において、公健法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）で水俣病ではないとした患者を八〇％以上水俣病被害者として認めた点は大きな意味がある。行政はこれまで、認定審査会の判断を、世界にこれ以上医学的な権威ある判断はないとしてきたが、権威という学問によって公害被害者の救済を閉ざすものであったということを露呈した。この判決によって公健法による認定制度は破綻している証左でないか。知事の認識は。②認定審査会については、まだ後任の選任が行われていない状況であるが、今後は発想を変えて社会、経済、弁護士などさまざまな専門家に参加してもらってはどうか。今後の認定審査会をどう立ち上げ、機能化させるつもりか。③県の対策案の中には、八代海の環境調査や住民の健康調査を行うことになっているが、患者や家族の生活実態を把握することも今後の

政策を進めるうえで必要と思っている。県は社会調査を行う考えはあるか。④認定申請の仕方や方法、受付場所等を相談できる窓口を県独自で開設してはどうか。⑤認定審査会での判断の前に検診医がいろいろと診断しているが、現在水保市総合医療センターをはじめとして全国で四か所検診場所が開設されている。認定申請が増え続けている現状から、もっと検診体制を強化する必要があるか。(6)平成一〇年に制定された被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、従来の自力再建を前提とする法制度から一歩進めて、生活再建のための資金給付を認めた法に改正された。これにより居住安定支援制度が創設され、住宅再建への公的支援の道が開かれたが、その支援対象は住宅の解体・撤去費用や借入金利等に限られ、住宅本体の建築費、補修費はその対象から外されている。一二年の鳥取県西部地震を機に、鳥取県は被災した住宅を再建する世帯に一律三〇〇万円、修理に一五〇万円を支給する全国初の住宅再建支援策を打ち出した。そこで本県独自の住宅再建支援制度をつくり、鳥取県が行っているように、県内市町村で基金を創設して住宅本体の建築・補修等を手当てしてはどうか。(7)産科の病院や診療所において、助産師資格のない看護師によって内診や分娩監視等の助産行為が行われているという問題がある。社団法人日本産婦人科医会は助産師資格のない者を対象とした産婦人科看護研修学院なる教育機関を全国に設置し、自前の教育を行って、そこで研修を受けた看護師が産科看護師と名乗って、助産行為を行っているようである。①こうした無

資格者による違法な助産行為に対する県の考えと指導について。②今後産科診療所への助産師配置の取り組みについて。(8)①三位一体の改革の課題、当面の取り組みについて。②三位一体の改革後の姿をどのように捉え、県財政を運営していくのか。(9)政府は、先般武力攻撃事態対処法をはじめとする有事三法案を成立させ、この中で他国の武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するための措置として、国民保護法が提起され、国から基本指針が示された。県は地方自治という観点から、国民保護計画をどのように策定する考えか。(10)知事の自治に対する思いと自治基本条例制定について問う。(11)公共下水関係は農林業も含めると約一二の事業があり、これが五部八課にわたっているため、一元化することで業務の効率化を図っていただきたい(要望)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)市町村合併は、まだ総括できる段階にないが、多くの市町村が地方分権や少子高齢化等、自らを取り巻くさまざまな環境変化を主体的に受け止め、行財政の実態や将来の見通しを踏まえて合併を選択したものと思っている。県としては、合併後の将来のまちづくりに対して、行財政面からできる限りの支援を的確に行っていく。(2)合併新法では、総務大臣が、県が定める合併推進構想の基準を基本指針として示す。県は、この指針に基づき、条例で設置する市町村合併推進審議会の意見を聞いた上で、合併推進に関する基本的な事項や構想対象市町村の組み合わせなどを内容とする合併推進構想を策定するな

ど、法律の中に定められている。国からは、この基本指針を平成一七年度のできるだけ早い時期に示すとされており、県としては、この合併新法と基本指針を踏まえた上で、引き続き合併を推進するため、県独自の合併推進手続きなどについて、現段階で条例を定める必要はないと考えている。(3) 今回の合併協議会の関与については、行き過ぎた行為であるとの意見が寄せられており、県としても真摯に受け止めるべきと思っている。今後合併の推進に当たっては、誤解を招くような行為がないよう細心の注意を払っていく必要がある。(4) まずは熊本市自らが魅力ある都市圏の将来ビジョンづくりや広域連合の強化など、合併機運の醸成に努めていくことが重要である。県としては、熊本市の政令指定都市実現に向けた取り組みに対して、引き続き必要な支援を行っていきたい。(5) ①公健法上の認定制度そのものは、国の所管事項であり、国において検討されるべきものである。県としては、法定受託事務として業務を行っており、あくまでも現行の認定制度の枠内での業務執行をせざるを得ない。関西訴訟判決以降、水俣病認定申請者が急増し、また認定審査会委員の再任ができず、認定業務が機能していない状況にある。しかし、たとえ認定審査会が機能したとしても、従来通りの認定業務を行い、審査で棄却となった場合、裁判で訴えられ司法上の救済がなされることになる、認定審査会の存在意義そのものが問われることになる。こうした状況では、従来と同様の形での業務の処理が困難となるため、実務を行う現場の実情やその打開策の必要性について国に対して強く

訴えてきている(知事)。(2) 本年一月に認定審査会の前委員等に対し就任依頼を行ったが、現状のままでは委員への就任は困難な状況である。今後の就任依頼は、国と現在協議している水俣病対策についての進捗状況も勘案し検討する。認定審査会委員の構成は、新法(公害健康被害の補償等に関する法律)の審査会であれば、医師や医師以外を任命することができ、旧法(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法)による認定審査会であれば、医師のみしか任命できない。新法と旧法を満たす一つの認定審査会を設置することになれば、両方に共通する医師のみを任命しなければならない。現在、旧法による申請者がいる状況では、医師のみを任命する新法と旧法を満たす認定審査会を設置する必要がある。(3) 県では、保健師等が水俣病患者の家庭を訪問し、日常生活や家族の状況等にも応じて必要な指導、支援を行う家庭療養指導事業を実施している。今後継続し、実態を十分に把握し、患者や家族の生活向上に努める。(4) 相談窓口は、平成一三年度から、水俣市立総合医療センターで医療相談や日常生活相談を行っている。現在水俣病関係団体からも相談体制の充実の要望があっているため、今後相談体制の充実と改善を検討したい。(5) 検診については、現在、水俣市立総合医療センター、国際医療センター(東京都)、名古屋医療センターおよび大阪医療センターに委託して実施しており、各医療機関の検診能力は、検診医の数からして年間一〇人から二〇人が限度。今回の水俣病関西訴訟最高裁判決を契機に水俣病認定申請者が現時点では五五〇人を超えており、現在の

検診体制では対応できない状況である。検診医の確保については、医師不足もあって大変厳しい状況ではあるが、認定申請者の急増を受けて、本県を含む関係県および国とで確保対策の協議を始めた（環境生活部長）。（６）全国知事会では、昨年二度にわたって、国に対し住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするよう緊急提言を行った。まずは長年にわたり国に要望してきた住宅再建支援制度を創設することを優先事項として取り組みたい（知事）。（７）①資格を有しない者による助産行為は法令に違反する行為であるとともに、医療事故を引き起こす要因ともなりかねない。県では医療法に基づいて定期または随時の立ち入り検査において、検査、指導している。実際、昨年無資格者による助産行為が行われているとの情報が寄せられ、この情報に基づき立入検査を行った結果、看護師が分婉介助を行っていたことが判明したため、当該病院に対し改善指導を行った。（２）助産師の配置が必要と考えられる病院、診療所に対しては、助産師の適正配置について指導を行う（健康福祉部長）。（８）①地方交付税等の一般財源の総額の確保、税源移譲、地方部と都市部との税収格差調整、国庫補助負担金の改革に当たり、地方が断固反対している生活保護、児童扶養手当の国庫負担割合の引き下げの問題、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の改革の実現、平成一九年度以降の第二期改革への道筋も課題と考える。三位一体の改革は、国と地方を通じた財政構造改革を進め、国全体の発展につながる仕組みをつくっていくものである。国の財政再建のみを優先し、そのしわ寄せを一方的に地方

に押しつけるのではなく、国と地方が協力、連携して日本をつくっていく、こうした視点が必要と考えており、国に意見を述べていきたい。（２）三位一体の改革は、地方税中心の歳入体系が構築され、地方が自己決定、自己責任によって、それぞれの実情に応じ、柔軟かつ的確に施策や事業を展開できるようにする地方分権型社会の実現を目指している。県としては、産業振興等にも重点的に取り組むなど、将来の税財源の涵養を図りつつ、県行財政改革基本方針に沿いながら、県民への説明責任を果たし、熊本を元気で明るくしたい。（９）有事における対応は、その性格上、国と地方公共団体が一体となつて行うことが求められており、計画は国民保護法および国が策定する基本指針に基づいて策定することになっている。県としては、計画をより実効性のあるものとするために、地方の実情を加味する必要がある、地理的、社会的なこと、もろもろの特性も十分踏まえて適正になるように取り組みたい。計画の策定体制は、熊本県国民保護協議会条例案に基づいて、国、県、市町村、指定公共機関および有識者等からなる協議会の場で計画案を審議してもらう。また、計画の中には、私権の制限等、県民の権利や利益にかかわる部分もあることから、県広報誌等による情報提供、県政パブリックコメント手続き等も実施する。（10）自治基本条例は、その根拠に住民とのパートナーシップを大切にするという考えがあることは承知しており、本県ではすでに総合計画にこの考え方を取り入れ、ユニバーサルデザインと合わせて県政運営の基本とするとともに、パブリックコメント手続き等、実

質的に県民の意見を県政に反映させるための方策を取り入れている。直ちに新たな条例をつくることは考えていないが、議員の意見を参考にして引き続き検討する（知事）。

氷室議員は次のように質問を行った。

（一）①二期目の知事として、予算編成にリーダーシップを発揮した点は何か。またどこにめり張りをきかせて予算編成したのか。②予算編成の中で、財政改革基本方針に掲げる意識改革を、どのような形で反映させているか。③予算の目玉は、工業団地施設整備事業二十数億円であるが、進出の見通しのない工業団地がある中で、県民に納得のいく説明が求められる。（二）財政再建について。①今回、県が公表した中期財政試算の中で、景気中立型を見た場合、平成二〇年には赤字額が二二四億円、再建団体への転落も予測されているが所見を伺う。②現状は県が示した試算より厳しいと思っているが、どのように抜本的な改革に取り組んでいくつもりか。③中期のビジョンは示しているが、長期的ビジョンについても示してはどうか。（三）行政改革について。①アクションプランを作成し、行政改革を進めていくというシナリオは示されたが、これまでの取り組みとの違いは何か。新たに踏み込んだ行政改革へ向かう知事の所見は。②本県の審議会等の数は一六七で、委員数二、六七一人、開催に要した金額は五、九〇〇万円余に上っている。この中には設置の是非が問われているものもあるので、この機会に審議会の改革について検討願う。③出資団体の見直しにつ

いて。今後見直しの指針を作成し、その指針に沿って改革のスピードを上げて断行していくのか。県からの出向者から実質的に運営に当たる民間出身者の登用が求められる。（四）出資団体への天下りについても意識改革ということで取り組みを始めてはどうか。（五）①県は職員給与の削減を見送る意向を示しているが、人事院は公務員基本給の五%引き下げを提案している。この改革案についてどのように考えているか。さらなる県独自の給与削減について。②公用車とタクシー共同チケットにかかる費用は年間一〇億円を上回る。こうした現状に対する県の認識と効率的な運用の取り組みについて、また、対策委員会等をつくり効率的な運用に取り組むべきでないか。（六）①今月、厚生労働省が設置したハンセン病問題に関する検証会議が厚生労働大臣に最終報告書を提出している。①この報告書に対する知事の率直な思いは。また報告書に込められた重みをどのように受け止めているか。②報告書には行政に突き付けられた重い課題が記されており、今後行政の長としてどのように取り組んでいくのか。（七）ゆとり教育からの転換について。①OECD（経済協力開発機構）の調査で、日本の学力低下が問題となっているが、その原因はどこにあるのか。またその対策を問う。②ゆとり教育導入から三年しかたっていないにもかかわらず、詳しい検証もなく、教育方針を変更する政府に対して、世論の厳しい指摘もなされているが、知事の所見を伺う。（八）公立高校の入試は、前期選抜では受験時点で学習していない問題が出題され、後期選抜では絶対評価をめぐる学校間の格差が生じるな

ど、混乱を極めている。今回の新しい入試制度の総括と改善点、さらに今後のあり方について。(8) 熊本市の学習塾が経営する九州初の株式会社立による単位・通信制高校が、阿蘇久木野村に開校予定となっている。(9) 生徒募集は期待でき、教育目的は達成できると考えているか。(10) 私立高校の経営に与える影響について。(11) 今論議している定時制、通信制高校の統廃合に影響を与えることはないか。(12) 教職員住宅は建築年度が古いものが多く、長期間入居していない住宅があるが、防犯上の問題もあるため早急に対策を願う。(13) 縦割り行政や個人情報保護の観点から、目的外の利用が厳しく制限され、災害弱者と言われる高齢者、障害者、外国人等の情報を一元的に掌握している自治体は極めて少ない。災害時の要援護者等の支援対策について問う。(14) 本県は風水害に比べ地震対策の比重が小さいと指摘する専門家もいるが、地震対策への取り組みは。(15) 熊本市は東町地区で雨水貯留浸透施設を国の新世代下水道支援事業で整備する計画を進めている。長期的には長年浸水で苦しんでいる熊本市東部地区に県の協力も必要と考えるが県の対応を問う。(16) ①安全、安心のまちづくり条例ではどのような効果が期待できるのか。②都市化や住民意識の多様化などで、本来地域社会が持っていた防犯機能が低下している。地域の協力をどのように得て、今後どのような形で地域連帯による安心と安全なまちづくりに取り組むのか。振り込め詐欺事件、偽造通貨事件に対処するのか。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①財政状況が厳しい中、真に必要な行政サービスの水準は維持しながらも、将来を見据えた必要な事業への予算配分は惜しまないというスタンスで臨み、その結果、六分野からなる重点施策に財源を配分し、新たに一〇億円の事業再構築枠を設け、予算にめり張りをつけた。②平成一三年度以降の財政健全化に取り組んだことで、今回なんとか一七年度当初予算を組めたことが、まさに職員の意識改革が変わってきたことのあらわれではないかと思っている。(3) 本県では、今後、とくに成長が望め、すそ野が広く、経済や雇用創出の面で幅広い効果が期待できる半導体、液晶、デジタル家電等を中心に誘致活動を展開している。半導体関連企業の設備投資の今後の見通しは、先端技術工場の国内回帰、リスク分散化のための生産拠点の分散化、パソコンの買い替え需要増、通信・自動車向けの需要増等から、工場建設等新たな投資が行われると期待されており、この絶好の機会にもかかわらず本県では、これらの企業が求めるまとまった広さの用地や安定した水の確保等の条件を備えた用地はなく、セミコンテクノパークも完売状態となっている。県としては、企業が求める立地環境を備えた新規の工業団地建設が企業誘致戦略上不可欠である。(4) ①②小杉議員代表質問(1)と同じ。③現時点で財政再建の展望を明確に示すことは困難である。そのため、今後五年間の改革の基本方向と主な取り組みを掲げた中期ビジョンである行財政改革基本方針を公表した。今後は、この基本方針に沿って毎年度実施計画を作成し、行財政改革の取り組みを着実に進め、準用再建団体への

転落を回避する。(3) ①業務の効率、重点化を進める重点化システムや職員重点配置システムの構築、事業再構築の創設等、構造的な改革につながるような仕組みづくりが今回の大きな特徴である。今後の推進に当たって、県民の理解と協力は不可欠であり、県財政の今後の見通しを示し、財政的な危機が去つてはおらず、行財政改革の取り組みを加速させる必要があることを訴えた。これからも、県民に対し情報の積極的な提供に努める。②これまでも審議会設置の必要性について見直しを進めてきたが、来年度は審議会等の統廃合や委員数の見直しのための指針策定に取り組む。③県出費団体等に対する県の関与に関する指針を今月中に策定する中で、統廃合による団体数の削減や事務事業の見直し、さらに団体に対する県費の支出削減、県職員派遣数の削減等を定める。団体代表者をだれにするかは団体内部の問題ではあるが、これまでも、民間出身者の登用を含め、団体の運営に実質的な責任を持てる人が団体代表へ就任する取り組みを進めており、趣旨の徹底を助言したい。④県出資団体等に再就職した県退職者の給与や在職期間等については、それぞれの団体で自主的に判断し、決定されているが、他県の動向、国の状況等をしつかり受け止めながら、より透明で、県民の理解が得られる方法について検討したい。(4) ①現時点では、人事院から詳しい内容が示されていないため、コメントすることはできない。総務省においても地方公務員の給与のあり方について、研究会が設置されているので、人事院と総務省における検討状況をしつかりと見極めていく必要がある。独自の

給与費削減は、行財政改革基本方針に沿い、今後、給与構造の見直しや各種手当の改廃等について、毎年度策定する実施計画、アクションプランの中で対応する(知事)。②公用車は、多くの経費を要することから、社会経済状況の変化も踏まえながら、常に公用車の必要性や更新基準等の見直しを行い、適切な管理と効率的な運用に努める。またタクシー利用についてもできる限り公用車での利用を図ることで経費節減に努める。対策委員会の設置は、必要に応じて専門部会などを設置して、経費の節減に取り組んでいる。(総務部長)。(5) ①報告書には人権侵害を受け続けてきたハンセン病療養所入所者の悲惨な歴史が綴られており、私自身も意識すると否とにかかわらず、ハンセン病の歴史に対して、目をしっかりと向けてこなかったという思いがある。また社会全体で人権侵害の再発防止に向けて取り組む必要性と人権啓発の大切さを感じた。この報告書が、多くの人たちに読まれ、ハンセン病に対する正しい理解の普及に役立ち、いわれない差別や人権侵害をなくすためのバイブルとなること、また、県民一人一人がハンセン病問題を学び、自らの問題として捉えるきっかけとなることを期待している。②県としては、人権意識の啓発は繰り返し継続する必要があること、人権問題は他人事ではなく自分自身の問題として捉えるという自覚が必要であること、偏見の解消には知識だけでなく人間的交流や共感を持つことが必要であること、世代間偏見の連鎖を断ち切るためには若い世代に重点的に啓発を行う必要があることなどを基本として、これまでハンセン病への差別と偏見

の解消のための啓発事業を実施してきており、今後とも一層充実して粘り強く進めていく。(6) ①子どもたちが、何のために学ぶのかという目的意識よりも、教育現場の中では、むしろ受験対策が眼目になり過ぎていたのではないかと。学ぶ力を育てるため、今後とも、授業の工夫、改善が十分なされなければならない。また、ライフスタイルの変化、少子化等の中で、読書離れ、自然体験の喪失、子ども同士の遊び関係、また地域行事への参加の減少などが、学ぶ力を弱くさせていることに關係していると思う。対策として、一人一人の学力を的確に把握し、個性を磨き、社会に送り出すという強い信念の下で教育活動を展開する、教育外の地域社会との連携も欠いてはならない。子どもたちの豊かな人間性や実力を伸ばすためには、教育現場、家庭、地域社会が協働して、基礎学力の向上だけではなく、人権意識、仕事や産業への理解、地域文化や伝統文化への理解、こういったものを重要な教育の視点として今後とも取り組むことが大事と考える。②学校現場に三年間の取り組みに対する評価がなく、大変唐突であると感じている。子どもや学校現場の視点に立って、国民に見える形で課題の抽出と対策の議論をすることが今求められているのではないかと(知事)。(7) 前期選抜は、各高校は、選抜に当たって重視する観点に基づき、試験内容等を創意工夫する、生徒の受験機会の拡大を図るという趣旨に沿った取り組みができていていると思う。面接や小論文でも生徒のすぐれた面を評価できた。今後後期選抜も含めて、入試制度のアンケート調査を実施して検証する。(8) ①現在通信制高

校のニーズが高まっており、教育特区を活用して、今回の株式会社立の学校が新設されることで、高校教育に新しい風を呼び込めるのではと期待している。(2) 今回新設される二校は全国や九州域内から生徒を募集する広域通信制であることなどから、実際にどの程度の入学希望者が出てくるかを見極めることは難しい。このため既存校への影響についても現段階では予想がつかない。(3) 今後の定時制・通信制高校へのニーズの変化を踏まえ、新設する通信制高校の状況等を見て、県立高等学校教育整備推進協議会において検討したい。(9) 老朽化が著しい教職員住宅は毎年度計画的に廃止し、解体処分を行っており、今後さらに廃止処分等を促進する。有効活用ができる建物については、市町村への売却等を検討するなど早急な空き家解消に努める(教育長)。(10) ①県では現在、有識者や関係機関等の意見を踏まえて、来年度に災害時要援護者支援対策指針を策定する。策定に当たっては、平常時の対策として、要援護者の把握、情報管理、避難誘導支援体制等について、また、災害時の対応として、避難情報等の伝達、避難誘導、安否確認情報等の収集、避難所の運営などについて、きめ細かな検討をする。策定した指針は市町村へ周知して、地域の実情や生活実態に即した災害時要援護者に対する支援マニュアルをつくるよう働きかける。(2) 県は、昨年度から、休日、夜間における県庁内防災センターの二四時間勤務体制、指定幹部職員の勤務地居住、防災システムの改善等、体制の整備に取り組んでいる。また、昨年九月に行った総合防災訓練では、火山性地震を想定の一つとし

て、初めて阿蘇郡の三町に及ぶ広域訓練を実施し、防災関係機関との連携体制の強化を図った。本年二月には、八代海沖を震源とした大規模地震を想定して、災害対応の初動体制の確立を図るため、初めて県災害対策本部の図上訓練を実施した。さらに、昨年の新潟県中越地震の教訓を踏まえて、震災対策の緊急総点検を行い、その結果明らかになった課題の改善を図るため、現在、災害ボランティアの受け入れ体制、救援物資の受け入れ、配送体制、災害時要援護者の避難体制等について検討しており、来年度中に新たな体制づくりの方針を策定する。あわせて、地震発生直後の避難誘導、救助、安否確認等に大きな役割を果たす自主防災組織の結成促進も、市町村に働きかけを行い、関係機関等に対してセミナーを開催するなど、積極的な普及啓発に努めている（総務部長）。（11）熊本市は今後の雨水貯留浸透施設の拡大について、国や県と協議するための協議会を設置する意向を示していることから、この協議会においてどのような対応や協力が必要かを検討したい（土木部長）。（12）①犯罪の起きにくい地域づくりを推進するため、今月末までには、犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針を策定する。条例の効果は、社会全体で将来にわたり継続的に犯罪の起きにくいまちづくりが推進され、県民の安全意識の向上や犯罪の未然防止等につながることを期待している。②警察本部では、カギかけ日本一運動等に取り組んでおり、自治体や県民との協働活動を通じて防犯組織の高揚を図っている。最近は小学校校区を単位とした民間の防犯組織やボランティアによる防犯活動が盛り上

がっており、こうした活動を支援あるいは連携して実行していくための施策をさらに強化する。振り込め詐欺は、平成一六年、七〇〇件、被害総額は四億五、〇〇〇万円に上っている。今年に入ってから、融資保証金詐欺が増えている。本年一月に、振り込め詐欺等総合対策本部を設置して、各部門一体となった取り締まりとあわせて被害に遭わないための防犯活動を強化している。新五〇〇円偽造硬貨行使事件は、県内では現在のところ、三百数十枚の偽造硬貨を認知しており、福岡県警、警視庁と共同して捜査を実施している。一人を逮捕して、二人を指名手配して追跡捜査を行っており、早期解決を図りたい（警察本部長）。

【一般質問】

三月一日に藤川隆夫（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、重村栄（自由民主党）、一四日に池田和貴（自由民主党）、松岡徹（日本共産党）、小早川宗弘（自由民主党）、一五日に堤泰宏（無所属）、荒木義行（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行政改革

（1）熊本県行政改革基本方針の中に、県立大学の地方独立行政法人化、保育大学校や保健学院のあり方の見直し、産業開発青年隊訓練所のあり方の見直し等、県関係教育機関の見直しが記載されている。先日、この見直しについて所管部局の考え

方を聞いたところ、消極的な考えが多く、本気で取り組もうとする姿勢が感じられなかった。県関係教育機関の見直しについて、どのような視点で見直すのか。(2)①長崎県や佐賀県では大型電算機システムの見直しを行って、利便性向上や運用コストの削減を図っている。本県の電算機システムの現況と課題、さらに今後の取り組みについて。②現在職員には一人一台のパソコンが配備され、庁内LANも整備されているにもかかわらず、電子決裁の比率は5%と聞く。なぜこのように低率なのか、また今後改善を進めたとしてもどの程度まで高めることができるのか。(3) これまでも議会でカタカナ表記の事業名が多すぎるので是正するよう要望したが、現在も事業の名称だけ聞いても事業の中身がわからないものが数多くある。外来語やお役所言葉の言い換えなど、県民にわかりやすい用語の使用について(重村)。(4) 県内では水俣病対策、川辺川ダム問題、有明海・八代海再生、少子化対策など県政の重要課題の解決、そして三位一体改革の名による国から地方への財源縮減の下で、財政再建団体転落のふちに立たされており、県政を取り巻く状況はまさに多事多難と言える。知事が、県民中心の県政という基本姿勢に基づき、県民の声に耳を傾け、県職員の知恵と力を結集し、県政の歴史に残る仕事を推進することを期待したい。知事のこれからの県政運営の決意を伺う(松岡)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 産業構造の変化、同種の民間教育施設の増加等により、一部の施設においては、応募者や入学者が減少するなど、設立

当時に比べ教育機関を取り巻く環境が変化し、その役割やあり方の見直しが必要となっており、全庁的な検討を行い、行財政改革基本方針と平成一七年度実施計画の中で、見直しの方向性、実施時期および方針決定時期を明示した。基本方針等に沿って、各施設それぞれの特性や状況に応じた見直しを着実に進めていく。とくに利用率の低い施設や民間でも同種のサービスが提供されている施設は、今後の需要見込みや必要性等について検討を行い、施設の存廃を含めた見直しを進めていく(知事)。(2)①現在二台のホストコンピュータにより給与、人事、財務等四七業務を運用している。その運用経費は、機器のレンタル料で年間約三億円、維持管理経費で約三億二、〇〇〇万円となっている。これらの業務システムは、開発から一〇年以上が経過していることから、制度改正や新たな業務ニーズに対応するため、平成一九年度をめどにサーバー系のシステムに再開発する方針である。これにより初期費用や維持管理費用の縮減が期待でき、情報公開や電子納付等、県民への各種サービスの向上が図られる。②平成一五年一〇月から文書の電子管理システムの運用を開始して、文書の受付、起案、保管、廃棄等を一貫して行い、文書の決裁も可能となった。文書の供覧では四〇%程度の利用となっているのに対して、決裁の利用率は五%程度となっており、そのほとんどは定型的な文書の利用に限られている。電子決裁が低いのは、決裁の過程で図面等を添付するものや、口頭による説明が必要なものなど、電子化になじみにくいものが極めて多いこと、また、決裁文書を一覧にして見ること

に難点があることなどの理由によるものである。平成一七年度以降の庶務事務システムなどの運用開始や民間の文書の電子化の進展等により、利用環境が整ってくることから、総務省における平均決裁率に近い五〇％を目標として利用率向上に努める。

(3) 県民にわかりにくい用語は、できる限り使わないようにし、やむを得ず使用する場合には、日本語の解説をつけるなどの工夫を行ってきた。今後可能な限り、外来語やいわゆるお役所言葉等の言い換えを行うなどにより、県民にわかりやすい用語の使用に努める(総務部長)。(4) 県民一人一人、あるいは企業や団体、地域が、個性や能力を発揮して、自己実現できるような社会を築くために、既存の枠組みに捉われることなく、現実の姿、未来の姿、これを分析、考察して課題化し、しっかりと施策を展開していかなければならない。県政の首座は県民、こういう意識を持ち、人権、平等感覚を私自身の信念として今後ともしっかりと取り組みたい。また、県政は今、地域経営という視点が求められている。今や全国自治体のトップを走っているユニバーサルデザインの手法の中で、県民中心、元気で明るい熊本づくり、これを執行部と県議会ともに手を組みながら、車の両輪として着実に県政のかじ取りをしていきたい(知事)。

財政問題

(1) 高金利県債の是正について。公債費の負担軽減策として、公債費の二割を占める利子償還額を減らすことはできないかと考えている。県は現在の予算ベースの金利約二％よりも高

い金利で借りている県債が全体の三七・五％、四、九二六億円もある。まずは政府資金より制約の少ない銀行等が引き受けている県債のうち、金利が二％を超える県債八五一億円分の低金利資金への借り換えを検討し、次に、国との折衝を持ちながら、政府資金の金利が二％を超える県債三、七〇九億円分の借り換えを検討することを提案する。ちなみに、これらの県債の金利が、仮に一％軽減されると四五億六、〇〇〇万円分も支払いが軽減される。①借換債の仕組みと借換債が来年度予算にもたらす効果について。②低金利への借り換えに対する所見は(池田和)。(2) 国と同様、多額の借金を抱える本県の財政状況を踏まえ、今後の公債費抑制による財政健全化の基本的な考えについて(堤)。(3) 予算のあり方について。個人の権利や人権は平和な社会があつてこそ保障されるものである。県職員の不祥事が続くなかで、本場に職員の意識改革ができているのか。各部署間において、それぞれ危機意識を持った財政運営ができるのか(荒木義)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①行財政改革基本方針において、償還期間を施設の耐用年数に合わせるための借換債の発行を考えている。償還期間を延長する借換債により、その施設を利用する将来の世代も公平に負担する。来年度は借換債を六九億円予定しているが、県債の償還財源が借り換えによって調達されることになるため、同額の収支改善効果を得ることができる。②民間資金の借り換えを行った場合、借り手はメリットがあるものの、銀行等の資

金運用計画に支障が生じ、銀行等に資金を提供している人にも影響を及ぼす。一方的な低金利債への借り換えは、借り手としての本県をはじめ地方公共団体の市場における信用力の低下を招くおそれがある。これは政府資金の場合も同じである。こうした課題があることから十分に研究をしていく必要がある。工業用水道事業等に充当されている公営企業債の特例制度として、補償金を要しない借り換えが認められており、平成一七年度から適用条件が七・〇％から六・〇％に緩和されたので、この特例を活用する(総務部長)。(2)依然として県債残高が多額に上っていることは事実であり、公債費を急速に減少させることは困難な状況にある。今後は行財政改革基本方針に沿って、県債残高の増加を招かない取り組みや、毎年度の公債費負担の平準化など公債費そのものの抑制を図るほか、行財政構造の全般にわたる質的な改革を進めることで一層の改善を図る。(3)平和と人権は両輪であるという視点で取り組むべきものであると考えている。将来の県財政や県民生活への影響を視野に入れながら、本県が抱える課題の対応に向けて取り組みを進める。平成一三年の財政健全化計画から本年度まで、全職員が一丸となって財政の厳しさに耐え、何とか予算を組むことができた。今後にも現状に満足することなく、県民中心の視点と現場主義を大切に、既存の枠組みや既成概念に捉われずに、柔軟な発想で諸課題に取り組めるよう事あるごとに職員の意識改革を図りたい(知事)。

水俣病問題

(1) ①水俣病関西訴訟最高裁判決により、国、熊本県の国家賠償法上の責任が確定したことを受け、県は、今後の水俣病対策(案)を四項目出している。このうち、八代海の環境調査はこれまで水産庁をはじめいろいろな形で行われており、水俣病発生から五〇年経過するこの時期に実施する必要があるのか。また、沿岸地域の健康調査は対象者が四七万人と聞くが、沿岸地域以外の地域で八代海の魚介類を摂取していた人など、人の把握が困難であり、たとえ可能であったとしても、検診が実施できる医師は限られており、対応に長い年月がかかり、無理であると思う。節目として水俣病五〇年事業が国、県、市合同で考えられているので、この事業の中で、水俣病の検証として、環境調査、健康調査を行ってはどうか。②現在認定審査会委員の再任を要請しているが、反応は今ひとつという状況である。もしこのまま認定作業が進まなければ今後は不作為責任が生じて、水俣病問題が混乱する。現実的な方法として、現行の認定申請者が認定基準に合致するのか、あるいは認定基準と司法判断の間に入るかどうかを審査し、最終的には政治的解決を図るしか対応はないのではないか。どうしても委員のなり手がいない場合は、法定受諾事務である認定審査会そのものを国へ帰してはどうか(藤川)。(2) 水俣病の歴史は、チッソと行政によって被害が拡大され、放置され、切り捨てられた歴史でもある。こうした水俣病について、昨年一〇月、関西訴訟最高裁が極めて明確な断罪を下した。①知事の水俣病の歴史認識につ

いて。②今年五月一日の水俣病犠牲者慰霊式の間を借りて、あらためて患者や被害者、県民、国民に謝罪をしてはどうか。③健康調査と環境調査は今後の対策の基本になるので、強い決意で国との協議で実施を勝ち取る必要がある。また、一時金と医療費の自己負担分の保障というのは、患者、被害者の強い切実な要望と聞いている。こうした点を含め、新たな段階での政治解決も視野に入れて、患者、被害者とその団体の要望を重視することが問題解決の不可欠な前提だと考える(松岡)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(一) ①環境調査、健康調査は、水俣病公式発見から半世紀を迎えるに当たって、総括、検証をするものとして、メチル水銀等が人体や海域にもたらした影響を把握するべきではないかという考え方に立ったものである。調査の具体的内容や手法は国と議論している。これらの調査を実施する際には、過去の調査結果や現在行っている事業等との整合性も当然図っていくかなければならない。公式発見から五〇年の事業に位置付けけるという提案についても、国と協議中である。②認定審査業務については、委員の任期が切れたことを受けて、各委員の意向確認や就任の依頼を行ってきたが、水俣病関西訴訟最高裁判決では、公害健康被害補償法上の判断基準に比べて、より広く救済する司法上の判断基準の準拠が示されたため、委員の中に戸惑いが生じて、再任できない状態となっている。長期にわたり認定処分ができなくなれば、行政の不作為責任が問われる。今後再度委員就任を依頼するためには、今後の水俣病対策を早急に取り

まとめ、対策の全体像やスケジュール、手続きなどを含めた実施の見通しを示すこと、とりわけ療養費の支給について示すことなど、環境整備が大変重要と考えている。療養費についての県案は、公害健康被害補償法上の判断基準とは別に、一定の症状に該当する場合は療養費を支給するという広い救済の考え方である。その判断に当たり、例えば医師による判定委員会のような機関が必要になってくるので、こうした具体的な手順について、国とも協議していく。なお、法定受託事務である認定審査業務を国に返上することは、地方自治法ではできない。委員の不在により、実態として県が法定受託事務である認定業務を行えない状態が続く可能性もあり、その場合には、一定の要件や手続きにより、最終的に国が代執行できるという仕組みはある。県としては、認定審査会委員の就任に理解が得られるよう環境整備を行っていく。(二) ①水俣病の発生は、重化学工業を中心とする国の産業政策の中で、企業利益を優先し、人権や環境に十分配慮しなかった企業活動により引き起こされたものである。国と県がもっと早い段階で対策に可能な限りの手を尽くしていれば、これほどまでの被害の拡大はなかった。先の最高裁判決で行政に問われたものもまさにこの点にあり、行政の責任も重いものと受け止めている。水俣病は、被害者の命と健康に重大な被害を与えただけでなく、被害者と家族の人生そのものにも、また、地域の自然環境、人間関係、経済活動等にも容易に回復したい深刻な被害を与え、今なお地域の再生や融和が重い課題として残されている。②今年の慰霊式は、国

および県の責任が確定した後、初めての慰霊式となる。慰霊式には今年も出席して、あらためて水俣病で亡くなった方や被害を受けた方に対して、真摯に心からおわびを申し上げたい（知事）。

③健康調査と環境調査は、最高裁判決で問われた行政責任を踏まえ、水俣病公式発表から五〇年の節目に当たり、総括検証を行うためにも実施することとしている。医療費自己負担分や一時金は、医療費やはり・きゅう費等を含めた療養費について、県の案では、自己負担分はすべて支給することとしており、現在、健康調査、環境調査および療養費について、その内容や手法等、国と協議を行っている。なお、患者や被害者団体等の要望については、今後もしっかりと受け止めていきたい（環境生活部長）。

交通計画

（一）昨年一二月に、熊本都市圏の公共交通問題を考える自転車・バス・電車が主役のまちづくり円卓会議の市民メンバーが知事と幸山熊本市長にバス事業の再編に向けた提言書を提出した。提言には、熊本市交通局の民営化も入っており、波紋を呼んでいる。このバス事業の再編について県と市は今後具体的な協議を進めていく必要があるが、来年度以降の進め方、課題について（平野）。

（二）①熊本都市圏交通の課題を解決するには公共交通網を軸とした交通システムの再編が必要で、現在のアクションプランを大胆に見直すことが必要と考える。②長嶺・帯山地域の人たちが市電、LRTの導入を求めていることが熊

本大学教育学部の調査結果でわかった。これに関する所見は（松岡）。

（三）①九州新幹線の部分開業といえども開業効果を把握することは、今後の地域振興策を展開していく上で非常に重要である。一年目の部分開業の効果と新幹線を利用した地域振興策を問う。②平成一六年五月に、熊本県、八代市、水俣市で構成される新幹線新駅振興会議が行政レベルで開催されている。私もオブザーバーとして一度参加したが、地元八代に関してはまだ広域交流拠点という言葉だけで、開発のビジョンがはっきりと見えない状況であった。この新駅振興会議において、県はどのようなかわり方をしているのか。また現在までの新八代駅周辺においての決定事項は（小早川）。

（四）熊本駅からJR豊肥線への乗り入れ計画、三里木駅から熊本空港への新規線路開設の可能性と今後の見通しについて（堤）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）平成一五年度に熊本都市圏バス路線に関する検討会議を設置して、競合路線の整理、バス路線網の見直しおよび運行体制の見直しについて協議を進めて成果を上げている。さらに本年度、熊本市およびバス事業者とで行っている運行体制見直しに関する調査において、路線バスの共同運行やバス事業者の再編のパターンおよびその効果について整理中である。今後は、この調査結果を踏まえて、軌道と路線バスを有する公営交通の守備範囲のあり方、現在の経営環境における民間バス事業者三社体制のあり方など、熊本都市圏の路線バスの抜本的な見直しについて、関係者との協議を進めていきたい（地域振

興部長。(2) ①熊本市圏では、一三年五月に都市交通マ

スタープランを策定し、一五年六月にアクションプログラムを策定した。現在、このプログラムに沿って、東バイパスの六車線化や近見高架橋、麻生田三里木線等の整備が進められ、課題となっている渋滞緩和に効果が現れている。今後とも確実な進管理を実施して、目標達成に向けて取り組む(土木部長)。②六年後の九州新幹線全線開通をにらんで、熊本市域のバランスや効果的な土地利用という観点から、どのように軌道網を整備すべきかについては、交通事業者である熊本市とも十分連携をとって、対応していきたい。(3) ①八代地域では宿泊者数も前年対比一〇八・六%と増加しており、特産のハモを活用した料理やアユ駅弁の開発、日奈久観光ボランティアガイド育成、八代と熊本空港間のバス運行など、活発な取り組みが生まれている。しかしながら、鹿児島県と比べて、期待していたほどの開業効果が現れているとは言い難い状況である。このため、来年度からは、官民の協働体制で新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部を新たに設置して、全線開業を見据えた全県的な戦略を策定する。②平成一六年五月に、八代、水俣両市と県で設置した新幹線新駅振興会議の中で、新八代駅周辺の整備については重要項目として協議している。具体的には、八代市が事業主体となって駅周辺の街区形成や地区内道路、公園を整備する。県は新駅のアkses道路となる県道西片新八代停車場線の整備を行うほか、今後、全線開業時まで、北部方面から新駅へのakses道路となる県道新八代停車場線を整備する。今後、用

途指定等による乱開発防止策、ビジネス拠点の形成、物販施設、飲食施設の設置、住宅建設の促進や上下水道整備等の定住促進策が必要と考えている。(4) 来年度に、バス、市電、JRの各交通機関を活用した空港akses改善調査を予定している。この中で、JR豊肥線からの延伸の可能性についても、事業費や採算性、事業効果等を整理する。熊本空港のakses改善は、熊本市や空港周辺の自治体、交通事業者、地元経済界が一体となって取り組む必要がある(地域振興部長)。

福祉・医療問題

(1) 老朽化のため建て替えられた県営健康団地の一階部分に、複合住宅福祉サービスセンターとなる健康くらしささえ愛工房がつくられることになった。ここでは、くらし安心処として、デイサービス・ヘルパーステーション、配食ステーションなどの複合在宅福祉サービスセンターを、また、地域の縁がわとして、子育て支援機能、世代間交流機能、地域交流機能等のための多機能地域福祉スペースの二つを設け、福祉サービスを推進していく。①県はこの事業を通じてこの地域の福祉のまちづくりをどのように描いているのか。②この事業により得られるノウハウを生かし、県内での福祉のまちづくりについてどのような夢を描いているのか(藤川)。(2) ①幼児期の虫歯は一歳六か月から三歳までの間に急増する。県は次世代育成支援行動計画で、市町村に歯科検診の実施を求めているようであるが、現在の市町村での取り組み状況と今後の方針について。②障害

者に対する歯科診療は近年受診希望者が増加し、十分な対応が難しくなっている。県としての現在の取り組み状況と今後の展望について。(3) ①昨年実施した中高生を対象にした子どもドック事業の結果は。またこの検診事業を小学校まで拡大する考えはあるか。②熊本市では市立小学校四年生の希望者に対し、生活習慣病検診が行われているが、他の市町村の取り組みは。③教育現場での生活習慣病予防について、食育の面も含め、どのように対応するのか。(4) 母子家庭は平成一五年の調査では推計一二二万五、四〇〇世帯で、五年前の調査に比べて増えている。また母子家庭の平均年収はパートの仕事が多いことから二二万円と同年代の一般世帯に比べて三分の一強しかない。①県は母子家庭への就業支援として、さまざまな事業を実施しているが、これまでの事業の実績と今後の取り組みについて。②県内市町村における母子家庭の子育て支援策の実施状況は。(5) 介護保険改革法案が閣議決定され、その中に新予防給付、地域支援事業や介護施設入所者の食費、居住費の負担増、介護認定区分の再編等が盛り込まれている。①新予防給付と地域支援事業は、平成一八年四月からの実施が予定されているが、体制整備に向けての取り組み状況について。②今年一〇月から、特別養護老人ホームなどの介護施設に入居者のホテルコスト(居住費と食費)が、保険給付の対象外となるなど介護施設入所者の負担増に対する各施設の対応について。③県内の特別養護老人ホームの待機者は平成一五年七月時点で八、九三三人となっている。県のこの待機者解消に向けての取り組みを問

う(藤川)。(6) ①昨年一〇月に国から今後の障害者保健福祉施策の方向、いわゆるグランドデザイン案が示され、去る二月には国会に障害者自立支援法案が上程された。この法案は障害者個人の努力だけ求める自立論が強調されており、昭和五七年の国際障害者年以降広がってきた障害を社会環境との関係で捉えるノーマライゼーションの理念に反するものである。今回のグランドデザインとそれに基づく法案の展開について所見を伺う。②障害者自立支援法案によって、くまもと障害者プランの数値目標にどのような影響が及ぶか。(7) 重症心身障害児(者)通園事業は一人定員のA型と、五人定員のB型があり、B型は県内に六か所つくる計画で現在五か所設置されている。残り一か所については、松橋養護学校等がある宇城地域を切望する保護者が多いと聞が、必要な医療機関との連携が課題となっている。(8) 県は次世代育成支援策を打ち出しているが、働きながら安心して子育てができる環境が保障されていることが大きなポイント。女性の多くはパートタイム等に就労しており、保障の少なさと雇用の不安定さから子どもを安心して産み育てる環境になっていないのが現状である。安定した就労環境、賃金水準、就労時間、子育てへの理解等を、企業誘致に働きかけ、指定管理者も監視していかなくてはならない。次世代育成と雇用のあり方について所見を伺う(平野)。(9) 国は、社会構造、就業構造の著しい変化を踏まえ、新しい児童育成のため、就学前の教育、保育を一体とした総合施設の設置を可能とすることを示した。①本県の実情に即した幼稚園、保育所のあり方

について。②県内の状況と課題について（重村）。(10) 昨年九月の議会で五万人の署名を添えて、抗がん剤治療専門医の早期育成を求める請願書を提出して採択されているが、その後の専門医の育成とがん対策について問う（小早川）。(11) 県が推奨するかかりつけ医制度は高く評価していたが、一般県民の認知度が低い。かかりつけ医制度の今後の取り組みを問う（荒木義）。これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①健康くらしささえ愛工房は、県の地域福祉推進の指針である地域ささえ愛プランを具体的に進めていく方策の一つとして、県営健康団地の一階に整備したもので、この施設が地域福祉の先駆的なモデルづくりの場となるように、民間の人材やノウハウを生かすこととし、事業企画の公募を行った。採用された事業企画を基本として、地域の商店街や自治会、校区社会福祉協議会、住民が、一体となって取り組むことで、住み慣れたところで、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりが可能になる。②この事業で得られたノウハウは、市町村や関係する団体に普及させて、地域の資源を活用してまちづくりに取り組む際のモデルになることを期待している（知事）。(2) ①平成一六年一〇月現在、乳幼児歯科検診、指導を二歳児に対して実施しているのは、五七市町村で、今後さらにその有効性や重要性についての周知を図り、積極的に推進する。②口腔保健センターをはじめとする各医療機関での取り組みとともに、県のこども総合療育センターの再編整備にあわせて歯科医師を常勤化するなど、障害児の歯科診療

の充実に努めている。また、平成一五年度から、県歯科医師会をはじめ関係機関に参画してもらいながら、医療機関に関する情報の提供や歯科疾患の予防対策などについて検討を進めている。さらに県歯科医師会が、保護者や障害福祉施設等の代表者も構成員とした障害児（者）歯科保健推進協議会を近く設置するので、県としても、この協議会に参画しながら障害児（者）の適切な診療が確保できるよう取り組む。(3) ①子どもドックの検診結果は、実施した三一三人のうち、軽度も含めると二〇・七％の六五人が肥満状態にあり、それらの生徒は中性脂肪、いわゆる悪玉コレステロールおよび尿酸について高い値を示す傾向があった。また、健診を行った中高生の四人に一人が高脂血症、高校男子の一六・七％が高尿酸血症と診断されるなど、予想以上に生活習慣病の兆しが認められ、近い将来、動脈硬化、高血圧や痛風など、生活習慣病の発症が懸念される者が多く見られた。生活習慣アンケート調査では、中高生の生活は勉強や深夜テレビ視聴等、いわゆる夜型が多く、夜食、朝食欠食の習慣化や睡眠不足につながっているものとみている。来年度は、子どもに対する健康実践学習やフォローアップ検診を含めた健康相談事業を進める方針である。②熊本市のほかに高森町で当検診が行われており、希望者を対象に貧血検査と脂質検査を実施している（健康福祉部長）。③学校医の指導の下、担任、養護教諭、学校栄養職員等により、家庭と密接に連携を図りながら、適切な食事、睡眠、運動などの生活習慣にかかわる指導をはじめ、心のケアを含めた個別の指導を行っている。県教育

委員会では、平成一五年度より、望ましい食習慣の定着を目指した食育推進事業に取り組んでいる。昨年、保護者向けの啓発資料のCDを作成し、今年はビデオ作製を予定している（教育長）。（4）①平成一五年度に全国に先駆けて熊本県母子家庭等就業・自立支援センターを開設、県母子寡婦福祉連合会に委託して、就業に関する相談や求人情報の提供、就業支援講習会の開催等の事業を行っている。また資格取得の取り組みを経済的に支援する給付金事業も実施している。これらの事業を利用して、これまで常用雇用五三人を含む一一〇人が就職し、ヘルパーやパソコン技能等の資格取得者は延べ二五〇人を超えている。②残業や病気等の理由で一時的に家事や育児の支援が必要な場合に、ヘルパーを派遣するひとり親家庭日常生活支援事業は、現在一五市町村で実施しており、引き続き実施市町村の拡大に努めている。また保育所の優先入所も、すべての市町村で母子家庭に対しては優先的な取り扱いがなされている。さらに、児童養護施設等で児童の一時預かりを行う子育て短期支援事業は、実施施設等の所在市町村を中心に、一七市町村で実施している。本年中に母子家庭等自立促進計画を策定して、今後は、この計画に基づき、各種就業自立支援施策の総合的かつ計画的な推進に努める。（5）①新予防給付への移行は、新たな要介護認定が適正に行われるように認定業務を担う調査員、主治医および介護認定審査会委員に対する研修を実施する。また地域支援事業も含めた介護予防マネジメントの体制整備も円滑な移行ができるように市町村を支援する。②現時点では徴収すべき費用の

設定に関する詳細な情報がないため、ほとんどの施設が利用者への説明を行っていない。新たな情報が得られ次第、施設関係者や各自自治体に周知する。③県では、本人の要介護度、家族介護の状況、生活環境などにより、入所の必要性の高い人から優先的に入所できるよう、一五年四月に入所取扱指針を策定して、施設を指導した結果、増加傾向に一定の歯止めがかかったが、まだまだ入所希望者が多い。今回の介護保険制度改革においては、在宅生活を支える地域密着型サービスの創設、ケアつき住宅等の居住系サービスの充実が図られている。県では今回の法改正を踏まえて、施設の入所定員総数等を定める現在の介護保険事業支援計画を見直すこととしており、本年度中に、入所申込者の要介護やケアの状況をあらためて調査する。今後この調査結果を分析した上、介護保険事業支援計画に反映させた（健康福祉部長）。（6）①障害者自立支援法案は、支援費制度の理念を生かしながら、その課題である財源の脆弱さ、ケアマネジメントが制度化されていないこと、これまでの精神障害の分野が対象でないことなどを克服しようとする点は評価できる。しかし、障害程度区分が適切に認定されているのか、また障害者の特性に応じた個別支援計画を作成するケアマネジャー等の人材が確保されるのかなど、今後詰めるべき事柄が残っている。②今回の法案によって、福祉サービス財源の安定化が図られることや、障害種別を超えた福祉サービス体系が導入されることは、くまもと障害者プランの推進に資するものと考えているが、利用者負担や県の財政負担、大きなブランドデザイン

の詳細な全体像が示されていないなど、制度改革による影響を現段階で正確に評価することは困難である(知事)。(7)今後は、現在の配置状況からみると、県南地域での整備が考えられるが、医療機関など地域の社会資源の状況も総合的に勘案する必要がある(健康福祉部長)。(8)パートタイムなど非正規雇用は、多様な働き方を提供する面もあるが、正職員と同じ職務内容でありながら、賃金などの処遇に格差がある、雇用の安定性や働きに応じた公正な処遇が確保されていないといった実態もある。女性知事リレーフォーラムでも、国に対し、短時間労働であることを理由にした差別を禁止するためのパートタイム労働法の改正等、パート労働の雇用条件の改善に取り組むよう要望した。誘致企業の雇用は、地元出身者の雇用優先規定を設けるとともに、進出に際しての優遇制度の適用に当たっても、一定人数以上の常用雇用を要件としている。また指定管理者と締結する協定においても諸法令の遵守について規定することとしており、こうした措置を通して適切な就労環境の確保に努める(知事)。(9)①県では、全国三〇か所のモデル事業を通しての検討や県内ですでに実施している菊水町での取り組み状況を踏まえて、今後の対応を整理したい。②菊水町のほか、県内七か所において、幼稚園と保育所を隣接して設置し、双方が連携する取り組みも行われている。総合施設には、利用時間の異なる児童のための教育、保育の具体的内容、職員の資格や配置の基準、職員の資質と専門性向上のための方策といった課題がある。(10)国の全国どこでもがん治療を受けられる環境整備を

目指す方針に基づき、熊本市市民病院は、今年一月に県内で初めて地域がん診療拠点病院の指定を受け、一定の環境整備が図られた。また、抗がん剤治療専門医の早期育成は、昨年の請願採択を受けて、がん対策の中核病院となる熊本大学医学部附属病院をはじめ関係医療機関と連携をとりながら、県としてできるだけ支援を行っている。(11)県では、保健医療計画の中でも、かかりつけ医の普及、定着を図ることを重要な施策として位置づけている。これまで紹介状による診療を原則とする地域医療支援病院の整備や身近な医療機関を紹介するガイドブックの作成、さらには県医師会の協力によって開設したホームベージ等を通して、かかりつけ医を持つ人の割合を増やす取り組みを行ってきた。来年度からは、新たに稼働する救急医療システムを県民に広く開放する中で、身近な医療機関の紹介を行ったリ、新たに開始する小児救急電話相談業務等を通じて、かかりつけ医制度の普及と定着に努める(健康福祉部長)。

環境・エネルギー問題

(1)①県は平成一二年に温暖化防止に向けた県庁率先実行計画を策定し、温室効果ガスの総排出量に関する削減目標を、今年度までに基準年となる一〇年度に比べて六％削減するとしているが、この目標達成について。②温室効果ガス削減は全県的にどの程度まで進んでいるのか。またバス・トラック等の事業系車両と自家用車の台数の推移がどのように影響しているのか(平野)。(2)①県はバイオマス活用基本方針案を策定し、

パブリックコメントにかけているが、今後いかに実効性を上げていくかが重要である。来年度以降、どのような体制と手順でこの基本方針を具体的な事業につなげていくのか。またバイオマスの種類によってはアクションプランが必要ではないか。②バイオマス利活用に関する周知啓発、事業化に向けての支援策を問う（池田和）。③県は現在、管理型最終処分場の不足に備えて、公共関係型処分場の整備を進めているが、施設の建設費やその安全対策等に相当の経費がかかると予想される。①整備に当たって、国からの財政的な支援は受けられるのか。②建設予定地の決定に向けた今後の見通しについて（堤）。④国は、国内に五〇〇か所程度のバイオマスタウンをつくる構想を掲げており、すでに全国に先駆けて五か所指定している。その中に、白水村も入っており、白水村を支援し、ほかの市町村がバイオマスタウン構想へ応募する際には支援と助言を願う。また、バイオマス発電事業で売電価格が発電コストを下回るような場合、差額分を環境価値として地方公共団体や民間企業で買い取るような、インセンティブを付与する仕組みを政府に要望していただきたい（要望）（池田和）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）①平成一五年度の排出量は本庁では一七・八％減少したものの、出先機関を含めると〇・五％の減少にとどまっており、目標達成は厳しい状況である。その主な要因は、県立学校等の新設による電力使用量の増加や公用車の燃料使用量の増加等である。今後、全庁的に節電の徹底や燃料使用量の抑制等を

図っていく必要がある。②県全体の削減目標は、二二年度までに基準年の二年度に比べて六％減であるが、一三年度の排出量は一三・九％増加している。その要因として、自動車登録台数の増加と世帯数や家電製品の増加によるエネルギー消費量の増加が考えられる。バスやトラックの登録台数については横ばいで、自家用車が四〇％増加していることが影響している。県としては、くまもとエコファミリーの募集、アイドリングストップ宣言事業所の募集など啓発に努め、国の京都議定書目標達成計画を参考に、県庁率先実行計画と県行動計画の見直しを行う（環境生活部長）。②①環境生活部が継続して総合調整の役割を担いながら、バイオマス利活用推進会議を設置して全庁横断的な推進体制として取り組む。来年度には家畜排せつ物と食品廃棄物を対象としたプロジェクトチームを推進会議の中に設置することで、実効性をより高めていく。事業実施に向けた取り組みとしては、山鹿市でのメタン発酵施設整備への支援、熊本北部流域下水道での消化ガス発電施設の導入、利活用施設のモデル的な整備に取り組んでおり、これらを検証し、地域の特性に応じた新たな利活用技術の開発、地域における総合的で効果的な利活用モデルの提示により、バイオマスの利活用をさらに全県的に広げる（知事）。②来年度に市町村や民間企業等を対象としたシンポジウムの開催や県の広報誌等を活用した周知啓発を考えている。また事業化支援としては、市町村や民間企業に対して専門的な技術の助言・指導を行うアドバイザーの派遣や事業化手引書の作成も考えている。（三）①施設設置者が、

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を受けた場合、四分の一の国庫補助が受けられるので積極的に活用する。②平成一五年に選定した八か所の建設候補地の所在市町や議会、区長会、地元住民に対して、選定経緯や処分場の内容や安全対策等について説明を行っている。現在、いずれの候補地においても建設反対の意見が多い状況であるが、最終処分場の確保は喫緊の課題であり、できるだけ早く建設候補地の見通しが得られるように努める（環境生活部長）。

商工業振興

(1) 平成七年一月に、荒尾市の振興と活性化および地域経済の自立的発展に寄与することを目的として、財団法人荒尾産業地域振興センターが設立され、産業地域活性化基金約一億円、新産業創造等基金一〇億円、特定鉱害復旧事業等基金一、〇一五万円と三つの基金がつくれ、原則的に利益運用による事業展開となっているが、現在の低金利の状況下では、多くの利息を期待できない。このうち産業地域活性化基金については、荒尾市が作成する計画の内容次第では取り崩すことができないか（重村）。(2) 広島県は昨年、産業団地の分譲の際に進出企業に限定していた各種助成制度の対象を、県から土地を買ってリースするリース会社や信託銀行等に広げる全国初の間接リース方式を導入することに決定した。この間接リース方式の仕組みと今後この方式を導入する考えはあるか（池田和）。(3) 県は、成長が見込まれる医療や環境等のバイオ産業を基幹産業に

育てるため、バイオフォレスト構想を策定すると聞くが、本構想の基本理念と方向性を問う。(4) ①商店街の活性化を図るためには、福祉と連携したアプローチ等、従来の振興策に捉われない大胆な取り組みが必要ではないか。②振興策の一つとして、一般市民から小口の資金を集めて、それを商店街で起業したい人の支援に使うことはできないか。そういう新しい仕組みを銀行と一緒に考えることはできないか（荒木義）。(5) 今年一月に全国の女性騎手を集めたレディース杯が荒尾競馬で計画されている。知事にはぜひ一度当競馬場に足を運んでいただきたい（要望）（重村）。

これに対する商工観光労働部長の答弁は次の通りである。

(1) 産業地域活性化基金は、当財団が公益活動を行うための基本となる重要な財産であり、国の補助金交付要綱や当財団の寄付行為においても処分の制約があるが、真に荒尾市の活性化に結びつくような事業であれば、取り崩しを国に対して働きかけることは必要と考えている。県としては、まずは取り崩し可能な新産業創造等基金の有効活用により活性化を図っていくことが必要と考えている。(2) 本県では、いち早く城南工業団地にリース制度を、またセミコンテクノパークに貸し工場制度を導入した。今回広島県が導入した間接リース方式は、制度導入から日が浅く、立地実績もないため、現時点では評価することは困難である。県としては、導入した広島県等の状況を見ながら、分譲促進策としての有効性について十分検討したい。(3) バイオフォレスト構想においては、医療、食品、環境お

よびこれらを支える周辺産業が主要な対象分野となり、それぞれの分野が有機的な連携を保つためには、医療と工業との連携、農業と工業との連携等が重要である。すでに大学発バイオ関係のベンチャー企業が数多く生まれており、本構想によって新事業の創出がさらに促進することを期待している。(4) ①来年度は、新たに高齢者福祉や子育て支援、農家と連携した朝市の開催を行うなど、地域の特性やニーズに対応した活動を支援し、商店街を核としたコミュニティ形成等を通して、商店街の魅力づくりを進める事業に取り組む。また、制度融資の中に大型店緊急対策枠を新しく設け、商業環境の変化に対応して店舗改装等を進めるなど、商店の魅力向上に積極的に取り組む小売業者に対して、低利の資金を融資する。②民間のアイデアや資金を活用した投資的な手法も有効と考えており、今後さまざまな機会を通じて金融機関等の意見も聞きながら施策の充実に努める。

農林水産業

(1) 平成一五年の米国農務省の調査によると、機械を使つて解体処理した牛肉のサンプル調査の結果、その三割に脊髄組織が含まれており、これがもしBSE感染牛のものであったとしたならば、確実にBSE感染牛が食卓にのぼることになる。最近、米国産牛肉の輸入規制を緩和する動きが見られるが、やはり食の安全を守る観点から、規制緩和には歯止めをかけるべきではないか(堤)。(2) 昨年一二月に中国から八代港へ陸揚

げされた貨物コンテナの輸入検査で約九トンものイグサ「ひのみどり」の原草が発見され、摘発されている。「ひのみどり」は県が育成者権を持っており、種苗法によって苗を持ちだすことができないように定められている。こうした違法行為に対する県の対応について問う(小早川)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 米国産牛肉の輸入規制緩和は、国が判断するが、国民の意見を反映し、また科学的検証により、食の安全、安心が確保されるような結論になることを期待している(農政部長事務取扱)。(2) 県としても法令遵守と適正な種苗の取り扱いを徹底するため、関税法や種苗法に関する研修会を開催するなど、啓発と指導に取り組む。また財務省や税関等へ「ひのみどり」の違法輸入を阻止する水際措置等の徹底を引き続き要請するとともに、生産・販売実態を含めた調査を行い、種苗法違反等の事実があれば、法的措置を含めた厳正な対応をとりたい。さらに、外国産「ひのみどり」の量表については、すでに関稅定率法に基づき平成一五年一二月に輸入差し止めを申し立てており、今回の事件を機に、イグサを追加するよう税関と協議しているあわせて、中国国内で栽培を禁止するような中国における国内法整備と、すでに禁止されているイグサ輸出の取り締まりの徹底を、中国政府に働きかけるよう国に要請する(知事)。

土木・建築

(1) 都市計画道路万田本井手線は、現在の県道荒尾南関線

のバイパスとなるが、市の環状骨格道路として重要な意味合いを持つ。現在一次タッチの工事が進捗中であるが、継続して二次タッチの整備を進めてもらいたい（重村）。（２）用地関係で中断している県道南小国上津江線の南小国中原トンネルについて。一昨年から、地元住民がトンネル工事の陳情を提出し、地権者も署名により賛同する意思を表明しているが、現在の進捗状況と今後の取り組みについて。（３）阿蘇立野地区における国道57号の四車線化の進捗状況について（堤）。（４）熊本天草幹線道路、松島、有明バイパスは、進捗状況が七九％と聞くが、ぜひ期限内の平成一八年度中に完成を願う（要望（池田和））。（５）県は平成二〇年にはすべての入札案件を電子入札にする予定であるが、円滑に導入を図っていくための方策と熊本市以外の県内市町村の導入について（小早川）。（６）県は市町村合併を進めていくのであれば、合併市町村が自分たちの意思で有効な土地利用ができるよう、市街化調整区域の規制を緩和すべきではないか。とくに需要が多い熊本都市圏市街化調整区域の活性化を考えてもらいたい（荒木義）。（７）①昨年、上海―八代間の航路を開設するという話が上がったが、中国のイグサ産地である寧波を経由することが条件となっていたため、八代の農業団体から反対があり、航路の誘致は失敗に終わった。今後の新規航路誘致はどうするのか。②今後、中国に農産物を輸出することを考えると、県港湾課が事務局でもある八代港ポートセールズ協議会のメンバーに農業関係者を入れることは重要である（小早川）。（８）①公営住宅の入居者の中には、個人財産

のような意識で長期にわたり居住し続けている世帯がある。希望しても入居できない人がいることも考慮して、県営住宅における居住期間の長期化解消や入退去回転率の向上など、入居管理対策についてどのように考えているのか。②老朽化が進んでいる建物もあるので、建て替えの場合は団地を集約するなど、土地の有効利用や民間の活用も考えていただきたい（荒木義）。（９）昨年一月に、江津湖の利活用について、県と熊本市による検討会議が開催されたと聞くが、今後の取り組みやスケジュールについて（藤川）。（10）①昨年の台風16号による球磨川、川辺川流域の浸水、通行止めは、何か所生じたか。平成一二年の市房ダムの調節による人吉地点の水位の低下は何cmか。人吉地点の最大流量は。②河川審議会答申にある治水対策として、連続堤以外の治水方式である霞堤等の効果と活用。③人吉中河原付近の土砂の堆積と形状。④人吉市の住民から河川敷に堆積した土砂を取り除くよう要請が以前から出ているが、県は河川の掘削、土砂の浚渫・除去についても国交省に対して強く働きかける必要がある（松岡）。（11）合志、西合志二町合併協議会の新市計画の中には、九州自動車道北熊本サービスエリアへのETC専用インターチェンジを設置する構想が盛り込まれている。インターチェンジを作った場合、アクセス道路として、合志、西合志二町を横断する県道大津西合志線をインターまで延伸することで、企業誘致に大きな期待が持てる（荒木義）。

これに対する土木部長の答弁は次の通りである。

（1）現在取り組んでいる国道208号から県道荒尾南関線

タッチまでの延長一、一五〇mのバイパス区間の整備は、平成一七年度には完了する見込みである。今後新たな工区を取り組みは、荒尾市が考えている地域全体のまちづくり計画に十分配慮しながら、都市計画道路の果たす役割や事業の必要性、緊急性、整備効果の調整を進める。(2)当路線は、中原地区の湯田集落からトンネル側に向かって〇・七kmの整備を進めている。また、トンネルは幅員が約四mと狭く、歩行者や車両の安全確保を図るため、舗装や側溝の補修工事を進めており、来年度は照明も検討する。トンネル区間の抜本的対策は、新しいトンネル案やオーブンカット案等を含めて、調査を進めており、その調査結果を踏まえ、平成一七年度以降に、地元とともにどういう案が望ましいか検討する。(3)現在、国において、大津町吹田地区の大津バイパスおよび南阿蘇村の立野地区で、四車線化に向けた拡幅工事が進められている。立野地区では、これまで一・六kmが暫定の三車線で供用されており、これに隣接する西側〇・三kmが今月末に供用予定と聞いている。(5)入札参加者に混乱が生じないよう、工事・委託業務のうち、大規模な入札から小規模な入札へと段階的に拡大していく。現在、その具体的なスケジュールや機器のトラブルなど緊急時の取り扱いに関する運用基準を策定中で、今月末までには公表し、対象者に制度の周知を図りたい。また熊本市以外の市町村に対しては、電子入札の説明会やシステムに関する研修会等を開催し、導入を働きかける。(6)市街化調整区域は、開発を抑制することによって無秩序な市街化を防止するという目的があり、農地や自然環

境を保全してきた。県では、昨年五月に熊本市計画区域マスタープランを策定し、この中で地域振興や活性化に寄与する計画的な土地利用を誘導する方針を位置づけた。これを受けて、土地利用検討調査を実施して、現在の土地利用や既存集落等の状況把握に努めており、引き続き、開発が及ぼす影響および都市構造の変化等の検討を行った上で、当該区域に誘導可能な地区計画制度の活用について明らかにする予定である。この地区計画制度は、あらかじめ県が策定した同意基準に照らし、市町村が、地区の特性に応じた良好なまちづくりの計画を決定するもので、住居系の地区計画に対する同意基準は、すでに策定し運用している。今回の調査では、これに加えて、企業等の立地に対する同意基準も、平成一七年度末までをめどに策定したい。(7)①八代と上海を直接結ぶ新航路の開設は、県経済活性化の起爆剤になると認識しており、現在交渉している中国の船会社との協議を粘り強く行うとともに、日本の地方港に寄港している他の船会社に対してもポートセールスを行いたい。また、三月二四日には、商工観光労働部と連携し、上海ビジネスセミナーを開催し、本県と中国との貿易活性化への取り組みを強化するなど、航路開設に向け、引き続き最大限努力する。②仮に上海航路が開設されれば、これまで一〇日程度かかっていた輸送期間が約一週間に短縮されるため、八代港からの農産物輸出も可能になる。このため農業関係者とも連携を図るため、八代市を通じて、ポートセールス協議会への参画を働きかけた。(8)①県では公平性を確保するため、入居後に入居資格

を満たさなくなった者への対策を強化しており、今年一月には長期の家賃滞納者に加え、新たに高額所得者に対しても明け渡しを求め提訴した。また、平成一五年から入居承継を認める同居親族の範囲を、三親等以内の親族から二親等の血族ないし一親等の姻族とし、高齢者や障害者を除き単身者は認めないとした。②団地の状況に応じて、民間参画の可能性を含め、効果的な整備が必要と考えており、十分調査検討した上、計画を進めていく。

(9) 熊本市との検討会では、都市公園としてのあり方、さらには自然環境の保全と利活用のあり方等について、公園、河川、環境、観光等、多くの視点から検討を進め、本年度中に課題を抽出する予定である。今後は、江津湖の湧水と湖面およびそこに生息する水辺の動植物等の貴重な自然を、自然観察や体験学習の材料として、また観光資源として生かしていくなど、さまざまな課題について、具体的な対策を検討していく。

(10) ①浸水した家屋数は、床上浸水二八戸、床下浸水五三戸である。道路の冠水で全面通行止めを実施した国道と県道は、国道219号の球磨村神瀬地区等の一五カ所である。また市房ダムの洪水調節後の人吉観測所での流量は毎秒約四、三〇〇トンであり、水位低下は最大約二〇cmであった。②連続堤以外の治水対策の評価は、平成一二年一二月に国の河川審議会の中間答申が出され、この中では、従来の河川改修等に加えて、輪中堤や霞堤、宅地の嵩上げ、流出抑制対策、下水道と河川の連携、ソフト対策の実施など、流域対策が例示され、総合的な治水対策の重要性が示されている。すでに熊本市内の坪井川や阿蘇市

内の黒川において、遊水地による流出抑制等、地域の特性に応じた治水対策に取り組んでいる。③人吉市中河原地点は、国の管理区間であるため、県では土砂の堆積状況は把握していない。なお、国はこれを把握するため、現在球磨川全川にわたり測量を実施中と聞いている。④国交省は河川管理上問題がある箇所は、土砂の撤去を実施している。人吉市中河原地区の掘削は、管理者である国において判断する。(11) 今年度全国二八カ所でサービスエリア等を利用するETC専用インターチェンジの社会実験を実施しており、県ではこれらの情報を収集して今後の展開を国に働きかけた。また、現時点では、インターチェンジ本体やアクセス道路について、事業主体、見込まれる財政負担、費用対効果等、明確でない面が多く、地元市町村のまちづくりとの連携や広域道路網形成といった観点から、どのように取り組んでいくか検討したい。

教育問題

(1) ①新しい高校入試制度について、アンケートを実施すると聞いているが、保護者や子どもたちの生の声が直接反映されるような形で実施していただきたい。結果次第ではもとの制度に戻すということも検討してほしい。②入学者選抜要項には、これまで障害のある生徒に対する配慮の具体的内容の記載がなく、県ホームページQ&Aに一項目として掲載されているのみである。受験を希望する生徒や中学生に対して、さらに受け入れ側の高校にもわかりやすい記述にしてはどうか(平野)。(2)

国際学習到達度調査と国際数学・理科教育調査において、これまで世界トップレベルとされてきた日本の子どもたちの学力低下が明らかになったことを受けて、中山文部科学大臣はゆとり教育の見直しに言及している。①本県で実施している教育課程定着状況調査の結果と国際学力調査との比較において類似傾向がみられるのかどうか。②本県教委で独自に開発された「ゆうチャレンジ」の活用について。③学力調査の対象を現在の三割から拡大させる考えはないか。今後学力向上のため、どのような検討をするのか(重村)。(3)本県は環境立県くまもとの推進に資する学校づくりを旨として、学校版環境ISOコンクールを実施している。このコンクールの実施状況と環境教育を通じたバイオマスの学習について(池田和)。(4)昨年一〇月、熊本市の小学校教諭が、肝試しということで原爆被害者の写真を児童に見せるという事案が発生した。県教育委員会ではこの件に関連してその後、どのような教育上の改善強化を図ってきたのか。(更問)熊本市はこの件を受けて、それぞれの学校で社団協や被爆者の方を講師に招いて研修や集いが持たれている。県も熊本市を参考にしてどう改善するか。(5)①中学校の歴史教科書を選択するに当たっては、教科書用図書の無償措置に関する法律一〇条に基づいて、適切な指導や助言または援助することになっているが、これは憲法や教育基本法が規範とされるものと考えてよいのか。また、近隣諸国条項、ILO、ユネスコの教員の地位に関する勧告などに沿って行うべきと考えらる。②昨年から小学校一年から二年まで三五人学級が実施さ

れているが、その効果は。また少人数学級の実施学年の拡大、三〇人学級への拡充に進む考えはないか(松岡)。(6)①中学校歴史教科書の検定教科書八冊に目を通すと、とくに第二次世界大戦中の記述に当たっては、自虐的な記述が多く、大変重苦しい気持ちになる。南京事件についても現在の研究では不透明な要素が多く、中学校の段階で記載されていること自体、問題だと思っている。教科書採択の留意事項に郷土やわが国に対する愛情を深めるとあるが、これをどのように採択手続きの中で反映し、市町村教育委員会に指導していくのか。②県教委がこれから選定資料を作成するが、選定資料の評価項目の中にわが国に対する愛情を深める視点という項目を追加する必要がある。(7)湧心館高校の定時制には、図書館業務委託として司書が一人いるが、来年度は二八万円の予算がカットされる。高校には原則一人の司書が規定通り配置されていること、ほかの定時制高校には司書がいらないことを理由に、配置されなくなるそうである。当校の図書館は本の貸出数も全日制と変わらず、司書が他の教員と同様に生徒の不安や悩みを聞いているとのことである。①県教委は今回の定時制司書の問題をどのように認識しているのか。②当校では教育改革大綱にある学校や地域の実態に応じた特色ある学校づくりを目指しているが、本県に県内の高校でこれが実践されていると考えているのか(小早川)。(8)①平成一六年に逮捕された中高校生は四二人もいるそうであるが、教育委員会では中高生による非行防止にどんな取り組みを行っているか。②高校生の就職内定率が四年ぶりに七〇%台ま

で回復したものの、本県では県内企業を希望している生徒の就職が厳しい状況と聞く。高校生の就職対策について。③本年度に起きた公立学校教職員による不祥事の内容および処分者等について問う（堤）。

これに対する教育長の答弁は次の通りである。

（一）①アンケートの方法は、現在詰めており、入試で制度の初期の目的の達成状況や受験生の状況等について教職員を通して吸い上げ、検証の素材にしたい。②今後選抜要項等にも障害のある生徒への配慮の具体例を記述し、中学校あるいは受験生、さらには県民によりわかりやすくなるよう努める。（二）①昨年度の調査の結果、どの教科においても、とくに考える力や自分の思いを整理し表現する力などに課題があることがわかった。国際学力調査結果として公表された読解力の低下等の課題と類似した傾向が見られた。②すべての市町村教育委員会に「ゆうチャレンジ」を提供し、実施した学校では、教師の意識改革あるいは指導方法の工夫改善に生かしたり、保護者や地域住民への説明責任を果たす資料の一つとして活用している。③より客観的なデータとするため、平成一七年度は六割の学校に広げて実施する方針である。また、今後の学力向上に向けて、今年度から新たに感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動等の推進にも力を入れており、一層の充実を図りたい。（三）ISOコンクールは今年度から実施しており、県内小中学校の三七％に当たる二三八校が参加し、先日、その取り組みがとくに優秀な学校を表彰した。今後も多くの学校が

参加するよう引き続き呼びかけたい。バイオマス学習は、現在ISOコンクールに参加している学校の宣言項目の中に、バイオマスの利活用に関して、例えば給食の残菜を堆肥等に利用するとか、校内の落ち葉や刈り取った草等を堆肥にする、あるいは廃油石けんづくりに取り組むといったことを実践している学校も見られる。今後も環境教育研修会等の中で教職員がバイオマス事業について理解を深め、実践できるようすべての学校に周知啓発を図っていく。（四）この問題は、被爆された人たちが遺族など、関係者の人間としての尊厳を冒瀆（ほうとく）するものであり、豊かな心を育むべき教育の場で、このような行為が児童に対して行われたことに対し、強い憤りを感じている。県教委では、直ちに県内教育機関に対し通知を出し、教職員の人権感覚を高めることおよび教材、教具の適切な使用を図ることについて強く指導するとともに、各種研修会等の中でも、この問題を教職員一人一人の問題として真剣に受け止めるよう指導してきた。（更問）これまでの研修内容が、教職員一人一人の心に響いていなかったのではないかとという反省もある。今後は市町村教育委員会と連携の上、管理者も含めた教職員研修等において被爆者や遺族の話を聞くなど、平和の尊さや命の大切さを学ぶ機会をつくっていききたい。（五）①歴史教科書の採択において、県教委は採択基準等や選定資料をまとめ、教科用図書選定審議会で、広く意見を聞いた上で、採択権者である市町村教育委員会に送付している。選定資料の作成に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的や教科用図書検定基準に基づいて検定を受

けたすべての教科書について、公正、公平な立場で各教科書の特徴をまとめている。②アンケート調査によると、少人数学級導入校においては、一人一人の児童の実態把握が的確にできるようになり、基本的生活習慣の確立や個に応じたきめ細かな学習指導の工夫改善等に効果があるなどの結果が見られる。少人数学級の拡充については、三五人学級実施の効果を引き続き検証していく必要がある。(6) ①採択地区の子どもたちにとって最もふさわしいと思われる教科書が主体的かつ積極的に採択され「郷土やわが国の文化や伝統などに対する理解と愛情を深め、熊本で教育を受けてよかったと思うような教育」や「国際社会に生きる日本人として、異文化を理解し、国際協調の精神を培うことができる」教育が実現できるよう、採択基準等を作成する県教委としての責任の下採択権者を指導する。②現在国の動向を注視しているが、これまでの教科書採択基準等に示した留意事項を踏まえ、従来の選定資料の調査の観点により明確化する必要がある。(7) ①湧心館高校の全日制新設に伴う経過措置として、平成九年度から、図書館司書業務委託の予算を措置してきたが、定数が標準法で措置されていないことや厳しい財政状況等を総合的に判断し、一七年度から見直すこととした。県では定時制高校における生徒の読書活動の推進も重要と考えており、これまで定時制高校には配置してこなかった司書教諭を、来年度からは学校の要望に応じて発令する。この司書教諭や読書指導等ができる教諭を交代で常駐させるなどとして、図書館運営に支障が出ないよう、学校全体で取り組むこととし

ている。なお、生徒からの教育相談は、今後も教育相談係や養護教諭が中心となってカウンセリングの充実に努める。②特色ある学校づくりについては、国の事業として、将来の職業人育成を目的とした「目指せスペシャリスト事業」、あるいは「スーパーサイエンスハイスクール事業」等がある。県の事業でも個性ある教育改革を目指す地域や学校を支援するくまもと教育改革支援事業等があり、今後も一層推進したい。(8) ①非行防止に向けて、学校では、いじめ等の相談を受けるスクールカウンセラーの配置、家庭では、「くまもと家庭教育一〇か条」の配布や地域の人材を活用した子育て講座の実施など、地域社会では、子どもの自立を支援するサポートチームの組織化や学校と警察との連携を図る学校等警察連絡協議会の設置を行っている。②高校生の就職対策として、経済団体等に求人確保や採用枠拡大の協力要請を行っている。また平成一四年度から、県立学校四〇校に就職支援キャリアアドバイザーを配置し、精力的な企業訪問や求人開拓等を行っており、来年度も継続する方針である。③平成一六年度の教職員の懲戒処分は、懲戒免職五人を含む一三件、一六人で、内容は、わいせつ関係四件、飲酒運転一件、体罰四件および窃盗等のその他四件である。これまで、教職員による不祥事を防止するため、一五年三月の熊本県教職員不祥事防止対策検討委員会の報告を受け、研修の充実、服務規律の徹底、懲戒処分基準の作成、公表等の具体的対策を中心に取り組んできたが、依然として不祥事が発生しているため、昨年一月に熊本県教職員資質向上対策委員会を設置して、具

体的な指導や助言を受けながら不祥事防止対策を進めている。

地震対策

(1) ①県内には、大きな断層として、布田川・日奈久断層、立田山断層、緑川断層があり、このほかにも無数の活断層が県内全域にくまなく走っており、布田川・日奈久断層は、国の地震調査委員会によると、地震が発生する確率は、今後三〇年間に六％とされている。専門家によると、新潟県の中越地震は、確率が八％とされており、この六％という数字は極めて高い値とのこと。避難場所に指定されている建物は、事前に耐震調査を行い、耐震補強を済ませておくべきと考える。避難場所の指定状況、指定されている県有施設の状態、耐震調査の状況、耐震補強ほどの程度進められているのか。②昭和五六年五月以前に着工された木造住宅は現在の耐震基準に適合していない場合が多く、被害を受ける可能性が高い。それ以前に着工された木造住宅数、および県営住宅数とその耐震化済みの割合について。③耐震診断の相談窓口設置と耐震診断の専門家育成について。さらに、診断を受けるための補助制度を創設してはどうか(池田和)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①県内に避難場所として指定されている施設は約一、八〇〇か所ある。そのうち県有施設は三二施設で、内訳は県立学校三〇施設、その他二施設である。県立学校では昭和五六年以前で三階建てかつ一、〇〇〇㎡以上の建物が六〇棟あるた

め、耐震調査を行い、改修が必要と判断された建物は順次改修工事を進めている(総務部長)。②昭和五六年以前に建築された県営住宅は一九九棟で四、八四六戸である。そのうち改修の必要があると判断された二棟四八戸は平成九年までに改修を終えている。また、本県の木造住宅は昭和五五年以前のものが一八万二、四〇〇戸あり、県内における住宅数の三〇％弱となっている。③相談窓口は財団法人熊本県建築住宅センターに設置して、地震に強い住まいづくりの普及を図っている。また建築士等を対象にした木造住宅の耐震診断講習会を開催して、専門家の育成に努めている。補助制度創設については、当面は耐震意識の向上と耐震診断の体制整備への取り組みを優先したい(土木部長)。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 財政対策特別委員会

調査事件は、①行財政改革に関する件である。

篠崎鐵男財政対策特別委員長は次のように述べた。国の三位一体の改革への対応は、地方交付税総額の確保、地方分権に資する国庫補助負担金改革、確実な税源移譲について、九月には意見書を取りまとめ、十一月には総務常任委員会と合同で国に緊急要望を行った。十一月の政府・与党協議会の合意では、平

成一八年度までの地方交付税等の一般財源総額の確保等が明記されたが、執行部からは、来年度以降の課題として、地方交付税等の一般財源総額の確保や国庫補助負担金の改革、所得税から個人住民税への税源移譲と、地域間の税源の偏在による財政力格差の是正などについて、引き続き、国の動向に注意を払い、積極的に提案、提言を行っていきたいとの報告があり、委員からも、地方に権限と財源を移譲して自由度を高めるとい改革の趣旨をもっと国に訴えるべきとの意見があった。

県出資団体の見直しは、委員会に二つの分科会を設けて、それぞれの団体が抱える現状や問題点を調査するとともに、今後の課題や見直しに関する次の六つの提言を調査報告書としてとりまとめた。①県の施策上必要性が薄いと判断できるものは、団体の存廃を含め県の関与のあり方に抜本的な見直しを行うよう求める。②公の施設の管理は、行財政改革の観点から積極的に指定管理者制度導入に努める必要があり、現在管理を委託している団体は、制度導入に向けて団体の抜本的見直しを求める。③施策上その必要性が認められ、県の関与を引き続き行っている団体は、事業目的の達成状況などを継続的にチェックする体制を構築するよう求める。④団体代表者には積極的に民間出身者の登用を図り、県ＯＢの役員就任は慎重に対応するよう求める。また、監事や監査役も、会計の透明性を確保するため、民間の公認会計士等の登用が必要である。⑤業務が類似している団体は、統合を図るよう求めるとともに、統合を行うか否かにかかわらず、団体内部における組織の簡素化、効率化を図るよ

う求める。⑥累積損失が生じている団体は、今後の収支計画を再度精査し、中長期的な経営計画を策定するよう求め、今後とも累積損失が膨らむことが懸念される団体は、問題を先送りせず、団体の存廃について徹底した検討を行うよう執行部に要請する。来年度以降、この提言が着実に実行されるよう見守っていくことが重要と考えている。本委員会に付託された調査事件については、今後も引き続き調査する必要があるので本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致で決定した。

(2) 交通対策特別委員会

調査事件は、①九州新幹線に関する件、②肥薩おれんじ鉄道に関する件である。

坂田孝志交通対策特別委員長は次のように述べた。九州新幹線について、執行部から、建設に伴う負担金の説明や博多―新八代間の事業の進捗状況、さらに熊本総合車両基地の建設、九州新幹線を活用した熊本づくり、観光振興の取り組みならびに熊本駅および新玉名駅の周辺地域整備基本計画素案等について説明があった。委員から、鹿児島ルート全線完成が二年前倒しになると、県の単年度の財政負担が大きくなることから、地方負担分の軽減について質疑があり、執行部から、整備新幹線要望活動において国土交通省をはじめ関係省庁にさらなる要望をしており、今後とも関係自治体と連携していくとの答弁があった。また熊本駅東口駅前広場について、路線バスと長距離バス、

市電電停等の配置について質疑があり、駅前道路の混雑解消を目指すとともに、コンコース正面に歩行者空間を設け、高齢者や障害者の乗り降りの利便性等を優先したものであるが、今後県民の声を踏まえ、さらに検討する旨の答弁があった。肥薩おれんじ鉄道について、委員から、八代駅でのＪＲ在来線との乗り換え時間が長いこと、同一ホームでの乗り換えができず、高齢者がＪＲ時代より不便になっていないかとの質疑があり、在来線との接続や同一ホームでの乗り換えを重視したダイヤ改正を協議していくとの答弁があった。また、おれんじ鉄道関連の商品の売り込みについて質疑があり、福岡や鹿児島におけるＰＲ活動を実施しており、今後も引き続きエージェントに働きかけを行うとの答弁があった。最後に執行部から、昨年四月から一二月までの運賃収入状況について、経営基本計画の約八二・六％となったとの報告があった。付託された調査事件については、今後も引き続き調査する必要があるため、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすること、また交通問題を総合的、専門的に審議するため、新たに高速交通に関する件、空港に関する件を追加することに全会一致で決定した。

(3) 廃棄物対策特別委員会

調査事件は、①廃棄物対策に関する件、②地球温暖化対策及びダイオキシソシン類・環境ホルモン対策に関する件である。

前川収廃棄物対策特別委員長は次のように述べた。①公共関

与による管理型最終処分場の整備について、委員から、地域住民には中立的な立場で専門家が説明することも考慮すべきとの質疑があり、必要な場合には、住民の疑問について専門家からの説明を検討する旨の答弁があった。委員から、候補地の絞り込み時期について質疑があり、今年度の交渉実績を踏まえ、来年度には重点的に取り組む場所を決めるとの答弁があった。菊池市柏地区の産業廃棄物処理施設について、執行部から、現在審査中の改修、リニューアル分が許可されると、平成一七年中には逼迫すると予測されていた県内の管理型最終処分場の残余容量が、平成二五年まで確保されるとの説明があった。委員から、リニューアル許可の見通しについて質疑があり、リニューアルは全国的にもあまり例がなく、慎重な審査が必要である、専門家の意見を聞き、環境省にも相談して判断するとの答弁があった。なお、菊池市柏地区の産業廃棄物処理施設について、当委員会では、今後の議論において、リニューアルによる容量確保、五年程度短縮した平成二五年までの操業問題、県・市による会社への補償という三つの問題は、それぞれに切り離して別個に議論されるべき問題ではなく、一体のものであるという点について、委員全員で確認をした。産業廃棄物税の使途について、委員から、税を活用して立地交付金、補助金を創設することで、公共関与処分場建設候補地における説明を進める上で大きな役割を果たすかとの質疑があり、地元に対して地域振興策の説明材料ができた、今後補助金を有効に活用できる仕組みにしていくとの答弁があった。②地球温暖化対策及びダイオキ

シン類・環境ホルモン対策に関する件について、委員から、未報告者に条例で罰則を設けることはできないのかとの質疑があり、罰則を設けるのは難しいという国の見解があるので、公表というペナルティーをかけている、引き続き強く指導するとの答弁があった。本委員会に付託された調査事件については、今後引き続き調査する必要があるので本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致で決定した。なお、本委員会に付託されている調査事件について、審議の対象の明確化を図るために、廃棄物に関連する地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に変更したいということで、委員全員の意見の一致を見た。

(4) 有明海・八代海再生特別委員会

調査事件は、①有明海及び八代海の環境の保全・改善に関する件、②有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興に関する件である。

村上寅美 有明海・八代海再生特別委員長は次のように述べた。

一点目、諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査に関する件では、県議会としては、一昨年一二月に、中・長期開門調査の実施を求める意見書を国に提出したが、昨年四月、農林水産大臣から、中・長期開門調査の最終判断に向け、ぎりぎりの検討に入ったとの発言があったため、本委員会は、諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査を強く求める要望書を再度農林水産大臣に提出した。その後、開門調査を見送るとの大臣表明が出され

た。二点目、海域環境への負荷の削減について、執行部から、魚類養殖で排出される窒素やリンをクロメ等の藻類を利用して環境負荷を低減させる複合養殖技術の確立を図る取り組みについて説明があった。委員から、藻類による窒素やリンの吸収量について、質疑があり、およそトン当たり、窒素で三〇〇gから四〇〇g、リンでは六〇gから七〇gを回収しているとの答弁があった。三点目、干潟や海底等の保全、改善に関する件について、濁りなど漁業への影響について質疑があり、シミュレーション調査を行い、漁業への影響がないような形で実施するとの答弁があった。四点目、抜本的な干潟等再生方策の検討に関して、先進事例について質疑があり、三重県や三河湾等の事例について調査中との答弁があった。五点目、水産資源の回復等による漁業振興に関する件について、栽培漁業のために輸入された魚介類の検疫について質疑があり、ウイルスは生きた細胞を培養して、そこに植え付ける技術が必要であり、かなり難しいとの答弁があった。またノリ養殖に係る酸化処理剤と干潟の泥質化との因果関係について質疑があり、酸化処理剤は分解すると二酸化炭素と水になるので直接的には関係ないと考えているとの答弁があった。六点目、調査研究体制の充実に関して、貧酸素水塊が魚介類に与える影響について質疑があり、昨年度はタイラギへい死と貧酸素水塊の関連性はなかったと思われるが、強い貧酸素水塊が長期的に続けば、へい死の原因になる可能性はあるとの答弁があった。本委員会に付託された調査事件については、今後も引き続き調査する必要があるので本委

員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致で決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成16年度熊本県一般会計補正予算(第4号)〔議案第32号 専決処分報告及び承認について(先議分)〕

【説明】内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。二月二八日上程、各常任委員会に付託され、三月四日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

松田三郎厚生常任副委員長は次のように述べた。委員から老人医療等は増額補正されているが、子どもに対する支援事業はほとんど減額補正となっている、次世代を担う子どもたちに対する事業の予算確保と執行については十分配慮してほしいとの要望があった。介護予防・地域支え合い事業について、減額の理由が市町村事業の所要額の見込み減となっているが、県内市町村の何割ぐらいが取り組んでいないのかとの質疑があり、当事業は県内全市町村が取り組んでいる、減額の理由は事業ができなかったというわけではなく、参加予定者が減少するとかの理由でやむを得ず減額したとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

小谷邦治経済常任副委員長は次のように述べた。中小企業対策融資制度については三二億円の減額がなされているが、理

由は何かとの質疑があり、資金需要にこたえられるよう十分に資金枠を設定しているが、これまでの融資実績を踏まえて見直しをしたとの答弁があった。技術短期大学校清掃業務委託および教育機器の購入について、それぞれ入札残が出ているが、入札額は予定価格の何%かとの質疑があり、それぞれ六九%、八五%であるとの答弁があった。くまもと県民交流館の物産振興施設の指定管理について、引き続き熊本県物産振興協会が指定されているが、これを民間に開放していくというのも制度の趣旨ではなかったのかとの質疑があり、公募の結果、物産振興協会と、指定管理者の指定を受けるために県内企業数社で設立された新会社の二件の応募があり、審査会で審査した結果、このような結果となったとの答弁があった。企業手当の今後について質疑があり、現在八二人の企業局職員のうち管理職を除く七二人について、六%の企業手当を支給しているが、平成一七年度は四%、一八年度は二%と段階的に減らし、一九年度から廃止する旨の答弁があった。このほかに、農業試験場跡地利用問題や市町村合併による商工会と商工会議所の統合、ダイエー荒尾店と大江店の今後の見通し等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

吉永和世農林水産常任副委員長は次のように述べた。川辺川土地改良事業の現状と負担金の発生理由について質疑があり、現在新利水計画の策定中であり、現予算は工事費には使用できないが、計画が着手するまでの間、暫定水源を確保するための

費用等に充当したものであるとの答弁があった。県がイグサ「ひのみどり」の育成権者になった時期と関係者に対する周知について質疑があり、「ひのみどり」は、平成一三年六月に種苗登録を行い育成権を得ている、また県が許諾した種苗を栽培するよう、農家関係者に対して研修等で周知しているとの答弁があった。関連して、外国への持ち出しや植え付け等に制限を設けることはできないかとの質疑があり、種苗法は国内法であり、中国等の外国には適用されない、中国の種苗法関係の法的整備が遅れているため、現状では輸入を未然に防止するしかないとの答弁があった。このほかにバイオマス利活用フロンティア整備事業や米拡大推進事業費、国営土地改良事業直轄負担金、農業大学のあり方等について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

中村博生建設常任副委員長は次のように述べた。下水道管理費の減額内容について質疑があり、電力代・薬品代の節減や入札の執行残によるものであるとの答弁があった。水俣港湾湾ダヨキシン類対策事業に関し、新たにつくる埋立処分場はどこかとの質疑があり、チッソの敷地内から候補地を選定することで交渉を進めているとの答弁があった。アートポリス事業は四年に一回イベントを行っているが、予算について質疑があり、事業費は単年度で四年に一度成果を公表するとともに、検証しながら進めているとの答弁があった。このほかに熊本駅周辺整備について、歴史や文化が受け継がれるような視点を持って取

り組んでほしい、特徴あるまちづくりを県と市で十分検討してほしいとの要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

藤川隆夫文教治安常任副委員長は次のように述べた。寝屋川市の教職員殺傷事件を契機に、児童生徒の安全確保、学校の安全管理について再度徹底するよう周知したとの説明があったが、具体的な内容を教えてほしいとの質疑があり、各学校に対し、危機管理マニュアル中の登下校の安全確保と不審者侵入への対応等の項目について、再点検を指示したとの答弁があった。小学校一年と二年で実施中の三五人学級について、県全体で三年生まで実施した場合の費用増額について質疑があり、試算では六七学級増え、約二億六、八〇〇万円増えるとの答弁があった。先日の県立高校前期試験で中学ではまだ履修していない範囲が出題された件について質疑があり、当該部分については採点除外とし、全員を正解扱いするよう指示したとの答弁があった。ほかに教員の不祥事や県営体育施設の管理について質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

井手順雄総務常任副委員長は次のように述べた。オムニバスタウン計画推進事業に関し、残りの事業期間と本県の総括について質疑があり、当該事業は熊本市が中心となって実施し、バス事業者に対して国と県が補助しているもので、平成一二年度から一六年度までの五か年計画で進めており、総括に

つては、年度明けに熊本市が行うが、バス停の改善やバス車の優先信号システム設置あるいはバスレーンの増加といったことが着実に進んでおり、それなりの効果があったのではないかと答弁があった。地域振興総合補助金に関して、減額の理由と来年度利用向上の方策について質疑があり、今年度は市町村合併を控え、単独で地域づくりに取り組む市町村が事業の実施を見合わせたこと、また国の地方交付税削減などが理由と考えている、次年度についても、振興局単位で総合補助金の説明会を実施し、事例紹介しながら、市町村の指導に努めるとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

【審議】各常任委員長からの報告後、直ちに採決に入り、原案通り可決された。

(2) 議案第33号 平成17年度熊本県一般会計予算（議案第55号 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計予算について（後議分）

【説明】内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。二月二八日に上程、各常任委員会に付託され、三月二三日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

荒木義行厚生常任委員長は次のように述べた。荒尾・玉名地域では、小児科医の確保が課題となっているが、医師不足の原因と言われる臨床研修制度の影響は何年ぐらいで解消されるのかとの質疑があり、臨床研修は二年間であり、研修終了後医師

としてできるだけ早く現場に出てほしいと期待しているが、もう少し長くなるという意見もあるので、状況を見守りたいとの答弁があった。こころの医療センターの数年の決算および累積債務の状況と今後の経営改善策について質疑があり、平成一五年三月に経営改善計画を策定し、外来患者増による収益増加、物件費や人件費の抑制に取り組んでいる、平成一五年度決算では一億五、〇〇〇万円程度の黒字であるが、累積欠損金は一四億円程度となっており、引き続き経営改善に努めるとの答弁があった。次世代育成支援計画に対するパブリックコメントについて質疑があり、五三件の意見の中に、計画に反映させたものや参考にしたものがある、反映させたものとして、国への提案の中に、小児科医療に対する診療報酬の検討および育児休業中の所得保障の拡充等を追加したとの答弁があった。ほかに、食の安全安心条例、有明海・八代海の再生に関して、排水基準の適用地域を拡大することについて質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

小杉直経経済常任委員長は次のように述べた。新たな半導体関連企業向け団地整備に関して、企業の需要、計画の場所、広さ、今後のスケジュールについて質疑があり、少しまとまった広い土地を要望する企業はある、広さは二〇ha程度と考えており、今年六月ごろまでに場所の選定を終え、その後早い時期に設計、用地買収に入り、平成一九年度中の完成を目指しているとの答弁があった。産業創造支援体制の方向性について質疑があり、

現在各機関で実施している中小企業支援体制を見直し、また古くなった工業技術センターの建て替えも視野に入れながら、いくつかの機関の再編統合や新たな設備の導入等について、一年かけて内部で調査研究するとの答弁があった。今後のアスペクタの展望について質疑があり、一昨年の一二月議会で知事が三年程度の範囲内で、必要最小限の維持管理をしながら今後の可能性を検討したいと答弁している通り、地元の意向も聞きながら、運営スタイルや改修経費等の観点から十分検討したいとの答弁があった。阿蘇の風力発電の運行開始時期と今後の展望について質疑があり、本年度で仮設道路と基礎工事を終え、来年一〇月をめどに運用開始の予定としている、今後風力発電は増えてくると思うが、企業局としては、風況調査結果や動向等も見ながら判断するとの答弁があった。ほかに、若者の職業意識の育成やユニバーサルデザインを取り入れた有料駐車場の改修工事について質疑が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

馬場成志農林水産常任委員長は次のように述べた。本県の研究成果に対する認識、さらに民間が開発した成果の活用について質疑があり、本県では二十数年ミカンの品種改良の研究を行い、^{ごくわ}極早生から晩生^{おく}までオリジナル品種による出荷体制を整備しており、このような例は他県にはない、ほかに「ひのしずく」や「天草大王」等のオリジナル性のある開発、改良についても他県に比べ優先的に取り組み、その成果も十分出ていると

の答弁があった。本年七月から始まる熊本空港からの夜間農産物の輸送とその経費について質疑があり、現在青果物の輸送量は承知しておらず、夜間輸送の出発時間は午前三時ごろで、当日の競りには間に合わず、コストも高くなるため大量輸送はまだ先の話ではないかとの答弁があった。川辺川利水事業について、収用委員会が審理を打ち切った場合、ダム案はどうなるのか、また収用委員会で却下された場合、ダム案とダム以外の二案を農家に提示できなくなるため、きちんと選択肢を示すべきではないかとの質疑があり、収用委員会の審理が打ち切られた場合には、国土交通省はダム基本計画を変更した上で、再度収用委員会に申請することになる、現在の状況から、スケジュールが大変厳しいとの答弁があった。外国産アサリが大量に入荷しているため、これを機会に生産者の顔が見える安心な食材として、県産アサリのブランド化を図ってはどうかとの質疑があり、漁連共販体制を活用したトレーサビリティシステムの検討を行うことでブランド化を進めていきたいとの答弁があった。ほかに、耐暑性のある健康増進作物の導入、魚の大量死の原因とその調査費用、バイオマス利活用事業、学校林の現状、県外業者指名、全国育樹祭、漁業取締船「あまくさ」、学びの森学校林活動推進事業等について質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

篠崎鐵男建設常任委員長は次のように述べた。道路整備課の予算が二五億円減額された理由について質疑があり、一般国道

等の事業期間の延伸や橋梁、トンネル等の大規模事業がピークを過ぎた箇所があること等により、減額になったとの答弁があった。県道や広域農道等の道路改良の際に、鉄道の線路や踏切があることで支障が出る場合の対策について質疑があり、これまでも道路改良を計画する場合に、鉄道事業者と協議し事業を進めてきた、今後もＪＲや肥薩おれんじ鉄道等と協議すること、道路改良を進めていくとの答弁があった。八代南部幹線について、近くに大型ショッピングセンターができて渋滞が予想されるが県施行部分は着手されていない、今回は予算措置されていないのかとの質疑があり、県の財政状況から事業化には至っていないが、整備の必要性や地元の要望等が高いことは承知しているので、今後も調査を継続するとの答弁があった。ほかに、災害ボランティアを行う建設業者に対する格付の見直し、熊本都市交通マスタープランのアクションプログラム、熊本西部の道路網整備について質疑と要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

坂田孝志文教治安常任委員長は次のように述べた。新年度予算に盛り込まれている交番と駐在所の機能強化の内容、熊本駅の周辺地域整備基本計画素案に駅前交番の記載がないことについて質疑があり、交番等の機能強化として、交番相談員の増員、テレビ電話システム整備、緊急通報装置の整備等を予定している、駅前交番は、警察本部内に施設整備検討委員会を設置し、駅だけでなく、周辺地域も含めた治安維持の観点から、適地を

検討しているとの答弁があった。昨年十一月に発足した県立高校整備推進協議会の協議事項の内容と今後のスケジュールについて質疑があり、県立高校の通学区域、適正規模、特色ある学校づくり、再編整備の四点を協議事項としている、今年一月には中間報告をとりまとめ、来年三月に最終報告を受ける予定であり、その後教育委員会として、整備計画案を作成し、説明会やパブリックコメント等を経て、平成一八年一〇月中には整備計画を策定したいとの答弁があった。ほかに、教育の日の事業内容、緊急雇用対策、指導力強化研修事業、県人権教育研究協議会事務局への教員派遣、教員の働き方改革・不祥事防止等について質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

中原隆博総務常任委員長は次のように述べた。川辺川ダム総合対策事業について、利水に関する事前協議および森林による保水力の専門家会議は、来年度は何回見込んでいるのかとの質疑があり、事前協議はこれまでに四六回、延べ一九七時間余り実施してきた、今後も一週間から一〇日に一度のペースで開催したい、専門家会議は現在一月から二月に一回程度のペースで開催しており、今後も同じペースで開催したいとの答弁があった。さらに、新利水計画策定が遅れているため、今年の夏までと目標の期限を示すべきではないかとの質疑があり、新利水計画は、原告団農家を含めた関係農家の三分の二の同意が得られなければ成立しないため、農家と正面から向き合いながら、現

在最大級の努力を払っているが、昨年の農家のアンケートでは、新利水計画に参加する農家の割合が参加しない農家を下

回っており、農家には丁寧にも説明していきたいとの答弁があった。政令市問題は県政にとって大きな課題であり、庁内に政令市に関する担当セクションをつくり、検証すべきではないかとの質疑があり、熊本市が具体的に考えている内容が県にわかりづらいところがあるので、今後は合併については総務部で、地域振興については地域振興部で相互に連携して検討していきたい、最終的には合併の問題となるため、総務部で対応したいとの答弁があった。関連して、熊本市と熊本県で政令市問題の呼吸が合っていないかのような印象を与えることがないよう気をつけなければならないとの意見もあった。ほかに、熊本空港の夜間貨物計画、平成一七年度予算編成、県出資団体の見直し問題、私立高校の就職支援、個人情報保護法の施行、新幹線開業等の効果について質疑があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

【審議】三月二三日、各常任委員長の報告後、岩中伸司議員（新社会党）から反対討論があった。討論終了後、直ちに採決に入り、賛成者多数で原案通り可決した。

4 条例等議案

- (1) 議案第22号 財産の取得について

【説明】上益城郡御船町の白岩産業団地を製造業等企業の

賃貸等用地として取得する必要がある。取得の予定価格は六億五、五〇〇万円である。

- (2) 議案第24号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 国道387号地域連携推進改築（西里トンネル）工事、契約金額は五億三、九七〇万円。

- (3) 議案第27号および第28号 指定管理者の指定について

【説明】熊本県富岡ビジターセンターの指定管理者を苓北町とする。くまもと県民交流館のうち物産等振興施設の指定管理者を社団法人熊本県物産振興協会とする。

- (4) 議案第57号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例および熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】農業改良助長法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規定の整理および武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴う関係規定の整備を行う必要がある。

- (5) 議案第62号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の制定について

【説明】水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として水とみどりの森づくり税を課する必要がある。

(6) 議案第76号 熊本県産業廃棄物税基金条例の制定について

【説明】 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制および再利用、再生利用その他適正な処理の促進のため、熊本県産業廃棄物税基金を設置する必要がある。

(7) 議案第77号 熊本県食の安全安心推進条例の制定について

【説明】 食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命および健康の保護を図るため、本条例を制定する必要がある。

(8) 議案第81号 熊本県改良普及員資格試験条例および熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例の制定について

【説明】 農業改良普及センターを地域振興局または熊本農政事務所の内部組織として改組するため、熊本県改良普及員資格試験条例および熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する必要がある。

(9) 議案第93号 市町の廃置分合について

【説明】 市町村合併に伴い平成一八年三月二七日から本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同天草町および同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を置くこととする。

(10) 議案第94号 熊本県次世代育成支援行動計画の策定について

【説明】 社会全体で子ども・子育てを支援していくために広く行政、県民、企業、子育て支援関係団体等がパートナーシップの下に、それぞれの立場で次世代育成施策に参画していくための基本的な取組指針として策定するものである。

【審議】 各常任委員長報告の後、岩中議員から、議案第57号については、「災害派遣手当」の次に「武力攻撃災害等派遣手当を含む」という文を加えるなど、武力攻撃に対して県職員に出勤させることを前提にしたものであり、認められないとの反対討論があった。また、議案第62号について、森林保全の目的には賛意を示すが、その財源を県民税の超過課税として徴収することには賛同できない、真に必要な事業であるならば一般会計予算の中に盛り込むべきである、さらに松岡議員からは、現在の森林の危機は国の政策に起因しているものであり、政策転換を図らなければ森林は守れないとの反対討論があった。さらに、松岡議員から議案第81号について、農業者に接して援助、指導するという地域農業に大事な改良普及所機能が喪失するとの反対討論があった。

討論終了後、直ちに採決に入り、起立または挙手多数により原案通り可決した。

(11) 議案第95号、議案第96号および議案第97号 監査委員の選任について

【説明】 議員のうちから選任された監査委員の退職に伴い、新たに前川收、小杉直を選任する。識見を有する者のうちから選任された監査委員の退職に伴い、新たに高宗秀暁を選任する。

【審議】三月二三日、知事から追加提案があり、鬼海洋一議員（県民クラブ）から、監査委員選任については、議会選出委員が二人とも自民党から選出されているが、九州各県の中でも本県のみであり、会派のバランスを考慮して選任されることを知事に強く求めてきたが、今回も裏切られた、選任の考え方について質疑があり、これに対して、知事から、これまでも、議員の中から選任される監査委員は、議会の同意を得る必要があることから、あらかじめ議長から適任者の推薦のあった監査委員を提案してきており、今回の選任にも、これまで同様の考え方で提案しているとの答弁があった。

採決の結果、原案の通り同意した。

5 議員提出議案

- (1) 議案第1号 平成17熊本県一般会計予算の執行に係る附帯決議

【説明・審議】三月二三日、船田直大議員（自由民主党）から次のように議案の説明があった。現在進められている新幹線工事は、負担する以上のものを県内経済界に還元していくために、さらなる努力が必要である。県が昨年五月に県農業試験場跡地を県外資本の大型店出店を手掛けている開発会社に賃貸することを決定した件について、地元や商工団体等から県有地を県外資本に賃貸させることに納得がいかないといった声が上がっている。今回の決議案は、予算案は認めるけれども、認めるに際しての議会の意思を明確に県民へ示すために意見を付す

ものである。これに対して、渡辺利男議員（県民クラブ）から、今回の決議はこれまでの決議に比べてそれほど重みがあるとは思えないとの反対討論があった。また、城下広作議員（公明党）から、自民党が問題視する二件については、議会や委員会の場合においても附帯決議にするほどの議論が行われていない、松岡議員からは、新幹線工事については、政府に対して地元負担割合の削減と工事発注のあり方の改善を求める意見書を提出すべきである、農業試験場跡地については、現計画を明確に中止す

る内容に修正すべきとの反対討論があった。

- (2) 議案第11号 国営川辺川土地改良事業の推進に関する決

議

【審議】三月二三日、鎌田聡議員（県民クラブ）から、現在さまざまな課題について一致点を見いだしながら関係者がそれぞれ一七年度事業着手に向けて全力を挙げて取り組んでいる段階で、この推進決議を採決してどれだけ有効なのか疑問に感じる、懸命に努力している関係者に対して、無用なプレッシャーをかけるだけであるとの反対討論があった。また、氷室議員から、このような決議ではなく、代表質問や一般質問を通じて執行部に対して論戦を挑み、事業の推進を求めるのが議会のあり方ではないかとの反対討論があった。松岡議員から、決議を上げる積極的な意味がないし、中身もないとの反対討論があった。これに対して、松田三郎議員（自由民主党）から、一年をめどに結論を出すということで始めた事前協議もすでに二年が経過

しており、そろそろ収れんする方向へもっていくべきではないか、知事はこの問題を常々、県議会と一体となって取り組んでいくと言っており、このタイミングで議会としての意見を明確に表示することが必要であるとの賛成討論があった。

討論終了後、採決に入り、賛成者多数で原案通り可決した。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
17・3・9	中国をはじめとする東アジア地域からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給要件の緩和等に関する請願	村上寅美 前川 收
17・3・3	学級給食における食の安全と遺伝子組換え食品の表示に関する請願	船田直大 松田三郎 重村 栄
17・3・7	犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書の提出に関する請願	島田幸弘
17・3・10	学習指導要領の教科の目標を最も踏まえた中学校用歴史・公民教科書の採択を求める請願	馬場成志 井手順雄 松田三郎 溝口幸治

第13節 平成17年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一七年六月一六日
閉会 平成一七年六月三〇日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

副議長 坂田 孝志 辞職 船田 直大 就任
県議会議員の選挙区等検討特別委員長 荒木 詔之
ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

特別委員会

県議会議員の選挙区等検討

◎荒木 詔之 ○中村 博生 古閑 三博
八浪 知行 西岡 勝成 兄玉 文雄
松村 昭 村上 寅美 鬼海 洋一
荒木 章博 堤 泰宏 城下 広作

4 県執行部

永田 昂生

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

知事	潮谷 義子	副知事	安田 宏正
副知事	金澤 和夫	出納長	古田 勝人
総合政策局長	鎌倉 洋	総務部長	北川 正
地域振興部長	鎌倉 孝幸	健康福祉部長	原田 正一
環境生活部長	上村 秋生	商工観光労働部長	島田 万里
農政部長	緒方 好秋	林務水産部長	田川 勝稔
土木部長	松原 茂	公営企業管理者	永田 明紘
教育委員会委員長	岡畑 寛	教育長	柿塚 純男
警察本部長	樋口 真人	人事委員会委員長	松尾 隆樹
監査委員	高宗 秀暁	議会事務局長	新開 忠邦

6月16日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
21日	本会議	一般質問
22日	本会議	一般質問
23日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
24日		特別委員会
27日		常任委員会
28日		常任委員会
30日	本会議	委員、長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会は、指定管理者制度の導入に伴い、施設関係条例の一部改正等の各種条例案件が提出され、一般質問に加えて各常任委員会で質疑応答が行われた。川辺川ダム事業については、新利水計画の要件である関係農家の三分の二以上の同意を得るための意見交換会等の取り組み、策定の進行について質問が行われた。また、高校入試が新たな制度でスタートしており、さまざまな課題について質問が行われた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成17年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	可決
2	専決処分の報告及び承認について	承認
3	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

4	熊本県公立大学法人評価委員会条例の制定について	可決
5	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県市町村合併推進審議会条例の制定について	〃
9	八代市、水川町、玉名市、合志市、和水町及び天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
10	熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	熊本県環境センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例の制定について	〃
17	熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
18	熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
19	熊本県農業公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
公立大学法人熊本県立大学定款の制定について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について	熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について	藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例を廃止する条例の制定について	熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

		(議員提出議案)																
2	1	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	
例の制定について	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	市町の廃置分合について	町の廃置分合について	町の廃置分合について	市町村の廃置分合について	市町の廃置分合について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	人事委員会委員の選任について	公安委員会委員の任命について	収用委員会委員の任命について	収用委員会委員の任命について	
〃	可決	可決	〃	〃	〃	〃	承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃	同意	〃	〃	〃	

3	イラク人道復興支援活動に派遣された自衛隊員への支援決議	可決
4	都道府県議会制度の充実強化に関する意見書	〃
5	米国産牛肉の輸入再開について慎重な対応を求める意見書	〃
6	鉄道事故再発防止と関係法令の改正を求める意見書	〃
7	小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書	否決
8	イラクから自衛隊の撤退、さらなる自衛隊の派遣中止を求める意見書	〃
9	障害者自立支援法案に関する意見書	〃
10	住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書	可決
11	まちづくり三法の抜本的見直しを求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 水俣病対策については、四月七日、国が今後の水俣病対策の大枠を示した。これを受け、水俣病関西訴訟と熊本水俣病二次訴訟で損害賠償を認める判決が確定した人への医療費等の支給を、国から受託して行う。水俣病総合対策医療事業の拡充には、この秋にも保健手帳の申請受付を再開する方針が示されるため、必要な準備を進める。(2) 川辺川ダム事業については、新利水計画の策定を最優先課題として取り組み、計画概要を農家に示す段階にこぎつけた。六月四日から五回目の意見交換会をはじめ、現在、関係六市町村、六五地区で集落座談会を開いた。その後に実施するアンケート調査で農家自身に判断

をいただきたい。五月三十一日に開かれた県収用委員会で、審理継続か終結かの判断は次回審理で示すこととなった。最終的に関係農家の三分の二以上の同意を得ることが、新たな利水事業を立ち上げる法的要件であることを念頭に置き、計画策定に最大限努力する。(3) 九州新幹線鹿児島ルートについては、平成二年度末に全線開業すれば、商業圏域の飛躍的な拡大や観光客等の交流人口の増加が期待されるが、都市間競争の激化も予想されるため、六月七日に、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部を立ち上げた。その中で、民間と行政が連携してプロジェクトを主体的かつ着実に推進する。熊本地域と各地域振興局ごとに推進本部をつくり、地域の特徴を生かしたプロジェクトを進める。熊本駅周辺地域の整備は、六月二日、熊本駅周辺地域整備基本計画を取りまとめ、熊本市との間で役割分担や整備時期等に関する協定を締結した。熊本駅周辺への都市機能導入の促進方策についても検討を進める。さらに、仮称新玉名駅の周辺整備にも取り組む。(4) 旧合併特例法の下での市町村合併は、平成一二年三月末の市町村数九四から、一八年三月末に、約半数の四八程度に再編される見通しとなった。今議会には、一八年三月末までの、新たな八代市、水川町、玉名市、合志市、和水町の発足に向け、五地域、一六市町村からなされた廃置分合の申請を受け、関係議案を提出した。今後も合併市町村への支援に取り組み、合併新法の下での合併を進めるため、国の基本的な指針に基づき、本年度内をめどに合併推進構想の検討を進めることとしており、今議会には、関係の審議会

条例を併せて提案した。(5)雇用情勢については、四月の有効求人倍率が〇・六八倍と持ち直しているが、依然として厳しい。引き続き、産学行政が連携した新事業の創出、中小企業のセーフティネット対策、新たな県雇用創出対策に基づき取り組みを進める。(6)大型店の立地状況を踏まえ、制度融資に大型店緊急対策枠を創設し、商店街と地域が連携した商店街活性化の取り組みに対する新たな支援を講じた。現在、「まちづくり三法」のあり方について国で検討が進められており、その動向も注視しながら適切な対応に努める。(7)国の三位一体の改革は、本年度が一応の区切りとされ、地方分権の実現に道筋をつける正念場を迎えている。当面は、義務教育費国庫負担金、生活保護費負担金等の取り扱い、残された税源移譲額六〇〇〇億円に見合う国庫補助負担金改革の具体的な対象等、昨年の改革から先送りされた重要な課題の決着が迫られている。本年末に向けて、地方交付税総額の確保、三兆円の税財源移譲の確実な実施と合わせ、地域間の税源偏在による財政力格差の是正という重い課題も控えている。先般、県内自治体代表者とともに緊急提言を行ったが、引き続き全国知事会等を通じて、国に積極的な提言・提案を行う。二月に策定した県行財政改革基本方針に沿って毎年度実施計画を策定し見直しを行いながら、行政改革、財政改革、意識改革を進める。

一般会計補正予算の内容は、国の水俣病対策に伴う医療費等の支給および総合対策医療事業の拡充に向けた準備経費、国の内示を受けた農産物生産供給施設の整備事業の追加である。総

額で約一五億円を計上しており、財源は国庫支出金および繰越金である。これを現計予算と合算すると約七、三一一億円となる。このほか、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例の制定、指定管理者制度の導入に伴う公の施設関係条例の一部改正等の各種条例案件、市町村の廃置分合、公立大学法人熊本県立大学の定款の制定等の各種議決案件等も提案している。

4 一般質問及び答弁の要点

六月二日に中原隆博（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、竹口博己（公明党）、岩中伸司（新社会党）、二二日に大西一史（無所属）、溝口幸治（自由民主党）、渡辺利男（県民クラブ）、一三日に松永真一（自由民主党）、福島和敏（無所属）、小谷邦治（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県行財政

(1)三位一体の改革による地方交付税の削減を受け、県経営改革本部が立ち上げられ、二月に新たな行財政改革基本方針を策定した。平成一八年度が一応の区切りとされ、改革は正念場を迎えている。再建団体に陥らないように、行財政改革、とくに財政改革をどう進めていくか（中原）。(2)平成一九年度には四〇億円の財源不足が予測されるため、事業の優先順位の絞り込み、大胆な予算カットの必要がある。政策評価と予算編成の位置づけを含め、施策の重点化に向けた今後の方針につい

て。人件費と最低限の管理費だけで行うゼロ予算事業を新年度から導入する考えはあるか（大西）。（３）副知事二人制が導入され、生え抜きの安田宏正副知事、総務省出身の金澤和夫副知事が就任した。就任から一年たった金澤副知事に一年の総括と今後の県政の抱える諸課題にどのようなスタンスで取り組むのか聞きたい（中原）。（４）組織・機構改革について。①組織自体が沈滞ムードに包まれている。風通しのよい組織にするために、県行政のトップとしてどう考えるか。②機構改革に対する基本的な考え方と今後の進め方。③新幹線開業を六年後に控えた限定的に新幹線整備推進局など、ソフト・ハード両面が一体となった組織体制づくりが必要と考える。来年度の機構改革の中で検討するか。（５）電子県庁は、行革につながる新しいツールとして使うべきである。投資効果は、平成一三年度から一六年度までを計画期間とする熊本県行政情報化プランとして検証され、総務常任委員会で報告される。検証はどのような考え方で行ったのか。どのように行政情報化を推進していくのか（大西）。（６）市町村合併について。①合併が一応の区切りを迎え、これまでの取り組みをどう総括するのか。②五月三十一日、市町村合併推進審議会が設置され、合併の積み残しや矛盾点の解消に重要な役割を担うと期待される。指針では、構想の策定、合併協議会設置勧告、合併協議会にかかわる幹旋^{あっせん}調停、合併協議会推進勧告等の措置を講ずることが可能とされ、県の役割は今より大きくなった。審議会は、根本的にどのような性格を持つのか。③今回の合併は地域における地域振興局の役割と地域

の大きな変化を意味する。組織の見直しと今後の取り組みについて（鬼海）。（４）熊本県は合併協議会の設置を促す知事勧告はしないが、合併推進の構想を策定し、市町村による自主的な合併を推進する基本スタンスは変えないとしている。新しい構想策定はしないで自主的合併を進めたらどうか。新合併特例法に基づく県の取り組みはどうか。⑤来年三月までに一六の新たな自治体の誕生が予想されるが、合併に対する国・県の財政支援は大枠でどれくらいか、合併した自治体としなかった自治体の財政運営に違いは出るのか（岩中）。（６）市町村合併推進審議会構成委員の人選に対する考えについて。⑦新法には期限があり、県が合併協議会の後押しをせざるを得ない場合や審議会の意見に勧告の必要性が含まれることも予想される。対応をどう考えるか。⑧道州制の進行状況を見据えながら、州都を目指すなど、県が主体性を持つて対応する時期に来ている。今後の道州制の論議の進み方に対して、どう臨むのか（松永）。（９）（要望）合併市町村に対し、県は支援プランに基づき、市町村建設計画に計上された事業について優先採択を行っているが、支援をアピールするため、県の合併支援事業と明示する等を検討していただきたい。合併を契機としたインパクトのある新規事業を県から提案し着手する、県が住民に見える事業を積極的に支援するなど、着実なフォローを強く要望する（小谷）。（７）指定管理者制度について。①民間のノウハウが生かされる施設もあるが、県民に細かい気配りを要する業務や、専門性や特殊性が必要な業務を行う施設がある点についての見解。②平成一八年四

月に指定管理者制度の導入を目指している県の公の施設は四二施設、県出資の公の施設管理を主たる業務としている団体は一〇団体、正職員は本年四月現在で一〇人いる。職員の処遇、失業対策など出資者としての県の責務について。③県営住宅は、ほかの公の施設とは異なる業務がある。指定管理者は、法令の理解と遂行能力が要求され、緊急時における二四時間の初動体制等に対応できる人的、物的能力を備えておく必要がある。業務の範囲や選定をどう考えるか。入居者の個人情報に接するため、情報の保護が重要な課題である。対策をどう考えるか（小谷）。（８）防災について。①六月三日早朝、震度五弱の直下型地震があり、未知の断層の存在可能性など、大きなショックを与えた。防災体制の中心的な役割を果たすべき各振興局の耐震対策が八代を除いてなされていない。現状と今後の対策について（鬼海）。②公的機関の救助活動が開始されるまで、地域の自主防災組織は重要であるが、熊本県の組織率は、昨年の四月で二四・三％と全国で四三番目である。自主防災組織の結成促進に向け、市町村を早期に動かすため、今後どう対応するか。③建築物の耐震改修について、県内には教育委員会関係の施設を除くと、耐震診断対象県有施設が一九施設あり、耐震診断終了は一二施設、うち改修の必要な施設は一一施設、現在一〇施設が未改修で、ほとんどは地域振興局等の各地の防災拠点である。施設の改修および診断のスケジュールは決まっていない。一年に一施設でも強制的に防災拠点の改修を予算に盛り込む必要がある。④公立の小中高の建物は、耐震促進指導対象施設が

二、一六三施設あり、耐震診断率は、県立で五二・三％、市町村立で二六・五％である。県立施設の耐震診断は、平成一九年度までに終了するが、市町村立施設の実施率は全国でも低い。県立の努力義務対象施設は、平成二一年度までに改修する計画だが、その他の改修ははっきりしていない。今後の推進について（松永）。（９）七年前の九月議会で、県庁舎は冷暖房を前提にした設計である。働きやすい環境づくりのため、県庁舎の適正温度の設定をしていただきたい（岩中）。（一〇）日本国憲法についての認識。①日本国憲法九条が果たしてきた役割について、どう認識しているか。②憲法と地方自治について。実態は憲法九二条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」から遠ざかっていると思う。③知事も憲法の尊重擁護の義務があると考えますが、どうか（岩中）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）毎年度の実施計画によって行財政改革に取り組み、地方財政の構造変化に適切に対応する。経費を性質ごとに一律削減する手法に加え、歳入に見合った歳出予算の重点化や効率化を図り、質的な改革を進めたい。平成一七年度予算から、既存事業の廃止や組み替えを進め、重点施策事業を中心に、新規・拡充事業の財源とする事業再構築枠の仕組みを創設した。今後、次年度の大まかな収支の見込みを予算編成方針に合わせて示すことを検討する。実施計画の取り組み項目は、一〇月にまとめ、

来年度の予算編成や組織編成に反映させる。三位一体の改革について、先般県議会、県内の自治体代表者とともに緊急提言を行った。七月開催予定の全国知事会に向け、六、〇〇〇億円の国庫補助負担金改革について本県の案を取りまとめたい。三位一体の改革が、真の地方分権につながるよう、提言、提案を行いたい。(2) 一七年度は、予算要求に先立ち、政策評価を踏まえて重点六分野ごとに、とくに翌年度重点的に取り組むべき課題に対応する事業群をプロジェクトに編成した。予算編成には、プロジェクトの構成事業に、一般財源で一〇億円の事業再構築枠を設けるなど、配慮を行った。プロジェクトごとに目標を設定し、確実な成果を期待するものは、責任者に部次長を充て、部局の枠を超えた調整を行うなど、成果重視の進捗管理を行う(知事)。銀行独自の融資制度を活用してベンチャー企業を支援するくまもとベンチャーファイト資金の創設、郵便局等と連携した産業廃棄物不法投棄の監視体制づくり、県職員が道路の落石、穴などの情報を管轄の地域振興局等に提供する道路ウォッチャー制度等の取り組みを行っている。あらためて検証を行い、平成一八年度からの導入をめどに、仕組みや具体的な実施方法等について検討を進めたい(総務部長)。(3) 行財政改革は、現時点では、全体を完結した形で確定することが難しく、毎年度実施計画を定めて、継続的に取り組んでいく。水俣病対策は、国と県の負担割合を含めた対策の大枠が環境省から示されたが、真に被害者救済と地域の再生、融和につなげていくことは、これからの課題である。将来の道筋も含めて、熊

本県としての足元を固めていくため、政府や他の自治体の動向、県内外の社会経済の動きなど、的確な情報をつかみ、具体策を議論していく努力を続けていく。県議会、経済人、地域とも、接点を増やし、現場感覚に立った情報や意見のやり取りを心がけたい。すべての職員をパートナーとして、部局の縦割りを越えた風通しのよい議論をしながら、組織全体としての成果が上がるよう努力したい(金澤副知事)。(4) ①県職員の意識が乏しく、スピード感がない場合、役職を問わず厳しく指導・注意するが、叱責にとどまっているなら、真意は伝わっていないと真摯に受け止めたい。職員の意識改革を進め、組織全体のレベルアップを図ることは課題であり、行財政改革の基本方針でも三つの柱の一つに据えた。元気で明るい熊本づくりは、職員、県庁からの意気込みで、先頭に立って、新しい時代にふさわしい組織風土づくりに努力したい。②行財政改革基本方針に沿って、フラット化導入部署も含め、本庁の係・班および課の規模の点検、関連・類似する業務や組織の再編等を検討し、年度末までに平成一八年度の組織体制に係る詳細を決定したい。③地域振興等のソフト部門を担当する地域振興部と、用地取得や新駅周辺地域整備事業等のハード部門を担当する土木部を中心に進めている。副知事を議長とする新幹線くまもと創りプロジェクト推進会議を設置し、体制を整備する。業務や組織の再編について全体的な検討を進め、新幹線関連業務も適切な組織体制を考えたい(知事)。(5) 熊本県行政情報化推進計画に基づいた取り組みを対象として検証を行っ

た。時間短縮や経費節減の効果について、メールシステムなど現在稼働しているシステムは、職員利用状況調査の結果を基に、電子入札システムなど今後本格稼働するものは、導入後の見込みを試算して、行政側の効果と住民・企業側の効果のそれぞれを金額に換算する方法によって算定した。投資した費用は、パソコンの整備経費等の情報通信基盤や情報システム整備に総額約六〇億三、〇〇〇万円。効果は、現時点で約一六億四、〇〇〇万円の時間短縮や経費削減が認められ、すべてのシステムが稼働する平成一九年度には、単年度の効果が約三二億円となる。純効果額は、現時点では四三億九、〇〇〇万円のマイナスとなっている。平成一九年度には、単年度の純効果が一三億四、〇〇〇万円とプラスに転じ、累積効果額も、平成二一年度には約六億二、〇〇〇万円の純効果が見込まれる。しかし、今後稼働するシステムは、想定どりの効果が出るのか、三月に一部運用開始した電子申請受付システム「よろず申請本舗」は、多くの県民の利用促進を図る必要があるという課題も残されている。毎年度熊本県総合情報通信高度化計画に沿って実施計画を策定する際に、目標達成状況の評価を実施し検証を行いながら、電子化による業務の効率化や県民サービスの向上に努める（地域振興部長）。（６）①九四市町村の約三分の二の六二が合併を選択したことにより、再編が大きく進んだ。合併を選択した市町村には、市町村建設計画に位置づけた施策・事業の実施を通して、着実なまちづくりを支援したい。合併を選択しなかった市町村は、財政力の弱い小規模町村も多く、

厳しい行財政運営が予想される。合併新法の下で自主的な合併を推進し、人材確保、組織体制の整備、財源の確保など、地方分権に対応できる行政体制の整備を図るよう努めたい。②審議会では、市町村の自主性と主体性を尊重する観点から、市町村の望ましい姿や自主的な市町村合併の推進の必要性など、構想の内容について議論する。③平成一七年度は、県と市町村、本庁と出先機関との役割分担などを踏まえ、地域振興局の見直しにかかわる基本構想素案の検討を行い、平成一八年度までの方針決定を目指して取り組む。④引き続き自主的な合併を推進する必要がある。合併新法では、国の基本指針に基づき、合併推進審議会の意見を聞いて、県が、合併推進構想を策定することが定められている。本年度内をめどに検討を進めたい（知事）。⑤国の支援は、総額で二、四六〇億円程度見込まれている。県支援の合併特別交付金は、五年間の支援措置として、総額で約一一〇億円を見込んでいる。合併市町村では、財政支援措置を有効に活用し、政策の重点化を図る素地ができた。合併を選択しなかった市町村は、合併市町村への財政支援等の優遇措置の影響の懸念もあり、これまで以上に厳しい行財政改革を実施する必要がある（総務部長）。⑥審議会は、県の合併推進構想作成にあたって意見を述べ、自主的な市町村の合併の推進に関する重要な事項を調査、審議するものであるから、市町村長や市町村議会議員、学識経験を有する人から選任する。県全体の視点から審議できるよう、幅広い分野から人選したい。⑦審議会に構想内容の考え方を示し、仮に勧告の必要性が含まれ

た意見が審議会から出された場合は受け止めたい。⑧県民を巻き込んで検討を加える必要がある。九州地方知事会議における報告は、課題の論点を整理し、必要に応じて国に意見具申を行うために取りまとめられた。九州各県が共通の利益を形成、追求し、共同体意識を醸成しなければ、道州制への円滑な移行は困難であり、すでに取り組みを始めた観光振興、産業廃棄物対策以外の分野でも、各県共通の課題について共通の政策をつくり、連携していく政策連合の取り組みが重要とされた。将来九州が一つになったときは、熊本が持つ強みを生かし、九州の中でリーダーシップをとれる施策展開を今から進めておく必要がある（知事）。(7) ①指定管理者の選定は、公の施設の設定目的に沿った施設運営、県民へのサービス水準の向上が最も重要な判断基準である。昨年九月に、熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を策定し、統一的な選定手続を定めているが、各施設の規模や専門性などに応じて審査されるよう審査基準等の見直しを進めている。②仮に指定管理者となれなかった場合、当該団体の経営、職員の処遇は、基本的には団体自身の問題であるが、県出資の団体には、何らかの対応が必要である。庁内に管理受託団体等所管課連絡会議を設置し、情報収集を行い、対応を検討している（総務部長）。③指定管理者の業務範囲は、県営住宅の維持、修繕、入居者の募集、入居者への連絡、相談・明け渡し手続きに関する業務を予定している。選定には、入居者へのサービス水準を低下させないよう留意し、類似施設の運営実績、安定的な運営能力、事業計画に示された

サービスの維持向上の取り組みなど、的確に審査する必要がある。県個人情報保護条例が適用されるため、協定書の中に、秘密の保持、情報の適正管理、情報の利用および提供の制限など、個人情報保護のために講ずべき措置を盛り込み、万全を期す（土木部長）。(8) ①地域振興局の庁舎は、八代地域振興局を除いて、昭和五六年の建築基準法改正以前に建築されたもので、耐震調査の結果では、いずれも補強を要すると判定されている。本年四月防災拠点施設の耐震化整備の基本方針を策定し、耐震診断の結果、地域振興局の見直し、耐震化を要するほかの県有施設等との優先度合い、県財政の状況等を総合的に踏まえながら、より必要性、緊急性の高い地域振興局庁舎から順次整備に努めたい。②自主防災組織率が低い要因は、消防団の団員数が全国の上位にあり、消防団が自主防災組織の役割を担っている意識があるためと考える。自主防災組織の育成は、災害対策基本法上は市町村が担うが、組織率が低い市町村には働きかけを行い、組織率に関する情報を公開するなど、結成促進に向けて努力したい。③当面、各地域で、地域振興局庁舎以外で現行の耐震基準を満たす県有施設を防災拠点施設に活用できないか検討したい（総務部長）。④市町村立学校施設の耐震診断実施率は全国平均を大きく下回っている。市町村教育委員会に、学校の耐震診断実施計画書を一〇月までに提出するよう指導する。耐震診断の推進を目的とした研修会の開催、市町村担当者向けの耐震化推進マニュアルの作成など、市町村の耐震化の取り組みを支援する（教育長）。(9) 県庁舎は省エネ・省資源の

ための県庁重点率先行動の一つとして、冷房温度を二八度、暖房温度を一九度に設定してきた。六月から九月は、サマーエコスタイルとして、ノーネクタイ、ノー上着での勤務が定着している。平成一二年度から、梅雨時期には除湿運転を行い、弾力的な運用に努め、執務環境に配慮している。国も、京都議定書の発効を受け、夏の新しいビジネススタイルの愛称をクールビズと銘打ったキャンペーンを実施し、地球温暖化防止国民運動を推進している。本県は、国に先駆け省エネ対策に取り組んでおり、県が率先して県民の地球温暖化防止の機運を高めることが必要である（総務部長）。（10）①憲法九条は、憲法前文の記述とともに、日本国憲法が平和憲法と呼ばれる由来となっており、憲法のもとで国民は、戦後一貫して、日本をはじめ世界の平和を願ってきたとの認識を持っている。②平成一二年四月の地方分権一括法の施行は、戦前から続いていた機関委任事務制度を廃止するなど、国と地方の役割を明確にし、対等・協力関係にする歴史的な変革であったと思う。国の三位一体の改革の推進に当たっても、地方は国と対等の立場で議論を続けており、地方分権は、地方自治の成熟に向かって着実に進んでいると認識している。③知事も特別職の地方公務員であり、憲法尊重擁護義務を負うものと理解している（知事）。

農業

（一）今年度より三年間、「元気人気くまもと農業運動」を県農業政策の基本として、活動を展開する。重要なのは県本部と

地域本部に設置される実践をするプロジェクトではないか。熊本農業の再生への転換策として、各プロジェクトの具体的な目的を持った取り組みはどう展開されるのか、推進状況の把握はどうするのか（松永）。（2）黒牛の振興と優良な種牛づくりは本県では成果が出ていない。黒牛の種牛づくりはどんなシステムになっているか。選抜された種牛について市場でのデータ収集など追跡調査しているのか。黒牛の振興にどのような対応を考えているか。（3）（要望）JAS法（農林規格等に関する法律）の表示基準の改正により、一〇月から畜産物の原産地は、最も飼育期間の長い飼育地の表示に変わる。本県の伝統的な食文化である馬刺にも影響があるので、積極的な対応をお願いしたい（小谷）。

これらに対する農政部長の答弁は、次の通りであった。

（一）作付面積の拡大や、地産地消協力店を拡大するなど具体的な成果指標を掲げ実践活動を行う。既存の事業を活用し、新たに創設した県単独のチャレンジ実験事業を積極的に支援し、適切に進行管理を行う。「元気人気くまもと農業運動」が成果を上げるため、挑戦と連携を基本に、各地域での運動の盛り上げが重要である。県本部と地域本部、生産者をはじめ関係団体が幅広いパートナーシップを組んで、本運動を強力に展開する。（2）黒毛和種の精液の安定供給確保は、社団法人家畜改良事業団が提供する精液の利用を基本とするが、確保が難しいので独自に行っている。優良な種雄牛の確保には約五〇か月の期間を要するため、肉質評価の高い雌子牛を飼育する畜産農家

に、国の家畜導入事業等を活用し五年ほど繁殖牛の飼育を依頼している。雌牛、雄牛の両面から肉用牛の改良を推進し、選抜した優良な種雄牛の子牛の枝肉の追跡調査を行い、能力評価を継続して、黒毛和種の振興を積極的に推進する。

商工業・観光

(1) 県外資本による大型店の出店ラッシュにともなう中心市街地や地域の商店街の衰退は、人々の生活にかかわる重大な事柄である。中心市街地活性化法および大店立地法、都市計画法のいわゆるまちづくり三法が有効に機能しなかったことを示している。早急に取り組めることはないか(溝口)。(2) くまもとファズ株式会社は、ファズ法(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法)に基づく指定を受けて、平成七年八月に、県や市も含めた第三セクターとして設立された。熊本港の貨物取扱量は平成一三年をピークに減少に転じており、釜山との定期便も週一便のままで、物流センターは五割しか使われていない。経常損失は増大しており、出資団体等の見直しが組上(きりあがり)に上げられている。臨時措置法であったファズ法は来年五月末で期限切れとなるが、県全体の貿易拡大という戦略の中で、今後どうしていくのか(渡辺)。(3) 今年度予算の目玉として新工業団地の取得が上がっている。半導体関連産業の集積拡大を目指す熊本セミコンダクタ・フォレスト構想を進め、二〇一〇(平成二二)年に半導体関連産業の製造品出荷額一兆円を目指す目標で県の主産業に育てるという期待感ある事

業と思う。半導体関連産業は景気の波がつきもので、早期に誘致を決める必要を感じる。反面、城南工業団地、白岩産業団地は入居状態がよくない。今後の入居推進をどう進めるか(松永)。(4) 観光パートナーシップアクションプラン「我がまちの宝」輝く観光くまもと」が策定され、今年度から一九年度までの三年間の集中的な取り組みがスタートした。①主なプログラムは、どのような取り組み状況にあるか。②おもてなしの心について、どう位置づけ、どう取り組むのか。③推進体制はどうか。(5) (要望) 修学旅行誘致に取り組んでいる民間の関係者などへの支援も考えていただきたい(竹口)。

これに対する商工観光労働部長の答弁は次の通りであった。(1) 大店立地法に関する指針改定検討の際、企業の社会的責任として、大型店には地域社会への貢献が期待されるとの考え方が示された。これを踏まえ、大店立地法に定める時期より早い段階の事業計画書の提出、地域製品の消費拡大への協力や商工団体への加入等の地域貢献のための計画書の提出、開店後の地域との話し合いの場の設置等、大型店の主体的な地域貢献を促すためのガイドラインを、年内をめどに策定したい。国では、まちづくり三法の見直しを視野に議論が行われており、見直された場合にはさらに適切な対応に努める。(2) くまもとファズ株式会社は、輸入促進と熊本港の活性化に大きな役割を果たしてきた。県も、県貿易協会、ジェットロ熊本貿易情報センター、熊本港および八代港の各ポートセールス協議会と連携して、東アジアを中心とした県内企業や農業関係者等の貿易拡大

の取り組みを支援している。今後は、主要株主である県もファズ法の期限切れを契機として、同社が果たしてきた役割や今後の経営見通しを検証し、他の出資者の意向や国との協議状況も踏まえ、速やかに検討する。(3) 半導体、液晶等を中心に企業誘致活動を行っており、本年度から新規工業団地建設に取り組み、複数の候補地の絞り込みを行っている。今後、団地建設と並行して誘致活動も推進し、完成と同時に分譲できるように取り組みたい。既存の工業団地は、現在分譲中の県営工業団地は六か所で、うち八五％は分譲済みである。城南工業団地や白岩産業団地は、製造業に加えて運輸業もターゲットにした誘致活動を行っている。最近好調な自動車関連企業を中心とする輸送機器関連業種等各業種の投資状況を見極めながら、それぞれの団地が持っている特性を生かした誘致活動を積極的に推進する。(4) ① 一一の重点プログラムで構成している。主軸となる観光資源の磨き上げは、地域の強みや特徴を生かしたテーマの選定、事業計画案を各地域の観光推進協議会で検討し、地域が一体となって取り組む。東アジアをターゲットとした海外からの観光客誘致は、中国からの誘客に向けて九州観光推進機構と連携し、荒尾市の宮崎兄弟と孫文をテーマにした中国の放送局によるドキュメンタリー番組制作誘致の取り組みを始めた。韓国、台湾、シンガポールも誘客活動を推進する。② 重点プログラムの一つに位置づけている。県民全体で熊本の観光のイメージアップを図るため、一万人のもてなしスタッフ育成に取り組み。具体的には、タクシードライバーなどを対象にしたもてなし講

座を開設し、接遇・地域の歴史・文化・風土・特産品・ユニバーサルデザインの考え方等を学んでもらい、レベルアップを図る。地域の観光ボランティア研修の支援を進め、ボランティアガイド団体のマップを作成し、観光客の利便性の向上を図りたい。③ 庁内に、関係部局で構成する元気づくりプロジェクトチームを設置している。来年度に向けて観光関連団体組織を統合し、各地域の観光関連団体の組織強化を図り、県民や経済界、市町村などと推進していく。

交通・土木

(1) 高速道路料金の割り引きにより、交通渋滞や沿道の環境等の交通問題が緩和するか、社会実験が行われた。今後の交通政策の戦略課題を決定する上で、有益な結果が出たと思う。取り組みを継続してはどうか。今後の交通政策にどう生かすのか(鬼海)。(2) 平成一五年の都市交通アクションプログラムによる都市圏交通の事業の進捗状況と今後の見通し、とくに事業効果の出やすい道路関係プロジェクトの事業費の推移、完成までに事業費がどのくらい必要になるか(大西)。(3) 橋梁を含めた新たな迂回の道路構想について。城南町の国道266号の蒼町橋の交通混雑は苦情・要望が後を絶たない。宇城市など県南方面からの交通渋滞や経済効果を考えると、266号の城南から嘉島への直接の橋梁設置が必要である(松永)。(4) 宇城地区について。① 国道3号宇城市松橋町豊福の交差点の改良、交通渋滞の解消について。② 国道218号の萩尾交差点に接続

する区間は、歩道の整備と右折レーンの設置が必要である。③大野川支川港川周辺は堤防を越す海水によって甚大な被害に遭遇し、排水ポンプを設置するという附帯的説明により防潮水門が建設された。排水ポンプ着工の見通しをつけていただきたい(鬼海)。(5) 八代市の都市計画の南部幹線は、南九州から来た物流を外港地区に結ぶ道路であるが、新幹線開業のためそのままになっている。八代では喫緊の問題である。尽力いただきたい。(6) 八代大橋は大渋滞を起こす橋で、北に県道250号との新浜交差点があるが、右折車線がないために相当混雑する。改良工事はできないか。(7) 八代・大島の石油基地については、六月末でエクソンモービル社の撤退が決まった。八代港の港湾計画は進んでおらず、水深が浅くなって二、〇〇〇トンの船も入りづらく、効率が上がらない。八代経済にとって石油基地は大きく、今まで熊本県の消費量の七〇%を出してきた。高速網ができると、コスト計算では福岡・大分から陸路の方が安い。今後どうするか。(要望) 八代港の港湾計画策定委員会は、一年半ぐらいたつが三回目が行われていない。九月の答えと今の部長の答えは一緒である。進めていただきたい。また、大潮のときに水が逆流し、道路が冠水することが問題で、フラップゲートをつけて処理することになっている。よろしく願いたい(福島)。(8) 川辺川利水事業について。①川辺川土地改良事業新利水計画における知事の考えを聞きたい。ダム計画発表表からすでに三九年、ダム建設の判断の時期にも言及すべき日は近づいている(中原)。(2) 土地改良法が求めている三分の二

以上の同意取得に向けた課題をどう認識し、どんな取り組みを進めるのか。③農家に示したダム案とダム以外案を農家が安心して選択できる環境を整える上でも、利水問題と治水問題をどう整理して考えるか、地域の住民、農家にわかるような言葉でこたえていただきたい(溝口)。(9) 荒瀬ダムについて、ダム撤去対策委員会を設置し二年がたった。ダム湖に堆積している一六万㎡の泥土の処分。自然流下の約七〇万㎡の堆砂。その影響を受ける農業用水や工業用水の水がめでもある遙拝堰や球磨川堰の水量は確保されるのか。萩原堤防の深掘れとの関係はどうなのか。八代海にどんな影響を及ぼすのか。現段階での見解について(福島)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 熊本市圏高速道路活用社会実験検討委員会が六月二日に開催され、料金割引による高速道路への誘導が、熊本市圏での渋滞緩和等に一定の効果をもたらすことが検証された。導入検討に当たり、車種や時間帯、区間等による弾力的な料金施策を検討するなどの提案を受けた。実施には、ETCの普及や最先端の情報通信技術による道路交通情報の提供などの実践が必要との意見もあった。国の施策の方向性や制度の具体化について、情報収集に努め、関係機関と協議したい。(2) 短期施策として国・県・熊本市が実施する六五の施策・事業のうち、平成一六年度末までに一一の施策・事業が完了した。目標年次の平成一九年度までに、約九一%に当たる五九施策・事業の完了が見込まれる。県が実施する道路関係プロジェクトの

一六事業に対し、平成一五年度は約五〇億円、平成一六年度は約四〇億円を投じて五事業が完了した。継続中の一一事業は、平成一七年度から三か年で約八〇億円を要すると見込んでいる。年内をめぐり、短期・中期施策に関する進捗状況のチェックを行い、アクションプログラム策定後おおむね五年ごとに行う全体的な見直しに向けた課題整理を始める予定で、目標達成に向けた重点的な投資に努めたい。(3) 国道266号の城南町坂野から嘉島町鯉間の拡幅工事を進めている。県道田迎木原線も、加勢川に架かる橋梁工事を進めており、両工区とも平成一九年度の完了をめぐりとしている。完了すれば、渋滞緩和が図られる。嘉島町への大型店の進出による渋滞対策も、周辺の国道445号や国道266号の交差点、出入口等に、右折・左折の専用レーンの新設や改良が行われ、開店後の対策として誘導員の適切な配置がなされる。(4) ①管理者である国が必要な箇所で交通混雑対策を検討していく。実態調査等を働きかけたい。②基礎調査に取り組んでいるが、県道沿いには家屋等が密集しており、宇城市と地元関係者の理解と協力が不可欠である。調査結果を踏まえ協議を進めたい。③平成一二年度に各地区で住民説明会を開催して、防潮水門の施行を説明している。排水ポンプ能力の算定に必要な内水解析等の調査を進めており、補助採択に向けて宇城市や国等と協議を進めたい。(5) 都市計画道路路南部分線は、これまで一級河川前川を挟む約九五〇mの区間について、予備設計や地質調査等を行った。橋梁整備を伴うため多大な予算が必要で、早急な着手は困難である。球磨川を挟んだ国

道3号までの区間は、八代市と協議しながら事業主体や着手時期等を検討したい。(6) 県道八代不知火線と八代港大手町線の新浜交差点は、八代南部地域方面からの交通量が多く、混雑の要因となっている。交通量の推移を見ながら、交差点の改良を検討したい。(7) 大島石油基地は、県内唯一の石油貯留施設として重要性は認識している。平成一六年九月議会の福島議員の質問の後、立地企業各社にヒアリングを行ったが、その時点で企業撤退の話は出なかった。八代港港湾計画の改定は、バルク船(ばら積み船)の大型化への対応のあり方や大島石油基地における港湾施設の機能向上策等も含め、整理・検討が続いている。企業の動向も注視しながら改定作業を進めたい(土木部長)。(8) ①川辺川ダム案と相良六藤堰案は、選択を農家の判断に委ねることを基本認識として平等のスタンスでまとめた。どの案でも、土地改良法の要件である関係農家全体の三分の二以上の同意を得ることが必要である。新利水計画の早期策定に向け、最大限の努力を払う。ダム建設の判断時期は、収用委員会が審理継続か終結かの判断を次回審理で示すこととなっており、川辺川ダムの事業認定処分取り消し訴訟も審理の途上にある。現在もダム本体着工の前提となる法的な条件を満たせず、県が独自に判断できる状況にはない。下流域のために苦渋の選択をされた五木村の住民の心情は察して余りある。五木・相良地域振興計画の推進など、振興にも取り組みたい。②事業を実施する区域では、多くの農家が参加することも事業計画を策定する上で重要な要素である。先般の市町村別説明会は、農繁期

と重なり約一五％の参加率にとどまった。広報車や行政無線の活用、区長による呼びかけなど、広報活動に努めるが、関係農家にも積極的な参加をお願いしたい。話し合いでは農家の実態に即した丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努力している。欠席した農家には、必要な情報提供を国・県・市町村職員が直接訪問して説明を行う。農家が地域農業の将来ビジョンを話し合い、農業経営の発展方向を考えることは、利水事業への参加の是非を農家が判断するベースであり、農家に最も近い市町村の役割がさらに重要である。地元では、JA農業支援センターや球磨川北部台地営農支援プロジェクトチームを立ち上げきめ細かい営農指導にも取り組む。③川辺川ダム事業は、球磨川流域の治水対策として、国土交通省が事業主体となって推進されてきた。国営川辺川土地改良事業は、球磨北部台地の農地に水を供給するため、農林水産省が事業主体となり計画されたもので、ダムから水を引くことから、川辺川ダムの基本計画に灌漑（かんがい）目的が含まれた形で今日に至っている。川辺川ダム事業は、平成一三年、国土交通省は県収用委員会へ収用裁決を申請し、球磨川漁協の組合員がダムの事業認定の取り消しを提訴した。いずれも継続中である。一五年五月、利水訴訟の国側敗訴により、収用委員会は、新利水計画の策定状況を踏まえて判断するとして審理を中断し、本年五月に再開した。新利水計画の行方が収用委員会の審理に影響を与える状態となっている。結果として収用委員会の審理に間に合えばとの思いはあるが、丁寧に作業を進めることが必要である。治水対策に万全を期すことは行政

に当然責任がある。利水と治水の双方にとって、新利水計画の行方が早く示されることが重要であると認識し、計画の策定に向けて、国、県および市町村の連携の下に全力で取り組みたい（知事）。⑨撤去手順や堆積土砂の処理、環境調査等を夏ごろまでに検討結果にまとめ、来年度からダム撤去計画にかかるとするが、ダム撤去に伴う土砂の変化の予測に基づき、必要があれば一部の除去も検討する。遙拝堰や下流堰の取水については、農業用水等の取水口の位置や高さなどを考慮すると影響はないが、今後堰の管理者等関係者の意見を聞きたい（公営企業管理者）。

地域振興

①九州新幹線全線開業を見据えた取り組みについて。①熊本駅におけるJRは、鉄道高架下および駅周辺に広大な敷地を有する地権者でもあり、土地の利活用が大きなかぎを握っている。JRと積極的かつ緊密な連携をとりながら、ともに整備事業を進めていく姿勢が大事である。知事の見解について。②熊本駅周辺は、土地所有者、建物所有者、居住者がそれぞれ異なるなど、権利関係が非常に複雑なところが多い。権利者との合意形成が最優先課題である。用地取得体制も含め、今後どの

ような取り組みをするのか。③広域交通網の整備について、九州の中心に位置する特性を生かした拠点性の向上をどう図るのか。広域ネットワークの構築をどうつくり上げるのか。ハード、ソフトの両面から幹線道路と公共交通機関が一体化した整備をどう進めるのか。④九州新幹線的全線開業は、観光ルートの広域化を加速する。東アジアをターゲットとした観光客誘致促進の戦略が必要ではないか。阿蘇へは、地域高規格中九州横断道路の整備促進。天草へは、熊本新港からの高速カーフェリーの本渡港への就航など、海上交通を整備できないか。⑤世界最大級のカルデラを誇る阿蘇や多くの島々から成る美しい景観の天草は、世界遺産に匹敵する。優れた観光資源を最大限に活用するための取り組みが必要ではないか(中原)。⑥新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部が六月七日立ち上げられた。大いに期待したい。九州新幹線的全線開通に向けて、県内全地域の振興策をどのように図るのか、基本的な考え方(竹口)。⑦騒音振動は、環境基準をかなりオーバーしている。改善策と今後の未開業区間の騒音対策について。⑧南関町宮尾地区や玉名市福山地区などの渇水被害は、新幹線工事との因果関係が明らかとなり、対策はほぼ完了しているが、小岱山西側の荒尾市府本地区では、今年から沢の水が涸れた状態になり、鉄道機構は、農業用水に対応している。渇水対策に積極的に対応していただきたい。⑨肥薩おれんじ鉄道について、地域振興部長は、「沿線人口の減少など厳しい経営環境だが、経営の合理化等々について努力をしてもらう。新幹線開業により、乗降客は八代、水俣

ともに増加する」と答弁した。あれから一年四か月、部長の答弁のようになっていのか、現状と将来展望および現実を踏まえた経営基本計画の見直しの必要性について(岩中)。(2)熊本空港の夜間貨物便の就航について。①日本航空は、七月七日から熊本空港と羽田空港との間に夜間貨物便を運航させることを六月八日に決定し、国土交通省に対して許可申請が行われた。夜間の騒音に、県としてどんな対策を講じるよう国と日本航空に要請するのか。どのような認識を持って空港周辺の地域にどのような対応をするのか(中原)。②地元住民に説明している航空機の騒音低減対策は、どの程度効果があるのか。安全性に問題は生じないのか。今年に入って航空機のトラブルが頻発しているが、安全対策は十分なのか。③仮称熊本空港周辺整備協議会は、財団法人空港環境整備協会からの環境対策事業助成交付の受け皿となるが、事業は騒音対策とは関係のないもので問題が多い。騒音対策、環境対策として納得できる事業が実施できるのか。④夜間貨物便の就航を機に、陸海空の物流ビジョンと具体的な推進計画を持たなければならぬ。(3)熊本空港駐車場の管理運営について、平成一五年一二月県議会で取り上げた再質問である。熊本空港駐車場は、国交省の外郭団体、財団法人空港環境整備協会が管理運営している。利益は吸い上げられ、大都市を中心とした空港に配分されている。県営で運営していれば、その収益で事業がやれたはずである。県として対策を講じたのか。どう取り組むのか。平成二年度までには、全国二三の空港駐車場も、管理運営業務は公募制に切り替える

ことになっているが、一年でも早く県営にすべきである（渡辺）。（４）（要望） 天草エアラインの利用度向上について。旅行会社と提携して、低料金で、例えば松山まで行けるようにするとか工夫をしながら、乗降率をもっと上げていく努力をしていただきたい（若中）。（５） バス路線について。平成一六年度に補助を行った延べ一、一〇五系統のうち、一日輸送量三人を下回る五六系統について、路線バス以外への転換も含めた検討が市町村に要請された。少子高齢化が進むと、補助対象から外れる路線が増加し、バスも通らない過疎地が増加する心配がある。また、複数の市町村にまたがるバス路線の見直しを各市町村が個別に検討を行うと、住民ニーズに対応できなくなるという懸念もある。県単独バス補助制度の見直しについて、路線バスがほかの手法に転換された場合に地域が受ける影響も踏まえ、これまでの検討経緯と今後の地域の生活交通のあり方をどう考えるか。今後の市町村の取り組みに対し、財政支援も含めどのようなサポートをするのか（小谷）。（６） 県を一一の地域に分け、地域推進本部がスタートする。熊本地域は、県全体の牽引役となるべきだが、熊本地域推進本部の都市圏戦略の課題と方向性をどのように考えるか（竹口）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１） ①熊本市と策定した熊本駅周辺地域整備基本計画を踏まえ、ＪＲ九州も参加している新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部での議論などを通じ、にぎわいの創出と魅力にあふれた利活用のあり方について、地元住民、経済界をはじめ関係

者の声を集約しながら、ＪＲ九州と協議を行いたい。ＪＲ九州には、公共性の高い企業としてまちづくりの面でも主体的な役割を果たす必要がある。この視点に立って、しっかりと意見を申し上げたい（知事）。②説明会など直接対話による合意形成に努めてきた。とくに熊本駅新外線は、都市計画決定等の変更を行い、事業認可を本年度中に取得し、平成一八年度から用地取得に取り組みが必要があり、早期の合意形成に努力したい。計画的な用地取得に全力を尽くしたい。③熊本駅周辺は、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の向上を図るため、駅周辺街路網や駅前広場の整備に取り組む。熊本駅から都市圏を抜ける円滑な交通のために移動時間の短縮が重要であり、熊本西環状道路をはじめとする二環状一一放射の都市交通体系整備に積極的に取り組んでいる。④阿蘇地域は、国道57号の重点整備や地域高規格道路である中九州横断道路の調査が進められている。天草地域は、地域高規格道路である熊本天草幹線道路の整備促進に努めている。熊本港と本渡港間にはマリンビユーが就航しているが、さらに高速カーフェリーなど新たな海上高速交通手段は、コスト面など検討すべき課題も多いため、地元の意見を聞きながら可能性を検討したい（土木部長）。⑤平成一七年度から一九年度までの三年間に、集中的に取り組む一一の重点プログラムを掲げた観光パートナーシップアクションプランを本年三月に策定した。県内各地域で、豊かな自然や農林水産業、歴史、伝統文化などの観光資源のさらなる磨き上げを行い、九州新幹線の全線開業により、観光客がとくに増えると

予想される関西、中国地方および九州域内に観光資源の情報を発信し、観光客誘致のキャンペーンを展開する。アクションプランの推進により、県内観光資源の潜在能力を最大限に発揮し観光客の誘致を図り、県全体が我がまちの宝で輝く元氣な熊本づくりの実現を目指す（**商工観光労働部長**）。⑥新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部では、新幹線を県民共通の財産として捉え、社会的、経済的な効果を広く享受できるよう、経済界、各団体、市町村等が連携を図りながら、それぞれが主體的にプロジェクトを推進する。熊本地域と地域振興局単位に地域推進本部を設置し、地域の特性や特色に応じた取り組みを県土全体に展開したい。ホームページなどで県民から意見を聞き参加を呼びかけ、県民との協働の視点に立つて、すそ野の広い取り組みを推進していく（**知事**）。⑦環境基準を遵守するよう、鉄道・運輸機構やJR九州に要請してきた。新八代・鹿児島中央間は、トンネルとトンネルの間が短い間隔の箇所が多いなど地形上の特性により、環境基準の達成度が低い。鉄道・運輸機構が、昨年から、防音壁の嵩上げや吸音板の設置など音源対策工事と住宅の窓サッシやエアコンの設置など防音対策工事を実施している。建設中の博多―新八代間の騒音対策は、環境基準を遵守できる構造や軌道にすること、引き続き環境対策に万全を期すよう要請していく。⑧荒尾市の渇水被害は、府本地区や庄山地区で、鉄道・運輸機構でボーリング井戸等による給水が実施されている。今後、荒尾市と連携し、万全を期すよう重ねて要請したい（**土木部長**）。⑨平成一六年度の旅客収

入は、経営基本計画の約八〇％にとどまっている。経営のスリム化に努めることにより、減価償却前の利益では九〇〇万円の黒字を確保している。ダイヤ改正では、八代駅でのJR在来線との接続時間の大幅な短縮や同一ホームでの乗り換えの拡大、快速電車の増便等を行い、新たにたのうら御立岬公園駅を設置し、利便性の向上を図っている。経営基本計画は、沿線住民の利用促進や地域外からの交流人口の増大策の充実や検討を行う。とくに、沿線住民のマイレール意識づくりに取り組み、肥薩おれんじ鉄道友の会の活動も活性化されている。鹿児島県、沿線自治体とともに取り組む。（二）①日本航空の夜間貨物便の運航計画は、空港周辺地域の住民から反対の意見が出されている。日本航空に深夜帯を避けた運航時間帯への変更や騒音軽減の対応を要請してきた。六月三日の説明会の中で、日航から運航時間帯の一部見直し、将来増便しないことなど一定の改善策が示された。六月一七日には、文書でさらなる改善策の検討を行うよう要請した。騒音問題をはじめとする空港に関する諸問題を検討、協議する恒久的な場として、地元市町村や地域住民と、仮称熊本空港周辺環境整備協議会を立ち上げることとした。日本航空等事業者や国の参加も得ながら、空港周辺対策や昼夜間の運航のあり方に積極的に取り組みたい。②日本航空は、低騒音機の使用、エンジンの逆噴射を抑えた着陸等騒音軽減に配慮した運航方式の採用、運航マニュアルを作成して、安全面にも配慮した低騒音運航を乗務員に徹底するということである。環境対策の充実した利便性の高い空港とするため、騒音測定の実

施や公民館、福祉施設等の防音工事等の空港周辺の環境対策を推進するよう提案している。③仮称空港周辺環境整備協議会は、騒音問題をはじめとする空港に関する諸問題を検討、協議する場として、地元市町村および地域住民とともに、恒久的な意見交換の場として設置した。積極的に議論し、検証を重ねて取り組みたい（地域振興部長）。④国の新総合物流施策大綱を踏まえ、平成一五年二月に、熊本県の物流施策の展開方向をまとめた。熊本の産業を支え、環境と調和した物流を基本目標として、物流コストの削減、物流拠点地域の形成、環境と物流の調和を図ることとしている。具体化には、民間の主体性を尊重し、官と民とがパートナーシップと適切な役割分担の下、関係者が主体的に役割を果たすことが必要である。県も産業の振興を図るため、庁内関係部局間の連携を強め、関係団体等と協力し、ビジョンに掲げた方向性の実現と具体的な施策の展開に向けて努める（商工観光労働部長）。③平成一六年一月に、国土交通省と協議を行った。国からはすでに管理施設等の投資を行っており、直ちに見直すことは困難との説明があった。国有地の許可に係る問題であるが、県内の駐車場収入が他の空港の環境整備に使われる説明には納得できない面もあり、制度の見直しに問題意識を持って検討してきた。五年間の見直し時期を迎え、県は、今月一四日の国の施策等に関する提案において、国および財団法人空港環境整備協会が実施している空港環境対策事業のあり方の見直しを求める。機会あるごとに国の関係省庁に働きかけたい。空港駐車場の管理運営を、県をはじめ地元ででき

る方策はないか、県民負担を還元する仕組みはないか、今後とも強力に対応したい（知事）。⑤県単独バス補助制度は、赤字路線を抱えるバス事業者に市町村が補助を行う場合、県が一定額を助成するという制度である。路線バスの利用者は減少し、路線バス事業の効率の低下と市町村を含めた財政負担増加の原因となっている。県は、市町村に、見直し後の県単独補助制度が適用される平成一八年一〇月までの間に、地域の生活交通確保のためのプランづくりを要請した。地域の実情に応じた助言、先進事例の紹介、情報交換会等の開催、路線見直し調査への支援等、市町村とも協議しながら、適切な支援も検討したい。⑥国の合同庁舎の移転や駅周辺整備について、都市機能の拡充や拠点性の向上を図るという観点から取り組んできた。新幹線くまもと創りプロジェクト熊本地域推進本部では、文化・芸術機能をまちづくりを導入した魅力的な中心市街地の実現、熊本駅周辺で県産品の販売施設をはじめとする民間機能の導入、熊本市圏内への企業オフィスの誘致による行政・業務機能の集積、バスなどの基幹交通の整備や空港へのアクセス改善といった都市圏交通の強化等を中心に協議したい。地域戦略の策定を本年度中に行い、必要なプロジェクトの具体化と推進を図りたい（地域振興部長）。

環境・衛生

①今後の水俣病対策について。①水俣病認定審査会は、昨年一〇月末で委員の任期が切れ、その後再任がなされていない

い。認定申請者に対して適正な処分を行うために、早期に立ち上げることが必要である。県の取り組みの現状について。②行政だけが負担するのではなく、原因企業であるチッソ株式会社も何らかの形で負担をすべきと考える意見もある。県の考えは。③政府に対し、水俣病総合対策事業に対する地方財政措置が要望されているが、どういうものか。④国の水俣病問題に係る懇談会について、教育・環境・法律等の分野の専門家に加え、水俣市在住者をはじめ本県から三人が委員として参加している。これまで水俣病にかかわった医学者や被害者の代表も委員に選ばれるべきではないか（中原）。(2) 水俣湾のダイオキシン類除去にかかわる諸課題について。①平成一七年二月議会で、建設常任委員会、水俣湾における堆積ダイオキシンの除去の予算化がなされた。何が問題で除去するのか。②ダイオキシンに対する危険認識の誤差があるのではないかと、あえてこの質問をした。県は環境審議会等で対策を検討し、百間排水路および百間船だまり内側全部と防波堤先端部から沖へ一〇mの範囲の浚渫（せんせつ）を行うこととし、チッソが三分の二、ほぼ六億一、七〇〇万円、三分の一を国と県が、三億二、〇〇〇万円を二分の一ずつ負担する。二月補正に今年度分三、五〇〇万円が計上された。即刻工事が行われると期待していたが、四月二十六日、廃棄物対策特別委員会の席上、事業者負担についてチッソから異議申し立てがあったと報告を受けた。その内容を示していただきたい。③原因企業がチッソであることは明らかで、当該企業の責任をどう理解しているのか、激しい憤りを感じる。

今後の除去作業の見通しについて。④水俣湾を中心とする不知火海の環境調査は、水俣病の対策事業の中で、県も議会特別委員会も国に求めている課題である。環境ホルモンも頭から抜けない。環境調査と合わせて、ダイオキシンも複合汚染の状況についても調査をするべきではないか（鬼海）。(3) 菊池市の最終処分場の設置をめぐる、環境保全協定が締結されたが、行政上の県の責任を大きく超え、県の大きな負担になると危惧する声もある。昨年度当初、新しい問題解決の枠組みの下で、市と会社と県との協議が行われた。取り組み状況と今後の民間最終処分場に対する県のかかわり方（竹口）。(4) 食育について。①今国会で食育基本法が制定された。本県でも食の安全安心推進条例が四月一日より施行されたが、食育だけを重点化した食育推進計画を策定すべきではないか。策定についての考え方。②平成一五年に設立されたくまもと食の安全県民会議は、熊本県立大が中心となってさまざまな取り組みが進められてきた。県立大の地方独立法人化を契機に独立した機能を持った食育センターとして、県が進めようとする食育の中心的役割を担えるような機関にしてほしい（渡辺）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①前委員に就任依頼を行ったが、現状のままで、就任は困難である。引き続き粘り強く働きかけたい。この問題は、鹿児島県等を含めた問題で、国の積極的な取り組みを強く求めたい。②今回の国の対策の内容は、行政施策としての医療対策の充実や地域の再生・融和の促進を図るものである。医療対策

は、従来から行ってきた水俣病総合対策医療事業の枠組みを基本としており、チッソに負担を求めるのは難しい。地域の再生・融和の促進には、チッソも、水俣病の原因企業として、積極的なかわりを期待する。③国から二分の一の補助を受けているが、残り二分の一の県負担に交付税措置はない。医療費等は、毎年度継続的・義務的に支出するもので、対象者は全国にまたがり、厳しい財政状況にある本県の負担増大が懸念される。県では、六月一四日に実施した国の施策等に関する提案において、普通交付税措置を念頭に置き、地方財政措置を要望した。④これまで水俣病にかかわった医学者等が委員となっていない理由は判断しかねる。今後、懇談会でどう議論されるのか、整理されるのか注視したい。県としては、傍聴ではあるが、引き続き懇談会に参加したい（知事）。(2) ①環境基準は、人の健康を保護するための行政目標であるが、水底土砂については、除去等の対策を講じるための目安となる基準として設定されている。百間排水路および水俣港の水底土砂は環境基準を上回る濃度のダイオキシン類が堆積していることから除去する（環境生活部長）。②事業者負担金額の決定は、公害防止事業費事業者負担法に基づき、熊本県環境審議会の答申を得た上で、二月二三日チッソへ事業者負担金額決定処分を通知した。この処分にチッソから、四月二二日処分取り消しを求める異議申し立て書が提出された。概要は、一、処分決定手続に関する違法として、決定の基礎となる諸事情に関する主張、証拠提出の機会が与えられなかったこと。二、事業の範囲および内容に関する違法とし

て、環境基準を下回る対象地域があるにもかかわらず、この部分も三分の二を負担する公害防止対策事業に含まれていること。三、事業者負担額算定の考え方の違法、不当として、通常でも行われるべき浚渫に要する費用があることや排出規制が行われなかった期間があることを考慮すれば、負担は二分の一を上回ることではないこと。③環境生活部と連携して、異議申し立ての内容を精査している。行政不服審査法に基づく決定処分を行った上で、着手時期を判断したい（土木部長）。④昨年一月に、今後の水俣病対策として国に提案しているが、八代海の環境調査では、調査項目として、総水銀やメチル水銀等を考えている。水俣湾では、総水銀、メチル水銀およびダイオキシン類について調査を行っている。ダイオキシン類は、平成一二年に施行されたダイオキシン類対策特別措置法により調査が義務づけられており、水俣湾で同法に基づき水質の調査を行い、魚類についても調査を実施している。八代海の環境調査の実施には、現在の調査項目も踏まえ、どういう項目について調査を実施するかなど、国と引き続き協議する。(3) 会社に対する補償内容や管理型最終処分場のあり方の検討を行っているが、協議が調っていない。九州産廃問題の対応は、行政と企業および地域住民を巻き込んだ訴訟など、平成一〇年協定と覚書の内容に基づき、異例かつ特例的なものとして行っている。今後の具体的な対応策は、その時々状況等を踏まえ判断するもので、九州産廃問題が必ずしも前例となるものではない。(4) ①本年度中に食育推進計画を策定する。子どもたちに対する食育は、生涯にわ

たって豊かな人間性を育ていく基礎となることから、配慮したものを考えている。計画の策定と推進に当たっては、関係団体やくまもと食の安全県民会議などとも連携を図る（環境生活部長）。②県立大学は、今年度から環境共生学部、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行う栄養教諭の養成課程を新設した。また、地域との連携の下、食の安全安心フォーラムの開催や食育ドリル「チャレンジ！食博士テスト」の作成など、県の施策とも連携を図り取り組みを行っている。県立大学が県内における食育の拠点となることは、極めて有意義なことであり、食育センターの役割や位置づけなどあり方について、今後県立大学とも十分に協議し、検討したい（総務部長）。

福祉・医療・労働

（１）第一四回全国ボランティアフェスティバル火の国くまもとが、今年の一〇月に本県で開催予定である。大会の概要、熊本らしさを、全国の人たちにどうアピールするのか。今後のボランティア活動の拡大にどう生かしていくのか（中原）。（２）（要望）六月一〇日に難病問題の相談・支援センターが発足した。昨年の一二月県議会に、早い開設と、難病連にNPO法人を取得させ、事業受託していただきたいという要望も行った。今後の指導と支援をお願いする（鬼海）。（３）福祉問題について。①社会福祉制度は、措置制度から利用制度への転換が図られている。福祉サービスの内容や質が適切かどうか、利用者が判断できる仕組みとすることが重要な課題となる。第三者評価

制度の導入に向けた県の考え方と対応について。②ホームレス対策にどのようなスタンスで臨もうとしているか、県内のホームレス数の大多数を占める熊本市との連携が不可欠と思う。民間の支援団体への支援や連携はどうしているか（竹口）。④介護保険に関する問題について。①二〇〇四（平成一六）年度県内赤字団体一六の赤字の主な要因について。②二〇〇六年度介護保険料改定について、値上げは想定されるのか。想定されるとすれば、値上げ額はいくらか。③本年度の制度改正で、負担に耐えられず、サービスを受けられないケースが考えられるが、どうか（岩中）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）一〇月二九日と三〇日の二日間、県内外から約一万人の参加を見込んでいる。それぞれのテーマ会場に触れ合い広場を設け、熊本の観光物産情報等を発信し、県民との交流の場にしたい。このほか、高齢者や障害者に対して、ユニバーサルな形でもてなしができるよう、車いす対応のタクシীর確保、介助のためのボランティア、リフト付きのバスを整備したい。ポスターは、熊本在住の漫画家川崎のぼる氏の作である。これを契機として、県民に、ボランティア活動、NPO活動に理解と関心を持っていただきたい。（３）①国が定めたガイドラインを受け、昨年一〇月検討委員会を立ち上げ、第三者評価制度の導入に向けた検討を進めている。検討委員会では、評価対象サービスは県内で提供されるすべての福祉サービスとする、介護サービスは、国の検討を待って対応する、実施時期は平成

一八年度とする、評価基準は、国の基準に加えて、県独自の基準を策定する。評価調査者は、養成研修や継続研修の受講を義務づけるなど、基本的な考え方を検討、整理している。本年度は、委員会に、障害者・障害児部会、児童部会を設け、熊本県独自の評価基準の策定や情報公開の方法など、熊本の実情に即した制度となるよう検討している。年内には制度の内容を固め、年明けには評価調査者の養成研修を実施し、平成一八年四月には評価制度がスタートできるよう準備を進めたい（**知事**）。②平成一五年一二月に、庁内に連絡会を設置して、方策を取りまとめ、関係各課が既存の施策を最大限活用し、対応に努めている。また、市町村との連携が不可欠で、熊本市では、熊本市ホームレス問題連絡協議会が設置され、対面による実態調査や生活相談を実施している。この協議会に県からも関係課が参加し、具体的な支援方策について連携、協議している。民間団体やボランティア団体との連携による支援が重要であり、昨年度は、パートナーシップ・モデル事業を活用して、県社会福祉士会との連携により、県内五ブロックで巡回相談などを実施した。本年度は、熊本ホームレス自立支援の会の活動を、地域福祉基金助成事業を活用して支援する。地域福祉の視点に立ち、行政関係者、民間団体、ボランティア、民生委員、地域住民など、それぞれがホームレスに対する関心や共通理解を持ち、連携を図りながら、きめ細やかで、総合的、継続的な支援に努力したい。

(4) ①軽度の要介護者が予測を超えて増加し、通所サービスやショートステイ、グループホームなどの居宅サービスの利用

が増加したこと、介護保険施設への入所者数が見込みを超えたことにより、保険料収入に比べ、介護給付費が増大した。②介護保険制度改正に伴い創設される、新たなサービスの内容や報酬体系を定める政省令などが明らかになっていない。現時点では、具体的な保険料を推計することは困難である。③今回の制度改正では、施設入所者の居住費・食費が原則として全額自己負担となっているが、低所得者には、介護保険から補足的な給付が行われ、負担が増えない措置が講じられる。保険料も、保険料率の算定基準の見直しにより、低所得者の負担を軽くするなど配慮される。介護予防をより重視したシステムへ転換することが大きな柱である。介護保険制度が改正の考え方に沿って運用されるよう、市町村を支援したい（**健康福祉部長**）。

教育・文化

(1) 教育行政について。①県教委は、新人事評価を人事異動や研修などの参考にするほか、将来的には給与への反映も想定している。人事評価の運用について。②平成一四年から一六年までの小中学校の休職発令者数の推移と一六年の年休取得率、勤務時間の実態と対策について（**岩中**）。③教職員不足は、あと十数年すれば、質・量ともに深刻な問題になる。受考年齢制限の緩和や民間企業等の経験者を対象に、特別選考の試行的な実施、熊本大学教育学部等との連携など、採用に関し多角的、戦略的な検討を進める必要がある。今後の方針をどう考えるか（**大西**）。④教員の初任者研修の結果は、個人のレポートや指導

記録が残されている。記録は実施機関が保管しており、個人ごとの管理になっていない。一年後の本採用の総合判断を県教委が行う中で、指導記録は、あまり使われてはおらず、主に所属学校判断を重視しており、活用疑問が生じる。記録の保管期間やその後の活用は決まっていない。今の初任者研修はかなり綿密に実施されており、指導記録は大変価値があると思う。指導実態は県教委が一括して把握しておく必要があるのではないのか。⑤高校生キャリアサポート事業の計画・展開に期待したい。卒業生の情報収集、提供を行う社会生活接統支援活動にも注目したい。教育現場でできる、最後の指導環境を充実させ、早期離職率の減少に努める観点も、盛り込んだ事業にしたい。高校生の就職に係る諸課題にどのように対応するのか(松永)。(2) 高校入試制度について。①高校入試制度の抜本的な改革として、平成一七年度の入試から、前期選抜、後期選抜、二次募集の三段階での入試制度がスタートした。想定をはるかに超えて、市内有名校への出願者が殺到するなど、その波紋は大きく、さまざまな改善要求が行われた。教育委員会では、平成一八年度入試に対する問題点の改善提案が行われた。制度改革の成果、問題点、改善点について。②県内一四の中学校で、受験生計三三人の内申点に中学校側の転記ミスがあったことが明らかになった。教育長は、教育委員会開催の席上で謝罪を行ったが、当該生徒への対応を含め、問題点と防止策をどう考えるか。③県立高等学校教育整備推進協議会は、教育課題が逼迫する中で、平成一六年一月に前倒しで設置された。協議依

頼事項は、通学区、県立高校の適正規模、特色ある学校づくり、県立高校の再編整備などである。一八年三月までにまとめが行われ、実施計画を策定するが、今後の取り組みの考え方について(鬼海)。(4) 高校入試制度改革について。絶対評価を入学試験に導入する点において、中学校間の格差が指摘され、制度全体に対する不信任を生んでいる。入学者選抜成績一覧表の集計結果を早急に公表すべきである。⑤絶対評価について。知識・理解の基準をそろえることはできるが、関心・意欲などは教師の主観によるため差が出やすい。現場に対してどのような方針を考えるか。⑥受験生が入試結果に納得できなかった場合、得点の簡易開示、内申点、指導要録の開示請求ができるが、開示方法など制度の改善が必要と考える。⑦入試制度改革に対する理解を深めるため、どのような手段を考えるか。⑧今回の部分改正で高校側の裁量が拡大された。高校の合否判定基準の信頼性を心配する声があり、信頼性・透明性を確保するための手段をとる必要がある。今後の方針をどう考えるか(大西)。(3) 文部科学省は、いわゆるゆとり教育見直しを検討しているが、一貫性のない教育政策ではないか。県教育委員会はどう捉えるのか。学力低下の原因の一つに、基礎学力が身につけていないことが挙げられる。長期的なゲストティーチャー導入により基礎学力の向上に資する取り組みを行えば、大きな効果が期待できる。文部科学省でも、学習指導要領見直しの検討を重ねており、全国にモデル校を指定して、特色ある取り組みを進めている。本県で、関連するモデル事業があれば紹介いただき

たい。基礎学力の向上に関する取り組み状況と今後の方向性について（小谷）。（４）児童生徒の体力低下の問題は学校教育の中で考えるべきである。県は、各地でモデル校をつくって、学校も積極的に取り組んでいるが、全体のレベルアップはどうしていくか。また、幼児教育の大切さをどう考えるか（福島）。（５）四月から水とみどりの森づくり税が施行され、学びの森推進事業として、八〇〇万円の予算で、学校林の整備、森林学習への支援が予定されている。一〇二校、一七〇か所七〇四haの学校林のうち実習や環境教育に活用しているのは二〇％の二〇校に過ぎず、ほとんど利用されず放置されている。今後、学校林を環境教育のために積極的に活用していく気持ちはないか。伐期を過ぎている学校林を今後どうしていくか（渡辺）。（６）教科書問題について。①教育長が考える歴史認識あるいは歴史観について、歴史教育はどうあるべきか。②検定に合格している歴史教科書は八社あるが、戦争を賛美する教科書が存在したか。従軍慰安婦や南京大虐殺三〇万人犠牲説が教科書から消えたことをどう評価するか。③二月定例会で、学習指導要領の教科の目標を踏まえた中学校歴史・公民教科書の採択を求める請願が採択された。県教育委員会として、各教育事務所、各市町村教育委員会、調査資料を作成する調査委員の教員に内容をどう伝えたか。④今回の採択基準、選定資料の特徴的なもので、県の教育方針が明確に示すことができたと感じる表現については、どのような評価になっているか。⑤静ひつな採択環境を確保するため、警察との連携などの対策はどのようなになっているか

（溝口）。（７）北方領土問題の早期解決について、昨年九月の定例会で、北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。①知事の認識と今後の県の取り組みについて。②教科書の北方領土問題に関する記述は、総体的に不十分である。教育の現状の認識と今後の教育のあり方について（小谷）。（８）①人権問題としての北朝鮮拉致問題への取り組みについて。本県には、松木薫さんという被害者がいる。もっと踏み込んだ取り組みができないのか。②拉致問題に対する教育現場での取り組みについて（溝口）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①新たな制度は二つの評価で構成されている。一つは、校長と年二回の面談を行い、自己目標への到達度合いを評価する自己評価、二つめは、教職員に目標となる職務行動をあらかじめ示し、校長と教頭等の複数が評価する評価者評価である。今年度の試行により得られた課題を踏まえて制度の改善を図り、評価者研修により評価者の資質を高め、よりよい制度となるよう努めたい。人事評価制度の給与等处遇への反映は、国の公務員制度改革や給与構造見直しなどの動向を見極め、適切に対処したい。②年次有給休暇の平均取得日数は一一・七日で、九州各県の中でも平均的である。休職発令者数は増加傾向にあり、精神性疾患に伴う休職者の割合が年々高まっている。時間外の執務の縮減、健康保持増進について、機会あるごとに各市町村教育委員会に要請しており、定時退勤推進日も一方策である。管理職の意識を高め、効率的な学校運営を促進し、職員の

健康管理に配慮するよう指導したい。③受考年齢制限の緩和、集団面接での民間人試験員の登用、模擬授業の時間枠拡大、個人面接の二回実施など、採用選考の方法を改善してきた。採用方法について研究を重ね、多角的な検討を続けたい。熊本大学教育学部とも、協議の場を設けており、質の高い教員を確保できるよう連携を深めたい。④初任者の評価は、校内で指導記録等を参考にしながら、県教育委員会で定めた評価項目に基づき、校長を中心に多面的かつ綿密に行っている。校外研修も適宜指導と評価を行い、集約して総合的に判断している。指導記録は、採用後の指導に活用することは重要であるので、記録の機能的な保存方法等を検討し、一元的に管理し、市町村教育委員会や学校と連携を図り、観察・指導を行いたい。指導の必要がある場合には、関係学校に情報を提供し、効果的な支援体制を構築するなど、教師の資質や能力の確実な向上を図りたい。⑤本年度配置したキャリアサポーターは、求人開拓等による就職支援とともに、面談や講話等を通し、卒業生の情報を提供し、高校生が職業の実際を理解できるよう取り組んでいる。雇用に関する確な情報提供を行い、高校生が社会生活、職業生活にスムーズに移行できるよう支援したい。家庭、地域、企業等との連携の下、社会人・職業人として自立できる人材の育成を図り、離職者の増加を食い止めるよう取り組みたい。(2) ①前期選抜では、各高校は、自ら定めた重視する観点に沿って、さまざまな選抜方法を工夫した。また、学校推薦という条件を外したことで、受験生は高校を主体的に選び、自己アピール書等を作

成するなど、積極的にチャレンジした。しかし、新入試制度の趣旨の周知不足、前期選抜での一部の高校への受験生の集中、後期選抜は絶対評価の学校間の格差等が指摘され、選抜に用いることへの不安や高校の特色化を進めるための高校の裁量権のあり方など課題があった。庁内にプロジェクトチームをつくり、アンケート調査の結果等を参考に、前期選抜の募集人員は、コースを除く普通科で一〇％、高校の裁量で二〇％まで枠を拡大できることとした。絶対評価は、学力検査の得点を基に補正するなど取り扱いを工夫した。さらに、後期選抜の際の第一選考以降の選考における高校の裁量権を拡大するなど、制度の趣旨が生かされるよう改善を行った。②不合格となった生徒は、受験した高校で合格圏内にあったため、前向きに対応するよう当該高校に指示した。また、転記ミスが報告されたすべての関係生徒に校長等が自宅を訪問し謝罪した。問題点は、教師の自覚と責任感の欠如および学校組織としてのチェック体制が確立されていなかったことにある。県教育委員会も、重大な事故であると認識し、公立小中高等学校に通知文を発して、チェック体制の充実を踏まえた文書処理システムを再構築するよう指導した。③協議会は、会議を公開し議事録を情報プラザで開示している。高校と中学校の生徒、保護者および校長にアンケート調査を実施し、結果を協議会に供している。今後は、地域に向き懇談会や説明会等の機会を設ける。将来の高校生にとって何が大事かに視点を置き、魅力ある高校づくりができるよう議論していきたい。④順位百分率に加え、平成一八年度入試から

は、学力検査を行う教科について、得点による補正を取り入れるなどの措置を講じた。県内中学校の成績一覧表も、取りまとめができ次第ホームページなどで公表し、評価の情報を共有し、絶対評価に対する信頼性を高めたい。⑤管理職・教務主任・研究主任等の研修会、校内研修の充実、他校との情報交換、本県独自の評価問題であるようチャレンジなどの積極的な活用等を通して、評価の基準を精度の高いものにし、教職員全体の評価の力量を高め、保護者等への説明責任を果たせるよう、各市町村教育委員会、各学校を指導したい。⑥開示請求しづらいとの声もあり、すべての受験生が利用しやすい方法等を研究したい。⑦中学校、高等学校への説明会、PTA指導者研修会、地域説明会等で趣旨の徹底を図っている。広報のパンフレットを作成し、ホームページへの掲載も予定している。ホームページにはメールアドレスを明記し、意見を聴取したい。⑧平成一八年度入試から、各高校があらかじめ定める選抜基準を、各高校の募集要項やホームページなどで事前に公表し、受験生に明確に示して透明性を一層高めたい。(3)本年度は宇土市立の網田あやだ小学校と網田中学校が、文部科学省から研究開発学校の指定を受け、ゲストティーチャーを活用したそろばんの時間を新設するなど、特色ある研究を始めた。網田小学校でのゲストティーチャーを活用したそろばんの時間は、多くの児童が楽しいと感じ、保護者の理解も得られたと報告を受けた。ゲストティーチャーは、各教科や総合的な学習の時間等で活用が図られている。基礎学力の向上については、本年度学力調査を六割の中小

学校を対象として実施し、結果を公表することで、各学校等で緩やかな競争原理を働かせ、学力向上対策検討委員会で意見を聞くなど、学力向上のさらなる充実、推進を図りたい。(4)平成一五年一月に熊本県スポーツ振興計画を策定し、児童生徒の体力向上を支援する「光る肥後っ子！パワーアッププラン」に取り組んでいる。体育指導の手引書や、体力向上啓発ポスターの作成、コンピューターを活用した新体力テスト自己診断ソフト、小学校用体力向上プログラムを開発し、各学校に提供し、体育の授業における体づくり運動や全校体育等を実施し、体力向上に努めている。平成一五年度からは、学校関係者・保護者・地域の人々も参加して、体力向上フォーラムの開催、食習慣および生活習慣の確立、体力向上を目指した健康・体力づくり研究実践地域の指定など、学校・家庭・地域が一体となった実践研究に取り組んでいる。その結果、ここ二年間、新体力テストで多くの種目が上昇傾向を示している。今後も積極的に取り組むたい(教育長)。幼児期は、遊びにより自発性・自主性・積極的・想像力・ルールに従う・仲間関係を築くことを獲得していく。遊びが非常に乏しくなっている中で、子どもたちには疲労感、ストレスの増大、判断力、想像力の低下、情緒、社会性の未熟さ、生活習慣病、運動能力、体力の低下、不器用さ等の状況が出ている。学校教育偏重の中で、体育・美術などが非常に軽く扱われている。人間の体に発する精神、心のあり方、人間存在のいろいろな側面を取り戻していかなければならない。子どもたちの中に、時間・仲間・空間を取り戻しつつ遊

びの世界を広げていくことにしつかりと取り組みたい。(知事)

(5) 学校林は十分な活用が図られていない。今後、授業等で学校林の様子等を取り上げるほか、林務水産部で本年度から予算措置される学びの森推進事業の中で、環境教育が展開できるよう、市町村教育委員会等と連携したい。伐採期を過ぎた学校林は、木材価格低迷の続く中、伐採もままならぬ状況にある。現在菊池高校の改築事業では、PTAが管理する分収林を内装材等として利用する計画も立てている。学校林の有効活用に努めたい。(6) ①将来の国家・社会の形成者となる子どもたちが、有史以来の歴史を系統的に学び、歴史上の主要な事象について調べ・考え・判断することを積み重ねる中で歴史観が培われ、日本人としての自覚や誇りが育まれる。歴史教育のあり方は、中学校の歴史的分野では、わが国の歴史的事象がなぜ起きたのか、国内外の背景等も含め系統的・総合的に学ぶ。日本人として、先人がなした誇りとすべき歴史的偉業に対して自信を持ち、反省すべき歴史的事象は謙虚に反省しながら、郷土やわが国の歴史・文化・伝統等に対する理解と愛情を深める。国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りがそがれることなく、未来志向的に元気で明るく希望を持って生きていける。このような学習指導が展開されるよう指導していかなければならない。②すべての教科書が、学習指導要領の中学校社会科の目標を達せられるよう作成されたものである。今回各教科書の記載内容の変更は、著作・編集者の判断に委ねられており、それぞれが史実に基づいて検討された結果と認識している。③各教育事務

所の所長・指導課長・指導主事合同研修会等で請願の内容を伝え、請願を各市町村教育委員会・各学校に送付し周知を図った。請願の内容に関して教科書の調査研究を行う場合、学習指導要領の教科目標を踏まえることを、採択基準等の留意事項や選定資料の調査の観点に位置づけ、市町村教育委員会に送付し、活用するよう通知文を発するなど指導した。④採択基準等の留意事項に「次代を担う子どもたちが、郷土やわが国の歴史、文化・伝統などに対する理解と愛情を深め、熊本で教育を受けてよかったと思うような教育の展開が期待できるものであること」や「国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを持ち、異文化を理解し、国際協調の精神を培うことが期待できるものであること」を設けた。選定資料もこの内容を観点として加え七観点に増やした。調査結果の内容も具体化し、教科書の特徴や工夫された点等について記述した。郷土熊本の先人の業績や史実の学習を通して、熊本で教育を受けてよかったと思える教育の展開が期待できるものをまとめて記載した。採択権者である市町村教育委員会に参考となるよう努めた。⑤国からの指導もあり、各採択地区が必要に応じて関係機関と連携を図るよう通知文を発した。今後も、各市町村教育委員会において、適正かつ公正な採択が確保されるよう指導・助言・援助を行いたい(教育長)。(7) ①北方領土返還要求運動は、内閣府の北方対策本部、独立行政法人北方領土問題対策協会などを中心に取り組み、これまで協力してきた。本年は、国の取り組みと連携して二月七日の北方領土の日に啓発活動を行った。今後は、八月

の北方領土返還運動強調月間に、県広報誌、テレビなどの広報媒体を通じて啓発を行う（**知事**）。②北方領土問題は、小学校から高等学校にかけて社会科等の学習で取り扱われている。とくに中学校では、学習指導要領の社会科地理的分野で、北方領土がわが国固有の領土であることに着目させるよう求められており、歴史的分野では、戦後の国際社会への復帰、公民的分野では、主権国家と領土について取り扱うなど、全分野を通じて指導が行われている。児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領の目標、内容等が達成されるよう、適切に指導したい（**教育長**）。⑧①熊本県人権教育・啓発基本計画においても、新たな人権課題の一つに位置づけ、周知に努めてきた。国に対して積極的な取り組みを働きかけ、職員が講師を務める人権啓発のための各種研修会や会議の場を活用しながら、拉致事件に対する県民の理解を深める取り組みを推進したい（**知事**）。②平成一六年二月に、拉致問題に含まれる教育的な課題を、拉致被害者家族の方の手記等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるよう各学校へ通知し、研修会等で指導してきた。拉致問題を通して、人としての生き方、家族愛、命の大切さを尊ぶ児童生徒の育成につながる人権教育の推進が図られるよう、とくに管理職研修等で指導したい（**教育長**）。

警察・消防

①①夜間の無灯火自転車現状と対策について。②携帯電話で一一〇番通報した時点で発信場所が判明できる発信地表

示システムを導入する考えはないか（**竹口**）。②駐車違反に対する本県の取り締まりの現状。放置車両の確認事務の民間委託は全国に並んで実施するのか。駐車監視員の活動について県警の方針。放置違反金制度に伴う事務処理を民間委託するのか（**小谷**）。

これに対する警察本部長の答弁は次の通りであった。

①①警察をはじめ地域交通安全活動推進委員、市町村の交通指導員、学校関係者等が連携して街頭指導を中心に行っている。交通違反には、警察から交通安全指導票を、地域交通安全活動推進委員等は、セーフティカードを交付して安全利用を促している。自転車利用者の意識啓発を図り、とくに悪質・危険・迷惑性の高い違反には、検挙も視野に入れた交通指導取り締まりに努めたい。②警察庁において、携帯電話にかける発信地表示システムを導入すべく、システム改修計画が進められている。本県警察も、警察庁の動向を注視しながら、実現できるように検討を行いたい。③昨年中の駐車違反の検挙件数は五、三〇七件、うち放置駐車違反は、四、九九二件、八四・六％である。この約九五％は熊本市内である。放置車両の確認事務は、熊本市内三警察署で民間委託する方向で検討している。駐車監視員の活動は、重点路線・重点区域における危険性・迷惑性の高い違反を重点とした取り締まり活動のガイドラインを警察で定める。放置違反金関係事務は、事務量が增加することから、民間委託を含めて警察業務の負担軽減を検討したい。

一般質問終了後、**荒木章博議員**（無所属）、**松岡徹議員**（日本共産党）が、次のような質疑を行った。

（１）まちづくり三法のあり方に関連して、現行の法体系の下では、大型店の出店に県がストップをかけるのは非常に難しい。しかし、市町村は、都市計画法に基づく手法等を活用すれば可能と思う。県の適切な助言、商工政策課等との連携が必要と思う。知事の見解を求めたい。福島県では、国の法の見直しとは別に、良好な小売商業機能が確保されただれもが暮らしやすいまちづくり条例の制定を進めている。本県でも県条例化を図れないか。（２）トマト、ナス、メロンに関連して二〇億ほどで農業施設を整備する。生産者には一人三〇〇万ぐらいの負担をかける。農業者を守るためにも、負担があまりかからないよう考えていただきたい（**荒木章**）。（３）大型店対策では、抜本的な法の整備、まちづくり三法の見直しを国に求めることが必要である。同時に、現在の法体系の下でも、まちづくりという角度からの条例による対応をやるべきである。県としての検討、具体化をあらためて求める。（４）水俣病対策について。関西訴訟最高裁判決後の認定申請者は、推測をはるかに超える広がりを見せている。水俣病への偏見や差別的な状況が今なお残っており、自ら進んで検診を受け、申請するには相当の壁がある。この間の経過と内容は、熊本県が打ち出した健康調査の重要性を浮き彫りにしている。水俣病の啓蒙活動を地域全体に行うことが必要である（**松岡**）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）まちづくり条例の制定や都市計画法に基づく特別用途地区の設定等は、市町村自身の判断と考える。福島県の条例制定に向けた準備は承知しているが、県条例の制定は相当な時間がかかり、現在のまちづくり三法の下では、実効性の面で課題がある。熊本県は、大型店の主体的な地域貢献を促すためのガイドラインを策定し、国のいわゆるまちづくり三法の見直しも視野に大型店問題が議論される動向を注視し、適切な対応に努めたい（**知事**）。（２）今回の施設は、農家の要望に基づき、事業主体であるＪＡ熊本から要望されている。今最後の詰めが行われているが、農家が有効に活用できる施設となるよう助言等を行う（**農政部長**）。（３）（１）と同じ（**商工観光労働部長**）。（４）健康調査の具体的な内容および手法等は、引き続き国と協議を行う。啓発活動は、環境センター、水俣市立水俣病資料館と連携している。今後も、国、水俣市および地域と連携を図りながら、また五〇年の事業も通じて、啓発活動に取り組む（**環境生活部長**）。

第三項 重要議案の審議

１ 常任委員会における審議・予算関係議案

（１）議案第１号 平成17年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

【説明】 松田三郎厚生常任委員長は次のように報告した。環境生活部では、水俣病関西訴訟等で損害賠償を認容する判決が確定した医療費等の支給を国から委託を受けて行うための経費、水俣病総合対策医療事業に係る保健手帳の申請受付の再開の準備に要する経費で、補正予算の総額は三、二〇〇万円余の増額補正、当初予算との合計は六八億円余である。

吉永和世農林水産常任委員長は次のように報告した。農政部では、生産総合事業に係る国交付金の内示増に伴う一四億二、五〇〇万円余の増額補正となり、当初予算との合計額は五六七億五、六〇〇万円余である。

中村博生総務常任委員長は次のように報告した。国の水俣病対策に伴う医療費等の支給ならびに水俣病総合対策医療事業の拡充に向けた電算システム開発等の準備に要する経費および国の内示を受けた農産物の生産供給体制整備事業の追加に要する経費として、一四億五、八〇〇万円余の増額補正であり、当初予算との合計額は七、三二〇億九、八〇〇万円余である。

【審議】 審議の結果、原案のとおり可決した。

2 条例等議案

- (1) 議案第8号 熊本県市町村合併推進審議会条例の制定について

【説明】 中村博生総務常任委員長は次のように報告した。委員から、市町村合併推進審議会のメンバー構成、今後のスケジュールについて質疑があり、執行部から、市町村長、市町村

議会議員、地方自治、市町村行政に見識の高い学識経験者のほか、まちづくり、産業振興、福祉分野等の中から一五人以内で選任したい、早ければ七月末にも審議会を設置し、来年三月までの構想作成を目標に検討を進めたい、今後の合併推進に当たり、八月にかけて市町村長の意向調査を行い、結果を踏まえて検討を進めたいとの答弁があった。委員から、県の事務・権限移譲は、効果を検証してもらいたい、審議会で議論される合併新法の下での合併の推進方針ともリンクさせて進めてもらいたいとの要望があった。

- (2) 議案第10号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 中村博生総務常任委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者制度の導入後、県立劇場の駐車場やレストラン経営はどうなるかと質疑があり、執行部から、駐車場は利用料金制が導入された場合は、条例の定める範囲内で知事の承認を得て指定管理者が利用料を設定することができる、レストランは、劇場業務と切り離さず文化事業の場として運営できるように考えていくと答弁があった。

松田三郎厚生常任委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者制度の導入について、健康福祉部では今回の提案以外にも施設を管轄しているが、今後導入の見込みはどうかと質疑があり、執行部から、他に九施設あるが、障害者の入所など個別に検討し、九月議会で関連の条例を提案すると答弁が

あった。委員から、入所者のいる施設は動揺のないよう取り組まれないと要望がなされた。委員から、環境センター条例の一部を改正する条例で、職員を置く規定が設けられている理由の質疑があり、執行部から、管理面は指定管理者制度に移行するが、環境教育などの事業は県の直営とするため、その規定を盛り込んだと答弁があった。委員から、知事が指定管理者の損害賠償を免除する特別の事情とは何かとの質疑があり、執行部から、県と指定管理者との関係において、例えば、予見可能性の問題もあるが、躯体部分^{くたいぶぶん}がもろくなったため被害が出た場合などは、指定管理者の責めは免れることもあるとの答弁があった。

(3) 議案第16号 熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例の制定について

【説明】松田三郎厚生常任委員長は次のように報告した。委員から、予算はどうかと質疑があり、執行部から、本年度の事業費は、啓発ポスターや防犯マニュアルの作成、地域防犯リーダーの研修、県民会議や県民大会の開催など、約二、〇〇〇万円と答弁があった。委員から、平成一八年度以降の予算確保も継続して努められたいと要望があった。

(4) 議案第17号 熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定についておよび議案第18号 熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】藤川隆夫経済常任委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者制度の導入による施設のプロパー職員の今後の処遇をどう考えているかと質疑があり、執行部から、指定

管理者の応募の際に、プロパー職員の活用について具体的な提案を検討している、全庁的にも検討がなされると答弁があった。委員から、使用料をなぜ条例で決めるのか、民間の裁量に任せてよいのではないかと質疑があり、執行部から、使用料は条例で定めなければならないが、利用料金制では、公の施設の設置目的を確実に遂行することを考慮し、指定管理者は、県が定めた使用料の一定の範囲内で裁量すると答弁があった。委員から、財団法人熊本県伝統工芸館や財団法人グランメッセ熊本が民間と一緒に応募する場合、その中に県関係者が入るのは、アンフェアとならないかと質疑があり、執行部から、財団法人熊本県伝統工芸館では、理事長を副知事から館長に変更し、選定委員会も部外者を増やす方向で見直しをするなど、公平性の確保に努めるとの答弁があった。

(5) 議案第19号 熊本県農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】吉永和世農林水産常任委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者制度について、現在施設を管理している団体の職員の処遇はどうなるのか、公共育成牧場は、引き続き農業公社が管理するが、公募しないで指定できるのかと質疑があり、執行部から、農業公園は、農業公社に県職員を派遣し管理しており、プロパー職員の処遇の問題は生じない、公共育成牧場は、業務の専門性、預託農家との信頼関係等の観点から、公募によらない指定管理者制度を導入し、現在の受託団体であ

る農業公社を管理者の候補者とするよう検討しており、指定されれば、その後の四年間で職員の処遇が検討されるとの答弁があった。委員から、選定委員は専門分野に長じた人を選任されたい、選定委員の氏名は、指定後一定期間を経過した後の公表を検討願いたいとの要望があった。委員から、熊本県漁業経営構造改善協議会を廃止するところがあるが、構造改善事業の計画などの審議はどうなるか質疑があり、執行部から、事業の種目別、海区漁業調整委員会や県や市町、漁連等で組織する緊急再編対策協議会等と協議を行っていくと答弁があった。

- (6) 議案第24号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】小谷邦治建設常任委員長は次のように報告した。委員から、高速道路の活用は大規模なインター方式ではなく、簡易なインターチェンジを整備するよう、国や公団へ働きかけができないかと質疑があり、執行部から、新たなインターチェンジを設置するには、将来的なまちづくりの計画や費用負担などの問題を総合的に検討する必要があると答弁があった。委員から、八代港の港湾計画の策定状況について、地元への説明を速やかに行ってほしいと要望があった。

- (7) 議案第29号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 熊本県警察の警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】井手順雄文教治安常任委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者制度の導入により、施設の管理者が変更した場合、プロパー職員等の処遇はどう考えているかとの質疑があり、執行部から、スポーツ振興事業団に二七人、武道振興会に三人のプロパー職員がいるが、雇用対策等を含めて、行政経営課を中心に全庁的に連絡会を開催しており、今後他県の事例等を参考に対策を検討したいと答弁があった。

- (8) 議案第35号 公立大学法人熊本県立大学定款の制定について

【説明】中村博生総務常任委員長は次のように報告した。委員から、公立大学法人熊本県立大学の定款制定に一番重視した点は何か、理事選任は、県の意思を担保できるシステムになっているかと質疑があり、執行部から、本県の発展に貢献できる有為な人材の育成、食育や看護など研究面における地域貢献が重要である、理事の任命は理事長が行うが、県民の意向を反映できる理事長を知事が任命することとしており、理事も県民の意向を反映した選任になると認識していると答弁があった。

【審議】各常任委員長の報告の後、松岡議員が以下の討論を行った。議案第5号手数料条例の一部改正は、特例容積率適用地域の拡大により、従来の容積率の二倍近い容積の建築物が建てられる。居住地域に高層の建築物が建てられる事態が進むことが懸念される。健康的な住みよい住環境を守る点で賛成できない。議案第6号県税条例の一部改正は、六五歳以上の高齢者の非課税廃止を含んでいる。高額所得者には課税限度額を引き

下げたまま据え置き、所得の低い高齢者には課税を増やすというもので、到底容認できない。議案第8号市町村合併推進審議会条例の制定は、県が構想をつくることは行き過ぎ行為であり、市町村の自主性、自律を侵す重大問題である。合併推進審議会の設置には同意できない。議案第4号県公立大学法人評価委員会条例の制定、議案第35号公立大学法人熊本県立大学定款の制定には賛成できかねる。学長、教授その他の研究者の人事へのいかなる干渉、介入もあってはならない。学問研究の自由、大学の自治の観点で、大学内の議論も広く保障し、再考すべきである。議案第10号、11号、29号は、指定管理者制度導入に関するものであるが、福祉と住民サービスの充実、文化、スポーツの振興に対する自治体が負うべき責務を弱め、狭めるものとして反対する。

いずれも六月一六日に上程され、同三〇日に原案のとおり可決または承認した。

3 議員提出議案

- (1) 議案第3号 イラク人道復興支援活動に派遣された自衛隊員への支援決議

【説明】六月三〇日、倉重剛議員（自由民主党）ほか三人から本会議に提出された議案であり、イラク人道復興支援活動に派遣された自衛隊員が、日本国民の代表として、多くの国々から派遣された人々と協力し、無事に任務を完遂して帰国の途に就くことを祈念し、これから派遣される自衛隊員が、後顧の憂

いなく支援活動に従事することができるよう、あらゆる協力を惜しまないことを求めるものである。岩中議員は以下の通り反対討論を行った。この決議の趣旨は、イラク平和を願う県民の思いに反する。自衛隊でなくとも、ODA（政府開発援助）を中心として、イラク住民との共同で支援可能である。自衛隊の支援活動を継続すれば、犠牲が出てくるのは濃厚である。イラクからの自衛隊の即時撤退と派兵中止を求めるべきである。馬場成志議員（自由民主党）は以下の通り賛成討論を行った。派遣される自衛隊員は、わが国が国際社会の一員としての責務を果たすため、国の威信をかけてイラクに人道復興支援として派遣される。留守家族の不安は計り知れない。決議案は、派遣される自衛隊員に対して、感謝と激励の思いを伝えるものである。松岡議員は以下の通り反対討論を行った。復興支援活動に関する自衛隊の役割や意義はもはや存在するものではなく、人道復興支援活動の面から見ても、早急に自衛隊は撤退すべきである。自衛隊を新たに派兵することは、継続すべきもの、支援すべきものではない。厳しく反対する。

- (2) 議案第4号 都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

【説明】六月三〇日、船田直大議員（自由民主党）ほか一人から本会議に提出された議長名による政府宛の意見書であり、全国都道府県議会議長会が提出した「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」に検討を加え、一、議会の自主性・自立性確保と権限強化、二、議会と首長との関係、三、議員の位置づ

けについて、早急に所要の法改正を図るよう要望するものである。松岡議員は以下の通り質疑を行った。①議会の招集権を議長に移すことについて。「定例会は、予算や決算の提出者である首長によりその提出に併せて招集され、その審議も予算や決算という重要議案の審議を中心に行われているという実態があることから」「首長とあらかじめ協議する仕組みを導入」することを指摘している。また、臨時議会の場合「招集請求があった場合には、一定期間内の議会招集を議長に義務付ける」ことを提起している。これらについてどう考えるか。②県議会自らの改革について。中間報告では、当初予算審議の際の公聴会開催、請願審査に、できるだけ請願者を参考人として招請する、所管事務調査は学識経験者に限らず、一般住民も積極的に参考人として招請することなどを提起している、どう考えるか。これに対する船田議員の答弁は以下の通り。①議長への議会招集権の付与については、議会と知事とが対等・均衡の関係に立ち、二元代表制という制度の趣旨から、議会自ら会議を開くことができる制度に改めるべきということである。議長が議会を招集するに当たり、知事と協議する仕組みを設けることは、法改正と併せて考えてもいいと思う。臨時会の招集は、議員からの招集要求があった場合、一定期間内の招集を議長に義務づける措置は必要と思われる。②今回の意見書提出は、都道府県議会制度研究会の中間報告を受けて、全国議長会として要望した事項について、各都道府県議会が歩調を合わせて国に意見書を提出し、議会制度の充実強化のための法改正を求めるものである。

(3) 議案第9号 障害者自立支援法案に関する意見書

【説明】六月三〇日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議長名による政府宛ての意見書であり、二月一〇日、国会に提出された「障害者自立支援法案」について、法案の審議は時間をかけて検討すること。福祉・医療サービスの利用に対する「応益負担」制度の導入は中止すべきこと。扶養義務制度や減免制度を「世帯所得」で行う「同一生計」の考え方を改め、「障害児者の総合的な社会的支援」の制度設計を求めること、財政論を基本とした制度改悪をしないこと、障害施策の実施主体が、役割を発揮できるよう法整備を行うことを要望するものである。

【審議】第1号から第6号まで、第10号、第11号は、原案のとおり可決。第7号から第9号は否決された。

別冊資料編に掲載。

第14節 平成17年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一七年九月八日

閉会 平成一七年九月二八日（会期二二日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月八日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 松村 昭

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

議員辞職

坂田 孝志（七月三十一日、八代市長選立候補のため）

島津 勇典（九月二八日、玉名市長選立候補のため）

築森 守（同、同）

会派異動

東 充美（九月二八日、無所属→自民党入会）
決算特別委員会 ◎松村 昭 ○篠崎 鐵男

西岡 勝成

早川 英明

福島 和敏

池田 和貴

高野 誠一

氷室雄一郎

池田 秀男

東 充美

山本 秀久

鬼海 洋一

小谷 邦治

重村 栄

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月8日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
13日	本会議	代表質問
14日	本会議	代表質問
15日	本会議	一般質問
16日	本会議	一般質問

20日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
21日		特別委員会
22日		常任委員会
26日	本会議	常任委員会
28日	本会議	委員、長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

会期中の九月一日、衆議院議員選挙が行われ自公連立政権が圧勝した。県政への影響や三位一体の改革への対応について質問が行われた。補正予算については、七月の梅雨前線集中豪雨の復旧費も計上されたが、会期直前の九月六日台風14号が九州を縦断し、県内に大きな被害をもたらした。川辺川問題では、会期中に収用裁決申請の勧告に対する国土交通省の判断がなされている。また、アスベスト問題では七月に国の対応が示されたことから県の方針についての質問が行われた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成17年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	可決
2	平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成17年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃

5	平成17年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	可決
6	平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
7	専決処分の報告及び承認について	承認
8	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	可決
9	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	〃
11	熊本県国民健康保険調整交付金条例の制定について	〃
12	熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県難聴幼児通園施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県身体障害者更生施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
18	熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
19	熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	熊本県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について	〃

21	熊本県テクノポリスセンター条例を廃止する条例の制定について	可決
22	熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について	〃
23	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
24	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	財産（物品）の取得について	〃
27	平成17年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
28	平成17年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、県営経営体育成基盤整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営農業集落排水事業及び水と緑ふるさと保全対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
29	平成17年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について	〃
30	平成17年度ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化事業、単県漁港改良事業及び単県漁港しゅんせつ事業の経費に対する市町村負担金について	〃
31	平成17年度漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
32	平成17年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
33	平成17年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	可決
34	平成17年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
35	平成17年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
36	平成17年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
37	平成17年度九州新幹線鹿児島ルート博多・鹿児島中央間の建設工事の経費に対する市町村負担金について	〃
38	市町の境界変更について	〃
39	氷川町の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
40	専決処分報告及び承認について	承認
41	専決処分報告及び承認について	〃
42	専決処分の報告及び承認について	〃
43	平成16年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
44	平成16年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成16年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
46	平成16年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成16年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成16年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

49	平成16年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
50	平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
51	平成16年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
52	平成16年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
53	平成16年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
54	平成16年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
55	平成16年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
56	平成16年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
57	平成16年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
58	平成16年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
59	平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
60	平成16年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
61	平成16年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
62	平成16年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
63	平成16年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
64	平成16年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
		継続

65	平成16年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	継続
66	教育委員会委員の任命について	同意

(議員提出議案)

1	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
2	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃
3	障害者施策の充実を求める意見書	〃
4	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書	〃
5	警察官の増員に関する意見書	〃
6	がん対策の推進強化を求める意見書	〃
7	耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書	〃
8	「住宅リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	〃
9	アスベスト対策を求める意見書	〃
10	まちづくり3法の見直しに関する意見書	〃
11	郵政事業改革に当たっての意見書	〃

3 知事の提案理由説明

大型で強い台風14号は、一昨日、県内全域を暴風域に巻き込みながら九州を縦断し、各地に大きな爪痕を残した。被害を受けた方々に心からお見舞いを申し上げる。被害状況の的確な把握に努め、応急復旧、一日も早い災害復旧に努める。アスベ

ト問題については、速やかに相談窓口を設置し、庁内の情報連絡会議を立ち上げた。七月二十九日に示された政府の当面の対応も踏まえ、建築物解体時の飛散防止および廃アスベスト適正処理の指導等に取り組み、旧アスベスト関連製品製造工場や旧鉱山の実態調査、県有施設・市町村有施設および特定民間建築物についての調査を進めている。学校をはじめとした県有施設では、吹きつけアスベストの使用が疑われる施設について早期に分析調査を行うこととしており、当面、使用の禁止や制限、飛散防止の応急措置を講じている。再確認を要する施設については、速やかに確認作業を行い、必要な対策を講じていく。県民の不安の解消に努めながら、国および市町村と連携し、予算措置を含め迅速かつ適切に対応していく。

川辺川ダム事業については、最優先課題として取り組んでいる新利水計画の策定について、六月からの集落座談会に続く農家へのアンケート調査が完了し、事業概定区域内一、三七八haにおいて、約七割の農家が参加の意向を示した。八月二十九日、県取用委員会は、審理の長期化は土地収用法の趣旨から問題であり、ダム事業計画を確定させて必要な手続きをすべしとして、国土交通省に対し、九月二二日までの収用裁決申請の取り下げを勧告し、取り下げがなされなければ却下するとの判断を示した。国土交通省の判断を見極めつつ、流域の治水対策に万全を期すこと、一日も早く水を必要とする農家に水を届けることを最優先課題として、国土交通省、農林水産省および関係市町村との協議を重ねた上で、適切に対応していく。

水俣病対策については、昨年一一月の県提案に引き続き、七月八日、国に対し、水俣病発生地域の再生、融和の促進を図るための水俣病問題に関する今後の取り組みについての提案を行った。本県の提案は、平成一八年度政府予算に向けた環境省の概算要求において、総合的な水俣病対策の充実強化として、一定程度は盛り込まれた。一八年度政府予算に反映されるよう、引き続き国に強く要望していく。国の対策に基づき、保健手帳の内容を拡充し、一〇月をめぐりとして新たに申請の受け付けを行うこととしており、今定例県議会に関係の補正予算を提案している。

国の三位一体の改革については、税源移譲額六、〇〇〇億円に見合う国庫補助負担金改革の対象をどうするか、県議会とも連携して熊本県案をまとめ、全国知事会に臨んだ。七月二〇日に地方六団体の改革案が政府へ提出されている。平成一八年度政府予算に反映されることはもとより、義務教育費国庫負担金、生活保護費負担金等の取り扱いの決着、地方交付税総額の確保、三兆円の税財源移譲の確実な実施といった課題も控えており、総選挙後、この改革は正念場に差しかかる。地方六団体では、先月末、一八年度政府予算概算要求に関して共同声明を出し、あらためて国庫補助負担金改革を強く求めた。年末に向け、国の動向を注視しながら、県議会、県内自治体と連携を密にして、地方の実情と考え方を国に伝えていく。

今定例県議会に提案した一般会計補正予算は、水俣病対策のほか、梅雨前線豪雨災害の復旧に要する経費等、早急に実施が

必要な経費について、総額で約五九億円を計上している。主な財源は、国庫支出金、繰入金、繰越金等であり、現計予算と合算すると、約七、三三四億円となる。主な内容は、七月四日から一〇日にかけての梅雨前線豪雨による被害は、住家被害一五八棟のほか、被害額は、公共土木関係約八五億円、林業関係約三七億円、農業関係約一七億円等、総額で約一四〇億円に上った。早期の災害復旧に努め、再度災害の防止に万全を期す。

熊本バイオフォレスト構想の推進は、新たに産学連携による革新的技術や製品開発の提案を広く募り、重点的に支援することとし、バイオ技術の商品化、事業化を促進する。天草空港については、空港の利便性の向上と地域振興の観点から、運用時間を延長し、天草エアライン株式会社が運航する天草―福岡便の増便に対応していく。安全安心まちづくりについては、学校安全ポランテアの養成等、地域ぐるみの安全、安心な学校づくりを進め、近隣で発生した街頭犯罪等の情報をインターネットなどで地域住民に提供し、地域の自主的な防犯活動を支援していく。県立劇場をはじめ、平成一八年度から指定管理者制度を導入する施設については、各施設で公募の手続きに入る必要があることから、指定期間内における管理委託費について債務負担行為を設定する。このほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定をはじめとした各種条例案件、財産の取得等の各種議決案件、専決処分報告・承認案件等をあわせて提案している。なお、今会期中には人事案件も追加提案する。

4 代表質問・一般質問および答弁の要点

【代表質問】

九月一三日に自由民主党の馬場成志、県民クラブの平野みどり、一四日に公明党の城下広作の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

馬場議員は次の内容の質問を行った。

(1) 衆議院議員選挙の自公連立政権の圧勝という結果を踏まえて、今後熊本県の課題についてどんな影響があるか、知事の所見。(2) 三位一体の改革は、地方六団体が提案した税源移譲額六、〇〇〇億円に見合う国庫補助負担金改革案はどんな決着を見るのか、三兆円の税財源移譲に向けた税制改正はどうなるのか、地方交付税等は確保されるのかなど、見通しが不透明な中、どんなスタンスで臨むのか、平成一八年度の当初予算編成に向けてどう臨むのか、基本的考え方はどうか。(3) 道州制に関して重要な課題が州都の問題である。熊本市が存在感のある都市として発展するには長期的な戦略が必要であり、中期的には政令市移行、最終的には州都を目指すことが必要ではないか。支援する考え方を知事は持っているか、道州制に関する課題認識や今後の検討課題について、政治家の視点で答えをいただきたい。(4) ①アスベスト問題について。本県でも、アスベストに関係する製造工場が五か所、アスベストを採取していた鉱山が六か所あり、宇城市松橋町の旧鉱山は、周辺

住民の健康診断で胸膜肥厚斑^{きょうまくひこうはん}が高い率で認められ、経過観察がなされている。また、アスベストに起因する労災死亡者が本県内にも五人いたとの報道から健康不安が生じている。国は、七月二十九日、被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害および対応の検証を主な内容とする各省庁の当面の対応策を取りまとめ発表した。どう認識しているのか。国の対応策に呼応してどんな対応をしているのか。県独自の対策はどうか。②過去に建築された民間建築物への対策についてあらためて尋ねる。県民が利用する民間建築物は、県有施設と同レベルに扱い、行政として積極的なかわりが必要である。アスベスト飛散防止対策を含む民間建築物の安全対策に対する県の取り組みについて。③（要望）民間建築物の安全対策に二点を提案する。一、民間建築物に対して、建築技術職員による立入指導や指示に従わない場合の建築物や所有者の公表など、強い対応ができるよう、国に対し法体制の整備を要望していくこと。二、現行の法体制の下で、県として建築物の安全対策の指導体制の整備。具体的には、民間建築物の安全対策に一元的に取り組むための部署の設置。⑤①国営川辺川利水事業について。新利水計画策定には、必要な手順を踏んで丁寧に取り組まれたと評価している。新利水計画を策定する上での基本スタンスについて。農家に確実に水を届けることが行政の責務と考えるがどうか。渇水にも耐えられるような安定した水を確保することも不可欠である。②アンケート結果は、ダム案が優勢と聞くと、どう受け止め、収用委員会の判断を踏まえて、利水事業をどう進

めていくのか。③県はこれまで国土交通省とともに、三十九年にわたりダムを推進してきた経緯があり、県民の生活の安全を預かる行政として、球磨川流域の治水対策を国とともに考えていくべき立場にある。あらためて考え方を県民に示す必要があるのではない。今後どう取り組むのか。④県の所管事業は小河川の整備と聞いている。治水対策で心配なところを上から整備していくのは、通常考えられない。要は、急ぐけれども難しいのか、難しいけれども急ぐと、急がなきゃいかぬのか、確認したい。⑥指定管理者の制度導入は県内事業者にとっても大きなビジネスチャンスであり、地域経済への配慮も必要ではないか。選定に当たって、こうした視点も必要ではないか。⑦水保病対策について。①本県の水保病認定審査会は、昨年一〇月末で委員の任期が切れており、再任がなされていない憂慮すべき状況である。七月一四日の自民党水保問題小委員会、環境省に八月中旬までに認定審査会再開のめどを立てるよう指示があった。できるだけ早期に対応するようという趣旨である。認定業務を国から受託している県としてはどう取り組むのか。②総合対策医療事業拡充後の保健手帳について、一〇月には再開されると聞いている。被害者団体の中には、保健手帳による医療費の支給だけでは不十分で、平成七年の政治決着時の内容を要求して提訴するという動きもある。今後の水保病対策について。⑧（要望）九州産業交通のスポンサーに地元企業グループが選ばれなかったのは大変残念であるが、選ばれたHISグループは、アジアからの観光客呼び込みを中心とした観光事業

の強化やバス事業の継続に取り組み考えを示している。一月下旬には九州産交の新体制が発足する。県民の生活基盤である公共交通を守るといふ観点から、本県の観光振興、地域経済の活性化を図る観点から、よりよい結果をもたらすものとするよう要望する。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 今回の衆議院選挙は、自民党単独で絶対安定多数、公明党と合わせた与党では三分の二以上の議席を獲得した。史上最高を更新した四三人の女性議員誕生も大きな出来事である。政権公約の具体化には常に民意や地域の実態を把握して、国会での十分な審議を通して説明責任を果たしながら、国民に見える形で政策を進めていただきたい。とくに、国民生活に密着した年金、医療、障害者の自立支援といった社会保障制度改革など、地方や生活者の視点に立っていただきたいと切望する。

(2) 地方分権に対する県民の広範な理解を求めながら、県議会、自治体代表者と力を結集し、地方の実情と考え方を粘り強くしつかりと国に伝えていく。平成一八年度予算編成は、財政再建団体に陥らないよう、職員の意識改革を図りながら、行財政改革を加速し、歳入歳出の徹底的な見直しを進めたい。具体的には、県行財政改革基本方針に基づき、一七年度実施計画に掲げた一八五件の事業の見直しの一〇五件は実施済みまたは実施中で、八〇件は事業の進め方等を検討している。来年度事業のさらなる重点化を図るため、政策評価を通じて三七二の施策や事業の改善、見直しの方向性を明らかにして、重点六分野ご

とにプロジェクトを決定し、貢献度の高い事業を部局の枠を超えて選定し、予算の重点的配分に努めていく。(3) 道州制は地方分権を実現する有効な手法と考える。県民を巻き込んで議論を深めていかなければならない。円滑な道州制移行のためには、九州各県が、共通利益を形成・追求し、共同体意識を醸成することが必要である。共通課題に連携した取り組みを積み重ねることが重要と考える。州都は都市機能を担う市町村の意欲、取り組みが十分熟していることが必要となる。将来九州が一つになったとき、熊本県の持つ強みを生かし、リーダーシップをとれるように、ふさわしい自力を備えた地域となることを目指して、取り組みを官民一体となつて進めていくことが必要であり、県経済界との連携にも配慮したい(知事)。(4) ①長期にわたつて対応が求められる県民の生命と健康にかかわる極めて重要な問題であり、迅速かつ総合的な取り組みが必要である。国の当面の対応を踏まえ、過去県内に存在したアスベスト製品製造工場の実態調査を実施し、取りまとめ中である。過去県内に存在した石綿鉱山等の実態調査は国が実施しており、飛散するおそれはないとの結論が出ている。一、三四一の県有施設の調査の結果、吹きつけアスベストの使用が疑われる学校などの二六施設は早期に分析調査を行い、当面立ち入りの禁止や制限、飛散防止のための応急措置を講じた。再確認を要する一七七施設についても専門家による現地調査を行い、必要に応じて分析調査を行う。調査結果を踏まえ、吹きつけアスベストの除去など、必要な対策を講じる。小中学校などの市町村有

施設は市町村に調査を依頼中で、九月中には国に中間報告する。一定規模以上の民間建築物は所有者などが調査を実施中で、一〇月末に国に報告する。建築物解体時には、熊本労働局と連携して、飛散防止および廃アスベストの適正処理の指導徹底などの取り組みを進めている。県独自の対策は、本庁と各出先機関に相談窓口を設けている。七月二五日に、副知事を座長とするアスベスト問題情報連絡会議を立ち上げ、全庁的な問題として、情報の共有化を図り対応に当たっている（環境生活部長）。

②建築物安全安心実施計画を策定し、社団法人熊本県建築士事務所協会等の建築関係団体等と連携して、新築時の対策を中心に工事中の監理業務の適正化や完成時の検査の実施、違反建築物の指導強化等に取り組んでいる。平成一七年度から、同計画に既存建築物対策として、民間住宅等の耐震化対策の推進および病院・ホテルなど多くの人が利用する建築物に対する防火避難設備等の維持管理の徹底、立入検査、防災査察の実施を盛り込む。建設リサイクル法を活用したアスベスト飛散防止対策は、同法で、八〇㎡以上の建築物を解体する場合、民間建築物の発注者は、事前に県知事等に届け出なければならず、届け出の機会に、アスベスト製品の適正処理に向けた関係機関との情報の共有化や解体工事における分別・散水・防護等が適切に行われているかどうかの現地指導を徹底したい（土木部長）。（５）①水を待ち望む農家に確実に届けることは行政の責務である。最優先課題として、農林水産省および地元市町村とともに取り組んでいる。現実的には、人為的及ばない湧水が起り得ること

も事実で、新利水計画では、公共事業としての全国的な基準にのっとり、一〇年に一度の湧水に対応できる安全度が必要とされている。②関係農家四、二四〇人を対象にアンケートを行い、八八％の回答を得た。「国営事業に参加する」は一、七五五人、うち一、三〇五人が「川辺川ダム案」、二二四人が「相良六藤堰案」、二四二人が「どちらでもよい」であった。土地改良法では、除外同意も含め、少なくとも二、八三〇人程度の同意が事業成立の要件となる。今回の結果では、いずれの案でも三分の二以上という確認ができない。同意取得の確実性も踏まえながら、新利水計画を策定しなければならない。国土交通省の判断はこれからであるが、新利水計画に与える影響への対応について、農林水産省および地元市町村と十分な協議を行う。③国土交通省が今後の治水対策をどのように考えていくのか判断を見極める必要がある。どの事態になろうとも、流域の治水対策の再構築は避けて通れないと認識しており、国土交通省や流域市町村等の関係機関との協議を密にしながら、流域の治水対策に取り組みたい。現在計画されている宅地高上げ、河川にたまった土砂の除去等、国土交通省が実施主体となる事業は早期の対応を要請し、球磨川支川の河川改修等、県が実施主体となる事業についても、速やかな対応に努めたい。④球磨川支川の河川改修等については、県が実施主体の事業もあるのでしっかりとやりたい。困難な中でも現状の中で進めていかなければならないものは、国も県も治水という観点から取り組んでいきたい。治水に対して国がどのような方向を示すのか、県も課題認

識の中で対応していかなければならない（知事）。（6）指定管

理者の選定は、昨年九月に公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を定め、全庁的に統一的な事務処理を行っている。緊急時や災害時への初動体制の確保や地域住民の苦情・要望等に対して、迅速かつ的確に対応する必要があることから、運用指針の一部を改正し、新たに応募資格要件の例として「県内に事業所を有すること。」を加えた。指針の改正を踏まえ、個別の施設に係る応募資格要件は、各所管部局でさらに詳細な募集要件を作成する。県内事業者には新たな事業への参入の機会も広がり、地域産業の育成にも結びつくと考える（総務部長）。（7）

①検診体制の確保は、水俣病関係の専門医師の絶対的不足や研修医制度の変更により大変難しく、関係医療機関等との協力を検討している。認定審査会の再開は、国とともに委員就任依頼を行ってきたが、依然として困難である。県は、拡充後の保健手帳の一〇月からの再開に向け万全の対応を図り、前委員等の理解が得られるよう粘り強く働きかけていく。本県だけの問題にとどまらないことから、国の積極的な取り組みを強く求めていく。②四月に国が示した水俣病対策に沿って、医療対策の一層の充実や水俣病発生地域の再生、融和の促進などを着実に推進する。県が国に提案した対策案や要望事項も早期実現を強く求めていく。国、県およびチツソに対する提訴の動きがあるが、県は、県議会や国、関係市町とも連携を図りながら、精いっぱい努力したい（環境生活部長）。

平野議員は次の内容の質問を行った。

（1）熊本県収用委員会の勧告を国交省は受け入れる模様である。計画発表から三九年を経て、川辺川ダム事業計画は白紙に戻ったと言っても過言ではない。この間、国による河川整備は放置されてきた。ダム事業計画にこだわり続けられ、流域は危険と隣り合わせの状態が続く。熊本県として、ダムによらない利水と治水への早急な対応を求めていく段階ではないか。

（2）水俣病関西訴訟最高裁判決は、これまでの水俣病の認定基準だけではなく、中枢神経の損傷による感覚障害も水俣病と認めよという判断を示した。環境省は基準の見直しを認めていないため、県の認定審査会の委員は再任に難色を示し、認定審査会再開の見通しが立っていない。そんな中、水俣病不知火患者会は、国と熊本県、チツソを相手にした損害賠償請求訴訟の準備を進めている。新たな病像論が争点になることは避けられず、国や熊本県が従前の認定基準にのみ依拠し続けられ、全面的な解決には遠い。どう認識しているか。認定基準の見直しや認定審査会のあり方も含め、今何をすべきか。（3）アスベストの問題について。①相談窓口は、健康福祉部、土木部、環境生活部など、各担当が個別に設置して対応している。縦割りの窓口によるたらい回しや、不十分な知識での対応になることを懸念する。アスベスト相談は総合的な窓口に一元化する必要がある。②アスベスト製造工場等でない職場環境のアスベスト暴露による中皮腫の発生が確認された。健康不安を抱える住民の検診と経過を含む住民説明会など、宇城市や関係市町村と連携

して行う必要がある。住民からの不安の声にどう対応するか、移転した人々のフォローも必要である。③全国の労災病院二二か所に、中皮腫など石綿関連疾患の診断、治療や健康相談の核心的な役割を担うアスベスト疾患センターが設置される。健康相談や健康診断、患者の治療などの体制を強化し、産業医や開業医への技術指導などを通じて、地域の治療体制も整備する。熊本労災病院に設置されるが、アスベスト疾患センターができたのでお任せでは困ると思う。これからの県の主体的関与について(4)①中国等帰国生徒、外国人生徒への支援について。熊本市は、文部科学省の外国人子女教育受入推進地域、帰国外国人児童生徒とともに進める教育の国際化推進地域の指定を受けたことにより、黒髪小学校が日本語指導センター校になり、専任の教諭が三ないし四人、指導協力者が四人で、センターでの指導や在籍校での訪問指導を行っている。熊本県での現状の把握と支援の取り組みはいかがか。②中国帰国生徒および外国人生徒の実情に合った県立高校入試に際しての時間延長などの特別な配慮を設けること、また、数校に特別入学者枠あるいは推薦枠を設けることの二点について、今後どのように対応するか。(5)少子化対策について。①平成一四年度、本県の乳児死亡率は全国でワースト一位だった。平成一六年度に新生児死亡率はハイリスク新生児問題検討委員会が設置され、対策として、妊娠中の母体管理に対する全県的な啓発活動と周産期医療体制整備が必要であるとしている。熊本市以外の地域の地域周産期母子医療センターの設置に向けて、自治体病院や民間病院に働き

かけていかなければならない。乳児死亡率改善対策事業について、現状の認識と対策。②低出生体重児の出生率や人工妊娠中絶の件数などを見ると、望まない妊娠を避けると同時に、不妊につながる性感染症などを防ぐという二点を中高生に広げていくことが必要である。思春期の子どもたちが安心して相談できる相談窓口を、保健所や医療機関と連携して充実していく必要がある。③性感染症は、一五歳から一九歳の中で上がっている現状と対策について。④性教育の重要性について。少子化対策として、妊娠し子どもを育てるに適した時期に子どもを持てるようにするためにも、男女とも一〇代での正しい知識を持ち、主体的に判断していく力を育てていくことが重要である。科学的、生物学的に正しい情報を伝えていくことで、大人社会が発信するゆがんだ性情報に出会っても、正しい判断ができる児童生徒に成長していくと思う。少子化対策と性教育に関する見解と取り組み。(6)熊本市電の電停は三五か所あるが、そのうち車いす利用者が一人で乗降できる電停は一三か所で、電動車いすの人を含め、安全に使えるとは言えない。再来年にはユニバーサルデザイン全国大会が本県で開催され、六年後は、新幹線全線開通で観光客が市電を使って町中へと移動する。今後の対応について。(7)児童虐待防止対策、DV(ドメスティック・バイオレンス)対策に関する熊本市との連携について。平成一八年四月一日より、中核市程度の人口規模三〇万を有する市も、政令で児童相談所の設置が認められるようになった。また、配偶者暴力防止法改正により、配偶者暴力相談支援セン

ターを市町村自ら設置することができるようになった。児童相談所、配偶者暴力相談支援センターにおける相談が熊本市に集中している点から、政令市を目指す熊本市は設置を検討する必要がある。県としては、ノウハウや専門家の養成も含めて支援していく必要がある。(8) 介護保険改正によって設置される地域包括支援センターは、ケアマネジメントの中立性という点から、まずは直営の在宅介護支援センターが担うことが望ましいと考える。また、客観的評価と情報公開のあり方について。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) アンケート結果を詳細に分析中で、新たな利水計画を取りまとめている。関係農家三分の二以上の同意取得という土地改良法上の要件は、いずれの案でも確認できず、確実性を見極めた検討が必要である。県収用委員会の収用裁決申請取り下げ勧告については、国土交通省の判断を見極める必要がある。流域の治水対策に万全を期し、水を待ち望む農家に一日も早く水を届けられるよう、国土交通省、農林水産省、地元市町村と協議しながら、適切に対応したい。(2) 水俣病関西訴訟最高裁判決の後、認定申請者が急増している。認定審査会の再開ができない、水俣病認定の判断条件、訴訟の動き、さまざまな問題が起きている。水俣病認定に係る判断条件は、国の所管事項であるので、県は申請者の状況・地域の状況を国に伝えている。認定審査会は、申請時点により適用する法律が異なっており、継続性を考えると従来どおりの運営をせざるを得ない。被害者救済の視点に立って、できることを行う。今は、医療費の

支給を柱とする保健手帳の一〇月からの再開に向けて取り組み(知事)。(3) ①七月に県庁内および各出先機関の担当課に相談窓口を設置し、各部署が連携して対応している。当面は、週末ごとに相談内容を集約するなど、情報の共有化と連携を図る。アスベスト問題は、庁内各部署に関連する広範囲かつ長期間にわたるものであることから、総合的に対応できる相談体制について検討する(環境生活部長)。②松橋地区の住民に係る調査報告書が提出された平成六年以降の対応は、胸膜肥厚斑の所見が認められた人に加え、肺がん検診により所見が認められた人を追加登録し、転出者や死亡者を整理し、現在一、一五二人を対象に、宇城市で経過観察が行われている。この事業は、国でも一つのモデル的な健康管理手法として注目されている。国の対応策の情報共有化を図るため宇城市と情報交換を行い、住民に対して、アスベスト疾患に関する各種の情報提供や健康相談、住民検診受診の働きかけを行っている。③全国知事会を通じ、周辺住民の検診、医療費補助等必要な措置を早急に講じるよう、国に要望している。七月末に示された国の当面の対応方針に従い、統一的な取り組みが検討されており、近々その結果が示される。アスベスト疾患センターは、九月一日に設置され、専門医による労災関係者や一般住民の検診が実施されており、必要に応じて地域の医療機関と連携して検診に当たる(健康福祉部長)。(4) ①熊本市黒髪小学校に三人、菊陽町武蔵ヶ丘小・中学校に各一人の教員を加配の上配置し、外部人材を活用した指導協力者とともに日本語指導に当たっている。黒髪小学校では、

日本語指導に加え、夏季休業中の中学生に教科等の集中指導も行い、武蔵ヶ丘小・中学校では、教育相談やＴＴ（ティーム・ティーチング）などによる学習支援活動にも取り組んでいる。県内の帰国・外国人児童生徒の受け入れ状況を毎年調査し、国主催の日本語指導研修会に関係教員を派遣している。②高校生入試における海外帰国生徒等への特別配慮は具体的な規定を設けず、時間延長や面接を選考資料の一つとするなど、実態に即して柔軟に対応してきた。制度の内容や趣旨等の周知に努めたい。特別入学枠等は、受験生への影響も考慮しながら慎重に検討を進めたい（**教育長**）。（５）①保健面の対策として、喫煙や妊娠中の過度のダイエットなど、母体管理の注意を促す研修を行うなど、早産を予防し、低出生体重児の出生率を抑えるための啓発、支援の取り組みを始めた。医療面の対策として、産科医療関係者、市町村の母子保健担当者などへの研修を今年度から実施している。地域周産期母子医療センターの追加認定など、周産期医療体制の整備とあわせ、市町村と連携して取り組む。②妊娠に関する悩みなどの相談窓口を女性相談センター内に設置し、各保健所でも相談に対応している。平成一五年度に、県看護協会有明支部、九州看護福祉大学、有明保健所などの連携により、玉名市の商店街の中に設置した、まちの保健室イコイバは、仲間相談活動いわゆるピアカウンセリングの手法を取り入れ、気軽に相談、話し合える場として、若者から一定の評価と支持を得ている。今年度、八代市の商店街の中に、同様の手法を取り入れた思春期相談室を開設する。運営は、助産師など専

門家で組織された民間団体等の協力を得ながら、思春期の命と性を学ぶ拠点となるよう取り組む。③性感染症については、若い世代に正しい知識を教えていくことが重要で、テレビ番組の放映、雑誌への特集記事掲載など普及啓発活動を展開してきた。教育委員会と連携しながら、各種の啓発事業を推進する。保健所では、エイズ・性器クラミジア感染症・梅毒の匿名無料の相談・検査事業を実施しており、エイズは、本年度から新たにその場で結果がわかる迅速検査と時間外の検査を開始して、検査を受けやすい環境を整えている（**健康福祉部長**）。④性教育を学校で効果的に推進するためには、性に関する社会の動向や児童生徒の実態を的確に把握し、集団指導と個別指導によるきめ細やかな指導が重要である。集団指導では、学習指導要領に照らし、児童生徒の発育・発達段階にふさわしい内容を、教職員の共通理解のもと、保護者や地域の理解・協力を得ながら実施している。熊本女性医師の会から提供された資料等、実態に応じた資料を職員研修や授業に生かすなど、活用を促進したい。産婦人科医・助産師・保健所職員等による専門的分野からの講話や講演にも取り組みたい。個別指導では、養護教諭による相談活動、学校医をはじめ、医療の専門機関や保健所および家庭と連携している。個に応じた対応が適切かつ早期にできるよう、地域各種機関との体制づくりを進めたい。体力向上や望ましい食習慣の定着を目指した食育を含め、人格の完成と豊かな人間形成を目指し、総合的に取り組みたい（**教育長**）。（６）熊本市では、平成一〇年以降、五か所の電停でＵＤ化が図られている。

県で予定している熊本駅周辺整備事業および新水前寺駅の交通結節点改善事業でも、計四か所の電停のホームで一・五m以上の幅を確保する計画をしている。多くの電停が自動車走行車線の幅を削減する方法でスペースを確保しており、車線の幅を削減することはこれ以上困難であること、財源的にも、道路交通上も非常に困難な問題がある。県は、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部でもUDを大きな視点に据えている。地域推進本部の中でも問題提起を図り、関係機関と積極的に協議を行いたい（**地域振興部長**）。（7）熊本市の相談窓口機能の充実のため、昨年一二月に、県の中央児童相談所が熊本市の保健福祉センターと連絡会議を設置して支援を行っている。熊本市が児童相談所を設置する場合は、体制の整備、中でも相談対応に当たる専門的な人材の育成が重要である。児童相談対応のノウハウを生かし、人材育成などその体制整備にできる限りの協力を行いたい（**健康福祉部長**）。昨年一二月、DV防止法が改正され、市町村でも同様のセンターを設置することが可能となったため、熊本市を含めた全市町村に対して周知を図ってきた。熊本市が配偶者暴力相談支援センターを新たに設置する場合には、必要となる人材の養成などについて、できる限りの支援、協力をしたい（**環境生活部長**）。（8）今回の介護保険法の改正で、新たに地域包括支援センターが創設される。介護保険の実施主体である市町村が適切に判断いただきたいと考えている。市町村が設置する地域包括支援センター運営協議会は、介護サービスの利用者や被保険者、事業者、医師会等の関係団体等で構成され、

地域包括支援センターで作成されるケアプランが特定の事業者に偏っていないかなど、事業内容を定期的に評価する。評価結果等の公表も適切に行われることが期待できることから、運営協議会が役割を果たすことで、公正・中立性や客観性が確保される。設置・運営が適切に行われるよう、情報の提供や助言を行うなど、市町村を支援したい（**健康福祉部長**）。

城下議員は次の内容の質問を行った。

（1）①三月末、総務省は、新地方行革指針、集中改革プランを参考として、各地方公共団体で積極的な行政改革の推進に努めるよう通達した。熊本県行財政改革基本方針はこれを網羅しているが、一部の事項で期間や事項の考え方に違いがある。ずれが生じた事項の調整や今後の取り組みについて、熊本県行財政改革基本方針の見直し等も含め、知事の考え方。②県職員の特殊勤務手当について。知事部局、教職員、警察職員に支給されている手当は何種類ほどあるのか。時代や勤務の現状にそぐわないものはあるか。特殊勤務手当の中に廃止する予定の手当はあるか。今後のあり方を検討する考えはあるか。③学校建設では、建築基準法上、教室の天井の高さは3m以上と決められているが、建築基準法施行令の改正により、地方自治体と学校設置者の裁量に委ねられる。本県にも、来年度に校舎の建て替え予定の小中高校が九校ある。すでに設計が発注された本数は何本か、設計は3mか、二・七mか。3mの場合、二・七mに設計変更は可能か。その場合の設計変更の追加予算と、設

計変更なしで3mで工事した場合の予算の差はどうか。予算の縮減が見込めるならば、すでに発注された物件でも速やかに対応することがむだを省くことになる。今後の対応について。

(2) 地下水の問題について。①取水者の把握と水量計設置の徹底については、平成一四年九月の代表質問の答弁で、とくに熊本市を除く地域は、取水者の特定が非常に困難であるということだったが、現在に至るまで、正確な取水者の把握、水量計設置率の向上や正確な水量の把握にどのような対策をとったのか。どのような効果と結果が出たのか。②白川中流域水田活用連絡協議会の設置など、水源涵養の意識は確実に広がっているが、涵養・保水の面で将来的な涵養の目標数値が定まっていなければ、開発の歯止めがかけられず、地下水の保全対策は大きく遅れる。熊本地域の将来的な涵養量の目標数値を設定すべきである。③企業が熊本に立地を決定する大きな理由に、良水で豊富な地下水がある。とくにIT関連企業は大量に地下水を必要としている。誘致企業の地下水大量使用を考慮し、全体としての地下水の使用と涵養のバランスをどう認識しているか。④大口利用者の節水対策と地下水保全の協力について。企業にとっては、水道使用量がただになり、熊本で操業するメリットは大きい。企業誘致を持ちかける場合、地下水の価値はどのような位置づけをしているのか。大量使用が見込まれる企業に対し、節水をはじめ涵養に対する協力のあり方など、どう要請していくのか。すでに稼働している企業への指導の現状と今後の取り組みについて。(3) 熊本県物産振興協会の管理運営する

物産施設の拠点見直しについて。①熊本県物産館、観光物産交流スクエアの両施設については、県の物産振興の観点から見て、どのような評価をしているのか。とくに熊本県物産館の今後のあり方をどう考えるのか。②熊本駅周辺に、熊本の観光地・イベント・物産品などすべての情報が、国外・県内外問わず、熊本に訪れた人を魅了し納得させることができる観光案内拠点基地の設置を考えていいのではないか。③観光客開拓の戦略について。新幹線が開業すると、本県に訪れる可能性が高い地域が関西や中国地方だと思う。とくに中国地方の各県とは、あまり交流がなかったが、行政や民間企業と積極的に友好を深め、経済的、人的交流を活発にし、観光客獲得に力を注ぐべきである。戦略をどう考えているか。(4) 産業廃棄物について。①公共事業のリサイクル製品市場拡大をどのように進進し、廃棄物の減量化を図っていくのか。②産学行政の連携について。リサイクル資材の開発や利用を促進する連絡協議会の方がなくなっている。県は再生クラッシュランの試験施行を行っているが、このような試験的取り組みも県だけでなく、民間や大学の力を借りて検証していくシステムをつくり、先進県の情報交換に積極的に取り組むためにも、今後産学行政の連携の強化が必要だと思う。③全国の自治体が目し、運用を開始している不法投棄対策の取り組みにエコパトロールがある。平成一二年度の環境省事業により、システムが構築され、産業廃棄物処理事業振興財団によって運営されている。事業の内容は、デジタルカメラに対応したPDAや携帯情報端末を活用し、広域的な情報の収

集・活用ネットワークシステムを構築することにより、不法投棄の監視指導体制の強化を図るものである。本県でも導入が必要と考える。(5) ①振り込め詐欺やおれおれ詐欺に見られるように、最近悪質な業者が多い。県警の悪質商法一〇番に何件寄せられたのか、悪質業者にどんな取り組みをするのか、決意を確認したい。②(要望) 消費生活専門相談員は被害を未然に防止するための知識を持っているが、県内では二つの市町村しか配置できていない。多くの市町村に配置できるようにしていただきたい。③(要望) 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業は、高齢者を守る大事な制度である。各市町村に指導して、充実していただきたい。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①国の三位一体の改革等に対応するため、二月に熊本県行財政改革基本方針を策定した。国の指針により集中改革プランの中で公表するように求められている事項は、県の基本方針および各種計画等でおおむね満たしているため、現在の基本方針によって対応する。期間および記載内容に違いが見られる二点について、定員管理の適正化は全国に先駆け知事部局職員の削減に取り組んでいる。これまでの削減の取り組みや法令で配置基準が定められている教職員等が含まれていることの影響を国に説明し、県の対応を検討している。公営企業会計は、既存の計画を基本方針の推進期間に整合するよう見直しを行う。平成一八年度実施計画にあわせ、集中改革プランの中で公表するように求められている八つの項目も、整理の上公表したい。

(知事)。②特殊勤務手当は、合計七七種類が条例や規則等で規定されている。県の行財政改革基本方針の中でも見直しを検討する。特殊性の有無や度合いについて、各業務の実態の再確認を行っている。調査結果を集約し、全庁的な見直しを行う(総務部長)。③県立高校の二校は現在設計中であり、天井の高さは現在の規定に基づき三mであるが、変更する方向で進めたい。予算の差は設計中の現段階では積算が難しい。小中学校の七校は設計終了が一校、設計中が五校、発注予定が一校で、天井の高さは七校とも三mである。県教育委員会は、関係市町村教育委員会に、国の情報を迅速に提供し、コスト縮減が可能となるよう対応したい(教育長)。(2) ①熊本地域では、県地下水保全条例に基づき、昭和五三年一二月から、吐き出し口の断面積が六cmを超えるポンプにより採取する場合には、採取届け出を義務づけているが、必ずしも届けられてはおらず、採取者数を把握できていない。市町村の担当者会議や県および市町村の広報誌等による周知を図り、未届け者には発見次第届け出を促すなど、採取者の把握に努めている。水量計設置は、県地下水保全条例により、平成一三年一月から、吐き出し口の断面積が五〇cmを超える場合、水量測定器の設置およびその届け出ならびに年一回の採取量の報告を義務づけているが、徹底されておらず採取量が正確に把握できていない。市町村の担当者会議や県等の広報誌等により周知を行い、職員が、大口採取者を含めた事業場への立入調査の際、水量測定器の設置を促し、井戸掘削業者等にも、職員が直接出向き、周知徹底を図ってきた。熊

本地域の水量測定器の設置率については、わずかではあるが上昇している。設置率向上のため、立入調査を強化し、事業者等への周知を徹底し、水量測定器の設置指導を強力に行い、正確な取水量把握に努める。②環境生活部内で、どの程度の期間で保全策を実施するのか、節水量および涵養量の具体的な数値目標をどこに置くのか、どのような推進体制で進めていくか、実現の可能性、費用対効果を含めて検討を進めている（環境生活部長）。③立地した企業は、地下水保全の意識が高く、節水や地下水涵養策に持続的に取り組んでいる。平成一五年度の地下水採取量報告で、熊本周辺地域の工業用水の年間使用量は、一〇年前と比較して、約三・一％減少している。熊本地域の地下水は、熊本市の生活用水の使用量が、九州各県の県庁所在地等の平均に比べると約一〇％多い。地下水が県民共通の貴重な財産であることを意識し節水に取り組むよう県民の啓発に努め、白川中流域の水田湛水事業の拡大をはじめ、涵養対策を推進して、地下水の使用と涵養のバランスを適切に図っていく（知事）。④進出時に締結する立地協定書において、雨水の利用や冷却水の循環利用等により節水に努めるよう求めている。企業は、敷地内に調整池や貯水槽を設け、雨水を冷却水や植栽への散水等への利用、リサイクルシステムを構築するなど、各種の節水対策に取り組んでいる。地下水涵養は、国有林等に水源涵養林の整備、地元農家と協力して農閑期の水田に水を張るなど、先進的な水保全に取り組んでいるモデル的な企業がある。引き続き協力を求めたい。すでに操業している企業にも地下水

の合理的な利用を啓発し、各企業も環境に配慮し、使用量を少なくする努力をしている。結果、工業関係の地下水採取量は近年減少している。定期的に行っている企業訪問の際に環境に対する配慮をお願いし、節水等の取り組みを働きかける。（③）①熊本県物産振興協会は、熊本県物産館、観光物産交流スクエア、熊本港物産館、銀座熊本館を管理運営している。全体売り上げは、平成一二年度の約二億五、〇〇〇万円から、平成一六年度の約三億二、〇〇〇万円と増加しており、活動が民間企業にも評価され、新規会員は年間二〇社程度ずつ増えて現在は約四四〇社となり、公益法人としての役割を果たしている。熊本県物産振興協会が指定管理者となっている観光物産交流スクエアは、平成一六年度の売り上げは対年比約五〇％増と好調である。熊本県物産館は、県民や観光客にわかりにくい場所であり、経営的に単独で収益を上げるのは厳しい。新幹線の全線開通を見据え熊本駅における物産振興について検討を行い、物産館のあり方を同協会と協議を重ねていく。②熊本駅周辺は、交通拠点を整備し、県内各地への交通アクセスを、ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい案内表示等にする必要がある。熊本の特産品を駅前に集約して観光客に提供する販売施設、熊本らしさを味わえる店舗の導入も考えており、民間事業者と連携して取り組むたい。観光案内拠点は、熊本市とＪＲが共同で運営し、県も一部経費負担している熊本駅総合観光案内所があるが、設置場所も含め機能をさらに充実する方向で関係者と協議したい。③ＪＲ西日本、中国地方の旅行会社へのＰＲ活動を強

化し、主要都市での観光物産展の開催、広報宣伝活動を推進しながら、中国地方からの観光客誘致につなげたい。修学旅行も、本県の特徴ある環境学習や体験学習等を関西や中国地方に重点的に売り込む。三月に策定した観光パートナーシップアクションプランに基づき、県内各地域が潜在的な集客力を持つ観光資源を磨き上げ、魅力ある観光地づくりを推進している。全国に情報発信し、観光客誘致に結びつけたい（**商工観光労働部長**）。（４）①リサイクル建設資材使用拡大については、グリーン購入推進方針を策定している。一九七品目を指定し、再生資源の占める割合や消費電力の上限などの要件を示している。公共工事で使用する資材には四四品目を定め、約七割が、廃棄物をリサイクルした建設資材である。利用状況は、アスファルトやコンクリート塊をリサイクルした資材はほぼ全量使用しているが、その他は県内での流通が少ないことや環境面での安全性の懸念から、あまり使用が進んでいない。公共工事での使用を拡大するため、リサイクル建設資材に求められる要件の明確化やグリーン購入推進方針の対象品目の拡大を図る。県によるリサイクル建設資材の評価制度は、資材の品質の信頼性や販路開拓、県内での生産状況なども考慮し、制度導入の可能性を検討する。②リサイクル建設資材の安全性や施工方法に係る研究、技術開発、実証試験について、大学等の研究機関や民間事業者、NPOと取り組むなど、一層連携の強化を図る。③すべての保健所に警察OBの廃棄物監視指導員を配置して、常時監視のほか、航空機を利用した上空からの監視、休日夜間を中心と

した警備会社委託による特別監視を行っている。また、廃棄物一一〇番を設置し、農業協同組合中央会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会等県内を網羅する広域団体、地域振興局単位では、郵便局やボランティア団体と情報提供に関する協定を締結するなど、通報協力体制の整備強化を図ってきたが、不法投棄はなかなか一掃できない状況にある。エコパトロールは、不法投棄防止対策として一定の効果があると考え、システムの使いやすさ、費用対効果の調査を行っている。導入は総合的に判断する（**環境生活部長**）。（５）①悪質商法一一〇番を設置し、昨年一年間で二、二六八件、本年も八月末で九七六件の相談を受理している。不安感をあおり立てるような犯罪は断じて許せないという立場から、高齢者が被害者となった事案はもとより、積極的に検挙に努めたい（**警察本部長**）。

【一般質問】

九月一五日に田上泰寛（県民クラブ）、井手順雄（自由民主党）、松岡徹（日本共産党）、一六日に佐藤雅司（自由民主党）、荒木章博（無所属）、守田憲史（自由民主党）、二〇日に東充美（無所属）、松田三郎（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県行財政

（１）市町村への事務権限移譲について。県はこれまでに四一〇項目、平成一七年度から同二一年度まで八二四項目を、

事務権限を移譲する。①市町村では、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な職種を含む職員集団の育成が焦眉の急である。財源措置を含めてどのように事務権限を移譲していくのか(田上)。②今年度からの権限移譲は、メニューと金額、いつからどのような形で行うのか。仕事の量と交付金の積算の基礎、権限の移譲に関する三原則、権限プラス財源の一体移譲の原則、自由度拡大、組織のスリム化の原則などを踏まえた県の方針と今後の方向性について(佐藤)。(2) 地方分権と三位一体改革について。地方六団体等を通じて正論を強く主張していくのはもちろん、ある一定の政治力の結集が必要ではないか。真の地方分権の推進を図るための戦略、国に対しての政治的な展望を県のトップとして県民に示さなければならぬと考える(守田)。(3) 指定管理者制度について。①これまで管理委託により公の施設の管理を担ってきた公社、事業団等の外郭団体の職員の雇用確保をどうするのか。②県立劇場は、一〇〇%県の出資団体として、県から派遣された職員が中枢部署を担い、財団の職員と互いに補充しながら役割を遂行してきた。今の財団以外が指定された場合、県が果たすべき部分、分野がどう担保されるのか(田上)。③スポーツ施設では、施設が最大限に活用される環境づくりを推進し、スポーツによる豊かな熊本づくりの実現に寄与できる団体が指定管理者となることを念頭に置き、候補者の選定に当たっていただきたい(井手)。(4) 七月の集中豪雨災害について。①一昨年の水俣の大災害は、情報連絡体制の問題があったが、教訓は生かされてい

るのか。復旧はどのような方針で臨むのか。②自主防災組織が、どのようなかわり方をしたのか。大分県との違いは何か、検証結果の総括をお願いする。③小国町のスリットダム一四基は、今回威力を発揮した。ダムをつくっておいでよだったと申し上げたい。小国町は、二〇〇か所以上の甚大な被害を被った。どのように災害復旧を進めるのか。④農地の復旧事業では、本県の指定になったが、農地一七・四ha、ハウス一二か所、山腹崩壊四二か所、治山施設への被害一か所などの被害が出ている。どのように取り組むのか。今後の台風シーズン控え、二次災害の防止をどう図るのか(佐藤)。(5) 地方債の管理について。①本県の地方債の状況をどう認識しているのか。②来年度から始まる地方債協議制度および財政投融资制度改革は本県にどんな影響を及ぼすのか。③地方債を取り巻く状況が大きく変わっていく中、本県の地方債管理をどんな考えで行うのか(田上)。(6) (要望) 来年度予算編成は、福祉・暮らし・教育については、いわゆる熊本枠を拡充していく方向で考えていただきたい。行財政改革の中で、雇用、地域経済にプラスになるものは力を入れ、川辺川ダムや同和補助金など、むだを一掃する。公共事業再評価基準に、環境、費用対効果、計画変更の必要性が加えられたが、こうした角度からの徹底した見直しを図ることも大事と思う(松岡)。(7) 国民保護法について。①国民保護制度および熊本県保護計画の意義や重要性をどう認識しているか。②国民保護法に基づき、熊本県国民保護計画素案が県国民保護協議会に諮問されている。武力攻撃や大規模テロに対して、国の

総力を挙げて対処するものである。計画素案は、国の示した国民の保護に関する基本指針等に基づいて作成されているが、熊本の実情や特徴を反映させ、計画の実効性の確保が非常に重要と考える。計画作成の基本的な考え方（井手）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）①特色あるまちづくりの推進、住民サービスの向上、事務のワンストップ化の三つの視点で八二四項目の事務権限を選定し、六月に熊本県事務・権限移譲推進指針を策定、地域振興局単位で市町村に説明を行った。今後五年の推進期間を設けて、段階的に移譲を進める。必要に応じて市町村職員の県への受け入れや県職員の市町村への派遣等による人的支援、熊本県権限移譲事務市町村等交付金によって必要な財源措置を行う。今回移譲する事務権限には、要望があった市町村区域内の境界変更や農地転用の許可等に関する事務等も含めている。今後もし市町村から要望があれば柔軟に対応する。住民に身近な行政はできるだけ市町村が担い、個性豊かな地域づくりを推進することが求められており、市町村の積極的な取り組みを期待している（知事）。②市町村へのアンケートを昨年度二回行い、移譲希望に沿うよう配慮した。移譲対象となる事務権限は、健康・福祉、まちづくり、産業振興等一一の行政分野に分類して、分野ごとに一括して移譲を受けられるよう工夫した。熊本県権限移譲事務市町村等交付金の算定には、移譲する事務権限ごとに実績割額を基本としている。専門性の高いものは、職員研修や参考図書購入等の経費を均等割額として追加交付する。移譲

対象としている八二四項目のうち、移譲予定時期を平成一八年四月としている五六八項目の事務権限について、交付金総額は年間約八、三〇〇万円と見込まれ、毎年度交付される。市町村の受け入れ準備や執行体制の整備等の実績に合わせて協議を行い、五年間の推進期間の中で段階的に進めていく。今後も、権限と財源の一体移譲等の三原則等に配慮しながら、市町村が自己決定、自己責任により行政運営を行うよう努めたい（総務部長）。（二）熊本県版の地方六団体の足並みを揃えるべく、自治体代表者会議を設置し、国に提案を行っている。三兆円の税源移譲に向けた国庫補助負担金に関する改革の地方案を取りまとめ、国と地方が対等な立場で協議を重ねたことは、地方分権の実現、地方自治の確立の観点から、画期的であったと思う。今回の総選挙では、地方分権改革という政策課題が埋没しないよう、全国の知事が緊急に集まって、各党の政権公約の評価を行い、分権改革に関するアピールをした。これまで以上に、地方六団体が求めている国と地方の協議の場の制度化を図る必要がある。地方分権を進めることで県民生活がどのようになるのか、示すことが課題と考える。三位一体の改革を通じた地方分権の推進が、決して地方の切り捨てにならないように、取り組んでいくことを必要と考える（知事）。（三）①地方自治法が改正された二年前から、公の施設を管理している各団体に、財団のあり方等の検討を指導してきた。現管理団体以外の応募者への職員の継続雇用義務づけは、指定管理者制度の導入趣旨に沿わず、公平な競争が確保されないため難しい。現管理団体

が選定から漏れた場合について、庁内に当該出資団体の所管部署による連絡会議を設置して対応方法を検討してきた。さまざまな状況があるので、各団体の所管部署で個別に対応する。職員の雇用の確保は可能な限り努力したい（総務部長）。②指定管理者制度が導入されても県立劇場の役割は変わらない。今後も役割を発揮できるよう、募集に当たり県の求める業務を明確に提示し、審査をしながら、劇場における文化振興をさらに継続、発展させたい（地域振興部長）。③スポーツ施設が、県民のスポーツの振興および普及の拠点として、役割を担っていくことを念頭に置きながら取り組む（教育長）。（４）①一昨年の水俣市土石流災害を貴重な教訓として、防災情報伝達システムの改善、県庁防災センターに職員を二四時間配置する体制の確立、幹部職員の勤務地居住の義務づけなど、防災体制の強化に積極的に取り組んでいる。小国町豪雨災害は、本庁および阿蘇地域振興局職員が速やかに参集して待機体制をとり、小国町との間で迅速かつ的確な防災情報の伝達、収集を行い、全般的に教訓は生かされた。復旧方針は、砂防堰堤に堆積した流木の除去等、緊急を要するものから順次対策を講じる。河川、道路等の災害復旧事業も、今定例県議会で所要の補正予算を提案した（知事）。②防災体制全般の総点検を行い、防災マニュアルの見直しなど実現可能なものから順次対応してきた。県庁防災センターに二四時間体制の職員常駐、統合型防災情報システムの導入、気象・水防・土砂災害の三つの防災情報の一元化を図ってきた。小国町では、これらを踏まえて迅速かつ的確な対応がと

られ、水俣市土石流災害の教訓が生かされた。小国町の自主防災組織は避難場所の確保、宿泊客の避難状況の把握や自主避難者の受け入れを行い、地区住民の避難誘導を促した。また、消防団と連携して被災者の被災住宅等の復旧に当たった。自主防災組織の機敏な情報伝達、的確な避難誘導等により、地区住民や宿泊客の命が守られた。大分県の被害は、流木に遮られた水が氾濫して洪水を引き起こし、夜中の住民避難が間に合わなかったことなどが主な要因と聞いている。小国町では、木材の流出を防ぐ鋼製スリット砂防堰堤を設置したことや地元消防団および自主防災組織の迅速な活動による住民避難が功を奏した。今後も、災害情報連絡体制を検証し、自主防災組織率の向上を図るため、積極的な啓発を行いたい（総務部長）。③小国町管内で発生した公共土木施設災害は二一九か所に及んだ。県が管理する施設の災害は、河川三五か所、砂防三二か所、道路三か所の計七〇か所である。河川災害は、護岸の決壊箇所や土砂の異常堆積箇所の土嚢積みや河道掘削等による仮復旧を終えた。とくに浸水被害が大きかった樫木川や小園川は通常の原形復旧を行い、流れを阻害している箇所は拡幅や線形改良等、国土交通省と工法等の協議を進めている。砂防災害は、北里川等の溪流で大規模な土石流が発生したが、多くは既設の鋼製スリット砂防堰堤等が捕捉をしており減災に効果を発揮した。砂防堰堤等に堆積した流木は、河道の確保等の応急対策で本格的な除去を行っている。上流には膨大な不安定土砂や流木が残っており、樫木川や北里川上流の五つの溪流に砂防堰堤等を計画

し、国土交通省と実施に向けた協議を進めている。現在全面交通止めの県道北里宮原線も本復旧に着手しており、年内に完了する予定である（土木部長）。④小国町では、農地二〇八か所、水路等の農業用施設関係で一一四か所、計三三二か所で、約四億一、〇〇〇万円に上る被害が発生した。九月七日に応急工事に着手、九月二六日から始まる災害査定後、本格復旧に取りかかる。今回は激甚災害の指定を受けることになっており、国庫補助の嵩上げが予定されている。農産物関係は約五、七〇〇万円に達する大きな被害で、小国町やＪＡ阿蘇が連携し、阿蘇振興局を通して被災農家の状況を調査し、営農相談や必要な支援活動を行っている（農政部長）。本年度は、山腹崩壊二七か所、被災した治山施設七か所について、緊急治山事業や治山施設災害復旧事業等により、崩壊地を森林に復旧し、溪流に堆積している不安定土砂の流出を防止するため、治山堰堤等を整備する。下流域に被害を与えるおそれのある流木は、本年度の緊急治山事業等により除去し二次災害の防止を図る。次年度以降も、危険性の高い箇所から計画的に復旧治山事業に着手する（林務水産部長）。（５）①県財政健全化計画および県行財政改革基本方針に基づき、新たな地方債の発行額は、その年度に償還する予定の地方債の元金の額より少なくするという管理方針をとっている。この結果、チッソ関係の県債を除き、道路整備や校舎建築等の通常の事業を行うために発行する県債は、普通会計の決算で、過去最高だった平成一四年度の県債残高約一兆一、三〇〇億円が一五年度から三六年度に減少に転

じ、一六年度には約一兆九〇〇億円となって、二年連続減少した。②協議の上同意を得ずに発行した地方債の元利償還金は、国の財源保障が行われないため、とくに慎重な取り扱いが必要である。財政投融资制度改革では、地方公共団体は民間から自主的に資金の調達を促すよう見直された。本県が借り入れる地方債資金は、財政投融资資金等の公的資金の割合が平成一四年度は約八割だったが、一六年度には約二割となり、銀行等引受債等の民間資金が約八割を占めている。対応するため、一六年度に一〇〇億円、一七年度には歳入予算における県債発行予定額の約三割に相当する三〇〇億円の全国型市場公募地方債を発行するなど、安定的に民間資金を調達するための取り組みを始めている。③本県財政の健全化に努め、県内外からの県財政に対する信頼性の向上を図ることが重要である。県財政健全化計画以来の基本的な方針である県債残高の増加を招かない財政体質の構築を引き続き堅持し、地方債の発行は、慎重に取り扱う必要がある、地方債協議制度の下でも安易な地方債の発行は行わず、適切な起債管理を行い、県財政に関する情報公開、情報提供の充実にも努めたい（総務部長）。（７）①国民保護法が制定されたことは大きな意義がある。この法律に基づき、県の国民保護行政の基本となる国民保護計画を定め、平素からの備えや有事の際の対応を万全なものとするは大変重要なことである。②国や他の都道府県等との連携が図られるよう、整合性のある計画とする。九州各県と相互応援協定の締結等を行う。地域の実情に合った計画とするため、地域による地理的、社会的な特

徴等を反映させる必要がある。県地域防災計画と内容を共通化し、災害への対応体制やノウハウを生かす。計画の策定後は、詳細な各種マニュアルなどを作成し、計画の実効性を高めている。県国民保護協議会において計画を審議し、県政パブリックコメント手続き等を通して、県民の意見が幅広く反映されるよう努めたい。以上の基本的な考え方に基づき、県国民保護計画素案を作成し、八月に県国民保護協議会へ諮問した。来年一月には県計画を策定したい。その後、国民保護法に基づき、二月定例県議会に報告する（知事）。

農林水産業

（１）農業を支える基幹的農業従事者や農業就業人口が年々減少する中において、本県農業に対する現状認識とこれからの展望（東）。（２）農業の法人化について。（１）国は、新しい食料・農業・農村基本計画において、平成一九年度から一定の条件を満たした担い手に、直接補助金を支払う品目横断的政策を導入する。担い手は、認定農業者や集落営農を位置づけており、集落営農は法人化を目指す者を対象とする。法人化は、地域の農業者や農地等資源を活用する有効な方策である。農業経営の法人化による企業的感觉を持った担い手の育成について、県の方針や施策の考え（井手）。②農地の有効利用促進のために、集落を基礎とした営農組織、生産組織の育成と、それと並立して農業生産法人の利活用を図り、本県農業の維持、発展を願う。（３）農業の担い手について。①二五歳以下の青年農業者

のいない市町村が、平成一六年度で一四市町村もあることを大変危惧している。後継者育成あるいは担い手対策の取り組みをお願いしたい。②地域の農業者などから身近な相談者としての女性農業委員が望まれているが、女性農業委員は六・三％である。女性の視点から見た農業委員も必要と考える（東）。④農地海岸における高潮対策について。老朽化した海岸保全施設の整備や現在進めている消波工の整備を、早急かつ着実に進めていく必要がある。避難誘導といったソフト面の対策も重要な行政の責務である。どんな取り組みを行うのか（井手）。⑤宇城地域の農業用井戸の塩分濃度が年々高くなり、施設園芸に利用できなくなってきた。施設園芸には良質な農業用水はなくてはならず、とくにメロンやトマトの定植には真水が必要であり、その確保は地域の農業の存亡にかかわる重大問題である。どう対応するのか（守田）。⑥皆伐後の植栽放棄地が、平成一五年度の調査で約六二〇ha確認され、約九四％に当たる五八〇haが人吉・球磨地域である。村外地主が大面積の森林を所有しており、その大半を村外伐採業者が伐採している。今後増加していくことが懸念される。①現状をどう認識しているか。②水とみどりの森づくり税の活用も含めた対策をどう考えるか（松田）。⑦有明海におけるアサリとノリ養殖の振興策について。①今後の漁業は、資源管理型漁業の推進と実践する漁業者の意識改革が最も大事である。資源回復の取り組みを含めたアサリの振興策について。②ノリ養殖は、より有効な漁場の使い方や生産コストの削減、労働時間の短縮など、改善できるこ

とがある。外国産ノリの輸入については、WTO紛争解決機関で韓国等との苦しい交渉が続いている。今後の振興策をどう考えているか（井手）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）本県農業が持続的に発展していくためには、他産業並みの所得を確保できる農業者を育成・確保し、農業の魅力を高める必要がある。このため、独自の品質等の開発・普及、気候風土を生かしたリレー出荷、農地の流動化や地域の特性に応じた生産基盤の整備等を進める。本年度からは、オリジナル農産物の開発と産地づくり、農産物の情報発信と販路拡大など、重点プロジェクトとして取り組んでいる。魅力ある熊本農業の構築に向けて、元気人気くまもと農業運動を通じ、生産者と消費者、県と農業団体等が連携し、全力で取り組む（知事）。（２）①農業経営に企業的感觉を取り入れ、小規模農家や兼業農家などが集まって組織化された場合の営農継続の場として、地元就業者希望者の雇用の場として、農業法人の役割は一層大きくなる。経営の合理化、取引の信用力の向上などの利点や、資金面・税制面などの優遇措置等を紹介しながら、法人化に力を注ぎ、経営力豊かな企業的感觉を持った農業法人などの担い手の育成を積極的に推進していく必要がある。②集落営農の法人化は、施設園芸を取り入れた複合経営が多いこと、農地の資産的保有傾向が強く集積が困難なこと、個人経営を志向する農家が多いことから、生産組織の法人化が進んでいない。今後、品目横断的施策への対応、取引の信用力の向上や農地の効率的利用の推

進、小規模な農家の営農継続や就業者希望者の雇用の場の創出などの観点から、関係機関や団体と連携し、農業生産の組織化と法人化について取り組みを進める。（３）①新規就農者への就農相談や就農計画の策定支援、無利子の就農支援資金の貸し付けなど、総合的な支援を行っている。新規就農者は、農家出身の新規学卒者が横ばい傾向で、Ｕターンや非農家からの新規参入者が増加しているなど、就農形態が多様化している。本年度から、くまもと新農人づくり支援事業を実施し、農業大学校における長期研修コースの開設、農家での実務実践研修等、新規参入者にとって基礎的な技術習得の充実を図っている。新規就農者は最近九年間連続して二〇〇人を超えており、平成一六年度は二六七人を確保できた。県内各地でたくましい新規就農者が着実に育っている。②本県の農業就業人口のうち約五二％は女性の農業者で、重要な担い手として大きな役割を担っている。女性農業経営者塾や女性起業化支援講座などを通して、女性農業者の活動の場づくりを積極的に進めてきた。女性農業委員は、本年七月末現在、八五人で、その数は全国三位であるが、熊本県農山漁村男女共同参画推進プランに掲げた一市町村当たり一人以上という目標が一九の市町村で達成できている。周知の徹底に努める。（４）これまで二五地区、約三二kmの整備を完了し、残りの一九地区、延長約五〇kmも、整備推進に努めている。熊本市西部の海岸は、昭和三十三年から堤防の整備や樋門改修を進め、現在は消波工や堤防補強工事などが中心である。本年度から市町村の高潮ハザードマップ作成の支援事

業をスタートさせ、災害危険情報の提供や避難誘導体制等の充実等、市町村の取り組みを支援していく。(5)平成九年度は国、平成一五年度は県で、塩水化に関する調査を行った。実態を詳細に把握するため、本年度から、玉名地域から八代地域にかけて広がる干拓地一带を中心に農業用井戸三四か所を選定し、地下水をくみ上げて塩水化の実態調査を行った。継続的な実態把握に努め、河川水等表流水への転換の可能性、白川中流域で行われている水田を利用した地下水涵養の取り組み事例等を参考に、本地域での地下水涵養対策のあり方を検討する必要がある(農政部長)。(6)①植栽放棄地は、平成一〇年の二八八haが平成一五年は約六二〇haに拡大しており、今後の増加を懸念している。水源の涵養等の森林の持つ公益的機能の低下、山地災害の発生が危惧されることから、森林の状態に戻すための取り組みが緊急の課題である。②森林法に基づく伐採手続きの指導の徹底や、環境に配慮した伐採方法の実施等の普及啓発のため対応マニュアルを作成して、市町村、林業関係団体、森林所有者等を指導してきた。今後は、林業普及指導員等を活用して、よりきめ細かな指導を行う。四月から導入した水とみどりの森づくり税を活用して、植栽放棄地のうち水源の涵養や山地災害の防止等を図る上で重要な林地について、二〇年間の伐採制限を内容とする協定を、県・市町村・森林所有者との間で締結し、シイ・カシなどの広葉樹の植栽等を県が行う皆伐放棄地対策事業を実施する。詳細な調査・分析を行い、アクションプログラムを年内をめどに策定し、植栽放棄地の解消や発生を抑

制に取り組む。(7)①アサリの生産量の減少には、干潟環境の変化やトビエイなど食害生物の増加、乱獲による資源の減少など、さまざまな要因が影響している。このため、覆砂等による干潟漁場の改善やトビエイの駆除に取り組み、三月には、今後五年間の資源回復の目標や対策等を盛り込んだ熊本県アサリ資源回復計画を策定した。覆砂による漁場整備等を実施し、漁協による漁獲量の制限や漁獲サイズの大形化などの取り組みが着実に実施されるよう指導する。②ノリ養殖は、新たな品種の開発や普及に努めてきた。関係漁協に漁場改善計画を策定するよう指導し、すべての漁場で計画が策定された。今後も、県漁連や関係漁協と連携を図り、計画の実施を指導する。養殖ノリの輸入対策は、国に輸入割り当て制度の堅持や輸入枠の増大を認めないことを要望してきた。今後も引き続き国に働きかける。また、輸入ノリに対処するため、コスト削減や省力化を目的とした協業化の支援にも取り組みたい(林務水産部長)。

商工業

(1)産業支援体制の整備で、工業技術センターをテクノ・リサーチパークに移転し、組織的にもテクノ産業財団と統合する。電応研は工業技術センターに発展的に吸収することか。移転すれば、機能保持や施設費用が多額になり、電子機械分館・精密機械分館・微生物応用分館は、建築物の構造上の問題や耐用年数等を考慮すると、取り壊しは難しい。今後も現在地に整備していくのがベターではないか。県工業技術センター

の将来ビジョン、再編整備をどうするのか、現在までの進捗と
考え方について（田上）。（２）熊本市佐土原へのイオン系大型
ショッピングセンターなどの進出に対する商店街関係者の不安
危機感についてどう考えるか。ガイドライン・条例などによる
独自の規制策を図る必要がある。政府でも、まちづくり三法の
見直しの中で議論・検討されているが把握しているか。排水対
策はどうするのか、涵養域をつぶすことは避けなければならない。
住民に対する情報公開、説明責任を大型店に果たさせる点
はどうか。（更問）県による大規模小売店舗への勧告は、大店
立地法に基づく環境上の規制についての勧告で、県商店街連合
会の条例案に基づくガイドライン案では勧告および公表が盛り
込まれている。法律に沿って行政が臨むのは当たり前ではない
か。ガイドラインについてはあらためて検討すべきと思う。再
度伺いたい（松岡）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）工業技術センターの地場中小企業に対する技術支援の
中核的機関としての役割は、一層重要になっているが、施設設
備が古くなり期待にこたえられていない。今年度から、中小企
業への支援体制の充実強化を目的に、工業技術センターの施設、
財団法人くまもとテクノ産業財団等の関係機関、団体も含めた
産業支援機関のあり方について、統合再編を含め幅広く調査検
討を行っている。工業技術センターの将来ビジョン、果たすべ
き役割や産業支援機関全体の中での位置づけなど、方向性を見
出したい。（２）本年度制度融資の中に大型店緊急対策枠を設

けている。大型店の立地に関するガイドラインは、商業調整を
禁じている大規模小売店舗立地法の枠内で策定するもので、規
制的な措置を盛り込むのは困難である。県による勧告も、主体
的な地域貢献を求めるというガイドラインの性格上適切ではな
い。ガイドラインに沿った取り組みが実施されるよう大型店に
理解を促し、地域住民等と大型店が話し合う場の設置や地域貢
献の取り組み状況をホームページでの公開を考えている。まち
づくり三法の見直し論議については、庁内関係課で構成する連
絡会議で情報収集し、迅速な対応ができるよう準備している。
交通対策や排水対策も含めた生活環境対策に関する住民への説
明は、現在策定中のガイドラインで、早い段階で地元説明会を
開催し、住民への説明を行うよう大型店に求めていく（商工観
光労働部長）。まちづくり三法の見直し検討の中、都市計画法
について、市街化調整区域における大規模開発許可制度の見直
しや大規模集客施設の立地に都市計画の手続きを求めることな
どが審議をされている。具体的な内容を見極めたい。佐土原地
区に出店が予定されている大型店については、現行都市計画法
では市街化調整区域における開発行為として、中核市である熊
本市が開発の適否を判断し許可を行う。県道の交通渋滞対策や
河川への雨水排水対策は、開発計画の内容によって必要な対策
が異なることから、県は事業者からの開発計画に基づき、県で
定めた指導基準等に照らして判断する。地下水保全は、涵養や
節水等の保全対策を講じるよう指導を行う。開発行為に関する
事業者との協議等において、適切に対応したい（土木部長）。（更

問 大規模小売店舗立地法では、届け出事項の内容が指針で定めた基準に適合しない場合は勧告ができるが、今回のガイドラインは、法的な責任を問うのではなく、大型店の社会的責任としての地域貢献を求めるもので、勧告制度を設けるのは適切ではない（商工観光労働部長）。

土木・交通

(1) 平成一五年に国交省が行ったコンテナ貨物流動調査では、熊本県発着のコンテナ貨物のうち県内港湾が利用される割合は約二割にしか過ぎない。熊本港が県北の海の玄関口として発展するには、耐震化をにらんだ新たな岸壁の整備を早急に進めることが重要である。熊本港の耐震強化岸壁の整備について、どのような方針で取り組むのか（井手）。(2) 川辺川ダムについて、①新聞記事に知事の発言としてアンケートをやり直すと受け取れる内容が掲載された。確認の意味も含め、アンケートをやり直す考えがあるのか。②利水と治水の関連性について、採用される確率が非常に高いと思われるダム案をもとに計画概要要素案が絞り込まれる可能性が大きい。ある程度計画確定が視野に入った段階で、ダム建設に向けて最大限の努力をするつもりがあるか。③県が考える今後のスケジュールは、集計結果や図面に基づいて国・県・市町村で検討し、新たな事業実施地域の行政案を作成する、行政案を事前協議の場へ提示して協議する、その後、水源について協議するという流れになっている。事前協議が役割を終えた後は、行政の手で手続きを進めるべき

と考える。今後の進め方について（松田）。④アンケート結果は、ダム案が七四％と宣伝されているが正確ではない。国営事業に参加したい農家は約四〇％、うちダム利水希望は三〇・九％で、福岡高裁判決時の半分以上である。概定地域の事業参加は七二％、ダム利水は五三％であり、土地改良法上求められる三分の二に及ばない。ダム利水にこだわれば新利水計画は不可能と示している。対象地区からの除外への同意が九一％に上っている。ダムに固執すれば、農家は何年も水を持たなければならぬ。堤防嵩上げや河床の浚渫・掘削なども、ダムありきで遅々として進んでいない。利水、治水対策上の基本をどこに置いて考えているのか。⑤（要望）不確かなダム計画を前提にした調査費などが組まれるのは極めて不正常的な財政支出である。以下を国交省に求めるよう要請する。一、調査の報告書等は過去すべてのものを処分することなく保全し公表する。二、今後の業務発注は事前に内容の協議・確認を行う。見直しに至る現計画を前提にした測量・調査・設計等は行わない。調査は緑のダムのための調査など、財政の有効活用に努める。三、財団法人ダム水源地環境整備センター発注の調査等の随意契約の根拠、実施した調査の説明・公表を求める。四、財政についての住民討論集会を開催し、調査関係資料の全資料の開示と討論を保障する（松岡）。(3) 空港周辺の道路整備について。国道443号の熊本市小山地区から通称国体道路東西線までの延伸の計画はぜひとものせていただきたい。連動した、大津町吹田地区に進められている県道の改良、瀬田竜田線、大津町内の集落内の狹

隘^{あい}な区間の改良計画の現状と今後の見通しについて(東)。(4)阿蘇へのアクセスの問題。①国道57号四車線化と熊本一大分間の中九州地域高規格道路をどのようにしていくのか。②(要望)SLあそBOYが廃止されるが、代わるものをどうするか、阿蘇全体を自然の周遊地、テーマパークと位置づけ、トロッコ列車等、JRと一緒に提案していただきたい(佐藤)。(5)美里町内の県道甲佐小川線、囲砥^{もも}用線、三本松甲佐線、清和砥用線の県道は、旧砥用町の霊台橋や旧中央町の温泉・石段などの観光資源や緑川の自然環境を活用したまちづくり、隣接する宇城市・山都町および甲佐町を結ぶ生活道路として、整備が重要である。三本松甲佐線は、毎年地元期成会が県へ道路整備促進の要望活動を行っている。美里町内の三路線では、五か所の道路改良、一か所の災害防除の道路整備が行われている。道路整備の進捗状況(守田)。(6)(要望)平成七年まであった蟹作^{がえし}にETC専用インターチェンジを再開できれば、地元の利用、人吉・球磨に立ち寄って宮崎・鹿児島に行く人も増え、観光人口、交流人口の増加が期待できる。前向きな検討を要望する。(7)(要望)主要地方道人吉水上線、多良木町黒肥地内は沿線に小学校があり、通学路となっている。幅員が非常に狭いが、バスや大型車両も頻繁に通行し、離合する待避箇所もない。地元地域と町と県が連携を図り、一日も早い着工を望む(松田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)県地域防災計画や熊本港港湾計画でも耐震強化岸壁を位置づけている。現在主要地方道熊本港線との連絡を強化する

ため、熊本港大橋の耐震補強工事を行っている。新たな岸壁の整備には、コンテナなどの取り扱い貨物量や入港船舶の大型化の動向等を見極め、大規模地震に対応した耐震強化岸壁について、国土交通省と調整を図り、検討したい(土木部長)。(2)①収用委員会の勧告後、国土交通省の対応は明確ではなく、アンケートに影響が出る可能性に記者会見で触れた。アンケートを詳細に分析して、国土交通省の判断結果がどう関係してくるのか、実効性を慎重に見極めていく。プロセスを農家に説明した上で、三分の二以上の同意が確実に得られる新利水計画の策定について、農林水産省および地元市町村とともに検討したい。②九州地方整備局長は、ダム事業計画を速やかに見直し、必要に応じて収用手続きをやり直すとの意向を示しており、法的要件の整備も振り出しに戻った。国土交通省の治水対策を見極めながら適切に対応したい(知事)。(3)一昨年、三日間協議して、スタートしたのが今の事前協議方式である。農水省・県・地元市町村・推進農家の同志会・原告団農家・弁護団・事業組合・関係者が当事者であり、県は総合調整役を担う。事前協議が遅れたことが原因とマスコミ等でも報道されている。関係機関の共同責任と思うが、重々受け止めたい。事前協議のあり方への地元の疑問の声は受け止めている。役割は終わったとのことだが、今後概定区域が出てくれば、事前協議を呼びかけて農水省とも協議する。大事なのは民意で、三分の二が賛成した案を行政が実行するのは当然の責務と思う。プロセスをどうするか非常に複雑な要素がある。どちらの論に重きがあるか、価値観を

もって裁定も辞さずやっていく（地域振興部長）。④県収用委員会の勧告に基づいた国交省の選択について、記者会見は一時半である。国土交通省の判断を見極め、国土交通省・農林水産省・関係市町村との協議を重ね、適切に対応したい。流域の水対策は、現段階で可能な取り組みについて、国土交通省への要請も含め、可能な限り速やかな対応に努めたい（知事）。③国道443号は、熊本市小山町から益城町赤井地区で、平成五年度から延長六、八六〇mを取り組み、平成一六年度までに六、四六〇mの供用開始を行った。国道443号が交差する通称第一空港線から国体道路東西線への延伸は、道路計画の策定に向けたルート調査等に取り組みたい。県道瀬田竜田線は、大津町吹田地区で、平成八年度から延長二、二〇〇mを取り組み、平成一六年度までに一、四四〇mの供用開始を行った。瀬田熊本線は、大津町外牧地区の未改良区間二、二八〇mを平成八年度から取り組み、平成一三年度までに一、〇〇〇mの供用開始を行った。引き続き地元町と相談しながら検討したい。（４）①国道57号の四車線化は、国が南阿蘇村赤瀬から大津町瀬田に至る立野拡幅事業延長約6kmを行っている。三月に南阿蘇村立野地区一・九kmの登坂車線の設置が完了した。本年度は、西側工区一・七kmの四車線化の重点整備に向けて地元説明会が八月に開催され用地交渉に入る。大津バイパスは、一月に全区間五・一kmが四車線で供用されている。地域高規格道路である中九州横断道路は、阿蘇市車帰から大津町古城までの約5km区間が阿蘇大津道路として整備区間に指定された。トンネルの整備に必

要な地下水位や湧水量の観測等の水文調査が国で進められ、トンネルの地下水への影響等について技術的調査検討が行われる。阿蘇へのアクセスを改善する観点から、昨年七月に国に対し、国道57号立野拡幅への事業の重点化を図ること、阿蘇大津道路の調査を継続して工事着手に備えるよう、提言してきた。地元自治体をはじめ関係期成会等と連携をとり、国に強く働きかけたい。（５）甲佐小川線は、美里町原田地区で、平成一〇年度から延長一、二〇〇mの道路改良に取り組み、一六年度までに用地買収が完了し、一七年度から工事に着手した。白石野地区は、一三年度から延長九〇〇mの道路改良に取り組み、用地買収を進めている。囲砥用線は、美里町三加地区で、延長一、一〇〇mのバイパス道路の新設に六年度から取り組み、一九九年度末の供用開始をめどに整備を進めている。三本松甲佐線は、美里町甲佐平地区で、八年度から延長七〇〇mの道路改良に取り組み、一六年度までに用地買収が完了し、工事を進めている。同地区で、本年度から新規に災害防除に着手した。畝野地区は一二年度から延長八〇〇mの道路改良に取り組み、用地買収を進めている（土木部長）。

地域振興

（１）九州新幹線について。①全線開通すると、観光・ビジネスで熊本に降りていただくことがポイントである。新幹線くまもと創りプロジェクトで、交通アクセスの連携強化にどう取り組むのか（井手）。②六月に新幹線くまもと創りプロジェクト

ト推進本部が立ち上がったが、全線開業に向けてどんな取り組みを進めるのか。どんな戦略をいつまでに立てるのか。県民の役割や参加についてはどうか。③駅周辺が副都心にふさわしい地域として発展していくため、民間施設の積極的な立地が求められる。開発が虫食いにならないよう、駅周辺のにぎわいの核となるような民間施設の実現に向け、行政もできる範囲内でやってほしい。また、万日山の問題は、土地開発公社、水道局、京王帝都と、県の土地がある。土地開発公社は来年廃止になるが、どうするのか（荒木章）。④夜間貨物便の現状について。地元市町村や地域住民は、三月三十一日に知事へ熊本空港夜間貨物便就航計画反対の陳情書を提出した。県は、日本航空に検討を要請し、日本航空は、七月一日に就航を一旦延期して運航時間帯の検討を引き続き行うこととしたが、課題を早く解決し、実現に取り組むことを基本的なスタンスとしており、住民の間に不安がある。日本航空の動きについて、県としての今後の対応について。⑤①県が空港周辺環境整備協議会を設置する提案をしていることは大変喜ばしい。環境整備事業の充実や対策の前提となる航空機騒音測定への積極的な対応など、前向きな対策がされることが、関係者の信頼関係、熊本空港の機能強化を展望する意味からも極めて重要と思う。②県が周辺市町村に呼びかけ、準備を進めている空港周辺環境整備に向けた取り組みの状況について。③空港へのアクセスの改善について。公共機関によるアクセス手段はリムジンバスに頼っている現状で、現状のままでは大変疑問である。市電の延伸や、JR豊肥

本線の延伸、くまもと次世代交通システム整備推進協議会によるデュアルモードバスの導入などが、提案されている。熊本空港へのアクセスの改善についてどう検討を進めていくか（東）。④（要望）熊本市西部地区の観光の拠点港として、熊本港も観光港としての整備をお願いしたい。平成二八年の連続立体交差で熊本市西部地区が土地利用されるが、最優良農地で、農振（農業振興地域）がかぶってくる。幹線道路沿いの田んぼは農振を外すとか、農振に対する考え方も考えていただければ、あとは民間資金でつくり上げていく。プロジェクト推進本部の中で、今後の展望としていただきたい（井手）。⑤阿蘇は、草原の面積では全国一、人々が古来守り続けてきた二次的自然である。世界文化遺産の登録申請に十分客観的合理性がある。今では、阿蘇以外の人の手を借りても残さなければ難しいという実情である。県として積極的に取り組むべきである。⑥アスペクタの検討状況について。平成一五年一二月の一般質問に対し、三年程度必要最小限の管理を行い、状況を見極めると知事の答弁があった。アスペクタでは、イベントが開催され、県内外から多くのファンが集まるなど、貴重な観光資源の一つである。南阿蘇村も、アスペクタを文化創造の情報発信基地と位置づけ存続を懇願している。俵山バイパスが開通し、アクセスが一段とよくなった。グリーンピア南阿蘇のホテルは、地元企業が南阿蘇村から借り受けて改修して、来春開業する。ホテルとアスペクタの相互活用を考えることも可能な状況にある。検討の進捗状況はどうなっているのか（佐藤）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部の交通部では、新幹線各駅から県内主要都市に向かう二次アクセス、各主要都市から最終目的地までの三次アクセスについて、交通機関のダイヤ編成等を含めた具体的な検証や、交通アクセスの連携に向けた交通事業者間の協議体制を検討している。九州各県とも連携して大分や宮崎等へのアクセス強化にも取り組む必要がある。平成二八年の連続立体交差事業の完成で、熊本港から天草や長崎への海上ルートをビジネスや観光等の有効な広域ルートとして県内外にアピールできる。九州における広域交通の結節拠点としての熊本の優位性を築き上げ、実績を積極的に内外に発信することが極めて肝要と思う。関西方面や中国地方のみならず、全国や東アジアからの来訪者も視野に入れて、県内外の交通アクセスの連携強化に取り組みたい(地域振興部長)。②新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部では、四部会を設置し協議している。交流促進部会では、歴史や文化などテーマ性のある新たな観光ルートの開発、交通部会では、広域交通結節機能を生かした交通アクセスの連携強化、農林水産業・商工業振興部会では、県内各地の特産品を念頭に置いた県産品市場の機能性、住みやすい熊本実現部会では、地域による子育て支援や教育環境の整備、雇用の場の確保の方策について検討している。熊本への訪問者に対する総合的な情報発信の方策も協議されている。一一月に、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部会議を開催し、プロジェクトの方向性等を取りま

とめ、来年度初めまでに戦略およびプロジェクトを策定したい。県民には、住民が地域を見詰め直し、地域自ら行動を起こす機会として、各地域の特色や特性に応じた取り組みに積極的に参加してほしい。今月一日から、ホームページを立ち上げ、県民からの意見、提言を受ける(知事)。③熊本駅周辺地域整備基本計画におけるまちづくりの将来ビジョンを踏まえ、どのような都市機能の整備が望ましいか検討し、民間による取り組みを促す方策等も考えたい。駅周辺のまちづくりに影響を与えるJR九州などの土地所有者と連携協議を積極的に図る詰めの作業を急ぐ。熊本地域推進本部などを通じて、経済界や関係者とも協議を行い、駅周辺のにぎわい創出の実現に向けて取り組みたい。万日山は、平成一八年度末の土地開発公社の廃止を見据え、土地の管理形態等を含めて利活用方策の検討が必要である。土地の財産権の整理、駅周辺地域整備基本計画との関係、熊本市との整理も必要である。風致地区という条件をどうするかという課題もある。熊本市や民間企業が所有する土地の利活用方策との整合性を総合的に勘案し、関係者と調整を行う必要がある。土地開発公社の廃止手続きの進捗状況、新幹線全線開業をにらんだ駅周辺整備の状況を見据えて、具体的な利活用策は熊本市当局と協議したい。(2) 日本航空としては、六月三日の住民説明会の中で示された修正案、午前一時四五分に熊本空港着、午前四時一五分に熊本空港発という運航時間帯を大きく変更することは課題が多いとのこと、現時点で新たな修正案を提案できる段階にない。県は、空港周辺地域の住民の意見を踏

また新たな案が示されるなら、設置予定の熊本空港周辺環境整備協議会を窓口として調整の役割を果たしたい。唐突な運航開始はあり得ない。(3) ①空港に関する諸問題を地元市町村・地域住民と検討・協議する場として、熊本空港周辺環境整備協議会を今月中にも設置する。市町村と連携して熊本空港周辺の騒音測定に取り組み、必要な予算は今定例県議会に提案した。具体的な測定方法や地点等は地元の要望等を踏まえて詰め、年内に着手したい。各市町村はこの協議会の下に部会を設置する。地元要望等を議論する場として、主体的に活用されることを期待している。②財団法人空港環境整備協会が実施する環境対策事業の積極的な活用に、市町村と連携して取り組んでいる。本年度および来年度事業として、騒音測定器や救急自動車の整備、公民館や学校への空調機設置等の申し出が市町村・住民からなされている。国および市町村等と役割分担しながら、的確に対応したい。③今年度の調査で、リムジンバスの活用、JR豊肥本線からの鉄道延伸、市電の機能強化および高速化等、考え得る新たな交通システムについて、交通アクセスごとに、事業費や導入空間、採算性、所要時間短縮および定時性向上等の導入効果、事業化に際しての課題等、改善方策を検討する上で必要となる事項を整理したい。調査に当たり、熊本地域推進本部等を活用しながら、関係者と緊密な連携を図って検討を進めたい(地域振興部長)。(5) 阿蘇地域の世界文化遺産の登録のためには、国内法による保護が条件の一つである。四月の改正文化財保護法の施行に伴い、牧野や田園風景等の文化的景観を新

たに保護することになった。一方、阿蘇の草原や森林等を後世に引き継ぐ取り組みを行っている財団法人阿蘇グリーンストックや、野焼き、草刈りなどに取り組むNPOなど、活動の輪が広がっている。今後も地元の活動により、文化的景観の保護の機運を盛り上げていく必要がある。新たな文化財保護法を適用するならば、規制を受ける関係者の意向も踏まえながら、保護すべき文化的景観の構成要素や範囲をどうするかなどの課題について、文化財担当部局を中心に検討を深めていく必要がある(総合政策局長)。(6) 平成一六年一二月にグリーンピア南阿蘇の土地、建物すべての所有権が南阿蘇村に移転し、南阿蘇村から無償で使用許可を受けており、敷地の使用という面での支障はない。施設は、必要最小限の補修を行えば数年間は使用できる。維持修繕費等の負担を含め試算し検討したい。運営は、指定管理者制度の導入等について可能性を探っている。本年度中には方針を示したい(商工観光労働部長)。

教育

(1) 教育問題について。①緊張感を持った教員の輩出に、今後どう取り組んでいくのか。②望ましい教職員像をどういった形で実現していくのか(東)。(2) 教職員の不祥事の要因と対応策について。①平成一二年六月から今年の九月八日までの五年間で、教職員による不祥事は五七件にも及んでいる。要因は何なのか。解決策として教職員資質向上対策委員会が設置されたが、その機能化を含めてどう対応策を講じるのか。②処

分事例は、教職員個人の問題であるが、組織的にはトップの責任まで問われざるを得ない。不祥事を二度と起こさないという覚悟を持つなら、県教育長は県教育行政のトップとして、自らの決意を公にすべきではないか。(3) 英語教育について。① A L T (外国語指導助手) 配置によって生徒の英語力はどれほどの効果が上がっているのか、検証されているか。② A L T を受けている学校では、他の教師とのコミュニケーションはできているのか。うまく A L T を使いこなしているのか(田上)。(4) ①教員の表彰制度は、平成一五年九月議会で質問し、表彰を含めた具体的な方策を検討したいということだったが、どう考えているか。②授業の鉄人、スーパーティーチャー等の取り組みを本県で導入することはできないか。校長、教頭を補佐する新たな職の導入の検討が行われているがどうか。③管理職選考の方法には、学校で発生する事態への具体的な対応能力を問うなど、優秀な管理職を選考するため、内容の検討を含めた見直しや改善をする必要がある。④教員採用選考方法の見直しについて、検討状況、成果はどうなっているのか。(5) ①中途退学が一、三〇〇人を超す状況をどう考えているか。②中学校と高校が連携しながら、中退者の進路を支援していくネットワークづくり、弾力的な転編入、定時制・通信制への受け入れなど、学びの場を保障するための環境整備が必要ではないか。支援のあり方や環境整備をどう考えるか。③大学進学率の低迷をどうとらえるか。県立高校の進学指導をどうするか。中途退学と大学進学率は、違った問題に見えるが、教員の力量の問題

という点では同じと考える。④くまもと教育の日が一月一日と定められた。制定記念にノーベル物理学賞を受賞した小柴先生が特別講演をされる。趣旨は何か、どのように県民に訴えるのか。(6) 私学のスポーツ特待生について、一四年度に議会で質問し、改めるべきと言ったら減ったが、その後また増えている。あまりにも加熱し過ぎて、青田買い助長となっていると指摘される。どう考えるか(荒木章)。(7) 同和問題について。①一昨年一月の質問で、部落解放同盟への、知事部局・教育委員会合わせて四、〇〇〇万円の支給は、財政健全化計画の中で不公平ではないかと問い、環境生活部長・教育長から検討したいと答弁があったが、今年度は、部落解放同盟、同和会への補助金が合わせて五、三八六万五、〇〇〇円で多額のまま維持されている。昨年までの削減から、維持へ転換となった理由、根拠は何か。(更問)県行財政改革基本方針で、県単の補助金は見直されているが、なぜ同和関係団体だけが維持なのか答えていない。再度明確な答弁を求めたい。②上益城郡内の特定の教育集会所での学習会は、小学生一人に教師三〜四人、中学生二人に教師二人で恒常的にやっていることが明らかになった。どういう位置づけで実施されているのか。一九七七(昭和五二年)策定の熊本県同和教育基本方針は「現代の社会においても」「部落差別は拡大再生産されている。」という基本認識であるが、国の全国調査、現実の実態などから明らかに誤った認識であり、廃棄すべきである(松岡)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①教員の採用は、教育庁内で選考方法の改善を研究しており、本年度中には方向性を出したい。新たに四〇歳前後の教員を対象に、教育実践上の信念・哲学の確立等を目指した一七年度研修を開始し、中核教員としての実践的指導力等の向上を図っている。指導力不足教員等を対象にした指導力強化研修は、指導力と自信を回復し、学校に復帰させることを目的としており、人材活用の面からも重要と認識している。人事面は、来年度から新たな人事評価制度を導入し、教員の資質向上を図る。②保護者と教職員の認識の差を埋めるという観点からも検討し、教職員像を策定した。校内外の教職員研修に取り入れていく。くまもと教育の日関連事業として、保護者や地域住民との連携を主眼とする取り組みも予定されている。(2) ①熊本県教職員不祥事防止対策検討委員会の報告に沿って、研修の充実や懲戒処分指針の作成を行ってきた。平成一六年一月には、熊本県教職員資質向上対策委員会を設置し、取り組み状況の検証や具体的な指導、助言をいただいている。②教職員の不祥事が後を絶たない状況は、教育行政を預かる者として責任を感じている。熊本の子どもの未来を育むため、教職員とともに改革に邁進することが学校の第一線で児童生徒に直接向き合う教職員の誇りと自覚の涵養にもつながる。今後も、教育改革に全力で取り組み、責任を持って不祥事防止にも粘り強く取り組む。(3) ①ALTとのTT(チーム・ティーチャング、教師二人体制で授業を行う)に対して、ほとんどの英語の教師が、ALT受け入れにより授業が改善された、自分も改善に努力し

たと回答している。ALTが指導を行う英語体験セミナーや英語合宿等では、英語学習が楽しくなったあるいは英語力が伸びたなど、児童生徒からの喜びの声が聞かれている。ALTは活用され、効果が上がっている。②ALTの活用には、日本人教員との共通認識あるいは連携・協力が重要であるため、研修会等を実施している。学校行事への参加、コミュニケーションを図りながら自主的・意欲的に取り組む実践事例等を紹介し、意識高揚とともに指導方法の改善に努めている。(4) ①表彰制度は、本年六月に実施細目を定め、市町村教育委員会等に通知した。近々、選考会議等を経て表彰を決定する。表彰対象者の給与面での処遇は、国の給与構造改革の動向を見極める必要がある。高い指導力のあるすぐれた教職員を認証するという制度は、先進事例における成果や課題を研究したい。②学校組織における新たな職は、教育庁内の関係課や学校現場の職員等で検討会を設置して、校長・教頭を補佐し教員を指導監督する役割を担う新たな職の導入を前提として検討しており、職務内容、給与面での処遇など、さらに議論を深めたい。③管理職の採用については、学校現場での指導力、学校の管理運営に係る実践的能力、人物、識見等について筆記試験および面接を行い、総合的に評価し選考を行っている。学校現場で想定されるさまざまな課題に即した出題を工夫するなど、責任を持って選考方法の改善に努めたい。④教員採用については、庁内関係課合同で、従来の方法にとられない採用方法の工夫について研究を重ねている。本年度中にはその方向性を出したい。(5) ①中

途退学率は研究指定校や個別対応等の取り組みにより減少傾向にあるが、依然として重要課題である。②組織的、系統的なキャリア教育に関する調査研究を宇城地域で行っており、成果を県内全域に広げ、就学前から小中高まで連携したキャリア教育の実現に努めたい。支援体制の整備は、高校への適応指導の研究を一〇校で行っている。研究指定校が小中高のネットワークの核として機能するように、配置や授業内容の見直しを行ってゐる。新たにモデル校を指定し、学習や進路の相談やＴＴなどの学習支援を行う担当教員を校内に位置づけるなど、組織的な指導体制のあり方を研究したい。中途退学に関する指導事例集を作成し、学校での研修資料として提供したい。中途退学した生徒の受け入れ環境の整備は喫緊の課題である。定時制・通信制の課題は、高等学校教育整備推進協議会の審議の過程で現状を十分説明したい。③本県の大学等進学率は全国的に見て低位にあること、高校入学当初から大学等進学志望率が低いことは、進学指導上の大きな課題である。昨年から熊本学区以外の通学区域の七校を指定し、地域の進学拠点校づくりを進めている。指定校を中心とした教科指導力研修会、地域内の高校や中学校と連携した研究会の開催などを通して、研究成果の波及を図っている。本年度から導入した高校入試前期選抜は、中高生に刺激を与え、高校選択の意識化や学力向上につながると期待している。中途退学問題と大学進学問題を同根の問題としてとらえ、きめ細かな指導とわかる授業を実現することで、生徒が将来への夢を膨らませ、実現に努力し、熊本で教育を受けてよ

かった、先生に出会えてよかったと言われるような教育の実現を目指したい。④十一月一日のくまもと教育の日を挟んで、各学校等で、およそ一、五〇〇の行事が実施される。県教育委員会では、十一月一日の制定記念式典、七つの教育事務所が地域教育フォーラムを開催予定である。各学校では、地域の実情に応じたテーマの取り組みが予定されている。地域住民・県民が参加し、教育の実情への理解を深め、教育関係者が保護者や地域住民の願いや思いをあらためて感じ取り、専門職としての自覚と誇りの下、自ら何をなすべきかに思いをいたす契機としての。小柴博士の特別講演会は、「やれば、できる」という演題で、十一月二三日に行う。熊本の児童生徒、教育関係者、県民に夢と希望を与える元氣の出る話をいただけたと思う（教育長）。（６）県内すべての私立高校で特待生制度が設けられ、学業や文化・スポーツ活動分野における特色づくりを進める上で効果的な生徒募集方法として定着している。学校長会等の機会に、適切な判断の下で節度ある制度の運用を行うよう指導してきた。本年度は事例を示した上で、教職員への周知を図るよう学校に要請した。制度の趣旨に沿った節度ある運用がなされるよう、指導に努めたい（総務部長）。（７）①両団体への補助金額は、県財政健全化計画により、平成一五、一六年度の計画的な削減を終えたため、一七年度は削減しなかった。二月に策定された県行財政改革基本方針に沿って、人権教育、啓発を推進する上での役割と機能、施策遂行の効果等も検証しながら、引き続き検討したい（環境生活部長、教育長）。（更問）先ほど述

べたとおりである。今後は、県の行財政改革基本方針に沿って、引き続き対応する（環境生活部長、教育長）。②教育集会所における学習会の実施には、市町村教育委員会から委嘱を受けた教職員が、自主的に参加している。毎年度数か所を選定し、運営状況を実地に調査しているが、各市町村教育委員会と連携をとりながら助言したい。熊本県同和教育基本方針は、熊本県人権教育・啓発基本計画や、毎年示している人権教育取組の方向に引き継がれており、今後も大事にしたい。策定されたのが昭和五二年で、一部現状にそぐわない内容も見られるので、検討の時期に来ていえると考える（教育長）。

環境・福祉・衛生

（１）アスベスト問題について。①平成二年三月県議会で、当時の細川護熙知事は、毎年の肺がん検診で経過観察していくと答弁している。松橋地区の健康管理システム登録状況表では、この間、死亡四一五人、転出五〇人である。この中に、中皮腫、石綿関連肺がんの事例はどれだけあるのか。旧小川町在の男性が中皮腫で死亡した事例をどう考えるか。建設産業従事者と石綿関連肺がんはどうとらえるか。どう取り組んできたか（松岡）。②（要望）アスベスト問題の対応は、県では所管が多岐に分かれている。国を含めた関係機関が実施している各種相談窓口や自治体窓口との意思疎通を図り、専門的な相談・支援を促進していただきたい。国に対して被害者救済のための新法の早期制定を働きかけ、検診や医療費補助等へ必要な措置が講じられる

よう強く要望する。アスベストを含む建築物の解体、補修に伴う飛散防止対策を推進するため、規制の拡充と監視体制の強化を図っていただきたい。財政支援も考えなければならない（守田）。②本年度から取り組んでいる新たな食品検査体制の整備の具体的な内容と進捗状況について（松田）。③悪質商法の被害は、今年六月以降、高齢者や障害者の悪質リフォームの被害が目立って多くなっている。未然に防ぐためには、地域で高齢者や障害者を支えていく以外にない。区長・民生委員・ホームヘルパー・郵便局など高齢者や障害者と身近に接しながら生活している人たちが手を携えて、支えていくことも必要である。取り組みの現状と今後の対応について（守田）。④改正介護保険法が六月二日に成立した。いわゆるホテルコストの徴収は、新たに利用者の負担増を求めるもので、一〇月一日の施行となっており、施設の現場では食費・居住費の額をいくらに設定するのか対応に苦慮している。要支援者は、新たに設置される地域包括支援センターによる予防マネジメントに基づいて、地域支援事業や新予防給付等の介護予防サービスが提供されるが、市町村では体制整備などの対応に追われている。市町村やサービス事業者ではきちんとした対応が行われているか。どのような支援が行われているか。⑤（要望）外国人研修生の受け入れは、労働力の安定的な供給の一つの対策である。受け入れ体制は国の所管であるが、熊本県に来て働く研修生に問題が発生したら、対応するのは地方公共団体であり、県は市町村を指導しなければならない。ソフトの部分をも含めて検討すべき

と思う（守田）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）①平成二年協議会をつくり、旧松橋町で地域住民のアスベストの環境暴露に起因する健康調査を行った。平成六年には胸膜肥厚の疑いのある者の経過観察が必要との報告が行われた。同町では、健康調査と同時期に、県と共同で健康管理システムを立ち上げて経過観察を開始し、引き続き宇城市で経過観察が行われている。現在、国の対応策について宇城市と情報を交換し、住民に各種の情報提供や健康相談、住民検診の受診の働きかけを行っている。昭和六三年以降、中皮腫による死亡者はない。平成六年の報告書では、肺がんによる死亡者は、他地域と比較しても高率ではないとされ現在も変わっていない。旧小川町の事例でアスベストの関連は不明である。建設産業従事者と石綿関連肺がんについては、健康にかかわる重大な問題と認識しており、建築物の解体時等における暴露防止対策について、熊本労働局および関係機関と連携し、的確かつ迅速に対応したい（健康福祉部長）。（二）食品衛生法の改正により、流通段階では、平成一八年五月から農薬等のすべてに残留基準が定められ、多くの種類の農薬等の検査が求められることになった。生産段階でも、二六種類から約四〇種類に拡大する。また、農薬等の検査も約一六〇種類から約六〇〇種類に、流通段階でも、約二四〇種類から約六〇〇種類に拡大する。検査拡大に対応するため、検査体制を県保健環境科学研究所に一元化し、高性能な機器を導入することで大幅な機能の充実を図り、一週間程度

の検査時間が数時間に短縮できる。検査機器は八月末に設置し、検査手法の開発等を行っており、平成一八年四月には本格稼働を行う。（三）県の消費生活センターへの相談件数は、平成一六年度には全体で一七、〇〇〇件程度、うち高齢者および障害者は約二割弱である。住宅リフォーム工事や健康食品の購入などの契約が増加しており、悪質化、巧妙化の傾向にある。消費生活センターの生活相談員を五人増員し丁寧な助言を行っている。不当な請求には、センターの職員が契約の相手方と直接話し合い、契約の解除、債権の放棄を求めている。高齢者に特化した悪質商法被害一一〇番の設置や、地域の老人会などにセンターの職員が直接出向き、悪質商法の手口などの説明を行うなど、被害の未然防止を図っている。市町村の専門職員の配置による体制の充実や地域で高齢者などを見守り支え合う仕組みづくりを、市町村や関係機関などに働きかけていく。人材の派遣や情報の提供など、きめ細かな対応を行いたい（環境生活部長）。（四）今月七日に、介護保険法施行規則等が公布された。市町村は、低所得者の負担限度額の認定作業を進めている。介護保険施設は、利用者から徴収する居住費、食費の額の決定と額に基づく利用者との新たな契約の締結を急いでおり、今月末までには準備が完了する見通しである。来年四月には、予防重視型のシステムに転換するため、地域支援事業や新予防給付等の施行が予定されているが、市町村では、地域支援事業の対象者の把握などの準備を進めている。一一月には、全市町村で、新予防給付の対象者選定のための要介護認定モデル事業が実施

され、年内に地域包括支援センターの基本的な方針も決定する。県は、市町村や介護保険施設等に対する説明会を開催し、市町村とは各地域振興局単位に連絡調整会議を設置しており、課題等に必要な助言を行っている。事業運営の細部が市町村の判断に委ねられている点には判断基準を例示するなど支援も行っている。詳細な基準を早期に情報提供するように国に要請し、市町村や事業者に新たな情報をいち早く提供するなど、対応を支援したい（健康福祉部長）。

警察

（１）暴走族の根絶と飲酒運転の取り締まりについて（荒木章）。（２）最近の振り込め詐欺の発生状況とその手口傾向、警察の取り締まり状況について（守田）。

これに対する警察本部長の答弁は次の通りであった。

（１）暴走行為が集中する熊本市内では、特別の暴走族取り締まり班を編成し、週末ごとに実施している。改正道交法を積極的に適用し、本年八月末現在約八七〇人を検挙した。熊本市等に設立されている暴走族根絶協議会等と連携し、県内の中学生を対象に暴走族加入阻止教室を開催するなど、暴走族の加入阻止および脱会の促進を進めている。強力な取り締まりと暴走族追放機運の醸成に努めたい。飲酒運転は、死亡事故等の重大な事故につながるので重点的に取り締まりを行ってきた。徹底した取り締まりを行いたい。（２）振り込め詐欺は、おれおれ詐欺に加え、融資保証金詐欺等が増加しており、全国的には増

加傾向にある。被害の未然防止のための広報啓発活動に努めており、八月末現在、件数は三一七件、前年同期に比べ約四〇％減少、被害額は約二億円で、前年同期に比べ約三五％減少しているが、件数、被害額とも膨大である。とくにおれおれ詐欺は、六〇％減少しているが、被害者の七割近くが六五歳以上の高齢者で、手口は悪質・巧妙化している。本年に入り合計一人を検挙している。高齢者に対する広報啓発活動等を行い、詐欺罪のみならず各種法令を視野に入れ、積極的な検挙に努める。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

（１）議案第1号 平成17年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

【説明】池田秀男厚生常任副委員長は次のように報告した。健康福祉部関係では、市町村からの繰り上げ償還による介護保険財政安定化基金事業の増および平成一六年度国庫補助事業の精算に伴う国への返還による増額等、一億二、八〇〇万円余の増額補正である。環境生活部関係では、水俣病総合対策医療事業について、医療手帳および保健手帳の支給内容の拡充ならびに拡充後の保健手帳の申請受付再開に要する経費等、一億九、一〇〇万円余の増額補正である。また、指定管理者の導入に伴う債務負担行為の設定がされている。

松永真一 経済常任副委員長は次のように報告した。商工観光労働部関係は、熊本県伝統工芸館への指定管理者制度の導入に伴う債務負担行為の設定、六月の熊本バイオフォレスト構想策定に伴い、バイオテクノロジーを活用した産学連携による研究開発成果の商品化、事業化を促進するバイオビジネス展開支援事業に係る増額補正等である。

守田憲史 農林水産常任副委員長は次のように報告した。農政部関係は、病害虫の発生状況を調査する予察灯の更新に要する経費等、八、二〇〇万円の増額補正である。林務水産部関係は、七月の集中豪雨等で被害を受けた山地崩壊箇所等の災害復旧に要する経費等、九億七、三〇〇万円余の増額補正である。両部とも、農業公園、阿蘇みんなの森等、県有施設への指定管理者制度導入に伴い、債務負担行為が設定されている。委員から、補正額に農業構造改善事業の国庫支出金の返納金として七、八〇〇万円余が計上されているが、何の経費をなぜ返納するのかとの質疑があり、執行部から、補助事業の実施主体が、ハウス・出荷施設の工事代金の一部を翌年度以降の分割払いとしたが、会計検査が実施された際、翌年度以降支払い分は補助対象と認められないと指摘されたもので、その分の国庫補助額を返納するとの答弁があった。委員から、県の指導が十分でなかったのか、事業の実施方法に問題はなかったかとの質疑があり、執行部から、事業主体に対する指導の重要性をあらためて認識し、市町村だけでなく、補助事業を初めて実施する民間の事業主体にもきめ細かな指導を行うと答弁があった。委員から、

農業公園の管理委託業務について、平成一六年度の委託額は一億六、二〇〇万円余であるが、指定管理者制度の導入に伴う今回の債務負担行為設定では、一年間当たり八、三〇〇万円余と約半分となっているのはなぜかとの質疑があり、執行部からこれまで県の収入とした施設の入園料等を指定管理者自身の収入とすること、ふれあい牧場など一部事業の縮減により、人件費を含めて経費を節減することなどによるとの答弁があった。

重村栄建 常任副委員長は次のように報告した。五月の豪雨および七月の梅雨前線豪雨による公共土木施設の災害復旧事業費、天草エアラインの増便に伴う天草空港の時間延長のための管理経費および国庫補助事業の内示増減等に伴う補正で、二〇億一、〇〇〇万円余の増額補正である。また、指定管理者を公募する施設の管理委託料等について債務負担行為が設定されている。委員から、道路改良費のうち、緊急地方道路整備費が一三億八、六〇〇万円の国庫内示減となっているが、どのようなことかとの質疑があり、執行部から、国の内示が地域高規格道路および三大都市圏の渋滞対策等に重点配分され、地方部の一般道路への配分が低い結果となったとの答弁があった。

佐藤雅司 文教治安常任副委員長は次のように報告した。教育委員会関係では、七月の梅雨前線豪雨に伴う災害対策および国庫委託事業等の実施に必要な経費として、総額八、〇〇〇万円余の増額補正ならびに指定管理者制度の導入に伴う債務負担行為の設定である。警察本部関係では、県民への犯罪情報を提供するシステム構築等に必要な経費として、総額一、九〇〇万円

余の増額補正ならびに大津警察署仮庁舎賃借等に伴う債務負担行為の設定である。委員から、鞠智城跡の災害復旧事業費五、〇〇〇万円の財源の内訳はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、鞠智城跡は国指定史跡であり、災害の場合の国庫支出金は七〇％限度の三、五〇〇万円で、残りの一、五〇〇万円は県債と災害基金繰入金であるとの答弁があった。

永田昇生総務常任副委員長は次のように報告した。七月の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧などに要する経費、合併市町村の建設に資するため電算システムの整備などに対する財政支援、水俣病対策では、医療手帳などの支給内容の拡充および保健手帳受付の再開に要する経費や認定申請の増加に対応するための検診体制の整備などに要する経費等を中心として、総額で五九億七〇〇万円余を計上している。

各常任委員長の報告の後、松岡議員が以下の討論を行った。道路予算等における国の内示減による減額について、道路関係の一七年度予算では、地方道のバイパス整備や拡幅事業などの一般改築費が一四％、維持修理費が九・八％削減されている。大都市優先、地方切り捨てとも言わなければならない内示減がなされている。県議会としても、党派を超えて異議ありとの声を上げていくべきである。

- (2) 議案第3号 平成17年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

【説明】永田総務常任副委員長は次のように報告した。委員

から、合併に伴う市町村合併特別交付金は、総額でいくらを見込んでいるか、合併予定日はわかっているのになぜ補正なのか、財源は一般財源のはか何充てているのかとの質疑があり、執行部から、平成一六年度までに約五八億円を交付、今年度は当初予算と合わせて約三二億円、来年度以降は約二〇億円を交付予定であり、総額で一〇億円を見込んでいる、この交付金は、交付期間が合併の日から五年間で、合併した市町村が建設計画に沿って事業を実施する際に、要望に応じて予算措置をしている、財源は、二分の一を市町村振興資金貸付事業特別会計から繰り出している、特別会計の資金需要は近年減少しているが、ピーク時には二五億円を超える資金需要があったため、当時の貸付金の償還金と現在の貸付金の差額を財源としているとの答弁があった。委員から、市町村合併後新しいまちづくりを行うに当たって、法定協議会の意向が尊重されるべきと思うが、法定協議会の決定事項はどの程度の拘束力があるか、新市町村建設計画にない事業を行うときには、国や県から財政支援は行われるかとの質疑があり、執行部から、合併協定書の内容は尊重し、新しいまちづくりに生かしていただくことになる、財政支援は、当該計画に定められた事業が対象となるとの答弁があった。委員から、当該計画を変更するときはどのような手続きが必要かとの質疑があり、執行部から、市町村議会の議決と県への協議をしていただくとの答弁があった。

- (3) 議案第5号 平成17年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

【説明】 松永経済常任副委員長は次のように報告した。荒瀬ダム調整池内の泥土除去工事に要するダム管理橋および取水口の補強工事費用等に係る増額補正である。

- (4) 議案第6号 平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

【説明】 松永経済常任副委員長は次のように報告した。公営企業借換債制度を活用した支払い利息の減額補正等である。

【審議】 九月二八日の本会議で採決が行われ、各常任委員長報告の通り、原案を可決した。

2 条例等議案

- (1) 議案第10号 熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

- (2) 議案第11号 国民健康保険調整交付金条例について

【説明】 各常任委員長の報告の後、松岡議員が以下の討論を行った。今回の法改正は、三位一体改革のもとに、国民健康保険に都道府県負担を導入し、国庫負担をさらに引き下げるといふもので、国のしわ寄せを都道府県にかぶせるものである。さらに、都道府県負担導入に伴う国の財政支援策は、三年先は未定というもので、国は無責任である。こうした国のあり方に異議を唱える意味を含めて反対する。

- (3) 議案第12号 熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 熊本県知

的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 池田秀厚生常任副委員長は次のように報告した。委員から、県難聴幼児通園施設ひばり園は、機能から考えて他の施設とは位置づけが違い、本来こども総合療育センターの中にあつてしかるべきと考える、県として機能を堅持する考えはあるかとの質疑があり、執行部から、ひばり園とこども総合療育センターの関係は、再編整備の基本計画通りに進めたい、厚生労働省のグランドデザインに基づく改正内容が明らかになった時点で、県の役割の見直しが必要になるとの答弁があつた。関連して、委員から、債務負担行為の資料によれば、総合福祉センター、身体障害者福祉センター、健康センターの三施設は、平均すると年間六、〇〇〇万円から六、五〇〇万円ぐらい管理費がかかるようだが、どういう業務を委託するのかと質疑があり、執行部から、建物の維持管理業務を委託するもので、警備・清掃・会議室の貸し出しなどが主な業務で、人件費が大部分である、身体障害者福祉センターは、加えて身体障害者のスポーツ振興のための人件費等も含んでいるとの答弁があつた。委員から、医学の進歩とともに、身体障害者に対する福祉や障害者手帳制度も見直すべきではないか、元気に活動している人が優遇を受けているのを見ると、何のための障害者福祉なのかと疑問を感じるとの質疑があり、関連して、委員から、本場に必要の人に必要なサービスがいくように見直すべき時期に来ているのではないかと質疑があり、執行部から、財政状況も厳しい中、

現在の福祉制度のあり方について見直す時期に來ていると思う、委員の意見や現場も含めいろいろな意見を吸い上げ、持続可能な社会の実現に向けて国等にも働きかけていきたいとの答弁があった。

- (4) 議案第21号 熊本県テクノポリスセンター条例を廃止する条例の制定について

【説明】熊本県テクノポリスセンターの近年の利用実態を踏まえ、公の施設としての用途を廃止し、産業振興に係る団体に引き続き使用させる等により、県内の地域産業の発展の促進および産学行政連携の拠点施設としてあらためて位置づける必要がある。

- (5) 議案第66号 教育委員会委員の任命について

【説明】新たに中原盛敏を任命するため、同意を求めるもの。

【審議】九月二十八日の本会議で採決が行われ、各常任委員長報告の通り、原案を可決した。

3 議員提出議案

- (1) 議案第4号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

【説明】九月二十八日、小谷邦治議員（自由民主党）ほか六人から本会議に提出された議案であり、道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源を確保するよう要望するものである。松岡議員は以下の通り反対討論を行った。道路特定財源をもととした道路整備は、国道・都道府県道の舗装率は、当初の五%

から九六％に達し、新たな見直し論が浮上している。意見書がいかに時宜に沿っていないかは明らかである。道路特定財源を一般財源化することによって、年金などの社会保障の財源の一部にすると同時に、道路では、県道、市町村道など生活密着型への活用へと切りかえていくことを提案する。

- (2) 議案第11号 郵政事業改革に当たつての意見書

【説明】九月二十八日、中村博生議員（自由民主党）ほか八人から本会議に提出された議案であり、九月二日に召集された特別国会において郵政民営化関連六法案が提出され、成立する見通しである。国民は地方の郵便局がなくなってしまうのではないかという不安を抱いている。国は、地方切り捨てともなる地方の郵便局の廃止がないよう、郵政民営化関連六法案を審議する過程において、さらに明確にするよう、要望するものである。松岡議員は以下の通り反対討論を行った。昨年二月定例県議会において、構造改革の名の下に行われようとしている郵政事業民営化に反対との意見書が全会一致で採択されている。郵政関連法案は、意見書採択時と何ら変わっておらず、民営化前提の一部改善要望には同意できない。構造改革の名の下での郵政民営化は反対との全会一致決議の態度を変えることは、県民に責任を負う政治家のとるべき態度ではない。郵政民営化そのものに厳しく反対すべきものである。

【審議】九月二十八日の本会議で採決が行われ、原案の通り可決した。

別冊資料編に掲載。

第四項 請願

受理年月日	件 名	紹介議員
17・9・8	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	西岡勝成 村上寅美 前川 收
17・9・14	障害者施策の充実を求める請願	荒木義行 藤川隆夫
17・9・14	国営川辺川土地改良事業の新利水計画の早期策定に関する請願	松村 昭 松田三郎 溝口幸治

第15節 平成17年11月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一七年十一月三〇日
閉会 平成一七年十二月一四日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

補欠選挙当選（十一月二三日投票）

森 浩二（玉名市、無所属）経済常任委員、有明海・八代海
再生特別委員

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

11月30日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12月5日	本会議	一般質問
6日	本会議	一般質問
7日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
8日	特別委員会	
9日	常任委員会	
12日	常任委員会	
14日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

三位一体の改革の影響などにより厳しさを増す県財政について、平成一八年度予算案の編成をめぐり、多くの質問が行われた。また、十一月一七日発覚した耐震強度偽装問題に関連して、公共建築物の耐震強度、影響を受けて倒産した企業への対応などが取り上げられた。川辺川問題は収用裁決申請取り下げ後の動きについて、水俣病は、認定審査会、総合対策医療事業につ

いての質問が行われている。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
2	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	平成17年度熊本県一般会計補正予算(第6号)	〃
7	平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	〃
8	平成17年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	〃
9	専決処分の報告及び承認について	承認
10	専決処分の報告及び承認について	〃
11	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
12	熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例の制定について	〃

(決算認定議案)

44	平成16年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(9月定例会継続審査事件)	認定
43	平成16年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
28	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
14	工事請負契約の締結について	〃
15	工事請負契約の締結について	〃
16	工事請負契約の変更について	〃
17	工事請負契約の締結について	〃
18	工事請負契約の締結について	〃
19	公立大学法人熊本県立大学に承継させる権利を定めることについて	〃
20	当せん金付証票の発売について	〃
21	合志市の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
22	和水町の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
23	天草市の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
24	荒尾競馬組合規約の一部変更について	〃
25	有明海自動車航送船組合規約の一部変更について	〃
26	専決処分の報告及び承認について	承認
27	専決処分の報告及び承認について	〃
28	収用委員会委員の任命について	同意

45	平成16年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	認定
46	平成16年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
47	平成16年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
48	平成16年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
49	平成16年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
50	平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
51	平成16年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
52	平成16年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
53	平成16年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
54	平成16年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
55	平成16年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
56	平成16年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
57	平成16年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
58	平成16年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
59	平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃

60	平成16年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	認定
61	平成16年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
62	平成16年度熊本県病院事業会計決算の認定について(ク)	〃
63	平成16年度熊本県電気事業会計決算の認定について(ク)	〃
64	平成16年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(ク)	〃
65	平成16年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(ク)	〃

(議員提出議案)

1	森林・林業・木材産業の活性化等に関する意見書	可決
2	改造エアガン対策の強化を求める意見書	〃
3	事業仕分けによる行財政の効率化を求める意見書	〃
4	医療制度構造改革試案に反対する意見書	否決
5	定率減税全廃の中止を求める意見書	〃
6	義務教育費国庫負担制度の見直しに係る人件費の財源確保に関する意見書	可決
7	政府系金融機関の見直しに対する意見書	〃
8	建築基準法、建築士法の改正についての意見書	〃
9	地方交付税及び臨時財政対策債の確保に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

アスベスト問題は、使用が疑われる県有施設の分析調査をほぼ完了し、一月四日結果を公表した。アスベスト除去等対策方針を策定したところで、方針に沿って適切に対策を講じる。三つの県立高校施設は、生徒の安全、安心と円滑な学校運営を考慮し、一月八日に除去工事に係る予算を専決処分の上、早急に対処している。国・関係市町村と連携し、迅速かつ的確に対応する。

川辺川ダム事業は、九月一五日に国土交通省が収用裁決申請を取り下げ、ダム事業計画を見直す方針を示した。県にも計画見直しについて協議がなされると考えており、必要な検討を進める。新利水計画の策定は、アンケート調査結果や収用裁決申請取り下げの影響の観点から分析・検討を重ね、事業実施地域水源について関係農家の三分の二以上の同意が得られる計画概要素案として、国・県・市町村でまとめ上げていく。流域の水対策に万全を期すこと、水を必要とする農家に一日も早く水を届けることを最優先課題として、国・地元市町村との協議を重ねながら、適切に対応していく。

水俣病対策は、一〇月一三日から保健手帳の申請受付を再開し、第一回目の手帳交付を行った。認定申請者の急増を踏まえ、認定審査会ができる限りに再開できるよう、引き続き努力する。一〇月と十一月に、水俣病不知火患者会から、本県・国・チッソを被告として、損害賠償請求訴訟が提起された。

国・チッソとも協議しながら対応していく。一月一日に開催された政府主催の都道府県知事会議で実情を小泉総理に伝え、水俣病被害者の早期救済が図られるよう要請してきた。本県が提案した水俣病問題の今後の取り組みについて平成一八年度政府予算への反映も含め、県議会と連携を図り取り組む。三位一体の改革は、国庫補助負担金の改革の決着が大詰めを迎えており、昨年から積み残しである六、〇〇〇億円分の改革は、生活保護費負担金、義務教育費国庫負担金の取り扱いを含め、さまざまな報道がなされている。本日中にも政府・与党合意に向けた協議が行われると聞いており、最終的な決着の内容を見極め取り組んでいく。年末に向けて、三兆円の税源移譲を実現する税制改正、地方交付税の総額確保を含む地方財政対策という重要な課題が最終局面を迎える。動向を注視していく。県議会も、一月一七日の緊急要望活動をはじめ、国へ働きかけており、県議会、県内自治体と連携を密にしながら、地方六団体が一致団結して、この改革が真の地方分権を推進する改革となるよう、地方の実態と意見を国に伝えていく。

一〇月二九日、三〇日に開催された第一四回全国ボランティア・アフェスティバル火の国くまもとは、延べ八万人以上の参加者を数え、県内外のボランティアたちによる触れ合いや語り合い、活発な交流が行われ、参加者にとって感動あふれる大会となった。これを契機に、県内のボランティア活動が活発になり、その輪が一層広がっていくよう、関係機関と連携して取り組む。一月二日から六日にかけて開催された第二二回伝統的工芸品

月間国民会議全国大会は、延べ八万人以上の来場者があり、伝統的工芸品に対する県民の理解を深め、本県の伝統工芸のすばらしさを全国に発信することができた。これを契機に伝統的工芸品産業の一層の振興に取り組む。

今定例県議会に提案している補正予算について、一般会計補正予算は、台風14号に伴う災害対策、熊本空港周辺環境対策、改正介護保険法および障害者自立支援法の施行に向けた準備経費を中心として、早急に実施することが必要な経費について、総額で約五五億円を計上している。主な財源は、国庫支出金・県債・繰入金等であり、現計予算と合算すると約七、四三九億円となる。主な内容は、九月五日から六日にかけて本県を縦断した台風14号は、大きな被害をもたらし、重軽傷者七人、住家被害のほか、被害額は、公共土木関係六五億円、林業関係四五億円、農業関係二五億円等、一三八億円に上った。被害を受けた人々に対し、心からお見舞いを申し上げる。被災した道路・河川等の公共土木施設や林道の日も早い復旧と再度災害の防止に努めていく。熊本空港周辺の環境対策は、地元市町村と航空機騒音の実態調査に取り組むこととしており、精度を高めるために、財団法人空港環境整備協会の助成を得て、航空機の運航航路の実態を調査する。平成一八年四月から施行される改正介護保険法に関しては、同法で義務づけられる介護サービス情報の公表に向け、仕組みづくりや人材養成等の準備を進める。来年四月施行の障害者自立支援法に関しては、障害程度区分の認定を行う市町村の実施体制の整備を支援し、県の医療

費支給システムを整備する。公共事業関係は、国庫補助事業に係る内示増減や追加に対応するほか、公共事業発注の平準化を図るため、県単独の公共事業について約二六億円の債務負担行為を設定し、事業の早期かつ円滑な執行を図る。

4 一般質問及び答弁の要点

二月五日に荒木義行（自由民主党）、鎌田聡（県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、六日に永田昂生（自由民主党）、大西一史（無所属）、中村博生（自由民主党）、七日に池田和貴（自由民主党）、渡辺利男（県民クラブ）、八浪知行（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県行財政

① 財政問題について。①県は一〇月七日に、予算編成方針とあわせ、大まかな収支見通しを公表した。財政調整用四基金をすべて取り崩しても、なお二五億円の収支差額が出る。平成一八年度当初予算には、例年以上に厳しいシーリングが設定されている。歳出の削減は限界ではないか。三位一体の改革をはじめ県財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、今後の財政運営にどう取り組むのか。②今後の県有資産の活用について。県は公共施設として使われている行政財産、使われていない普通財産を多く保有している。資産を見極め、処分できるものは積極的に処分していく姿勢が必要ではないか。現在使われている行政財産であっても、組織の再編、見直しにより不要となる

ものも出る。各部署が所管する資産を全庁的に検証し、処理を積極的に進める体制の整備が必要ではないか。③市町村合併後のまちづくり支援に対する考え方。平成一六年度の地方交付税等の大幅な削減により、市町村建設計画をもとにしたまちづくりの重要事業が、国や県の合併支援方策を活用して進めていくことができるのか懸念している。新たな市町村合併を促すためにも、県の財政状況が大変厳しい中でも、支援は確実に行っていくべきである（荒木義）。（2）平成一八年度予算編成について。①三位一体の改革の国庫補助負担金改革の概要をどう受け止めているか。②より質の高い予算編成が求められているが、どのような決意と姿勢、展望を持って臨むのか。③予算編成のポイントとして、投資的経費の一部に枠配分方式を導入すること、人的資源活用型事業、いわゆるゼロ予算事業が挙げられているが、どのような事業を展開するのか。④公共事業事前評価制度の目的と効果、評価対象額と公表のあり方。県が事業主体の土木部・農政部・林務水産部の三部門のみで新規に予算化しようとする事業箇所のうち、総事業費三億円以上が評価対象である。内部だけで評価を行うことで、事業費の増大抑制、効果的な事業費配分が可能となるのか。評価結果の公表は予算案公表時とされている。事前評価の結果、新規に採択されなかった事業の評価結果の公表はするのか（氷室）。（3）県財政と人事評価、給与制度改革について。①人事委員会勧告に沿って、給与構造改革に取り組むと聞いているが、来年度の予算編成において、人件費の抑制を含め見込まれている収支不足をどう補う

のか。②知事部局職員の人事評価と給与制度改革について。国や自治体では、年功序列型システムから、能力主義・成果主義の給与システムへ転換する方向性が示されているが、本県は年功序列型の給与制度である。平成一二年度から導入している熊本県職員人事評価実施要綱という独自の人事評価システムは給与に反映されない。新年度から人事評価と給与を連動させる点をどう考えているか。分限処分について本県ではどのような方針で臨むか。③労使交渉情報の公開について。県民に説明できる労使関係の構築が必要である。労使交渉の内容をオープンにするなど積極的な情報公開を図っていく必要がある。④教育職の給与構造の改革、とくに人事評価制度の導入や給与への反映など運用の厳格化が、単なるコストカットだけでなく、教員の士気向上のためにも必要不可欠である。人事評価制度を給与に反映させるような仕組みを早急に導入する必要がある。⑤公安職は、警察法において、国家公務員である警察庁の職員に準じ、一般行政職よりもかなり高い給与体系となっている。ただし、危険手当的な要素も考慮されている。公安職の給与構造の改革、とくに人事評価制度の給与への反映など、運用の厳格化が必要と考える。人事制度、給与制度改革の方針について（大西）。（4）今後の財政運営について。①年間を通じて資金残高を平準化して、例年資金不足になる三月から五月にかけての一時借入れが不要になるように資金調達や予算執行を行えば、平成一六年度は四〇〇万円程度の費用削減が可能だった。このようなことが可能か。②平成一七年九月三十一日現在で、総額約

七四一億円の二三の特定目的基金と平成一六年度歳入決算ベースで四八七億円の一八の特別会計があり、熊本県行財政改革基本方針では、特定目的基金と特別会計の見直しを行うことになっている。特定目的基金は使い道や基金残高の再設定、特別会計は廃止や統合の検討を進め、眠っている資源を有効に活用し、効率的、効果的な行政サービスを展開しなければならぬ（池田和）。（５）市場化テスト法（公共サービス効率化法）の導入について。市場化テスト法は、公務員に限られている行政業務を民間に開放し、行政コストを下げるものであり、対象業務は、道路などの施設管理や、企画・立案なども含む公務全般となる。公共サービスとは何かという本質的な論議が深められないまま進められていることは大変心配である。（１）行政の業務と民間の業務の線引きはどう判断するのか。（２）市場化テストで民間に開放される県、市町村の業務とは具体的に何が想定されるか。（３）指定管理者制度はどうなるのか（渡辺）。（６）熊本市の政令指定都市の実現に対する県の考え方。（１）政令市の必要性について。（２）熊本都市圏のビジョンづくりへの県のかかわり方について。（３）財政への影響について。熊本市は、政令市になると一四三億円くらい予算規模が膨らむと試算されているが、県の予算に与える影響はどうか（鎌田）。（７）前回、大規模災害に際して、備蓄・救援物資の搬送や拠点施設、地域住民の避難施設、ヘリコプターの緊急離発着場などの機能を持った、県全体をカバーする複合的な施設を有する広域的な防災活動拠点施設の必要性について質問し、研究したいと答弁があった。研究

結果について（永田）。（８）（要望）団塊の世代の大量退職に伴う課題について。その活用をどう図るかが、県・自治体にも問われる。団塊の世代がいかに生きていくか、いかにその力を活用するかが大変重要な問題になる（永室）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①財政の縮小、均衡だけを目指し、安易に行政サービス水準を下げる道を選択することは適切ではない。行財政改革基本方針では、歳入に見合った歳出予算の重点化や効率化を図る質的な改革の視点を加え、財政の健全化への取り組みを進めている。成果を高めるためには、職員の意識改革が重要であり、平成一八年度当初予算の編成に先立ち、大まかな収支見通しを示し、全職員の共通理解を深めてきた。同時に、重要課題や喫緊の課題に的確に対応できるよう、政策評価に基づく施策の重点化をより進めている。事業予算を伴わない、いわゆるゼロ予算事業の導入も予定している。県民とのパートナーシップを県政運営の基本として位置づけ、元気で明るい熊本づくりの実現を目指す（知事）。（２）遊休県有財産の処分は積極的に行っており、平成一三年度から一五年度までの熊本県財政健全化計画の緊急集中取り組み期間には、目標額の約一〇億円を上回る約二三億円を売却するなど、一定の成果を上げてきた。県行財政改革基本方針でも引き続き推進していく。本年度は、各財産所管部局に対し、県有財産の利活用の基礎調査を実施した。経営改革推進本部の中に、遊休資産活用専門部会を早急に立ち上げ、すべての県有財産の利用状況の精査、総点検を一元的に実

施し、売却および有償貸し付け等を積極的に推進したい（総務部長）。③合併市町村が策定したまちづくりの建設計画の中で、県が主体となる各種事業は、優先的・重点的に実施している。市町村から要望の強い道路整備事業は、市町村合併支援道路整備計画等に基づき着実に推進しており、平成一七年度予算では約六〇億円を措置した。合併市町村が行う事業に対する県独自の財政支援制度として市町村合併特別交付金を設け、住民票のオンライン化など電算システムの統合整備、福祉センターの整備など、合併後のまちづくりに支援を行っている。一八年度予算編成方針でも、市町村合併支援プランを踏まえ、合併後の新たなまちづくりを積極的に支援する（知事）。(2) ①地方分権の理念に沿った内容とは言いがたく、評価できない。児童扶養手当と児童手当の国庫負担率引き下げは、国策として少子化社会対策を推進することを考えれば、国の対応の一貫性が疑われる。義務教育費は、地方六団体の主張に反し、国庫負担金制度の堅持が盛り込まれる一方、負担率が引き下げられ、地方の裁量性は全く拡大しない。法定受託事務である児童扶養手当や児童手当は切り込み、自治事務である義務教育費は国で温存する結果になったことに矛盾を感じている。②(1) ①に同じ。③現時点では九〇件程度の取り組みを候補として取りまともを進めており、平成一八年度当初予算とあわせて公表する。行政サービスの維持向上を図るため、県の施策の一つとしてゼロ予算事業の展開を推進したい。④公表を前提とした客観的な制度に再構築し、県民への説明責任を果たそうとするものである。

制度を活用し、公共事業のより重点的かつ効率的な展開を図りたい。評価対象事業の額は、優先順位の判断という制度の目的、県民への説明責任、評価事務の増大に伴う事務の効率性、公共事業再評価制度の実態等を総合的に勘案し、総事業費三億円以上とした。採択した箇所は、県民への説明責任を果たす必要性が高く、その根拠を明確にするという趣旨で公表する。事前評価制度は新たな試みで定着させたい。運用をしていく中で、改善すべき点が出てきた場合には、協議しながら改善を図りたい（総合政策局長）。(3) ①歳入面では、遊休県有財産等の積極的な処分などや受益者負担の適正化を図る使用料、手数料の見直し、企業誘致の促進をはじめ産業の振興等による中長期的な視点からの税財源の確保など、自主財源の確保に努めている。歳出面では、行財政改革基本方針に基づき、徹底的な歳出削減に取り組み、政策評価を踏まえた重点化システムなどにより、さらなる財源の重点化を進めている。人件費は人事委員会勧告とは別の職員給与の一律カットは、財政削減効果が一時的であることや職員の士気への影響などあることから、職員数の削減と給与制度の見直しにより総人件費の抑制に努めたい。②知事部局では、人事評価の結果を職員の昇任選考に活用すること、勤務実績に応じて昇給の判断を行うなど、人事評価の結果を給与に反映させている。人事委員会から勧告があった給与構造改革にしっかり取り組む。分限処分の運用は、先月末に勤務実績不良等の職員に係る分限等の取扱要綱を定め、運用をより明確化した。職務遂行上何らかの問題がある職員には、所属長

が指導を行い、改善が見られない職員については、要綱に基づき研修、指導を行った上で成果が認められない場合、分限制度の趣旨に沿って免職や降任等を適切に行いたい。③職員の給与を改定する場合には、職員団体との交渉を行っており、交渉結果は、給与条例主義の原則のもと、議会での関係条例や予算審議等の手続を経て実施に移され、県公報や県のホームページで公開している。職員団体との交渉内容の公表は、職員団体と話し合いながら、公表の必要性や他県の状況等を研究したい。国では、本年度内をめどに、全国一律に地方公務員の給与の状況を比較できる形で公表することに取り組んでおり、わかりやすく公表していく（総務部長）。④平成一五年度から、新たな人事評価制度の検討を進めてきた。本年度は五二校で試行を行っており、来年度から、公立の小中および県立学校全校で新たな人事評価制度を導入する。この制度は、教職員の資質向上を図ることを主眼としており、教職員の能力や意識を高めることにより学校の活性化等に生かしたい。給与等処遇への反映も、人事委員会の勧告を踏まえ検討したい（教育長）。⑤県警察では、職員の能力、実績に応じた勤務評定を行い、給与の特別昇給と昇給の延伸、勤勉手当の加算と減額など、勤務実績を給与に反映させてきた。現行の公安職給料表の場合、級が階級で格付され、階級構成比率が定められていることから、警察官には六級以下および枠外号給の在職者が多く厳しい。警察官の士気を低下させることのない給与制度の確立が必要である。職員の職務、職責の実質に即した給与制度を関係部局と協議したい（警察本

部長）。(4) ①県の公金の資金残高は、毎年度三月から五月にかけて一時的な資金不足を来しやすい。毎年度、当初予算において、県議会の議決を経た範囲で金融機関から一時借り入れを行い対応している。これを減らすことで、一時借り入れによる利子の削減を図る必要がある。資金残高を年間を通じてなるべく平準化する必要がある、ゼロ県債の設定は、公共工事発注時期を平準化し、支払い時期も平準化することから、資金残高の平準化にもつながる。平成一六年度から借り入れを始めた全国型市場公募地方債のように、県債を年度途中に借り入れることにより、資金残高を平準化し、一時借り入れを減らすことは可能であり、取り組みを進めている。②特定目的基金は、すべての基金について、適正規模のあり方、条例による使途の制約の緩和等、順次見直しを進めている。二月に見直しを行った地域福祉基金に続き、今定例県議会で、環境保全基金条例の改正を提案しており、果実運用型から取り崩し型へ転換し、最低積立額を見直して、本来の目的に沿った事業を展開する。土地開発基金も本年度中に方針を決定したい。特別会計は、事業規模の見直しによって、繰越剰余金の水準のあり方・使途についてあらためて検証を進め、一般会計における臨時的活用についても積極的に検討したい。設置当初に比べ事情の変化が生じている特別会計の廃止、設置目的が似通った特別会計の統合の可能性も視野に入れ、具体的な検討を行っている（知事）。(5) 市場化テストは検討すべき一つの手法と考え、制度の仕組みや課題等について、情報収集に努めている。①県税賦課徴収業務、各

種許認可等の公権力の行使を伴う業務、選挙事務等の法令により県が直接実施すべき業務、政策立案業務等は基本的に県が実施すべき業務と考えており、それ以外の業務は、原則として市場化テストの対象となり得ると考える。②国の規制改革・民間開放推進会議で検討されているが、県業務は具体的なものとは挙がっていない。③指定管理者制度は公の施設の管理を民間に委託するもので、この両制度は両立すると考える（総務部長）。

（６）①地方分権の推進という観点から、地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体となる政令市への移行は、有効な手段と考える。熊本市が、政令市移行を契機に、九州の拠点としての都市機能の強化に努めることで、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待される。道州制の議論の高まりを踏まえれば、熊本市の政令市移行は必要と合併推進審議会で示した。②熊本市の政令市移行には、周辺市町村との合併が前提であり、機運の醸成が必要である。熊本市圏のビジョンを策定するための熊本市圏域および政令指定都市についての研究会の設置が検討されており、県も参加して、関係市町村と一緒に検討を深めたい。③今まで県が行ってきた事務権限が政令市に移る一方で、これらに関連する財源も政令市に移るため、県の財政への影響は少ないと考える。（７）本県の大規模災害時における対応は、本庁および各地域振興局で保管している備蓄物資や流通業者と提携している流通備蓄物資等により初動時の物資供給を確保し、緊急消防援助隊の集結場所の指定、ヘリ離発着場の指定等も既存施設を活用している。広域防災活動拠

点施設の重要性は認識しているが、既存施設を活用しながら、危険分散のために数か所を活動拠点にした方が望ましいと考ええる。今後活動拠点となり得る広さ、交通の利便性等を考慮して、次回の県防災会議で審議される地域防災計画の中で、県消防学校やその他の既存施設を広域防災活動拠点として指定し、順次必要と思われる資機材等について整備したい（知事）。

農林水産業

（１）農業試験研究について。本県農業が発展していくためには、熊本ならではの新品種や生産者が活用しやすい新技術の開発が必要である。生産者の声をより試験研究に反映させ、各試験研究機関の役割をさらに現場密着型にするなど、地域農業研究所のあり方を見直す必要がある。予算を一律にカットするのではなく、緊急的な対応等が必要な研究課題にはめり張りをつけて、十分な予算を確保する必要がある。研究課題の設定や生産現場への普及・定着など、今後の試験研究のあり方について（荒木義）。（２）農業の担い手の育成、確保について。①平成一九年度から、日本型直接払い制度である品目横断的な経営安定対策が導入される。担い手の具体的な経営や規模の要件として、最小面積が四haまでの田や畑の面積を経営する認定農業者と二〇ha以上を経営する集落営農組織や受託組織などを内容としている。これまでの農政を大きく転換する政策であり、本県の農業と農村に大きな影響を与える。本県農業を活性化していくために、農業の担い手をどのように確保し、農業を振興し

ていくのか。②農地の権利を取得するには下限面積の要件が定められており、農業に参入する際の障壁となつてゐる。九月の農地法施行規則改正では、一定の要件を備えれば、都道府県知事が一〇アール以上の面積で下限面積を定めることができる。要件が緩和された。県内の下限面積を見直せば、もっと多くの人材が農業に参入できる。農地の総合的な活用という観点から、高齢農業者や第一線を退いた農業内外の人材を積極的に活用した農業、農村の活性化について（永田）。③農業問題について。①食糧自給率の向上については、基本は食糧を安定供給するという生産面からの取り組みが大切ではないか。全国有数の農業県である本県としても役割を果たしていくべきではないか。食糧自給率の向上に対する基本的な考え方。②品目横断的経営安定対策は、農産物の内外価格差を補填（ほてん）している現行の麦作経営安定資金や大豆交付金に代わるものであり、土地利用型農業の担い手が少ない本県においては、関係品目の農業生産や経営に大きな影響を受ける。米、麦、大豆の生産だけにとどまらず、土地利用を含めた水田農業の根幹に係る問題であり、熊本農業の将来を左右する。具体的な対応についての考え方（中村）。④（要望）魅力ある農業大学校、つくりについて。本県の場合、農業従事者の半分以上が女性であり、生産面だけでなく、農産加工やグリーンツーリズムなどにおいても女性の活躍が著しいなど、大きな変化が起きている。このような観点から、農業大学校では、女性の入学者の増加、新規参入者の増加に向けた魅力あるカリキュラムや女性だけのコース設定を工夫してい

くよう要望する。（5）（要望）農用馬の生産振興について。消費者の地産地消への関心の高まりやJAS法の改正を機に、熊本生まれで熊本育ちの馬を、熊本産馬刺として消費者に提供することが大変重要である。農用馬の生産におけるコスト低減、繁殖性の向上対策等を充実し、県産馬の増頭につながる対策を早急に講じるよう要望する（荒木義）。⑥八代海における水産振興について。①重要魚種であるクルマエビの漁獲量は大きく減少している。八代海沿岸の市町および漁協が継続的に種苗の放流を行っているが、漁獲量の減少に歯止めがかからない。地元漁業者からは、近年の魚価の低下もあり、種苗放流そのものの継続を危ぶむ声も聞かれるが、クルマエビ資源の維持のため、放流の継続は必要である。クルマエビの種苗放流の取り組みについて。②八代海でのアサリの生産は低迷している。地元漁業者からは、ダムや堰などにより川から海へ供給される砂が減少したことや、干潟の埋め立てなどにより漁場機能の低下や干潟が減少したことなどが原因ではないかと聞いている。八代海の水産振興を図っていくためには、作渚（さくし）や覆砂（ふくさ）等による漁場整備が必要ではないか。その際には、荒瀬ダムの堆積砂の活用を図ることも一つの方法ではないか。干潟漁場の整備についてどう考えているか（中村）。⑦大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大のための取り組みについて。本来は一本釣りなどの零細漁業者の所得拡大策として設置されている人工漁礁の漁場において、他県船籍の大中型まき網船団が操業を行うようになり、本県の沿岸漁業者の漁獲に重大な影響が出てきた。本県で

は、平成一三年一二月定例議会において、熊本県漁業協同組合連合会および天草西海区漁協連絡協議会より提出された大中型まき網漁業の操業禁止区域拡大を求める請願が採択されたことを受け、同年一二月に大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大を求める意見書を提出し、平成一四年八月に行われる大中型まき網漁業許可の一斉切り替え時に解決の努力がなされたが、見直しは行われなかった。以来、毎年、熊本、鹿児島、福岡、沖縄の四県共同で要望活動が行われているが、現在も禁止区域拡大は実現していない。大中型まき網漁業許可の一斉切り替えの次回は平成一九年八月となる。大中型まき網漁業操業禁止区域の拡大の実現に向けてどう取り組むのか（池田和）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 試験研究機関の果たすべき役割は大変重要と認識している。毎年一五〇程度の継続、新規の課題について試験研究を行っている。課題設定は、生産者や消費者、流通関係者などのニーズを踏まえ、部課長で構成する農業技術会議等で、緊急性・必要性・実現可能性等の検討を加えている。農業技術会議等での内部評価、学識経験者等による外部の評価委員会で評価を行って現場におろし、成果は三年経過後に効果検証する。温州ミカン「肥のあかり」から「肥のみらい」のリレー出荷体系の整備、高品質の豊表「ひのみどり」の育成、熊本肉用鶏のブランド化「天草大王」の復元を行っている。病害虫問題や広域的な対応が求められるものは、大学や民間との研究機関による共同研究を進めており、耐暑性作物の導入や最近の原油高に對

する対策、台風等の自然災害への対応等も毎年重点研究領域の中で取り組んでいる。地域に密着した試験研究に取り組み、限られた予算の範囲で、関係者と連携をとりながら取り組む（農政部長）。(2) ①四月に、熊本県担い手育成総合支援協議会を

発足させ、営農組織の育成や協業化、法人化の推進、農地集積の促進などの取り組みを加速化させている。また、効率的な経営に必要な経営改善計画の策定指導、経営規模拡大に向けた農地集積等の斡旋、経営アドバイザー派遣による経営管理能力の向上などを図り、経営力豊かな認定農業者の確保に向けた取り組みを強化したい。土地利用型農業では小規模農家や兼業農家が多く、担い手としての地域営農組織の育成は、一層重要になってくる。昨年一二月に、宇城市小川町で県内で初めてモデルケースとも言える五集落六五農家による農事組合法人宇土割営農生産組合が設立された。組合員からの稲作の作業受託や施設等の共同利用に取り組んでいる。また若手農業後継者の育成、女性農業者の経営参画や起業化の促進、高齢農業者の経験豊かな技術を生かした農産物の生産活動への支援など、多様な担い手の育成にも取り組みたい（知事）。②退職者等の高齢者が、農業に参入することは、本人の生きがいの面に加え、農地の有効利用にもつながる。都市・農山漁村いきいきシニア活動促進事業による山鹿市菊鹿町のヤマノイモ生産や山江村のインゲンなど軽量野菜の生産、菊水のみその加工や販売等、成果も着実にあらわれており、高齢者に対する農業生産や直売活動に一層支援したい。農業に参入する場合の農地取得要件である下

限面積は、国において、一定の条件の下で、要件緩和が図られた。地域における農地の有効利用の実態や新規参入の動向等を見極め、市町村からの要望等を個々具体的に検討し対応する。

(3) ①平成一五年度における本県の食糧自給率は、カロリーベースで六二%、生産額ベースで一五九%となっている。食糧自給率向上に向けた取り組みは大変重要で、県農業計画でも自給率の目標を設定するとともに、作物ごとに生産目標を明示するなどして、食糧自給率向上に努める。生産面からは、食糧生産の担い手となる元気な農業者の育成や消費者ニーズをとらえた安全、安心な農産品づくりを推進し、消費面からは、生産されたものが、地産地消の盛り上がりなどを通して消費に結びつくよう、両面から取り組みたい。②対象となる認定農業者や集落営農組織等が限られているが、対象となる担い手の育成を早急に取り組んでいく。関係の市町村、農業委員会、JAなどで構成する地域担い手育成総合支援協議会を中心に、地域や集落の話し合いを大切にしながら、認定農業者等への農地の集積による規模拡大の促進、法人化や協業化による地域営農組織づくりを全体的に推進する。担い手育成推進プロジェクトを編成し、市町村やJA等の関係機関と連携をとりながら地域で取り組み、職員が直接中に入って支援をしていく。国の動きを的確につかみ、情報提供等に努め、地域農業の担い手の育成を進める(農政部長)。(6) ①熊本県栽培漁業協会を通じ、放流種苗の安定的な供給を行い、放流後の移動について調査を実施し、放流場所から八代海の中央部へ移動することを明らかにしてきた。放

流効果は、有明海における沿岸四県の共同放流事業による把握が進んでいる。知見をもとに、漁業者との意見交換を行い、地元漁協等による放流がより効果的に実施できるように指導していく。②干潟漁場の機能の回復を図るため、作滞や覆砂による漁場改善を行い、アサリの生産回復に寄与している。八代海では、覆砂事業を実施しており、地元要望を踏まえながら、作滞などによる干潟漁場の改善に努める。ダムに堆積した砂の活用については、関係部局と連携を図りながら検討したい。(7) 漁業の許可を行う国に対して、再三にわたり地元漁業への影響を訴え、禁止区域の拡大を要望したが、国は問題解決には関係漁業者間による調整が必要であるとの認識を示しており、本県漁業者と大中小型まき網漁業者との協議に参加し、調整が図られるように努めてきた。天草西海の漁業資源を適正に管理し、漁家経営の安定向上を図る上で、当該漁業の操業禁止区域の拡大を図ることは重要な課題の一つで、許可の更新に向けた取り組みが大変重要である。地元漁協や県漁連をはじめ、同じ状況にある関係県との連携をさらに強化して、禁止区域の拡大や関係漁業者への指導、調整を行うよう、国に対して引き続き要望し、新たな取り組みとして、当該許可のあり方等を審議する国の水産政策審議会への働きかけにも努めたい(林務水産部長)。

商工業

(1) 大型店の立地に関するガイドラインと県の商業振興施策について。①大型店の立地に関するガイドラインを取りまと

め中で、近々公表予定と聞いている。パブリックコメントにどのような意見が寄せられ、どのような内容になったのか、すでに営業している大型店や熊本市佐土原地区など出店を予定している新規の大型店に対して、ガイドラインをもとにどのような対応をとっていくのか。②本年度新設された大型店緊急対策枠の利用実績は現在までに三件と極めて低調である。県の商業活性化支援事業の利用率も、施策利用状況は低くなっている。商業振興施策が商業者のニーズにマッチしておらず、十分な効果を上げていないのではないかと。商業者が市場の変化に対応しようとする努力をしているのかどうか課題がある。商店街活性化施策の効果をどう認識しているか。来年度予算における施策上の位置づけをどう考えるか。③一九九八（平成一〇）年に中心市街地活性化法が施行され、中心市街地再生の推進組織として、また行政のソフト・ハード施策の受け皿として、まちづくり機関、いわゆるTMOの設立が打ち出された。県内のTMOの現状と課題をどう認識しているのか。できるだけ財政負担の少ないソフト面の施策、とくに人材育成の支援などにシフトして、商店街の自発的な活動を側面からサポートする方向性をとるべきである。商業関係施策の取り組み、方針について。

（二）建設産業振興プランの成果と今後の取り組みについて。

①平成一五年度末に建設産業振興プランを策定以降、建設産業支援事業の実施や発注標準の見直し、格付基準の改正、不良不適格業者の排除など、さまざまな対策により、技術と経営にすぐれた建設産業の育成を目標に取り組んできた。建設業界を取

り巻く環境は大変厳しく、倒産する企業も相次いでいる。県内企業への支援、構造改革、透明で公正な市場環境づくりの促進など、これまでの主な成果と今後の取り組みについて。②先日一億円以上の県発注工事の平均落札率が全国一高いという県の高コスト体質を指摘する新聞記事が掲載された。厳しい県財政の中で、県発注工事の平均落札率が高止まりしていることは問題がないとは言えない。入札制度についてさらなる見直しをすべきではないかと、認識と方針について（大西）。③（要望）商業の発展という観点から、商工観光労働部の位置づけを高めていただきたい（荒木義）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）①一九の個人・団体から、大型店に対して商工団体への加入の義務づけ、防犯・青少年非行防止対策の強化を求める意見など、四八件の提案をいただいた。意見の趣旨をガイドラインへ反映することに努め、盛り込めなかったものは、施策の参考とするため整理を行っている。ガイドラインによって大型店の主体的な地域貢献を促すという考え方には、おおむね賛同が得られたと思っており、ガイドラインの最終的な姿は、大筋ではほぼ素案どおりと考える。年内に策定・施行し、新規に立地する大型店には、出店計画書や地域貢献計画書の事前の届け出と地域住民等への説明等を求めていく。既設の大型店も地域貢献計画書の届け出等を求める。施行に当たって、ガイドラインの趣旨と内容の周知を図り、地域貢献の取り組み状況を公表するなど、実効性を確保する。ガイドラインの内容は、運用実態

やまちづくり三法の見直しなどの状況も見ながら、必要に応じで改正し、実情に即した形で運用したい。②商業振興施策の効果については、県の支援制度を積極的に活用して、古くからある蔵を多目的ホールや飲食店として再生し、多くの来訪者を集めている玉名市高瀬商店街や、NPOと連携して高齢社会にも対応したまちづくりを進める健康商店街等の取り組みが行われている。商店街魅力創造事業では、予想を上回る多くの事業提案があった。大型店緊急対策融資のように利用が少ない事業があることも事実である。要因の把握や分析に努め、制度の一層の周知や制度の改善を図りたい。来年度は、中心市街地等活性化対策を重点施策の元氣プロジェクトの一つとして位置づけ、各種団体等と連携した商店街づくりや地域のニーズに対応した戦略づくり、新サービスの開発など、商業者が主体的にとり行う取り組みを支援したい（知事）。③県内には、熊本市など六市五町に合わせて一つのTMOがあり、商店街等と連携しながら、ソフト、ハードの両面から中心市街地におけるまちづくりを推進している。TMOの中には、商工会議所や市町の職員が事務を兼務し、運営経費も行政からの補助金に頼ったり、情報やノウハウが不足しているなど、運営体制面での課題を抱えているところも多くあるので、体制面の強化や取り組みの円滑な推進という観点から積極的に推進する。県の商業関係施策は、基本的には、商業者自らがやる気と主体性を持って取り組むことが重要と考えている。福祉、環境、観光振興等の視点も取り込み、まちづくりの観点から商店街の魅力を高めることも必要

であり、NPOや地域づくり団体等、多様な力を結集することもあると考える。こうした観点から、商店街魅力創造事業に今年度から取り組み、商店街の自立性や創意工夫を引き出すような施策展開を図っている。活性化の取り組みを進める際には、リーダーとなる人材の存在が不可欠と認識しており、若手商業者同士のネットワークづくり、まちづくりに関するファンなど他県の先進事例を学ぶ機会の提供、関係部局の職員との意見交換等について、商店街の将来を担う意欲と能力を持ったリーダー育成という観点から、いわゆるゼロ予算の取り組みも含め、前向きに取り組みたい（商工観光労働部長）。(2) ①建設産業振興プランの成果については、県内企業に対する優先発注やJV工事の活用に取り組んでおり、平成一六年度の県発注工事の県内企業の受注割合は九割を超えた。構造改革については、経営相談を延べ四三〇件実施し、経営者セミナーを延べ一五回開催するなど、実績を積んでいる。新分野へ進出する事業者に対する専門アドバイザー派遣や合併企業等に対する優遇措置の適用等の支援も活用が増えつつあり、建設業界における構造改革に向けた意識が高まってきた。透明で公正な市場環境づくりの促進については、不良不適格業者の排除対策として、建設業の許可や経営事項審査等において疑義のある者に対する営業所立入調査を強化し、下請発注実態調査による元請下請関係の適正化に取り組み、市場環境の健全化に努めている。来年度がプランの前期の最終年度となるため、事業者を対象としたアンケート調査等により成果を分析、検証した上で、後期のアク

ションプログラムに生かしたい。②平成一六年度に、条件付き一般競争入札の導入や公募型指名競争入札の拡大等を行ったが、全国的に見て落札率が高い点は、厳粛に受け止めている。入札の公正性・透明性を高めていくため、本年一〇月から電子入札の一部運用を開始したが、平成一八年度、一九年度と対象を段階的に拡大し、平成二〇年度から本格運用を開始する。四月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律を受け、今年度から価格と技術力をあわせて評価し、落札者を決定する総合評価方式の試行を行い、導入に努めたい。来年度から、県内の地域要件等を付した条件付き一般競争入札の拡大等を図ることを検討したい（土木部長）。

土木・交通

(一) 川辺川ダム問題について。①国土交通省の収用裁決申請の取り下げを受け、自民党のプロジェクトチームでは、球磨川流域の治水対策としてダムが必要であり、利水事業もダムを水源とする案でいくべきというのが結論である。国土交通大臣、地元市町村、県議会でも、流域の安全を守るためにはダムがベストという考えである。地元市町村長はダム案で同意をとると言っている。同意取得は市町村に任せたいかがか。知事は、新利水計画については農林水産省が、ダム計画については国土交通省がどうするか明確な意思表示を示していない段階であり、まだ県が判断する材料は見当たらないとコメントしているが、政治判断で決着すべき時期に来ているのではないか。ど

のように進め、いつ決断するのか（荒木義）。②知事は、多目的ダム事業はあくまでも国交省にあるという考え方が前提にあると述べてきた。国の方針はダム建設で一貫している。一歩踏み込んだ姿勢を示すことが県行政のトップとしての知事の説明責任を果たすことと考える（氷室）。(2) 国が平成一年に実施計画を行い、平成一三年度に計画の一環として一億円の予算を付けた経緯があるフロンティア堤防事業計画はどうなったのか、国に対し何の説明も求めないのか。経緯や事実、財政的な視点から、川辺川ダムに頼らない球磨川下流域の治水対策であるフロンティア堤防についての所見（鎌田）。(3) 建築物の安全性について。構造計算書偽装問題は熊本県にも関連企業があり、熊本県民も大きな関心がある。民間の指定確認検査機関が、建築確認申請書を申請する過程で添付された構造計算書が偽装されていることを見過ごしたことで、行政の責任も明確化していかねばならない。熊本県にもそういう建物があるのか、チェックはできているのか（荒木義）。(4) 耐震強度偽装問題については、県内の木村建設が経営破綻するという事態になり、大きな波紋を広げている。関係機関と連携して、最大限の支援に万全を尽くしていただきたい。建築確認は、行政では熊本県と熊本市・八代市の三、民間では国交省指定の検査機関が一、県が指定した検査機関が三、以上官民合わせて七の機関が建築確認を行っている。県内の民間機関が実施した建築確認の割合は年々増加傾向にある。①国交省からの指示で、七つの検査機関の構造計算書の審査方法や体制についての調査が行われ

ているが、どのような結果だったのか。②国会の参考人質疑で、イーホームズの社長が、E R Iという検査確認機関でも偽装を見逃しているという証言をして、事実を認めている。E R Iは熊本県内でも建築確認を実施しているが、徹底的に再調査をすべきではないか。③建築確認の民間参入の際に、全国で七割くらいの自治体は中間検査を導入しているが、熊本県は導入していない。導入すべきではないか。④県が指定した民間の検査機関が建築確認を厳正に行っているかどうかの立入検査を、県の責任として年に一度ぐらいは定期的に実施すべきではないか（鎌田）。⑤さきの特別国会で、耐震改修促進法が改正された。国土交通省が、建築物の耐震診断、改修に関する目標設定や技術上の指針などを盛り込んだ基本方針を策定し、県は、県内の建築物の耐震診断、改修を促進するための計画を策定するほか、正当な理由がなく県などの指示に従わない特定建築物の所有者については、その旨を公表することができることになった。民間建築物の耐震化促進に対する現在の取り組み状況、耐震改修促進法の改正でどのように耐震化対策を講じるのか（永田）。⑥（要望）耐震強度偽装問題に関連して、八代市では、建設会社が破産申請に至り、従業員の解雇、関連企業への連鎖など、地域経済への影響が心配される。熊本労働局においても、求職意向調査や雇用保険の手続等の説明会等を進め、八代市および商工会議所においても相談窓口を設置されるなど、関係機関で迅速な対応をいただいている。解雇された人々の再就職支援は、国が中心となって担うが、県も国との連携を密にして、下請等

関係企業についても、商工団体等と協力して融資の斡旋など支援をいただきたい（中村）。⑦本県では、都市計画道路見直しのガイドラインが策定されている。都市計画決定から二〇年以上未着手となっている路線や、一部着手したが残りの区間に對して事業のめどが立っていない道路に對して関係市町が見直しを行う場合の指針である。①都市計画道路の見直しがなぜこれほど遅れたのか、理由と本県の現状をどう認識しているのか。②検討路線の抽出基準の一つに、都市計画決定から二〇年以上未着手路線とあるが、この基準で果たして速やかな見直しが期待できるのか。抽出基準の妥当性についてどう考えるか。③県土全体の発展の上から、主体性を発揮し、調整と支援を積極的に行い、早急な見直しに取り組むべきである（氷室）。④道路整備について。熊本市圏の東南部地域は、産業関連施設が点在し開発が急速に進んでいる。以下四路線の整備状況と今後の取り組みについて。①県道六嘉秋津新町線は、嘉島町上六嘉地内で、慢性的な交通混雑を招いている。サントリー工場やダイヤモンドシティ・クレアがあり、嘉島町で計画されている嘉島東部台地土地地区画整理事業が完了すると、交通混雑がさらに激しくなるので早急に道路整備を行う必要がある。前回の質問で都市計画決定へ向けて作業を行うと答弁があったが、その後どうなったのか。②県道小池竜田線は、益城町小池・島田地区は計画がなされず、取り残されている。地域一帯が文化財の包蔵地で、埋蔵文化財の事前調査を行い、ルート決定を行うと聞いているが、一日も早く事業を実施していただきたい。③県

道益城菊陽線は、益城熊本空港インターチェンジや産業展示場グランメッセ、総合運動公園等主要施設があり、アクセス道路となっている。同路線の惣領地区で、平成八年度から事業に着手され、第二空港線からの区間は改良が済み、熊本高森線との交差点部を事業中である。主要施設へのアクセス向上のため、さらなる重点整備で早期完成を図っていただきたい。④県道堂園小森線は、平成一五年一〇月に俵山トンネルが開通し、時間も距離も短縮できて安全な通行が可能となっている。益城町小谷地区は開通前に比べて交通量が増えている。阿蘇地域への主要観光地へのアクセス道路の確保に向け、西原村の小森までの区間の整備計画を早急に策定し、事業を実施していただきたい（永田）。⑨八代港の新たな港湾計画案は、前回の計画に比べ大変縮小されている。①新たな港湾計画はどのような方針でまとめられたのか、計画の内容はどのようなものなのか。②八代港の港湾計画改定は、一〇月七日に開催された地方港湾審議会に諮問されていたが、進捗状況はどうなっているのか。③新たな港湾計画に基づき、港湾計画の改定後は、どのような手順で港湾整備を進めていくのか。⑩荒瀬ダム撤去に向けた取り組み状況について。①検討スケジュールには取りまとめの時期に来ているが、検討状況および今後の進め方、護岸補修・泥土除去工事の進捗について。②農業用水・工業用水の安定的な流量確保について。荒瀬ダムは、農業用水等の安定供給に大きく寄与してきた。二四時間途切れることなく下流へ水を流している荒瀬ダムの発電方式と比べた場合、上流九kmの電源開発

が所有する瀬戸石ダムの発電方式は、一日の電力使用量が多い時間帯を中心に発電を行う方式であるから、年間を通じ安定した水量の確保ができるのか危惧する。遙拝堰をはじめ、麦島・八の字地区の農業用水が現在と変わりにくく取水が行われるか（中村）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

①②現段階では、三分の二以上の同意が確実に得られる計画策定に向けて、川辺川ダム案および相良六藤堰案の両案について技術的検討を深めることが必要と考え、一、二六〇haを対象農地として、九州農政局と両案の施設計画の技術的検討を行っている。国・地元市町村と事業実施地域、水源等についての調整作業を進め、行政としての方針を取りまとめた上で、事前協議で関係者との協議を行う予定である。収用裁決申請取り下げに当たり、国土交通省は基本計画の見直しの意向を示し、ダムをめぐる状況は大きく変化した。まずは国土交通省が、事業主体としての判断をきちんと示すことが必要で、何らかの形で協議がなされると考えており、しかるべき時期には県として判断を示す。そのため、川辺川ダム総合対策会議を設置し、ダム問題の課題について整理、検討を行っている。②八代市萩原堤防は、平成一〇年度からフロンティア堤防について検討され、平成一二年度まで実施に向けた調査等が行われてきたが、越水対策の技術的知見が確立されなかったことから、堤防の侵食および浸透の対策を検討していくと聞いている。国土交通省河川局長の国会答弁を見ても、その経緯等も含め十分に説明さ

れていない。県として、説明責任を果たすよう求めたい。現在は、堤防本体の質的強化対策の前段階として、洗掘されている部分を補強する河床低下対策工事が平成一二年から進められている。現在まで約一八％の進捗、工事完了見込みは平成三二年、河床低下対策が終わったところから、堤防の基本断面を確保した後には堤防の強化として侵食対策、浸透対策が検討される。八代市も県も、事業促進の要望は再三行っているが、非常に長いスパンでの事業計画であり、フロンティア堤防に比べてスピード感の乏しさを感じる。実態を把握して要請を続けたい。県費の支出を伴うため、効果等についても、県民への説明責任を果たしていく（知事）。（３）国からの調査に対し、大臣認定書等の添付の有無等の点検を実施し、確認申請書に添付してある構造計算書をもとに構造計算の仕方等のチェックを行った。熊本市や八代市、県指定の民間確認検査機関でも調査が実施され、いずれも問題は見つからなかった。県指定の民間確認検査機関が検査した建築物の安全性を再確認するため、県が所管する地域でマンションなど三階建て以上の建物六件について、あらためて民間確認検査機関に立ち入り、同様のチェックを行ったが、問題は見つからなかった。今回の問題発覚後、各地域振興局土木部、社団法人熊本県建築士事務所協会、社団法人熊本県建築士会が相談窓口を開設している。（４）①建築確認申請書の添付書類により構造計算の仕方等を調査した。大臣認定書等の添付がないものがあったが、構造計算に関する書類はそろっており、問題は見つからなかった。審査体制も、審査を行う人数に

ばらつきが見られたが、問題はなかった。国においては、今回の調査結果を受け、制度のあり方を見直す考え方が示されている。②ERIは国指定の検査機関であり、年内に国において立入検査を実施すると聞いている。県では、ERIを含め県内の各民間確認検査機関に対し、業務を適正に行うよう要請した。③中間検査は安全な建築物を建築する有効な手段と認識しており、関係機関や関係団体と協議を行いながら、導入する方向で検討したい。④三機関のうち県および熊本市が出資している団体には、平成一四年に立入検査を行い、定期的な監査も行っている。二機関は、四月と一〇月から業務を開始したところで、先月末に立入検査を行い、業務台帳の一部に記載漏れがあったため、是正指導を行った。各確認検査機関には、定期的な立入検査を行い、建築物の安全性の確保に取り組む。（５）建築関係団体等と協力して策定した建築物安全安心実施計画に基づき、建築物の防火避難設備等の維持管理の徹底、立入検査、防災査察の実施などの既存建築物対策を実施している。具体的には、定期報告や防災査察の機会に、病院、ホテルなど多くの人が利用する建築物の所有者等に対し、耐震診断、改修の周知徹底を行い、耐震相談窓口を開設し、県民からの相談に対応している。今年度は、木造住宅の耐震診断講習会を県内四か所で行い、受講者を登録するなど専門家の育成に努めている。建築物の耐震化に向けた啓発を行い、耐震化に対する意識の向上につなげたいが、建築物の耐震化まで進んでいない。今回改正された耐震改修促進法に基づき、国が作成する基本方針を踏まえ、

県内の建築物の耐震化を一層促進するための耐震改修促進計画を早期に作成するなど、積極的に対応したい。(7) ①都市計画道路に関する状況の変化や少子高齢化の進展など社会状況の変化を踏まえ、都市の将来像との整合を図り、全体的に見直すことが必要である。平成一五年度に熊本県都市計画道路見直し検討委員会を設置し、ガイドライン策定に着手した。県政パブリックコメント手続を経て、一月、都市計画道路を見直す際の指針となる都市計画道路見直しガイドラインを策定した。②国が定めた都市計画運用指針に基づき、一つの目安として設定した。ガイドラインでは、抽出した路線について、廃止または整備の方向性を明らかにするため、評価、検討の方法や住民意見の反映方法などを示すことにより、円滑な見直しが実施できると考える。③まちづくりの主体は市町村であるが、県は、国道や県道のほか、四車線以上の都市計画道路を計画決定する立場にあり、ガイドラインに沿って、県と市町が連携して都市計画道路を見直していく必要がある。まずは熊本市と荒尾市の見直しを行い、その他の市町にも見直しを働きかけ、積極的に取り組む。(8) ①県道六嘉秋津新町線は、バイパス区間を含む約5kmについて、県の環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続きとして、評価の項目や手法を定める方法書の作成を終えた。嘉島町が進めている嘉島東部台地土地区画整理事業の進捗と歩調を合わせ、都市計画決定に向けた作業を行いたい。②県道小池竜田線は、小峯地区の約〇・八kmと熊本市沼山津―桜木間の約二・一kmについて事業を実施中である。沼山津―桜

木間は、本年度内に供用開始を図る。益城町の小池、島田地区は、文化財の包蔵地であり、文化財の事前調査等を行いながら、地元の理解を得た上でルートを決定したい。③県道益城菊陽線は、平成八年度から、通称第二空港線―秋津川までの約二・三kmの区間を取り組んでおり、第二空港線側から順次整備を進めている。県道熊本高森線との交差点付近の用地買収を促進しており、早期完成に努める。④県道堂園小森線は、現況調査等を行っており、益城町杉堂から西原村布田間の約二kmについて、地元の理解を得た上で、本年度末をめどにルートを決定したい。(9) ①既存施設の有効活用による港湾の機能向上と海域環境の保全に対する配慮を基本とした。主な内容は、船舶の大型化に対応するため、マイナス一二m岸壁をマイナス一四mへ、大島石油基地における泊地、航路の水深マイナス五mをマイナス六・五mへ位置づけ、大規模地震災害時の緊急物資輸送のための耐震強化岸壁や市民の憩いの場としての緑地等を計画している。②熊本県地方港湾審議会に諮問し、承認された後、国土交通省の審査を受けていたが、一月二五日付で港湾計画は適切との承認を得た。年内をめどに港湾計画の公告を行い、手続を完了させたい。③施設の利用状況や地元の見解を踏まえながら、優先順位や緊急性等を検討した上で、国とも協議を行いたい(土木部長)。(10) ①一月下旬に開催予定の荒瀬ダム対策検討委員会において、砂・れきの除去やダム撤去期間、ダム撤去工事中の環境保全措置およびモニタリング計画について整理を行い、検討結果が取りまとめられる予定で、来年度から、ダム撤去計画

に係る詳細な検討に取り組む。護岸補修は、五五か所を計画的に施行し、三九か所が完了している。本年度は八か所を施行し、平成一八年度に護岸補修を完了させる。泥土の除去は、約一五万六、〇〇〇 m^3 の堆積量を確認しており、ダム撤去までに泥土の全量を除去する方針で、これまで約一万五、〇〇〇 m^3 を除去している。本年度は約二万 m^3 の泥土を除去し、盛り土材への有効活用を図る。②荒瀬ダムは、発電専用ダムであり、農業用の利水機能は有していないが、瀬戸石ダムが採用しているピーク発電方式を継続するなら、下流の遙拝堰等からの取水に影響を与える可能性は否定できない。電源開発株式会社は、土地改良区等の下流利水者と発電事業が共存できる方向で、安定的な放流方法、課題等を検討している。また、次第、電源開発株式会社とともに、地元の土地改良区等の関係者に説明を行い、安定した農業用水の確保に支障がないよう努力したい（**営企業管理者**）。

地域振興

(一) 地域振興局の再編について。熊本県行財政改革基本方針の中で、地域振興局の再編統合については平成一八年度までに方針を決定すると示されているが、市町村合併が一区切りつくことや、三位一体の改革をはじめ、来年度の大幅な組織再編に向け検討中であり、国と地方、県と市町村の役割をシビアに見直すには、現在が一番よい機会である。本年度中に、県としての再編統合の方針を示し、県民全体で議論していく必要があ

る。再編統合の前倒しをする考えがあるか（**大西**）。(2) 昭和六二年に熊本県景観条例が制定された際、空港周辺区域と第二空港線沿道区域を景観形成地域に指定した。第二空港線沿道では、地域活性化のためのさまざまな構想や開発計画があったが、景観形成地域に指定されていることを理由に、都市計画法や農地法の許可が厳しく運用され、地域の期待する活性化が図られない状況に置かれている。景観条例制定からすでに二〇年近く経過し、経済情勢も社会情勢も大きく変化している。熊本空港周辺の景観規制、とくに第二空港線沿道の見直しをどうするのか。(3) (要望) 熊本都市計画区域における市街化調整区域の土地利用について、県は、昨年度から検討調査を行っている。聞いています。地域の実情を勘案の上、平成一七年度末には開発の基準ができ上がるよう強く要望する（**永田**）。(4) 農業試験場の跡地については、利活用の提案コンペの結果公表から一年半、議会の附帯決議から九か月経過しているが、いまだに具体化していない。利活用を検討する協議会を設置して、今後一年もかけて地域貢献策や共存共栄策を協議していくというところだが、利害が対立する地元自治会代表、地元の事業者の代表者を同じテーブルに着かせて協議をすることは、後にしこりを残すことになるのではないか。経済団体からコンセンサスを得ることにこれだけ時間がかかっている理由を明らかにしていただきたい。なぜ今さら利活用を検討する協議会を設置しなければならないのか。なぜその協議に一年間も期間が必要なのか（**鎌田**）。(5) 八代・天草架橋は、九州全域をにらんだ広域的な環

八代海圏域の発展と産業、地域振興および広域観光ルート開発など、県内全域の一体的な発展のためにも必要不可欠なものである。過去の調査時からすでに一〇年以上が経過しており、地域の交通状況等も大きく進展、変化した。民間資金を活用したPFI方式（民間資金活用による社会資本整備）で極めて廉価で短期間にできているカナダの実態等を踏まえ、調査の検証を行い、架橋構想の推進を図るための予備的な調査に直ちに着手する必要がある。（中村）（6）（要望）この定例県議会に熊本・天草幹線道路整備促進協議会および熊本・天草間幹線道路整備促進期成会より請願が提出をされている。天草地域は、九〇分構想が達成されていない唯一の地域である。橋一本で一四万人以上の生活が担保され、橋一本で八万人が生活している、そういった地域であるので考慮いただきたい（池田和）。（7）新幹線くまもと創りプロジェクトの交流促進部会では、地域資源の掘り起こしやストーリー性、テーマ性を持った観光ルートを交通手段の確保とあわせて開発すると提起している。登山客・トレッキングを目的とした観光ルートを研究開発すべきである。熊本には、阿蘇や九州中央山地国定公園に登山愛好家にとつては垂涎（すば）の的となっている山々がある。観光資源ととらえた観光ルートを開発すべきではないか。熊本独自の観光イメージの形成という意味においても有効な戦略だと思う。（8）観光振興には、経済効果などのプラス効果と同時に、自然環境の破壊、観光資源の損傷などマイナス効果も生じる。自然環境保護のためのルールを守らせる、決められたルート以外には入らせない

などの規制を強く行うこともやる必要がある。一定の高さ以上の原生林を有する山、希少野生動植物を有する山、人気が高くて登山客の多い山など、めり張りをつけて自然環境保護のための規制を強化すべきである（渡辺）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（1）平成一八年三月には、県内の市町村数が、九四から四八へ約半数になること、効率的な組織、人員体制を整備する必要があることから、県の総合出先機関の役割を整理し、再編統合等の検討を進めている。基本的な考え方は、来年二月に策定を予定している行財政改革基本方針に基づく平成一八年度実施計画で示せるよう作業を急いでいる（総務部長）。（2）熊本空港周辺地域は、無秩序な開発を防止し、良好な景観の保全を図ってきた。熊本のイメージアップに大きく貢献していると認識している。国では、昨年景観法が制定され、景観の形成または保全を図る地域について、景観計画を策定することになっている。本県も、現条例に基づく制度から景観法に基づく景観計画の制度に移行する。これまでの条例や熊本県景観整備基本計画等を踏まえながら、景観計画を策定するに当たり、基本的な考え方となる指針づくりを進めている。第二空港線沿道における景観規制の見直しは、景観計画を策定する中で、市町村や都市計画審議会などの関係機関の意見を聞きながら進めたい（土木部長）。（4）事業予定者から三月に事業計画案が提出され、地元、経済団体および事業予定者と二十数回にわたり、個別協議や話し合いを行ってきたが、八代市に大型店舗の開設、熊本

都市圏に新たな大型店出店構想の公表、嘉島町の大型ショッピングセンターの開設や熊本市東部への大型店進出計画が明らかになり、国における都市計画法等まちづくり三法改正等の動きから、農試跡地への施設計画に対しても多様な意見が出てきた。

この状況を踏まえ、地元および経済団体等に農業試験場跡地利活用検討協議会を設置して、事業予定者から事業計画案の説明を求め、コンセンサスづくりに向けた話し合いを行いたいという提案を行った。事業予定者からは、基本計画策定に向けた協議が保留されることへの懸念が示されている。地元と経済団体等との協議は、地元に支持される施設整備のために必要な取り組みである。協議会設置の後、早期に意見の取りまとめができるよう最大限の努力をしていく。(5)当初の調査からすでに一〇年以上も経過し、交通基盤整備の面ではいろいろな整備がなされてきた。過去に調査した交通需要予測量の再調査、ルート、工法、建設事業費、採算性等について、既存の調査内容の検証や新たな技術情報の収集を行う必要性を感じている。架橋構想の検討には、八代・天草地域における他の交通基盤整備等、重要プロジェクトとの関係も含め、必要な検討を重ねることが重要である。地元期成会、各郡市にまたがる広域的な自治体による期成会では、来年度からでもという希望が強い。地元自治体と、具体的な調査検討項目や進め方について、速やかに協議に入りたい(地域振興部長)。(7)本県には、阿蘇くじゅう国立公園や九州中央山地国定公園をはじめ、美しい景観に富み、貴重な野生動植物が生息している山々があり、恵まれた自

然を生かし、専門のガイドによるトレッキングツアーや野外教育、環境教育等の活動を行う団体が、阿蘇地域をはじめ県内各地で設立され、大手旅行会社と提携して、年間三、〇〇〇人を超える旅行者を受け入れている団体もある。県としては、旅行会社等と連携をしながら、熊本の山を楽しめるトレッキングと県内の豊富な温泉地などを組み合わせた魅力ある観光商品づくりを進め、PRを行い、さらなる観光客誘致につなげていく(商工観光労働部長)。(8)県内でも、吸い殻などのごみの散乱、野草の盗掘等が後を絶たないなど、利用者のマナー低下がある。対策としては、自然公園指導員、自然ふれあい指導員などに委嘱し、現場のパトロールを行うなど、利用者のマナー向上を図っている。自然保護のための入山規制あるいは立入制限を実施することについては、現状での利用実態を考えると困難である。すぐれた景観を維持することは観光面の効果をもたらすことになるので、観光部局とも連携を図りながら、自然保護に取り組む(環境生活部長)。

教育・文化

(1)県立劇場の指定管理者と文化の振興について。①選定委員会における審査の基準と配点について、事業計画書を一〇〇点満点で評価する。内容は、利用者の増加を図るための手法、サービス向上を図るための手法などが三五点、管理に係る経費の縮減が二〇点、管理を安定して行うために必要な人的、財政的基盤が三五点、文化施設としての活性化策が一〇点

になっている。県立劇場は、基本的な考え方は県文化振興基本条例にある。文化振興基本方針に沿った活動をどこで採点するのか。文化、芸術の振興という最も大切な部分をどう見るのか。②県文化振興基本条例では、知事の附属機関として文化振興審議会が設置されている。県立劇場という文化、芸術の拠点のあり方が変わろうとしていることに、審議会の意見は反映しなくてもいいのか(渡辺)。(2) 県立大学の運営について。二つの学部を提案したい。一つは、県庁を中心とした県内一円の行政マンをつくる。人づくりをする人、地域づくりをする人になる。その中から政治家もつくりたい。退職者や県職員も講師としたらいいのではないか。一方は校長づくり、この科に入学したら、三四〜三五歳で教頭になり、四四〜四五歳で校長になる、校長を一五年ぐらい務めていただく。立派な校長の下には、必ずすばらしい先生が育つので、学校自体が教育センターと同じになる。この人づくりをする大学の入試に受ければ、就職試験はなくなるようにすれば、入試で一番難しい大学はこの大学になるかもしれない。(3)教科書問題について。①歴史認識について。昭和五七年、鈴木善幸内閣のとき、高校世界史の教科書検定で、日本軍が中国華北地方に侵略と書かれていたのを、文部省の教科書検定官が進出と書き改めさせたと報道され、政府の責任において修正すると謝罪を表明した。さらに近隣諸国の国民感情に配慮すると近隣条項をつくった。一九九三年、非自民六連立与党で誕生した熊本出身の宰相が、さきの戦争をどう認識しているかと聞かれ、侵略戦争であった、間違った戦争であったと

言い、八月二三日の国会の所信表明演説で、わが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしと言った。世界中の人から、日本民族は、最低、最悪の民族にされてしまう。南京大虐殺や従軍慰安婦問題も大うそである。②新しい歴史教科書の採用について請願書が提出され、採択となったが、何の変化もない。教育委員会の見解は(八浪)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①県立劇場における指定管理者の選定は、公募による募集を先月二一日に締め切り、四団体が応募している。今月中に選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定の上、次期定例県議会に提案予定する。制度導入に当たっては、県の文化振興基本方針等を踏まえるよう、文化関係者等による選定委員会を設置し、募集要項等の策定の段階から検討している。提案された事業計画が公の施設としての効用を最大限に発揮させるものであるか、人的、財政的基礎を有しているか、そういう審査項目に重点を置いた配点をし、経費削減の観点もあわせて考慮しながら、指定管理候補者を選定したい。②文化振興審議会は、本年度県内公立文化ホールのある方、連携についてとくに検討している。適切に指定管理者の選定を行うとともに、文化振興審議会の提言も踏まえながら、一層文化振興を図られるよう努める。指定管理者がひとり歩きをしないように、審議会の意見基本方針を生かした運営を指導したい(地域振興部長)。(2) 熊本県立大学改革基本方針の中で、二一世紀の地域社会を担う

人材育成の拠点としての大学を掲げ、地域社会の発展に貢献する人材の育成拠点となるよう、大学改革に取り組んでいる。来年四月の公立大学法人設置に向けて準備を進めている。法人化により、柔軟な対応が可能となり、幅広く人材を登用することや民間からの斬新な発想を取り入れることが容易となり、地域づくりや人づくりを担う人材育成の面でも大きく前進する。来年の四月には、社会科学系大学院としては全国に先駆けてアドミニストレーション研究科に看護管理コースを新設し、地域の中心となる看護の人材育成にも取り組む。大学院アドミニストレーション研究科は、現在でも行政職員や教職員の能力向上に活用され、県からは知事部局と教育委員会から、市町村からも毎年数人の職員を受け入れるなど、人材の育成に取り組んでいる。退職者については、実務経験が豊富で、学術業績もすぐれた人を県立大学の専任教諭として活用している。現職の県職員も、平成一四年度から、教養科目の中で講義を行うなど活用を図っている。法人の目標や計画の中にも広く外部から実績、能力のある人材の登用を図る旨規定し、県職員や教職員、民間を活用するなど、人事制度の弾力化を図る。県立大学に合格すれば、就職試験をなくすとの提案については、制度的な制約を考えると困難であるため、採用試験に合格できる能力を持った人材を育成する大学となるように努めたい。県立大学は県内の経済、行政、教育等各方面で活躍できる、すぐれた人材を供給していくことがその役割として期待されており、地域づくりや人

づくりを担う人材を育成する大学となるように努めたい（知事）。（3）①歴史的事象をどのように認識するかは、さまざまな見解があるが、若い人たちのわが国に対する愛情が薄らぎつつあることへの危機意識や、国を思う気持ちが理解できた。各学校では、学習指導要領に基づき教育が展開されているが、中学校の歴史教育においては、社会科学の歴史的分野の目標の一つである、わが国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせ、わが国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることを踏まえて、日本人として、国際人としての自覚・誇りを育む教育を展開しなければならないと考える（教育委員会委員長）。②採択権者である市町村教育委員会に対して、適切な指導・助言・援助に努めており、請願を送付したり、通知文を発するなど、周知を図ってきた。市町村教育委員会も、採択権者としての自覚と責任の下、採択事務が行われたと認識している。市町村教育委員会は、中央教育審議会答申の中で、義務教育の実施主体としての権限、責任の拡大に向けた制度の見直しの必要性が掲げられ、教科書採択も、主体性を一層発揮することが求められる。検討すべき課題として、市町村教育委員会の採択事務の一層の参考となるよう、選定資料等の内容を充実させること、市町村教育委員会等の教育委員が、教科書の内容や採択事務の状況を一層理解できるような機会を設けること、市町村合併の推進状況を踏まえて、採択地区の見直しを図ること、採択された教科書で、学習指導要領に示された教科の目標が十分に達成されるよう、歴史的事象についての具体的な学習

指導方法等の研修を充実させることなどが挙げられ、改善を図る。教科書の調査研究およびその資料作成のために利用する教科書見本は、すべての教科書に対して平等、公正、中立な立場での調査研究が堅持されるために、文部科学省に対して、発行者や著作者等が削除したものを送付するよう、すでに要請をしており、今後とも継続して要望したい（教育長）。

環境・衛生

（１）水俣病対策。①認定審査会立ち上げに向けて、認定基準の見直しも含めた県の対応について。患者団体から、国・県・チッソを相手に損害賠償請求訴訟が起されたが、環境大臣は、和解は絶対にしないと云っている。県は、被害に苦しむ県民の側に立つて、環境省に対して毅然として物を言っていくべきである。②今回の訴訟を県としてどうとらえているのか、今後どのように対応していくのか。③県の水俣病対策は、健康調査や環境調査など、当初は評価され、大きな期待感があったが、一年を経過しても進んでいない。それぞれの対策についてのどのような状況なのか（鎌田）。④水俣病五〇年に対する基本的な考えはどのようなもので、五〇年を機にした水俣病対策は今後どのようにしていくのか。昨年一〇月に最高裁判決が出され、新たな訴訟が出てきており、新たな水俣病認定申請者は予想をはるかに超え、認定審査会も委員すらいな状況である区切りとなるべき五〇年に、新たに複雑で大きな混乱が生じている。国に特別措置法を、県選出国會議員に議員立法を求める

など、精いっぱい努力をすべきである。水俣病五〇年を一つのチャンスととらえ、現状を打開して新しい出発の突破口が切り開かれる年にしていただきたい。（３）熊本空港の環境整備について。熊本空港環境対策推進事業として、スクリーニング騒音測定、航跡調査が行われる。この三〇年間、きちんとした環境調査を行ってこなかったことは問題である。今後は定期的に調査を行い、データを蓄積していつてほしい。熊本空港周辺環境整備協議会が九月に結成されたが、住民の意見や要望はどんなものであり、協議会での検討はどのように行われているのか、今後の協議会のスケジュールはどうか。地元の協議会でまとめられた要望を財団法人空港環境整備協会に要求するが、どんな事業に総額どれくらいの助成を申請しているのか。これまでも、多額の駐車場収入を上納するばかりで、年間二〇〇万円足らずの助成しか受けてこなかった経緯からしても、満額の助成があつてしかるべきと思うが、県としての感触はどうか（渡辺）。④アスベスト対策について。①現在までの調査結果や相談件数、取り組み状況と、これからの取り組みについて。②本県独自の条例の制定についてはどのように考えているのか。③アスベストの除去や封じ込め対策が進んでいない最大の理由は、民間事業者の資金難であると言われているが、早急な経済支援策が必要である。④今後の取り組み（水室）。⑤ごみ焼却のシステム、リサイクル、リユースなどがあまりかみ合っていない。ごみを減らす、ゼロに近づけるために、どう取り組むか（荒木義）。（６）市町村における一般廃棄物のリサイクル率向上対

策について。平成一五年二月定例会の一般質問で、各市町村のリサイクル率の公表を提案し、それ以降公表がなされてきた。一五年度のリサイクル率は先週末公表されたが、相変わらず市町村によって分別状況、リサイクル率に極端な差があり、各自自治体の取り組みはばらばらである。九月に第四期の熊本県分別収集促進計画が策定されたが、市町村の実態から見ると、県の一般廃棄物のリサイクルに対する取り組みは不十分である。現状について認識。前回の質問の際、分別収集ガイドラインの策定を提案したが、現在まで何も策定されていない。早急に策定し、市町村に対し、一定以上の分別に取り組むよう啓発することが必要と考えるが、今後の方針について（大西）。（7）県民の健康を脅かす、感染症や食中毒、毒物、薬物による健康被害などさまざまな健康危機事案が発生した場合の県の健康危機管理体制はどうなっているのか。新型インフルエンザに対する対応状況とその他の感染症発生に対する対応体制はどうなっているのか（永田）。（8）バイオマス活用としてのバイオディーゼル燃料（BDF）の利用促進について。石油価格の高騰により、環境面ですぐれた資源でありながら、採算面で利活用が進まなかったバイオマス燃料が採算に合うものとして注目されている。最近では、熊本市内で、廃食用油を収集し、BDFを製造して、軽油と同等の燃料として販売する事業者が出てきた。さまざまな事業者が、事業の一環として取り組むことが増えると思われるが、製造する段階で発生するグリセリンの適正処理や、国としての規格基準がない状況で品質に問題のあるものが出てくる

心配がある。環境に優しいBDFの利用は、本県の掲げる重要施策の循環型社会の構築による元気づくりに合致しており、環境関連産業の起業化と雇用創出につながるれば、重要施策のあらゆる産業の元気づくりにも資する。問題を解決し、環境に優しいBDFの利用を促進することが必要と思う。基本的な認識と具体的な取り組みについて。（9）地球温暖化防止や新エネルギー普及啓発の観点から、県の率先行動として、県の電力調達において新エネルギーを調達する考えがあるか。（更岡）再来年度の電気調達の入札が行われるであろう平成一九年三月までに、答弁にあるような内容を踏まえた上で検討して、何らかの検討結果を出すのか、時期はどうか、再度答弁をお願いしたい（池田和）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（1）①認定審査会は、委員への就任依頼を積極的に行っているが、依然厳しい状況にある。判断条件の見直しは認定制度を所管する国で検討されるべきと考える。②水俣病不知火患者会から、チツソ・国および本県を被告として、損害賠償請求訴訟が提起されている。救済を求めて訴訟が提起されたことは、やむにやまれぬ思いがあったと考えており、県民の命、財産を預かる立場として胸の痛み思いがある。対応は国と協議する必要があるが、原告の置かれた状況を案じながらも、一人一人の症状の有無や程度は、裁判所の判断を仰がざるを得ないと考える。③昨年一一月に、今後の水俣病対策について国に提案し、三月には、県議会からも提案の実現に向けて、国に要望し

た。七月にも保健福祉対策の充実等を国に提案し、国と再三協議を行っている。療養費は、六月から最高裁判決等で損害賠償が認可された人に支給を開始した。総合対策医療事業の中の保健手帳は、一〇月から申請受付を再開し、今月から療養費の支給を開始している。水俣病患者の社会活動支援をはじめとする提案は、環境省の概算要求に盛り込まれたが、八代海沿岸地域の住民の健康調査および八代海の環境調査は明確には盛り込まれていない。県の提案が国の予算に反映されるよう、引き続き国へ強く働きかけた。② 水俣病公式確認からのこの五〇年間を振り返ったとき、水俣病が私たちに鋭く突きつけているものは、人命や人権、環境への配慮の大切さ、政治や行政・企業のあり方、科学の使命など、広範囲かつ根源的なものであり、現在でも厳しい反省を求め、重い教訓を与えている。五〇年の間には、裁判の経緯や政治解決等、積み重ねられてきた歴史があり、常にその重みを感じる。直接的な行政対応を迫られる県としては、基本的な考え方を踏まえた上での施策反映の困難性に直面している。公害健康被害補償法上の判断条件、認定制度は国において真摯に検討されるべきで、最高裁判決を踏まえて、県から国に提案した対策の実現に向け、国と協議を行う。八代海沿岸地域の住民等の健康調査、八代海の環境調査は、歴史的にも検証すべき課題で、引き続き予算対応を求めていく。迅速な対応が図られるよう、国に強く求めていく。県議会、県選出国会議員の強力なバックアップが必要であり、緊密な連携を図りながら取り組む覚悟である(知事)。(3) 調査の実施に際し

では、飛行機の形状、大型化、空港の滑走路延長、飛行ルートなどが開港当時から変化しているので、現状を踏まえてほしいとする強い意見が出されている。検討した結果、今回の騒音調査にあわせて、航空機の飛行経路を把握する航跡調査も実施する。そのための補正予算を今定例県議会に提案している。空港環境整備協会への要望は、航空機の航跡調査、消防自動車・高規格救急自動車の整備等への助成、騒音測定器の寄贈、空港周辺の学校や公民館等の空調機やパソコン・複写機等の寄贈について県で取りまとめた。要望額は、助成額ベースで、平成一七年度分が約六、一〇〇万円、一八年度分が現時点で二、七〇〇万円となっている。空港環境整備協会に働きかけを行い、一定の理解を得ている。空港周辺環境整備協議会は、騒音調査の具体的スケジュールが固まり次第、地元の説明責任を果たしたい(地域振興部長)。(4) ①七月に、県庁内および各出先機関の担当課に相談窓口を設置し、副知事を座長とするアスベスト問題情報連絡会議を立ち上げた。一〇月一日には、アスベスト総合相談窓口を環境政策課内に設置し、総合的に対応できる相談体制を整備した。相談件数は、一一月二五日現在九七五件で、建築資材関連が約七一％、健康関連が約一四％である。廃棄物処理業者や建築士への研修を実施し、県独自に作成した県民向けの質疑応答集を市町村に配付するなど、アスベストに関する情報を積極的に提供し、不安解消に努めた。立入検査を通じ、建築物解体時の飛散防止や廃アスベストの適正処理の指導等を行い、県有施設、社会福祉施設、民間建築物等のアスベ

ト使用状況を調査するなど、実態把握に努めてきた。県有施設は、吹きつけアスベストなどの使用が疑われるものは分析調査がほぼ完了し、アスベストの使用が判明した施設は、アスベスト除去等対策方針に沿って除去工事等の対策を講じる。その他の施設についても、調査結果を公表し、アスベストを使用している施設に対して、除去等の工事や適正な維持管理の指導に努めている。②県独自に条例で規定すべきものがないか、国の動向をにらみながら、引き続き検討したい。③一〇月二七日、全国知事会から、アスベスト対策の強化に関する緊急提言として、民間建築物等のアスベストの除去等を徹底するため、助成制度や制度融資、財政措置等の必要な措置を早急に講じるよう、国に要望した。既存の県の融資制度の中で、民間事業者が行うアスベスト除去工事等に活用できるものがないか、検討を行っている。④県民の不安解消と被害拡大防止の視点で、本県の実情に即した計画的、長期的な取り組みに努める。(5) 本県における一般廃棄物の排出量は、平成一一年度をピークに、ほぼ横ばい、または緩やかな減少傾向にあるが、高止まりである。ごみの排出を抑制するには、消費者がライフスタイルを見直していくことが必要で、事業者も環境負荷の低いサービスの提供に努めることが求められている。消費者と事業者の取り組みを支援するため、ごみゼロ推進県民会議と連携して、情報の提供や普及啓発活動を実施してきた。技術開発への支援や連携などを推進する仕組みの構築など、調整役、橋渡し役的な役割を果たしていく。(6) 本県のリサイクル率は徐々に向上しているが、

平成一五年度のリサイクル率は一四・一％と、全国平均に比べ三ポイント程度低く、リサイクルに対する取り組みは、十分ではない。県民の意識向上、市町村における分別収集体制の整備、事業者におけるリサイクルしやすい商品の提供等が一層促進される必要があるとあり、引き続き、助言、支援、情報提供等に努める。分別収集ガイドラインは、今年度中に策定し、目安となる分別数を市町村に提示する(環境生活部長)。(7) 平成一〇年に健康危機管理調整会議を設置した。健康危機管理発生時の対応手順を定めたマニュアルの作成に取り組み、健康危機管理推進会議を毎年開催して体制整備を進めている。平成一五年四月に、実地疫学調査チーム(FEIT)の設置により、総合調整機能と機動力の強化を図っている。新型インフルエンザについてWHO(世界保健機関)が警告を発したのを受け、国は一月一日に、新型インフルエンザ対策行動計画を発表した。感染の予防と封じ込め、タミフル備蓄をはじめとする医療の提供、県民への迅速な情報提供などを内容とする計画を年内に策定すべく検討を進めている。新型インフルエンザ情報連絡会を設置し、一回目を開催した。新型インフルエンザが県内で発生、あるいは発生のおそれが高まった場合には、知事を本部長とする対策本部を設置して対応に当たる体制も整えた。その他の感染症発生への対応体制は、感染症の発生状況の公表による県民への注意喚起、本庁および保健所における初動体制の確立、関係職員などによる患者搬送や情報伝達等の訓練の実施、感染症指定医療機関の確保等に取り組んでいる(健康福祉部

長。(8) バイオディーゼル燃料は環境面での効果のほか、休耕田を活用して菜の花を栽培し、菜種からとった食用油を学校給食等で使い、その後燃料として利用するという資源循環の取り組みを進めることで、環境教育や観光振興なども含めた地域活性化につながることを期待できる。三月に策定したバイオマス活用基本方針で、重点的に利用を推進する。具体的には、本渡市の菜の花プロジェクト、民間事業者やNPOで、使用済みの食用油を回収してバイオディーゼル燃料を製造し、ディーゼル車やトラクターなどの農業用機械、催し物のライトアップのための発電等に利用されている。しかし、国の規格がないことや、グリセリンの処理に多額の費用を要するという課題がある。国では、燃料としての規格の策定に向けて、品質、性能および安全性に関する評価や自動車の走行実験などを実施している。県も、大学などと協力しながら、グリセリンの有効な利用方法について検討していく。国のバイオディーゼル燃料利用に関する動きを見ながら、市町村や大学などの研究機関、民間事業者等とも連携をとって、バイオディーゼル燃料の利用拡大に向けて取り組む(環境生活部長)。(9) 県の本庁舎の電力調達は、平成一二年の電気事業法の一部改正により電力自由化となったことから、特定規模電気事業者からの電力調達も可能となり、平成一三年度から一般競争入札で調達している。この結果、電力調達価格は年々低下しており、一般競争入札導入前から年間で約六、六〇〇万円減少している。入札参加資格は、新エネルギーの購入電力の一定量を新エネルギー利用法、いわゆ

るRPS法に定める義務量を超えて定めた場合、特定規模電気事業者にとっては、一般競争入札に参加することが困難となり、電力調達価格の上昇が懸念される。国では、地球温暖化防止対策に向け、二酸化炭素(CO₂)の排出量や新エネルギー導入量等を考慮した新たな入札方法を導入する方針を打ち出し、来年夏までに競争政策と環境を両立した入札方法を検討している。国の動向を見極めながら、導入の適否について検討したい。(更問) 国は、来年夏に入札方法を検討するということなので、平成一九年の電力調達入札前までには導入の可否について決定したい(総務部長)。

医療・福祉

(1) 骨髄移植および臓器移植の問題について。①骨髄バンクへの登録は、本県は九州で最下位である。ドナーカードの所持者の割合も低い。行政の関与する余地が大いにあるが、医療機関、教育機関、各団体と連携してどう取り組むのか。②県内の高校生から広く新しいデザインを募集し、熊本県独自の図柄で、県民に広く親しまれ、常に所持したくなるようなドナーカードの製作を提案する。③臓器移植法の改正で、年齢が一五歳未満に拡大される場合を考慮すれば、学校現場で正しい知識を身につけることが必要である。学校現場での取り組みを求める(氷室)。(2) 災害時における災害派遣医療チームとの協体制の構築について。熊本でのDMAT(災害派遣医療チーム)は、熊本大学附属病院、熊本医療センターと、各々の病院

に所属するチームである。災害や有事の際は、国や県の要請により各病院から直接派遣されることを想定すると、本県の防災対策本部との連携が必要不可欠であるが、防災計画には連携体制は構築できていない。突発的な災害の場合、事前にDMATと連携方法やDMATの任務についての周知が整っていないと混乱が起り、災害現場で支障が出る。災害派遣医療チーム、DMATとの協力体制についてどのような所見を持っているか、協力関係をいかに構築するか（池田和）。（３）少子化対策について、思い切った施策を望む。三世同居世帯に対する優遇措置、新たな産業を生む上でもベビーシッターの公的助成等、女性にわかりやすい、身近な施策で訴える必要がある。今年度よりスタートした次世代育成支援行動計画の進捗状況と追加措置等、新たな問題等について（中村）。（４）（要望）本県の特別養護老人ホーム入所待機者は、約九、五〇〇人である。六月に介護保険法の大改正に伴い、新たなサービスとして小規模多機能型の居宅サービスが制度化された。県も活用して自宅待機者の解消を図るよう要望する（永田）。（５）（要望）社会保険庁の年金・健康保険福祉施設くまもと社会保険センターは、厳しい年金財政に伴い、五年間のうちに原則一般競争入札で売却されることになった。当センターは、二二年間生涯教育や健康づくりその拠点としての機能を発揮してきた。当センターの講師が中心となって機能存続を願う会が結成され、二〇日の間に二万五、〇〇〇人の署名が集まった。熊本市長に署名を添えて、請願されたが、県にも、県内の良識ある民間企業への働きかけ、

施設整理機構への働きかけなど、特段の配慮をお願いする（渡辺）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①骨髓移植については、日本赤十字社熊本県支部と連携をとりながら、平成四年に血液センター内に骨髓データセンターを開設し、ドナー登録希望者の受付窓口を設けている。遠隔地である人吉保健所、天草保健所および通献血ルームにも窓口を開設して、ドナー登録希望者の利便性の向上を図っている。臓器移植については、平成一〇年に熊本赤十字病院内に臓器移植コーディネーターを置き、一四年度から、三六の公的病院に臓器提供の窓口となる院内コーディネーターを随時配置しており、現在七人が活動し、連絡調整機能を強化している。啓発活動は、保健所および市町村の窓口でドナーカードなど啓発資材を配布し、関係機関・団体と連携し、記念講演会や各種イベントを開催して普及啓発を図ってきた。献血の推進や薬物乱用防止啓発活動などあらゆる機会をとらえ、ドナー登録者等の確保に努めたい。②デザインを高校生などから募集することは、若者に対する普及啓発にも資すると考えており、熊本県版ドナーカードの作成に取り組みきたい。③骨髓提供は二〇歳から、臓器提供は一五歳から可能であるため、新たに若年層対策として、教育委員会や学校現場等の理解も得ながら、高校生をはじめとする若者に、制度の仕組みや意義を理解してもらえよう努めたい（健康福祉部長）。中学校、高等学校で、公民や保健体育等の授業で、人権にかかわる問題としての臓器移植等

の自己決定権について、生命倫理、医療制度の側面からの学習が行われている。道徳の時間や特別活動を中心に教育活動全体を通して、命を大切にする心を涵養する教育の充実に努めている。学校教育における骨髓バンクや臓器移植に関する今後の取り組みは、児童生徒の発達段階に応じて慎重に取り扱う必要がある（教育長）。（２）D M A Tは、従来の医療救護チームとは別途、現在全国的に配備が進められている段階で、本県の防災計画上に位置づけするまでには至っていない。D M A Tの派遣が必要となった場合、災害現場の救護活動が、既存の医療救護チームとの連携の下、混乱なく迅速に遂行できるよう、受け入れ体制の整備を図ることは必要である。国におけるD M A Tのあり方に関する検討状況も見極めつつ、県の防災計画における位置づけも含め、D M A Tとの連携、協力体制のあり方について検討したい。（３）三月に次世代育成支援行動計画、くまもと子育て・子育て応援大作戦を策定した。一五一の数値目標を設定し、子ども・家庭・地域の元気という三つの重点プロジェクトを掲げ、計画を実行していくことが必要である。庁内の推進組織と関係者、有識者等から成る推進会議を設けたところで、実施状況を毎年公表し、市町村と連携し、県民の意見を反映させながら進めていく。子育て応援団推進事業や妊娠、出産から育児に至る連続したサポートなどの県独自の施策を引き続き展開し、質の向上にも力を入れ、子育て支援者やサークルの人材育成等に取り組みたい。社会全体で少子化対策に取り組むという意識の醸成が必要であると考え、内閣府との共催による少子

化について考えるフォーラムの開催など、雰囲気づくりに努めている。県だけでの取り組みでは限界があり、国および社会全体で取り組む事柄について行動計画に記載し、国に提案している。そうした中、三位一体の改革の国庫補助負担金改革として、児童扶養手当および児童手当の国の負担率が引き下げられ、国の責任が後退するような見直しが政府・与党合意として示されたことは憂慮すべきである。少子化対策に国策として幅広く積極的に取り組むよう訴えていきたい。男性も女性も子育てが楽しいと思えるような社会づくりを目指して、市町村、企業や関係団体との連携を図りながら、子育て支援策の充実に努めたい（健康福祉部長）。

一般質問終了後に松岡徹議員（日本共産党）が以下の通り質疑を行った。知事の議案説明要旨に関連して、（１）安心で安全なまちづくりについて。熊本市武蔵ヶ丘一丁目の子育て支援センターに隣接して大型パチンコ店が出店する計画が明らかになり、地域を挙げての反対運動となった。要請が繰り返し行われたが、出店ということになった。熊本県風俗営業等の規制および業務の適正化等の法律施行条例では、営業制限地域規定に保育園などの児童福祉施設が含まれていない。事態に的確に対処できるよう、県条例改正をすべきと考える。（２）かがわパソナルが貸金業規制法・出資法違反で告発され、貸金業を廃業した。年金担保融資が違法であることを県民に知らせる取り組みをやっていたきたい。違反事例に対して厳正な対処をお願

いしたい。かがわパースナルは廃業したが、被害者の救済・支援が必要ではないか。被害が拡大しない対策をとる必要がある。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。(1) パチンコ店の営業制限区域は、全国的な条例の状況や最近の県内の風俗環境に鑑み、地域住民の意見等を踏まえつつ、条例改正を視野に入れて対応したい。(2) 年金担保融資について、個別の事案については、捜査という事柄の性質上、コメントを控えたい。刑事事件として取り上げるべきものには法と証拠に基づいて厳正に対処しており、今後も同様に対処する(警察本部長)。貸金業規制法の改正内容を全登録業者に通知し、指導の徹底に努めており、今回の件を契機に、あらためて適正な業務の運営に努めるよう通知を行っている。違法な年金担保融資が確認されれば、法律の規定に基づき適正に対処する。県のホームページ、「県からのたより」で注意を喚起するなど、広報啓発に努める。債務者で年金等が主な収入の人には、収入状況に配慮した債権の回収を行うよう、貸金業者等を指導する(商工観光労働部長)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第6号 平成17年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

【説明】松田三郎厚生常任委員長は次のように報告した。健康福祉部では、介護保険法の改正に伴う介護サービス情報システム整備費等の増および平成一六年度国庫補助事業の精算に伴う国への返還による増等で、総額四、五〇〇万円余の増額補正である。

吉永和世農林水産常任委員長は次のように報告した。農政部関係では、野菜価格低落時における生産者補填金交付額の確定により、不足する資金の造成に要する経費等六、一〇〇万円余の増額補正である。林務水産部関係では、七月の集中豪雨および台風14号で被害を受けた治山施設の復旧整備に要する経費等、一八億六、八〇〇万円余の増額補正である。農政部では、指定野菜価格安定対策資金が不足した場合に、県が熊本県野菜価格安定資金協会に対して実施する補助の支払い保証として債務負担行為が設定されている。

小谷邦治建設常任委員長は次のように報告した。台風14号などにより被害を受けた県管理の公共土木施設の災害復旧および再度の被害を防止するための砂防施設の整備など災害関連事業に要する経費等、三四億二、四〇〇万円余の増額補正である。公共事業の発注の平準化を図るため、県単独公共事業について二六億一、七〇〇万円の債務負担行為が設定されている。

井手順雄文教治安常任委員長は次のように報告した。教育委員会関係では、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金に係る経費で、総額四、七〇〇万円余の増額補正である。警察本部関係では、熊本北警察署花畑交番ほか六か所の新築等に

伴う備品整備および本年度に新設した信号機等の管理に必要な経費として、総額一、三〇〇万円余の増額補正、運転免許センター庁舎清掃業務に伴う債務負担行為の設定である。

中村博生 総務常任委員長は次のように報告した。九月の台風14号等に係る災害復旧等に要する経費、熊本空港周辺地域に係る環境対策に必要な航跡調査に要する経費、障害者自立支援法等の施行準備のためのシステム改修等に要する経費などを中心として、総額で五四億七、四〇〇万円余を計上している。このほか、公共事業の計画的な発注や庁舎保守管理等に必要な債務負担行為が設定されている。委員から、庁舎保守管理等に必要な債務負担行為について、契約期間や経費の圧縮はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、契約期間は、警備業務は三年間の委託契約、その他の清掃業務や総合行政ネットワーク管理運営事業等は単年度の委託契約、情報処理関連業務に係る機器の借り上げは五年間のリース契約としている、経費は毎年圧縮されているが、警備業務は大半が人件費であり、人件費の大幅な変動がない限り、当初に設定した金額で契約を継続するとの答弁があった。

各常任委員長の報告の後、**松岡**議員が以下の討論を行った。議案第6号 一般会計補正予算の心身障害者小規模通所授産施設運営費補助、心身障害児の放課後・夏休みのデイサービス事業費などの減額には賛成できない。さきの特別国会で成立した障害者自立支援法は、障害者自立という名称とは逆に、障害の重い人ほど負担増を課せられるもので、非情さに怒りを抑えるこ

とができない。こうした中での減額は、障害者と家族に追い打ちをかけるもので、九月県議会で、障害者施策の充実を求める請願を全会一致で採択した本県議会の意思にも背くものである。

(2) 議案第7号 平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

【説明】**藤川隆夫** 経済常任委員長は次のように報告した。平成一八年度から二二年度までの五年間の浄水場運転保守業務に係る債務負担の設定である。

(3) 議案第8号 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

【説明】**藤川** 経済常任委員長は次のように報告した。平成一八年度単年度の料金徴収等業務に係る債務負担の設定である。

(4) 議案第10号 専決処分報告及び承認について

【説明】 専第23号平成17年熊本県一般会計補正予算(第5号) 県立高等学校施設整備費について承認を求めるものである。井手文教治安常任委員長は次のように報告した。県立学校施設のアスベストの緊急除去工事に係るものである。委員から、発注者の県は工事関係者が二次災害に遭わないように、作業工法等を研究して業者に指導しておく必要があるかどうかとの質疑があり、執行部から、各建設業団体ではアスベスト関連の研修会を実施し、除去作業の技術は向上している、今回の工事は土木部とも協議しながら業者を選定しており、工事施工も十分注意して、現場の指導はとくに配慮して進めたいとの答弁があった。委員から、アスベスト除去の技術者は、講習の段階であり、専

門的な知識が不足しているので、廃棄物対策課とも連携していく必要があるが、県内部での連携はどうなっているかと質疑があり、執行部から、環境生活部・土木部と連携を図り進めている、アスベストの除去を行う技術者は少なかったが、現在では多くの業界から講習を受けている、今後も連携をとりながら進めるとの答弁があった。委員から、学校内での作業であるため、とくにアスベストが飛散しないような環境をつくり施工するようにとの要望があった。

【審議】各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であり、報告の通り原案の通り可決または承認した。

2 決算認定議案

- (1) 議案第43号 平成16年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（九月定例会継続審査事件）（議案第65号 平成16年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（同））

【説明・審議】九月定例会において決算特別委員会に付託されたもので、一月一四日の本会議で松村昭決算特別委員長が次のように審査結果を報告した。歳入確保と予算執行について一般会計および特別会計の収入未済の解消は対策が講じられたが、歳入確保および公平性の観点から、一層徹底した徴収促進に努めるよう指摘した。各会計の予算執行は議決の趣旨に沿って適正な運用が行われ、おおむね所期の目的を達成したと認める。事務的経費の節減以外に多額の不用額が出た事業もあるの

で、限られた財源を効果的に活用するため、予算の編成、執行にさらに工夫するよう指摘した。本県財政は引き続き大幅な財源不足で、国の三位一体の改革によつては、さらに厳しい状況が想定される。多くの課題を抱え行政需要の増大が見込まれる中、すべての県政運営の基本となるユニバーサルデザインの理念の定着と具体的な取り組みを図り、県出資団体・県立施設について県の役割の見直しを行い、歳出全般にわたり一層の事務事業の見直しと重点化を行うよう指摘した。

施策推進上改善または検討を要する事項について。（共通）

一 収入未済の解消は、関係部局で努力の跡が見られ成果も上がっているが、歳入確保および公平性の観点から一層徹底した徴収促進に努めること。（地域振興部）二 肥薩おれんじ鉄道は、さまざまな取り組みが講じられ熱意は伝わってくるが前途は厳しい。関係団体に協力を要請するなど、波及効果の期待できる取り組みを行い、地元の支援体制の基盤強化に取り組むこと。（健康福祉部）三 地域の医師不足を踏まえ、自治医科大学の採用枠の拡大について関係者間で協議を行うこと。自治医科大学卒業の医師の派遣場所・派遣形態も現状に鑑み検討を行うこと。（商工観光労働部）四 商工会の合併等による組織体制の整備は、地域商工業を取り巻く環境が変化する中で、十分な指導力が発揮できる組織づくりを支援・育成すること。（林務水産部）五 森林の公益的な機能を踏まえ、森林整備の計画的な推進、林業公社の将来的なあり方について、他県とも共同で国に対し働きかけを行うなど、取り組みを進めること。六

沿岸漁業資源の減少を踏まえ、漁場整備と栽培漁業および資源管理を組み合わせた振興策を図り、より効果の上がる事業推進に努めること。違反操業には国と連携をして厳しく対処すること。(土木部) 七 公共事業の減少等により建設業の経営が厳しい状況にあるため、入札契約制度の見直しや事業者に対する経営指導等対策を講じ建設業の振興を図ること。建設事業者の合併等を促進し、新分野進出には各局と連携を図りながら取り組むこと。(病院事業会計) 八 こころの医療センターのあり方の抜本的な見直しは、指定管理者制度の導入など、経営形態の見直しも視野に入れた検討を行うこと。(企業局事業会計) 荒瀬ダムの撤去に多額の費用を要することから、堆積する川砂利等の利活用は、再度国と協議を行い、資源として有効活用できよう取り組むこと。有明工業用水道事業は、経営が非常に厳しいので、未利用水の上水転用が早期に実現するよう努めること。以上の審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり認定することに決定した。

決算特別委員長の報告の後、**岩中伸司議員**(新社会党)、**松岡議員**が議案第43号について以下の討論を行った。平成一六年度決算の九州新幹線建設関連経費は認められない。九州新幹線建設の巨額な費用は国と地方自治体が全額負担し、JR九州は受益の範囲内でリース料を払うだけの仕組みである。県民には知らされないまま進んでいるのではないか。八代・川内間の並行在来線は切り捨てられ、第三セクターで運営されている肥薩おれんじ鉄道は厳しい状況にある。公費のむだ遣いになるので

はないか。鳥原・天草・長島架橋構想の推進に一、〇五〇万円の調査費を使い、熊本・長崎・鹿児島島の三県で事業推進へ向かうことは、大きな財政負担を強いるものであり反対である(岩中)。川辺川ダム建設は検討の余地すらないほど成り立ち得ないものである。同和団体への補助金の支出等は断固廃止すべきである。県発注事業への入札制度の改革は、審査意見書でも、一般競争入札の導入拡大を進めるべきであるなど改善を求める指摘がなされている。入札の公正性を一層高め、財政支出の面でも改善を進める必要がある(松岡)。

討論の後、採決の結果、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定した。

3 条例等議案

- (1) 議案第1号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第4号 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第5号 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】**松岡議員**が以下の通り反対討論を行った。県人事委員会会の勧告に基づき、本年度において、県一般職員等の給与の〇・三％の引き下げ等を行うものであるが、公務員の給与引き

下げは、民間企業の給与引き下げの圧力になり、社会全体の所得水準を低下させ、一層の消費の落ち込みを招き、賃下げと景気悪化の悪循環をつくり出す。同意できるものではない。

- (5) 議案第12号 熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 松田厚生常任委員長は次のように報告した。熊本県環境保全基金の最低積立額の見直しなどに伴う関係規定の整備を行うものである。

- (6) 議案第13号 熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 吉永農林水産常任委員長は次のように報告した。委員から、格付の基準はどうなっているか、制度はどう変更されるのかとの質疑があり、執行部から、格付基準はJAS法に基づき規格化されている、変更内容は、格付実施機関を県から製造業者等が組織する登録認定機関に変更するもので、今後三年間は、経過措置として県が実施していくとの答弁があった。委員から、製造業者以外の者が格付するのが一般的な考え方と思う、格付機関の認定に当たっては、行政関与のあり方を考えてほしいとの要望があった。

各常任委員長の報告の後、松岡議員が以下の討論を行った。議案第13号熊本県畳表格付条例の一部改正には反対である。県が行っている格付を廃止し、認定を受けた業者による格付にするというものである。産地・消費者にとって公正な格付となる保障があるのか疑問である。規制緩和のあり方には強い懸念を

持たざるを得ない。

- (7) 議案第15号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 内野黒猪地区一般農道整備事業第1号工事、工事内容 トンネル工、契約金額 八億三、五八〇万円、契約方法 一般競争入札

- (8) 議案第16号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 芦北三期地区広域営農団地農道整備事業第2号工事、工事内容 トンネル工、契約金額 一四億二、五九〇万円、契約方法 一般競争入札

- (9) 議案第18号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 国道219号地域連携推進改築（球泉洞トンネル）工事、工事内容 トンネル工、契約金額 二九億七、一五〇万円、契約方法 一般競争入札

- (10) 議案第19号 公立大学法人熊本県立大学に承継させる権利を定めることについて

【説明】 公立大学法人熊本県立大学を設立することに伴い、熊本県から公立大学法人熊本県立大学に承継させる土地・建物の権利を定める。

- (11) 議案第28号 収用委員の任命について

【説明】 新たに米沢浩史の任命同意を求めるもの。

【審議】 各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であり、報告のとおり原案のとおり可決または同意した。

4 議員提出議案

(1) 議案第4号 医療制度構造改革試案に反対する意見書

【説明】 二月一四日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議案であり、厚生労働省が、一〇月一九日発表した平成一八年度から実施する項目を含む医療制度構造改革の試案の撤回を求めるものである。岩中議員は以下のとおり提案理由を説明した。この医療制度構造改革試案は、医療給付費を抑制し、政府の財政負担を縮小するため、患者・高齢者・保険者・被保険者に負担を転嫁するものと言える。長期的で抜本的な医療制度の展望は見出せないため、医療制度構造改革試案の撤回を国に求める。

(2) 議案第5号 定率減税全廃の中止を求める意見書

【説明】 二月一四日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議案であり、二〇〇七（平成一九）年度からの所得税、住民税の定率減税全廃による国民への増税を行わないよう強く要望するものである。松岡議員は以下のとおり説明を行った。定率減税の全廃による国民への増税は、家計収入にさらなる甚大な打撃を与え、購買力の低下、消費の低迷を引き起こす大きな要因となり、長期的視野で見れば、税収の減少、経済の悪循環を招くことは明らかである。定率減税の全廃は決して強行すべきものではない。

【審議】 議案第1号～3号、6号～9号は原案のとおり可決、第4号ほか一件は否決した。

別冊資料編に掲載。

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
17・9・28	「まちづくり」に影響が大きい市郊外型店建設に強く反対する請願	倉重剛 小杉直
17・11・29	熊本天草幹線道路の整備促進に関する請願	西岡勝成 篠森猛夫 九谷弘一 池田和貴
16・9・10	義務教育費国庫負担制度の見直しにかかる人件費の財源確保について（請願）	八浪知行
17・11・30	「熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」の改正に関する請願	村上寅美

第16節 平成18年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一八年二月二八日
閉会 平成一八年三月二二日（会期二三日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（三月二二日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長	島田 幸弘	辞職	松村 昭	就任
副議長	船田 直大	辞職	小杉 直	就任
常任委員長				
総務	松田 三郎	厚生	藤川 隆夫	
経済	吉永 和世	農林水産	井手 順雄	
建設	中村 博生	文教治安	小谷 邦治	
特別委員長				
新幹線対策	荒木 義行	廃棄物対策	早川 英明	

3 議員の異動

常任委員会

有明海・八代海再生	船田 直大			
水俣病対策	中原 隆博	川辺川問題	前川 收	
総務	◎松田 三郎	◎池田 秀男	西岡 勝成	
	荒木 詔之	竹口 博己	渡辺 利男	
	小杉 直	中原 隆博	森 浩二	
厚生	◎藤川 隆夫	◎池田 和貴	古閑 三博	
	吉本 賢児	鬼海 洋一	篠崎 鐵男	
	岩中 伸司	水室雄一郎	松永 真一	
経済	◎吉永 和世	◎重村 栄	山本 秀久	
	児玉 文雄	荒木 章博	荒木 義行	
	平野みどり	馬場 成志		
農林水産	◎井手 順雄	◎溝口 幸治	島田 幸弘	
	村上 寅美	前川 收	田上 泰寛	
	堤 泰宏	松岡 徹	佐藤 雅司	
建設	◎中村 博生	◎永田 昂生	杉森 猛夫	
	高野 誠一	船田 直大	鎌田 聡	
	九谷 弘一	守田 憲史		

特別委員会

文教治安

◎小谷 邦治 ○小早川宗弘 八浪 知行
倉重 剛 早川 英明 大西 一史
城下 広作 福島 和敏 東 充美

新幹線対策

◎荒木 義行 ○小谷 邦治 古閑 三博
倉重 剛 島田 幸弘 村上 寅美
中原 隆博 荒木 章博 大西 一史
藤川 隆夫 鎌田 聡 福島 和敏
佐藤 雅司 松永 真一 小早川宗弘
東 充美

廃棄物対策

◎早川 英明 ○中村 博生 八浪 知行
西岡 勝成 児玉 文雄 吉本 賢児
鬼海 洋一 前川 收 岩中 伸司
平野みどり 堤 泰宏 城下 広作
松田 三郎 吉永 和世 永田 昂生
池田 和貴 溝口 幸治

有明海・八代海再生

◎船田 直大 ○井手 順雄 山本 秀久
杉森 猛夫 荒木 詔之 高野 誠一
渡辺 利男 篠崎 鐵男 田上 泰寛
水室雄一郎 九谷 弘一 松岡 徹
池田 秀男 重村 栄 守田 憲史
森 浩二

水俣病対策

◎中原 隆博 ○藤川 隆夫 古閑 三博
八浪 知行 杉森 猛夫 荒木 詔之
吉本 賢児 高野 誠一 田上 泰寛
岩中 伸司 水室雄一郎 城下 広作
鎌田 聡 吉永 和世 池田 和貴
◎前川 收 ○馬場 成志 西岡 勝成
倉重 剛 島田 幸弘 児玉 文雄
竹口 博己 渡辺 利男 小谷 邦治
井手 順雄 松田 三郎 福島 和敏
中村 博生 松岡 徹

4 県執行部

前議会と同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月28日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
3月2日	本会議	常任委員会
3日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
8日	本会議	代表質問

番号	件名	議決
1	平成17年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	可決

9日	本会議	代表質問
10日	本会議	一般質問
13日	本会議	一般質問
14日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
15日		特別委員会
16日		常任委員会
17日		常任委員会
22日	本会議	委員、長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会は、平成一七年度補正予算案、平成一八年度予算案が審議された議会である。国の三位一体改革で大きな影響を受けた県財政は厳しい状況にあり、行財政改革について多くの質問が行われた。川辺川問題では、会期中の三月六日に県が作成した治水についての第三案が新聞報道され、知事が説明に迫られた。九州新幹線開業に伴う整備や観光政策、農政では国の品目横断的経営安定対策への対応、福祉では障害者自立支援法への対応が取り上げられた。また、指定管理者の選定結果について常任委員会で論議され、県議会議員の選挙区等検討特別委員会では定数・選挙区に関する審議で強行採決が行われている。

2 付議案件

（知事提出議案）

2	平成17年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	可決
3	平成17年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	〃
4	平成17年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	〃
5	平成17年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）	〃
6	平成17年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）	〃
7	平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	平成17年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	平成17年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
10	平成17年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計補正予算（第1号）	〃
11	平成17年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第1号）	〃
12	平成17年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
13	平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
14	平成17年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	〃
15	平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）	〃
16	平成17年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
17	平成17年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	〃

18	平成17年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）	可決
19	平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	〃
20	平成17年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）	〃
21	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	工事請負契約の締結について	〃
23	工事請負契約の変更について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
26	指定管理者の指定について	〃
27	指定管理者の指定について	〃
28	指定管理者の指定について	〃
29	指定管理者の指定について	〃
30	指定管理者の指定について	〃
31	指定管理者の指定について	〃
32	指定管理者の指定について	〃
33	指定管理者の指定について	〃
34	指定管理者の指定について	〃
35	指定管理者の指定について	〃
36	指定管理者の指定について	〃
37	指定管理者の指定について	〃
38	指定管理者の指定について	〃
39	指定管理者の指定について	可決
40	指定管理者の指定について	〃
41	指定管理者の指定について	〃
42	指定管理者の指定について	〃
43	指定管理者の指定について	〃
44	指定管理者の指定について	〃
45	指定管理者の指定について	〃
46	指定管理者の指定について	〃
47	指定管理者の指定について	〃
48	指定管理者の指定について	〃
49	指定管理者の指定について	〃
50	指定管理者の指定について	〃
51	指定管理者の指定について	〃
52	指定管理者の指定について	〃
53	指定管理者の指定について	〃
54	指定管理者の指定について	〃
55	指定管理者の指定について	〃
56	指定管理者の指定について	〃
57	指定管理者の指定について	〃
58	指定管理者の指定について	〃
59	指定管理者の指定について	〃
60	指定管理者の指定について	〃

61	指定管理者の指定について	可決
62	専決処分の報告及び承認について	承認
63	専決処分の報告及び承認について	〃
64	平成18年度熊本県一般会計予算	可決
65	平成18年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
66	平成18年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
67	平成18年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
68	平成18年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
69	平成18年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
70	平成18年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
71	平成18年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
72	平成18年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
73	平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
74	平成18年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
75	平成18年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
76	平成18年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
77	平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
78	平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
79	平成18年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
80	平成18年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算	〃
81	平成18年度熊本県公債管理特別会計予算	〃

82	平成18年度熊本県病院事業会計予算	可決
83	平成18年度熊本県電気事業会計予算	〃
84	平成18年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
85	平成18年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
86	熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
87	熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
88	公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
89	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
90	熊本県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
91	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
92	熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
93	熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
94	熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
95	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
96	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
97	公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃

112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	
熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県雇用対策審議会設置条例を廃止する条例の制定について	熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立保健学院条例を廃止する条例の制定について	熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例の制定について	熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の制定について	熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する条例の制定について	公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の制定について	可決
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	
熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

128	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
129	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
130	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
131	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
132	財産の交換について	〃
133	平成18年度独立行政法人緑資源機構特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金について	〃
134	包括外部監査契約の締結について	〃
135	全国自治宝くじ事務協議会への堺市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	〃
136	熊本県環境基本計画の策定について	〃
137	熊本県労働行政プランの策定について	〃
138	熊本県農業計画の変更について	〃
139	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
140	監査委員の選任について	同意
141	監査委員の選任について	〃
142	監査委員の選任について	〃
1	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	可決

(議員提出議案)

3 知事の提案理由説明

わが国は、人口減少・少子高齢化の時代に対応する構造的な見直しが進められている。官から民へ、国から地方への流れが強まり、県民と情報を共有し自立した自治体が求められている。全職員が県民中心の視点を貫き直面する課題に挑戦していく。厳しい財政状況でも県民サービスを維持・充実するため行財政改革を進め、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を見据えた県内各地域の活性化、諸問題への対応に取り組む。ユニバーサルデザイン^{ユニバーサルデザイン}の考え方を基本として、安全・安心、地域の活力、未来への希望を生み出すべく英知を結集し、元気で明るい熊本の実現に邁進^{まいしん}していく。

主な県政の動向として、①川辺川ダム事業は、新利水計画の策定に三月末に案を絞り込み八月に計画を確定するスケジュールが九州農政局から示された。県は総合調整役を担い、週一回

2	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決
3	熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の制定について	〃
5	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書	〃
6	さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	〃
7	経営所得安定政策についての意見書	否決

の事前協議の開催を呼びかけ協議している。国土交通省は、収用裁決申請取り下げの際、ダム事業計画を見直す方針を示した。先月、球磨川水系の河川整備基本方針策定への着手が示され、策定委員の就任を要請された。流域の長期的な河川整備の基本的方針を定めるもので就任して意見を述べたい。五木村は生活再建が遅れないよう取り組む。②水俣病対策は、認定検診体制を整え、認定審査会委員就任の環境整備を国に求める。本年は水俣病公式確認五〇年の節目に当たる。健康調査・環境調査を実施するための検討、在宅支援サービスなどの構築や住民相談窓口の設置に取り組み、被害者救済、地域の再生・融和に努める。損害賠償請求訴訟は、国・チツソと協議しながら対応する。

③九州新幹線鹿児島ルートは、平成二二年度末の全線完成を目指すし、用地の取得等に全力を傾ける。熊本駅周辺の街路の整備、連続立体交差等の整備にも取り組む。新玉名駅周辺は、二月九日に新玉名駅周辺地域等整備基本計画を策定し、玉名市と役割分担や整備時期等に関する協定を締結した。基本計画の推進に取り組み。新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部、県内一地域に地域推進本部を設置し、新幹線くまもと創りに取り組む。県内各地域の特色・特性を生かしたプロジェクトを推進し、県内全域に広げたい。④国の三位一体の改革は、平成一八年度の地方財政対策および政府予算案によって一応の区切りを迎えた。平成一八年度改革分の本県への影響額は、国庫補助負担金が一五一億円減少し、八八億円が税源移譲され、地方交付税改革として四九億円の減少を見込んでいる。三年間にわたる

改革では、国庫補助負担金が三七八億円減少し、二八八億円が税源移譲され、地方交付税改革として四八五億円の減少という結果になった。国と地方が対等の立場で協議する場ができたことや地方分権の論議と関心が高まったことなど、一定の評価はできる。しかし、総額四兆九、〇〇〇億円に上った国庫補助負担金改革は、義務教育費国庫負担金・児童扶養手当・児童手当をはじめ国の関与が残る結果となり、見合う税源移譲も十分ではない。一方で、地方交付税等とは大幅な削減を余儀なくされた。国の財政再建に主眼が置かれ、地方団体が目指した税財政基盤の充実強化や裁量性の拡大という地方分権の実現のための改革にはほど遠い内容であった。今後の地方分権改革には、改革の検証・総括が重要で、県は国庫補助負担金改革により裁量性が拡大した部分について地域の実情に即した事務事業の見直しを進める。⑤行財政改革は、県行財政改革基本方針に基づき、平成一八年度当初予算編成過程を通じて、給与構造改革や職員数の削減、県出資団体等の見直し、特別会計や特定目的基金の見直しなど取り組みを加速させた。結果、中期的な財政収支の試算では若干ながら改善した。しかし、依然として三〇〇億円を超える要調整額が発生する。平成一八年度実施計画では、県の役割の再構築によるスリム化や経営資源配分の重点化、職員の意識改革に重点的に取り組む。基本方針に掲げた取り組みを強化し、できる限り前倒しして実施するなど、改革をさらに加速させる。⑥市町村合併は、合併市町村において評価される新しいまちづくりが進むよう支援に努める。新たな段階を迎え合併

推進構想を作成している。引き続き自主的な合併を推進していく。

平成一八年度当初予算の基本的な考え方は、昨年一〇月に示した収支見通しで、三位一体の改革による影響、扶助費の増加等に伴い、厳しい収支が見込まれた。当初予算編成の過程では、行財政改革基本方針に基づく取り組みを加速させ、職員意識改革を図りながら、歳入・歳出の徹底的な見直しに取り組んだ。一方、元気で明るい熊本づくりを進めるため、あらゆる産業の「元気づくり」をはじめ六つの分野へ財源を重点的に配分し、水俣病対策やアスベスト問題等、県政の喫緊の課題に的確に対応できるよう努めた。結果、一般会計当初予算の総額は七、一九七億円となり、平成一七年度当初予算に比べ一・四％の減となった。主な財源は、県税一、四五五億円、地方交付税二、一八六億円、国庫支出金一、〇〇〇億円、県債八九八億円である。県債残高の増加を招かない財政体質の堅持に努めている。予算編成過程では、三二〇億円の要調整額が生じたが、行政改革推進債を五〇億円発行し、財政調整用四基金から二六〇億円取り崩して収支の均衡を図った。結果、財政調整用四基金の予算編成後の残高は、昨年度から二一億円減少して一三九億円となった。歳出予算の主な内容は、次の通り。

(一) 第一あらゆる産業の「元気づくり」では、①農業は熊本県食料・農業・農村計画を策定し、元気人気くまもと農業運動の施策を展開していく。平成一九年度から実施される国の品目横断的経営安定対策に対応するため、認定農業者の経営能力

の向上を図り、集落等の活動体制の整備や機械の導入、地域営農組織の育成を重点的に支援していく。新規就農への支援、女性農業者の経営参画や起業活動への支援等、人材の育成に積極的に取り組む。安全・安心な農産物づくりを基本に、熊本オリジナル品種づくりや地域の食文化と伝統に根づいた農産品づくりを進め、高度な栽培管理を可能とする生産基盤や施設の整備に取り組む。熊本県産馬肉の生産体制の整備やあか牛の振興を通じて畜産振興に努める。さらに、東アジア等への輸出促進や大消費地での応援団づくり、量販店と連携した商品づくりなど、熊本農産物の魅力の情報発信と販路拡大に努める。②林業は、森林の整備や林道等の整備を計画的に進め、間伐を促進し健全な森林の育成を図る。需要が高まっている乾燥材の生産供給体制を充実強化するため、製材業者等の乾燥機導入を促進し、木材のよさを積極的にPRして県産材の利用促進を図る。③水産業は、増殖場の造成や干潟における^{さくねり}作漁により漁場機能の回復に努め、つくり育て管理する漁業や持続的生産が可能な養殖漁業を進め、水俣・芦北地域の水産振興を図るため、カサゴの放流調査に取り組む。意欲のある担い手の育成に努め、将来、安定的な経営が可能となる経営体の育成に取り組む。④商業は、中心市街地等商店街の魅力づくりをソフト・ハードの両面から支援する。九州新幹線の全線開業を見据えた拠点性の向上に向け、新たに情報関連等のサービス産業の振興に取り組む。中心市街地等活性化の取り組みとして、市町村と連携した街なか居住の誘導に取り組む。⑤工業は、ものづくり・バイオ・セ

ミコンダクタ、三つのフォレスト構想の実現に向け、産学行政の連携を強めながら、ものづくり、ＵＤ関連産業の研究開発や大学と連携した起業家育成支援等の施策に取り組む。北部九州への自動車メーカーの進出や増産を踏まえ、カーアイランド九州の構築に向け取り組む。県内中小企業の基盤技術の高度化や技術力向上を図るための施設整備と関係機関の再編統合に関する基本構想を検討する。⑥企業誘致は、補助制度を拡充し、新たな工業団地の整備を進め、戦略的かつ強力に取り組む。⑦制度融資は、三つのフォレスト構想の推進や建設業の構造改善のための資金を創設し、大型店緊急対策枠の内容を見直し、中小企業に対するセーフティネットも踏まえ、県内中小企業への資金供給の円滑化に努める。⑧建設産業は、経営改善や構造改革の取り組みを支援し、公共事業の各段階における電子化を推進する。県発注工事の入札における総合評価方式の試行等を通じて、企業の技術力が評価される環境づくりに取り組む。⑨観光は、観光パートナーシップ・アクションプランに基づき、県内各地域の宝探し・磨き上げ、ＵＤツアアの推進、もてなしの心

向上、東アジアを中心とした誘客等に取り組む、九州観光推進機構やＪＲ九州と連携した新たなキャンペーンを展開する。県野外劇場アスペクタは、必要最小限の補修を行い、当分の間存続することとし、施設の管理運営に民間活力を導入する方向で検討を進める。新しい地域イメージを発信する南阿蘇えほんのくにの開催も支援する。雇用対策は、県労働行政プランに基づき、雇用情勢が厳しい地域における雇用創出や、若年者・障害

者・高齢者等の就業促進、職業能力開発の支援に重点的に取り組む。有明工業用水道事業の未利用水は、荒尾市および大牟田市の上水道水源へ転用する基本協定を昨年一二月に両市と締結し、来年度、転用に係る資産譲渡を行う。

(2)暮らしの原点「安全安心なまちづくり」では、食の安全・安心、犯罪の起きにくいまちづくり、災害等から県民が安心して暮らせる基盤づくりなどに取り組む。①食の安全・安心の確保は、条例および基本方針に基づき、生産、製造・加工、流通の各段階における食の安全性の確保や消費者に正確でわかりやすい情報の提供に努める。農薬等の残留検査を集約・高度化した全国最高水準の食品検査を本格稼働させ、輸入食品を含む食品監視を強化する。食品表示の適正化や農産物におけるトレーサビリティシステムの導入を推進し、養殖魚の認証制度では、認証方法の見直しや魚種の拡大に取り組む。②食育の推進は、来月末に県食育推進計画を策定し、県民運動として食育を総合的、計画的に推進する。体験活動等を通じて食の大切さの実感、朝御飯摂取の啓発等による望ましい食習慣の確立や食生活の改善、学校給食における地産地消の推進等、家庭・学校・地域が一体となって対策を推進する。③犯罪の起きにくいまちづくりは、一月に県民会議を設立した。普及啓発や自主防犯活動団体の活動支援等、県民・行政・事業者等が連携・協働して取り組む。県警察緊急治安対策プログラムに基づき、空き交番対策、パトロールの強化等に引き続き取り組む。高齢者が、振り込め詐欺・悪質商法等の被害に遭わないよう、講習会の実施

や広報、啓発に取り組む。④災害から県民を守る基盤づくりは、防災情報の迅速かつ的確な把握と伝達、市町村のハザードマップ作成への支援、自主防災組織率の向上等、避難体制の強化に努める。土砂災害危険箇所の重点的な整備を図り、山地災害危険地区等では保安林指定や治山施設の整備に努め、洪水・高潮・波浪等による災害を防止する河川や海岸の保全施設の整備に取り組む。⑤地域医療体制の整備は、地域における医師の確保に具体的に取り組み、救急医療体制の確保に努める。新型インフルエンザ対策は、国と共同で抗インフルエンザウイルス薬タミフルの備蓄を進める。エイズをはじめとする性感染症対策は若年層も対象にして予防啓発に努める。⑥人にやさしいまちづくりでは、建物におけるユニバーサルデザインの推進を図り、国と連携して自律移動支援プロジェクトにも取り組む。アスベスト問題は、適時的確な情報の提供に努め、相談窓口の対応、県有施設のアスベスト対策、民間施設のアスベスト除去への支援、建築物解体時の飛散防止対策等の充実を図る。

(3)「豊かな人間性や実力」を伸ばす教育・文化では、人権意識、仕事や産業への理解、地域文化や伝統文化への理解を重要な視点として、本県の将来を担う人材の育成に取り組む。①人権教育、啓発の推進では、県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚や、予断や偏見を持たず互いの人格と可能性を大切にする心を育てる教育の充実に取り組む。②基礎学力の向上は、教職員の指導力の向上を図り、くまもと教育の日を通じ、家庭・地域等との連携を強める。不登校児童生徒

や保護者に対して総合的な支援に努める。職業観・勤労観を育む教育は、子どもの就労意欲や社会経済の担い手としての意識を育むよう取り組む。③幼稚園・保育所と小学校との連携を強化し、基本的生活習慣、人権を大切にする心、郷土の文化・伝統に対する愛情と理解、勤労観や職業観を育むよう取り組む。障害のある児童生徒への支援は、特別支援教育の推進に取り組む。④県立大学は、平成一八年度から公立大学法人へ移行し、大学院アドミニストレーション研究科に看護管理コースを開設する。

(4)「支えあい、誰もが出番」の福祉社会では、次世代育成支援に重点的に取り組み、地域福祉の推進によるまちづくりや、高齢者の介護予防、障害者の就業や生活の支援、男女共同参画社会づくりに取り組む。①次世代育成支援は、県次世代育成支援行動計画に基づき、市町村と連携して子育て支援サービスなど幅広い分野で対策を推進する。九州各県と協調して、企業・店舗や商店街等の子育て支援の取り組みを推進し、育児に不安を抱える親への支援に取り組むなど、県民ぐるみの子育て応援の輪をさらに広げる。②児童虐待の防止は、県児童相談所を中核として、市町村の相談体制等の整備を支援するなど、発生日防から早期発見、早期対応、子どもの自立まで切れ目のない支援に努める。③小児救急医療体制は、小児救急医療拠点病院の整備や小児救急電話相談をはじめ、今後の小児医療体制の整備について検討を進め、地域の実情に応じた小児救急医療の提供体制の充実を引き続き取り組む。④地域福祉の推進は、地域さ

さえ愛プランに基づき、地域福祉の拠点づくりや小地域での支え合いネットワークづくりなどを進め、過疎地域における支え合いのモデルづくりに取り組む。福祉サービス第三者評価事業にも取り組む。⑤高齢者・障害者の元氣生活づくりは、本年度中に第三期高齢者ががやきプランを策定し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、在宅生活を支える各種サービスの向上等に積極的に取り組む。⑥障害者の就業支援は、県内の障害者就業・生活支援センターを拡充し、障害特性に応じた就業面と生活面の総合的な支援に取り組む。四月から施行される障害者自立支援法に基づく制度の円滑な実施にも努める。県立の障害福祉関連の九施設は、平成二二年度からの施設民営化を前提として、自立的な運営が可能となるよう支援策を講じる。⑦男女共同参画社会の推進は、県男女共同参画計画を改定し、職場における男女共同参画の推進、仕事と家庭の両立支援等により努める。DVの防止は、昨年一二月に策定した基本計画に基づき、防止の啓発、被害者の相談、一時保護から自立支援に至る支援等に取り組む。五月一日から一四日にかけて、熊本市等と共催で、2006世界女性スポーツ会議くまもとを開催し、県内の各種団体における男女共同参画の推進につなげる。

(5)「未来に続く県土づくり」では、九州新幹線の建設促進、新幹線新駅周辺の道路網や連続立体交差等の基盤整備を進め、全線開業効果を最大限に活用できる地域づくりに重点的に取り組む。交通基盤の整備、熊本市圏の交通円滑化や公共交通ネットワークの整備に取り組む。①熊本市圏交通円滑化は、

熊本市圏都市交通アクションプログラムに基づき、環状道路等の整備や公共交通機関の活用等を推進し、渋滞ボトルネックの調査に取り組む。熊本市圏の鉄軌道系ネットワークに関する調査も実施する。②県内主要観光拠点へのアクセス向上は、主要幹線道路等の整備に重点的に取り組む。離島解消に向けた道路整備も着実に進める。③交通安全対策は、やさしい道づくりや交通安全施設の整備に取り組む、高齢者の安全運転や違法駐車対策にも取り組む。

(6)美しい熊本「環境立県」では、有明海・八代海の再生、産業廃棄物税を活用した廃棄物の適正処理の推進、バイオマスの利活用やグリーン農業を推進し、みんなで支える水と森づくりに取り組む。①有明海・八代海の再生は、県計画に基づき、海域環境の保全や改善および水産資源の回復を図るため、市町村と連携して下水道や農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水対策に取り組む、藻場造成や作滞などによる沿岸漁場の環境改善に努め、関連する試験研究や調査等に取り組む。②公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備は、県内八か所の建設候補地に説明会を実施している。本年度内に、建設候補地の中から重点的に取り組む候補地を選定し、早期の施設整備ができるよう、建設主体となる財団法人の設立準備を含め取り組む。産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の排出抑制や適正処理の促進等も引き続き取り組む。③バイオマスの有効活用は、基本方針に基づき、普及啓発、事業化に向けた課題の解決や事業環境の整備に取り組む。生ごみや家畜排せつ物の利用促進に向けた

研究、木質バイオマスの有効な利用方法の実証、海藻類の有効成分を利用した機能性食品の開発等を進める。④グリーン農業の推進は、減農薬・減化学肥料栽培、エコファーマーの推進、耕畜連携による土づくりなど、安全で環境に配慮した農業を総合的に進める。⑤水と緑の財産づくりは、水とみどりの森づくり税を活用して、荒廃した人工林を針葉樹と広葉樹が混在する自然に近い森林への誘導や県民参加の森づくりを進める。平成一九年秋の第三一回全国育樹祭の開催に向け、実行委員会を設立し準備を進める。⑥ユニバーサルデザインおよびパートナーシップは、県政運営の基本として具体的な取り組みを進める。県民・企業・NPOなどとのパートナーシップの取り組みを素地として、新たに熊本県民連携事業に取り組む。ともに支え、ともに担う地域社会づくりを実現したい。

二月二八日知事の説明の後、松岡徹議員（日本共産党）が質疑を行った。（１）報告第１号熊本県国民保護計画について、国民保護における県の使命として住民保護であるという立場に明確に立っているのか。高度の公共の福祉のためなどの理由づけで、言論・報道の自由、取材の自由、知る権利が侵害され狭められないよう、堅持されることが大事と考えるが、いかがか。（２）一般会計補正予算、水保百間排水路および港内でのダイオキシン土砂の浚渫・除去について。チッソの異議申し立てにより、人命と環境にとって緊急を要する事業が止まり、責任は重大である。どれだけ工事が先延ばしになったのか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。（１）避難・救援・武力攻撃災害への対処の三項目を行う。避難は国からの警報の発令や避難措置の指示を受け、市町村に通知し避難の指示をする。救援は国からの救援の指示を受けて、市町村等の協力を得ながら、生活必需品や収容施設、医療の提供等をする。武力攻撃災害への対処は、警戒区域の設定、退避の指示および緊急通報の発令等を行う。放送事業者が行う警報および避難の指示ならびに緊急通報に関する放送は、放送の自律を保障することにより言論の自由にとくに配慮する旨規定している。報道の自由の重要性は十分に認識している。放送事業者から県へ提供する情報は、例えば武力攻撃等により当該放送局の設備が使えなくなった場合におけるその被害状況が挙げられる。放送事業者が取材活動により知り得た情報を県に提供しなければならぬことはない（総務部長）。（２）平成一七年二月二三日に、チッソ株式会社に対し事業者負担金総額等を通知した。四月二二日に同社から異議申し立てがなされ、県は九月七日に棄却する旨を通知した。この処分について、本年二月一七日にチッソ株式会社取締役専務が県を訪れ、県の棄却処分を受け入れ、公害防止対策事業に協力していきたいとの意向を表明した。事業の進捗状況は、昨年一月二二日に提案があった土砂処分場候補地について、現在測量や地質調査を実施中である（土木部長）。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月八日に自由民主党の篠崎鐵男、県民クラブの鎌田聡、九日に公明党の竹口博己の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

篠崎議員は次の内容の質問を行った。

(1) 川辺川ダム問題について。三月六日県が新たな非ダム案を提示すると新聞報道があった。県が示した行政案とすれば、事前協議を始める前に示すべきではないか。三分の二の同意がとれると考えているのか。八月に計画決定ができなかった場合は、新しい非ダム案の提案者である県、潮谷知事の責任であることを自民党として明確にしたい。知事はダムについては中立と発言しているが、科学的かつ合理的なダムによらない治水案を県行政の長として説明いただきたい。対案を示さないまま中立と言うのは全く無責任な発言と受け止める。(2) 国の小さな政府の取り組みに対する認識。国が自らの責任で行う仕事の範囲はどこまでか、地方に仕事を移す場合、国と地方の関係をどうするのか、国民の負担は改革でどう変わるのか等が不明確なまま進められている。基本的な考えが未整理のままで、改革の数値目標の達成が重視され過ぎたからではないか。(3) 今後の県政運営に、小さな政府の実現と時代の変化に対応した各種施策の展開をどう調和させるのか。本県の行財政改革基本方針では、事務事業の総点検・棚卸しをどう進めるか、行財政改革をどうつなぐか明確ではない。各事業や施策の緊急度・優先度を評価して、評価対象となった事業を今後も続けるのか、ど

ういう手法・工程で臨むのが最適かという分析、政策の重点化につなぐ工夫が不可欠と思う。(4) 財政問題。本県は全国に先駆けて平成一三年に財政健全化計画を策定し成果を上げたが、平成一六年度国の三位一体の改革で地方交付税等が大幅削減され深刻な打撃を受けた。今後本格的な税源移譲に向けた地方税制の改正が控え、交付税削減の圧力も緩まず、さらなる削減を求められる懸念がある。地方財政の現状と今後の見通しについて。(5) 平成一八年度当初予算の大まかな収支見通しでは、三四六億円の財源不足額が発生するとの見込みが示され大変厳しい。予算案編成過程でどのような行財政改革に取り組み、どの程度の削減効果となったのか、基本的な考え方。とくにどの分野に重点的に取り組もうとしたのか。(6) 平成一八年度の行財政改革実施計画で、知事部局は、削減目標を大きく前倒しし、今後五年間で七％、約三六〇人削減とされている。今後の組織体制にも影響があるのではないか。数値目標設定の考え方と組織の見直しについて。(7) 指定管理者制度は、民間事業者やNPO法人などの団体が新たに一六施設で候補者に選定され、現在の管理団体は一三施設で選定された。どのような効果が見込まれるのか、今回の選定結果の評価も含めて尋ねる。県民サービスのレベルが低下しないよう、制度を運用するに当たって今後の課題をどう考えるか。(8) 道州制について、最近の議論、熊本市や県内経済界等の動きを踏まえた基本的な考え方、熊本市が州都を目指す場合、県として支援する考えはあるか。(9) 入札制度の見直しについて。国では入札談合事件

を受け、来年度から一般競争入札を大幅に拡大するが、地方の建設産業は厳しい経営環境にあり、条件付き一般競争入札の拡大に不安を感じている。入札制度の見直しは、適正な発注と建設産業振興の観点のバランスを考慮し行うべきだがどう見直すのか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ダムをめぐって反対・賛成双方の意見があり、県は裁定の任を中立という立場で展開してきた。中立として新しい案を出せという意見なのか。中立的な形で治水にかかわる高度な技術が求められるなら別の次元の話と思う。(2) 三位一体の第一期改革では、地方への負担のツケ回しともとれる児童手当等の補助負担金割合の見直しに終始した。医療制度改革でも、経済財政面から総額管理による医療費抑制論が先行した。どの程度の小さな政府を目指すか、財政面のアプローチが優先し過ぎていないか、政府として役割を縮小させた分野について、民間等で提供されるサービスの量や質をどう見極め、確保するのか、対応・整理されているとは言いがたい状況にある。(3) 六つの分野の重点施策プロジェクトの目標を定め、政策評価等を活用しながら、目標達成に寄与度の高い施策・事業に取り組んでいる。財政の縮小・均衡だけを目指すのではなく、行政課題を明確にし、事業の優先度の徹底的な峻別(しんべつ)を行い、限られた人的資源や財政的資源など経営資源を重点的・効果的に投資したい。(4) 中期的な財政収支の試算では、財政健全化や行財政改革の取り組みにより、公債費等は中長期的に低減する

が、高齢化等による扶助費の増が見込まれる。経済成長を見込まない場合、平成一九年度以降も要調整額は三〇〇億円を超える水準が続くと見込まれ厳しい状況が続く。行財政改革基本方針に沿った取り組みを加速させ、環境変化にも柔軟かつ的確に対応できる行財政構造への質的な転換を進めていく必要がある。(5) 歳入は税収確保対策等により約一〇七億円の増収となり、歳出は総人件費の抑制等により約四九億円の削減ができた。これにより最悪の事態を回避できた。当初予算編成には、将来の県勢発展や県民生活の向上のために財源を配分する考えで臨んだ。具体的には、新幹線くまもと創り推進事業、子育て支援、企業誘致の推進や新たな工業団地の整備、県産乾燥木材の生産・供給体制の整備、水俣病対策やアスベスト対策等に取り組む(知事)。(6) 四月から農政部、林務水産部を農林水産部に改編するための条例案を提案している。水関連部門や生活排水関連部門の部局横断的な一元化に取り組む。地域振興局の見直しは、平成一九年四月からの実施を目指し、広域的対応が可能な業務を集約する方向で、県民生活に密接なつながりのある業務や迅速な対応が必要な業務は、当面現行の振興局がある一〇か所で実施する方向で具体的な検討を進めている。(7) 施設の管理運営経費として提案があった額は、平成一七年度当初予算額に比べ約二割弱が削減されている。制度導入後の課題は、提案内容が確実に履行され、県民サービスの向上が図られているか監視することが挙げられる。毎年運営状況の報告を義務づけ、施設によって県と指定管理者、施設利用者などから成

る運営評価委員会を設置し、運営状況の評価を行い、施設利用者等に対するアンケート調査等を実施し、導入効果を測定する（総務部長）。（8）第二八次地方制度調査会の道州制のあり方に関する答申は、国民に判断できる材料を提供するに至っていない。基礎自治体の体制整備が必要であるが、市町村合併により達成されるか検証も必要である。いずれ州都の問題も本格的に議論されるが、実現には州都の機能を担う市町村の意欲や取り組みが必要である。熊本市が州都を目指す取り組みを応援したい（知事）。（9）来年度から入札制度の見直しにより、公募型指名競争入札を廃止し、地域要件を付した上で条件付き一般競争入札の対象を一億円以上の工事に拡大する。三か月間の周知期間を設け七月一日から実施したい。建設産業の健全な発展と適正な施工の確保の観点から、ダンピング受注の防止が重要である。このため、最低制限価格制度は、現行どおり五億円未満の工事に適用する（土木部長）。

鎌田議員は次の内容の質問を行った。

（1）行財政改革について。①市町村合併については県民の将来を考えて合併パターンを示し、リーダーシップを発揮しながら、取り組みを進めることが必要である。②市町村への事務権限移譲は、市町村の意向を把握し、二四法令一八項目が新年度から移譲される。初年度に市町村から移譲申出が少なかつた要因、新年度はどう進めるのか。③民間団体への補助金の見直しについて、全容を明らかにし客観的に判断するため、補助

金の支出先の一覧を公開すべきである。④全班一事業見直し運動は、約三〇〇事業のうち、いくつの事業が見直され、効果はどのくらいあるのか。今後の取り組みの進め方について。（2）

①県民中心の視点での議論を進めるため、どういう方法で道州制に対する県民の意見の集約を図るか。②関東・関西との交通の時間短縮が州都には欠かせない。熊本駅はホームの長さが八両編成にしか対応できていない形で認可を受け、一六両編成の新幹線が熊本駅に入ることとは不可能で、交通結節がスムーズにいくよう対策を講じる必要がある。どう認識し取り組みを行っていくか。（3）川辺川ダム問題の新利水計画について。県が提示した新たな第三案は最善案と思うが、唐突に出てきて関係者の理解と対象農家の支持が得られるか心配である。①提案することになった背景。②なぜもっと早い時期に示すことができなかったのか。③農水省や市町村、対象農家に理解を得るための取り組み。④公共事業費のパイが限られている中で、重点事業でない川辺川ダム事業に多額の事業費を打ち込むのは行財政状況からも許されない。ダムにこだわらない治水対策の所見。⑤五木村の振興策はダム関連事業から切り離して対応を進めるべきである。五木ダムの建設を取りやめるなら、治水対策にどう取り組みが明らかにすべきである。五木村の振興にかかわる諸課題の取り組みについて。（4）水俣病対策について。環境省は、認定審査会が再開できない要因である認定基準の見直しを検討せず、新たな認定審査会を立ち上げる話も出ている。水俣病の健康調査分析検討事業で行われる抽出方式の調査では被

害の全体像をつかみ取ることはできない。国の態度に同調することなく被害者の側に立って国を動かしていただきたい。状況打開に向けての考え方。(5) 耐震強度不足問題について。①これまでの経過(ア) 木村建設株式会社が施工した物件について、JSCAから耐震性に一部懸念があると報告されたのは昨年一月二十六日、二月一日に一件が耐震性に問題ありと報告されたが、なぜ県は国交省に構造計算書に改竄^{かいざん}はないと報告したのか。(イ) なぜ判明した後即座に設計事務所への照会などの精査作業に着手しなかったのか。(ウ) 対象物件のマンションに居住している住民への対応はどうか。②今後の対策(ア) 建築確認業務を一〇の地域振興局の計三四人で行っているが、次年度から中間検査も行うので体制強化が必要である。人材育成に全力を挙げて取り組んでいただきたい。(イ) 再発防止のために、自治体間で構造計算書を審査し合うクロスチェックを導入する考えはないか。(6) ①子どもの安全・安心について。(ア) 子どもの見守り活動が県民運動となるよう、広報誌など広報媒体を通して訴えていただけないか。(イ) 学校・地域で子どもを守る活動をしているスクールガードが活性化すれば不審者対策になる。パトロールのノウハウなどの指導、講習を行うスクールガードリーダーを各小学校に配置できないか。②県内のネットカフェ・複合カフェのほとんどが深夜営業や二四時間営業であるが、風営法の規制対象に含まれず、少年保護育成条例での深夜立入規制の対象ではない。家出少年少女が寝泊まりして犯罪に巻き込まれるケースもあり、条例の改正で深夜の立入

規制をすべきである。(7) 市町村や民間機関が設置した防犯カメラにも、県と同様の運用要項を設ける必要がある。県として運用指針を策定すべきである。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①市町村合併推進審議会を設置し、合併推進構想の策定準備を進め、五月をめどに第一次構想を取りまとめる。熊本市の政令市問題も含め段階的に見直したい。あわせて、新市町村合併支援プランを策定する。合併新法の期限平成二三年三月末を念頭に置き、機運の醸成に努め合併を推進したい(知事)。②国から新しい地方行革指針が示され、行政改革に取り組む必要が生じたこと、三四の市町村が合併間近・直後で新体制の整備が優先されたことが影響している。新年度は、住民に身近な事務権限を重点項目に協議を行い、市には行政体制の整備状況を踏まえ包括的な移譲を協議する。市町村の職員を研修生に受け入れる支援なども行う。③各年度の実施計画などに取り組み内容を示している。主要な補助金を含む事業の内容や成果等はホームページで公表している。民間団体への補助金等は、どのような内容で示すのが適切か、来年度に向けて検討を進める。④知事部局を中心に実施し、目標を上回る七〇三件の見直し結果が報告された。平成一七年度は、約五万時間の時間短縮と約一億円程度の経費削減効果が見込まれる。改善事例集を作成して普及を図るなど推進に努め、職員のさらなる意識改革につなげたい(総務部長)。(2) ①道州制のメリットが明らかにされておらず、移行の積極的な理由を判断できる材料は乏し

い。九州地域戦略会議の道州制検討委員会は、アンケートなどを実施し導入の必要性等を検討している。県もホームページを立ち上げ、県政モニター制度等を通してさまざまな考えを聞きたい。長期的な目標と取り組みの方向を研究するため、官民で議論する場を設けたい。②大阪・東京方面への乗り入れはJR九州や鉄道・運輸機構に要望してきた。JR九州は熊本駅から新大阪駅までの直通の乗り入れについてJR西日本等と協議を行っている。熊本―東京間は、九州新幹線の本州方面への乗り入れの実現を九州新幹線建設促進期成会、九州地方知事会等を通じ、JR九州等へ要望を続けたい。(3)①現在の二案では関係者の合意形成は難しいとの感触を持ち、維持管理費の軽減と早期の水確保の観点から、より農家の立場に立った新たな案を模索してきた。②取水位置や取水可能量等技術的な検討に時間を要しこの時期になった。③まず事業主体である農林水産省に示す必要があり三月六日に提案した。農林水産省と認識を共有し、行政の方針として事前協議で合意形成を図っていく。このプロセスを踏まえ新利水計画の早期成立に向け取り組む。④治水計画は新河川法に基づき検討される。国土交通省は、人吉市の中川原公園周辺で堆積土砂の除去、球磨村一勝地区の宅地^{かど}嵩上げ工事、芦北町の漆口地区の調査を実施中である。県は、相良村雨宮神社付近の川辺川で測量調査を行い、緊急性が高い箇所は堆積土砂の除去に着手し、球磨村小川地区でも調査を実施している。⑤生活再建基盤整備は、事業主体である国の責任で遅れないよう強く要請している。五木・相良地域振興計画は

推進委員会を組織した。産業振興は球磨地域振興局の体制強化を行い、村とともに取り組みたい。治水対策は、五木ダムは洪水防衛を目的とした川辺川ダムとは別のダムで県事業として進めている。関連する国道445号の付け替え道路を整備し、台風で被災した護岸は災害復旧工事で対応している。老朽化した護岸も順次補強対策に取り組む。五木村から要望があった河川改修や宅地嵩上げなどの治水対策も検討を進めている。(4)今後の健康調査をどうするのか、国の懇談会の議論の行方を見定め、抜本的な解決につながるよう国と協議したい。国が新たな審査会をつくるという報道は把握しておらず、今後の状況の推移を見て対応したい(知事)。(5)①(ア)今回の調査は改竄により故意に建築確認をすり抜けるものの調査と考えており、JSCAから偽装はないとの報告を受け、結果が妥当であるかを判断し、国には改竄なしと報告した。(イ)報告を受けた当日追加検討を依頼した。一月一三日に結果を得、JSCAから詳しい内容の説明を受け検討を行った。さらに、構造計算書審査検討会の設置など内部体制の整備を行った。一月二日に、国土交通省から、木村建設株式会社に係る一〇一件の追加調査依頼があり、対象建築物の所在の特定や設計図書等の入手に全力を挙げている。(ウ)二月二四日に耐震性が確認できた建物の所有者に結果を知らせ、三月一日に経緯も含め説明を行い理解を得た。残る建物の所有者にも経緯の説明を行い、精査結果が出た時点であらためて説明する。入居者には、所有者と相談の上説明を行いたい。②(ア)外部の構造専門家を講師に

招き研修・研究会を開催し、審査担当職員の資質向上を図り事務効率化を進めていく。多くの課題に対し総合的な施策を進めるため、来年度から組織体制の充実強化を図る。(イ) 各地域振興局と建築課での構造審査の二重チェックにより審査体制の充実を図る。県・熊本市・八代市の三特定行政庁連絡会議で情報交換を行うなど連携して取り組む(土木部長)。(6) ①(ア) 犯罪の起きにくいまちづくり県民会議のワーキンググループで、子どもの見守り体制モデルの検討を進めている。今月二日に、県老人クラブ連合会・県・県警本部・教育庁で子どもの安全確保に関する協定を締結し、五日に犯罪の起きにくいまちづくり県民大会を開催した。今月から地域防犯リーダー育成の研修会を開始し、県の広報誌等で見守り事例を紹介し、県民の見守り活動への参加の呼びかけも積極的に行う(知事)。(イ) 本年度から地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を展開し、一四七校に四〇〇人のスクールガードリーダーを地域学校安全指導員として配置し、学校安全ボランティア養成講習会を三会場で開催した。現在、約四万七、〇〇〇人が活動している。来年度は、地域学校安全指導員と校区の学校安全ボランティアが連携しながら、県内の小学校で巡回、警備活動ができるよう強化を図りたい。講習会も県内八会場で約二、〇〇〇人を対象に開催したい(教育長)。(2) 各県の規制の状況や業界の営業実態等の調査を行い、ネットカフェへの少年の深夜立ち入りを規制するための県少年保護育成条例の改正を視野に検討を進める。(7) モデルとなる運用指針を平成一八年度中に策定する予定で、市町

村等に指針を提示し、防犯カメラの適正な運用を進める(環境生活部長)。

竹口議員は次の内容の質問を行った。

(1) 三位一体の改革で、国庫補助負担金は国庫負担率の引き下げや交付金化が多用され、税源移譲額は国庫補助負担金の削減分の約六割、平成一九年度から人口が少ない地方が不利になる個人住民税による本格的な税源移譲となり、地方の命綱である地方交付税と臨時財政対策債は約五兆円削減される。地方債の償還だけが固定経費として残る厳しい状況である。県の財政運営にどんな影響をもたらすか。地方分権改革をどう考えるか。(2) 指定管理者制度について。聴覚障害の療育で全国一の実績を上げ高い評価を受けている熊本県ひばり園は、指定管理者制度の導入で、熟練されたスタッフや検査・療育システムの維持が可能か。管理経費の削減が目的なら、直営施設にした方が効果が期待できるのではないか。(3) 新幹線の駅の新設に向けた決起大会が宇城市で開催された。新幹線の駅誘致に向けた期成会は五市一四町の広いエリアから構成されている。待避型の駅を宇城市に設置してほしい。どう取り組むか。(4) ①団塊の世代の大量退職について、日本の経済社会に与えるインパクトはどのようなものであるか。団塊の世代に対する所見と本県における人口構成から見た実態と動向をどうとらえるか。②団塊の世代をはじめとしたシニア層の移住や定住は地域経済にプラスになり、地域の活性化にもつながる。熊本の魅力を大

きな選択肢として発信できないか。具体的な対応を考えているか。③熊本県の観光行政として、これから先の大きなマーケットとなる可能性の高いこの世代をターゲットにした取り組みを考えるのか。観光地づくりの担い手として生かす人的資源としてのとらえ方はできないか。④この世代の人たちが持つ経験や技術を、いろんな地域や分野で生かすことはできないか。ボランティアや地域づくりや福祉面だけでなく、農林水産業などの分野でも考えられる。取り組みや生かし方について。(5)まちづくりについて。①中心市街地活性化基本計画では、国の計画認定を受けないと各種の支援措置や優遇策を受けられない。国の補助制度も来年度からは直轄補助になり県の関与はほとんどなくなる。地域振興局という出先機関を持つ県のかかわりが不可欠と思うが、中心市街地の商店街の活性化にどう取り組むか。②国は都市計画法を改正し大型店を含む床面積一万㎡以上の大規模集客施設の郊外立地を規制する。県として大型店の郊外立地についてどう考えるか。③コンパクトなまちづくりを進めるために、商業振興と都市計画と住宅政策を担う部署の横の連携を強化し、高齢者対策など福祉部門とも協力した一体的取り組みの体制を組織化する必要がある。(6)土地開発公社解散における長期保有の土地の問題について。春日の万日山、熊本市近見町の新港線代替地、段山本町の新幹線事業用地とされた土地は、県が土地開発基金を貸し付けて公社が取得しているが、長年放置されている。土地の取得目的、保有が長期化した理由、今後の利活用も含めた処理方法について。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)平成一八年度当初予算案の編成の際に三一〇億円の要調整額が発生し、中期的な財政収支の試算でも、平成一九年度以降要調整額が三〇〇億円を超える水準で続く見込みとなる。地方交付税等で調整されなければ財政状況はさらに悪化する。地方交付税等の総額確保を国に強く働きかけなければならない。今回の改革は極めて残念な結果であった。十分に議論されなかった国と地方との役割分担論、法制や税制等の面での見直しという地方分権改革の原点に立ち戻る必要がある。国の地方分権二一世紀ビジョン懇談会における議論を注視し、地方六団体の新地方分権構想検討委員会等と連携して、権限に見合う税源移譲や裁量権の拡充等、真の地方分権が実現するように国に申し述べたい。県民にも元気づくりトークなどを通じてわかりやすく説明したい(知事)。(2)熊本県ひばり園など九施設は、熟練スタッフを擁する現行の管理団体への施設移管が適当と判断した。四年間は現行の管理団体を非公募により指定管理者として選定し、民営化後も安定した施設運営やサービス提供ができるよう準備を進める(健康福祉部長)。直営施設への指定管理者制度の導入は、個別に適否や可能性等の検討を行う必要がある。指定管理者制度は四月からの導入施設における管理状況を常に監視しながら効果の検証や評価を行い、課題等を整理した上で直営施設への導入の可能性を検討したい(総務部長)。(3)昨年一二月に、国交省から、駅整備を含む新八代―博多間の工事実施計画の最終認可がなされている。待避駅は、

熊本駅と新水俣駅が役割を担う形で整備を進めている。新駅設置は、役割の明確化や整備スキームや財源、採算性が見込まれるか、ＪＲ九州が受け止めるか検証も必要である。地元の高い期待を受け止め、ＪＲ九州等の関係機関に可能性の打診をした（地域振興部長）。（４）①県労働行政プランに団塊の世代への対応方策を盛り込んでおり、元気で明るい熊本づくりを担う貴重な人材として積極的にとらえ、強みにすることが必要と思う。県内の団塊の世代を含めた中高年齢層が、豊富な知識と社会経験を生かして新たな高齢者像を築き上げることを期待している。後期高齢者となっていく中で地域の活力をどう維持するかなど、長期的な視野を持った対応策を今から考えておく必要がある（知事）。（２）商工観光労働部でＵＪＩターン事業に取り組み、農業就労者も農政部を中心に取り組んでいる。定住促進策は平成一八年度から具体的に取り組む。インターネットによる移住のための総合案内、都市住民を対象とした生活相談窓口の設置に向けた検討、地元との交流、情報交換会の開催、空き家バンク制度と遊休農地を組み合わせた取り組みも、新幹線くまもと創りの各地域推進本部を中心に、市町村、ＮＰＯ法人等と連携を図りながら推進する計画を立てている（地域振興部長）。（３）団塊の世代は、本県観光の重要なターゲットの一つと認識している。観光パートナーシップアクションプランに基づき、テーマ性を持った観光ルートや、健康増進ツアーなどの開発を進め、旅行商品化と情報発信に取り組んでいる。観光の担い手として地域への愛着や文化への造詣が深いシニア層に、観

光ボランティアガイドなどでの活躍も期待している。くまもとよかとこ案内人の会や万田坑ファン倶楽部など、数多くのボランティア団体が活躍している。平成一七年度から、ボランティアアガイド講座を各地域で開催し、熊本の観光の魅力アップに努める（商工観光労働部長）。（４）団塊の世代には、子育て支援や高齢者・障害者福祉等の分野において、中核的な役割を期待している。全国ボランティアフェスティバルでも大会の企画・運営を担っていただいた。団塊の世代にスポットを当てたボランティア育成に取り組み、セミナーなどを開催する。現役の方は、各企業と連携して、ボランティアやＮＰＯ活動に関する情報提供に取り組んでいただきたいと考えている（健康福祉部長）。団塊の世代がふるさとに帰り農業を希望することは、大いに歓迎すべき思う。就農支援ネットワークを設置して、就農相談や就農後の経営確立に向けた適切な指導、農業大学校での長期の就農支援講座の開設、中央会ではＵターン就農の研修等に取り組んでいる。ＪＡ等とも連携をとって努めていく（農政部長）。（５）①中心市街地活性化法の改正案では相対的に県のかかわりが少なくなるが、極めて重要なテーマであり積極的に取り組んでいく。来年度は、中心市街地の活性化を県の重点プロジェクトに位置づけ、県単独の支援施策を大幅に拡充しきめ細やかに支援したい。新商品の開発等を進める事業者への支援、次世代リーダーの育成等に積極的に取り組み、中心市街地の活性化を推進したい（商工観光労働部長）。（２）平成一六年五月に、県内二二の都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを

策定した。中心市街地等に都市機能を配置し、市街化調整区域等の郊外は、地域の特性に応じた地区計画等を用いることにより、計画的な土地利用を誘導する方針を示している。大型店の立地には、法改正の趣旨も踏まえ、都市計画区域マスタープランに基づくまちづくりとの整合を図り、市町村と連携しながら適切に対応したい（土木部長）。③中心市街地の活性化について、平成一八年度重点施策の元気づくりプロジェクトに位置づけ、新たにプロジェクトチームを設置し、関係部局間の連携が図られるよう努める（総務部長）。(6) 万日山は、新幹線開業を見据えた熊本駅西側景観の整備、乱開発防止等を目的に先行取得した。新幹線事業用地等および熊本新港線代替地は、事業用地、公共用地の代替地確保を目的に取得した。長期化した理由は、万日山は利活用検討のための諸条件が整うのに時間を要したため、新幹線事業用地等および熊本新港線代替地は、価格の面で代替地としての活用が困難になったためである。民間等への売却が可能な土地は、公社で売却を進める。公的活用および民間売却の見込みが立たない場合は、公社の解散、清算手続の中で、県が土地の譲渡を受けることを検討したい（土木部長）。

【一般質問】

三月一〇日に藤川隆夫（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、岩中伸司（新社会党）、一三日に荒木章博（無所属）、溝口幸治（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、一四日に小早川宗弘（自由民主党）、堤泰宏（無所属）、重村栄（自由民主

党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県行財政

(1) 行政改革。①職員数が削減されるが、地域振興局の再編統合や出先機関の見直し、市町村への事務権限の移譲、国からの権限移譲など、不透明な部分が残る中、削減目標を前倒し五年間で知事部局職員数を七％削減する現状認識と根拠を示されたい。現行業務の削減見直しとの整合性はどうか。②民間委託が急速に進められるが、耐震強度偽装問題では、官から民への流れへの警鐘が鳴らされ、官と民の役割の明確化が求められている。平成一八年度アクションプランの着手は、行政事務の位置づけの明確化が最初の課題と思う（鬼海）。(2) 県の財政健全化を進めていく上では、国の税制のあり方等の国で決める事柄であっても意見を述べていく必要があると考える。基本的な考え方について（岩中）。(3) 審議会の女性委員は、平成一七年度の目標である三〇％を達成しているが、重複登用がかなりの比重を占めている。複数の審議会委員の兼任はできる限り避ける必要がある。審議会等における女性委員の選任をどう考えているのか（藤川）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①法令による配置基準がある教職員や警察官と違い、基準のない知事部局で最大限の努力をする判断したもので、組織の見直しや派遣職員の見直し、内部事務の効率化など、行政改革基本方針に沿った取り組みで達成可能と考える。時間

外勤務の縮減は、徹底した事務事業の見直しを行い、事務量増加が見込まれる部署には職員を重点的に配置し、部局長の判断で、課を越えた職員の配置を柔軟にできる制度を導入するなど、人的資源の有効活用により縮減に努めている。②民間活力の活用に当たっては、公権力の行使を伴う業務、法令により県に直接実施を義務づけられている業務、政策立案業務を県が直接実施すべき業務とそれ以外の業務を整理して、コスト縮減や県民サービスの向上の観点から、民間活力の活用を検討するという基本的な考え方で進めている（総務部長）。②国の所管事項であっても、県独自、九州地方知事会、全国知事会等と連携しながら、積極的に各種の提案を行ってきた。現在も、地方消費税の充実や国税の非課税等の特別措置の見直しなど、国に意見を述べている。平成一八年度実施計画でも、地方税財政基盤の充実強化のため、国への提言項目として、国と地方の税源配分、税源移譲、地方財政計画、地方交付税制度、地方債制度のあり方、国庫補助負担金改革等を掲げており、国に対し意見を述べ、提案していく（知事）。③委員選任の重複は、審議会等委員への女性の登用推進に関する要項で、できる限り避けるよう定めているが、今後は原則として重複しないこととし、チェックをより厳密に行っていく考えである（環境生活部長）。

川辺川ダム問題

①知事は、先日ダムについて中立と発言したそうである。県および流域市町村は、川辺川ダム下流受益負担金を納め、

五木村はダムを前提とした村づくりを進めている。ダムは必ずつくるのが県知事の責務ではないか。県ではダムによらない治水対策について具体的な案を持っているのか。②川辺川ダム建設計画について対峙（たじ）できる案を持って中立と発言しているのではないということか、確認する。③河川整備基本方針検討小委員会に具体的にどのような考え方をもって出席するのか、流域市町村長と意見交換をするのか。④第三案の提案について、いつ新たな案を模索し始めたのか。今回の件は、農水省、地元市町村に何の相談もなく独自案を策定してきたことになる。地元市町村長とのパートナーシップの観点から、どう考えているのか。⑤地元市町村は、多目的ダムを国に要望してきたが、知事は記者会見で第三案がベストと明言した。治水、利水を切り離すことにつながるが、どう考えるか。⑥ダム案について、内部で検討してきたのか。最後は農家の意向、地元市町村の意向も聞くということを確認したい。⑦地元市町村と十分な協議をしないまま、勝手に第三案をベストの案と示し暗礁に乗り上げ、総合調整役として完全に機能が果たせない状態になったと判断するが、今後どう対応するのか（溝口）。②川辺川利水事業の第三案は、大変評価している。理由や背景について明快に説明いただきたい。事業主体である農林水産省、地元市町村に対し、どう理解を求め、現状打開に向けて取り組むのか（鬼海）。③知事は、社会資本整備審議会の河川整備基本方針検討小委員会に参加するとしているが、ダム建設を前提とする国交省ペースで進められる危険性を強く感じる。県民の立場に立って

球磨川水系の新しい治水方針を策定するため、検討小委員会に
対し、白紙からの議論を求めている。検討小委員会を
どう位置づけているのか。小委員会に臨む基本的な考え方（岩
中）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）①流域漁民同士、地元農家同士の対立がもととなり、
ダム本体着工の法的条件がクリアできず、その状況は今も続い
ている。双方の声に公平に耳を傾けていくという姿勢を、中立
の立場と申し上げた。ダムを前提に事業を実施してきたことは
事実であるが、生活再建基盤整備は遅れてはならない。国土交
通省は、ダム事業計画を見直す方針を示しているが、五木・相
良地域振興計画も大事にしながら、振興策に取り組みたい（知
事）。河川法第一六条では、一級水系である球磨川は、国土交
通大臣が治水計画を定め、県は治水計画を策定する立場にはな
い。国土交通省が治水計画を策定する過程で、基本的な方針や
具体的な事業が明らかにされると考えており、その中で県とし
て意見を述べる（土木部長）。②県として国が出したダム案に
対峙する、あるいは中立するような意味合いの案を作成する立
場にはない。③河川整備基本方針検討小委員会は、長期的な河
川整備の基本的な方針として、基本高水ならびにその河道およ
び洪水調整施設への配分等が総合的に検討される。球磨川水系
の基本方針はこれから案が示される。検討小委員会の中では、
地域の実情を踏まえながら意見を申し述べる。人吉市長は地元
市町村の立場から、私は都道府県知事の立場から、意見を求め

られていると認識している。④維持管理費は、事業成立の法的
要件である関係農家の三分の二以上の同意を得る上でのかぎに
なる。本年二月に、あらゆる方法を模索・検討し、事業主体で
ある農林水産省に三月六日に提案した。農林水産省と協議を行
い、地元市町村に説明を行う手順を考えていた。しかし、マス
コミ報道がなされ、結果的に関係者に混乱をもたらした。農林
水産省に提案の段階であるが、ベストであるという思いから、
三月六日の臨時記者会見の場で申し上げた。関係者の意向を無
視して、総合調整役である県が、この案で結論を出したという
誤解があるなら、全く本意ではない。関係市町村にしっかりと
説明を行い、早期に事前協議の場で協議ができるように努めた
い。⑤第三案では、治水と利水を切り離すが、地元の合意形成
が重要と認識している。治水については、国土交通省は、新河
川法に基づき、本年四月以降、球磨川水系の河川整備基本方針
および河川整備計画の策定に着手することを明らかにしており、
その中で議論される。⑥もちろん内部で検討してきた。市町村
からは、事前協議の中でさまざまな意見をいただいている。⑦
現在の二案では十分に関係者の合意形成を得るということは難
しい。総合調整役として、利水計画の一本化に向け、農家のた
めに維持管理費を低減する第三案を提案した。事業主体である
農林水産省に意見を聞くのが筋であり、その後、行政がこの問
題の説明を行うと考えた。関係者の意向を無視して、総合調整
役である県がこの案で結論を出したという誤解があるとするな
ら全く本意ではない。最後は農家を選ぶという基本的なスタン

スの下に事前協議のテーブルに乗せて、合意形成が図られるよう調整を行いたい。(2) 現在の二案では関係者の合意形成は難しいとの感触を持ったため、事業主体である農林水産省に提案を行った。農林水産省と認識を共有し、地元市町村に説明を行い、事前協議の場でのオープンな議論に諮りたい。今回の県の提案には、さまざまな声が上がっているが、だれのための利水事業かという原点に立ち返り、水を待ち望む関係農家に何が最良の方策であるかという視点から、行政間で早急に話し合いを重ねていく(知事)。(3)(1)(3)に同じ(知事)。

水俣病

(1) 水俣病問題は、認定審査会再開のめどが立っていない。現状の認定基準の状況では審査会の立ち上げは非常に厳しい。もはや政治主導で緊急に事態を打開すべき時期にあるとして、緊急に自民党水俣問題小委員会を開催し、国において認定審査会を設置するという結論が出された。考えを聞きたい(藤川)。これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 認定審査会の再開の対応策の一つとして、法定受託事務である認定審査業務を国が代執行するという考え方もあるが、最高裁判決で責任を問われた県として、とるべき態度ではない。昨日、自民党水俣問題小委員会において、国に新たな審査会を設置する議員立法による法改正の方針が示され、国に取り組みの強い要請がなされた。国がどのように対応していくのか、状況の推移を見て対応したい。県は、県の認定審査会立ち上げに

最善の努力をし、解決の方向性が見出せるよう、国と協議したい(知事)。

農林水産業

(1) 農林水産部の設置についての基本的な考え方と、農林水産業に係る的確な施策の推進のため、どのような方向で整備するのか(溝口)。(2) 農業の振興について。①農業を取り巻く環境は、国際的にも国内的にも大きな転換期を迎えているが、農業が夢と希望を持って農業に取り組むことができるような農政の方向を明確に示すべきではないか。今後の熊本県農業の活性化に向けた農政の展開方策について。②国の品目横断的経営安定対策への対応について。本県は、米、麦、大豆等のいわゆる土地利用型の認定農業者は、全体の2%程度にすぎず、対象となる認定農業者や営農組織は限られたものとなり、関係品目の生産や経営に大きな影響を受け、ひいては水田農業の崩壊につながる。土地利用型農業の担い手育成の取り組みが始まっているが、小規模零細な農家が多い現状の中で、切り捨てられるのではないかという不安の声も寄せられている。本対策では、営農組織の経理の一元化や法人化、地域の農地の集積まで求めるなど、いくつかのハードルがあり、現場では対応に苦慮している。どう取り組むのか(重村)。(3) 農政問題について。①国は、二〇一〇(平成二二)年までに、食糧自給率をカロリーベースで四五%に引き上げる目標を掲げていたが、五年延長し二〇一五年までとした。食糧自給率向上に向けた二〇一〇年の

県の数値目標と食糧自給率向上に向けた県の具体的施策について尋ねる。②新高ナシのやけナシ被害は、一九九〇年ごろから多くなっている。(ア)果樹研究所内での研究だけでなく、現地での実態調査をしてほしい。(イ)被害に対して共済金の適用がなく、経済的な支援策として、無利子での融資制度はできないのか。(ウ)害虫のナシヒメシンクイムシは増殖が強く、駆除が困難であるが、対策を講じていただきたい(岩中)。(4)あか牛の振興対策について。本県はあか牛の原産県として、凍結精液や繁殖育成牛の供給拠点としての役割を担っており、肉用牛の改良対策に取り組んでいくことが不可欠である。あか牛の枝肉販売は、黒牛に比べて、kg当たり一五〇円から二〇〇円程度安く取引され、販売力・流通対策の強化が必要である。どう取り組むのか、コスト低減のために草地畜産研究所をどう活用するのか(堤)。(5)宇城市松橋町における農業用水の確保と農業の将来像について。平成六年の大干ばつで、旧松橋町では、井戸水の枯渇による飲料水の不足や、地下水の過度のくみ上げによる塩水分離帯の陸上部への移動が起きるなど、予想もしない事態に発展した。この地域は、担い手育成成土地基盤整備事業として地元から圃場整備(はたう)の計画が持ち上がったものの、農業用水計画の合意形成がならず、事業の申請がなされなかった経緯もある。どう対応するのか。(6)世界は、鳥インフルエンザの流行をめぐって、大きな動揺と緊張に覆われている。鳥インフルエンザ防疫体制の重要性が問われている。本県の防疫対策の現状について(鬼海)。(7)農業用廃プラスチックの県

内処理体制について。県内に再生利用施設が整備されつつあり、リサイクル産業の育成につなげるためにも、県内処理体制を推進する必要がある。現在の取り組みはどうなっているのか(小早川)。(8)大規模畜産団地からの家畜排せつ物処理等の指導について。西原村、高森町、阿蘇市をはじめとする阿蘇郡市に豚の肥育、繁殖を目的とした大規模畜産団地が進出してきている。地域住民から、畜舎から発生する家畜排せつ物の影響と考えられる水の汚染、工事等による土砂流出、下流域河川の汚濁等の不安の声も聞こえている。大規模畜産業者に対して、どう指導するのか(堤)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)農政部と林務水産部は、第一次産業の振興を総合的に推進するために統合する予定で関係条例を提案した。生産振興に係る基盤的なことは、これまでの課を主体として、政策企画部門や流通部門は一元化を図りたい。これまで以上に農林水産業の総合的な振興が図られると考えている(総務部長)。(2)①熊本県食料・農業・農村計画で、数値目標を示し、本県農業のあるべき姿を明らかにした。担い手の確保・育成、安全・安心を基本とし、特色ある農産品づくり、農産品の高品質・低コスト化、販売戦略の構築等、具体的な施策を展開していく。元気人気くまもと農業運動を展開中で、農業者の創意工夫を凝らした挑戦的な取り組みが着実に成果として出ている。②認定農業者の育成・確保は、経営改善を促進し、質的なレベルアップを図り、土地利用型農業における認定農業者の規模拡大にも努

める必要がある。地域営農組織の育成は、農家の理解と合意が得られるよう、制度の周知に努め、組織化に総力を挙げていく。一八年度当初予算で所要の予算を計上している。(3) ①熊本県食料・農業・農村計画では、平成二三年における食糧自給率の目標を、カロリーベースで六四％、生産額ベースで一六六％と設定している。目標達成に向けて、元氣な農業者の育成、優良農地の確保、安全・安心を基本とした農産物づくり、地産地消の一層の盛り上がりや食育の充実等、生産・消費の両面から取り組んでいく。②(ア) 大きな被害を出した平成二年以降、果樹研究所を中心に、現地での調査や圃場実験を継続して、発生メカニズムについてはほぼ解明され、被害軽減対策が確立できた。成果をもとに被害軽減に向けて毎年指導を行ってきた。被害拡大を極力防ぐため、樹勢強化のための土づくりや適切なかん水の徹底、優良品種への切り替えを促していく。(イ) 低利な農業経営維持安定資金の活用が考えられる。被害農家がすでに他の制度資金を借り入れている場合など、償還期間の延長等の要望にも応じる。農協等融資機関と連携し、被害農家の立場に立った対応に努める。(ウ) 実証実験を行った結果、交尾を阻害する性フェロモン剤が有効であることを確認している。防除対策として、農業による一斉防除や性フェロモン剤の設置について、市町村やJAなどと連携し、生産現場への普及、定着に努めていく。(4) 種雄牛づくりは、毎年五セットの雄子牛を検定し、優良種雄牛の選抜を行っている。成果として第一六光重号などが誕生し、毎年優良な凍結精液を二万本以

上農家へ供給できる体制が確立した。雌牛の確保は、約六万頭に及ぶ母牛の遺伝子情報を蓄積したコンピュター診断をもとに、毎年四〇〇頭程度の優良雌牛を農家に導入し、生産基盤の充実に努めている。一八年度から、あか牛振興対策事業を拡充し、少なくなりつつある系統を確保するために必要な予算をお願いしている。流通・販売対策は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会で、くまもとあか牛、くまもと黒毛和牛、くまもとの味彩牛、消費者にPRし、販売推進に取り組んでいる。畜産関係団体でも、熊本県牛肉流通体制整備検討部会を設立し、県は必要に応じて調整・協議を行う。草地畜産研究所は、雌牛の周年放牧技術の確立、繁殖率向上技術の開発、放牧による肥育技術の確立等に取り組んでいる。(5) 国や県において、農業用水確保のための調査検討や、老朽化したため池、接続用水路の改修、塩類除去装置の開発等に取り組んできた。塩水化が一段と進行する中で、農業用水確保の必要性が増している。需要量調査や水源の検討、塩水化の実態把握等、一八年度当初予算にも計上している。生活排水処理水の活用事例等も引き続き行い、関係市町やJAなどと連携をとりながら対策を進める。(6) 家畜伝染病防疫対策要綱や高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルを他県に先駆けて策定し、発生予防と蔓延防止に万全を期している。発生に備えて、全庁的な防疫演習や地域振興局ごとの演習を、市町村や関係団体等も参加して毎年一回行っている。鳥インフルエンザは、早期発見や正確かつ迅速な通報が最も大事なことから、飼育農場においては、異常が認められ

場合の正確で速やかな報告の励行、指定農場では、毎月の監視検査の徹底、全採卵鶏農場に対する家畜保健衛生所の獣医師による確認検査の実施等を行っている。鳥インフルエンザの侵入は渡り鳥説が有力であることから、防鳥ネットの設置や動力噴霧器の導入を支援するため、二月補正で予算化をお願いした。県庁ホームページや市町村広報誌などを通して、死亡した野鳥などが発見された場合には、速やかに連絡いただくようお願いしている（農政部長）。（7）農業用廃プラスチックについては、現時点で約八〇％が県外で処理されている。県内の処理施設を利用することは、廃棄物の適正処理につながり、県内リサイクル関連産業の育成にも貢献する。農家や農業団体等に処理業界などの情報を提供するなど、市町村や関係団体等と連携して積極的に取り組む（環境生活部長）。昭和五一年三月に、熊本県農業用廃プラスチック類処理対策協議会を設立し、適切な処理を行うよう啓発に努めてきた。ほとんどが宮崎や鹿児島等の県外で委託処理が行われている。昭和六二年から、無料だった処理費用が、個々の農家負担となったことを受け、契約はJAや地域協議会単位ごとに行うこととなった。最近では、県内でも農業用廃プラスチックも処理可能な企業が数社出ている。委託先の選定には、JAや地域協議会が、コスト面や利便性等を考慮して決める。県内での処理体制が整ったことで、委託先の選択の幅も広がっており、より有利な委託先の選択が行われていくと考える。（8）畜産部門では、かねてから家畜排せつ物の処理が大きな問題となっており、平成一六年一月に適正処

理が法的にも義務づけられ、適正処理の面、利用促進の面から関係機関と連携に努めている。一八年度当初予算で所要額をお願いしている。畜産経営者に対して、定期的な巡回指導を行い、地元市町村や住民との間でトラブルが発生しないよう、環境保全協定の締結に向けた指導等を行っている。大規模畜産経営を行おうとする者に対して、関係部局とも連携をとって指導を行う（農政部長）。

商工業・観光

（1）付加価値、雇用のいずれにおいても製造業の比率が低下し、サービス産業の比率が上昇するサービス経済化が進展している。現状と認識について。サービス産業の立地、誘致および補助制度を今度どう展開していくのか（藤川）。（2）熊本県の元気づくりについて。①平成一六年の観光統計では、本県を訪れた観光客の総数は三年連続減少し、海外からの観光客は好調だった。本県の観光の現状はどうなっているのか。観光客を伸ばすためどう取り組むのか。②宿泊客の国別の内容は、韓国は三年前が二万八、〇〇〇人からかなり伸びて一万人、台湾が五万人、香港が八、〇〇〇人となっている。アジアを見据えた観光の取り組みについて（荒木章）。（3）観光くまもとについて。①県は、平成一七年三月に観光パートナーシップアクションプランを策定し、熊本の観光の展開に意欲的に取り組んでいる。平成一七年四月には、九州七県が九州観光推進機構を設立するなど、県境を越えた広範囲な取り組みも始まった。観

光くまもとを実現するために、どのような戦略を立て、どのような展望を持っているのか。②九州新幹線全線開業を視野に入れ、現在国内外に向けてどのような観光振興施策を推進しているのか。観光推進体制の拡充についてどう考えているのか（重村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）第三次産業、サービスマスターのいずれも、生産額ならびに県内総生産に占める割合は増加傾向にあり、サービスマスター経済化は確実に進んでいる。平成一八年度から、県内企業の育成と県外企業の誘致の両面でサービスマスター産業の振興に取り組む。補助制度は産業支援サービスマスター等立地促進補助金へ衣がえする。補助制度を活用しながら、重点的にサービスマスター産業の誘致を図り、拠点性向上と地域経済の活性化につなげたい（商工観光労働部長）。（２）①旅行商品の開発、テーマ性のある観光ルートづくりを進め、新しい熊本の魅力をもっとPRしている。満足度を高めるため、UDツアーの推進や、もてなしの心を高める取り組みを県内全域で進めている。東アジアからの誘客は、現地でセールス活動や誘客活動の結果、本年度も増加傾向で推移している。四か国語表記などわかりやすい案内表示の充実を図り、熊本の特色ある観光地づくりを進め、九州観光推進機構とも連携しながら、東アジアを中心とした海外からの誘客を推進したい（知事）。②東アジア地域を重要なターゲットと位置づけ、外国人観光客誘致連絡協議会と連携しながら、現地での観光セミナーの開催や観光展への出席を行い、海外の旅行会社を熊本

に招き、商談会を行っている。海外における熊本県の知名度を上げるため、現地のテレビ局や雑誌社を招いて県内取材してもらい、番組放映や雑誌への掲載等による海外メディアを活用した広報を行っている。インターネットによる情報発信をより効果的なものとするため、外国語のホームページの再構築を進めている。南九州三県合同で韓国への観光プロモーションを実施するなど、広域的な連携の取り組みも行っている。九州観光推進機構とも連携しながら、積極的な誘致活動に取り組む（商工観光労働部長）。（３）①九州観光推進機構等と連携しながら九州の認知度を国内外に高める施策を進めている。平成一八年度は、同機構と九州各県が連携した初めての全国的な観光キャンペーンを展開する。本県独自には、JR九州と連携した特別キャンペーンを展開し、万田坑をはじめとした産業遺産等、新たに磨き上げた観光素材のPRに力を入れたい。山都町での食のUDや、天草や阿蘇での観光におけるUDの取り組みを支援しながら、新しい熊本のイメージの発信にも力を入れたい。今月、国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携して、東京のホテルで「YOKOSO-JAPAN漫遊記 食べなっせ熊本」を開催した。交通アクセスも大変重要な課題であり、新幹線駅と各都市や最終目的地まで結ぶ二次、三次交通アクセスの向上に努めたい。私自ら先頭に立って、国内外に積極的に観光をアピールしたい（知事）。②我がまちの宝探し・磨き上げ事業を実施している。球磨川遊覧「梅花の渡」の再生や、万田坑の活用など、各地域から出された二二のテーマで取り組み

を進めている。「ギリシタン紀行」と「水」をはじめ、三年間で二〇テーマの観光ルートを作成し、旅行会社に旅行商品化を働きかける。健康増進ツアーの開発にも取り組んでおり、平成一八年四月からの商品化が決定している。海外に向けては、英語、韓国語、中国語のホームページを作成するなど、外国人の感性に合った誘客活動を展開している。平成一五年度には、観光物産課を観光物産総室に改編し、体制の強化を図った。アクションプランの推進も、「我がまちの宝」輝く観光くまもとプロジェクトチームを設置し、各部署とも連携を図っている。一八年度から、社団法人熊本県観光連盟とくまもと観光推進協議会を統合し、推進体制を充実する（**商工観光労働部長**）。

建築・土木・交通

（一）建築の耐震問題について。①建築物の構造計算書の偽造問題は、八代市の木村建設がかかわっていたこともあり、大きな衝撃が走った。県で偽造はなかったが、耐震強度不足問題が生じている。報告が遅れたことに国土交通大臣からも遺憾の意が表明された。安全で安心な建築物を推進するための基本的な取り組みや方針。②建築物の安全性確保について。（ア）近年の建設不況の中、設計事務所や建築士を取り巻く環境は大変厳しい。本来建築士の果たす社会的役割が認識されていない。建築士のモラル向上の取り組み。（イ）構造計算は、設計業務において非常に重要でありながら、下請業務的な位置づけにある。構造事務所の地位向上のためにも、確認申請書でだが構

造計算を行ったのか明確にする必要がある。（ウ）工事監理の適正化を進める上でも、県が行っている設計監理契約書ならびに工事監理報告書の提出を、ほかの特定行政庁や民間の検査機関にも指導することが必要である。③改正耐震改修促進法が、一月二六日に施行された。熊本県では、戸建て住宅約二一万棟、約三三％が耐震性能に問題がある。国は耐震化率九割を目指すとしているが、取り組み状況はどうか。市町村や民間の建物も含め、どう建築物の耐震化を進めるのか。戸建て住宅に対する耐震診断や耐震改修に、どう取り組むか。（二）県所有の建築物で築三〇年以上のものは平成三五年には七〇％になると見込まれている。施設の保全改修は時々に応じて工事しているため、建物のライフサイクルコストを考慮した修理や改修が十分でなく、非効率になっている。今後増大する施設の保全改修にどう対応していくのか（**小早川**）。（三）土木行政の福岡県との連携強化について。荒尾市は、昨年八月、荒尾市都市計画マスタープランを作成し公表した。道路に関しては、県を越えた連携の下、地域住民の利便性を考えた道路整備方針が必要である。福岡県や大牟田市との連絡会議など、情報交換の場をつくることが必要ではないか（**岩中**）。（四）荒尾海岸の高潮対策事業について。一八年度中に工事を再開する考えがあるか。公有水面埋立法第六条および同法施行令第九条、第一〇条に照らし合わせた場合、この事業は漁業補償の対象となるのか。増永工区を早く完成させ、増永工区より一層危険性の高いと思われる市屋地区の工事に着手してほしいと地元住民からの強い要望が寄せら

れているが、どのような対応を考えているのか（重村）。(5) 県道熊本高森線の南阿蘇村から高森町間の未整備区間については、すでに道路整備に取り組まれているが、道路拡幅工事は行われていないため、車の離合にも支障を来すなど、沿線の住民は非常に不便を感じている。熊本高森線の南阿蘇村久石から両併間、高森町津留地内の取り組み状況と今後の見通しについて（堤）。(6)（要望）新幹線の新玉名駅と荒尾市とのアクセスについて、年間五〇件以上の事故が起きている。県がつくった農道がその基礎にあり、県の責任で改善なり改良が必要ではないか。農道が県道に格上げされて整備された実績が熊本県内に二つある。同じような手法でできないか（重村）。(7)（要望）荒尾市府本地区では、ふるさと農道を新設し、県道荒尾長洲線と接続する工事が一月末で完了し、供用開始を待つだけとなっている。予定どおり三月末までには供用開始ができるよう強く要望する（岩中）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①偽装はないが耐震性に一部懸念があるとされた建築物の正確な情報を十分伝えることができず混乱を招いた。現在プロジェクトチームを編成して取り組んでいる。建築確認における構造計算書の審査について、各地域振興局と建築課の二重チェックを行い、工事施工中の状況を確認する中間検査を導入する。組織体制も熊本県建築物安全安心推進協議会に新たに専門部会を設置し、建築物耐震性の確保、工事監理業務の適正化、建築士の業務責任の明確化、資質向上等に取り組み、県民

の不安を払拭できるよう、全力を尽くしたい（知事）。②（ア）社団法人熊本県建築士会、社団法人熊本県建築士事務所協会が、それぞれ年二回実施する指定講習会において、建築士の資質向上に努めてきた。今後は、講習カリキュラムの中に業務倫理や業務責任を盛り込んだ講習会を、関係団体と協議の上、実施していきたい。（イ）一月一六日には建築関係団体に協力を依頼し、すでに確認申請書に構造設計を担当した構造事務所名および担当設計者名を記載させている。（ウ）すでに、写しの提出を実施しているが、他の特定行政庁や指定確認検査機関に対して、県と同様の取り組みをしてもらうように働きかけていく。③平成九年に建築物耐震改修促進計画を策定し、耐震診断等を行うことのできる建築士を育成するため、講習会を実施している。法改正により、耐震改修促進計画の策定が義務づけされているため、平成一八年度中に計画を策定する。戸建て住宅に対する取り組みは、平成一八年度より、昭和五六年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、構造に精通した建築士を現地に派遣して耐震診断を行う民間住宅耐震対策事業に取り組む。（エ）増加が予想される修理工費など、維持管理に係る経費を縮減し、施設の長寿命化を図ることが重要である。平成一八年度当初予算編成から、予算の要求を営繕課がまとめて行い、県有施設保全改修費として一括計上する方式に改め、優先順位を付けながら、効率的な県有施設の保全改修を行う。九州各県でも初めての試みである。県有施設の状況をデータベース化する保全情報システムを構築中で、平成一九年度には本格的

に運用する。(3) 県境における道路計画の策定には、国や福岡県等隣接県との協議調整を行っている。道路に関する課題の調整を図るため、九州の各県および政令市で構成する九州ブロック道路担当課長会議や道路企画担当者会議が毎年開催され、情報交換と連携強化が図られている。(4) 一月に開催した地元住民説明会で理解が得られたので、平成一八年度から工事を再開する。海岸高潮対策事業は、海岸管理者自らが行うもので、公有水面埋立法による漁業補償の適用はない。増永工区は、五年以内の事業完了を目標として取り組みたい。市屋工区は、事業採択が受けられるよう、関係機関との協議を進めたい。(5) 南阿蘇村久石から両併間の約三・三kmは、とくに線形が悪く狭隘な区間約一・五kmに平成一〇年度から取り組んでおり、現道拡幅区間の四五〇m区間は用地買収がすでに完了し、平成一七年度から工事に着手している。高森町津留地区の約一kmは一四年度から取り組んでおり、平成一八年度中の用地買収の完了を目指している。当地区には埋蔵文化財もあり、文化財調査等が完了次第、工事に着手したい(土木部長)。

地域振興

(1) 地域振興局をはじめとする出先機関の統合再編検討に当たり、これからのまちづくりの基本法と言ってもいい改正中心市街地活性化法、改正都市計画法の理念を踏まえて作業を進めていくべきであるが、考えを聞きたい(溝口)。(2) JRR熊本駅と熊本空港の交通アクセスの改善はとくに重要である。熊

本空港の将来の浮沈に直結した問題であり、熊本都市圏東部全体のあり方にも関係する極めて重要な問題である。既存のJRR豊肥本線を利用し、熊本空港へ鉄道を延伸することが最善の策と思う。熊本駅と熊本空港を結ぶ交通アクセス改善調査の検討状況と今後の取り組み等について(堤)。(3) 肥薩おれんじ鉄道について。①二〇〇五(平成一七)年通期での償却前赤字転落は避けられない厳しい状況である。新幹線の陰で、沿線利用客が以前にも増す負担と不自由を強いられている。今期決算を前に、肥薩おれんじ鉄道の経営状況についてどう認識しているか。②JRRとの連絡を改善する必要がある。利用者の視点に立ったダイヤ改正とJRRの相互乗り入れについて、前向きに検討していただきたい。今後の抜本的な改善策について(平野)。(3) 八代駅改札業務を行っているNPO法人ネット八代は、最近では報酬なしに自ら企画旅行を立て、利用者を増やす活動もしているが、本社の企画旅行には工夫が足りず、社員教育が行き届いていない。社員や運転手の教育にどう取り組むのか、利用者を増やすための取り組みをどう考えているのか(小阜川)。(4) (要望) 駅前のデザインの協議は、ユニバーサルデザイン専門家会議と都市空間デザイン専門家会議が一緒になって今後協議されるが、バスなどの配置も含めて考えていただきたい。とくに、JRRの高架下の利活用も含めて、透明性のある検討会議にしていいただきたい。新水前寺駅は、ユニバーサルデザインの目玉として、結節もよくしていただきたい(平野)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 地域振興局の再編統合は、平成一九年四月の実施を目指し検討を進めている。庁舎の移転等を検討する必要がある場合には、まちづくりという視点も念頭に置きながら対応したい。その他の出先機関についても同様の視点から対応していく(総務部長)。(2) 空港へのアクセスについて、新幹線開業

時を想定した短期的な施策は、リムジンバスの改善方策としてルートの見直しやバス優先策等を考えている。導入に一定の期間が必要な中長期的な施策は、豊肥本線からの鉄道の延伸、次世代型の交通システムなど、引き続き検討を進める。財源、採算性、周辺地域の開発可能性などの課題があり、詳細な検討、調査を行う必要がある。(3) ①住民の足を守るためには赤字覚悟で熊本県、鹿児島県、沿線自治体が引き受けた。経営コストは、原油高騰による影響等で燃料代が一、五〇〇万円増えた。高速道路の延伸、子どもたちの減少により利用客が減っている。②乗り換えが不便という声もあることから、乗り継ぎ時間、同一ホームでの乗り換え改善などのダイヤ改正を実現した。マイルール意識の高揚も必要である。③指導員を同乗させ、現地で月一回実施する安全教育の定期研修で、利用者本位の接遇を指導している。外部講師も活用しながら、組織的な社員教育を徹底するよう指導と督励をしている。利用促進は、会社が旅行代理店の資格を生かし、専任の営業企画を配置して、企画ツアーや企画切符の充実、JR九州との共同切符のさらなる開発等に取り組む。利用者の利便性を向上するよう督励する。自分たちの鉄道だというマイルール意識を醸成しながら、NPOネット

八代のようなボランティア活動等とともに、支援組織であるおれんじ友の会を中心としたサポーターの支援が不可欠である。友の会会員の大幅な拡大を図り、会社の経営をサポートしたい(地域振興部長)。

教育

(1) 第二期県立高校教育整備推進協議会最終報告について。①今後の基本計画および実施計画においては、知事部局のかわりは極めて重要である。②統廃合となる場合、遠距離通学者にスクールバスや地元のタクシーを活用するなどの交通手段を手だてしていく必要がある。③定時制は統廃合を進めることなく、県全体での配置バランスを考えるべき。通信制は健全な就学環境保障のため施設を拡充する必要がある。④就学意欲の欠如が著しい生徒への対応について。適切な進学や進路指導、高校でのカリキュラム等の改編を含め、抜本的な検証や対応が必要と考える。⑤統廃合や全県一区となった場合、遠距離通学者が増え、保護者の経済的な負担となる。奨学金申請が増える場合、実施計画段階でシミュレーションするなど、状況を見ながら勘案していく必要がある(平野)。(2) 高校の再編について。①県立高校の統廃合を検討するに当たっては、土地の活用などを考えた場合、熊本市内の県立高校の統廃合を行うべきではないか。熊本市内には数多くの私立高校もあり、私立高校の支援にも結びつく。熊本市内から周辺への通学という発想の転換も必要と考える。②中高一貫教育については、全国的に増加傾向に

あるが、九州で導入していないのは本県のみであり、積極的に導入しようという考えはあるか。導入するとした場合、県北、県南にそれぞれ導入すべきと考えるが、いかがか（重村）。（3）今後五年間での七〇〇人にも及ぶ教職員の削減計画は、三五人学級の二年生への波及や特別支援教育などの充実など、さまざまな教育ニーズの高まりの中で、削減目標設定値とのギャップがあまりにも大きい。削減目標設定と実施に向けての考え方はどうか（鬼海）。（4）①教職員の不祥事防止について。平成一六年一月に、熊本県教職員資質向上対策委員会を設置して取り組んでいるが成果が上がっていない。どのような取り組みを行っているのか、二年間の成果をどのように評価しているのか。②指導力不足教員に指導力強化研修を行っているが、平成一七年度は、一二人が研修を受け、研修費として一人当たり年間一二五万円費やされている。税金のむだ遣いと言われても仕方がないのではないか。指導力不足教員に対しての認識、指導力強化研修の抜本的な制度改革、予算の削減をどう考えているか（小早川）。（5）指導力強化研修制度の具体的な運用をめぐって。①平成一五年三月の「指導力強化研修制度の実施について」と「教員の指導力強化研修制度」について、どう認識しているのか。②指導力不足とされた教員の在籍校長には、どのような指導、研修等が行われているのか。③指導力不足教員の認定が原因と思われる外傷後ストレス障害、PTSD等の対応と責任のとり方について、どう対応するのか。④本人の意見はどのように反映されているのか。⑤教育センター等における研修でな

く、学校現場での校内研修、授業研修等で教職員同士が指導力強化を図っていくべきだと考えるが、いかがか（岩中）。（6）学校の予算執行は、使い道が詳細に決められ、学校独自の取り組みは難しい。教育大綱の方針となっている特色ある学校づくりを実践するために、学校長の裁量で柔軟に使える予算をつくってはどうか（小早川）。（7）スクールセクシユアルハラスメントは、被害者である児童生徒の救済こそが重要な視点である。取り扱い窓口を、児童生徒の学習権保障を前提に、人権同和教育課など人権を扱う部署に設置し、防止ガイドラインをつくる必要がある。第三者救済機関を設けることも必要ではないか。ガイドライン作成に向けて、制度設計および制度の運用過程で綿密な協議を行い、実施していくことが肝要である（平野）。

これに対する教育長の答弁は次の通りであった。

（1）①県立高等学校教育整備推進協議会は、総務部とも情報交換をしながら進めてきた。来年度から県立高校再編整備等の計画策定等を行うが、この過程でも総務部をはじめ知事部局との連携を図る。②再編整備に伴い通学事情が著しく悪化するような場合は、交通手段の確保等に留意する必要があると記されており、この趣旨に沿って対応を検討したい。③定時制課程の一学級の生徒数は、高校標準法で四〇人を標準とすると定められており、これを下回る人数での学級編制は考えていないが、生徒指導上課題のある学校等に教職員の特別な配置を行っており、平成一七年度は、定時制高校一校に非常勤講師一人を配置し、養護教諭の複数配置を行っている。④公立高校における中

途退学者の割合は、平成一四年度二・一％、一五年度二・〇％、一六年度一・八％と年々低下し、適応指導研究指定校等の対応により効果を上げている。⑤県立高校の再編整備等と奨学金申請件数との関係の把握は難しく、計画策定段階でのシミュレーションは困難と考える。再編整備により通学事情が著しく悪化する場合は、奨学金制度およびその運用の改善も含めて、交通手段の確保等について対応を検討したい。(2)①来年度、県立高校の再編整備等に関する基本計画および実施計画を策定する。行財政改革効果を勘案しつつ、教育効果の視点から、再編整備について検討したい。②整備協の最終報告においても「県立高校全体の再編整備を進める中で」「併設型中高一貫教育校」等「新しいタイプの学校」の導入や適正配置を進めていくことが望ましい。」と示された。基本実施計画において、併設型の中高一貫教育校など、新しいタイプの学校も含めて前向きに検討したい。(3)総務省が四・六％を上回る純減目標を設定するように示したことから、学校職員についても四・七％の削減目標を定めた。教職員定数の標準を定めた標準法に基づき、今後五年間の児童生徒の減少に伴う教員数の自然減を基本に、三・九％の削減目標とし、教員以外の職員の削減率を高めることで全体として、国が示した目標を上回る四・七％の削減計画とした。本県独自の施策である小学校一、二年生における三五人学級編制は引き続き実施したい。県立高等学校の再編整備の職員削減計画への影響は計画策定と並行して考える。(4)①教職員資質向上対策委員会で管理職と教職員のコミュニケーション

が必要との意見が出され、平成一七年度の夏季休業中に、県立学校、小中学校で職員研修と校長による個人面談が実施された。平成一八年度から導入する新しい教職員人事評価制度において、年二回の面談を実施し、管理職が教職員と意思疎通を図り、指導・助言を行うなど、教職員としての自覚とモラルの向上につながるような体制づくりを図る。②研修の制度改革、予算の削減は、今年度、三年目にして初めて研修延長を行わず、学校復帰困難という判断をした。今後、半年間の研修延長を安易に行わないなど、本制度を厳正に運用していきたい。(5)①本研修制度は、平成一五年当時、教育長のもと立ち上げた制度であり、このことについては十分認識している。②指導力不足等と考えられる教員に、授業等の観察、子どもや保護者等からの意見等により正確に実態を把握し、指導、助言や校内研修を通して指導力等の向上を図ること、それでも改善しない場合に本研修への具申を行うよう、校長会等において指導している。③教員自身が厳しく自分自身に問いかけることが重要である。その上で、本研修に積極的に取り組み、指導力等を回復して自信を持って学校に復帰することを期待している。本研修制度の趣旨を啓発し、教員の理解を図っていきたい。④校長や市町村教育委員会が聴取し、県へ提出される書類にも意見を表明する欄を設け、判定審議会等の資料として反映させ、必要に応じて、県教育委員会も直接本人と面談している。⑤本制度は改善が見られない教員に、より専門性の高い集中した研修を行い、教育者としての自覚と責任を再醸成し、指導力等の確実な向上を図

るものである。(6)管理運営費は、できる限り学校の要望に応じた予算配分に努めており、執行でも経費間の流用はできる。現在の予算の枠組みの中で、学校長の要望が反映されるよう、使用の自由度を高め、学校経営をより工夫して展開できるようにする。(7)セクシユアルハラスメントには、調整窓口を定めて、教育庁内の連携体制を強化し、防止、対応方法を定めるガイドラインづくりに取り組む。各学校における相談窓口を明確化し、校内の相談員や心理学の専門であるスクールカウンセラーの活用の啓発を図り、教育委員会内外の関係機関との連携に努めたい。外部有識者の助言は、必要に応じ検討したい。

文化

(1)歴史、文化、教育、スポーツイベントの活用。①日本城郭協会の日本一〇〇名城に、熊本城、人吉城が選ばれた。日本城郭サミットを仕掛けたらいかがか。②一九年に熊本城築城四〇〇年祭を飾るにふさわしい事業として、日本古武道演武大会が来年の二月一日に熊本で開催される。全国から五〇〇〇人に及ぶ来客が望め、経済効果は県試算では二億円以上と言われている。県は後援であるが、誘客をどう対応するのか。③加藤清正、細川家の里帰り展について。四〇〇年記念に熊本に一堂に展覧し、清正公の偉業を振り返る機会をつくれたらと思う。細川家所蔵の目白の永青文庫も、県立美術館に展示したらどうか。④築城四〇〇年記念事業が充実した内容になるよう、全国藩校サミットを誘致してはどうか。開催する意義を

どう考えるか。そういう中で漢字の力を含め国語力の育成が必要と考える。語学、国語力向上対策にどう取り組むか。⑤四月に第一〇回創聖宮本武蔵小・中学校剣道大会が熊本市で開催され、韓国・蔚山ウルサンから小中学校四校が参加する。八月に韓国・蔚山に、熊本県内の小中学生、豆剣士が一〇〇人訪問する。歴史の縁を活用した観光施策も必要だと思う。こういう全国大会をどう支援していくか。⑥お城というテーマをくくったルートづくり、熊本に残る名園めぐりツアーなど、熊本城をはじめとする特色ある観光資源の活用やテーマ性のある観光振興を考え、発信する必要がある。(2)①世界剣道選手権大会は、国際剣道連盟主催で三年に一回開催されている大会である。日本剣道界のトップは熊本と縁があり、このチャンスを生かすべきと思う。県剣道連とも相談の上、熊本で開催されるように運動してほしい。②オリンピック招致は東京が福岡か八月に決定するが、福岡側は福岡市が中心となり、知事も招致委員会に入っている。福岡になれば、KKWINGでオリンピックの大会ができ、クレー射撃は熊本でできる。相乗効果ができ、夢ができると思う(荒木章)。(3)青井阿蘇神社国宝指定への取り組み。地元では、国宝指定に向けて体制を整え準備を進めており、新幹線熊本創りプロジェクトの推進においても大変意義深い。国宝指定に向けてどのような取り組みを考えているか(溝口)。(4)(要望)旧万田坑等の文化財の維持管理について、財政が非常に厳しい自治体の中で、文化財の管理が大変なことになっている。補助率の引き上げ、継ぎ足し補助を減額されないようにしていただ

きたい（重村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①②⑤⑥熊本市は、加藤家、細川家の治世時代に培われた独自の歴史、文化の蓄積があり、固有文化と現代的都市機能の調和がとれた都市で、誘客の手段としても極めて有効と認識している。来年度には日本古武道演武大会が開催され、加藤清正公の展示や永青文庫展は全国の関心を集めると期待している。全国藩校サミットや日本城郭サミット、宮本武蔵顕彰剣道大会は、県外・海外との人的交流の促進に寄与する。本妙寺参道での桜灯籠や坪井川・花畑町一帯でのみずあかりなど、近年新しい祭りやイベントが生み出され、心強く思う。旅行会社に対しては、旅行商品化の働きかけや県外への情報発信など、できる限りの支援を行いたい。阿蘇、天草など県内各地域についてもあわせて取り組む（商工観光労働部長）。③県立美術館では、平成一九年度の展覧会計画の中で、加藤清正、細川家に関する遺品や資料を中心とした展覧会の構想を考えている。魅力ある展覧会となるよう努めたい。④藩校サミットは、藩校の教育的意義を再確認し、今後の教育に生かす上で意義あるものと考えている。国語力の育成は、全校一斉の読書活動、就学前からの読み聞かせなどの取り組みをさらに推進し、国指定の国語力向上モデル事業等の研究成果等を学校等へ普及したい。平成一八年度は、県内の各界で活躍している人たちの協力を得て、児童生徒の国語への関心や意欲を高めるための授業を計画している（教育長）。（２）①世界剣道選手権大会は、世界から四〇を

超える国や地域が参加する規模の大きな大会である。まずは関係者と協力しながら情報収集に努めたい。②オリンピックの九州開催が実現すれば大変素晴らしいと思う。熊本県も、九州各県知事と同様に、福岡・九州オリンピック招致推進委員会の委員に就任したもので、福岡市の取り組みを九州全体で応援したい（知事）。③調査委員会の調査活動へ積極的に支援を行い、文化庁に、指導・助言を要請するなど、連絡調整に努めている。人吉市で開催予定のシンポジウムには、青井阿蘇神社の価値を県内外に広く情報発信できるよう支援、協力し、文化財啓発事業の地元開催についても検討したい。県市間における連絡会議を実施するなど、人吉市との連携強化を図りながら努力したい（教育長）。

福祉

（１）介護保険制度について。①（ア）新たな介護保険制度の中心的な役割を担う地域包括支援センターについて、設置の状況および設置形態について尋ねる。（イ）運営については、第三者機関による公平性、中立性の確保が重要になってくるが、どのような形でチェックしていくのか。（ウ）熊本市では、在宅介護支援センターが移行しているが、在宅介護支援センターの今後の役割、活用方法はどのようなものになるのか。（エ）介護保険非該当者への介護予防推進について、どのように対応するのか。②第三期熊本県高齢者ががやきプラン（素案）の、個室ユニットケア型施設の整備計画では、特別養護老人ホームで、

平成二〇年に総定員数七、二二九床で、個室ユニットケア型施設二〇％、二六年には六〇％と計画されている。既存施設の改築・改修を進め、計画を達成するには、国や自治体による補助金等の助成が必要不可欠と思うが、どう対応するのか。③新たに始まる夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的巡回、通報に基づき臨時対応する訪問介護を組み合わせ、在宅でも二四時間体制でのサービス利用が可能となる事業で、在宅介護を推進する上で必要な地域密着型サービスの一つである。現時点で、県内にこの二四時間対応の訪問介護を実施しようとしている事業者はいるのか、対象となる人はどの程度いるのか。地域の民家等を改造した拠点に通って、入浴やレクリエーションなどのサービスを受けたり宿泊したりできる小規模多機能型居宅介護サービスが新設されるが、現状はどうか。(2) 障害者の自立支援について。①障害者自立支援法の施行準備状況について。精神保健福祉士が配置されていない市町村は、四月に向け対応を充実する必要があるが、予定はどうか。介護給付の支給決定には、支援の必要度に関して障害者程度区分が導入される。審査を公平・公正に進めるためには、身体障害、知的障害、精神障害三障害に熟知している専門家を入れるべきである。審査会を立ち上げる準備の状況はどうか。通所サービス・ホームヘルプサービスについて。社会福祉法人はどの程度取り組み意向を持っており、市町村はどの程度補助を行う予定か。ホームヘルプサービスの提供を行うNPOや協同組合等へ自治体が補助を行う場合、県はその自治体に補助を行うのか。利用者への説明はどう

か。②障害者の就労支援について。熊本県内の企業は、法定雇用率を達成していない企業が二〇〇五(平成一七)年で約四六％ある。厚生労働省は、二〇一一年度末までに、福祉施設から民間企業への就職率を現在の一％から四％に引き上げる目標を示している。国・県・市町村が連携して就労支援を活性化させる必要があるが、どう取り組むか(藤川)。③地域型福祉に向けての予算について。障害者自立支援法は、限りなく介護保険の制度の仕組みに近づいた制度設計で、障害者福祉制度が後退しないか不安の声が渦巻いている。地域型福祉を後退させず、充実させていくため、予算配分をはじめどのような具体的施策を講じたか。④市町村認定調査員および認定調査員、相談支援専門員は、利用者の状態像や実態に即した判断、アセスメント調査等を行わなければならない。障害程度区分と市町村審査会のあり方、不服審査会のあり方、両委員会の委員の選定のあり方について。⑤支援費制度で地域移行の芽が摘み取られないよう、四月以降もサービス水準の維持について、県や市町村も責任を負い、工夫して予算を確保する必要がある。利用者の一割負担が導入されるため生活困窮者への負担軽減も必要である。どうとり組むのか。⑥法施行後の速やかなモニタリング調査を検討いただきたい。ニーズに基づいた障害福祉計画策定が重要である。障害福祉計画の策定委員会では、当事者を複数人策定委員に入れることが必要となる。障害者自立支援法施行後のモニタリング調査と障害福祉計画の策定についてどう考えるか。(3) 福祉のまちづくりについて。①ハートビル法とやさ

しいまちづくり条例の運用について、東横イン事件の不正改造により課題が露呈した。今後どのような体制により基準への適合をチェックするのか。ハートビル法の特定制建築物の年間の建築確認の件数、基準適合義務がある建物の件数、やさしいまちづくり条例による事前協議の件数について。事前協議に応じた事業者の情報について県のホームページなどの活用はできないか。②新バリアフリー法案では、高齢者、障害者等の計画段階からの参加がうたわれているが、実現させるべきではないか。③障害児学校は施設面でバリアフリーやユニバーサルデザインとはほど遠い環境であるケースもある。環境改善に取り組むため、県立の障害児学校のバリアフリー調査を行っていたきたい。教員だけではなく、福祉の視点での理学療法士や作業療法士なども加わって調査する必要がある（平野）。④過疎地における福祉のまちづくりについて。本県の高齢化率は全国の七年先を行き、過疎市町村ではすでに四割を超えている。一味違った地域の福祉サービスの姿をつくり出すことができないか。地域福祉計画の中に集約して進めていくべきである。県の責務として、モデル像を県民に示し、市町村をリードしていくことが求められている（鬼海）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

①①（ア）四月に四七市町村、七月までには全市町村に設置される予定である。設置形態は、直接設置予定の市町村が二八、包括的支援事業の受託法人が設置予定の市町村が二〇である。（イ）各市町村には、地域包括支援センター運営協議会

が設置され、事業内容を定期的に評価する。運営協議会事務局を担う市町村職員を対象とした研修を実施するなど、市町村を支援する。（ウ）在宅介護支援センターの役割のほとんどは、地域包括支援センターに移る。今後は、高齢者等からの相談を地域包括支援センターにつなぐ役割を持たせたり、事業の一部を委託することなどが考えられるが、市町村で判断する。（エ）老人保健事業による健康診査に生活機能に関する問診や検査の項目等を追加する。新たな健診内容について、一月末に説明会を開催し、周知を図った。②平成一六年度から、特別養護老人ホームの創設および増改築には、個室ユニットケア型施設を基本として補助対象としており、一八年度当初予算案でも、所要額を計上している。県の財政状況や各県の整備状況も見極めながら、事業者に対しては、ユニットケアについての理解を深めるための研修の場を設けるなど、第三期高齢者ががやきプランに掲げた目標達成に向け努力する。③一八年度における利用見込み人員は、一か月当たり夜間対応型訪問介護が約一五〇人、小規模多機能型居宅介護が約一、〇四〇人で、二〇年度にはそれぞれ約一七〇人となっている。事業者からの指定申請の見込みは把握できていないが、市町村が主体的に取り組めるよう、事業所指定や施設整備等に関して必要な助言等を行いたい。（二）①市町村担当者などの会議や研修会を月一回程度実施し、情報提供、障害程度区分の認定等に関する技術面の指導を行っている。精神障害への対応は、専門職員の配置や専門機関への業務委託等を働きかけ、市町村間の格差が生じないように努める。

精神障害に関する専門的な相談、人材養成は、県精神保健福祉センターを中心に市町村を支援したい。障害程度区分の認定を行う市町村審査会は、三月末までにはすべての市町村で設置条例が制定される。審査会委員は、法律の要件に合った選考を行うよう市町村へ助言しており、市町村で選考が進められている。委員が決まり次第、各地域振興局単位で研修を行う。社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置は、多くが軽減措置実施の意向を示し、国・県・市町村も補助を行う。公益法人への補助は、国の制度の詳細を見て検討したい。制度改正は、県広報誌やホームページを通じて周知を図り、保護者会や事業者等関係団体へ三十数回出向いて説明を行っている。市町村でも、広報活動が実施されており、連携しながら新しい制度の周知に努めたい（健康福祉部長）。②障害者雇用コーディネート事業、就業・生活支援センター事業等の就労相談業務をはじめ、能力開発や職場適応訓練等の各種障害者就労対策を推進してきた。結果、公共職業安定所を通じて就職件数は年々増加し、障害者雇率の平均は、二年続けて法定雇率を上回った。来年度は、障害者雇用優良企業と協働して、法定雇率未達成企業への相談、助言等を行う障害者雇用応援事業ならびに教職員や施設職員等を対象とする障害者就労・職場定着支援者養成講座に取り組み（商工観光労働部長）。③ホームヘルプやショートステイ、グループホームに関する事業等について、所要の経費を当初予算に計上している。制度の詳細が明らかになり次第内容を把握し、適切な対応に努めたい。④市町村審査会、県不服審査会の

設置は、障害者自立支援法上の重要な仕組みと認識している。県不服審査会の委員は当事者の参加もいただきたい。市町村審査会は、障害当事者の参加を引き続き働きたい。⑤介護給付等に要する費用が負担金化され、安定的なサービス供給が可能となり、低所得者利用者負担の月額上限額の設定など軽減措置が講じられたことなど、一定の評価をしている。現行のサービス水準は確保できると考えるが、影響を注意深く見守りたい。⑥来年度は障害福祉計画を策定する予定で、ニーズ調査等を行う中で現状の把握に努めたい。くまもと障害者プランの策定でも、障害のある人の参画を得ながら進めており、同様に障害福祉計画参画をお願いしたい（健康福祉部長）。③①チェックリストの充実を図り、事前協議、建築確認、完了検査の各段階で適切な審査を行う。問題点および対応策を熊本市、八代市および指定確認検査機関にも知らせており、適切な審査が行われるよう努める。建築士や民間事業者等に対し、法の趣旨や基準等に関する研修会を開催するなど啓発に取り組み。平成一六年度の県内の特定建築物は一、七八五件で、ハートビル法による基準適合義務がある建物は三九件、条例による事前協議件数は五〇四件で、うち二一一件が基準にすべて適合している。残りの施設は、整備に努めるよう働きかける。事前協議適合店舗等の公表は、具体的な方策を検討する。②計画段階から利用者の意見を聞き、設計や工事に反映させる取り組みを積極的に進めている。利用者参画で得られた意見は広く公開する。事前協議や建築確認等における利用者参画は、申請書類に企業活動に関

する情報や個人情報等も含まれるため、現段階では導入することとは難しいが、建築主から利用者側の助言を受けたいとの相談があった場合には、積極的に対応する（土木部長）。③各県立学校からの要望をもとに、体温調節のための空調設備の設置やトイレの洋式化など、バリアフリー対策を順次進めている。外部の専門家を交えての全校調査は、まず医療機関等に隣接している学校で、医療機関等の職員から施設の点検を受ける取り組みを行いたい（教育長）。④平成一六年三月に、熊本県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランを策定して、地域共生社会の実現を目指すこととしている。具体的なモデルとして、県営住宅に併設して健軍くらしささえ愛工房を整備し、昨年一〇月からNPO法人が運営を始めている。来年度の新たな取り組みとして、美里町で、介護保険等のフォーマルサービスを補完する過疎地域における地域共助の仕組みづくり、地域のさまざまな社会資源を生かした住民参加型の実践活動に取り組む。だれもが住みなれた地域の中で、ともに安心して暮らせる過疎地域における福祉のまちづくりのモデル像をつくり上げていきたい（健康福祉部長）。

医療

（一）地域医療の推進。①荒尾市民病院では医師の新しい臨床研修制度等により、常勤医師数は甚だしく減少している。このような地域医療における医師不足の現状をどのように認識しているのか。地方の切り捨てにならないような制度への改善を、

医師確保に苦慮している県知事が連携して、国に早急に働きかけを行う必要があるのではないかと。②臨床研修医制度によって大学医局離れが進み、都市集中傾向に一層拍車がかかっている。医師確保のためにどのような施策を実施していくのか（重村）。②小児救急医療と医師確保について。①小児救急電話相談、#8000番の現状と問題点について。②慢性的な小児科医不足や小児科医療に対する社会のニーズの高まりによって、小児救急医療体制はすでに崩壊寸前とされている。小児救急医療体制の現状と今後の取り組みについて。③県内の小児科医数は減少傾向に歯止めがかかっていない。深刻な事態は地域の偏在である。小児科医師確保の取り組みについて（鬼海）。③医療薬品安全対策の現況と薬事法の改正について。厚生労働省は医薬品販売のあり方を見直すこととし、法改正の準備を進めている。一方、無承認無許可医薬品による健康被害の発生も、近年大きな社会問題となっている。①医薬品の適正使用対策について、どのような対策をとってきたか。薬事法改正の内容と本県の対応について。②無承認無許可医薬品いわゆる健康食品による本県での健康被害の発生状況、どのような健康被害防止対策をとっているのか（堤）。④県では、現在どのようながん医療対策の取り組みをやっているのか。熊本市市民病院が地域がん診療拠点病院として指定されているが、県内には一か所しかなく、少なくとも二―三か所のがん拠点病院が必要と考ええる。県南の拠点都市である八代にがん拠点病院が必要だと考えるが、指定についてどう考えているのか（小早川）。⑤新型インフ

ルエンザ対策について。国はWHOと連携して、フェーズ1からフェーズ6までの危険度、緊急度の段階を設定し、その段階に応じた対策をとることになっている。国際的な現状とも照らし合わせ、事態を県民に明らかにしながら、対策を講じることが大切と思うが、現状はどうか（鬼海）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）①全国的な問題で国における対策が必要である。昨年一二月に、全国知事会として、医師不足地域の医師確保対策を支援するシステムの構築や医科大学の入学定員の増員、診療報酬上の配慮など、医師確保対策に関する要望書を国に提出した。全国の知事と連携を図りながら、地域の医師不足の現状を訴え、医師確保に係る制度の見直しについて、あらゆる機会を通して働きかけを続けたい（知事）。②自治医科大学制度を活用した僻地医療の確保は、一定の成果を上げている。平成一六年六月に、医師確保対策について、熊本県医療審議会に調査、審議をお願いし、昨年七月に、地域の医療機関への医師派遣制度の創設、義務年限を終了した自治医科大学卒業医師の定着促進などを内容とする医師確保対策を答申いただいた。検討協議会で医師派遣制度の協議、検討を行い、自治医科大学卒業医師に対し義務年限終了後の進路意向調査を行うなど、定着促進に向けた検討を行っている。平成一八年度も、協議・検討を行い、医療対策協議会を新たに設置するなど、医師の確保対策に取り組む。（二）①小児救急電話相談は、昨年六月から開始しているが、二月末までの九か月間で三、五八一件、一日当たり平均も

一三件を超えた。相談実績や内容について、運営委員会で検証しながら、適切な運営に努める。平成一八年度は、小児救急ガイドブックを作成し、配布する。②平成一四年度から、複数の二次保健医療圏を対象として、二四時間三六五体制で小児救急患者に対応する小児救急医療拠点病院の整備に取り組み、現在六圏域を対象に三病院を整備している。内科医等に対して小児救急に関する研修を行う小児救急地域医師研修事業を、今年度から有明および山鹿の二圏域で実施している。来年度は対象圏域を五圏域に拡大して実施する（健康福祉部長）。③昨年七月の熊本県医療審議会答申を受け、医師派遣制度の創設等の協議、検討を行っている。自治医科大学卒業医師の県内への定着を促進し、とくに医師不足が深刻な小児科等に従事できる方策等の検討を行いたい。次世代育成支援対策についての提言を受け、協議会を設置する。平成一八年度は、地域の実情に応じた今後の小児医療体制のあり方について検討を行う。県だけでは解決できない困難な問題もあるが、積極的に取り組みたい（知事）。（三）①平成六年度から大型店舗監視、一二年度から夜間監視を実施し、薬剤師等の配置や情報提供が適切に行われるよう努めている。県薬剤師会内にくすりの一〇番を開設し、適正な使用に係る相談に応じ、講習会などで正しい知識の普及に努めている。薬事法改正の動きは、国では医薬品販売制度の改正作業を進めている。国の動向を見極め、改正内容に対応する必要な準備をしていく。②一三年度および一四年度、二二人にダイエット用健康食品による甲状腺障害等の健康被害が発生し

部長）。

少子化

た。保健所に相談窓口を設置し、保健環境科学研究所に原因物質の特定に必要な検査体制を整備している。一五年度以降被害は発生していない。健康食品は、インターネットや個人輸入により購入されるケースが多く、県民に直接働きかけるため、県ホームページ、各種講習会などを通じ、正しい知識の普及啓発を図っている。(4) 本県のがん医療の中核的機能を担っている熊本大学医学部附属病院に、がん専門医の養成などの協力依頼を行い、熊本市民病院に支援も行っている。二月には、がん医療地域連携推進懇話会を立ち上げ、専門分野のすみ分けや相互の連携、協力、専門医の育成等に取り組むことが確認された。地域がん診療拠点病院の指定は、各地域のがん医療の実情や医療機関の取り組み、県南、県北といった地域のバランスなどにも配慮しながら、関係機関と協議したい。(5) 新型インフルエンザ対策情報連絡会等を開催し、情報の共有化に努めている。

ホームページへの掲載、会議や説明会の開催、マスコミへの情報提供により、現状や県の取り組みの周知を図り、医療機関や県民を対象とした研修会を開催する。昨年一二月には、世界保健機関や国の計画に即して、熊本県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、医療体制、ワクチンの優先接種順位、院内感染防止のためのガイドラインなどの検討を進めている。治療薬タミフルは、平成一八、一九年度、国と都道府県が共同して、国内全体で二、五〇〇万人分の備蓄を進め、本県も、平成一八年度当初予算案に備蓄目標量一五万四、〇〇〇人分の半数に当たる七万七、〇〇〇人分の購入経費を計上している(健康福祉

(1) 少子化社会への対応について。育児休業制度の積極的活用と雇用環境の整備を早急に進める必要があるが、具体的にどのような対策をとるのか。県庁、熊本市役所における育児休業制度の実態、取得状況はどうか(藤川)。(2) 少子化対策について。①不妊治療の現状はどうなっているのか。高度な不妊治療は、高額の治療費となる。援助することは、直接の少子化対策につながる。どのような対策に取り組んでいるのか。②保育料を軽減することは、少子化対策に効果が大い。県や市町村の保育料軽減の取り組みについて(堤)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 熊本県労働行政プランの中で、育児休業取得率の目標を設定している。達成するためには、社会全体の意識改革を進める必要がある。来年度からの新規事業として、子育て支援や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業の募集・登録を行い、活動を広くPRし、子育てをめぐる雇用環境の整備の輪が広がっていくよう、意識啓発に努める。本県の育児休業制度は、子どもが満三歳になるまで取得可能で、知事部局での平成一七年度の取得状況は、二月末現在三六人で、うち男性は三人、熊本市も同様の制度であり、毎年約四〇ないし五〇人が取得しており、男性の取得者は毎年一人程度と聞いている(商工観光労働部長)。(2) ①国が平成一六年度に創設した不妊治療助成

制度を活用し、同年九月から、特定の不妊治療である体外受精、顕微授精を受けている夫婦に、医療費の一部を助成する事業を開始している。一六年度は、一〇三組、今年度は、一〇七組の夫婦に助成を行っている。一八年度は、通算二年間としていた助成期間を五年間に延長することとし、所要の経費を当初予算案に計上した。一六年度から、福祉総合相談所女性相談センターで、不妊治療に関する医療相談や情報提供、精神的ストレスに関する相談等にも応じている。②保育料は、市町村が、保育の実施責任者として額を定めている。県では、多子世帯子育て支援事業により、第三子以降の保育料の軽減措置や無料化を行う市町村へ補助を行っている。全市町村での実施を目指し、一時保育、地域子育て支援センター事業等の推進により、保育事業の充実に努めたい（健康福祉部長）。

一般質問の後、松岡徹議員（日本共産党）が議案第64号から第139号に対する質疑を行った。（１）川辺川ダムについて。一九九七（平成九）年改正の河川法では、ダムをつくるかどうかという具体的な検討は、どの段階においてなされると理解しているか。治水対策について、豪雨災害はどのような形で発生しているのか。（２）国交省が、改正河川法に基づいて、河川整備基本方針および河川整備計画策定の着手に至った段階で、ダムは白紙になっている。今回の県の案は、受益農家、農民の願いに沿ったものであり、関係農民、県民の共感と支持を得るものと確信する。ダムは、超過洪水による被害、内水災害の拡

大、環境破壊、莫大な財政負担、ダム寿命等々のリスクを伴い、ダムに頼らない治水を進めることが賢明である。熊本県の立場は、治水対策において県でやるべきことは速やかにやり、国にも求めていくと理解している。一八年度予算と計画で、どのように具体化されているか。

これに対する土木部長の答弁は次の通りであった。（１）新河川法では、治水計画として、河川整備基本方針および河川整備計画を策定する。ダムなど具体的な河川工事の概要は、河川整備計画で定められる。水害等の内容、種類は、国土交通省の河川砂防技術基準に「洪水や高潮等による氾濫^{はんらん}により、人命や財産および社会経済活動等が被害」という記述がある。水害の形態は、河川からの氾濫による被害と河川への排水ができずに発生する内水被害とがある。土砂災害は、いわゆる土砂災害防止法で「急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを発生原因」とする災害という定義がなされている。（２）平成一八年度の球磨川流域の治水対策は、川辺川については相良村雨宮神社付近の土砂の除去、五木村宮園地区では被災した護岸等の復旧、老朽化した護岸等の復旧工事を予定している。球磨川については、球磨川の小川を本年度調査しており、芦北町漆口地区は、国、町と連携して、調査を行っている。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 財政対策特別委員会

付託された調査事件は、①行財政改革に関する件である。

馬場成志財政対策特別委員長から次のように報告が行われた。主として、一、国の三位一体の改革、二、準用再建制度、三、行財政改革に資する法制度改正、四、県出資団体に対する県の関与の見直しについて、調査・審議を行った。国の三位一体の改革は、七月に市町村長・議長と意見交換会を行い独自の調査を実施した。一月に首相官邸および総務省等に緊急要望を行い、地域の自主的・自立的な行財政運営が可能となる真の地方分権に資する改革を求めた。地方分権の論議が高まった点は一定の評価ができるが、国の財政再建に主眼が置かれ、地方の裁量性拡充の実現にはほど遠い内容であったことから、執行部に真の地方分権の実現に資する地方税財政基盤の充実強化に取り組むよう要請した。今回の改革により一般財源化された事務事業について、地域の実情や県民本位の視点に立った事業展開を求め、事業の実施も市町村における事業実施の状況や工夫改善を把握するよう要請した。

準用再建制度は、制度創設の背景、制度の仕組み、過去の事例、仮に準用再建団体になった場合の県民への影響等について調査を行った。

行財政改革に資する法制度改正は、七月の県内市町村長・議長との意見交換の場で、地方自立の阻害要因となる法律による

必置規制など、国の過剰な規制・関与等について意見交換を行い、具体的事例について独自の調査を行い、行財政改革に資する法制度改正の提案を取りまとめ、三位一体の改革等の緊急要望とあわせて、一月に首相官邸・総務省等へ提案した。平成一二年の地方分権一括法の施行により、地方の自立に向けた環境が整備され、地方の自立性・自主性が求められているが、地方の独自性を阻害する国の過剰な関与・規制が多く残っている。法制度面でも地方公共団体の自主性を確立する必要があるが、執行部に国への提案事項の検証を行い、積極的に廃止等制度改正を国に提案するよう要請した。

県出資団体への県関与の見直しは、本委員会の昨年度調査報告書の提言が各団体の見直しに生かされているかフォローアップするため、小委員会を設置して調査・審議した。結果、団体の廃止や民営化も含めた県関与の見直しに一定の進捗が見られたが、県の関与のさらなる見直し、役員構成の見直し、経営改善、進捗管理の徹底に、一層の見直しを行うよう執行部に求めた。今後の行財政改革の取り組みには、徹底的な事業の重点化・効率化を進め、財源や人員などの経営資源配分の重点化を図ること、県と市町村の役割分担や連携強化を図ること、徹底した総人件費の抑制を図ること、県有資産の有効活用を図ること、公債費対策に努めること、以上五点にしっかり取り組むよう要請した。

総括として、執行部は積極的に国への提案活動を展開し、平成一七年二月に県行財政改革基本方針等を策定するなど、行財

政改革に著実に取り組み一定の評価をしている。一層の行財政改革に取り組むこと、行財政改革実施計画の進捗状況は動向を注視すること、道州制の対応について早期に検討・着手すること、以上三点を執行部に要請した。県行財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す場合、再度特別委員会を設置するなど適切に対処することを申し添えた。

(2) 交通対策特別委員会

付託された調査事件は、①九州新幹線に関する件、②肥薩おれんじ鉄道に関する件、③高速交通に関する件、④空港に関する件である。

早川英明交通対策特別委員長から次のように報告が行われた。九州新幹線について、執行部より、博多ー新八代間の事業の進捗状況は、平成一八年二月末現在県内用地の取得は進捗率八五％、土木工事の進捗は完成率四七％である、熊本駅周辺の都市基盤整備は、連続立体交差事業でＪＲ鹿児島本線の移設工事を始め、春日池上線などの関連街路の整備を促進している、新幹線くまもと創り戦略プロジェクトの全体概要は、建設に着手する熊本駅および新玉名駅について周辺地域の整備基本計画を策定したと報告があった。委員から、熊本駅では在来線の高架工事・周辺整備は、完成までに新幹線開業後八年かかるが、新幹線開業時見劣りしないかと質疑があった。執行部から、新幹線開業時、駅舎の改装をＪＲにお願いしているが、利用客の動線がわかりやすいよう配慮し、途中経過も説明していくと

答弁があった。

熊本空港へのアクセス改善について、執行部から、リムジンバスの改善などの短期的に取り組むものと、ＪＲ豊肥本線の延伸や次世代交通システムの導入などの中長期的に取り組むものに分けて検討していると中間報告があった。委員から、熊本駅と熊本空港を三〇分で結ぶことを目安に中長期的な策も含め早く示してほしい、新幹線全線開業までに具体的な取り組みを進めていくべきと質疑があり、執行部から、中長期的な対策を新幹線全線開業までに完成することは無理であるが、来年度には具体的に対策を絞り込んで、開業までには事業への取り組みが明らかになるようにしたいと答弁があった。委員から、宇城市から要望があっている待避駅としての新駅設置は、宇城市の地理的な面からも看過できないのではないかと質疑があり、執行部から、待避駅はすでに熊本駅と新水俣駅に整備されることになっており厳しい状況にある、新幹線の駅の設置は、新幹線建設の実現に向けた合意と長い要請活動の上に立って決められており、前提となるニーズや費用対効果について地元の意向や考えを聞きながら、可能性を探りたいと答弁があった。

肥薩おれんじ鉄道について、執行部から、昨年三月一日付でダイヤを改正し、八代駅でのＪＲ九州在来線との接続の改善、同一ホームでの乗りかえ本数の増加、土・日・祝日の快速列車の増便等を行い、御立岬公園駅を新たに開業するなど、利用客の利便性の向上を図ったが、平成一七年の中間決算では、減価償却前収支で一、九〇〇万円の赤字となっており、経営基本計

画の見直しを行っている」と報告があった。委員から、経営改善をどう考えているか質疑があり、執行部から、おれんじ友の会会員の拡大や徹底した経費削減とともに、鹿児島県、肥薩おれんじ鉄道株式会社と連携し、経営計画や収支計画の見直しを行いたいと答弁があった。

高速交通については、高規格幹線道路の整備について、九州横断自動車道延岡線は、御船・山都間で国・県・町・西日本高速道路株式会社でプロジェクトチームを設立し、地元設計協議・用地買収等を促進し、早期整備に向けて事業推進を図ると報告された。

空港について、執行部から、熊本空港の利用状況が報告され、国内線は平成一七年度から新たに小牧空港・神戸空港との路線が開設され、現在八路線三五往復で運航されている、天草エアラインは松山便の就航により、利用者が前年度より七、三二三人増加したが、燃料の高騰もあり厳しい経営状況にある、経営改善の一環として、福岡便を増便し経費の削減に取り組むと報告があった。委員から、天草空港の安全性の確保や欠航便をなくすためには、あと一機確保することが望ましいとの意見が出された。国際線について、執行部から、アジアナ航空のソウル便の利用者数は、平成一七年度上半期の利用者が落ち込んでおり、熊本空港国際線振興協議会を中心に、利用者増に向け対策したいと報告があった。委員から、日本から韓国へ送り込む送客対策として、高校の修学旅行など考えたかどうかと質疑があり、執行部から、国際線振興協議会で旅行代理店が取り組んで

いるが、修学旅行も各学校の事情等を調査して検討したい、韓国とのスポーツや文化面での交流促進や姉妹校交流等の開拓などの取り組みも実施したいと答弁があった。本委員会も昨年一〇月二〇日に韓国アジアナ航空本社を訪問し、熊本・仁川空港間の週五便運航に向けた要望活動を行った。夜間貨物便は、運航主体の日本航空インターナショナルが、昨年七月七日からの就航を目指していたが、航空機騒音に対する地域住民の反対の声を重く受け止め、認可申請を一たん取り下げた、昨年九月に発足した熊本空港周辺環境整備協議会を中心に諸問題に取り組むと報告があった。委員から、県は夜間便をどうしようと思っているのか、騒音調査や貨物調査を行っているが、早く判断すべきではないかと質疑があり、執行部から、地元説明の中で空港周辺地域の住民に空港に対する不信感が強いことがわかり、空港周辺地域の騒音測定を行い、財団法人空港環境整備協会の事業を活用して空港周辺地域の環境整備を進めることにより、地域住民との信頼感を醸成している、航空貨物のニーズ調査を行い、熊本空港機能の強化、熊本県全体の経済活性化という視点から取り組んでいると答弁があった。

本委員会に付託された九州新幹線に関する件は、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とし、本委員会の名称を新幹線対策特別委員会に変更することに委員全員の意見の一致を見た。

(3) 廃棄物対策特別委員会

付託された調査事件は、①廃棄物対策に関する件、②廃棄物に関連する地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に関する件である。

中原隆博廃棄物対策特別委員長から次のように報告が行われた。廃棄物対策に関する件。公共関与による管理型最終処分場の整備について、執行部から、建設候補地の市や町および地元住民等への説明状況について、委員会開催の時点ごとに説明があった。委員から、管理型最終処分場の建設候補地はいつまでに絞り込むかと質疑があり、執行部から、今年度中には重点的に取り組む箇所を決定したいと答弁があった。委員から、最終処分場は一か所先行的につくるのか、複数必要であれば最初から複数選定していく方法もあるが、いずれの考え方なのかと質疑があり、執行部から、公共関与の基本計画では一五年間で一四〇万円必要と考えており、容量的には複数の箇所が必要であるが、まず一か所を整備することが大事と考えていると答弁があった。委員から、候補地の地元から反発があった場合の対応について質疑があり、執行部から、選定理由等を丁寧に説明し粘り強く理解を求めていくと答弁があった。委員から、最終処分場の建設・運営に当たる財団法人の設立も急務であるが、いづころ設立するのか質疑があり、執行部から、県が直接行う業務と財団法人で実施する業務があり、財団法人の設立は、候補地選定後の進行状況を見て、来年度以降になると答弁があった。

不法投棄対策について、執行部から、山間部などを中心に、

県・県警・社団法人熊本県産業廃棄物協会と連携して監視を行っている、航空機を利用したスカイパトロールにより、平成一六年度は四件の不法投棄が発見された、通常監視を補完するため、民間警備会社へ委託して、休日・夜間を中心に、不適正処理の監視を行う不法投棄等不適正処理特別監視事業を実施し、平成一六年度は四九件の不法投棄等を見出し、改善に取り組んでいると説明があった。委員から、スカイパトロールの実施開始時期・監視回数、ならびに特別監視事業の民間委託による効果について質疑があり、執行部から、スカイパトロールは、平成六年から三者合同で年二回程度実施しており、特別監視事業は、目の届きにくい山間地域などを中心に、定期的な巡回パトロールをしており、効果を上げていると答弁があった。

廃棄物に関連する地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に関する件について。昨年度のダイオキシン類特定自己検査および行政検査の結果について、執行部から、自己検査報告済みの分および行政検査実施施設は基準を超過している施設はなく、自己検査結果未報告施設は引き続き指導し、検査実施報告の徹底を図っていくと説明があった。委員から、自己検査は年に一回実施する必要があるが、実施していない施設はどう対応するかと質疑があり、執行部から、年一回実施するよう指導を徹底したいと答弁があった。委員から、行政検査の方法について質疑があり、執行部から、国の認定を受けた民間の検査機関等に委託して実施していると答弁があった。委員から、建築関係で偽装が問題になっており、行政自らサンプリン

グ調査を行うことも必要ではないかと質疑があり、執行部から、情報を収集し検討したいと答弁があった。

本委員会に付託された廃棄物対策に関する件は、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とし、産業廃棄物処理施設の公共関与推進及び建設地の地域振興策に関する件に変更することに委員全員の意見の一致を見た。

(4) 有明海・八代海再生特別委員会

付託された調査事件は、①有明海及び八代海の環境の保全・改善に関する件、②有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興に関する件である。

篠崎鐵男有明海・八代海再生特別委員長から次のように報告が行われた。諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査に関する件について、本委員会は昨年五月の国営諫早湾干拓事業の工事差し止め仮処分命令に対する保全抗告申し立てに係る福岡高等裁判所決定要旨を受け、諫早湾潮受け堤防排水門をあけての中長期開門調査を強く求める要望書を、同年七月に農林水産大臣に提出した。

海域環境への負荷の削減に関する件について、執行部から、家畜ふん尿の不適切処理の解消の実現に向けた取り組みの説明があった。委員から、家畜ふん尿の不適切処理はどのくらい改善できたかと質疑があり、執行部から、家畜排せつ物法の違法状態は解消されているが、ビニールシート等で簡易対応している農家には恒久的な堆肥施設整備を進めるよう指導したいと答

弁があった。家畜排せつ物法適用外の小規模畜産農家も法適用農家と同様に指導を行う必要があると意見があった。委員から宇土市の御興来海岸に下水道浄化センターの設置計画があるが影響はないのか質疑があり、執行部から、生活雑排水の流入が問題ととらえており、埋立申請に先立ち事前審査を行うと答弁があった。

干潟や海底等の保全・改善に関する件について、執行部から、干潟機能を回復させ、海域の環境浄化や基礎生産力の向上を図るため、白川河口域での作渾と作渾によって生じる砂を用いた覆砂の実施、有明海における今後の事業予定箇所の調査について説明があった。委員から、荒瀬ダムが撤去されるが、ダムにたまっている砂利・砂は資源として覆砂事業など有明海・八代海の再生に使っていただきたいと要望があった。執行部から、海底等の保全のための砂利採取縮小の取り組みについて説明があった。委員から、海砂利の採取は禁止した方がいいのではないかと、どう検討しているかと質疑があり、執行部から、業界団体の協力を得ながら海砂利採取縮小に取り組んでいる、採取を禁止するためには、科学的な根拠を明確にし、法令に基づいて行う必要があると、関係各課で検討を行っているとの答弁があった。

抜本的な干潟等再生方策の検討に関する件について、執行部から、干潟等沿岸海域再生調査の結果等に基づき、有明海・八代海の干潟等沿岸海域の特性に応じた再生方策を有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会で検討していくとの説明が

あった。委員から、有明海の再生には浮泥など泥質化の原因を
 解明すべきと質疑があり、執行部から、有明海・八代海全域に
 かかわる問題で国に調査の実施を働きかけている、特別措置法
 により国に有明海・八代海総合調査評価委員会が設置され、調
 査結果等の評価と整理が行われていると答弁があった。委員か
 ら、再生に向けて関係各県の連絡会議があるが、取り組みにつ
 いて事業のすり合わせはできているかと質疑があり、関係県で
 有明海・八代海再生推進連絡協議会を設置し、連携する事業と
 それぞれ行う事業とに分けて取り組みを行っているという答弁が
 あった。

水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、執
 行部から、栽培漁業および資源管理型漁業の推進について説明
 があった。委員から、海面漁業でアサリやノリなど有明海の漁
 獲量は伸びているが、八代海は減少傾向にある理由について質
 疑があり、執行部から、全体的な漁獲量は一般的に減少傾向に
 あるが、有明海の漁獲量の伸びはアサリの漁獲量が伸びたのが
 大きな理由であり、覆砂事業やトビエイ駆除対策の効果ではな
 いか、ノリは有明海の環境がよくなったため生産が伸びているが、
 八代海では栄養塩量の減少などで生産が落ちているという答弁が
 あった。

調査研究体制の充実に関する件について、執行部から、大学
 や研究機関等の相互連携の強化、水産研究センターの機能の充
 実強化の説明があった。委員から、国や大学などとの連携とい
 う点で、県立大と連携は密にしているかと質疑があり、執行部

から、有明海・八代海環境調査関係で、同大の大和田教授の研
 究室と共同で、プランクトン関係の調査を行っているという答弁が
 あった。委員から、有明海・八代海再生のため、一番大切な
 のは我々人間が壊した海を再生しようという基本に返ることを忘
 れてはいけない、県民の意識を上げるためのキャンペーン等
 を行い、原点に返るべき点は返ることを確認しなければいけな
 いと要望があった。

本委員会に付託された調査事件は、引き続き調査する必要が
 あるので、次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とす
 ることに全会一致をもって決定した。

(5) 水俣病対策特別委員会

付託された調査事件は、①水俣病関西訴訟最高裁判決を受け
 て国に提出した県の「今後の水俣病対策について」及びそれに
 関連する事項に関する件である。

荒木義行水俣病対策特別副委員長から次のように報告が行わ
 れた。議論の中心は、急増している水俣病認定申請者の救済を
 どうするか、救済策としての医療費をどうするか、これまでの
 国、県一対一の負担割合を見直すべきではないか、公害健康被
 害の補償等に関する法律（公健法）による救済とは別に、国家
 賠償法に基づく救済の道が最高裁判決によって確定したこと
 で、公健法による水俣病認定審査会の運営がどうなるかなどであ
 った。

水俣病の拡大責任を問われる法的根拠となった水質保全法お

よび工場排水規制法（水質二法）と熊本県漁業調整規則との規制権限を比較したとき、明らかに国の責任が県より重いと意見で一致した。昨年三月三日に、県議会議長および水俣病対策特別委員長の名により、公健法による認定基準を国が見直さないなら、新たな認定申請者の救済はどのような対策があるのか早く示すこと、水俣病認定審査会の運営が早く立ち上がるよう環境整備を図ること、今後の水俣病対策は熊本県の財政負担の軽減について配慮すること三点を国に強く要望することが全会一致で決定した。これを受け、三月七・八日に、正副委員長が、環境省および県選出国会議員等へ要望活動を行った。

三月一六日に当委員会に環境省の水俣病対策の担当部長等から水俣病対策等について説明を受け、委員から、医療費の支給内容や支給手続き等は、患者・被害者・団体等が基本的に納得できるものにしてほしい、健康調査および環境調査をきちんとやってほしいと意見があり、環境省から、医療費の支給内容や手続き等を含めて最終調整中であると答弁があった、また、調査は技術面や目的も含めて議論をしている旨の答弁があった。国と県の責任には、水質二法の規制責任の観点からも国の責任の方が重いのではないかと意見があり、環境省から、責任論を明確にするよりも、早期救済策を進めることが一番の課題である旨の答弁があった。地域全体の再生の対策、胎児性患者が地域で安心して暮らせる対策が必要であると意見があり、環境省から、地元市長や町長とも十分調整しながら事業を計画し支援していきたい旨の答弁があった。

四月四日の委員会では、三月末に国が示した総合対策医療事業の新規拡充分の国と県の費用負担割合について審議を行い、国と県の負担割合を八対二にするという案が全会一致で了承された。議論の中で、認定申請の検診体制についての対応の質疑があり、執行部から、国と協議しながら、引き続き検診医の確保等に努めたい旨の答弁があった。患者団体から要望が上がっている医療費の全額支給だけでなく、一九九五（平成七）年の政治解決策レベルの手当て等についても検討すべきと質疑があり、執行部から、必要に応じて国と協議したいと答弁があった。一刻も早く認定審査会を再開し患者救済を図るべきとの意見には、執行部から、これまでの委員に国とともに就任をお願いに行っている、従来の認定審査のための判断条件が否定されたわけではなく、医療費の全額支給という新たな救済制度を早期に再開することを説明し理解を得ている、引き続き粘り強く就任をお願いすると答弁があった。

九月の委員会では、執行部から、国の水俣病対策として、総合対策医療事業の保健手帳の支給内容を拡充し、一〇月中旬から申請受付を再開することの説明があった。認定申請や裁判の提起と保健手帳の申請とを選択制にしていることは、認定審査会が機能していない状況に加えて、国民が裁判をする権利までも制限しているのではないかとこの質疑があり、執行部から、裁判や認定申請をしている人も保健手帳の申請はできる、ただし、認定申請あるいは裁判を続ける人は、保健手帳の交付を一旦保留し、認定申請および裁判が何らかの決着を見たときに保健手

帳を交付するもので、裁判や認定申請を継続するのか、保健手帳の交付を受けるのか、本人の自由意思で選択できることから、裁判や認定申請を制限していない旨の答弁があった。認定審査会の再開に向けた一番のネックは何かとの質疑に対し、執行部から、就任をお願いしている委員には、最高裁判決が出されたことで、認定申請者が認定申請に対する処分への不服によつて裁判に訴えられ損害賠償請求が認められれば、何のために認定審査をやっているのかという戸惑いがある旨の答弁があった。

一〇月四日には、委員長として環境省に対し要望を行い、認定審査会を二月までに再開することを目標に、国の主体的な関与を要請し、保健手帳の申請受付再開だけでは患者団体の納得は得られないとの懸念も示した。認定申請後、原則一年を経過した場合に対象となる治療研究事業の医療費負担も、最高裁判決後急増する申請者分について、総合対策医療事業の新規拡充に並みに国と県の負担割合を現在の一对一から八対二にすることを求め、同様の趣旨の県選出国会議員にも要望活動を行った。

一二月の委員会では、保健手帳について広く救済するという立場から、もっと周知徹底を図るべきではないかとの意見があり、執行部から、毎週各役場等に職員を派遣して手続等の相談を受け徐々に申請者が増えている、今後も広報に努めていく旨の答弁があった。健康調査・環境調査の必要性が高まっているとの指摘に対し、執行部から、公式確認五〇年の節目として検証すべきとの考えで、国と協議を続けている旨の答弁があった。

認定審査会の再開については、認定審査は判断条件に基づくべきものであり、司法判断が出た後の特異なケースで難しいかもしれないが、これまでの委員でなく新たな委員の就任をお願いすることも一つの方法ではないかとの質疑があり、執行部から長年一緒に審査してきたこと、ノウハウの蓄積を含め、継続性の観点からこれまでの委員へお願いしたい、将来的には委員も高齢であるためノウハウを引き継ぐという意味で、ある程度の交代も視野に入れることも必要と答弁があった。審査会が再開された場合の検診体制の規模について質疑があり、執行部から一八年度の予定として一、〇〇〇件程度を見込んでいると答弁があった。

三月九日には、患者救済の認定業務を一刻も早く促進するために、自民党水俣問題小委員会から水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法を一部改正し、国としても認定審査会を設置するよう要請がなされ、国は努力するとの回答がなされた。今議会の委員会では、国と県の認定審査会が立ち上がった場合に委員の重複はあるのか、国と県の認定審査会の関係はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、熊本・鹿児島・新潟の各県の委員と重複したことはあるが、詳しい情報は得ていない、国と県の認定審査会は並立という形になるとの答弁があった。

本委員会に付託された調査事件は、引き続き調査をする必要があるため、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致で決定した。

(6) 県議会議員の選挙区等検討特別委員会

付託された調査事件は、①県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区における定数に関する件である。

荒木昭之県議会議員の選挙区等検討特別委員長から次のように報告が行われた。

市町村合併に伴う選挙区の特例に関する条例の制定、特例に関する条例に定める適用期間の見直しについて審議を行い、適用期間を現議員の任期満了までとする条例案を決定した。一月二三日の委員会で、議員の総定数について、現行五人から六人を削減し、四人とすることを全員賛成で決定した。選挙区および選挙区定数については、選挙区定数の審議を行い、合併後の選挙区について五五人で試算したときに減員となる八代地区・天草地区・宇城地区の三地区について一人ずつ減の三人を減員することに決定した。残り三人の減員は人口比例とすべきという意見と地域間の均衡を考慮すべきという意見に分かれ、採決の結果上益城郡一人、熊本市二人の削減を賛成多数で決定した。選挙区割りは、阿蘇市と阿蘇郡を一つの選挙区にしてほしいという請願と、阿蘇市と阿蘇郡それぞれ単独の選挙区を設けてほしいという請願二件と、下益城郡選挙区を残してほしいという要望書をあわせて審議した。委員から、阿蘇郡市は、任意合区を行い一つの選挙区とすべきという意見、できるだけ広い選挙区を設けるべきという意見もあったが、本県では選挙区の任意合区を行った事例がないこと、県内の選挙区を統一的に取り扱うことが適当であることから、郡・市の単位とす

ることに賛成多数で決定した。結果、一票の格差は、現行の二四九七が一・九七五になる。県議会議員の定数、選挙区等の問題は、人口・面積・権限移譲および一票の格差等の要素がある中で、合理的で普遍的な原則を検討すべきと意見があった。人口比による定数を基本としながら、社会を取り巻く情勢を勘案して検討すべきとの意見もあった。三月一日の委員会で、熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は全員賛成をもって、熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例は賛成多数をもって決定し、この二つの条例案を別途提案した。最後に、本委員会は、今定例会をもって付託調査事件の調査を終了することを決定した。

各特別委員会に付託されている調査事件は、各特別委員長報告の通り、承認した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成17年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ほか(先議分)

【説明】池田秀男厚生常任副委員長は次のように報告した。健康福祉部では、市町村介護保険財政の安定化のための貸付金や老人医療費の県負担金等の増額および老人福祉施設等のアスベスト除去費補助に伴う増額、国の三位一体改革による特別保育総合推進事業費に係る国庫支出金の内示減に伴う事業費の減額など、一般会計・特別会計・病院事業会計合わせて総額一七億八、五〇〇万円余の減額補正である。老人福

社施設整備費のほか三事業で六億三、一〇〇万円余の繰越明許費が設定されている。このほか、新年度当初から業務を開始する委託事業費として、一般会計・病院事業会計合わせて一五億三、四〇〇万円余の債務負担行為が設定されている。環境生活部では、産業廃棄物の収入見込みの減額等に伴う産廃税使途事業の減額や水俣病総合対策費等扶助費の減額など、一般会計・特別会計合わせて総額五億六、八〇〇万円余の減額補正である。海域水質環境調査業務に二、八〇〇万円、水俣病総合対策事業等委託業務に一億一、八〇〇万円の債務負担行為がそれぞれ設定されている。委員から、障害者ケアマネジメント推進事業の市町村所要額が減額となっており、障害者自立支援法の施行を控え大事な時期であるが理由は何かと質疑があり、執行部から、主な理由は上益城、芦北の両圏域で事業が実施できなかったことであるが、研修事業はこれまで九〇〇余人の人材を養成しており着実に定着していると答弁があり、委員から、今後ケアマネジメントのできる人材は重要になってくるので、十分研修を行ってもらいたいと要望があった。委員から、産業廃棄物税について大幅な税収見込み額の減少の理由は何かと質疑があり、執行部から、今年度の税収見込みは平成一五年度の最終処分場に係るデータをもとに試算し三億二、〇〇〇万円程度で考えていたが、平成一四年度に施行された建設リサイクル法の影響などで想定以上にリサイクルが進んだことが原因と考えると答弁があった。

松永真一 経済常任副委員長は次のように報告した。商工観光

労働部では、一般会計で職員給与費や制度融資に係る損失補償の確定による増額補正、中小企業金融総合支援事業や観光施設整備資金融資などの減額補正、特別会計で、中小企業振興資金や高度技術研究開発基盤整備事業等の減額補正などにより、一般会計・特別会計合わせて六七億一、六〇〇万円余の減額である。企業局では、電気事業・工業用水道事業・有料駐車場事業について、職員給与費等の補正や施設設備の保守点検業務の委託契約等のための債務負担行為の設定などで、補正後の予算総額は三事業会計合わせて総額六五億八、九〇〇万円余となる。労働委員会では、職員の異動等に伴う職員給与費の増額等で、補正後の予算総額は一億三、八〇〇万円余となる。委員から、制度融資やくまもとファイト資金における県信用保証協会の代位弁済が増える傾向にあるが、保証協会のチェックが十分でないからではないかと質疑があり、執行部から、保証協会の運営状況は健全であり、代位弁済率も二％程度の水準にとどまっている、保証協会は事業者の要望にこたえる形で融資を実施し、経営的にもバランスをとりながら運営されておりチェックが不十分ではないと認識しているが、さらに適切な審査を行うよう指導したいと答弁があった。委員から、クイック融資は借りたくても貸してもらえないということが多々あると聞いている、このようなことがないようにすべきと質疑があり、執行部から、昨年度のクイック融資は四四五億円の実績があり多くの企業に資金が行き渡っている、信用力評価システム、いわゆるCRD審査のため一部利用できないところもあったが、見直

すべき点は見直しながら、資金ニーズに円滑にこたえられるよう指導したいと答弁があった。委員から、大阪事務所は新幹線の全線開業をにらんで強化していかなければならないと考えており、さまざまな面で予算、人員を強化してもらいたいと要望があった。委員から、セミコンテックノパークのリース制度について減額補正されているが、理由は何かと質疑があり、執行部から、現在貸し工場区画を三区画持つておりニーズがあれば県で工場をつくりリースで操業してもらい、一〇年後は買い取ってもらう制度であるが、平成一七年度は利用する企業がなく減額補正を行ったものである、貸し工場はセミコンテックノパークのセールスポイントであり、本制度を継続したいと答弁があった。委員から、セミコンテックノパークは立地条件に恵まれておりPRに努めてもらいたいと要望があった。

守田憲史農林水産常任副委員長は次のように報告した。農政部関係では、経営構造対策事業に係る事業要望の減、国庫補助金等の確定による内示額の減によるものなど、一般会計・特別会計合わせて一八億六、九〇〇万円余の減額補正となる。団体営耕地災害復旧費等に六六億一、七〇〇万円余の繰越明許費が設定されている。農業改良資金管理業務等委託等に二億七、九〇〇万円余の債務負担行為が設定されている。林務水産部関係では、国の査定による緊急治山事業費の減、平成一八年度過年災害復旧事業の前倒しによる現年治山災害復旧事業費の増などの結果、一般会計・特別会計合わせて六億四〇〇万円余の減額補正となる。緊急治山事業費等に

五一億九、四〇〇万円余の繰越明許費が設定されている。森林国営保険事務処理作業委託業務等に六億二、四〇〇万円余の債務負担行為が設定されている。委員から、原油高騰対応緊急対策等で四億九〇〇万円余の増額であるが、燃料費に対する補助か、どういった事業内容で、どの程度効果があるのかと質疑があり、執行部から、直接燃料費ではなく、施設園芸の省エネを目的とし暖房効率を高めるためのハウス内の循環扇、二重カーテンの設置等を対象とした補助事業であり、おおむね一割程度の節減効果が得られると答弁があった。委員から、農村地域農政総合推進事業費について、八、三〇〇万円余の当初予算に対し、四、八〇〇万円余の減額補正が計上され、約半分为執行されているが理由は何かと質疑があり、当該事業のうち、元氣な認定農業者づくり事業に関しては、県段階および市町村段階の担い手育成総合支援協議会の設立、運営の支援を事業内容としているが、市町村合併や市町村財政の逼迫等により、市町村協議会の設立が年度後半にずれ込むなど、市町村の取り組みが遅れ、事業要望が少なかったことが主な理由であると答弁があった。委員から、県の指導不足ではないか、市町村が積極的に取り組むよう指導をしてほしい、地域で事情が異なるので、一律ではなく積極的に取り組む市町村に厚く予算配分するなど地域性を考慮してほしいと要望があった。委員から、水とみどりの森づくり事業費で、針広混交林化促進事業の事業量の減で九、〇〇〇万円減額となっているが、厳しい状況の中、新税を創設して事業に充てるものであり、事業の必要性を踏まえ

た取り組みをお願いしたいが展望はどうかと質疑があり、執行部から、当該事業の大半を占める針広混交林化促進事業は新たな取り組みであり、所有者の特定や協定の締結等に時間を要し全体として事業が遅れている、次年度以降は、当初計画どおり面積にして年間一、四〇〇haから一、六〇〇haの規模で取り組み予定であると答弁があった。委員から、緊急治山事業費について、国の査定減により三億七、四〇〇万円の減額となっているが、県の取り組みはどうかと質疑があり、執行部から、例年国の査定率は八〇％程度だが、本年は、国の厳しい財政状況により、六五％と低かったことにより減額せざるを得なかったと答弁があった。

重村栄建設常任副委員長は次のように報告した。一般会計・特別会計を合わせた補正予算は、国庫補助事業等の内示増減および事業費の確定等に伴う九億八、五〇〇万円の減額補正である。公共事業の発注の平準化を図るため、五億三、六〇〇万円の債務負担行為の設定が提案されている。翌年度への繰越枠として四〇八億三、一〇〇万円の設定が提案されている。委員から、繰越明許費の設定に新幹線関係で約八〇億円が計上されているが、用地交渉等で難航しているものはあるかと質疑があり、執行部から、用地は本年一月末現在で全体の八二％、坪井川から上熊本までの六km区間については八七％の進捗状況となっている、平成二年度末までの完成に影響しないよう取り組んでいくとの答弁があった。委員から、耐震強度不足問題に関して、県分の三件のうち精査が済んでいない残りの二件に

ついて、いつまでにめどはつくのかと質疑があり、執行部から、できるだけ早く精査したい、また、外部の有識者の意見も聞いた上で判断していくと答弁があった。委員から、ダイオキシン対策で、異議申し立てにより事業期間がどれくらい延びたかと質疑があり、執行部から、当初は平成一九年度に完了する計画であったが、処分地選定に時間を要しているため、今後の事業を平準化し、無理のない事業計画とすれば、事業完了は平成二〇年度にずれ込む見込みであると答弁があった。関連して、委員から、ダイオキシン対策について、できるだけ早く完了するように努めてもらいたいとの要望があった。

佐藤雅司文教治安常任副委員長は次のように報告した。教育委員会関係では、職員給与費の年間所要額の確定に伴う過不足額の調整、国庫補助事業・国庫委託事業等の内示額の減、県立学校アスベスト対策事業の追加等により、一般会計、特別会計合わせまして総額一四億八、四〇〇万円の減額補正である。鞠智城跡整備事業など三件の事業で一億九〇〇万円の繰越明許費が設定されている。警察本部関係では、職員給与費等一般会計四億一、八〇〇万円の減額補正となる。警察関係の各種委託業務等に六億六、一〇〇万円の債務負担行為が設定されている。委員から、小学校・中学校の教員研修費九〇〇万円の減額されているが、忙しいなどの理由で研修を受けなかった教員がいるのかと質疑があり、執行部から、欠席者は、病気や産前産後休暇などで参加できなかったものであり、多忙等の理由による者はいないと答弁があった。委員から、信号機の設置は

横断歩道の停止線等が消えているところについては対応が可能と思うがどうかと質疑があり、執行部から、交通安全施設の整備は年間計画に基づき整備しているが、停止線が消えているなど、要望も踏まえて必要性が高いと判断される場合は適切に整備を行うよう努めていると答弁があった。

永田昇生総務常任副委員長は次のように報告した。今回の補正予算は、歳入予算では、県税・地方交付税等収入の見通しが明らかにになったものなど、歳出予算では、国の第一次補正予算を受けた事業の追加、国庫補助事業の内示増減および事業量の確定などに伴うもので、一般会計では一六・一億八、〇〇〇万円余の減額補正となる。特別会計では三・二億三、八〇〇万円余の増額補正となり、企業会計では四・二〇〇万円余の増額補正となる。委員から、県の財政状況が厳しい中で、効果的運用という視点から、県単独事業で多くの減額補正がされているのは疑問である、予算の範囲内であれば、住民のニーズにこたえて有効に執行していく意識が重要ではないか質疑があり、執行部から、財政規律面からは効率的な執行の結果、残された予算は減額するが、予算の範囲内で有効に執行することも重要と考えており、事業部局とも連携したいと答弁があった。

三月三日各常任委員長の報告の後、松岡議員が以下の討論を行った。議案第1号について、歳入で国庫支出金が大幅に減額され、各分野にわたって二〇億円を超える減額がなされている。緊急かつ重要な施策が国庫支出金減のためにカットまたは先送りになっている。基本的には国の責任に属するものであるが、

こうした補正予算に到底賛意を示すことはできない。県の主体性として、障害者や医療・教育などの分野で、可能な限りの独自の予算措置をとれないのか指摘したい。

【審議】各常任委員会に付託された議案については、すべて原案の通り可決することに決定した。三月三日、本会議の採決の結果、原案の通り可決した。

(2) 議案第64号 平成18年度熊本県一般会計予算ほか（先議分）

【説明】松田三郎厚生常任委員長は次のように報告した。健康福祉部では、地域福祉の拠点づくりや過疎地域での地域福祉サービスのモデル事業の取り組み、企業や商店街等の子育て支援、障害者の自立支援として、関係機関の支援ネットワークの構築および授産施設利用者の一般就業の促進の取り組みに要する経費等で、予算総額は一般会計・特別会計・病院事業会計合わせて一、〇二億七、四〇〇万円余であり、前年度当初予算と比較すると四・五％の増となっている。環境生活部では、水保病対策として検診医の確保等の検診体制の整備および総合対策事業の保健手帳をはじめとした救済策、公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備の取り組み、アスベスト問題について建築物解体時における飛散防止対策に要する経費等で、予算総額は一般会計・特別会計合わせて一八・四億五、三〇〇万円余であり、前年度当初予算と比較すると二・二％の増となっている。委員から、世界女性スポーツ会議は参加申し込み先が福

岡の旅行業者になっている、参加費が二月までは二万円、三月から三万円になっているのはなぜかと質疑があり、執行部から、旅行業者が参加受付の窓口であり、海外分も一括して福岡での受付となっている、参加費は過去三回は三万円だったが、アジアで初めての開催ということで、二月までは早期割引引きを行ったと答弁があった。委員から、干潟等沿岸海域再生推進事業にどのような方針で取り組むかと質疑があり、執行部から、干潟の再生には、山・川・海全体に関係する県民への意識啓発が必要であり、豊かな海を目指すため、環境、水産振興両面のバランスをとることが重要であると答弁があり、委員から、再生は干潟の重要性の認識が大事であり詳しい学識者を会長に据えてもらいたいとの要望があった。

藤川隆夫 経済常任委員長は次のように報告した。商工観光労働部では、県内中小企業の活性化や五年後の九州新幹線全線開業を控えて、新たにサービス産業の振興に取り組むための経費等で、予算総額は、一般会計・特別会計合わせて三五五億六、一〇〇万円余で、前年度から四一億九、六〇〇万円余の減となっている。企業局では、電気事業に係る修繕費等の維持運営費、工業用水道事業に係る維持運営費および有明工業用水道の上水転用に伴う特別損失ならびに有料駐車場事業に係る維持運営費等で、三事業会計合わせて総額一五六億四、二〇〇万円余で、前年度から九二億九、〇〇〇万円余の増となっている。労働委員会では、事務局の運営経費や委員会開催に要する経費等、総額一億三、八〇〇万円余で、前年

から二、五〇〇万円余の増となっている。委員から、工業団地施設整備事業に関し、自動車関連企業に対する企業誘致の取り組みの状況はどうかと質疑があり、執行部から、自動車産業の立地・振興は地場企業との連携が重要で、昨年自動車関連企業の取引拡大推進協議会が設置されている、県でも、北部九州にトヨタ・日産・ダイハツ各社が立地し、生産台数を増やしていることから、福岡・佐賀・大分・熊本四県が連携し、自動車産業の振興に努めると答弁があった。委員から、企業誘致は東京事務所と大阪事務所でトップセールスをやっているが、あまりにも予算が少ないのではないかと。もう少し所長の裁量を増やしてもいいのではないかと質疑があり、執行部から、東京・大阪事務所は、直接企業と交渉を行う第一線の窓口であり、両事務所からの情報で県が動いていくパターンが多い、財政再建の中で予算が不足する部分は本課と連携しながら対応しているが、今後とも誘致現場と本課が一層連携を強化しながら対応したいと答弁があった。

吉永和世 農林水産常任委員長は次のように報告した。農政部関係では、平成一九年度から実施される国の品目横断的経営安定対策に対応するための認定農業者の経営能力向上や地域営農組織の育成支援を図るための経費、熊本オリジナル品種の開発、高度な栽培管理を可能とする生産基盤や施設の整備を進める経費などで、予算総額は、一般会計・特別会計合わせて五二八億九、七〇〇万円余であり、五・六％の減となっている。林務水産部関係では、林務関係で、森林の持つ多面的機能

を發揮させるための林道の整備や間伐の実施、良質な乾燥材を生産供給する体制の充実に要する経費や県産材の利用促進を図るため、公共施設の木造化推進や県産杉柱材の提供に要する経費など、水産関係は、海の恵みの持続的な利用に向けた増殖場の造成や作滞などによる漁場機能回復をはじめ、つくり育て管理する漁業、持続的生産が可能となる養殖漁業の推進に要する経費など、予算総額は、一般会計・特別会計合わせて二四九億七、六〇〇万円余であり、一一・五%の減となっている。委員から、森林整備地域活動支援交付金基金積立金が大幅な減となったのはなぜかと質疑があり、執行部から、この交付金事業は来年度で終了する予定であり、財源はすでに前倒しで積み立てており、新たに手当てする必要がないためであると答弁があった。

小谷邦治建設常任委員長は次のように報告した。平成二二年度の九州新幹線全線完成に向けた建設の促進や新駅周辺の施設整備、安全・安心なまちづくりのための総合的な防災対策の推進等に要する経費である。予算総額は、一般会計・特別会計合わせて一、二四六億八〇〇万円余であり、前年から一・六%の増となっている。委員から、住宅マスタープラン推進事業費に関して、街なか居住推進事業の具体的な事業の内容はどのようなものかと質疑があり、執行部から、中心市街地活性化のため、子育て世帯の入居を優先した優良賃貸住宅を建設する民間事業者に建設経費の一部を市町村と連携して助成すると答弁があった。委員から、事業の対象地域はどこかと質疑があり、執

行部から、中心市街地活性化基本計画を策定している地域のうち、新幹線の駅設置地域や合併市町村を対象に助成を行っていくと答弁があった。委員から、九州横断自動車道延岡線に関して、建設予定地の地元住民から農業用水等を心配する声があるが、地元との協議にどうかかわるのかと質疑があり、執行部から、地元住民には地区ごとに説明会が開催され、今後は協議会を設立し、国および西日本高速道路株式会社とともに地元住民と協議を行い、最終的には協定書を締結すると答弁があった。

井手順雄文教治安常任委員長は次のように報告した。教育委員会関係は、児童生徒の学力調査および学力向上のための検討に要する経費、いじめや不登校問題の予防、解消のためのスクールカウンセラーの配置等に要する経費、食育推進のためのモデル校との交流や保護者への普及啓発に要する経費、高校生の就職支援のための就業体験等に要する経費等である。予算総額は、一般会計・特別会計合わせて一、六五五億六、二〇〇万円余であり、前年から〇・五%の増となっている。菊池高校の校舎等改築工事について、債務負担行為が設定されている。警察本部関係では、安全で安心なまちづくりに取り組むため、パトロール活動の強化や地域社会と一体となった犯罪抑止対策に要する経費、来日外国人等による組織犯罪対策に要する経費、交通安全施設の整備をはじめとする総合的な交通事故防止対策に要する経費、大規模災害や突発事件の発生時に迅速に対応するための警察装備の整備等に要する経費である。予算総額は、一般会計四二七億九、七〇〇万円余であり、前年から一%の増と

なっている。違法駐車対策業務に関する民間委託について、債務負担行為が設定されている。

中村博生総務常任委員長は次のように報告した。少子化、超高齢社会の現状を見据え、あらゆる産業の元気づくりや暮らしの原点、安全・安心なまちづくりなどの六つの分野に重点配分し、合併新法下での市町村合併の推進、次世代育成支援、アスベスト対策等に取り組むための経費で、一般会計で七、一九六億円余、特別会計の合計で九三六億円余、企業会計の合計で一七七億円余となり、前年から一般会計で一・四％の減、特別会計で八〇・七％の増、企業会計で一・一・二％の増である。委員から、地域振興総合補助金は、過疎地の振興という意味でも非常に大切な事業であるが、対前年度比はどうかと質疑があり、執行部から、従来、民間団体の補助は、地域振興総合補助金の中で市町村を介して行ってきたが、地域づくりに取り組む団体が育ち、数も増えたので、県がそれらの団体へ直接補助をすることに改め、地域振興総合補助金から地域づくりパートナーシップ推進補助金として独立させて運用する、二つの補助金を合わせれば昨年とほぼ同額であり、必要額はほぼ確保していると答弁があった。委員から、熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業は、どのような事業を行うかと質疑があり、執行部から、熊本地域推進本部の駅周辺の創造会議で、経済界と議論を進めているが、公共基盤はおおむね計画策定を終え、県市協定を締結した、民間によるにぎわいの創出については、県産品市場や文化コンベンション機能についてどのような規模や形態で展開

すれば県内外から人が呼べるかなど、一歩踏み込んだ検討を進めたいと答弁があった。委員から、熊本都市圏交通問題対策事業について、熊本空港へのアクセス改善についての調査費が計上されているが、調査検討に時間がかかり過ぎ、後手になっている印象が否めない、新幹線開業までわずかな時間しか残されていない中で、期限を意識し、早急に方向性を固めていくべきと質疑があり、執行部から、短期的にはリムジンバスの高速化を進めることとしており、中長期的には豊肥線の延伸や次世代系の交通アクセスの導入など、さまざまな選択肢について検討し、平成一八年度中には具体的な絞り込みをかけたいと答弁があった。委員から、豊肥線は新幹線との連結上も重要であるが、交通渋滞や地域分断による人的交流の阻害、交通事故などの大きな原因となっていることを認識し、着実に対応してもらいたいと要望があった。委員から、熊本都市圏交通問題対策事業の中で、電鉄の延伸について検討されているが、国道3号の交通渋滞をどう考えているのかと質疑があり、執行部から、電鉄の市電結節は、県と熊本市・合志市で役割分担して検討を行っているが、交通渋滞も重要な課題であり、十分検討した上で結論を出すと答弁があった。委員から、国際線振興対策事業として、熊本空港国際線振興協議会に対する負担金等三、二〇〇万円余が計上されているが、どのような事業を行うかと質疑があり、執行部から、内訳は国際線振興協議会への負担金二、五〇〇万円とソウル線の週五便化に向けたPR費七五〇万円であるが、平成一七年度からは、市町村や経済団体など協議会会員の参画

意識を高めるためにも、協議会に一口二万円から五万円の負担金をいただく、これらは、ソウル線の振興、チャーター便増設の助成、新規路線の開拓に向けた調査費として有効に活用していると答弁があった。

三月二日各常任委員長の報告の後、**岩中議員、松岡議員**が議案第64号について以下の討論を行った。厳しい緊縮予算にもかかわらず、九州新幹線建設事業は聖域として扱われ県負担金は一三三億七、九〇〇万円が計上されている。連続立体交差事業や熊本駅周辺街路の整備等関連事業を含めれば二三四億一、七〇〇万円となり認められない。行財政改革の中に給与構造改革や職員数削減などで一六億円の削減が盛り込まれているが、職員の賃金が平均四・八%引き下げられる等労働条件の低下は認められない。職業能力開発校の授業料の新たな徴収や各種料金値上げを含む一八年度一般会計予算には反対である（**岩中**）。県立農業大学の授業料など新たな徴収、使用料の引き上げが多数盛り込まれていること、指定管理者制の導入、県職員の給与の引き下げ、職員の削減など、県民へのサービス低下を進める内容になっていること、県民や県職員には痛みを求めながら、執行部、議会が自らの決断によってなすべき改革が棚上げされていることの理由で〇六年度一般会計予算に反対する（**松岡**）。

【審議】各常任委員会に付託された議案については、すべて原案の通り可決することに決定した。三月二日、本会議の採決の結果、すべて原案の通り可決した。

3 条例等議案

- (1) 議案第21号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】永田総務常任副委員長は次のように報告した。委員から、現在の自動車税の滞納額はどれくらいか、コンビニで収納するための事務コストはどれくらいかと質疑があり、執行部から、自動車税の滞納額は決算額で現年度分が約三億円である、事務コストは、一件当たり五五円の手数料をコンビニに支払うと答弁があった。委員から、コンビニでの収納は納税者の利便性は増すが、県側の経費節減もやってもらいたい、納税者へ周知徹底し滞納額が激減するよう努力してもらいたいと要望があった。委員から、自動車税の徴収率を向上させるには、口座振替の推進も有効であるので、周知を図り積極的に進めてもらいたいと要望があった。**松岡議員**が以下の討論を行った。21号は生計同一の妻に対する非課税が廃止され、一、〇〇〇円の県民税を徴収するものである。家計所得全体が停滞し、定率減税の廃止などサラリーマン増税もなされている中、この措置には同意できない。

- (2) 議案第24号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 熊本駅周辺連続立体交差工事他合併、工事内容 下水道雨水排水管工一式、契約金額 一三億六、一八五万円、契約方法 一般競争入札

- (3) 議案第25号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 熊本北部流域下水道（水処理施設）工事他合併、工事内容 水処理施設工一式、契約金額 一一億二、三五〇万円、契約方法 一般競争入札

(4) 議案第26号 指定管理者の指定について

【説明】永田総務常任副委員長は次のように報告した。委員から、熊本県立劇場指定管理者は財団法人熊本県立劇場が候補者として選定されたが、決して高いとは言えない点数であった、今後改善すべき点があるのではないかと質疑があり、執行部から、今回の結果は採点のシステム上の点数である、今後同財団が業務を執行していく上で改善を図り県民サービス向上に努めていく必要があると答弁があった。委員から、効率性を求める指定管理者制度にはなじまないとして一一の施設が非公募であるが、今後こうした施設と制度をどう折り合いをつけていくのか総合的に検討してもらいたいと要望があった。委員から、制度導入後どのような行政サービス面や財政の効果が出るのか、きちんとモニタリングを実施し、議会にも毎年報告をしてもらいたいと要望があった。

(5) 議案第27号、第38号 指定管理者の指定について

【説明】池田秀厚生常任副委員長は次のように報告した。指定管理者の指定は、健康福祉部では、熊本県総合福祉センターほか一一施設に係る指定管理者の指定である。環境生活部では、指定管理者の指定は、熊本県環境センターほか二施設に係る指定管理者の指定である。松岡議員が以下の討論を行った。第36号水俣市の県環境センターの指定管理者指定について、設置目

的、地域的特性等を考慮し、地元を重視する選定がなされるべきではなかったか。この趣旨で反対である。

(6) 議案第39号、第40号 指定管理者の指定について

【説明】松永経済常任副委員長は次のように報告した。委員から、熊本産業展示場の指定管理候補者の選定に関して、次のものを選定する今回の例は今後に禍根を残すのではないかと質疑があり、執行部から、選定委員会では、七〇〇点満点の中の〇・六点点差という僅差であり、内容的には同等と判断された、熊本産業文化振興株式会社の方が経費縮減の効果が大きく、県への納付額も多いという点を総合的に勘案して判断した、今後のあり方は引き続き検討したいと答弁があった。委員から、納付金が高いことから今後の施設の利用料金はどうなるかと質疑があり、執行部から、利用料金は県条例で定める使用料の一・三倍以下になっており、県と協議して定める、来年度の利用料金は今年度と変わらないと聞いていると答弁があった。委員から、客観的に選定するため最初にルールをオープンにしている、僅差という理由で前例をつくれれば、今後は前例があるということになる、行政の公平性の観点からすると、〇・六点点であっても上は上ではないか、今後のあり方をどう考えるかと質疑があり、執行部から、上位二社は総合的に勘案して選定した、小数点や同点の場合の評価の基準が不明確だったので、今後はできるだけ客観的な評価ができるよう検討したいと答弁があった。委員から、納付金は、あくまでも計画でどのような確証を持っているかと質疑があり、執行部から、納付金は今後五年間確定

して納入することになっている、熊本産業文化振興株式会社は、

自主企画の実施などで平日の利用向上を図り、面積ベースの稼働率を五〇数%まで上げることで利益を上げ納付する計画である、事業の継続性を図る観点から、財団の職員には本人の意向を聞きながら、基本的にはすべて採用するという計画であると答弁があった。委員から、熊本産業文化振興株式会社は、一社が一〇〇%出資する会社であり、公平性の点で問題があると質疑があり、執行部から、現在は株式会社熊本放送出資の子会社であるが、他の報道機関や企業にも幅広く出資を呼びかけていると聞いている、県も産業振興促進に寄与する施設であるので、運営には連携を図り、公平性・公明性が達成できるように配慮したいと答弁があった。

松岡議員が以下の討論を行った。第40号について、指定管理候補者が次点より点数が低いが僅差ということで逆転している。選定理由に挙げられている地元メディア各社との協力は政治とメディアの関係で弊害さえ懸念される。こうした角度から、本件は不適切である。

(7) 議案第46号（第55号）指定管理者の指定について

【説明】重村建設常任副委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者の指定に関して提案価格が後年度に増加するものがあるが、理由は何かと質疑があり、執行部から、水俣広域公園は、平成一八年度に陸上競技場が完成することにより、一九年度から管理費が増えるため、三つの流域下水道は、整備を進めていることにより流入量が増加していくためと答弁が

あった。

(8) 議案第56号（第61号）指定管理者の指定について

【説明】佐藤文教治安常任副委員長は次のように報告した。委員から、指定管理者の選定について選定委員会の委員の氏名は選定終了後に公表しているかと質疑があり、執行部から、選定委員の氏名は問い合わせがあれば回答する取り扱いしていると答弁があった。委員から、指定管理者の選定の結果をより信頼できるものとするため、選定に当たった委員の氏名をオープンにすることが重要と思うので、配慮をお願いしたいとの要望があった。委員から、指定管理者の指定期間は五年であるが、一年ごとの総括、今後どうしてほしいと指示をする監視体制はあるかと質疑があり、執行部から、指定後のモニタリングは、全庁的にサービス向上の状況やこれまで以上の活用ができていのか等について評価を行っていくことを検討していると答弁があった。

(9) 議案第112号 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】藤川経済常任委員長は次のように報告した。委員から、熊本高等職業技術訓練校は授業料の有料化で定員割れを起こすことはないかと質疑があり、執行部から、有料化の対象となっている普通課程の応募倍率は二倍程度である、全国では二一県が有料化しており、今のところ直接の影響はないと聞いていると答弁があった。

(10) 議案第115号 熊本県立農業大学校条例の一部を改正

する条例の制定について

【説明】吉永農林水産常任委員長は次のように報告した。委員から、県立農業大学の入学金、授業料等の徴収について条例化されるが、入学者への影響はないかと質疑があり、執行部から、授業料等の徴収開始は平成一九年度とし、影響を最小限に抑えるため、生活困窮者に減免措置を講じ、就農支援資金等の活用も図っていくと答弁があった。

- (11) 議案第129号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】井手文教治安常任委員長は次のように報告した。委員から、増員される三〇人の警察官は、住民の生活を守るための関係部署に配置できないか、県警のヘリコプターと防災機関との連携はどうなっているかと質疑があり、執行部から、警察官の配置は、身近な知能犯罪に対して強化することなどが重点になるが、県内全域の治安情勢を踏まえて、緊急に必要な部署等適切な配置に努めたい、県警のヘリコプターは、県の防災ヘリコプター、関係機関とも随時連携をとっていると答弁があった。

【審議】各常任委員会に付託された議案については、全員賛成または賛成多数をもってすべて原案のとおり可決または承認することに決定した。三月三、二二日の本会議で採決が行われ、各常任委員長報告の通り、原案を可決した。

4 議員提出議案

- (1) 議案第3号 熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】三月二二日、荒木詔之議員（自由民主党）ほか一二人から本会議に提出された議案であり、熊本県議会議員の定数を定める条例の本則中「五五人」を「四九人」に改めるものである。

- (2) 議案第4号 熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の制定について

【説明】三月二二日、荒木詔議員ほか八人から本会議に提出された議案であり、公職選挙法第一五条の規定により県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めたものである。

- (3) 議案第7号 経営所得安定政策についての意見書

【説明】三月二二日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議長名による政府あての意見書であり、国において、農産物の価格支持制度を守り、価格・所得保障を農業予算の主役に据え、農業経営を支えること。とめどない輸入拡大を抑えるため、WTO農業協定を改定させ、食料主権を回復し、アジアとの多様な農業との多様な連帯を目指すことの二点を取り上げるよう要望するものである。提出者松岡議員が以下の通り説明した。品目横断的経営安定化対策は本県農業の実態とかけ離れたもので、九割以上の農家が対策から排除される危険がある。対象作物を限定することも、地域や農家の自主性を損ねることになる。集落営農の存続も担い手の確保も、価格の安定や販路の

確保など、農業生産の維持、発展の条件を保障することが前提であり、そこに農政の責任がある。

議員提出議案について、**田上泰寛議員**（県民クラブ）、**氷室雄一郎議員**（公明党）、**岩中議員**、**松岡議員**が以下の通り討論を行った。議案第4号に反対討論を行う。二月二十四日、県議会選挙区等検討特別委員会で、最大会派の自民党が提案した熊本市区を二減、上益城郡区を一減する案が、県民クラブ、公明党委員の不在の中で強行採決された。大変残念であり遺憾である。自民党の主張には、合理的な根拠が希薄である。拙速な結論ではなく、第三者の意見等を参考にした条例制定が行われることを切望する（**田上**）。議案第4号について反対の立場から討論を行う。議員の総定数五五を四九に削減は賛成であるが、定数配分の基本となる人口比を無視した削減案が、議論の途中、多数会派により強行採決されたことは極めて遺憾である。熊本市二削減を含む条例案は、明確な理由を欠いている（**氷室**）。議案第3号、議案第4号に反対の討論を行う。県民の負託にこたえるため、議員の職務は以前にも増して複雑多岐にわたり多忙を極める現状である。議員定数削減には納得できない。定数は従来からの選挙区を基本に、より民意が反映できる複数定数区設置へ改善されるべきである。財政健全化へ向けた議会としての取り組みであるが、財政問題とは切り離して考えるべきである（**岩中**）。議案第3号、第4号に対する反対討論を行う。議員の定数を少なくすることを行財政改革や市町村合併の結果としての市町村議員の減少と絡め進めることは、憲法・地方自治

法などの基本に照らして適切ではない。選挙区、定数も、慎重な審議、有権者が納得し得る道理と合理性が必要である。特別委員会の審議を一方的に打ち切り、採決を強行したことに厳しく抗議する（**松岡**）。

【審議】議案第1号から第6号は原案のとおり可決、第7号は否決した。

別冊資料編に掲載。

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
17・12・7	政府系金融機関の見直しに関する請願	荒木義行 馬場成志 松田三郎
18・3・3	出資法に定める上限金利の引き下げ等に関する請願	前川 收 馬場成志 松田三郎 守田憲史 池田和貴 小早川宗弘 溝口幸治
18・1・18	熊本市議会議員の阿蘇選挙区に関する請願	杉森猛夫 児玉文雄

第17節 平成18年4月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一八年四月二七日

閉会 平成一八年四月二七日（会期一日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動

九谷 弘一（四月二七日、無所属→自民党）
森 浩二（同、同）

4 県執行部

知事	潮谷 義子	副知事	安田 宏正
副知事	金澤 和夫	出納長	古田 勝人
総合政策局長	山本 隆生	総務部長	原田 正一

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

4月27日	本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、質疑、討論、議決、議員派遣、閉会宣告	

本臨時議会は、五月一日に水俣病公式確認五〇年を迎えるにあたり、「水俣病公式確認五〇年を迎えるに当たっての宣言決議」を審議するため開催された。国に早期の被害者救済と地域の再生振興を求め、公害の再発防止と環境共生社会の実現に邁進することを世界に向けて宣言する決議を全会一致で可決した。

地域振興部長	鏈水 洋	健康福祉部長	岩下 直昭
環境生活部長	村田 信一		
商工観光労働部長	島田 万里		
農林水産部長	緒方 好秋	土木部長	渡邊 俊二
理事・企業局長	上野 信一		
教育委員会委員長	岡畑 寛	教育長	柿塚 純男
警察本部長	樋口 真人	監査委員	高宗 秀暁
人事委員会委員長	松尾 隆樹	議会事務局長	新開 忠邦

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	専決処分の報告及び承認について	承認
2	専決処分の報告及び承認について	〃
3	専決処分の報告及び承認について	〃
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	専決処分の報告及び承認について	〃
7	専決処分の報告及び承認について	〃

(議員提出議案)

1	水俣病公式確認五〇年を迎えるに当たっての宣言決議	可決

3 知事の報告

水俣病問題について報告する。県議会は、水俣病対策特別委員会を中心として、四月一八日に救済策の拡充等について国等に要望した。感謝申し上げる。五月一日に水俣病公式確認から五〇年という大きな節目を迎えるに当たり、あらためて水俣病の拡大を防止できなかった過ちを真摯に反省し、長きにわたり大きな苦痛を強いているすべての被害者ならびに家族に心からおわびを申し上げる。二度とこうした悲惨な公害を起こしてはならないと決意を新たにしている。平成一六年一〇月の最高裁

判決で、国・熊本県の行政責任が問われた事実を重く受け止め、国等に積極的に働きかけながら全力で取り組んできた。しかし、認定申請者は今なお増加している。一方、認定審査会は前委員の任期が切れた平成一六年一〇月末以降、再開できない状態が続いている。さらに、国・熊本県・チッソ株式会社を相手として、新たな損害賠償請求訴訟が提起されている。県は、本年度から胎児性水俣病患者に対する地域生活支援や住民の健康不安に対応する相談窓口の設置・拡充、健康調査の実施に向けた検討、水俣病関連情報発信等に取り組む。国に対しては、救済策の拡充や認定審査会の早期再開のための条件整備等、現状の打開に向けた迅速な対応を求めている。さらに、被害者の早期救済をはじめ、水俣病問題の解決に向け、県としての対応はもとより、国の主体的な対応を強く求めたい。今後とも、本県の最重要課題である水俣病問題について、県議会とともに引き続き全力で取り組んでいく。

第三項 重要議案の審議

1 条例等議案

(1) 議案第3号 専決処分の報告及び承認について

【説明】熊本県税条例の一部を改正する条例の制定

【審議】松岡徹議員（日本共産党）が以下の反対討論を行った。たばこ税の引き上げ、自動車取得税の低燃費車特例控除の引き下げなどが主な内容で、県民への新たな負担増である。児童手

当拡充の財源に充てられる点は歓迎するが、子育て対策の重要な柱の一つである児童手当は、国が財政責任を持つべきである。国庫負担を引き下げ地方に財政負担が回る、地方では財源を得るために住民の負担増を求めざるを得ない、こうした流れの中の県税条例一部改正であり、反対である。

討論の後採決が行われ、原案のとおり承認された。

(2) 議案第6号 専決処分報告及び承認について

【説明】工業団地整備事業用地の取得、取得予定額 一五億一、〇六〇万八五〇円

2 議員提出議案

(1) 議案第1号 水俣病公式確認五〇年を迎えるに当たって

の宣言決議

【説明】四月二十七日、中原隆博議員（自由民主党）ほか一人から提出された、水俣病公式確認五〇年を迎えるにあたっての県議会の宣言決議で、水俣病患者の冥福を祈り、国に対して一日も早い被害者救済と地域の再生振興を引き続き強く求め、水俣病の悲劇を貴重な教訓として、公害の再発防止に努め、県民とともに、環境と共生した安全で安心な社会の実現に邁進することを世界に向けて宣言するものである。

【審議】松岡議員（日本共産党）が次のように質疑を行った。

水俣病関西訴訟最高裁判決に対する姿勢について、決議案は県議会としての最高裁判決への真摯な意思を厳粛に込めたものか。「救済の道は、国のかたくなまでの強硬な姿勢によって閉ざ

されたままである」とは、国が昭和五二年判断基準を変更せず、県の認定審査会の再開さえできないという現実を指すと理解するがいかか。決議案は「国に対して一日も早い被害者救済」を引き続き「求めていく」としているが、被害者・裁判原告の要望・要求にこたえる姿勢と内容を基本的に含んだ決議こそ、意義も効力もまた大きなものと考ええる。

これに対する中原議員の回答は次の通りであった。提案した決議文は、委員会の中で議論を重ね、委員会の全会一致のもと本議会に提案したもので、水俣病関西訴訟最高裁判決をいまだ度厳粛に受け止め、悲惨な公害を二度と繰り返してはならないと深く心に刻むものである。今後、委員会の審議等を踏まえながら、被害者救済のため、国と県が一体となって対策を急ぐ必要がある。そのためには、執行部や地元市や町・国・国会議員と連携を図りながら、水俣病対策に取り組む重要性を感じている。熊本県議会としては、五月一日の水俣病公式確認から五〇年の節目を迎え、被害者や遺族・家族の長きにわたる苦痛と苦難に思いを致し、一日も早い解決につながる救済策や認定審査会の早期再開に向けた条件整備など、国に強く要望していく。公害の原点である水俣病の悲劇を二度と繰り返さないよう、再発防止に努め、県民とともに安全で安心な社会の実現を世界へ向け強く宣言し、発信したい。

質疑終了後採決され、原案のとおり可決した。

別冊資料編に掲載

第18節 平成18年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一八年六月一六日

閉会 平成一八年六月三〇日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月16日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
21日	本会議	一般質問
22日	本会議	一般質問
23日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
26日	本会議	特別委員会
27日		常任委員会
28日		常任委員会
30日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会は、国の財政制度等審議会から地方交付税の引き下げを含む建議が提出されたことに関し、影響を懸念する発言が県行財政への質問のみならず随所で見られた。川辺川利水事業は、農林水産省から新たな案が示され、対応等について多くの議論が行われた。改革の二年目を終えた高校入試は、前年の混乱を検証し、改善が行われたことが報告されている。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
2	公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	工事委託協定の締結について	〃
10	公立大学法人熊本県立大学中期目標の策定について	〃
11	専決処分の報告及び承認について	承認
12	人事委員会委員の選任について	同意
13	公安委員会委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議	可決
2	第三一回オリンピック競技大会の招致に関する決議	〃
3	違法伐採への対応強化を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

4	公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州に係る経営支援策等に関する意見書	可決
5	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	〃
6	仕事と生活の調和推進基本法（仮称）の制定を求める意見書	〃
7	教育基本法改定に反対する意見書	否決

国の歳入・歳入一体改革は、骨太方針2006策定に向け具体的な論議が進められている。地方財政については地方歳出のさらなる抑制を求める厳しい論調が目立ち、国と地方との役割分担や財源配分の実態、地方交付税や地方財政制度に対する認識不足と考えざるを得ない乱暴な論議が見受けられた。とくに、地方交付税の削減は行政サービスの提供に支障を来し、地方自治の根幹を揺るがしかねない。県は全国知事会議、国の施策への提案を通して、地方交付税総額の堅持を国に訴えてきた。こうした中、地方六団体は、今月七日、地方分権の推進に関する意見書を国に提出した。三位一体の改革の反省から、地方自治法に基づく意見提出権を行使して地方分権改革に関する包括的な提言を行ったものである。国の財政再建のみを優先し地方財政へのしわ寄せをせず、地方税財源の充実強化と裁量性の拡大を図る地方分権改革を進めるよう、国に強く求めていく。

水俣病問題は、先月二九日の県議会水俣病対策特別委員会で、平成七年の政治解決と同様の救済策を国の責任において早期に

講ずることを内容とする水俣病問題早期解決のための要請を決定し、環境省、県選出国会議員等に要請してきた。要請した対策が一日も早く実現されるよう、関係者と精力的に協議を進める。

川辺川利水事業は、県・県議会・川辺川総合土地改良事業組合の三者共同で、農林水産省に新たな利水計画案の早期提示を求めた。先月三十一日、農林水産省から、既設の発電用取水施設を活用する新たな案が示された。県は、今月一二日に事前協議を再開し、農林水産省から示された新たな案に絞って協議を進めることを提案した。治水については、国の河川整備基本方針検討小委員会で、球磨川流域の長期的な河川整備の基本的方針に関する審議が進められている。さまざまな意見が併存する地域の実情も踏まえながら小委員会で意見を述べていく。

市町村合併は、合併新法に基づき県内六地域について第一次の市町村合併推進構想を先月作成した。この構想をもとに、引き続き自主的な市町村合併を推進していく。九州新幹線による県土づくりは、五年後に迫った鹿児島ルートの全線開業、連続立体交差事業等がおおむね終了する平成三〇年を見据え、整備の促進、多面的な効果を県内全域に及ぼすための各種施策に取り組んでいる。先月二五日には、一六一項目の新幹線くまもと創り戦略およびプロジェクトを取りまとめた。

県民全体の運動として、開業効果を最大限に発揮させるよう取り組む。二〇〇六世界女性スポーツ会議くまもとは、世界七四か国から約七〇〇人が参加して、五月一日から一四日に

開催された。スポーツを通した男女共同参画社会の実現に向けて活発な論議が交わされ、「熊本協働宣言」を採択して閉会した。熊本のよさを世界にアピールでき、参加者の小中学校訪問を通じて、子どもたちに国際交流の思い出が刻まれたと考える。「南阿蘇えはんのくに2006（誕生祭）」は、五月二〇、二一日に、約一万四、〇〇〇人の参加を得て、南阿蘇一帯で開催された。新しい地域づくりの形として、地域が主体となって企画・実施されたもので、地域づくりのモデル的な取り組みとして大きく発展することを心から期待する。

4 一般質問及び答弁の要点

六月二日に中原隆博（自由民主党）、田上泰寛（県民クラブ）、城下広作（公明党）、二二日に井手順雄（自由民主党）、松岡徹（日本共産党）、小谷邦治（自由民主党）、二三日に森浩一（自由民主党）、福島和敏（無所属）、松永真一（自由民主党）がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政

（一）行財政改革について。四月下旬国の財政制度等審議会が二〇〇七（平成一九）年度以降の交付税の法定税率引き下げを検討し、六月一四日には、地方交付税の引き下げを含めた建議が提出された。交付税の引き下げは県財政の命脈を絶たれる危険性をはらんでいる。県の中期財政試算によれば、収支状況はやや改善したものの、二〇〇八年度には赤字に転落するなど

綱渡りの財政運営が続き、景気や国の政策次第で危機的状況に陥る可能性も指摘されている。歳入・歳入一体改革の中で、地方交付税をはじめ地方歳出の抑制が標的にされ、地方六団体は結束して阻止に動いている。県も先んじて対応策を練る必要がある。目前に迫った危機への対応を含め、本県の行財政改革の取り組みをどう進めるか、知事の決意を尋ねる（中原）。(2) 歳入・歳入一体改革の中で、地方交付税の削減が最大の標的とされている。地方交付税は、本県では平成一八年度当初予算で約二二〇〇億円を見込んでおり、一般会計歳入の約三割を占めている。これ以上削減されれば、県財政と市町村財政が大きな打撃を受けることは必至である。平成一六年度に三〇〇億円という大幅かつ唐突な削減がなされ、影響はまだまだ続き、新型交付税の導入という問題も出てきた。地方交付税制度は、国が地方に義務づけた事務に対する財源保障機能を担っているが、義務教育費や介護保険など歳出水準は国が決めており、必ずしも各自治体の人口や面積に比例するものではなく、非常に疑問を感じる。地方六団体では、地方共有税の創設などを盛り込んだ意見書を七日、九州地方知事会は緊急決議を一九日、国に提出した。地方交付税の削減論議、新型交付税の導入など、地方交付税をめぐる現在の国における論議について。(3) 社会的価値の実現に向けた公契約のあり方について。民間委託に始まった公共サービスの外部化は、規制緩和の中で、指定管理者制度の導入、市場化テストの導入により加速している。公共サービスは、コスト削減に流れ、質の低下と使い捨て労働者の増加を

もたらしかねない。公正労働社会の実現に向け、発注者として自治体の自覚と責任が問われている。全国的に公契約基本条例制定を求める動きがある中で、入札・契約制度を通じて、人権・平和・環境・福祉・男女共同参画・公正労働基準などの社会的価値の実現に向けた取り組み、事業者の評価など、公契約のあり方をどう考えるか（田上）。(4) 本県の指定管理者制度は、本年四月から新たに四〇施設に導入され、昨年度と合わせて四二施設となっている。今後、指定管理者の実績を点検しながら、制度を検証していくことが重要である。課題と今後の取り組みについて（小谷）。(5) 道州制と州都について。第二八次地方制度調査会は、二月二八日全国を九、一一、一三ブロックに分ける道州の区域設置三案を示した。熊本市は、将来の道州制移行を視野に入れて、州都として役割を担えるまちづくりを進める検討に着手した。経済界からも熊本市を州都とする期待の声が高まっている。本県も、知事を先頭に、九州の州都を目指す姿勢を示して行動を起こすべきである。道州制ならびに州都についての所見（中原）。(6)（要望）公の職場である県庁での思想差別や性差別の実態は断じて放置できない。司法によって熊本市が裁かれ、改めることはあつてはならないことを強調する（松岡）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 県政の最重要課題として就任以来全力を挙げ、ようやく財政健全化の兆しが見えてきたが、平成一六年度当初予算編成の段階で、地方交付税等が大幅かつ唐突に削減され、一七年

度までの財政健全化期間内に財源不足の解消が見込めない状況となった。昨年二月行財政改革基本方針を策定し実施計画に基づいた取り組みを進めている。職員数削減や給与構造改革による総人件費の抑制、県出資団体への県費支出削減、四二施設への指定管理者制度の導入により、平成一八年度当初予算編成では一五六億円の効果を生み出し、中期的な財政収支の試算でも、昨年に比べ改善が見られた。こうした中、国の骨太方針2006の中で、地方交付税の削減をはじめ地方歳出のさらなる抑制を求め議論されており、大変危惧している。これまでの本県の血のにじむような行革が、国の財政再建議論にかき消されることは、極めて不本意である。基本方針に沿った県行財政の経営改革として、企業誘致等税源の涵養による自主財源の確保や人材育成とさらなる職員のコスト意識の醸成、新たな民間活力の活用方法等の取り組みにより、未来志向の行財政改革を進めていく必要がある。さまざまな機会をとらえて、県の財政状況や行財政改革の取り組みについて、説明責任を果たしたい。

(2) 地方財政の一般歳出の約九割は、国の施策や予算と関連の深い公共投資・社会保障等で、抜本的な見直しがない限り大幅な歳出削減は不可能である。地方交付税の一方的な削減がなされるなら、ナショナルミニマムとしての行政サービスに支障を来し、県民生活へ重大な影響を及ぼす。地域や住民のニーズを踏まえた自治体独自の事業も大幅な見直しを余儀なくされ、地方自治の根幹を揺るがしかねない。合併市町村の新しいまちづくりにも影響が懸念される。県は、全国知事会、国の施策等

への提案を通して、地方としての行革努力や厳しい財政運営の実情等を示して地方交付税の総額の堅持を強く訴えている。地方六団体では、一二年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使し、国に地方分権改革に関する包括的な提言を行った。新型交付税は、人口と面積を基本とする算定方法が平成一九年度から導入されるが、極めて簡便な基準で個別自治体の財政需要が適切に反映されるか疑問である。総務省は導入に当たって、行政コスト差を反映し、経過措置を講じ、過疎地域等真に配慮が必要な自治体に対応する仕組みを確保する考え方を示したが、内容的には不明確である。今後の議論の動向を注視し、意見をしっかりと述べたい。

(3) 社会的価値の実現に向けた公契約のあり方の動向について評価をしており、透明性と効果性が意識されなければならない。物品購入や建設工事関係以外の業務委託の契約は、平成一五年度から、低入札価格調査制度を情報処理業務等一部の業務に導入し調査している。建物清掃や電話交換等の労働集約型四業務は、一六年度に最低制限価格制度を導入し、契約の履行、従事者への最低賃金の支払いを確保している。企業等が行う社会貢献等も考慮すべきと考える。指名競争入札の際、障害者雇用率一・八%以上の企業には、指名枠に一人追加する優遇措置を他県に先駆けて実施している。資格審査も、七月から、障害者雇用、ISO認証取得、育児・介護休業制度導入の事業者には審査の点数に加算する。福祉関係施設等の支援のため、授産施設等からの物品購入、シルバー人材センター・母子福祉団体からの役務の提供を受けられるよう、随意

契約の対象範囲を拡大した。入札・契約制度には、透明性、公平性を確保しながら改善に取り組みたい（知事）。（４）施設の利用実績や管理業務の状況は、締結した協定に基づき指定管理者から定期的に報告させる。報告や立入調査の結果をもとに適正な管理が行われているか評価し必要な指導を行う。施設管理の評価と、施設利用者に対するサービスが適切であるかどうかを評価する基準、施設の適切な管理運営を指導するための指針を作成し、住民サービスの向上が着実に図られるよう、指定管理者を指導監督していく（総務部長）。（５）真の地方分権として道州制の導入は必要と認識しているが、制度論中心の論議で区割りのイメージが先行し、国民の関心がそちらに移り過ぎていく。道州制は、権限や税財源の大幅な移譲を伴う国と地方の統治システムの再構築という一大改革であり、行政のみならず民間の経済活動や国民の暮らしに深くかわり、都道府県単位にある企業等の再編にも影響する。メリットが何なのか、国民が判断できるだけの材料を具体的に提供する必要がある。道州制に移行した場合、基礎自治体が果たす役割が大きくなることから体制整備は極めて重要である。市町村合併が市民社会の成熟にどうつながるのか検証も必要である。州都については、熊本市は九州の行政都市として大きな役割を担い確かなポテンシャルもある。名実ともに九州の中心となるように取り組むことが肝要である（知事）。

川辺川問題

（１）①利水事業について。県の新たな独自案をめぐり事前協議が中断する事態を收拾するため、川辺川問題特別委員会を設置し、三月二四日に農林水産省に新たな利水計画の提示を求める要望を行った。五月三十一日に既設導水路活用案という画期的な案が示されたが、平成一九年度の事業本格着手に向け、どう事前協議を進め、事業計画案を確定するのか、断固実現するという覚悟はあるのか、知事の決意を聞きたい。②治水事業について。（ア）ダムの供用開始は最速でも平成二八年度になる。治水対策が時間を要するのであれば、大水害が発生した場合、行政の責任が厳しく問われないかと懸念する。早期の治水対策は流域住民の切実な要望である。球磨川流域の治水対策をどう考えるか。（イ）河川整備基本方針の策定に向けて、検討小委員会が本年四月から開催された。なるべく早く具体的な対策を実行に移せるよう切望する。洪水調節が可能なのはダムしかないと思う。知事の考えや基本的なスタンスについて（中原）。（２）ダムを前提とせず、安く、安定した水を早く農民に届けるために、総合調整役である県が、公正・中立の立場を毅然として貫くことが必要である。リーダーシップを強く求める。①治水対策、とくに河川整備基本方針検討小委員会について。熊本における経過、実態を留意・尊重すべきことを主張していただきたい。国交省の資料の中で、なぜ従来の単位図法による流量算定方式を変更し、計画降雨継続時間二日間を一二時間に変更し、八代・横石を治水の基準点から外したのか解明するため、関連するデータを公表するように求めている。

国交省の示した資料について、ダム反対側の研究者などが検証できる時間的保証、反証、意見表明の機会を求めている。改正河川法の趣旨に沿って、小委員会で、ダムなどの特定の方向を定めない、結論を出さないということも求めるべきではないか。住民の生命、財産を守る上で何が真実なのかはつきりさせていくべき問題と思う。基本的な考えについて。②治水対策について。相良村永江地区の住民が、国交大臣・知事あてに、安全で効果的な清流を濁らせない治水対策を求める要請をしている。国への要請を具体的に強めるべきである。人吉地点、中流域、八代地域の河川改修計画について、タイムスケジュールも含め地域と住民への説明を求めていくべきではないか。人吉橋左岸の河川改修について国交省にどう働きかけたのか。③川辺川ダム建設の県財政への影響などについては検討されてきたのか。熊本県では、ダムを中止した事例がある。釈迦院ダムでは治水代替案の採用によって二四億円、高浜ダムでは一一億円安くなっている。こうした経験、蓄積も生かして代替案の検討をすべきと思う（松岡）。③①六月六日の河川整備基本方針検討小委員会では、森林水文学の専門家がいない中で、森林の保水力は基本高水流量に影響はないとの結論を出し、早々に議論を打ち切った。森林の保水力が基本高水流量に影響がないとしても、基本高水流量七、〇〇〇トンが妥当だと結論づける証拠とならないことは、住民討論集会の議論からも明らかである。ダムが必要かどうかの議論も別問題である。八代の治水にダムが要らないことは、国土交通省も住民討論集会の中で認め

ている。川辺川筋の被害被害者からも、ダム以外の治水方法を早くとってほしいという要望書が出されている。人吉は、河床掘削が流下能力に影響を与えていると考えるのが妥当である。この事実や地元の声を小委員会が無視して結論を出すのであれば、ダムありきと非難されても仕方がない。小委員会では県民の意向をどう反映するのか。②農水省の案は、原告団・弁護団が時間差折衷案ではないかと懸念を表明し、担保が必要と主張している。八月の概算要求に合わせようとする、無理が出てくる。農家の理解を得て丁寧に進めるべきではないか。担保として、農水省・国交省から文書による確認をとるべきと思う（福島）。④新たな利水事業確定の最大の問題は、ダムからの取水とダム以外からの取水をどう絞り込むかである。農水省から提示された既設導水活用案は、ダムから切り離すことで両派の怨念を断ち、農家の切実な思いにこたえた案と確信している。農水新案がダムから切り離されることを明確に示すための大臣協議の必要性、農家の維持管理費への負担の懸念の二点が重要なポイントと思う。この課題に対し、何が問題で、行政側はどう答えるのか。平成一九年度の事業本格着手のために必要とされる六月中の絞り込みに向けて、具体的にどう事前協議を進めるのか。⑤（要望）知事の発言は、球磨川の治水対策、川辺川ダムに対して中立な立場で双方の意見に耳を傾けるというスタンスだが、県民に相反する意見があっても、決断するのが行政の責任者の役割である。球磨川水系の河川整備基本方針検討小委員会でも、基本高水の論議で、国の考え方に異論を唱える

意見も寄せられているが、地域や住民の安全度をより高く考えることを判断基準にするべきである（松永）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①必要な法的手続期間等を考慮し、新案一本に絞り込んで協議を進めたい旨を提案した。水を待ち望む農家に一日も早く届けなければならないという関係者の共通した思いをよりどころに、平成一九年度の事業本格着手に向け、精いっぱい取り組む。②（ア）流域の治水対策に万全を期すことは、河川管理者である国土交通省とともに当然の責務と認識している。県が実施すべき事業はスピード感を持って取り組み、国土交通省にも早期整備に努めるよう強く要望していく。（イ）科学的・専門的に審議するよう河川整備基本方針検討小委員会の中で要請している。今後、治水の根幹をなす基本高水や河道への配分計画等の論議に入る。治水対策、基本高水の設定等をめぐりさまざまな意見があるという地域の実情を踏まえ、県民にわかりやすい審議を求めるなど、意見を述べたい。（２）①初回の委員会では、治水のあり方にさまざまな意見があることから、科学的・専門的に審議するよう要請を行った。今後の議事運営に反映させたいという意向が示されている。基本高水についての国交省の資料は、平成一〇年の工事実施計画の根拠と異なっている。算出過程の比較でどう変更されたのか、なぜなのか、影響等を質問したい。基本高水流量の妥当性について、県民にわかりやすい説明と審議をすることが、一致点を見出しにくい熊本県民にとり非常に大事な点であるという観点からも意見を述

べたい（知事）。②県が管理する区間は、長期的な河川整備の基本方針の下で、国土交通省が管理する区間との整合を図りながら、上下流および左右岸のバランス、内水問題等を考慮して、優先順位を峻別し進める。昨年、一昨年の台風による洪水で床上浸水などの被害が連続して発生した箇所は、昨年度から緊急的に対策に着手した。国土交通省が管理する区間は、国土交通省に当面必要な河川改修等の整備や地域住民への説明を要請している。国の施策等に対する提案では、直轄区間、県管理区間の河川の整備状況を踏まえた上で、洪水・高潮・土砂災害等に必要施設整備を計画的・重点的・効率的に推進するため配慮を提案している。球磨川中流域を念頭に置いて、土地利用一体型水防災事業での家屋移転等を可能とする制度の拡充も要望している。人吉橋左岸側の狭窄部の国土交通省への働きかけは、九州地方整備局熊本県事業連絡調整会議で促進を要請した（土木部長）。③川辺川ダム事業にかかるこれまでの支出は、平成一七年度までで約四三〇億円。一八年度以降は、建設費にかかわる県負担額が約一三五億円と見込まれ、維持管理費も必要になる。一三五億円は、起債を活用するが、利子分を加味した負担額は、現行の充当率、現時点での財政融資資金の貸し付け条件、三年据え置き二〇年償還、金利二・一％で借り入れたと仮定すれば、約一六〇億円余となる見込みである。県負担は、現行では四五％程度の地方交付税措置がなされるが、今後交付税制度の先行きが不透明な状況である（総務部長）。事業主体である国土交通省が代替案を含め整備計画を検討するもの

で、県は検討する立場にない。国土交通省が整備計画を策定する過程で具体的な事業が明らかにされていくと考えており、事業に対する意見を述べていく（土木部長）。（3）①森林の保水力は、三回検討小委員会で審議が行われた。森林文学の専門家はいいという批判はあるが、新たな研究が進められており、現時点では数量化して基本高水に反映させることは不可能である、保水力は基本高水を算定する過程の中にすでに仕組みとして盛り込まれていると整理された。今後、治水の根幹をなす基本高水や河道への配分計画等の論議がなされるが、基本高水については、科学的・専門的に審議される。各分野の専門家の立場から、県民にわかりやすい説明と審議をするよう、今後とも意見を述べる（知事）。（2）事前協議は、関係団体の基本台意に基づき丁寧、迅速に取り組み、再開後も同様のスタンスである。平成一九年度本格着工に向け、計画案の絞り込みを六月に行うスケジュールを、関係団体の共通認識にし、関係者の思いを実現できるよう取り組む。農林水産省新案については、今月一二日の事前協議で、九州農政局からダム完成後もダムに水源を依存しない、国土交通省との協議は一案絞り込み後に行う旨口頭で回答があったが、了解が得られなかった。そこで文書で回答するよう要請し、二二日の事前協議で、文書での回答と、国土交通省にも新案についてすでに説明を行っている旨の口頭説明があった。案の絞り込みに向けた諸課題の解決に向け、最大限努力する。（4）今月一二日の事前協議で、農水省新案は、当面は河川から取水するがダム完成後はダムに水源を依存

する、いわゆる時間差折衷案ではないかとの疑問が川辺川利水訴訟原告団・弁護団から提起され、担保策として、ダムの目的から利水を外すための大臣協議を一案絞り込みの前行うべきとの意見が出された。九州農政局は一案絞り込み後に行うとして、了解は得られていない。大臣協議に代わる担保の方法は関係者がそれぞれ検討するが、二九日の事前協議で一致点を探るべく協議を行いたい。農家負担の懸念については、農林水産部が、農家負担額は維持する、維持管理費総額との差額は行政側が支援するという基本的考えで、具体的な支援方法等は行政間で協議を行っていく、行政支援の将来的担保についてはこれから具体的方策を検討していく旨を説明した。農家に理解されるよう努力したい（理事）。新利水計画案の絞り込みは、二二日の事前協議で九州農政局から六月中にとあらためて要請がなされたが、全団体の同意を得るまでには至らず、絞り込みはできていない。行政側が案を押しつけるのではなく、地元農家が主体的にどう選択するかが重要なポイントである。二九日の事前協議では、関係団体が解決すべき課題と対応を真摯に考え、期限を共通認識とし、責任を持って協議を進めていただきたいと切に願う。総合調整役として最大限努力する。（5）（要望であったが、知事から補足説明の申し出があり、質問の最後に答弁が行われた。）補足説明を行う。治水対策は、命と安全にかかわる大きなもので、行政にとって重要な課題である。検討小委員会では熊本県の立場で発言する。検討小委員会の役割は、球磨川の河川流域にかかわる安全をテーマとして論議が進められて

いるので、要望は小委員会の中でもしつかりと受け止められていくと考える。決心を問われたが、国交省大臣から、県に対しての決心が正式に問われる時期があるので、きちんと対応したい。県も、安全・安心、こういう観点の中から、治水対策はきちんと対応したい（知事）。

水俣病

（１）水俣病公式確認五〇年を迎えた五月一日、犠牲者慰霊式が行われた。水俣病関西訴訟最高裁判決後、公害健康被害補償法の認定申請は四、〇〇〇人を超え、チツソ・国・熊本県へ損害賠償訴訟が提起され、認定業務は機能停止が続いている。この状態を打開するため、五月二九日、水俣病対策特別委員会が平成七年の政治解決と同様の手当て、一時金を含む救済策を内容とする水俣病問題早期解決のための要請を国に対して行うことを決議した。五月三一日には、知事とともに、環境省および県選出国會議員等に要請活動を行った。平成七年の政治解決と同様の被害者救済策を講じる以外に、現実的かつ早期の救済の道はないと思う。こうした状況を踏まえ、新たな水俣病対策に取り組む知事の基本姿勢を尋ねる（中原）。（２）国の法定受託事務である認定審査業務が執行できない状態が続き、再び行政の不作為が問われかねない状況である。政治の力があらためて試されている。与党の水俣病問題に関するプロジェクトチームが、一九九五（平成七）年の政治解決策と同じ内容の被害者救済策を柱とした第二の政治解決に向けて検討に入ることを決

めた。患者団体は受け入れと裁判の継続とに二分し非常に難しい問題があるが、行政と政治の連携で前に進むしか解決の道はないと思う。第二の政治解決実現に向けた今後の水俣病問題への取り組みについて（田上）。（３）（要望）水俣病について、最高裁判決を真つ正面から受けとめ、行政の責任を明確にし、水俣病として症状に應じて救済する仕組みをつくることを国に求めることが、水俣病問題の大義であり、問題解決への道筋である。熊本県が、情勢の大局的で正確な判断のもと、患者・被害者救済、水俣病問題の真の解決のために、戦略を練り直し、新たな挑戦に前進することを願い、強く期待する（松岡）。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）五月二九日の水俣病対策特別委員会の決議について、平成七年の政治解決と同様の救済策を講ずること以外に方策はないと判断し、県議会とともに要請を行った。要請案が一刻も早く講じられるためには、認定申請者・訴訟原告・被害者団体等の関係者との合意形成が重要なポイントになる。解決に向けた国の強い意欲、姿勢を示すことが信頼と合意を得る道であることを、国にも強く申し上げたい。環境大臣が設置した水俣病問題に係る懇談会で提言の取りまとめを行っている。今後の動向を十分見極めなければならない。（２）水俣病公式確認五〇年の大きな節目を迎えるに当たり、環境大臣の私的諮問機関として水俣病問題に関する懇談会が設置され、各政党レベルでも水俣病問題に関する小委員会で議論が行われ、与党は合同の水俣病問題に関するプロジェクトチームを設置した。現実的かつ

早期の被害者救済を図る方策は、平成七年と同様の解決策以外にはないと考え、環境省に強い要請を行い、県選出国会議員をはじめ関係する国会議員にも、支援・協力を要請した。与党プロジェクトチームは、要請案を公式に検討し、県や国に関係者との積極的な合意形成に向けた取り組みを行うように求めている。合意形成に向けた精いっぱい努力を行いたい。要請実現のかぎを握っているのは関係国会議員であり、理解を得るため、県議会・各政党の支えが不可欠である。一層の支援をお願いし、一日も早い水俣病問題の解決に向けて取り組みたい。

農林水産業

(1) 農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行、主要農産物価格の低迷、農業所得の落ち込みなど、大変厳しい状況にある。この中、天草地域にも頑張っている意欲的な農家がいる。生まれ育った天草で夢と希望を持って農業に取り組めるよう応援することは、天草地域の活性化に非常に重要である。どう支援するのか(小谷)。(2) 本県の農業と農村が持続的に発展していくため、安定した多彩な人材を確保し、リーダーを養成していくことが最も重要ではないか。農業を志す多様な人たちのニーズに対応したきめ細かな支援が必要である。支援・確保・育成について(福島)。(3) 国は、対象を担い手農家に限定して、米・麦・大豆の作物ごとの価格安定対策から、経営そのものに直接支払いを行う品目横断的経営安定対策への移行を打ち出した。これを受け、県および市町村の担い

手育成総合支援協議会を立ち上げ、推進・支援体制の環境整備を整え、平成一九年産からの実施に備えているが、組織の体制づくりと組織内の意識の共有化が難しいと思う。マクロの面から、ミクロの面から、担い手の状況をどう認識しているか。取り組みの結果を出すためにどのような対策を行うか(松永)。(4) 平成一五年の食品衛生法の改正に伴い、施行されたポジティブリスト制度は、これまで二八三の農薬等について設定していた農産物をはじめとした食品における残留基準を、外国の基準等を参考に暫定基準を設定し、七九九の農薬等に設定し、基準が設定されていないものには、〇・〇一PPmという厳しい基準が一律に適用される。基準値を超過する野菜は廃棄され大きな損害となる。農村地帯は混住化が進んでおり、家庭菜園や街路樹、公園等で使った農薬が隣の農地の作物に飛散した場合も、同様のことが起きる可能性がある。どう取り組んでいくのか。(5) 海砂利採取について。①昨年から三か年計画で、海砂利採取認可量の五％を毎年削減する計画が実施されている。(ア) 年間の採取認可量はどのような基準で決定するのか。(イ) 本年から採取量が五％削減されているのは、海域・漁場への環境変化または悪化が実際に認められたからと考えるが原因は何か。なぜ五％削減なのか。②海砂利採取に伴う環境変化について。現在海砂を採取している場所は有明海域では有明町地先一か所である。海域でどのような変化があるか。海砂採取を中止して四年目になる網田地先の通称上の洲は、二〇年以上にわたり海砂を採取してきた。中止時期以前と現在の環境

を比べれば違いがわかる。水産学的かつ具体的に答えていただきたい。③有明海再生に伴う覆砂の重要性について。漁場環境改善のため、作漑・覆砂・増殖場造成事業で藻場造成等を重点施策として積極的に取り組んでいる。海砂採取を削減し将来に向けて禁止すると言いつながら、海砂および作漑による覆砂事業は重点施策と位置づけ事業実施されているが、どう整合性をとるのか。④今後の海砂採取について。熊本県内の海砂の全使用量は年間約五〇万 m^3 となる。熊本県が許可している数量は二二万四、〇〇〇 m^3 で、不足の二七万六、〇〇〇 m^3 は、県外もしくは外国から搬入している。県内で使用する海砂の量は県内で対応できるので、県内で調達したかどうか。物理的に採取困難な状況になった場合に、県外から搬入することにしたかどうか。⑤海砂採取を削減し廃止も検討する中、不足分は県外から搬入することは、熊本県の海の環境は保全して、県外の漁場環境破壊の懸念される海砂を搬入することとなるがどう考えるか。有明海の水産振興に対する思いも聞きたい（井手）。⑥天草下島の宮野河内湾では、毎年のようにカキやアサリで貝毒が発生して、地元の漁業者は、有毒プランクトンの発生を防ぐ抜本的な対策を強く望んでいる。三重県では、底質改良剤を用いた試験を行い、アマモ場が出現したり有毒プランクトンの発生頻度が低下したなどの効果が出ている。このような取り組みに、県として協力すべきと考えるが、現在実施されている貝毒対策を含めて尋ねる（小谷）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）県は、認定農業者や地域営農組織等の担い手の育成、確保を積極的に進めることとしている。市町村やＪＡなどと連携し、きめ細かな技術指導等の提供や営農指導の強化、普及指導活動を通しての栽培技術や経営管理能力の向上、補助事業や融資制度などを活用した農地の集積や効率的な機械、施設の導入等、重点的に支援する。（２）熊本県食料・農業・農村計画では、毎年三三〇人の新規就農者の確保を目標に掲げている。小中学生や高校生を対象に農業への理解や就農への啓発を行い、ＩターンやＵターンの就農希望者、団塊の世代には、県立農業大学校での就農支援研修コースを設置している。きめ細かな相談の実施や就農準備に必要な無利子の貸付資金、新規就農者をサポートする就農トレーナーの配置等の就農支援にも取り組んでいる。成果として、平成一七年度の新規就農者は、前年度よりも一〇人ほど増えて、二七七人を確保できた。農業後継者育成の中核的な役割を担う県立農業大学校は、六月から専修学校化し、研修や教育内容の充実に努め、新卒者等の就農を支援する。（３）担い手としての認定農業者の育成・確保や地域営農組織づくりを行い、県と市町村それぞれに担い手育成総合支援協議会が発足している。市町村、ＪＡ等関係機関との連携の下、認定農業者への農地の利用集積促進、営農組織づくりには、集落リーダーの活動促進、経理の一元化に向けた税理士等のスペシャリストの派遣、農業機械の導入の支援等を行い、集落ごとに対策加入見込みの把握に努めている。麦については加入時期が九月と迫り、規約の作成支援等組織化に向けて

重点的な取り組みを進めている。取り組みの結果、各地で法人化組織の設立の動きが活発化し、営農組織設立について当初聞かれていた不安の声も和らぎつつある。(4)リーフレットの作成配布やドリフト(農薬を散布する際に、散布対象の作物以外に農薬が飛散すること)対策の説明会、農業適正使用推進大会などを開催し、制度の周知徹底や農薬の適正使用に関する意識の啓発を行った。造園業者向けの説明会や、県民にも「県からのたより」などで周知を行っている。生産者に対し改良されたノズルの使用、周辺作物にも登録のある農薬の使用をできるだけ行う等、ドリフト防止に向けた注意を呼びかける。残留基準を超える農薬が検出された場合は、マニュアルに基づき適切な対応に努める。食の安全性を確保するため、農産物等の栽培履歴の記帳やトレーサビリティシステムの導入を推進し、全国トップレベルの検査体制により生産段階での農薬残留分析を実施するなど、対策の強化に努める(農林水産部長)。(5)①(ア)現行の砂利採取法では採取量を規制できず、平成一六年度までは採取方法を定めた採取計画が認可基準を満たしていれば認可していた。一七年度から、県海砂利工業組合が策定した採取量の縮小計画を実行し、この計画に沿った採取計画を認可している。(イ)海砂利採取が海域・漁場環境に与える影響に明確な因果関係は立証されていないが、水質・生物等に影響を及ぼすことは否定できない。一六年二月の県議会の提言も踏まえ、海砂利工業組合は平成一七年度から採取量を縮小する内容の計画を策定、実行している。採取量五%削減は、組合が他

県の取り組みを参考に決定した(商工観光労働部長)。②宇土市網田地先の上の洲で、一二年度に海底地形・水質等の調査を行った。海砂利を採取した場所では海底に二〇mに達する急激な深みが見られるが、水生生物への影響が懸念される貧酸素水塊の存在は確認されず、底生動物の種類や量も、採取区域と周辺との間で明確な差は認められていない。一三、一四年度に玉名地先、平成一七年度に宇土市網田沖の上の洲でも貧酸素水塊は確認されていない。有明町沖の海砂利採取地域では、採取区域が年々場所を変えて行われているため、本年度、貧酸素水塊の発生状況の調査を行う。今後も漁場環境調査等を定期的に行い、環境変化の把握に努める。③干潟の持つ多様な機能の向上を図るため、作渚・覆砂による沿岸漁場保全事業を積極的に推進している。平成八年には三〇〇トン台まで激減したアサリの漁獲量は、一七年に六、五〇〇トンまで回復し、効果が着実に出ている。覆砂には、一五年までは購入した海砂を用いていたが、一六年度から作渚の際に得られる砂を選抜し利用している。水産研究センターではアサリの増殖に砕石等を使う研究を進めている。成果が得られ次第事業への応用も検討していく。今後環境に配慮しながら、覆砂等による沿岸漁場の整備を推進する(農林水産部長)。④海砂利の県内必要量を固定的にとらえることは難しい。不足分をすべて県内の海砂利で調達すれば、現在の採取量を倍増させ、採取量の縮小に取り組んできた経緯等から困難が多い。現状は県外からの海砂利に相当量依存しているが、将来的には、代替材の活用等により県外の手海砂利に頼

らないことが望ましい（**商工観光労働部長**）。⑤海砂利採取への対応は他県でも同様に苦慮している。有明海・八代海は、閉鎖性海域という特殊性があり、とくに環境に対して配慮すべきと思う。有明海は日本一の干潟を有しており浅海干潟漁業が盛んに行われている。大きな干満差を利用した漁法、特産の魚介類を利用した食文化があり、恵みは貴重で絶やしてはならない関係者の努力により、ノリは平成一七年度過去最高の収穫を記録した。アサリも六、〇〇〇トンを上回るまで回復してきた。

今後とも有明海を豊穡の海に戻していくために、可能な限り支援し、施策展開を図りたい（**知事**）。⑥貝毒の原因と考えられるプランクトンの発生を防止する抜本的な対策は見いだされていない。県は、天草の宮野河内湾での発生防止に向けて、漁場の底質環境の改善を最優先に、養殖漁場改善計画の策定や計画の着実な実施を関係漁協等に指導している。今回行われた試験も、水産研究センターが蓄積している調査結果を関係漁業協同組合等に提供し、可能な支援を行っている。貝毒対策は、要因プランクトンの発生状況調査や、毒量を定期的に検査するモニタリング調査等を継続して実施する。国の貝毒規制値を超えた貝が確認された場合は、風評被害に配慮し、毒化した貝が流通しないよう、関係漁業協同組合に出荷の自粛規制を要請し、公表する（**農林水産部長**）。

商工業

（一）旧免許センターの跡地について。熊本県インキュベー

ション施設としての利活用は来年三月で終わるが、今後どのようにやっていくのか。インキュベーションが終わるとすれば、その後の旧免許センターはどうするのか（**城下**）。②（**要望**）産業開発青年隊訓練所は一九年度までに廃止される。建物や卒業生の意見等を反映できるような教育機関を維持していただきたい（**井手**）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）県インキュベーション施設は、新たに事業を起こす人々を支援し、新たな雇用の場の創出を図るためのモデル事業としてスタートした。開設以来九三の法人・個人が利用し、一六社が雇用を増やしており、個人入居者六九人のうち一七人が新たに会社を設立した。起業化支援策として有効な施策であると評価するとともに、この取り組みが、今年三月にオープンした熊本市南熊本のかまもと大学連携インキュベータや荒尾市のチャレンジプラザであらうの事業展開につながったと認識している。今後、この施設での規模拡充の必要性は低いが、地域経済を活性化するためには、インキュベーション事業は必要であり、現在地で事業継続を行うかどうか検討する（**商工観光労働部長**）。県有資産の有効活用の検討対象としている。現在の利用形態を終了するなら、まずは県、次に公的、その後民間での利活用を検討していく手順になる。本件土地は、熊本市圏の東部地域の将来を見据えた視点も含め幅広く検討する必要がある（**総務部長**）。

土木・交通

(一)入札制度。①条件付き一般競争入札制度について。(ア)本県では、現在すべての工事で予定価格が事前公表されているが、事後公表は透明性を欠くものではなく、情報公開の流れに逆行しないと思う。(イ)入札参加条件はどんな条件なのか。(ウ)今回一億円以上の工事が対象となっているが、今後さらに拡大するのではないか。(エ)最低制限価格制度の廃止はないのか。②総合評価方式について。(ア)最初の審査会から入札結果発表まで五〇日間もかかっている。初めての試行実施であるが、日数がかかり過ぎではないか。総合評価方式の件数が増えた場合、土木部で対応できるか。(イ)標準型と簡易型の二方式は何を基準に分けられるのか。(ウ)地場企業が対応できるか(井手)。(二)御所浦第二架橋について。天草市御所浦町は救急医療や通学、防災上の問題など、島民は不安を抱えており、架橋の実現が悲願である。平成一七年一二月に、旧御所浦町から御所浦第二架橋の早期完成についての要望が行われた。取り組みの現状と今後の予定について(小谷)。(三)緑川への新たな橋梁の件。昨年一〇月に行われた交通センサスの結果を見ると、ダイヤモンドシテイ一带は交通量が増え、慢性的に渋滞している。現交通量からして、緑川のポイント部分に橋が足りない。小川嘉島線期成会を中心に、橋の位置構想集約に奔走している。財政面で苦しいからこそ、大きな事業には構想を用意するソフト対応が必要ではないか。今年は、基本的には橋をかける構想を用意するという答えをどうしても聞きたい

(松永)。(4)熊本天草幹線道路の整備状況と今後の見通しについて。三月に、宇城市三角町から上天草市大矢野町の区間の天草一号橋を含む大矢野バイパスが新たに整備区間に指定された。今後どう取り組むか。上天草市松島町から天草市有明町の区間約一〇kmは、平成一八年度末の完成を目指しているが、進捗状況から厳しいのではないか。供用開始の見通しについて(小谷)。(5)(要望)県道田迎木原線の整備、県道熊本浜線の歩道整備、木部川・旧天明新川流域の浸水対策、県道神水川尻線の道路拡幅改良工事について、一刻も早く促進するよう切に願う(中原)。

これらに対する土木部長の答弁は次の通りであった。

(1)①(ア)予定価格を上限として適正な競争が行われ、特段の問題も生じていないことから、情報公開の流れに沿って進めてきた予定価格の事前公表を、事後公表に戻すことは、考えていない。(イ)設計価格一億円以上の工事に拡大するに当たり、高度な技術力を必要とする工事・専門工事等には、これまで通り、入札参加者の格付等級、同種工事の施工実績、配置予定技術者の施工経験、資格等を条件に設定する必要がある。高度な技術力を必要とせず、特殊性が認められない工事は、格付等級などを条件に設定することで適正な施工を確保できることから、同種工事の施工実績や配置予定技術者の施工経験は条件として設定しない。(ウ)現時点では、条件付き一般競争入札のさらなる拡大は考えていない。(エ)ダンピング受注の発生防止は重要と考え、現行どおり五億円未満の工事に適用する。

②(ア)簡易型も含め試行を重ねて、技術評価等のノウハウを蓄積し、円滑な事務処理に努めることで件数の増加にも対応できる。(イ)安全対策や環境負荷の軽減、工期の短縮等に技術提案を求めて評価を行う標準型か、施工の確実性を確保するため簡易な施工計画等を求めて評価を行う簡易型か、個別に判断して選択する。(ウ)地場企業は、まず簡易型を中心に段階的に試行していきたい。簡易型は、簡易な施工計画とともに同種工事の経験や工事成績等について評価するもので、地場企業も十分対応できると考える。(エ)御所浦島と牧島を結ぶ第一架橋の中瀬戸橋はすでに完成供用しており、横浦島と御所浦島を結ぶ第二架橋は、平成一二年度から国庫補助事業の採択を受け、調査・測量および橋梁設計に取り組んできた。現在は、御所浦島や横浦島の道路の整備を進め、橋梁は、平成一七年度から関係漁協に対し漁業補償の説明を行っており本年度内の妥結を目指している。その後速やかに橋梁工事に着手したいと考えており、工事期間は、おおむね一〇年を予定している。(三)平成一三年に策定された熊本都市圏の都市交通マスタープランで、都市圏の交通円滑化を図り、都市の骨格を形成する二環状一一放射の道路網の整備が提案され、道路整備を進めている。県南方面への道路は、国道3号川尻バイパスの四車線化、国道266号城南拡幅、県道田迎木原線のバイパス整備を短期的に取り組む事業と位置づけ、計画的かつ重点的に進めている。三月には、国道3号川尻バイパスの四車線化が完成し、渋滞長の減少、走行速度の向上、通過交通量の増加という整備効果があ

らわれていると、国において公表された。県は、国道266号城南拡幅事業や県道田迎木原線のバイパス事業を、一九年度の完了をめどに進めており、これらの完成により、交通渋滞の緩和等に十分な効果が得られると考えている。橋梁を含む新たな道路網は、事業の完成に伴う周辺道路の渋滞長の減少など、交通分散効果を検証するための交通状況調査を行い、結果や近隣の開発動向を踏まえ、必要性も含め検討したい。(4)本年度から事業実施に向けた詳細測量・設計等の調査を行い、新天草一号橋は長大橋で高度な技術を要するため、技術検討委員会を設置して設計の検討を計画的に進める。松島有料道路に接続する天草市有明町までの約一〇kmは予想以上に土質の条件が悪く、対策に時間を要している。平成一九年の夏には供用開始ができるよう取り組む(土木部長)。

地域振興

(1)九州新幹線の運行形態について。経済界や政界などから、東京・大阪直通運転をぜひ実現すべきという声が上がっている。今後どう取り組んでいくのか(中原)。(2)九州新幹線鹿児島ルート^{いしぬき}の全線開業について。①玉名トンネルの南関町から玉名市に至る全長六、八〇〇mの工事に起因した洪水被害は、玉名市三ッ川校区、石貫校区で深刻な状況である。県は、このような洪水被害は地元自治体に任せっきりの印象があるが、建設工事被害にどのような考えを持っているのか、今後のかかわり方について。②新八代―鹿児島中央間の開業後、騒音や振動の調

査は県でも行われ、基準を超えた箇所が報道された。その後の被害対策について鉄道・運輸機構との折衝は地元自治体が行わなければならないのか、県の役割について。③玉名バイパスは急ピッチで工事が行われているが、五年後の新幹線開業に向けて供用開始させるため、問題となるのが用地交渉と埋蔵文化財の調査である。玉名市は、埋蔵文化財包蔵地の宝庫で、至るところに指定箇所がある。埋蔵文化財調査に、現在の学芸員の人員では対応できないことも考えられるがどう対応するのか、体制、民間調査委託の導入についての県の対応。④新幹線くまもと創りの中で、住みやすい熊本の魅力アピールした定住の促進を意識し、県市協定でも、新幹線を活用した定住促進策の早期具体化に向けて取り組むとされている。定住促進を図る上で住宅建設において、自然公園や農用地など規制が一つのネックになる懸念がある。定住促進の取り組みをどう進めていくのか。⑤(要望)観光資源の開発について。小岱山県立自然公園には九州自然歩道がある。小岱山のもとにある玉名温泉から、山登りをして、玉名温泉に宿泊する宿泊型の観光も観光資源の開発の一つと思うが、九州自然歩道は整備されて十数年がたち傷んでいる。温泉街活性化のためにも有効と思うので補修をお願いしたい(森)。(3)新幹線宇城市新駅の設置について。宇城市や同市議会は、国土交通省鉄道局や県・県議会および鉄道・運輸機構、JR九州へ、新駅の設置を熱心に要望している。二月二〇日に、新幹線待避駅誘致期成会の設立総会と決起大会が開催された。期成会において、平成一八年度予算として、新幹

線新駅に関する調査費を一、三〇〇万円計上し、松橋駅周辺整備計画調査に、平成一八年度宇城市の事業として二、〇〇〇万円が計上されている。将来の道州制導入に向けて、熊本市は州都を目指すかどうか検討に入っているが、宇城市は州都機能の一翼を担える位置関係である。そういった意味からも新幹線の高速交通は不可欠である。JR九州は、採算ベースに乗れば可能性を否定しないし、国は県の動向を注目している。宇城市を中心とした地域の総合的活性化の重要性をどう考え、新駅設置に向け、期成会や宇城市の取り組みにどう支援をしていくか(松永)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 昨年末に新幹線の整備に関する最終認可がなされ、運行形態もJR九州等関係者間で本格的な検討が進み始めている。直通運転は、旅客需要の問題、JR各社間の新幹線の運行管理システムの検証、九州新幹線に乗り入れる車両の性能の強化など、対応策の検討が必要である。大阪直通運転は前向きな姿勢があるが、東京直通運転は課題が大きい。県は、平成一八年度の国の施策等に関する提案、九州知事会など、国などに強く要望を行っている。あらゆる機会をとらえて要望活動を行いながら、実現に向けて取り組みたい(地域振興部長)。(2) ①玉名トンネルの工事に伴う渇水被害は、地域の生活環境を一変させる大変深刻な問題と受け止める。現地の状況を調査し、鉄道・運輸機構から対策方法などをヒアリングし、機構・玉名市・県の三者で定期的な対策会議を開催し、被害状況や地元の意向の

把握に努め、機構に適切な対応を図るよう再三申し入れてきた。結果、被害地域の生活用水・農業用水の確保のため、井戸の新設等による応急対策が全域で実施され、とくに石貫地区の飲料水は、水道施設を設置して恒久的な対策が実施されている。水位の変化等現場の状況を確認しながら、玉名市と連携して、対応がとられるよう鉄道・運輸機構へ働きかける。②新八代―鹿児島中央間で環境基準の超過が一部見られたため、鉄道・運輸機構に、速やかな環境基準の達成を要請し、防音壁の嵩上げや吸音板の設置等の対策が実施されている。博多―新八代間も、開業時に環境基準が達成されるよう文書で要請している。適切な対応を鉄道・運輸機構に求めている（土木部長）。③平成一九年度供用開始予定の区域に係る埋蔵文化財発掘調査は終了し、供用開始に向けて工事が進められている。今後建設工事が予定されている区間の発掘調査は、用地買収が済んだ箇所から試掘等の予備調査を行い、結果によって本格的な調査が必要な区域を確定し、調査体制を整えていく。玉名バイパス建設工事が計画通り推進されるよう調査体制の整備に努めたい。民間調査機関の導入は、新幹線建設事業のうち調査期間が限られた一部の発掘現場で業務委託を実施しており、玉名バイパス建設工事でも、必要に応じて活用を考える（教育長）。④玉名地域は、新幹線の開業に伴い、福岡都市圏等への通勤通学が便利になり、九州看護福祉大学をはじめとする教育環境、良質な温泉などの高い潜在能力がある。本年度は、玉名市が取り組む福岡都市圏および熊本都市圏におけるニーズ調査や玉名市内の定住の適地

調査に対し県も支援を行うなど、県・市が連携して定住促進策を推進する。住宅地開発に向けた農用地区域からの除外は、玉名市から除外相当として県に協議がなされれば適切に判断する。県立自然公園内における住宅建築も、条例の趣旨に即して適切に判断したい。県北の拠点地域形成に向け、定住促進策を着実に推進する。③ＪＲ九州における新駅設置の検討に際しては、新駅の役割や駅周辺の整備計画および建設財源などが具体化され、新駅整備後はＪＲ九州が駅の運営を行うことから、旅客需要や採算性なども明らかにする必要がある。地元期成会の調査に助言するなど必要な支援をしたい。これまで新駅設置に関する地元の要望を国、鉄道・運輸機構およびＪＲ九州につなぎ、要望実現のための課題など協議を行っている。地元の取り組みの成果を積み重ねていく中で熟度を高め、ＪＲ九州など関係機関に新駅の必要性を受け止めてもらえるよう、粘り強く取り組み（地域振興部長）。

教育

（一）県立高校再編整備。①熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の最終報告が発表された。再編整備が行われると、県立高校のほとんどに何らかの影響が出る。これだけ重要な問題が、該当する地域住民や保護者等にどれだけ正確に伝わっているか不安が残る。地域懇談会、地域説明会が開催されているが、周知の徹底は行われたのか。住民や保護者の意見や要望は、最終報告書の中にどう反映しているのか。②天草地域

は、大合併を行ったばかりで、新しい枠組みでのまちづくりのあり方等が論議されているが、県立高校再編整備の最終報告書の流れどおりに実施されると、大きな痛手となり戸惑いや反発が予想されるがどう考えるか。(3)最終報告書では、上限の学級を八学級程度と考えているが、熊本地域で該当する高校が現在九校ある。漸次減らしていくことになるが、実施時期により他の地域の統廃合の時期と関係し、私立学校との兼ね合いもある。今後のより具体的な取り組みについて(城下)。(2)高校入試について。昨年の前期選抜入試では、人気のある高校の普通科で一〇倍を超える驚異的な競争倍率となったり、全体で八〇〇〇人の大量不合格者を出したり、大変な混乱を招いて受験生への対応が非常に難しかった。後期選抜でも絶対評価の内申点の問題もあった。今春は問題点を検討し、普通科高校の前期選抜の募集定員枠の拡大や、後期選抜では学校裁量が広げられた。問題はなかったのか、来年度入試でさらに改善されることはあるのか(森)。(3)養護学校校長の平成一五年からの平均在任期間が二年の理由は何か。民間人でも知識もあり経験も豊富であるならば、登用を考えていいのではないか、検討する考えはないか(城下)。(4)新人の臨時採用教員の研修や教育はどうしているのか(森)。(5)今年から臨時的任用教員の採用選考一次試験の一部免除が実施される。全国六番目で、具体的には、教職科目・一般教養が免除になる。対象者は、学校長・市町村教育長・教育事務所長・県教育長の段階を経て推薦で決定される。教育事務所長の推薦は、校長からの推薦調書と既存

の情報によってのみ推薦を行うが、選考基準が非常に不明確である。今年は、選考の最終段階に入っているが、実施要領からいかに公正な選考を導いたのか、的確に実施できたのか、改善すべき点はなかったのか(松永)。(6)学力向上について。①小中学校の児童生徒の学力向上を図るためにどのような取り組みを行っているのか。②地域間の学力格差の実情はどのようなものか。③基礎学力の定着や進路希望を実現できる学力を身に付けさせるため、高校ではどのような取り組みをしているか。④社会性の育成に向けて、高校ではどのような取り組み、どのような支援を行っているか(小谷)。(7)不登校問題について八代市が、市民・人権政策課に拠点を置いて、サポートネットワークをつくり上げた。市民が組織して取り組むのは全国で珍しく、他県から問い合わせがある。県もフリースクールの充実に力を貸してもらえれば、県の教育行政は大きく飛躍するのではないか。柿塚教育長は、下益城・城南中学の校長当時、県内で初めて不登校生の学校復帰を支援するための分教室である火の君学級の設置に奔走された。県教育委員会も城南町も巻き込んだ、当時としては画期的なものであった。今は立場が変わって、こういう情熱が前に出ていないのではないか。ぜひもう一度、この問題の先頭に立って頑張ってほしい。教育長の決意を聞きたい(福島)。(8)教育基本法の改正案は、家庭教育等のあり方にかなり踏み込んだ内容を規定している。施行されると、家庭、地域社会と学校を結ぶPTA活動や地域の子どもに対するボランティア活動も教育基本法に活動根拠が置かれ、PTA

や地域における教育にきめ細かな施策が必要になってくる。国が、教育基本法の改正案で、とくに重要視している家庭教育およびPTAや地域の教育の向上を図るため、どのような取り組みを行っているのか（小谷）。（9）健康増進法と喫煙について。幼稚園、小中学校合わせて六四校・園のうち二・二％近くに当たる八一の園と小中学校で敷地内禁煙をしている。喫煙は個人の嗜好、好みの問題で自己決定、自己責任ではないか。認められるべきは個人としての嫌煙権であって、人の生活行為を国家が規制、管理する行政権力による禁煙ではない。敷地内禁煙にはどうしても疑問を抱かざるを得ない。学校現場での敷地内喫煙規制をどう考えているのか（田上）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（1）①昨年一二月に、県立高等学校教育整備推進協議会の中間報告が出された段階で、県ホームページへの掲載、県立高校および公立中学校の全保護者へのチラシ配布、啓発を行った。地域説明会には、高校・中学校の校長、PTA関係者、全市町村の首長・教育長が参加し、地域在住者の参加を公募するなど、地域への周知・説明等に意を払った。住民や保護者の意見も踏まえ、地理的条件・交通条件等を考慮する内容が盛り込まれた。②再編整備に関する計画を策定していくに当たり、説明会の回数を増やして保護者の参加に意を払い、パブリックコメントなども行い、地域の理解を得ながら進めたい。③熊本学区所在の学校の学級減は慎重に検討していく。再編整備に関する計画の策定過程で慎重に検討したい。（2）平成一八年度入

試では、前期選抜における普通科の募集人員枠の拡大、後期選抜での評定の取り扱いの工夫、選考における高校の裁量権の拡大などの改善を行った。同時に、改善点についてパンフレットの配布やPTA、教職員の研修会を通して周知、啓発に努めた。結果、不安や問題点を指摘する声はほとんどなく、課題はおおむね改善された。平成一九年度の入試は、前期選抜で県外や海外の中学校などからも受験できるよう改めた。後期選抜は一定の条件を満たす海外帰国生徒等に、選択した三教科の学力検査と作文・面接で受験できるよう特別措置を設けた。（3）平成一四年度末に、県立学校七四校のうち三〇校の校長が大量退職しており、そのおおりで、平成一五年度人事異動では、およそ七割の校長が異動することとなり、盲・聾・養護学校のほか、他の県立学校においても、在職一二年での異動が生じた。民間人校長登用については、教育改革として、中学校・高等学校において検討しており、盲・聾・養護学校への登用もあわせて検討したい。（4）臨時的任用教員の資質・能力の向上を図るため、学校で管理職等による日常の指導、校内研修で研究授業等を行い、県立教育センターなどが行う教育課題に応じた研修や教科等研修へ参加できるようにしている。多くの教育事務所等では、主として経験五年未満の臨時的任用教員を対象に、教師の自覚を促すための講話や学習指導、学級経営のあり方等の研修も実施している。臨時的任用教員の経験等に応じて、学校での校内研修等を充実するよう指導し、市町村教育委員会に臨時的任用教員のための研修の機会を設けるよう働きかけたい。

(5) 学校・市町村教育委員会・教育事務所の各段階で、くまもとの教職員像に基づく推薦調書・人事評価等をもとに、適切な推薦と選考が実施されてきた。改善すべき点の有無は、採用選考を終了後多方面から検証した上、改善すべき点があれば改善し、優秀な教員の採用につながるよう、制度の充実に努めたい。(6) ①平成一四年度から評価問題「ゆうチャレンジ」の開発を行い、平成一五年度からは小中学校を対象に学力調査を実施して課題を分析し、学習意欲を高める教材の開発や指導方法の工夫・改善を推進するよう指導している。結果、学力向上の取り組みの成果があらわれてきている。本年度は特別支援学級に在籍している児童生徒を対象に実態に応じて選択できる評価問題を新たに開発、実施する。②学力調査の管内ごとの集計結果からは、教科や学年の一部に見られるものの、地域間による大きな差は見られない。③入学時に確認テストを実施し、新入生の実態把握に努め、中学校と教科ごとに研修会を実施して、中学校の学習内容との円滑な接続を図っている。基礎・基本の定着や発展的な学習に対応した習熟度別指導や個別指導等の実施、専門学科の特性を生かした各種検定試験の指導など、生徒の関心、意欲を高めながら、個々の生徒の学力向上や進路保障に努めている。④熊本県産業教育審議会からキャリア教育の重要性が提言されている。推進方策の一つであるインターンシップは、社会人としてのルールやマナーを、体験を通して学ぶ意味で有効と評価され、大半の高校で実施している。高校生がしっかりとした職業観、勤労観とともに、社会人として必要な

礼儀やコミュニケーション能力を身に付け、実社会で力強く生きていけるよう社会性の育成に取り組みたい。(7) 義務教育は、通常の学校で教育を保障するのが私の教育の軸足でもある。校長をはじめ職員が意識を変え、子どもの痛み・弱さを理解し合う、親の悩み・苦しみを聞くことがとても大事なことを思う。(8) 文部科学省の早寝早起き朝ごはん運動に積極的に参画し、県教委独自で「愛としつけー子どもを育むキャンペーン」に取り組んでいる。くまもと家庭教育一〇か条の啓発、広報、家庭教育に関する学習・相談機会の提供などの事業を実施する。PTAは、研修等の機会を通じ課題の共有化を図ってきた。今後も教育における保護者の責任についてさらなる自覚を促したい。地域の教育力については、平成一七年度に、取り組み指針として「熊本の地域教育力 三つの提言 ーみんなでやりまっしょいー」を作成し、県内の社会教育団体等に配布、啓発した。この提言を有効に活用し、地域の教育力の向上が図られるよう取り組みたい。(9) 健康増進法を受け、文部科学省から受動喫煙防止対策および喫煙防止教育の推進についてという通知が発出された。県内すべての公立学校で、敷地内禁煙、校舎内禁煙、喫煙場所の設置による分煙措置の受動喫煙防止対策が実施されている。喫煙防止教育は、健康増進という視点からも極めて重要で、保健や特別活動の時間を中心に、学校教育活動全体で取り組んでいる。禁煙原則に立脚した受動喫煙防止対策が、学校職員や地域住民の理解と合意の下に推進されることを期待している(教育長)。健康増進法には、受動喫煙の防止措

置が盛り込まれている。個人がたばこを吸うことは自由であるが、周囲の人の健康へ悪影響が生ずる事態は避けなければならぬ。公共の場所で喫煙場所を分離する分煙を行うことが、努力義務の中に置かれているので、主体的な選択が個人に悪影響を及ぼさない配慮の中で分煙措置をやっていききたい（知事）。

文化

（１）福岡・九州オリンピック招致推進について。八月三日の東京、福岡の国内候補地最終決定は、九州各県が足並みをそろえ、どう盛り上げていくかが重要なかぎを握る。本県は、広域開催地として、熊本県総合射撃場でクレール射撃場、熊本県民総合運動公園陸上競技場でサッカーが予定されていることを考えれば、県民の関心を集め、商業や観光産業に波及し、経済効果も大いに期待できると思う。今から一〇年後にアジアの時代が鮮明になり、地方分権が進み、九州は西日本の玄関として重要な役割を果たすようになるためにも、オリンピック開催は価値ある挑戦だと思う。どう考えるか。どのような支援をするのか（城下）。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）オリンピックの九州での開催が実現すればすばらしい。本県は、熊本市とともに、日本オリンピック委員会、JOCとの間でパートナー都市協定の締結を行い、スポーツの振興を通して元気で明るい熊本づくりを目指し、福岡市のオリンピック招致への取り組みにエールを送っている。本年三月、九州各県

知事とともに、福岡・九州オリンピック招致推進委員会の委員に就任した。サッカー、クレール射撃には、オリンピック競技開催に対応可能な設備を有する熊本県民総合運動公園陸上競技場、熊本県総合射撃場を競技会場として提供する。今月二日の九州地方知事会で、招致に向けて「一致協力して支援していくものとする。」決議を行った。七月一日には、オリンピック関係者やメディアなどへアピールするため、東京の代々木公園で、招致推進委員会、九州観光推進機構および社団法人日本青年会議所九州地区協議会の主催により「きんしゃい！うまか九州へ」の開催が予定され、物産の発展を予定している。オリンピックの福岡招致を支援していきたい（知事）。

福祉・医療

（１）本年四月から新しい介護保険制度がスタートした。改正介護保険制度の現状認識と今後の取り組みについて（中原）。
（２）障害者自立支援法施行後の状況と県の対応について、原則一割の応益負担による大幅な負担増などによって、深刻な状況が広がっている。県の相談窓口が求められているが、実態はどうなっているか。現状、問題点を国にも反映し、利用者負担の大幅軽減、施設・事業所の報酬引き上げ、日額制の見直しなどを求めるべきである。地方自治体独自の支援策を八都府県二四四市町村が実施している。熊本県としての独自の支援策が必要ではないか（松岡）。
（３）八代総合病院の小児科は、医師不足の中で、四月一日付で熊本労災病院の小児科に統合合併し

た。問題は熊本県の医療体制である。二四時間体制の拠点病院が、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、鹿本、有明の五地区にはない。地理的に、八代地区に拠点病院ができるよう努力をお願いしたい。医療体制の不備の責任は県、ましてや知事にもある。小児救急地域医師研修事業を取り入れ、大学の医局とのコミュニケーションを図り、小児科希望の学生に奨学金支給制度を確立してほしい。八代総合病院から小児科と整形外科がなくなつたが看護師、職員の職場はどうなるか（福島）。

これらに対する健康福祉部長の答弁は次の通りであつた。

（一）介護保険制度の詳細が四月の施行直前に示され、市町村が内容を十分に詰める余裕もない状態でスタートした。早急に市町村の状況を把握し、支援することが重要である。国にも、現場の状況を伝え、真に被保険者の立場に立った制度となるよう、改善に向けて提案を行うなど、制度の確実な推進を図りたい。（二）窓口相談への対処は、平成一六年度から、県内各地の障害者団体等へ出向き、各種相談に応じてきた。各種団体、利用者、市町村からの相談にも幅広く対応してきた。今年の四月から、障害者支援室に専任の班を設置して体制を強化しており、市町村等と連携して利用者と関係団体からの相談に的確に対応したい。制度の見直しは基本的には国が全国的な観点から対応すべきと考える。国の動きを注視し市町村や関係団体等の意見・要望等も踏まえ、見直すべき点は国に見直しを求めたい。本県独自の支援策は、法施行後の状況を分析して法施行による影響を見きわめ、市町村と連携して、今後の方策につい

て勉強したい。（三）三六五日、二四時間体制で受け入れる三つの小児救急医療拠点病院を整備し、一一の保健医療圏のうち六圏域で重症の患者への対応が可能となっている。昨年の六月から、県内全域を対象に、専門の看護師や小児科医が、子どもの急な病気に関する助言や受診可能な医療機関の情報提供を行う＃8000番の小児救急電話相談事業を始めた。昨年度から小児救急地域医師研修事業を進めている。昨年度は、有明、鹿本圏域の二市四町が取り組み、今年度は三圏域を加え実施する。八代市も実施を検討している。平成一八年度の事業として、小児科医等から成るワーキンググループを設置して、県南地域の新たな小児救急拠点病院も念頭に置き、地域の小児医療体制のあり方について検討を進める。

環境

（一）アスベストの処理対策について。①本県において、国民の施設におけるアスベストの使用状況の実態調査はすべて完了しているか。②飛散のおそれがある建物を壊すときに、周辺住民に対しての周知や説明等は行っているか。除去作業の途中で住民とのトラブルは発生しなかったか。回収されたアスベストは、どのような処理の方法で、どこで最終処分されているか。③優良建築物等整備事業では、民間事業者等がアスベストの調査や改修を行う場合、国が必要な費用の最大三分の一、かつ地方公共団体が補助する額の二分の一を負担し、民間建築主等の負担が三分の一となる。市町村が財政上の理由から取り組みな

いなら、県は市町村とタイアップしてでも取り組まなければならないと思うが、どうか（城下）。（2）公共関与による産業廃棄物の管理型最終処分場の建設候補地については、三月二十七日玉名郡南関町下坂下地区を最初の建設予定地とすることを発表した。①地元等への説明の取り組み状況について。②地元では、飲料水の確保、農業用水、悪臭対策など、身近な生活環境が壊される不安が大きい。不安を解消することが不可欠と考えるが、どのような対策を講じるのか。③総論賛成、各論反対という住民感情、地元校区の各区に処分場建設絶対反対の看板が設置され、南関町議会への建設反対の請願も出されるなど、難しい環境の中にある。どのように取り組むのか（森）。③ 不知火海、八代海湾奥部の今後の展望について。三月に、環境生活部を窓口として八代海湾奥部の対応方針がまとめられた。干拓、埋め立てといった大規模な開発は、社会経済情勢等から困難と切り捨てられている。特殊な地形から土砂堆積の進行は宿命的で、環境保全・改善に開発を含めた恒久的埋め立て構想を持たざるを得ないのではないか。環境の保全、改善と防災対応と三本柱にして今から構想を煮詰めておくことは、将来役に立つ。ハード対応はできないが、ソフト対応は十分に可能と思う。今後の具体策に加えていただきたい（松永）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（1）①県有施設は二月に終了し一、三四一施設中三二、市町村有施設は四月に終了し六、二七四施設中一二八、民間施設のうち私立学校・病院・社会福祉施設等は二月に終了し一、

六一八施設中九九施設で使用が確認された。使用制限や使用禁止などの応急措置、除去等の対応措置が講じられている。民間施設は延べ床面積が一、〇〇〇㎡以上の大規模な建築物の調査を実施した。三、二二一の施設から報告があり、二八三施設で使用が確認されている。このうち六六の施設は除去等の対応措置が講じられているが、一部未報告等の施設もある。報告がない施設は、個別訪問等により指導を継続している。除去等の対応がない施設は、熊本労働局等との合同立ち入りを実施するなど、改修等についての指導を行っている。②作業基準では、除去現場の隔離、集じん装置の設置、薬液等による湿潤化等が定められており、周知のため、除去作業の期間や方法を記載した掲示板の設置が義務づけられている。アスベストの除去現場には、熊本労働局と合同で立入調査を行い、作業基準の遵守状況を確認し、必要に応じて敷地境界での大気中のアスベスト濃度を測定するなど、アスベストが飛散することがないよう事業者への指導を行っている。掲示板の掲示、必要に応じて直接説明を行うことにより周知の徹底を図るよう指導を充実したい。現在までに、除去作業中の周辺住民とのトラブルは聞いていない。県内で回収された廃アスベストは、国が定めた廃アスベスト処理マニュアルに従い、菊池市や八代市などの県内の産業廃棄物最終処分場で適正に埋立処分されており、平成一七年度で二九六トンとなっている。県では、産業廃棄物最終処分場に定期的に立ち入りを行い、飛散防止対策が適切か検査するなど、適正な維持管理の徹底を指導している（環境生活部長）。③各

地域振興局等に相談窓口を設け、熊本県建築住宅センターが実施している個人住宅を対象とした無料相談に、地域住宅交付金を活用した財政支援を行い、アスベストに関する相談業務の充実を図っている。民間建築物のアスベスト対策の手引を作成し、ホームページに掲載して啓発を行ってきた。吹きつけアスベストなどの存在を把握している一、〇〇〇㎡以上の大規模施設には、所有者等に対して除去などの対応を働きかけ、多数の人が利用する民間建築物は、市町村と連携し、国の補助制度の活用も視野に入れながら、支援について早急に詰めたい(土木部長)。

(2) ①三月二七日に南関町長へ協力を要請した後、四月三日に南関町議会の全員協議会、五月七日に地元説明会を開催し、候補地決定の経緯や施設整備の概要等の説明を行った。六月六日には南関町白間山総合開発推進委員会にも説明を行った。②現地に即した施設配置や埋立廃棄物の種類、防災対策等を盛り込んだ基本構想を策定中である。その中で、地下水や悪臭等への対策を示したい。今後行う地質調査等の現地調査結果や環境影響評価の結果も踏まえ、万全の環境保全対策を講じ、全国のモデルとなる施設整備、施設運営に努めたい。③現時点では地元の理解を得ることに全精力を注ぐ。地元をはじめ関係者の理解を得ながら、早期整備に向けて今後も誠心誠意取り組んでいく。地元住民や関係市町と連携し、周辺環境の整備など地域振興にも努めたい。(3) まずは海域環境の保全、改善や防災に係る取り組みを推進する。開発構想は、干潟が持つ環境保全機能への影響、漁業資源への影響、膨大な財政負担を伴うなど困難な

問題があり、現時点では大変厳しい。本年度は、今後の参考とするため、土砂堆積の現状と将来予測についての調査や地元関係者等との意見交換会を行う。八代海灣奥部の開発という視点は、この結果や自然環境の変化、社会経済情勢の推移等も見極め、慎重に対応していく(環境生活部長)。

少子化対策

(1) ①最優先で取り組むべきは周産期医療体制の確立と思う。二次医療圏の地域周産期母子医療センターや三次医療圏の総合周産期母子医療センターの整備や機能の充実が不可欠である。熊本市民病院は三次医療の位置づけであるが、県内に二次医療の機関が少ないため、三次医療の必要な母子が受け入れられないことがしばしば発生している。二次医療に対応できる施設を県内に配置できないか。とくに八代市方面にはぜひ必要と思う。今後の予定はどうか。②周産期医療体制の確立を図る上での障害は、小児・産婦人科の医師不足である。資金援助も含め県独自で支援を行い、とくに小児科医の人材の確保に道筋をつけることが重要と思う。人材確保をどう考えているか(城下)。

これらに対する健康福祉部長の答弁は次の通りであった。

(1) ①平成一一年度に周産期医療協議会を設置し、一五年度に熊本県保健医療計画を策定し、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの認定等の体制整備に重点的に取り組んできた。八代地域における認定は当該地域の拠点病院と協議している。センター認定の障害となっている地域の

小児科医の偏在などの課題を検討する。今年度は地域の拠点病院の現行体制を活用し、各医療機関の機能分担や連携のあり方、搬送の基準等の検討を行う。②県の医療審議会の、地域医療機関への医師派遣制度創設、自治医科大学卒業医師の定着促進を検討すべきという答申を踏まえ、今年度は、県地域医師派遣制度等検討協議会で制度化に向け検討している。小児科医の働く環境整備、とくに女性医師の離職防止や再就職支援など支援策も検討し、本県の実情に合った方策に取り組む。医師の教育・養成、診療報酬の改定は、全国知事会等を通じて制度の見直しを国に働きかけていく。小児医療提供体制の構築は、第五次熊本県保健医療計画の中に盛り込み、取り組みたい。

警察

(1) 犯罪被害者については、犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等基本計画が公表されるなど、国レベルの大きな社会的課題となっている。本県では、県警察が社団法人熊本犯罪被害者支援センターと連携して、きめ細かな被害者支援活動を行う体制づくりを行っており、全国のモデルケースとして高く評価されている。本県の犯罪被害者支援活動の推進状況と今後の方向性について(井手)。(2) 児童福祉施設に隣接したパチンコ店の出店について、県条例を改正し規制すべきではないかという質問に対し、全国的な条例の状況や最近の県内の風俗環境にかんがみ、地域住民の意見を踏まえ条例改正を視野に入りたいと答弁があった。全国的には、児童福祉施設、幼稚園、

図書館との隣接規制はかなり進んでいる。速やかな改正がなされるよう要望し、見解を聞きたい(松岡)。(3) 来年六月に導入される中型免許制度で新たな基準の大型免許が設けられるが、現在の大型免許の指定を受けている自動車教習所には、多額の費用を要するため導入を断念しているところもある。県内の指定自動車教習所の動きはどうなっているか。新大型免許教習を導入する教習所が校もなかった場合の対策として、指定自動車教習所が運転免許センターの施設や車両を借りて教習を行うなどの施策が講じられないか(小谷)。

これらに対する警察本部長の答弁は次の通りであった。

(1) 同センターの平成一七年度の実績は、相談受理件数が五一七件、うち、弁護士の法的対応、精神科医のカウンセリングなどの専門相談件数が三〇件、各種付き添いなどの直接支援が一二四件である。今後、犯罪被害者等基本計画を踏まえ、支援センターを中心に、総合的な被害者支援が実施されるように努めたい。(2) 必要な調査を行い、条例改正案の基本方針の検討中である。できるだけ早い時期に条例案を県議会に提案できるように努めたい。(3) 県内の指定自動車教習所で大型免許教習の指定を受けているのは一二校で、新大型免許教習の導入を予定もしくは検討中の教習所が数校ある。運転免許センターの試験コースの使用は、平成八年六月から、三年以上の運転経験者が同乗して指導すること、車両は賠償保険等に参加していること、原則として補助ブレーキ付き車両を持ち込むことを使用条件として有料で開放している。新大型試験車両の貸し出し

は、当分の間車両一台でコース内の仮免許試験、路上試験に対応することとし、新大型試験車両一台の購入準備を進めている。この車両は、現行の試験車両に比べて一回り大きく、従前の車両に比べ運転が難しく事故や故障の発生の可能性が高いと懸念され、貸し出すことになれば、本来の試験業務に支障を来すおそれもある。このため、試験車両そのものを利用しての運転練習という要望にはこたえることができない。

第三項 重要議案の審議

1 条例等議案

- (1) 議案第3号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】松岡徹議員（日本共産党）が次のように討論を行った。
個人住民税所得割額の減税を二〇〇六年度で廃止し、二〇〇七年六月徴収分から増税するとの地方税法改正に伴うもので、いわゆる定率減税廃止という重大な内容を含み、不当きわまりない。住民税の増税は、国民保険料、介護保険料の負担増に連動するもので、県民の暮らしをさらに圧迫することになる。以上の理由で知事提出議案第3号には同意できない。

- (2) 議案第9号 工事委託協定の締結について

【説明】工事名 北部浄化センター水処理施設電気・機械工事、工事内容 水処理施設電気・機械工事一式、契約金額

一五億七、四三〇万円、契約方法 随意契約

- (3) 議案第10号 公立大学法人熊本県立大学中期目標の策定について

【説明】公立大学法人熊本県立大学中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法の規定により議会の議決を経るため提出された。

【審議】各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であり、報告のとおり原案のとおり可決または承認した。

2 議員提出議案

- (1) 議案第1号 国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議

【説明】六月三〇日、前川收議員（自由民主党）ほか一人から本会議に提出された議案であり、国営川辺川土地改良事業において、三案からの絞り込みに向けた協議を速やかに進め、平成一九年度からの新利水計画に基づく本格的な事業着手に向け、三分の二の同意取得を含む土地改良法に基づく諸手続を国・県・市町村が一体となつて取り組むよう強く求める決議である。

- (2) 議案第2号 第31回オリンピック競技大会の招致に関する決議

【説明】六月三〇日、小谷邦治議員（自由民主党）ほか九人から本会議に提出された議案であり、第三一回オリンピック競技大会の九州、福岡への招致を要望する決議である。

(3) 議案第7号 教育基本法改定に反対する意見書

【説明】六月三〇日、岩中伸司議員（新社会党）ほか一人から本会議に提出された議案であり、一、教育基本法の改定案を継続審議ではなく廃案にすること、二、現行の基本法を生かした教育改革を行うこと、を取り上げるよう要望するものである。提出者松岡議員が以下のとおり説明した。今回の政府の改定案は、現在の教育基本法を事実上廃止して、文字どおりの新法に置きかえる全面改定案である。改定案には、憲法に反する二つの大きな問題がある。第一は、国を愛する態度など、二〇に及ぶ徳目を列挙し、目標の達成を国民全体に義務づけていることで、憲法一九条が保障した思想・良心・内心の自由を侵害するものである。第二は、国家権力が教育内容と方法に無制限に介入できることである。教育基本法改悪は九条を中心とする憲法改悪と一体として進められている。平和と民主主義を守る、子どもたちの健やかな成長を図る上で、中止するべきである。

議案について、渡辺利男議員（県民クラブ）、松田三郎議員（自由民主党）、松岡議員が以下の通り討論を行った。議案第1号に対し県民クラブを代表して反対討論を行う。新案を高く評価するかは地元農家や関係団体が決めることで、県議会がこのような文言での決議をすることは控えるべきである。その上で協議を速やかに進めることを求めるのは、農水新案で行けと横やりを入れることにほかならない。どの案に絞り込むかを関係者は真摯に検討している最中である。十分な議論のないままに一本化を強行させると受け取られても仕方がない決議を県議会が

行うべきではない（渡辺）。議案第1号について賛成討論を行う。県議会は要望した三団体のうちの一つである。明確な意思表示をすることは、要望した者として当然の責務と考える。案を絞り込む時期が少しずれるだけで、一九年度に間に合わない可能性も出てくる。だからこそ期限を大切に考えている。本決議案は事前協議を尊重している（松田）。議案第1号には反対である。時間がないから協議を終われと求めるのは、新利水計画づくりと事前協議の役割を全く理解しないものと言わなければならぬ。議会の立場で言うならば、県執行部が総合調整役として、農水省・国交省に対して、二〇〇三年六月の原点に戻って事態解決に応じるよう、強く働きかけることを求めることである。議案第2号には同意できない。オリンピック招致についての福岡での調査では反対が上まわっている。市の財政に懸念が広くあり、オリンピックに乗じた大型開発への財政投入へ強い警戒感があるようである。熊本としては冷静・慎重に対応するべきではないか。オリンピックが九州の一体的発展に寄与するという点も楽観的で、むしろ福岡一極集中をさらに加速させる面もある（松岡）。

【審議】議案第1号から第6号は原案のとおり可決、第7号は、否決した。

別冊資料編に掲載

第19節 平成18年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一八年九月一五日

閉会 平成一八年一〇月四日（会期二〇日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一五日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 村上 寅美

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

決算特別委員会

◎村上 寅美

○吉永 和世

倉重 剛

荒木 詔之

前川 収

田上 泰寛

船田 直大

岩中 伸司

平野みどり

九谷 弘一

永田 昂生

松永 真一

溝口 幸治

森 浩二

4 県執行部

地域振興部長 小宮 義之
人事委員会委員長 清塘 英之
ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月15日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
21日	本会議	代表質問
22日	本会議	代表質問
25日	本会議	一般質問
26日	本会議	一般質問
27日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
28日		特別委員会
29日		常任委員会
10月2日		常任委員会
4日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会は、七月四日に県立高等学校再編整備等基本計画素案が公表されたことに對し、各地域の説明会を踏まえ、多くの質問がなされた。川辺川利水事業については、七月一日の事前協議で農水省新案に絞るとの方針を示して事態が膠着状態に陥ったことへの対応が問われた。障害者自立支援法、医療制度改革関連法についても県の対応が求められた。また、会期中に首相が交代し、小泉政権の評価についての質問も行われている。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成18年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	可決
2	平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成18年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
4	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県消防学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県消防団員等賞いゅつ金授与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃

22	平成18年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	〃
21	平成18年度道路事業の経費に対する市町負担金について	〃
20	平成18年度独立行政法人緑資源機構宮特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金の変更について	〃
19	平成18年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
18	平成18年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	〃
17	平成18年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、県営経営体育成基整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、水と緑ふるさと保全対策事業、ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基整備事業、広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化事業、単県漁港改良事業及び単県漁港しゅんせつ事業の経費に対する市町村負担金について	〃
16	平成18年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、県営経営体育成基整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、水と緑ふるさと保全対策事業、ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基整備事業、広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化事業、単県漁港改良事業及び単県漁港しゅんせつ事業の経費に対する市町村負担金について	〃
15	財産の取得について	〃
14	財産の取得について	〃
13	熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例の制定について	可決

23	平成18年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	可決
24	平成18年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	〃
25	平成18年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び県営農業集落排水事業の経費に対する市町村負担金について	〃
26	平成18年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
28	工事請負契約の変更について	〃
29	調停について	〃
30	専決処分の報告及び承認について	承認
31	専決処分の報告及び承認について	〃
32	平成17年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
33	平成17年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
34	平成17年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
35	平成17年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
36	平成17年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
37	平成17年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
38	平成17年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
39	平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

40	平成17年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
41	平成17年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
42	平成17年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
43	平成17年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
44	平成17年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成17年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
46	平成17年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成17年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
49	平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
50	平成17年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
51	平成17年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
52	平成17年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
53	平成17年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
54	平成17年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	〃
55	教育委員会委員の任命について	同意

(議員提出議案)

1	熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
2	保育所の保育単価における定員区分の細分化に関する意見書	〃
3	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃
4	障害者自立支援制度の充実強化を求める意見書	〃
5	都道府県議会制度の充実強化を求める意見書	〃
6	新しい地方分権改革の推進を求める意見書	〃
7	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書	〃
8	警察官の増員に関する意見書	〃
9	労働法制の改悪に反対する意見書	否決
10	自衛隊の「海外派遣恒久法」の制定に反対する意見書	〃
11	防衛省設置法案と自衛隊法改定案に反対する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

九月六日、悠仁親王誕生に心からお喜びを申し上げ、健やかな成長をお祈りする。六月から七月にかけての梅雨前線による豪雨は、県内各地に大きな被害をもたらし、死者二人、重軽傷者九人、住家被害一、三二棟、被害額は、公共土木関係約一二二億円、農業関係約八六億円、林業関係約六五億円等、総額で約二七八億円に上った。八日には激甚災害の指定を受け、

災害復旧にできる限りの対策を講じ、災害の防止に努める。

川辺川利水事業は、農林水産省から、平成一九年度の本格工事着手あるいは今後の事業を判断する期限として七月一日が示されたことを受け、事前協議で、農水省新案に絞る事業を推進していくと整理した。しかし、相良村による国営利水事業への不参加表明等、地元の合意が得られない事態となり、農林水産省は、一九年度の本格工事着手に係る概算要求を断念するなど、今後の事業展開は極めて不透明となっている。治水については、国の河川整備基本方針検討小委員会、球磨川水系の長期的な河川整備の基本的方針の審議が続いている。治水対策の現状や課題、地域でさまざまな意見が併存している実情も踏まえ、引き続き小委員会で見解を述べる。

水俣病対策については、平成七年の政治解決と同様の救済策の実現に向け意見交換会を開くなど、全面解決に向けた地元との合意形成に努めてきた。意見交換会の状況と与党プロジェクトチームに報告する中で、何らかの政治的決断が必要と確認された。九月一日には、環境大臣の私的懇談会である水俣病問題に係る懇談会から提言書草案が示された。国も、趣旨を受け止め実践に移すよう期待している。

市町村合併については、旧合併特例法の下で合併した市町村で評価されるまちづくりが着実に進むよう、できる限り支援に努めている。合併新法の下では、平成二二年三月の期限に向け、五月に第一次市町村合併推進構想を作成し、新市町村合併支援プランを取りまとめた。法定協議会が行う基本計画策定等を支

援し、合併市町村には、合併に伴う障害を除去するための支援を行うため関係の補正予算を提案している。自主的な市町村合併の推進に取り組む。七月七日、骨太方針2006が閣議決定され、国の歳入・歳入一体改革の全体像が示された。地方歳出には、定数純減による人件費の削減や地方単独事業の抑制等により、国と歩調を合わせて歳出削減に取り組むこととされ、地方交付税は、現行法定率を堅持し地方税・地方交付税等の一般財源総額は確保された。地方分権改革に向けて関係法令の一括した見直しを進めることや、地方交付税算定の簡素化、再建法制等を適切に見直すことも明記された。地方交付税総額の動向、新地方分権一括法、新型交付税および再建法制に関する検討状況について、情報の収集と分析に努め、全国知事会等を通じて、適時適切に意見を申し述べる。行政改革推進法や公共サービス改革法の趣旨を踏まえながら、県行財政改革基本方針や実施計画に基づき取り組みを、引き続き強化、推進していく。

企業誘致については、トップセールスや立地支援策の強化を通じて、半導体関連産業や自動車関連産業等の積極的な誘致活動に努めてきた。結果、今年度上半期で、昨年度一年間の誘致件数を上回った。誘致企業と地場企業との連携をさらに強め、産業基盤の整備、試験研究機関の充実強化、人材の育成に努める。

一般会計補正予算は、梅雨前線豪雨の災害対策、市町村合併支援、アスベスト対策、障害者自立支援法の施行、国庫補助事業の内示増減や事業確定に伴う所要の経費等、早急に実施を要

するものについて、総額で約一二三億円を計上している。主な財源は、国庫支出金、県債、繰入金等であり、現計予算と合算すると、約七、三三〇億円となる。主な内容は、梅雨前線による豪雨災害に関して、災害弔慰金の支給、被災した公共土木施設、農地・農業用施設、林道・治山施設等の原形復旧、山地崩壊や土砂流出等の再度災害の防止等、早期の復旧に努める。アスベスト対策は、民間建築物のアスベスト除去等を促進し、県が設置した農業用排水機場のアスベスト除去等を進める。障害者自立支援法に関しては、一〇月からの地域生活支援事業等の導入を踏まえ、市町村が地域の特性等にに応じて行う事業を支援し、福祉サービス事業者等が新たなサービス体系に即した適切な事業を展開できるよう取り組む。産業廃棄物管理型最終処分場は、南関町の建設地周辺の地形測量および地質・地下水調査を実施することとし、安全対策等を含め、地元住民等のより一層の理解を求める。有明工業用水道は、荒尾地域への自動車関連企業の進出状況等を踏まえ、工業用水需要に適切に対応するため、工業用水道の延伸事業に取り組む。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月二日に自由民主党の船田直大、県民クラブの鬼海洋一、二二日に公明党の氷室雄一郎の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

船田議員は次の内容の質問を行った。

(1) 行財政改革の取組み。①どのように財政出動がなされるのか。知事が掲げている元気で明るい熊本づくりに向け、どのような基本的考えで平成一九年度予算編成に臨むのか。②地域振興局の再編統合は、平成一八年度に方針が出されるが、どのような検討がされているのか。市町村合併で地域振興局が大きく変わろうとしているが、どのような扱い方に持っていくのか。再編には、地域に混乱を与えないよう慎重な検討が必要と考える。知事の基本的な考え方について。(2) 水俣病問題について。五月末、県議会水俣病対策特別委員会、平成七年の政治解決と同様の手当て・一時金を含む救済策を講じることなどを内容とする水俣病問題早期解決のための要請を国に行うことが決議され、環境省および県選出国会議員等に対する要請活動を行った。これに対し、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームは、地元の合意形成に向けた努力を指示し、県議会・県は地元住民や団体との意見交換会を行ってきた。取り組み状況と知事の基本姿勢について。(3) 九州新幹線を活用した熊本づくりと交通アクセスの強化について。①昨年六月に、新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部が設置され、各地域に地域推進本部を設置し、県全域で地域特性に応じた取り組みを展開する。展開をどう考えているか。②九州新幹線を縦軸として、阿蘇、天草の横軸を強化しなければならない。天草地域は、観光客の減少が始まっている。交通アクセスの強化にどう取り組むのか。③横軸を形成する熊本天草幹線道路は、地域高規格道路

として取り組み、本年三月には、大矢野バイパスを含む整備区間で、事業促進が図られている。調査区間の瀬戸大橋周辺では交通渋滞が発生し、経済活動や住民生活にも支障を来している。瀬戸大橋を含む約4kmの整備区間の指定へ向けた取り組みはどうか。(4) 永青文庫は熊本になければならぬ。招^{しょうへい}聘^{へい}、寄託に対する考え。(5) 来日外国人犯罪は年々増加し、犯罪の凶悪化、地方への拡散化が顕著になっている。さらに、わが国に入国した外国人が犯罪集団を形成し、暴力団や国際犯罪組織と連携して犯罪を敢行する傾向が見られる。本県でも犯罪は、いつ、どこで発生してもおかしくない実態にある。犯罪集団を熊本県内に入れない、水際で阻止する必要がある、犯罪の発生には、迅速かつ積極的な捜査を行い、早急に解決することが何より望まれる。(6) 七月四日に、県立高等学校再編整備等基本計画の素案が県教育委員会から出されたが、問題がある。生徒が少なくなったことを理由になくすのは、大きな文化が一つなくなるようなものである。県の責任は成し遂げられていない。前期と後期に分けた入試制度も問題と思う。どういう気持ちで進めていくのか。(7) 障害者自立支援法は、平成一八年四月と一〇月の二段階で施行されるが、障害者、とくに中間の障害者の負担増となっている。国に要請し制度改革を考えなければならぬ。県・地方自治体の中で何とかしたいという動きもあっている。どう考えるか。(8) 職員の登用について、若い人たちを登用していく考えはないか。男女共同参画の意識が知事にあるのか。小学校教員は半数以上女性であるが、管理職になる

と女性の割合が落ちる。女性職員の登用をどう考えるか。(9) 県民の模範となるべき公務員は、飲酒運転をしたら懲戒免職になるように条例を変えなければならぬ。職員の飲酒運転の防止と処分の厳罰をどう考えるか。(10) 川辺川問題について、県の最高責任者として指針は示さなければならぬ。来年にははっきり示す時期が来ると思うが、知事として今のうちに示すべきである。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①行財政改革の加速、歳入歳出の見直しを進めて財源を捻出し、必要な施策・事業へ投入していく。将来の税財源を涵養する視点も大切に、平成一九年度予算編成に当たりたい。具体的には、ものづくり産業の競争力強化、横軸の強化を図る取り組みなど、環境変化を踏まえたプロジェクト再編に取り組む。予算編成手法は、事業再構築枠を見直し、重点プロジェクト推進のため工夫したい。一九年度の財政収支見通しを示し、全職員が共通認識を持って予算編成に当たる覚悟である。②集約化で専門機能が高まり、サービス強化が期待できる業務は広域的に集約し、県民生活に密接なつながりのある業務等は、現行の地域振興局で業務を行う方向で整理を進めている。来年四月には、現行一〇区域のまま、業務の見直しによる本庁への引き上げや組織のスリム化等を図り、業務の集約は、二〇年四月からの実施を目指し、段階的に行うことが必要である。(2) 合意形成のため地域住民や被害者団体との意見交換会を一二回行ってきた。これを踏まえ、八月三〇日に開催の第四回

与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会合で、政治解決による救済を希望する団体と司法による救済を希望する団体が、ほぼ拮抗していること、前者は、会員の高齢化や切迫した健康状況等から、早期救済の願いがあることを報告した。与党プロジェクトチームから、全面解決を目指し一二月の来年度政府予算案決定までに何らかの政治的決断を行うとの結論を得た。一九日には、水俣病問題に係る懇談会から、環境大臣に提言書が提出された。被害者救済・補償の恒久的枠組みの早期構築が明記されたことには、具体的救済策が示されると期待を寄せている。与党プロジェクトチームメンバー等の関係者に会い、救済策が早期に示されるよう理解を求めた。(3) ①熊本のイメージの確立と全国に向けた発信は、伝承されてきた数多くの火と明かりに関する祭りの統一イメージを確立し、全国にアピールする取り組みを始めている。県立大学の地域貢献研究事業として、熊本の食・水を全国区にするブランド化の検討が行われている。県内の大学等が連携した高等教育コンソーシアム熊本が一月に設立され、教育環境の向上を目指した取り組みが進められている。五月に南阿蘇えほんのくにが開催され、天草地域では、昨年度から福岡市内で天草フェアを開き、天草の特産品等の宝を、天草オリジナルブランド「天草謹製」として認定し、全国にアピールしている。これらの取り組みは、新幹線くまもと創りを紹介するDVDを作成して、元気づくりトークや全国の県人会等で活用し、情報発信を行っている。日帰り圏として関西・中国地方をターゲットにした戦略会議を立ち上げ、情報

発信に努める。②交通アクセスの強化は、広域交通体系の整備、道路等の基盤整備など、横軸としての交通アクセス強化も取り組んでいる（知事）。③熊本天草幹線道路は、九〇分構想の実現に向けて、重点的に整備している。現在、松島・有明バイパス約一〇kmの工事を、平成一九年夏までの供用に向け進めている。三月に整備区間の指定を受けた大矢野バイパスの約三kmは、工事着手に向け測量等の調査を進めている。瀬戸大橋を含む約四kmは、一六年三月に調査区間になり、整備区間の指定に向けた計画策定の基礎資料となる交通量調査などを進めてきた。本年度は、環境影響評価に係る基礎調査や地質調査を実施し、来年度以降もルート選定等に必要な調査を計画的に進める（土木部長）。（４）永青文庫は、日本にとってかけがえのない文化遺産である。常設展示を誘致することは、熊本県の文化・芸術の振興に資し、県民にとって、精神的な豊かさを身近に感じ、地域を理解し、愛する心を育てることにつながる。永青文庫側では前向きな姿勢を示していただいている。設置場所は、重要文化財公開施設として文化庁から承認を受け、永青文庫の展示・調査研究に実績があり、熊本城内に立地している県立美術館本館がふさわしい。熊本城築城四〇〇年祭が終了する平成二〇年五月までに、披露できるよう取り組みたい（知事）。（５）本県警察が検挙した来日外国人犯罪は、ここ数年は、検挙件数が一〇〇件以上、検挙人員が五〇人以上と、高水準で推移している。厳しい情勢に対処するため、他府県警察や入国管理局等関係機関との情報交換を行い、海外語学研修を実施して、語学力

を備えた捜査官の育成に努めている。入国管理局、労働局と連携して、セミナーを開催するなど、不法滞在、不法就労防止のための広報啓発活動にも努めている（警察本部長）。（６）多様で弾力的な教育課程の編成ができ、切磋琢磨（せつさくさま）の中で子どもの可能性を伸ばす教育環境をいかに確保するかを最も重視した。地域性には、県立高校適正規模下限の目安を念頭に、中学校卒業者数、地理的条件等を考慮し、再編整備を進める。諸条件も配慮し、小規模校であっても存続させる学校もある。中高一貫教育は、地域拠点校の強化から導入を考えている。まずは宇土、八代、玉名に導入し、成果や課題等を見て、次の展開を検討したい。学校の地域振興に果たす役割や学校経営の視点を考慮しつつ、最も重視したのは、教育効果の視点である。再編後の学校像の明確化は、個々の再編案件に関する学校像や学科構成等、イメージがわくものを提示し、地域の不安を払拭したい。これらの学校像や学科構成等は、実施計画策定や開校準備の段階で、地域の意見も聞き、具体的に検討したい（教育長）。（７）障害者自立支援法は、障害福祉サービス利用者や施設・事業所に深刻な不安を与えている。七月末から実施した影響調査では、法施行前に比べて利用者の負担額が増加し、施設・事業所は、通所施設を中心に収入の減少が見られるなど、影響が多岐にわたっている。国は、法施行後三年をめどに検討し、必要な措置を講ずるとしているが、政策提言を行い、責任を早急に果たすよう強く求めたい。とくに障害児は早急な対応の必要性があり、増加した負担額の一部を、緊急の措置として支援するこ

とを検討している。事業の実施主体である市町村と連携を密にして対応を進めたい。(8) 職員提案の表彰者と意見交換を行い、職員研修で私が講師を務めるなど、職員との対話に努めている。今年一月には、私から全職員に、メールで次世代育成支援対策の提案を募集し、多くの職員からの提案があった。県職員は大切な人的資源である。人事には、所属長との育成面接の充実、職員の能力・経験・業務実績を把握し、庁内公募制人事を活用するなど本人の希望も踏まえて、適切に人材登用、育成を図りたい(知事)。知事部局における管理職に占める女性職員の割合は、五年前から若干増え、係長級以上の役付職員の人数は、平成一三年度から八〇人増加している。新規採用職員に占める女性職員の割合は、近年では安定的に三割台を維持している。幅広い行政分野への配置に加え、部下職員を指導・育成しながら、県行政推進の中核を担う係長や班長への積極的な配置に努めるなど、管理職登用につながる効果的な取り組みを進めたい(総務部長)。主任制度を女性教諭が経験することにより管理職への自覚の芽生えを促したい。中堅研修等の充実も大事と思う。人事交流による教育委員会事務局等での行政職の経験を踏ませながら、女性管理職の登用率向上に努めたい(教育長)。(9) 飲酒運転防止徹底の通知をはじめ、七月に、警察本部職員を講師として、人事・服務の責任者に、飲酒運転防止に主眼を置いた研修を行い、全職員への周知を図っている。新たな防止策も幅広く検討・実施する。処分の厳罰化は、懲戒処分の方針を策定、公表し、懲戒処分例を明らかにし、職員の不

祥事防止、県民の信頼確保に努めている。とくに飲酒運転は、免職または停職という厳しい姿勢で臨んできた。職員には処分の対象行為の点検を行い、より厳正な処分となるよう見直しを図りたい(総務部長)。(10) 河川整備基本方針の策定に向けて、検討小委員会の審議が続けられている。審議を進めるに当たり、県民にわかりやすい説明と科学的、専門的な審議が尽くされるように求め、策定の内容、プロセスについて、国土交通省で県民に説明責任を果たすよう求めている。河川整備計画の策定やダム基本計画の変更といった手続きの中で、国土交通省から県に対する協議が行われるが、それらの協議に備えて、川辺川ダム総合対策会議で、ダムをめぐるさまざまな課題の検討、整理を進めており、しかるべき時期には県としての判断を示すことになると考えている(知事)。

鬼海議員は次の内容の質問を行った。

(1) 熊本の力の認識と地域経済確立の方針について。① 商工業に体力を持たせるための県政としての政策誘導、支援策が緊急かつ重要な課題で、平成一九年度にかけての新事業をどうするか議論すべきである。産業動向をはじめ熊本の力をどう認識し、地域経済確立の道筋をどう考えるか。② 東アジア諸国との結びつきは、熊本県における経済政策の戦略的課題でなければならない。県内の力を結集して目的に進むべきである。東アジアに向け、熊本県知事として、関係強化のための強いメッセージを発信してほしい。交流強化と具現化の考え。③ 上海で

の活動をどう位置づけているか。上海に向けたJ Aなどの農産物の消費拡大の取り組みや、中国各地への進出企業がこれまでになく多くなり、市場としての可能性が高まっている中で、事務所機能を強化する意思はないか。(2) 三角港の再興について。①島原―三角間フェリーの運航が打ち切りになった。三角港振興協議会で打開の道が探られているが、三角港と周辺地域の再興に向けたプロジェクトをつくり、県の指導性を発揮してもらえないか。②アジアに向けた観光戦略と三角港の観光拠点港としての確立について。築港に外国との深いかわりを持ち、歴史と学術性を有する三角西港は、観光拠点として整備が図られ、再興の可能性に強く期待している。熊本県のアジア向けの観光戦略について知事の考え。③三角港港湾整備の現状と今後の見直しについて。観光拠点の西港地区、荷役とフェリー岸壁を有する際崎地区、マリナーの波多地区、小型漁船の戸馳地区と関連させながら総合的な開発整備が進められてきたが、事業達成一〇〇％に満たない。三角港港湾整備の現状と今後の見直し。④ポートセールの商工部局への業務移管について。自律的な行政システムの改善が必要で、ポートセールズを所掌する部署を見直す必要がある。(3) 福祉の諸課題について。①障害者自立支援法は、十分審議を尽くすこともなく、一〇月から全面施行されることになった。九月一四日には、障害者団体から、六万一、〇〇〇人の署名を添え、県としての利用者負担軽減の支援が要望された。深刻な不安が重なる中で、三年後の改正を待てない状況である。もう一歩突っ込んだ知事の考え

を聞きたい。②松橋の小規模作業所は、この法施行を受け、さらに大きな負荷がかかることになった。支援を行っている県もあり、熊本もやればできると思う。緊急避難的に県が支援する場所をもっとあるのではないか。知事の見解を聞きたい。(4) 医療制度改革関連法は、医療費を削減するためにつくり上げた、実に乱暴な制度改正と思う。最も問題なのは、療養病床の再編成である。①特殊疾患療養病棟が、六月三〇日に廃止された。医療の自身の低下、入院環境に精神的な負担が増すことが心配され、入院場所を見つけることは大変な状況になることが懸念される。これらの問題を、どう把握し、取り組んでいるのか。②療養病床の再編成に係る受け皿づくりを含めた、地域ケア体制の整備方針づくりをどのように進めていくのか。それぞれの圏域における施設整備計画の見直しはどうするのか。③療養病床の受け皿として、介護老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホームなどが想定されている。有料老人ホームは、現行法上は実質届け出制となっており、施設の基準等は、県で定める指導指針による行政指導のみで、法令等による強制力がない。何らかの強制力のある施設基準を設けるなどの措置が必要ではないか。(5) 七月一五日、川辺川新利水計画策定にかかわる事前協議において、調整役であった県は、農水省新案、既設導水路活用案の方向で絞り込み整理するとした、事実上の終結宣言を行った。事前協議制は、関係者全員の合意を得ることができない中で、もろくもついでに去った。地元事業組合などが農水省新案に基づく事業推進を国に要望する一方で、相良村は事業不参

加を表明するなど、事態は膠着状態にある。事前協議のこれまでの歴史と意義について、どう総括し事態打開に向けてどう取り組むのか。(6) 原油価格の高騰がさまざまな民生分野に影響が広がっている中で、生活不安を解消する上で対策を講じることが必要になった。①原油価格高騰への影響調査はされているのか。②県民への安定供給の確保と価格の安定対策をどうとらえているのか。③中小企業、農林漁業者向け資金融資等金融支援についてはどうか。セーフティネットのための相談窓口の設置はどうか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①製造業は、三つのフォレスト構想を策定し、戦略的な施策展開を図ってきた。今年度は速いペースで企業誘致が進んでいる。製造品出荷額は、平成六年からの一〇年間で七・六％増加し、全国で一〇番目の高い伸びを示し、一人当たりの県民所得も、近年全国順位を上げている。自動車産業、ソーラー関連産業、国内二輪車生産等のビジネスチャンスにも対応し、農工連携や医工連携といった時代のニーズにも対応し、重点五分野を中心に製造業の振興を図る。観光産業の振興も九州新幹線鹿児島ルート^{（長）}の全線開業をにらみ、県内全域で観光資源の磨き上げに取り組んでいる。来月から、ＪＲ九州、長崎県と連携し、観光キャンペーンを展開する。空洞化が懸念される中心市街地は、まちづくり三法の改正を踏まえ、商店街の魅力づくりをソフト、ハード両面から積極的に支援し、産業支援サービス業等立地促進補助金を活用して、サービス産業の誘致、振興に取り

組む。②昨年一月に、上海市で、県内企業二二社が参加して展示会や商談会を開催し、トップセールスを行った。上海市政府との関係強化に努めている。熊本大学が上海市に事務所開設し、大学や研究機関と国際協力関係を構築しており、県も連携していく。国際的な人的ネットワークの構築は、中国・広西壮族自治区等からの県費留学生を県内の大学に受け入れ、留学生インタナシッブ事業や海外技術研修員受入事業等を実施している。環黄海経済・技術交流会議には毎年県・企業の関係者が参加し、五回目から、環黄海産学連携学長フォーラムが併催され、県内の大学も会議に参加し、積極的な交流を進めている。東アジア地域への輸出の促進は、九州各県が連携して商談会や物産展を開催し、産品のＰＲと販路の開拓を進めている(知事)。(3) 平成二六年一月から、現地情報の提供や専門性の高い相談等の業務を、ビジネスアドバイザーに委託している。県内企業への現地ビジネスパートナーの紹介や企業情報の収集による事前のリスク回避等に成果を上げている。本県と上海市政府とを結ぶ現地の連絡拠点としても位置づけており、昨年の上海での本県販路拡大フェアへの上海市政府の協力、支援の取りつけなどにも成果を上げている。現在の体制を維持し、ビジネスアドバイザーを積極的に活用しながら、市政府との関係強化を図り、有益な情報提供や商談支援に努める(商工観光労働部長)。(2) ①昨年度は、宇城地域振興局で、三角町活性化のための検討会を開催した。ＪＲ三角駅と三角港や三角西港等との結びつきの強化を図り、ツアープログラムなどを提案し、推進

体制も取りまとめがなされた。熊本県立大学の地域貢献研究事業として、三角西港の現地調査などを行い、観光ルートなどを立案し、提案する予定である。三角港振興協議会に専門部会が設置され、第一回の会合が先日開催された。三角地域では、地域づくり団体等が、三角西港を活用した朗読会等の活動を行っており、主体的な取り組みの広がりにも期待していきたい。県は、地域振興の観点に立って、宇城市とも緊密な連携を図り、さまざまな取り組みをバックアップしたい。②東アジアは、今後の有望な観光市場として認識しており、観光パートナーシップアクションプランでも、東アジアをターゲットとした海外からの観光客誘致促進を重点プログラムの一つに位置づけている。九州観光推進機構でも、東アジアからの観光客誘致に向けて、九州のイメージ戦略を展開している。一月には、孫文と荒尾市の宮崎滔天との親交をテーマにしたテレビ番組が中国で放映される。各県では、その特徴を生かした独自の施策を展開しながら、東アジアからの観光客誘致を進めている。本県では、ゴルフツアー、アートポリスや環境等の教育旅行の誘致を進め、実績を上げている。案内板の四か国語表記、通訳ボランティアの育成も進めている。三角港は、宇城市と連携してクルーズ船誘致を行っている。七月から、上海を拠点にして、済州島と長崎とを結んだ日中韓周遊クルーズが運航されており、好調と聞いている。観光の視点からの三角港の活用について、宇城市や三角港振興協議会等と連携を図りながら、振興策を進めたい（知事）。③三角港は、平成四年三月改定の港湾計画に基づき、

老朽化した施設の整備を中心に港湾機能の強化を図っており、現在水深一〇m岸壁三バースのうち第一バースの整備を進めており、二〇年度の完成を目指している。休止中の事業は、今後の見通しを見極めながら対応を検討したい。西港地区の環境整備事業は、歴史的資産を生かした観光拠点として整備を進め、際崎地区の緑地整備も、宇城市の土地利用計画と整合を図りながら検討したい。取り扱い貨物量が伸び悩んでいる中で、宇城市、三角港振興協議会、関係団体等と連携をとりながら、取り扱い貨物量の増加を図り、三角港の整備のあり方も検討を行いたい（土木部長）。④ポートセールズは、港湾管理者である県、港湾が所在する市、港湾運送事業者、港湾振興関係者等が協働して、港湾利用の開拓や拡大を目指して展開するものである。本県では、港湾の実情を把握している土木部港湾課内にポートセールズの窓口となる班を設置して、商工・流通関係の経験がある職員を配置し、商工観光労働部とも連携して取り組んでいる。実効性のある業務執行体制となるよう、総合的な視点であらためて検討していく（総務部長）。（三）①障害者自立支援法は、新たな利用者負担、報酬体系の導入等が、障害福祉サービス利用者や施設・事業所に深刻な不安を与え、影響が非常に多岐にわたっている。法施行後三年をめどに検討し、必要な措置を講ずるとしているが、県は、できるだけ早く制度改正が行われるように、国に政策提言を行いたい。とくに障害児については、早急な対応の必要性があり、増加した負担額の一部を、緊急の措置として支援することを検討している。障害者には、影

響調査の結果を踏まえ、事業の実施主体である市町村とも連携を密にし、対応を考えたい。②従来の小規模作業所には、市町村地域活動支援センター、自立支援給付サービス事業所、小規模作業所のままで続ける、三つの移行方法が示されている。実態調査が必要で、小規模作業所を運営した人や、利用者が、どのタイプの活動、選択肢の中に移行したいと考えているか、把握することが前段階と思う。地域振興局を含めて、積極的な移行支援をしたい。(4)①七月以降は、八医療機関が療養病床に、二医療機関が一般病床に切り替えて運営されている。特殊疾患療養病棟に入院していた人は、医療機関から患者や家族に事前説明が行われ、診療報酬の見直しにより退院した人はいない。県としては、同じ病院内でスムーズに療養病床や一般病床への移行がなされたと理解している。新たに入院が必要な人には、適切な医療を受けることができるよう、積極的に相談等に応じていく。②国の地域ケア整備指針に基づき、平成一九年秋をめぐりに、地域ケア整備構想を策定する。熊本県は、国のモデルプラン策定団体の一つにされている。整備構想の策定に当たり、入院中の患者の状態、医療機関の意向を把握するため、今年中に療養病床アンケート調査等を実施し、状況把握を行った上で、施設整備計画の見直しを含む整備構想の策定を行い、転換のための受け皿づくりを進める。③国は、老人福祉法改正により、行政による立入調査権限の付与、事業者による情報開示や入居一時金の保全措置の義務化等を行っている。設置は依然として届け出制度であり、建物や職員配置、質に関しては、強

制力のある措置・指導ができない。療養病床の転換先の一つが有料老人ホームと位置づけられたため、入居者の環境・安全の確保が図られるよう現状を把握すること、国に法的規制をする必要があることを提言しなければならない。(5)事業主体である農林水産省から、平成一九年度の本格工事着手、事業の行く末を判断する期限として七月一四日が示され、総合調整役としての県は、農水省新案に絞り込んで今後の手続きを進めると整理した。しかし、相良村の国営事業への不参加表明等により、農林水産省が一九年度の本格工事着手の概算要求を断念するなど、事業自体の先行きが不透明になったことは忸怩たる思いがある。地元市町村が利水事業をどう考えるかが基本であり、そのために、農林水産省が、地元に入って意見を酌み上げることが重要と考えている。県は、農家中心、地域融和に軸足を置きながら、国とともに適切に対応したい。事前協議の今後の取り扱い、すべての団体の合意を前提に進めてきたこれまでの経緯、引き続き総合調整役の役割を担い得るのかの検証を行い、利水事業の方向性が明らかになった段階で、関係団体の意見を聞いた上で判断したい。(知事)(6)①毎月公表されている消費者物価指数等とともに、県民生活等への影響把握に努めている。消費者物価指数では、全体としては目立った動きは見られないが石油製品価格の大幅な上昇と、一部品目では小売価格値上げなどの動きが見られる。県の消費生活センターには、苦情情報は寄せられていない。業務用の燃料価格の上昇に伴い農林水産業、運送業などでは経営に大きな打撃を受けているが、デ

フレ基調の中で価格上昇分を単純に価格転嫁できない側面もあり、今後の動向を注視する必要がある。冬場を控えて重油や灯油等の暖房用燃料の需要期を迎えるに当たり、県民生活や商工、農林水産等の庁内関係課による原油価格高騰に関する庁内連絡会議を設置し、関係情報の収集、実態の調査、対応策の検討等に取り組みたい。②影響を受けている業種に、制度融資等によって経営コストの低減や不安解消に努めているが、基本的に、安定供給、価格安定は、国が関連対策を総合的に展開することが必要である。県は、国の関連対策の動向把握に努め、関係団体と連携して対処し、石油依存の低減に向けた施策にもあわせて取り組みたい（**環境生活部長**）。③県では、昨年一月から金融円滑化特別資金による融資を行っており、これまでに一〇件、一億六、二〇〇万円利用されている。相談窓口は、平成一七年九月から、全商工会議所および商工会に、経営指導員が専門的立場からアドバイスを行う特別相談窓口を設置し、商工業者の相談に対応している。県と各商工団体との連携を図るため、原油高にかかわる連絡会議を設置するなど、適切な対応を行う（**商工観光労働部長**）。農業近代化資金や沿岸漁業改善資金等を活用しながら、省エネルギーに向けた機械の導入や低燃費エンジンの導入等に努めている。今まで農業近代化資金は単体では貸していなかったが、今回、重油代等の場合に限って、単独での融資について弾力的な運用を心がけていく。今までも振興局を相談窓口の中心としてきた。今後も、技術指導や制度融資、補助事業等に適切な対応をしていく（**農林水産部長**）。

水室議員は次の内容の質問を行った。

（１）小泉政治の五年間が地方に与えた光と影について。ポスト小泉に何を一番求めるのか。（２）今後の県政運営に関連して、①今後どこまで新たな改革にどのように踏み込んでいくのか。これからの財政健全化への見通しと今後の取り組みについて。今後の職員のさらなる削減にどのような方向性と姿勢で取り組むのか。②県立高校再編整備は、スタートからさまざまな問題を抱え、八方ふさがりの状況である。まず県の教育をどうするのか、教育の理念が必要ではないか。知事の考えはどうか。（３）教育問題。①高校再編整備について、教育委員会の果たす役割と教育の大改革に向う再編ビジョン。②定時制高校は、全日制の再編整備とは異質の体質を持ったもので、最大の配慮をする必要がある。いかなる方向性をもって取り組むのか。③高校再編整備の今後の進め方は、素案から格上げされる案へ、その後基本計画へという流れができていく。課題が多く、計画の変更、延期も視野に入れた取り組みが当然求められるが、どう考えているのか。④過去三年間にわたり、部活動に関する実態調査が行われているが、結果を示していただきたい。部活動の強化充実に向けた今後の取り組み。（４）県有財産の適切な運用。①大阪事務所の職員宿舍は昭和四八年に建築された。耐震改修の時期がやがてくるがどうするのか。②水前寺の知事公邸・公舎は老朽化し、耐震の問題もある。緊急時に危機管理の指揮がとれる場所であるべきではないか。庁内組織のワーキン

グチームで果たして適切な結論が出せるのか。(5) 職員の心身管理について。①過労死の危険ラインである月八〇時間を超える時間外勤務をしている職員が、平成一六年度一〇七人、一七年度には一四二人、うち一〇二人が産業医の保健指導を受けている。長時間勤務について早急に対策を講じる必要があるのではないか。②職員の心身の病の問題について。知事部局での平成一七年度、一〇日以上から九〇日以下の病気休暇の取得者は、前年よりも二四人増加し、四〇日以上での取得者は、知事部局が三七人、県立学校では二七人、小中学校では九二人にも上っている。今後はさらに増加の傾向が予想され、早急な対応が必要である。(6) 防災対策。①河川、海岸、道路、地すべり、急傾斜地崩壊、山腹崩壊などの危険箇所は、県全体で、二万一、八〇六か所と大変な数字である。(ア) 危険箇所の実態を知事はどう受け止めているのか。(イ) 危険箇所の全面的なチェック、見直し作業を、どう考えるか。(ウ) 職員の危機管理意識の向上については、どのような姿勢で防災対策に取り組むのか。②土砂災害に対する取り組み。(ア) 本県でも土砂災害防止法に基づき区域指定へ向け基礎調査が実施されているが、進捗は遅れている。現状と今後の取り組み。(イ) 土砂災害警戒情報の導入について、ソフト対策の中でも、とくに避難勧告の早期発令や確実な伝達が重要である。今後どのような対応を考えているか。(ウ) 土砂災害警戒区域の指定に至らなかった地域の今後の取り組み。③防災マップの作成について。風水害のマップ作成は一六市町村、土砂災害のマップ作成は一七市町

村、両方が一三市町村で、全国的に見ると大変遅れている。ハザードマップの整備が急がれる。今後の取り組み。④自主防災組織の整備は極めて遅れているが、取り組みについて。(7) 少子化対策。①県には、平成一八年に全国で初めて少子化対策課が設置され、非常に力を入れている。少子化問題に対する認識と今後の行政の果たす役割。②事業主等の行動計画策定状況。③育児支援などに取り組む企業に対して、企業に金融機関と連携しながら優遇的な融資制度の導入をどう考えているのか。④全国をリードする少子化対策をしていたきたい。(8) (要望) 医師確保の対策の推進。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) らい予防法違憲訴訟の控訴断念は、最も意義深く歴史的なターニングポイントである。三位一体の改革は、ばらばらであったというのが率直な感想である。国と地方の関係に初めて協議の場が設けられたことは高く評価する。小泉総理は政治的パフォーマンスが非常に多かった。新総理には、地方財政の充実強化、地方分権改革の理念に基づき、地域力を生かす点をしっかりと求めたい。道路特定財源の堅持は、地方の実情を踏まえた議論をしつかりやっていたきたい。少子化対策、次世代育成、社会保障の全般的な持続性に取り組んでいただきたい。(2) ①平成一七年度から重点施策システムを導入し、部局間の連携強化と成果重視の進捗管理に力を入れている。新たな民間活力の導入、職員のコスト意識の醸成を図り、将来の税財源の涵養も大切な視点として、企業誘致推進や産業振興による自

主財源の確保に努めている。職員数の削減は、県全体で、一七年度から五年間で四・八％、一、一七〇人を削減するという目標を定めた。削減には、県民サービスの確保を基本に、内部事務の効率化、民間活力の活用等による事務事業の減量化を図ることに対応する。②多くの要望書・署名・知事への直行便が届き、思いは受け止めている。少子化の中、県立高校の再編整備は避けられない。地域の意見を踏まえ、双方向のやりとりで、子どもたちの将来を考え進めてほしいと柿塚教育長に伝えた。よい形で今後とも遂行されることを願う（知事）。(3) ①県立高等学校教育整備推進協議会設置以来、教育委員会は研究を重ねてきた。少子化と県立高校の小規模化という状況変化の中、県立高校の再編整備は避けられない。個々の再編案件への意見や要望を計画策定に当たって考慮し、論議を尽くしたい（教育委員会委員長）。②県立高等学校再編整備等基本計画素案では、四つの整備案件を示した。再編対象としている学校関係者の意見も聞きながら、関係計画の策定やそれに基づく再編統合等を進めたい。③地域説明会や個別の説明会、議会の議論も踏まえ、慎重に検討していく。九月に予定していた教育委員会での基本計画案の審議を一〇月以降に延ばしたところで、計画の策定スケジュールは、地域や議会の議論の状況等も見ながら、拙速という批判が和らぐよう、再検討したい。④県内の約七割の中学生、約五割の高校生が部に所属し、教職員の約六割が顧問として指導に当たっている。部員不足への対応として、学校体育団体との連携による複数校合同チームの大会参加、指導者講

習会の充実、外部指導者の活用などの取り組みを行い、本年度は、運動部活動指導の手引作成委員会を庁内に設置して、運動部活動の指針を作成している（教育長）。(4) ①大阪事務所の職員住宅の取り扱い、平成一八年度中の方針決定を目指している。建物の耐用年数が約一五年残っており、建て替えという選択はとり難い。県有施設の耐震化に向けた取り組みなどにもらみ、総合的に検討すべき課題で、早期の方針決定を行いたい（商工観光労働部長）。②知事公邸および水前寺二丁目宿舍は、耐震強度の問題に加え、老朽化も進んでいる。七月に庁内連絡会議を立ち上げ、検討を進めており、年度末までに庁内の考え方を取りまとめた。必要に応じ外部の有識者等も含めた検討委員会を設けるなど、幅広く検討したい。(5) ①多忙な職場への応援制度、夜間に業務がある職員の勤務時間を弾力的に運用できる制度を導入している。月八〇時間を超える勤務時間をせざるを得ない職員は負担軽減策を検討し、産業医の面接による心身の健康のケアを行うなど、細やかな対応をとる。庁舎内で健康およびストレスに関する相談ができる体制も整えている。②平成一七年二月に、心の健康づくりのための指針を策定した。全職員を対象とする研修会を今後も実施していく。職場内で、所属長は、職員の心のケアや産業医との連携、産業医は、職員の相談対応や主治医との専門的な連携という役割の明確化を図り、職場外でも、民間医療機関との連携によって相談機能の充実を図っている（総務部長）。平成一七年度、一八年度に、県立学校、小中学校校長を対象に、教職員の心の健康づくり対

策の研修を実施した。医療機関に相談できる環境づくりやメンタルヘルス研修への講師派遣、職場復帰のための訓練の実施など、支援に努めてきた。各学校の産業医、学校医等と連携を強化したい。新たに教職員の心の健康づくりのための指針を策定、配布して、心の健康づくりの推進体制を充実させ、適切な健康管理がなされるよう努めたい(教育長)。(6)①(ア)緊急性の高い箇所か、早急な対応を要しないが定期的な観測を行う箇所か、峻別して対策を講じることが肝要である。(イ)国が定めた調査要領等に基づき一定期間ごとに調査を行っており、調査対象を拡大するなどの措置を講じ、把握に努めている。(ウ)県統合型防災情報システムの構築や、二四時間即応体制の確立、幹部職員の勤務地居住等、危機管理体制の強化に取り組んできた。県総合防災訓練や防災情報伝達訓練等を随時実施している。県民への防災情報の提供や防災意識の啓発などを通じ、自主防災意識を高めながら、ソフト・ハード対策を効果的に組み合わせ、総合的な防災、減災対策を推進していく(知事)。(2)(ア)平成一七年度末までに約八六〇か所の基礎調査を終えた。区域指定は、準備の整った箇所から指定を進め、一八年八月までに、水俣市を含む六市町において一四五か所を指定している。(イ)一五年度から対象の市町村を拡大しながら試行しており、試行結果を検証して、運用の規定、基準の策定等を行い、一九年の九月までの本格運用を目指す。(ウ)急傾斜地崩壊危険箇所は、国土交通省が定めた点検要領に基づき、選定しているため、人家がなく、工場や作業所等だけしかない箇所は位置づけていな

い。国の動向および各県の状況等を参考にしながら検討したい。③ハザードマップは市町村が作成するが、県は基礎となる洪水・高潮による浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定を進め支援している。浸水想定区域図、二一年度までに、ハザードマップ整備に必要な一六八の河川、三四四の海岸について完了させたい(土木部長)。(4)防災セミナーの開催、啓発パンフレットなどの活用等を行っており、一月には、初めて自主防災組織結成促進県民大会を開催するなど積極的に啓発している。本年度は、自主防災組織活動推進協議会を設立して、地域防災リーダーの養成など、結成促進に向けた事業を行う(総務部長)。(7)①少子化対策は、基礎自治体としての市町村の役割が大きいという観点から、トップセミナーを行ってきた。本県独自の取り組みとして、妊娠、出産から産後に至る連続したサポート、母親の心のケア推進事業等、早期支援に取り組んでいる。地域・企業でも子育てを応援する者を増やす観点を持ち、くまもと子育て応援の店・企業推進事業をスタートさせた。海外の事例をもとに、国に提言を進めている(知事)。(2)平成一七年度の三月に、くまもと子育て・子育て応援大作戦を策定した。県内の市町村でも行動計画が策定されている。県内の企業における策定状況は、義務づけられている従業員三〇一人以上の企業一二四社は、すべて策定している。(3)商工中金で、子育て支援に貢献している企業に対する金利の優遇措置、制度が創設され、一定の要件の下、貸し付けの際に金利を優遇されている。くまもと子育て応援の店・企業推進事業で、子育てとくと

く・あったか・従業員応援団に登録した企業も融資制度の対象になる。④今年度から、子ども連れの買物客に料金割引等を行う企業や店を応援団に登録する取り組みを始めている。九州北部五県で連携して、共通のシンボルマークを使用する全国初の試みである。県では、親が育児不安や孤立に陥ることなく、自信を持って楽しく子育てできるよう支援する親育ち支援をキーワードとした取り組みを進めている（健康福祉部長）。

【一般質問】

九月二五日に渡辺利男（県民クラブ）、松田三郎（自由民主党、岩中伸司（新社会党）、二六日に佐藤雅司（自由民主党）、大西一史（無所属）、池田和貴（自由民主党）、二七日に荒木章博（無所属）、荒木義行（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政

（１）格差社会に対する知事の所感について。小泉政権の五年間で、社会のさまざまな格差が拡大した。正規雇用者と非正規雇用者の生涯賃金格差は約四倍になり、貧富の差の拡大は、教育の場でも顕著で就学援助は年々増加している。障害者自立支援法は、弱い立場の人を苦しめる悪政としか言いようがない。多くの弱者が最後の望みをかけて頼るのが地方自治と思う。格差社会が進展する日本の現状に対する知事の所感、弱者のために、地方自治の責任者としての決意を尋ねる（渡辺）。（２）平

成一二年、地方分権一括法が施行されたが、真の地方分権を実現する改革にはほど遠い結果に終わった。国と地方の役割分担を見直し、地域のことは地域自身が自主的、総合的に担うとの地方分権改革の取り組みは喫緊の課題である。地方分権改革の推進についての考え（松田）。（３）熊本県行政情報化推進計画は、二〇〇四（平成一六）年度までの四年間を計画遂行年次として進められ、二〇〇五年度から二〇〇七年度までの熊本県総合情報通信高度化計画、くまもとユニバーサルITプランが実行されている。①パソコンの文書管理システムについて、パソコンでの決裁はどの程度達成されているのか。ペーパーレス化、職員の事務軽減の現状。②住民基本台帳ネットワークシステムについて、住基カードの普及率は、今年三月までで人口比〇・七％にすぎない。現状と評価。③電子申請受付システムの実績と今後の見通し。④国策で進める地上デジタル放送化について、アナログ放送の継続やデジタルテレビの低廉化など、国の対応を強く求めているかなければならない（岩中）。（４）災害時要援護者への支援。①国は、平成一七年三月に、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定し、市町村に避難支援計画の策定を要請した。現在の市町村の避難支援計画の策定状況。②避難支援者に対する要援護者の個人情報提供について、ガイドライン策定が要請されている。整合性と情報共有（荒木義）。（５）九州のナンバーワンを目指した熊本づくりについて。新幹線時代、道州制論議の高まり等を踏まえ、どのようにして本県の拠点性を高め、九州の中で確固たる地位を占めようとしているの

か（佐藤）。（６）熊本市の政令市への取り組みに対する県の支援。①合併新法下での政令市移行のタイムリミットである平成二三年三月末までに、熊本市に、具体的にどのような支援をするのか。②熊本市が三年半後に政令市になったと仮定して、県の事務事業や人員配置の影響など、具体的なシミュレーションを県庁全体で行ったかどうか。（７）平成一六年六月に二人副知事制になり、二年が過ぎた。具体的にどのような成果があったのか。地方自治法が改正され、副知事の権限強化ができるようになったが、今後二人の副知事にはどのような役割を担うのか（大西）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）県政を預かる者として、社会保障制度の社会福祉施策の充実に努め、県民の雇用と所得の確保に的確に対応していかなければならない。企業誘致に取り組み、中小企業の技術力強化や農林水産業の振興等に力を入れている。生活困窮者へは、国が対応しなければならぬが、それだけでは対応できない地域の課題がある。自治法改正、分権一括法の推進には、県、市町村、ＮＰＯとともに役割を担う必要がある。障害者自立支援法も、検証や見直しを国に強く求め、県独自の対応を財政課も入れて精力的に検討している。（２）地方分権一括法は、わが国の地方自治制度において、国と地方が対等な関係に立ち、地方の自己決定、自己責任の考えが個性ある地域づくりにつながり、民間へ多様な広がりが出ており、成熟した市民社会へつながっていく素地ができた。反面、権限や税源の移譲は

進んでおらず、機関委任事務は廃止されたが、自治事務は、補助負担金や規制による国の過剰な関与が残った。法定受託事務も県政の課題を処理していく上での隘路（あやう）となった。骨太方針２００６には、関係法令の一括した見直しや、国と地方の役割分担の見直しが盛り込まれた。国に速やかな制定を要求したい。新たな分権改革を確実に進めるため、地方六団体の代表が参加する地方行財政会議を設置し、地方の意見を反映させる必要がある。全国知事会と行動をとにし、熊本県自治体代表者会議等にも呼びかけ、県選出国會議員に理解・支援を求めながら、国に働きかけたい（知事）。（３）①パソコンによる決裁率は、平成一五年度の調査で、約七割程度と推定される。本年七月の一分月分では、約六割が電子決裁となっており、一八年度の年間目標値四〇％を上回るペースで進んでいる。ペーパーレス化は、文書管理システム導入の後、電子的に受付や起案・保存等を行った文書の件数は、現在までの累計で約二七万件となっている。職員の事務負担軽減は、一八年度は、全体で約二万三、〇〇〇時間、職員一人当たり年間約四時間の時間短縮効果を見込んでいる。②一七年度の行政機関の利用状況は、国では約三、〇〇〇万件、県では約三万六、〇〇〇件ある。住民基本台帳カードの発行枚数は、人口比で〇・四八％となっている。阿蘇市や錦町では、地域通貨事業に利用するなど、新しい取り組みも始まっており、住民基本台帳ネットワークシステムの利活用は広がると考える（総務部長）。③電子申請受付システム、いわゆるよろず申請本舗は、昨年三月に一部運用を開始

し、本年三月末に二五三種類の申請や届出が可能となった。本年八月末現在で、県と市町村合わせ六七六件である。二〇年度までに約二、〇〇〇の手続きを目標にしている。利便性が実感でき、安心して利用できるよう開発を進めたい。④デジタル放送は、災害時の緊急情報伝達、地域観光情報の発信等での活用が期待できることから移行は必要である。テレビ受像機等の価格低廉化等は、全国知事会等と連携して、国等に提案・要望を行ってきた。国に対し適時適切な対応を要請したい（**地域振興部長**）。④ ①一月に、災害時要援護者避難体制指針を提示して、市町村に支援計画の策定を依頼した。八月末には、七市町村が策定済みで、本年度中に一四市町村、来年度中に二七市町村が策定する予定である。要援護者に対する個別計画は、全体計画の策定がなされた後、順次策定する。②国のガイドラインの趣旨を踏まえ、四月に、市町村に、福祉関係部局等が保有する要援護者情報を防災部局、自主防災組織や民生委員等の避難支援に携わる者との間で共有するよう依頼した。八月には、説明会を実施し、要援護者の個人情報上の積極的な共有の働きかけを行った。今後とも、早期の支援計画の策定を促進したい（**総務部長**）。⑤九州における拠点性を高めていくためには、社会経済活動のための交通インフラを整備し、強みとすることが急務である。九州新幹線全線開業というチャンスを生かし、道路整備、海、空も含めた交通ネットワークを拡充することにより、人材、資金、情報という資源の集積が図られ、企業立地が進み、県民の雇用と所得確保、税源涵養につながる。道州制の

本格的な論議の中で、九州における本県の存在感を意識し、さらに取り組まなければならない。⑥ ①具体的な政策を含めたまちづくり構想を、熊本市が研究会で、周辺市町村に提案し、理解を得ることが必要である。県は、研究会に参加し、都市圏ビジョンやまちづくり構想の策定等に適切な助言を行いたい。政令市の効果も、周知啓発に努め、合併機運の醸成を図っていく。②政令市の必要性は、県職員も認識していると思う。情報の共有化に努めていく。県行政に及ぼす影響等は、調査研究を引き続き重ねていく。⑦役割分担により、重要事項に関する協議が迅速化し、意思決定がスムーズになるなど、着実に県政を推進することができた。今後の役割は、法改正の趣旨を踏まえ、法律が想定している具体的な内容、熊本県において知事の権限の一部を委任できる事務を整理していく必要がある、必要な項目についての委任等も施行したい（**知事**）。

川辺川問題

① ①治水面について、球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会第六回で基本高水^{たかみず}のピーク流量の取りまとめがなされた。基準地点を人吉と八代の横石の二地点とし、安全度を人吉八〇分の一、横石一〇〇分の一とする、その場合のピーク流量を人吉毎秒七、〇〇〇トン、横石毎秒九、九〇〇トンとするものである。② ①決定過程の議論で、知事は、過去に毎秒七、〇〇〇トンを超える洪水は起きていない、八代は八〇分の一で十分、生命・財産を守るために治水対策は必要だが、膨大な費

用や深刻な環境破壊を招いていく結果にもつながる、また、国交省が提出した資料に関して、データや算出方法に不可解な点がある等の発言をしている。(イ) 基本高水のピーク流量を決める過程の説明と結論について、知事は理解し納得しているのか。これを委員会の結論とし、決定したという認識があるか。(ウ) 次回以降どのような考えで小委員会に臨むのか。②利水については、国営事業の成り行きとは別に、県独自の農業政策があるはずである。球磨川北部台地の農業についての考え(松田)。(2) ①球磨川水系の治水について。九月六日の検討小委員会の結論は最終的なものか。雨量時間の変更、基本高水流量について、いつ、どこで国交省の説明があるのか。小委員会の感想と今後の球磨川水系治水対策についての見解。②利水事業について。五月に農水省が提案した新しい利水案は、六月から再開された事前協議で、最終的にはダム利水案ではないかとの川辺川利水訴訟原告団の農水省への追及や、相良村の事業費負担等の問題もあり、事前協議は中断した。相良村は七月末に国営利水事業への不参加を表明している。地方の農家をしっかりと支援していく利水事業にすることが大切である(岩中)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①(ア) 国土交通省が、人吉地点の治水安全度について、十分な議論がないまま一〇〇分の一に変更になったことに、合理的理由を明確に示すことが必要と発言した。治水対策については治水の根幹となる基本高水には、さまざまな算出方法があり、結果にも大きな幅があること、ハード対策に偏り過ぎる

ことで、必要以上に過大な対策にならないかとの懸念からである。(イ) 基本高水を算出するまでの過程で、科学的に解明されていない部分や経験に頼る部分が多く、妥当性を理解しづらく、県民の理解が得られるかどうか疑問がある。国土交通省には、河川整備計画の策定には、県民の意見を聞き、理解を深めるプロセスを踏むように重ねて要請した。(ウ) 河道への配分流量および洪水調節施設での調節流量や河川環境が審議されていくが、球磨川流域の治水対策の必要性と地域の実情を踏まえ、県民にわかりやすい審議を求めていく(知事)。(2) 球磨川北部台地営農基盤づくりの推進の中で、暫定水源を活用した新規作物の実証試験に取り組んでいる。新たな作物を導入することにより、経営の安定を期待する農家も出ている。実証事例の成果も考慮した作業の見直しをとっていく。また、球磨川北部台地営農支援プロジェクトチームの活動をさらに活性化させ、JAの農業支援センターを核とした農地流動化にも取り組み、農業振興に努めたい(農林水産部長)。(2) ①内容は(1) ①に同じ。

②事業主体である農林水産省から示されたぎりぎりの期限の中で、農水省新案に絞り込んで今後の手続を進めていくと整理した。しかし、相良村の不参加表明等もあり、農林水産省は、来年度本格工事着手のための経費の計上を断念するなど、事業の先行きが極めて不透明となっている。地元が利水事業の行く末をどのように考えるのが基本であるし、農林水産省が、地元の見解をくみ上げることが重要と考えている。農家中心、地域融和という視点に軸足を置き、引き続き国とともに対応して

いく（知事）。

農林水産業

（１）牛乳の消費拡大と食育について。①全国的に消費者の牛乳離れが進み、牛乳向けの生乳生産量は減少傾向にある。消費拡大の取り組みを、全県的に強力に展開していくべきではないか。それぞれの分野で数値目標を定めて成果を積み上げる必要がある。牛乳消費拡大に対する取り組みをどう展開するか。②わが国の骨粗鬆症患者は増加している。牛乳の消費量の減少は、発育期の食育にとつて問題だととらえ、対策を講じる必要があるのではないか。小中学生を対象とした骨密度検査ができないか。学校給食の管理や食に関する指導を一体的に行うため、栄養教諭を全学校に配置していただきたい。年次計画はどうなっているか（渡辺）。②原油高による農林水産業への影響と対策。①国際的な原油高騰により、必要経費が増加しているが、県内の農産物は海外との厳しい価格競争にさらされているため、作物価格への転嫁が非常に困難である。将来の本県農業に大きなマイナス要因となる。農林漁業者へどのような支援や指導を行っているか。②本県は、豊富な木質系バイオマス資源に恵まれているが、農林水産業のエネルギー源として活用することをどう考えているか（池田和）。③第三回全国育樹祭が、来年本県で開催される。①どの程度準備が進んでいるか。②林業関係者以外の参加も得て、森づくりの大切さの理解を求める機会にすべきと考えるが、どんな取り組みをするの

か。成果を県民にどう還元するのか（佐藤）。④（要望）酪農や肥育農家の経営規模が拡大し、飼料畑の増加が追いつかず、トウモロコシなどの濃厚飼料だけでなく、牧草などの粗飼料の輸入も増えている。飼料自給率の向上について、さらなる努力をお願いする（荒木義）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①牛乳の消費拡大に向けて、畜産課職員による宣伝隊の結成や県の会議等での牛乳飲用の呼びかけ、牛乳が持つ効用や機能性の周知に努めている。五月には、国への需要拡大に向け要望を行った。酪農関係団体も、一日に三回は乳製品を食べようという趣旨の３－Ａ－ＤＡＹ運動や、牛乳を使った料理の開発、講習会の実施、学校への読本やビデオ等の啓発教材の配布、中学生を対象とした二五〇cc牛乳パックの導入を展開中である（農林水産部長）。②骨密度の検査は、県牛乳普及協会が中学校を対象として行う事業があり、昨年度は二校、三〇七人が受診し、本年度は三校で予定している。拡充に向け取り組みたい。栄養教諭は、平成一九年四月一日から配置する予定で、今定例会に熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例等の改正を提案した。平成二二年度までに、小中学校は各市町村一人、県立養護学校等は数校への配置をめどとして、関係機関と協議したい（教育長）。②①施設園芸関係では、ハウスの保温効果を高める技術指導や効率的な保温方法の開発、暖房効率を高める循環扇の整備を進め、燃料に木くずを使用するボイラーの導入や漁船への低燃費エンジンの導入を支援している。五月に

は、原油価格高騰に係る連絡会議を設置し、重油高の影響を情報収集し、農林漁業者の経営安定に向けた支援を行っている。

②家畜排せつ物や汚泥から発生するメタンガスの熱源利用や廃食用油から精製したバイオディーゼルをトラック燃料にとり組みが、環境負荷軽減や経費節減に一定の成果を見ている。木質系バイオマスの利活用は、利活用計画を昨年三月に策定し、本年度は、製材所の残材をペレット化した製品を園芸施設の暖房用に利用できないか、県農業研究センターで試験研究を行う。

③①熊本県実行委員会を五月に設置し、基本計画に沿って、各専門委員会が実施計画の策定を進めている。本年度は、式典の演出や会場レイアウトの設定、宿泊所や輸送のためのバスの確保等について各専門委員会で検討を行い、ボランティアによる会場の周辺整備や飾り花の栽培、木製プラントの製作などを進めている。②参加者は、ホームページや新聞広告等を通じて、広く募集する。県民参加による森づくりの機運を高める機会として、林業・木材産業関係者に、生業に取り組む勇氣や励みとなるものにした（農林水産部長）。

商工業

①企業誘致に向けた施策について。①企業誘致を迅速に進める施策のインシアチブを商工観光労働部企業立地課がどれほど持っているか、どれだけの思いがあるか。②北熊本サードビススマートインターの必要性をどう思うか。どういうスケジュールで進めるか。③中九州横断道路について、九州自動車

道側から整備区間に格上げしたかどうか。国から、九州自動車道側から大津までの整備区間格上げに熊本県は協力するかと問合せがあったらどう答えるか。②大型店立地に関するガイドラインについて。①地域貢献の取り組みの実効性確保について、ガイドラインをどう評価しているか。一万㎡以上の企業が地域貢献計画を提出しているが、どう検証するか。第三者評価委員会を立ち上げて、検証・発表し、評価する仕組みをつくったかどうか。②ガイドラインが、適用にならない企業に対しても協議会が設置できないか。一万㎡未満の大型店も、五、〇〇〇㎡以上、五、〇〇〇㎡以下という二段階に分けることができるか。③くまもとファイト資金の今後について。①くまもとファイト資金は、無担保で第三者保証人が要らない融資で、今年で三年目である。経済常任委員会が終わらせたい旨の答弁があったが、まだ必要と思う。今後どうしていくのか。②国は来年度中に、信用補完制度見直しの一貫として、金融機関にも貸し倒れリスクを部分的に負わせる責任共有制度を導入する。金融機関の貸し渋りなどの影響が懸念されるが、くまもとファイト資金、各制度融資では、担保、第三者保証人はとられている。どう推進していくか（荒木義）。④観光振興について。①韓国については、菊池市と清原郡との観光交流協定があり、蔚山市の観光局長、文化スポーツ局長、MBCの社長を訪問している。熊本と韓国・蔚山との交流をメディア戦略に積極的に使っていくべきではないか。②熊本・ソウル線の振興について。アジアナの利用率が低迷している。積極的な施策をや

るべきと思う。③加藤・細川展の展示について。機関をつくって確かなものを展示することが必要である。④永青文庫については、受け入れの組織をつくって、きちんとしたものにするべきである（荒木章）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①企業を誘致し、企業が工場等を建てるまでには、立地場所や業種等にに応じて、多数の法令等が関係するため、関係部と連携をとり対応している。商工観光労働部も、誘致企業ごとに担当者を決め、東京事務所、大阪事務所を通じて、関係情報をいち早く入手、提供するなど、企業の要望に迅速に対応できるように取り組んでいる。昨年度から、新規工業団地建設のために職員を増員し、自動車関連企業の誘致を強化するため、大阪事務所に企業誘致担当の職員を増員した。今後も、積極的にトップセールスを行い、庁内各部にまたがる施策に対しても、商工観光労働部が中心となり、迅速かつ効果的な対応をとり企業誘致に取り組む（商工観光労働部長）。②スマートインターチェンジの設置は、産業振興、地域づくりに有効な取り組みであり、設置の可能性を調査している。北熊本サービスエリアは、設置効果が高いと考えており、早急に採算性や役割分担、周辺道路を含めた安全性等を検証したい。③中九州横断道路の熊本市から大津町までの約二・一kmは、調査区間として国でルートが検討されており、整備区間への格上げの重要性は認識している。中九州横断道路の全体の展開を踏まえ、整備区間指定については、地元自治体と連携をとりながら、国と一体となって取り組

みたい（土木部長）。（２）①昨年一二月の施行後、二一店舗すべてから地域貢献計画書の提出があった。地域貢献に積極的に取り組む大型店の姿勢が感じられる計画となっており、ガイドラインの効果は表れている。計画は、意見や相談に対応する窓口が設置され、県のホームページ等を通してチェックできるようになっており、一定の実効性は確保できる。外部評価導入に当たって課題を整理したい。②一万㎡未満の店舗は、地域の実情に応じて市町村が対応するのがガイドライン策定時の考えである。一万㎡以上の大型店には、開業から二年間、地域貢献に関する協議会の設置、既存店には地域貢献窓口の設置を求めている。既存店には自主的に協議会設置を進めているところもある。市町村における独自ガイドライン策定の動きを見極め、よりよいガイドラインへの改善に向けて取り組む。（３）①平成一九年度中に責任共有制度の導入が予定され、県のすべての融資制度に融資条件等の見直しが必要となるため、くまもとファイト資金も現行スキームのままでの継続は困難である。中小企業金融の多様化、円滑化を図るため、今後とも、不動産担保や第三者保証人に依存しない融資の充実に努める。②現在制度融資の条件としている第三者保証人の取り扱い、中小企業者の負担軽減を図る観点から、制度改正を行い、来月一日以降の融資申し込みから不要とする。（４）①観光客誘致策として、一〇月から、ＪＲ九州および長崎県と連携したキャンペーンを展開することにしており、熊本市と連携をとり、熊本城築城四〇〇年を含めた観光ＰＲを行っている。メディア戦略は、韓

国、中国などの東アジアへの九州の認知度を高めるため九州観光推進機構で、九州のイメージ戦略を展開している。県の独自策として、ゴルフツアーなどを中心に、雑誌・テレビなどへ積極的な働きかけや要望に応じた取材協力を行っている（**商工観光労働部長**）。②ソウル線就航以来三年経過し、順調に利用者数が伸びている。韓国への旅行は、福岡空港等を利用する利用客も多いが、さまざまな利用促進策を行っている。積極的な振興策に取り組みたい（**地域振興部長**）。③特別展の在り方を検討する会を設け、意見の集約を行っている。関係資料等も、県外の関係先で調査を行っている。魅力のある展示会になるよう取り組みたい。④国宝や重要文化財等の貴重な収蔵品を受け入れる重要性を認識しており、受け入れ体制のチーム編成等も含めて万全を期したい。常設展示設置に向けた取り組みの中で、よりよいものにしていきたい（**教育長**）。

土木・交通

（１）シーニックバイウェイジャパン、日本風景街道は、全国に七二ルート、九州八ルート、熊本では、阿蘇くじゅうが平成一八年五月に国交省から支援されることとなり、取り組みが推進されている。阿蘇地域は、阿蘇小国郷循環バス、ぐるっとBUSの運行、携帯電話を活用して、観光情報、地域間移動の支援を行う阿蘇ナビプロジェクト事業などの取り組みを行っている。今後どのような支援策を考え、実施に移していくか（**佐藤**）。（２）（要望）熊本天草幹線道路の早期完成と瀬戸橋の渋滞

対策について。天草下島と上島を結ぶ瀬戸橋が非常に渋滞している。とくに栖本方面から旧本渡市内に入る車は、時間帯によつては、一・五倍から二倍近く増えている。時差出勤等ソフト面の対応ができないか、検討をお願いしたい（**池田和**）。（３）（要望）国道57号の四車線化、中九州横断道路について（**佐藤**）。（４）市街化調整区域の活性化について。①熊本市周辺の市町村に開発権を与えて、合併しやすい環境をつくることは、政令指定都市、道州制の州都に向かう都市をつくるのに大きく貢献する。線引き廃止が今後どうなるか。②集落内開発制度の内容を説明いただきたい（**荒木義**）。（５）談合問題について。県が発注した菊池高校の管理・教室棟と体育施設棟の二件の工事については、談合の事実を確認できなかったが、JV結成の情報交換が行われた疑いが否定できないとして、公正な入札は困難と判断し、入札が取りやめられた。県の判断は、当然と受け止めている。今回の事態をどう受け止めるか、談合の防止に向けてどう取り組むか（**大西**）。

これらに対する**土木部長**の答弁は次の通りであった。

（１）国は、日本風景街道戦略会議を設置し行動戦略を策定している。公募に、熊本・大分の民間団体と両県が共同で、阿蘇くじゅう・やまなみシーニックバイウェイとして応募し、全国でも第一弾のグループとして支援を受けることになった。県は、国および民間団体と活動計画を策定し、活動を運営する組織の設立準備を進めており、具体的な支援策を検討していく予定である。（４）①熊本市計画区域では、人口増加や産業進

展が見込まれ、市街地拡大の可能性が高いことから、線引き制度を維持する。市街地調整区域も、住宅開発型地区計画、産業立地型地区計画を定める場合の基準を示しており、集落内開発制度の創設も予定している。制度周知、技術的支援に協力したい。②建築物の敷地内の距離が五〇m以内で、五〇以上の建築物が連檐^{れんたん}していることなどの要件を満たす集落を指定して、一定の住宅、店舗面積が五〇〇㎡以内の日用品販売店舗等の建築を許可しようというものである。(5)県発注の工事で談合の疑いが生じたことは遺憾である。談合防止に向け、電子入札の導入や総合評価方式の試行、条件付き一般競争入札の拡大など、入札制度改善に取り組んでいる。業界にも、法令遵守徹底の働きかけを行い、県民の信頼回復に努めていく。

地域振興

(1)新幹線全線開業を見据えた交通体系の整備について。①JR熊本駅と熊本空港間のアクセス強化について、熊本空港アクセス改善に関する調査報告書では、リムジンバスの改善策およびJR豊肥本線と空港シャトルバスの連携策の二案を基本とし、中長期的施策として、豊肥本線の活用と次世代型交通システムの導入の二方策を中心に行っているが、いつまでに実現するか。熊本都市圏交通マスタープランの、熊本空港アクセス改善策との整合性について。②昨年、熊本電鉄は、熊本市電への乗り入れとライトレール化による熊本電鉄のサービス改善計画を提案した。県は積極的に事業化に向けて尽力すべきではない

か。重要性をどう認識しているか。熊本市が事業化を決断した場合、どう支援するか。③バス網の再編については、八月三日、民間バス三社が熊本市長に、市営バス路線のさらなる移譲を条件に、市営と民間バスによる共同運行の検討の要望を提出した。どう再編を図っていくか、取りまとめ役としての県の考え方を尋ねる。④熊本東バイパスの立体交差化はどうなっているか。知事は、国交省九州地方整備局長と意見交換をしているが、県はどのように要望しているか。九州地方整備局はいつから事業に取り組むか(渡辺)。(2)熊本駅周辺整備について。①一〇月二日に、熊本駅周辺整備に関する、県、熊本市、JR九州、地元経済界を含めた六者のトップによる会議が初めて開催される。知事はどのようなスタンスで参加するか。新しい提案等にどのような姿勢で対応するか(大西、荒木章)。②パークステーション構想は、具体化が必要と考えるが、今後の取り組みをどう考えるか。県民の幅広い意見をもとに具体的な姿にすることも考えてはどうか(大西)。③新熊本合同庁舎の整備は、先月、来年度の国の予算に概算要求がなされたが、国は、国有財産の売却や有効活用を図る検討をしており、新熊本合同庁舎も、敷地の売却も含めた検討が水面下でなされ、内々に計画変更の打診が国から県にあったという話は事実か。どう対応していくか(大西、荒木章)。④万日山の有効活用を再三申し上げてきた。何らかの方向性を示さなければいけないと思う。⑤熊本駅前東A地区再開発について、県がバックアップしているという姿勢を見せる気持ちはないか。⑥県都の玄関口として、ど

のような感覚を持って要望していくか。(3) 熊本駅周辺、西部地区の道路整備について。春日池上線、駅新外線、熊本駅城山線、新町戸坂線、西部地区の西環状道路、国道501号鮎田バイパスの整備について。新幹線の開業までに間に合わせなければ、駅周辺が混雑、渋滞する。どう考えるか。(4) 新幹線の大阪・東京方面への直通運転についての考えを示していたきたい(荒木章)。(5) 阿蘇地域の鉄道活性化について。① JR豊肥本線の電化について。熊本―大津間が電化された一方で、大津から阿蘇方面へは乗り換えを余儀なくされ、不便を強いられている。電化の実現は、観光立県を目指す本県としても、ぜひとも取り組まなければならない課題と思う。② 南阿蘇鉄道へのデュアルモードビークル(軌道と道路双方を走行することが出来る車両)導入を検討すべきではないか。新たな交通システムを活用した南阿蘇鉄道の活性化方策として導入の可能性について。(6) 八月二四日の熊本空港愛称化推進連絡協議会の発足式で、阿蘇くまもと空港に愛称化するとの決議がなされ、県民の間で、機運醸成を図るとの運動方針が申し合わされた。空港機能の活性化、本県経済の振興という意味からも、ぜひ実現させていただきたい(佐藤)。(7) 天草エアラインの今後の経営について。① 天草エアラインは、平成一二年三月に就航し、五〇万人に利用されており、極めて重要な高速交通手段として機能しているが、近年では、赤字傾向が強まり、抜本的な対策を講じなければ、早晚経営危機が顕在化する。天草エアラインが現在果たしている役割、将来のあり方をどう考えてい

るか。② 会社から、一〇月までに新たな経営計画を策定すると聞いている。県にも支援をお願いしたい。経営計画の内容と策定時期、県は、早期策定にどのような支援を行っているか(池田和)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ① 都市圏交通マスタープランを踏まえて検討を行った結果、短期的施策としてリムジンバスの改善に取り組んでおり、空港アクセス改善検討会議を設置して、具体化を図っている。中長期策は、マスタープランで提言された都市圏における東西の基幹公共交通ネットワークの重要性を踏まえて、豊肥本線の延伸策を中心に、技術的課題や需要見込みの検討を深める。課題が多く現時点での実現の時期を示すことは困難である。② 熊本電鉄線と熊本市電との結節が実現すれば、アクセスの連携強化が図られ、路線バス網の再編につながり、公共交通機関の利用促進、利便性の向上に寄与する。電鉄のLRT(Light Rail Transit: 低床式車両を活用した軌道系交通システム)化、市電結節事業の実施は、熊本市・合志市の可能性の見極めが必要である。事業スキームの具体像が明らかになった段階でどのような支援ができるか考えたい。③ 熊本市を含む事業者間の調整の場として連絡会議が立ち上がり検討が進み始めている。具体的な調整は事業者間の連絡会議の中で精力的に行うよう、調整の役割を積極的に担いたい(地域振興部長)。④ 交差点の立体化は、交差道路の交通円滑化も期待されるため、必要な事業と考えている。これまでも国と連携し交差道路の調査を行っており、

実現に向け、年度内に検討を終えるよう国へ要望したい（**土木部長**）。（2）①トップ会議では、共通認識を持つことが重要と考える。県は、ＪＲ九州のゼロ番線用地や鉄道高架下空間の活用策、駅前広場での乗り換え利便性の向上策、駅舎デザインなど、県民から意見を聞きながら、積極的に発言し、来年度初めごろまでに、駅周辺の具体的なイメージを提示したい。②熊本駅周辺地域整備基本計画では、東口駅前広場に歩行者広場を配置し、駅正面から坪井川、白川へ至る熊本駅新外線をアメニティー軸として位置づけ、水と親しむ広場の整備等に取り組むこととしている。駅周辺の都市空間デザインに関する指針を策定し、アトポリスの理念やユニバーサルデザインも反映させながら、快適で魅力的な町並み形成を目指したい。構想の具体化には、県民、市民とパートナーシップを図ることが重要と認識している（**知事**）。③先般、九州財務局から、新熊本合同庁舎についても、全国の国有財産の有効活用度合いに比較して低いと認められる場合、敷地の一部売却も含めて、有効活用度合いを上げる必要があると説明があった。駅周辺整備の中での新熊本合同庁舎の位置づけや誘致経緯を踏まえ、県・市合同の文書をもって、当初の予定どおり、新合同庁舎整備が進めるよう八月三十一日に申し入れた。新熊本合同庁舎が地元の意向に沿った形で整備されるよう、国に要請していきたい（**知事、地域振興部長**）。④万日山は、県の依頼によって土地開発公社が取得した土地である。同公社が解散することを踏まえて利活用に関するワーキング会議を設け、諸条件の整理を行いたい。他の所

有者である熊本市や民間企業とも協議を進め、地域住民とのパートナーシップを図りながら、立地特性を見据えた利活用方策を着実に具現化したい（**知事**）。⑤県市協定に基づき、東Ａ地区に接する都市計画道路熊本駅新外線の緑豊かな歩行者空間の整備、坪井川水辺広場の整備など、アメニティー軸の形成に取り組むこととしており、連携しながら、駅周辺の魅力ある空間づくりに取り組む（**地域振興部長**）。⑥新幹線駅舎は、鉄道・運輸機構が平成二二年度末の完成を目指して、今年度基本設計に着手し、平成一九年度に実施設計を行う予定である。在来線駅舎は、ＪＲ九州が今年度から基本設計に着手する。県は、熊本市とともに、設計の基本となる駅舎のデザインコンセプトとして、陸の玄関として風格や熊本らしい独自性を持ち、訪れる人に親しみや安らぎを感じさせ、ＵＤによる優しい駅が表現されることを示している。基本設計の素案の段階で、地元や身体障害者団体、県民の意見を取りまとめ、新しい熊本駅舎の整備に反映するよう、鉄道・運輸機構およびＪＲ九州に積極的に働きかけた。（3）春日池上線は、祇園橋から一工区の用地買収を急いでおり、万日山を通る三工区は、昨年から用地取得を進めている。一工区と熊本市施行の熊本駅西土地画整理事業区内の二工区は、当面二車線での供用を目指して整備している。熊本駅新外線と熊本駅城山線は、都市計画決定の変更および事業認可手続きを経て、今年度から用地取得に着手している。新町戸坂線は、用地買収を進め、とくに車両の離合困難区間を優先的に整備促進する。熊本西環状道路は、池上町から下硯川町

までの約九kmに取り組んでおり、用地取得を進め、花園地区では、トンネルや橋梁の一部工事に着手している。花園インター線、池上インター線も、用地取得を促進している。国道501号鮎田バイパスは、全区間三・八kmのうち、熊本港線から約五〇〇mの供用を開始しており、残りの区間は、用地取得および改良工事の促進を図っていく(土木部長)。(4)九月一日に、熊本県新幹線建設促進期成会として、沿線の三県と合同でJR九州本社等への要望を行った。JR九州からは、大阪方面への直通運転は実現したいとの意向と、諸課題の解決に向けて作業を行っているという説明を受けた。東京方面への直通運転は引き続き協議を進めたい(知事)。(5)①JR豊肥本線の電化促進は、運行主体であるJR九州に対し要望を行い、課題である多額の投資に見合う輸送需要の確保等について、地元市町村等と連携し、実現に向けた可能性を探りたい。②デュアルモードビークルは全国的に注目され、国も、技術的な課題の解決を積極的に支援している。県も、周辺地域の活性化策として効果が期待できると考えているが、輸送量が小さいなどの課題もあり、南阿蘇鉄道や関係市町村等と連携しながら、可能性の調査について、国の支援を求めるなどの取り組みを進めたい。(6)県民の空港への親しみが増し、利用率の向上につながり、熊本空港の役割や課題、あり方に関して、建設的な議論の喚起を期待しており、積極的に取り組みたい。(7)①天草エアライン株式会社は、天草地域住民の交流活動圏の飛躍的拡大、島外からの観光やビジネス客の移動手段として大きな役割を発揮してい

る。将来のあり方は、観光やビジネスに欠かせない交通機関として、地元の期待を踏まえ、課題や可能性を検証し、早急に取り組む課題と認識している。②七月に設置した経営計画策定委員会では検討を進め、年内にも骨格を固めていく。県も、同委員会へ参画して、経営計画が会社の健全経営等に効果を発揮できるよう支援を行っている(地域振興部長)。

教育・文化

(1)県立高校の再編整備等基本計画について。①県内一〇地域で、それぞれ二回の説明会が開かれたが、当該地域で説明会が計画されるべきである。個別説明会会場では多くの批判が寄せられている。荒尾市でも荒尾高校、南関高校の存続を求める声が多く出され、計画案反対の声が強まっている。各地域の説明会で出された意見や要望をどう受け止めているか。地元高校存続の声が多い中で、基本計画決定に当たって白紙または修正など考えているか(岩中)。(2)(ア)再編整備に当たって財政上の理由が本当にないのか。(イ)阿蘇清峰高校は、農のブランドを残す農魂、自然環境、ツーリズム主体の学校とすること。阿蘇の自然を恒久的なものとするためのカリキュラムの内容の拡充をお願いしたい。(ウ)これからは、熊本で育てた人材が、熊本に残る教育こそ、地方の時代に必要である。高校の地域振興に果たす役割を考えて再編を考えていく必要がある(佐藤)。(3)(ア)この計画を実行すると具体的にどのような教育効果があるのか。再編整備を行わないと具体的にどのような

デメリットがあるのか。(イ) 通学区域は、将来的に全県一区の通学区域とすることを目標として、学区の拡大の案も盛り込まれている。この問題と高校再編の問題、課題を切り離して検討すべきと考える。(ウ) 少ないコストでより質の高い教育効果を生むという公立教育を維持するため、財政面を含めた現状分析や検証が必要と考えるが、どうか。(エ) 多くの県民の意見を参考にしながら、時間をかけて慎重に議論を深め、県民の大部分が納得できる計画を策定すべきである。基本計画の策定自体が、平成一九年度以降にずれ込む可能性もあるのか。今後の進め方について。(更問) 基本計画の策定自体が来年度以降にずれ込むことも当然想定されるが、そういう理解でいいか(大西) ④再編の対象となった河浦高校や荅洋高校関係者から、さまざまな意見が出ており、河浦高校については、熊本県立河浦高等学校存続実現決起集会で、存続実現スローガンが決議された。地元より新たな提案があった場合、検討するのか、提案の提出時期はいつまで可能なのか(池田和) ⑤(要望) 球磨郡は、現在の三校、多良木、球磨商業、南校をできるだけ今の状態で存続させてほしい。三校存続は、球磨、人吉すべての願いである(松田) ⑥(要望) 熊本市には、県立高校一〇校、私立校一五校以上あるから、私学の振興という観点から、熊本市内の県立高校を統廃合したらどうか。私学の授業料を県が助成して、平等な教育の機会を与えればいいのではないか。私学の助成、熊本市内の県立高校の再編整備を素案の中に盛り込んでいただきたい(荒木義)。(2)(要望) JICAが

実施している青年海外協力隊の派遣実績を有する者の優遇措置を、教職員採用についても導入する計画を要望する(荒木章)。(3) 県立劇場開館のときに、パイプオルガンを設置する場所の計画があったが、いまだにできていない。近い将来空調関係改修のため一年近く閉館になるなら、一緒にやれば一石二鳥である。一万人を超える署名が集まっていると聞く。歴代の知事の思いを引き継いでいただきたい(荒木義)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①小規模校は、教員数が限られ、多様で弾力的な教育課程の編成ができない、部活動等にも制約がある、適度な切磋琢磨の機会が限られる。このため、県立高校の再編整備素案を提案した。荒尾・玉名地域の説明会では、南関と荒尾の間は公共交通機関がなく、現実的ではないとの意見もあるが、交通手段の確保、通学負担の軽減策を検討するなど、意見を受け止め、検討したい。②(ア) 基本計画策定の段階では、再編整備による教育の質の向上を考えている。(イ) 阿蘇清峰高校と阿蘇高校、両校の校地・校舎を維持し、特色を有機的に組み合わせ、阿蘇地域の中心校として求められる学科や教育課程をつくっていききたい。阿蘇地域ならではの学科や教育課程を、県の農業関係機関等と連携をとりながら、検討したい。(ウ) 少子化の中で子どもたちの教育環境を整えていくためには、県立高校の再編統合を行い、一定の学校規模を確保していくことが必要と考えている。矢部高校と蘇陽高校の再編統合案に交通手段の確保や通学負担の増大を懸念する意見が多かった。対策を十

分検討したい。③(ア)少子化に伴い県立高校が小規模化していく中、多様で弾力的な教育課程の編成ができ、切磋琢磨の中で子どもたちの可能性を伸ばすことができる教育環境を確保していく。(イ)通学区域等の拡大に伴う熊本市所在高校への集中という懸念に対応し、中高一貫教育の導入や再編統合も含めて地域の高校の強化策を講じる必要がある。通学区域と再編整備は相互に関連するため、同じ計画の中で取り扱うべきと考えらる。通学区域の拡大には、平成一六年に実施した生徒・保護者アンケートで、通学区域撤廃または拡大が望ましいとする回答が約六割を占めたことを重く受け止めている。(ウ)再編統合による財政面について大まかに試算しているが、個々の案件は、実施計画策定時に、教育の質の向上のほか、財政効果も含めて考慮したい。(エ)計画策定のスケジュールは、地域や議会の議論の状況等も見ながら、拙速という懸念が少しでも和らぐよう、具体的に検討したい。(更問)素案を案に練り上げるときに、新しくできる学校の構想等のイメージを一定描きたいと考えている。今その作業に取りかかり始めているので、具体的にずれ込むか、今の段階では答えを用意できない。④基本計画の決定に至るまで、地域からの意見、提案をしっかりと受け止めたい。旧河浦町での個別説明会では、交通手段の確保、通学負担の増大が懸念されるという意見があった。しっかりと受け止め、対策を検討したい(教育長)。(3)六月一日に、県立劇場への早期設置推進の要望を受け、情緒的には非常に共感し、真摯に受けとめた。これまでも検討が重ねられたが、費用、設置期間中

の休館、パイプオルガン利用の頻度、演奏者の確保という課題がある中で、実現に至らなかった。将来的には、何らかの工夫、方策を模索しなければならないと思う(知事)。

福祉・医療・環境

(1)障害者自立支援法について。①施行後の現状と対策について。利用者負担増による施設からの退所やサービスの控え、施設報酬の減少など各地で問題が発生し、改善策を進める自治体も増加している。(ア)施設退所やサービスの手控えなどの現状。(イ)県、市町村支援策の現状と今後の取り組みについて。(ウ)県障害福祉計画策定の基本方針で施設入所者の一〇%地域移行を目指しているが、地域の受け皿、対応について。②就労支援では、雇用と福祉の連携を強め、きめ細かな就労支援に努めるとの県の前向きな方向が示されているが、具体的支援について(岩中)。(2)障害者自立支援法について。知事は、代表質問で、国に対して、三年後に行われる予定の制度見直しを待つことなく、制度設計を見直すように要請すると答弁した。制度見直し後も県や市町村が財政出動をしなければならない事態は避けなければならない。①今回の影響調査の結果をどう分析し、大きな矛盾の改善に向けて、どのような方向性で対応するのか。②特定疾患治療研究事業における県の超過負担について。実施主体は県で、国が事業に必要な額の二分の一を予算の範囲内において県に助成することになっているが、事業費の二分の一が助成されずに、二分の一に足りない部分を県

が超過負担している状態が続いている。特定疾患治療研究事業はどういう事業であるのか、なぜ県が超過負担をしなければならぬのか、超過負担の解消に向けて県はどう対応していくのか（池田和）。（3）（要望）病後児保育の充実について。病気のときの子どもを預ける施設が県内に一三か所しかない。県の目標では増やすことになっているので、しっかりとやっていただきたい（大西）。（4）漂流・漂着ごみの処理について。管轄する部局がまたがることや漂着ごみ処理のための予算措置がされていないことから、実際には市町村が処理費用を負担している。海岸の総延長の三分の二が県管理の海岸である。県の対応窓口をつくり、処理体制と処理方針を定めることをどう考えるか。市町村が負担してきた処理に要する費用を把握し、新たな行政需要として相当の費用負担を行う考えがあるか（池田和）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（1）①（ア）負担増を理由に施設を退所、サービスの利用をやめたのは五六人、利用を減らしたのは一五八人、利用者一人当たりの月平均負担額は、入所施設、通所施設等すべてのサービスで増えている。（イ）制度上の課題は、国に政策提言を行い、早急に見直しを行うよう強く求めている。障害児は、負担増が療育や就学に影響を及ぼすことから、負担額の一部を緊急の措置として支援することを検討している。障害者には、影響調査の結果を踏まえながら、市町村と連携して対応を考えた。県内の市町村で支援策を実施予定または検討している団体が四団体ある。（ウ）地域生活移行を実現するために、

利用者の地域生活移行のニーズを的確に把握し、受け皿となるグループホーム、ケアホームなどの福祉サービスや相談支援体制の充実を図るよう努めている（健康福祉部長）。②第三期県労働行政プランでも、障害の程度に応じて働くことができる環境づくりを推進していく。今年度新たに、二つの事業を創設している。一つは障害者雇用応援事業で、障害者雇用優良企業による応援団を結成し、障害者の雇用を検討している事業所に相談、助言を行うこととし、現在募集をしている。もう一つは障害者職場定着等支援事業で、授産施設や学校教職員等を対象に、障害者の就労を支援するため講座を開催するもので、今年度は、熊本地域および八代地域で開催し、七六人が受講している（商工観光労働部長）。（2）①（1）に同じ。②県費の超過負担の原因は、国からの補助が交付されていないことにある。すべての都道府県で生じているので、全国知事会、全国衛生部長会等を通じて、必要な額の確保を求めている。事業の立法化等、国の役割を明確にすることを働きかけていく（健康福祉部長）。（4）これまで、庁内関係課で、市町村との連携の下、漂流・漂着ごみへの対応を行ってきた。今後さらに大量のごみや危険物の漂着、漂流が考えられることから、環境生活部を事務局として、連絡会議を設置し、現状把握や対策等の検討を行いたい。恒常的な財政支援措置の創設、緊急・災害時の補助事業制度の拡充、医療系廃棄物の原因究明や対策等について、九州各県と連携して、国に要望していく（環境生活部長）。

少子化対策

(一) ①認定ことも園制度は、国が定めた指針を参酌し、認定基準を県の条例で定める必要がある。条例化に向けてどのようなスケジュールで取り組むか。②条例化に当たって、離乳食や食物アレルギー、食育の観点から自園調理を認定の条件とすべきと考えるがどうか。認定要件である子育て支援は、専任職員を必置とし、在宅保育の家庭支援やゼロから二歳児を持つ保護者への支援も積極的に行うよう義務づけるべきと考えるがどうか。③第三子以降の保育料の無料化の条件緩和について。県は、平成一〇年度に多子世帯子育て支援事業を創設し、一四年度に、三人同時入所世帯の第三子等児童一人分の保育料の無料化を導入したが、三人同時入所が要件となっていることから、適用を受ける児童が少なく、効果も限定的である。三歳未満児に限り、同時入所していなくても第三子以降であれば保育料を無料にするというよう要件を緩和し、制度を拡充する気があるか(松田)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(一) ①認定ことも園に関する検討会を設置して、認定ことも園の意義や条例案に盛り込む認定基準等の整理を行っている。検討結果を踏まえ、認定基準案を作成し、パブリックコメント手続きを経た上で、条例案を提案したい。②具体的な認定基準は、検討会の中で、調理室は必ず置くべきという意見、子育て支援における専任職員の配置が必要という意見の一方で、どこまで厳しい基準にすることが適当かの検討も必要という意見も

出されている。幅広い意見を集約しながら、条例案の策定に向けて作業を進めたい(健康福祉部長)。③これまで多子世帯の保育料の軽減を実施している市町村へ補助を行っている。市町村との連携を前提にしながら、前向きに対応を図りたい(知事)。

一般質問の後、日本共産党の松岡徹議員が以下の質疑を行った。高校再編は教育委員会の専管事項ではあるが、対象に農学校、工業校、水産校がある。知事部局の関係部課との協議、連携されてきたか。再編計画において、教育改革における教師の役割はしっかり保障されているか。高等学校の適正規模、小規模校、中高一貫、中高連携教育、総合学科制等は、専門的、実践的検証、研究がなされるべきではないか。しっかりとした説明、議論、合意を求めているべきと思うが、どうか。

これに対する教育長の答弁は次の通りであった。県立高校の再編整備に関する計画の策定に当たっては、地域のニーズやあるいは産業等に合った学科あるいは学校づくりなどが必要で、関係者との連携をとりながら、地域の意見も聞きながら進めたい。地域説明会や個別の説明会、意見、要望、県議会での議論を踏まえて慎重に検討していく必要があることからスケジュールを再検討している。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成18年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

【説明】池田和貴厚生常任副委員長は次のように報告した。健康福祉部関係では、障害者自立支援法の施行に伴い、負担額の変更等による減額および市町村の特性に応じた地域生活支援事業の創設等による増額等で、一般会計総額一億七、四〇〇万円余の減額補正である。環境生活部関係では、産業廃棄物の管理型最終処分場整備に係る地下水への影響等を把握するための調査経費や胎児性水俣病患者等に係る民間の事業者等へ委託する地域生活支援事業の経費増額等、総額八、三〇〇万円余の増額補正である。委員から、処分場整備のため、南関町を建設予定地として、調査経費が計上されているが、地元へ予算の説明は行っているかと質疑があり、執行部から、南関町で具体的に組み立てる状況になれば、予算を含め説明していきたいと答弁があった。委員から、地元の理解が得られるように取り組んでほしいとの要望があった。

重村栄経済常任副委員長は次のように報告した。商工観光労働部関係では、くまもとファズ株式会社から熊本港物流センターを取得する経費等、九、八〇〇万円余の増額補正である。企業局関係では、有明工業用水道の配水管を延伸するための経費、二億二、九〇〇万円余の増額補正である。

溝口幸治農林水産常任副委員長は次のように報告した。農

業用排水機場における石綿含有内装材の除去を目的とした土地改良施設等アスベスト対策事業費、梅雨前線豪雨等による災害関係事業費、国庫支出金の返納に要する経費等、五八億九、七〇〇万円余の増額補正である。委員から、川辺川の濁水に関して、山地崩壊との因果関係や対策はどうなっているのか、球磨川でのアユ不漁の状況把握はできているかと質疑があり、執行部から、平成一七年台風14号による山地崩壊箇所は、六八か所確認できており、九月下旬に現地調査を行った、二八か所はすでに災害復旧事業に着手しており、本年度中に一〇か所の事業に着手する、残りの箇所も、平成二〇年度までには事業が完了するよう努力する、アユの不漁は、球磨川だけではなく、県内のほかの河川でも見られると答弁があった。委員から、アユの不漁の原因を把握し、もとの豊かな川に戻るよう努めてほしいとの要望があった。

永田昂生建設常任副委員長は次のように報告した。豪雨災害の復旧事業に要する経費等、総額五六億三、五〇〇万円余の増額補正である。

小早川宗弘文教治安常任副委員長は次のように説明した。教育委員会関係では、制度改正に伴う盲聾養護学校の児童への就学奨励費の増額、梅雨前線豪雨に伴う災害対策に必要な経費として、総額八、〇〇〇万円余の増額補正である。警察本部関係では、警察情報の流出防止を図るため、持ち出し用公用パソコンの整備や梅雨前線豪雨により被災した警察施設の災害復旧費等、三、三〇〇万円余の増額補正、持ち出し用単体パソコン賃

借に伴う債務負担行為の設定である。委員から、警察のOA機器整備で三〇〇台を導入するが、必要分は確保できるかと質疑があり、執行部から、現在公務使用を承認した私物パソコンは四三〇台あり、業務等への使用状況を勘案して三〇〇台とした、

今後は、現場での必要性を検証しながら検討したいと答弁があった。

池田秀男総務常任副委員長は次のように報告した。梅雨前線豪雨による災害復旧等に要する経費、合併新法下の市町村合併を推進するための財政支援、旧法の下で合併した市町村に対する合併特別交付金、障害者自立支援法の施行に伴う事業の組替えや新たに取組む事業に要する経費等について、総額で一・二三億一、〇〇〇万円余を計上しており、現計予算との合計額は七、三二〇億六〇〇万円余である。委員から、災害復旧費等で県債を二四億円追加しているが、交付税措置はどの程度考えられるか質疑があり、執行部から、それぞれで異なるが、おおよそ半分が交付税措置される見込みであるとの答弁があった。

(2) 議案第3号 平成18年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

重村経済常任副委員長は次のように報告した。委員から、有明工業用水配管の延伸費用が計上されているが、採算がとれるかと質疑があり、執行部から、増永工業団地への延伸も含めて荒尾市とも協議しており、採算はとれると試算しているとの答弁があった。

【審議】一〇月四日の本会議で採決が行われ、各常任委員長

報告の通り、原案を可決した。

2 条例等議案

- (1) 議案第10号 熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例の制定について(第12号 熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の制定について)

【説明】**池田和厚生常任副委員長**は次のように報告した。障害者自立支援法の施行に伴い、関連法が一部改正されたため、関係規定の整備を行うものである。委員から、障害者自立支援法に関する調査結果を受けて、どのような対応を考えているか質疑があり、執行部から、自立支援の趣旨に沿っているかどうか見極め、調査結果を検討して対応を考えたいと答弁があった。委員から、利用者負担軽減策をとっている市町村の実施状況について質疑があり、執行部から、合志市が来年四月から月額負担上限額の見直しを予定しており、人吉市では児童デイサービスの負担軽減、大津町、宇城市でも支援策を検討中であるとの答弁があった。委員から、特定疾患療養病床が廃止され、平成二〇年三月の経過措置期間終了後、診療単価が減額されることに伴い、入院患者の行き場を心配している、受け皿対策を現段階で準備してもらいたいと要望があった。委員から、療養病床再編に伴い、二・三万床が削減されるため、地域の支援体制の整備が必要である、療養病床再編に対応するための地域ケア整備構想の策定状況、老人保健施設等の整備計画のタイムスケ

ジュールはどうかと質疑があり、執行部から、地域ケア整備構想を来年秋ごろまでに策定するが、特徴的な宇城圏域をモデル地域としたプランを来年一月までに策定する予定であり、問題点の抽出や対応、対策等を検討し、国にも提言していく、施設等の整備計画は、地域ケア整備構想を策定の上、第四期介護保険事業支援計画に反映されるようにしていきたいとの答弁があった。

- (2) 議案第14号 熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【説明】小阜川文教治安常任副委員長は次のように報告した。

栄養教諭を設置するため熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。委員から、栄養教諭が平成二二年度まで五〇人程度採用されるが、人件費はどれぐらい負担が増えるかと質疑があり、執行部から、身分が栄養職員から栄養教諭となり、義務教育等教員特別手当分一人当たり年間一八万円程度人件費が増加するとの答弁があった。

- (3) 議案第15号 財産の取得について

【説明】新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）を備蓄するため購入するもの。予定額一億六、九七八万三、八八七円

- (4) 議案第16号 財産の取得について

【説明】貿易振興のための貨物上屋として取得するもの。予定額九、八二八万円。重村経済常任副委員長は次のように報告した。委員から、くまもとファーズは減資するが、事業内容に比

べ資本金が大き過ぎたのではないか、今後はすべて民間に任せではどうか、倉庫を県が取得するが、採算はとれるかと質疑があり、執行部から、今回の減資は、事業規模に会社の規模を合わせるものである、県は、五年間程度の経過措置として二〇〇万円の出資を残すが、その後は完全民営化を目指す、倉庫は、県が取得することで指定保稅地域の指定を受けることが可能となり、固定資産税、地代等が不要となり、採算はとれると考えており、本施設は、貿易振興、熊本港振興の観点から必要と答弁があった。

- (5) 議案第27号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 田迎木原線緊急地方道路整備（加勢川橋上部工）工事、工事内容 橋梁上部工、契約金額 五億四、九一五万円、契約方法 一般競争入札。

- (6) 議案第29号 調停について

【説明】申立人熊本県土地開発公社、相手方熊本県および株式会社肥後銀行に係る熊本地方裁判所平成一八年（ノ）第6号債務弁済協定調停事件について、調停委員会から提示があった調停案を受託するものである。永田建設常任副委員長は次のように報告した。委員から、県土地開発公社について、調停により県が免除しようとする債務のうち三五億円は、公社が益城熊本空港インターチェンジを建設した際に支払った負担金のため土地開発基金から貸し付けていたものと質疑があり、執行部から、負担金ではなく、公社が土地を先行取得するための資金として貸し付けていたもので、負担金は公社が金融機関から借

り入れて支払ったと答弁があった。委員から、県が公社から譲渡を受ける土地は今後どうするか、活用に向けた取り組みを聞きたいとの質疑があり、執行部から、土地の利活用は、関係部局で検討を行ってきたが、今後は、ワーキング会議を設置するなど、具体的な検討を行っていくと答弁があった。委員から、土地開発公社の成果や公社という手法の総括が必要ではないかとの意見があった。

各常任委員長報告の後、岩中議員、松岡議員が次のように討論を行った。議案第1号に対する反対討論を行う。問題は、民生費の八、九〇〇万円減額と、衛生費の一、八六五万円の減額である。今回の補正では、障害者自立支援法に関する補正予算も提案され、利用者負担増になっている。施策に賛同できないし、減額補正を認めることはできない。議案第26号について反対討論を行う。平成一八年度において、新幹線鉄道の建設に関する工事の経費に係る県負担金の一〇分の一相当金額を、玉名市、熊本市、八代市に求めるものである。財政が厳しい自治体に、むだな新幹線建設負担金を求めることは納得できない(岩中)。議案第1号について、障害者自立支援法について、九月県議会に補正予算として、障害者の緊急支援策を計上すべきであったが、なされなかったことが残念である。今後具体化されることを願って、一般会計補正予算に反対する(松岡)。

- (7) 議案第55号 教育委員会委員の任命について

【説明】新たに古壯文子を任命するため、同意を求めるもの

【審議】一〇月四日の本会議で採決が行われ、各常任委員長

報告の通り、原案を可決した。

3 議員提出議案

- (1) 議案第9号 労働法制の改悪に反対する意見書

【説明】一〇月四日、岩中議員はか一人から本会議に提出された議案であり、労働法制の改悪に反対するものである。提出者松岡議員が以下の通り説明した。労働契約法制では、労使委員会によって労働条件の決定、変更がなされ、使用者側の意のままに賃下げ、配転、解雇などが行えるようになる。労働時間法制では、労働時間の規制を外し、サービス残業を野放しにし、過労死や精神疾患など、労働者の健康破壊をさらに進めるものである。労働法制改悪を許さないとの意思を明確にする意見書である。

- (2) 議案第10号 自衛隊の「海外派遣恒久法」の制定に反対する意見書

【説明】一〇月四日、岩中議員はか一人から本会議に提出された議案であり、「海外派兵のための恒久法」を制定しないよう要望するものである。提出者岩中議員が以下の通り説明した。海外派遣恒久法は、自衛隊が海外で自由に戦いができ、名実ともに軍隊として動き出すことになる。そのような違法行為をさせないための意見書である。

- (3) 議案第11号 防衛省設置法案と自衛隊法改定案に反対する意見書

【説明】一〇月四日、岩中議員はか一人から本会議に提出さ

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
18・9・21	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 村上寅美 前川收

れた議案であり、「防衛省設置法案」と「自衛隊法改定案」を
廃案とするよう要望するものである。提出者若中議員が以下の
通り説明した。防衛省設置法案は、防衛庁を防衛省に格上げし、
防衛庁長官を防衛大臣に昇格させるもので、今後自衛隊を本格的
な海外で戦う日本軍にしようとする上で、防衛省とするとい
うことである。自衛隊法改定案では、機雷等の除去や在外邦人
の輸送、周辺事態に際しての後方支援や船舶検査、国連PKO
協力活動、国連緊急援助活動などが正規に組み込まれることに
なり、法案が成立すれば、自衛隊の組織も装備も活動も訓練も、
一段と海外派兵のための本格的なものになるため、憲法九条が
崩壊される危機を強く感じる。

【審議】議案第1号から第8号は、原案のとおり可決、第9
号から第11号は否決した。

18・9・12	九州横断自動車道延岡線御船地区内インター（ランプ）設置に関する請願	吉本賢児
17・6・16	九州横断自動車道延岡線「御船」矢部間」進入路に関する請願	倉重剛 児玉文雄 小杉直
18・9・22	障害者自立支援法等障害者施策に関する請願	荒木義行 馬場成志 松田三郎
18・9・21	保育所の保育単価における定員区分の細分化を国に求める請願	溝口幸治 池田和貴 松田三郎
18・9・15	第三子以降の保育料の無料化に関する請願	西岡勝成 前川寅美 篠崎鐵男 松田三郎

第20節 平成18年11月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一八年十一月三〇日

閉会 平成一八年十二月一四日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

教育委員会委員長 古川紀美子
ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

11月30日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12月5日	本会議	一般質問
6日	本会議	一般質問
7日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
8日		特別委員会
11日		常任委員会
12日		常任委員会
14日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

川辺川ダム問題では、相良村が、国営川辺川利水事業不参加とダム建設反対を表明したことへの対応、河川整備基本方針検討小委員会の審議についての質問が行われた。水俣病問題では、全面解決を目指した政治的な決断について、農業問題では、農地改革にも匹敵する一大改革とされる農業構造改革に関する質問が行われている。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成18年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	可決
2	平成18年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	可決
3	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
4	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
5	熊本県消防団員等賞しゅう金授与条例の一部を改正する条例の制定について	可決
6	熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
7	熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
8	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決
9	熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決
10	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	可決
11	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
12	平成18年度港湾事業の経費に対する市負担金について	可決
13	工事請負契約の締結について	可決
14	工事請負契約の締結について	可決
15	工事請負契約の締結について	可決
16	工事請負契約の締結について	可決

(決算認定議案)		議決
17	工事請負契約の変更について	可決
18	工事請負契約の締結について	可決
19	工事請負契約の締結について	可決
20	当せん金付証票の発売について	可決
21	熊本県土地開発公社の解散について	承認
22	専決処分報告及び承認について	承認
23	専決処分の報告及び承認について	承認
24	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
32	平成17年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（9月定例会継続審査事件）	認定
33	平成17年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決
34	平成17年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決
35	平成17年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決
36	平成17年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決
37	平成17年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決
38	平成17年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決
39	平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について（キ）	可決

40	平成17年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	認定
41	平成17年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
42	平成17年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
43	平成17年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
44	平成17年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
45	平成17年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
46	平成17年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
47	平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
48	平成17年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
49	平成17年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
50	平成17年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
51	平成17年度熊本県病院事業会計決算の認定について（シ）	〃
52	平成17年度熊本県電気事業会計決算の認定について（シ）	〃
53	平成17年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について（シ）	〃
54	平成17年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（シ）	〃

（議員提出議案）

1	マザーズサロン（仮称）設置の早期実現を求める意見書	可決
2	法テラスのさらなる体制整備・充実を求める意見書	〃
3	公的保育制度の改善に反対する意見書原案	否決
4	来年度予算編成に生活保護など社会保障関係費の抑制を求める財政審の提言に反対する意見書	〃
5	豪州とのEPA交渉に関する意見書	可決

3 知事の提案理由説明

地方分権改革について、基本法となる地方分権改革推進法案が、一〇月二七日、国会に提出された。三位一体改革は、国・地方間の役割と権限が抜本的に見直されないまま、地方交付税が大幅に削減されるなど、期待外れに終わった。地方の行財政基盤は脆弱なまま、都市部と地方部の格差が顕在化しつつある。第二期改革は、国から地方への権限と税財源の移譲を進め、地域の实情に即した行政サービスが展開できる地方自治を実現し、国全体として簡素で効率的な行政としていかなければならない。県内自治体代表者が連携を強化し、地方分権改革の推進を国へ働きかける。地方交付税等の一般財源総額の確保が重要な課題である。支援と協力をお願いする。

球磨川流域の治水対策は、河川整備基本方針の策定に向けて検討小委員会が開催され、審議が続けられている。県は、治水をめぐる賛否の意見があることも踏まえ、検討小委員会では

県民にわかりやすい審議を求め、国土交通省において、県民への説明責任を果たすよう求めている。川辺川ダムは、地元のダム建設促進協議会で、利水をダムの目的から切り離す決議がなされ、相良村は、国営利水事業からの離脱、ダム反対を表明するなど、地元意見が一致しない状況が続いている。事態の推移を慎重に見極め、適切に対処したい。水俣病対策は、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームで、一二月の政府予算案決定までに、全面解決を目指し、政治的な決断を行うと整理され、自民党水俣問題小委員会では具体策の検討が行われている。私も全国都道府県知事会議で、安倍総理に政治決断による解決を訴えてきた。救済策の実現に向け取り組む。商工業の振興は、熊本ソーラー産業振興戦略を策定し、ソーラー産業の拡大と太陽光発電システムの普及を図る。県内への企業進出は好調に推移しており、サービス産業の分野で、情報通信関連のコールセンターなどの進出が相次いで決定した。県の自主財源を確保するため、産学行政の連携を深めながら、企業誘致や地場企業の育成に取り組む。

提案している補正予算について、一般会計補正予算は、障害児施設の利用に係る緊急の負担軽減策、永青文庫常設展示室の整備、台風13号や梅雨前線豪雨に伴う災害対策、国庫補助事業の内示増減や事業確定に伴う所要経費等、早急に実施を要するものに、総額で約六億円を計上している。主な財源は、国庫支出金・県債等で、現計予算と合算すると、約七、三二六億円となる。主な内容は、障害児施設は、障害者自立支援法に関連し

た児童福祉法の改正による利用者負担の増大に対し、県独自に緊急の負担軽減策を講じる。障害者自立支援法は、地域の受け皿が十分でない中で、障害者が福祉サービスを利用しながら地域で生活し、就労することが困難になると懸念している。国は、早急に実態調査を行い、制度を速やかに見直すことが必要である。国に提言し、制度の見直しを強く求める。財団法人永青文庫が所蔵する国宝等のコレクションを熊本県立美術館に常設展示する協定を締結した。平成一九年度内の常設展示室完成に向け取り組む。台風13号は、県内各地に被害をもたらし、重軽傷者一四人のほか、被害額は総額で約二七億円に上った。激甚災害の指定を踏まえ、梅雨全線豪雨災害を含め、一日も早い復旧に向け、災害復旧や再度災害防止に取り組む。公共事業関係は、国庫補助事業に係る内示増減や追加に対応し、公共事業発注の平準化を図るため、県単独の公共事業に約二六億円の債務負担行為を設定し、事業の早期かつ円滑な執行を図っていく。

4 一般質問及び答弁の要点

一二月五日に中原隆博（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、中村博生（自由民主党）、六日に池田秀男（自由民主党）、鎌田聡（県民クラブ）、七日に東充美（自由民主党）、吉永和世（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政

（一）安倍新政権に対する所見。①熊本県の視点からとらえた

評価と期待について。②新政権は、教育の再生を政策の柱に据え、高い学力と規範意識を身につける機会の保障を掲げ、心の教育を規範意識に絞っている。教育の原点は家庭であるが、家庭教育の崩壊は目に余るものがある。いじめ対策や自殺予告に対する具体的な取り組みについて（中原）。②市町村合併の現状と合併新法を踏まえた将来構想。①熊本県の市町村は、一四市二六町八村に再編された。平成の大合併は、熊本県市町村合併推進要綱に基づいて進められ、県内一円で、任意協議会、法定協議会が設置され、期限内の合意を目指した。市町村の自主合併を原則とした結果、合併に至らなかった事例もあり、要綱の例示パターンとかけ離れた結果となっている。現在の状況をどう評価しているか。②合併新法に基づき、昨年五月に新市町村合併支援プランが決定した。これを受け、五月に第一次県市町村合併推進構想、九月に県新市町村合併支援プランを策定しているが、自主合併の原則のみで、期限内に合意できる自治体がどれくらいあるか。未合併市町村、とくに人口の少ない一万未満の自治体に対し、どう合併機運の醸成を図るか（東）。③道州制と州都に対する取り組みについて。熊本市が九州の州都たり得るには、危機管理の徹底した安全、安心な機能を有した中核都市でなければならぬ。九州の州都たる熊本市の今後の取り組みを尋ねる（中原）。④熊本市の政令市実現に向けた取り組みについて。県・市が一体となって、スピーディーに歩みを進めていかなければならない。知事は、熊本市の政令市実現に向けて、周辺自治体に積極的な行動をとるつもりはな

いか（鎌田）。⑤県財政の現状は、一兆二、〇〇〇億円の借金を抱え、国の三位一体改革の痛手は過去三年間で五七五億円に膨らんでいる。交付税の引き下げは、財政の生命線を断ち切られる危険性ははらんでいる。熊本県を活性化し、発展させていくために、今後の財政運営のあり方をどう考えるか（中原）。⑥ユニバーサルデザインは、潮谷県政の施策推進上の二本柱の一つとして取り組まれてきた。来年二月に、本県でユニバーサルデザイン全国大会が開催される。①今年度、全職員に実施されたユニバーサルデザインに基づく業務見直しは、どんな結果が得られたか、どう活用されていくか。②だれもが住みやすいまちづくりに向けて具体的に取り組んでいる、取り組みとして個人や企業・団体・自治体に対して、モチベーションや能力を高めるため、どう支援をしているか、どんな成果を期待しているか（平野）。⑦ユニバーサルデザイン、UＤについて。県は、平成二二年から、講演会を行い、県民の普及啓発、まちづくりやものづくり、UＤを推進しているが、振興指針の推進状況はどうなっているのか、具体的な例を含め尋ねる（池田秀）。⑧管理職のあり方について。①心の病で通院、休職する職員が増えている。適性を欠く管理職もいると聞く。実態を調査し、体制を整備しなければならない。結果を管理職研修や人事配置に生かしていくべきである。②メンタルヘルス疾患等予防体制づくりについて。健康管理を行う保健師と看護師の配置が、九州で最低ラインである等、改善が必要である。長期通院や療養を回避するためにも体制整備を急がなくてはならな

い。③女性管理職は、平成一八年度は全国でワースト三位である。プロジェクトとして検討し、具体的な目標を設定し、人材育成プログラムをつくるべきではないか。(9)法令遵守、コンプライアンス、公益通報者保護の取り組みについて。国は、平成一六年に公益通報者保護法を制定した。これに基づき、「熊本県職員内部通報に関する要綱」を策定したが、浸透の取り組みはどうか。通報件数は、施行から八か月で何件か。透明性確保と不利益からの通報者の保護という観点から、どう対応するか(平野)。(10)県民の信頼確保に向けた取り組みについて。①知事は、選挙で支援を受けた団体や個人から不適切な要望を受け入れたことはないか。他県の知事の不祥事をどう考えるか。②裏金問題については、調査を行って結果を公表し、存在を否定すべきと思うが、調査をやるつもりはないか。③物品購入状況のホームページでの公開について。各部各課と出先機関の責任で購入する分について、情報をホームページ上で公開したらどうか。④監査委員は、七割を超える三三都府県、一二政令市で、県職員OBであることが明らかにあった。総務省は、外部監査制度の有効活用や実施の拡大を促している。監査委員制度についての考え(鎌田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)①就任後の中国・韓国訪問は時宜を得たものと考えている。地方財政の充実強化にも取り組まれることを期待する。地域振興、地域経済の活性化に不可欠な道路特定財源の堅持をお願いしたい。水俣病問題は、総理の政治的決断での解決を強く望み

たい。国民の声に真摯に耳を傾け、的確な日本のかじ取りを心から願う(知事)。②平成八年度に設置したいじめ緊急熊本会議の提言等を受け、取り組みを進めてきた。先般記者会見を開き、絶対に自ら命を絶ってはいけない、悩みを相談してほしいと訴えた。学校では、緊急アンケートを実施し、安心して学べる学校づくりを喚起し、自尊心を高める教育を展開するよう指導した。心の育ちの出発点は家庭で、親が責任を果たして育てれば、他人にも愛情を持って接する子どもが育まれると信じる。いじめは重大な人権侵害という認識を高め、学校・家庭・地域が教育機能を再認識し、相互補完の精神を大事にして、教育が充実するよう各市町村教育委員会と連携、協力したい(教育長)。(2)①合併により、基礎自治体としての市町村の行財政基盤が強化され、まちづくりなどに取り組む一定の素地ができた。しかし、地方分権の進展や、人口減少、少子高齢化の急速な進行、財政状況の悪化など、状況は厳しさを増しており、小規模町村が数多く残っている現状を考えると、合併新法の下で、さらなる市町村合併に取り組む必要がある。②自主合併を基本に合併機運の醸成を図るため、トップセミナーや地域シンポジウム等を進めているが、とくに小規模町村には、地域の将来についての真剣な議論を住民とともに進め、必要性を理解していただくよう訴えたい。(3)都市圏ビジョン基本構想で、熊本都市圏として州都を目指すことが盛り込まれた。基礎自治体が、真摯な議論を展開していくことを評価したい。州都を目指す市町村と連携し、県民の幅広い議論を喚起したい。(4)

熊本市と近隣一四市町村が共同で設置した熊本市圏および政令指定都市についての研究会に県も参加し、意見を述べた。都市圏ビジョン基本構想で、熊本市圏内に政令指定都市の実現を目指すとしていているが、都市圏ビジョンの策定や熊本市と富合町の法定協議会の設置を政令市の実現に向けた第一歩ととらえ、近隣市町村に、政令市についての理解が進むよう、熊本市と連携し働きかけたい。(5) 限られた財源をどの分野と施策に優先的に振り向けるか、厳しく峻別(しんべつ)することが必要である。将来の税財源を積極的に涵養(かんよう)していくため、農林水産業・商業の振興、各圏域の地域づくり(かん)に、積極的に取り組む。行財政改革を推進しながら、将来を見据えた元気で明るい熊本づくりにつながる施策・事業を進めるよう取り組む。(6) ①各種研修会の開催や会議等で、UDの理念を踏まえ業務に当たるよう徹底し、全国でも初めてUD全員プロジェクトを行った。多くの事例報告や提案された事例を職員間で共有し、データベースとして整理し、年内に県民に公開する。市町村や民間でも活用していただきたい。②UD専門講座の開催、指針やガイドライン説明会の開催等の取り組みを進めている。一二月には、熊本市の中心商店街で、休息スペースやトイレを広く提供する活動が始まるなど、成果があらわれている。ユニバーサルデザイン全国大会を機に一層の強化を図りたい。ユビキタス(コンピュータやネットワークが遍在し、使いたいときに場所を選ばずに利用できる)技術の実用化に向けて、国の事業の効果的な活用を図り、自律移動支援プロジェクトに積極的に取り組みたい。

ユニバーサルデザインが、当たり前として意識される社会の実現に邁進(まいしん)したい(知事)。(7) 県民のUD認知率は、全国一となっている。まちづくり分野は、こども総合療育センター等、モデル的な施設の整備や既存の県有施設におけるUD評価の実施を進めている。道路交通は、歩道の段差の解消や絵文字の案内標識の設置、道路標識の大型化等を進めている。市町村庁舎や施設のUD化も進みつつある。公共交通も、JR駅や空港でエレベーターやエスカレーターの設置が進み、バスロケーションシステムなどが進みつつある。ものづくり分野は、鹿本地域のUDスプーンづくりをはじめ、地域の取り組みが広がりを見せている。情報、サービス分野では、シンポジウムが阿蘇、天草等で開催されるなど、民間主体の取り組みが厚みを増しつつある。県のホームページのUDに関する取り組みは、全国広報コンクールで表彰を受けた。UDの国際会議でも、モデル的な地域の取り組みとして世界に紹介されている。意識づくりでは、県民の理解率が三割台にとどまっており、わかりやすい説明と具体的な実践の事例に重点を置いた啓発に、力を入れたい(総合政策局長)。(8) ①本年度は、管理職のほか、係長や班長など監督職にも範囲を広げ、適切な助言、指導の方法等の研修を行った。今後も啓発を行い、相談体制の整備も早急に検討したい。具体例が生じた場合、人事配置上の措置も含めて適切に対処する。②健康サポートセンターを設置して指導・助言を実施し、専門医・臨床心理士によるストレス相談窓口を開設し、昨年度から、県内四二の医療機関等に委託し、無料のメンタル相

談窓口を開設するなど予防体制を整えた。昨年度は、すべての管理者等に、相談への基本的な対応能力を身につける研修を実施し、全職員を対象にセルフケア研修を実施した。本年度は、自己診断による早期対応を促すなど、予防策に努めている。③管理職登用に向け、幅広い行政分野に女性職員を配置し、係長級の職員に占める女性職員の比率は二〇・二％と全職員に占める女性職員の比率とはほぼ同率であり、すそ野は確実に広がっている。まずは中間管理職に女性職員を増すことを目標に取り組み、管理職登用を着実に実現したい。(9)職員には、通知や電子メールシステムを通じ、周知を図っている。通報件数は、一月末二件で、調査段階等で個人が特定されないように細心の注意を払い、通報者の保護に万全を期している。周知を図りながら、適正な運用に努めることが先決で、運用の中で、課題があれば必要な見直しを行いたい(総務部長)。(10)①不適切な要望、要請を受け入れたことは一切なく、要望自体がそもそもない。他県における一連の不祥事は、地方が一丸となって地方分権改革を進めている中、極めて遺憾である。全国知事会でも、公共調達システム刷新を図るためプロジェクトチームを設置し、地方行政の信頼回復に努めている。②監査委員による監査、会計検査等を通して適正な執行が確認されている中、あえて不正な行為を前提とした調査は考えていない。③各部各課や出先機関の物品購入の件数は約五万件で、ホームページでの公開には新たな投資が必要になる。費用対効果、透明性の高い情報公開という観点から、検討を重ねる必要がある。④監査委員

は、多くの都道府県で、行政運営に知識と経験を有している元職員も、選任されている。元職員の選任を制限する方向で地方自治法の改正が行われてきた経緯や総務省通達の趣旨、行政課題等を踏まえ、総合的に検討したい(知事)。

水俣病問題

(1) 今年は、水俣病公式確認から五〇年の節目である。一月八日に、自民党水俣問題小委員会が開かれ、救済策の策定に向けた本格的な検討が始まった。一二月四日、総務省から平成七年の政治解決策に基づく総合対策医療事業などに係る費用に、約六億三、六〇〇万円が特別交付税として交付された。県負担は二五％軽減されるが、県の財政は厳しく、救済策の実現は容易ならない。しかし、救済を求める人には高齢者も多く、一日も早い救済を待ち望んでいる。救済するには政治決断が必要である。救済策が実現しないと、地域の混乱が続く、地元の観光や経済への影響も懸念される。知事の基本姿勢を尋ねる(中原)。(2) 水俣をめぐる諸課題。①公害健康被害補償法の認定申請を行う人が増え続け、損害賠償請求訴訟が提起され、熊本・鹿児島両県の認定審査会は、再開のめどが立っていない。与党水俣病問題に関するプロジェクトチームが設置され、一二月の来年度政府予算案決定までに、現実を踏まえて政治的な決断を行うことを整理し、自民党水俣問題小委員会でも具体策の検討が行われている。水俣病発生地域に対する偏見、差別が根強く残り、経済的發展が遅れ、人口も減少している。水俣病公式確

認五〇年に伴う報道の際、過去の映像が多く使われ、誤った地域イメージが再び広がったのではないか。水俣湾の魚類の安全性についてさらなる周知を図ることが必要ではないか。現在の認識と今後の取り組みに対する基本姿勢について。②水俣市は、風光明媚で自然豊かであり、湯の児温泉や湯の鶴温泉もあるため、古くから観光地として発展してきた。水俣病の発生以来、地元の観光関係者は、水俣病問題による影響と常に向かい合いながら頑張っているが、宿泊客の増加につながらず、厳しい状況にある。最近でも、水俣の魚は大丈夫かと問い合わせがあるなど、残念な事態も発生している。水俣市の観光の現状をどう認識しているのか。水俣の観光再生に向けてどんな支援策をとるのか。③熊本県は、昨年七月に、環境大臣あて、水俣病問題に関する今後の取り組みについての要望を提出し、水俣・吉北地域の再生、振興を図るには、水俣湾、八代海の水産業の振興が重要であるとしているが、基本的な取り組みを継続していく必要がある。水俣・吉北地域の水産振興について、県の考えを尋ねる。④産業廃棄物最終処分場計画地内の開拓財産の払い下げについて。今年七月、水俣市長崎木臼野地区の計画地の中に、農林省名義で登記されている開拓財産があることが判明した。水俣市は、この開拓財産を取得したいと意向を表明している。払い下げの現状はどうなっているか。関係者と連携をとりながら慎重に対応していただきたいが、どうか(吉永)。(3)(要望) 水俣病認定審査会が再開できず、認定審査業務が宙に浮いている。政治決着も、与党のプロジェクトチームが年内に

取りまとめができるのか微妙な状況で、原因企業であるチッソは、水俣病国賠訴訟で時効を主張する準備書面を提出した。早期の政治決着の実現に向けて、与党への働きかけ、被害者の合意形成をはじめとする被害者救済に向けた取り組みを強力に進めていただきたい(鎌田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 水俣病被害者の救済策を形にしていくなかで、行政による解決の域を超えており、政治主導の高度な判断で対応する以外、打開の道はない。一刻も早く救済策の実現が国において図られるよう、自民党小委員会や与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにお願いしたい。県は、認定審査会の再開に向けての依頼や検診体制の整備、政治判断に向けて、被害者の声を国に届けることなど、引き続き努力したい。(2) ①環境先進地として当地域のイメージ発信と環境学習等による交流人口の拡大を目指す環境フィールドミュージアムプロジェクトなど事業を推進している。本年は、公式確認五〇年事業を展開している。水俣湾の魚類の安全性は、平成九年度に福島知事が安全宣言し、定期的に水俣湾の魚類の調査を行い、安全性を確認し続けている。広報媒体を活用するなど、積極的に周知、啓発したい。民間団体でも、五〇年を機に国際フォーラムが開催されるなど、理解促進のための動きが広がりとある。地元では、環境のモデル的な取り組みが実践され、高い評価を受けている。来年二月に水俣市で開催される世界地方都市十字路会議で広く発信されることも期待している。水俣病問題に関する理解促進

を図り、民間団体、地元の協力を得ながら、救済策の実現、地域の再生・振興も、車の両輪として取り組みたい(知事)。(2)水俣地域の観光振興に向け、環境モデル都市づくりをテーマにした環境学習旅行の誘致を進め、水俣・芦北教育旅行受入促進協議会等と連携しながら、学校関係者や旅行会社に対するセールス活動に取り組んでいる。秋に実施された水俣芦北広域観光キャンペーンに助成を行い、福岡の旅行会社等に、各地域の観光資源を紹介する福岡観光マーケットを水俣市で開催するなど、水俣の活性化に向けて、積極的な支援を行っている。観光旅行の形態変化により、個人客等を取り込むための新たな取り組みをつくり上げていくことが重要で、地元の頑張りに期待している。水俣のすばらしい環境やすぐれた観光資源をアピールしながら、連携した取り組みをさらに強める(商工観光労働部長)。(3)水俣・芦北地域振興計画においても、水産資源の回復に向けた取り組みや漁港、漁場の整備を実施している。平成一四年度から行っているマダイの稚魚の生息場となる藻場の造成や小型のマダイを保護する取り組みも行っており、ここ数年回復基調にある。ヒラメは、八代海沿岸の漁協と市町が共同で稚魚の放流事業に取り組んでおり、支援している。今年度からは、カサゴの標識放流を行い、放流通地の選定や効果把握に努めている。水俣市漁協では、従前から昆布やワカメの海藻養殖に取り組んでいる。水産振興に対する地元の要望を踏まえ、栽培漁業の推進や漁港、漁場の整備等に、市町村、漁協と連携を図りながら、引き続き取り組む。(4)水俣市が当地域の地籍調査を実施中で、

調査結果を待つて、境界立ち会い等の手続きを順次行う。当該財産に係る位置や形状の確定は、地元の人からも事前に意見を聞くなど、慎重を期す。公共利用計画が認められなかった場合は、開拓財産の処分は公共の用途への利用が優先されるが、国が公共性が認められないと判断すれば、原則として一般競争入札による払い下げとなる。県は、不要地調書の作成等、開拓財産の処分に当たって必要な事前手続きを進める(農林水産部長)。

川辺川問題

(1)①治水について。(ア)相良村長は、利水事業からの離脱、ダム建設反対の意向を表明した。川辺川ダム建設促進協議会は、一月一〇日に治水と利水を切り離し、ダム建設を推進することとを、相良村を除く流域一市町村により決議した。地域の対立と混乱はダム問題に飛び火し、流域住民の生命や財産が一村長の意向に左右されかねない深刻な事態を迎えている。今後はどう影響を及ぼすと考えるか。(イ)知事は、基本高水の取りまとめに理解できない旨の意見を表明し、ダムの安全性に疑問を呈し、治水能力の限界や環境への影響も協議すべきと主張した。次回の検討小委員会で、川辺川ダム計画を議題として取り上げ、ダムに対する判断を示されると推測する。検討小委員会の審議への対応とダムに対する判断について尋ねる。(2)利水について。七月一四日の事前協議で、農林水産省新案に絞ると整理されたが、相良村長は、国営利水事業への不参加を正式に表明した。農林水産省は、合意が得られていないとして、平成

一九九年度概算要求の本格工事着手の経費計上を断念した。相良村長の行動が、市町村議会も巻き込んで、人吉・球磨地域全体に混乱と対立を持ち込んでいる。利水計画の今後についての認識と県の対応について（中原）。(2) 相良村の国営川辺川利水事業不参加とダム建設反対表明について。相良村は村八分のような状態である。矢上村長の主張は、自治体の首長として、今後の厳しい財政を考慮した上の至極当たり前の判断ではないか。川辺川、球磨川の治水対策をめぐって、検討小委員会、基本方針策定にかかわる審議が進められた後、整備計画がつけられる。①この事態をどうとらえているか。②相良村の自治体運営に支障がないかどうか。③検討小委員会と相良村の判断をどう反映させるか（平野）。(3) 川辺川土地改良事業は混乱に拍車をかけている。相良村長の決断は、評価されるものではない。一方、相良村を除く関係五市町村長は、六市町村での国営事業推進を要望し、地元関係農家に事業参加の意向を確認しながら進めてきた。どんな方法で民意を反映させるか。相良村の一連の行動に対する評価と、事業再開に向けた具体的な考え方について（中村）。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

(1) ①(ア) 地元意見の一致が見られていない状況により、混乱、対立の拡大を憂慮している。それぞれの事業主体である農林水産省、国土交通省がどう対応するか見極める必要がある。その上で、県の対応を検討したい。(イ) 基本高水の算出は、降雨継続時間や森林の保水力等、科学的に解明されていない

い部分や経験に頼る部分が多く、妥当性を理解しづらい。人吉地点の治水安全度も合理的理由を明確に示す必要があると申し上げた。次回に川辺川ダムに触れることは、委員長が本県の実情等を踏まえて判断した。検討小委員会が提案したものではない。個別の洪水調節施設は、基本方針策定後の河川整備計画策定の段階で議論されるべきで、次回の検討小委員会、川辺川ダムの論議がなされることはない。河川整備計画の策定やダム基本計画の変更の手続きが進められる中で、国土交通省から意見を求められ県の判断を示すことになるかと考える。②利水事業は、事業主体の責任で国がどう判断するかが基本である。関係市町村すべての合意を得ることが必要で、意向を確認しながら的確に対応することが重要である。現段階で相良村とほかの関係五市町村の意見は対立したままで、解決策を見いだしていない。国と連携し、打開策を見いだすべく、努力を続けたい。(2) ①治水、利水問題にとどまらず、地域のさまざまな連携にまで混乱、対立が拡大していることは憂慮すべきである。それぞれの自治体の責任において決断したことであり、人吉・球磨地域の振興という共通目的のために、地元市町村が一致協力すること、県の願いでもある。②県も地域の融和を第一に、さまざまな課題の困難性を乗り越えて解決するよう努力を続ける。③個別の洪水調節施設は、制度上、河川整備計画の段階で議論される。相良村長は、前回の検討小委員会を傍聴した後に、ダムに関する村の考えを意見書として提出すると発言しており、その場合には、委員会が判断される。(3) 村政の運営に責任の

ある機関が、自らの責任のもと決断したもので、県は受け止めなければならぬ。今後の事業展開の基本は、事業主体の責任において国がどう判断するかである。事態打開に向けた糸口を見いだすべく、関係六市町村と意見交換を続けているが、これからも続けていく必要がある。県として何ができるかを含めながら、打開策を見いだすための努力を続けたい。

農林水産業

(一) 農政問題。①昨年一〇月、政府は、経営所得安定対策等大綱を策定し、農業構造改革をスタートさせた。品目横断的経営安定対策は、秋の麦作から、米作は来年度から制度への加入が始まる。集团的営農体系の確立と専業農家の育成を図るため着手されたが、農家現場は混乱している。基本要綱はともかく、細則等は、画一ではなく、地域の実情に即して取り扱い、施行される必要がある。実態把握のどこに問題があったのか。どう推進していくのか。②県は、政府に対し、毎年WTO農業交渉に関する要望書を提出しているが、実情を認識し、日本の米は死守するという不退転の決意の下で要望いただきたい。③近年、県内に outlet した量販店に対する地産地消の啓発推進にどのような取り組みをしてきたのか。生産団地や農業団体との提携・契約・市場との相対取引などもできることから、県も、積極的な推進を図るべきと思う。④農業研究センターでは、県有財産としての種苗品種登録が一七年度末で一四あり、さらに四品種が登録出願中である。種苗の管理等にどんな保全対策を講

じているか。問題が発生した場合、どんな対策を講じているか。畜産とバイオマスとの関連、環境とのかかわり合い、地球温暖化による病害虫対策など、多くの課題があり、米の品種改良には新たな対応が求められている。試験研究についての取り組み、戦略などについて(池田秀)。(二) 農業、農村の振興について。①熊本県の農業就業人口は減少し、高齢者の比率が高くなり、耕作放棄地が増加している。農業集落における農道や水路などの維持管理を行う共同作業、公役は、参加者が二割以上減少し、農家の八割が資源の保全は困難になると認識している。熊本県の豊かな自然と農産物を育む重要な財産である農村資源の保全と質的な確保を図るため、どう取り組むか。②品目横断的経営安定対策が来年度から実施される。各地で制度への加入を推進しているが、集落としてまとめるための条件整備、高齢農家や小規模農家への対応などの課題があり、問題なのは、担い手支援のための助成の一部は、麦・大豆の過去三か年の生産実績が基本とされていることである。集落営農を設立して従来以上に作付しても、過去の実績がなければ助成が受けられず、採算がとれないと危惧され、新規に作付の規模を拡大しても意味がない懸念もある。対策を効果的に推進し、担い手の経営発展を促すためには、国への支援方策充実の要求や集落営農の経理事務面での全面的なバックアップが必要である。集落営農の円滑な運営のための指導・助言はどうしているのか、今後始まる米、大豆についてどう進めるか(東)。(三) 工業の振興について①県では「ひのみどり」に続き、新品種「夕風」(夕風)「ひのはるか」

を開発した。イ業情勢が厳しい中、新品種に寄せる期待は大きい。これらの優良品種をどう普及していくか。②畳表の生産は、下級品の価格が低迷しているため高品質畳表の生産にシフトし、イ業経営の不安定化の一因となっている。高品質化に有効なイグサ色彩選別機の導入を検討している生産者もいるが、多額の負担を伴うため、積極的に支援する必要がある。どう対応するか。③生産者が安心してイ業経営を行うためには、畳表の価格安定制度は不可欠である。県は国の制度を補完するくまもと畳表価格安定対策事業を実施しているが、これまで一つであった助成価格を「ひのみどり」を使用した銘柄品とその他品種を使用した一般品とに区分をすること等を農林水産省に要望し、産地の要望に沿って国の制度が改正された。県はどう対応するか（中村）。

これらに対する農林水産部長の答弁は次の通りであった。

(1) ①品目横断的経営安定対策は、農地改革にも匹敵する一大改革の中で実施される。生産現場では、農地集団化の困難性、中山間地等で面積要件を満たせるのか、経理の一元化や課税上の問題等に、不安の声が多く聞かれた。県は、集落座談会等での説明を重ね、所得特例の創設や規模要件の緩和措置等、地域の実情を反映する制度改善を国に要望してきた。対象農家等関係者の理解が進み、担い手となる地域営農組織が県内各地で設立され、とくに対策が急がれている麦関係では、平成一七年の作付対比で九五%を超える加入状況にある。米や大豆も、来年四月に加入申請が始まる。集落座談会等を通じて、理解促

進や不安の払拭に努力する。②WTO農業交渉の結果次第では、米を中心に本県農業にも大きな影響を及ぼすことから、国に対し、わが国のこれまでの主張を交渉の場で貫くよう、働きかけを行う。③県では、人が集まる店舗等に県産品コーナーの設置を依頼するなど、地産地消協力店の募集を行っている。地産地消協力店は約三〇〇店舗に上り、成果が一定上がっているが、夏場に取扱量が不足する傾向にあり、県内市場における安定供給等、改善すべき課題もある。県は、品不足を補うリレー出荷の推進、新たな産地育成、農業団体と市場の連携による県内市場への出荷の安定的な供給の促進を図る必要がある。地産地消協力店や農業団体、消費者団体等とのパートナーシップの下で、地産地消の取り組みを推進する。④オリジナル品種の育成者権保護には、DNA鑑定による品種識別技術の開発を行い、流出等による違法栽培防止のため、種苗の厳重な管理に努めている。万一国外へ流出した場合、税関に輸入差し止め申請を行うなど、水際対策を講じる。農業研究センターにおける試験研究テーマは、関係者のニーズを踏まえ、外部評価委員会で、緊急性、実現可能性等について検討を加え、設定する。バイオマスの利活用や地球温暖化等への対応は重要な課題と認識し、バイオマスの利活用には、高度な専門技術を要することから、国・大学・企業等との連携を深める必要がある。大豆等を活用した有用成分の多段階での利用技術開発について、共同研究を実施しており、夏場の野菜栽培に、東南アジアでとれる耐暑性作物導入も昨年度から取り組んでいる。不作が続いている米は、近

年の高温の影響を解析し、高温条件下で安定栽培ができる品種選定に向けた調査、栽培技術の確立に引き続き取り組む。(2) ①国は、農地・水・環境保全向上対策について、平成一九年度からの本格的な実施に向けたモデル事業を、本年度、全国で約六〇〇地区で実施中である。本県でも、二三地区で取り組んでおり、かんがい施設の長寿命化に向けた維持保全活動、白川中流域における水田の水張り、竹炭を利用して水質浄化に取り組む天明地区の環境学習など、地域地域で創意工夫を凝らした事例が出ている。県は、農地・水・環境保全向上対策に係る推進体制の整備、リーフレットの作成や機運醸成に向けたシンポジウムの開催など、本格実施に向けて準備中である。市町村をはじめ地域の共同活動組織と連携しながら努める。②県・市町村・JAなどが連携し、集落座談会等を開催し、地域の実情を反映した所得特例や中山間地等での面積要件の緩和措置に係る説明、大型機械の導入や経理ソフト開発への支援等を行い、組織づくりの円滑化に努めてきた。組織づくりが急がれる麦関係では、一七六の組織が設立され、県全体では、一七年度の作付実績で九五%を超える見込みである。麦と大豆の場合、規模拡大等の新規作付分が当該対策の対象にならないという不満が全国から寄せられており、国で新たな対策を検討中と聞いている。来年四月からの加入手続きが始まる米・大豆の対策は、本格的な地域営農組織づくりに説明会等を行って取り組む。米は、特有の事情があるので、組織づくりには地域ごとにモデル地区を設定するなどしたい。戦後農政の中でも大変な改革であり、精いつ

ばい取り組む。(3) ①優良なオリジナル三品種による全作型での生産が可能になり、生産者への種苗の配布を「夕風」は平成一九年一月から、「ひのはるか」は平成二〇年一月から予定している。これらの優良品種が産地にとって生き残りの切り札となるように、普及、定着に取り組む。②高品質量表の生産を通した産地づくりは、省力化、低コスト化を図る観点から、共同利用による色彩選別機等の高性能機械、施設の導入が必要と考える。生産者の理解を得ながら、機械等の共同利用や経営の協業化に向けた組織づくりなどを進め、国庫補助事業での導入を検討したい。③国の制度改正は、量表を銘柄品と一般品に区分したこと、区分に沿って基準価格がきめ細かく設定されていること、高品質量表の生産拡大を一層促すことなどを主な内容としている。県は、国の制度を補完し、補填率の変動を平準化するこれまでの対応を検討する。優良品種の導入や機械等の共同利用、経営の協業化、消費者や住宅メーカーへの需要喚起等も大切と考えており、関係者と連携して、生産から流通・販売に至る対策に取り組む。

商工業

(1) 県は、新たに熊本県産業技術センターとして再編整備する工業技術センター機能強化の検討を行ってきた。工業技術センターは環境分野にも強く、全国的に見ても少ない職員で頑張っていると評価するが、施設が老朽化し、UD、ユニバーサルデザインからはほど遠い。相談スペースや共同研究室等も不

足している。基本構想案では、産業技術センターとして建物の一部を建て替えるとされているが、どのような考え方でどう整備するつもりか。整備スケジュールについて。(2) 企業誘致に対するトップセールズと今後の取り組みについて。企業誘致には、工業団地が必要で、用地買収、許認可手続き等、多くの費用と時間を要するため、計画的な整備が必要である。今年度の本県の企業誘致件数は、一月末現在、すでに三〇件と、過去最高水準のペースで進み、追い風の状況にある。知事自身のトップセールズも含め、集中的な企業誘致に向けた取り組みが必要と考えるが、知事の意向はどうか(吉永)。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

(1) 産業支援体制の整備は、基本構想を検討する有識者会議を設置し、四つの観点から議論を行っている。一、食品加工研究所は、工業技術センターと再編統合し、熊本県産業技術センターに改編する。二、くまもとテクノ産業財団電子応用機械技術研究所の研究開発は、産業技術センターで一体的に行い、研究成果の普及と事業展開は、引き続きテクノ産業財団の組織で行う。三、計量検定所を産業技術センターに再編する。四、施設整備は、現工業技術センター敷地に、機能を拡充するために本館などを建て替える。整備に当たって、次の機能強化を図る。一、産学行政交流研究室内の設置、技術支援拠点としての機能、二、交流サロンや技術支援をした工業製品、農業加工品の展示コーナーの設置、小・中学生も見学できるコースの設定など、産学や県民の連携、交流拠点にする。産業技術センターへ

の改編は、施設整備に先行して、来年度に行う方向で検討を進めている。施設は、平成一九年度に設計に着手し、二二年度の竣工、オープンをめどに進めたい。基本構想案のバブリックコメント手続きを経て、今年度中には基本構想として策定、公表したい。(2) 企業誘致の大きな力は職員である。熊本県では、担当職員の誠意ある対応が企業の信頼を勝ち得ており、トップセールズも、タイミングをはかりながら行ったことが、好調な結果につながった。市町村や民間サイドの取り組みには、積極的に支援・協力したい。企業の立地後のフォロー、地域全体で温かい支援をすることも重要である。県全体で誘致企業のフォローアップに努め、トップセールズを積極的に展開し、立地を働きかけたい。

土木・交通

(1) 国土保全、地域防災。①国土交通省は九月に、全国の直轄河川堤防の安全性についての中間まとめを発表した。熊本県内四直轄河川で、菊池川、白川、緑川の河川堤防は、各河川とも四〜五kmの区間で堤防強化を必要とし、球磨川は、調査の進捗が要点検区間の四％で、調査が必要となっている。早急に対策がなされるよう、国に働きかけをお願いする。県が管理する河川は、国に準じて浸透破堤の調査がされているのか、調査計画はあるのか、状況について。②八代地域は、干拓により農地が造成されているが、軟弱な地盤に築造された堤防によって守られているため、住民は台風が来るたびに不安を募らせてい

る。県は、昭和三三（一九五八）年から海岸保全事業により海岸堤防の防災対策を行っているが、これまで整備されたところも老朽化や沈下が見られる。県が管理している農地海岸堤防は、浸透破堤のおそれはないか、調査状況について。③県管理の橋は点検が実施されているのか。市町村に指導は行われているのか。中長期的なビジョンを確立した中で年次的に進められるべきと考える。④国交省関連対策で、大規模地震発生時に被害を及ぼす危険性の高い急傾斜地における擁壁等の施設整備の方針が出されている。本県は対象地域外であるが、布田川・日奈久断層が通る本県では、急傾斜地の整備は地震対策としても重要と考える。（二）八代港の物流拠点機能の強化について。政府は、総合物流施策大綱の見直しを閣議決定し、経済産業省、国土交通省同時に公表した。この大綱は、八代市、八代港に当てはまるのではないか。整備推進、企業誘致、ポートセールス等の活性化につながり、八代港の国際貿易港としての位置づけが確立される絶対条件と思う。県内立地企業の航路輸送の各港の利用状況、県内港の依存度が少ないことについては、どこに問題点があるのか、九州の中央に位置し、高度利用推進港湾として重要港湾の指定を受けている八代港に対し、どんな取り組みが必要か、計画はあるか（中村）。（三）企業集積地域周辺道路網の整備について。近年、県内で半導体関連を中心に企業の集積が進み、合志市と菊陽町にまたがるセミコンテクノパークでは、周辺の交通量が急増している。国道443号の国道道路東西線への延伸を早急に行っていたきたい。菊陽空港線に延伸

すれば、セミコンテクノパークと連結する。県の企業立地課が、半導体や関連企業をターゲットに誘致するなら、周辺地域の道路網の整備計画を総合的に見直していただきたい。今後の整備計画について（東）。（四）県北横断道路は、荒尾・玉名・山鹿・菊池・阿蘇を結ぶ重要な基幹道路として位置づけられ、平成一〇年一月、関係三六市町村の、強い要望によって期成会を設立、今日に至っている。建設促進についての見解（池田秀）。（五）（要望）道路・河川等の整備促進。①県道田迎木原線の平成一九年度末の完成について。②県道熊本浜線の歩道整備。③木部川・旧天明新川流域の浸水対策。④県道神水川尻線の道路拡幅改良（中原）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）①平成一六年国土交通省が策定した中小河川における堤防点検・対策ガイドラインに沿って、一七年度に堤防点検を実施し、浸透に対して安全性の検討が必要な区間として一四・四kmを選定している。今後土質調査等を実施して、安全性の検討を行うが、対象となる河川数が多く、延長も長く、長期間を要する。選定した区間は、日常のパトロールを強化するなど堤防の安全管理に努め、破堤した場合の影響等を勘案し、順次安全性の検討を進めたい。漏水対策が必要な大鞘川、水無川等は、補強対策を行っている（土木部長）。②県が管理する農地海岸堤防は約八二kmあり、七一kmが干拓堤防である。このうち、八代地域の全延長二九kmを含めて約七〇％の調査を終えており、調査済みの箇所すべてに海岸法の安全基準を満たす

結果が出ている。未調査の農地海岸堤防も、順次調査を進めていく（農林水産部長）。（③県管理の橋梁は三、七九四あり、点検は、八年度に、橋長が一五m以上の一、〇〇六橋について耐震調査を行っている。一三年度から一五年度にかけ、県独自にすべての橋梁の一斉点検を実施して、対策の必要性の判定を行い、緊急性、重要性の観点から、補修・補強工事を進めている。点検補修履歴等のデータベース化を推進し、長期的な維持管理計画を策定して、架け替え時期の平準化を図る。市町村には、橋梁の管理状況の実態調査を行っており、点検および管理計画の作成等を支援したい。④本県には、急傾斜地崩壊危険箇所が九四六三か所あり、防災対策は、施設整備と警戒避難体制の強化に向けたソフト対策を組み合わせて進めている。施設整備は、危険箇所の災害発生時の影響等を勘案し、順次急傾斜地法に基づく指定を行い、整備を進め、一七年度末までに九〇八か所を指定している。六三六か所はおおむね完了しており、一八年度は四六か所で整備を進めている。（②）本県のコンテナ貨物取扱量は、平成一一年にコンテナ航路が開設されてから年平均で約五%ずつ伸びている。八代港の取扱量は約一万四、〇〇〇本で、県内の約七割を占め、県全体と同様の伸びを示している。多くの県内企業が県外主要港を利用している原因は、本県の航路は便数が少なく、中国や北米への直行便がないため輸送時間が長くなり、全体の運賃が高くなること等にある。平成一五年度に八代港ポートセールスビジョンを策定し、航路便数の増便や直行便の開設に向けて、八代市や地元企業とともに船会社

働きかけてきた。本年度は釜山^{プサン}航路の中国への延伸が実現したことから、さらなる貨物量の増加を図るため、航路延伸のPRを行い、ポートセールス協議会を通して、新たな荷主に対するトライアル助成金を拡充した。八代市でも、国の総合物流施策大綱の見直しに関連して、プロジェクトが立ち上げられ、物流の研究会が実施された。八代市や関係団体等と連携を図り、八代港の物流拠点機能の強化に努めたい。（③）現在、熊本市小山区での国道443号の四車線化や菊陽町^{しんやま}新山での県道辛川鹿本線等の整備を進めている。交通混雑の緩和を図るため、地域の幹線道路ネットワークの調査を行っている。国道443号、町道菊陽空港線の延伸は重要な検討要素で、二路線の延伸も含め、概略ルートの比較検討を行うなど、引き続き調査を進める。（④）県北横断道路構想は、平成九年度に策定された。県北地域の豊富な地域資源を生かした多彩な交流の実現に向けて有効な道路構想と認識しているが、具体化には時間を要する。県北地域の交流の連携の効果を早期に発現するための事業として国道325号の整備を位置づけ、山鹿市鹿本地区や菊池市台地区の整備を重点的に進めている。県北地域を連携する道路網の整備のあり方は、整備効果を踏まえ検討したい（土木部長）。

地域振興

（①）九州新幹線の全線開業を見据えた取り組みについて。①熊本駅の交通ターミナル建設は検討課題と思う。多機能型の交通結節拠点とするべきではないか。JR九州にも積極的な姿

勢を示していただきたい。それも踏まえ、次回のトップ会議に臨んでいただきたい。②東海・西日本・九州のJR三社は、九州新幹線の全線開業に向け、新大阪駅への直通運転を検討する方針を表明した。関西圏や中国地方などをターゲットとして新幹線くまもと創り「KANSAI戦略会議」が発足したが、今後の取り組みについて（中原）。②熊本空港と新幹線駅との交通アクセスについて。県から出された熊本空港アクセス改善に関する調査報告書に短期策と中長期策が掲げられている。短期策は、リムジンバスのルートを検証する、鉄道とバスの連携策として、豊肥本線各駅からのシャトルバス運行の可能性を検証する。中長期策は、市電の延伸、豊肥本線からの延伸、次世代型交通システムの採用、道路整備である。検討の現状とどんな考え方に立ってこれから検討を進めるのか（東）。③農業試験場跡地活用検討協議会を設置して、六回の協議会が開催されたが、開発業者に求める共存共栄策や地域への貢献策など、商工団体や地元住民の意見もほぼ出尽くしている。結論を出すべき時期と思うが、いつまでにどうするのか（鎌田）。④（要望）肥薩おれんじ鉄道は、水俣・芦北地域、八代地域になくはない鉄道であるが、二年目で一層厳しい状況になっている。財政的支援を視野に入れて、経営改善に取り組んでいただきたい（吉永）。⑤（要望）八代地域振興局管内の道路整備促進。⑥（要望）八代県営野球場のドーム化。⑦（要望）宇城・水川スマートインターチェンジの設置（中村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①市電の東口駅前広場、駅舎への乗り入れの方向性が了承された。駅舎デザインは、象徴的で、熊本らしさを持ったランドマークになるものが望ましいと意見している。ワーキングチームで、高架下やゼロ番線用地の機能、市電の乗り入れに関する技術的事項等について整理を行っている。今年度末に、第二回のトップ会議を開催し、駅周辺の具体的な活性化のイメージを提示できるよう努める（知事）。②関西や中国地方のニーズ調査や、関西の経済界や流通関係者等との意見交換会等から作業を始めた。それらを踏まえてマーケティング戦略を練り、熊本の潜在力を生かすための羅針盤となるよう取り組みたい。③短期的施策は、九月に、空港アクセス改善検討会議を立ち上げ、リムジンバスの運行ルートの見直し等、課題や対応方策の整理を行っている。大津町で、肥後大津駅周辺の整備計画が策定されるなど、沿線自治体の主体的な取り組みも行われている。短期的施策を着実に進め、平成一九年度以降、バス会社等と連携して、新ルートや直行使等の可能性を探るための試験運行等に着手したい。中長期的施策は、横軸の交通網の整備や交通結節機能の強化を通じて熊本の本拠点を高める視点も認識した上で、豊肥本線の分岐延伸策等を中心に、技術的課題の解決や事業費のコスト削減方策、需要見込みの再検証、沿線地域の将来の開発可能性等に関し、検討を深めている（地域振興部長）。③第六回協議会で、地産地消推進のための県産品販売機能等交流機能の付加や大型店の立地に関するガイドラインに的に対応するなど、事業予定者に求める地域貢献策に

ついで意見が集約された。事業予定者と県の間で詳細な協議を重ねている。次回協議会で、関係者のコンセンサス形成が得られ、農業試験場跡地利活用の具体化が図られるように取り組みたい（知事）。

教育・文化

（１）高校再編で、統廃合の対象となっている高校の学級規模は、一学年三学級以下の学校であるが、適正と言えるか。高校標準法では、一学年二学級規模を最小規模と規定している。地域の中で、人材育成の拠点となっている学校がなくなることには慎重であらねばならない。本校の規模は最小二学級ということも視野に入れる必要がある（平野）。（２）教育委員会を形成化させない取り組みについて。本県の教育委員会は、月一回二時間程度の委員会だけで、県の教育行政における重要事項や重要方針を決定することは大変だと思う。教育委員会定例会の前に事務局から委員がすべき質問の内容までアドバイスをされたというが、現在はそのようなことはないのか。所信について尋ねる（鎌田）。（３）民間人の校長登用について。学校教育法施行規則の改正で、民間企業から、校長として任用または採用できることとなった。民間の経営感覚の注入が、学校の組織運営に風穴をあけ、教職員の意識改革につながると期待している。民間人校長の任用の現状ならびに導入の効果、本県における民間人校長登用の検討状況を尋ねる（吉永）。（４）（要望）総合型地域スポーツクラブの育成は、国が平成一二年度に策定したス

ポーツ振興基本計画の目標を達成するための施策である。県民の心身の健康づくり、熊本の元気づくりの基本と考えるので、さらなる普及のために、指導・支援を要望する（東）。（５）（要望）熊本城築城四〇〇年祭が、一九九一年一月より二〇〇五年五月まで開催される。州都として最もふさわしい熊本を、四〇〇年祭を通じて内外に発信し、新たな認識を持つてもらうことを期待している。知事は、任期中の機会をとらえ、兵馬備（ひまぼい）のような展覧会を催してはどうか（池田秀）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）県立高等学校教育整備推進協議会の報告では、県立高校適正規模下限の目安は一学年四学級程度である。県立高等学校再編整備等基本計画素案では、これを念頭に、県立高校の再編統合を考えているが、現実的に地理的条件や交通条件等も考慮し、一学年四学級を下回っていても再編統合の対象としない学校もある。弾力的に運用している（教育長）。（２）県内の現状や他県の先進事例を調査したり、重要課題に対する勉強会などに取り組み、掘り下げた議論を行うよう努めてきた。複雑な議案は事務局から事前に説明を受けることがあるが、それによって委員の意見が左右されることはない。真摯な議論ができる委員会運営を目指したい（教育委員会委員長）。（３）平成一二年九月に策定した熊本県教育改革大綱の中で、民間人管理職の登用について研究することを明記した上で、検討を重ねてきた。現段階では、適材があれば、平成一九年四月から、公立中学校と県立高校において登用したいと考えている（教育長）。

福祉・医療・環境・労働

(一) 障害のある人への差別をなくすための条例制定について。千葉県では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例が可決された。差別を判断する物差しを、教育、労働など、生活分野ごとに類型化し、具体的にあらわした画期的なものである。障害者権利条約を、日本も批准の見通しであるが、国内の障害者関連法は、障害者権利条約に抵触する部分もあり、今後法改正等が必要になる。本県でも、千葉県条例をさらに進めた取り組みをするべきである(平野)。(二) ころの医療センターは、さらなる経営改善を求められている。県では、地方公営企業法の全部適用など運営形態の見直しも含め、基本的な方向性を検討するため、本年三月に、熊本県立ころの医療センターあり方検討委員会を設置し、検討が進められている。検討状況と今後の見通しについて。(三) 県内の雇用状況について。①非正規雇用者、とくに派遣労働者が大幅に増加し、いろんな問題が惹起^{じきき}している。県は、実態をどう把握し、どんな見解をもっているか。②平成一六年、若年者対策ワンストップセンター事業として、就業支援のサービスを総合的に受けられるジョブカフェくまもとが開所した。実績と取り組みについて(池田秀)。(四) 知的障害者の県機関での雇用について。本県では、障害者雇用特別枠により身体障害のある職員が雇用されているが、知的障害者雇用の取り組みはない。県庁・出先県機関で、業務を全庁的に洗い出し、段階的に広げていく

ことが必要である。今後の取り組みについて(平野)。(五) 自殺予防対策について。六月に、自殺対策基本法が成立した。熊本県では、ころの健康づくり連絡会議において、自殺予防の取り組みの情報交換を行っているが、自殺防止を中心に据えた自殺対策連絡協議会を早急に設置すべきである。インターネットでの相談業務もあわせて検討いただきたい。(六) (要望) 県の保育士養成のあり方検討会で、県立保育大学の廃止が示されている。保育大学が果たしてきた役割等を考え、幼稚園教諭免許の取得や、県立大学の学部として存続する方法等も検討し、方針を決定するよう強く要望する。(七) 犬について。①六月、改正動物愛護管理法が施行され、都道府県は、地域の実情を踏まえた動物愛護管理推進計画を策定することになったが、状況はどうか。犬を安易に処分することがないように、処分は、料金を徴収すべきと考えるがどうか。②動物愛護管理法では、動物取扱業者を、届け出制から登録制に移行し、悪質な業者に登録・更新の拒否、登録の取り消し、業務停止の命令措置ができるようになった。事業所ごとに動物取扱責任者の選任を義務づけ、責任者は県で行う研修を受講しなければならない。現在の業者登録件数と動物取扱責任者に対する研修の実施状況、業者に対する適正化の取り組みについて。③ふん害防止条例の制定についてどう考えるか。④狂犬病予防のために、飼い主にワクチン接種を呼びかけ、海外旅行者に、むやみに犬に接しないことを注意喚起しなければならないと考えるが、県の取り組みについて。⑤盲導犬・介助犬・聴導犬を総称した補助犬は、身

体障害者の生活をサポートする大切なパートナーで、不特定多数の人が出入りする施設への受け入れが義務化されたが、入店を断る店もあり、実際の現場でどう対処するかわからないという声も聞かれる。補助犬への理解を深める取り組みについてどう進めていくのか（鎌田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) くまもと障害者プランに障害者の完全参加と平等という基本目標を掲げ、取り組みを総合的に推進している。出前講座等を行い、障害者週間の前後には、くまもとハートウィークを実施し、障害者の詩や絵画などを展示するハート展の開催など、幅広い啓発活動を行っている。障害者関係団体との意見交換会等も定期的に行い、障害者施策の課題、ニーズの把握に努めている。障害者一〇番事業等での相談事業も行っている。条例については、千葉県条例について勉強し、条約批准後の国内法の整備状況も見極めながら、幅広く研究したい。(2) こころの医療センターあり方検討委員会は、一回から三回まで、県立病院の役割について検討を行い、民間精神病院では受け入れが難しい触法患者、覚せい剤中毒患者も積極的に受け入れていること、社会復帰活動、グループホーム、共同住居による自立支援活動に高い評価をした。今後は、県内精神科医療のセーフティネットとしての機能の強化、先導的な社会復帰活動に重点的に取り組み、県内精神科医療スタッフの教育研修機能の強化、民間精神病院等への情報提供、運営の透明性の確保を図る方向性が示された。四回委員会から、地方公営企業法の全部

適用への移行、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入を含めた運営形態について、議論されている。五回委員会では、運営形態見直しの考え方を取りまとめ、今年度中には、あり方について一定の方向性を出すよう努めたい(健康福祉部長)。(3) ①県内の非正規雇用者は、平成一四年就業構造基本調査で、全就業者の二三・一％に上り、四分の三近くがパートやアルバイトで、派遣労働者も急速に増加している。非正規雇用者の増大は、雇用の不安定さ、正社員との待遇や教育訓練面の格差、技能継承等の問題を生じている。国と連携し、正社員としての就業機会の拡大、職業訓練およびきめ細かな就職相談によるミスマッチの解消に、積極的に取り組む。②ジョブカフェくまもとは、開所以来の利用者が、累計で延べ三万九、〇〇〇人、本年度は延べ一万一、〇〇〇人である。約八割が既卒者で、バブル崩壊以降の採用抑制の時期に、非正規雇用につかざるを得なかった若年者の貴重な相談支援機関として定着している。就職が確認できた者は、今年度が三二二人、累計で一、二三〇人と、順調に推移しているが、正規雇用への移行は、新卒者と比べると難しい。国等の関係機関と連携を図り、職業訓練やトライアル雇用への誘導、資格取得セミナーの開催等、若年者の職業能力と意欲の向上につながる取り組みをさらに強化したい。一〇月の九州地方知事会議で、各県ジョブカフェ間のネットワーク強化に取り組むことが承認されており、広域的なサービス提供や情報交換により、ジョブカフェの機能充実を図る(商工観光労働部長)。(4) 先行自治体の調査を行うなど、業務内容、雇

用に関する情報や諸課題の把握に努めている。庁内の関係部署が集まって具体的な課題等の整理を進めている段階で、知的障害者に適した業務内容、雇用のあり方等の研究をさらに進めたい（総務部長）。（５）これまでの取り組みや自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、事業所や教育関係者等、幅広い分野で構成する自殺対策連絡協議会を本年度中に設置して、総合的な自殺予防対策に取り組みたい。（７）①市町村や地域住民、獣医師会等から成る検討会を来年度早々に設置して、策定作業に取りかかる。犬の処分の有料化は、飼い主責任の明確化、保健所への安易な引き取り依頼の防止に資すると考える。推進計画策定の議論の中で検討したい。②一月末現在、県内の業者登録件数は二〇一件である。業者に対する指導は、登録申請時に保健所の担当者がすべての施設に立入調査を実施し、定期的に指導を行いたい。研修は、本年度中に第一回目を実施し、本年度以降も年一回実施していく。③住民に身近な市町村が、地域特性に応じ対処していくのが適当と考える。一部の市や町では、ふん害防止について条例で規定している。県も市町村と連携して、飼い主のマナー向上に取り組みたい。④県では、市町村が行う犬の登録や予防注射の支援を行い、野犬および放し飼いの犬の捕獲抑留を実施している。海外の発生地域では犬や野生動物には不意に近づかないこと、万一かまれた場合には、速やかに当該国でワクチンを接種することが重要である。海外渡航窓口における周知にあわせ、県のホームページなどを通して啓発に努めたい。⑤県の広報誌やマスメディア、市町村を通じて県民への

普及啓発に努めてきた。公共交通機関や飲食業などの関係事業者団体等には、法の趣旨や内容、個別に補助犬の受け入れに関する情報提供も行い、理解促進に努めてきた。しかし、身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会では、実効性の高い普及啓発活動が必要との意見が出ている。補助犬は、身体障害者の日常生活を支援し、自立と社会参加の促進に大きく寄与すると認識しており、社会的認識を定着させるため、普及啓発を行いたい（健康福祉部長）。

警察

（１）警察官の大量退職時代への対応について。ペテランの警察官が毎年一〇〇人以上退職するという大量退職時代は、すでに始まっている。いわゆる二〇〇七（平成一九）年問題は、民間も対応を迫られており、公務員の採用は、少子化による就職適齢人口の減少と景気回復に伴う民間企業の採用枠拡大等により、大変厳しい状況にある。優秀な人材をどう確保していくのか、とくにすぐれた技能を持つ警察官のノウハウを将来にわたってどう後継者に継承、伝承していくのか（中村）。

これに対する警察本部長の答弁は次の通りであった。

（１）警察官の採用には、体力試験の種目の見直し、集団討論の導入など、採用試験の改善を重ねてきた。募集には、各種広報媒体を活用し、五月には、若手警察官二九人をリクルーターに指名し、出身大学や出身高校に派遣するなど、積極的なリクルート活動を始めた。実務経験が豊富で卓越した専門的技

能や知識を有する職員を技能指導官等に任命して、若手警察官に対する実践的な指導、訓練に従事させ、ベテラン警察官と若手警察官を交えた合宿研修等を実施している。各種施策を引き続き推進していく。

一般質問終了後、松岡徹議員（日本共産党）が以下の通り質疑を行った。知事の議案説明の河川整備基本方針検討小委員会への対応について質疑を行う。基本高水流量計算における降雨継続時間は全国の河川でも通常は二日雨量で、球磨川も二日雨量を採用してきた。わざわざ一二時間雨量にしたのではとの指摘がなされている。計画基準点から外した八代を復活させ、以前とは全く違う、治水安全度一〇〇分の一、流量九、九〇〇トンを持ち出し結論にした。委員長は独断で決定されることがあっていいのか。流下能力は河川の現況を適切に評価すべきで、総合的な治水こそ球磨川には必要である。こうした視点での流下能力の検証を、国交省と小委員会とはかたくなに拒んでいる。小委員会の審議では、知事も納得がいかないうちに進められ、科学的に公正に検証すれば成り立ち得ない国交省の提案や委員長判断が多数で確認されている。県民への説明責任、公正な審議の保障など、強く主張していくことが求められているが、知事の思いを聞きたい。

これに対する知事の答弁は次の通りであった。

基本高水の算出過程において、科学的にまだ解明されていない部分、経験に頼る部分が多くある。十分な議論もないままに、

八代の横石地点の安全度が変更された。県民の理解が得られるか疑問である。現在の河道における流下能力は、治水を考える上で、できる限り河道に流量を配分するという基本的な考え方を踏まえると、河川環境や社会的環境へ与える影響を考慮しながらも、さらなる技術的検討や創意工夫を行えないかという思いがある。検討小委員会で県民にわかりやすい審議を求め、議論の結果やプロセスも含めて、県民への説明責任を果たすよう国土交通省に求めており、今後も、同様のスタンスで小委員会に臨んでいきたい。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成18年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

【説明】藤川隆夫厚生常任委員長は次のように報告した。健康福祉部関係では、障害者自立支援法に関連して児童福祉法が改正されたことにより、障害児施設の利用者負担が大幅に増大したこと、障害児に必要な療育や就学の機会が失われ、県独自の緊急負担軽減策を講じるための増額および平成一七年度国庫補助事業の精算に伴う国への返還金等で、一般会計総額七、六〇〇万円余の増額補正である。委員から、障害者自立支援法の施行に伴う利用者への影響調査結果について、追

加調査がされたなら説明してほしいと質疑があり、執行部からすべてのサービスで利用中止や利用抑制等何らかの影響があった、利用者等に対し、あらゆる機会をとらえて個別訪問や相談等の支援による見守り等を行っていく必要がある、現段階では追加調査は行っていないが、必要であれば検討したいと答弁があった。

吉永和世経済常任委員長は次のように報告した。企業局が経営する県営有料駐車場の料金徴収等業務委託について、平成一九年度と二〇年度に、おのおの二、八〇〇万円の債務負担行為を設定する。委員から、県営駐車場に指定管理者制度を導入しているかと質疑があり、執行部から、県営駐車場は、平成二一年度から二二年度にかけて、存廃も含めてあり方を検討する予定であること、企業局技術職員の能力を生かしながら、料金徴収、清掃、消防設備点検などの個別業務に分けて委託する従来のやり方が、指定管理者制度を導入するよりも効率的であることから、指定管理者制度は導入していないと答弁があった。委員から、県営駐車場のあり方を検討する際には、十数億円の資産価値がある一等地の活用策が、年間利益四、〇〇〇万―五、〇〇〇万円程度の駐車場でのいいのか、県有地である隣接の商工会館敷地を含めて利活用策を検討すべきとの要望があった。

井手順雄農林水産常任委員長は次のように報告した。野菜価格低落時における生産者に対する補填金交付額確定に係る補正および梅雨前線豪雨、台風13号による災害関係事業費等、五、五〇〇万円余の増額補正である。野菜振興対策費について、債

務負担行為が設定されている。委員から、野菜価格安定対策事業について、何種類の野菜が対象とされているか、需給調整のための産地廃棄をする必要があるかと質疑があり、執行部から対象は四七品目である、需給調整対策は、六品目について、生産者が同意した場合に、市場からの隔離を目的として産地廃棄が行われ、野菜価格安定対策とは異なると答弁があった。

中村博生建設常任委員長は次のように報告した。梅雨前線豪雨、台風13号などによる災害の復旧事業に要する経費等、総額四億四、一〇〇万円余の増額補正ならびに公共事業発注の平準化を図るため、県単独公共事業について、総額二六億一、七〇〇万円の債務負担行為を設定するものである。

小谷邦治文教治安常任委員長は次のように報告した。教育委員会関係では、財団法人永青文庫が所有する美術工芸品等を県立美術館で常設展示するための多目的室改修の設計委託、台風13号により被災した県立学校三校および社会教育施設一か所の災害復旧に係る経費で、総額三、五〇〇万円余の増額補正である。警察本部関係では、交番等の新築に伴う備品整備、台風13号災害により被災した警察施設、交通安全施設の災害復旧等に必要経費として、総額二、一〇〇万円余の増額補正、新水保警察署庁舎整備事業等の債務負担行為の補正である。

松田三郎総務常任委員長は次のように報告した。梅雨前線豪雨や台風13号に係る災害復旧等に要する経費、障害児施設利用に係る緊急支援や永青文庫常設展示室の整備に要する経費などを中心として、総額で六億三、三〇〇万円を計上しており、現

計予算額との合計額は七、三二六億三、九〇〇万円である。公共工事発注平準化を図るゼロ県債や水保警察署の設計委託等のための債務負担行為が設定されている。委員から、市町村から移譲を強く要望されている事務権限はないかと質疑があり、執行部から、要望があったものは、現在の事務・権限移譲推進指針の中に取り込んでおり、新たな要望はとくにないと答弁があった。委員から、国の一九年度予算編成の基本方針では、公共事業関係費の総額を前年度予算額から三％減算した額とするところだが、実行の見込みはどうか、実行された場合、熊本県の財源にどんな影響があるかと質疑があり、執行部から、概算要求もすでに三％減額でシーリング設定されているので、近い形で予算編成されていくと思われる、本県に与える影響にも、国庫補助が、総額として三％減額という方向に進むと考えると答弁があった。

【審議】 二月一四日の本会議で採決の結果、各常任委員長報告の通り、原案で可決した。

2 決算認定議案

- (1) 議案第32号 平成17年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（九月定例会継続審査事件）第54号 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（同）

【説明・審議】 九月定例会において決算特別委員会に付託されたもので、二月一四日の本会議で村上寅美決算特別委員長

が次のように審査結果を報告した。歳入確保と予算執行について。一般会計および特別会計の収入未済の解消は、徹底した徴収促進に努めるよう指摘した。各会計の予算執行は、おおむね所期の目的を達成したと認める。事務的経費の節減以外に多額の不用額が出た事業もあり、予算の編成、執行にはさらに工夫するよう指摘した。本県財政は引き続き厳しい状況にあり、少子高齢化への対応や景気・雇用問題、環境問題等の課題を抱え、行政需要の増大が見込まれる。県出資団体、県立施設について、県の役割の見直しを行うなど、歳出全般にわたり一層の事務事業の見直しと重点化を行うよう要望した。

施策推進上改善または検討を要する事項等について。（共通）

- 一 収入未済の解消は、関係部局で努力の跡が見られ、成果も上がっているが、歳入確保、公平性の観点から一層徹底した徴収促進に努めること。（総合政策局）
- 二 県広報誌「県からのたより」の配布方法について引き続き検討すること。（総務部）
- 三 ドメスティック・バイオレンス等の社会問題化に伴い、一時保護やステップハウスなど、女性の支援が急務となっており、被害者支援は、ノウハウが蓄積されている民間への委託を引き続き推進すること。
- 四 個人県民税は、徴収引き継ぎ制度を積極的に活用すること。（地域振興部）
- 五 国営川辺川土地改良事業の新利水計画の策定における事前協議の取り組みは、しかるべき時期に検証を行い、川辺川ダム問題の早期解決に努めること。
- 六 天草エアラインは、長期的計画を立てるよう指導すること。
- 七 肥薩おれんじ鉄道は、スロー鉄道として

の魅力をPRし、新八代駅から熊本駅への乗り入れが早く実現できるよう努力すること。（健康福祉部）八 予防接種における事故の防止に向けて、実施主体である市町村の指導を徹底すること。（環境生活部）九 産業廃棄物税は、目的や使途など税の仕組みについて、県民へ周知すること。（商工観光労働部）一〇 大型店の立地に関するガイドラインは、時代の変化に対応した実効性のある内容としていくこと。（農林水産部）一一 産地偽装問題は、情報の収集に努め、適切に対応すること。一二 水とみどりの森づくり事業は、効率的、効果的な事業の実施に努めること。（土木部）一三 災害の危険箇所の整備は、重点的に事業の推進に努めること。避難体制の整備などのソフト事業についても、市町村と連携を図ること。（教育委員会）一四 不登校やいじめ対策、特別支援教育など、児童生徒の指導に密接にかかわる事業の実施には、わかりやすい表現を用い、実績を周知し、理解を深めることで成果が出るように努めること。（警察本部）一五 民間駐車監視員制度がスタートしたが、状況や地域のニーズに応じて、監視員の重点運用など違法駐車対策に取り組むこと。（病院事業会計）一六 このるの医療センターの医業収支は厳しい状況である。あり方検討委員会の結果報告や九州各県での取り組みを踏まえ、経営の方向性について検討すること。以上審査の結果、全員賛成、多数賛成をもって原案の通り認定することに決定した。

決算特別委員長の報告の後、**岩中伸司議員**（新社会党）、**松岡議員**が以下の討論を行った。新幹線建設については、建設総

工事費が増額され、本県負担は重くなっている。熊本駅―熊本空港間の交通アクセスの改善策に関する調査は、利用者は極めて少数と見るのが当然で問題である。肥薩おれんじ鉄道は、住民の足を守るための鉄道と位置づけ、県や自治体が維持するための最低限の負担を続けるしかない。新幹線建設は、負の部分が多過ぎ、県民の悲願という県の考え方は理解できない。高度情報通信網を活用した総合型行政サービスの提供について費用対効果には疑問がある（**岩中**）。部落解放同盟への補助金は、ほかの団体と比べると異常に高い額である。公費による海外視察は凍結すべき、費用弁償は実費支給にすべき、政務調査費は、領収書を添えての報告に改めるべきである。公共事業の入札、発注の公正さと効率性を図らなければならない。さらなる改革を求める（**松岡**）。

討論の後、採決の結果、決算特別委員長の報告の通り認定することに決定した。

3 条例等議案

(1) 議案第13号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 上島中央2期地区広域営農団地農道整備事業
第3号工事、工事内容 橋梁上部工、契約金額 四億八一三五、〇〇〇円、契約方法 一般競争入札

井手農林水産常任委員長は次のように報告した。農道整備事業に伴う工事請負契約の締結について、委員から、低価格による入札だが、予定価格の何%か、その価格で完全な施工ができ

るかと質疑があり、執行部から、落札率は六六・九％で、業者の調査を行い、施工が可能と判断し、落札者に決定したと答弁があった。低価格入札の場合、県は認めないこともあるのか、どんな場合かと質疑があり、安全管理上の問題や異常な低価格の場合等は認めないこともあると答弁があった。県として、低価格の入札に対する客観的な基準を設け、工事の監督検査には、品質管理や安全管理等の施工管理を強化し、下請業者へしわ寄せがないよう監理するよう要望があった。

(2) 議案第14号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 国道389号地域連携推進改築（下田南2号トンネル） 工事、工事内容 トンネル工、契約金額一八億五、六四〇万円、契約方法 一般競争入札

(3) 議案第15号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 国道266号交通円滑化特一（岩谷トンネル） 工事、工事内容 トンネル工、契約金額 八億四、〇〇〇万円、契約方法 一般競争入札

(4) 議案第16号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 黒木鹿北線緊急地方道路整備（柚木谷トンネル） 工事、工事内容 トンネル工、契約金額 六億四、三五四万五、〇〇〇円、契約方法 一般競争入札

(5) 議案第18号 工事請負契約の変更について

【説明】 工事名 菊池高校管理・教室棟改築工事、工事内容 鉄筋コンクリート造り、四階建て、延べ面積 五、一四八・六三㎡、契約金額 五億八、六九五万円、契約方法 一般競争入札

中村建設常任委員長は次のように報告した。二月八日、知事より契約の相手方が辞退したことを受け、撤回したい旨の申し出があった。委員から、撤回は賢明であるが、工事の遅れが懸念される、今後の手順はどうなっているかと質疑があり、執行部から、具体的な手続きを検討中で、二月定例会であらためて提案したい、学校運営に支障を来さないように、手続きを進めたいと答弁があった。

(6) 議案第21号 熊本県土地開発公社の解散について

【説明】 公有地の拡大の推進に関する法律第二一条第一項の規定に基づき解散するものとする。

(7) 議案第24号 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 二月一四日に提出され、知事が以下の通り提案理由を説明した。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の制定に伴い、同法との整合性を図るため、所要の改正を行う。

【審議】 議案18号については、撤回が許可され、各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であり、原案の通り可決または承認した。

4 議員提出議案

(1) 議案第3号 公的保育制度の改悪に反対する意見書

【説明】 二月一四日、岩中議員ほか一人から本会議に提出

受理年月日	件名	紹介議員

第四項 請願

別冊資料編に掲載

された議案である。松岡議員は以下の通り提案理由を説明した。公的保育制度を根底から脅かす政策が進められようとしている。公立保育所の廃止、民営化問題、保育の市場化の推進、規制改革・民間開放推進会議による保育制度崩しである。子どもの最善の権利を保障し、すべての子どもの発達を保障する保育、幼児教育の制度、内容の充実を求める立場から、採択を願う。

(2) 議案第4号 来年度予算編成に生活保護など社会保障関係費の抑制を求める財政審の提言に反対する意見書

【説明】 二月一四日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議案である。松岡議員は以下の通り提案理由を説明した。財政制度等審議会は、社会保障関係費など国民の暮らしのための予算を一層抑制することを提言、失業給付の国庫負担の全廃、生活保護の母子加算、児童加算の廃止を求めている。安倍内閣は、社会保障を抜本的に変質させる新たな段階に踏み込もうとしている。採択を願う。

【審議】 議案第1号、第2号および第5号は原案の通り可決、第3号および第4号は否決した。

17・3・9	18・11・21	18・11・30
江津湖ボートコースのヘドロ浚渫等の整備についての請願	重度心身障害者医療費助成事業の維持存続に関する請願	熊本空港に「阿蘇くまもと空港」という愛称を付けることを求める請願
藤川隆夫	児玉文雄 高野誠一 氷室雄一郎	古閑三博 倉重剛 村上寅美 竹口博己 渡辺利男 馬場成志

第21節 平成19年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一九年二月二二日
閉会 平成一九年三月二五日（会期二二日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

警察本部長 横内 泉
ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月22日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
26日	本会議	常任委員会
27日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
3月2日	本会議	代表質問
5日	本会議	代表質問
6日	本会議	一般質問
7日	本会議	一般質問
8日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
9日	特別委員会	
12日	常任委員会	
13日	常任委員会	
15日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会は、潮谷県政二期目最終年度の予算を審議する定例会であり、これまでの県政運営についての質問も行われた。また、一月一八日に開催された全国知事会議で、官製談合の根絶宣言が正式決定されたことに伴い、入札制度改革についての質問・説明が行われた。介護保険制度・医療保険制度改革の影響

響、対応についても取り上げられている。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成18年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	議決
2	平成18年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	可決
3	平成18年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成18年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成18年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成18年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成18年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成18年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
9	平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成18年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成18年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	〃
13	平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃

14	平成18年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	可決
15	平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
16	平成18年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
17	平成18年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
18	平成18年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
19	平成18年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	〃
20	平成18年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
21	熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の制定について	〃
22	平成18年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する市負担金について	〃
23	工事請負契約の変更について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の変更について	〃
26	工事委託協定の変更について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
28	指定管理者の指定について	承認
29	専決処分報告及び承認について	〃
30	専決処分報告及び承認について	〃
31	専決処分報告及び承認について	〃
32	専決処分の報告及び承認について	〃

33	専決処分の報告及び承認について	承認
34	専決処分の報告及び承認について	〃
35	専決処分の報告及び承認について	〃
36	平成19年度熊本県一般会計予算	可決
37	平成19年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
38	平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
39	平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
40	平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
41	平成19年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
42	平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
43	平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
44	平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
45	平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
46	平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
47	平成19年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
48	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
49	平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
50	平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
51	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
52	平成19年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付に係る県償還等特別会計予算	〃
53	平成19年度熊本県公債管理特別会計予算	〃

54	平成19年度熊本県病院事業会計予算	可決
55	平成19年度熊本県電気事業会計予算	〃
56	平成19年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
57	平成19年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
58	熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の制定について	〃
59	熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
61	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
62	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
63	熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
64	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
65	熊本県土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	〃
66	熊本県国民保護対策本部及び緊急対応処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	〃
67	熊本県医療扶助審議会条例を廃止する条例の制定について	〃
68	熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の制定について	〃
69	熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃

84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	
県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例を廃止する条例の制定について	熊本県農業振興促進審議会条例の制定について	熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県結核の診査に関する協議会条例及び熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県巡回診療所条例を廃止する条例の制定について	熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の制定について	熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

1	(議員提出議案)	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	
官製談合等公共調達に係る不正の根絶と入札制度改革についての決議		荒尾競馬組合規約の一部変更について	熊本県森林・林業・木材産業基本計画の変更について	全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	包括外部監査契約の締結について	平成19年度独立行政法人緑資源機構構営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金について	財産の減額貸付けについて	拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県留置施設視察委員会条例の制定について	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
可決		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

2	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についで	可決
3	熊本県議会会議規則及び熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	〃
4	熊本県中小企業振興基本条例の制定について	〃
5	中小企業対策の充実・強化に関する意見書	〃
6	肝炎対策を求める意見書	〃
7	化学物質対策の推進に関する意見書	〃
8	政治資金の透明化の推進を求める意見書	〃
9	「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書	否決
10	全国学力テストに関する意見書	〃
11	開拓財産の優先売り払いに関する意見書	可決

3 知事の提案理由説明

(1) 県政運営の所信について。この一年は、元気で明るい熊本づくりの、総仕上げの年として、安全、安心な暮らし、豊かな福祉の実現、雇用の確保や産業の元気づくりに取り組みたい。九州新幹線鹿児島ルートの全線開業を見据えた取り組みを加速させ、水俣病対策や川辺川ダム問題等の県政の重要課題にも全力で取り組む。七月の全国知事会議や十一月の全国育樹祭等、大きな行事が続く。熊本城築城四〇〇年の節目の年でもあり、鞠智城跡の国営公園化への機運も高まる中、熊本の魅力を全国へ発信したい。ユニバーサルデザインとパートナーシップ

を県政運営の基本に据え、魅力ある熊本の実現に向けて、熊本県の力を収斂させていく。

(2) 最近における県政の動向。①高病原性鳥インフルエンザは、養鶏農場等への緊急立入検査等を実施した。本県での発生はないが、緊急的な消毒を実施しており、万全の対策を講じていく。②市町村合併は、一月五日、熊本市と富合町で、合併新法下初めての法定協議会が設置された。合併に向けた検討を総合的に支援する。その他地域も、自主的な市町村合併の推進に積極的に取り組む。③球磨川流域の治水対策は、河川整備基本方針の策定に向け、検討小委員会は大詰めを迎える。国土交通省に説明責任を果たすようあらためて文書で要請しており、対応を見極めたい。川辺川ダムは、地元意見の一致が見られない状況が続いており、事態の推移を見極め、適切に対処する。④水俣病対策は、環境省で被害者の実態を把握する調査が実施される。救済策の具体化に結びつくよう取り組む。認定審査会は、早期に開催されるよう手続きを進める。

(3) 平成一九年度当初予算案の編成は、くまもとの元気づくりの総仕上げにふさわしい予算となるよう心がけた。六分野の施策、事業に重点的に取り組む。一般会計当初予算の総額は約七、三二九億円となり、平成一八年度当初予算に比べ一・七%の増となる。昨年一〇月の収支見通しで極めて厳しい収支が見込まれたため、財政状況に対する緊張感と、県勢の発展と県民生活の向上に取り組む意識を持って予算編成に当たった。歳出予算の主な内容として①あらゆる産業の「元気づくり」につい

て。農業は、品目横断的経営安定対策に対応するため、認定農業者の経営能力の向上を図り、地域営農組織の育成は、金融支援を含むソフト、ハードの両面から重点的に支援する。米政策は、新たな需給調整システムへの円滑な移行を支援する。元気人気くまもと農業運動や安全、熊本オリジナル品種の育成、生産基盤や生産施設の整備、地域の食文化や伝統に根づいた魅力ある農産品づくりに取り組む。東アジアへの県産農林水産物の輸出促進や大消費地に向け情報発信と販路拡大にも力を入れる。新規就農や女性農業者の経営参画と起業活動に対する支援等、人材の育成に取り組む。林業は、新たに県森林・林業・木材産業基本計画を策定し、関係議案を提案した。間伐等による森林整備や林道等の整備を進め、特定鳥獣の適正管理や森林被害防止対策に努め、多様で健全な森林を育成する。森林資源を活用した持続可能な林業生産に向け、県産材の新たな供給体制を整備し、利用促進に努めていく。水産業は、真珠養殖の活性化を図るため、高品質な真珠の生産に取り組む。つくり育て管理する漁業や持続的生産が可能な養殖業を推進する。商業サービス産業は、商店街の魅力づくりをソフト・ハード両面から支援し、既成市街地の再生や街なか居住への誘導を図る。サービス産業の振興と誘致にも力を入れた。工業は、工業技術センター、食品加工研究所、計量検定所を統合し産業技術センターに改編するため関係条例を提案した。平成二二年度の竣工（しんぐん）オープンを目指して、施設整備を進める。ものづくり、バイオ、セミコンダクタの三つのフォレスト構想の実現に向け、次世代

マグネシウム合金の基盤技術開発等の産学行政連携を進め、県内企業の新分野進出や研究開発の支援等に取り組む。本田技研工業の二輪車製造の本県への集約や北部九州の自動車生産の加速を踏まえた自動車関連産業の振興、ソーラー産業の拡大と太陽光発電システムの普及に取り組む。企業誘致は、戦略的かつ強力に展開する。制度融資は、大型店立地対策や三つのフォレスト構想に係る取り組みを支援し、経営サポート資金を創設して、中小企業を支援する。建設産業は、事業者の経営改善や構造改革等の取り組みを支援し、電子化の推進や県発注工事の入札制度の見直しなどに取り組む。観光は、アクションプランの具体化に努めながら、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けたキャンペーン、熊本城築城四〇〇年を活用したPRに取り組む。熊本空港の国際拠点性を向上させるため、熊本ーソウル線の週五便化に向けた取り組みを強化する。雇用対策は、雇用機会の拡大、若年者・障害者・高齢者等に対する就業支援対策や産業界のニーズに応じた人材育成に取り組む。②暮らしの原点「安全安心なまちづくり」について。食の安全、安心は、安全性の確保や消費者へのわかりやすい情報の提供に努め、食品の残留農薬等の検査は、全国トップレベルの取り組みを引き続き実施する。農産物の生産履歴の記載やトレーサビリティシステムの導入を推進する。犯罪の起きにくいまちづくりは、広報啓発活動や合同パトロールの実施、空き交番対策や地域住民の自主防犯活動支援に取り組む。学校・地域の防犯活動の促進や地域安全マップづくりの普及に努めるなど、防犯力の一層の強

化に取り組む。犯罪被害者等の支援に向けた新たな計画の策定に取り組む。災害から県民を守る基盤づくりは、土砂災害や道路の危険箇所を重点的に整備する。山地災害危険地区等における保安林指定や治山施設の整備、海岸保全施設の整備を進める。防災情報の的確な把握と確実な伝達、市町村のハザードマップ作成等警戒避難体制の強化を支援するなど、総合的な防災・減災対策を進める。防災拠点となる県有施設や学校施設の耐震診断、改修を進め、民間建築物の耐震改修を進める。安心できる生活基盤づくりは、医療機能の確保を図るため、医師確保に向けた総合的な対策、小児救急医療体制の整備、周産期の母子医療対策の強化を図る。人にやさしいまちづくりは、道路や交差点・公共的建築物・住宅のユニバーサルデザイン化を進める。障害者用駐車場の適正利用のため、障害者用駐車場利用証制度、パーキングパーミット制度導入を進める。電子行政サービスは、電子申請受付システムの対象手続きを拡充し、新たに市町村と共同して汎用型GIS、地理情報システムの構築に着手する。アスベスト問題は、健康被害者等への救済給付制度の創設を受け、応分の拠出を行い、情報提供や相談窓口の開設、県有施設や民間施設のアスベスト除去の対策に取り組む。③「豊かな人間性や実力」を伸ばす教育・文化について。教育力の強化は、就学前および小学校低学年において、基本的生活習慣、人権を大切にする心、郷土の文化、伝統に対する愛情と理解、勤労観や職業観を育むための環境づくりに取り組む。障害のある児童生徒への支援は、特殊教育から特別支援教育への転換を踏

まえ、ニーズに応じた教育を行うための体制整備等に取り組む。学力の向上は、教職員の指導力、地域進学重点校の指定を拡充し、県全体の進学指導力の向上を図る。いじめ・不登校問題は、スクールカウンセラーによる相談体制、総合的な対策を検討する。いじめ問題は、セミナーの開催や対策部会の設置を通じ、早期発見、早期対応ができる体制を整え、根絶に向けた指導体制の強化を図る。人権教育・啓発の推進は、同和問題、ハンセン病や水俣病をめぐる問題等、人権問題の解決に向け、広報啓発や人材の育成、教育の充実に取り組む。くまもと文化の創造と継承では、熊本城築城四〇〇年に合わせ、永青文庫所蔵品の常設展示に向けた県立美術館の改修を行い、鞠智城跡の国営公園化に向けた取り組みを進める。くまもとアートポリスは、平成二〇年度に開催予定のアートポリス建築展に向け、県民への浸透やユニバーサルデザインとの融合に取り組む。④「支えあい、誰もが出番」の福祉社会について。地域福祉の推進は、拠点としての縁がわづくりや小地域ネットワーク活動の充実、ふれあいいきいきサロンの普及に取り組む。福祉サービスの質の向上に向け、第三者評価制度の普及・定着に取り組む。くまもと健康・長寿づくりは、生涯を通じた健康づくりを進め、健康寿命を延ばすため、メタボリックシンドロームの予防対策等に取り組む。少子化対策は、県政の最重要課題と位置づけ集地的に取り組む。多子世帯に対する子育て支援として、同時入所の要件を撤廃し、第三子以降の三歳未満児の保育料の無料化を進める。地域子育て支援センターやつどいの広場等の充実に計画

を前倒しし、市町村の放課後子どもプラン策定を支援するなど、教育と福祉が連携して放課後対策を進める。子育て応援団づくりに取り組み、子育てポジティブキャンペーンを展開するなど、県民ぐるみの子育て支援に取り組み。ひとり親家庭等に対する医療費助成は、新たに父子家庭も対象に加える。児童虐待の防止は、児童相談所を核として、発生予防から早期発見・対応、子どもの自立まで、切れ目のない支援に努める。食育の推進は、県民や関係団体への啓発と、家庭・学校・地域において、ライフステージに応じた食生活の改善や食環境の整備等に取り組み。高齢者の元氣生活づくりは、生きがいづくりや介護予防、健康長寿づくり、在宅生活を支える各種サービスの向上等に取り組み。障害者の生活と就業の支援は、障害者自立支援法の円滑な施行に向けた特別対策に沿って、各種施策に取り組み。福祉施設で働く障害者の賃金増加や障害者の地域生活を進めるための相談体制等の充実を図る。テレワークを活用した在宅就労を支援するなど、障害者の就労機会の拡大に努める。男女共同参画社会の推進は、地域や職場における男女共同参画の推進、仕事と家庭の両立支援等に努めていく。DV対策は、未然防止に向けた啓発、被害者の相談、一時保護から自立に至る支援等に取り組み。⑤「未来に続く県土づくり」について。新幹線新駅周辺の整備は、トップ会議を通じ、県・熊本市・JR九州・地元経済界が、駅周辺の都市機能、乗り換え利便性の向上を含む交通結節機能、駅舎デザインなど、よりよい姿の実現に取り組み、周辺のまちづくりに向けた道路網や連続立体交差

等の基盤整備に取り組み。自律移動支援プロジェクトは、実証実験の結果を踏まえ、全国のモデルとして熊本駅周辺地域における実用化に向け、可能性や課題の検討を進める。新幹線くまもと創りは、プロジェクトを推進し、関西等をターゲットにした熊本イメージの確立やブランド力向上のためのKANSAI戦略の推進、県外からの定住、移住の促進に取り組み、県民参画を進めるための広報等に努めていく。新幹線を生かした交通ネットワークは、南阿蘇地域で、デュアルモードビークル（軌道と道路双方を走行することができる車両）の導入に向けた実証実験に取り組み。総合交通ネットワークの将来のあり方を踏まえ、阿蘇・天草等の県内観光地へのアクセス向上を図っていく。熊本都市圏の交通の円滑化に向けて、環状道路等の整備と熊本空港アクセスの改善や都市圏バスの再編等に向け、具体的な調査検討を進める。地方交通ネットワークは、生活交通の確保に向けた市町村の取り組みを支援し、地域への波及効果が高いスマートインターチェンジの事業化の検討を進める。交通安全対策は、飲酒運転の根絶と高齢者の交通事故防止に取り組み、交通安全施設の整備を進める。⑥美しい熊本「環境立県」について。公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備は、基本設計や環境影響評価の実施、主体となる財団法人の設立等に取り組み。産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の排出抑制や適正処理の促進等も、引き続き取り組む。バイオマスの有効活用は、普及啓発や事業化に向けた取り組みを積極的に支援し、廃食用油等から製造できるバイオディーゼル燃料の普及拡大に向

け、取り組む。グリーン農業の推進は、土づくりを基本に、環境と調和した持続性の高い農業を引き続き展開する。農地・水・環境保全向上対策等を通じて、農地、農業用水等の資源の保全管理活動や環境保全型農業の面的な拡大につながる営農活動を積極的に支援する。地球温暖化対策の推進は、二月に指定した県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化の防止に向けた広報啓発等に取り組む。県環境センターを拠点として、こどもエコセミナーなどの環境教育を推進する。有明海・八代海の再生は、市町村と連携して生活排水対策に取り組む、藻場造成や作渚、八代海を含めた覆砂等による沿岸漁場の環境改善、種苗放流や資源管理等による水産資源の回復等に取り組む。水と緑の財産づくりは、第三一回全国育樹祭を阿蘇みんナの森で開催する。県民参加の森づくりへの機運を高め、豊かな水を育む健全な森林の育成や緑あふれる県土づくりにつながるよう、水とみどりの森づくり税も活用しながら取り組む。⑦ユニバーサルデザインは、第四回ユニバーサルデザイン全国大会を開催した。UD製品の展示、体験等を通して、産業としての取り組みを全国に発信でき、実践に向けた県民の機運も高まった。UDウィークの実施やくまもとUD賞の創設等、実践に力を入れた新たな段階に進む。パートナーシップは、協働評価を導入しながら、熊本型県民連携事業、熊本型ゼロ予算事業を含め、県民・企業・NPOなどとの協働をさらに進める。自助・公助・共助の理念の下、住民や地域自らが積極的に役割を担う社会づくりを目指す。

(4) 一般会計補正予算では、障害者自立支援法の円滑な施行に向けた所要の対策に取り組む、国の補正予算に対応して、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策としての森林整備等に取り組む、国庫補助事業の内示増減や事業費の確定等に伴う所要の補正を行う。これらの結果、一般会計の補正額は三七億円の増額補正となり、現計予算と合わせると七、三六三億円となる。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月二日に自由民主党の村上寅美、県民クラブの田上泰寛、五日に公明党の城下広作の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

村上議員は次の内容の質問を行った。

(1) 県財政は、平成二〇年度には財政調整用四基金が四八億円に減少し、平成二二年度から財源不足が発生する厳しい見通しである。行財政改革基本方針が策定されて二年間の取り組みはどうだったのか、平成一九年度はどの点に力を入れているか。平成一九年度当初予算は、元気で明るい熊本づくりのための予算となり得たのか、ポイントについて尋ねる。(2) 農林水産業振興について。農業は、戦後農政の大転換と言われる農政改革が進められ、四月から本格実施される。基盤整備、担い手育成を核とした農業振興が非常に重要である。林業は、平成一七年四月に、水とみどりの森づくり税を導入し、県民参

加の森づくりを進め、平成一九年度は、第三一回全国育樹祭が開催される。輸入に頼った木材の確保が懸念され、国産材への期待が高まり、林業経営の大きな転換期が訪れている。水産業は、水産資源の減少や漁場環境の悪化などの課題を抱え、藻場や干潟の造成等の漁場環境の改善が重要である。農林水産業は本県の基幹産業である。農業における担い手の育成、森林資源の循環利用、漁場環境の改善にどう取り組むか。(3) 都市・交通問題。①熊本駅周辺は、在来線の高架化により均衡ある発展が可能となり、駅周辺六三haが、整備区間に指定された。近隣の町村でも、地域の活性化が必要ではないか。通過県にならないか憂慮している。熊本駅周辺の整備についての考えを尋ねる。②観光客が降りてくれる魅力ある熊本駅をつくりたい。九州新幹線は大阪直通運転の可能性が高くなっているが、大阪や関西からの観光客への戦略について尋ねる。③日本全体の商店街は空洞化を起している。郊外型大型店と地場企業の共存ができないか。④港湾振興。(ア) 本県には、熊本・三角・八代、三つの重要港湾があるが、博多港や北九州港と比較すると貨物量に差があり過ぎる。これからの東アジアの時代に羽ばたく熊本港の創出が必要ではないか。重要港湾三港の機能分担、港湾施設等の現状を踏まえた今後の見通しについて尋ねる。(イ) 熊本港の臨海用地の早期の分譲推進策はどんなものか。本県の大手製造業は、博多港等を利用して中国や韓国等に輸出している。なぜ貨物を熊本港に持ってこれないのか、何がネックになっているのか、利用戦略を考えるべきではないか。⑤県道田

迎木原線は、都市圏交通の円滑化を図り、熊本流通団地など物流拠点結び、企業活動を支援する重要な路線である。整備状況について尋ねる。(4) 教育問題。①教育基本法が改正され、わが国と郷土を愛する態度など、多くの規定が新たに設けられた。今後、教育委員会は教育の振興にどのように対処するのか。②県立高校再編整備等基本計画の素案が出された後、地域等からの要望・陳情・請願は三八件に上り、九月定例会で教育長が、計画策定スケジュールを延ばす旨を答弁した。現在どう取り組んでいるか。③教育基本法の中に私立学校が位置づけられ、自主性を尊重しつつ、私立学校教育の振興を図らねばならないと規定された。私学振興について尋ねる。(5) 福祉・環境問題について。①こころの医療センターは、一般会計から毎年一〇億円もの繰出金を受けて経営し続けるのはいかがなものか。人件費や繰出金の縮減、職員意識の改革の必要性などについて再三指摘がなされている。②水俣病は公式確認から五〇年を迎える。県議会は、水俣病対策特別委員会を中心に、再び政治による解決を要請してきた。問題の解決に向けて努力する所存であるが、知事の考えを尋ねる。③有明海沿岸の環境整備。(ア) 有明海は、海域環境が悪化し、環境の保全・改善、漁業の振興が必要である。有明海再生の抜本的対策として、干潟に堆積したヘドロの除去が最も重要である。有明海の再生をどう考えるか。(イ) 有明海沿岸道路は、環境面に役立ち、高潮対策に防災の面から必要な道路である。産業道路でもあり、有明海再生のための施策の一つである。整備状況について尋ねる。(6)

入札制度について。建設業は熊本県で約八万九、〇〇〇人の雇用があり、地域振興に貢献しているが、改革による疲弊が懸念される。適正に運営される方法を示してほしい。(7) 川辺川に関して、河川整備基本方針の策定に向けた検討小委員会の審議が大詰めを迎えている。取りまとめた後、河川整備計画の策定に入るが、球磨川水系の一部に県が管理する区間があり、納得できない基本方針に基づき具体的な治水対策を決めなければならぬ、この矛盾をどう考えるか。国土交通省は、地域住民への説明会を行う旨を先日末に示したが、知事は、検討小委員会の審議に納得できない理由を県民に説明する必要がある。川辺川ダムに対する県の判断は、国土交通省から県に意見を求められる過程の中で示すと発言するのみであるが、これ以上あまり長くない方がいいと思う。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 平成一九年度当初予算では、行財政改革で捻出した財源を、重点六分野三三二事業に九九五億円配分した。具体的には、産業支援体制の強化を図る産業技術センターの整備着手、企業誘致の戦略的かつ強力な展開、新幹線駅周辺整備やKANSAI戦略を加速させる。少子化対策では、同時入所の要件撤廃、第三子以降の三歳未満児の保育料の無料化、医師確保の総合的な対策、小児救急医療体制の整備、周産期の母子医療対策の強化を図る。元気で明るい熊本づくりの総仕上げとして、積極果敢に取り組む予算が編成できた(知事)。(2) 農業は、本県独自の品種等の開発と普及、適地適作による農産物の高品質・低コスト化生産の推進、地域の特性に応じた生産基盤の整備等を施策の柱として推進している。果樹は、オリジナル品種によるリレー出荷の確立、果実の糖度を高めるマルチ栽培の普及・定着、消毒作業の省力化に向けた園地の集団化や作業道の整備を推進する。果樹の産地体制強化に向け、樹園地の流動化を進める園地評価システムを構築し、モデル地区での効率的な園地整備や流動化手法の検討を進め、担い手の育成・確保に努める。米・麦・大豆の土地利用型農業は、品目横断的経営安定対策への対応が急がれる。このため、認定農業者の育成や地域営農組織づくりに向け、経営規模の拡大や農地の集団化、地域営農活動体制の整備、農業機械の導入を支援している。JAが出資する広域法人への営農活動支援策の充実、土地基盤の整備の推進、地域営農組織への無利子資金の創設等、担い手の育成を加速化していく。林業の再生には、県産材の需要拡大が必要で、森林施業の集約化や生産から流通、加工に至るコストの削減、良質な製品の安定供給を目指した生産供給体制の整備推進の予算を計上している。木材需要の喚起、林家の再植林や間伐等への意欲の高揚、地域雇用の創出、森林の多面的機能の一層の発揮等が期待でき、こうした好循環効果を林業の再生につなげる。水産業の活性化には、つくり育て管理する漁業、伝統的生産が可能な養殖業の推進を図り、有明海・八代海の漁場環境の改善のため、覆砂や作滞事業、藻場造成の取り組みに努める(農林水産部長)。(3) ①熊本駅周辺整備の基盤づくりは、交通結節拠点の向上、魅力的な空間づくり、都市圏の東西両地域

の一体的なまちづくりの視点で、連続立体交差事業等を着実に推進したい。高架下の利活用は、県産品市場、交通機能の配置も論議したい。〇番線用地も、複合的な機能を持った利活用策を、地元経済界の民間投資を促進する視点も含め論議したい。西南部地域のまちづくりという観点で、新熊本合同庁舎の整備や、都市計画道路春日池上線の整備を進め、万日山の利活用も、アクセス道路や整備手法等を含めた総合的見地から検討を進めている（知事）。②観光物産展や旅行会社を集めた観光説明会の開催、旅行会社の熊本への招待事業等、関西や中国地方で観光PR活動を展開している。新幹線くまもと創りと連携し、JR西日本沿線の主要都市へのセールスに力を入れ、マスメディアを活用したPR活動を積極的に展開する。中でも、阿蘇が本県観光の魅力アップに重要な役割を担うと認識し、阿蘇の火まつりを全国に情報発信し、阿蘇神社参道の水基めぐり散策ルートなど、新たな魅力ある観光資源を生かした旅行商品造成に取り組んでいる。③一昨年一二月に、大型店の立地に関するガイドラインを策定した。大型店に求める地域貢献に、商工団体加入や地産地消推進への配慮等を盛り込んでいる。これに基づき、対象店舗のすべてでさまざまな地域貢献活動が行われている。来年度からガイドラインに基づく取り組みの外部評価制度を導入予定で、効果的な運用ができるよう改善に向け取り組む。商店・商店街支援は、人材育成やアドバイザー派遣等により、積極的に展開したい（商工観光労働部長）。④（ア）三角港は、歴史的資産を活用した港湾として、老朽化した施設の

拡充を図っている。八代港は、物流の拠点港、国際コンテナ港として位置づけられている。昨年釜山航路の中国への航路延伸が実現し、国際的な貨物の伸びが期待できるため、船舶の大型化に対応した水深一四m岸壁の整備を、国の直轄事業として平成一九年度の新規事業採択へ向け、国の関係部局へ要望を行っている。熊本港は、熊本市圏の市民生活や産業を支援する拠点港として位置づけ、天草・島原・長崎方面と熊本駅を結ぶ広域海上ルート起点の役割が期待されている。物流面での役割も高まっており、重要港湾整備の位置づけ、戦略に積極的に取り組みたい（知事）。（イ）熊本港臨海用地の分譲は、昨年一月からリース制度を導入した。数社から申し込みがあり、貸し付け決定に向けた審査を行っている。熊本港の有効活用は、施設整備や土地利用、ポートセールスなど多方面からの取り組みが必要である。施設整備は、物流面での役割の高まりを踏まえ取り組みたい。土地利用は、計画の見直しを行うなど、柔軟に対応したい。ポートセールスは、釜山航路の中国・上海への航路延伸が実現し、新たな貨物の確保のため助成事業を拡充した。⑤県道田迎木原線は、県道神水川尻線との交差点から緑川右岸の県道熊本嘉島線までのバイパス整備に取り組み、木部川から加勢川までの区間を残して、おおむね完了した。本年度は、加勢川にかかる橋梁の上部工に着手しており、熊本市木部無田地区土地改良事業と連携しながら、必要な法手続きが完了次第残る工事に着手し、平成一九年度末の全線完了に向け事業を促進する（土木部長）。④①発達や学びの連続性を踏まえた就学前

教育、生活習慣の定着を図る家庭教育や食育の推進など、レベルアップを図りたい。教育振興基本計画の策定に取り組み、本県が目指す教育の姿を取りまとめ、県民に示したい。②県立高校、公立中学校、市町村教育委員会、教育事務所等に意見を聞き、広報誌で意見を求め、再編後のイメージがわくものを作成している。基本計画の第二次素案を春に公表し、地域説明会やパブリックコメントなどを経て、秋には計画を決定したい。前期実施計画を秋までに策定し、再編整備に取り組みたい（教育長）。③本県は、全国的に見ても私立学校の占める割合が高いため、経常費補助等の各種助成策を行っている。各学校の自助努力を尊重しながら、私学振興策に工夫を加え、積極的に支援したい。今年度は、補助金の一部について、文化・スポーツ分野の各学校の実績に応じた配分を予定している。来年度は、教育振興基本計画の策定に取り込む（総務部長）。(5) ①平成一八年三月に検討委員会を設置し、県立病院としての使命および役割、運営形態の見直しを含めた経営の方向性、地方公営企業法の適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入を検討した。運営形態は、地方公営企業法の全部適用の導入が最も適切と方向性が示された。一九年度から運営形態の見直しに着手したい（健康福祉部長）。②この一年間は、新たな救済策の早期実現を図るため、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにより、救済策の実現のための環境整備を行うこと、認定審査会の再開による認定基準を満たす者の早急な救済の同時実現を図ることが示された。平成一九年度早々に、環境省は、

新たな救済策検討に向けた症状等を把握するための調査を実施する予定である。県は、具体的な救済策の実現が図られるよう、調査の早期実施に取り組みなければならない。水俣病認定審査会も、今月中にも再開できるよう努力する。地域の再生・融和に関しても、水俣病を経験した地域だからこそできる環境・福祉の取り組み、水俣病に関する情報の発信等に一層の努力をしたい。③(ア)生活排水処理施設の整備や工場、事業場排水の監視・指導等による水質の保全と、水とみどりの森づくり税の活用により、森林の整備に取り組み、種苗放流や資源管理による水産資源の回復に努めている。干潟の再生は、作潒や覆砂等による漁場環境の改善、環境に配慮した川づくりに取り組み、覆砂代替材の試験研究も実施している。泥質化した干潟再生の抜本的な対策は原因が解明されておらず、手法が確立していない。潟土等の堆積状況と環境への影響を調査して対策を検討する必要があるが、広域的な調整や高度な技術を要するため、国に要望している（知事）。(イ)地域高規格道路の候補路線から計画路線への格上げを目指し、整備効果の検証などの調査を実施している。今後も調査の熟度を高め、有明海沿岸道路Ⅱ期の計画路線の格上げに向け、引き続き国へ働きかけたい（土木部長）。(6)条件付き一般競争入札を、平成一九年七月から四、〇〇〇万円以上の工事へ拡大し、課題を検証しながら、全国知事会の指針に沿って取り組む。建設業への影響を最小限に抑えるため、建設業者の経営体質改善や技術力と経営力の向上に向けた取り組みへの支援強化を図り、制度や手続きの周知理解に

努めたい。入札参加資格の設定において、県内業者で施工可能なものは県内業者に限る要件を設定し、公正な競争が確保できる範囲で、工事の種類に応じ、入札に参加できる業者の地域要件や格付等級を設定するなど、地域産業の育成に配慮する。ダンピング受注を防止するため、最低制限価格制度は、現行通り五億円未満の工事に適用する。(7)川辺川ダムは、球磨川漁協の二度の漁業権補償契約案の否決、利水訴訟の国側敗訴により、県として判断できる状況にない。検討小委員会の審議は、中立の立場から意見を述べ、科学的・専門的な論議が県民に理解できる審議を求めてきた。検討小委員会の、基本高水や計画高水流量等の取りまとめは、妥当性を理解しづらい。河川法では、ダムを前提とした審議に多くが費やされ、流域全体の河川環境の現状、課題や保全について議論が尽くされたのかという思いがある。こういう点から、国には地元流域への説明を要望した。課題を整理し、県の立場から発言、判断したい。利水事業は、事業の方向性を、事業主体である国が、農家や地元市町村の意向を見極め判断すべきと考える。土地改良法に基づいた農家の判断は求めてきたが、状況を理解いただきたい(知事)。

田上議員は次の内容の質問を行った。

(1) 地方財政について。①国からの税源移譲分は、一九年度は、県の試算で一九〇億円程度となり、約一〇〇億円のマイナスになる。減収分は、制度上は地方交付税でカバーされるが、県の来年度当初予算で、交付税は、前年度比マイナス三・

一%となる。国税である所得税から地方税の個人住民税へと税源が移譲されたものの、都市部に税源が集中し、本県のような地方には、税源は回ってこない。現行の地方交付税制度設計上、本県への交付税は減少する。今回の税源移譲による影響への対応を含め、どう取り組むか。②地方交付税の基準財政需要額に自治体の行革の取り組みを反映させる算定方式が創設された。いわゆる行革インセンティブ算定である。新型交付税では、ほとんどの経費が地域振興費に統合され、国の誘導策にされることも懸念される。行革努力を交付税算定に積極的に取り込み、地方の行革施策を誘導することに疑問を持っているがどうか。(2) 知事と岡嶋透認定審査会会長は、現行基準で審査を進めるとし、このことが、前委員一〇人がそのまま再任を引き受ける大きな理由にもなったようだが、再び大量の棄却者が生まれ、裁判による司法救済を求めることにもなりかねないのではないか。水俣病被害者の実態調査を行う新規受託事業として五億九、〇〇〇万円余の予算が計上された。調査は、認定基準を満たさないが、新たな救済の対象となり得る人数や症状、ADL(日常生活の動作)等の実態を把握するもので、対象者が約一人である。患者団体にも賛否両論がある中、迅速的確に目的が達成できるのか、どのようになされるか。県が求めている不知火沿岸地域住民の健康調査との兼ね合いはどうなるのか。(3) 川辺川ダム問題について。①川辺川土地改良事業は、国が事業主体であるが、相良村とほかの五市町村が対立している状況の中で、県はどう対応するのか。②川辺川ダムを治水専

用の穴あきダム方式にする考えに對し、知事は、基本方針を策定中の検討小委員会がダムを前提に話を進めていることを牽制した。検討小委員会の内容や審議過程について、基本方針の決定を待たずに、早急に県民に説明するよう事業主体の国土交通省に求めている。国土交通省の回答には時期や手法が具体的に示されておらず、説明責任を果たそうという誠意が感じられない。次回の小委員会では、基本方針案が示されるが、いかなる方針で対応するのか。(4) 談合防止に向けた取り組みについて。福島、和歌山、宮崎の三県知事が官製談合で逮捕され、全国知事会が、異例の談合根絶宣言、談合防止の指針を出した。指針の中に、予定価格一、〇〇〇万円以上の原則一般競争入札導入があったが、県は、四、〇〇〇万円としており、指名競争入札の早期廃止等の入札改革が出されている。第二期の分権改革をねらう中で、談合防止のシステムをどのように、いつまでにつくるのか。(5) 知事は多くの許認可権限を持つ権力の座で、在職期間が長いほど、周囲をイエスマンによって囲まれていく傾向は避けがたく、自分のやっていることはすべて正しいと錯覚するようになりがちである。あえて知事の高選についての考えを聞きたい。(6) 医療制度改革法に伴う諸課題について。医療制度改革関連法の成立により、後期高齢者医療は、来年四月から運営を市町村が加入する広域連合が行うことになったが、住民の意思が反映しにくく、広域連合長や広域連合議員は、住民の選挙でなく間接選挙であることは問題と思う。市町村議会が積極的にチェック機能を果たす役割が必要である。厚

労省も、県も広域連合の後押しをすべきと言っている。どのようにかかわり、どのような役割を果たすのか。(7) 去年五月九日、厚生労働省が、メタボリックシンドロームの観点で国民健康・栄養調査の結果を伝えたが、さまざまな定義があり、疾患概念や診断基準は確定していない。今回のメタボリックシンドローム対策は疑問である。どう取り組むか、認識を含めて尋ねる。(8) 教育問題。①英語教育について、小学校で必修は問題と思う。日本人として言語を身につけた後にやるべきで、中学校でいいと思う。見解を尋ねる。②四月二四日から全国学力・学習状況調査が始まるが、学校の差別化や点数による競争が懸念され、人格形成を目指すべき教育の目的を逸脱する心配がある。どうとらえるか。ゆうチャレンジとの関係、公表の仕方、調査に参加しない市町村への対応はどうするか。(9) 六月に、温泉の排水が、工場の汚濁防止法で規制されることになったかどうか。温泉という文化について、どんな考えか。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①税源移譲額は、交付税の算定に当たって、基準財政収入額に全額算入され、理論上は、所得譲与税と税源移譲額との差額は交付税に反映され、格差の拡大を防ぐ仕組みになっている。しかし、地域経済の明暗が法人関係税にあらわれ、大都市部に税収が偏る。それを調整すべき交付税も、財源調整機能が十分働いておらず、本県の財政状況にも影響を与えている。国と地方の税源配分を含め税制を抜本的に見直し、偏りの度合いが少ない地方税体系を構築することが必要である。地方

六団体と連携して国に働きかけたい。県は、自主財源を充実させるため、産業の元気づくりを進め、将来の税財源の涵養等に努めたい(知事)。(2)交付税の補助金化は、地方交付税制度では、地方が自主的に行財政改革に取り組み、標準的経費以下に抑制するなら、差額分を各自自治体が自由に使える財源となり、一定のインセンティブ効果があった。国では、行財政改革に取り組み、地方団体を応援するため、行革インセンティブ算定を導入した。しかし、具体的な算定には、自治体の努力になじまない経費が削減対象に含まれるなど改善すべき点もある。国に改善を求め、導入された行革インセンティブ算定が、より公正で、公平なものとなるよう要望したい(総務部長)。(2)環境省が行う実態調査は、新たな救済策検討に向けた被害者の症状等を把握するための調査で、賛否両論があるが、救済策実現のため必要と位置づけられており、理解を得るよう努めなければならない。具体的な調査内容は、環境省で検討されている。環境省や与党水俣病問題プロジェクトチームと連携しながら、取り組みたい。平成一六年一〇月に県が国に提案した健康調査は、公式確認五〇年の検証の一環として、住民の健康に与えた影響を広く把握するために目的が異なる。この調査のあり方は、外部の専門家による検討を行っており、引き続き国と協議したい。

(3)①まずは、事業主体である国が、農家や地元市町村の意向を見極め、事業の方向性を判断すべきと考える。②検討小委員会の審議では、治水のあり方について中立の立場から課題や疑問について意見を述べ、科学的・専門的な議論が、県民にも

理解できる審議になるよう求め、国土交通省には、説明責任を果たすよう求めてきた。文書回答で、関係住民への報告会を行うと示されたが、具体的な時期・手法は示されていない。次回、河川整備基本方針案が示される可能性が出ているが、基本高水や計画高水流量、河川環境等、どのような形で反映されるか、見極めた上で対処したい。(4)入札制度改革は、現在一億円以上としている条件付き一般競争入札を七月から四、〇〇〇万円以上の工事へ対象を拡大し、課題等を検証しながら、全国知事会の指針に沿って取り組む。総合評価方式は、平成一七年度から試行を始め、一九年度から、出先機関を含め試行を拡大する。電子入札は、一七年一〇月から一部運用を開始しており、二〇年度から全面導入する。入札に関連する情報の公開やペナルティーの強化を検討し、談合が起きにくい入札制度の確立に向けて取り組む。公務員が関与する官製談合を防止するため、コンプライアンスの徹底、システムづくりが必要である。規程等の整備、内部通報制度に関する外部窓口の設置、職務に関連した企業への職員の再就職の透明性を高める方策、外部の対応策等について、具体的な内容やスケジュールを早く取りまとめたい。(5)その時々で首長を選挙する有権者が判断すべきと考える。県民中心の県政運営と、県政は未来からの預かりものという姿勢で県政運営を進めてきた。自己検証を行っていくこと、県民からの意見や課題を傾聴し、検証する姿勢を大事にしなければならぬ。任期が長いことだけで、知事の独善性を増すとか、執行部内の緊張感が緩むことではないと思う。一概に、

何期までならいいということはなく、運営の質が問われなければならない。地方自治の本旨を生かし、地方分権の流れをどの知事も認識し、施策展開をしていくことを旨としなければならない（**知事**）。（**6**）後期高齢者医療広域連合に係る県の役割と責任は非常に大きい。市町村等関係団体の調整や広域連合の設立準備委員会事務局への職員の派遣など支援を行ってきた。平成二〇年四月からの制度実施に向けた準備業務も全面的に支援する。事業運営に助言や支援を行うなど、役割を適切に果たしたい。（**7**）生活習慣の改善により、生活習慣病を予防するのがメタボリックシンドローム対策のねらいである。昨年度と今年度、中学生等を対象にモデル事業を実施している。来年度は、モデル地域で、小学生と親を対象とした親子ドックを実施する。教育委員会等と連携して子どもへの生活習慣病対策を広め、中小事業所の従業員にも、健診の実施、健診結果の活用状況を把握するため調査を行う。県民自らが健康づくりを行う機運を醸成し、健康づくりを県民運動として展開したい（**健康福祉部長**）。（**8**）①子どもたちがこれからの国際社会を主体的に生き抜くためには、小学校でも、わが国の文化の基盤である国語力の向上を図り、発達段階を踏まえて英語教育を実施することが重要である。すべての児童が中学校での英語学習に滑らかに移行できるよう、教員研修の充実、英語を専門的に指導できる教員等の確保、教材の開発など、教育諸条件の整備が必要と考える。②小学校三年生から中学校三年生までを対象に、小学校四教科、中学校五教科でいうチャレンジを開発し、学力

調査を実施している。全国学力・学習状況調査は、小学校六年生と中学校三年生の国語と算数、数学で実施される。本県学力調査に全国学力・学習状況調査の結果分析を加え、さらなる授業改善に努め、学力の向上を図りたい。各市町村教育委員会や学校が、過度の競争や序列化につながらないよう配慮し、自らの判断で、保護者等への説明責任を果たす資料としての公表は可能と考える。現在県内すべての市町村が参加の意思を示している。円滑に実施されるよう働きかけたい（**教育長**）。（**9**）県の調査では、ホウ素について全国一律の基準を超えている源泉は、四〇八源泉のうち六か所、一・五％程度である。環境省では、直ちに厳しい基準に移行できるかどうかも含め検討中で、今月末には一定の方向性を出すという。状況を注視し、関係事業者に適切に対応したい（**環境生活部長**）。温泉はわが国の特色ある文化資源の一つである。近年、一、〇〇〇mを超す掘削で、温泉資源が衰退することを懸念している。温泉偽装問題もあり、衛生管理が確実になされていないと、温泉文化そのものも衰退をたどる。平成一六年三月、全国で初めてレジオナラ症防止条例を制定したが、本年四月一日から施行規則を改正し、一日から施行する。熊本県は、有数の温泉県であるので、よい意味での温泉文化が継続していくよう、対応したい（**知事**）。

城下議員は次の内容の質問を行った。

（**1**）県政運営。①今回の予算案は、知事二期目の任期が終了する最後の予算案で、元気で明るい熊本づくりの総仕上げの

年として語られている。最後の決め手は、知事を先頭に、執行部や職員全員の事業に対する予算額以上のやる気と取り組みと思う。今回の予算案策定に当たり、全職員に浸透させることができたのか。手ごたえはどうか。②重要施策の中でも、とくに最優先で取り組みが必要なのは何か。(2)水俣病問題について。新たな政治救済が実現すれば、認定審査会の再開による公健法上の救済に加え、幅広い救済ができる。それが被害者の希望であり、認定審査会の委員の期待でもある。環境省が実施する被害者の実態調査を速やかに完了し、早期救済につなげるこれが肝要ではないか。どう取り組みか、新たな救済策実現にどんな気持ちで臨むか。(3)県都熊本市のまちづくり。①熊本市は、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画案をまとめた。どうかかわり、意見を述べてきたのか。②基本計画案に対する県の評価と今後の支援策について。③万日山周辺の県の未利用地について。売却の実施計画は完成していないのか、いくつか具体的な実施計画ができるのか。(4)観光戦略。①三月八日に社団法人全国旅行業協会主催の第四回国内観光活性化フォーラムが行われる。知事が参加してトップセールスを行う最高の場である。有効な取り組みは考えてあるか。七月一二、一三日に、本県で全国知事会が開催される。有効な観光戦略は考えているか。②KANSAI戦略会議の役割は重要である。メンバーは、どのような戦略に基づいて決定されたのか。③熊本の観光資源は語り尽くせぬほどあるが、全国から見ると意外に知られていない。各種の民間団体が観光戦略の拡大

に寄与する取り組みを行った場合、県としてのかかわりをどう考えているか。(5)県内誘致企業の雇用形態。①昨年、本県では、過去最高水準の企業誘致に成功したが、正社員と非正社員の雇用形態はどのような状況にあるのか。どのような認識を持っているか。②本県で企業活動をしている、とくに大手の誘致企業に対し、正社員の増加について、積極的に取り組むべき雇用問題の重要な課題と思う。要請する考えはあるか。(6)いじめ問題。①県教育委員会は、県内の公立小中学校、県立学校等の児童生徒を対象に、熊本県いじめ緊急アンケートを実施した。いじめられているとする児童生徒が約三万人という調査結果が出たが、いじめについての一般的な所感を尋ねる。②欠席者などに対するアンケート調査の対応はできたか。今後の対応として、二四時間子どもいじめ相談電話の設置、新年度からスクールソーシャルワーカー二人の教育事務所への配置を計画しているが、一番力を入れて取り組む対策は何か。(7)特別支援教育の現状と今後の取り組み。①県民への理解、啓発について、現在までの取り組みと今後の対応。②特別支援コーディネーターの研修内容の実態、県立教育センターの機能充実の方策、各圏域教育事務所などの担当指導主事の専門性の向上のための研修、校長、教頭先生らの管理職の発達障害理解のための研修について。③学習支援員、巡回相談員、コーディネーター等、人的配置の県単独予算の計上、発達障害者支援センターへの教育委員会からの人員派遣などの予定はないか。④小中学校教育現場のみならず、高校教育の現場でも特別支援教育が必要

であるが、特別支援教育の視点がどのように取り入れられ、どのように実践されているのか。⑤特別支援教育課の設置や知事部局と教育委員会との連携をどのように図るか。(8)県内の入札の現状と対応。①県は、最低制限価格や調査基準価格を設け対応しているが、低入札価格調査対象になった物件は今までのくらいあったのか、大まかな内容はどうか。②国土交通省は、公共工事の質の低下につながる低価格入札の対策として、総合評価落札方式で、一定額より低い価格を提示した業者に対し、施工体制が確認できない場合は評価を低くする仕組みを導入する。本県も、同じような対策が必要と思うが、有効な対策は考えているか。③建築設計や測量コンサルタントなどの業務委託の場合、現行では最低制限価格も低入札価格調査制度もない。業務委託にも制度が必要な時期と思うが導入の考えはないか。(9)地域包括支援センターの周知の状況、ケアマネジャーの不足、委託による包括支援センターは問題点が特別に発生していないか。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)①俵山トンネルの土の活用、障害者支援の実施に伴う施策、耐震対応、道路維持補修、ボランティア大会、南阿蘇えほんづくり等々、職員は一生懸命に取り組んでいると評価している。②九州新幹線鹿児島ルートの開業に向け、開業効果の県内への波及に全力で取り組みたい。少子化対策も、子育てポジティブキャンペーンや第三子以降の三歳未満児の保育無料化に取り組み、力を入れたい。(2)調査は、環境省が平成

一九年度早々に着手することとしており、連携して取り組みたい。できるだけ多くの被害者に理解いただけるよう努めたい(知事)。(3)①県は、中心市街地活性化協議会に、アドバイザーとして参加している。また、中心市街地等活性化プロジェクトチームで、熊本市圏全体での中心市街地の位置づけの明確化やユニバーサルデザインの普及促進の取り組みなどの意見を協議会の場で述べており、計画案に反映をされている。三月末の国への認定申請に向けて、再度プロジェクトチームを開催するなど、よりよい計画づくりを支援する(商工観光労働部長)。(2)県都熊本市のまちづくりを推進するための課題を踏まえていると思う。今後は、熊本市の計画が国の認定を受けられるよう支援し、中心市街地活性化の推進主体である、まちづくり会社に出資し、取り組みの一翼を担いたい(知事)。(3)風致地区や埋蔵文化財に関する法的な側面、アクセス道路の確保策、具体的整備手法について、総合的な視点に立って整理、検討を進めている。万日山のほかの所有者である熊本市等の意見も聞き、検討を進め、できるだけ早く利活用に関する方針を取りまとめたい(地域振興部長)。(4)①企画段階から、シンポジウムのコーディネートなどにかかわっている。当日は、私も会場で、本県の魅力を強くアピールしたい。旅行商品の商談会を開催し、県観光連盟や熊本国際観光コンベンション協会等と連携して、熊本の魅力売り込む。全国知事会議は、昨年一〇月、開催準備本部を設置し、円滑な運営に向けて取り組みを進めている。熊本ならではの魅力を、先頭に立って、国内外に積極的

にアピールしたい(知事)。(2)座長に熊本県立大学から、委員に、マーケティング専門家、経済界・農林水産業関係団体、観光・物産関係団体等、それぞれの分野で要の人材に就任いただいている。ニーズ調査や関西有識者との意見交換会を実施するなど具体的な取り組みを始めており、テーマに応じて分科会を設置し、熊本の潜在能力を生かすための羅針盤として、KANSAI戦略を練り上げたい(地域振興部長)。(3)平成一六年度に策定した観光パートナーシップアクションプランに基づき、集客力のある新たな観光資源づくりに取り組んでいる。全国のハイヤ系民謡踊りを集めたイベントや、山鹿市の山鹿灯籠浪漫・百華百彩、熊本市のみずあかり、阿蘇市の水基巡りなど、新たな取り組みを、県内外に向けて、マスメディアを活用して幅広く情報発信し、大都市圏において、旅行商品企画力のある会社を集めた地域観光マーケットを開催するなど、旅行商品化に向けた動きを積極的に支援している(商工観光労働部長)。(5)①総務省の平成一四年就業構造基本調査によると、誘致企業を含む県内製造業の雇用形態は、非正規雇用者が全雇用者の二七・一％を占め、全国平均をやや上回っている。製造業での非正規雇用の割合は増大傾向にある。非正規雇用比率の高まりは、雇用する企業としても、人材確保、ノウハウ継承の面で再考すべき課題と認識されている。雇用される側には、非正規雇用での就労を選択するニーズもあり、背景に労働者の価値観の変化等がある。(2)熊本で育った人材が熊本の企業で活躍できるよう、地元
の学校や求職者等への企業情報の提供などに取り組み、望まし

い勤労観を持った次世代を担う人材の育成を、産学行政のパートナーシップにより推進したい。正規、非正規の働き方も含め、ライフスタイルに応じた職業の選択や働き方の自由も尊重し、多様な働き方が可能な環境づくりに努めたい。(6)①いじめは、表面的、形式的に難しい問題をはらんでおり、いじめられる側がいじめられたと感じることがいじめの総数として出てくる、つまり子どもたちの心模様が表現されていると思う。解決には、子どもたち自身が、相談したいと思う地域、家庭、学校、個々のさまざまな人模様が必要である。生まれたときからの大人と子どもとの愛着関係、かけがえのない存在というメッセージが大事と思う。県政の柱の中の子育て支援は非常に大事で、県政のあらゆる領域を通じ、人間が人間たるゆえんである育ちの援助に取り組みたい(知事)。(2)未回答者には再調査を実施し、状況に応じて家庭訪問、郵送等により、九八・九％の回答率を得た。回答できていない児童生徒も、担任等が実態把握や不登校を含めた課題解消に向け、取り組んでいる。相談体制は、二四時間子どもいじめ相談電話を開設し、いじめ・不登校アドバイザーの配置、各種相談機関の情報等を全学校に周知し、相談先カードの作成や相談室の環境づくりなど工夫するよう指導している。体制づくりを支援するため「いじめ対応の手引き」を作成し、教職員に配付する。学校教育では道徳、総合学習の時間等を利用し、家庭・地域では週休日等を利用した体験活動を通して、社会規範を身に付け、いじめをなくす行動がとれる子どもへの育成に努力したい。毎年六月をいじめ根絶月間

と定め、学校・家庭・地域が、相互に補充しながらいじめ根絶に取り組む機運を高めるなど、総合的な対策を推進する。(7)

①平成一七年度から、県内一〇か所で特別支援教育セミナーを実施し、来年度も実施する。広報誌「教育くまもと」に特別支援教育の特集を掲載する。②平成一六年度からコーディネーター養成研修を実施し、管理職等も、職務に応じた研修を実施している。教育センターは、来年度から研修等の見直しをする予定で、その中で、特別支援教育に係る研修対象者や研修内容の工夫に努め、充実を図る。③小中学校への人的配置は、国の地方財政措置による特別支援教育支援員の積極的な活用を図るよう、市町村教育委員会に周知した。発達障害者支援センターへの派遣は、教師の資質向上に取り組むことが先決で、その過程でセンターとのパートナーシップを図りたい。④県立高校で、コーディネーター指名等の校内体制づくり、養護学校等からの巡回教育相談の活用など、生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を実施している。県立学校長会議や教職経験者研修等で理解を深め、内容の充実に努めたい。⑤平成一八年度に高校教育課特殊教育指導係を特別支援教育係に名称を変更し、義務教育から指導主事を一人増員した。今後は状況を見ながら検討したい。知事部局との連携は、教育庁の県特別支援連携協議会に福祉部局から参加を得、福祉部局の発達障害者支援体制整備庁内担当者連絡会議に教育庁からも参加し、特別支援教育の推進や発達障害者への支援について協力しながら事業を進めており、今後も充実に努めたい(教育長)。(8)

①農林水産部一件、

土木部四件で、工種別で、土木一式工事一件、P・C、プレストレストコンクリート橋上部工事一件、建築一式工事三件である。落札率は、六六・九%から七七・五%である。②設計額五億円未満の工事は最低制限価格制度を、五億円以上の工事は低入札価格調査制度を適用している。国は、緊急公共工事品質確保対策として特別重点調査等の施策を講じており、導入の必要性を含め検討したい。③極端な低価格入札の事案はほとんど生じていないことから、国が試行している委託業務の総合評価方式の効果を見極めたい(土木部長)。(9)各市町村は、広報紙や民生委員等の協力を得ながら周知を図っている。県も「県からのたより」などの広報媒体を活用し、周知に努めている。地域包括支援センターの利用状況は、昨年の四月から九か月間で、県内の七五か所のセンターで、延べ六万四、〇〇〇回を超える各種相談に対応している。介護予防プラン作成に係る地域包括支援センターの対応状況は、七五のセンターのうち二六か所は現状の体制で対応予定、四九か所は、増員等を予定している。公正、中立な運営の確保のため、市町村は運営協議会を活用して、適切に関与していく必要がある。県は、市町村、各センターの連絡会議を地域振興局単位で開催しているが、現状と課題を見据え市町村をきめ細かく支援する(健康福祉部長)。

【一般質問】

三月六日に八浪知行(自由民主党)、渡辺利男(県民クラブ)、小早川宗弘(自由民主党)、七日に井手順雄(自由民主党)、松

岡徹（日本共産党）、重村栄（自由民主党）、八日に藤川隆夫（自由民主党）、古閑三博（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政

（１）知事の政治家としての覚悟を正直な言葉で聞きたい。
（２）熊本市圏および政令指定都市についての研究会が、熊本市圏として州都を指すと言言した。道州制に向けた一連の流れ、九州新幹線全線開業を控え、熊本県が、州都として飛躍するための戦略を着実に進めるべきと思うが、知事の決意を聞きたい（古閑）。
（３）職員の再就職について。知事は昨年一二月の記者会見で、出資団体や民間企業に再就職した課長級以上の職員の氏名公開を念頭に検討していくとコメントし、二か月以上経過した。具体的な協議がなされているのか、どのような形で一般企業への再就職者を公表するのか、いつごろまでに取りまとめるのか（井手）。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）知事就任直後「創造にあふれ、生命が脈うつくまもと」を県政の基本目標に掲げ、県民一人一人の人格が尊重され、自己実現に向かって躍動感にあふれている、そういう県でありたいと願い、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、県政のかじ取り役を担ってきた。プロセス重視を掲げているのは、県民が、県の施策のあり方、結果に参画をしていただきたいという思いからである。産業の元気づくりをはじめとした重点施

策に取り組み、企業誘致の進展や福祉分野における全国に先駆けた取り組みなど、県政の各分野で成果が出てきている。今後、目標を達成する力強い意志と戦略をもって、県民中心の視点で、政策課題を大切にしつつ、リーダーシップにより決断し、断固とした決意をもって遂行していく。そうした積み重ねにより、だれもが住みたい、住み続けたいと思える元気で明るい熊本を実現していくことが私なりの覚悟である。（２）九州新幹線というビッグチャンスを迎え、本県の力強い存在感を九州、日本、アジアに強くアピールしていかなければならない。来年度、シンポジウムや各種PRを実施し、理解の醸成に努めたい。縦軸の九州新幹線とともに、横軸の道路網や都市基盤等のインフラ整備の充実を図りながら、三つのフォレスト構想等による産業政策にも積極的に取り組み、九州における拠点性を今後とも維持し、発展させていきたい。（３）職業選択の自由やプライバシーの保護等について配慮しながら、再就職状況の公表内容の拡大、課長級以上の職にあつた職員の民間企業への再就職状況を公表することも含め検討し、地方公務員法の改正による規制も踏まえ、職員の再就職について透明性を高めるよう取り組みたい。

水俣病問題

（１）「未来への提言」創世記を迎えた水俣」の集いの知事挨拶は、困難で複雑な事態に陥っている水俣病問題に向き合っている知事の苦悩が読み取れた。大事なことは、水俣病により

苦しみ続けてきた人々の立場に立ち、加害の罪を償うことではないか。ノーマア水俣国賠訴訟原告団・弁護団は声明で、国、県は、最高裁判決を無視し、安上がりの政治決着を患者に押しつけることと指摘し、不知火海沿岸住民の健康調査の実施、最高裁判決を踏まえたすべての水俣病被害者の救済を求めている。知事の思いを聞きたい（松岡）。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）水俣病問題について私の思いは、ショックの連続である。早も水俣病に対峙しなければならぬ存在であると知ったこと、関西訴訟最高裁判決を通して加害者であるという立場を認識したこと、自治が問われたことである。責任を問われた立場として申し訳ない気持ちでいっぱいであるとともに、水俣病のさまざまな問題を被害者とともに背負い、問題に向き合うことの大事さもあらためて感じている。認定審査会の早期再開に努め、新たな救済策を早期に実現したい。実態調査は、救済策を検討するに当たって必要で、国と連携して取り組んでいかなければならない、これが私の現状に対する認識である。健康調査について、過去の調査の分析や今後の調査のあり方を専門家を交えて論議し、これをもとにして国と協議する。

川辺川問題

（１）川辺川ダムは、利水が破綻し、事業の必要性が根底から揺らいでいるが、国土交通省は、球磨川の治水に絶対にダムが必要という姿勢に固執している。球磨川水系河川整備基本方

針の検討のための小委員会における審議の内容と経過は、なりふり構わずと思うが、どのような認識を持っているか。国交省は、県民に説明すると回答しているが、一方的に日程を設定し、説明するといったやり方では意味はないと思う。どうするか（松岡）。

これらに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）検討小委員会での審議は、科学的に解明されていない部分や経験に頼る部分が多く、洪水調節施設は、川辺川ダムを前提とした審議に多くの時間が費やされていることから、流域全体の河川環境の現状および課題、今後の保全の方向性等の議論が尽くされたのかという思いを持っている。先月末に国土交通省から、関係住民への報告会を行う旨が示されたが、具体的な時期、手法等は、九州地方整備局に指示して検討させるという内容にとどまっている。県民への説明を実施される際には、双方向性に配慮をしていただきたいと思う。

農業・商工業

（１）イ産業は、八代地域では五〇〇年以上続く重要な基幹産業であるが、現在では農家戸数も激減、農業産出額も減少し、地域経済にも大きな悪影響を及ぼしている。平成一四年度から始まった価格安定制度で、平成一八年産のイグサから新制度の適用を受けることになった。新制度は、優良品種である「ひのみどり」優遇の制度となっており、在来種はどうか、価格安定制度は意味がないという農家の声もある。今後どう取り組

むのか（小早川）。(2) 農業共済制度は、加入率が伸び悩んでいる。より多くの農家の加入の下、真に農業経営のセーフティネットとして機能するようにしていかなければならない。農業共済制度充実へ向けて、どのような取り組みを行うのか（重村）。(3) 熊本のイメージ向上について。①平成一六年度から、中小企業庁で、JAPANブランド育成支援事業が進められている。熊本県では、平成一七年度に天草陶石・陶磁器ブランドという事業が採択された。県でも、世界に通じる伝統産業や匠のわざを発掘し育成して、世界に向けて熊本をアピールすべきと考える。熊本ブランドの世界展開についてどのような考えなのか。②くまもとアートポリスが始まってから今年で一九年目になり、とくに海外の評価は高いようである。くまもとアートポリスのコミッションナーは、世界的に有名な建築家である伊東豊雄氏が平成一七年六月に就任している。アートポリスの進め方や考え方がどう変わったのか、今後の取り組みをどうしていくのか（小早川）。(4) 大型店問題について。県のガイドラインの機能が、一万㎡以下の店舗に対して有効に対処できない事態が明らかになっている。ガイドラインを実効性のあるものに見直すべきではないか（松岡）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 国の価格安定制度は、高品質量表への生産を奨励しており、県も「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」への普及・定着、技術実証、上乘せ助成の継続等に取り組む。低コスト化や高品質化を図ることは急務と考える。新規事業として、色彩選別機

の導入やハーベスター、苗掘り取り機等を導入することとし、共同利用組織や協業組織づくりもあわせて推進する。中国産との区別化を図り、消費者にアピールするためのQRコードを利用した量表トレーサビリティシステムの導入を支援し、県産量表のブランド化を推進したい。生産から流通、販売に至る各般の施策に取り組み、産地の生き残りに努める。(2) 熊本県農業共済組合に、生産農家の共済制度への加入を推進するよう指導し、国に対し、共済制度全般について、農業経営のセーフティネットの役割を果たすべく、働きかけを行ってきた。果樹経営安定対策が廃止されることから、昨年六月、国に、収入確保のための仕組みづくりや共済掛金の国庫負担割合の嵩上げなど、果樹共済制度の充実に向けた提案も行った。引き続き国への要望を行う（農林水産部長）。(3) ①平成一五年三月に、小代焼、天草陶磁器、肥後象眼が、本県で初めて伝統的工芸品として国の指定を受け、地域団体商標制度に球磨焼酎など四品目が登録され、県内でも地域資源のブランド化が進みつつある。現在、山鹿和紙等について、国の指定を目指した取り組みも進めている。ロサンゼルスで開催されたジャパンエキスポへの天草陶磁器の展覧や、球磨焼酎製造組合のイギリスのスコッチウイスキー業界との交流など、海外をにらんだ取引も始まっている。国で検討されている施策の動向も留意し、海外への展開も視野に、積極的に支援する（商工観光労働部長）。②伊東豊雄氏は、平成一七年六月に、コミッションナーに就任し、くまもとアートポリスを推進している。県は、人材育成事業として建築

塾や市民大学等を開催し、建築ガイドの育成やシンポジウム開催等を行っている。今後は、計画や設計の段階から、事業主や住民との対話を深めるなど、プロセス重視の取り組みを推進し、地域のシンボルとして誇りと愛着が持てる熊本ならではの質の高い生活空間づくりに取り組みたい（土木部長）。（４）大型店ガイドラインでは、一万㎡以上のとくに規模が大きい大型店は、具体的なルールを定め、積極的な地域貢献の取り組みを求めている。地域貢献活動は、一万㎡未満の大型店にも、地域の実情に応じて対応することが適切という考えで、前向きな対応を市町村に要請し、独自のガイドラインを策定する等、積極的に取り組む市町村も出ている。県は、来年度から、ガイドラインに基づく取り組みについて外部評価を導入する予定で、改善に向け取り組む（商工観光労働部長）。

土木・交通

（１）全国知事会議で、官製談合の根絶宣言が正式決定された。地方自治体向けに改革指針を取りまとめ、数字まで入っており、トップダウン的で納得しがたい。知事は、どんな思いだったのか。本県にどの程度の決定権、影響力があるのか。コンパクトライアンスの徹底、内部情報通報制度の整備について、四項目の課題を検討するところがあるが、具体的に作業を進められているのか。現在の状況と、いつごろまでに取りまとめるのか。（２）県が公表している工事予定価格は、直接工事に、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を合計した金額である。九〇％超高ど

まりの入札で落札した場合、一般管理費がゼロとなり、会社は大変厳しい状況となる。入札残が出ることは、受注会社の利益がないことである。入札残は、国の補助金、県単費等であるが、どのような使い方がベストだと思うか。県が積算する予定価格が適正かどうか、認識を聞きたい。（３）条件付き一般競争入札の対象が一億円以上の工事に拡大された。今後四、〇〇万円以上の工事を一般競争入札に拡大した場合、競争がさらに激化する。低価格ありきとなり、安全な施工はできるのか、手抜き工事はないか心配である。県全域に公平で、建設業界がある程度理解できる条件でないといけない。入札制度改革で、工種、工事金額等で発注地域や格付等級が変わってくるのか、具体的な条件を聞きたい。また、総合評価方式の入札が、現在までに三件違った業種で試行されている。優良安全施工を考えれば、総合評価審査会の充実と条件付き総合評価方式を進めた方がいいと思うが、どう考えるか。（更問）地域要件ということで、過度な競争にならない程度の指名の範囲で組みたいとしているが、県南・県北・県央で組むのか、振興局単位か、全県一区なのか。四、〇〇〇万円以上条件付き一般競争入札を七月から行うなら、条件はできているのか。（４）建設業者のランクは、国の基準に合わせた経営事項審査を各都道府県が行い、県独自の加算点、県発注の工事で優良工事の点数等を加点して熊本県独自のランクが決定する。国の経営審査は、地場企業にはそぐわない、ゼネコン対応の審査である。今後、入札改革を拡大すれば、県内の企業は受注しにくくなることが予想され、県

の工事ができなければ、県独自の加点ができず、建設業界はますます苦しくなる。国の経営審査とは別に、地場建設業に適した熊本県版資格審査を作成し実施することで、チェック体制の強化を図り、不適格業者の摘発、優良企業の育成を同時に行えばいいのではないか。入札制度の拡大とともに、資格審査の改正と県独自の加算点等の見直しなど、考えているか。(5) 昨年、県発注の五億円以上の工事で、低入札価格審査委員会に該当する工事が二件あった。県は問題がないと判断しているが、この低価格物件は施工不可能である。菊池高校の建築物について、何を根拠に問題ないと判断したのか。低入札物件について、今後施工に当たって、十分に管理されることがだが、現在の進捗状況、今後どういう点に注意して管理、監督していくのか。(6) 低価格入札による悪循環により、建設業界の淘汰が増すのではないか、低価格スパイラル対策をどう考えているのか。今後五億円以上の工事に対して低入札価格調査制度の見直しはあるのか(井手)。(7) 耐震対策について。①総合庁舎は県の防災計画に基づく防災拠点施設に指定された施設であるが、八代以外は耐震強度が不足している。どう整備していくのか。代替の防災本部をどこに設置するのか具体的に決めているか。②民間の建築物に対する耐震対策は、地震災害を最小限に食い止めるためにも重要な対策である。情報や改修の融資等の支援も必要ではないか。どう取り組むのか(重村)。(8) 荒瀬ダム撤去については、球磨川河口や八代海が土砂により悪影響を受けるのではないかと不安、撤去後の代替橋の必要性を検討す

べきという意見もある。流域住民にとって重要な問題が十分検討されないまま、撤去工法などを中心に議論されている。より具体的な問題を協議、検討する場を設置すべきと考える(小早川)。(9) 荒尾地域の道路整備。①有明海沿岸道路Ⅱ期、延長約三三kmは、平成一〇年に候補路線に指定されたのみで、計画路線の指定すら行われていない。事業化に向けた路線計画や事業手法等を、県が主体的に検討して国に提案する時期ではないか。この道路を政策的にどのように位置づけ、評価しているのか。計画道路への格上げについて考えを聞きたい。また、交通量の増加が予測されている。県の責任として現道の対策が必要である。明確な対応を求めたい。②都市計画道路万田下井手線は、県道荒尾南関線のバイパスとして、一次タッチの工事が進捗中だが、予定より大幅に遅れている。現在の状況と供用開始の見通しはどうか。二次タッチのルートは、重要文化財の指定を受けた万田坑に隣接している。地域の利活用を進めるためにも欠くことのできない道路で、早い整備が必要である(重村)。これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 地方の自浄能力や知事の資質が問われている深刻な現狀に、襟を正さなければならないという決意で提案に賛同し、各知事が署名という形で決意を表明した。全国知事会議の了承事項は、法的拘束力を有しないが、重く受け止める必要がある。官製談合防止の具体的な方策は、倫理規範を本年六月めに制定し、コンプライアンスの徹底を図りたい。内部通報制度は、要綱を定め、昨年四月に県庁内部に通報窓口を設置した。本年

六月には、外部の通報窓口を設置したい。職員の再就職は、民間企業への再就職状況の公表を検討し、再就職先の制限は、必要な措置があれば対応したい。職務に対する外部からの働きかけの取り扱いについても課題整理を行う。OBからの働きかけの規制は、国家公務員法の改正論議の動向にも留意したい。できる限り早く官製談合を防止するシステムを構築したい。(2)入札の結果生ずる残額は、事業効果の早期発現を図ることが必要な場合、国の事業認可等の手続きを行い、入札残を事業費として執行するよう努めている。入札参加者は、工事を適正に施工できる価格で入札を行うことから、公正性・透明性が確保された競争環境の下で決定された契約金額は適正なものであり、工事の適正価格は入札参加者によって決定され则认为(知事)。(3)条件付き一般競争入札の拡大には、入札参加要件として、高度な技術力を必要とする工事や専門工事等は、入札参加者の格付等級や同種工事の施工の実績、配置予定技術者の施工経験、資格等を条件に設定する。高度な技術力を必要とせず、特殊性や専門性が認められない工事は、格付等級等を条件として設定することで適正な施工を確保できるため、同種工事の施工実績や配置予定技術者の施工経験は、条件として設定しない。過度な競争の防止や地域産業の育成に配慮し、公正な競争が確保できる範囲で、入札に参加できる業者の地域要件や格付等級を設定する。地域要件の設定には、全国知事会の指針に示された「応札可能者は二〇〇社以上を原則とする」を基本として設定する。総合評価方式は、本庁で試行したものを、平

成一九年度からは、出先機関まで拡大する。拡大に向け、学識経験者の意見聴取方法、総合評価審査会の適用等も改善を図っていく。(更問)競争入札の導入時期は七月で、条件は、現在詳細な条件設定を検討しているところである。(4)不良不適格業者を排除するため、経営事項審査の虚偽申請等に対する営業所立入調査や工事現場立入点検等に取り組んでいる。資格審査は、技術者や建設機械を有し、現場施工能力の高い企業、防災活動や雇用で地域に貢献している企業等の評価を検討している。経営体質の強化を図るため、経営相談や経営者研修会等を実施し、新分野進出や企業合併等構造改善に積極的に取り組む企業を重点的に支援するなど、県内優良企業の育成に取り組むたい。(5)菊池高校体育施設棟改築工事の入札は、最低入札価格で応じた建設業者から、工事費内訳書、根拠等についての資料の提出を求め、事情聴取を行った。当該建設業者は、これまでのノウハウや取引会社の協力により、効率的な労務や資材調達が可能であること、共通仮設費等の経費も、当該工事の施工に必要な費用が計上されていること、経営状況、信用状況も問題ないことを総合的に勘案し、契約内容に適合した施工が可能と判断した。進捗状況は、ほぼ工程どおりの進捗が図られている。安全管理は、協力会社と安全衛生協議会を設置し、安全確認を徹底しており、県も定期的に指導を行っている。品質管理は、チェックリストによる管理を行っており、県は、内容の報告を求め、確認している。下請は、適正な下請契約の締結を指導し、契約書の写しを添付した下請報告書の提出を求め、工

事金額の支払い方法や資材調達の状況等の把握に努めている。

(6) 低価格入札の対策として、五億円以上の工事には低入札価格調査制度を、五億円未満の工事は最低制限価格制度を適用している。国では、昨年一二月から、緊急公共工事品質確保対策として、特別重点調査や総合評価落札方式の拡充など施策を講じており、県は、効果等も検証しながら、導入の必要性を含め検討したい。現時点では、現行の制度を維持したい(土木部長)。(7) ①熊本県建築物耐震改修促進計画の策定を進めており、総合庁舎等の防災拠点施設は、平成二七年度末までに耐震化率を一〇〇%とすることを目標としている。耐震診断はすでに終えており、球磨総合庁舎は、平成一九年度に耐震化工事を行う。それ以外も、緊急性の高い施設から順次整備を進めている。

代替施設は、現時点では決めていないが、被害状況は、市町村が直接県本庁の災害対策本部に報告し、初動期の被害情報の収集には対応できる。初動期に緊急対策を講じる上で、地方災害対策本部の役割は重要で、ほかの出先機関、防災行政無線が機能している市町村庁舎や近隣の総合庁舎等を代替施設として決めておくことが必要である。地方災害対策本部となる地域振興局、熊本土木事務所、検討を進めており、早いうちに代替施設を決定して、地域振興局の地方災害対策要綱の中に位置づけたい(総務部長)。(2) 行政は、所有者の取り組みを支援していくことが基本である。一定規模以上の病院や店舗、ホテルなど多数者が利用する特定建築物は、耐震改修促進法で、所有者は耐震診断、改修に努めなければならない。県は、法に基づ

く指導、助言や指示等を行い、緊急輸送道路沿道の建築物を対象として、国の補助制度を活用し、市町村と連携した耐震診断事業を実施し、耐震化を促進する。住宅に対する支援策は、戸建て木造住宅の耐震診断に対し、専門アドバイザー派遣事業に平成一九年度も取り組む。建築関係団体等と連携した相談体制の充実を図り、耐震改修が必要な戸建て木造住宅は、耐震改修工法の紹介、耐震改修に対する住宅金融公庫の融資制度や固定資産税の減額措置の周知など、耐震改修の促進に努めたい(土木部長)。(8) 荒瀬ダム対策検討委員会を設置し、地元関係者の意見も聞きながら、時間をかけて慎重に専門的に検討して

おり、八回の委員会を開催し、撤去計画策定に向けた詰めを行っている。昨年一二月に、八代市から、荒瀬ダム撤去に関する諸対策についての要望書が提出され、話し合いを行ってきた。ダム堰堤に代わる新たな橋の建設の是非について検討する会議など、要望項目をある程度いくつかにくくって協議の場を設定したいと考えており、八代市と調整を行う(企業局長)。(9) ①有明海沿岸道路は、地域高規格道路の候補路線から計画路線への格上げを目指して調査を実施してきた。引き続き国へ働きかけたい。現道対策は、国道389号の幅員が狭い箇所や鉄道踏切への対策として、並行している都市計画道路荒尾海岸線、長洲玉名線の整備を進めている。南関インター荒尾長洲幹線道路の整備も進めている。(2) 現在取り組んでいる工区に、平成一九年一二月に地すべりが発生し、対策工を行っており、平成一九年度に完了する。万田坑に隣接する工区は、地域振興計画等と

十分な整合を図りながら、現在取り組んでいる工区の完了後に、事業着手に向けた整備を進める（土木部長）。

地域振興

（一）熊本電鉄の市電乗り入れとライトレール化について。
昨年一二月に、ライトレール化をイメージした交通社会実験により、一日約一万二、〇〇〇人の利用客が見込まれ、中心商店街の活性化や排ガスによる環境問題の改善につながる事がわかった。熊本電鉄は、平成一七年八月に事業計画書を提出し、今月末までの行政側の判断を待っている。県と両市の連携で一日も早い事業化への判断を出してほしい。見込みや残された課題等について尋ねる（渡辺）。
（二）八代地域の振興について。
①県内で地域格差が広がっていることに対し、どのような認識か。地域格差を是正する最大の要因として企業誘致があるが、県北や県央地域ばかりに企業進出が目立っている。バランスのとれた県土発展を考えると、県南の拠点都市である八代地域にも企業誘致を強力に進めることが必要と考えるが、どのような考えなのか。八代市では内陸型の工業団地計画が進められようとしているが、市町村の計画にも県として強力な支援をしていく必要があると考える。知事の見解を尋ねる。
②平成一七年度に八代港の港湾計画が改定され、五・五万トン岸壁の整備が港湾計画の中に位置づけられ、整備に向けて着実に検討が進んでいる。今後の取り組みについて。
③八代・天草架橋が実現すれば、天草地域や八代地域ばかりでなく、人吉・球磨地域、芦

北・水俣地域にとっても地域活性化の起爆剤になり、県土のバランスのとれた発展も期待できる。県は調査自体には参加しておらず、消極的との声もある。どのような取り組みをするのか（小早川）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）本年度は、事業の前提となる都心結節事業について、国道3号等の都心結節ルートの検証、道路交通への影響の評価、鉄軌道上の曲線半径の確保等の技術的課題の検証、事業手法、事業主体および運行主体等の事業スキームの構築等を中心に協議を重ね、今月末をめどに熊本市、合志市と県との間で一定の整理を行いたい。事業の具体化には、両市、交通事業者、国等の道路管理者や交通管理者等も含めて広範なコンセンサスが必要と考える。関係機関と協議を進め、努力したい（地域振興部長）。
（二）①人口の地域偏在をはじめ、市町村民所得等、さまざまな分野で地域間格差が存在しているのは事実である。地域の資源の活用や地域に根づいた基幹産業の振興等を柱とした地域振興に努めたい。企業誘致については、八代地域は、紙、プラスチックフィルム、アルミ建材、船外機等の大規模な製造工場が立地している。企業の集積や交通結節点としての優位性等をアピールし、地元市町と協力して、企業誘致を進めたい。市町村が工業団地を開発することは、企業誘致を図る上で大きな戦力となる。団地開発が円滑に行われるよう、市町村の相談に応じ、県主催のセミナーや県作成のパンフレットなどでPRするなど、誘致活動についても市町村と連携して積極的に取り

組んでいく（知事）。②平成一七年一月に港湾計画を改定して、新たに五・五万トン級の船舶に対応した施設として、水深一四m岸壁を位置づけた。現在、国の直轄事業として一九年度の新規事業に採択されるよう、国の関係部局へ要望を行っている。浚渫土砂の受入施設として必要となる大築島南埋立護岸の整備を着実に進め、早期完成へ向け取り組みたい（土木部長）。③八代市を実施主体として、一八年度から二年間かけて、新幹線と各地域間交通アクセス強化のための調査を行っており、その中で、八代・天草架橋に関する調査も行っている。調査項目の洗い出しや調査手法、進め方等に技術的な助言を行い、調査費に二分の一の財政支援を行っている。一九年度にかけて、八代市が実施している調査に、引き続き支援していく。今後の調査の進め方への助言やほかの架橋構想等の情報提供、調査結果の検証等も含め、効果的な調査が円滑に進むよう、八代市等地元とも連携していきたい（地域振興部長）。

教育・文化

（一）教育問題について。①平成一八年度から、教職員としての自覚とモラルの向上を目的として、教職員人事評価制度が導入されているが、教職員の不祥事は後を絶たない。今後どのような取り組みを行うのか。②教職員の人事権について。国の中央教育審議会の答申の中で、義務教育教員の人事権を市町村に移譲する方向で見直すとされているが、今国会に提出される教育委員会制度改革では、人事権一律移譲は見送られている。

県教育委員会の持つ人事権すべてを市町村教育委員会に移譲するのは慎重な議論が必要であるが、人事権移譲についてどのような見解を持っているか。③高校再編整備の計画案づくりが進められているが、県教育委員会自体の組織再編もしていかなければいけないと考える。教育事務所を廃止し、ある一定規模以上の市町村教委には県職員が出向するなど、教育事務所の役割を担うことも可能ではないか。どう考えるか（小阜川）。④就学援助は、社会経済状況の中で、重要性を増しており、一般財源化されたことにより、市町村間の格差が広がったり、中身が悪くなることにならないようにすべきである。就学援助制度の認定は、公平、客観的に行い、だれもが申請できるようにし、支給方法も改善していく必要があると思うが、どう考えるか（松岡）。⑤戦争末期、ペリリュー島の戦いの司令官、中川州男陸軍大佐は、玉名中学の第八回の卒業である。米太平洋艦隊司令長官、C・W・ニミッツ提督が、その地に手厚く葬り、墓石の写真を中川未亡人に贈ったことである。パラオ島の大統領、クニオ・ナカムラを玉名に呼び、ニミッツ提督がつくった記念碑を玉名につくり、名物にするため、会長を引き受けてほしいと玉名市長にお願いし、引き受けていただいた。玉名を応援することを考えてほしい。⑥教科書に書いてある南京大虐殺があつたかどうか、どう考えているか。うそをついている教科書を今日まで唯々諾々としてきた日本政府に問いかけていく、熊本県から正しい日本をつくっていく、そのために知事の発言が欲しかったが、知事の発言はあきらめた。南

京大虐殺とか従軍慰安婦とか、うそを通してきたことに、どこかで結末はもたなければ、そのことを念頭に置いて新たな日本をつくっていくことに努力したい（八浪）。（５）知事は、重点政策として、鞠智城の国営公園化を目指すことを表明し、二月二四日、山鹿市で国営鞠智城歴史公園設置促進期成会が発足した。菊池川流域の関係市町の活性化のため、鞠智城の国営公園化はぜひとも必要で、県と地元との盛り上がりが必要である。今後どのようにして具体的に進めていくのか（古閑）。（６）（要望）江津湖については、下江津が非常にヘドロで水深が浅くなっており、大変な状況になっているとボート協会から請願が出されており、昨年の一二月の議会で採択された。一日も早い整備をお願いしたい（藤川）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①本年度は、飲酒運転に関する処分基準の厳罰化を行った。児童生徒に対するセクシュアルハラスメント防止のため、今年度内にガイドラインを作成し、全小中学校および県立学校に配布、周知する。教職員人事評価制度において、管理職による育成面談等を活用するなど教職員の資質向上を図り、不祥事防止に努めたい。②政令指定都市における、市が人事権を持ち、県が給与を負担するねじれ現象を是正する必要がある。是正されたとき、中核市への教職員の人事権移譲は可能と考える。その場合、全県的な教育水準の確保が図られるかという検証が必要である。国の動向等を見極め、全県的な視野に立って人事の広域交流が図られるシステムづくりに取り組むたい。③市町村

教育委員会の指導体制には、各市町村の抱える事情によって格差が見られ、県全体の教育水準の維持向上を図る観点から、教育事務所を通じた学校教育の指導が必要である。市町村教委に指導主事の配置など指導体制が充実されるよう要請し、教育事務所のあり方は、平成一九年度に、業務内容や組織体制の見直し方針を決定したい。（２）平成一七年度から就学援助に係る市町村への国庫補助金の一部が一般財源化されたが、県教委では、実施主体である市町村教委に、引き続き就学援助が適切に実施されるよう助言している。今後も、毎年各市町村の認定基準等を把握し、就学援助充実の働きかけをしたい。申請手続きの事務は市町村教委の所管であるが、県教委も、実態を調査し、工夫例や実践例等について情報提供を行い、支援したい（教育長）。（３）さきの大戦で犠牲となった中川大佐をはじめ、多くの方々の冥福をあらためてお祈りする。パラオ共和国との国際交流、ペリリュー島における中川大佐については初めて耳にした。今後の推移、地元等々の動きが県の今後の判断の資料になると思う。（４）義務教育諸学校教科用図書検定基準の中で、教科書を選定するときに未確定なことについては「断定的に記述しているところはないこと。」「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」が、文科省の通達として出されている。南京大虐殺の問題は、新たな資料等の発見により、時代の流れとともに研究が深まり、真実が確定していくと思う。八浪議員が、理念としてきた事実は知っているが、知事の立場で、

答弁という公式の形で答えることは控えるべきと思う。(5) 鞠智城の国営公園化は、菊池川流域の宝を上流の菊池一族の歴史まで一体的につなぎ、歴史ゾーンの拠点としての重要な役割を求めたものであり、県の重要施策の一つとして進める。県は、姉妹提携二五周年を迎える韓国・忠清南道と交流を続けているが、一、三〇〇年前の古代人の交流を現代に生かすものであり、東アジアに向けた観光戦略においても大きな位置を占める。県、それぞれの期成会が連携して、県民や九州各県にもこの取り組みを広げていかなければならない(知事)。先月二四日に、国営鞠智城歴史公園設置促進期成会を立ち上げ、三月一日に山鹿市でも期成会が結成され、菊池市でも準備が進んでいる。これらの期成会を中心に、県内や東京でのシンポジウム、講演会の開催等の啓発活動、ポスター、ホームページなどによる広報活動、イベントの開催、観光ルートの設定、学校行事での活用等盛り上げ方を講じたい。国会議員や国土交通省への要望活動、国営公園設置に係る各種の情報収集や調査研究を行う。各種団体とパートナーシップを組み、実効ある取り組みを進める(総合政策局長)。

福祉

(1) 知事は、県民中心の県政との基本姿勢を明確にし、二一世紀は、人権、高齢者、環境の世紀であり、福祉をライフワークとしてきた者として人間観、政治観、世界観を形づくっている」と述べてきた。知事の基本姿勢と信念に基づく政治、福

祉の心を県政に生かすことが今こそ求められている。基本的な考えを聞きたい(松岡)。(2) 介護保険制度。①制度改革について。(ア) 制度改正後、従来の要介護度1が、要介護1と要支援2になったが、どのような比率になったのか。要支援とされたためにサービスの利用を減らした人、自費でサービスを受け続けている人に、どう対応しているか。要支援認定に不服として県介護保険審査会に審査請求中の人がいるか。(イ) 特定高齢者について、平成一八年一二月末は、〇・四％程度しか把握できていない。厚労省は、四月から特定高齢者の選定基準を緩和する方針とのことであるが、具体的にどうなるのか、介護予防事業への不参加者にどう対処するか。(ウ) 地域密着型サービスは、在宅介護を推進する上で重要である。現在の状況について尋ねる。②医療制度改革により、医療費用の負担が増し、介護保険料は増加、七五歳以上の後期高齢者医療制度における保険料の負担等、高齢者への負担が大きくなっている。負担軽減を考えてもいいのではないか。介護保険未利用の場合の保険料の減免や割り戻し等を考えるべきと思う。国の制度にかかわる問題であるが、考えを尋ねる。(3) 障害者自立支援法について。国は、特別対策として、利用者負担の軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法への移行等のための緊急的な経過措置の改善策を講じるとし、県は、障害児施設および障害児に助成することになった。①国の特別対策に呼応した、現在の取り組み状況、利用者や事業者の反応はどうか。②障害程度区分の見直しについて、どうしていくか。③各市町村の精神保

健福祉士の配置状況、認定審査会メンバーに、三障害に熟知している専門家が漏れなく入っているか（藤川）。（４）同和問題について。部落解放同盟、同和会への補助金は、来年度予算でいくら組んでいるか。使い道はちゃんと調査をしているか。昨年九月議会で、部落差別は拡大再生産されているといった、全く事態にそぐわない誤った認識に立っている県の同和教育基本方針についての廃止を求め、教育長は見直していくと回答したが、どうなったか（松岡）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（一）平成一九年度の社会保障費削減が今国会に提案されており、年金・医療・福祉・労働等の生命につながる領域が切られそうになっている。県が、足らざるところを補う姿勢と責任は大事で、基礎自治体にも役割を果たす視点が大事と考える。県民生活のあらゆる分野にわたり、社会全体で総力を挙げて支え合う姿勢が必要で、県民中心の視点で県政を進め、だれもが暮らしやすい社会づくりを目指すことが県政の基本であるユニバーサルデザインの考え方である。この姿勢は、今後も揺らぐことはない（知事）。（二）①（ア）従来の基準の要介護１のうち、改正後の要介護認定で要支援２と判定された割合は、昨年一月末までの集計で約五割である。サービスの利用を減らした人への対応は、地域の実情に応じた対応が行われている。県は、人材の育成や優良事例を紹介するなど、市町村の取り組みを支援する。介護保険審査会に審査請求された件数は、本年二月までに四件のうち、二件が裁決済み、二件が審査中である。（イ）

特定高齢者の選定基準の見直しは、運動機能関係の調査項目で、五項目から三項目とするなどの緩和が検討されている。介護予防事業に参加しない特定高齢者は、地域全体で後押しする環境づくりが重要である。県は、市町村職員を対象とした研修を実施するなど支援する。（ウ）本年三月一日現在で、夜間対応型訪問介護事業所は、熊本市内に二か所、小規模多機能型居宅介護事業所は、県内に二一か所開設されている。市町村による事業所指定等に必要な助言を行い、研修事業を通じて事業所の人材育成を図りたい（健康福祉部長）。②県は、健康長寿づくりを推進しており、介護給付費の抑制、高齢者にとって過剰な負担とならない保険料の設定につながるかと考えている。高齢化の進行に伴い、介護給付費が増大することも考えられるので、将来的には消費税の問題も含めて負担のあり方を議論する観点が必要と思う（知事）。（三）①利用者への負担軽減策、新たに造成した基金を活用して事業者への激変緩和措置等について、実施計画の策定に取り組んでいる。特別対策への利用者および事業者の反応は、一定の評価が示されていると思う。制度上の課題は、国に提案していきたい。②国は、次期制度改正に向けて検討を行うこととしており、実態把握のための調査を検討していると聞いている。引き続き国に働きかける。③精神保健福祉士の資格を持つ職員を配置している市町村は、全体の二割程度であるが、すべての市町村で、精神保健福祉士等を配置する指定相談支援事業所へ業務委託がなされており、専門的な相談支援体制は全県的に整備されている。審査会は、精神科やほかの

診療科目の医師をはじめ、保健師、社会福祉士等の専門家により構成されており、三障害に対応した審査体制がとられていると認識している（健康福祉部長）。（４）同問題の早期解決を目的として、関係団体に対し補助を行っているが、平成一九年度は、部落解放同盟熊本県連合会に二、〇〇〇万円余、全日本同和会熊本県連合会に一、五〇〇万円余を補助し、県の行財政改革基本方針に沿って、削減についても取り組む。補助金の使途は、県補助金等交付規則に基づき、実績報告書の提出とともに、関係帳簿等の検査を実施し、確認を行っている（環境生活部長）。熊本県同和教育基本方針は、一部現状にそぐわない内容が見られると認識しており、今後早い段階でこれに代わる新しい方針の策定に向けて検討したい（教育長）。

医療

（一）医師確保対策について。①地方の病院の医師不足は厳しい状況にあり、地域住民への良質かつ継続的な医療サービスが危ぶまれている。地域の医師不足を解消するための、医師の地域偏在を是正するための新たな医師派遣制度の創設についてどう考えるか。②女性医師への支援、離職防止に取り組むことは、医師確保、男女共同参画、仕事と家庭の両立支援、子育て支援の観点からも大変有効と思われる。積極的に取り組むべきではないか。③医師確保対策にもさまざまな角度から総合的に取り組むことが必要であるが、今後どう取り組もうとしているのか。（二）後期高齢者医療制度について。①高齢者が新たに

負担する保険料は約一割とされた。国は、現在の負担水準と同程度であると説明しているが、本県では保険料の負担はどうなると試算されているのか。②保険料が医療給付費の一割とされたことにより、医療給付費の総額が増加すれば保険料も連動して増加する。本県は高齢化が進んでおり、老人医療費が高水準にあり、保険料が高くなることが懸念される。医療費適正化のためには、どのような取り組みを行うか（重村）。（三）医療制度改革関連法の制定による医療費適正化の総合的な推進策として、国は、療養病床の再編を打ち出している。熊本県で対象となるのは約一万床で、受け皿がない。現在の入院患者は、医療難民、介護難民となるのではないか。医療崩壊がいつ起こってもおかしくない状況にしている医療制度改革についてどう考え、評価しているのか。（四）①第五次保健医療計画は、事業ごとに医療連携体制を構築し、数値目標、病気ごとの年間総入院日数の短縮、在宅みとり率の向上、地域連携クリティカルパスの普及などの設定を行い、実施状況を事後評価できる仕組みを導入することになっているが、進捗状況はどうなっているか。②後期高齢者医療制度について。本県の老人医療費は、他県に比べ保険料が高く設定される可能性がある。保険料の徴収方法等制度に関しての周知徹底をどうするか、保険料の他県との格差についてどう考えるのか（藤川）。（五）今後のがん対策の取り組みについて。①抗がん剤治療専門医の早期育成の進捗状況はどうなっているのか。②多くの患者の治療から死亡に至るまでの実態を正確に把握することが必要であるが、地域がん登録制

度についての取り組みも尋ねる（小早川）。（６）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置について、必要性や有効性にどんな認識を持っているのか。県有施設を含め、県内の設置状況はどうなっているか。実際の使用例はあるか。今後の整備や講習会等の開催予定はどうなっているのか（重村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①熊本県地域医師派遣制度等検討協議会で、新たな派遣制度の構築の検討を行っている。具体的な派遣の仕組みづくりは意見の集約に至っていない。今後も各機関の連携による医師不足の軽減に向けて努力する。②本年三月から、小児科女性医師の会と連携して、講演会を開催するなど、取り組みを始めた。状況調査、女性医師へのアンケートを実施して、女性医師の勤務環境等の実態を把握しながら、支援策に取り組みたい。③医療対策協議会の設置・運営、女性医師の就業支援、医師の無料職業紹介、ドクターバンクの整備、臨床研修医の確保事業等に取り組む。大学・医師会・公的医療機関等の関係機関と連携を深めながら、医師確保を図りたい。医師の教育や養成、診療報酬の改定、医療機関の管理者についての地域医療従事経験の要件化について、国の対策が必要な事項であるので、全国知事会等を通じ国へ強く働きかけたい。（２）①後期高齢者医療制度における保険料には、低所得者の保険料を軽減した場合に公費で補填する保険基盤安定負担金制度と高額医療費に対する公費による支援制度があるので、被保険者が負担する保険料の総額は、全体として軽減される。国の試算では、全体の医療給

付費に占める保険料総額の割合は八％程度になると見込まれている。熊本県後期高齢者医療広域連合では、国から示される保険料率等の算定方法を踏まえ、医療給付費等の費用と公費負担金等の収入の見通しを立てた上で保険料の算定を行う。②県は、広域連合や市町村において、地域の実情に合った医療費適正化の取り組みが効果的に推進できるよう、情報提供や技術的助言を行うなど積極的に支援したい。平成一九年度、新たに策定する医療費適正化計画に、健康増進計画や医療計画等関係計画と連動した取り組みを盛り込む。健康・長寿づくりを一九年度の県の重点施策プロジェクトに位置づけ、親子ドックなど子どもの生活習慣病対策、中小事業所従業員の生活実態調査等を実施し、子ども世代から高齢者までの生活習慣病対策を推進し、健康づくりを県民運動として展開していきたい。二〇年四月から、医療保険者にメタボリックシンドロームの概念を導入した特定健診、保健指導の実施が義務づけられることとなっており、施策の取り組みにより県民の健康増進が図られ、医療費の適正化につながると考える（健康福祉部長）。（３）医療費の適正化は、抑制ありきではなく、国民の生活の質を向上させる対策に取り組んだ結果でなければならない。患者負担も、低所得者層への配慮を要望してきた。療養病床は、再編成が円滑に進むような措置を講じるよう、全国知事会等を通して意見を言っている。国から転換先が具体的に示されていない課題があり、転換方策を検討するよう意見を言ってきた。在宅ケアの体制整備を検討し、今年中に地域ケア整備構想を策定する予定である。構

想を踏まえ、住みなれた地域での生活を支える在宅医療、介護等の基盤整備の推進に努める。生活習慣病対策は、推進体制の整備を図り、県民運動として取り組むことにより、県民が自分の健康づくりに取り組む意識を高めるきっかけにしたいと考えている（知事）。（４）①保健医療計画の策定は、専門委員会を設置して、協議を行った。本年度に実施した県民意識調査、国保レセプト調査等の結果をもとに、現状分析を行っている。医療連携体制は、疾病や必要な医療ごとに最適な資源を組み合わせた医療連携体制の構築が必要で、専門家等の意見を聞き、平成二〇年三月をめどに取りまとめる。②後期高齢者医療制度の周知は、パンフレットの作成、新聞による広報やホームページの開設など、周知徹底を図る。保険料の他県との格差は、後期高齢者医療制度では、都道府県単位で医療費や所得の水準を反映する。医療費の水準による影響は、広域連合で、被保険者に健康相談や健康診査等の保健事業を行うなど、保険者の機能を發揮することで保険料の軽減が図られる。所得の水準による影響は、国が広域連合に交付する医療給付費に係る調整交付金において、所得水準の低いところに手厚く交付することにより、広域連合間の不均衡を是正する。（５）①平成一九年度に策定される予定の国のがん対策推進基本計画を受けて、県がん対策推進計画を策定する。来年度は、各がん診療連携拠点病院が実施するがん医療従事者研修、院内がん登録促進、がん相談支援等を進めるための補助事業を拡充する。検診の質向上、専門看護師の育成強化、実務研修の実施など、総合的に対策を進めた

い。抗がん剤治療専門医は、熊本大学医学部附属病院に育成を要請した。一八年六月に、同病院に抗がん剤治療を専門とするがん診療センターが設置されている。②地域がん登録は、平成五年四月から熊本県地域がん登録を実施しているが、がん治療を行う病院が院内がん登録を整備する必要がある。今年度院内がん登録研修会を実施した。今回、がん診療連携拠点病院が増えたことで、本県の地域がん登録に係るデータ精度の向上が期待できる。（６）県の施設に九四台、市町村の施設に九五台の計一八九台が設置されている。すべての県立高校に設置されており、小中学校も、市町村へ設置を検討するよう働きかける。消防本部で運用されている救急車九〇台すべてにも装備されている。民間のスポーツ施設や大型商業施設、駅などへの設置も進んできている。救急搬送時に必要に応じて適宜使われ、熊本市の民間プールで職員がAEDを使って救命した例もある。普及啓発に努めたい。使用講習会は、救急の日にちなんだ市民のための救急講座として毎年実施しており、県庁舎の消火避難訓練でも、職員に対する周知を図っている（健康福祉部長）。

労働

（一）非正規雇用、派遣労働、請負労働の県内の実態調査をやっているか。青年雇用についての実態把握と対策はどうか。誘致企業における労働の実態はつかんでいるか。最低賃金の引き上げについてはどう考えるか（松岡）。

これらに対する商工観光労働部長の答弁は次の通りであった。

(1) 総務省の就業構造基本調査等が実施され、平成一四年調査では、県内の非正規雇用者は全雇用者の三一・六％で、約七五％はパート、アルバイトである。最近の状況は、本年実施される就業構造基本調査等を活用して把握したい。青年雇用をめぐる状況は、年長フリーターと呼ばれる二五歳以上の者は、正規雇用への移行が進んでいない。国は、フリーター二五万人常用雇用化プランを推進し、実践的な職業訓練等の支援を予定している。県も、職業訓練や就職相談によるミスマッチの解消等に取り組む。誘致企業に絞った非正規雇用、派遣、請負労働の状況に関する調査は行っていない。各種統計調査を活用して実態を把握したい。最低賃金は、労働経済情勢等について各種情報提供を行っており、今後の改定をめぐる動きを注視したい。

少子化対策

(1) 少子化対策。①柳澤伯夫厚生労働大臣は、「女性は子どもを産む機械」結婚し子どもを二人以上持つことが健全」と発言した。世の女性は、こうした価値観を持った人たちに少子化対策を任せざるを得ない日本の政治状況に失望している。柳澤大臣の発言に対する知事の感想と少子化対策への基本的な考え方を尋ねる。②昨年一二月、慈恵病院から、熊本市に、この通りのゆりかごの設置についての申請書が出された。わが国の法体系では想定していない事柄で、全国的にも大きな影響を及ぼすことから、熊本市は非常に悩みながら検討していると思う。厚労省は、設置自体は現行法に違反しているとは言えず、許可

できるという判断を示した。翌日に、安倍首相をはじめ政府内から、慎重論が出された。知事の考え方を尋ねる。③本年一月二三日付で、厚労省虐待防止対策室が、児童相談所運営指針等の改正を行った。また、児童虐待防止法の改正案がこの国会に提出される。国の動きに対し、県行政としてどう対応するのか。相談窓口となる市町村に、具体的指導ができないか。初期調査の強化をどう考えるか。児童相談所運営指針等の改正により、安全確認に関する基本ルールを設定することになっている。熊本県は、安全確認を行う時間ルールの設定はどう考えているか。④認定こども園について。本場に地域や保護者のニーズに基づいたものなのか、よくわからない。認定こども園は、園や保護者にとってどんなメリットがあるのか。認定こども園への申請はどれくらいと見込んでいるのか。就学前子ども対策課などをつくり、県段階で厚労省と文科省の縦割りの政策を一体化したらどうか。⑤県立保育大学の廃止はやむを得ないのか疑問がある。年少人口に対し、本県の保育士養成数は九州で一番低い。保育士の質の向上という視点では、県立保育大はトップリーダーとしての役割を果たしており、なくなれば、県内の保育士の質の低下が心配される。財政的な面からも節減できる要素はたくさんある。以上の問題点と、存廃のスケジュールについて説明いただきたい。⑥安心して子どもを産み育てることができる地域社会をつくるために最も大切なことは、県民全体が理念を共有することが必要である。行動計画の上に熊本県としての理念を掲げたくまもと子ども条例を制定して、行政、事業

者、県民全体が一緒になって取り組む姿勢をあらわす必要があるのではないか。くまもと子ども条例を制定するつもりはないか(渡辺)。(2)少子化対策について。①現状と取組みについて。

(ア)不妊専門相談体制整備、周産期医療ネットワーク整備は、どうなっているか。中心的役割を担うセンターが熊本市市民病院内に整備されているが、福岡や鹿児島県の医療機関に新生児が搬送される事態が起きている。どう充実させるか。(イ)夜間保育所の現状と取り組みの状況はどうか。県から助成はあるが不十分との意見がある。どう取り組み予定か。(ウ)母子家庭の就業および子育て支援は、自立支援の実効性はどうか。ひとり親家庭等日常生活支援事業は、どうなっているのか。(エ)女性が出産後も就労が続けられる雇用環境の整備はどうか。子育て支援や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業の募集、登録を行い、活動を広くPRしていくという事業が展開されているが、企業の意識はどう変化しているか。②一九年度以降の熊本県における少子化対策の考え方、方向性について。国の施策に呼応するものや県独自の施策について(藤川)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)①柳澤大臣の発言は、女性の人権に対する配慮に欠ける不適切な発言で大変残念と思う。結婚や子どもは、個人の選択であることが大前提である。次世代育成支援行動計画で、子どもたちを、社会のえにしの中で地域全体で育てていく、県民挙げて子育てを応援していくという考え方に基づく施策を展開している。平成一九年度当初予算でも、第三子以降の三歳未満

児の保育料無料化、子育て支援サービスの前倒し整備、シニア世代や団塊世代も取り込んだ子育て応援団づくり、子育てポジティブキャンペーンの展開等、県民ぐるみの子育て支援に取り組む。不妊治療費の助成、拡充や父親の育児を促すパパ手帳の作成にも取り組み、障害児の施設利用に対する緊急支援を実施する。②熊本市は、国からの正式な回答を踏まえて総合的に判断するとしており、推移をしっかりと見ていきたい。このとりよりの命が救われるとすれば、否定されるものではない。国でも対応を検討していただきたい。この計画は、公的な相談機関で対応する仕組みが機能しているのか、問いかけている。関係機関の連携強化が必要と考える。熊本県の妊娠葛藤^{かたどう}相談窓口は全国に先駆けた取り組みで、アビールを深めたい。県の役割として、環境づくりに尽くしていきたい(知事)。

③児童相談所においては、近年児童虐待の要因が複雑化していることもあり、専門性の向上と体制の充実に一層努力したい。初期調査の強化は、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、幅広い情報の収集に努め、緊急を要する案件と判断される場合は、児童相談所の立入調査権を積極的に活用し、迅速かつ的確な初期調査に努める。子どもの安全確認は、虐待通告受理後四八時間以内に子どもの安全確認を行うことが望ましいと明記されたことから、児童相談所と市町村等関係機関との連携をより一層密にして実施されるよう努める。④過疎地で子どもの育ちに必要ない集団の確保、都市部の保育所待機児童の問題解決、就学前の子どもに

対する教育および保育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供が可能となる。子どもや保護者の視点に立つて認定基準案を策定した。これまで数件の問い合わせがあつてゐる。県庁内の組織については、関係各課の連携を密にして円滑な実施を図り、申請窓口を少子化対策課に一本化する方向で考へてゐる。

⑤一七年二月に、保育大学校の見直しを県の行財政改革基本方針に位置づけ、昨年、県における保育士養成の在り方検討会を設置し、検討結果をまとめた。保育士の登録者数を年少人口比で見ると、九州では上から三番目が多い。保育士の質の低下には、現任保育士の質の向上に力を入れる。今後は、次年度以降の受験生のことも念頭に置き、一九年度の早期に最終的な方針を決定したい（健康福祉部長）。

⑥一七年三月に、次世代育成支援行動計画を策定した。「地域ぐるみで支へ合う子ども・子育てにやさしくまとも」との実現を目指している。また「子ども視点・子どもにとって最善かどうか」を計画の基本視点として、すでに具体的な歩み出しをしており、全国モデルという形で位置づけられているものもある。すでに条例を制定している四道県と比べ、熊本県の実施内容の方がレベルが高く、施策の広がりもある。理念としての条例の制定は、これから検討したい（知事）。

(2) ①(ア)不妊専門相談体制の整備は、女性相談センターで、助産師等による電話相談、医師による面接相談を実施しており、平成一八年までに累計二六一件の相談を受けてゐる。周産期医療ネットワークの整備には、熊本市市民病院を総合周産期母子医療センターに指定し、人件費を含む運営

費補助を行い、地域周産期母子医療センターも、一八年度中にさらに一医療機関を追加認定する方向で進めている。市民病院への患者の一極集中を抑え、患者の搬送がスムーズに行えるよう周産期搬送体制検討会を設置して、新たな搬送基準等を示すことにしている。早産を減らすために、一九年度は、全国に先駆け早産予防対策事業に取り組む。(イ)夜間保育所の現状は、認可保育所は、二か所あり、一月末現在で七七人の児童が入所している。認可外保育所は、昨年の三月末現在で、二四か所と増えており、六六〇人の児童が入所している。認可保育所は、二一年度までに新設する計画もあり、引き続き市町村に必要な支援を行い、認可外施設も含め指導監査の徹底を図る。病院内保育所は、できるだけ多くの病院に設置するよう要請したい。病院内保育所に対する補助要件の見直しも検討する。(ウ)ひとり親家庭自立支援は、県母子家庭等就業・自立支援センターで、各種相談事業や講習会の開催、給付金事業等に取り組んでいる。子育て・生活支援は、希望に応じ家庭生活支援員を派遣している。当時の合併前の市町村数で三八、合併後では一三市町で実施されており、支援員の派遣時間数も大きく伸びてきている。(エ)労働行政プランの数値目標は、県内企業女性の育児休業取得率は、一八年度で八七・四％と、目標の九五％に向けて着実に増加している。男性は、一八年度で一・六％と、依然として低く、企業への意識啓発等を通じて男性の取得促進に取り組んでいく。短時間勤務制度等の導入率は、一六年度の調査では四八・一％となつており、企業に、意識啓発や先進事例の

紹介、アドバイザーの派遣等、導入の促進を働きかける。企業の従業員に対する取り組みは、くまもと子育て応援の店・企業推進事業で、法定の水準を上回る育児休業制度、短時間勤務制度等の導入、出産祝い金による経済的支援など、取り組みが行われてきており、県のホームページ等で紹介するなど、積極的な取り組みを始めている（健康福祉部長）。②一九年度は、強力に集中的に取り組む。県独自に第三子以降の三歳未満児の保育料無料化を行う。父子家庭には、新たに子どものために医療費の助成を行う。地域子育て支援センター、つどいの広場、放課後児童クラブを大幅に拡充する。県独自には、地域の子育て応援団づくりに、昨年からは、企業や商店街を巻き込んで取り組みを進めている。一九年度は、シニア世代や団塊の世代を取り込んだ子育て応援団に、関係機関とネットワークをつくり展開する。女性相談センターでの動きも充実させ、妊娠葛藤相談や産後うつ等の早期発見、親育ち支援策、妊娠、出産から育児に至る連続したサポートの必要性を認識している。県庁の率先した取り組みとして、一九年度から、男性職員は、三日間の出産補助休暇、五日間の育児参加休暇を必ず取得することを原則にしたい。子育てポジティブキャンペーンを積極的に展開し、県民全体で共有できる理念としての子ども条例の策定も検討したい（知事）。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 新幹線対策特別委員会

付託された調査事件は、①九州新幹線に関する件である。

荒木義行新幹線対策特別委員長から次のように報告が行われた。執行部から、平成一九年度政府当初予算案で、九州新幹線鹿児島ルートは、熊本県内分として四八三億円が確保された。大阪方面への直通運転についてJR三社で課題整理を行っていることをJR九州が明らかにした。博多―新八代間の事業は、平成一九年二月末現在、県内用地は面積の九七%を取得し、県内の土木工事進捗状況は完成率五八%である。熊本駅周辺の工事は、高架橋建設のために在来線仮線工事に着手し、仮線での運行を一部開始し、熊本駅構内の段階的配線変更に伴い、ホームの一部変更等が行われ、熊本駅周辺の新幹線工事に本格着工した富合町の総合車両基地は、一八年一月から本格着工した。昨年一〇月に、熊本駅周辺整備に関するトップ会議を開催し、都市機能、交通結節、駅舎デザインのあり方等について議論がなされた。熊本駅周辺地域都市空間デザイン会議を設置し、県・熊本市で整備に関する指針を策定し、民間空間にも働きかけていくと報告があった。委員から、新幹線に関する情報は、正確なものを提示すべきと質疑があり、執行部から、正確な情

報の収集と県民への早期の提供に努力すると説明があった。委員から、八代以南の開業した区間で騒音が基準を超えたところがあり、基準の遵守を強く要望してほしいと意見があり、執行部から、開業区間で五か所が基準を超過しており、鉄道・運輸機構は、二重サッシの設置などの個人住宅の補償を行った、新八代以北は、基準を守るよう鉄道・運輸機構に文書で要望しており、引き続き適性な対応を求めていくと答弁があった。委員から、交通機能は、東口と西口の柔軟な機能分担を考えてほしい、西口は、万日山も含めた整備の方針を示す必要があるとの意見が出された。

九州新幹線を活用した熊本づくりについて、執行部から、交通体系の整備、観光をはじめ交流の促進、農林水産業・商工業の振興、住みやすい熊本の実現の各分野ごとの取り組み、KANSAI戦略についての取り組み、新幹線くまもと創りプロジェクト地域推進本部における取り組みの進捗状況の報告があった。委員から、地域ごとの魅力アップ策と新幹線開業の関連についての説明が不足している、どれももともとやるべきことではないかと質疑があり、執行部から、開業すれば、マーケットが飛躍的に拡大する、これをどう地域に導き、交流・定住・雇用の各分野に幾重にも波及していくかが課題であり、今取り組みを始める必要がある、地域と力を合わせて進めていると答弁があった。委員から、熊本で降りてもらうためには、熊本でなければというもの、道州制の中で州都を目指すことが必要であり、応援ではなく、自ら目指すべきとの意見が出された。

委員から、経済が福岡なら、熊本は政治など独自性が必要との意見が出された。委員から、定住促進に向けて、宇土駅・松橋駅での開発の基本構想が出ているが、県はどうサポートしていくのか質疑があり、執行部から、地元と協議したいと答弁があった。執行部から、熊本駅から熊本空港への交通アクセスについて、短期的施策として、リムジンバスの改善策、豊肥本線と空港シャトルバスとの連携を基本に、新たなルートやバス優先策の検討等を行ったが、一定の時間短縮が図られる可能性のあるルートを絞り込み、平成一九年度に試験走行を実施する、中長期的施策は、豊肥本線の活用等について、技術的課題、需要見込みや採算性、まちづくりを含めた将来の開発可能性など検討していると報告があった。委員から、短期策は都市圏公共交通全体を見た施策に早く取り組んでほしい、中長期策は将来構想として三〇分圏内を目指して取り組んでほしいとの要望があった。委員から、中長期策の中で、JR豊肥本線の駅から分岐した場合、免許センター周辺など、今後の開発次第では駅の設置も視野に入ってくるのではないかなど意見が出された。委員から、〇番線や高架下用地の利活用、運行形態などに関し、JRに要請を求める意見が多数出された。本委員会も、管外視察を実施、JR九州本社、鉄道・運輸機構に、東京・大阪方面への直通運転実現の要望を行った。以上のような審議の下、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することを決定した。

(2) 廃棄物対策特別委員会

付託された調査事件は、①産業廃棄物処理施設の公共関与推進及び建設地の地域振興策に関する件である。

早川英明産業廃棄物対策特別委員長から次のように報告が行われた。昨年三月に、付託調査事件を産業廃棄物処理施設の公共関与推進及び建設地の地域振興策に関する件に変更し、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進に関し五回の審議を行った。建設地選定、地元説明について、執行部から、八候補地の中から、南関町の候補地を一番目に選定した理由等の説明があり、南関町や地元住民への説明状況について報告があった。委員から、建設予定地の地域住民には、事前に説明を行ったか質疑があり、執行部から、平成一六年の初めごろから、八候補地の市町、議会、地域区長会等に説明等を行い、具体的な建設地はこれから決めたいと説明したと答弁があった。委員から、南関町候補地の埋立容量だけでは足りないかと判断した場合、八候補地の中で、南関町を除いた七候補地の中から決めるのか、決定の時期について質疑があり、執行部から、七候補地の中から選択するが、南関町の候補地は以後のモデルになるよう取り組みたいと答弁があった。委員から、運営主体となる財団法人は、地元にとって大きな判断材料であるので、早期に設立する必要がある、県内四八市町村が担っている一般廃棄物の処理も、産業廃棄物処理場に頼らざるを得ない状況が想定される、市町村も財団法人の構成員とすることが重要である、財団法人の内容をどう考えているかと質疑があり、執行部から、県・県内全市町村・排出事業者団体等から出捐金しゅけんを募り、本年一〇月頃をめ

どに設立したいと答弁があった。委員から、一番の課題は地下水の安全性と思うが、地下水調査等に取り組んでいくことにより、具体的に説明していく考えかと質疑があり、執行部から、昨年九月に策定した基本構想や今年度中に終える測量調査、地質・地下水調査の結果等を活用しながら、理解が得られるよう取り組みたいと答弁があった。委員から、地権者の了解は得られているか質疑があり、執行部から、了解を得ていると答弁があった。委員から、周辺の地域にはどう対応しているか質疑があり、執行部から、隣接地の和wat町住民などに説明を行ったと答弁があった。委員から、埋立地から漏水があった場合の対策はどうするか質疑があり、執行部から、埋立地全面に漏水検知システムを敷設することで、漏水箇所を発見することができる、検知器で場所を特定し、最終的には安全な工法をとって漏水箇所の修復作業を行う、修復作業を終えるまでの間は、自己修復シートやベントナイト層により地下水汚染を防ぐと答弁があった。委員から、地下水を汚染するものも埋めるのかとの質疑があり、執行部から、燃え殻や汚泥などの、法令で定める基準を満たすものを埋め立てることとし、埋立地全面に水を通さない遮水工を設置する、埋立地からの浸出水は、排出基準をクリアした上で放流するので、地下水を汚染することはないと答弁があった。委員から、報道では、地元は反対ということだが、絶対受け入れられない反応かと質疑があり、執行部から、町長等も説明会に出席しており、説明していくと答弁があった。委員から、必要欠くべからざる施設であるので、不転の決意で取

り組んでほしいとの要望がなされた。委員から、住民に正しい情報を伝えてほしいとの要望があり、執行部から、今年度は、南関町米田区の住民代表による視察を二回実施したとの説明があった。地域振興策について、執行部から、周辺環境の整備などの地域振興策が重要になってくる、地元や南関町の要望を聞きながら、振興策を取りまとめたいと説明があった。委員から、地域振興策は、周辺地域だけの制約がかかった振興策ではなく、町全体、地域全体の広く使いやすい形にする必要があるが、どう考えるか質疑があり、執行部から、産業廃棄物税を活用して、管理型最終処分場立地交付金を活用し、地域振興策は、財団法人と県との役割分担を整理しながら検討したいと答弁があった。本委員会は、今定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに決定した。

(3) 有明海・八代海再生特別委員会

付託された調査事件は、①有明海及び八代海の環境の保全・改善に関する件、②有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興に関する件である。

井手順雄有明海・八代海再生特別委員長から次のように報告が行われた。本委員会は、平成一五年六月に設置され、平成一六年二月には、有明海、八代海再生のための施策を短期と中期に整理し、重点的に取り組む六つの項目を示した調査報告書、有明海・八代海再生に係る提言をまとめた。平成一八年度は、提言を踏まえた取り組みを中心に五回の審議を行った。①

海域環境への負荷の削減に関する件は、執行部から、小規模し尿処理施設に対する規制強化の説明があった。委員から、規制強化の内容、他県の状況について質疑があり、執行部から、条例の施行規則を改正し、窒素や燐^{りん}を新たに規制対象項目として追加している、他県に先駆けて規制を強化したと説明があった。委員から、針広混交林化促進事業に至ったプロセスの質疑があり、執行部から、人工林の間伐も早急に取り組む必要があるため、水とみどりの森づくり税を活用し、針広混交林に誘導すると説明があった。②干潟や海底等の保全、改善に関する件は、執行部から、干潟等の漁場環境の改善として、干潟の耕うんや作漑、覆砂、藻場造成等の事業実施について説明があった。委員から、覆砂事業は、荒瀬ダムの堆砂を使えないか質疑があり、執行部から、今後除去する約一〇万㎡の砂、れきのうち利用できるものは、平成一九年度から、新たに八代市地先での覆砂事業に活用すると説明があった。海砂利採取について、委員から適正化に向けた対応強化が必要という意見やアサリの生産に効果がある覆砂のための海砂が必要であるなどの意見が出されたが、執行部から、当面は採取縮小を継続する方針との説明があった。③抜本的な干潟等再生方策の検討に関する件は、執行部から、泥質化した干潟の再生方策や泥質化の防止対策の検討、実施について説明があった。委員から、抜本的な干潟再生方策は、山・川・海は一体であり、山から川を通じた土砂供給の問題に積極的に取り組んでいく必要がある、干潟の抜本的改良の研究が必要との要望が出された。委員から、河川改修や農業用

の用排水路の整備に、自然環境に配慮した施工が行われるよう要望が出された。執行部から、多自然川づくりなど、環境に配慮する方向で対応したいと説明があった。④水産資源の回復等による漁業の振興に関する件は、執行部から、栽培漁業および資源管理型漁業、栽培漁業における複数県による広域連携の推進について説明があった。委員から、マダイやヒラメなどの稚魚放流事業の費用対効果の質疑があり、執行部から、費用の二倍以上の効果があり、両魚種とも事業効果があらわれていると説明があった。執行部から、持続的養殖漁業の推進、漁場改善計画の策定推進について説明があった。委員から、漁場改善計画の実践指導はどのようなことを行っているか質疑があり、執行部から、魚類養殖は、適正な給餌^{きゅうじ}を行うことや飼育密度を減らすこと、ノリ養殖では、養殖施設の間隔を広げたり、酸処理剤の使用量を減らすことなどを指導している旨の説明があった。⑤調査研究体制の充実に関する件は、執行部から、大学や研究機関等の相互連携の強化、国との共同研究等の推進、水産研究センターの機能充実強化の説明があった。委員から、水産研究センターの調査研究体制の状況について質疑があり、執行部から、浅海干潟研究部を設置し、ノリ養殖やアサリ等の調査研究の重点化を図っていると説明があった。⑥諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査に関する件は、執行部から、農林水産省が平成一六年度に設置した有明海漁場環境改善連絡協議会に本県漁連とともに参加し、調査等が有明海の再生につながるよう意見を述べている旨の説明があった。委員から、中長期開門調査は、

積極的に働きかけるべきとの要望があった。委員から、有明海、八代海の再生に向けて、関係県との連携はとれているかと質疑があり、執行部から、関係六県から成る連絡協議会を中心に、普及啓発事業で連携の強化を図っていると説明があった。委員から、再生の方向に進んでいるか、取り組みの成果を総合的に検証すべきとの要望が出された。執行部から、第二四回委員会で、四八の施策に、平成一五年度から四年間の取り組みの状況と成果、課題、方向性の説明があり、困難な課題であるが、粘り強く進めたいと説明が行われた。委員から、各部署が連携して、取り組まれないとの要望があった。本委員会は、以上のような審議の下、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することと決定した。

(4) 水俣病対策特別委員会

付託された調査事件は、①水俣病関西訴訟最高裁判決を受けて国に提出した県の「今後の水俣病対策について」及びそれに関連する事項に関する件である。

中隆博水俣病対策特別委員長から次のように報告が行われた。当委員会の議論の中心は、認定申請者にどう対応していくのか、水俣病認定審査会の早期再開、国に財政負担も含め、対応を求めていくことなどであった。

四月一七日の委員会では、水俣病問題の全面解決につながる救済策の早期提示、認定審査会の早期再開に向けた条件整備、健康調査、環境調査の早期実施、県の財政負担の軽減、四点を、

水俣病対策特別委員長名により、国に要望することが決定され、四月一八日に、正副委員長で、環境省および県選出国会議員等への要望活動を行った。四月二四日の委員会では、五月一日に水俣病公式確認五〇年を迎えるに当たり、県議会として、決議という形で対外的に強く意思表明すべきとの意見で一致した。四月二七日には、県議会臨時会を開催し、水俣病公式確認五〇年を迎えるに当たっての宣言決議が全会一致で可決された。

五月二九日の委員会では、一、平成七年の政治解決と同様の手当、一時金を含む救済策を早期に講じること、二、昭和五二年判断条件の妥当性について説明責任を果たすこと、三、法定受託事務である県の認定審査会の早期再開に向けた具体策の助言を行うこと、四、検診を促進するため、国が常勤の神経内科および眼科の検診医を確保すること、五、健康調査、環境調査を早期に実施すること、六、県の負担軽減について最大限の配慮をすること、以上六項目について、水俣病対策特別委員長名で国に要請することが全会一致で決定された。五月三十一日、六月一日、執行部と正副委員長が、環境省、県選出国会議員等へ要請書を提出した。

六月二六日の委員会では、救済策の実現には、すべての被害者団体の合意が必要か質疑があり、執行部から、被害者団体等との合意形成が必要で、全力で取り組むよう指示があつていて、現地に赴き努力したい旨の答弁があつた。本当に解決するには、健康調査を実施すべきと質疑があり、執行部から、環境省と協議したいと答弁があつた。七月二一日には、正副委員長が現地

水俣市に赴き、水俣病被害者九団体から、平成七年の政治解決と同様の救済策や水俣病対策全般について、意見を聞いた。明水園の改善等についての意見もあった。八月末には、与党プロジェクトチームで、一二月の国の平成一九年度予算案編成までに何らかの政治決断が必要との確認が行われた。

九月二八日の委員会では、政治解決について地元合意をまとめることが不可能であれば、二段階方式をとって、政治解決により救済を求める人と訴訟をする人に分け、政治解決により救済を求める人をまず救済してもよいのではないか、そのため、環境大臣や与党プロジェクトチームのメンバーなどに働きかけるべきとの意見が出た。一〇月五日には、私と知事とで若林環境大臣や県選出国会議員等に対し、水俣病被害者の早期救済実現を要望した。十一月八日には、園田博之衆議院議員（自由民主党）を新委員長とした自民党の水俣問題小委員会が開催され、救済策を効果あるものにするため環境づくり努力する方針が確認された。水俣病対策に係る県の財政負担軽減について、一二月四日に、総務省から、平成七年の政治解決等に基づき実施している水俣病総合対策事業に係る費用に対し、約六億三、五〇〇万円が特別交付税として交付されることにより、県負担が軽減されることになった。一二月七日の与党プロジェクトチームによる会議で、新たな救済策の検討を進めること、救済策の検討の前提として、国が被害者の実態調査を行うことが確認された。

一二月八日の委員会では、与党プロジェクトチームで提示さ

れた実態調査の対象、方法、実施時期等について質疑があり、執行部から、詳細な内容は今後検討していく旨の答弁があった。また、認定審査会の早期再開について、さらに努力してほしい、国にも対応を強く求めてほしいとの意見があった。本年一月十五日には、認定審査会について、これまでの委員全員から就任の内諾が得られたことが県から公表された。三月九日に開催された与党プロジェクトチームで、四月から行う被害者の実態調査の準備状況等について議論があり、実態調査と並行して救済策の検討を進め、実態調査の結果を踏まえ、六月までには新たな救済策をまとめるという整理がなされた。同日の委員会で、県の認定審査会が三月一〇日に再開されることが明らかにされた。認定審査会の認定基準について質疑があり、執行部から、認定審査業務は国からの法定受託事務であり、認定基準は国の所管であること、最高裁判決で認定基準は否定されておらず、国は基準を変えないことから、県は、これまでの認定基準に基づいて審査を行うと答弁があった。また、六月の救済策の取りまとめに向け、四月のアンケート調査に取り組みと答弁があった。以上のような審議の下、今定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに決定した。

(5) 川辺川問題特別委員会

付託された調査事件は、①川辺川の利水に関する件、②川辺川の治水に関する件である。

前川収川辺川問題特別委員長から次のように報告が行われた。

国営川辺川土地改良事業の新利水計画の策定について、一昨年一二月、農林水産省は、ダム案、ダム以外案の二案を提示した。関係六団体による事前協議での絞り込みの議論は収束せず、昨年三月に、県は、絞り込みは困難であると判断し、農林水産省に、県から新たな案を提示したところ、地元市町村等の反発を招き、その後事前協議が開催できず、新利水計画の策定作業が中断した。県議会は、昨年三月二二日に川辺川問題特別委員会を設置し、三月二四日には、農林水産省に、県、川辺川総合土地改良事業組合、県議会の三者により、事前協議の経緯を尊重した上で、新たな利水計画の提示を求める要望書の提出を行った。これを受け、農林水産省からは、五月三一日に、既設導水路活用案が提示され、総合調整役である熊本県において、絞り込みのための事前協議が再開された。これを受け、六月定例会の特別委員会で、新利水計画の策定は事前協議に委ねるべきとの意見もあったが、県議会としてはつきりと意思表示をすべきとの意見を踏まえ、六月三〇日の本会議で、国営川辺川土地改良事業の早期実現を求める決議を議決した。事前協議は、六月一二日から七月一四日まで、延べ六回議論が行われたが、関係六者の合意には至らず、農林水産省から示された平成一九年度からの事業本格着手に向けた期限や県議会の決議も踏まえ、総合調整役である熊本県は、七月一四日の事前協議で、農林水産省が提示した既設導水路活用案に絞り込み、行政間で必要な協議を行い、土地改良法に基づく手続きを進めると整理した。七月三十一日、相良村長が国営利水事業からの離脱を表明したこと

をきっかけとして、利水事業をめぐって、関係市町村間の意見の不一致が生じ、利水事業の展開は、依然として不透明な状況が続いている。

川辺川の治水については、球磨川流域の長期的な河川整備の基本的な方向性を定める河川整備基本方針を策定するため、昨年四月、国土交通省において、球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会が設置された。検討小委員会には、潮谷知事、福永人吉市長が委員として就任し、一〇回の審議が続けられているが、特別委員会は、検討小委員会の審議状況について執行部から報告を受け、審議を行ってきた。検討小委員会は、基本高水および計画高水流量、河川環境等重要な項目を取りまとめ、次の小委員会で河川整備基本方針案が示される予定である。特別委員会は、一回の委員会を開催し、利水については、現地に足を運び関係者の声を聞くなど、可能な限りの取り組みを行ってきた。本委員会は、以上のような審議の下、今定例会をもって付託調査事件の調査を終了することと決定した。

【審議】各特別委員会に付託された調査事件は、各特別委員長の報告の通り、承認することに決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成18年度熊本県一般会計補正予算(第3号)〔第20号 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)〔先議分〕

【説明】二月二二日に上程され、同日各常任委員会に付託さ

れ、二六日の本会議において、各常任委員会より次の通り報告があった。

池田和貴厚生常任副委員長は次のように報告した。健康福祉部では、障害者自立支援法の特別対策を実施するための基金造成、法施行に伴い事務が増大した市町村に対する補助、新型インフルエンザ発生初期における感染拡大防止のための陰圧テント購入等による増額補正、介護給付における介護報酬単価の見直し等制度改正に伴う事業費の減額補正など、一般会計、病院事業会計合わせて総額一億二億五、九〇〇万円の減額補正である。これにより、健康福祉部の補正後の予算総額は一、〇〇七億九、〇〇〇万円余となる。また、障害者福祉施設整備費のほか一事業で一億九、〇〇〇万円余の繰越明許費が設定されている。このほか、新年度当初から業務を開始する委託事業費として、一般会計、病院事業会計合わせて六億三〇〇万円余の債務負担行為が設定されている。環境生活部では、水保病総合対策事業費扶助費等の減額、チッソ株式会社の経常利益の増に伴う貸付金の減額など、一般会計、特別会計合わせて総額三億一、六〇〇万円余の減額補正である。これにより、補正後の予算総額は一億八億九、四〇〇万円余となる。また、海域水質環境調査業務に二、八〇〇万円、水保病総合対策事業等委託業務に九、〇〇〇万円の債務負担行為が設定されている。委員から、地域福祉振興費の縁がわづくり推進事業について、実施主体である市町村社協、NPO等へ内容周知や実態把握しているか質疑があり、執行部から、市町村や社協を通じ広報、普及

に努め、県のホームページにも掲載していると答弁があった。

重村栄経済常任副委員長は次のように報告した。商工観光労働部では、一般会計で、経費節減、事業費の確定による減、制度融資に係る損失補償の確定等による増など、特別会計で、中小企業振興資金や高度技術研究開発基盤整備事業等の減など、一般会計、特別会計合わせて一四億一、三〇〇万円余の減額補正である。これにより、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて総額三四二億六、一〇〇万円余となる。産学連携コーディネーター設置事業等の業務委託について債務負担行為が設定されている。企業局では、緑川第二発電所改良工事延期に伴う建設改良費の減、職員給与費等の補正等、電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の三事業会計合わせて四億八、七〇〇万円余の減額補正である。これにより、補正後の予算総額は、三事業会計合わせて総額一五三億八、四〇〇万円余となる。所有施設の管理業務や水力発電所の水質調査業務委託等について債務負担行為が設定されている。労働委員会では、委員報酬の減等で一〇〇万円余の減額補正であり、これにより補正後の予算総額は一億三、七〇〇万円余となる。委員から、中心市街地のまちづくり推進機関であるTMOの実態、行政の補助はあるかと質疑があり、執行部から、改正前の中心市街地活性化法に基づき設立され、県内に一一団体あり、商工会議所等が主体である、活動は、商店街アーケード改修の計画づくり、まちづくりの調査等、ソフト事業が中心である、設立は、既存の制度を活用し補助しているが、その後は地元で取り

組んでもらう趣旨のものであると答弁があった。委員から、県は、事業が立ち上がった後の運営についても追跡調査し、適切な指導、支援を行ってほしい、現場に出て実態を把握してほしいとの要望があった。委員から、障害者就業・生活支援推進事業における県北地域センターの国庫補助が不採択となっているが理由は何か、地域への影響はどうか質疑があり、執行部から申請者の事業実績が不足していることで今年度の採択は見送られたが、来年度に向け申請しており、採択の可能性はあると考える、従来から同様の事業を実施しており、不採択による影響はあまりないと思われるとの答弁があった。委員から、受講者が少ないという理由で、職業訓練関係予算の執行残が出るのはいかがなものかと質疑があり、執行部から、職業訓練は就業機会を増やすための有効な施策であり、予算編成の際、利用する人の身になって事業制度を組み立てるようにしている、限られた予算の有効活用にも努めたいと答弁があった。委員から、社協、母子寡婦会、民生委員などと連携して、改善に向けた施策に取り組んでもらいたい、生活保護家庭や低賃金で働いている母子家庭が安心して訓練を受けられるよう、訓練期間中の経済的支援について国にも要望してほしいとの要望があった。

溝口幸治農林水産常任副委員長は次のように報告した。今回の一般会計、特別会計を合わせた補正予算は、国庫補助金等の確定に伴う四八億一、二〇〇万円余の減額補正である。補正後の総額は、一般会計、特別会計合わせて七六〇億五、二〇〇万円余となる。翌年度への繰越枠として一一五億二、五〇〇万円余

の設定が提案されている。

永田昂生建設常任副委員長は次のように報告した。一般会計、特別会計を合わせた補正予算は、国庫補助事業等の内示増減および事業費の確定等に伴う四億三、九〇〇万円余の減額補正である。補正後の総額は、一般会計、特別会計合わせ一、三三六億五、六〇〇万円余となる。公共事業の発注の平準化を図るため、一八億五、〇〇〇万円の債務負担行為の設定が提案されている。翌年度への繰越枠として四〇五億二、四〇〇万円余の設定が提案されている。委員から、道路橋梁総務費の国直轄事業負担金の増額補正については、国道3号熊本北バイパス整備ほか二事業における事業促進のための国事業の増額に伴うものであるが、供用開始時期も早くなるかと質疑があり、執行部から、供用開始時期が早まることはないが、予定されている時期に、確実に供用開始ができるようになると理解していると答弁があった。委員から、熊本駅周辺で取り組んでいるJＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業に係る増額補正についても同様の質疑があり、執行部から、平成二八年度の竣工予定そのものが早くなるわけではないが、工事が少しでも早く進むように前倒しして取り組むと答弁があった。委員から、川辺川に係る砂防ダムは、当初二二〇基の全体計画と聞いたが、何基計画され、何基できているかと質疑があり、執行部から、直轄砂防区域である川辺川流域では現在九四基できている、全体の計画については、明らかにされていないと答弁があった。委員から、ダム計画が発表されて四〇年以上たつのに、土台となる計画が

きちんとしていないのはおかしい、川辺川ダムを穴あきダムにという話が最近出ているが、そうなれば砂防ダムの必要性がなくなることも考えられると指摘があり、執行部から、現時点では穴あきダムを前提とした話することは難しい、砂防ダムの目的上、必要な整備は行うが、全体の計画を明らかにするよう国に求めていくと答弁があった。

小早川宗弘文教治安常任副委員長は次のように報告した。教育委員会関係では、教職員給与と費の年間所要額の確定に伴う過不足額の調整、国等からの委託を受けて行う埋蔵文化財発掘調査の事業計画の変更に伴う減額等により、一般会計、特別会計合わせて総額一六億二、二〇〇万円余の減額補正である。これにより、補正後の予算総額は一、六四〇億五、七〇〇万円余となる。鞠智城跡整備事業など二件の事業で六億五、一〇〇万円余の繰越明許費が設定されている。警察本部関係では、職員給与と勧告に伴う職員給与費等、一般会計四億九、四〇〇万円余の減額補正となり、補正後の予算額は四二・三億五、八〇〇万円余である。このほか、警察関係の各種委託業務等に六億五、二〇〇万円の債務負担行為が設定されている。委員から、育英資金貸付金について、貸与者の退学等による減額とされているが、内容と減額は去年に比べてどのような傾向にあるかと質疑があり、執行部から、退学等による貸付金の辞退者は、大学七人、高校四三人、専修学校一〇人の計六〇人で、去年と同様な傾向と答弁があった。委員から、返還金の滞納状況はどうかと質疑があり、執行部から、平成一四年度から国庫補助事

業創設により借り入れ者が増加し、第一期の借り入れ者が卒業する昨年度から返還対象者が増加し、滞納者が増加していると答弁があった。

池田秀男総務常任副委員長は次のように報告した。歳入予算では、県税、地方交付税等収入の見通しが明らかになったものの、歳出予算では、障害者自立支援法に係る国改善策関連の事業をはじめ、国の補正予算に対応した事業の追加によるもの、国庫補助事業の内示増減や事業の確定等によるもので、その他執行見通しを踏まえた事業量の確定などによるもので、一般会計では三七億五〇〇万円余の増額補正となり、補正後の予算総額は七、三六三億四、四〇〇万円余である。特別会計では、六億一、五〇〇万円余の減額補正となり、補正後の予算総額は九三〇億一、八〇〇万円余、企業会計では四億七、六〇〇万円余の減額補正となり、補正後の予算総額は一七四億九、六〇〇万円余となる。委員から、補正予算の説明の中で、予算の効率的執行による減額補正という説明があったが、この効率的執行による減額は全体でどのくらいになるかと質疑があり、執行部から、本年度のシステム開発を先延ばしたために減額したものも含め、全体で一三億円ほどあると考えているとの答弁があった。委員から、予算の効率的執行による減額は、後で全体的に検証するのかと質疑があり、執行部から、各課の努力も踏まえながら、来年度以降の予算編成に反映することを考えたいと答弁があった。委員から、債務負担行為を設定することにしていく防災消防ヘリの運航業務の委託契約の内容はどういうものか

と質疑があり、執行部から、ヘリコプターを飛ばすために必要なパイロットや整備士などを天草エアラインから派遣してもらう内容であると答弁があった。委員から、退職予定者の見込み減で八億円余を減額しているが、どのくらい見込んでいたものがどれだけになったのかと質疑があり、執行部から、退職者数は、育児休業代替職員も含め当初二〇八人を予定していたが、現在のところ一七四人の予定であると答弁があった。委員から、勧奨退職について質疑があり、執行部から、個別の勧奨については今年度から取り扱いをしていないが、五〇歳以上で勤続年数が二五年以上の職員が組織の新陳代謝等に協力しつつ退職する場合には、退職手当条例により退職手当の割り増しの取り扱いをしていると答弁があった。

【審議】二月二七日各常任委員長の報告の後、**松岡議員**が以下の討論を行った。老人福祉費の介護給付費県負担金交付事業の減額は、介護施設の居住費、食費が原則として全額利用者負担となったことによる減額である。負担増により、施設を退所したり入所を辞退したり、負担増を補うためにはかのサービスを減らすといった事態が広がっているが、こうしたあり方には同意できない。道路整備費の中で、単県道路改築費、緊急地方道路整備費が国庫内示減によって減額されている。〇六年度の国の予算で、一般会計の道路整備事業費は五二％減であるが、直轄高速道路の事業費は前年と同額、三大都市圏環状道路整備は二二％増、そのほか一般改築等や維持修繕費等は一〇％減と、住民の生活に密着した予算は大幅削減されている。国の、地方

と住民の日常生活の利便を後回しにし、中小業者の仕事と雇用を削る道路政策への追従は改めるべきである。

採決の結果、原案の通り可決または承認した。

(2) 議案第36号 平成19年度熊本県一般会計予算〔第57号
平成19年度熊本県有料駐車場事業会計予算〔後議分〕

【説明】二月二日に上程され、三月八日各常任委員会に付託され、一五日の本会議において、各常任委員会より次の通り報告があった。

藤川隆夫厚生常任委員長は次のように報告した。健康福祉部では、県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランの具体的な推進、少子化対策として、多子世帯に対する子育て支援や県民ぐるみの子育て支援、障害者自立支援法の円滑な施行のために設置した基金の活用による市町村や事業者への緊急支援、医師確保対策や小児救急医療体制の整備、新型インフルエンザ対策等に要する経費で、予算総額は、一般会計、特別会計、病院事業会計合わせて一、〇五一億二、二〇〇万円余で、前年度当初予算と比較すると、二九億七、四〇〇万円余の増、率にして一九％の増である。環境生活部では、水俣病対策として、水俣病患者の医療費支給をはじめとした総合対策事業のほか、認定審査会の開催、国の委託を受けて実施する新たな救済策実現のために必要な実態調査、環境分野で、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備、生活分野で、食の安全、安心の確保等に要する経費で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて

一九六億三、一〇〇万円余であり、前年度当初予算と比較すると、金額にして九億三〇〇万円余の増、率にして四・八％の増である。委員から、特定疾患治療費の公費負担については、県は超過負担している状況にあるが、どう対応しているか、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病は、特定疾患治療費の対象から外されるかと質疑があり、執行部から、全国知事会等で改善を要望してきたが、今後とも、全国知事会、衛生主管部長会議等を通じて国に要望していく、平成一九年度も、二疾患とも対象疾患になっていると答弁があった。

吉永和世経済常任委員長は次のように報告した。商工観光労働部では、商工業の振興や企業誘致に取り組むための経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて三三六億六、一〇〇万円余、平成一八年度当初予算額と比較すると、一九億一、四〇〇万円余の減、五・四％の減である。企業局では、電気事業、工業用水道事業および有料駐車場事業に係る維持運営費等で、三事業会計合わせて総額五五億三〇〇万円余、一八年度当初予算額と比較すると、一〇一億三、九〇〇万円余減、六四・八％減である。労働委員会は、事務局の運営経費や委員会開催に要する経費等、総額一億二、四〇〇万円余で、一八年度当初予算額と比較すると、一、三〇〇万円余減、一〇％の減となっている。委員から、来年度予算で九州新幹線の開通に向けたキャンペーンや熊本城築城四〇〇年に向けたPRに取り組むとあるが、どのような内容かと質疑があり、執行部から、季刊誌の発行や関西以西の大都市でのポスター等に

よるキャンペーン、マスコミを活用した取り組みなどを計画しており、二〇年一月には、全国の駅約一、五〇〇か所にポスターを張るべくJＲと協議している、二〇年春の永青文庫の常設展示、熊本城本丸御殿大広間の落成に向けた大型旅行商品などを企画していると答弁があった。委員から、全庁挙げて行財政改革に努力しているが、節減の結果生まれた財源は、予算の縮小や償還金に充てることにとられず、観光戦略、中小企業の育成、研究開発等将来への投資に振り向けることも考えてほしいとの要望があった。委員から、荒瀬ダム撤去の報告資料に事業費が記載されておらず、事業の全体像が理解できないので、報告に当たっては、概算額でもよいので金額を示すようにとの指摘があった。

井手順雄農林水産常任委員長は次のように報告した。農業関係では、本県農業の持続的な発展に向けた元氣人気くまもと農業運動をはじめとした各種施策への取り組み、品目横断的経営安定対策に対応するための担い手の育成、確保や生産体制の整備、新たな米の需給調整システムへの円滑な移行の推進、熊本オリジナル品種の開発等に要する経費である。林業関係では、新たな木材の生産供給体制を構築するための取り組み、水とみどりの森づくり税関連事業、第三一回全国育樹祭の開催等に要する経費である。水産関係では、漁場機能を回復させるための増殖場の造成や覆砂、作渚など、藻場、干潟の保全、改善、つくり育て管理する漁業への取り組み、持続的生産が可能な養殖業の推進等に要する経費である。予算総額は、一般会計、特別

会計合わせて七三二億三〇〇万円余であり、平成一八年度当初予算と比較すると、一七億八〇〇万円余の減、二・三％の減である。委員から、農林水産部の当初予算が、一八年度と比較して一七億円減少しているが、県全体の予算から見てもどうか、本県の基幹産業である農林水産部の予算を減らしても支障はないかと質疑があり、執行部から、新幹線関連予算の増などで、県予算では一・七％の増となっているが、農林水産部は二・三％の減となった、農林水産部の喫緊の課題である米政策など各種施策を行うために必要な予算の確保はできたと答弁があった。

中村博生建設常任委員長は次のように報告した。平成二二年度の九州新幹線全線完成に向けた建設促進や、本県の九州における拠点性を高めるための新駅周辺の整備や熊本都市圏交通の円滑化、九州全域をにらんだ横軸の道路ネットワーク強化のための施設整備の推進等に要する経費である。特別会計は、港湾整備、臨海工業用地造成、用地先行取得、流域下水道整備等に要する経費である。予算総額は、一般会計、特別会計合わせて一、二五八億八、八〇〇万円余で、平成一八年度当初予算と比較すると、二一億三、〇〇〇万円余減、一・七％の減である。

議案第44号 平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算に関して、委員から、漁業振興費は、毎年五、〇〇〇万円計上されているが、どんな効果があったのかの結果報告はあったか、事業期間が長期にわたる中、チェックが必要ではないかと質疑があり、執行部から、熊本港建設に伴う漁業面の影響への対策事業として実施している。稚魚放流や簡易な漁港施

設の整備など漁業振興に役立っている、事業内容は、計画書に基づいて審査、交付を行っており、適正に事業が実施されたか県で確認していると答弁があった。

小谷邦治文教治安常任委員長は次のように報告した。教育委員会関係では、県教育振興に関する基本計画の策定、児童生徒の学力調査および学力向上のための検討に要する経費、いじめや不登校問題の対策、解消のためのスクールソーシャルワーカーの配置等に要する経費、食育推進のため、栄養教諭制度の導入や保護者への普及啓発に要する経費、高校生の就職支援のための就業体験等に要する経費である。予算総額は、一般会計、特別会計合わせて一、六六〇億四、八〇〇万円余であり、平成一八年度当初予算と比較すると、四億八、六〇〇万円余増、〇・三％の増である。警察本部関係では、パトロール活動の強化や地域社会と一体となった犯罪抑止対策に要する経費、組織犯罪対策に要する経費、総合的な交通事故防止対策に要する経費、テロの未然防止に要する経費、警察施設の整備等に要する経費である。予算総額は、一般会計、四二六億四、一〇〇万円余であり、一八年度当初予算と比較すると、一億五、五〇〇万円余減、〇・四％の減である。なお、新水保警察署庁舎整備事業はか二件について、債務負担行為が設定されている。

松田三郎総務常任委員長は次のように報告した。平成一九年度当初予算は、一般会計で七、三一八億円余、特別会計の合計で八五〇億円余、企業会計の合計で七六億円余となり、一八年度当初予算に比べ、一般会計で一・七％の増、特別会計の合計

で九・二％の減、企業会計の合計で五七・一％の減である。委員から、国や県選出国會議員に要望してきたが、県財政上の成果はどうかと質疑があり、執行部から、要望等の成果は、直ちに県財政に反映されるものではないが、第二期地方分権改革の初年度である一九年度も、要望等を行いたいと答弁があった。委員から、熊本県の合併推進構想で具体的な合併の枠組みが記載されていないため、国の支援が受けられないのは熊本県のみであるが、今後どうするか、支援には問題ないかと質疑があり、執行部から、合併推進構想で方向性を示しており、具体的な組み合わせを追加する等の改定を行う、熊本市・富合町の合併枠組みは、審議会を開催し構想を改定する、必要に応じ順次改定したい、具体的な枠組みを盛り込むことで、国の支援を受けられると答弁があった。委員から、県の意気込みが足りない、他県と比べてどうか、県は、市町村の動きを待つのかと質疑があり、執行部から、構想に具体的な組み合わせを入れていないのは高知県と熊本県であるが、一件入れている県もある、福岡県は合併勧告をしたが、関係市町の意向を踏まえたものである、本県は、一方向的に勧告する予定はないが、機運の醸成に努めたい、一九年度は、二二年の合併新法の期限を踏まえると大変重要な時期と認識しており、市町村にさらに働きかけると答弁があった。委員から、一一の郷づくり推進事業と地域振興総合補助金の内容を聞きたいと質疑があり、執行部から、前者は、地域振興局からテーマについて提案を募り、各地域の特色を生かした地域づくりを進めるための事業である、本年度は、八

代・芦北・球磨の三つの地域振興局が連携した広域的な観光ルートの開発や、合併後の八代市における都市部と農村部の一体感を醸成する方策の検討を行った、後者は、市町村が行う地域振興に資する単独事業の経費の二分の一を補助する制度であり、来年度は二億五、〇〇〇万円余の予算を計上していると答弁があった。委員から、議案第36号の議会費に、定例会や委員会に出席する場合の費用弁償五、三〇三万二、〇〇〇円計上されているが、現在定額で支給されている費用弁償は実費とするよう見直してもらいたいとの意見が出された。

【審議】三月一五日各常任委員長の報告の後、岩中伸司議員（新社会党、松岡議員が議案第36号について以下の討論を行った。新幹線建設の熊本県内総事業費は六、六八五億円、すべて税金が使われている。並行在来線の肥薩おれんじ鉄道は、JRに切り捨てられ第三セクターで運営されているが、予想を大きく上回る赤字続きである。この現状を見れば、新幹線建設は、地方切り捨て、交通機関の格差拡大を助長する。県財政は一層厳しいものとなり、しわ寄せは県民生活全般に犠牲を強いる。よって、平成一九年度の一般会計予算には賛同できない（岩中）。財政困難を理由に、福祉や暮らし関連は絞るが、本来削るべきむだや不必要分にはメスを入れないことがあつてはならない。同和関係予算は、なお五、三六五万円であり、部落解放同盟県連の支出内容は、各地で問題視されている。議会費用の高過ぎる海外視察費用弁償は同意できない。議会関係費の従来型の支出は抜本的に見直すべきである。戦後農政の大転換と

言われる品目横断的経営安定対策は、農業県熊本の本命運を決めるほどの大問題であり、熊本モデルを対置するぐらいの構えで臨む必要がある。予算編成の基本については、行革で絞っても、大型公共事業など特大の財政支出があれば、財政改善は進まない。今後一層厳しくチェックしていくべきである。川辺川ダム建設も、当然その対象にすべきである（松岡）。

採決の結果、原案の通り可決または承認した。

3 条例等議案

(1) 議案第24号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 水川治水ダム建設（本体嵩上）工事、工事内容 ダム本体工、契約金額八億九、〇四〇万円、契約方法 一般競争入札

(2) 議案第27号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 菊池高校管理・教室棟改築工事、工事内容 鉄筋コンクリート造り、四階建て、延べ床面積五、一四八・六三㎡、契約金額 五億九、七四五万円、契約方法 一般競争入札

(3) 議案第28号 指定管理者の指定について

【説明】熊本県野外劇場について、特定非営利活動法人 文化施設支援機構を指定管理者に指定するものとする。

(4) 議案第68号 熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の制定について

【説明】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、認定基準を定めるため条

例を制定する必要がある。

- (5) 議案第77号 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】青少年の健全育成を図るため、インターネットカフェ、漫画喫茶またはこれらとの複合カフェへの少年の深夜の立入りを禁止するとともに、少年がインターネットにより有害情報を閲覧し、または視聴することがないようにする必要があるため、関係規定の整備を行う。

- (6) 議案第78号 熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】産業支援体制の強化を図るため、熊本県工業技術センター、熊本県食品加工研究所および熊本県計量検定所を統合し熊本県産業技術センターとすることに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

- (7) 議案第98号 熊本県森林・林業・木材産業基本計画の変更について

【説明】本基本計画の変更については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例の規定に基づき議会の議決を経る必要がある。

【審議】各常任委員会に付託された議案については、全員賛成または賛成多数をもつてすべて原案の通り可決または承認することに決定した。二月二十七日、三月一五日の本会議で採決が行われ、各常任委員長報告の通り、原案を可決した。

4 議員提出議案

- (1) 議案第1号 官製談合等公共調達に係る不正の根絶と入札制度改革についての決議

【説明】二月二十七日、古閑三博議員（自由民主党）ほか九人から本会議に提出された議案であり、昨年一二月、全国知事会は、一連の官製談合事件を踏まえ、「都道府県の公共調達改革に関する指針」を取りまとめ、「官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言」を行った。この指針に基づく入札制度改革には、地域社会の混乱を招くことのないよう配慮して、適切な入札制度改革を検討されるよう強く求めることを決議するものである。松岡議員は以下の通り討論を行った。決議案の趣旨は、改革は当然としながら慎重にと受け取れるが、決議を上げることと何をもたらすかという点で決議の採択には同意できない。政府主導の入札改革について、大手を軸にした業界再編のための安ければよい式の入札改革に異を唱えるものこそ必要である。決議案は、一月県議会で、建設産業のルールづくり請願を否決されたことと著しく矛盾するものである。

- (2) 議案第4号 熊本県中小企業振興基本条例の制定について

【説明】三月一五日、古閑議員ほか六人から本会議に提出された議案であり、提出者前川議員（自由民主党）が次のように説明した。中小企業が熊本県の経済に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる条例を定め、中小企業の

健全な発展を図ることで、熊本県経済の活性化ならびに発展に寄与することを目的として、本条例を提案した。

【質疑】鬼海洋一議員（県民クラブ）から次のような質疑があった。この条例案が各派に示されたのが三月二日、突然の提出であり、審議の時間が少なく、条例としての専門性を深く探求する時間がなかったことが大変残念である。また、第四条九項に「安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備」が新たに挿入され、条例が制定されると、さまざまな要望が今後出されてくると思う。これらの内容の豊富化、実効性担保の仕組みとして、中小企業者、関係者の意見を聴取し、実施状況の取りまとめが必要と考えるが、どう考えるか。これに対して、前川議員が次のように答弁した。この条例は政策条例で、政党や会派が、議論し政策をつくり出すことが、分権時代の地方議会に求められている。この状況を踏まえ、会議規則にのっとり、今定例会に提出した。施行された後、社会情勢の変化や県民からの要望で改正することは、当然と考える。基本条例に沿って、県の施策が適正に実行されるかを議会として検証することも当然である。

(3) 議案第9号 「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書

【説明】三月一五日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議案であり、提出者岩中議員が次のように説明した。ホワイトカラーエグゼンプション制度は、労働時間の規制除外制度として、一定の要件を満たしている事務系労働者については、

時間外手当支払い義務を除外するものである。残業代ゼロだけでなく、労働時間規制そのものを適用除外しようとするところに重大な問題が隠され、労働時間規制の内容を根本的に揺るがす。導入方針そのものを撤回するよう要望する。

(4) 議案第10号 全国学力テストに関する意見書

【説明】三月一五日、岩中議員ほか一人から本会議に提出された議案であり、提出者松岡議員が次のように説明した。子どもたちの確かな学力形成と健やかな成長を求める立場から、また、個人情報保護の観点から、全国学力テストを中止する意思の表明を求めるものである。

【審議】採決の結果、議案第1号から第8号、11号は原案の通り可決、第9、10号は否決した。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
19・2・22	理容師法施行条例の改正に関する請願 開拓財産の優先売り払いに関する意見書の提出を求める請願	大西一史 溝口幸治 竹口博己 吉永和世

